東京株式取引所五十年史

序

我東京株式取引所ハ明治十一年ニ創立セラレ、今次昭和三年ニ至リテ正ニ五十年ニ達ス。人生五十必ズシモ長シト謂フベカラザルモ、法人殊ニ營利法人トシテ存續半世紀ニ及ブモノ、歐米ハ知ラズ、我國ニ於テハ頗ル稀矣。

此五十年間ニ於ケル我國ノ經濟界ヲ回顧スルニ、多クノ推移變遷アリ。我取引所モ亦幾多ノ波瀾ヲ重ネ、幾多ノ難局ニ當レルモ、所謂一難ヲ經ル毎ニ一倍ノ生長ヲ見ルヲ得タリ。夫ノ日淸、日露ノ兩戰役前後ノ財界波動ヲ始メ、世界大戰ニ由ル大正九年ノ反動、同十二年ノ大震災及ビ昭和二年ノ大恐慌等、算シ來レバ悉ク難關ナラザルナシ。幸ニシテ能ク之ニ善處シ、年ト共ニ基礎彌ヨ鞏固ニ、實力亦益々增進シタリ。

其資本金ハ創立當時ニ比シテ二百三十五倍トナリ、取引員ノ身元

保證金モ一千五百倍トナリ、而シテ株式賣買高ハ昭和元年度ニ於テ一萬三千八百餘倍ニ上レリ。

有價證券ノ賣買高ハ逐年增加シ、昭和元年全國取引所ニ於ル株式賣買總高二百十一億圓以上トナリ、我東京株式取引所ノ賣買高ハ百二億圓ヲ突破シテ、實ニ其約半數ヲ占ム。同二年ハ減少シタルモ尙六十六億圓ヲ超エ、世界大戰後ノ好況時ヨリモ遙ニ增加ヲ示セリ。

有價證券市場繁榮ノ主因ハ、彼ノ不健全ナル投機ノ助長又ハ思惑者流ノ增加ニアラズシテ全ク經濟界發達ノ大勢ニ由ル。卽チ經濟界ハ年ト共ニ進歩シ、近代產業ノ大部分ハ合本組織、殊ニ主トシテ株式組織ノ經營ニ依ルガ故ニ、自然ニ株式數量ノ增加ヲ來シ、且ツ國家及ビ地方團體ノ事業モ公債ニ依ルノ勢ヲ長ジ、之ニ加フルニ、既設會社ガ事業擴張ヲ社債ノ募集ニ求ムルノ多キアリテ、株式、公債、社債等諸證券ノ數、逐次增加シ、國民財產ノ大部分ヲ擧ゲテ有價證券化セントシ、其所有者亦激增シ、而シテ其分布狀態モ亦普遍的トナリ、曾テ都

市人又ハ有產階級ニ限局セラレシモノ、今ヤ都鄙ヲ問ハズ、貧富貴賤ヲ分タズ、有ラユル階級、有ラユル職業者ニ行渉レルガ故ニ、有價證券ニ利害ト興味トヲ有スル者亦大ニ增加シテ玆ニ有價證券ヲ民衆化シツヽアリ。

此狀勢ヲ反映スルハ卽チ取引所ナリ。爲ニ取引所ハ國民生活トノ關係極メテ密接トナリ、自ラ取引所ヲシテ國民共通ノ公共機關タラシメントス。故ニ取引所ハ昔時ノ所謂相場師ノ輸贏壇場ニアラズシテ、今ヤ國民生活ノ必要機關トシテ天下ノ廣居ニ立チ、天下ノ大道ヲ行クベキモノ、經濟界ノ中樞機關トシテ財界ノ中央ニ正坐スベキモノトナレリ。歐米ノ取引所ガ夙ニ民衆化シ、民衆亦一般ニ能ク取引所ノ機能ヲ理解シ、其然ラザル者アラバ、何レノ階級者タルヲ問ハズ、總テ非常識人トシテ侮蔑セラルヽト云フ。我國ノ近キ將來亦必ズ當サニ斯ノ如クナルベキヲ信ズ。

我取引所モ此必然ノ趨勢ニ伴ハシムベク公定相場ヲ全國的ナラ

シメ、更ニ進ンデ之ヲ國際的ニ擴張セントシ、昭和二年以來、世界ノ大取引所二十箇所トノ聯絡ヲ計リ、既ニ其十七箇所ヨリ熱心ナル贊同ヲ得、諸種文書ノ交換往復ヲ實施シテ、我取引所ノ權威ヲ重カラシメツツアリ（伯林取引所ハ毎日其相場表ヲ送附シ來ル）。

我有價證券市場ノ使命ハ重且ツ大ナリ。而モ將來改善シ又ハ擴張スベキモノ二三ニシテ止ラズ。總テ最善ノ努力ヲ以テ最良ノ解決ヲ與ヘンコトヲ期ス。今日ニ於テ過去五十年ヲ回視スレバ其進步發展ノ迹異常ナルモノアリト雖、更ニ將來ノ五十年ニ想到セバ、其變化一層大ナルモノアラン。蓋我帝國國運ノ發展ハ窮リナク、財界ノ膨脹ハ亦自ラ之ニ對應セン。而シテ直ニ之ヲ反映スベキモノハ卽チ證券取引所ニシテ其前途益々多事ナルベシ。玆ニ我東京株式取引所五十年史ノ編纂ニ當リ一言述ベテ敢テ之ヲ序トスト云爾。

昭和戊辰秋　理事長室ニ於テ

岡崎國臣識

正誤表

頁	行	誤	正
例六	十行目	明治三十一年竣成の本所事務所正面	明治三十二年竣成ノ本所事務所正面
次一四	九行目	前段の定め	別段の定め
二五	下段十四行目	(直引制限命令)	(直取引制限命令)
五一	十三行ノ終リニ		(第十三章第四節參照)
九一	十行目	「舊五八の六項」トアルハ、九八ノ六項削除」ノ意味ニシテ以下總ベテ同斷、但シ括弧内六號活字ノ舊ハ此ノ意味ニ非ズシテ舊條參照ノ意味ナリ	
九八	末行目	豫約證據金	豫納證據金
一一二	六行目	約入したる	納入したる
一一七	五行目	新定取引法	新定取引所法
一五八	五行目	壙古の大戰	曠古ノ大戰
一六六	十三行目	生糸・綿 相場	生糸・綿糸相場
一七二	十一行目	二十四日	十四日
一七九	三段目	一株ニ付〇株六二四	一株ニ付〇株六二五
二〇三	三段三行目	一〇三	二〇三
二一二	十九行目	(大正九年九月二十九日實施)	(大正九年九月二十日實施)
三〇三	十一行目	一等(銀盃三個一組小)	一等(銀盞三個一組小)
三二二	上段五行目	同年同月二十四日	同年同月二十日
三四二	上段二行目	同五番地(中央證券 地)	同五番地(中央證券敷地)
三六三	下段十行目	〃二、七〇四・四三	延二、七〇四・四三
三八五	末行目	一、三四二・七九(株	二、三四二・七九〇株
四一九	十一行目	全國株式取引及株式取引員組合聯合大會	全國株式取引所及株式取引員組合聯合大會
四二三	十三行目	小口落相殺にし	小口落相殺に對し
同	十四行目	審査委査委員	審査委員
四八四	下段一・二行目	萬分ノ二五	萬分ノ二・五
四八八	下段十三行目	一切ノ切類	一切ノ書類
五二一	上段三行目	賣方ノ負擔	買方ノ負擔

東京株式取引所五十年史　目次

頁

第一章　本邦取引所制度の沿革……一

第二章　本所の沿革……二七

第三章　定款・業務規程……五九

第四章　市況概觀……一二三

第五章　資本金・株主……一七九

第一節　資本金……一七九

第二節　株　主……一八〇

第六章　手數料……一八三

第七章　賣買證據金・代用有價證券……二二五

第八章　取引員身元保證金……二三九

第九章　役員・所員……二四五

第一節　役　員……二四五
第二節　所　員……二五六
第十章　取引員……二五九
第一節　員數。現在取引員……二五九
第二節　取引員組合委員……二六八
第三節　多額賣買。其の他表彰……二八三
第四節　違　約……三〇八
第十一章　仲裁委員。商議員……三一五
第一節　仲裁委員……三一五
第二節　商議員……三二一
第十二章　建築・施設……三二五
第十三章　近年市場重要問題……三六五
第一節　大正五年の動搖……三六五

第二節　大正九年の財界恐慌……三七七
第三節　大正十一年取引所法改正による限月短縮顚末……四〇四
第四節　大正十二年の大震火災……四一一
第五節　大正十三年創始の早受渡手形……四二三
第六節　昭和二年の金融恐慌……四三六
第十四章　取引所關係法規……四五一
第一節　原始規定……四五一
第一　株式取引所條例……四五一
第二　定　款……四五五
第三　申合規則……四六三
第二節　現行法規……四六八
第一　取引所法……四六八
第二　取引所令……四七五

第三　取引所法施行規則……四七九
第四　取引所税法……四八四
第五　取引所税法施行規則……四八七
第六　其の他省令・通牒……四八八
第七　定款・業務規程……五〇三
(甲)　定　款……五〇三
(乙)　業務規程……五〇九
第八　受託契約準則……五二九

第十五章　諸統計

……卷末ヨリ……一
第一表　上場株式資本金・債券現在高・銘柄數表……三
第二表　半期別賣買高・受渡高表……一〇
第三表　取引種類別賣買表……二四
(一)　實物(現場・直・延・現物)取引……二四
(イ)　金銀貨幣……二四
(ロ)　債　券……二四

(ハ) 株式……五三
(附) 延取引……六〇
(二) 長期(定期・清算)取引……六一
(イ) 金銀貨幣……六一
(ロ) 債券……六一
(ハ) 株式……六九
(三) 短期取引……一〇〇
株式……一〇〇
第四表 早受渡手形一覧表……一〇四
第五表 銘柄別相場高低表……一一〇
(一) 長期(定期・清算)取引……一一〇
(イ) 金銀貨幣……一一〇
(ロ) 債券……一一一
(ハ) 株式……一二五

（二）短期取引……二五六
株　式……二五六
第六表　最近賣買物件表……二六二
第七表　最高記錄表……二九七
第八表　貸借對照表・收入支出及利益金處分表……二九八
（一）貸借對照表……二九八
（二）收入支出及利益金處分表……三一〇

本所理事長序文（卷頭）

口繪寫眞

一、明治三十一年竣成の本所事務所正面
一、設計中の本所事務所全景
一、昭和二年竣成の本所市場正面及び立合中の光景
一、本所創立發起人・役員及び取引員組合正副委員長

口繪圖表

一、本所株・同新株相場高低
(附)各取引一日平均賣買高・本所配當率
一、上場株式公稱資本金及び上場債券發行額現在高
一、株式年別賣買高及び受渡高・十箇年間賣買高比較・株式年別賣買代金及び受渡代金
一、株式長期取引事業別賣買高
(一)賣買高累計
(二)期間別賣買高百分比
一、貸借對照表・收入支出及び利益金
一、期別相場高低
(一)鐘淵紡績株・日本郵船株・大日本麥酒株・久原鑛業株
(二)富士製紙株・東京瓦斯株・臺灣製糖株・淺野セメント株・東京電燈株
(三)南滿洲鐵道株・日本石油株・北海道炭鑛汽船株・甲號五分利公債

挿繪

一、本所敷地變遷圖(第一圖)
一、本所第一回改築平面圖(第二圖)

一、本所增築及び模樣替平面圖（第三圖）

一、本所第二回改築圖（自第四圖至第七圖）

一、本所貸事務所平面圖（第八圖）

明治三十二年竣成ノ本所事務所正面

設計中の本所事務所全景（後方別館は市場）

立會中ノ光景

昭和二年竣成ノ本所市場正面

發起人
益田孝氏

發起人
澁澤榮一氏

發起人
三井武之助氏

發起人
三野村利助氏

發起人
三井養之助氏

發起人
明治十一年一月十七日　肝煎就任
同　年同月三十一日　頭取就任

明治十[illegible]年八月二十七日　頭取就任
同　十四年[illegible]月九日　副頭取就任

明治十九年十月十七日　頭取就任

發起人
明治十一年一月十七日　肝煎就任
同　十二年一月十二日　頭取就任

明治二十一年五月五日　頭取就任

前頭取
河野敏鎌氏

前頭取
小松彰氏

前頭取
井關盛艮氏

前頭取
谷元道之氏

前頭取
澁澤喜作氏

發起人

明治十一年一月十七日 肝煎就任

明治十三年八月二十七日 肝煎就任

明治十三年八月二十七日 肝煎就任

明治十六年一月十日 肝煎就任

前幹事
諸葛信澄氏

前幹事
福地源一郎氏

前幹事
田口卯吉氏

前幹事
朝吹英二氏

明治二十五年一月十日頭取就任
同二十六年九月二十日理事長就任

明治二十年一月七日肝煎就任
同二十一年五月五日副頭取就任
同三十三年一月七日理事長就任

明治三十二年一月八日理事長就任

明治四十四年十二月二十二日理事長就任

前理事長
中野武營氏

前理事長
大江　卓氏

前理事長
郷誠之助氏

前理事長
金子堅太郎氏

明治二十二年一月七日　肝煎就任
同　二十六年二月十六日　副頭取就任
同　年九月二十日　理事就任
同　三十七年七月二十三日　理事長代理就任

明治二十七年三月十二日　仲買人組合委員長就任
同　二十八年一月十三日　監査役就任
同　四十四年十二月二十二日　理事就任
大正八年三月二十九日　理事長代理就任

明治四十四年十二月二十二日　理事長代理就任

明治十六年二月二十三日　肝煎就任
同　二十六年九月二十日　理事就任

前理事長代理
山口卯之助氏

前理事長代理
伊藤幹一氏

前理事
中島行孝氏

前理事長代理
角田眞平氏

明治二十八年一月十三日理事就任

明治三十六年一月二十四日理事就任

明治三十六年一月二十四日理事就任

明治三十九年十二月二十二日理事就任

明治四十四年十二月二十二日　理事就任

大正三年四月二十三日　仲買人組合委員長就任
同七年十二月二十八日　監査役就任
同八年十二月二十五日　理事就任

大正八年十二月二十五日　理事就任

大正十年十二月二十七日　理事就任

前理事
前川太兵衛氏

前理事
小池國三氏

前理事
河合良成氏

前理事
石川渉氏

明治二十六年九月[illegible]十日　監査役就任

明治三十二年一月八日　監査役就任

明治二十九年一月十日　仲買人組合委員長代理就任
同　三十一年九月八日　仲買人組合委員長就任
同　三十二年一月八日　監査役就任

明治三十一年一月九日　監査役就任

明治三十二年一月六日　仲買人組合委員長就任
同　年一月八日　監査役就任

前監査役
山中隣之助氏

前監査役
籾山半三郎氏

前監査役
小布施新三郎氏

前監査役
三枝守富氏

前監査役
半田庸太郎氏

明治三十五年七月十一日　仲買人組合委員長代理就任
同　三十七年一月二十五日　監査役就任
同　四十一年十二月十八日　仲買人組合委員長就任

大正九年十一月十三日　監査役就任

明治四十四年十二月十四日　仲買人組合副委員長就任
同　年十二月二十二日　監査役就任
大正五年二月七日　仲買人組合委員長就任

大正六年六月二十九日　監査役就任

前監査役
内田直三氏

前監査役
渡邊對三氏

前監査役
渡邊勝三郎氏

前監査役
南波禮吉氏

大正七年六月二十九日　理事就任
同　八年十二月二十五日　理事長代理就任
同　十三年十二月二十日　理事長就任

大正十三年十二月二十日　理事長代理就任

明治四十四年十二月二十二日　理事就任

明治四十年十二月二十四日　監査役就任
大正十二年十二月二十六日　理事就任

大正十二年十二月二十六日　理事就任

理事長
岡崎國臣氏

理事長代理
長滿欽司氏

理事
藤山雷太氏

理事
前田二平氏

理事
鹽田省次郎氏

大正十四年六月二十七日　理事就任

大正十五年六月二十三日　理事就任

昭和二年十二月二十三日　理事就任

大正三年十二月二十三日　監査役就任

昭和二年十二月二十三日　監査役就任

理事兼支配人
三上良兼氏

理事
若尾璋八氏

理事
松本孫右衛門氏

監査役
窪田四郎氏

監査役
關谷兵助氏

大正九年三月二十三日 仲買人組合副委員長就任
同年九月二十日 國債仲買人組合副委員長就任
同十一年四月十二日 一般取引員組合委員長就任

大正十一年十二月二十七日 國債取引員組合委員長就任

大正九年九月二十日 國債取引員組合委員長就任

明治三十一年九月八日 仲買人組合委員長代理就任

大正十二年七月二日 貸借取引員組合副委員長就任
同十三年五月三十日 短期取引員組合副委員長就任

國債取引員組合
前委員長
彌永克己氏

一般取引員組合
前委員長
杉野喜精氏

國債取引員組合
前委員長
片山繁雄氏

短期取引員組合
前調委員長
二宮頴治氏

仲買人組合
前委員長代理
村上太三郎氏

大正十一年六月三十日
一般取引員組合副委員長就任

大正十三年六月二十八日
一般取引員組合副委員長就任

大正十三年七月一日
實物取引員組合副委員長就任

大正十一年十二月一日
實物取引員組合副委員長就任

昭和二年一月二十九日
實物取引員組合副委員長就任

一般取引員組合
前副委員長
田口重一氏

一般取引員組合
前副委員長
栗生藤三氏

實物取引員組合
前副委員長
成瀨省一氏

實物取引員組合
前副委員長
石崎石三氏

實物取引員組合
前副委員長
岩田鐐三氏

大正十一年四月十二日　一般取引員組合副委員長就任
同　十三年六月二十八日　一般取引員組合委員長就任

大正十一年六月三十日　一般取引員組合委員長就任
同　年十二月一日　實物取引員組合委員長就任
同　十三年五月三十日　短期取引員組合委員長就任

大正十四年六月三十日　一般取引員組合副委員長就任

大正十五年六月十六日　短期取引員組合副委員長就任

大正十三年七月一日
實物取引員組合委員長就任

大正十四年十二月二十二日
國債取引員組合委員長就任

昭和三年六月十六日
實物取引員組合副委員長就任

大正十五年十一月二十二日
國債取引員組合副委員長就任

國債取引員組合
委員長
天宅敬吉氏

實物取引員組合
委員長
片岡辰次郎氏

國債取引員組合
副委員長
山口增藏氏

實物取引員組合
副委員長
今井安太郎氏

東京株式取引所株 同 新株 相場高低表
(附) 各取引所一日平均賣買高 本所配當率
配當率
株式 日平均賣買高

上場株式公稱資本金及上場債券發行額現在高
長期取引
短期取引
實物取引
上場株式公稱資本金額(昭和二年下半期末)
上場債券發行額現在高百分比(昭和二年下半期末)
債券
株式
円億

株式年別賣買高及受渡高
凡例
總賣買高
實物現物取引
短期取引
長期定期取引
十个年間賣買高比較
創業ヨリ十年間ヲ一期トシ順次十年ヲ二三四五期ニ分ツ
長期取引
短期取引
實物取引
一期
二期
三期
四期
五期
株式年別賣買代金及受渡代金
(明治二十九年以前ハ不明)

株式長期取引 事業別賣買高

註 第一期 自明治十一年至同二十年　第二期 自明治二十一年至同三十年　第三期 自明治三十一年至同四十年　第四期 自明治四十一年至大正六年　第五期 自大正七年至昭和二年ナリ
礦業ハ石炭、石油及金屬鑛業ヲ含ミ紡織ハ紡績、紡織、製絲、毛織及製麻ヲ含ム

賣買高累計

期間別賣買高百分比

期別相場高低表 (一)

註 額面五拾円全額拂込ノ相場ナリ但シ然ラサルモノハ註ヲ附ス
大正三年迄ハ年別トシ大正四年以降ハ期別トス
△印ハ新株落

期別相場高低表 (二)

富士製紙株

東京瓦斯株

台湾製糖株

浅野セメント株

日本郵船株

期別相場高低表 (三)

南滿洲鐵道株
日本石油株
北海道炭礦汽船株
甲號五分利公債
自明治四十年至同四十三年整理公債
自明治四十三年至同四十一年帝國五分利公債
明治四十二年以降甲號五分利公債
額面百円全額拂込（滿鐵）
額面二百円全額拂込
五十円拂込
廿五円拂込
大正四年
五
年
六
年
七
年
八
年
九
年
十
年
十一年
十二年
十三年
十四年
十五年昭和元年
昭和二年

東京株式取引所五十年史

第一章　本邦取引所制度の沿革

德川氏時代の取引所

本邦に於ける取引所の制度は、遠く源を德川幕府時代の帳合米制度に發したるものにして、夙に商業の中心地たりし大阪に於て發達したるが、江戸に於て米商會所を允許したるは、今より百九十八年前、卽ち享保十五年七月（西暦千七百三十年）なり。爾來、幕末に至る迄、各地に米相場會所を存したるが、明治維新に至り、政府は是等の會所を賭博所と同視し、明治二年四月を以て大阪堂島の石建米商內を禁止し、其の他、各地に於ける米延商內も亦之を禁止し、米相場會所の閉鎖を命じたり。

明治政府の取引所政策

然れども政府は取引所の必要を無視したるにはあらずして、東京の有力なる商人を慫慂して貿易商社なるものを組織せしめ、同年六月、正米取引を爲さしめ、次で四年四月、大阪堂島米商會所の再興を許可し、頭取を任命し、其の給料を官給し、更に六年三月、東京商社（貿易商社の改稱）に對し、堂島米會所の制度に則りて米の定期取引を許可したり。是に於て、明治政府の取引所政策、略々定まる。

株式取引條例發布

明治六年以來、政府は各種公債を發行し、民間亦銀行及び商社を設立するもの相踵ぎ、有價證券漸く增加したるを以て、政府は之が流通を圓滑ならしめんが爲め、範を倫敦株式取引所に採

り、多少、本邦の事情を參酌し、七年十月十三日、布告第百七號を以て「株式取引條例」を發布し、東京・大阪に各一箇所の取引所を設置す可き旨を勸奬し、且つ既に許可したる米會所も之に準據して設立せしめんが爲め、同年十二月二十七日、布告第百三十八號を以て米・油限月賣買を禁止し、更めて右條例に據り許可を受く可き旨を令し、翌八年五月二十八日、大藏省布達甲第十六號を以て米穀相場會社創立準則を發布し、條例に對する細則を規定したり。然れども右二法令は實際の事情に適應せざる規定多かりしを以て、各米會所は、專心、延期を追願して營業を繼續し、又之に依りて新に取引所を設立せんとする者なかりし爲め、全く實施するに由なかりき。是を以て、政府は上記の諸法令を根本的に改訂するの必要を認め、先づ九年八月一日、布告第百五號を以て米商會所條例を發布し、實際の事情を參酌して實行的のものと爲したり。株式取引條例に關しては、東京府内の實業家の建言を容れて、十一年五月四日、布告第八號を以て新に「株式取引所條例」を制定發布し、曩の株式取引條例を廢止したり。

株式取引所條例發布

右株式取引所條例は、之を株式取引條例に比すれば、其の內容著しく實際的となれり。卽ち大體に於て米商會所條例と其の立法の精神を同うし、我國古來の投機取引の精神を認容したり。卽ち

株式取引所條例の要點

一　定期取引に於て三箇月の限月賣買を公許し

二　約定期限內の轉賣買戾に依る解約を認め

三　違約處分の事を規定し

四取引所を營利的株式會社組織と爲したる等は其の骨子たるものなり。次で同年五月九日、大藏省布達甲第十四號を以て株式取引所は當分の內、東京及び大阪に各一箇所を限り設立を許す旨を令し、東京株式取引所及び大阪株式取引所相次で設立せられたり。

洋銀取引所設立

當時、不換紙幣の氾濫に因り紙幣に打歩を生じ、正貨の缺乏を告ぐるに至りしを以て、金銀貨、特に銀貨の空相場盛に行はれ、就中、橫濱に於ては、弗相場の關係上、最も多く行はれたり。仍て政府は明治十二年二月十三日、布告第八號を以て橫濱の洋銀相場取引を禁止し、且つ株式取引所條例に依り資本金十萬圓以上を以て洋銀取引所を設立す可き旨を令し、資本金二十萬圓の橫濱洋銀取引所の創立を許可し、次で同年九月二十二日、布告第三十七號を以て東京株式取引所竝に大阪株式取引所に金銀貨幣の取引を許可したり。而して金銀貨幣の取引方法は他の公債・株式と其の趣を異にし、定期取引は千圓を以て切手一枚と定め、之を單位として呼値は一圓を以てし、現場は百圓建を以て賣買することとし、受渡に用ふる金貨は一圓・二圓・五圓・十圓・二十圓の五種にして、銀貨は一圓銀（量目七匁一七 六・銀九・銅一）に限るも、墨西哥弗及び政府の許可したる該手形（紙幣）を以てすることを許可したり。然るに紙幣の下落は、益々、甚しく、爲めに米穀及び金銀の賣買不穩に陷り、賣買上の紛議頻出せしを以て、十三年四月十二日、大藏省達を以て全國各米

米穀及金銀貨賣買停止

商會所及び株式取引所に對し、當分の間、米穀及び金銀貨幣の賣買取引を停止し、尙ほ同月十五日、布告第十九號・第二十號及び第二十一號を以て取引所役員の選定・仲買人の資格・責任・賣買證

據金・違約處分及び祕密賣買に對する制裁等に關して、從來の法規の缺漏を補ひ、以て取引所界の粛整を期したり。而して取引所は右條例の改正に伴ひ、定款竝に申合規則を改正したれば、金銀貨幣賣買は同年五月四日、解停したるも、其の取引の實情に鑑み、同月十九日、布告第二十四號を以て更に其の定期賣買を禁止したり。後、十六年八月六日、布告第二十七號を以て二箇月以內の定期取引を許可したるも、十八年十一月二十八日、布告第三十九號を以て明治十九年一月一日以後、金銀貨幣取引全部を禁止したり。而して一方、米穀取引に就きては、現場取引は十三年九月一日より、定期取引は同年十月一日より解停し、以前の如く賣買を許可したり。

金銀貨賣買禁止

明治十四年四月、農商務省設置せられ、株式取引所及び米商會所は其の主管に移屬し、同省商務局の管掌となれり。

農商務省設置

不換紙幣の整理漸く其の緒に就くに及び、金銀貨幣の賣買は、漸次、衰頽し、又株式及び米穀の取引も各種法制上の束縛の爲めに其の數量を減じたるが、之が爲め却て不正取引の增加を來し、仲買人・委託者間の紛議絕ゆることなく、取引所は之が調停に寧日なきの情況なりしかば、明治十五年五月二十四日、布告第二十六號を以て米商會所條例中に改正追加を爲し、仲買人の賣買行爲・違約處分・取引所稅・會所及び仲買人の營業監視に關する規定を設け、更に同年十二月二十七日、布告第六十四號を以て株式取引所條例中に改正追加を爲し、初めて取引所の賠償責任を法定したり。尙ほ之と同時に仲買人納稅規則（布告第六十五號）制定せられ、賣買取引に重稅を課するに至れるを以て、不換紙幣の整理に伴ふ通貨の收縮と相俟て取引市場は寂寞を來し

賠償責任制及仲買人納稅規則制定

たれば、十八年十一月、税則を改正して税率を輕減したるも、取引所界の疲弊は其の極に達し、容易に恢復の色なかりき。是に於て取引所改善問題朝野の間に論議せられ、政府は二十年五月十四日、勅令第十一號を以て取引所條例を發布したり。是れ所謂ブールス條例にして、泰西の會員組織に傚ひて我取引所の組織を根本より改革せんとするものにして、從來、分離したる米商會所と株式取引所とを同一規定の下に立たしめんとしたるものなり。即ち

取引所條例發布（ブールス條例）

一會員にあらざれば取引所に於て賣買取引を爲すことを得ざること

二仲買人たる可き者は會員に限り、營業保證金千圓以上・二萬圓以下の納付を要すること

三會員は自己の賣買取引のみを爲し、仲買人は他人の委託賣買を爲すを專らとし、自己の賣買取引を爲すことを得ざること

四取引所に於て爲したる賣買取引に關し爭論を生ずるときは、取引所役員の仲裁を受くることを要し、裁判所に上訴することを得ざること

とし、違約の場合に於ける取引所の賠償責任規定を、全部、削除せり。而して同年六月一日、農商務省令第三號を以て取引所條例施行細則を發布し、賣買の方法・其の他、營業上、巨細の規定を設けたり。然れども該條例は我國の經濟事情に適せざるのみならず、多年の商慣習をも無視したるものなるが故に、當業者は擧つて之に反對したるが、政府當局は之に耳を藉さず、東京・大阪・其の他、主要地の實業家を勸誘して會員組織取引所の設立を計畫せしめしかば、新取引所の設立を出願する者相踵ぎたるが、此の時に方り、舊取引所は相前後して營業滿期に達す可かりし

會員組織取引所設立

營業延期

を以て、其の解散に伴ふ損失を緩和せんが爲め、專心、其の營業期限の延長を請願したり。旣にして政府部內に於ても之が實行に就き異議を挾む者あり。新條例實施に關する準備も亦意の如く進捗せざりしかば、先づ二十年十月、舊取引所の營業期限を明治二十二年五月末迄延期を許可し、官吏を歐米に派遣して各國取引所の實情を調査せしめ、次で二十一年十月一日、更に營業期限を明治二十四年六月迄延期のことを決定し、此の間に於て新舊交代の準備を完了することとしたり。一方、取引所側に於ても亦歐米に視察員を派遣して調査せしめたり。是等の視察員は二十三年五・八月の交、相前後して歸朝したるが、旣に新條例に依り開業したる新取引所（神戸・佐賀兩取引所）の成績豫期の如くならずして、政府に於ても條例改正の必要を認め、二十三年九月、舊取引所に對し、營業期限を明治二十七年六月迄延期することを許可し、而かも延期の條件として、株式取引所に對しては（一）取引所に仲裁機關を設くること（二）明治二十四年七月以後、三府に於ける取引所の仲買人身元保證金を增加すること（三）同期日以後、每決算期には一定率の別途積立金を爲すこと（四）同期日以後、取引所株式を市場に於て賣買せざること（五）約定直段の決定方法を改むることの實行を命じたり。

取引所法發布

政府は舊取引所の營業期間を三箇年間延長する一方、鋭意、取引所法規の改正に從事し、明治二十五年十二月、改正案を第四回帝國議會に提出したり。取引所法案卽ち是れなり。議會は之に對して當業者の意見を容れ、（一）仲買人の賣買上の責任（二）商品取引の爲めに倉庫を設置し、指圖式倉荷證券を發行し得るの規定（三）延取引市場設立規定に關し重要なる修正を施して通

過せしめたり。是れ二十六年三月三日、法律第五號を以て公布せられたる取引所法なり而して本法の委任事項たる仲買人免許料・賣買取引方法・取引所の資本金・營業保證金・手數料及び積立金に關し、政府は全國商業會議所の委員を招集して之に諮詢したる後、同年七月二十一日、勅令第七十四號を以て發布し、同月二十二日、農商務省令第十三號を以て取引所法施行規則を公布したり。是に於て、多年、取引所界の懸案として喧囂を極めたりし問題は、漸く其の解決を見るに至れり。今、新法令を舊條例に比較し、其の改正事項と目す可きものを列擧すれば左の如し。

取引所法令の改正要點

一 取引所の獨占的地位を確保し、同種の物件を賣買取引する取引所を一地區一箇所に限りたること

二 取引所を會員組織と株式會社組織との二種とし、株式會社組織の取引所には資本金額三分の一の營業保證金を徵するも、會員組織の取引所には之を徵せざること

三 賣買取引者は、會員組織の取引所に於ては仲買人及び會員に限り、株式會社組織の取引所に於ては仲買人に限ること

四 會員は自己の計算を以てするの外、賣買取引を爲すことを得ざれども、仲買人は計算が自他の如何に拘らず、取引所に對し其の賣買取引上、一切の責任を負ふこと

五 賣買取引の種類を直取引(五日以內受渡)・延取引(百五十日以內受渡)及び定期取引(三箇月以內受渡)の三種と爲し、新に延取引の一種を加へたること

六　取引所は證據金及び身元保證金に就き他の債主に對し優先權を有すること

七　取引所は法人として財産を所有し、及び之を處分することを得。且つ取引所の責任は其の財産に限ること

八　株式會社組織の取引所の資本金は三萬圓以上とし（會員組織取引所には資本金の制限なし）若し其の營業部類に屬する商品の倉庫を設置するときは、之に關する資本金は右の資本金以外とすること

九　賣買手數料は賣買約定代金の千分の八を超ゆることを得ず。會員組織の取引所に於ては、利益を會員に分配するの目的を以て手數料を徴收することを得ざること

一〇　定期取引の賣買に於ては（一）單位賣買（二）競賣買（三）標準賣買（米に限る）（四）契約期限内に於ける轉賣買戻を以てする賣買の相殺（五）賣買者雙方より證據金を徴收する方法を用ふることを得ること

新舊取引所許可

右法令の實施に當り、政府は勗めて寛容の態度を採り、在來の取引所に對しては概ね之が營業繼續を許可し、又新設の出願に對しては土地の情況及び取引額の多寡を參酌し、多數、之を許可したり。

現物市場設立禁止

日清戰役後、經濟界の膨脹に伴ひて投機熱流行し、特に東京・大阪・名古屋の各都市に於て、現物市場を設置するの企畫を爲すもの續出せしを以て、政府は明治二十九年三月二十一日、農商務省令第一號を以て之を禁遏したり。然れども新法に於て、取引所の資本金額を最低三萬圓と

為したるが故に、地方小取引所の設立を容易ならしめ、其の結果、種々の弊害を醸成するに至りしを以て、政府は三十五年六月二日、勅令第百五十八號を以て明治二十六年勅令第七十四號を改正し

勅令第百五十八號

一　取引所の資本金を十萬圓以上とし、株式會社組織の取引所は資本金の半額以上にして少くとも十萬圓を拂込みたる後にあらざれば、業務を行ふことを得ざること

賠償責任準備積立金

二　株式會社組織の取引所に於て株主配當が年一割を超ゆるときは、一割に當る金額を控除したる殘額の二分の一を賠償責任準備積立金と為すこと

三　會員及び仲買人の身元保證金を供託すること

限月短縮

四　有價證券定期取引約定期限は二箇月以内となし、米・其の他の商品に在りては三箇月以内とすること

五　轉賣買戻に依る解約法は株式會社組織取引所にのみ之を認むること

六　米の格付を定むるとき又は轉賣買戻の方法を定むるときは、農商務大臣の認可を受くること

等を規定し、同年七月一日より之を施行することとし、既設の株式會社組織取引所にして資本金額又は拂込金額が十萬圓に達せざるものは、同年十一月三十日迄に増加拂込む可きを命したり。是れ一方、地方小取引所を撲滅すると同時に、他方、投機取引を制限せんとするものにして、當業者に取りては容易ならざる問題なりき。特に二の賠償責任準備積立金及び四の有價

當業者絶對的反對事項

證券限月短縮に就きては、有力なる取引所は絶對に反對を唱へたり。而かも政府當局は斷乎として其の所信を遂行し、毫も當業者の要請を容れざりしが、施行後、株式取引所株は暴落し、其の賣買高は俄に激減して數箇月を閲するも恢復の模樣なく、爲めに有價證券の流通を阻礙するに至り、銀行業者の如きも亦聯合して政府の反省を促したり。是に於て農商務省は同年末、省内に調査委員を設けて之が善後策を講究せしめしが、議容易に決せず、三十六年四月七日、農商務省令第三號を以て延取引の方法を改正し、之に依り有價證券定期取引二箇月制の不便を補はんとしたり。即ち從來、轉賣買戻を許さざりし延取引に於て賣買者間の合意に依り債權債務の移轉を爲したる場合、取引所は其の賣買差金の立換又は預りを爲すこととし、以て轉賣買戻の手續を便にし、新に八十日期限受渡の延取引を認可したり。斯くて賣買者は定期取引の限月に依らずして自由に轉賣買戻を爲し、且つ定期取引の如く課税の負擔なくして、略々定期取引と同樣の賣買取引を行ひ得たるを以て、延取引は相當の取引を見るに至りたるも、之に反して定期取引は遂に全く賣買行はれず。爲めに國庫は取引所税の收入を失ふに至りたり。

八十日受渡延取引新設

然れども當業者は飽くまで限月復舊を希望して止まず、遂に帝國議會の問題となりて、三十六年七月、農商務大臣平田東助氏の引責辭職となり、淸浦奎吾氏之に更るに及び、同年八月十四日、勅令第百二十七號を以て定期取引の限月を復舊し、又賠償責任準備積立に關する規定に變更を加へて、斯界空前の物議を釀したる限月短縮問題も落着し、會々、金融の緩和と相俟て商況恢復の途に向へり。然れども尚ほ賠償責任準備積立金問題を殘存せしかば、當業者は、極力、之が

限月復舊

撤廢を期して畫策する所あり。三十九年二月、第二十二回帝國議會に於て有積立金に關する勅令規定の廢止建議案を可決したれば、政府は同年六月二十六日、勅令第百七十四號を以て右規定を削除したり。

日露戰役後の取引所政策

日露戰役後、政府は經濟界の實情に適應して取引所の機能を發揮せしめんが爲め、明治三十九年十一月一日、勅令第二百八十三號を以て明治二十六年勅令第七十四號中に改正を加へ、(一)國債證券の定期取引に限り限月に依らざることを得とし、以て戰役の爲めに激增せる國債の賣買取引を自由にし(二)商品の標準賣買を米以外、大麥・蠶絲及び棉花に及ぼし(三)直取引及び延取引に於ても定期取引と同樣、單位賣買・競賣買・證據金徵收を認めたるが、次で同年十二月十四日、農商務省令第三十三號を以て賣買委託者に對する取引所の賣買證明規定を設け、以て仲買人の呑行爲を防遏せんと期したり。

直取引制限命令

明治四十一年以來、東京株式取引所に於て直取引を奬勵したる結果、該取引漸く發展し、四十四年に至り、最も旺盛を極めたるが、同年四月の受渡に於て紛議を生じたるに依り、農商務大臣大浦兼武氏は五月二十一日、亥農甲第二千九百四十六號を以て命を各地方長官に下し、直取引の名の下に預合勘定・其の他、差金取引を爲すを嚴禁し、且つ直取引に就き競賣買及び糶賣買を停止せしめたり。是に於て市場は著しく沈靜の狀態に陷り、且つ日露戰役中、二回に亙りて增徵せられ、更に戰後繼續せられたる過重の取引所稅は定期取引の圓滑を阻止するの事實顯著なるものあり。乃ち直取引の禁止問題と關聯して、玆に再び取引所改善問題世に喧傳せられ、

取引所改善問題

當業者は、屢々、全國取引所聯合會を開催して取引所法令の改正に關する協議を重ね、各種の方法を以て政府當局者に建言する所あり。政府亦當業者の意見を徴するに啻ならず、改正案を作成して、之を大正三年二月、第三十一回帝國議會に提出したるが、議會は多少の修正を加へて可決したれば、同年三月三十日、法律第三十三號を以て取引所法中改正法律を發布し、同年九月一日より施行することとなれり。次で同年六月二十七日、勅令第百三十七號を以て新に取引所令を發布し、明治二十六年勅令第七十四號を廢止し、又六月二十九日、農商務省令第十六號を以て取引所法施行規則を改正し、從來、之に關して發布せし諸省令を廢止したり。今、右諸法令中、改正事項の主要なるものを列擧すれば左の如し。

改正取引所法令の要點

一 會員又は仲買人たる資格として、從來、一定の年限間、當該營業に從事せしことを條件とせしを、年限の制限を撤去し、且つ一旦、除名せられたる者と雖も、五箇年後には再び其の資格を得ることとし、而かも一般に仲買人たる事を得ざる制裁の範圍を擴張し、其の他、取引所は定款を以て仲買人たるの資格を任意に規定することを得、且つ其の員數を制限することを得としたること

二 取引所の役員又は仲買人は、同時に他の取引所の役員又は仲買人たることを得ず、又仲買人は取引所の役員たることを得ずとなしたること

三 仲買人は農商務大臣の認可を得たる場合を除くの外、其の本店以外に支店・出張所を設けて賣買取引の取扱を爲すことを得ずとなしたること

四 仲買人又は會員の廢業・死亡又は除名後に於ける現存玉取引の結了及び監督に關する規定を設けたること

五 取引所の役員又は使用人は、何人の名を以てするを問はず、其の取引所の取引物件に就き取引所に於ける賣買取引を爲し又は其の委託を爲すことを得ざるのみならず、其の取引所又は同種の物件を取引する取引所の仲買人との間に資金の供與・損益の分配・其の他、仲買人の營業に就き特別の利害關係を有することを得ずとなしたること

六 株式會社組織取引所の賠償關係に關して例外を置き、直取引及び延取引の違約に依り生じたる損害に就きては、其の責任を免るるの途を開きたること

七 定期取引に於ける仲買人の吞行爲の意義を明確にし、其の違反者には取引所に於て營業停止又は除名處分を行ふべきこととなしたること

八 取引所外に於て、定期取引と同一又は類似の賣買を爲す市場を開設し又は取引することを禁止したること

九 公定相場及び賣買高公示に關し新規定を設け、此の公定相場の眞正を攪亂したる者を處罰することとなしたること

一〇 直取引は契約成立の日より二日内、延取引は三日以上・百五十日内に受渡を履行し、定期取引は三月内、取引所規定の限月(棉花・綿絲又は蠶絲に限り六月内)に依るとなしたること

一一 直取引・延取引及び會員組織取引所の定期取引には競賣買の方法を禁じたること

一二　商品取引所には從來の倉荷證券の外、預證券・質入證券の發行を許したること

一三　賣買取引の單位に制限を付したること

行政系統の變化

尙ほ茲に注意を要するは、取引所に關する行政の中央集權的推移なり。甫め政府は他の一般行政に型り、取引所に關する行政事務をも、其の一部を地方長官の權限に委ねて第二次監督の形式を採用し、文書の如きも悉く之れを地方廳の經由に俟ちたりしが、斯くては市場の機微に遠ざかること多く、實際に迂遠なるの謗を免れず、統一上にも不便を感ずること甚だ多かりしを以て、漸次、直接應答の慣例を馴致し、地方長官の關與は纔に其の形骸を留むる有樣となれり。仍て政府は前記の法令改正を機會に、全然、其の形式を本省の直接監督に移し、發起・設立・若くは營業繼續等、法令中、前段の定めある場合を除くの外、文書の如きも、全然、地方廳の經由を要せざることとなしたれば、事務簡捷上、便益を被ること頗る大なるに至れり。

米取引單位に關する規定の施行延期

身元保證金に關する規定の施行延期

斯くの如くして、制度は茲に一新を加へたれども、經濟自然の消長は法令の豫期に反して時に條規の適用を妨げ、却て其の效果を減却せしむることなきを保し難く、大正三年下半期の米價は、特に前記十三項に掲げたる制限中、米の定期取引の單位五十石を百石に改むるを至難ならしめ、大正四年一月、勅令第五號を以て適用の期日を大正五年六月末日に延期し、更に之を同五年二月、勅令第十三號を以て同六年六月末日に、及び同六年五月、勅令第四十九號を以て同十年十二月末日に延期するの止むなきに至りたるが、身元保證金の增額に就きても、亦不況時に際して遽に之れを差入るるの困難あるを認め、大正五年八月、勅令第二百一號を以て大正八年

八月末日に至る迄の間、順次、之を分納せしめ得べき規定を設けたり。

取引所の營業保證金に就きては、時世の變遷に從ひ、近時、漸く其の必要を云々せらるるに至りたれども、之が制度は明治七年、初めて株式取引條例發布の時、資本金額の三分の二を定額としてより、永く變改の跡を留めず、這次の改正に於て漸く之を五分の一に引下げたり。然るに大正六年五月、政府は勅令第四十九號により、其の定額を資本金額の二十分の一に改めたり。

取引所の營業保證金額の變更

大正五年十月、寺内（毅氏）内閣成立したるが、時恰も歐洲大戰の最中にして、大戰の刺戟による物價、就中、食糧品の急騰甚だしく、國民の生活を脅威すること大なるものありしかば、政府も大に其の傾向を憂へ、種々、對策に腐心する所あり。農相仲小路廉氏は物價暴騰の原因を以て奸商の買占め・買煽りにありとなし、暴利取締令を設けて巨額の思惑を監視し、苟くも疑あれば警告又は誡告を發して被疑者の身邊を覗ひ、屢々、命令を發して米穀取引所の立會を停止する等、極力、人爲相場の抑壓に力めたるが、適々、取引所に於ける小口落の慣行が、仲買人をして、其の手許に多額の委託證據金を預らしむるに着眼して、之を弊害の根源となし、大正七年六月、勅令第二百二十九號を以て取引所令中改正を行ひ、

小口落禁止令

一　仲買人に對しては、定期取引の委託玉に就き委託者の指圖なくして轉賣買戻を爲すことを禁じ

二　取引所に對しては、同一仲買人の兩建玉と雖も賣買證據金の免除を爲すことを禁じ

たり。之に就きては、其の後、屢々、當業者の復活要求ありたるのみならず、大正九年三月、經濟界

に起れる一大反動に際會したる取引所をして此の小口落禁止の爲めに、一層賣買の整理を困難ならしめ、救濟の度を深刻ならしめたるの事實は、豫て同禁令の解除を考慮しつゝありたる原（敬氏）内閣の農相山本達雄氏を動かし、同年六月、勅令第百八十二號を以て

小口落解禁

一 小口落の禁令は單に委託者の指圖ある場合に限るとなし

二 同一仲買人の兩建玉に加へたる制限は之を撤廢し

三 唯だ農商務大臣の指定したる證據金に限り其の半額は現金を以て納入せしむること

となしたり。茲に於て、此の點に關する當業者の苦痛は殆ど除去せられたれども、是と同時に政府は株式會社組織取引所に於ける仲買人の身元保證金を改め、之れが定額の基礎を取引所の資本金に求めて（一）取引所の資本金が二千萬圓以下なるときは、其の資本金額の千分の五以上にして最低五千圓を下らざらしめ（二）其の資本金が二千萬圓を超ゆる時は、其の超過額に就き農商務大臣之を指定するものと規定したり。是れ經濟界の膨脹に伴ふ仲買人の信用向上を目的となしたるに外ならず。

身元保證金の變更

斯く勅令の改正は、時々、其の必要に應じて行はれたれども、之れが根本法たる取引所法に就きては、大正三年の改正以來、其の事なく、併かも此の間、未曾有の大戰を經て經濟界の膨脹を來し、內外取引の發達は需給の範圍を擴大して所在に投機取引の施設を模倣するもの現はれ、取引所制度の改善を要すること急なるものあるに及び、大正九年、政府は特別帝國議會に調査費を要求し、取引所法改正調査委員會を設けて、鋭意、研究する所あり。第四十四回帝國議會に改

大正十一年の取引所法及同附屬規定の大改正

正案を提出したるも、會期接迫の爲め、審議未了となり、十一年二月六日、更に第四十五回帝國議會に提案の結果、多少の修正を加へて通過したれば、同十一年四月、法律第六十號を以て之れを發布し、引續き、之れに伴ふ取引所令及び取引所法施行規則の改正を行ひたり。今、其の主要なる點を列擧すれば左の如し。

一 有價證券の市場は總て取引所と見做し、取引所法によるにあらざれば設立するを得ざらしめたること

二 仲買人の名稱を取引員と改めたること

三 法人の會員及び取引員たるを認めたること

四 會員組織取引所の仲買人を廢し、會員は委託賣買をも爲し得ること

五 株式會社組織取引所は他の取引所を合併したる場合に限り舊取引所の地區内に支所を設け得ること

六 相對任意擔保を原則とし、唯主務大臣の認可を得たる場合に限り取引所に於て擔保責任を負ひ得ること

七 取引所をして賣買取引に附帶する業務を兼營せしむる途を開きたること

八 直・延・定期の分類を廢し、清算市場に於ける賣買取引及び實物市場に於ける賣買取引の二種に分ちたること

九 新に證券の短期清算取引を認め、長期清算取引の期限を二箇月に短縮したること

一〇　取引所の營業保證金は、取引所が賣買の擔保に任ずる場合に限り納付すべきものたらしめたること

一一　會員及び取引員の賣買證據金又は身元保證金に就き、取引所に次で委託者の優先權を認めたること

一二　取引所に商議員會を設け、重要事項を諮問せしむることとしたること

一三　會員及び取引員の受託契約準則及び委託手數料率を政府の認可制度に改めたること

一四　會員及び取引員の身元保證金を最低一萬圓以上となしたること

限月短縮

以上の内、長期取引の限月短縮に關する事項は特に大正十四年四月一日まで實施を延期せられ、其の他は何れも大正十一年九月一日より實施せられたるが、短期取引に就きては、之れが繰延に制限を設けて、少くとも毎月一回總決濟を行ふべき規定なりしを以て、賣買取引の上に不便を感ずること多く、折角の制度も、十分、其の機能を發揮し得ざるの憾みあり。仍て政府も大いに當業者の衷情を察知し、翌十二年六月、勅令改正の結果、總決算日の故障を除去して該取引の發達を期するに至れり。（限月短縮の項に就ては第十三章第三節「大正十一年取引所法改正による限月短縮顚末」參照）

短期取引總決濟日の故障解除

取引所に對する租税

上來、述べ來れる所は一般取引所法令の沿革の概要なるが、取引所に課する租税に關しては、德川幕府時代に於て、冥加銀又は役銀の名を以て課税したるも、明治維新に至り、此の制廢れて政府は適宜の税金を課したり。以下、取引所税に關する法令の大要を敍述せん。

明治四年三月、政府は貿易商社に對して米穀限月賣買を許可するに方り、口錢高の一割を税

金として上納す可きを命じたりしが、翌五年十一月、同社の整理に當り、税金を口錢收入高の二割と改め、六年一月より實施したり。八年五月二十日、布告第八十八號を以て米穀相場會社の税額は、手數料・其の他、現收せる總金高の十分の四と定め、次で翌九年八月一日、布告第百五號米商會所條例中に於て納税の手續を定め、前半年分は七月中、後半年分は翌年一月中に之を地方官廳に納付す可しと定めたり。

株式取引所課税の嚆矢

既にして十一年に至り、株式取引所條例の發布あり。之に附隨して、同年九月三十日、布告第三十號を以て株式取引所の税額は、手數料・其の他、現收せる總金高の十分の一と定めたり。是れ株式取引所に課税したる嚆矢なり。十五年十二月二十七日、布告第六十五號を以て米商會所株式取引所仲買人納税規則を制定し、從來の營業税の外に、會所又は取引所の保證の下に仲買人を納税義務者とし、定期取引約定代金高を課税標準として、米には千分の五、公債及び株式には千分の一、金銀には其の取引代金高の千分の二半を課したり。

取引所税の權輿

是れ一種の行爲税にして嚴密なる意味に於ける取引所税の權輿とす。之と同時に布告第六十六號を以て米商會所條例中に改正を加へ、會所税(營業税)の税率を十分の二に輕減し、又布告第六十七號を以て株式取引所税(營業税)の課税標準を賣買手數料總金高と改め、何れも十六年四月一日より施行せり。是に於て、取引所税の體制始めて定まる。

收税規則制定

而して右布告の規定に依り、仲買人税金徴收方法は、翌十六年三月十七日、大藏省達を以て之を定めたるが、税率の過重なると、不換紙幣の整理とに因り、市況衰頽したるを以て、明治十八年十一月二十八日、布告第三十八號を以て米商會所株式取引所收税規則を制定し、前年の仲買人

納税規則及び米商會所株式取引所より徴收する營業税を廢止し、新に米商會所及び株式取引所を納税主體とし、各定期賣買約定代金高を課税標準とし、米穀には千分の二、公債には萬分の三、株式には萬分の六の税率を以て課税することとしたり。爾來、久しく實行せられたる取引所税の體系是れなりとす。其の後、二十一年十一月十二日、勅令第七十五號を以て米穀の税率を株式と同樣、萬分の六に改め、同年十二月一日より施行したり。

取引所税法發布

明治二十六年、取引所法制定と同時に(三月三日)法律第六號を以て取引所税法發布せられたり。而かも其の內容は舊收税規則を補修し、制裁を嚴にしたる外、税則の骨子には變更なかりき。

日露戰役中の增徵

然るに三十七年、日露戰役中、軍費支辨の爲め非常特別　法發布せられ(四月一日法律第三號)、取引所税に對しては、商品及び有價證券には賣買各約定代金高の萬分の三、國債及び地方債證券には同じく萬分の二を增徵し、次で翌三十八年、非常特別税法中を改正し(一月一日法律第一號)、前記の增徵率を改めて商品及び有價證券を萬分の六(國債及び地方債は据置)としたれば、結局、本税と併せて取引所税率は、商品及び有價證券萬分の十二、國債及び地方債證券萬分の五となれり。

日露戰役後の改正

明治三十九年三月二十二日、法律第十二號を以て國債證券の定期賣買に就きては取引所税及び非常特別税を免除し、以て國債證券の流通を便にしたり。戰後、財政事情は非常特別税を撤廢するの餘地なきを以て、四十三年三月二十五日、法律第十二號を以て取引所税法中に改正を加へ、課税物件中より國債證券を削除し、非常特別税法に依る增徵率を本税率に合併し、事實に於て非常特別税を恒久税と爲したり。

然れども、戰後、經濟界の反動的沈衰により市況不振となり、徐々、課稅の重荷を感ずること痛切なるものあり。隨て有價證券の流通を阻礙するに至りしを以て、減稅問題は取引所改善問題と關聯して盛に論議せられしが、大正三年、取引所法改正と共に其の目的を達し、改正取引所稅法は同年三月三十日、法律第二十三號を以て發布せられ、次で七月六日、大藏省令第十三號を以て取引所稅法施行規則制定せられ、本法と共に同年九月一日より施行せられたり。而して改正法の眼目は、舊法に於て、取引所稅を單一なる賣買行爲稅とし、取引所を納稅主體として課稅したりしを改めて、之を二種と爲し、賣買機關たる取引所（會員組織のものを除く）に課するものを取引所營業稅とし、賣買行爲者たる仲買人に課するものを取引稅と稱し、課稅標準は、取引所營業稅に在りては賣買手數料收入金とし、取引稅に在りては定期取引賣買約定金高と爲し、稅率は、取引所營業稅に在りては百分の十五、取引稅に在りては之を三種に別ち（一）地方債證券・社債券は萬分の二（二）有價證券は萬分の五（三）商品は萬分の五となしたり。勿論、取引稅の納稅義務者は仲買人なるも、取引所は之が保證の地位に立つものなり。要するに改正稅法は明治十一年の取引所收稅規程と十五年の仲買人納稅規則とを併用したるものなり。

改正取引所稅法

大正十一年四月、取引所法中、改正行はれ、賣買取引の種別にも變更を來したる結果、同時に、法律第六十一號を以て取引所稅法中、亦改正を行ふ所ありたるが、右改正に於ては、取引稅に就き從來、採用し來れる新規賣買課稅主義を廢し、轉賣買戾にも之を課すべきものとし（一）地方債・社債に付きては（イ）七日以内の期限を以て履行期と爲すべき取引に屬するものを萬分の〇・六（ロ）

取引所稅法中改正

其の他のものを萬分の一・〇(二)有價證券に付きては(イ)七日以內の期限を以て履行期と爲すべき取引に屬するものを萬分の一・五(ロ)其の他のものを萬分の二・五(三)商品の取引に付きては萬分の二・五に改めたる結果、受渡を行ふものは、從來に比し其の税額を半減せらるるに至れり。

市特別税

次に取引所税の附加税は、本所に在りては、明治三十三年十月、東京市布告第九十七號に依り市特別税として一箇年總收入の百分の一半を年税として課せられたるを嚆矢とし、其の後、日露戰役中、非常特別税の增徵あるに際し、此の增收分に對しては特別市税を課せざることとなりしも、右非常特別税が本税に引直さるるに及び、一様に賦課せらるることとなれり。而して大正三年の改正取引所税法は其の第二十二條に於て、地方公共團體は取引所營業税に對し本税百分の十以內の附加税を課することを得と定めたるを以て、東京府は同年十二月、東京府令第四十三號を以て、東京市は翌四年三月、告示第三十三號を以て取引所營業税に對し各本税一圓に付き十錢の附加税を課する旨を令せり。

重要法令改正事項

左に株式取引條例發布以後に於ける株式取引所關係重要諸法令の改正事項を、年月を逐ふて列記せん。

改正年月日	法令番號	改正事項
明治七年十月十三日	太政官布告第百七號	株式取引條例制定
明治九年九月二十八日	太政官布告第百二十四號	株式取引條例中改正―主管換の件
明治十一年五月四日	太政官布告第八號	株式取引所條例制定

明治十一年九月三十日　太政官布告第三十號　株式取引所税額竝に納期の件
明治十二年二月十三日　太政官布告第八號　洋銀相場取引禁止・洋銀取引所設立出願の件
同　年九月二十二日　太政官布告第三十七號　東京大阪兩株式取引所に金銀貨幣取引許可の件
明治十三年四月十五日　太政官布告第二十號　株式取引所條例中改正―仲買人の責任・役員及び違約人に關する件
同　年同月同日　太政官布告第二十一號　會所及び取引所の内外に於て定期及び現場又は之に類似したる密賣買者處罰の件
同　年五月十九日　太政官布告第二十四號　金銀貨幣取引定期賣買差止の件
明治十四年五月六日　太政官布告第二十八號　株式取引所條例中改正―官吏の取引所株主禁止條項削除の件
同　年九月十三日　太政官布告第四十三號　株式取引所條例中改正―主管換の件
明治十五年十二月二十七日　太政官布告第六十四號　株式取引所條例中改正―取引所違約賠償責任及び役員又は仲買人制裁の件
同　年同月同日　太政官布告第六十五號　米商會所竝に株式取引所仲買人納税規則制定
同　年同月同日　太政官布告第六十七號　株式取引所納税額改正の件
明治十六年一月九日　農商務省商務局長達　取引所定款竝に申合規則更正の件
同　年同月十五日　太政官布告第四號　米商會所株式取引所の賣買方法又は之に類似の方法に傚ひ賣買を爲したる者の處罰の件
同　年三月十七日　大藏省達　米商會所株式取引所仲買人税金徴收方法
同　年八月六日　太政官布告第二十七號　東京外三株式取引所に二箇月以内の金銀貨幣定期取引許可の件
同　年同月同日　太政官布告第二十八號　米商會所株式取引所仲買人納税規則中改正―金銀貨幣定期取引轉賣買戻免税の件
同　年同月同日　太政官布告第二十九號　米商會所及び株式取引所仲買人の定期現場又は類似の密賣買者處罰の件
同　年同月同日　太政官布達第二十八號　米商會所及び株式取引所仲買人認許料の件
同　年同月十八日　農商務省告示第六號　米商會所及び株式取引所仲買人認許規程
明治十八年十一月二十八日　太政官布告第三十七號　株式取引所條例中改正―手數料の件
同　年同月同日　太政官布告第三十八號　米商會所竝に株式取引所收税規則制定

明治十八年十一月二十八日　太政官布告第三十九號　東京外二株式取引所金銀貨幣取引禁止の件

明治二十年五月十四日　勅令第十一號　取引所條例制定(ブールス條例)

同　年六月一日　農商務省令第三號　取引所條例施行細則制定

明治二十一年十一月十二日　勅令第七十五號　米商會所竝に株式取引所收稅規則中改正―米穀定期賣買稅金輕減の件

明治二十六年三月三日　法律第五號　取引所法制定

同　年同月同日　法律第六號　取引所稅法制定

同　年七月二十一日　勅令第七十四號　取引所の資本金・營業保證金・手數料・積立金・取引の方法・仲買人免許料の件

同　年同月二十二日　農商務省令第十三號　取引所法施行規則制定

明治二十九年三月二十一日　農商務省令第一號　米又は有價證券取引所の設立には農商務大臣の許可を要する件(現物市場禁止)

明治三十一年十月十五日　農商務省令第九號　取引所法施行規則中改正―設立認可有效期間・仲買人免許の手續・取引所の主務大臣に差出す報告書に關する件

明治三十二年三月九日　法律第五十八號　取引所法中改正―取引所の株主を帝國臣民に限定したる事項削除の件

同　年七月二十六日　農商務省令第十八號　改正取引所法施行規則

明治三十五年六月二日　勅令第百五十八號　明治二十六年勅令第七十四號中改正―取引所の資本金・賠償責任準備金・會員及び仲買人身元保證金供託・賣買契約履行の期限短縮 仲買人免許料の件(限月短縮令)

同　年同月十七日　農商務省令第十三號　取引所法施行規則中改正―發起人の數・營業繼續出願・代用證券價格指定・財產保管方法・轉賣買戾規定・公定相場決定公示の件

明治三十六年四月七日　農商務省令第三號　取引所法施行規則中改正―延取引の債權債務移轉に關する件

同　年八月十四日　勅令第百二十七號　明治二十六年勅令第七十四號中改正―賠償責任準備金・賣買契約履行期限復舊の件

明治三十七年四月一日　法律第三號　非常特別稅法制定

明治三十八年一月一日　法律第一號　非常特別稅法中改正―取引所稅增徵の件

同　年三月八日　商發第三十一號　仲買人別賣買高揭示の件

明治三十九年三月二十二日　法律第十二號　國債證券の取引所稅廢止に關する件

年月日	番號	件名
明治三十九年六月二十六日	勅令第百七十四號	明治二十六年勅令第七十四號中改正―賠償責任準備金に關する事項削除の件
同　年十一月一日	勅令第二百八十三號	明治二十六年勅令第七十四號中改正―國債證券の定期取引の限月・直取引の方法及び標準賣買物件に大麥蠶絲及び棉花を追加するの件
同　年同月六日	農商務省令第三十號	取引所法施行規則中改正―標準賣買物件に大麥蠶絲及び棉花を追加するの件
同　年十二月十四日	農商務省令第三十三號	仲買人の賣買契約成立申告書及び取引所の賣買契約成立證明書に關する件
明治四十一年十月二十二日	勅令第二百六十七號	明治二十六年勅令第七十四號中改正―標準賣買物件に小麥及び綿絲を追加するの件
同　年十一月二十三日	農商務省令第二十號	取引所法施行規則中改正―標準賣買物件に小麥及び綿絲を追加するの件
明治四十三年三月二十五日	法律第十二號	取引所税法中改正―非常特別税を本税に併合するの件
明治四十四年五月二十一日	亥農甲第二千九百四十六號	直取引の競賣買・競賣買停止及び直取引仲買人廢止に關する件（直取引制限命令）
明治四十五年七月二日	商局第一千二百三號	取引所の地區外に於ける仲買營業禁止の件
大正三年三月三十日	法律第三十三號	取引所法中改正
同　年同月同日	法律第二十三號	改正取引所税法
同　年六月十日	商第五千四百七號	手數料率變更に關する件
同　年同月二十七日	勅令第百三十七號	取引所令
同　年同月二十九日	農商務省令第十六號	改正取引所法施行規則
同　年七月六日	大藏省令第十三號	取引所税法施行規則制定
同　年八月二十八日	商第八千二百十四號	取引所法令改正に伴ふ仲買人免許出願其の他の事項に關する件
同　年九月二日	商第九十八號	取引所より農商務大臣に提出すべき書類に關する件
大正四年一月二十六日	勅令第五號	取引所令中改正―米の單位に關する件
同　年二月	勅令第十三號	取引所令中改正―米の單位に關する件
同　年五月三十一日	商第五千四百七十號	財産保管方法に關する件
大正五年八月十二日	勅令第二百一號	取引所令中改正―身元保證金の件

年月日	法令番號	件名
大正六年五月四日	勅令第四十九號	取引所令中改正―米の單位及び營業保證金の件
大正七年六月十五日	勅令第二百二十九號	取引所令中改正―小口落禁止令
大正九年六月二日	勅令第百八十二號	取引所令中改正―小口落復活及び身元保證金の件
同　年七月一日	農商務省令第十一號	勅令第百八十二號施行の件
大正十一年四月一日	法律第六十號	取引所法中改正
同　年同月同日	法律第六十一號	取引所税法中改正
同　年五月十六日	商第二千四百七十六號	取引所關係供託手續に關する件
同　年七月	勅令第三百五十二號	取引所法中改正法律施行期日の件
同　年同月三十一日	勅令第三百五十三號	改正取引所令
同　年同月同日	農商務省令第十五號	取引所法施行規則中改正
同　年八月	勅令第三百八十九號	取引所税法中改正法律施行期日の件
同　年同月	大藏省令第五十一號	取引所税法施行規則中改正
大正十二年一月八日	商第二十二號	營業保證金代用有價證券の件
同　年同月同日	商第二十三號	取引員免許出願其の他一般手續に關する件
同　年六月二十八日	勅令第三百二十二號	取引所令中改正―七日以内の期限を以て履行期と爲すべき清算取引に關する規定改正の件
大正十三年十二月二十七日	勅令第四百六十九號	取引所令中改正―青豌豆其の他商品賣買期限追加の件
大正十四年十月二十二日	勅令第三百四號	取引所令中改正　砂糖賣買期限追加の件
同　年四月二十九日	商工省令第三號	取引所法施行規則中改正―農商務大臣に差出すべき書類に關する規定改正の件
昭和二年十一月二日	商第五千九十八號	取引員免許出願其の他一般手續中改正の件

第二章　本所の沿革

第一節　自明治十一年創立 至同十四年

東京に於ける株式取引所設立計畫

本所創立の第一次允許

明治七年十月、政府が株式取引條例を發布したる際、東京の豪商中、取引所の必要なるを思惟し、之が設立を計畫したる者一・二ありしと雖も、時機未だ熟せず。殊に該條例中、仲買人身元金を五百圓とし、賣買約定實價に對し四分の一の證據金を徴收する規定の如き、實行殆んど不可能なりしが故に、右設立計畫は終に其の功を奏せざりき。然るに爾來、公債證書の賣買は、日一日、其の數を增加し、九年八月以降、國立銀行各地方に續起し、銀行紙幣發行の爲めに、抵當として公債證書の需要を繁多ならしめ、加ふるに西南戰役の爲め、公債の發行高俄に增加したれば、之が賣買を圓滑自由ならしむ可き公開市場の必要を感じ、東京の實業家深川亮藏・澁澤榮一・三井養之助・三井武之助・益田孝・三野村利助・小室信夫・小松彰・福地源一郎・澁澤喜作の諸氏相倚りて、一方には株式取引條例改正の意見を政府に具申し、他方には同志を糾合して株式取引所創立の事を計畫し、十年十二月二十六日、東京府下第一大區十五小區兜町六番地に株式取引所創立の事を東京府廳を經て大藏省に出願し、米商會所の規約及び紐育株式取引所の規約等を參考として立案作成したる定款並に申合規則を上稟し、越えて同月二十八日、大藏卿より創立の允准

を得たり。 而かも定款及び申合規則は詮議の次第ありとして、他日の指令を俟つ可き旨達せらる。

本所の開業

斯くて明治十一年五月、新に株式取引所條例公布せらるるや、大藏省は同月七日、曩の出願者に對し、新條例に據り更に出願す可き旨を諭達したれば、發起人等は更に定款及び申合規則を議定し、同月十日、之を創立願書と共に東京府廳を經て大藏省に提出し、同月十五日、創立の允許を得、二十二日、開業免状を下付せられ、六月一日より營業を開始し、同月三日より賣買を開始したり。

創立資本金

資本金は二十萬圓、役員は頭取小松彰・肝煎小室信夫・福地源一郎・澁澤喜作・小林猶右衛門の五氏にして、一方、仲買人は七十六名なりき。

賣買多き證券

開業當初、賣買せられたる物件は新・舊・秩祿の三國債證券のみなりしが、明治十一年七月十五日より本所株の賣買を開始し、次で金祿・起業兩國債證券竝に兜町及び蠣殼町兩米商會所株に及びたるが、株券の賣買は極めて少くして、國債證券中、流通最も多額なる金祿公債證書の賣買最も多きを占めたり。

金銀貨賣買

西南戰役後、不換紙幣の氾濫に因り金紙の差價を生ずるや、金銀の賣買盛に行はれ、特に横濱に於ける洋銀取引最も殷賑を來せり。 是に於て、本所に於ても十二年十月十四日を以て金銀貨賣買を開始したるが、投機熱の流行と相俟て、市場は、益々、活氣を帶び來り、從來、不振なりし株券の賣買も亦著しく增加したり。 此の年一月、頭取小松彰氏肝煎となり、肝煎澁澤喜作氏頭取に就任したるが、翌十三年八月、井關盛艮氏頭取に就任し、肝煎全部、更迭せり。 後、幾許もなく十

四年一月、小松彰氏再び頭取に就任したり。

金銀貨賣買法の改正

明治十三年四月十二日、金銀貨幣の賣買は、當分の間、停止せられ、次で賣買取引上、各種の取締法制定せられたるを以て、本所は之に準據して定款並に申合規則を改正し、仲買人を甲「公債株式仲買人」・乙「金銀貨仲買人」の二部に分ち、而して乙部仲買人に對しては、一層、其の取締を嚴にし、且つ其の身元金をも增加したり。五月四日、解停の命を得て再び金銀貨幣の賣買を開始したるに、商況舊に依り殷賑を致し、依然、差金取引の弊を免かれざりしを以て、同月十九日、遂に金銀貨幣の定期取引を禁止するに至れり。之と同時に其の現場取引も廢絶に歸したるを以て、乙部仲買人中、或は業を公債株式仲買人に轉じ、或は全然、其の業を廢するものありたり。越えて十五年六月一日、再び金銀貨幣の現場取引を復活したるも、遂に實際賣買の成立を見るに至らざりき。

是より先き金銀貨幣の取引を再開するや、本所は其の好況の永續す可からざるを察し、鋭意、事業の基礎を鞏固にし、他日の不慮に備へんが爲め、特に大藏省の允許を得て、仲買人より納入する諸證據金は、之を國立銀行の外、確實なる私立銀行にも分預して相當の利子を收め、一方には經費を節減して積立金を增し、且つ少しく手數料を增加するの傍ら、仲買人の取締を嚴にして、以て自ら警戒する所ありたり。

第二節 自明治十五年 至同二十六年

明治十五年十二月、政府は株式取引所條例中を改正して取引所の賠償責任を定め、所謂、賣買

擔保制度を確立したるが、十六年四月、仲買人納税規則の施行せらるるに至り、取引所及び仲買人の負擔加重し、爲めに、將に復活せんとしたる市場は再び不振に陷り、同年八月、許可せられたる金銀貨幣二箇月限定期取引を開始したるも商勢依然、振はず、十七年上半期に至り、商況益々、衰頽したり。此の間、日本鐵道株の上場に依り賣買高増加したるも、未だ大勢を挽回するに足らず、十八年下半期に至りて其の極に達し、同半期に於て、本所の收入したる賣買手數料は、以て其の支出したる經費を償ふこと能はざるの悲境に沈淪したり。

第一回營業繼續

明治十六年五月三十一日を以て本所は營業滿期に達するに依り、同年二月、臨時株主總會に於て、更に五箇年間、營業繼續を申請す可きことを議決し、同時に前年十二月、發布の改正株式取引所條例竝に仲買人納税規則等に基きて定款竝に申合規則の改正を議決し、營業繼續の件は三月二十三日、農商務卿の允許を得たり。

ブールス條例の打擊

不換紙幣の整理開始せられてより、通貨收縮の爲め物價下落し、商業沈靜に趨き、特に明治十六・七・八年の三年間は最も甚しかりしが、十九年に至り、該事業完成し、金紙の差價消滅するに至るや、經濟界の氣運一轉して、漸次、合本會社興起し、隨て株券の賣買取引は著しく活況を呈するに至れり。然るに同年十月頃に至り、政府は歐米取引所の組織に倣ひてブールスを設立するの議ありと傳へられ、爲めに取引所株の價格動搖甚しく、市場は殆んど恐慌の狀を呈したり。

斯くて翌二十年五月、取引所條例發布せられ、舊條例に據り設立したる會所又は取引所は各其の營業滿期に至り、廢滅することとなれり。是れ即ちブールス條例と別名せられたるもの

にして、我國取引所界に大動搖を惹起し、爾後、數年間に亙り、朝野の一大問題として盛に論議せられたるものなり。

ブールス條例の善後策（營業延期）

右取引所條例發布の結果、本所株式の市價半減したる爲め、株主の損害大なるものあり、且つ變革餘りに急劇にして市場の取引を攪亂するの虞ありたるを以て、本所は一方に條例の不當を社會に愬ふると共に、他方、明治二十一年五月三十日を以て滿期となる可き營業期限を同二十四年六月迄（舊條例に據り設立したる取引所の最終營業滿期迄）延期することを農商務大臣に稟申したるが、二十年十月二十一日、同大臣より二十二年五月三十一日迄一箇年間の營業延期の許可を得たり。二十一年七月、井上馨氏農商務大臣となるや、取引所改善問題は更に講究を要するものとし、同年十月三日、本所に對し、更に二十四年六月三十日迄營業延期を許可したり。而して政府は歐米取引所の實情調査の爲め、二十二年六月、官吏を海外に派遣すると共に、東京の新舊取引所に對しても亦海外に調査員を派出す可き旨を諭達したるを以て、新取引所は發起人中より小川爲次郎氏を、本所は同年七月十七日、肝煎相良剛造・株主總代小野友次郎兩氏を派遣したるが、兩氏は英・米・獨・佛等、重なる取引所の實況を視察し、翌二十三年七・八月の交、相前後して歸朝したり。既にして政府は視察員の歸朝復命に依り取引所條例の改正調査に著手したるも、其の功容易に擧らず。一方には本所の營業期限盡きんとせるを以て、二十三年九月十日、更に二十七年六月三十日迄延期の許可を得たり。但し延期の條件として（一）仲裁機關を設くること（二）仲買人身元金を二千四百圓と爲すこと（三）通常積立金の外に利益金十分の二を別途積立金と爲すこと（四）

株式取引所の株式を市場に於て賣買せざること(五)平均相場決定の方法を改むること等の實行を命ぜられたり。

仲裁委員の制度設置

仲裁委員は明治二十四年改正の定款に據り、本所理事者及び仲買人中より之を互選し、本所に於て爲したる賣買取引に關し、仲買人相互間及び仲買人と委託者との間に生じたる民事上の紛議に關し雙方の合意あるときは、之れが仲裁判斷を爲すものにして、二十六年二月二十日、第一回の選擧を行ひたる結果、本所肝煎の中より伊藤幹一・中島行孝・岡崎惟素の三氏、仲買人の中より須藤吉右衞門・加東德三・半田庸太郎の三氏當選就任したり。

第二回營業繼續

第一回資本增加

取引所條例發布以來、多年の懸案たりし取引所改善問題も、明治二十六年三月、取引所法發布せられ、米商會所條例・株式取引所條例及び取引所條例等の廢止に依り、漸く解決せられたるを以て、本所は新法令に依り營業繼續の出願を爲したるに、同年八月五日を以て同年十月一日より滿十箇年間、繼續の許可を得たり。 次で九月七日の臨時株主總會に於て、資本金十萬圓(二千株)を增加して金三十萬圓(六千株)と爲し、株式の額面を金五十圓に改め、增加株金十萬圓は同年九月三十日現在の株主に分配し、十月一日、財產殘餘額金十萬三千四百七十六圓八十二錢五厘の内を以て振替拂込みたり(其の殘額は積立金として繰越す)。 尙ほ之と同時に、新法に據り定款竝に營業細則(舊申合規則)を改正せり。

是より先き明治十九年十月十七日、臨時株主總會に於て、役員の改選を行ひ、肝煎全部、更迭し、河野敏鎌氏頭取に就任したるが、二十一年四月、河野頭取樞密顧問官に任ぜられたるを以て、谷

元道之氏を補缺として頭取に選擧し、中野武營氏を副頭取に推擧したり。然るに二十四年七月、谷元道之氏退職したるに因り、副頭取中野武營氏之に代りて事務を統理したるが、二十五年一月、役員改選を行ひ、大江卓氏頭取に就任し、新取引所法の實施と共に、引續き更に理事長に就任したり。

違約賠償

前述せる如く、明治十五年十二月、布告第六十四號を以て取引所に違約賠償責任を負はしめたるが、本所は十九年十月、仲買人野村儀兵衞氏及び渡邊平吉氏の本所株及び東京米商會所株の追證證據金不納違約に依り金三萬三千九百十八圓二十錢を、同二十三年一月、仲買人井上兵藏氏及び恒川常太郎氏の日本製鐵株及び外、三種の諸證據金不納違約に依り金五萬一千百二圓五十三錢五厘を被違約者に賠償したり。

決算期變更

從來、本所の決算期は六月・十二月なりしが、取引所法の實施準備として明治二十六年下半期を二分し、七月より九月までの三箇月、卽ち舊條例有效期間を一期として第三十一回の營業年度とし、同年十月、卽ち取引所法施行期より十二月までの三箇月間を一期として改正第一回營業年度と爲し、爾後、再び六月・十二月の二期に復せり。

改正第一回營業年度

第三節 自明治二十七年 至同三十六年

賣買株券增加策

取引所法制定に伴ひ、政府は株式取引所の賣買する株券の種類を、可及的、增加す可き旨を諭示したるを以て、本所は、株券賣買開始に於て、從來、採り來りし所の株數四千株以上・資本金二十

萬圓以上拂込資本金十萬圓以上の標準を低減して、株數三千株以上・資本金十五萬圓以上・拂込資本金七萬五千圓以上に改め、此の制限以下の株券は、直取引・延取引のみの取引を行ふことゝし、明治二十七年五月より實施せり。此の時に當り、市場の賣買增加し來りしを以て、取引の簡便と堅實とを圖らんが爲め、定款第百一條第二項に依り諸株券定期取引の賣買單位を高め、從來、一株なりしを五株とし、鐵道株に就きては同年七月二日より、其の他の株式(本所株を除く)は十月二十日より實施し、端數の取引を禁じたり。次で二十九年三月限以降、株式は十株、諸公債は額面千圓(是より先き既に五百圓を單位としたり)に改め、獨り本所株は一株、東京馬車鐵道株は五株に止めたるが、三十一年六月限以降、本所株・東京馬車鐵道株(是より先き一株單位に復したり)及び東京米穀取引所株を、何れも五株單位に改めたり。然るに三十四年十二月限以降、五株單位の本所株・東京電車鐵道株(舊東京馬車鐵道株)・東京米穀取引所株を始め、一株單位なりし横濱蠶絲及び外、四品取引所株を凡て十株單位に改めたり。是に於て、公債は額面千圓、株式は總て十株單位となり、以て今日に至れり。

賣買單位の引上

日清戰役後、我國經濟界の面目は一新して、各事業の發達に隨ひ、株式市場漸く旺盛に趨き、取引所の擔保責任は、愈々、大ならんとするものあり。本所は其の責任を全うせんが爲め、資本を增加するの必要を認め、明治二十九年二月二十三日、臨時株主總會に於て、資本金を六十萬圓(株數一萬二千株)に增額し、增加株金三十萬圓(六千株)は二十九年六月三十日現在の株主に、其の所有株式一株に付き增加株式一株を引受けしめ、同年七月二十日迄に全額を拂込ましむることと爲したり。次で理事者は三十年四月、資本金を更に百五十萬圓に增加するの案を株主總會

第二回資本增加

第三回資本増加

に提出したるが、調査委員を設けて増資案に就き調査せしむることとなり、翌五月十日の臨時株主總會に於て調査委員の成案を可決し、資本金を百二十五萬圓(二萬五千株)と爲すに決し、増加株金六十五萬圓(一萬三千株)の內、一千株を同年六月一日現在の仲買人に分配し、殘一萬二千株は同年九月五日現在の株主に分配し、之を新株式と稱し、第一回拂込一株に付き金二十五圓を同年九月三十日限り、第二回拂込一株に付き金二十五圓を三十一年一月十一日限り拂込ましむることとしたり。之と同時に、敷地擴張及び市場增築の件をも可決し、尙ほ定款に重要なる改正を行ひたり。

日清戰役後取引所發展策

然るに戰後、發展せる經濟界に對應して、取引所の機能を發揮せんが爲めには、取引所の組織及び制度を根本より改革せざる可からずとの論朝野の間に起り、農商務省亦是に觀る所あり、三十三年中、商工局長木內重四郞氏等を歐米に派遣して各國取引所の狀況を視察せしめたり。本所も亦同年八月、書記長江口駒之助氏を歐米に派遣するに決したるが、同氏は佛・獨・英・米諸國の主なる取引所を巡廻調査し、三十四年四月、歸朝し、其の視察報告は之を編纂して「歐米取引所」と題し、世に公にせり。而して木內商工局長以下、視察調査の結果は取引所改良案として靑天の霹靂の如く發表せられたり。是れ卽ち三十五年六月二日の勅令第百五十八號にして、取引所の資本金・賠償責任準備金・仲買人身元保證金・賣買契約履行の期限・轉賣買戾・仲買人免許料の件等に關し、重要なる改正追加を見たるが、之に附屬して農商務省令第十一號及び同第十三號あり。而かも其の實施期(同年七月一日)餘りに急迫にして、加ふるに從來の商慣習を無視し、取

勅令第百五十八號

引所の既得權を蹂躪せるの嫌ありとし、全國各取引所は同盟聯合會を本所内に開き、協議の末、該令施行の延期又は改廢に就き當局大臣及び其の他の諸大臣に請願せしも、遂に其の效を奏せず、該令は指定の期日より實施せられたり。

限月短縮の打擊

其の結果、最も大打擊を蒙りたるは株式取引所にして、日々の商況は、俄然、衰頽し、本所の賣買高の如き、一日多きも一萬株内外、少きは一千餘株に過ぎざりしことあり。是れ畢竟するに限月短縮の爲めに賣買上、鮮からざる不便を生じたるに因るものにして、取引所は勿論、仲買人等は孰れも殆んど半休業の境遇に陷りたり。依て本所は大阪京都・名古屋の各取引所と聯合して、屢々、當局大臣に限月復舊の事を具陳し、仲買人等亦委員を設けて各方面に陳情したり。是に於て農務省も、稍々、省みる所あり、三十六年四月、省令第三號を發して有價證券の延取引に一種の轉賣買戻方法を認めて、定期取引限月短縮の不便を救はんとしたり。仍て本所は該省令の趣旨に基き、定款並に營業細則を改正して、同年五月一日より之を施行したり。爾來、市場の形勢一變して、從來、殆んど賣買なかりし延取引漸く行はれ、之に反し、定期取引は激減して互に其の地位を代ふるに至れり。而かも、一旦、沈衰せし人氣は容易に恢復する能はざりしを以て、理事者は飽くまで當初の意思を貫徹せんが爲めに、鋭意、努力する所ありたるが、政府も遂に初志を飜して、同年八月十四日、勅令第百二十七號を

限月問題落着

發し、前年勅令第百五十八號を以て改正したる事項を更に改正し、定期取引の限月を三箇月に復舊して九月一日より實施し、同時に賠償責任準備積立金率をも幾分か輕減したり。

是より先き明治三十二年一月、役員改選に際し、前農商務大臣金子堅太郎氏を理事長に選擧

し、三十三年一月、役員改選に當り、中野武營氏を理事長に推擧したり。

第三回營業繼續

又本所の營業年限は三十六年九月三十日、滿期となるを以て、同年四月、營業繼續の出願を爲したるに、同月三十日を以て同年十月一日より更に滿十箇年間、營業の免許を得たり。

決算期變更

從來、決算期は六月及び十二月なりしが、株主の便宜の爲め、之を五月及び十一月に改め、隨て定時株主總會も六月及び十二月に改め、明治三十七年下半期より實施せり。

違約賠償

當時代に於て、仲買人の違約に因り本所の負擔したる賠償金額は、二十七年六月、仲買人安達三右衛門氏の富士製紙株及び外、一種に係る追證據金不納違約に因り、金一萬四千五百五十七圓六十五錢一厘、三十一年四月、仲買人本庄伊太郎・井野粂吉・矢島半造・副島延一・石見權兵衛・小林勇次郎・永本徳兵衛氏等の北海道炭礦鐵道株及び外、十一種に係る受渡違約に因り、又仲買人松本治三郎・糟谷又三郎氏等の山陽鐵道株に係る增證據金不納違約に因り、合計金二十二萬二百九十八圓十四錢七厘なり。

第四節　自明治三十七年 至大正四年

明治三十七・八年、日露戰役中、株式市場は波瀾甚しく、隨て各種有價證券の價格亦著しき騰落を演じたるが、幸に金融の大勢概して靜穩なりしが爲め、毎月末の受渡は頗る圓滿に結了することを得たり。

第四回資本增加

同戰役後、經濟界の膨脹顯著なるに鑑み、三十九年三月、資本金を增加して四百萬圓（八萬株）と爲したり（四月十六日認可）。然るに爾來、市場の殷賑は擴張計畫に一歩を進むるの必要

日露戰役後擴張案

を生じ、同年十二月、臨時株主總會に於て、調査委員十五名を選定し、事業擴張の調査を委託したるに、四十年三月九日、臨時株主總會に於て、該調査委員の成案を報告して之が承認を得たり。其の大要左の如し。

一 定期取引は賣買證券の種類に依り立會場を區分し、尙ほ向來、證券の增加に伴ひ、漸次、之を擴張すること

二 直取引立會場を擴張し、該取引の發展を計ること

三 理事者に於て主務官廳と交涉の上、郵便電信局を取引所內に設くるの方針を採ること

四 理事者に於て主務官廳と交涉の上、相場通信機の設置を計ること

五 理事者に於て內外相場通信及び相場表の完備を務むること

六 建物の增築、其の他、諸般の設備は理事者に於て必要なる費額を支出して之を實行すること

七 賣買の增加に伴ひ、擔保の信用を厚うし、且つ諸般の設備に充つる爲め、資本金を一千二百萬圓に增加す。其の募集方法は別に理事者の提出したる議案に依ること

第五回資本增加

右報告の趣旨に基き、總會に於て議決したる增加資本金八百萬圓の內、七百四十五萬圓、此の株數十四萬九千株を、四十年六月一日現在の株主に對し、其の所有株一株に付き一株八分六厘二毛五糸の割合を以て分配し(端株數七百二株は競賣に付す)、金五十萬圓、此の株數一萬株を同年二月一日現在の仲買人に、金五萬圓、此の株數一千株を役員竝に功勞ある所員に特に分配し、

七月二日を以て一株に付き金二十五圓の拂込を了し、八月二十日、第二新株券を發行したり。卽ち總資本金は一千二百萬圓にして、內、拂込濟八百萬圓、未拂込四百萬圓なり。

明治四十年三・四月の交、株式相場暴落したる際、所員兩名は某仲買人と結託し、其の保管せる有價證券を之に融通したるに、之が回收不能となりたる爲め、本所は金三十萬四百二十七圓十七錢四厘の損失を蒙りたり。仍て理事者は自ら進んで之を自己の負擔と爲し、五箇年の期間を以て本所に對し賠償するに決し、毎期決算毎に若干宛を償却したるが、四十二年上半期迄に金十萬二百五十圓に達し、殘額金二十萬百七十七圓十七錢四厘となれり。然るに曩に營業保證金代用として購入したる鐵道株券の市價昇騰し、其の評價益金は國債證券と合して金三十九萬七千餘圓に上りたり。是れ畢竟、理事者の功勞に歸す可きものなれば、前の賠償未濟金の責任を解除せんとの說株主間に起り、四十二年六月二十五日、之が爲め、特に開會したる臨時株主總會に於て右賠償責任解除の決議を爲したり。

直取引擴張及金員保管法改正

明治四十一年一月以降、實施したる直取引の擴張及び金員保管法の改正は、制度上、最も重要なる改正なり。卽ち四十年十二月、臨時株主總會に於て、定款を改正して普通仲買人の外、新に直取引仲買人を置き、且つ之に關聯せる數箇の條項を新設し、其の他、時勢の推移及び業務の發展に伴ふ必要條項を加除したり。又鐵道國有の結果、各私設鐵道株は營業保證金代用に供するを得ることとなり、且つ日本勸業銀行及び北海道拓殖銀行の如き特殊銀行の株券及び其の社債券も亦主務大臣の認可を經て之を所有することを得るに至りたるを以て、玆に金員保管

法を改正し、日本鐵道株及び外二十一會社銀行の株券並に債券を、便宜、購入所有せんことを農商務大臣に申請したるに、北海道炭礦鐵道株を除く外、爾餘の諸株は總て認可を得たり。

增築工事竣工

明治四十二年十月、起工したる增築工事は、爾來、一年二箇月を經て、全部、竣成を告げ、其の他、各種の通信・衛生設備も完成し、四十四年一月四日より新市場に於て定期取引を開きたり。

直取引制限

此の時に當り、直取引は、益々、盛況を告げたるが、同年(四十四年)四月末に於て本所新株直取引受渡に關し紛議を生じたるを以て、一時、其の賣買を休止するの必要を認め、定款第十條に據り、四月二十七日以後、之が賣買を休止したるが、越えて五月二十一日、農商務大臣は東京府廳を經て、直取引に關し左の令達を傳へたり。 是れ獨り本所のみならず、全國の取引所に對し、一樣に傳達せられたる所のものなれども、主として本所に於ける本所新株直取引に制限を加へたるものにして、世に所謂、直取引禁止令と稱するもの是れなり。 左の如し。

取引所ニ於ケル直取引ハ其ノ本質ニ於テ現物ノ授受ヲ目的トスヘキモノタルヤ論ナシ然ルニ往々空相場ニ流レ動モスレハ賭博ニ陥ラントス而シテ近時其ノ弊害最モ甚シク殆ト極端ニ達セントスル爲メニ世ヲ害シ人ヲ賊ヒ延イテ財界ノ安寧ヲ妨クルコト不尠ト認ム依テ此際左記各項ヲ實行スヘシ

(一)如何ナル賣買方法ニ依ルヲ問ハス苟モ直取引ノ名ノ下ニ預合勘定其他差金取引ヲ爲スヲ嚴禁スヘキハ勿論直取引ニ付競賣買又ハ糶賣買ヲ爲スノ方法ハ之ヲ停止シ定款ニ規定アルモノハ之ヲ改正シ以後相對賣買又ハ入札賣買ノ方法ニ依リテ眞ニ現物賣

買ノ實ヲ擧クヘシ
但シ國債、地方債ニ限リ當分ノ内競賣買又ハ糶賣買ヲ爲スモ差支ナシト雖現物ノ授受ヲ實行スヘキハ勿論ナリトス
(二)直取引ノ受渡ニ付テモ必ス役員立會ノ上取引所ノ責任ニ於テ現實ニ賣買取引ノ物件及代金ノ授受ヲ執行スヘシ
(三)將來直取引ニシテ再ヒ差金取引ノ弊ニ陷ラントスルノ傾向アルトキハ取引所ハ直ニ之ヲ停止スル樣豫テ此點ニ留意スヘシ
(四)株式取引所ニ於ケル直取引仲買人特設ニ關スル定款中ノ規定ハ遲クモ本年十一月限之ヲ削除スヘシ
追テ本文通達事項一乃至三ハ本年六月末日ヲ期シ悉ク實行スヘシ又右實行ノ期日等ハ至急決定ノ上其旨農商務大臣ヘ當廳ヲ歷テ報告スヘシ

国債週間取引開始

仍て本所は五月二十七日を以て通達事項一乃至三は七月一日より實行す可き旨屆出で、且つ國債及び地方債證券以外の直取引の競賣買及び糶賣買は六月三十日限り停止したるが、同時に曩に休止したる本所新株の相對賣買を七月一日より開始することとしたり。斯くて四十一年以來、漸次、旺盛を致したる直取引は右の一擊に依り殆んど閉息し、復、昔日の俤なきに至りたるが、尙ほ政府の意を受けて國債證券の週間取引(每火曜日限)を八月十五日より開始することとしたれば、是等の諸變革に伴ひ、定款竝に營業細則にも重要なる改正を行ひたり。而し

て本所新株の直取引相對賣買に關しては、其の取締に就き主務省より、屢々、内諭に接する所ありしを以て、四十五年一月十八日以後、一時、之を休止するに決したり。

本所新株直取引休止

明治四十五年六月、本所定款の全部に亙り重要なる改正を加へ、隨て營業細則にも改正を行ひたるが、明治天皇の崩御により市況不振を來し、加之、巴爾幹半島の戰亂、内地政界の動搖ありて、益々、不況を重ねたり。同年七月二日、農商務省商務局長より仲買人の支店・出張所禁止の通達あり。

仲買人支店出張所禁止の通達

大正二年四月二日、農商務省商工局長より商第二千二百十九號を以て仲買人改善に就き通牒ありたり。其の趣旨とする所左の如し。

仲買人改善に關する通牒

一 仲買人の良否は取引所の改善を圖る上に於て最も重要なる儀に就き、自今、取引所に於て仲買人の推擧に就ては、一層、周密なる注意を加へ、人格信用缺くる所なく、資産亦確實なる者を選擇す可きこと

二 從來、取引所仲買人の免許は自己の名を以て取引所の營業部類に屬する商業を營みたる者たることを要せしも、向後は必ずしも自己の名を以て商業を營みたる者たるを要せざること

三 同一人にして、同時に二箇以上の取引所の仲買人たる可からざること

四 取引所法第二十五條に違背したる會員又は仲買人に就きては、定款の規定に依り除名す可きものと相成り居るも、向後、左記の趣旨の範圍内に於て定款の規定を變更する場合に

於ては、認許することに省議決定したること

(一)會員又は仲買人が取引所法第二十五條の規定に違背したるときは之を除名す。但し特に情狀輕しと認むる場合に限り、三箇月を下らざる期間の營業停止を以て除名に代ふることを得ること

(二)再犯の場合に就きては前項但書の規定を適用せざること

(三)前二項に依る除名又は營業停止の處分は農商務大臣の認可を受く可きこと

本所新株直取引再會稟申

仍て本所は右の趣旨に依り、同年(大正二年)六月、定款を改正し、又前年一月以降休止したる本所新株直取引再開の件に就き、仲買人組合の請求に依り主務省に稟申する所ありしが、八月十二日、農商務省商工局長より、當所株の直取引は既往の事蹟に徵し、實際上、弊害を生ずる懸念あるものとし、再考を求め來たれり。次で翌年八月二十六日、再び稟申する所ありしが、之に對し、同月二十八日付を以て當所株の直取引又は延取引は公益を害し、取引所法第二十七條に該當するものと認むる旨、商工局長より通牒あり、當所株直取引再開の問題は玆に一段落を告げたり。

本所株の一日四回立會

此の年、十月一日より本所株を特殊株として一日四回の立會を爲すこととしたり。即ち定期立會の最初及び最後に本所株を立會ふこととし、以て市場の氣配を的確迅速に内外に傳達するに便せり。

數年來、本所が各取引所と共に盡瘁せし取引所法及び取引所稅法改正案は大正三年三月、帝

國議會を通過し、同年九月一日より實施せられたるを以て定款を變更し、隨て賣買手數料及び仲買人口錢の定率をも改正し、又新に委託手數料率を定めたり。

理事者の更迭

是より先き明治四十四年十二月、役員改選に當り、多年、理事長若くは理事の職に重任したる中野武營・伊藤幹一・中島行孝の三氏は再選を辭し、理事長に男爵郷誠之助氏、理事長代理者に角田眞平氏、理事に前川太兵衛・藤山雷太・山口卯之助の三氏新任し、江口駒之助・松岡辨兩氏は重任したり。大正二年十二月、松岡辨氏辭任したるが、其の他の役員は何れも重任したり。

第四回營業繼續

本所の營業期限は大正二年九月三十日を以て滿期となるを以て、更に營業繼續の願書を提出したるに、大正二年六月二十一日を以て、同年十月一日より滿十箇年繼續の認可を得たり。

第五節 自大正五年 至昭和二年

世界大戰の影響と其の反動

大正三年、其の端を巴爾幹に發したる歐洲諸國の戰亂は、次第に參戰國を增加し、遂に世界的大戰亂を誘發するに至りたるが、遠く戰禍の中心を離れて物資の供給に獨歩の地位を占めたる我國商工業界は、之を擧げて未曾有の黃金時代を現出し、證券市場は異常の活況を現出して相場沸騰し、賣買高の激增となり、勢の赴く所、殆ど停止するを知らざる情況なりき。然るに大正五年十二月、獨帝講和提議の報、一度、傳はるや、市場は、俄然、極度の悲觀に襲はれ、混亂相次ぎ、事態甚だ憂慮に堪へざるものありしを以て、日本銀行援助の下に建玉整理を行ふこととなり、仲買人小池國三・南波禮吉・織田昇次郎・小布施新三郎の四氏は特にシンジケートを組織し、日本興

業銀行・帝國商業銀行及び豐國銀行より資金の融通を受け、乘換其の他の方法を以て、無事、問題の解決を了せり（第十三章第一節「大正五年の動搖」參照）。

然れども幾何もなく、人氣は、更に昂進の徑路を辿りて市況一段の活氣を呈し、諸般の設備、益々擴張を要するものありしを以て、本所は株主總會の決議に基き、大正六年六月、其の資本金を、一躍、二千萬圓に增資し、增資新株十六萬株の內、十五萬株は同年六月一日現在株主をして舊一株に對し〇・株六分二厘五毛の割合を以て引受けしめ、殘一萬株の內、九千五百株は同年三月一日現在仲買人に、同五百株は所員の功勞株として之れを配付し、六月三十日、第一回拂込を了したり。

第六回資本增加

同年十二月十日朝、突如、火を事務所の地下室に失して本館及び事務所を烏有に歸せしめたるが、應急措置宜しきを得て、卽刻、事務所を舊会商店跡に移し、市場は僅に午後の一部を休會したるに止めたるは幸なりき。

本所第一次火災

次で大正七年六月、政府は勅令第二百二十九號を以て取引所令中改正を行ひ、所謂、小口落の禁止を敢行したり。然るに此の禁止たるや、市場多年の慣行を破り、賣買取引の決濟に至大の障礙を與ふるものなりとして、同月十七日、第十八回全國取引所同盟聯合會は反對の決議を當局に提示し、更に同年九月十四日、前記聯合幹事取引所協議會は右小口落禁止後に於ける實情調査の上、內閣總理大臣竝に農商務大臣に對し陳情書を提出する處あり。大正八年十二月十五日、第十九回全國取引所同盟聯合會亦同樣の陳情書を提出し、本所理事者も亦此の間、屢々、當

小口落禁止

局の猛省を促したりしが、大正九年六月、政府も遂に該禁止規定を撤廢するに至れり。

現物取引の勃興と監察部の新設

時勢の進歩に伴ひて現物取引勃興の氣運昂り、大正七年八月、同取引振興の目的を以て現物取引組合成り、同年九月、相對賣買の方法による現物市場を開設するに至り、主務當局の諭告に從ひ、新に監察部を設けて該取引の適正を期したり。超えて大正九年二月、日本銀行・其の他の金融界多年の要望に鑑み、國債仲買人の制度を設け、銀行・信託會社を始め、多數の金融系統を加へて、國債市場の分設を見るに至り、同年九月二十日、開始したり。

所員の歐米派遣

時運の進展既に斯くの如く、財界中樞の機關として取引所を論ずるもの次第に多きを加へ、朝野を擧げて之れが制度改善の要を唱ふる聲漸く高く、大正八年九月、本所は支配人河合良成・主事小山正之助二氏を歐米に派遣し、彼地の實際につき、親しく其の制度を講究せしむる所ありたり。而して小山氏は翌九年三月、河合氏は同四月、何れも歸朝し、前途の方策に好箇の資料を提供する所尠からざりき。

大正九年三月市場恐慌と其の救濟

世界大戰に因る好景氣に由り、さしも高潮に達したる市場の人氣も、大正九年三月十五日に至り、俄に恐怖の場面を呈し、投物殺倒して相場は玆に一大反落を演出し、經濟界の大反動來を中外に警告したり。四月に入るや、形勢更に險惡を加へて崩落相次ぎ、同七日後場に至り、遂に立合不能の狀勢となりて市場を休止し、四月十三日、開市したるも、翌十四日、第三次大崩落を演じたるを以て、再び市場を休止するの已むなきに至れり。仍て仲買人全員を以て組織せる仲買シンジケートは日本興業銀行及び外、十五銀行より成るシンジケート銀行を介して、日本銀

行より約四千萬圓の融資を受け、極力、市場救濟に力めたる結果、無事、之れが整理を了し、翌五月十日、市場を再開することを得たり（第十三章第二節「大正九年の財界恐慌」參照）。

違約賠償

此の市場恐慌に際して仲買人橋本駒三郎氏（商號○）は賣買證據金・仕切差損金及び賣買手數料を怠納したるを以て、大正九年四月二十六日、之を違約處分に付し、本所は被違約者に對して賠償の責に任じたるが、此の金額八十萬圓に達したり。

斯くの如く市場動搖の去來は之れを免れざりしも、大戰以來、急激の發展を遂げたる我國經濟界は、益々、證券取引の發達を助長し、賣買高の増加は、一層、立替並に擔保資金の充實を要するのみならず、市場・其の他の改築にも尚ほ一段の考慮を必要とするに至りしを以て、大正九年六

第七回資本増加

月、本所は株主總會の議を經て其の資本金を四千五百萬圓に増加し、増加新株五十萬株の內、四十萬株は同年九月十日現在株主をして、一株に對し一株の割合を以て引受けしめ、殘十萬株の內、四萬五千株は仲買人に、同三萬株は本所の功勞者に之れを配付し、更に二萬五千株はプレミアム付を以て一般の公募に付し、同年十月五日、第一回拂込を了したり。而して公募新株式に對する額面超過金百三十四萬四百六十五圓は、商法の規定により之れを法定積立金に繰入れたり。

賠償制度變更

此の増資と共に、從來、本所の採用し來れる違約に對する部分賠償の制度を廢止し、同年八月以來、定期取引の違約より生ずる損害は、本所に於て其の全額に付き賠償の責に任ずることとし、取引の安全を期するに至れり。

假建築竣成

大正十年三月、假建築の工成り、事務所を舊燒跡に移轉し、稍々、面目を改めたり。

第八回資本増加

同年十二月、株式會社證券交換所及び兜町ビルディング株式會社を合併することとなり、同二十六日、株主總會の決議に於て、金二百萬圓を増資し、資本金四千七百萬圓(此の株數九十四萬株)となし、翌十一年三月、之を實行したり。

株式長期清算市場上場條件の變更

從來、本所の長期清算市場に於ける株式の上場條件は(一)會社設立後、二箇年以上(合併の場合は合併前の經過年數を加算す)を經過したること(但し會社が既存の事業を繼受したる場合に於て、其の事業が會社の資本金に相當する程度の規模に於て多年經營せられ、其の基礎亦確實にして會社設立後、數年を經過したると同一に看做し得べき場合は此限りに非らず)(二)同一銘柄に付き拂込資本金百萬圓以上のものたること(但し既に上場せる株式の新株式に付きては拂込資本金五十萬圓以上たること)(三)一銘柄に付き株式數四萬株以上たることと云ふにありしが、大正十年五月、此の内、資本金及び株數に就き改正を加へ、(一)同一銘柄に付き公稱資本金三百萬圓以上・拂込資本金百萬圓以上・株式數六萬株以上たること(二)既に上場せる株式の新株式に付きては公稱資本金二百萬圓以上・拂込資本金五十萬圓以上・株式數四萬株以上たることを要すとし、以て今日に及べり。

取引所法並に附屬法規の改正

大正十一年四月、取引所法及び取引所税法の改正發布せられ、引續き取引所令及び取引所法施行規則、並に取引所税法施行規則の改正を見たり。 右取引所法の改正は政府多年の懸案に係り、政府當局・學者及び金融業者の中より選ばれたる、調査委員の研究を骨子として第四十五回帝國議會の協贊を經たるものなれども、尚ほ當業者の滿足を表し得ざる點尠からざりき。

而して右取引所法の改正は

一 證券取引の最長期限を二箇月に短縮し

二取引の種類を實物市場に於ける賣買取引及び淸算市場に於ける賣買取引の二種に分ち

三淸算市場に於ける賣買取引の一種として七日以內の短期取引を加へ

四商議員會を設けて取引所の重要事項を諮問せしめ

五委託者に對して取引所に次ぐ第二次優先權を附與する

等、法文中、多くの實質的變更を包含せしめたる外、仲買人の名を取引員に改め、營業細則を業務規程と改稱する等、形式的にも亦著しき變革を行ひたり。玆に於て定款及び營業細則の變更を行ひ、前者は同年八月、認可を得、同九月、第一回の商議員選擧を行ひ、後者は同十二月、認可を得て翌年一月より之を實施したるが、法律の改正に伴ふ證券取引の限月短縮は、大正十四年三月迄其の實施を延期せられ、短期取引は實施の方法に考慮を要するものありて未だ開始の運びに至らざりき。

商議員會新設

此の年十二月を以て明治二十六年の創設に係る仲裁委員の制度を廢止したり。

仲裁委員の制度廢止

現物取引の勃興及び同組合設立の經路につきては、既記したる所の如くなるが、爾來、證券界の趨勢は定期取引の利用と共に、益々、此の種取引の發達を助長し、大正十年十二月に於ける定款の變更は、新に現物仲買人の設置を規定するに至り、大正十一年八月、改正法律の實施に伴ふ定款の變更により、之れを實物取引員の名に改めたるが、出願者相踵ぎ、僅々、半歲にして專業九十餘名を算し、兼業亦七十八名の多きに上りて大いに面目を改め、當該取引の制度に一新紀元を劃したり。

第九回營業繼續

此の年、十二月、株主總會は滿場一致を以て翌十二年九月を限り滿了と爲るべき本所の營業期間延長を決議したり。仍て翌十二年四月、更に滿十箇年間の營業繼續を出願したるが、同七月、農商務大臣の免許を得たり。

第二次火災

大正十二年三月、再び火を假事務所に失して二階の全部及び一階の一部を燒失したるが、幸に市場建物・有價證券竝に重要書類は何等の損害なかりしを以て、直に殘存部分の修理を行ひ、執務上、支障なきを得しむると同時に、着々、本建築の工事を進めて之れが完成を急ぎたり。然るに九月一日午前十一時五十八分、關東大震火災突發して帝都の大半は焦土と化したるのみならず、其の慘害は一府四縣に亙りて死傷各約十萬人、物的損害は約百億圓と註せられ、交通通信杜絶・金融機關破壞・物資缺乏・諸取引の潰滅を來し、人心の恐怖と俟つて財界は空前の混亂に陷りたり。茲に於て政府は支拂猶豫令・其の他機宜の勅令を發し、物資の供給・金融の援助を圖る等、混亂の沈靜、罹災の救恤に努力し、國民亦異常の緊張を以て此の災厄に處したるが、反動の創痍尚ほ深きに際し、此の天災に遭ひたる我財界は、一層、悲境に陷るの已むなきに至れり。

第三次火災

本所も一日夜、祝融に襲はれて地上建物の全部を燒失し、接續地の各取引員店舖亦た片影をだに留めず。依て四日、事務所を丸の內、日本興業銀行內に設け、數日の後、一部を日本工業俱樂部に移し、奮勵努力、復興の事に當り、十月下旬、舊燒跡に市場及び事務所建築の工を起し、晝夜兼行、三旬にして其の竣工を見たり。

關東地方大震火災の影響と其の善後處置

一方、此の天災に因りて一大難關に逢着したる取組玉の整理も、非常に際せる當業者の協調と金融當局の後援とにより、之を解決することを得たり。即ち幾多

の艱難を排して、國債取引は十月十五日、全部の受渡を了し、實物取引に就きては同組合の設置に係る實物善後策委員の研究に基き、十月十二日、組合總會召集の上、總解合を敢行し、清算取引に就きても亦た組合委員數次の會合の結果、同十八日、震災善後策研究委員を設け、其の原案に成る總解合の議を纏めて漸く問題を解決し、進んで取引再開の方法を協議するに至れり。而して解合に要したる整理資金六百萬圓及び取引再興に要する復興資金六百八十餘萬圓は本所より融通することとなし、株主總會の議を經て其の一部を日本興業銀行の融資に仰ぎ、他は資産の内より之を融通して、卒先、復興の事業を進めたり。卽ち十月十六日、國債市場を丸の内、日本興業銀行内の一部に開始したるを始めとし、同二十七日、茅場河岸、證券交換所跡、天幕張に實物市場を開始し、超えて、翌十一月十五日より北島町、中外商業新報社内に清算市場を設けて毎日一回當該取引の立會を行ひ、同月末日、前記舊燒跡の工事竣成を待つて何れも之れに移轉したり。當時、尚ほ交通の機關備はらず、電信電話の設備亦甚だ乏しくして各種の連絡に多くの困難を伴ひ、賣買取引の上に支障を生ずること尠からざりしが、同月十日以降、漸く前後場二回の立會を行ふを得るに至れり。

短期取引開始

大正十三年五月、兩三年來の宿案たりし短期取引開始の準備成り、定款・業務規程を改め、短期取引員を新設して、同六月一日以降、鐘淵紡績株式會社新株式及び本所新株式に就き取引を開始したるが、時恰も財界の不況に遭遇しつつ、尚ほ克く一日平均四萬四千餘株の賣買高を示し、爾來、漸次、建株を增加すると共に、益々、發展の經路を辿るに至れり。

早受渡制度創設

大正十三年六月、本所は取引所と金融界との連鎖を計り、證券金融の發展を期せんが爲め、株式の長期清算取引に於ける早受渡制度を創設したり。該制度は賣方の場合に於ては、株式の長期取引に於ける賣方が受渡期日前に約定證券を本所に提供するときは、本所は之に對して賣付當日の帳入直段を手形金額とし、其の銘柄の一般受渡日の翌日を支拂日とする約束手形を賣方に交付し、又買方の場合に於ては、買方は受渡期日前に約定代金を本所に提供するときは、本所は約定證券を買方に交付する制度にして、其の效用は(一)清算取引を實物取引化すること(二)證券金融に貢獻すること(三)金融界に好放資物を提供すること等にして、現に賣方に交付する本所振出の約束手形は金融界に於て、紡績手形に次ぐ一流手形として一般に歡迎せらるる所なり(早受渡制度に就ては第十三章第五節「大正十三年創始の早受渡手形」及び第十五章「諸統計」參照)。

限月短縮と其の善後處置

有價證券長期取引の期限を二箇月に短縮することに就きては、往時、幾多の問題を藏したり。而して大正十一年四月、改正せられたる取引所法中、亦限月短縮の事項を含み、大正十四年四月一日より之を實施することとなりしが、當時、我國經濟界の事情は企業振はず、圓貨は暴落し、貿易亦逆調を累ねて沈淪漸く甚しきを加へ、大震火災の創痍益々深刻なるものありしを以て、此時に方り、多年の慣行を變革するは機宜に適したるものに非ずとして、全國株式取引所及び同取引員組合は擧つて右限月短縮施行延期の請願を提出し、極力、了解を求めたれども、政府の容るる所とならず、同年三月、延期法案を帝國議會に提出したるも、亦否決されたるを以て、已むなく次善の方策を講じ、二箇月三期建を採用して限月短縮の實施を見るに至れり(此の項に就ては第十三章第三節

「大正十一年取引所法改正による限月短縮顛末」參照)。

本所及取引員店舖移轉問題

大震火災後、都市計畫に因る土地區劃整理に伴ひ、本所の敷地は固より取引員の店舖敷地も亦著しく削減せらるべく、而かも本所附近一帶が集團的甲種防火地區に編入せられたる關係上、本建築を爲すに非常なる不便を生じ、或は全然、不可能に陷るやも測られずとの見地よりして、玆に取引所及び取引員店舖の移轉問題惹起するに至れり。而して取引員組合に在りては、大正十三年八月十八日、一般・短期・實物の各取引員組合聯合委員會を開き、取引所及び取引員店舖移轉に關する件を議し、同二十一日、聯合臨時取引員總會を開催して移轉の可否を諮りたる結果、之を可決し、且つ移轉實行委員十五名を選定して其の實行を委ぬることとせり。然るに其の後、移轉候補地の選定は九月二日、第三回委員會の決議に基き、本所之を選定することとなり、爾來、本所は華族會館跡及び其の他の候補地を物色し、折衝を試みたるも、種々なる理由により、遂に適當なる候補地を發見するに至らざりしのみならず、他方に於ては、本所の移轉問題が各方面に容易ならざる影響を與ふること、本所附近が特殊の商業地域たる等の點に鑑み、關係官廳に於ても、殆んど除外的取扱を爲し、減歩率も最初の豫想に比し著しく輕減せられたること、取引員店舖の爲め特に本所は兜町、舊澁澤事務所跡を買收して適當なる建築を行ふこと、及び本所事務所の一階及び二階を取引員店舖に供すること等に依り、移轉せざるを得ざる理由は大體に於て消滅するに至りたるを以て、取引員組合に於ては、大正十四年十月五日、臨時聯合組合員總會を開き、移轉に關し前年八月二十一日に於て爲したる決議を取消し、本所に在りて

も、大正十五年六月二十三日の定時株主總會に於て、移轉せざる旨を聲明し、玆に移轉問題の落着を見たり。

本建築

本所の本建築に就きては、從來、屢々、計畫を樹てられたるが、時勢の進運に伴ひ、其の設計も亦自ら變更を免れず。從つて建築資金も株主總會に於て、屢々、變更せられたり。先づ大正七年六月二十四日の定時株主總會に於て建築資金二百萬圓の承認を得、同十一年三月二十四日の臨時株主總會に於て之を四百萬圓に増額し、尚ほ同十五年六月二十三日の定時株主總會に於て、取引員を收容すべきビルヂング建設の爲め、別に百二十萬圓の承認を得たり。而して工事に就きては最後の確定設計に基き、大正十一年九月二日、市場の建築を起工し、同十二年九月一日、基礎工事を了したるが、偶々、同日の大震火災の爲めに、一時、中止の止むなきに至り、同十五年三月十日、再び着手し、昭和二年十二月末日、市場のみの建築を了れり。該市場は敷地約一千一百坪、建物の様式は希臘古典式にして、地下一階・地上三階の四階建とし、凡らゆる文明的施設を行ひたり（建築の詳細に就きては第十二章「建築・施設」參照）。

直取引奬勵金

明治四十一年五月、本所は直取引奬勵の趣旨により、直取引市場に於て賣買したる仲買人に對し、一定の限度に於て奬勵金を贈與することとしたるが、此の內、株式直取引奬勵金は大正四年七月、之を廢止し、公債直取引奬勵金は同九年九月、之を廢止したり。然るに同十年一月、賣買手數料の變更と共に株式直取引奬勵金の制度を再設し、特種銘柄以外の物件の賣買に付き收入手數料の三割を贈與することとし、次で特種銘柄に付き同一割、特種銘柄以外の物件に付き

同四割五分を贈與することとなし、更に同年十二月、特種銘柄及び本所舊株竝に新株（當時本所新株は特種銘柄中に包含せず）に對する贈與金は之を廢止し、特種銘柄以外の物件に對しては同二割五分の奬勵金を贈與することに改め、同十一年八月、更に本所舊株竝に新株及び日清紡績株以外の株式の賣買に對して同二割五分を贈與することに改めたるが、同年九月一日、改正取引所法の實施と共に、自然、廢止となれり。

臨時復興助成資金

越えて大正十二年九月の大震火災に因り取引員の被りたる損害を緩和する爲め、大正十四年六月八日以降、二年間、實物取引に於ける本所舊株竝に新株及び日清紡績株以外の株式の賣買に付き收入賣買手數料の二割五分に相當する金額を臨時復興助成資金として各其の賣買手數料納入者に贈與することとしたるが、大正十五年十二月、之に相當する賣買手數料率を輕減し、該制度は之を廢止したり。

積立金制度改正

大正十五年十二月二十三日の本所定時株主總會に於て本所の積立金制度に改正を加ふることとし、岡崎理事長より之を聲明したり。卽ち從來、本所の諸積立金は少額に過ぎたるを以て、今後は毎決算期毎に一割以上の配當を爲し得る場合は、從來の積立金の外、別に法定積立金と同額、若くは其れ以上の積立を爲し、若し其の積立を爲すために配當率が一割を下る場合は、之を相當額に減額して配當率を一割に止め、又配當率が一割以下の場合は、全然、之が積立を爲さざることとしたり。最近十箇年間の配當率の平均は年一割三分餘に當り、大震火災當時に在りても八分の配當を爲し得たるを以て、將來の配當率が一割を下ることは稀有なるべく、該

昭和二年金融恐慌

制度に依りて本所の資産狀態を、一層、强固に導くや必せり。

昭和二年三月十五日、東京渡邊銀行の休業發表せらるるや、一般人心は俄に諸銀行の內容に就き不安を感ずるに至り、預金取付は踵を次いで起り、一流銀行以下、休業を宣するもの三十行に垂んとせしかば、政府は遂に四月二十二日を以て五月十二日迄、三週間の支拂猶豫令を發布し、次で休業銀行救濟に關する五億圓の補償法、其の他を發布して人心の鎭定を計れり。茲に於て、本所も支拂猶豫期間中を休業するの已むなきに至り、四月二十二日より五月十二日迄、休業して各市場に於ける玉整理を行ひたり。但し國債の實物取引のみは四月二十五日より立會を開始したり（此の間に於ける玉整理の詳細に就ては、第十三章第六節「昭和二年の金融恐慌」參照）。

是れより先き大正六年一月、監査役內田直三氏長逝し、同年六月、渡邊勝三郎氏の當選を見たるが、同年十二月、全員改選の結果、何れも重任し、翌七年五月、理事江口駒之助氏辭任し、同年六月、岡崎國臣氏新に入つて理事となり、同年十一月、監査役三枝守富氏辭任したるに就き、同十二月、小池國三氏之れに代はれり。大正八年三月、角田眞平氏俄に長逝の事あり、理事山口卯之助氏理事長代理者となりたるが、同年十二月、改選の結果、理事長郷誠之助・理事岡崎國臣・前川太兵衞・藤山雷太・監査役關谷兵助・渡邊勝三郎の六氏重任し、岡崎氏は山口卯之助氏の後を承けて理事長代理に就任し、新に小池國三・河合良成の二氏理事に、織田昇次郎氏監査役に當選したり。大正十年十二月の改選に於ては、郷理事長以下、岡崎・前川・藤山・小池・河合・關谷・渡邊・織田の九氏重任し、新に理事に石川涉氏就任したるが、同十二年三月、前川氏長逝したり。次で同年十二月、改選

の結果、鄉理事長以下、岡崎・藤山・小池・河合・石川・關谷・渡邊の諸氏は何れも重任し、新に前田二平氏及び織田昇次郎氏理事に就任したり。 然るに大正十三年十一月、理事長鄉誠之助、理事河合良成の二氏辭任したるを以て、同年十二月、補缺選擧を行ひたる結果、理事長として岡崎國臣氏、理事として長滿欽司氏當選し、長滿氏は理事長代理に就任したるが、同十四年三月、理事小池國三氏長逝し、同年六月、補缺として若尾璋八氏當選したり。 同年十二月、改選の結果、岡崎理事長以下、長滿・藤山・織田・前田・若尾・石川・關谷・渡邊の九氏は何れも重任したるが、同十五年二月、理事石川涉氏長逝の爲め、同年六月、三上良兼氏補缺當選したり。 昭和二年十二月、改選の結果、渡邊勝三郎氏を除きて岡崎理事長以下何れも重任し、補缺として理事に松本孫右衛門氏、監査役に淮田四郎氏當選就任したり。

本所の業績は、累年、隆盛に赴きつつあり。 其の狀勢如何は別章貸借對照表、其の他、統計に就きて觀るを適當とすべく、茲には重複を避けて之を贅せず(第十五章「諸統計」參照)。

營業年限

免許年月日	免許年限	營業滿期日	備考
明治十一年五月十五日	五箇年	明治十六年五月三十一日	明治十一年六月一日開業
明治十六年三月二十三日	五箇年	明治二十一年五月三十一日	株式取引所條例第八條に依り營業繼續
明治二十年十月二十一日	一箇年	明治二十二年五月三十一日	取引所條例發布の結果特に一箇年延期
明治二十一年十月三日	二箇年	明治二十四年六月三十日	同上に依り特に二箇年延期

明治二十三年九月十日　三箇年　明治二十七年六月三十日　同上に依り特に三箇年延期

明治二十六年八月五日　十箇年　明治三十六年九月三十日　取引所法第三十六條に依り營業繼續

明治三十六年八月三十日　十箇年　大正二年九月三十日　取引所法第三條但書に依り營業繼續

大正二年六月二十一日　十箇年　大正十二年九月三十日　前同斷

大正十二年七月二十八日　十箇年　昭和八年九月三十日　前同斷

第三章　定款・業務規程（舊申合規則 舊營業細則）

註、括弧内に記載せる引用條文中「定」は「定款」、「申」は「申合規則」、「營」は「營業細則」、「業」は業務規程を示し、數字は其の條項を示す。例へば「定一・三一の一項」とあるは定款第一條及び第三十一條第一項を示す。

第一節　自明治十一年 至明治十五年（原始規定）

原始定款の制定　明治十一年五月、本所創立の際、允許せられたる定款は、營業・資本金・役員・役員の權限・株主の權限・株式讓引及質入抵當・仲買人・仲買人手代・社中差縺取扱方・役員禁制・株主集會・純益配當・報告竝檢査・印章及簿記日表記錄・規則改正等の十五章より成り、各章を更に數條に分ちたり。大體に於て、株式取引所條例の施行に關する細則を規定せるものと觀る可きも、就中、主要の點を指摘すれば左の如し。

一 肝煎中より一名宛、月番を以て檢査掛を置き、常に本所の營業景況及び金銀出納の事務を點檢せしむること

二 株主の發言投票の權利（議決權）に、其の所有株數の多寡に依りて等級を設け、十株迄は一株毎に一說（個）、十一株以上・百株迄は五株毎に一說（個）、百一株以上は十株毎に一說（個）となしたること

仲買人の入社年期

三　仲買人の入社年期を一箇年とし、繼續せんとする者は期限三週日前に申出づること

仲買人賣買取引上の責任

四　仲買人間の取引上の差縺は、他の仲人に命じて之を和解せしめ、若し和解するに至らざるときは肝煎之を和解するに勉むべきも、仲買人と仲買人以外の者との差縺に關係せざること

五　本所に於て取結びたる賣買約定は、他の依賴を受くると否とを問はず都て其の仲買人の賣買と見做し、本所は其の依賴を爲したる本人と直接の關渉を有せざること

六　頭取及び肝煎は故意に出でたる不適當の處爲に依りて生じたる損害に就き辨償す可きこと

原始申合規則

原始申合規則の制定　而して右定款と同時に允許を得たる申合規則は、買賣取引の方法を規定したるものにして、賣買竝約定・立會刻限竝休日・賣買證據金・手數料竝仲買口錢・仲買人心得・證據金預り切手定期賣買受渡・臨時休會・違約處分・規則遺漏の件及び增減更正の十款に分ち、更に之を各數條に別ちて賣買取引に關する重要事項を規定せり。今、其の主要なる事項を列擧すれば左の如し。

一　賣買の單位は公債證書及び株式を通じて額面百圓を切手一枚とすること

二　定期取引に於ても、本場帳入前の轉賣買戾は現場勘定（現行の現落なり）と爲すこと

帳入區域

三　帳入區域は前日の本場引後より當日の本場迄とし、定期取引の帳入直段は本場の平均直段を以てし、現場の勘定は取組直段に從ふこと

手数料

四 手數料は條例の制限を超えざる範圍内にて、當分、定期取引は切手一枚に付き六錢、現場取引は同三錢とし、仲買口錢は依賴人との示談に委するも、前以て肝煎の承認を受くること

賣買證據金

五 賣買證據金を本證據金・半證據金・追證據金・增證據金の四種とすること

六 賣買主に於て定規の諸證據金を怠り、定刻に差入れざる者は、違約人と看做し、次の二十四時間内に他の仲買人をして其の賣買高を市場にて買求め又は賣拂はしめ、爲めに生じたる相手方の損害は、違約人の提供せる證據金竝に身元金を以て償はしめ、取引所は其れ以上の責任を負はざること

仲買委員選擧及仲買人員數の改正

仲買人營業免許に改正

金銀貨賣買規定の改正

株式賣買申合規則の改正

定款及申合規則變更 其の後、數次の改正ありたるが、明治十三年二月の定款改正に依り、仲買委員選擧の事を定め、又仲買人の員數を、當分、三百人以内とし、更に同年五月の定款改正に於て、株式取引所條例中改正の趣旨に遵ひ、從來、自由營業たりし仲買人を政府の免許營業となし、又申合規則中、金銀貨賣買を獨立の規定と爲し、次で同年九月、株式賣買申合規則を改正し、十月一日より實施したり。

第二節 自明治十六年 至同二十三年

株式取引所條例改正及仲買人納稅規則の發布に伴ふ改正

定款及申合規則變更 明治十五年十二月、株式取引所條例中改正及び仲買人納稅規則の發布に依り（四頁參照）、定款竝に申合規則の全部に亙り修正を要するを以て、案を具して申請したるに、十六年三月三十日（申合規則中、金銀貨の部は八月十八日）、共に農商務卿の認可を得たり。而して改正の内容は舊

規定を骨子とし、定款の條項は十八章・八十一條より成り、申合規則は(一)公債・株式(二)金銀貨の二部に分れ、款を章と改め、公債・株式の部は四十四條、金銀貨の部は四十二條に分ちたり。左に改正定款並に申合規則中の重要なる改正事項を示さん。

一　營業に關する事項を總則と改め、之を一箇條に包括規定し、新に賣買を開始する物件に關する規定を削除したること

二　肝煎の事務分掌規定を設け、商議掛・檢査掛・出納掛・徵稅掛を各一人と爲したること

三　株主總會に於て、出席人員の所持株が總數の半に充たざるときは、會議を延期す可きこと

四　仲買人は不動産を所有するか又は本所の株式を所有して戸主たるものに限ること

五　明治十三年五月三日、改正追加したる仲買人賣買註文口譯帳の檢査に關する規定を削除したること

六　申合規則は公債・株式と金銀貨との二部に分ち、各其の賣買に關する規定を現場賣買と定期賣買とに別ちたること

仲買人兼營の禁止

七　仲買人は他の株式取引所又は米商會所の仲買人を兼ぬることを得ず、又は之を自己の代理人と爲し得ざること

豫約證據金

八　現場賣買代金高が、公債・株式に在りては一萬圓以上、金銀貨に在りては二萬圓以上に達するときは、其の代金高の概算各十分の一に當る額を取引所に差入るるに非れば、其の餘の賣買を爲し得ざること

賣買手數料の改正

九　仲買人收税規則の制定に依り、從來、賣買手數料は切手一枚に付き實價の階級に依り徴收したるを、約定代金の萬分率（公債・金銀貨）又は千分率（株式）に改めたること

一〇　轉賣買戻を爲したる玉に對しては、損益を加除して諸證據金を返戻すること

違約賠償

一一　違約處分の方法を現場賣買と定期賣買とに別ち、違約に因る損失が違約者の證據金及び身元金を以て償ひ得ざるときは、取引所に於て之を賠償すること

株式定期賣買手數料の改正

申合規則變更　明治十八年十一月、株式取引所條例中改正（手數料率決定の件）及び米商會所及株式取引所收税規則制定並に仲買人納税規則廢止の結果、手數料額を改正し、株式定期賣買手數料を實價階級制に復せり。

第三節　自明治二十四年 至同　二十五年

營業延期許可の際主務省の命令に基く改正

定款及申合規則變更　明治二十三年九月、營業延期許可の際に命ぜられたる五事項の中、第四項たる（六頁營業延期の項參照）取引所株を本所市場に於て賣　せざる件に就きては、同二十四年四月二十四日を以て七月以降、各株式取引所株（本所株をも含む）の定期賣買を停止する旨を農商務省に届け出で、其の他の四項は定款並に申合規則の改正中に規定し、同年六月、政府の認可を得、七月一日より實施したり。今、其の改正事項を列擧すれば左の如し。

別途積立金

一　純益金より役員賞與金及び積立金を控除したる殘額（株主へ配當すべき金額）の十分の二より少からざる額を別途積立金と爲し、此等の諸積立金は通貨若くは公債證書を以て日本銀行に預

託し、其の預り證書を地方廳に預け置くこと

身元保證金の增額

二 仲買人の身元保證金を二千四百圓（從前は四百圓）に改む。 但し公債證書又は確實なる諸株券を以て之に代用し得ること

仲裁委員會

三 取引所理事者及び仲買人中より各三名の仲裁委員を互選して仲裁委員會を組織し、仲買人相互間又は仲買人と賣買本主との間に起りたる紛議に關し雙方合意の請求あるときは、之が仲裁判斷を爲すこと

公定相場決定方法

四 新に公定相場決定の方法を定め、公債・株式共、各種類毎に本場及び二番（後場）の各節に於て爲したる賣買約定に對し、其の節毎に枚數竝に總代價を合計し、總枚數を以て總代價を除し、一枚の平均直段を求め、之を公定相場とし（從前は各平均直段は毎節立會揭札直段の異るものを合計して之を其の札數にて除する規定なりき。）、本場第二節の公定相場を以て前日二番寄付より當日本場大引迄の帳入直段と爲すこと

賣買本證據金の代用

五 定期賣買の本證據金に限り無記名公債證書を以て元金に代用し得ること

尙ほ之と同時に、手數料及び仲買人口錢にも重要なる改正を行ひたり。

第四節 自明治二十六年 至同　二十九年

取引所法竝に取引所税法の制定に伴ふ改正

定款及營業細則（舊申合規則）**變更**　明治二十六年三月、取引所法竝に取引所税法の制定に依り、定款竝に營業細則改正の必要を生じ、同年四月、臨時株主總會に於て定款改正委員七名を選擧し、同年九月の臨時株主總會に、該委員の起草に係る定款改正案を附議したるに、第九十二條中、仲

買人手代一名とあるを二名に修正したる外、原案を可決したり。然るに該定款は農商務省に於て、之を同業者の協議會に附議し、其の結果、多くの修正を加へられたるを以て、該査定案を同年九月、更に臨時株主總會に附議し、定款並に營業細則案を逐條審議したるに、總て査定案の通り可決し、同時に金員保管法も原案の通り議決したり。今、試に舊規定に對し這般改正の眼目を較査するに、(一)商法の一部施行に依り(明治二十六年七月一日より)定款並に營業細則の規定は特に取引所法を以て定めたるものの外は、概ね商法の規定に準據し(二)取引所法施行規則第五條に於て、定款を以て規定すべき營業上の重要事項を指定したるを以て、從前、申合規則に規定したる、賣買及び受渡に關する事項、違約處分に關する事項、手數料及び仲買人口錢に關する事項、公定相場に關する事項、市場の開閉及び休業に關する事項を、總て定款事項として規定し、其の結果、營業細則は市場開閉・賣買及び受渡に關する細則を規定したるに止まり、舊申合規則の如く重きを爲さざるに至り、(三)規定事項の實質は、大體に於て舊規定を襲用取捨せるものなりと雖も、特に賣買・受渡・違約處分及び仲買人組合等に關する事項は詳密明確に規定せられたるを見る。而して改正事項中、最も重要なるものを指摘すれば左の如し。

株主總會の成立

一 株主總會は定款の變更及び任意の解散に關する場合を除き、總株金の三分の一以上の株主の出席を以て成立するも、若し右の定數に充たざるときは假決議を爲し、更に十四日以内に第二の總會を招集す可きこと

二 株主の議決權は所有株數十株までは一株に付き一個(從前の通り)、十一株以上は二株毎に一個

とすること

身元保證金の變更

三　仲買人の身元保證金は一名に付き二千圓とすること（從前は二千四百圓）

延取引の開始

四　從來の現場賣買を直取引、定期賣買を定期取引と改め、新に延取引を創始し、各其の賣買方法を規定したること

五　定期取引の賣買計算方法を改め、當日本場の賣買總代價を其の總個數にて除したるものを帳入直段と稱し、之を各自の約定直段と差引計算すること

證據金

六　證據金は、直取引に對しては賣買代金三千圓以上の取組に對し豫め其の代金高百分の三を徵し、延取引の證據金は定期取引に準ずと雖も、本證據金額千圓以上の取組を爲さんとするときは、其れ以上の分に對しては豫め本證據金の半額を徵し、定期取引に對しては本證據金として代金高の百分の一乃至十分の五を徵し、相場の昂低に依り更に追證據金（本證據金の半額）・增證據金（本證據金の三倍以內）を徵すること

七　定期取引の受渡標準直段は受渡期日前十日間の帳入直段を平均したるものとすること

金員保管方法

八　新に所有金及び預り金保管の方法を設けたること

九　直取引及び延取引の受渡定刻に於ける違約處分の計算標準直段（從前は評定人の評定價格）を、當日の公定相場の平均直段（賣買總代金を總個數にて除したるもの）と爲したること

一〇　定期取引の諸證據金不納に依り違約者を生じたるときは、其の違約者の賣買約定高を、五日以內に特に選定せられたる仲買人をして、轉賣又は買戻を爲さしむること

一一　違約處分に依りて本所の賠償したる金員・其の他の諸費は、違約人に對し之を追求すること

仲買人處分

一二　違約處分を爲すべき事實を生じたる仲買人に對しては、其の賣買を停止し、處分を終りたる後、農商務大臣の認可を得て除名すること

直取引に關する改正

定款變更　明治二十八年八月、定款中、直取引の賣買法・證據金・違約處分に關する改正を爲し、直取引手數料を改正したるが、同年十月、臨時株主總會に於て資本増加決議に伴ひ、定款中、資本金及び株金拂込延滯に關する條項を改正し、又役員の持株數制限を倍加して、理事を百株、監査役を六十株と爲せり。然るに同年十二月に至り、右決議中、役員の持株數制限を舊規定に復したるが、資本増加に關する改正事項は不認可の指令を受けたるを以て、翌二十九年二月、更に臨時株主總會を開き、増加資本の拂込方法、其の他の條項を修正議決し、同年三月、認可を得たり。

身元保證金並に證據金代用證券に關する改正

定款變更　明治二十九年十二月、定款第四十九條を改正して、仲買人の身元保證金を三千圓に増加し、増加額千圓の納入期限を明治三十年十二月迄と定め、且つ證據金代用證券に關する改正を爲したり。

第五節　自明治三十年　至同三十四年

資本増加其の他事業擴張に關する改正

定款變更　明治三十年五月、臨時株主總會に於て、資本増加・其の他、事業擴張の決議を爲すと共に、定款を變更して重要なる改正を加へたり。然るに該改正決議中、株式の賣買開始に關す

る從來の認可事項を改めて、國債と同じく屆出事項と爲し、又仲買人身元保證金の增額三千圓（內千圓は前回增加決議の分）を、明治三十一年十月三十一日迄に一千圓宛三回に分納せしむる件、其の他、理事の員數に關し、農商務大臣より訂正を命ぜられ、第八條の改正は舊法の儘、据置き、第百七十三條の納入期日を明治三十年十二月二十五日と爲し、同年六月、定款改正の認可を得て實施せり。

左に改正事項の重要なるものを列擧せん。

資本增加

一 資本金六十五萬圓を增し、百二十五萬圓と爲すこと

二 理事中より一名の理事長代理者を互選して理事長の事務を補理し、常務を統辨せしむること

三 仲買人仲間規約に違背したる場合は、定款又は營業細則に違反したる場合と同一の制裁を加ふること

身元保證金の增額

四 仲買人の身元保證金三千圓を增加して五千圓と爲すこと

五 仲買人の委託者に提出する報告書及び領收證は仲間規約に定めたる用紙を用ひ、賣買約定の報告直段は約定價格の平均直段を以てするを得ること

六 委託者の請求に依り、取引所は仲買人を經て賣買證明書を交付すること

七 仲買人は委託注文の全部を執行し得ざるときは、其の一部を執行することを得、又委託者にして追證據金・增證據金又は豫備金前渡の交付を爲さざるときは、仲買人は其の賣買約定物件を轉賣買戻して取引を結了し得ること

八仲買人身元保證金の增額に伴ひ、各種取引に關する豫納證據金の最低制限額を高めたること

直取引賣買法の改正

九直取引の賣買法を簡單にせんが爲め、從來の直賣買法を改め、總て相對賣買法と爲したること

一〇延取引の證據金率は、依然、定期取引に準ずるも、受渡期日の長短に依り其の本證據金率の標準を區別したること

現品提供

一一新規賣約定を爲すものは、現品を本所に差入れて證據金に代用し得ること

一二現品代用制設定の結果、本所は未決算勘定繰替金多額に上りたるとき、其の金額を限り取引銀行より借入金を爲し得ること

違約賠償

一三損失金及び計算差金の差入を怠る者は、違約處分に付し、其の金額は本所之を賠償すること

市場の膨脹に伴ふ大改正

定款及營業細則變更　然れども市場の膨脹と取引關係の錯雜し來れるとは、定款の大改訂を必要とするに至れるを以て、明治三十一年五月、臨時株主總會に於て定款改正委員を選出し、該委員は數次の會合協議を經て、定款の殆んど全部に亙り改正を加へ、同年十二月の臨時株主總會に其の改正案を提出して、多少の修正を經て可決し、直に認可の申請を爲したるに、其の一部即ち第四章「役員及所員」に關する部分は多少の訂正を命ぜられたる上、其の認可を得たるも、他の大部分に對しては、翌三十二年四月十二日、農商務省商工局長より多數の改正事項を示達

し來り、且つ改正商法の實施に伴ひ修正を要するものありしを以て、同年七月、臨時株主總會に於て更に加除訂正を加へ、尚ほ政府の内命に依り、仲買人身元保證金七千圓を増して一萬二千圓に改め、同年八月、認可を得たり。此の改正は如上の理由の外、各條項の整理を行ひて、規定の不備を補ひ、其の文意を明確にしたる以外、實質的には著しき變革なしと雖も、唯だ前々年、區別したる定期・延兩取引の本證據金を再び同一規定の下に包括し、且つ商法改正の趣旨に遵ひ、株式議決權の等級を廢止したるは其の主眼とする所なり。而かも違約處分の規定を明細確實ならしめたるは、最も重要なる改正にして、左に其の要項を指摘せん。

身元保證金の增額

違約處分新規定

一 直取引の違約物件は違約當日午前の公定相場を平均して標準直段と爲すこと

二 延取引の違約物件は本所に於て五名の評價人を選定して標準直段を決定せしむること

三 定期取引の違約物件(賣買停止若くは臨時休業中に生じたるものも同樣)は、違約當日より十五日以内に於て、特に仲買人を選定して轉賣買戻を爲さしむるか又は入札賣買に付して引受人を定むること

四 定期取引の違約にして、受渡の當日又は其の前日に起りたるときは、當月限の分に限り、其の當月内に於ける賣買總代價を總個數にて除したる平均價格を標準直段となして計算し、尚ほ被違約人に對し各約定直段(差益金を交付したる分は標準直段に對する)の百分の五を附加賠償すること

五 違約人の違約物件の處分に際し、定期取引同種同限月の賣買兩建のものあるとき又は同種同限月の物件に付き賣買雙方に違約人を生じ、同時に處分す可き場合に於ては、其の同

數の分に對する計算は他の被違約人に及ぼさざること

六 同種の物件に付き同時に二人以上の違約人を生じ、被違約人に對し支辨したる差徵金・賠償金及び立替不戻金を分擔せしむ可き場合は、違約人毎に各別に計算して其の分擔高を算出すること

七 違約處分の後、剩餘金を生じたる場合に於て、各被違約人に配付する方法を定めたること

直及延に競賣買法採用

右定款の變更に伴ひ、營業細則も亦之を改正し、競賣買法を定期取引の外、直取引及び延取引にも適用することとし、明治三十二年十一月、認可を得たり。

仲買人處分に關する改正

定款及營業細則變更 其の後、明治三十三年四月、農商務大臣より、仲買人が取引所法第二十五條に違背したるときは、其の營業を停止し、同大臣の認可を得て除名す可しとの規定を定款中に追加す可き旨命令あり。次で同年九月、同大臣より、仲買人違約處分に付せられたるときと雖も、其の處分の結了する迄は廢業することを得ずとの追加規定を命ぜられたるを以て、夫々、定款の變更を行ひたり。

一定直段賣買法採用

從來、本所定期取引の競賣買法は、多數の需要供給者が同時に價格を競ふものなるも、之を一定することなく、各自に契約を爲すものなれば、勢ひ最も早き手合を寄付直段と認むるの外なきも、斯くては平均直段と著しき懸隔ある飛直を附することありて、世人の最も注意する寄付直段の決定に遺憾なしとせず。是に於て、大阪株式取引所に於て數年前より實行せる一定直段賣買法を採用し、多數の賣買者をして同時に手合を爲し、互に相競爭せしむることとし、明治

三十三年十二月二十二日より日本郵船株及び本所株の二種に就き試驗的に之を實行せり。其の賣買方法左の如し。

一定直段賣買立會順序

第一　立會の順序

立會の順序は各種類毎に初廻り・中廻り・引廻りの三回に之を行ふ。

初廻りの寄付に於て、一定直段賣買法を行ひ、之を寄付直段と稱し、引續き足取賣買を行はしむ。

中廻りは足取賣買のみを行はしむ。

引廻りは、當分、足取賣買のみを行はしむ。

第二　一定直段の登記

一定直段賣買の場合に於ては、賣買者の一手合毎に、其の個數と雙方の商標とを場帳に登記し價格は一定の後、之を登記す。

第三　指直及び成行賣買

一度、手合を爲したる指直賣買者に於て、若し一定直段指直に達せざる可しと思料するときは、一定直段決定前、自己に代る可き手合を爲す可きものとす。

前項の手續を爲さざる者は之を成行賣買者と看做す可し。

第四　賣買兩建

一定直段競合中、一人の賣と買とは、其の賣買者の申出に依り賣買兩建と爲す。

第五　五錢位呼直

一定直段賣買法の場合に限り、五錢位を以て發聲することを得、此の場合に於ては五錢位の札を掲ぐ可し。但し足取賣買及び帳入直段は從前の通り十錢位に止む可し。

第六　一定直段の決定方

一定直段の定め方は賣買者雙方をして十分に價格を糶らしめ、機熟するを認め、立會理事は市場目付をして決定せしむ可し。

市場目付は賣買の全部を通觀し、廻はし木（初廻り・中廻り・引廻り）の回轉を掌る

第七　相場札

相場札は掛け据とす。

各銘柄の次（卽ち寄付札の前）に赤札を用ひて前場の引直段を掲示す。

本場・後場平均價格は別の位置に掲板を置きて之を示す。

寄付札は（寄付）圖の如く掲示す可し。若し寄付の一定直段出來せざる場合に於ては（寄付）圖の如く掲示す可し。

前二項は相場附にも之を明記す。

右寄付一定直段賣買法は明治三十四年二月一日より一般の株式にも施行することとせしが、同年四月一日より、更に大引に於ても同賣買方法を採用することとし、尚ほ六月一日より多少の改良を加へて引續き實行せしが、三十九年三月十日以降、中廻りを廢止したり。是に於て、

全部、一定直段賣買法となる。

直取引賣買及受渡方法の改正

尙ほ直取引賣買及び受渡方法も、明治三十四年十一月八日以降、大に之を改良し、各種の弊害を防遏するに努めたり。

第六節 自明治三十五年 至同四十四年

限月短縮及賠償責任準備積立金に關する改正

定款及營業細則變更 明治三十五年勅令第百五十八號(六月二日)及び農商務省令第十三號(六月十七日)に依り、定期取引限月短縮及び賠償責任準備金積立の實行を命ぜられたり。抑も有價證券の定期取引限月は本所創立當初に在りては當月限の一限月なりしが、明治十二年四月一日以降、當月限及び翌月限の二限月に改め、同年九月、更に三限月の賣買を開始せんことを政府に申請したるも、其の認可を得ざりしが、爾來、賣買取引の實績に鑑み、翌十三年十月に至り、再び現在、取引せる株式に限り三限月の賣買を開始せんことを申請したるに、同月二十七日、遂に認可を得たれば、十一月一日以降、當月限・翌月限及び翌々月限の三限月賣買を開始せり。是に於て定款竝に營業細則に重大なる改正を加ふるの必要を生じたるも、未だ之が改正に著手せざるに、政府は翌三十六年四月七日、農商務省令第三號を以て延取引の債權債務の移轉を許したるを以て、同年同月、臨時株主總會に於て定款變更の決議を爲し、隨て營業細則も亦改正して同月、認可を得たり。

延取引擴張に關する改正

這回の命令は前述の如く限月短縮・賠償責任準備金積立及び延取引擴張に基くものなれば、定款竝に營業細則の變更も、主として之に關係せるものなりと雖も、此の

他に、多少、重要の改正なきにあらず。乃ち左に之を列擧せん。

一 株主に配當す可き利益金が年一割を超ゆるときは、其の超過額の半額を賠償責任準備積立金とすること

二 賠償責任準備積立金の支出は理事會の評決に依り農商務大臣の認可を受くること

三 仲買人の身元保證金は取引所より之を金庫に供託すること

四 仲買人の營業上に使用す可き諸帳簿は、理事會に於て(從前は仲買委員會)様式・名稱及び用法を一定し、農商務大臣に屆出づること

五 延取引に於ては、賣買者間の合意により、本所の承認を經て其の期限内に解約又は債權債務の移轉を爲し、賣買を結了し得ること。其の他、延取引の債權債務の移轉に關しては、定期取引の轉賣買戻に關するものと同様の取扱を爲すこと

六 受渡當日又は其の前日に起りたる延取引及び定期取引の違約物件は、延取引に於ては期日前三十日間に於ける同期日の總代價を、定期取引に於ては其の月内に於ける賣買の總代價を各其の總個數にて除したる平均直段を計算の標準直段と爲し、又延取引に對しても百分の十の附加賠償を爲すこと

限月の復舊其の他の改正

定款變更 然るに右限月短縮令は、當業者の反對遂に其の效を奏して、明治三十六年、勅令第百二十七號(八月十四日)を以て定期取引の限月を三箇月に復舊し、且つ賠償責任準備金の積立率を低減したるを以て、同年八月の臨時株主總會に於て右に關する定款の變更を議決し、同月、

直に認可を得たり。

事業年度其の他の改正

定款變更 明治三十七年七月、臨時株主總會に於て定款を變更し、本所の事業年度を改めて、前年十二月より當年五月迄を上半期とし、六月より十一月迄を下半期とし、株主配當金は五月末及び十一月末現在の株主に配當することとし、其の他、株主總會及び仲買委員に關する二・三の改正をなし、八月、認可を得たり。

帳入直段決定方法改正

營業細則變更 明治三十八年六月、定期取引帳入直段の決定方法を改め、當日本場の寄付直段と大引直段とを二分したるものを帳入直段と爲したれば、營業細則第十三條を改正し、七月一日より實施せり。

資本增加其の他の改正

賠償責任準備積立金に關する規定の撤廢

定款變更 明治三十九年三月、臨時株主總會に於て、資本金增加・追證據金代用證券納入及び受渡違約賠償に關する定款變更の決議を爲し、四月十六日、認可を得たり。而して賠償責任準備積立金に關する規定の撤廢は、當業者數次の要請に依り、遂に明治三十九年六月二十六日、勅令第百七十四號の發布となりて、其の目的を達したれば、之に關聯せし定款の事項と併せて、同年八月の臨時株主總會に於て議決せられ、九月、認可を得たり。然るに同年(三十九年)十一月、勅令第二百八十三號を以て、直取引及び延取引にも單位を定め、競賣買を行ふことを許され、又國債證券の定期取引に限り限月に依らざることを得る旨を定められたる結果、定款の變更を要するを以て、十二月、臨時株主總會に於て、之に關聯せる定款竝に營業細則の條項を改正したり。

直延單位賣買及國債定期取引に關する改正

資本增加

更に四十年三月、資本增加の結果、之に伴ふ定款を變更したり。

直取引擴張其の他の改正

定款及營業細則變更　明治四十年十二月の臨時株主總會に於て、直取引擴張・其の他業務の發展に關する定款の變更を議決し、之に伴ひ、營業細則をも改正したり。之と同時に鐵道國有

金員保管法の改正

の結果、金員保管法を改正し、國債及び地方債證券の外、農商務大臣の認可を受け、會社の株券若くは債券を購入所有することを得るものとしたり。

役員の任期其の他の改正

定款及營業細則變更　其の後、明治四十二年七月、理事長竝に理事の任期・俸給・報酬・役員賞與金率の變更及び證據金代用證券に關する定款の變更あり。又直取引受渡及び計算區域・手數料徴收時期に關する營業細則の改正ありしが、四十四年五月の直取引制限命令に依り、同年六月、臨時株主總會に於て國債及び地方債證券以外の直取引に於ける競賣買及び糶賣買停止竝

債券直取引競賣買其の他の改正

に直取引仲買人廢止に關する定款の變更あり。更に同年八月、國債證券の三期週間取引及び受渡に關し、營業細則を改正したり。

第七節　自明治四十五年 至大正二年

身元保證金の增加・債權及證券の處理に關する違約賠償の改正

定款及營業細則變更　時勢の進運に伴ひ、定款の全部に亙りて改訂を加ふる必要を認め、明治四十五年六月、臨時株主總會に於て定款改正案を議決し、七月、認可を得たり。改正の要目は(一)仲買人身元保證金の增加(二)仲買人の身元保證金・賣買證據金及び代用證券・其の他債權證券の處理(三)違約賠償に關すること等にして、尚ほ重要事項を列擧すれば左の如し。

一　仲買人身元保證金一萬八千圓を增加して三萬圓と爲し、其の增額納入期を明治四十六年

(大正二年)三月末としたること

二 仲買人にして三箇月以上賣買を爲さざるときは、理事會の評決を以て營業停止を命じ又は農商務大臣の認可を得て除名すること

三 仲買人にして身元保證金及び賣買證據金代用證券の廢止又は價格改正の爲め、生じたる缺損若くは賣買手數料・過怠金等を指定期日迄に納入せざる場合、及び其の納入したる手形、其の他の債權證券にして支拂を拒絶せられたる場合に於て、指定期間內に現金を納入せざる場合は、違約處分に付すること

四 仲買人の身元保證金又は賣買證據金若くは其の代用證券の債權讓渡・質權設定及び其の豫約を禁じたること

五 延取引の違約附加賠償規定を廢し、定期取引に於て受渡當日又は其の前日に違約者を生じたるときは、本所は五日以內に違約者の計算を以て其の違約物件を購買して買方に交付するか(賣方へは代金を立換交付するか)、又は期日前十五日間に於ける賣買總代價を其の總個數にて除したる平均直段を標準直段として被違約者に差益金を賠償し、尙ほ被違約者に對して約定代價の百分の十五(從前は百分の七)を各約定直段に比例(買方へは反比例賣方へは正比例)して交付すること(四七〇頁參照)

六 違約者の總計算上、剩餘金を生じたるときは、本人に還付すること(七一一頁違約處分新規定七參照)

次で營業細則にも條文の修正補充を加へ、大正元年十月、認可を得たり。

仲買人處分其の他の改正

定款變更　翌二年四月、仲買人に關する農商務省商工局長の通牒あり。之に遵ひ、定款を變更し、同年六月の定時株主總會に於て之を議決し、七月、認可を得たるが、改正條項中、(一)仲買人取引所法第二十五條に違背したる場合、農商務大臣の認可を得て除名に代ふるに三箇月を下らざる期間の營業停止を以てするの途を開きたること(二)仲買人の身元保證金又は賣買諸證據金若くは其の代用證券に付き裁判所より拂渡差止命令ある場合に於て、其の仲買人の賣買約定中のものなき時は、期間を指定して命令額に相當する現金又は代用證券を差入れしむること(三)仲買人身元保證金增額の關係上、大正四年三月三十一日迄に於て爲す賣買に付ては、定期取引の賣買本證據金一萬圓に達する迄右證據金を免除すること等は最も重要なる事項なり。

第八節　自大正三年 至同　六年

賣買諸證據金の徵收に關する改正

營業細則變更　大正三年八月、營業細則中、賣買諸證據金の徵收に關する事項を左の通り追加し、農商務大臣の認可を得て、同月二十日帳入より之を實施したり。

一　買方より徵收する諸證據金は約定金額を超過せざること

二　定期取引賣買兩建玉諸證據金は、之を免除し、轉賣買戾に因り兩建の一方を處分したるときは、其の殘存の一方に對し諸證據金を徵收すること

取引所法令の改正に伴ふ改正

定款及營業細則變更　大正三年、取引所法中改正・取引所稅法改正及び其の附屬法令發布の結果、定款竝に營業細則に重要なる改訂を加ふるの必要を生じ、同年九月下旬、新定款の起草に

著手し、主務省及び仲買人組合と交渉の結果、成案を得、十二月の定時株主總會に提出して其の議決を經、直に認可を申請し、更に營業細則の改訂に從事し、翌四年六月二十三日、定款と同時に農商務大臣の認可を得、同年七月一日より之を施行したり。

新定款は簡明を主とし、其の規定事項は取引所法令竝に商法による定款規定事項に限定し、舊定款規定中、取引所法令竝に商法の規定と重複せるもの又は取引所令に依る營業細則の規定事項は、全部、之を削除したり。而して特に舊定款の缺陷と認む可き數種の事項を新に規定し、且つ其の用語・其の他の點に於て妥當ならざるものを改正せり。即ち新定款は九章・四十九條より成り、主として組織に屬するものを掲げ、舊定款中、賣買取引の物件(第二章)・仲買人(第七章)の一部・仲買人組合(第八章)・仲買人市場代理人(第九章)・賣買委託(第十章)・取引所手數料及仲買人口錢(第十一章)・市場開閉及休業(第十二章)・賣買取引(第十三章)・受渡(第十四章)・公定相場(第十五章)・違約處分(第十六章)・仲裁(第十七章)等、賣買取引及び之に關聯する事項は營業細則に規定することとして概ね定款より除却し、又解散(第十九章)・定款變更(第二十章)及び株主總會(第五章)の一部分は商法の規定と重複するを以て、同じく除却したり。要するに法令と重複する規定を削除し、又明治二十六年、取引所法制定に依り、一旦、申合規則より定款に移したる事項を再び營業細則に復したるの跡あり。素より法令改正の趣旨に依りて新規定を設け、又取引所界の發展進步に鑑みて、加除訂正したる事項尠なしとせず。左に之を列敍せん。

仲買人資格制限

一 仲買人たることを得ざる者の制限に付き、取引所法第十一條に規定せるものの外、仲買人

の人格信用を傷く可き刑罰に處せられたる者をも加へたること

二　仲買人の代理人・戸主・家族・同居者・雇人・其の他の從業者が仲買人の不行爲に關與したりと認められたるときは、其の仲買人が處罰を受けたる日より五箇年を經過するにあらざれば仲買人たる資格なきこと

仲買人定員の變更

三　取引所法第十五條の二に依り仲買人の員數を九十名に制限したること（此の規定は大正四年十二月の改正に依り八十一名に減ぜらる）

四　仲買人が廢業・死亡・除名又は免許無效となりたる場合、之に代りて其の取引を結了する者なきときは、本所は他の仲買人を指名して取引を結了せしむること

仲買人處分の改正

五　本所が仲買人を處罰する場合を一括して掲げ、特に左の事項に就きては舊規定に比し寛嚴其の宜しきを制したること

（一）受渡を履行せざる者又は正當の事由なくして、引續き三箇月以上、本所に於て賣買取引を爲さざる者若くは賣買取引極めて僅少なる者は、除名すること

（二）第一審の判決に於て、仲買人たるの資格を失ふ可き刑の宣告を受けたる者は、判決確定に至る迄營業を停止すること

（三）仲買人營業に關し、他人に其の名義を貸與し、其の他、不正の行爲を爲し、不穩當の賣買を爲し、本所の信用を害し又は本所の業務若くは仲買人の營業を妨害したりと認む可き者は、過怠金・營業停止若くは過怠金及び營業停止を命じ又は除名すること

(四)本所に對する諸納入金又は過怠金の差入を怠りたる場合は除名すと雖も、特に宥恕す可き事情ありと認むる者に付きては、三箇月以上の營業停止又は三箇月以上の營業停止及び過怠金を以て除名に代へ得ること

(五)身元保證金若くは賣買證據金に付き裁判所より拂渡差止命令を受け、本所の指定期間內に相當の金額を納入せざる者又は租稅滯納處分の例に依り差押を受けたる者は、前項同樣の處分を爲すこと

(六)自己の所有に屬せざる有價證券を以て身元保證金に代用したる者、又は身元保證金の返付を受くべき權利を他人に讓渡し、質入し又は其の豫約を爲したる者は、營業停止・過怠金及び營業停止又は除名處分に付すること

(七)仲買人組合の規約に違反して委託手數料を減額したる者は、過怠金又は營業停止を命ずること

直延取引違約賠償の廢止

六 取引所法第二十二條第二項但書に依り、直取引及び延取引の違約より生ずる損害に付きては、賠償の責に任ぜざること

七 本所財產保管の方法は、從來、株主總會の決議に依るとありしを、理事會の決議に依ると改めたること

立會回數改正

八 從來、市場の立會回數は、一日一回を原則としたるを、一日二回に改めたること

九 定期取引に於ける賣買取引の單位を、株式は十株、國債・地方債・社債は額面千圓とし、呼直は

一株又は額面百圓若くは最小額面に依ることと定めたること

糶賣買法の廢止

一〇賣買方法は、直取引及び延取引には相對賣買及び入札賣買を用ひ、定期取引には競賣買を用ふることとし從前の糶賣買方法を廢止したること

一一同一仲買人が決定直段に依り、同數量の賣と買とを同時に場帳に登錄したるもの（バイカイ）も、尙ほ競賣買として公認したること

一二仲買人の爲したる賣買取引は（一）本證據金五萬圓以上の建玉を有する者が、更に賣買せんとするとき又は賣買危險ありと認めたるとき、本所が特に命じたる賣買證據金を納入せずして賣買取引を爲したるもの（二）賣買の差止又は制限に違反して賣買取引を爲したるもの（三）市場代理人に關する制限に違反して賣買取引を爲したるものと雖も、尙ほ效力を有すと定めたること

直延及國債地方債證券定期取引證據金の廢止

一三賣買證據金は定期取引の建玉に付きてのみ徵收し、直取引及び延取引に關する賣買證據金の規定を削除し、又國債及び地方債證券の定期取引に限り證據金を免除したること

一四本證據金徵收率は、從來、約定代金高百分の三乃至五十迄とありしを、帳入直段百分の五十以内と改めたること

一五仲買人其の身元保證金の代用有價證券の種類又は其の代用價格を變更したるが爲め、身元保證金に不足を生じたるときは、五日以内に其の不足額を納入す可きこと

定期取引計

一六定期取引の計算區域を改め、一日間（前場・後場）とし、又帳入直段を後場の寄付直段と大引

直段とに依り決定すること

算區域の改正

一七賣買手數料額計算の時期を、直取引及び延取引は賣買登錄のとき、定期取引は轉賣買戾を爲したるとき又は受渡日の前日と定めたること

一八仲買人の納入したる不渡小切手に關する規定を改めたること

一九新に取引稅滯納者に關する規定を設けたること

二〇仲買人は自己の氏名商號又は記號を以てする外、廣告を爲し又は看板を揭ぐること及び自己の使用人・其の他の氏名・商號類を併記するを得ざること

二一仲買人組合が本所の承認を受く可き事項及び本所が仲買人組合の意見を徵す可き事項を指定したること

仲買人使用人の制限

二二仲買人の使用人たるを得ざる者の條件を指定したること

委託玉の受託關係

二三小口落の結果、仲買人委託者間に於ける建玉が本所仲買人間に於ける建玉に對し殘餘あるとき、仲買人は受渡期日前に賣付又は買付を爲して委託者との關係を完了すべきことを明記したること

二四新に立會の停止及び賣買の差止規定を設けたること

二五新に仲買人の賣買を差止め若くは之を制限し、又は入場者を制限するの規定を設けたること

二六直及び延取引約定中又は受渡當日の違約物件は、違約にして後場立會前に生じたると

きは前場の平均直段に依り、後場立會後に生じたるときは當日の公定相場に依り、前場平均直段又は當日公定相場なきときは評價直段に依りて決濟すること（七〇頁一及二參照）、及び此の決濟より生じたる被違約者の差益金は、定期取引の違約に關する計算上、剩餘金を生じたる場合に限り、其の剩餘金の限度に於て本所より之を交付し、其の餘は相互間の關係に任ずること（七八頁六參照）

違約賠償方法の改正

二七定期取引受渡違約の場合に於ける損害賠償の方法は、從來、契約履行又は差損額賠償の兩者擇一制なりしを改めて差損額賠償主義に止むることとし、違約物件又は代金交付の方法を削除したること（七八頁五參照）

代用制度の改正

定款及營業細則變更　賣買證據金及び身元保證金代用有價證券中に、內國に於て發行したる外國債證券を追加することとし、大正六年一月三十一日、營業細則變更の認可を得、次で同年

資本增加及身元保證金の增額

三月二十八日臨時株主總會に於て資本金を二千萬圓に增加し（從前は一千二百萬圓）、仲買人身元保證金を五萬圓に增額すること（從前は三萬圓）に定款變更の決議を爲し、同月三十日、農商務大臣の認可を得、

追證據金代用額の制限

更に營業細則中、追證據金代用額制限に關する規定を左の通り追加し、同年七月二十七日、認可を得たり。

一　仕切差益金の立替支拂金額が、三營業日以上、引續き一千四百萬圓を超え、本所必要と認めたるときは、將來、徵收すべき追證據金に付き代用證券を以て納入し得べき額を其の半額に制限し得ること

二立替支拂金額が五營業日以上、引續き一千百萬圓を下りたるときは、前項の制限を解除すること

三五營業日以内と雖も立替支拂金額が一千百萬圓を下り、本所其の制限の必要なしと認むるときは、之を解除することあるべきこと

第九節　自大正七年至大正十年

營業細則變更　大正七年六月十五日、勅令第二百二十九號を以て取引所令中、一部改正せられ、仲買人は委託を受けたる定期取引の轉賣買戻に付いては其の委託者の指圖に依るべきものとし、取引所計算上に於ける多年の慣行たる小口落を禁止せられ、且つ取引所は同一仲買人の賣買兩建玉に付き證據金の減免を爲すを得ざることと爲りたるを以て、營業細則中、之に關する規定の變更を行ひ、大正七年七月二十六日、農商務大臣の認可を得たり。其の主なる改正事項左の如し。

小口落禁止に伴ふ改正

兩建證據金免除の廢止及證據金差入の猶豫

一兩建證據金免除の規定を削除し（七九頁賣買諸證據金の徵收に關する改正二參照）、更に證據金差入猶豫に關する規定を設けたること

(一)片建玉に對する證據金の額が、其の仲買人の兩建玉に付き現に本所に差入れたる本證據金、同一帳入區域内の分に對する追證據金及び增證據金の額を超えざる限度に於ては、其の委託玉に付き委託證據金の提供ある迄、其の差入れを猶豫し得ること、但し其の

期間は三日を超えざること

（二）兩建玉に對する證據金は、本所は其の仲買人の委託玉に付き委託證據金の提供ある迄、其の差入れを猶豫し得ること、但し其の期間は三日を超えざること

委託玉の受託關係完了

二 仲買人委託取引の決濟に關し、「本所との關係に於て轉賣買戻に因り相殺と爲りたるときは更に賣付又は買付を爲して受託關係を完了すべき旨」の規定を削除し（八四頁二、三參照）、新に左の規定を設けたること

（一）計算區域を異にする建玉の轉賣買戻は、仲買人の指定する建玉の帳入直段と轉賣買戻當日の帳入直段とを以て決濟すること

（二）仲買人が委託者の指圖に依り、轉賣買戻を爲したる場合に於て、本所との關係に於て決濟すべき建玉は委託者の爲めに爲したる賣付若くは買付當日の建玉に限ること

受託契約に關する規定の追加

三 仲買人組合は受託契約準則を定めて本所の承認を受くべく、仲買人受託契約の內容は、定款・營業細則及び受託契約準則に定めたる條件に從ふべきことと爲したること

四 其の他、左の條項に小改正を加へたること

營第四章「賣買證據金及身元保證金」中、一七の四項・一八の二項・二〇の七項・二三の一項、第四章「賣買證據金及身元保證金」中、二七の二項、第五章「計算」中、三〇の一項・三一の二項、第六章「仲買人、仲買人組合及仲買人ノ使用人」中、四五の二項、第七章「受託」中、五八・六〇・六一・六三（舊六一）六四（舊六〇）・六八・六九・七〇（舊六四）、第八章「立會ノ停止及賣買ノ差止」中、七一（舊六九）、第九章雜

則」中、一〇六の一項一五號・同一六號（舊一〇）、第四章「附則」中、二項・三項（舊一項乃至四項・同六項）

現物取引振興に關する改正

營業細則變更　時勢の進運に伴ひ、本所は現物取引振興の目的を以て仲買人組合の創定したる現物取引組合規約を承認し、之と共に營業細則中、直延取引賣買開始に關する規定、其の他の變更を行ひ、大正七年八月三十日、農商務大臣の認可を得、同年九月より之を實施したり。

一本所市場に於ける株式又は社債の賣買取引は、定期取引に在りては株式會社の請求を受けるとき其の會社の諸規定及び財産業務の狀況を調査し、諾否を定めたる上、開始するも、直取引及び延取引に在りては株式會社の請求を待たずして賣買取引を開始することあるべきこと

二直取引及び延取引の後場閉鎖時間を午後四時三十分に改めたること（從前は四時）

三直取引及び延取引年末休業日を二日間に改めたること（從前は四日間）

四本所必要と認むるときは、仲買人組合に對し、組合規約受託契約準則・其の他の諸規定を改正せしむることあるべきこと

立替假渡

營業細則變更　受渡の圓滑を期する爲め、本所永年の慣行たる定期取引に於ける立替假渡を成文に明定し、且つ直延取引に於ける立替假渡を新に開始することとし、大正八年二月三日、營業細則變更の認可を得、同月十七日より之を實施したり。

一定期取引の受渡日に於て、賣方仲買人が受渡の爲め現品を提供したるときは、本所は買方仲買人に代り受渡代金に相當する金額を立替假渡することとあるべきこと

二　株式の直取引及び延取引に於て、賣方仲買人が受渡の目的を以て現品を提供したるときは、本所は本人の希望に依り其の約定代金に相當する金額を立替假渡することあるべきこと

三　其の他、買方仲買人の代金拂込、不渡小切手及び賣方仲買人の損害に關する規定を設けたること

帳入直段及受渡標準直段決定方法の改正

營業細則變更　定期取引の帳入直段は、一計算區域内に於ける後場の大引直段（大引直段なきときは寄付直段）の圓位未滿を切捨てたるものを以てし、約定直段は差金の計算を爲して之を帳入直段に引直すこととし（八三頁一六及び八七頁四小改正條項參照）、受渡標準直段は受渡期日の前日に於ける帳入直段を以てすることとし、但し前日に帳入直段なきときは、順次、前日に遡りて之を定むることとなし、各大正八年七月十四日、營業細則變更の認可を得、同月十六日より之を實施したり（從前は帳入直段の圓位未滿を四捨五入したるものを以てしたり）。

國債仲買人の新設其の他の改正事項

定款變更　大正八年十二月二十四日、定時株主總會に於て國債仲買人の新設及び其の他の事項に關し定款變更の決議を爲し、同九年二月四日、農商務大臣の認可を得たり。其の改正事項左の如し。

一　國債仲買人の新設

本所に國債仲買人を新設し、國債仲買人は國債・地方債・外國債及び社債の現物取引を爲すものとし、但し國債に限り其の定期取引の委託を受け又は其の賣買取引を爲すことを得

とし、國債仲買人の員數は五十名以內、同身元保證金は二萬圓とし、其の他、國債仲買人の兼業に關する規定を設けたること

二 其の他の事項

公告方法・株金拂込の決定・新券交付の手數料・役員の俸給報酬・仲買人組合の組織・仲買人の處分・賣買手數料率の決定に關する規定を改めたること

資本增加及身元保證金の增額

定款變更　大正九年六月二十九日、定時株主總會に於て資本金を四千五百萬圓に增加すること（從前は二千萬圓）及び同月、取引所令第六條身元保證金の額に關する規定の改正と資本金の增加とに依り仲買人の身元保證金を十五萬圓に增額すること（從前は仲買人五萬圓、國債仲買人二萬圓）に、定款變更の決議を爲し、同月三十日、農商務大臣の認可を得たり。

小口落制度復活に伴ふ改正

營業細則變更　取引所令改正の結果、小口落制度の復活を見るに至りたるを以て、營業細則中、之に伴ふ規定の變更及び證據金制度の一部改正を行ひ、大正九年六月三十日、農商務大臣の認可を得、同年七月一日、新甫九月限より之を實施したり。主なる改正事項左の如し。

證據金差入猶豫の廢止及兩建證據金免除の復活

一 證據金差入猶豫に關する規定を削除し（八六頁一參照）兩建證據金免除の制度を復活したること
（兩建玉の一方に付き現品提供を爲したるに因る反對玉の諸賣買證據金徵收に關する規定を追加したる外、七九頁二と同一に付き同項參照）

二 委託本證據金の率は本所に差入るべき本證據金の二十割を超ゆることを得ざる旨の規定を削除したること

三 仲買人は委託證據金に充當すべき條件を以て、委託者より豫め金錢・其の他の物件を差入

れしむることを得る旨の規定を削除したること

順次落

四 仲買人が定期取引の轉賣買戻を爲したる場合に於ては、取引所との關係に於て決濟すべき建玉は、原則として取引所に於ける建玉の最も舊きものより、順次、之を爲すこと（八七頁二一參照）

委託玉の受託關係完了

五 轉賣買戻に因り相殺せられたる仲買人の委託取引の決濟に付き更に賣付又は買付を爲して受託關係を完了すべき旨の規定を復活したること（八四頁二三及び八七頁二二（二）參照）

追證及增證の納入に關する制限

六 追證據金及び增證據金の半額は現金を以て納入すべきこと（八五頁追證據金代用額の制限參照）

七 其の他、左の條項に小改正を加へたること

營第五章「計算」中、三一の二項、第六章「仲買人、仲買人組合及仲買人ノ使用人」中、四五、第八章「受託」中、五八の四項・舊五八の六項・六三、「附則」二項等

違約賠償制度の改正

營業細則變更 違約賠償の制度を完全賠償に改むることとし、大正九年八月二十六日、之に關する營業細則變更の認可を得、即日、之を實施したり。其の改正事項左の如し。

一 直取引及び延取引約定中の物件は評價直段に依りて決濟すること（八四頁二六前段參照）

二 定期取引の受渡に付き、買方違約を生じたるときは、本所は違約者に代りて受渡を履行し、賣方違約を生じたるときは、本所は違約者に代りて受渡の全部又は一部を履行するか、本所の株式の受渡に付ては第三者をして履行せしむ（又は評價直段に依りて決濟し、買方の差益金は本所之を支拂ひ、差損金は本所之を徵收すること（七八頁五及び八一五頁二七參照）

三定期取引受渡期日の到達せざる物件に付きては、本所は違約當日より起算し、其の銘柄の開市日三十日を超えざる期間内（従前は十五日以内）に、轉賣買戻又は入札賣買に依りて決濟すること、但し定期取引買建玉に付きては、買方の受渡違約の例に依ることあるべく、且つ賣方違約が受渡期日前、五日内に生じたる場合に付き規定を設けたること

四其の他、左の條項に小改正を加へたること

營第十章「違約處分」中、九一の二項・九二・九三（舊九三の二項）・九四・九五（舊九四の一項）・舊九四の二項・舊四項・九八・舊九九の二項、「附則」三項乃至五項、「附則」舊二項乃至五項等

國債市場分設に伴ふ改正

營業細則變更　日本銀行と協議の結果、有力なる銀行家等を國債仲買人として參加せしめ、從來の國債仲買人兼業者と共に國債・外國債・地方債・社債等の賣買取引を開始することとし、特に國債市場を分設し、營業細則中、必要の變更を行ひ、大正九年九月十六日、農商務大臣の認可を得、同月二十日より之を實施したり。　其の改正事項左の如し。

一内外國國債・地方債及び社債の賣買取引は、午前九時より十一時迄、及び午後一時より三時迄に之を行ふこと

二内外國國債定期取引の競賣買は、歩み賣買の方法に依りて之を行ひ、仲買人の申告に依り場帳に登録すること

三内外國國債・地方債及び社債の受渡は受渡日の午後二時限に改めたること（従前は國債證券の受渡は約定期日の午後二時限とす）

違約計算剩餘金の處分

四國債證券定期取引の受渡に用ふる證券の種類に關する制限を撤廢したること

五直及び延取引違約の場合に、本所が定期取引違約賠償の爲め身元保證金を留保する必要なしと認めたるときは、違約仲買人の身元保證金の限度に於て之を仲買人組合又は國債仲買人組合に交付し、組合員相互間の損害塡補に供せしむること（八四頁二六後段參照）

現物仲買人の設置

定款變更　大正八年十二月二十四日、定時株主總會に於て、現物仲買人を設置すること（國債・地方債・外國債及び社債を除く外の有價證券の現物取引を行ふ。定員二百名以内）に定款變更の決議を爲し、大正十年十二月二十一日、農商務大臣の認可を得、

理事定員の變更

又理事の定員を六名以内とし、同年同月二十六日、定款變更の認可を得（從前は五名以内）、

資本增加

次で株式會社證券交換所竝に兜町ビルヂング株式會社合併に依り、資本金を四千七百萬圓に增加することとし、同年同月二十八日、定款變更の認可を得たり（從前は四千五百萬圓）。

第十節　自大正十一年至昭和二年

名義書換手數料の變更

定款及營業細則變更　大正十一年一月三十日、定款中、株式名義書換手數料變更の認可を得（五錢を十錢に改む）、

仲買人及現物仲買人身元保證金納入期限の變更

次で定款及び營業細則中、仲買人身元保證金納入期限を變更し、定款に付いては同年三月十七日、營業細則に付いては同月二十七日、農商務大臣の認可を得たり。

取引所法令の改正に伴ふ改正

定款及業務規程（舊營業細則）變更　大正十一年、取引所法令の改正と共に、定款及び營業細則變更の必要を生じ、主務省より内示せられたる取引所法令改正案を參酌し、先づ同年六月下旬、定款

草案の作成に著手し、同年八月二十八日、臨時株主總會の決議を經、同年九月一日、農商務大臣の認可を得、即日、之を實施し、續て營業細則をも變更し、之を改正法の用語に依り業務規程と改稱し、同年十二月二十七日、認可を得、大正十二年一月四日より之を實施したり。 其の主なる變更は、定款に在りては仲買人の名稱及び取引所賠償責任に關する規定の變更、法人取引員・商議員會及び附帶業務の兼營に關する規定の制定等にして、業務規程に在りては取引員の自治に委じ得べき諸規定、例へば取引員組合規約に規定して可なる事項、取引員の使用人に關する制限、受託に關する規定の如き、及び舊細則中、必要なき部分、例へば第十一章「公定相場」・第十二章「仲裁」の如きは之を削除したり。 重要なる改正事項左の如し。

定款の部

仲買人名稱の變更

一 役員選任の資格に關する本所株主の所有株數を一百株以上に（從前は五十株以上）、及び役員の監査役に供託すべき株數を一百株に改めたること（從前は五十株）

二 仲買人の名稱を改正取引所法の用語に從ひ、取引員と改め、從來の仲買人・現物仲買人・國債仲買人の名稱を、各一般取引員（單に取引員と稱することを得）・實物取引員・國債取引員と改め、且つ一般取引員は株式の清算取引を爲し、實物取引員は株式の實物取引を爲し、國債取引員は國債・地方債・社債及び外國國債等、債券の賣買取引を爲すものと爲したること

註、舊定款第三十一條に基く現物仲買人（九三頁現物仲買人の設置の項參照）の免許出願に對しては、改正取引所法實施の數日前迄其の免許を見るに至らざりしを以て、株式の現物取引を事業と爲さむとする者は、東

京株式取引所現物組合に加入し、組合員として賣買取引を行ひ來りたる所にして、改正取引所法令の實施と同時に定款所定の各種取引員を見るに至れり。

三 取引員の身元保證金は、一般取引員に在りては十五萬圓、實物取引員に在りては三萬圓、國債取引員に在りては三萬圓を各下るを得ざること、並に實物取引員及び國債取引員が互に相兼ぬる場合に於ては、各別に身元保證金を納入するを要すること

註、從來は「仲買人ノ身元保證金ハ金十五萬圓トス」と規定し、定期仲買人以外の現物仲買人・國債仲買人に對しては「納入延期の形式を以て一定額を超ゆる金額は之を徵收せざりしものとす。

四 取引所法に規定せる外、仲買人の人格信用を傷くべき刑罰に處せられたる者の資格制限に關する定款の規定を削除したること（一八一頁參照）

法人取引員

五 改正取引所法第十一條第一項に依り、新に法人取引員を認めたるを以て、法人取引員にして、取引所の取引を擔任する無限責任社員・取締役・其の他の業務を執行する役員を變更せむとするときは、本所の承認を受くべきことと爲したること

六 取引員處分に關する規定に改正を加へたること

商議員會

七 改正取引所法第十七條の二及び取引所令第十九條を以て取引所常置の諮問機關として商議員會を設くるに至り、取引所令第二十二條・第二十三條及び第二十六條を以て定款所定の事項を掲げたるにより、新に商議員會の章を設け、(一)商議員會の常置(二)商議員の任期・選擧方法及び定數・其の他、商議員會の組織及び會議に關する事項(三)會長・副會長の選擧方法及び職務權限(四)商議員總代の選擧方法等を定めたること

賠償責任

八取引所の擔保責任に關する取引所法第二十二條第一項は、從來の强制擔保を任意擔保に改めたるに依り、新に取引員違約處分に付せられたる場合に於て、本所は之に因りて生ずる清算取引(七日以內の期限を以て履行期と爲すべき取引を除く)の損害に付き賠償の責に任ずることと爲したること

辨濟責任

九實物取引の違約より生ずる損害に付きては、本所は從來の直延取引と同じく賠償の責に任ずることなく、新に取引員違約處分に付せられたる場合は、(一)違約取引員の現に納入せる身元保證金(一般取引員の身元保證金に付きては三萬圓)及び實物取引の賣買證據金(二)清算取引の賠償に供せられざる一般取引員の身元保證金及び賣買證據金の限度に於て、違約取引員に代り辨濟することと爲したること

附帶業務

一〇改正取引所法第八條を以て取引所に附帶業務の兼營を認めたるを以て、本所は業務規程の定むる所に從ひ賣買取引に付き受渡物件又は受渡代金の立替假渡を爲し得ることと爲したること

一一株主總會に於て、配當金の決議を爲したる後、五年內に株主が配當金の支拂を請求せざるときは、其の權利を失ふこととなしたること

一二其の他、左の條項に小改正を加へたること

定第一章「總則」中、二・三、第二章「資本及株式」中、七・一一の三項(舊同二項)・一二の二項(舊一三の二項)・一三(舊一四)・一四(舊一二)・一五(舊一二の二項・同三項)・一六・一七(舊一五)、第三章「株主總會」中、一七(舊一五)・

舊一七・舊一八の二項・舊一九・二〇、第四章「役員」中、舊二三・二六(舊二七の一項・同二項)・二八(舊二七の二項)・三〇、第五章「取引員」中、舊三二(業一四)・三五、第八章「賠償責任及立替假渡」中、五五(舊四四)・舊第八章「計算」中、舊四八・舊四九、舊第九章營業細則(舊五〇)「附則」中、六一・六二(舊五二)・舊五一等

業務規程の部

取引員使用人の制限

一 取引員使用人に關する各種の制限を撤廢して(八四頁二二參照)(一)市場代理人は帝國臣民にして滿十八歳以上の男子たることを要し、取引員は其の市場代理人につき本所の承認を受く可く、且つ本所は必要ありと認むるときは之を取消すことあるべしと爲し(二)取引員は其の使用人の雇入・解雇又は死亡、市場代理人の解雇を遲滯なく本所に屆出づ可く、又取引所法第十一條第三項前段の規定に該當する者及び取引所法に依り除名せられ、除名の日より五箇年を經過せざる者を使用することを得ずと爲したること

二 身元保證金(又は賣買證據金)の剩餘及び差押の補充金額は、身元保證金(又は賣買證據金)と看做したること

市場

三 從來の定期取引・直取引及び延取引の區別を清算取引及び實物取引の二と爲し、本所に清算市場・實物市場及び國債市場の三市場を設け、(一)清算市場に於ては株式の清算取引を爲すこと(二)實物市場に於ては株式の實物取引を爲すこと(三)國債市場に於ては國債・地方債社債及び外國國債等、債券の賣買取引(清算取引及び實物取引)を爲すことに改めたること

四 開市時間を市場に依りて區別し、各市場の閉鎖時間を撤廢し、及び實物市場の開市時間を

改めたること

五 株式清算取引受渡繰上の場合に於ては、其の銘柄に付き前日後場の當月限の立會を爲さざること、竝に年始發會・年末納會及び本所記念日(十月一日)に於ては、後場の立會を爲さざること

六 臨時休會・立會停止又は賣買差止中に於ける清算取引を競賣買と看做すこと

實物取引の期限

七 改正取引所法第十八條に於て、有價證券賣買取引の期限は二箇月を超ゆることを得ざる旨を規定し、舊取引所令第九條の直取引及び延取引の期限に關する規定を削除したるを以て、從來の直延取引の實際上の慣行に從ひ、實物取引の期限を十五日とし、期限内に於ける特約期限及び賣方勝手渡の制度を認めたること

八 國債市場に於ける賣買取引は裸相場を以てすること

九 賣買不穩當なりと認むる時は、場帳の登錄又は擊柝を爲さざること(從前は賣買不穩當と認むるとき場帳の登錄を爲さず)

一〇 一計算區域内に於ける最終約定直段が圓位未滿なる時は、適宜、帳入直段を定むること

一一 一計算區域内に於ける轉賣買戻に因る計算方法を、各自帳入直段に引直して仕切計算を爲すべき一般原則に依ることに改めたること(從前は各自約定直段を以て決濟す)

利益落

一二 轉賣買戻に因る仕切玉に付きては、原則として利益落の方法に依ること(從前は順次落の方法に依る)

一三 相場に著しき變動ありと認むるとき又は取引員が一時に巨額の賣買を爲さむとする場合に於て、新規賣買に對して豫め徵收し來れる賣買證據金を、新に豫約證據金として認

めたること

一四帳入直段十圓未滿の場合に於ては、別に本證據金の額を定むることあるべきこと

一五增證據金は賣買者の一方又は雙方より徵收すること（從前は賣買者雙方より徵收す）

一六受渡日の前日及び前々日に爲したる當月限の賣買に對する本證據金及び追證據金は徵收せざるを得ること

一七卽敷の計算方法を改めたること

一八本證據金五萬圓以上の建玉を有し、更に賣買を爲さむとする者に對し、豫め本證據金の半額を徵收するの制度を廢止したること

實物取引の證據金受託契約に關する改正

一九實物取引に付きては、本證據金・增證據金又は豫納證據金を徵收することあるべきこと

二〇改正取引所法施行規則第十五條に依り、取引員は受託契約準則を定め、農商務大臣の認可を得べきことと爲りたるを以て、受託の章中、第五十八條乃至第七十條は之を削除し、受託契約準則に讓りたること

二一債券の經過利子は、之を受渡代金に附加して、買方より本所に振込むべきこと

二二受渡證券分割の爲め、證券の交付に日時を要するときは、日步を徵收せずして受渡代金八割以內の金額の立替を爲すことあるべきこと

二三受渡に供せられたる證券が、瑕疵ある場合又は權利移轉に支障ある場合に於ては、本所は賣方に對し受渡證券の差換を爲さしむることあるべきこと

二四 取引所法第八條の附帶業務に關し、定款第五十六條の趣旨に因り（九六頁一〇參照）左の細則を設けたること

(一) 定款第五十三條の規定に依り、賠償の責に任ぜざる銘柄に付き取引員受渡日に於て受渡に用ふべきことを指示して、約定代金又は物件の貸與を求めたるときは、本所は其の者に代り、相手方に對し立替支拂を爲すことあるべきこと

(二) 定款第五十三條の規定に依り、賠償の責に任ぜざる銘柄に付き取引員受渡期日前に於て受渡の準備と爲すべきことを指示して、受渡代金又は物件を提供し、物件又は代金の立替假渡を求めたるときは、本所は之に對し相當の證券又は代金を前渡することあるべきこと

(三) 立替假渡に付きては、本所は日歩若くは貸株料を徴收することあるべきこと

(四) 其の他、取引員が代金又は物件の返還を爲さざる場合に關する規定を設けたること

二五 取引員違約處分の原因中に、身元保證金・賣買手數料若くは取引税を納入せず、又は受渡證券分割の際に於ける立替金の返還を爲さざる場合、破産の宣告を受けたる場合、元金償還債券の交換又は瑕疵證券の差換を爲さざる場合を追加したること

實物取引違約辨濟の方法

二六 實物取引受渡不履行と爲りたる物件及び現に約定中の物件は、評價直段に依りて之を處理し（從前は直延取引約定中の物件に付き之と同一の處理方法を定む、九一頁一參照）、違約者の差損金及び買方の納入したる不渡小切手に對する受渡代金は、本所違約者に代り、左の方法に依り制限的辨濟を爲すこと（九三頁五參照）

(一)違約者が一般取引員にして、他の營業部類に屬する取引員を兼ぬる場合

(イ)身元保證金中の三萬圓、實物取引の賣買證據金全額に當る金額及び(ロ)清算取引の損害に引當てられざる違約者の身元保證金・賣買證據金に付き辨濟すること

(二)違約者が、實物取引員にして國債取引員を兼ぬる場合、及び國債取引員にして實物取引員を兼ぬる場合

(イ)各營業部類に付き現に納入せる身元保證金・其の營業部類の實物取引に對する賣買證據金全額に當る金額(ロ)他の營業部類に於ける賣買取引の損害に引當てられざる違約者の身元保證金・賣買證據金及び(ハ)國債清算取引の損害に引當てられざる國債取引員の清算取引賣買證據金に付き辨濟すること

(三)違約者が單に實物取引員又は國債取引員たる場合

(イ)違約者の現に納入せる身元保證金・實物取引に對する賣買證據金全額に當る金額及び(ロ)國債清算取引の損害に引當てられざる國債取引員の清算取引賣買證據金に付き辨濟すること

(四)被違約者に對する辨濟額の割當は其の損害額に按分して本所之を定むること

二七 賣方取引員が元金償還に當籤したる受渡債券の交換又は瑕疵ある受渡債券の差換を為さざる場合に於ける決濟方法に付き規定を設けたること

二八 公定相場の章及び仲裁の章を削除したること

二九　其の他左の條項に小改正を加へたること

業第一章「取引員」中、一(舊三九)・五(舊四一)・六(舊四二)・七(舊四〇)・八(舊四七)・一二(舊五三)・舊五四の二項・一四(舊四三・舊定三二)・舊四四・一五(舊四五)・一六(舊四六)・舊五五・舊五六、第二章「身元保證金」中一七(舊定三四の二項)・一九(舊二七)・二〇(舊二九)、第三章「立會停止及賣買差止」中、二二(舊七一)・二三(舊七二)、第四草「市場、立會及休會」中、舊一・二八・二九(舊六)・三〇(舊五)・三一、第五章「賣買取引ノ方法及效力」中、三三の一項(舊七)・三四(舊八)・三六の七項(舊一〇の五項)・三七の三項(舊九の三項後段)・同四項(舊九の二項)・同五項、第六章「計算」中、四三・四七(舊三三)・四八(舊三一・舊三三の二項・舊七六の二項)・四九(舊二四)・五〇(舊三五)・舊三四・舊三六、第七章「賣買證據金」中、五八の一項(舊一九の二項)・同二項(舊一九の三項但書)・五九の一項(舊二〇の一項)・六一(舊二三)・六二(舊二一)・六三の三項(舊二二の三項)・同五項(舊二二の四項)・六四(舊二六)・六五の二項(舊二五の二項)、第八章「受渡」中、六八(舊七五)・六九(舊七五の五項・同六項)・七二(舊七八の一項)・七五(舊八一)・七八(舊八四・舊八五)・舊八三・七九(舊八六)・舊八七、第九章「違約處分及賠償責任」中、八三(舊九一の二項)・八五(舊九二)・八六(舊九三)・九〇(舊九六)・九一(舊九七)・九二の一項(舊九八の一項)・舊九九・九四(舊一〇一)・九五(舊七八の二項)、第十章「雜則」中、九八(舊一一〇)・九九(舊一一一)・「附則」一〇一(舊附則三項・同四項・同五項)、「舊附則」一項・二項・五項(本項は大正十一年九月十三日、追加認可、現物仲買人身元保證金納入期限變更)・六項等

現物仲買人身元保證金納入期限の變更

定款及業務規程變更　本所營業期間は大正十二年九月三十日を以て滿了すべきの處、更に同年十月一日より滿十箇年間、營業を繼續することとし、同年七月二十八日、之が定款變更の認

營業繼續

役員定員の變更

可を得、次で理事の定員を七人以內、監査役の定員を二人に改むることとし、同年十二月二十六日、定款變更の認可を得(從前は理事六人以內監査役三人以內)、更に業務規程中、一般取引員及び實物取引員身元保證金の納入期限を變更し、大正十三年三月二十九日、農商務大臣の認可を得たり。

一般及實物取引員身元保證金納入期限の變更

短期取引の開始

定款及業務規程變更 改正取引所令第十一條に規定せられたる、七日以內の期限を以て履行期と爲すべき取引、卽ち短期清算取引は取引所法令改正の實施と同時に開始することなく、定款附則第六十一條を以て本所が七日を超えざる清算取引を開始する場合に於て其の賣買取引に參加する取引員に付きては追て之を定むることと爲したるが、愈々、該取引開始の運びに至り、大正十三年五月二十六日、臨時株主總會に於て、定款變更の決議を爲し、及び業務規程に變更を加へ同月三十日、何れも農商務大臣の認可を得、六月一日より之を實施したり。 其の改正事項左の如し。

定款の部

一 本所に短期取引員を置き、株式の短期取引(七日以內の期限を以て履行期と爲すべき清算取引)を爲さしめ、其の員數は百人を超ゆることを得ず、身元保證金は十萬圓を下ることを得ずとし、且つ短期取引員が國債取引員を兼ぬる場合に於ては、各別に身元保證金を納入するを要すとなし、其の他、短期取引員の兼業に關する事項を追加し、及び實物取引員の定員を百人に改めたること(從前は二百人)

實物取引員の定員變更

二 短期取引繰延料を納入せざる取引員に對し、除名・其の他の處分に付すること

商議員會組織變更

三　商議員會の組織中に、短期取引員の互選したる商議員六人を加へ、其の他、副會長及び總代の數を變更したること

短期取引の違約辨濟

四　短期取引員の違約に因る損害に付き、本所は違約取引員に代りて制限的辨濟を爲すこと
（辨濟の額及び方法に付ては實物取引違約辨濟の場合に準じ、別に業務規程を以て短期取引繰延玉の處理方法を定む。九六頁九・一〇六頁六(二)參照）

五　其の他、左の條項に小改正を加へたること
定第五章「取引員」中、三一の二項、第六章「商議員會」中、四八の二項・舊五〇の二項、「附則」六一・六二等

業務規程の部

一　市場・立會及休業

短期清算市場

(一)　短期清算市場を設け、該市場に於て株式の短期取引を爲すこと
(二)　短期清算市場の立會時刻は前場午前八時五十分、後場午後零時五十分とすること

短期取引の期限及賣買方法

二　賣買取引の方法及效力
株式短期取引の期限は、賣買帳入の當日とし、短期取引の競賣買は、長期取引の競賣買に準じて之を行ひ、寄付・大引間に於ては歩み賣買の方法に依ること

短期取引の計算區域

短期取引の標準直段

三　計　算
(一)　短期取引に於ては前日の後場及び當日の前場を以て一計算區域とすること
(二)　短期取引の受渡標準直段は、計算區域内に於ける最終約定直段の五十錢未滿を切捨て、五十錢以上圓位未滿は之を五十錢と爲したるものを以てし、約定直段は、差金の計算を

爲し之を受渡標準直段に引直すこと

(三)本所必要と認むる時は、當日後場の最終約定直段に依り前項に準じて差金計算の標準直段を定め、後場の賣買玉及び繰延玉に付き差金の計算を爲し、標準直段に引直すこと

(四)前日の標準直段及び前項の標準直段は、差金の計算を爲し、之を當日の受渡標準直段に引直すこと

(五)短期取引に於ける賣買對當數量は、取引員の特に申出なき限り、之を相殺計算に付すること

(六)取引員が委託に因り短期取引を爲したる場合、本所と取引員との關係に於て、其の賣買玉が相殺せられたるときは、繰延玉の反對賣買又は受渡の申込を受けたるときに於て、更に賣付又は買付を爲して委託者との關係を完了すること

四 賣買證據金

短期取引の證據金

短期取引に付きては、本證據金・割増本證據金(一〇七頁一七參照)・增證據金又は豫納證據金を徴收することあるべきこと

五 受　渡

短期取引の受渡及繰延

(一)短期取引の受渡時限は約定期日の午後二時限とすること

(二)短期取引に於ける受渡・其の他の決濟の繰延は賣方及び買方の合意に依り、且つ繰延料を支拂ふべく、其の繰延玉は賣買帳入の日より起算し、一箇月以内に之が決濟を行ふへ、

きこと

（三）短期取引の受渡日に於て、賣方が受渡の目的を以て約定證券を提供したるに因り、本所が買方に代り受渡代金に相當する金額の支拂を爲したる場合に於て、買方が受渡を履行せず又は其の受渡代金として納入したる小切手が不渡と爲りたるときは、買方は本所の請求に依り支拂を受けたる代金を返還すべきこと

實物取引違約物件處理方法の變更

短期取引違約辨濟の方法

六 違約處分及賠償責任

（一）短期取引繰延料不納入の場合を、違約處分の原因として追加したること

（二）短期取引受渡不履行と爲りたる物件は、原則として、引受直段に依り、之に依ることを得ざるか又は之に依ることが、公益上、不適當と認めたるときは、評價直段に依りて之を處理し（實物取引受渡不履行と爲りたる物件に付ては、從前の評價人制度を以上の如く處理する事に改む。一〇〇頁二六本文前段參照）、短期取引の繰延玉は、反對賣買約定直段又は引受直段に依りて之を處理し、該直段の決定する迄繰延玉として處理すること並に違約者の差損金及び買方の納入したる不渡小切手に對する受渡代金は、本所違約者に代りて制限的辨濟を爲すこと（辨濟の額及び方法は實物取引違約の場合に準ず。但し短期取引員にして實物取引員を兼ぬる場合に於ける身元保證金の辨濟額は、各營業部類の損害額に依り按分したる額を以て之を定む。一〇〇・一〇一頁二六(一)乃至(四)參照）

（三）短期取引被違約數量は按分計算（但し株式は十株に止む）に依りて之を定むること

（四）短期取引違約者の同銘柄の兩建玉及び兩建繰延玉の對當數量の計算は、被違約者に及ぼさざること

（五）短期取引一部受渡違約の場合に關する處理規定を設けたること

割増本證據金の新設

七　長期取引賣買證據金として新に割増本證據金を設け、各銘柄毎に各限を通算して賣買玉を相殺したる殘株數が、豫め本所の定めたる株數を超過したるときは、其の超過部分に對し、適宜、之を差入れしむること、但し本所必要なしと認むるときは之を徴收せざること

實物取引の割増本證據金

早受渡制度の創設

八　實物取引の證據金に付き割増本證據金を追加したること

九　早受渡制度を創設したること

（一）長期取引に於ける賣方が、受渡期日前に約定證券を提供したるときは、本所は買方の爲めに其の證券を受領し、買方の希望ありたるとき又は其の銘柄の一般受渡日に於て、之を買方に交付すること

（二）前項の場合に於て、本所は賣付當日の帳入直段を手形金額とし、其の銘柄の一般受渡日の翌日を支拂日と爲したる約束手形を賣方に交付すること、但し本所の都合に依り之を交付せざることあるべきこと

（三）前二項の場合に於て、本所は日步・其の他の料金を徴收せざること

一〇　其の他、左の條項に小改正を加へたること

業第四章「市場立會及休業（休會を休業に改む）」中、二四の一項一號（清算市場を長期清算市場に改む）・同二項（清算取引を長期清算取引に改む）・三一（休止を中止に改む）、第五章「賣買取引ノ方法及效力」中、三六の二項・同八項、第六章「計算」中、四二の一項・四四・四六・四七・四八、第七章「賣買證據金」中、五六の五項・六六の二項、同三項、第八章「受渡」中、六八

の三・六九の二項・七一の二・七五、第九章「違約處分及賠償責任」中、八二の一號・同二號・八七・九二の一項、第十章「雜則」中、九八の一項一(一)號、「附則」二(一)一の一項・同二項・同四項等

短期取引受渡標準直段決定方法の改正

業務規程變更　短期取引の受渡標準直段は、計算區域内に於ける最終約定直段の二十錢以下を切捨て、三十錢以上・七十錢以下は之を五十錢と爲し、八十錢以上・圓位未滿は之を圓位に繰上げたるものを以てすることに改め、大正十三年六月三日、營業細則變更の認可を得(一一〇四頁三(二)前段參照)、次で同則中に賣買證據金の代用に供すべき有價證券に付き同一銘柄のもの多數に上るときは本所に於て其の數量を制限することあるべき旨を追加し、同年十一月七日、認可を得、更に短期取引員の身元保證金の納入期限を變更し、大正十四年三月二十六日、農商務大臣の認可を得たり。

賣買證據金代用制度の改正

短期取引員身元保證金納入期限の變更

株式長期取引賣買期限の變更

業務規程變更　改正取引所法第十八條中、有價證券賣買取引の期限に關する規定は、大正十四年四月一日より施行せられたるを以て、同年三月二十五日、株式長期取引賣買期限の短縮に關する業務規程變更の認可を得、同年四月一日より之を實施したり。其の改正事項左の如し。

一 株式の長期取引は二十日間を一期(月末を含む場合は暦日に依る)とする二箇月内の三期に分ち、偶數月は五日・二十五日、奇數月は十五日を以て各期日と爲すこと(從前は三月内の限月に依る)

二 前項の三期は之を期限の近きものより、順次、當限・中限・先限と稱すること(從前の期限の名稱は當月限・翌月限・翌々月限)

三 限月の名稱を限と改めたること

四　長期取引の受渡時限は約定期日の午後三時限とすること（從前は毎月最終立會日の前日（十二月は二十五日）午後三時限）

五　本所必要と認むる場合に於ける長期取引受渡期日の變更は、已むことを得ざる事情あるときの外、其の先限開始前に豫め指定すること（從前は限月開始前に豫め指定したり）

六　其の他、限月短縮實施に關する經過規定を設けたること

賣買本證據金納入の猶豫

業務規程變更　財界の不況に照し、證據金の徵收を緩和する爲め、業務規程中に大正十四年十一月一日より大正十六年（昭和二年）十月三十一日迄に爲したる賣買に限り、株式長期取引に於ける本證據金の納入は、同一取引員に付き、身元保證金の二割の範圍內に於て、之を猶豫することあるべき旨を追加し、大正十四年十月二十八日、商工大臣の認可を得たり。

債券長期取引の開始

定款及業務規程變更　國債・地方債・社債及び外國國債等、債券の長期取引を開始することとし、大正十四年六月二十六日、定時株主總會に於て定款變更の決議を爲し、及び業務規程を變更し、同年十一月七日、商工大臣の認可を得、同月十八日より之を實施したり。其の改正事項左の如し。

定款の部

債券長期取引の違約辨濟

一、本所は、從來、定款の規定上、毎火曜日限の三期に依りて行ふ債券の清算取引に付き賠償の責に任じ來りたるが、二箇月內の三期に依りて行ふ清算取引（長期取引）の開始に依り該取引は之を廢止し、之と同時に、新に債券長期取引の違約に因る損害に付き違約取引員に代りて制限的辨濟の責に任ずることと爲したること（辨濟の額及び方法は實物取引の違約辨濟の場合に準ず（九六頁九參照））

取引員處分原因の變更

二 取引員にして、附帶業務に因る債務の履行を爲さざるときは、之を除名其の他の處分に付することと

三 其の他、定款第五章「取引員」中、三八の二項、「附則」六〇・六一等に小改正を加へたること

業務規程の部

一 市場・立會及休業

(一) 國債市場の前場開市時刻を午前九時三十分と改めたること（從前は午前九時）

(二) 國債・地方債・社債及び外國國債等、債券の長期取引に在りては、受渡日（受渡日繰上の場合に於ては其の銘柄に付き繰上受渡の日）の後場、受渡日の前場に於ける當限及び其の前日の當限の立會を爲さざること

二 賣買取引の方法及效力

債券長期取引の期限及賣買方法

(一) 國債・地方債・社債及び外國國債等、債券の長期取引は、二箇月内の期限に依り、偶數の月は一日・二十一日、奇數の月は十一日を各期限とする三期に分ちて之を行ふこと（從前は內地に於て發行したる國債・地方債及び社債に付き毎火曜日限の三期に依りて清算取引を行ふ）

(二) 國債・地方債及び社債の清算債引の單位を額面五千圓に改め（從前は額面千圓）、外國貨幣を以て表示したる國債・地方債・社債及び外國國債等、債券の賣買取引の呼直及び單位を定めたること（從前は外國に於て發行したる國債及び外國國債の呼直に付きては隨時之を定む）

(三) 國債・地方債・社債及び外國國債等、債券長期取引の競賣買は同一銘柄に付き二回競合を

行ひ、第一回の競合を寄付、第二回の競合を大引と稱すること（從前は歩み賣買の方法に依る）

三 計　算

國債・地方債・社債及び外國國債等、債券長期取引の帳入直段は、一計算區域内に於ける最終約定直段の十錢位未滿を切捨てたるものを以てすること

四 賣買證據金

國債市場清算取引の賣買證據金

(一) 國債市場の清算取引に對する賣買證據金は、從來、之を徴收せざることを得るの規定なりしが、新に徴收免除の限度を設け、同一取引員に付き本證據金額一萬圓に達する迄は之を徴收せざることを得ることに改めたること

債券賣買取引の割增本證據金

(二) 國債・地方債・社債及び外國國債等、債券の賣買取引に付き、豫め本所の定めたる數銘柄の各殘玉數の合計が、豫め本所の定めたる數量を超過したるときは、其の超過部分に對し、適宜、割增本證據金を差入れしむること、但し本所に於て其の必要なしと認むるときは之を徴收せざること

(三) 受渡日の前々日に爲したる國債・地方債・社債及び外國國債等、債券長期取引當限の賣買に對する割增本證據金は、本證據金及び追證據金と同樣、之を徴收せざるを得ること

五 受　渡

(一) 國債・地方債・社債及び外國國債等、債券の賣買取引に於ける受渡證券は無記名式のものに限ること

(二) 國債・地方債・社債及び外國國債等、債券長期取引の受渡不履行又は納入小切手不渡の場合に於ける賣方の本所より支拂を受けたる代金返還義務に付き、規定を設けたること

債券長期取引違約辨濟の方法

六 違約處分及賠償責任

(一) 國債・地方債・社債及び外國國債等、債券長期取引受渡不履行と爲りたる物件は、短期取引受渡違約の場合と同一の方法に依り(一〇六頁六(二)前段參照)、及び同約定中の物件は轉賣買戾又は引受に依りて各之を處理し、違約者の差損金及び買方の約入したる不渡小切手に對する受渡代金は、本所違約者に代り、左の方法に依りて制限的辨濟を爲すこと

(イ) 辨濟の額及び方法は實物取引違約の場合に準ずること(一〇〇頁二六(一)乃至(四)參照)、但し左の(ロ)及び(ハ)の差異あり。

(ロ) 違約者が一般取引員にして、他の營業部類に屬する取引員を兼ぬる場合に於て、他の營業部類(株式長期取引以外の各營業部類間)の身元保證金及び賣買證據金にして其の營業部類の賣買取引に生ずる損害に引當てられざる金額に付き亦辨濟することを追加したること(一〇〇頁二六(一)參照、短期取引及び實物取引にも共通)

短期取引並に實物取引辨濟の額及方法の改正

(ハ) 前二項に依る辨濟額を更に國債・地方債・社債及び外國國債等、債券の長期取引及び其の實物取引に對して割當を爲す場合に於ては、左の方法に依ること(一〇〇頁二六(二)(三)參照、從前は短期・實物・國債の兼業者たる場合及び國債取引事業者たる場合に於て、國債取引員が清算取引に對し納入する賣買證據金にして清算取引に生ずる損害に引當てられざる金額に付き亦辨濟を爲したり)

(甲) 國債・地方債・社債及び外國國債等、債券の賣買取引の身元保證金額に當る辨濟額は、

各賣買取引の損害額に按分して之を定むること

(乙)國債・地方債・社債及び外國國債等、債券の賣買取引に對する賣買證據金額に當る辨濟額は、各賣買取引に對する賣買證據金額に當る金額とすること

(丙)違約者が他の營業部類の兼業者たる場合（一般取引員にして國債取引員を兼ぬる場合、短期取引員にして國債取引員を兼ぬる場合、又は實物取引員と國債取引員と互に相兼ぬる場合）に於て、(一)他の營業部類に於ける身元保證金及び賣買證據金にして、其の營業部類の賣買取引に生ずる損害に引當てられざる金額、及び(二)違約者の身元保證金竝に賣買證據金にして、株式の長期取引に生ずる損害に引當てられざる金額あるときは、其の辨濟額は各賣買取引の損害に按分して之を定むること

(丁)前各項に依り、賣買取引の一方に割當を爲したる辨濟額にして、其の賣買取引に生ずる損害に引當てられざるものあるときは、之を他の賣買取引の辨濟額に充當すること

(二)國債・地方債・社債及び外國國債等、債券長期取引被違約數量の割當は、按分比例（但し額面千圓に止む）に依りて之を定むること

(三)國債・地方債・社債及び外國國債等、債券長期取引の賣方中間違約に付き特例に依り處理すべき場合を規定したること

(四)國債・地方債・社債及び外國國債等、債券長期取引一部受渡違約の場合に關する處理規定を設けたること

株式長期取引受渡日及接近日の立會に關する改正

七 株式長期取引に在りては、受渡日（受渡日繰上の場合に於ては其の銘柄に付き繰上受渡の日）、及び受渡日の前日前場の當限竝に其の日の後場の立會を爲さざること（從前は受渡日及び其の前日後場の立會を爲さず。受渡日繰上の場合に付ては九八頁五前段參照）

清算取引年末最終營業日立會に關する改正

八 年末最終營業日に於ては、清算取引（株式及び債券）の立會を爲さざること（從前は年末最終營業日の二日間、長期清算市場の立會を爲さず）

違約處分原因の變更

九 違約處分の原因中に附帶業務に因る債務不履行の場合を追加したること

實物取引及短期取引約定中の物件の處理及辨濟規定

一〇 實物取引約定中の物件は、短期取引受渡違約の場合と同一の方法に依り、短期取引約定中の物件は、繰延玉の處理方法と同じく、反對賣買約定直段又は引受直段に依りて之を處理し、該直段の決定する迄、之を繰延玉として處理すること（一〇六頁六(二)參照）及び違約者の差損金竝に買方の納入したる不渡小切手に對する受渡代金は、本所違約者に代りて制限的辨濟を爲すこと、但し辨濟の額及び方法は國債・地方債・社債及び外國國債等、債券長期取引受渡違約の場合に準ずること（一一二頁六(一)(イ)(ロ)(ハ)及び一〇〇頁二六(一)乃至(四)參照）

一一 其の他、左の條項に小改正を加へたること

業第四章「市場・立會及休業」中、三〇・三二の一項、第六章「計算」中、四八の二項・同三項、第七章「賣買證據金」中、五六の三項・五八の三項・六一・六三の三項・同四項・六六の三項、第八章「受渡」中、七一の一項・七三の一項・同二項・八〇の一項・同三項、第九章「違約處分及賠償責任」中、八二の一號・同二號・八七・八八の二項・九一の一項・九二の一項、「附則」一〇一の一項等

辨濟額の増加

定款及業務規程變更　國債・地方債・社債及び外國國債等、債券長期取引の開始に伴ひ、辨濟額を増加するの必要を生じ、定款第五十四條中、辨濟に供すべき一般取引員の身元保證金は、其の兼ぬる營業部類の數に依り四萬圓以内に於て業務規程の定むる所に依ると改め（從前は一般取引員の身元保證金に付き三萬圓）、且つ業務規程を左の如く變更し、大正十五年一月十六日、商工大臣の認可を得たり（從前は一般取引員にして他の營業部類に屬する取引員を兼ぬる場合に於ては、身元保證金中、三萬圓を其の兼ぬる各營業部類の損害額に依り按分したる金額及び其の兼ぬる各營業部類に於ける賣買證據金全額に當る金額に付き辨濟を爲したるものとす）。

一　違約者が、一般取引員にして單に國債取引員を兼ぬる場合に於ては、身元保證金中、一萬圓及び其の兼ぬる營業部類に於ける賣買證據金全額に當る金額に付き辨濟を爲すこと

二　違約者が、一般取引員にして短期取引員竝に實物取引員又は其の一を兼ぬる場合に於ては、身元保證金中、三萬圓を其の兼ぬる各營業部類の損害額に依り按分したる金額及び其の兼ぬる各營業部類に於ける賣買證據金全額に當る金額に付き辨濟を爲すこと

三　違約者が、一般取引員にして國債取引員及び其の他の營業部類に屬する取引員を兼ぬる場合に於ては、左の方法に依る金額に付き辨濟を爲すこと

（一）國債取引員の營業部類に對しては、身元保證金中、一萬圓及び其の營業部類に於ける賣買證據金全額に當る金額

（二）其の他の營業部類に對しては、身元保證金中、三萬圓を其の各營業部類の損害額に依り按分したる金額及び其の各營業部類に於ける賣買證據金全額に當る金額

受渡代金より資本利子税及第二種所得税控除

短期取引員身元保證金納入期限變更

支拂延期令發布に伴ふ規定追加

賣買本證據金納入猶豫期間の延長

業務規程變更　國債・地方債・社債及び外國國債等、債券の經過利子に對する資本利子税及び第二種所得税を、受渡代金より控除することとし、大正十五年十月十八日、業務規程變更の認可を得、實物取引は十二月二日より、長期取引は十二月二十一日限より、各之を實施し、昭和二年三月三十日、業務規程中、短期取引員身元保證金納入期限變更の認可を得、同年四月、財界變動に依り支拂延期令發布せられたるに際し、同月二十五日、商工大臣の命に依り業務規程中に清算取引の物件及び金錢授受の延期に關する規定を追加し、又同年五月七日、認可を得て臨時休業及び受渡日變更等に關する規定を追加し、次で賣買本證據金納入猶豫の期間を更に昭和三年十月三十一日迄延長することとし、昭和二年十月二十七日、業務規程變更の認可を得たり（從前は大正十六年（昭和二年）十月三十一日迄に爲したる賣買に限り適用したり。一一〇九頁「賣買本證據金納入の猶豫」參照）。

左に參照の爲め、本所創業以來の定款竝に業務規程の變更事項を列記すべし。

定款之部

變更（認可）年月日	變更事項
明治十一年五月二十二日	創定
同　年八月二十二日	仲買人身元金増額の件
同　十二年十月十一日	金銀貨幣賣買に關する條項追加
同　十三年二月十八日	仲買人身元金増額・仲買委員選擧等の件
同　年五月三日	株式取引所條例中、改正に付き加除改正
同　十四年十月八日	役員の責任及び金銀貨幣仲買人身元金の件

同　十六年三月三十日　株式取引所條例中改正に付き改正追加
同　二十二年五月三日　仲買人加入の件
同　二十三年四月十九日　役員の權限・總會及び仲買人間取引上爭議和解の件
同　二十四年六月二十五日　前年九月中營業延期許可に付き改正追加
同　二十六年九月十三日　新定取引法に依り營業繼續に付き全部改正(變更)
同　二十八年一月二十四日　役員の俸給報酬及び仲買人組合委員選擧の件
同　年七月十四日　直取引の賣買法及び證據金に關する件
同　二十九年三月五日　資本金增加に付き資本金及び株金拂込並に監査役の員數及び報酬增加の件
同　年十二月二十三日　仲買人身元保證金增加並に證據金代用證券の件
同　三十年六月十七日　資本金增加・理事の員數・仲買人身元保證金增加の分の納入期日の件
同　三十一年十二月二十八日　役員・所員及び仲買人に關する件
同　三十二年八月七日　改正商法實施及び商工局長示達の趣旨に基き條項の整理
同　三十三年四月三十日命令　仲買人營業停止及び除名に關する件
同　年九月二十七日命令　仲買人違約處分の際廢業に關する件
同　三十六年四月三十日　勅令第百五十八號の趣旨に基く定期取引限月・賠償責任準備積立金及び延取引に關する件
同　年八月三十一日　賠償責任準備積立金及び定期取引限月に關する件
同　三十七年八月九日　事業年度・定時株主總會・仲買委員に關する件
同　三十九年四月十六日　資本金增加・追證據金代用納入及び違約賠償等に關する件
同　年九月七日　賠償責任準備積立金廢止及び受渡期日繰上に關する件
同　年十二月二十七日　國債證券の定期取引期限・其の他に關聯する件
同　四十年十二月二十七日　直取引事業仲買人新設・其の他に關する件

同　四十二年七月十五日　理事長及び理事の任期・俸給・報酬・役員賞與金率の改正竝に證據金代用證券に關する件

同　四十四年七月一日　國債・地方債・證券以外の直取引に於ける競賣買及び糶賣買停止に關する件

同　年同月同日　直取引仲買人特設に關する規定削除の件（十二月一日より實施）

同　四十五年七月九日　定款の全部に涉る改正、就中、主なる改正は仲買人身元保證金・賣買證據金・代用證券・追證據金・仲買人納入の債權證券の處理・違約損害賠償及び仲買人の處分に關する件

大正二年六月二十一日　本所營業繼續に關する件

同　年七月十六日　身元保證金代用證券・仲買人の廢業、取引所法第二十五條違背行爲處分・同身元保證金又は賣買證據金若くは其の代用證券の拂渡停止命令及び賣買證據金に關する件

同　四年六月二十三日　改正取引所法に基く全部改訂

同　年十二月二十八日　仲買人員數に關する件

同　六年三月三十日　資本金の增加竝に仲買人身元保證金增額の件

同　九年二月四日　國債仲買人の新設及び其の他の事項變更の件

同　年六月三十日　資本金の增加竝に之に伴ふ仲買人身元保證金增額の件

同　十年十二月二十一日　現物仲買人設置に關する件

同　年同月二十六日　理事の定員增加の件

同　年同月二十八日　資本金增加の件

同　十一年一月三十日　株式名義書換手數料增額の件

同　年三月十七日　仲買人身元保證金納入期限變更の件

同　年九月一日　大正十一年取引所法令改正に伴ふ規定改正の件

同 十二年七月二十八日	本所營業繼續に關する件
同 年十二月二十六日	理事及び監査役定員變更の件
同 十三年五月三十日	短期取引開始に關する件
同 十四年十一月七日	國債・地方債・社債及び外國國債等、債券長期取引開始に關する件
同 十五年一月十六日	違約辨濟額增加の件

業務規程之部

（創業より明治二十六年九月十二日迄申合規則と稱し、爾後、營業細則と稱したりしが、大正十一年九月一日、施行の取引所法を以て業務規程と改稱せられ、同法令に基き諸規程を改正し、同年十二月二十七日、之が認可を得、同十二年一月四日より實施したり）

變更（認可）年月日	變更事項
明治十一年五月二十二日	創定申合規則と稱す
同 年六月十五日	半證據金納入に關する件
同 年十一月十四日	半證據金廢止の件
同 十二年九月一日	賣買呼直に關する件
同 年十月十一日	金銀貨幣取引許可に付き改正追加
同 年十二月十二日（命令）同月十六日（改正）	直取引受渡の時限及び違約處分に關する規程追加改正
同 十三年二月十八日	仲買人取締に關する條項增補改正
同 年五月三日	株式取引所條例中、改正に付き金銀貨賣買申合規則獨立
同 年九月二十一日	株式申合規則改正違約處分に關する件
同 十四年三月二十一日	株式申合規則中、不備條項補充追加の件
同 十六年三月三十日	十五年十二月株式取引所條例中、改正及び仲買人納稅規則制定に付き株式申合規則中、改正
同 年八月十八日	金銀貨幣定期取引再許可に付き追加改正

同　十七年五月二十八日　賣買呼價及び株式の品種に依り、連日、賣買立會の件

同　十九年一月四日　株式取引所條例中、改正及び仲買人納税規則廢止に付き加除改正

同　年五月五日　平均直段決定方及び損益決算に關する件

同　二十一年十二月十四日　賣買證據金及び違約處分に關する件

同　二十二年五月三日　轉賣買戻に係る賣買證據金拂戻の件

同　二十三年四月十九日　賣買證據金賣買中止及び違約處分に關する件

同　二十四年六月二十五日　營業延期許可に因る加除改正

同　二十六年六月十九日　本證據金徴收に關する件

同　年九月十三日　新定取引所法に依り營業繼續に付き、全部、改訂し、營業細則と改稱する件

同　二十八年一月二十四日　賣買場帳に記入する賣買者の氏名に代ふるに其の商標を以てする件及び受渡物件分割費及び記名書換手數料負擔の件

同　三十年五月二十二日　直取引賣買法及び附證據金に關する件

同　年七月二十二日　定期取引受渡日賣買休止の件

同　三十二年十一月二十一日　定款改正に因る賣買法及び證據金徴收期に關する件

同　三十六年四月三十日　農商務省令第三號に依る延取引の擴張に關する件

同　三十八年六月二十二日　定期取引帳入直段決定方に關する件

同　三十九年九月七日　受渡前日定期休會及び帳入直段決定方に關する件

同　年十一月十六日　帳入直段決定方の件

同　年十二月二十二日　國債證券の定期取引期限及び之に關聯する定款改正に件ふ改正追加

同　四十年十二月二十七日　直取引專業仲買人新設・其の他に關する定款改正の結果、加除改正

同　四十二年七月十五日　直取引受渡の時期及び計算區域・手數料徴收時期に關する件

同　四十三年九月十七日　直取引及び定期取引の立會回數に關する件

同　四十四年八月八日　國債證券の三期週間取引及び同受渡に關する件

大正元年十月十二日　立會開始時刻の變更・受渡の繰延に關する件

同　二年三月二十四日　本證據金徴收猶豫に關する件

同　三年八月十二日　諸證據金の徴收に關する件

同　四年六月二十三日　新定款に依り、全部改訂

同　六年一月三十一日　賣買證據金及び身元保證金代用有價證券種類變更の件

同　年七月二十七日　賣買追證據金に付き代用有價證券の納入額制限に關する件

同　七年七月二十六日　小口落禁止に伴ふ規定改正の件

同　年八月三十日　直取引及び延取引の賣買開始・其の他、現物取引振興に關し諸規定變更の件

同　八年二月三日　定期取引立替假渡に關する規定追加の件

同　年七月十四日　定期取引帳入直段及び受渡標準直段決定方法改正の件

同　九年六月三十日　小口落制度復活に伴ふ規定改正の件

同　年八月二十六日　違約賠償制度改正の件

同　年九月十六日　國債市場分設に伴ふ規定改正の件

同　十一年三月二十七日　仲買人身元保證金納入期限變更の件

同　年九月十三日　現物件買人身元保證金納入期限變更の件

同　年十二月二十七日　大正十一年取引所法令改正に伴ふ規定改正の件

同　十三年三月二十九日　一般取引員及び實物取引員身元保證金納入期限變更の件

同　年五月三十日　短期取引開始に關する件

同　年六月三日　短期取引受渡標準直段決定方法改正の件

同　年十一月七日　賣買證據金代用有價證券數量制限の件

同　十四年三月二十五日　株式長期取引限月短縮の件

同　年四月二十六日　短期取引員身元保證金納入期限變更の件

同　年十月二十八日　株式長期取引賣買本證據金納入猶豫に關する件

同　年十一月七日　國債・地方債・社債及び外國國債等債券長期取引開始に關する件

同　十五年一月十六日　違約辨濟額增加の件

同　年十月十八日　受渡代金より資本利子税及び第二種所得税控除の件

昭和二二年三月三十日　短期取引員身元保證金納入期限變更の件

同　年四月二十五日(命令)五月七日(認可)　支拂延期令發布に伴ふ規定變更の件

同　年十月二十七日　株式長期取引賣買本證據金納入猶豫期間延長の件

第四章　市況概觀

主要取引物件

明治十一年　本所創立の當時は、西南役の後を受けて紙幣激增したるときなるを以て、專ら市場に賣買せられたるものは新・舊・秩祿（此の三國債證券は創業の日より之を賣買す）・金祿（明治十一年九月より賣買を開始す）・起業（同年十一月より賣買を開始す）等、五種の國債證券に過ぎず。就中、賣買最も盛なりしは金祿公債なり。該證券は發行額最も夥多にして需給他の四種に超越し、其の賣買取引日に漸く多きを加へ、十一年九月より十二月に至る、僅々、四箇月間に九百六十餘萬圓の多額に上りたり。是より先き本所株式を始めとして第一銀行・兜町米商會所及び蠣殼町米商會所等の株式も亦相次で賣買を開始したれども、其の取引極めて僅少にして、纔に本所繁榮の幾分を助成したるに過ぎず。即ち同年間（七箇月）の賣買高は、國債額面二千六百五十六萬五千四百圓にして、株式は僅に二百五十三株なり。

紙幣價格動搖物價漸騰

明治十二年　既にして紙幣價格の動搖あり。物價漸く騰貴したるを以て、新・舊・秩祿・起業四公債の取引次第に減少したるも、金祿公債の賣買高日に月に增加し、同時に諸株式の賣買も亦漸く增加するに至れり。

金銀貨幣の取引開始

即ち明治十二年上半期にありては、公債の賣買高は前期に比し三千餘萬圓、株式は二千四百株を增加し、同下半期にありては、商勢一轉して、公債の賣買は上半期に比し凡そ二千三百餘萬圓を減じたるも、株式の賣買は六千四百餘株の增加を見たり。紙幣の下落に伴ひ、金銀貨の賣

買流行するや、本所に於ても、十二年九月、金銀貨の賣買を開始したるに、市況頓に活躍したり。

明治十三年——十五年　斯くして明治十三年上半期にありては、公債及び株式の賣買高は共に、稍々、減少したるも、金銀貨の賣買高著しく增加し、市場頗る殷賑を呈したり。要するに市場の人氣は漸く公債・株式を去りて專ら金銀貨の賣買に集中したるが、時の大藏卿佐野常民氏は

金銀貨取引の停止

金銀貨の賣買を以て投機的空賣買に類するものありと做し、同年四月十二日、之が取引の停止を命じたり。然るに次で株式取引所條例の改正あり。本所は此の改正條例に基きて定款並に營業細則を改め、同年五月四日、解停の命を待ちて金銀貨賣買を再開したるに、商況舊に依り

金銀貨取引の再開

殷賑を極め、爲めに公債・株式の取引は漸く其の數を減少するに至れり。十四年中、市況は變化尠く、緩慢の狀を持續し、十五年六月、再び銀貨の現場取引を開始したるも、實際取引の成立を見るに至らずして已み、市場、復、金銀貨賣買の聲を聞くことなかりき。

明治十六年　金銀貨の賣買、一度、廢滅に歸してより、市況頓に沈衰したるも、此の間、本所は營業上、種々の改善を行ひたれば、公債・株式の賣買高漸く多きを加へたり。然るに同年四月以降、

仲買人納稅規則實施

仲買人納稅規則實施せられたるにより、一旦、伸張せんとしたる市場の賣買取引は復もや沈衰に向ひたり。該規則に據れば、株式仲買人の納稅額は銀・米に比して、較々、輕きのみならず、當時、銀貨の賣買は既に廢滅に歸し、仲買人は、最早、其の賣買の利益に依頼せざるの覺悟ありたるを以て、市場の衰頽は大阪・横濱兩取引所及び各地米商會所の如く著大ならざりしも、而かも其の商勢漸く閑散となれり。下半期に於ては新・舊・秩祿・起業の諸公債は其の賣買殆ど絶無に歸し

獨り金祿公債の賣買取引行はれたるのみ。而して其の賣買高は額面二千五百三十三萬三千圓に過ぎず、株式の賣買高亦幾分の減少を見たり。然るに此の時、更めて金銀貨幣の二限月取引を許可せられたるを以て、八月二十日より之が賣買を開始したるも、商勢依然として振はず、僅に二十三萬五千餘圓の取引ありたるのみにして、爾後、絶えて其の賣買なく、全然、休止の狀を呈するに至れり。

通貨收縮物價下落

明治十七年―十八年　前年、實施せられたる仲買人納税規則の影響は漸く深刻を加へたるのみならず、不換紙幣整理による通貨の收縮、物價の下落は一般經濟界の不況を誘致し、爲めに公債の賣買は、日に益々、衰頽の狀を呈し、其の取引高僅に千六百八十餘萬圓に過ぎず。又株式は日本鐵道會社株式の賣買を開始したる以來、大に取引の數を増進したるものの如しと雖も、市場の大勢は萎靡不振の狀を免れず、十八年に至るも遂に恢復するに至らざりき。

紙幣整理完了仲買人納税規則廢止株式の取引漸く盛となる

明治十九年　紙幣の整理完了して金紙の差價消滅し、且つ前年末、仲買人納税規則廢止せられたる等により、十九年上半期に至るや、市況漸く挽回の兆を現し、三・四月の交より株式の賣買殊に繁盛となり、爾來、商勢駸々として進み、公債の取引亦之に伴ふて次第に増加の傾向を示したり。されば同半期に於ける賣買高は公債額面千十四萬七千五百餘圓、株式二十四萬五千六百餘株を算し、下半期に入り、株式の賣買は、益々、好況に向ひ、賣買高激増したり。

明治二十年　同年に入るや、公債の取引は大に減少したるも、株式市場は前年の好況を承けて活躍を持續し、賣買高激増して、上半期に於て七十七萬五千九百餘株の巨額に上り、本所創業

以來の盛況を呈したり。然るに下半期に及び、公債の賣買高激減と共に株式市場も、漸次、不味となるに至れり。

明治二十一年　越えて明治二十一年上半期に至りては、商勢、愈々、不味にして公債・株式共に賣買減少し、相場軟調を辿りたり。然るに下半期に至るや、公債の賣買は殆ど衰頽の極に達して、何人も市場に於て之を取引するもののなきに至りたるが、株式は市場の賣買に上るものの漸く増加して、其の種類十九種に達し、賣買高亦五十三萬九千九百六十餘株の多きに上りたり。

明治二十二年　斯く公債の賣買は、整理公債に少額の現場取引ありたるのみにして、定期取引は絶無に歸したるも、株式は、逐日、需給頻繁となり、賣買銘柄の増加と共に、取引高も亦、漸次、多きを加へ、上半期に於ては百萬三千百餘株、下半期に於ては百三萬五千四百餘株に達したり。

金融逼迫

明治二十三年　然るに明治二十三年上半期に至り、公債と株式と互に商勢を轉倒し、前年間、絶無に歸したる諸公債の賣買高は額面十八萬五百餘圓に上り、價格亦漸騰して、四月中旬頃よりは、一層、强硬を示したるに反し、株式にありては金融逼迫の影響を受けて賣買高激減し、相場亦下落して上場銘柄三十餘種の內、僅に二・三のものを除くの外は何れも拂込以下に低落して容易に恢復の狀なく、之が爲め、一時、株式界に小恐慌を來さんとする狀勢を示現したり。此の時に方りて、金融救濟策頻りに唱道せられ、五月に至り、其の實施を見たるを以て、金融、幾分、緩和の兆候を現したるも、而かも未だ往日の生氣を恢復するに至らず、下半期も生絲市場の不振、一般商業の沈衰に市況沈滯裡に經過したり。

生絲市場不振・一般商業沈衰

日本銀行利下

當所株の賣買中止

整理公債五百萬圓募集

東京市水道公債募集

私設鐵道買收案議會に提出

明治二十四年　同年に入るも、市況の不振依然たるものありしが、金融は漸く緩慢の傾向を辿り、五月六日、日本銀行の利下あり、市況頓に一變して鐵道株を先驅に諸株活躍し、賣買高亦大に増加したり。然るに七月に至るや、當所株の賣買中止せられたるを以て、賣買高は半減するの已むなきに至り、八月には整理公債第三回五百萬圓募集の擧あり。爲めに諸株日を逐ふて低落し、商勢甚だ振はず。然るに私設鐵道買收の風說頻りに喧傳さるるに及び、關西及び北海道炭礦鐵道株を始め、其の他の諸鐵道株は、漸次、昂騰して非常の高直を現し、久しく賣買の聲を聞かざりし兩毛鐵道株の如きも亦其の取引を見るに至れり。然れども是れ只だ一時的の現象にして、十一月末、帝國議會開會の頃に至りては、世人漸く鐵道買收の成行如何に疑惑の念を懷くに至れるのみならず、東京市は高利率の水道公債を募集したるを以て、資金多く之に注入せられんとしたる等の事情ありて、頗る市場の氣勢を挫折せしめたり。然るに私設鐵道買收法案は、愈々、議會の議事に上りたるを以て、市況亦頓に活躍の狀を呈し、諸株の相場大に昂進したるも、高直には賣物尠からず。加ふるに議會は遂に該法案を否決したれば、之に伴ひて相場の變動も亦甚しかりしが、十二月末、議會解散せらるるに至り、商勢挽回の傾向を示したり。

明治二十五年　金融、稍々、靜穩の狀あるに拘はらず、年初以來、公債・株式共に賣買高減退し、市況萎靡不振の域に沈淪し、纔に鐘淵紡績株が綿絲相場の好況により、一時、强硬の商勢を示したるに過ぎずして、諸鐵道株の如きは二月十一・二日に於ける衆議員總選擧の結果、硬軟兩派當選の多寡に依りて前途の高低をトせんとしたるものの如く、其の他、强弱材料につれて商勢起伏

を見たれども、生絲及び製茶貿易好況にして、金銀貨の流入は其の流出に超過し、金融概して靜穩を保ちたるが爲め、年末に及びては、商況頗る活潑にして翌年の活況を想はしめたり。

金融緩慢

明治二十六年　公債の賣買は著しき増加を見ずと雖も、株式は前年末の活況を受けたるのみならず、一般の金融、逐日、緩慢となり、各銀行は金利引下又は擔保品の價格引上を決行したるも、資金の需要極めて少く、殊に五月には六分利公債一千萬圓の償還ありて金融は、一層、緩慢となり、其の他、幾多の好材料輻輳したるを以て、市況殷賑、賣買激増して上半期間に六十九萬八百餘株を算したり。此の活況は七月中、尚ほ之を持續したるが、八月に至りては、買過ぎの反動として場面一變の兆を現し、同月七日には諸株大崩落を來したり。爾來、一昂一低、市況稍々、靜穩に歸したるも、九月に至り、日本銀行の金利引上に人氣挫折し、相場は再び低落に傾きたり。然るに十月二十三日には久しく中止せられたる當所株の取引を再開したれば、賣買高激増したるが、十一月末は金融の引締、貿易の惡化等に諸株暴落し、追證據金徴收の爲め、後場立會を休會したることあり。十二月、横濱に堆積せる生絲は漸く海外に賣れ行き、金融亦豫想の如く逼迫せざりしを以て、市況稍々、振起したるも、未だ前日の活氣を恢復するに至らざりき。

六分利公債一千萬圓償還

當所株の賣買再開

明治二十七年　金融漸く繁忙の傾向を示し、各銀行は貸付利子の引上を行ひたるを以て相場概ね低落し、殊に六月に至りては、韓國の内亂、益々、急迫し、我政府に於ても出兵の擧あらんとする形勢に迫りたるを以て、人心危惧の念を生じ、賣急ぎの商勢となり、其の波動頗る激甚なりしが爲め、買方仲買人に向ひて追證據金を徴收したること數回に及びたるが、遂に違約仲買人

を出すに至れり。此の間、纔に相場を維持したるものは、郵船株の一種のみなるが、蓋し同社の船舶は軍事御用船として前途利益の増收を豫想せられたればなり。既にして同年八月に至り、清國に對し宣戰の詔勅下るや、相場の波動甚しく、殊に同月十五日、軍事公債募集の公布あるに及びて金融の前途大に憂慮せられ、新規賣買殆どなく、翌十六日の如きは諸株悉く激落し、北海道炭礦鐵道株五十八圓、本所株百五十五圓の如き、同期間に於ける最低相場を現し、尚ほ底止する所を知らざるが如くなりき。然れども我陸海軍戰捷の報相踵いで到りたるを以て、時に相場の昂進を見たることなきにあらず。殊に十一月二十四日、旅順口占領の報に接したるときの如きは、市場の人氣著しく振起したりしが、一方、金融は戰爭の影響を受けて、益々緊縮に傾き、人氣銷沈して各人退嬰の狀ありしかば、市場の大勢日に、益々非ならんとするの觀ありたり。

明治二十七八年戰役軍事公債募集

明治二十八年　然るに明治二十八年三月、清國講和使節李鴻章の來朝するありて、平和古復の望み漸く高まるに從ひ、市況稍々恢復の兆を示現し諸株の相場亦次第に昂騰の狀ありたるが、次で和約、愈々成ると同時に彼の露・獨・佛三國干涉の問題起るに及びて相場の動搖、益々甚しく、賣買高の如きも開戰以來、久しく見ざる所の巨額に上りたり。既にして平和條約成りて批准交換全く結了するに及び、人心始めて靜穩に歸し、商勢漸く恢復の傾向を示したり。然れども金融は、依然、緊縮を持續し、殊に三國干涉の結果、遼東半島還付の一事は甚しく人心を阻喪せしめ、市況未だ十分に振はずして數旬を經たり。然るに六月中旬に至り、政府が積極的方針を以て大に商工業振興策を採るの説頻りに流布せられ、加之、生絲貿易も亦非常の好況を呈した

日清講和成る三國干涉

政府の積極的商工業振興說

生絲貿易の好況

るが爲め、市況頓に一變して人氣恢復し、賣買取引亦漸く活氣を帶び來れり。斯くの如く市況は一張一弛、繁閑常なかりしが、其の賣買取引高は前期に比して著しく増加を見たり。

戰後經濟界の膨脹

明治二十九年　明治二十七・八年戰役の戰勝は我國經濟界の膨脹を招來し、之に伴ひて事業會社の勃興となり、隨て上場株頻りに増加して其の取引は日に、益々、旺盛に赴き、上半期の如きは最も隆盛を極めたり。此の間、相場の變動も亦甚しく、追證據金の徴收幾回なるを知らざりしが、仲買人に於て毫も遲滯なく之を納入することを得たるのみならず、毎月、多額の受渡も亦圓滿に之を結了することを得たり。然るに下半期に至りては東北の海嘯、各地方の水害等、人氣を害すること多く、特に大阪に於ける銀行の破綻及び銀行團の不和等ありて氣配、益々、不味に趨き、日本毛織會社の破綻を先驅として企業界の凋落を齎し、遂に反動的不振の商狀を呈するに至れり。

明治三十年　前年末の不振を受けて年初の商勢引き立たず、二・三月の交、金貨本位制の採用、本所の増資氣構にて人氣、一時、昂進したるも、金融引締の爲め、再び不振に陷り、八・九月に至りて其の極に達したり。十月に入り、外資輸入說、生絲市場の好況等にて、市況の一變を想はしめたるも、金融は依然として引締狀態を脫せず、警戒嚴にして、市場の不振依然たるものありたり。

明治三十一年　斯くの如くして、明治三十一年三月、遂に仲買人七名の賣買約定不履行、二名の増證據金不納あり。依りて之を違約處分に付するに至れり。下半期に入るも市況甚しく銷沈して、毎日の賣買高は二・三千乃至五・六千株に過ぎず。殊に八月十一日の如きは、僅に一千

八百五十株の賣買ありたるのみ。且つ相場も久しきに亙りて保合の狀態を繼續し、唯だ此の間、內閣の動搖、地租增徵及び鐵道國有問題等によりて多少の波瀾ありたるに過ぎざりき。

明治三十二年　前年末の不勢を襲ぎ、一月中は商勢甚だ振はざりしが、二月に至り、氣勢頓に一變して頗る盛況を呈し、日々の賣買高亦頗る多く、同月二十二日の如きは、本所創業以來の賣買高にして、五萬七千九十五株を算したり。其の後、相場は特殊の事情ある二・三の株に多少の波瀾を現したるのみにして、多くは久しきに亙りて保合狀態を以て推移したれども、金融は概ね緩慢なりしが故に、賣買高は、依然、少からずして、五月二十九日の如き、賣買取組高二十四萬三百株の巨額に上り、受渡高實に五萬三千餘株を算したり。次で下半期八月に至るや、各地暴風

南阿戰爭の影響

雨の警報頻りに到り、米作の前途憂ふべきものあり。爲めに市場の人氣甚だ振はず、殊に南阿戰爭は倫敦の金利を暴騰せしめ、歐米各國の金融に著しき影響を與へたれば、其の餘波は東洋

日本銀行第一次第二次利上

の經濟界に波及し、日本銀行は正貨の流出に備ふる爲め、十一月に於て前後二回、金利引上を實行し、殊に同月末には、一層、警戒を嚴にしたるを以て、十二月の新市發會には諸株著しく崩落して、買方の追證據金六十六萬五千九百餘圓の巨額に上りたり。

明治三十三年　年初は金融靜穩の狀を持續したると、鐵道國有法が調查會の決定を經て議會に提出せられたるとに因り市況稍々活氣を呈し、諸株概ね昂進の狀を示したるも、而かも其の買收の期限が一般の豫期に副はざるものあるのみならず、到底、議會々期中に議定の見込なかりし爲め、氣勢頓に衰へ、加ふるに正貨の海外に流出するもの少なからず、金融の前途頗る憂

日本銀行第三次第四次利上諸銀行貸出警戒

慮すべきものあり。日本銀行は三月及び四月に於て、金利引上を行ひ、他の諸銀行も亦貸出に警戒を加へたれば、人氣大に阻喪して諸株殆ど低落の極點に達したるの觀ありたり。此の間、豊川鐵道株及び東京馬車鐵道株は特種の事情ありて相場激變を來したるが爲め、是等株式に限り增證據金を徵收し、且つ一時、之が賣買を停止したる等の事ありたり。折柄、偶々、北清に起

北清事件

りたる義和團事件により清國と列國との間に外交問題惹起し、其の結果、遂に各國聯合して清國と兵を交ふるに至りたるを以て、市場の驚愕一方ならず。爲めに諸株の相場、一層低落し、爾來、市場は氣迷の姿にて、日々の賣買高も亦甚だ少く、市況頗る閑散を告げたり。而して七月、聯合軍は天津を占領したるも、其の後、何等の發展を見ず、何れの時に於て終局を告ぐるや、豫知すべからず。其の他、米作の豊凶如何の懸念あり。殊に外國貿易は製茶及び生絲の輸出期なる

貿易逆調日本銀行第五次利上

に拘らず、依然、逆勢を示して正貨の流出多く、又日本銀行は復もや金利引上を實行する等、經濟界の形勢日に非なりしを以て、市況、益々、銷沈して數旬を經たり。其の後、聯合軍は大擧して北京を攻略し、二百二十日の天候は近年稀なる適順を呈したる等に、人心、稍々、振はんとするの傾向を示したるも、清國事件今後の成行は尙ほ混沌たるのみならず、十月に入りて金融漸く繁忙の狀を呈し、諸銀行一般に貸出に警戒を加ふるに至りしかば、市場の人氣、兎角、氣迷の姿にて諸株の相場一上一下、殆ど常なきの有樣にて同年を終れり。

日本銀行利上說

明治三十四年 一月は生絲貿易、稍々、好況を呈したるも、目前に舊曆歲末を控へて、資金の需要少からず。殊に日本銀行金利引上の風說頻りに傳へられたれば、當時、全國商業會議所聯合

會に於ける鐵道國有公債償還の建議も、多く人氣を刺戟するに足らずして、依然、氣迷の商狀を呈し、二月に入りては、經濟界、益々、悲觀的景況を呈し、市況頗る閑散、相場低落したり。

一般經濟界不況

斯くして三月に入り、增稅問題に關し、政府と貴族院と衝突の結果、遂に議會の停會となり、政界前途の成行容易に測知すべからずして、人心自ら安ぜず、諸株只だ低落の一途を辿りたり。

政界動搖

既にして詔勅一下、政界の形勢一變して增稅諸案及び三十四年度總豫算も無事に兩院を通過したるを以て、相場は多少の昂進を示したるが、金融は、益々、逼迫を告ぐるあり。

金融逼迫

殊に滿洲問題に關する日露兩國間の關係漸く危殆に瀕し、事態容易ならざる形勢ありと傳へられ、市場は萎靡不振の狀に陷れり。

日露間の關係懸念

其の後、露國は日・英・米等の抗議に因り滿洲問題に關する清國との交渉を打ち切り、一方、政府事業繰延の議內閣に起り、且つ生糸の賣行好況を呈し、隨て久しく逆調を示したる外國貿易も一轉して輸出超過の趨勢を示さんとしたるより、市場活氣を呈し、諸株漸く昂騰したるが、其の後、事業繰延問題一變して中止問題となり、此の一事は端なく內閣更迭の素因となりしが爲め、政府財政の方針容易に定らずして經濟界は日に、益々、不況の淵に沈淪せんとし、隨て諸銀行は、一層、警戒を加ふる所あり。金融、益々、澁滯して市場一段の沈衰を招致し、近年稀有の不況を呈したり。

一般經濟界不振

下半期に至りては、一時、適順を失ひたる天候漸く恢復して米價低落し、又政府に於て公債を外國に賣出すべしとの說頻りに巷間に傳へられたるのみならず、鐵道國有の調査も亦漸く進捗したるやの說あり。加ふるに金融意外に靜穩なりしを以て、市場自ら活躍の狀を呈し、前途頗る好望なるものの如くなりしも、また格別の事なく、爾後、天候の陰晴により

て相場浮沈を來したるに過ぎざりき。然るに九月に入るや、一般經濟界漸く恢復し、金融靜穩にして、且つ輸出超過の原因たる砂糖及び石油の見越輸入一段落による外國貿易好變の見込、外債成立豫想、米作良好見越等に人氣の緩和著しく、爲めに小幅往來を繰り返したる諸株は一齊に昂騰して非常なる活氣を示現したり。然るに十月末に至るや、外債談判不調の報到り、爲めに市況一變して大勢總崩れを演じ、其の後は强弱種々の材料現るるに從ひ、相場は一高一低を繰り返して同年を終りたり。

一般經濟界恢復

明治三十五年 一月中は金融、稍々、引締りの趨勢を示し、外國貿易が、依然、逆勢を持續したるの外、强弱材料共に市人の注意を惹くに足らず、諸株の相場一進一退の保合を辿りたるが、二月十二日に至り、突如、日英同盟條約發表され、人氣振興して市場一般に買人氣となり、相場は尺進寸退、賣買高亦非常の多額に達し、三月に入りては、本所創立以來の賣買高六萬四千株を算したることあり、遂に諸株、一齊、破竹の勢を以て昂進したり。然るに人氣上走りの反動忽ち現れ、同月三・四日頃より引續き場面總崩れの有様となり、中旬末に至り、日本銀行は金利引下を決行したるも、其の見越相場は早く既に市場に現れ居たりしを以て、何等の好響を與へざるのみならず、下旬に至りては、日英同盟に對し露佛同盟の發表あり。又金融は漸く引締りの傾向を示したれば、市場は日を逐ふて沈衰の狀態に陷れり。爾來、天候不順、對清爲替相場暴騰、大藏省證券の發行等、弱氣材料簇出し、不振の市場をして、愈々、恐怖の念を懷かしめたり。然れども五月下旬に至りては、一般商業不振の爲め、資金の需要多からず、金融意外に緩慢なりしかば、市場漸く

日英同盟成る

活氣を呈せんとしたる折柄、六月三日、定期取引賣買限月短縮の勅令第百五十八號の發布あり、

勅令第百五十八號發布

諸株激落、人氣全く銷沈して、容易に恢復する能はざるの勢を呈したり。 下半期に於ては、日本

日本銀行利下

銀行は、三度、金利引下を行ひたるも、何等の刺戟を與へずして前期の商勢を襲ぎ、閑散不振に始りて、中頃、殆ど其の極點に達し、期末に臨みて全國取引所聯合會運動の結果として、定期取引の限月は復舊の望ありと傳へられ、稍々、恢復の曙光を現したるが、大勢は、依然、閑散の狀を脫すること能はざりき。

明治三十六年　同年は前年下半期に比し、市場幾分の賑ひを添へ、且つ三月中旬、日本銀行は

日本銀行第五次利下

第五次利下を行ひたるも、限月短縮の影響により市況、依然、閑散不振の域を脫せず。 五月に至り、限月短縮令の範圍外に於て新に設けられたる延取引の決濟方法も、一旦、銷沈せる人氣を容易に恢復せしむる能はず、六月末に至りては殆んど不況の極點に達し、賣買高の如き、一日、一千

限月復舊

株乃至二千株内外に止まること屢々ありたり。 然るに同年八月、限月短縮令の改正ありて舊に復し、一方、金融概して緩慢なりしが爲め、玆に人氣一轉して漸く活躍の狀を呈せんとするの趨勢を示したり。 然れども、會々、露國との外交問題勃發するありて氣勢を抑へられ、遂に市況

日露間の風雲急

の恢復を見るに至らずして同年を送りたり。

明治三十七年　日露交渉は日に、益々、險惡の傾向を現し、到底、兩國間の開戰は免る可からざるの情勢歷然たりしを以て、人心一般に危惧の念を懷き、隨て諸株の相場高低殆んど常なきの狀を示したり。 此の時に方り、政府は防禦海面令及び鐵道軍事供用令等を發布し、二月五日に

至りて某々師團に向つて動員令を發したるを以て、市場の人氣大に挫折して相場著しき低落を來し、其の狀寔に悽然たるものありたり。然るに同月九日、仁川及び旅順港外に於て我艦隊が露艦數隻を擊沈し、其の他、多大の損傷を與ふる等、開戰の劈頭、我軍大捷の快報に接したるが爲め、市況一轉して非常の活氣を呈し、諸株の相場忽ち沸騰を見るに至り、賣買高の如きも日に、益々、增加の趨勢を示したり。然れども、折柄、浦潮斯德港の露艦同港を出でて北海を遊弋し、我商船を擊沈したるの報到れるのみならず、假令、海戰は我軍の勝利となりて日本海の制海權を我手に收むるも、今後、來る可き陸戰の結果如何、將た又戰役の終局を見る迄には意外の長日月を要せんとの懸念もありて、仕手は手控への有樣となりしかば、市場は初旬の活況に反して、極めて沈靜不振の狀を呈せり。爾來、時々の戰報に一喜一憂して、相場は小高下を爲すに過ぎず。

明治三十七八年戰役

殊に非常特別稅の徵收、內外國債の募集等、算し來れば、經濟界の前途頗る憂慮す可きものありて、人心一般に警戒を怠らず、市況久しく閑散不振の域を脫する能はざりしが、既にして十二月一日、我旅順攻圍軍が二〇三高地を占領したるの報到達し、次で同方面の戰局大に發展し、日ならずして旅順港內の敵艦艇殆んど全滅に歸し、且つ同高地附近の諸砲臺相踵いで我有に屬するに至りたるが爲め、市場の人氣漸く振起し、同年中、二回の日本銀行利上ありしも、何等の影響なくして大納會を終りたり。

非常特別稅內外國債募集

日本銀行利上

明治三十八年　新年劈頭第一日、露國が難攻不落の堅城と誇りたる旅順要塞も皇軍の攻圍に堪へずして遂に陷落の運命を見るに至りたるより、人氣、益々、振ひ、諸株一齊に昂騰したり。

旅順要塞陷落

然れども戰局の前途尙ほ遼遠なるのみならず、經濟界の將來に對する危惧容易に去らざるが爲め、爾來、十餘日間、相場は一昂一低、小往來の有樣なりしが、下旬に至り、露國各地に擾亂相踵いで起り、其の勢漸く猖獗を極めんとするの狀あり。 加之、同國內部に講和說盛んに起り、旣に米國を經て我に其の提議を爲したりとの風說ありたるを以て、戰局の終りを告ぐるも亦意外に速ならんとの豫想もあり、幾多の悲觀材料あるに關せず、相場は日を逐ふて、益々、昂進の趨勢を示せり。

皇軍連戰連捷
英米市場に於ける我公債の騰貴
金融緩和

而かも滿洲の野に於ては、沙河に奉天に皇軍の赴くところ連戰皆捷ち、英米市場に於ける我公債の騰貴、我內外公債募集の好況及び金融の緩和等、周圍の事情概して良好ならざるなきを以て、市況、時々、小緩みを見ることなきにあらざりしも、依然、强硬の狀態を保ちたり。 然るに四月に至り、露國バルチック艦隊東航の報到り、次で佛國の中立態度、稍々、不明の點を生じたる等により、商勢茲に頓挫して賣買雙方共に手控へ、機會待の姿となり、爾來、久しく此の狀態を持續して、日々の賣買高、一時、大に減少を見るに至れり。

日本海々戰の大勝

然るに五月下旬、我聯合艦隊はバルチック艦隊を日本海に邀擊し、之を殲滅して曠古の大捷を博したるの快報到達したるが爲め、形勢頓に一變して諸株一齊に激騰し、殊に紡績・製麻等の諸株は利益激增の風聞ありて著しく騰貴したれば、人氣は自ら工業株に集中して相場、益々、昂騰し、賣買高亦日に漸く增加して前途尙ほ昂進の狀を示現したり。

日露講和說

斯くて同年六月の新市發會は平和克復の時機案外に速なる可しとの氣構にて市況一般の活氣を添へ、諸株の相場破竹の勢を以て昂進したるが、高値には賣方の利喰賣及び新規の賣向ひ少からずして、爲めに、一時、低落したるも、大勢は平和來に買人氣、

日本銀行第三次利上　米作懸念

講和條件不利

益々熾んなるに加へて、露國が米國大統領の勸誘に依り講和談判開始に同意したるより、市場一層の活況を現したり。然れども世間、往々、露國講和の誠意疑はしとの觀察を爲す者ありて流言百出、買方も逡巡の狀ありし際、恰も日本銀行金利引上の發表あり、且つ天候險惡にして米作の前途甚だ憂ふ可きものありたるを以て、諸株次第に低落し、七月に入りては、賣買雙方睨合の姿となりて相場は一高一低、市場は、連日、乾燥無味の狀を呈したり。既にして樺太の露軍投降の報に續いて我北遣艦隊が勘察加方面に出動せりとの報到れると同時に、米國ポーツマスに於て日露兩國全權間に講話談判、愈々、開始せられたりと聞き、市場の人氣多少引立ちたるも、露國全權が飽くまで强硬の態度を持して、我要求條件中の主眼たる割地・償金を峻拒すとの報ありたる爲め、人氣大に挫折し、次で八月末に至りては、談判不調說と講和條件悲觀說と、交々、流傳して市況急變、人氣殆んど總賣の傾向となり、相場は急轉直下の勢を以て低落したり。納會當日に至り、講和成立の噂ありたるも、償金皆無なるのみならず、樺太の割讓完からざりしかば失望の餘り强氣の投物と弱氣の賣叩と相合し、相場崩落して殆んど底止する所を知らず。九月中旬に至りては、北海道炭礦鐵道株式會社を始め、其の他の諸會社に於て低利の外資借入談頻りに傳へられ、又外人の我公債を買入るるもの甚だ多く、隨て公債相場漸く昂騰するあり。且つ戰後の財政は公債整理を主とす可きが故に、低利にして長期なる外債募集が事實となりて現はるること遠きにあらざる可しとの噂あり。剩へ金融は、依然、緩和の狀を持續せるにより市況再び活氣を呈したる折柄、日英新同盟の發表ありて市況、一層、强硬の狀を示したるが、十

講和條約成立
外債成立
海外市場に於ける我公債昂騰
八溝金山事件

月四日頃より、沈衰に陷り、十六日、日露講和條約成立と共に平和克復の詔勅發表せられ、次で小村全權米國より歸朝となりたる頃は人氣、一層、挫折し、爾後、連日、氣迷の姿にて經過したり。然るに十一月中旬に至り、豫て風說ありたる外債五億圓成立の報あり、倫敦及び紐育市場に於ける我公債の價格、益々、昂騰の報到れるのみならず、從來、市人が經濟界の前途に對して懷抱せし豫想が、稍々、悲觀に失したるの反動として新規の買物、續々、現れ來り、市況漸く强硬の狀を呈せんとしたるの際、端なくも八溝金山會社株式暴落の爲め追證據金を徵收したるに、買方仲買人中、不納の者ありたるを以て、遂に之を違約處分に付することとなりたるも、之が爲め、格段の影響を市場に與ふることなく、爾後、却て連日、場面强硬の狀を持續したり。

日本銀行利下
減債基金案及非常特別稅繼續法案議會通過
鐵道國有問題有望說
鐵道國有問題議會通過
日本銀行利下

明治三十九年　日本銀行は三月十五日及び五月一日を以て金利引下を行ひ、加ふるに日露講和條約に關聯せる對淸問題が風說に反して頗る好成績を得たるあり。又減債基金案及び非常特別稅繼續法案の議會を通過したる一事は、內外に對し財政上の信用を高む可しとの感想を惹起せしめたる等、諸種の好材料、交々、現出し、尙ほ且つ鐵道國有問題の有望に三月末迄は市況概して强硬の狀を呈し、相場の波動亦激甚にして、賣買高日に漸く增加の傾向あり。此の間、幾多の小動機に接して、時々、多少の不況を見たることなきにあらざるも、大勢は常に活躍の狀を保てり。　然るに三月末に至り、久しく强氣の好材料たりし鐵道國有問題議會を通過したる後は、別段、相場變動の動機となるものなく、鐵道株の相場は特殊の事情あるものを除く外、常に保合の狀を呈し、一般の人氣漸く轉じて電氣鐵道又は紡績株等に移りたるが、五月一日、日本

銀行の利下ありたるに關らず、市場は、益々、沈衰に陷り、賣買高大に減少して、復た前日の盛況を見ず。次で六月に至り、東京電車・東京電氣及び東京市街の三電車會社大株主間に合併の決議あり、之を附帶條件として賃率引上の說傳へられ、日本郵船・東京電燈・富士製紙及び各紡績株等は事業の發展又は利益增收等の氣構あり。又曩に鐵道株に集中したる人氣は工業株に移り、是等の諸株は、益々、昂進したり。但し同月下旬に入りては、買方の利喰又は新規の賣叩き、其の他の事情の爲め、市況一變し、相場亦一昂一低、殆ど定まる所なかりしも、單り本所株には數年來の宿題たる、彼の賠償責任準備積立金廢止の爲め、新規の買物頓に集中して非常の暴騰を來したり。

金融依然緩慢

次で七月は金融、依然、緩慢の狀を持續し、諸銀行は多量の資金を抱きて、其の處分に苦めるの狀あり。

各鐵道會社買收期日發表

又恰も之と同時に日本・山陽・北海道炭礦・北海・甲武・西成等、六私設鐵道買收の期日發表せられたるを以て、是等の鐵道株は勿論、自餘の鐵道株も亦之に伴ふて相場漸く昂騰し、其の他郵船株及び紡績株等も外資借入又は前途の良成績を豫想して氣配、益々、昂り、殊に土用天候は全國を通じて無事靜穩なりしかば、米作の豐穰疑ふ可からざるが如く、僅に二・三他方に水害の報ありたるも、敢て人氣を挫折するに至らずして、市況、益々、活躍し、連日、此の狀勢を持續したり。

米作良好見越

然るに九月中旬に入り、天候陰濕、冷氣頓に加はりたるを以て、米穀違作の噂頻りに傳へられたる爲め、米價非常に暴騰を告げ、其の影響として、同月二十日、後場立會に於て諸株崩落し、爾來、一進一退、遂に何等の著しき變化を示さず。斯くして十月に入りたるが、久しく陰鬱なりし天候漸く回復し、殊に一般經濟界の事情概して順調を保ちしかば、人氣再び活躍し、市況振興

すると同時に、相場も亦甚しき波動を來し、其の賣買の隆盛なる、本所創立以來、未だ曾て見ざる所なりき。然るに十一月に入るや、年末接近、取組高多額等に、市場の警戒嚴にして、人氣、稍々沈靜し、相場も亦特殊の事情ある株式を除く外、概ね小幅往來のみにして特に世人の注目を喚起するに足るの變動を示さざりしも、一般の買氣は内部に伏在し、機を待つて爆發せんの情勢を包みつつ同年を終りたり。

明治四十年　一月は前年末の情勢を映して市況活氣を呈し、同月十七日には本場一立會に於て空前の賣買高十四萬五千三十株に達し、諸株の相場も亦發會當日より昂進又昂進、殆んど其の止る所を知らざるの狀ありたり。然るに中旬末に至るや、市中諸銀行は遽に從來の態度を一變して貸出に嚴戒を加へ、金融の圓滑を缺くに至りたるを以て、市況急轉直下、瓦落の場面となり、相場は、逐日、低落したり。斯くして二月を送り、三月を迎へ、四・五兩月を經て、六月に入るも、尙ほ此の悲況を繼續し、相場は低落の一途を辿りたるが、此の間、諸株の相場は既に底値に達したる可しと觀て、新に買進みたるもののなきにあらざるも、市況容易に恢復の曙光を見ること能はず。後半期に入るも、大打擊の創痍未だ全く癒えずして、人心警戒を怠らざるが爲め、年末に至る迄、市況常に閑散不振の域を脫する能はずして、日々の賣買高も亦著しく減少したり。

銀行貸出嚴戒

殊に十數餘の私設鐵道が國有に歸したる以來、人心最も集中せる紡績株の如きも銀塊の暴落、對淸爲替相場の騰貴等、特殊の事情に誘はれて非常の打擊を蒙り、十二月初頭、日本銀行の利上ありたると相俟つて殆んど悲況の極點に達したるものの如し。唯二十五日、受渡結了後に至

銀塊暴落
對淸爲替の騰貴
日本銀行利上

り、海外より達せる金融の小康、本邦公債の價格昂進の報により市況、稍々、强含の狀を呈し、相場漸く昂騰の趨勢を示したり。

貿易逆調
生絲銀塊低落
辰丸事件

明治四十一年　明治四十一年に入るや、戰後に於ける好況の反動として前年末來、外國貿易の逆調、生絲及び銀塊相場の低落、金融の逼迫等、財界の風雲頗る險惡なるものありしかば、株式市場は甚しき悲境に陷り、加之、三月には彼の辰丸事件起りて日支兩國の重要外交問題となり、延いて日貨排斥運動を生み、紡績株の如き、多大の打擊を受けたり。財界救濟策として、國庫債

西園寺內閣辭職
桂內閣成立

券の割引償還を見たるも、奏效十分ならず。遂に七月に至り、內閣更迭となりたるが、新內閣は消極的財政策を採り、國債五千萬圓償還方針を聲明したるに依り、人氣、稍々、恢復の兆を示し、十月に至り、愈々、國庫債券の抽籤償還あり。且つ米作は豐穰確實を告げ、爲めに相場は、益々、昂騰し、賣買高も次第に增加するに至りたるが、十一月に入り、少しく反動安を起し、加ふるに米價の暴落、淸國皇室の不幸、對支貿易の不振等にて人氣挫折し、氣迷警戒の爲狀を以て同年を終れり。

大日本製糖の破綻

明治四十二年　歲首に大日本製糖會社の破綻東京鐵道會社の賃率不許可などありて、一般の人氣を挫折せしめたれば、漸く財政整理其の緖に著き、金融の緩慢、公債市價の昂上を示したるに拘らず、一般株式相場は低落に次ぐに低落を以てし、四月には大日本製糖會社事件起りて、其の餘波は一般企業界に影響し、市場は、益々、不振に陷りたるが、五月に至り、日本銀行の金利引

日本銀行利下

下あり、人氣、稍々、安堵する所ありたるが如く、下旬より市場頓に活躍し來り、特に公債及び國有鐵道株に、買物集中せられたり。然れども、戰後、事業熱の反動に依りて受けたる我經濟界の創

日本銀行第二次利下
安奉線鐵道問題解決
英蘭銀行利上
南滿洲の日貨排斥
伊藤公兇漢に擊たる

痍は頗る深刻にして、其の恢復遲々たるものあり、市場は幾何ならずして又も氣迷閑散の商狀となれり。然るに八月中旬、日本銀行は突如として再度の金利引下を行ひ、次で日清間の懸案たる安奉線鐵道問題も解決せられたれば、人氣は茲に再び沸騰し、餘勢尚ほ九月に亘りて維持せられたるも、十月に至り、東京米穀商品取引所に於ける某仲買人の違約事件は、延いて取引所改善問題を喚起するに至りて、市場の人氣を阻礙し、且つ英蘭銀行に於ては、再三、利子の引上あり。其の他、南滿洲に於ける日貨排斥、伊藤公の哈爾賓に於ける兇變等、惡材料頻出したる爲め、市場は氣迷下押の狀態に陷り、相場は一昂一低、取引は、愈々、閑散に趨きたり。十二月に入り、東京鐵道株の暴落に依り多少の波瀾を惹起したるが、次で日韓合邦問題に關聯して朝鮮の政界不穩を來したる爲め、相場は更に不味を呈したるも、一般財界の大勢は、漸次、回復に嚮ひ、金融緩慢、貿易順調を示したれば、市場の氣配も、年末、聊か强硬となりたり。

金融緩慢
日本銀行第三次利下
四分利公債借換
市中銀行預金利下
日本銀行第四次利下

明治四十三年　斯くして明治四十年以來、慘憺たる悲境に陷りたる我財界は、徐々に恢復の曙光を認められ、年首、米國の滿鐵中立提議ありて市場は寧ろ不味の商況を呈したるが、一方、金融は、益々、緩慢を來し、市中銀行の預金利下に續いて日本銀行の利下あり。公債の市價先づ昂騰して、遂に五分利公債の如きは額面を拔くに至り、加ふるに四分利公債借換說さへ傳へられて、相場上進、賣買高著しく增加したり。二月に入り、愈々、四分利公債借換の發表あり、市中銀行は再度の預金利下を決行するありて、人氣は、益々、硬化し、市場は殷賑を持續したり　更に三月に至るや、日本銀行は第四次の利下を斷行し、政府は大藏省證券及び國庫債券を償還して第二

回の四分利公債借換を發表したれば、市場は、依然、好況を維持したるが、中頃、英蘭銀行の金利引上に依り外債募集難の氣構となりて、ここに崩落相場を現出し、爾來、不味の商状と變じ、公債の償還は、續々、行はれて金融は、益々、緩慢を告げたるも、株式市場は毫も之に副はざるのみならず、却て、漸次、下押閑散の商状を辿れり。

日露協約締結・日韓合邦

更に七月には日露協約の締結あり、九月には日韓合邦の發表ありたりと雖も、市場には何等の好反響を與へず。歐米の財界は既に好調を現し、我經濟界亦振興の徴あるに拘らず、獨り株式市場は年末に近づくに從ひ、愈々、不況に陥り、特に十二月に至り、某仲買人の本所株大買玉の受渡に蹉跌を生じたる爲め、一層、市場の人氣を挫折せしめ、近年稀なる不成績を示現したり。

一般投資者の警戒嚴

明治四十四年　年改まるも、一般投資家の警戒嚴重なる爲め、賣買共に手控へられて市況振はず。二月に入り、確實なる公私債の募集頻りに行はれたるも、株式市場は著しき發展を示さず、相場は下押し、場面は、益々、沈淪し三・四月の兩月も亦不味の商状を以て經過したり。

直取引問題の紛擾

然るに五月に至り、四月末の直取引受渡の問題より、端なく直取引問題の喧囂を見るに至り、遂に禁止令ありて市場に大動搖を惹起せしめたり。

金融緊縮貿易逆調

越えて六月となるや、年初以來、緩慢を續けたる金融も漸く緊縮し、日本銀行は再び制限外發行を爲すに至り、外國貿易も見越輸入の爲め、近來稀に見るの逆調を示したれば、市場は買氣阻喪して閑散不振の取引を繰返したるが、下旬に至り、東京鐵道の市有説有力となりて人氣俄に振ひ、延いて諸株一齊に昂進し、市況殷賑、七月に入りて、益々、好勢を持續したり。然るに土用入以來、天候良好ならず、暴風雨・海嘯の被害各地に起り

内外政變
桂内閣辭職 西園寺内閣成立
日本銀行利上 伊土開戰
支那の革命

たるのみならず、摩洛哥問題に關して英・獨・佛間の關係緊張し來り、加ふるに內閣の更迭切迫の狀を呈する等、四圍の事情不安なりしかば、場面は玆に一頓挫を來し、爾來、氣迷の商狀を以て經過し、西園寺內閣の成立に依り人氣少しく轉換の模樣ありしも、新內閣の財政方針不明なる爲め、市場は再び氣迷を生じ、加之、九月に至り、歐洲諸銀行は相踵いで利子を引上げ、日本銀行も遂に金利引上を決行し、同月末、伊・土開戰の報を傳へて市場は慘憺たる狀態を呈したり。十月に入るや、伊・土戰爭も久しからずして終局す可しと豫想せられ、歐米金融市場も聊か引緩みの狀を呈したるが、內には國防費に關して內閣の風雲急なるものあるのみならず、偶々、支那に於て革命黨の騷亂あり、其の勢猖獗にして遂に淸帝は政體改革の上諭を發するに至りたれば、市場は甚大なる影響を蒙り、特に紡績株に對する打擊甚しかりき。爾來、金融は、益々、引締り、問題となりたる東京電氣事業市債の成立も覺束なきに至りて、人氣は、愈々、萎縮し、歲末の接近と共に、益々、不振に陷りたり。

金融依然緊縮
日本銀行第二次利上 東京市外債成立說 支那の革命亂一段落 金融緩和

明治四十五年—大正元年　金融は、依然、緊縮の狀を持續し、支那に於ける官革兩軍の講和は容易に纏らず。爲めに市況引き續き鈍狀を免れず。然るに二月に入るや、金融の引締り依然たるものあり。日本銀行は金利引上を行ひたるも、東京市外債は近く成立すべしと傳へられ、支那には淸帝の退位、民國政府の成立となりて革命亂は玆に一段落を告ぐるあり。倫敦の金融は、漸次、緩和し來り、且つ銀塊相場昂進して二十八片を摩せんとするに至りたれば、人氣漸く振興し、相場は、逐日、上進し、賣買高亦巨額に上りたり。三月には東京鐵道買收金の交付あり、臨

貿易逆調
米價暴騰
金融再び引締
明治天皇御不例
明治天皇崩御
日本銀行第三次利上
金融益逼迫
日本銀行第四次利上
西園寺內閣辭職
桂內閣成立

時事件公債二千萬圓償還の發表ありて、金融大に引緩みたるも、政府にて短期鐵道證券を發行するあり、大阪・神戸兩市債、其の他の公私債募集せらるるありて、市場は頗る波瀾を來したるが、四月に至りて一息の場面となり、次で取組案じ、本所株に關する流言蜚語等に商勢軟化したり。五月に入り、內外の金融市場は著しく緩和したるに拘らず、外國貿易が非常なる逆調を呈したる爲め、人氣は更に銷沈し、續いて米價の暴騰あり、金融再び引締りて市況は六月に至るも恢復の模樣なかりしが、七月に至り、金融界小康を呈し、外國貿易亦順調に復せんとするの勢あり、一時、世人疑惑の標的たりし本所定款も主務省の認可を得て、市場の人氣を緩和し、且つ土用入前の天候適順を得て米價は反動安を示したれば、市況玆に一轉して諸株一齊に昂進し、賣買高激增の折柄、突如として　明治天皇御大患に惱ませらるるの報あり、憂色市場に充ち、人氣銷沈して、連日、小往來を繰返すのみなりき。七月三十日　天皇は遂に崩御あらせられ、翌八月二日の新甫發會市場の成行は一般に氣遣はれたるが、之に反して、案外、強含の商狀を呈したり。然れども金融は次第に緊縮したれば、豐作見越も人氣を引立つるに足らず、而かも九月に至り、天候陰濕にして、全國を通じて暴風雨の襲來を受けたれば市場は、一層、不振に陷りたり。十月に入り、行政整理の行惱み、日本銀行第三次利上、在外公債の低落、會社商店の破綻等、惡材料頻出の爲めに金融、益々、逼迫し、十一月中、日本銀行は第四次金利引上を行ひ、經濟界は、益々、不景氣となり、更に十二月に至り、增師問題に依り內閣の更迭を見たるが、政界の形勢混沌として人心堵に安んぜざるの狀あり。巴爾幹半島の戰亂は容易に戢らずして歐洲の金融界は、依然、引締を呈し、

市況甚だ振はざりき。

大正二年　前年十二月、桂内閣の出現以來、政界の風雲暗憺として人心頻りに動搖するの趣あり。爲めに市場の人氣は自ら氣迷に陷りたるも、獨り石油株はロータリー式鑿井噴油の爲め、俄然、暴騰したり。二月に至り、政爭、益々、激甚を加へ、遂に都下の騷擾を惹起して桂内閣の總辭職となり、山本(權兵衞氏)内閣の成立を見たるも、容易に市況の恢復を來すに至らず。三月に入るや、公債三千萬圓及び大藏省證券一千萬圓の償還あり、且つ英貨鐵道證券三百萬磅の成立するありて、金融は漸く緩和の狀を呈し來り、豫て世人の注目せし減税案を擁したる議會も、無事、閉會を告げたれば、財界の人氣初めて落付き、月末の市場は好況を呈したり。續いて石油株の好況に伴ひ、二・三の特殊株も亦昂上の歩調を辿りて、賣買高漸增し、相場の波瀾亦時に甚しきものありたり。下半期に入るや、市社債の發行頻々として行はれ、金融界は次第に引締の狀態を呈し、且つ支那の政爭は遂に干戈を交ふるに至り、紡績株の打撃甚しく、加ふるに日本興業銀行の波佐見金山事件、製糖會社の風水被害等、傳へられて、爲めに米作の良好、生絲賣行の好況、外國貿易の恢復も竟に人氣を刺戟するに足らず、市場は閑散沈衰に趨けり。九月上旬に至り、南京に於ける支那兵の暴行事件、漢口及び兗州に於ける我將校に對する凌辱事件ありて國論沸騰し、遂に軍艦の派遣となりて、益々、人氣を阻害し、仲買人の違約處分、廢業等、續出して市場は、益々、不振に陷りたり。十月、支那共和國の承認に亟ぎて袁世凱大總統に就任し、玆に南北政爭は一段落を告げたるも、金融は内外を通じて引締り、生絲及び綿糸の市價不勢、支那關税引上問題、

政界風雲暗憺

政爭激甚都下騷擾内閣更迭

財界漸く靜穩

市社債の發行頻々

波佐見金山事件製糖會社の風水害

支那に於ける支那兵の暴行事件

弱材料續出

銀及び銅相場の下落等、續出して人氣の振興を阻止したり。十一月は公債二千餘萬圓の償還あり、金融は、較々、引緩み、加ふるに增師案延期せらるるありて人氣、稍々、昂進したるも、年末は金融關係にて再び挫折したり。

櫻島の大噴火
海軍收賄問題
石油の在荷停滯・價格協定破裂
山本內閣辭職
地方銀行の支拂停止
昭憲皇太后御登遐
大隈內閣成立
北濱銀行破綻
秋田黑川油坑大噴油の報

大正三年　發會市場は頗る好況を呈したるも、中旬に至り、櫻島の大噴火あり、剩へ、海軍收賄問題の曝露するありて、人心恟々たり。而して市場の人氣株たる石油株は在荷停滯、價格協定破裂等の爲めに相場瓦落して慘憺たる光景を呈したれば、市場一般の人氣を阻害すること甚しく、海外金融の緩和、內地金融の靜穩も、何等、市況を鼓舞するに足らず、氣迷閑散を以て推移したり。三月に至り、海軍問題は遂に內閣の更迭を餘儀なくし、總豫算案の不成立となりて政界の前途混沌たるものあるのみならず、地方銀行の支拂停止を爲す者續出して金融界も亦漸く引締の狀を呈したれば、市場は稀に觀る不振の商狀を呈したり。斯くて四月となり、清浦(奎吾氏)內閣成らんとして遂に成らず。折柄、昭憲皇太后御登遐あらせられたるの悲報に接したれば市場は、一層、沈衰したり。然るに大隈伯(重信氏)大命を奉じて內閣を組織するや、人氣一變して買氣現れ、諸株一齊に昂進し、更に輸出超過、石油協定の成立、電燈合同問題の復興を傳へたるも一方には米・墨兩國の開戰氣構にて、歐米の金融市場は緊縮を來せるあり。大隈內閣の財政方針も未だ確定するに至らず。北濱銀行の破綻、地方小銀行の不始末等、惡材料も尠からざるを以て、市況は再び不振の狀態に復へり、五月に至りて、愈々、甚しきものありしが、同月末、日本石油會社の秋田黑川油坑に大噴油を來してより、さなきだに昂上の勢に在りたる同株は、俄然、二

十圓前後の大暴騰を現はし、爾餘の諸株亦之に伴ふて昂進を示したり。然るに同噴油が噂の如く豊富ならざること周知せらるるや、反動峻烈にして、相場低落、取引激減して一日中の賣買高一萬株に滿たざることすら珍しからず。

日本銀行第五次利上
國債償還額の減少

七月に入りて、日本銀行は金利を引上げて、政府の緊縮財政方針に副はんことを期し、加之、國債償還額は五千萬圓より三千萬圓に減ぜられたれば、市場の人氣を害すること少からず、諸株は概ね寸進尺退の商状を呈せり。

世界大戰勃發

然るに歐洲に於ては、墺・塞間の係爭問題は意外にも干戈を以て相見ゆることとなり、加之、露・獨の兩國も其渦中に投ずるに至り、或は歐洲の大戰亂を誘致するに至らんの形勢となり、歐米財界の警報頻々として到れるを以て、人心動搖して適從する所を知らず、相場激變、暗憺たる光景を呈するに至れり。

日獨國交斷絶

越えて八月に至るや、歐洲の國際政局は遂に破裂して振古未曾有の大戰亂を惹起し、其の餘波は更に極東に及びて日獨の國交斷絶となり、我陸海軍は大擧して青島要塞に迫れり。而して戰爭は、結局、協商國側の捷利に歸す可きを豫想する者多く、且つ又歐洲の戰亂は我産業發展に好個の機會を與ふるものなりとの說盛に行はれて、一旦、低落したる相場は再び昂進し來り我が對獨戰も最後の捷利を確信して、市況は却て振興の狀あり。

外國貿易激減
遠洋航路不安
重要商品激落
金融緊縮
我軍青島攻略

然るに其の後、歐洲に於ては豫想以上に獨逸の强剛なるを示し、戰局も容易に落着せざる可しとの懸念あり。且つ外國貿易の激減、遠洋航路の不安、銀塊相場の暴落、米及び生絲市價の激落、金融の緊縮等、數へ來れば財界の事情は樂觀を許さざるものあり。市場は一進一退の商狀を以て九・十兩月を經過したり。斯くて十一月に至り、我海陸の攻圍軍が遂に青島を攻略するや、人氣、一時、活躍したるも、久

しからずして復、氣迷の狀態に歸り、殊に經濟界は年末に迫りて、益々、不景氣となり、政府及び在野黨は各案を具して財界の救濟策を講ずるに至れり。加ふるに增師案を中心とせる政界の前途は、益々、多事にして、第三十五議會は解散となり、又もや豫算不成立の結果を齎したるを以て、市場は下押鈍狀を以て大納會を告げたり。

議會解散
豫算不成立

財界各方面の氣運一轉

金融緩慢
貿易好轉
海運界活躍

新企業勃興

米國財界好況

預金利子引下

生絲綿絲の輸出好況

米作豐穰
生絲騰貴

大正四年　年首に於て金融引緩み、米價昂騰、海運業好況、軍需品輸出增加等、財界の氣運一轉して市場は、漸次、好況に向ひたる折柄、日本銀行の見返擔保品增加の事あり。人氣、益々、硬化して賣買高頓に增加し、特に時局關係諸株の好勢を呈したり。斯くして三月に至り、金融は、一層、緩慢となりて預金利子引下げられ、外國貿易は軍需品の輸出旺盛にして輸入超過季節なるに拘らず、却て輸出超過を來し、海運界亦、益々、活況を呈し、公私債の發行盛に行はれて新企業計畫亦增加せんとするの趣あり。一方、英米の金融市場は、資金潤澤にして、內外債の募集頻りに行はれ、殊に米國財界は、逐日、好況に向へりとの報ありたるを以て、外に日支談判は容易に解決せず、內に總選擧の政戰激甚なるものありて、一時、氣配鈍狀を呈したるも、關西方面の人氣は著しく興奮し、金融の緩慢と相俟て市場は頗る殷盛を來したり。五月中、日支交涉の危機に際し、商勢、一時、頓挫したるも、伊太利が協商國側に加盟したるに依り、人氣は更に昂進したり。然るに幾許もなく、露軍の敗績、倫敦金融の緊縮、在外公債の暴落、支那の日貨排斥、議員の瀆職事件等ありて崩落相場を現出したるが、八月に至り、預金利子引下、生絲及び綿絲の輸出增加等に依りて氣配硬化し、更に米作の豐穰、生絲相場の昂騰等にて人氣、益々、振ひ、十月に入り、買人氣旺盛にし

て賣買高荐りに增加し、相場も尺進寸退の商狀を以て進みたり。十一月下旬、御大禮、無事、終了するや、遂に主力株の大活躍となり、連日、後場立會を休止したるも、尙ほ且つ賣買高及び取組高に於て創業以來の新記錄を印したるが、同月納會市場に於ては人氣激動して市場の紛擾を來す虞ありしを以て、遂に立會を休止し、且つ本所株及び日本郵船株の賣買を四日間、停止し、諸株の定期取引も亦休止するの已むを得ざるに至れり。而して波瀾後の市場は一段の强硬を呈したるが、舊節季及び內債募集計畫等にて金融の引締を見たる結果、場面、稍々、變調を呈し、屢々、亂高下を演じ、約二十八萬八千株の大受渡を了したる後の大納會市場は聊か不振の氣配を示したり。

事業界殷賑
貿易好況

大正五年　前年末に於ける一般經濟界の活況は、今年に入るも依然として目醒ましく、軍需品の註文輻輳に伴ふ事業界の殷盛と貿易の好況とに、人氣益々、昂り、一月上旬、主力株は更に新高値に躍進し、一時、利喰と實株繫とに、伸び悩みたるも、月末、船舶株の活動に依り再び昂進したり。二月に入るや、某仲買人の不渡事件あり、又國債償還額還元問題を中心とする政局の紛爭等ありて不味なる商狀を呈したるも、是等事件の解決とともに忽ち反動高を演じたり。然れども相場の步調は漸く浮動し、中旬央より急轉して崩落の形勢となり、場面慘憺たるものあり。開戰以來の一大反動期を劃し、更に月末、歐洲航路の不安よりして日本郵船株暴落し、延いて諸株の不況を誘致したり。三月よりは二部立會制となり、次で前年十一月以來、久しく休止し來れる後場立會を再開したるも、氣配引立たず。就中、時局關係株は平和說頻りに流布されたる

日本銀行利下
銀塊奔騰
貿易好況
各會社の增配見越
海運界稍軟調
日露新協約成立
日本銀行第二次利下
「バイカイ」問題

為め、特に不勢を示し、場面は玉凭れにて形勢惡化の狀ありしが、四月中旬、日本銀行の利下ありて頽勢を挽回し、加ふるに銀塊相場の奔騰、貿易の好況、各會社の增配見越等の人氣に諸株好勢、本所株は爆發的暴騰を見たり。然れどもヴェルダン戰は戰方に酣にして、其の勝敗逆睹すべからざるものあり。支那に於ては、南方諸省聯合して政府を組織し、以て北京政府に對抗し、又北京政府は財政窮乏の救濟策として兌換停止の處置に出づるあり。此等の故を以て金屬市價の騰貴、銀塊相場の新高値も顧られずして商狀軟化したり。然るに五月中旬、日本郵船會社が其の利益配當案を決定して多大の繰越金を爲す事を發表するや、氣配頓に硬化して曩日の盛況を豫想せしめたるも、買物の後續に乏しく、月末は遂に氣崩れとなり、諸株下落し、下半期に移るや、北海に於ける英獨大海戰、英國陸相キッチナー元帥の遭難、袁大總統逝去等、重大事件の突發するあり。海運界も、稍々、軟調を帶び、又中旬は珍らしく入超五十八萬餘圓を告げたれば人氣軟弱となり、取引亦閑散に陷りたるが、月末、日露新協約の成立に依り、氣配沸騰したり。七月に入るや、兌換券發行高は四億二千九百萬圓の巨額に達し、制限外發行亦三千八百七十一萬圓を算し、金融界多事を加へむとしたる折柄、日本銀行は第二次金利引下を行ひ、又政府は在米正貨一億圓を以て英國大藏證券に振替應募するあり。從來、專ら時局關係株に集中したる人氣は一變して、有利確實なる證券に放資せむとする傾向を帶び來り、公債市價漸騰して五分利公債は額面に達せむとし、延いて英蘭銀行利上にて一頓坐せし諸株の昂進を促したり。八月は舊盆節季關係にて金融、稍々、引締り、市中コールの昂騰を來し、加ふるに米作柄悲觀、「バイカイ」

問題、鄭家屯支那兵暴行事件等に依り、一般の商狀牙へざりしも、雜株買の人氣は殷盛なる折柄、聯合軍の戰況は有利に轉換し、一方、第二回露國大藏省證券七千萬圓の引受ありて、軍需品の新規註文を期待さるるに至り、人氣頓に振興したり。

新企業激增 正貨增加

九月中は虎疫各地に蔓延し、人氣を阻止するものありしが、政府明年度豫算編成は進捗し、民間新企業は激增し、內外正貨は更に增加して六億二千七百萬圓を算する等、一般財界の景氣昂りたれば、月初、好況を呈し、四日は賣買高三十萬五千餘株の新記錄を計上したるも、幾何もなく利喰急ぎの人氣に轉じ、中旬は不味の商狀を呈したり。後、豐作見越にて製糖株先づ活況を示し、延いて諸株の反騰を見るに至れるも、中旬末、大阪市場の崩落を受けて氣崩れを招き、鈍狀裡に推移したり。

內閣更迭

十月に入り、大隈內閣の總辭職、寺內(毅氏)內閣の成立等、多少、人氣を轉換するあり。且つ一般財界の景氣は、益々、昂りて綿絲・生絲相場の奔騰、海運界の再盛況、各事業會社の增資增配說、新會社の設立計畫等、好材料の續出に市場は未曾有の殷賑を呈し、月末二十六日は賣買高三十三萬六千二百株に上り、新記錄を作れり。

立太子禮御擧行

十一月、立太子禮御擧行あり。氣配、益々、强硬にして五分利公債の如きは遂に額面に達し、諸株も奔騰に次ぐに奔騰を以てしたり。而かも人氣は浮動の傾向を帶び來り、時に亂高下を演ずることありしが、米國大統領ウイルソン氏の再選、「バイカイ」有效の判決、郵船會社の增配發表あり、場面は警戒裡にも强味を失はざりき。

金融調節策

然れども年末の切迫とともに金融聊か引締り、折柄、月末に至り、政府は金融調節策として銀行團をして英國々庫債券一億圓に應募せしむるに決したれば、茲に主力株の低落を來し、

英國內閣動搖

十二月は英國內閣の動搖、聯合軍側の戰況不利の報

戰況聯合軍不利の報
獨帝講和提議の報

道あり。一方、年末關係に伴ふ金融引締に依りて市況不勢の所、十三日、獨帝講和提議の飛電に諸株急轉直下し、開戰以來、第二回の大反動を惹起して市場は慘憺たる光景を呈し、之が爲め前後十日間、國債以外の定期取引の立會を休止し、建玉の整理を行ふの已むなきに至れり。

印度證券發行制限
獨潛航艇横行
議會解散

大正六年　舊臘の大動搖を受けたる人氣は本年一月に入り、稍々、落付きたるも、印度證券發行制限問題起りて紡績株低落し、又獨逸潛航艇の印度洋出沒說による船舶株の暴落あり。剩へ議會解散氣構へにて不味の商狀を脫せざりしが、下旬央、遂に解散となるや、却て相場上進したり。

米獨國交斷絕
生絲市場動搖

二月に至り、獨逸は新に無制限潛航艇戰を宣告し、延いて米・獨國交斷絕となり、我生絲市場の動搖を惹起し、加ふるに英國政府は一般的輸入禁止令を布き、支那政府は聯合國參戰の條件として關稅の改訂を要求する等の軟材料に取引閑散に陷り、一方、貿易は、依然、巨額の出超を繼續し、下旬央には、懸案中なりし本所增資認可の內達ありしも格別の影響を齎さざりき。

日本銀行第三次利下

三月、幾分、引返し步調なりし氣配は印度の關稅引上問題突發したる爲め、再び挫折したる折柄、中旬に至りて本所增資新株式の割當決定、日本銀行の利子引下等ありて諸株一齊に昂進したりしが、偶々、露國革命の勃發、獨逸休戰提議說の報を入れて反落し、下旬は米・獨開戰氣構にて場面警戒勝となり、更に淡路丸遭難の僞電によりて諸株の低落を誘致したり。

米國の聯合國財政援助
衆議院議員總選擧

然るに四月に入り、米國は聯合國の財政援助のため、三分半利付の公債三十億弗を應募することに決したれば、我對外投資を遮ぎることとなりたる結果、內外に於ける資金の充溢は、當然、株式市場への流入を促すに至るべしとの豫想を懷かしめたるを以て、總選擧に於ける政府側の勝利と相俟ち、茲に

出超益旺盛 正貨漸增
金利低落
物價騰貴
羅馬法王の講和提議
物價調節令公布
戰時財政經濟政策の影響

昨年以來の不振鈍狀を破りて下旬は利喰賣物、內債募集說等に關せず相場の昂進を誘致したり。五月に入るや、露・獨單獨講話說頻りに流布され、又貿易は出超、益々旺盛にして、正貨の內外保有高八億六千萬圓に達し、之が爲め、爲替資金問題財界の注意を惹くものあり。一方、金利は稀有の低落を見たるに反し、物價の騰貴、特に米價の奔騰を來し、各會社決算期接近とともに增配見越にて雜株に買氣あり、紡績株も好況を呈したり。六月は財界の事情、依然樂觀に傾き、諸株は先高見越に買進まれんとしたるも、外交及び軍事上の事件突發に其の伸力を殺がれたるの觀あり。中旬は佛國々庫債券五千萬圓募集等にて一般に軟化したるが、月末は好變し、賣買高の如きも前月に比し著しく增加したり。七月に入るや、綿絲及び生絲相場の暴騰、貿易の出超、正貨の激增等に刺戟せられて市況、益々、好勢を示し、支那の復辟問題、獨逸內閣の總辭職に因る講和接近氣構により、多少、其の勢を阻止されたるも、下旬に至るや、商勢再び活潑となり、賣買頓に振ひたり。八月は兌換券の膨脹に依り物價著しく騰貴して其の止まる所を知らざりしが、一方には米國の鐵輸出禁止、羅馬法王の講和提議ありて、內外多事の折柄、綿絲相場の暴落及び船舶調節說等に波瀾含みの商狀より暴落に轉じ、更に九月に入りては、物價調節令、肥料・紙等の輸出制限令公布せられたれば、財界は漸く反動狀態に入り、加ふるに外はリガ灣の陷落、米國の金輸出禁止を見るに至り、內は金融變調により人氣銷沈し、更に米國の生絲輸入制限說、船舶管理令發布說を傳ふるに及び、倫敦銀塊相場の新高値及び米棉相場の反撥も顧られずして、商狀一變の兆を示したり。而して最近、相踵いで實施せられたる戰時財政經濟政策は十月に至

伊軍敗北
露國の革命
露獨單獨講和
西比利出兵說
臨時國庫證券五千萬圓募集
英國公債八千萬圓引受
軍艦浦鹽派遣
貿易不振
戰時利得稅問題
獨軍大攻勢

り、其の影響顯著なるものあり。 加之、米國の金・鐵解禁問題に對する交渉悲觀及び米棉・印棉の振替問題の發生するありて、買方の投物現はれたる折柄、市中銀行の預金利子引上あり。 賣方は機に乘じて追撃したれば商狀惡化し、下旬は尙ほも財界の恐怖人氣に相場は、愈々、傾き、昨年末の安値以下に低落したるもの尠からざりき。 十一月に入り、稍々、落付模樣となり、且つ郵船會社の增資內定、日米共同宣言、日本銀行見返品制度擴張等の好材料出現したるも、戰時財政經濟政策の爲めに打擊を蒙りたる人氣を挽回するに足らず。 一方には伊軍の大敗北、露國の革命動亂により日本出兵說も唱へられて氣配昂らざりき。 十二月は露・獨の單獨講和、露國の外債廢棄聲明、我國の西比利亞出兵說等にて頓に不味を告げ、年末の金融關係と相俟て買方の嫌氣投現れ、相場は、益々、軟調を帶びたるが、納會間際に至り、春高見越の人氣に聊か好變したり。

大正七年 新春の市況は、當初、好勢なりしが、折柄、內債五千萬圓募集、英債八千萬圓應募の發表あり。 加ふるに軍艦浦鹽派遣、埃及棉花禁輸說、露・獨講和談判、其の他海外事情の懸念は買氣を挫き、場面漸く警戒人氣となり、次で二月となるや、貿易振はず、戰時利得稅問題もあり。 又米國の貿易制限說を傳へたれば、諸株一齊に低落を告げたるも、其の後發表されたる制限令の內容は我國にとりて寬大なりしかば、商狀好化せむとしたり。 然るに獨軍露國侵入の結果、獨逸勢力の東漸を憂慮され、又もや出兵說唱へられて人氣引締りを示したり。 三月は英・佛諸國の我軍西比利亞出兵慫慂、貿易入超等により軟弱閑散に推移し、後、綿絲・米相場の奔騰及び出兵中止說により、稍々、警戒緩和したるも、月末に至るや、西部戰場に於ける獨軍の大攻勢開始され、戰

局の前途測り知るべからざるものあり。加之、紐育株式市場の暴落を報じたるを以て、船鐵交換問題の解決に關せず、諸株下落したり。而して四月中、西部戰況は、兩軍の一勝一敗を傳へて市場の人氣を左右するの觀を呈したる折柄、露國過激派政府は西比利亞の戰時狀態を宣言したる爲め、再び我軍の出兵案じとなり、商勢軟化したるが、次で聯合軍の善戰にて、多少、戰局の樂觀となり、且つ又各事業會社の成績良好に因り、物色買旺盛にして市況活氣を呈したり。五月は外米管理令の實施にて米價は暴落の傾向を示し、上旬末、又もや獨逸講和提議說に狼狽的投物出でて、諸株崩落し、中旬は內債五千萬圓募集、英國內閣危機を傳へたれば、見送り人氣に閑散保合の場面となり、下旬、小口落禁止問題の突發により市場に動搖を惹起し、其の成行を懸念されたり。六月に入り、西部戰場に於ける聯合軍の形勢甚だ不利にして敗報頻りに到り、中旬、小口落禁止令の發布あり。其の他、我軍の西比利亞出兵說、墺都暴動勃發說等に商況沈衰に陷り、七月に入るも、出兵問題は、依然市場を壓して不況を持續したるが、中旬、愈々出兵に確定するや、チエック軍援助の程度に止まること周知され、又西部戰場に於ける戰況は一變して聯合軍連捷を報じたれば、市場活氣橫溢し、諸株頻りに奔騰したり。然るに八月に至り、小口落禁止令實施に、多少の不安を誘ひたる折柄、出兵擴大說、國庫證券發行あり。又米價空前の暴騰の爲め、物情騷然として各地に騷擾起り、政府は穀類收用令を發布して、米價の調節を計りたるも、其の效なく、人氣著しく阻害され、市況は不味閑散に推移したり。斯くして九月に入るや、西比利亞に於ける我軍の連捷も買氣を振興せしめず。墺國講和提議說、日本銀行利上等に諸株下落して

外米管理令實施
米價暴落
獨逸講和提議
出
五分利國庫債券五千萬圓募集
小口落禁止問題
我軍出兵範圍確定
聯合軍の捷報到る
臨時國庫證券一億圓募集
米價空前の暴騰
各地に米騷動起る
米價調節策
墺國講和提議說
日本銀行利上

寺内内閣辭職原(敬氏)内閣成立獨逸の講和提議

内閣の更迭も人氣を一新するに至らず。月末、獨逸宰相の議會に於ける講和演說の外電に市場は、一時、大混亂を呈したり。十月は講和の色彩、益々、濃厚を加へ、勃・土・墺等の休戰講和說喧傳され、商況凡て惡化の折柄、獨逸亦米國に對し遂に休戰講和の提議を出し、相互の應酬あり。中旬、獨帝退位、獨軍占領地撤退說に諸株激落する等、講和問題は當面の重大材料として市場に投ぜられたり。十一月に入るや、擴古の大戰も遂に獨逸の屈服を以て其の終末を告げんとし、土耳古休戰條約調印、墺國分裂、獨帝蒙塵、獨逸革命の報道到り、市況は漸落歩調を辿りたるが、中旬に入るや、對獨休戰條約成立の入報に市況は、俄然、一變し、茲に戰捷相場を現出し、本所株の爆發を先驅として諸株何れも昂騰し、爾來、人氣、益々、硬化して日本銀行利上も響かず、市況强調を呈したり。然るに十二月は戰時施設の改廢に伴ふ英・米兩國輸出解禁の處置に船・鐵・藥品の價格激變を來し、關西方面に於ける關係商店の破綻あり。市況不味の裡に年末を經過したり。

對獨休戰條約成立

日本銀行第二次利上

大正八年　一月は綿絲相場暴落、日支條約破棄說等、弱材料頻出し、目先警戒人氣に支配せられて、相場は漸落の一途を辿りたるに、月末、傭船料の低落、期米の崩落に、加ふるに濠州首相の我が南洋諸島領有に反對を聲明せるあり。市況、俄然、惡化して、本所株の如きは二百圓臺を割り、諸株の循環安を誘致せり。二月に入り、人氣、一層、軟化せるやの觀ありたるが、既に三箇月に亙れる漸落に、場面大體に於て底入模樣となり、一時、强含の保合狀態を呈したる折柄、恰も日本板紙新株を始め二・三雜株の異常なる昂騰を告ぐるあり。諸株之に刺戟せられて一齊に擡頭し來り、其の間、國庫債券募集、銅鐵暴落等、弱材料の續出せるにも拘はらず、頗る强調を持續したり。

綿絲期米暴落

濠洲首相の我が南洋諸島領有反對聲明

五分利國庫債券五千二百萬圓募集

山東問題期米暴落銀塊昂騰淺野晝夜銀行大阪支店取付

生絲・原棉・綿絲の暴騰藏相の積極政策聲明

銀塊暴騰

生絲活躍

講和條約調印

內外物情騷然

原首相の積極政策聲明

越えて三月には平和會議の進捗と共に、戰後の大相場を豫想する人氣もあり乍ら、一方、朝鮮に暴動起り、山東問題不安を告げ、期米崩落する等の惡財料簇出し、下旬はまた匈牙利革命勃發並に淺野晝夜銀行大阪支店取付に脅され、大勢、氣乘薄にて相場は高低區々を示したり。四月に入り、海運界の形勢、稍々、好變し、銅・鐵亦聊か回復模様となりて船鐵株を先驅に、諸株昂騰を告げ、中旬の入超二千萬圓、伊國講和會議脫退にも別段の動搖を見ず、氣配漸く硬化して生絲・原棉・綿絲相場等の暴騰、藏相の積極政策聲明を材料に、一層、買募はれ、侮り難き彈力を藏しつつ、五月を迎へ、爾來、强弱睨合の姿となりたるが、折柄、山東問題、無事、解決の好報も北京暴動に氣勢を殺がれ、對獨條約案の發表も更に利かず、一時、大幅保合の商狀を呈したり。然るに月末、銀塊相場の暴騰、生絲市況の活躍を入れて、遽然、局面旋轉し、本所株及び鐘淵紡績株の大奔騰を前驅に、諸株一齊に昂騰を告げて、愈々、戰捷相場の現出を想見せしめたり。六月は期米・綿絲相場の崩落に續いて日本銀行の利上說、現物取引に於ける本所株式の受渡澁滯、大阪市場の大瓦落等に、人氣、稍々、行惱みたるが、二十八日には講和條約の調印あり、押目買募の人氣旺盛にして相場は、漸次、彈力を加へつつ前途樂觀の裡に越月せり。七月は生絲・綿絲相場の昂騰、銅・鐵市價の回復、期米の反撥等に連れて相場强調を唱へ、一時、市況殷賑を極めたるが、物價調節、內債募集氣構、米國上院に於ける山東問題の論議鼎沸、寬城子に於ける日支兵衝突等、多くの悲觀材料に嫌氣を催したる折柄、各方面に於ける勞働者の賃銀增額要求頻りに起りて世態穩かならず、場面總崩を演じたり。八月に入るも、人氣引續き消沈したるが、月末、大阪株式取引所並に本所の增資說、原首

日本銀行第三次利上
配當課稅
暴利取締令
日本銀行第四次利上
日本銀行第五次利上說
日本銀行貸出警告

相の積極政策聲明に刺戟せられて場面一轉の氣先、懸念されたる五十七萬株の受渡も、無事、結了すると同時に、市況頓に活氣を帶ぶるに至れり。從て九月に入りては、安心買氣分市場に橫溢し、上院の物價調節警告、證據金引上も敢て顧慮せられず、市況殷賑を極めて遂に二十二日は賣買高四十萬株の新記錄を作れり。然れども十月に入るや、日本銀行利上、配當課稅、暴利取締令適用等に人氣、幾分、惡化して、諸株概ね反動的漸落步調を辿り、十一月に至りては、當月限百十萬餘株の大取組を懸念して場面、兎角、警戒勝を免れざりしが、依然、戰後の大相場見越に安値には有力なる買氣潜在し、中旬末、日本銀行第四次の利上及び綿絲・其の他の關稅撤廢等の軟材料に關せず、竟に紡績株の活躍を前驅として、局面更に一轉、諸株一齊に擡頭し、頗る强硬の場面を呈したり。十二月は一般財界の好望見越に買氣橫溢し、主力株の活躍を演じたるも、日本銀行の第五次利上說竝に各銀行業者に對する貸出警戒の通達は、幾分、其の勢を阻止し、歲末は春高豫想人氣に採算的選擇買の場面を演出して、諸株循環的に昂騰を示したるも、金融引締のため、警戒裡に越年したり。

生絲暴騰
日本銀行利上說
有價證券現物市場法案提出說
所得稅改正法案提出
各企業會社の增資增配

大正九年　新春の市場は砂糖株の奔騰を動機として諸株何れも昂進し、生絲相場の暴騰もあり、市況殷盛を極めたるが、中旬末、偶々、東西銀行の預金利子引上協議竝に日本銀行第五次利上氣構に伸力を殺がれ、剩へ、現物市場法案提出說さへ傳へられ、月末は人氣、一層、惡化したり。二月に入り、四十二議會に於ける所得稅改正法案、銀行の貸出警戒等、悲觀材料現れ、加之、米國の財界案じに市況一變の姿なりしも、月末、安値には有力なる買方の出動あり。企業會社の增資

（議會解散）（所得税改正法案不成立）（經財界の反動氣勢濃厚）（銀行の貸出警戒益々嚴）（入超巨額）（大阪増田ビルブローカー銀行破綻）（期米・綿絲崩落）（市場救濟）（小口落復活說）（米國財界不況）

増配と相俟つて諸株、一齊、異常なる躍進を示現したり。越えて三月に至るや、前月末、議會解散の爲め、一時、人氣動搖の兆ありたるも、之が爲め、却つて所得税改正法案の不成立、物價調節の緩和を見越されて氣配急騰を告げ、新甫當日の市場は未曾有の熱狂的奔騰を演出し、賣買高五十五萬餘株の新記錄を作りたり。然れども一面、今春以來、我經濟界の反動氣勢は、益々、濃厚にして場面漸く波瀾含みの商狀となり、銀行の貸出警戒、一層、峻嚴を極めたれば、既に三月以來、危機を孕める市況は十五日に至るや、俄然、狼狽的投物嵐の如く注がれ、痛烈なる賣方の追擊と相俟つて相場は忽ち土崩にして瓦解、玆に大正五年末に於ける崩落以來の歷史的恐慌場面を現出し、情景悽慘を極めたり。斯くして賣買高五十五萬九千餘株の再新記錄を名殘りとして、不勢の商狀は更に回復の模樣なく、前途不安裡に四月に入るや、三月中の入超一億三千餘萬圓の報を入れ、意氣銷沈の市場は、一層、不振に陷り、加之、大阪に於ける増田ビルブローカー銀行の破綻は財界の人氣を恐怖せしめたる事甚しく、諸株、一齊、崩落に次ぐに崩落を以てし、形勢、益々、險惡となりたり。玆を以て、遂に四月七日、立會を停止し、中旬に至り、開市したるも四圍の事情、殊に期米・綿絲相場の崩落は、復々、諸株の慘落を誘ひ、殆ど底止する所なきの混亂狀態を現出し、爲めに四月十四日、再び立會を停止するの已むなきに至れり。玆に於てか、本所は日本銀行より約四千萬圓の融通を受け、仲買人組合と協力して株式市場救濟の事に當り、五月に入り、整理完成し、同十日、漸く市場開始の運びとなれり。此の時に於ては人氣、稍々、落付き、一面、久しく懸案中なりし小口落復活說に刺戟せられ、市況好勢を示したるが、再度、米國財界不安の入報は生絲・綿

生絲・綿絲の崩落・七十四銀行破綻

政府の積極的財界救濟策明・

小口落解禁・入超依然巨額

臨時帝國議會・所得稅法案再論議・尼港問題再燃ゆ・有價證券現物市場法案提出說

米國の我軍サガレン洲占領に抗義・米國株式市場不況・米棉・綿絲下落・期米下落・國債市場開始

絲相場の崩落を呼び、當限受渡懸念と相俟つて諸株漸落歩調を辿れり。折柄、下旬、七十四銀行の破綻は世人を恐怖せしめたること甚大にして諸株一齊に暴落し、遂に本所株の百五十圓臺を呼ばしめ、光景慘憺たりしが、政府の積極的財界救濟策閣議決定の好材料に採算的買物を招致し、市場、稍々、反撥の氣勢を示したるも、未だ人氣を一新するに足らず、警戒裡に六月に入るや、前期末の悲況を襲ひ、氣配、益々、下落して、動もすれば市場惡化の傾向あり、宿年の懸案たる小口落解禁の公布を見たるも利かず。偶々、米國財界の不穩竝に五月中の入超額一億六十一萬餘圓に達したる等の軟材料を移して遂に諸株低落歩調を辿り、殊に十六日の市場は投物山積して諸株激落、相場は近來の新安値を示したり。其の後、人氣漸く一新し、反撥的商狀を呈したれども、七月三日、臨時議會の開會せらるるや、所得稅改正法案、尼港問題等、再燃して論議激烈を極め、剩へ、有價證券現物市場法案提出說等に氣配、一層、阻礙せられたるも、諸株は已に行過ぎの觀もあり、强弱共に警戒を嚴にして、市場は、連日、閑散不振に經過し、從て賣買高も激減して十五日の如き、二萬七千百株に過ぎざりき。八月は市場救濟融通資金の返還も、無事、結了して人氣、稍々、引締り、且又、相場は既に底値なりと見て買方の出動もあり、漸くにして市況、稍々、活況を見たるも、會々、外電は我軍のサガレン洲占領に對する米國の質疑的抗議竝に同國株式市場の不況等の報に、又復、低落歩調に嚮ひ、九月に至りては、米棉の續落に因る綿絲相場の激落、米穀の豐作による期米の崩落等の軟材料續出して諸株漸落を辿りたり。二十日、國債市場の開始を見、又石油・船舶株は燃料統一說或は合同說を好材料として、幾分、好調を見たるも買物續かず、戻りは

財界安定の曙光見ゆ

米國の排日法案成立

東京府農工貯蓄銀行休業

世界的燃料問題

銀塊・米棉生絲高・金融緩慢

日本銀行利下說

大阪株式市場大反落

五分利國庫債券七千萬圓募集

貿易不振

米棉・銀塊續落

却つて賣方の活動を熾ならしめ、三十日の納會の如き、本所株百圓五十錢の新安値を示し、爾餘の諸株亦一齊に崩落したり。十月に入りては、連日に亙れる不況に諸株殆んど底値に達したるかの觀あり。一方、財界安定の曙光も窺はるる等、爰に市況は漸く展開して昻進歩調に轉じ、選擇買の旺盛を見るに至り、就中、石油株の奔騰は注目を惹けり。十一月に入るも、引續き好調を辿りたるが、懸案中なりし米國に於ける加州排日土地法案は成立し、中旬には東京府農工貯蓄銀行の臨時休業あり。一方、歳末關係等にて市人の警戒を嚴ならしめ、幾分、不振の商狀を呈したりと云へども各會社の配當は、案外、良好の形勢なるを以て、大體に於て機會待ちの振合に見受けられたり。十二月は市況概して不勢を辿り、唯だ石油株のみは世界的燃料問題に刺戟せられて市場の人氣を集中したるの觀ありしが、下旬に入るや、一般に買氣加はり、春高見越の人氣横溢して掉尾の一振を演じ、多事なりし、同年も、無事、大納會を終りたり。

大正十年 一月發會市場は頗る平穩裡に立會はれたるが、引續く銀塊・米綿・生絲高及び金融緩慢を背景として諸株堅實なる歩調を呈し、特に石油株を中心として割安株の物色買旺盛にして月末切迫に隨ひ、買方の利喰に市況一進一退となりたるも、二月に入るや、金利低落は買方の出動を喚起し、日本銀行利下說を胚胎して諸株好勢、賣方の總踏と相俟つて奔騰的場面を呈するに至れり。然るに下旬、大阪市場大反落の報に商勢、俄然、一轉して諸株暴落し、折柄、國債七千萬圓の發行は更に買方の氣勢を挫きて、引き續き低落歩調を辿り、三月に至るも、竟に人氣の轉換を見るに至らず、對外貿易の不振、米棉・銀塊相場の續落に場面閑散を續け、中旬、紐育株式市

事業界不振
英國炭坑罷業
ヤップ島委任統治問題・英蘭銀行・紐育準備銀行利下
獨逸賠償金問題解決

場の反撥、生絲相場の好勢等も殆ど反響なく、商狀軟調を持續したるが、月末、綿絲二百圓臺回復等に刺戟せられて買氣聊か擡頭したり。 然れども四月に入りては、事業界の不振より各會社の配當減案じに人氣引立たず、加ふるに英國炭坑ストライキ、ヤップ島委任統治問題等にて買氣阻喪し、唯だ石油株に買氣を示したるのみなりき。 五月に入るや、英蘭銀行及び紐育準備銀行の利下發表、獨逸賠償金問題解決等、好材料出でたるも、格別の事なく、保合狀態を持續したるが、主力株に對する買氣は、漸次、旺盛となり、下旬、一時的反落の後は再び商狀好良となりたり。

米國株式市場不勢
日英同盟改締危惧
英米株式市場好轉
金融緩慢

六月初旬は强弱共に警戒嚴にして保合狀態にて推移し、後、綿絲相場の新高値、紐育準備銀行の再利下、英蘭銀行第二次利下も何の影響なく、不健全會社の窮狀曝露續出、米國株式市場の不勢、日英同盟改締危惧等に市況軟弱なりしが、月末、英米株式市場の好轉を聞くに及び、漸く反撥したり。 七月に至り、金融緩慢と海外事情の好化とは、紡績株を中心として諸株一般の昂騰を喚起し、就中、鐘淵紡績株の活躍は熾烈を極めたり。 然るに關西に於て勞働爭議起り、月末に至り綿絲相場の不況を現出するや、買過ぎの反動もありて、鐘淵紡績新株・本所株の不勢を見たるが、而も硬化せる一般市況は前途反撥氣勢含みの商狀を示したり。 八月初旬は主力株に利喰賣物嵩み、綿絲相場の崩落は紡績株の氣勢を殺ぐに至れりと雖、依然たる金融緩慢は、人氣をして雜株の物色買に向はしめて市場頓に好轉し、再び主力株にも買氣を招來せしめ、市況、連日、活躍を演じたり。

銀行貸出警戒
貿易入超
五分利國庫債券五千萬圓募集

九月に入り、銀行の貸出警戒・貿易入超・內債募集等の弱材料續出し、會々、頭上陰鬱なる天候と相俟つて、此處に約二箇月に亙りし好況も一頓挫を招き、上旬末、大阪市場に於ける

鐘淵紡績新株延取引立會停止の報を動機として崩落を演じたり。斯くして下旬に入り、紐育準備銀行の第四次利下發表も何等の影響なく、市況は依然として小昂小低の保合狀態を呈するのみなりき。

大正天皇御不例發表

十月に入り、四日　大正天皇御不例發表により市場、一層、不振に陷り、加之、短資昂騰による銀行の警戒竝に勞働爭議等の惡材料は買方の出動を阻止して、商狀惡化し、

勞働爭議

米棉・銀塊續落

十一月に入り、米棉・銀塊相場は續落し、紐育準備銀行竝に英蘭銀行は利下したるも響かず、保合相場に推移したる折柄、

原首相兇刄に殪る

四日、原首相(敬氏)の兇變に、多少、人心の動搖を來したれども、鐘淵紡績株二十圓餘の崩落目立ちたる外、他株は別段の高低を見ざりき。

高橋内閣成立

中旬、高橋(是清氏)内閣成立し、政局は一段落を告げたるも、

華府會議

華府會議に於ける軍縮問題、對支問題は賣人氣を助長し、市場極度の氣迷に陷るのみにて、諸株近來になき不振を呈したるが、生絲相場昂騰の爲め、人氣漸く好化せんとしたり。十二月は來春の金融緩和豫想に些か買氣動きたれども、未だ市況は好化するに至らざりしが、華府會議に於ける四國協商は成立近きを傳へ、又歲末接近と共に銀行の警戒、案外、緩和したること、竝に生絲相場の昂騰等に刺戟せられ、諸株上進歩調を示し、春高見越の好望裡に、無事、大納會したり。

貿易不況正貨漸減

大正十一年　一月初旬は一般に買氣昂り、一時、氣配硬化の狀勢ありたるも、貿易悲觀、正貨漸減等に商勢伸び悩み、中旬に入り、コールの急落は一般の買入を促し、特に本所株は昨年來の新高値を現はしたるも警戒依然たる折柄、米國の生絲不買同盟說等もあり、直に利喰を呼び、市況、復々、軟化したり。

取引所問題議會に論議さる

二月に入り、議會に於ける取引所問題の論難等に、逐日、軟弱沈衰の商狀を迎

東西米穀取引所立會停止
五分利國庫債券五千萬圓募集
預金利子引上說
入超巨額
金融悲觀內外金利懸隔
金融漸次緩和
入超漸減
貿易好轉
高橋內閣辭職
加藤內閣成立

りたるが、曾々、大阪取引所に於ける鐘淵紡績新株延取引の暴落を動機として主力株の瓦落を呼び、市場、益々、惡化したり。 三月に入るも不安人氣著しくして、期米の立會停止、國債五千萬圓發行決定、預金利子引上說、前月の入超九千五百萬圓等の軟材料頻出して、相場は、逐日、激落を示し、恐怖商狀を呈したり。 中旬、取引所法案の上院委員會修正可決に人氣聊か緩和せられ、東京米穀取引所株・横濱取引所株の擡頭を初めとして諸株部分的ながらも好勢を示したれども、環境の事情不味の爲め、大勢は氣迷保合相場にして、大藏省證券二千三百餘萬圓の現金償還も好響を齎らさざりき。 四月に入るも、金融悲觀、內外金利懸隔に、不安商狀を呈し、ラサ島燐礦株の暴落を動機として雜株は總下落の場面となり、其の餘勢主力株に波及し、諸株一齊、循環賣の傾向を呈し、中旬に至りて、綿絲相場の好況、入超減退見越等に、多少、市場の人氣を緩和したるも、既に根柢脆弱の商狀とて大勢を阻止する事能はず、下旬は市況再び險惡の兆を示したり。 此處に於て本所は市場資金融通策を發表し、日本銀行當局も銀行業者に警告する所あり、漸く人氣の轉換を見るに至れり。 五月に至り、政局不安、支那擾亂等の軟材料ありたれども、金融は、漸次、緩和せられ、其の他、貿易入超漸減、生絲・綿絲相場の頑强等に相場は、逐次、昂騰步調に轉じ、六月に入るや、前月末の好調を受けて旺盛なる買人氣を示し、續いて貿易好轉、金融緩和、英米財界好況等に市況、益々、振ひ、中旬、高橋內閣に更りて成立したる加藤(友三郎氏)內閣の財政方針懸念、一般財界の緊縮傾向に、一時、氣迷ひを生じたるも、政界安定、重要商品相場の昂騰に手堅き步調を示したり。 七月は、大阪株式市場の活躍に刺戟され、金融緩慢を背景とする買人氣相當に起りた

獨逸の賠償問題、米國の鐵道罷業

期米相場續落

物價調節策

五分利國庫債券五千萬圓募集

强弱材料交々出づ

巴里會議決裂、金融緊縮

入超減退

期米・外糖奔騰

れども、米棉・銀塊相場の低落と共に反動人氣となり、中旬に入りて、形勢惡化し、諸株一齊に低落したり。而して財界の整理、事業縮少等、前途悲觀材料の當面するあり。又海外に於ては獨逸の賠償問題、米國の鐵道罷業等の事ありて人氣、逐日、軟化の折柄、期米相場の暴落を移し、納會は崩落を見たり。八月に至りては軟派の警戒に、月初、小康を見たるも、大阪財界の不安定、期米相場の續落等に市場は閑散にして、賣買高激減し、加之、政府の物價調節策發表は、一層、市場の沈衰を誘致したり。九月初旬は大連財界の動搖、日本銀行の利下說、期米相場の奔騰に小波瀾を示し、一時、國債五千萬圓の發行に、人氣銷沈したる場面は、輸出超過、金輸出禁止繼續の發表、生絲高等に因り、稍々、好勢を示したるも、未だ大勢を挽回し得ざる折柄、綿業悲觀、米價の暴落を移して賣人氣充滿し、紡績株を中心として諸株の下落を來せり。然るに十月に入るや、綿絲相場下澁り、生絲好勢の爲めに商勢、逐日、漸騰步調を辿り、又貿易は引き續き好調を示したるのみならず、米棉・銀塊相場の好轉に市況漸く振ひ、十一月は初旬、一頓挫を見たるも、輸出超過の發表、生絲相場の好勢に再び好化し、次で一起一伏の商狀を繰返し、月末に及んで好化の兆を示したり。十二月は前月來、頻々たる銀行不安の報に人心危惧、金融界の警戒嚴を加へたるも、政府の聲明、其の他に依り、幾何もなく一段落を告げ、前期末以來の物色買人氣は春高人氣と共に、市場の底意氣丈なるを示し、穩健なる商況を持續して大納會を了りたり。

大正十二年　初發會は舊年末の人氣を移して、强調なる商勢を現したるが、巴里會議決裂、内地金融界の緊縮等に其の後は一張一弛の商狀を繰返し、二月は入超額減退、期米・外糖の奔騰、佛

佛國のルール占領
支那の日貨排斥
佛貨公債借換
五分利國庫債券三千八百萬圓募集
同一千七百三十八萬圓募集
引續き外糖奔騰
生絲暴落貿易入超小銀行破綻
英蘭銀行利上
日露交渉遷延
金融逼迫
米國財界不況
米國大統領逝く
原糖・棉花・モスリン暴落
加藤首相長逝内閣總辭職

國のルール占領等に買氣刺戟せられて賣買激増したるも、高値は警戒せられたり。三月に入るも、保合商狀を脱せず。モスリン・砂糖株が原料高に活況を示したるの外、一般商況は債券類の頻發、支那に於ける日貨排斥、海外事情不況等の爲めに引立たざりしが、懸念されたる取組高も相當に消化されて、底意は、依然頑强なるものあるを示し、四月上旬より遂に漸騰步調に轉じ、外糖の奔騰に因る砂糖株の活躍を中心として諸株一齊に好轉し、殊に久しく騰落の圏外に在りし本所新株は、俄然、百十圓臺の新値を現す等、近來に無き盛況を呈し、月末二十六日の賣買高は四十三萬株を算したり。然るに五月に入るや、砂糖株の軟化、米國株式暴落の影響を受け、相場は反動步調に轉じて、閑散保合に推移し、續いて貿易入超、生絲暴落、二・三小銀行の破綻等に商勢、益々軟化したり。六月は内に金融の硬塞、貿易の大入超あり、外に米國の株式下落、支那の日貨排斥ありて人氣の萎縮甚しく、買方の投物續出して商勢、依然、振はず。七月に入るも、米棉・銀塊相場續落、英蘭銀行利上、日露交渉遷延、地方銀行の取付等、惡材料の包圍に市況、益々、沈衰し、甚しきは一日の賣買高三・四萬株に過ぎざることさへありしが、月末に至るや、金融逼迫、米國財界の不況により、遂に嫌氣の投物殺倒して諸株暴落するに至れり。八月は先づ米國大統領の訃音あり。其の他、環境の事情依然として不良なる爲め、商勢不味を示し、原糖・棉花及びモスリン相場の暴落、海外事情惡化等、弱材料の續出に、諸株引き續き下落したり。然れども既に約四箇月に亙れる漸落に自ら底入の觀を呈し、徐々、引返しの商狀を辿りたる折柄、加藤首相長逝、内閣總辭職に商狀一頓挫を來し、一時、場面氣迷を生じたるも、山本（權兵衞氏）内閣成立說に人氣一新

關東大震災突發

山本內閣成立

モラトリアム令の發布

日本銀行の積極的救濟聲明

し、商勢玆に恢復の兆を示現せんとしたり。然るに九月一日、關東大震災突發して通信・交通杜絕、金融機關破壞、諸取引の潰滅を來し、人心の恐怖と俟つて財界は全く混亂狀態に陷り、本所も同夜、祝融の災に遇ひて、爾來、久しきに亙り立會休止の已むなきに至れり。飛電大阪に到るや、同地株式市場亦立會を休止し、八日に至り、開市したるに、諸株崩壞して一氣に三・四十圓安を告ぐるものありて恐怖市場を蔽ひたるが、既にして山本內閣成立し、モラトリアム令の發布、日本銀行の積極的救濟聲明等に人心漸く鎭靜して相場は引返し歩調に轉じ、東都に於ても之を映して氣配、逐日、漸騰歩調を辿れり。此の間、本所は取引員組合と共に、鋭意、善後措置に努め、此の非常の變に對應して善處する所あり。市場開始の一日も速ならんことを期して、十月十六日、

國債市場開市

實物市場開市

金融平靜

重要商品騰貴

外債募集說

米國財界好變

清算市場開始

重要商品好況

麴町區丸の內、日本興業銀行內に國債市場を開き、次で同二十七日、日本橋區、茅場河岸に實物市場を開きたるが、所謂、復興氣分旺盛にして活氣市場に漲り、諸株一齊に騰貴したり。十一月に入るや、金融の平靜、重要商品の市價昂進、外債募集說、米國財界の好變等に、逐日、强調を辿り、清算市場開始接近に買人氣、益々、揚り、諸株比々として解合値段の壘を摩するに至れり。此くの如くして同月十五日、日本橋區北島町假市場に清算市場の立會開始せられたるが、上場銘柄六十二種、一場立會のみなりしに、買氣横溢して賣買高六萬六千株に達し、諸株一齊に昂騰したり。其の後、一高一低の波瀾を見たるも買氣は、依然、衰へず、月末に及ぶや、米棉・其の他、重要商品市場の好況に刺戟せられて遂に爆發的奔騰を演出し、多くは災前の値段を上廻るに至り、頗る盛況を呈したり。十二月は年末氣分濃厚にして、新規買少なきも、市場の底意は鞏固なるものあり、

徐々、春高人氣の形勢となり、月末に至るや、遂に諸株一齊に騰貴し、中には震災後の新高値に躍進するものある等、活況裡に多難なりし同年を送りたり。

内閣更迭

貿易大入超

十五日の強震

議會解散

外債五億五千萬圓成立

打續く大入超

海外市況不勢

綿絲・生絲暴落

米國の排日問題險惡

米國の排日案決定

商品市場不勢

衆議員議員總選擧

短期取引の開始

大正十三年　一月發會は前年末の氣配を移して頗る好勢を告げ、七日には前年末、總辭職したる山本内閣に更りて清浦(奎吾氏)内閣成立し、政界の不安一段落するや、市況、一層、殷賑となりたるが、買方の利喰急ぎ、貿易の大入超に、稍々、軟化したる折柄、十五日未明の強震は人心の不安を誘致し、諸株一齊に低落したり。月末、議會解散せられたるも、二月に入るや、却つて反動的上騰を示したるが、新規買物更に續かず、五億五千萬圓の外債成立も別段の影響なくして、打續く大入超、海外市況の不勢、綿絲・生絲相場の暴落等の影響を受けて人氣沈滯、形勢、逐日、惡化するに至れり。三月に入るも、依然、閑散なる場面を持續し、火保問題の解決も、何等、刺戟を與へず、二・三銀行の株式資金融通說に、一時、反撥模樣を示したるも、市場は氣迷ひ深くして一張一弛の保合相場を繰返すのみなりき。四月、米國の排日問題は頻りに險惡を傳へ、其他、環境の事情概ね良好ならず、市場氣乘薄にして遂に嫌氣投物幅輳し、諸株不勢を呈したるが、復々、貿易の大入超、對米爲替暴落の報に、一層の不安を加へて相場下落するに至れり。後、米國大統領の排日緩和說に、稍々、小康を得たるも、場面は、依然閑散にして保合圈内の小往來を辿りたるのみ。五月は前月下旬の入超激減、紐育準備銀行利下、米棉・スチール株好勢を報じたるが、何等の影響もなく、取引閑散を極め、次で重要商品市場の不勢、米國の排日案決定の外電等に、總賣人氣となり、續いて總選擧の結果と共に市場は無風焦付の商勢を呈したり。六月、短期取引開始せられたるも格

内閣更迭

米國の排日法實施
貿易依然入超

支那動亂
日露會議停頓
對米爲替崩落
限月問題悲觀
金融緩慢
物價騰貴
支那動亂局面轉換
金拂下方針變更の發表
商品市場好勢
英・米活況

別の影響なく、環境の不良に閑散なる場面を現はし、次で清浦内閣辭職し、加藤(高明氏)内閣成立して政局も安定し、紐育準備銀行の再利下、新内閣の公債公募打切聲明を報じたれば、一時、稍々、氣丈を示したるも、其の後は再び諸株の續落を招き、月末に及び、漸く一齊反動高歩調に轉じたり。七月に入るや、米國の排日法實施による對米關係懸念あり、貿易も引續き入超を報じたれば、商勢軟化したるが、次で重要商品の好況、臨時議會の無事見越に再び反撥したり。八月は前月末の好勢、貿易好轉、金融安定見越しに、相場漸騰して賣買高增加したるが、警戒嚴にして高値は伸び悩み、倫敦會議無事終了も人氣を振起せしむるに足らず、高低區々の場面となり、九月に入るも、支那動亂、スチール株の下落に人氣、愈々、銷沈し、十月は日露會議停頓、對米爲替相場崩落、限月問題悲觀等の影響を受けて旺盛なる賣人氣を助長したり。然れども金融緩慢、物價高を背景として雜株に對する選擇買盛にして次第に賣買高の增加を來し、次で支那動亂の局面轉換に主力株一齊に反撥し、後、警戒氣分濃厚となるに伴ひて商勢、一時、軟化したるも、十一月に入ると共に、政府の金拂下方針變更の發表に刺戟せられ、商品市場の好勢、英・米の活況等の影響を受け、諸株上騰、賣買高增加して近來の盛況を現出し、日露會議決裂懸念、買方の利喰に商勢軟化せんとしたるも、引續く海外の好況、生絲・綿絲高に、賣買再び增加し、納會は一齊に躍進したり。十二月に入りて、鐘淵紡績株減配の發表は市場に多大の衝動を與へ、同株を中心として諸株一齊に崩落したれども、人氣の落付とともに、金融の平靜と相俟て反撥し、次で歲末恒例の警戒人氣に、手仕舞物多く、高低區々の商狀を示したるが、下旬は春高見越の人氣に買氣昂り、諸株好勢

裡に大納會を告げたり。

高田商會破綻
紐育銀行利上
綿絲・生絲續落
限月短縮實施延期案否決
貿易大入超
米棉・スチール株安
生絲・綿絲下落
日本銀行利下
加藤内閣辭職

大正十四年　一月上旬は買氣旺盛にして近年の盛況を呈したるが、未だ警戒を脱せず、買方の利喰に商勢鈍化し、日露條約成立したるも、別段の影響を齎さゞりき。二月に入るや、限月問題悲觀に因る本所株の惡化を中心として諸株漸落し、賣方の利喰に、稍々引返したる後は高田商會破綻、紐育銀行利上の影響を受けて一段の下落を見たり。三月は日本銀行利下說、對米爲替昂騰に好轉模樣なりしも、綿絲・生絲相場の續落に軟化し、本所新株の如きは新安値を現出するに至れり。十三日は議會に於て限月短縮實施延期案否決さるゝや、却て反動高を告げたるが、後、中旬の大入超、米棉・スチール株安、政局案じ等に商勢、又々、伸び悩みたり。四月一日よりは限月短縮實施せられ、前月下旬の入超巨額、生絲・綿絲相場の下落に、逐日、閑散を呈し、六日、初めて新制度による新甫を開始したるが、人氣昂らず、綿絲相場の下落に引續き軟調を持續したり。然るに二十四日後場引後に日本銀行利下發表あり、十五日は買氣頓に勃興して諸株一齊に活躍し、爾來、逐日、漸騰を持續し、月末、稍々、頭重となりたるも、英國の金輸出解禁の報あり、續いて五月に入るや、入超減少の報ありて主力株一齊に上騰し、次で取組高の激増、綿絲相場の崩落に商勢軟化したるも、投物一巡の後は引續く金融緩慢を背景として好勢に轉じ、逐日、穩健なる商勢を辿りたり。六月は上海暴動の險惡を傳へ、商品市況の波瀾を受けて區々の商状を呈したるも、七月に入るや、主力株は行悩へながら、雜株は前月下旬の貿易出超、綿絲相場好況等に、引續き好調を持續し、月末、加藤内閣の總辭職を見たるに拘らず、却て手堅き成行を示したり。八月に

第二次加藤内閣成立
英蘭銀行利下
大阪株式市場好況
米棉・綿絲低落
大阪市場軟化
正貨現送の發表

入るや、組閣の大命は再び加藤子に降下して政界も安定し、英蘭銀行利下、大阪市場の好況等に諸株、益々、騰貴したるが、米棉・綿絲相場低落、大阪市場の軟化を入れて、一齊、下押の商勢となれり。九月に入るも、人氣引立たず、二・三雜株の活躍を見たる外、概ね軟調を辿り、正貨現送の發表あるや、益々、惡化し、諸株崩落するに至れり。　投物一巡の後は落付模樣となりたるも、當限大喰合の壓迫に反撥力なく、一高一低の保合を辿り、十月は再び英蘭銀行の利下あり。　又米作樂觀、海外事情良好等を傳へたるが、何等の刺戟をも與へず、相場は依然として、軟調を持續したり。　然れども底意は氣丈にして、十一月に入るや、貿易順調、綿絲市場の硬化、米國の活況等に人氣昂り、相場は、逐日、漸騰を持續し、十八日には國債長期清算取引も好況裡に開始せられ、藏相の樂觀的財政演說もあり、諸株漸騰を辿りたるが、月末に至るや、紐育準備銀行利上氣構へ、スチール株の不勢、支那時局案じ等に商勢軟化したり。　然るに十二月は英蘭銀行の利上、支那動亂等も格別の影響なく、實株消化力の旺盛、金融界平穩、米國財界の活況等に春高見越の人氣高潮して、諸株頻りに昂騰し、賣買取引殷盛を極め、二十六日の如きは長期取引の賣買高六十萬八千餘株に達して、創業以來の新記錄を作り、大納會も近年になき盛況を呈したり。

國債長期清算取引開始

金融平靜
米國の活況
春高見越
賣買高新記錄

大正十五年 昭和元年　一月は大發會好況の後、反動的商狀に轉じ、諸株崩落したるも、下値は旺盛なる買氣に支へられ、紐育準備銀行の利上も響かず、押目買人氣強く、特に雜株著しく優勢にして、下旬、加藤首相逝去の報に、一時、軟化したる市況は時局收拾樂觀に忽ち引返し、月末、若槻（禮次郎氏）内閣の成立は既に見越されたる事とて別段の影響なかりしも、二月に入るや、六十一萬餘株に

加藤首相長逝
内閣更迭

巨額の受渡無事終了

達する巨額の受渡、無事、終了して、市場に多大の好感を與へ、爲めに商勢大に振ひ、特に本所株の躍進を見たり。然るに外國爲替漸騰による商品市況の不味を傳へて諸株軟化し、偶々、正貨現送一時中止の聲明に、遽然、騰勢に轉じたるも、下旬に入るや、惡材料の簇出に激落を演ずる等、市場は波瀾甚しく、爲めに賣買高増加して、短期取引の如き、二十七日は三十八萬五千餘株に達して新記錄を作りたり。投物一巡すると共に三月初旬は商狀漸く戻り歩調となり、議會に於ける本所の早受渡手形、二重上場に關する質問は敢て意とせられざりしが、環境の不良、玉整理未濟は市場を壓迫する事少からず、相場は軟弱の一路を辿りて、賣買亦振はず。加ふるに事業會社の業績不良は、愈々、雜株の不振を馴致し、議會無事終了も何等の好影響を齎さざりき。四月は重要商品、銀塊相場の慘狀、キユバ恐慌等の惡材料もあり、引き續き商狀不勢の氣先き、中旬末、對米爲替は四十七弗に奔騰し、綿絲・生絲相場は新安値に慘落する等、市況の險惡を誘致したり。其の後、紐育準備銀行利下の報に人氣恢復せむとしたるも暗憺たる商品市況の脅威に買氣頓に阻喪し、五月に入るや綿絲・生絲相場の急反撥、英國總同盟能工の終熄に諸株氣丈に推移したるも取引閑散にして、中旬末、入超激増を動機として小波瀾ありたる外、見るべきものなく、平凡裡に推移したり。六月は内閣改造問題は解決し、生絲・綿絲相場も高く、外電は頻りにスチール株暴騰を報じたれば、雜株は循環的に買進まれ、中旬は名古屋株式市場に於ける本所新株の暴騰を動機として市況頗る活況を呈し、後、反動的波瀾ありたるも、東邦電力外債成立說に底意氣丈を呈したり。七月に入るも、依然、雜株物色買の人氣強く、實株市場に於ける二、三特殊株の連

事業會社の業績不良

重要商品市場慘狀

キユバ恐慌

内閣改造問題解決

生絲・綿絲高

スチール株暴騰

名古屋市場活況

東邦電力外債成立說

佛國財界危急

紐育銀行利上

南支動亂擴大

綿絲の不況

貿易入超

新藏相の財政々策

東京市外債成立說

日本銀行第二次利下

貿易狀態良好

商品市場の反騰

國債償還政策

大正天皇御不例

生絲救濟決定

金融樂觀

糖價騰貴

久原鑛業株の立會中止

大正天皇崩御

騰注目を惹き、此等は却つて主力株を誘導するの觀ありて諸株の奔騰を見たるが、佛國財界の危急を傳へたるを動機として市況、俄然、惡化し、大崩落を演じたり。其の後、相場は玉整理に一昂一低を辿り、八月に入りてスチール株の連續的暴騰ありたるも、印度幣制改革氣構へに因る銀塊相場の慘狀、加ふるに米棉の奔落あり。又紐育準備銀行利上等の材料に商況冴えず。九月に至るや、金利安を背景とする買氣あれども、南支動亂の擴大、特に綿絲相場の壓倒的不況に諸株不勢を告げ、下旬は中旬貿易の意外なる入超を悲觀し、諸株暴落したり。然るに新藏相の財政策と玉整理の進行とに市況安定し、十月は東京市外債成立說及び日本銀行の金利引下げに、俄然氣配好變し、賣方の踏物殺倒して相場暴騰したり。然れども米棉・銀塊相場は新安値に陷落し、又執拗なる商品市況の不勢に、市中銀行預金利子引下見合せあり。爲めに諸株下落し、月末は、稍々、反撥歩調を示したるも、特殊材料に因り製粉株は暴落したり。十一月は、貿易狀態の良好、商品市場の反騰、政府の國債償還政策等、好材料續出し、商況强調を呈したるが、政變懸念に、一時、下押しを見たり。中旬、大正天皇御不例の發表ありて凡狀を呈したるも、生絲救濟決定、金融樂觀に春高見越の人氣加はりて諸株反騰し、折柄、玖瑪糖減産に因る糖價の騰貴ともに、買氣集中して砂糖株は一齊に激騰し、關西銀行大會に於ける藏相の國債償還年内一千萬圓實行の聲明と相俟つて、諸株の好調を誘致したり。十二月、内外糖價の暴騰に、愈々、砂糖株の買氣白熱化し、延いて一般も商勢大に振ひたるが、會々、久原鑛業株の立會停止の波瀾惹起し、又天皇御惱重らせ給へるの報に、憂色市場を覆ひ、市人謹愼して商狀寥々たり。二十五日、 天皇

昭和新政の生誕

は遂に崩御あらせられ、世は諒闇の悲しみに閉されたるも、同時に昭和新政の生誕とともに人氣甦生し、市況平穏裡に大納會を終れり。

取組高巨額 支那問題重大 政情急轉

奥丹後强震 第三次日本銀行利下

金融界恐慌に陷る

內閣更迭

支拂猶豫令發布

昭和二年　一月、市中新春の景氣引き立たず、加ふるに大取組の懸念、支那問題の重大化等ありて、金利安も格別の好響なく、場面寥々として諸株振はず。下旬に入るや、政情急轉、朝野三黨首の妥協成立を傳へて、相場好變したるも、重要商品市況の凡情、英國の對支出兵に高値は警戒せられ、商勢伸び悩みたり。然るに二月初頭、市中銀行預金利子引下確定するに及び、買氣大に昂りたるが、七・八日は　大正天皇の御大喪儀を行はせられたるに就き臨時休業したり。次で日本銀行利下期待の人氣に閑散ながら氣丈を呈し、憲・本兩政黨の提携、綿絲相場の好勢を報じたるも、大勢は尚ほ保合狀態を持續したり。三月上旬は奥丹後の强震、日本銀行利下決定等、强弱の大材料出でしも相場動かず。後、綿絲相場の崩落、震災手形法案に對する上院の激烈なる論爭等に商勢不昧なる氣先き、中旬央、渡邊銀行の休業發表は市場に多大の衝動を與へて、市況惡化し、更に休業銀行の續出に、金融界は、愈々、不安を加へ、一層、賣人氣を助長したり。四月に入るや、鈴木商店の窮狀說に端を發して相場は、俄然、傾覆し、恐怖的投物絶えず。次で露・支國交の危機、休業銀行頻出、鈴木商店支拂停止等に商勢甚だ險惡に陷り、更に若槻內閣總辭職、臺灣・近江兩銀行の休業發表ありて、一時、市場の成行きを危惧せしめたるも、幸に格別の事なく、田中(義一氏)內閣成立するや、諸株一齊に反撥したり。然るに金融界の動搖は容易に終息せず、下旬初め、十五銀行休業し、財界の事態頗る急迫を告げたれば、政府は遂に二十二日、三週間の支拂猶豫令を

發布し、本所も亦其の間、市場を休止するの已むなきに至れり。五月十三日、諸般の善後措置完了して市場を開きたるに、既に人心安定の後なるを以て、商勢穩健にして、其の後は對外爲替暴落、期米相場崩落も影響なく、閑散保合の裡に推移したり。

大藏大臣更迭發表

六月に入るや、商況不動の折柄、大藏大臣更迭の發表あり、人氣、一時、不良に見受けられたるが、格別のこともなく、其の後はセメント株の波瀾を始め、雜株中、整理的賣物のため下落したるものを除き、一般に區々の商狀を繰り返したり。

川崎造船所救濟問題

七月上旬、財界の注目を集めつつありし川崎造船所救濟問題は、政府に於て遂に之が打切を決定するの事態に陷りしかば、支那派兵增加、綿絲相場の續落と相俟つて商狀惡化し、中旬初は本所新株短期相場百二十七圓九十錢の安値を示現し、

臺灣銀行コール返還問題解決

後、臺灣銀行コール返還問題の解決を傳ふるに及び、漸く反撥したるも、大勢は依然として保合圈內より脫するに至らず、著しき變化なくして八月に入れり。今や、長時日に亙る商內閑散と有力材料の拂底とは、仕手をして、益々、出動を躊躇せしめ、紐育聯邦準備銀行の利下、米棉相場暴騰の報も利かず、中旬央、支那派兵撤退說、生絲相場反動高に硬化の振合ありしが、再び閑散保合に移りたり。九月は綿絲相場の昂騰を動機に買人氣湧起して商勢の昂進を促し、金融緩慢に因る國債市場の活躍、優良株撰擇買等の好刺戟に諸株穩健に伸張したるに係らず、其の後は本所株の强調を別とし、其の他は概ね軟化したり。十月に入るや、本所株の騰勢侮り難く、又市中銀行の利下內定に商況、一時、好勢なりしが、買物一巡の後は再び凡化し、

第四次日本銀行利下

休日明け十日は日本銀行利下の好材料ありしも反響なく、却て買方の機會待ち手仕舞物續出したり。斯くして凡狀裡に十一月を迎へたるも、依然、新規

材料に乏しきため、人氣振はず、取引は閑散の一途を辿りたるが、遂に買方の嫌氣投注がれて、保合下放れを演じたり。然れども月末に至るや、賣人氣の反動頓みに優勢を呈し、本所株の大反撥を中心として諸株好化し、市況穩健裡に昭和二年を送りたり。

第五章　資本金・株主

第一節　資本金

決議年月	資本金	増加株数割当 株主	増加株数割当 取引員功労者	増加株数割当 公募	備考
明治十一年五月	二〇〇、〇〇〇円	―	―	―	一株金額百圓
同　二十六年九月	三〇〇、〇〇〇	二株に付一株	―	―	一株金額五十圓に改む
同　二十九年二月	六〇〇、〇〇〇	一株に付一株	―	―	―
同　三十年五月	一、二五〇、〇〇〇	一株に付一株	一、〇〇〇株	―	―
同　三十九年三月	四、〇〇〇、〇〇〇	一株に付二株〇八	三、〇〇〇	―	―
同　四十年三月	一二、〇〇〇、〇〇〇	一株に付一株八六三五	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇株	―
大正六年　三月	二〇、〇〇〇、〇〇〇	一株に付〇株六二四	九、五〇〇	五〇〇	―
同　九年　六月	四五、〇〇〇、〇〇〇	一株に付一株	四五、〇〇〇	三〇、〇〇〇	二五、〇〇〇株
同　十年　十二月	四七、〇〇〇、〇〇〇	―	―	―	―

（大正九年・同十年の備考）三萬株は株式會社證券交換所株式（十二圓五十錢拂込）二十萬株に對し交付、一萬株は兜町ビルヂング株式會社株式（十二圓五十錢拂込）一萬株に對し交付

第二節　株主

決算期末	員数
明治十一年下半期	一一三名
同　十二年上半期	一一二
同　下半期	一二二
同　十三年上半期	一四三
同　下半期	一六七
同　十四年上半期	一四一
同　下半期	一三五
同　十五年上半期	一三二
同　下半期	一三五
同　十六年上半期	一三七
同　下半期	一三〇
同　十七年上半期	一三七
同　下半期	一三七
同　十八年上半期	一二九
同　下半期	一三三
同　十九年上半期	一七六
同　下半期	二一一
同　二十年上半期	二六〇

決算期末	員数
明治二十年下半期	二七六名
同　二十一年上半期	二四八
同　下半期	二五六
同　二十二年上半期	二九三
同　下半期	二九二
同　二十三年上半期	二九六
同　下半期	三〇七
同　二十四年上半期	二八六
同　下半期	三〇〇
同　二十五年上半期	二九一
同　下半期	二九八
同　二十六年上半期	二九一
同　自七月至九月	三〇二
同　自十月至十二月	三四五
同　二十七年上半期	三四〇
同　下半期	五三二
同　二十八年上半期	四五四
同　下半期	四四六

決算期末	員数
明治二十九年上半期	四八五名
同　下半期	六四九
同　三十年上半期	六九七
同　下半期	八七五
同　三十一年上半期	一、三〇二
同　下半期	一、一八〇
同　三十二年上半期	九八九
同　下半期	九一四
同　三十三年上半期	一、〇四一
同　下半期	一、〇九〇
同　三十四年上半期	一、一六〇
同　下半期	一、〇五四
同　三十五年上半期	八三一
同　下半期	八六五
同　三十六年上半期	七九四
同　下半期	七〇九
同　三十七年上半期	六五九
同　下半期	六九五

期	数	期	数	期	数
明治三十八年上半期	六八五	大正二年上半期	三、〇二〇	大正十年上半期	一一、二三六
同　下半期	六二七	同　下半期	三、一九二	同　下半期	一二、五八九
同　三十九年上半期	五五八	同　三年上半期	三、〇九六	同　十一年上半期	一三、九四〇
同　下半期	七二七	同　下半期	三、四九二	同　下半期	一四、六八四
同　四十年上半期	一、三七九	同　四年上半期	二、八〇六	同　十二年上半期	一三、三四九
同　下半期	三、〇〇二	同　下半期	二、六一六	同　下半期	一四、六五一
同　四十一年上半期	三、六五二	同　五年上半期	二、四二二	同　十三年上半期	一四、七七七
同　下半期	三、二二五	同　下半期	二、二四五	同　下半期	一三、八八一
同　四十二年上半期	二、七〇二	同　六年上半期	二、八六九	同　十四年上半期	一三、一一三
同　下半期	二、二八四	同　下半期	五、五八二	同　下半期	一二、七八七
同　四十三年上半期	一、七九七	同　七年上半期	六、八二一	同　十五年上半期	一一、三六八
同　下半期	二、〇八一	同　下半期	六、五六二	同　下半期	一一、三一九
同　四十四年上半期	三、〇四八	同　八年上半期	六、〇一六	昭和二年上半期	一二、五三九
同　下半期	三、一五三	同　下半期	六、二八三	同　下半期	一一、八七二
同　四十五年上半期	二、八九一	同　九年上半期	六、八五七		
明治四十五年／大正元年　下半期	三、二一三	同　下半期	一一、五七五		

第六章　手數料

本所創立以前の規定

明治七年の株式取引條例第二十六條第三項に依れば、取引所に納む可き手數料は定期取引實價百圓に付き二十錢、現物取引同十錢と定め、仲買口錢は依頼人との示談に任ずべしと定めたるも、該條例は實施に至らざりき。同九年の米商會所條例第十一條第一節に依り、會所に於て賣買雙方より領收す可き手數料は賣買金高千分の二を超ゆ可からずと定めたり。然れども是等は何れも本所設立以前に係ることとなるを以て、直接の關係なきものなり。

手數料創定

明治十一年手數料及仲買口錢創定

明治十一年、株式取引所條例の發布に依り、取引所の手數料は、現物取引に付きては其の賣買金高の千分の一、定期取引に付きては同千分の二を超ゆ可からずと定めたるを以て、同年五月、本所の創立に際し、申合規則第四款に手數料竝に仲買口錢の事を規定し、其の第一條に於て、手數料は其の賣買金高に應じ、條例の制限を超えざる範圍內に於て之を收受す可きものとし、現場取引は切手一枚に付き（切手一枚は公債・株式を通じて額面百圓なり）三錢、定期取引は同六錢と定めたり。而して仲買口錢は同第二條に依り、仲買人と依頼人との示談に任ずと雖も、取引所に領收する手數料に應じて之を取極め、豫め肝煎の承認を受く可きものと規定し、現場取引は切手一枚に付き一錢五厘、定期取引は同三錢と定めたり。

右賣買手數料率と仲買口錢率との合計額は、仲買人が委託者より收受す可き賣買委託手數料率にして、當時、之を客口錢と稱したり。左に之を表示せん。

（明治十一年六月三日以降實施）

種別	取引別	徴收標準	賣買手數料率	仲買口錢率	計（客口錢率）
公債・株式	現場取引	切手一枚（額面一〇〇圓）	三〇厘	一五厘	四五厘
	定期取引	切手一枚（額面一〇〇圓）	六〇	三〇	九〇

徴收時期

而して手數料徴收の時期は、同第三條に依り、決算の時に至り賣買取引に關する他の債主に先ち之を收受す可しと定め、以て手數料後收の主義を確立せり（仲買人の委託者より收受する客口錢も亦賣買決算の時に於てす）。

第一回改正

明治十一年

然るに右現場取引手數料は、其の相場の高低に比し高率なるの故を以て、同十一年七月、之を輕減して切手一枚に付き二錢と爲せり。是れ第一回の手數料改正なり。

第二回改正

明治十二年

然れども一般徴收標準を一定せる額面額に採りたるは、公債類には、別段、支障なきも株式の如き市價の高低甚しきものにありては不公平なるを以て、明治十二年四月一日以降、株式の二限月賣買を開始するに及び、右徴收標準を證券の市價卽ち賣價の高下に依り三階級に區別し、之に應じて等級率を課することに改め、且つ其の率を條例制限額まで引上げたり。而して現

徴收標準の變更

場取引手數料は定期取引手數料の半額と爲したるが、同時に仲買人の申出に依り現場取引の外、公債・株式現品の賣買を爲す可き直取引を開始するに決し、其の手數料を、當分、公債額面百圓に付五厘、株式百圓一株に付三錢と定めたり。而して賣買手數料の改正と共に仲買口錢をも改正したるが、其の率は直・現場・定期を通じて賣買手數料と同率なり。左に之を表示せん。但し手數料計算標準單位は、公債及び社債は額面百圓、株式は一株とす。以下、總べて之に倣ふ。

（明治十二年四月一日以降實施）

種別	取引別	公債 徴收標準	公債 賣買手數料率	公債 仲買口錢率（客口錢率）	公債 計	株式 徴收標準	株式 賣買手數料率	株式 仲買口錢率（客口錢率）	株式 計
公債・株式	直取引	額面一〇〇圓	五厘	五厘	一〇厘	額面一〇〇圓	三〇厘	三〇厘	六〇厘
	現場取引	額面一〇〇圓	二〇	一五	三五	實價一〇〇圓以上二〇〇圓未滿	一〇〇	一〇〇	二〇〇
						實價三〇〇圓未滿	一二五	一二五	二五〇
						實價三〇〇圓以上	一五〇	一五	三
	定期取引	額面一〇〇圓	六〇	三〇	九〇	實價一〇〇圓以上二〇〇圓未滿	一	二	四
						實價三〇〇圓未滿	二五〇	二五〇	五〇〇
						實價三〇〇圓以上	三〇〇	三〇〇	六〇〇

金銀貨手數料創定

同年（十二年）十月以降、金銀貨幣賣買開始に付き其の賣買手數料及び仲買口錢を制定したり。左の如し。

（明治十二年十月十四日以降實施）

種別	取引別	徴收標準	賣買手數料率	仲買口錢率	計（客口錢率）
金銀貨	直取引	實價一、〇〇〇圓	一五厘	三五厘	五〇厘
	現場取引	切手一枚（實價一、〇〇〇圓）	二五	二五	五〇
	定期取引	切手一枚（實價一、〇〇〇圓）	五〇	三〇	八〇

第三回改正

然るに右株式の徴收標準の階級は實價百圓を最低限度としたるも、賣買物件の増加するに隨ひ、百圓未滿の階級を設くるの必要あり。尙ほ又株式現場取引の手數料は定期取引の半額なりしも、之を舊制に復するを便とし、且つ金銀貨の徴收標準は實價千圓とするよりも約定代金の萬分率とする方、實際の賣買に便宜あるを以て、明治十三年九月二十一日、夫々、改正を行ひ、同時に仲買口錢をも改正したり。之を表示すれば左の如し。

（明治十三年十月一日以降實施）

種別	取引別	徴收標準	賣買手數料率	仲買口錢率	計（客口錢率）
株式	現場取引	切手一枚（額面一〇〇圓）	六〇厘	六〇厘	一二〇厘
	定期取引	實價五〇圓以上 實價一〇〇圓未滿	一五〇	一五〇	三〇〇
		實價二〇〇圓未滿	二〇〇	二〇〇	四〇〇
		實價三〇〇圓未滿	二五〇	二五〇	五〇〇
		實價三〇〇圓以上	三〇〇	三〇〇	六〇〇

種別	取引別	公債				金銀貨			
		徴收標準	賣買手數料率	仲買口錢率	計（客口錢率）	徴收標準	賣買手數料率	仲買口錢率	計（客口錢率）
公債・金銀貨	現場取引	切手一枚（額面一〇〇圓）	二〇厘	二〇厘	四〇厘	取引代金高	萬分の二	萬分の二	萬分の四
	定期取引	切手一枚（額面一〇〇圓）	四〇	四〇	八〇	約定代金高	萬分の五（當分萬分の三）	萬分の五	萬分の十

第四回改正

明治十四年八月、手數料增加の目的を以て其の率を著しく引上げんとしたるも、主務省の認可を得ざりしを以て、同年十一月、更に之が改正案を具して申合規則第四款第一條の規定を改め、率は條例の規定に依り、定期取引は切手一枚に付き實價千分の二以内、現場取引は同じく實價千分の一以内と定め、其の範圍内に於て、隨時、增減し、其の都度、農商務卿に屆出づ可きことゝし、手數料改正毎に申合規則を改正するの煩を避けたり。而して新手數料規定は株式定期取引の實價階級を增加して十階級と爲し、最低十錢より、漸次、五錢宛を增して最高六十錢を徴し、且つ現場取引には一株實價千分の一を課するものにして、同年十二月一日より實施せり。同時に改正せられたる仲買口錢とを併せ示すこと左の如し。

（明治十四年十二月一日以降實施）

種別	取引別	徴收標準	賣買手數料率	仲買口錢率	計（客口錢率）
	現場取引	實價一枚に付	千分の一	千分の七	千分の八

株式定期取引

實價			
實價五〇圓以上七五圓未滿	一〇〇厘	一〇〇厘	二〇〇厘
實價一〇〇圓未滿	一五〇	一五〇	三〇〇
實價一三〇圓未滿	二〇〇	二〇〇	四〇〇
實價一六〇圓未滿	二五〇	二五〇	五〇〇
實價一九〇圓未滿	三〇〇	三〇〇	六〇〇
實價二二〇圓未滿	三五〇	三五〇	七〇〇
實價二五〇圓未滿	四〇〇	四〇〇	八〇〇
實價二八〇圓未滿	五〇〇	五〇〇	一、〇〇〇
實價三〇〇圓未滿	五五〇	五五〇	一、一〇〇
實價三四〇圓未滿	六〇〇	六〇〇	一、二〇〇
實價三百四十圓以上は四十圓を增す每に	五〇	五〇	一〇〇

第五回改正

明治十六年

明治十五年十二月、仲買人納稅規則の制定に依り、株式仲買人は其の定期賣買に對し約定代金高千分の一を納稅す可きこととなりたるを以て、翌十六年三月、申合規則の改正に當り、賣買手數料率の割合を規定し、公債は現場取引に於て取引代金の萬分の三、定期取引に於て約定代金の萬分の六とし、株式は現場取引に於て取引代金の千分の一、定期取引に於て約定代金の千分の二と爲したり。之に依り更に階級制料率を定め、公債の定期取引にも實價の高下に依り階級を定め、率を異にすることとして、同年四月一日より實施せり。即ち左表の如し。

公債株式

（明治十六年四月一日以降實施）

種別	取引別	徴收標準	賣買手數料率	仲買口錢率	計（客口錢率）
公債	現場取引	額面一〇〇圓	二五厘	二五厘	五〇厘
	定期取引	實價〔六〇圓以上 六五圓未滿〕	一〇〇	四〇	一四〇
		實價七〇圓未滿	一〇八	四二	一五〇
		實價七五圓未滿	一一六	四四	一六〇
		實價八〇圓未滿	一二四	四六	一七〇
		實價八五圓未滿	一三二	四八	一八〇
		實價九〇圓未滿	一四〇	五〇	一九〇
		實價〔九十圓以上は五圓を増す毎に〕	八	二	一〇
		實價六十圓以下は右に準ず			
株式		實價	千分の一	千分の一	千分の二
		實價〔五〇圓以上 七五圓未滿〕	一八七・五毛	一二二・五厘	三一〇毛
		實價一〇〇圓未滿	二六二・五	一七七・五	四四〇
		實價一二五圓未滿	三三七・五	二二二・五	五六〇
		實價一五〇圓未滿	四一二・五	二七七・五	六九〇
		實價一七五圓未滿	四八七・五	三二二・五	八一〇
		實價二〇〇圓未滿	五六二・五	三七七・五	九四〇
		實價二二五圓未滿	六三七・五	四二二・五	一、〇六〇
		實價二五〇圓未滿	七一二・五	四七七・五	一、一九〇
		實價二七五圓未滿	七八七・五	五二二・五	一、三一〇
		實價三〇〇圓未滿	八六二・五	五七七・五	一、四四〇
		實價〔三百圓以上は廿五圓を増す毎に〕	七五・〇	五五・〇	一三〇

徴收時期變更

而して仲買人が仲買人税金を本所に納付する期限は、手數料差入の時と定められ（三月十七日、大藏省達第二條第一項第二號）、且つ此の税金は毎月分を翌月十日迄に本所に於て取纏めて地方廳に納付す可きもの（仲買人納税規則第七條）なるが故に、本所に於て、依然、手數料後收主義を採らん乎、仲買人税金額丈け之が立替拂を爲さざる可からずして、計算上、煩累尠からざるを以て、申合規則第二十條（金銀貨之部は第十九條）に於て「此手數料ハ本證據金差入ノ定刻税金ト共ニ之ヲ收受スヘシ云々」と定めて、玆に手數料前收主義に改め、爾後、十八年十一月迄之を實行せり。

第六回改正

明治十八年十一月、仲買人納税規則を廢して取引所收税規則を制定し、同時に布告第三十七號（十一月二十八日）を以て株式取引所條例中、手數料に關する第四十一條を改正し、手數料率の制限規定を廢し、「取引所ニ於テ相當ノ額ヲ定メ大藏卿農商務卿ノ認許ヲ受クヘシ」と定め、共に同年十二月一日より施行することを令したるを以て、更に手數料率の改正を行ひ、十二月一日より實施せり。而して新に制定せられたる米商會所株式取引所收税規則に於ける取引所税は、從前の仲買人税に比し（株式に就て）約半減せられたるを以て、賣買手數料率及び仲買口錢率は著しく輕減せられたり。但だ實價階級の區劃を改め、高下兩方面に於ける適用を便利ならしめ、尙ほ又證據金未入前の定期取引の轉賣買戻に係る分（現落）に對しては本定額十分の二を減ずるの規定を設けたり。改正率左の如し。

現落手數料設定

（明治十八年十二月一日以降實施）

種別	取引別	徴收標準	賣買手數料率	仲買口錢率	計（客口錢率）
公債	現場取引	額面一〇〇圓（實價五十圓以下のものは半額）	一〇〇厘	三〇厘	一三〇厘
	定期取引	額面一〇〇圓（實價五十圓以下のものは半額）	六五	三五	一〇〇

種別	取引別	徴收標準	賣買手數料率	仲買口錢率	計（客口錢率）
	現場取引	取引代金	千分の一	千分の一	千分の二

株式定期取引

實價二〇圓以下	五八毛	四二毛	一〇毛
實價五〇圓以下	一一五	八五	二〇〇
實價一〇〇圓以下	二三〇	一七〇	四〇〇
實價一五〇圓以下	三四五	二五五	六〇〇
實價二〇〇圓以下	四六〇	三四〇	八〇〇
實價二五〇圓以下	五七五	四二五	一、〇〇〇
實價三〇〇圓以下	六九〇	五一〇	一、二〇〇
實價四〇〇圓以下	八〇五	五九五	一、四〇〇
實價五〇〇圓以下	一、〇三五	七六五	一、八〇〇
實價（五百圓以上は百圓を增す毎に）	二三〇	一七〇	四〇〇

徵收時期復舊

右稅則の改正と共に、手數料徵收期を賣買決算の時に改め、現落手數料を別として、玆に再び手數料後收主義に復したり。

第七回改正

明治十九年

明治十九年一月、申合規則の改正に依り、手數料率の記載を削除し、之を全く別個の規定に依ることとしたり。然るに數年來、賣買行はれざりし公債・株式の現場取引を再び希望する者出で來りしが、手數料高率に過ぐる爲め之を輕減するの要ありとし、從來、公債は額面百圓に付き十錢、株式は取引代金千分の一なりしを改めて、公債は一錢、株式は萬分の五と爲し、仲買口錢率は公債に一錢を增し、株式は其の儘と爲し、四月二日より實施せり。之と同時に株式定期取引手數料の徵收標準たる實價階級中、五十圓十錢以上・百圓以下一區域の制を改めて之を二區域と爲し、中間に七十五圓の一階級を設け、之に應じて料率を改正せり。卽ち左の如し。

（明治十九年四月二日以降實施）

種別	現場取引			
	徴收標準	賣買手數料率	仲買口錢率	計（客口錢率）
公債	額面一〇〇圓に付	一〇厘	四〇厘	五〇厘
株式	取引代金高	萬分の五	萬分の十	萬分の十五

種別	定期取引			
	徴收標準	賣買手數料率	仲買口錢率	計（客口錢率）
株式	實價（五〇圓一〇錢以上 七五圓以下）	一七三厘	一二七厘	三〇〇厘
	實價（七五圓一〇錢以上 一〇〇圓以下）	二三〇	二七〇	五〇〇

第八回改正

明治二十二年五月、株式定期取引手數料の實價階級に二・三の改正を加へ、且つ幾分、賣買手數料率を輕減し、同月十五日より實施せり。

明治二十二年

（明治二十二年五月十五日以降實施）

種別	定期取引			
	徴收標準	賣買手數料率	仲買口錢率	計（客口錢率）
	實價五〇圓未滿	八五厘	六五厘	一五〇厘
	實價七五圓未滿	一二九	九一	二二〇
	實價一〇〇圓未滿	一七五	一二五	三〇〇

株式

實價一五〇圓未滿	二三五	一六五	四〇〇
實價二〇〇圓未滿	三〇三	一九七	五〇〇
實價二五〇圓未滿	三六七	二三三	六〇〇
實價三〇〇圓未滿	四三三	二六七	七〇〇
實價三五〇圓未滿	四九七	三〇三	八〇〇
實價四〇〇圓未滿	五六三	三三七	九〇〇
實價四五〇圓未滿	六二七	三七三	一、〇〇〇
實價五〇〇圓未滿	六九二	四〇八	一、一〇〇
實價（五百圓以上は五十圓を增す每に）	一〇〇	一〇〇	二〇〇

第九回改正

明治二十二年

前回の改正に於て、五十圓以下を一區域に改めたるも、實行後、猶ほ其の不便を感じたるを以て、同年十一月、再び之を改正して、十圓未滿と、十圓以上・五十圓未滿と爲し、賣買手數料率を、十圓未滿は五錢二厘と爲し、以上は從來の通りと爲せり。是れ第九回の改正なり。

第十回改正

明治二十四年

明治二十四年、仲買人身元保證金を二千四百圓に增加し、定款竝に申合規則を改正すると共に賣買手數料率に就ても重要なる改正を爲し、從來、客口錢の內、税金を引去りたる殘額を折半し、其の一半に取引所税を加へたるものを賣買手數料とし、他の一半を仲買口錢と爲したるを更め、客口錢の內より税金を引去りたる殘額の內、四分を取引所に收入し、六分を仲買人の收入とするの計算に依りて定期取引手數料率を決定し、七月一日より實施せり。即ち左表の如し。

定期取引

（明治二十四年七月一日以降實施）

種別	徴收標準	賣買手數料率	仲買口錢率	計（客口錢率）
公債	額面一〇〇圓	五八.〇厘	四二.〇厘	一〇〇厘
株式	實價一〇圓未滿	四二.七厘	五七.三厘	一〇〇厘
	實價五〇圓未滿	七三.五	七六.五	一五〇
	實價七五圓未滿	一一〇.五	一〇九.五	二二〇
	實價一〇〇圓未滿	一五一.五	一四八.五	三〇〇
	實價一五〇圓未滿	二〇五.〇	一九五.〇	四〇〇
	實價二〇〇圓未滿	二六三.〇	二三七.〇	五〇〇
	實價二五〇圓未滿	三二一.〇	二七九.〇	六〇〇
	實價三〇〇圓未滿	三七九.〇	三二一.〇	七〇〇
	實價三五〇圓未滿	四三七.〇	三六三.〇	八〇〇
	實價四〇〇圓未滿	四九五.〇	四〇五.〇	九〇〇
	實價四五〇圓未滿	五五三.〇	四四七.〇	一、〇〇〇
	實價五〇〇圓未滿	六一一.〇	四八九.〇	一、一〇〇

第十二回改正

明治二十六年

明治二十六年、取引所法を以て、從來の直取引及び定期取引の外に新に延取引の方法設けられ、更に勅令第七十四號第七條に於て、取引所が賣買雙方より徴收する手數料は、取引所の組織、賣買の方法及び賣買の状況に應じ、賣買約定代金の千分の八を超過することを得ずと定めら

れたれば、之に從て手數料率を改定するの要を生じ、同年七月の株主總會に於て議決し、十月一日より實施せり。固より税率に於て舊制を踏襲せるが故に、手數料率も亦大體に於て從來の通りにして、新に設けられたる延取引の手數料は定期取引と同額と爲し、直取引手數料は舊現場取引手數料と同額にして、定期取引手數料中、從來、實價十圓未滿は四錢二厘七毛なりしも、斯くては制限額千分の八を超過する場合を生ずるが故に、單に千分の七と定め、以上諸階級中、毛位を存するものは之を切り捨て、厘位に止めたる外、變更なし。左に之を表示せん。

（明治二十六年十月一日以降實施）

種別	取引別	徴收標準	賣買手數料率	仲買人口錢率	計（客口錢率）
公債・社債	直取引	額面一〇〇圓	一厘	四厘	五厘
	延取引・定期取引	額面一〇〇圓	五八	四二	一〇〇

（備考）糶賣買・入札賣買の指直あるものにして其の價格に達せず、賣買を決行せざるものは、本値手數料の半額とす

種別	取引別	徴收標準	賣買手數料率	仲買人口錢率	計（客口錢率）
	直取引	一株實價	萬分の五	萬分の十五	萬分の二十
	延取引	定期取引に同じ			

株式定期取引

賣價一〇圓未滿	千分の七	七七厘	—
賣價五〇圓未滿	七三厘	七七	一五〇厘
賣價七五圓未滿	一一〇	一一〇	二二〇
賣價一〇〇圓未滿	一五一	一四九	三〇〇
賣價一五〇圓未滿	二〇五	一九五	四〇〇
賣價二〇〇圓未滿	二六三	二三七	五〇〇
賣價二五〇圓未滿	三二一	二七九	六〇〇
賣價三〇〇圓未滿	三七九	三二一	七〇〇
賣價三百圓以上は五十圓を増す毎に	五八	四二	一〇〇

（備考）前表同斷

明治二十九年

第十二回改正

從來、施行し來れる仲買人口錢は取引所に收むる賣買手數料を加算したるものにして、賣買委託者に對する客口錢中、賣買手數料と仲買人の收得する仲買人口錢との區劃明確ならざるの嫌ありしを以て、明治二十九年七月十日より其の區分を明かにし、且つ直取引を二種に分ちて、直賣買と相對賣買・糶賣買及び入札賣買と爲し、特に株式の直取引に於て各別の料率を課することとせり。之を表示すれば左の如し。

（明治二十九年七月十日以降實施）

種別	取引別	公債・社債 徵收標準	公債・社債 賣買手數料率	公債・社債 仲買人口錢率	公債・社債 計（客口錢率）	株式 徵收標準	株式 賣買手數料率	株式 仲買人口錢率	株式 計（客口錢率）
直取引	直賣買	額面一〇〇圓	一〇厘	四〇厘	五〇厘	一株	一〇厘	四〇厘	五〇厘
直取引	相對・糶・入札賣買	額面一〇〇圓	一〇	四〇	五〇	賣價	萬分の五	萬分の十五	萬分の二十

種別	取引別	徴收標準	賣買手數料率	仲買人口錢率	計
公債・社債	延取引	定期取引に同じ			
	定期取引	額面一〇〇圓	五八厘	四二厘	一〇厘
・株式	延取引	定期取引に同じ			
	定期取引	實價一〇圓未滿	千分の七	七七厘	|
		實價五〇圓未滿	七三厘	七七	一五〇厘
		實價七五圓未滿	一一〇	一一〇	二二〇
		實價一〇〇圓未滿	一五一	一四九	三〇〇
		實價一五〇圓未滿	二〇五	一九五	四〇〇
		實價二〇〇圓未滿	二六三	二三七	五〇〇
		實價二〇〇圓以上は平均五〇圓を增す每に	五八	四二	一〇〇

（備考）直取引の轉賣買、入札賣買の指直あるものにして、價格之に達せず賣買を決行せざるものは、本額手數料の半額とす

明治三十年

第十三回改正

明治三十年、直取引相對賣買を奬勵し、仲買人の店舗に於て行はるるものを本所市場に吸收するの目的を以て其の手數料を輕減し、且つ其の手數料率を實價の高低に從て階級制と爲し、又定期取引の手數料率をも低減し、之に隨て仲買人口錢率をも改定し、七月一日より實施したり。即ち左表の如し。

（明治三十年七月一日以降實施）

種別	取引別	徴收標準	賣買手數料率	仲買人口錢率	計（客口錢率）
國債・地方債・社債	直取引	額面一〇〇圓	一〇厘	九〇厘	一〇〇厘
	延取引	額面一〇〇圓	五八	九二	一五〇
	定期取引	額面一〇〇圓	五八	九二	一五〇

種別	取引別	徴收標準	賣買手數料率	仲買人口錢率	計（客口錢率）
株式	直取引	實價五〇圓未滿	一〇厘	九〇厘	一〇〇厘
		實價一〇〇圓未滿	一五	一三五	一五〇
		實價一五〇圓未滿	二〇	一八五	二〇五
		實價二〇〇圓未滿	二五	二三五	二六〇
		實價二五〇圓未滿	三〇	二八五	三一五
		實價三〇〇圓未滿	三五	三三五	三七〇
		實價（三百圓以上は五十圓を增す每に）	五	五〇	五五
	延取引	定期取引に同じ			
	定期取引	實價一〇圓未滿	千分の七	七五厘	
		實價五〇圓未滿	七〇厘	八〇	一五〇厘
		實價七五圓未滿	一〇五	一一五	二二〇
		實價一〇〇圓未滿	一四五	一五五	三〇〇
		實價一五〇圓未滿	一九五	二〇五	四〇〇
		實價二〇〇圓未滿	二五〇	二五〇	五〇〇
		實價二五〇圓未滿	三〇〇	三〇〇	六〇〇
		實價三〇〇圓未滿	三五〇	三五〇	七〇〇
		實價三五〇圓未滿	四〇〇	四〇〇	八〇〇
		實價（三百五十圓以上は五十圓を增す毎に）	五〇	五〇	一〇〇

（備考）直取引・延取引の糶賣買、入札賣買の指直あるものにして、其の價格に達せず、賣買を決行せざるものは、賣買手數料は五厘、仲買人口錢は本額の半額とす

第十四回改正

明治三十一年

社債の取引所税は株式同樣、萬分の六なるに、手數料のみ公債と同一率なるは公平を缺くを

以て、明治三十一年十二月、之を株式と同一率に改め、仲買人口錢も亦同様に改正し、三十二年一月四日より實施せり。是れ第十四回改正なり。

第十五回改正

明治三十六年

明治三十六年四月、農商務省令第三號延取引擴張令に依り、從來定期取引の規定を準用せし延取引の賣買手數料を別に規定し、且つ賣買を獎勵する爲め其の率を低減し、同年五月七日より實施せり。改正率は左表の如し。

（明治三十六年五月七日以降實施）

延取引

種別	徴收標準	賣買手數料率	仲買人口錢率	計（客口錢率）
公債	額面一〇〇圓	二八厘	九二厘	一二〇厘
株式・社債	實價一〇圓未滿	千分の五	七五	—
	實價五〇圓未滿	五五厘	八〇	一三五厘
	實價七五圓未滿	七五	一一五	一九〇
	實價一〇〇圓未滿	一〇〇	一五九	二五五
	實價一五〇圓未滿	一三五	二〇五	三四〇
	實價二〇〇圓未滿	一六〇	二五〇	四一〇
	實價二五〇圓未滿	一八〇	三〇〇	四八〇
	實價三百圓以上は五十圓を增す毎に	二〇	五〇	七〇

第十六回改正

明治三十七年

明治三十七年四月、非常特別税法に依り、取引所税を賣買約定代金高に付き、株式及び社債は

萬分の三、國債及び地方債は萬分の二を增徵することとなりたるを以て、增稅の定率を超えざる範圍內に於て定期取引の賣買手數料率を增加することとし、同月二十六日より實施せり。即ち左表の如し。

（明治三十七年四月二十六日以降實施）

種別	徵收標準	賣買手數料率	仲買人口錢率	計（客口錢率）
公債	額面一〇〇圓	七八厘	九二厘	一七〇厘
株式・社債	實價一〇圓未滿	千分の七	七五	
	實價五〇圓未滿	七九厘	八〇	一五九厘
	實價七五圓未滿	一二三	一一五	二三八
	實價一〇〇圓未滿	一七一	一五五	三二六
	實價一五〇圓未滿	二三二	二〇五	四三七
	實價二〇〇圓未滿	三〇二	二五〇	五五二
	實價二五〇圓未滿	三六七	三〇〇	六六七
	實價三〇〇圓未滿	四三二	三五〇	七八二
	實價（三百圓以上は五十圓を增す每に）	六五	五〇	一一五

明治三十八年

第十七回改正

次で翌三十八年一月、取引所稅に對する非常特別稅を更に倍加したるが（國債・地方債には增徵なし）、此の增徵高は取引所及び仲買人にて折半負擔し賣買本主に及ぼさざることに決したるを以て、株式及び社債の定期取引賣買手數料率及び仲買人口錢率を左の如く改正し、二月一日より實施

したり。

（明治三十八年二月一日以降實施）

種別	定期取引			
	徴收標準	賣買手數料率	仲買人口錢率	計（客口錢率）
株式・社債	實價一〇圓未滿	（如故）千分の七	七五厘	
	實價五〇圓未滿	八四厘	七五	一五九厘
	實價七五圓未滿	一三二	一〇六	二三八
	實價一〇〇圓未滿	一八四	一四二	三二六
	實價一五〇圓未滿	二五一	一八六	四三七
	實價二〇〇圓未滿	三二八	二二四	五五二
	實價二五〇圓未滿	四〇一	二六六	六六七
	實價三〇〇圓未滿	四七三	三〇九	七八二
	實價（三百圓以上は五十圓を增す毎に）	七二	四三	一一五

明治四十年一

第十八回改正

明治三十九年三月法律第十二號を以て國債に對する取引所税廢止せられたるを以て、其の取引を便利ならしむる爲め、其の手數料を輕減するの必要を認め、同月三十日左の如く改正したるも、其の取引方法に關する交渉の爲め實施遲延し、翌四十年一月四日、國債毎月十日限及び二十五日限取引の新設擧行に伴ひ仲買人口錢をも改正して、同時に實施したり。

(明治四十年一月四日以降實施)

種別	取引別		徵收標準	賣買手數料率	仲買人口錢率	計(客口錢率)
國債・地方債	延取引		額面一〇〇圓	二五厘	九〇厘	一一五厘
	定期取引	國債	額面一〇〇圓	二五	九〇	一一五
		地方債	額面一〇〇圓	七五	九〇	一六五

公債・株式直取引奬勵金制度の創始

明治四十年十二月の臨時株主總會に於て、本所は直取引奬勵の趣旨により、平常、賣買多からざる種類の公債及び株式を直取引市場に於て賣買したる仲買人に對し、其の賣買高に對する收入賣買手數料を限度として奬勵金を贈與することを決議したるが、翌四十一年四月に至り、平常、賣買多き日本郵船株及び本所株を除く外、手數料の半額に相當する金額を贈與することとし、同年五月一日より之を實施したり。

第十九回改正

明治四十一年

日露戰役後、非常特別税は本税に併合せられ、且つ物價騰貴の關係上、定期取引手數料率を引上ぐるの必要を認め、明治四十一年四月、之が改正の決議を爲し、同時に仲買人口錢をも改正し、五月四日より實施したり。即ち左表の如し。

(明治四十一年五月四日以降實施)

種別	定期取引			
	徵收標準	賣買手數料率	仲買人口錢率	計(客口錢率)
實價	一〇圓未滿	(如故)千分の七	(如故) 七五厘	—

株式			
實價五〇圓未滿	九三厘	八七	一八〇厘
實價七五圓未滿	一四六	一二四	二七〇
實價一〇〇圓未滿	一〇三	一六七	三七〇
實價一五〇圓未滿	二七八	二二二	五〇〇
實價二〇〇圓未滿	三六三	二六七	六三〇
實價二五〇圓未滿	四四四	三一六	七六〇
實價三〇〇圓未滿	五二六	三七四	九〇〇
實價三百圓以上は五十圓を增す毎に	八〇	五〇	一三〇

明治四十一年

現落手數料の低減

第二十回改正

明治四十一年六月、更に定期取引手數料を改正し、從來、實價階級十圓以上・五十圓未滿を一區域と爲したるを、改めて之を二分し、二十五圓を以て一階級と爲し、又從來、證據金未入前に於ける轉賣買戻に對する賣買手數料の減額は本額の十分の二なりしを、更に十分の一を減じて本額十分の三を減ずることとし、仲買人口錢も亦改正して、七月四日より實施したり。乃ち改正に係る徵收標準額、手數料率及び仲買人口錢率を表示すれば左の如し。

（明治四十一年七月四日以降實施）

定期取引				
種別	徵收標準	賣買手數料率	仲買人口錢率	計（客口錢率）
株式・社債	實價一〇圓以上二五圓未滿	九三厘	八七厘	一八〇厘
	實價二五圓以上五〇圓未滿	一一五	一〇五	二二〇

（備考）賣價十圓以上・二十五圓未滿の賣買手數料は賣買約定代金の千分の八を超過することを得ざるものとす

公債・株式直取引奬勵金の改正

是より先き明治四十二年一月二十二日、公債及び株式直取引奬勵金率を收入賣買手數料の十分の八に增加したり。

第二十一回改正

大正二年延取引手數料輕減外國債手數料創定

明治四十五年六月の定款改正に際し、延取引の受渡違約賠償制を廢止したる結果、其の手數料を低減するを當然なりとし、又從來、規定なかりし外國債及び同地方債の手數料をも新に制定する必要を認め、大正二年十二月、之が改正の決議を爲し、外國債及び同地方債の定期取引手數料は同三年一月十七日より、其の他の有價證券の手數料並に外國債及び同地方債の延取引手數料は同二月十六日より實施し、同時に仲買人口錢をも改正實施したり。之を表示すれば左の如し。

（大正三年一月十七日 二月十六日以降實施）

種別	取引別	徵收標準	賣買手數料率	仲買人口錢率	計（客口錢率）
國債・地方債	直取引	額面一〇〇圓	一〇厘	六〇厘	七〇厘
	延取引	額面一〇圓	一五	六五	八〇

種別	取引別	徵收標準	賣買手數料率	仲買人口錢率	計（客口錢率）
外國債・	直取引	額面一〇〇圓相當	一〇厘	七〇厘	八〇厘

種別					
同地方債	延取引	額面一〇〇圓相當	一五	八五	一〇〇
	定期取引	額面一〇〇圓相當	一五〇	一〇〇	二五〇

直取引

種別	徴收標準	賣買手數料率	仲買人口錢率	計（客口錢率）
株式・社債	實價五〇圓未滿	（如故） 一〇厘	七〇厘	八〇厘
	實價一〇〇圓未滿	（如故） 一五	八五	一〇〇
	實價一五〇圓未滿	（如故） 二〇	一〇〇	一二〇
	實價二〇〇圓未滿	（如故） 二五	一二五	一五〇
	實價二五〇圓未滿	（如故） 三〇	一七〇	二〇〇
	實價三〇〇圓未滿	（如故） 三五	二六五	三〇〇
	實價（三百圓以上は五十圓を增す每に五）	（如故） 五	一〇〇	一〇五

延取引

種別	徴收標準	五十日以內			百日以內			百五十日以內		
		賣買手數料率	仲買人口錢率	計（客口錢率）	賣買手數料率	仲買人口錢率	計（客口錢率）	賣買手數料率	仲買人口錢率	計（客口錢率）
株式・社債	實價五〇圓未滿	一〇厘	七〇厘	八〇厘	一五厘	七五厘	九〇厘	二〇厘	八〇厘	一〇〇厘
	實價一〇〇圓未滿	一五	八五	一〇〇	二五	一〇五	一三〇	三〇	一二〇	一五〇
	實價一五〇圓未滿	二〇	一〇〇	一二〇	三〇	一二〇	一五〇	四〇	一五〇	一九〇
	實價二〇〇圓未滿	二五	一二五	一五〇	四〇	一四〇	一八〇	五〇	一七[illegible]	二三〇
	實價二五〇圓未滿	三〇	一七〇	二〇〇	四五	一八五	二三〇	六〇	二二[illegible]	二八〇
	實價三〇〇圓未滿	三五	二六五	三〇〇	五五	二八五	三四〇	七〇	三一〇	三八〇
	實價（三百圓以上は五十圓を增す每に五）	五	一〇〇	一〇五	一〇	一〇〇	一一〇	一五	一[illegible]	一一五

第二十二回改正

大正三年税法改正に伴ふ第一次改正要旨

大正三年三月取引所税法の改正に依り税率は半減せられ、且つ同法第一條及び第五條に依り取引所税を、取引所の賣買手數料收入金に課する取引所營業税と、仲買人の定期取引賣買約定代金に課する取引税との二種に分ち、取引所營業税は取引所、取引税は仲買人各其の納税義務者となりたるを以て、從來の賣買手數料中より取引所税に該當する金額を控除し、更に取引所營業税に該當する金額を之に加算し、尚ほ多少の減額を爲す方針を以て新に賣買手數料率を定め、又從來の仲買人口錢に取引税を加算し、且つ減税竝に賣買手數料の輕減に依る剩餘額の一半を之に添加し、以て新仲買人口錢とし、他の一半は客口錢即ち委託手數料より減額することとしたり。尚ほ又從來、證據金既入(本建)と證據金未入(現落)との間に於ける賣買手數料の區別は、單に「本額ノ十分ノ三(又ハ二)ヲ減ス」とのみにて明かに表示せられざりしも、前述の如き税法改正の趣旨に遵ひ、株式に就ては既入・未入の料率を明示し、既入に對する未入の割合は、從來、十分の七なりしを、少しく引上げて平均十分の七・〇三三二と爲せり。又取引所法施行規則第二十三條第一項第七號及び營業細則第四十五條第一項第二號に依り新に委託手數料を制定したるが、從來の通り賣買手數料既入率に仲買人口錢を合せたるものとせり。右何れも改正法施行期日たる大正三年九月一日より實施したり。之を表示すればた(左)の如し。

種別	徴收標準	賣買手數料率 本建	賣買手數料率 現落	仲買人口錢率	計（委託手數料率）
	定期取引（大正三年九月一日以降實施）				
國債	額面一〇〇圓		五厘	六五厘	七〇厘
地方債・社債	額面一〇〇圓		五	九五	一〇〇
外國債・同地方債	額面一〇〇圓相當		五	一四五	一五〇
株式	實價一〇圓未滿	五〇厘	三四	九〇	一四〇
	實價二五圓未滿	七〇	四七	一〇〇	一七〇
	實價五〇圓未滿	八〇	五一	一三〇	二一〇
	實價七五圓未滿	九五	五八	一六五	二六〇
	實價一〇〇圓未滿	一一〇	六四	二四〇	三五〇
	實價一五〇圓未滿	一三五	七六	三一五	四五〇
	實價二〇〇圓未滿	一五〇	七九	四一〇	五六〇
	實價二五〇圓未滿	一八〇	九三	五〇〇	六八〇
	實價三〇〇圓未滿	二一〇	一〇六	五九〇	八〇〇
	實價三五〇圓未滿	二四〇	一二〇	六八〇	九二〇
	實價三百五十圓以上は五十圓を増す毎に	二五	一〇	九五	一二〇

公債直取引奬勵金の改正

從來、公債の直取引奬勵金率は收入賣買手數料の十分の八なりしが、大正四年四月一日賣買分より十分の九に改めたり。株式の直取引奬勵金率に就きては變更を加へず。

第二十三回改正

大正四年

新取引所法令の實施に依り、賣買上、非違行爲の取締嚴重となり、且つ税法改正の結果、賣買者

税法改正後第二次改正の要項

の負擔輕減したるに由り市場賣買高の漸增を來したるを以て、此の機に於て、更に手數料率を改正し、益々、賣買取引の圓滑增進を圖ることとし、仲買人組合との間に交涉を累ね、大正四年六月、手數料・仲買人口錢及び委託手數料の率を改正し、七月一日より實施したり。今、改正の要項を列擧すれば左の如し。

一 大正三年九月、新法實施の日より同四年三月に至る七箇月間に於ける新規賣買高を年額に引延ばしたるものを標準とし、取引所收入手數料額を金二十萬六千餘圓卽ち二割二毛を減額したること

二 證據金既入・未入に依る手數料率の區別を存し、其の差額は從來と、略々、同一の割合を以て十對七を下らざるものと爲したること

三 證據金未入(現落)賣買手數料は改正既入(本建)手數料に取引稅額を加へ、其の十分の七に當る額より取引稅額を引去りたる殘額の厘位に止めたること

四 本所の收入する手數料の純收入は賣買手數料より取引所營業稅及び同附加稅を控除したる殘額とし、仲買人口錢卽ち仲買人の純收入は委託手數料より賣買手數料及び取引稅を控除したる殘額としたること

五 取引所と仲買人の取分(純收入)との割合は取引所二割一分一厘、仲買人七割八分九厘と爲し、舊率に比し取引所の取分の中より六分六厘を減じて之を仲買人の取分に添加したること

直取引・延取引手數料改正

株式直取引奬勵金の廢止

公債直取引奬勵金の改正

既述の如く本所は直取引奬勵の爲め、其の賣買仲買人に對し收入賣買手數料の內、一定の金額を贈與し來りしを以て、本所の實際の手數料收入率は其の殘部なりしが、大正三年三月、取引所稅法改正の結果、收入賣買手數料に對し取引所營業稅を課せらるることとなりたれば玆に本所は右實際の收入率を以て手數料率となすことに改めたり。卽ち大正四年七月二日以降、株式に於ては收入賣買手數料より奬勵金（收入賣買手數料の十分の八）を控除したるもの（收入賣買手數料の十分の二）を以て賣買手數料となして之を徵收することとし、奬勵金は之を廢止せり。公債に就きては、從來、收入賣買手數料の十分の九を奬勵金として贈與し來りしが、改めて收入賣買手數料より其の十分の八を控除したるものを以て賣買手數料率となして之を徵收することとし、其の五割を奬勵金として贈與することとなしたり。且つ直取引及び延取引の違約賠償制は定款の改正により廢止せられたるを以て、兩者同率のものとなし、大正三年十二月の株主總會の決議を經て定期取引改正手數料と共に同四年七月二日より之を實施したり。改正直取引及び延取引手數料竝に定期取引手數料表左の如し。

（大正四年七月二日以降實施）

種別	直取引・延取引			
	徵收標準	賣買手數料率	仲買人口錢率	計（委託手數料率）
國債・地方債	額面一〇〇圓	二厘	四八厘	五〇厘
外國債・同地方債	額面一〇〇圓相當	二	五八	六〇
	實價五〇圓未滿	二	六八	七〇

種別	定期取引			
	徴收標準	賣買手數料率	仲買人口錢率	計（委託手數料率）
株式・社債	實價一〇〇圓未滿	三厘	七七厘	八〇厘
	實價一五〇圓未滿	四	九六	一〇〇
	實價二〇〇圓未滿	五	一二五	一三〇
	實價二五〇圓未滿	六	一六四	一七〇
	實價三〇〇圓未滿	七	二一三	二二〇
	實價三百圓以上は五十圓を增す每に	二	四八	五〇

種別	定期取引				
	徴收標準	賣買手數料率 本建	賣買手數料率 現落	仲買人口錢率	計（委託手數料率）
國債	額面一〇〇圓	五厘		六五厘	七〇厘
地方債	額面一〇〇圓	五		九五	一〇〇
社債	額面一〇〇圓	五		九五	一〇〇
外國債・同地方債	額面一〇〇圓相當	五		一四五	一五〇
株式	實價一〇圓未滿	四一厘	二八	七九	一二〇
	實價二五圓未滿	五七	三八	一一三	一七〇
	實價五〇圓未滿	六八	四二	一五二	二二〇
	實價七五圓未滿	七七	四五	一八三	二六〇
	實價一〇〇圓未滿	八九	五〇	二六一	三五〇
	實價一五〇圓未滿	一〇六	五六	三四四	四五〇
	實價二〇〇圓未滿	一二六	六二	四三四	五六〇
	實價二五〇圓未滿	一四六	六九	五五四	七〇〇
	實價三〇〇圓未滿	一七〇	八〇	六八〇	八五〇
	實價三百圓以上は五十圓を增す每に	二五	一〇	一二五	一五〇

第二十四回改正

大正五年

株式定期取引委託手數料率中左の通り變更の件、仲買人組合の申請に依り、大正五年十一月二十一日、承認を與へ、同年十二月一日より之を實施したり。

（大正五年十二月一日實施）

種別	定期取引			
	徵收標準	委託手數料率	徵收標準	委託手數料率
株式	實價一〇圓未滿	（如故）	一二〇厘	實價一五〇圓未滿	五〇厘
	實價二五圓未滿	（如故）	一七〇	實價二〇〇圓未滿	六五〇
	實價五〇圓未滿	（如故）	二二〇	實價二五〇圓未滿	八〇〇
	實價七五圓未滿	（如故）	二六〇	實價三〇〇圓未滿	一〇〇〇
	實價一〇〇圓未滿	（如故）	三五〇	三百圓以上は五十圓又は其の端數を增す毎に	二〇〇

第二十五回改正

大正七年

本建・現落の區別廢止

小口落禁止の結果、株式定期取引の現落已激減し、賣買手數料率に就き本建・現落の區別を存するの必要なく、且つ事務繁激を加へむとする趨勢あり。之が簡捷を期する爲め本建・現落の區別を廢し、之を單率と爲して其の料率を變更するの件、大正七年十月二十四日、認可申請を爲し、卽日、農商務大臣の認可を得、之と同時に同委託手數料率を改め、各同年十月一日より左の通り實施し、又仲買人組合より申請に係る定期取引委託手數料中、變更の件は九月二十三日、之を承認し、同じく十一月一日より實施したり。左表の如し。

定期取引

種別	徴收標準	賣買手數料率	委託手數料率
株式	一〇圓未滿	三八厘	一五〇厘
	二五圓未滿	五五	二一〇
	五〇圓未滿	六七	二七〇
	七五圓未滿	七六	三二〇
	一〇〇圓未滿	八八	四三〇
	一二五圓未滿	一〇〇	五三〇
	一五〇圓未滿	一〇五	六三〇
	二〇〇圓未滿	一二五	八〇〇
	二五〇圓未滿	一四五	一、〇〇〇
	三〇〇圓未滿	一六九	一、二〇〇
	三百圓以上は五十圓又は其の端數を增す毎に	二五	二〇〇

（大正七年十一月一日實施）

第二十六回改正

大正九年
公債直取引
奬勵金の廢止

大正九年九月、國債市場成立し、之と共に國債・地方債及び社債券の直取引及び延取引賣買手數料率を變更し、同月二十九日以降、之を實施したるが、之に伴ひ、從來の公債直取引奬勵金は之を廢止したり。

種別	直取引・延取引 徴收標準	直取引・延取引 賣買手數料率
國債・地方債證券・社債	額面一〇〇圓	三厘
外國國債・同地方債・同社債	額面一〇〇圓相當	三

（大正九年九月二十九日實施）

第二十七回改正

大正十年株式直取引奬勵金の再施

明治四十一年五月以來、實施し來りし株式直取引奬勵金は大正三年三月、取引所稅法改正の結果、同四年七月以來、之を廢止したることは既述したる所の如くなり。然るに大正十年一月二十七日、株式賣買手數料の三割を奬勵金として贈與することと爲し、次で、更に之を變更して特種銘柄以外の物件に對しては收入賣買手數料の四割五分を贈與することとしたり。尙ほ仲買人組合より申請に係る直延取引委託手數料率變更の件に就き承認を與へ、同年二月十八日以降、之を實施したり。

種別	直取引 徵收標準	直取引 賣買手數料率（大正十年一月二十七日實施）	延取引 徵收標準	延取引 委託手數料率（大正十年二月十八日實施）
株式	二五圓未滿	一〇厘	二五圓未滿	一〇〇厘
	五〇圓未滿	一五	五〇圓未滿	一二〇
	一〇〇圓未滿	二〇	一〇〇圓未滿	一四〇
	百圓以上は五十圓又は其の端數を增す每に	五	一五〇圓未滿	一七〇
			二〇〇圓未滿	二〇〇
			二五〇圓未滿	二五〇
			三〇〇圓未滿	三〇〇
			三五〇圓未滿	三五〇
			四〇〇圓未滿	四〇〇
			四百圓以上は五十圓又は其の端數を增す每に	五〇

（大正十年一月二十七日
二月十八日實施）

株式入札委託手數料の創定

大正十年八月二十七日、株式入札賣買細則を制定實施したる結果、入札に依る株式の直取引及び延取引賣買委託に對し、現行株式直取引及び延取引委託手數料の外、入札委託手數料として一株に付き金二十五錢を徵收するの件、仲買人組合の申請に承認を與へ、大正十年十月二十七日より之を實施したり。

株式直取引獎勵金の改正

大正十年十二月十四日、株式直取引獎勵金の內、特種銘柄及び本所舊株竝に新株（當時、本所新株は特種銘柄中に包含せず）に對する贈與金は之を廢止し、特種銘柄以外の物件に對しては之を輕減して收入賣買手數料の二割五分に改めたり。

第二十八回改正

大正十一年

大正九年九月、國債市場成立の際、國債・地方債竝に社債の直取引及び延取引委託手數料率を左の通り變更したるも、當時、未だ國債仲買人組合成立せざりし爲め、右委託手數料率變更承認の手續未了の所、組合成立し、同組合より大正十一年三月十一日、更めて變更の承認を求め來りたるに依り、本所は同月十四日、其の承認を與へたり。

直取引・延取引（大正九年九月變更實施 大正十一年三月十四日承認）

種別	徵收標準	委託手數料率
國債	額面 一〇〇圓	一〇〇厘
地方債	額面 一〇〇圓	二〇〇
社債	額面 一〇〇圓	二五〇

〔備考〕外國國債地方債及び社債は、英貨額面は十磅を百圓とし、佛貨額面は五百法を二百圓として換算するものとす

株式直取引奬勵金の廢止

大正十一年八月二十三日、株式直取引奬勵金は本所新舊株及び日清紡績株を除く外の株式の賣買に對して收入手數料の二割五分を增與することに改めたるが、同年九月一日、改正取引所法の實施と共に、自然、廢止となれり。

第二十九回改正

大正十二年

豫て國債・地方債及び社債等、債券實物取引賣買手數料率左の通り變更の件申請中の所、大正十二年六月二十七日、農商務大臣の認可を得、同年七月二日より之を實施したるが、國債市場設置の際、市場維持の經費を二分し、一半は取引員一人當り年額六百圓を本所へ納入し、一半は賣買百圓に付き三厘の手數料を納入することに定めたり。然るに今回一人當り六百圓を三百圓に減額し、手數料率を引上げたるものにして、本所の收入に於ては一人當り三百圓を減ずる爲め一萬五千六百圓を減じ、手數料率を高むる爲め五千八百四十二圓を增し、差引約九千圓の減收となる譯なるを以て、事實上は手數料の減少となれり。

（大正十二年七月二日實施）

實物取引

種別	徵收標準	賣買手數料率
國債・外國債	額面 一〇〇圓	四厘
地方債	額面 一〇〇圓	八
社債	額面 一〇〇圓	一〇

（備考）外國國債は、一磅は十圓、一法は四十錢、其の他は法定平貨を以て換算す

第三十回改正

諸物價騰貴し、取引員の營業費增加したるを以て、之が輕減を圖らむ爲め、株式清算取引賣買手數料率中、新に現落手數料率を定むることに變更の件、大正十二年八月三日、認可申請を爲し、同月十四日、農商務大臣の認可を得、同年八月二十日より左の通り之を實施したり。

（大正十二年八月二十日實施）

種別	徵收標準	清算取引手數料率 本建賣買	清算取引手數料率 現落
株式	帳入直段 一〇圓未滿（如故）	分 三八厘	分 二八厘
	帳入直段 二五圓未滿（如故）	五五	四〇
	帳入直段 五〇圓未滿（如故）	六七	四九
	帳入直段 七五圓未滿（如故）	七六	五五
	帳入直段 一〇〇圓未滿（如故）	八八	六四
	帳入直段 一二五圓未滿（如故）	一〇〇	七三
	帳入直段 一五〇圓未滿（如故）	一〇五	七六
	帳入直段 二〇〇圓未滿（如故）	一二五	九一
	帳入直段 二五〇圓未滿（如故）	一四五	一〇五
	帳入直段 三〇〇圓未滿（如故）	一六九	一二三
	三百圓以上は五十圓又は其の端數を增す每に（如故）	二五	一八

第三十一回改正

大正十三年短期取引賣買手數料率及委託手數料率創定

大正十三年五月、短期取引開始に伴ひ、短期取引賣買手數料率及び同委託手數料率を創定し、同年五月三十日、農商務大臣の認可を得、同年六月一日より左の通り各之を實施したり。

（大正十三年六月一日實施）

種別	短期取引		
	徴收標準	賣買手數料率	委託手數料率
株式	一〇〇圓未滿	三〇厘	二〇〇厘
	一二五圓未滿	三二	二五〇
	一五〇圓未滿	三四	三〇〇
	一七五圓未滿	三七	三五〇
	二〇〇圓未滿	四〇	四〇〇
	二百圓以上は二十五圓又は其の端數を增す毎に	三	五〇

（備考）短期取引賣買手數料の徴收標準は受渡標準値段に依り、新規仕切賣買毎に之を徴收す

第三十二回改正

大正十四年短期取引現落手數料率の創定

經濟界不況の影響を受け、市場不振にして取引員の經營困難なるを以て、左の通り短期取引賣買手數料率を輕減し、其の實收を增加せしむる目的を以て、新に現落手數料率を定め、大正十四年一月二十三日、認可申請を爲し、同月二十六日、農商務大臣の認可を得、同月二十八日後場より之を實施したり。

（大正十四年一月二十八日後場實施）

一、短期取引

種別	徴收標準	本賣買手數料率 建	現	落
株式	一〇〇圓未滿	二六厘		二〇厘
	一二五圓未滿	二八		二二
	一五〇圓未滿	三〇		二四
	一七五圓未滿	三三		二七
	二〇〇圓未滿	三六		三〇
	二百圓以上は二十五圓又は其の端數を増す毎に	三		三

（備考）徴收標準は受渡標準値段に依り新規仕切賣買毎に之を徴收す

臨時復興助成資金の創定

大正十二年九月の大震火災に因り取引員の被りたる損害を緩和する爲め、左の方法に依る臨時復興助成資金支出の件、大正十四年五月十四日、農商務省に承認の申請を爲し、同年六月八日、商務局長の承認を得て之を實施したり。

一、實物取引に於ける東京株式・同新株式及び日清紡績株式以外の株式に付ては其の賣買手數料納入額の一割五分に相當する金額を臨時復興助成資金として今後二箇年間各其の納入者に交付すること

第三十三回改正

大正十四年

短期取引賣買手數料率及び同委託手數料率中、左の通り變更の件、大正十四年七月十五日、商工大臣の認可を得、同月二十日より之を實施したり。

（大正十四年七月二十日實施）

種別	徴收標準	短期取引 本賣買手數料率 建	現	落	委託手數料率
株式	五〇圓未滿	二〇厘		一四厘	一六厘
	七五圓未滿	二三		一七	一八
	一〇〇圓未滿（如故）	二六（如故）		二〇（如故）	二〇〇
	一二五圓未滿（如故）	二八（如故）		二二（如故）	二五〇
	一五〇圓未滿（如故）	三〇（如故）		二四（如故）	三〇〇
	一七五圓未滿（如故）	三三（如故）		二七（如故）	三五〇
	二〇〇圓未滿（如故）	三六（如故）		三〇（如故）	四〇〇
	二百圓以上は二十五圓又は其の端數を增す毎に（如故）	三（如故）		三（如故）	五）

（備考）短期取引賣買手數料ハ徴收標準は受渡標準値段に依り、新規仕切賣買毎に之を徴收す

第三十四回改正

國債・地方債及び社債等、債券の毎火曜日限の三期を期限とする清算取引は、從來、規定上、存したるも、實際上、絶えて賣買行はれず。從て長期取引及び實物取引賣買手數料率は大正三年、税法改正の結果、變更したる儘、久しく改正を加へざりしが、大正十四年、二箇月長期清算取引を開始するに當り、市場其の他の諸設備の完全を期し、之に伴ふ諸經費の增加するを免れざるを以て、變更の必要を認め、大正十四年十月二十九日、賣買手數料率及び委託手數料率の變更申請を爲し、同年十一月十四日、商工大臣の認可を得、長期取引に在りては同月十八日より、實物取引に在りては十二月一日より左の通り各之を實施したり。但し債券類の實物取引委託手數料に

在りては、其の發達を期する爲め其の率を低下したり。

（大正十四年十一月十八日 十二月一日實施）

種別	徴收標準	長期取引（大正十四年十一月十八日實施）			實物取引（大正十四年十二月一日實施）	
		賣買手數料率		委託手數料率	賣買手數料率	委託手數料率
		本建	現落			
國債	額面一〇〇圓	一一厘	八厘	一二五厘	五厘	一〇〇厘
地方債	額面一〇〇圓	一八	一三	一七五	一〇	一五〇
社債	額面一〇〇圓	二〇	一五	二二五	一二	二〇〇

（備考）外國國債・地方債及び社債に付きては、英貨額面は一磅を十圓、佛貨額面は一法を四十錢、米貨額面は一弗を二圓、其の他は法定平貨を以て換算す

第三十五回改正

大正十五年取引所法令の改正による株式長期取引及實物取引同委託手數料の制定認可

委託手數料に就きては、從來、取引員組合にて其の率を定め、本所の承認を得て實施し來りしが、大正十一年七月、取引所法施行規則改正の結果、同規則第十五條に依り、取引員は委託手數料を定め、取引所を經由して農商務大臣に其の認可を申請すべきこととなりたるを以て、大正十一年十月二十五日、取引員組合より現行の株式長期取引及び同實物取引の委託手數料率に就き認可申請中の所、翌年九月、彼の大震火災の事あり、大正十五年二月二十六日に至り、漸く左の通り商工大臣の認可を得、株式實物取引は大正十五年三月五日より、株式長期取引は同年三月十六日新市五月十五日限分より各之を實施したるが、株式長期取引委託手數料に在りては、從來、取引税に就き取引所税法第六條に於て轉賣及買戻には取引税を課せざる旨を規定し、賣買

玉が受渡に依りて決濟せらるると轉賣買戻に依りて決濟せらるるとを問はず、賣建又は買建の賣買取引に對し一回課税し來りたりしが、大正十一年四月、税率の半減と共に賣建又は買建の賣買取引に對する課税の外、更に轉賣買戻の賣買取引に同率の取引税を課せらるることとなりたるを以て、建玉が受渡に依りて決濟せらるる場合と然らざる場合とに區分して、委託手數料を徵收することに定めたるものとす。

（大正十五年三月五日實施）

實物取引

種別	徵收標準	委託手數料率	徵收標準	委託手數料率
株式	二五圓未滿	一〇〇厘	二〇〇圓未滿	二〇〇厘
	五〇圓未滿	一二〇	二五〇圓未滿	二九〇
	一〇〇圓未滿	一四〇	二百五十圓以上は五十圓又は其の端數を增す毎に	五〇
	一五〇圓未滿	一七〇		

長期取引

種別	徵收標準	委託手數料率	取引税平均額	受渡分の料率
	一〇圓未滿	一五〇厘	二厘	一四八厘
	二五圓未滿	二一〇	四	二〇六
	五〇圓未滿	二七〇	九	二六一
	七五圓未滿	三二〇	六	三一四

（大正十五年三月十六日新甫（五月十五日限分より實施））

株式一

一〇〇圓未滿	四三〇厘	二二厘	四〇八厘
一二五圓未滿	五三〇	二八	五〇二
一五〇圓未滿	六三〇	三四	五九六
二〇〇圓未滿	八〇〇	四四	七五六
二五〇圓未滿	一、〇〇〇	五六	九四四
三〇〇圓未滿	一、二〇〇	六九	一、一三一
三百圓以上は五十圓又は其の端數を増す毎に	二〇〇		

（備考一）取引稅の平均額は各徵收標準價格の中値を以て算出し、厘位以下は四捨五入す

（備考二）受渡を履行したるものに付きては委託手數料より前記取引稅平均額を控除するものとす

第三十六回改正

大正十五年輕減額の共同擔保資金繰入

短期取引に於ける賣買取引は、漸次、順調に發達し、其の賣買高增加し來りたりと雖、尙ほ經濟界不況の際なれば取引員の負擔を輕減する爲め賣買手數料率を輕減することとし、之と同時に其の輕減額に相當する金額は、之を短期取引員組合に積立て、共同擔保の資金と爲すことに同組合總會の決議を經、大正十五年十月十一日、認可申請を爲し、同月二十九日、商工大臣の認可を得、同年十一月一日後場より左の通り之を實施し、尙ほ右輕減額の積立に就きては商務局長通牒の次第もあり、爾後之を同組合規約第七條及び第八條の共同擔保資金に繰入るることと爲したり。

（大正十五年十一月一日後場より實施）

種別	徴收標準	短期取引賣買手數料率 本建分	短期取引賣買手數料率 現落分
株式	五〇圓未滿	一九厘	一四厘
	七五圓未滿	二一	一五
	一〇〇圓未滿	二二	一六
	一二五圓未滿	二四	一七
	一五〇圓未滿	二六	一九
	一七五圓未滿	二九	二一
	二〇〇圓未滿	三二	二三
	二百圓以上は二十五圓又は其の端數を增す每に	二	本建率の二割七分五厘減、但し毛位は四捨五入す

第三十七回改正

大正十五年臨時復興助成資金の廢止

大正十四年六月八日以降、實施し來れる株式實物取引に對する臨時復興助成資金は之を廢し、之に相當する賣買手數料率を輕減し、及び委託手數料率も之に準じて輕減することとし、大正十五年十二月一日、商工大臣の變更認可を得、同年十二月十一日より左の通り各之を實施したり。

（大正十五年十二月十一日實施）

實物取引

種別	徵收標準	賣買手數料率	委託手數料率
株式	二五圓未滿	七厘	八〇厘
	五〇圓未滿	一一	一〇〇
	一〇〇圓未滿	一四	一二〇
	一五〇圓未滿	一八	一四〇
	二〇〇圓未滿	二二	一七〇
	二五〇圓未滿	二六	二〇〇
	三〇〇圓未滿	二九	二五〇
	三百圓以上は五十圓又は其の端數を增す每に	三	五〇

第三十八回改正

短期取引に於ける受渡株調節の爲め、特定取引員の行ふ賣買に對しては其の賣買手數料を免除し、昭和二年七月十八日賣買分より實施することとし、翌十九日、商工大臣の認可を得たり。

第七章　賣買證據金・代用有價證券

株式取引條例の證據金規定

明治七年の株式取引條例第二十六條に於て、初めて賣買證據金の事を定め、同條第二項に「證據金ハ約定高ヲ當日相場ニ見合セ實額ノ二割五分(四分ノ一)ヲ賣主買主ト雙方ヨリ差入ルヘシ尤モ相場ノ高低ニ應シ數度ニテモ增證據金ノ追差ヲ支配人ヨリ相達シ常ニ二割五分宛ノ高ヲ減損セシメサルヘシ」と規定し、證據金の半額は賣買約定を爲すと同時に、他の半額は翌日午後三時迄に差入る可しとせり。

株式取引所條例の證據金規定

明治十一年五月、本所創立の際、發布せられたる株式取引所條例、第三十七條に於て「凡取引所ニ於テ賣買ノ約定ヲナシ其ノ定期ニ係ルモノハ約定金高百分ノ五宛ニ下ラサル證據金ヲ賣買雙方ヨリ差入ルヘシ而シテ其ノ期限中相場ノ高低等ニヨリテハ追證據金增證據金等ヲ差入レシムルコトヲ得ヘシ」と定めたれば、之を受けて本所申合規則第三款第一條乃至第三條に

最初の證據金規定

互りて賣買證據金の規定を設けたり。卽ち證據金を(一)本證據金(二)半證據金(三)追證據金(四)增

本證據金

證據金の四種と爲し、本證據金は賣買物件の實價の高下に隨ひ、左の率に依りて當日賣買高實價二千圓迄(本證據金卽日納入猶豫制限額)は翌日正午十二時を限り納入するものとせり。

實價五十圓以上・六十圓未滿　金三圓

同　六十圓以上・八十圓未滿　金四圓

同　八十圓以上百圓未滿　　　　　　　　　　金五圓

同　百圓以上は之に準ず

半證據金

而して半證據金は本證據金の半額にして、連日、賣買差引殘高總額二千圓(半證據金納入猶豫可制限額)以上に達するときは、其れ以上の分に對し、右の率に依りて卽日午後四時迄に納入す可きものとし、追證據金は同じく本證據金の半額にして、賣買約定直段が本證據金の半數に當る

追證據金

相場の昂低あるときは、其の損方より右の率に依りて翌日本場立會迄に之を納入せしめ、若し相場の昂低甚しく、爲めに本證據金の半額以上に達したるときは、此の追證據金は卽日午後四時迄に納入せしむることとせり。但し相場にして舊價位に復したるときは、之に應じて追證

增證據金

據金を差戾すものとす。最後に增證據金は本證據金と同額にして、約定期日前、十日間の現存取組の分及び新規約定の分に對し之を納入せしめ、又相場に非常の昂低あるか又は賣買不穩なりと認めたる場合には、卽日、之を納入せしむるものとす。

明治十一年六月、本證據金卽日納入猶豫制限額及び半證據金納入猶豫制限額を擴張して切手五十枚と爲し、之に附隨して仲買人の身元金(百圓の規定)二百圓乃至三百圓を納付せる者に對しては、之に比例して納入猶豫制限枚數を增加す可しと定めたり。次で同年十一月の定款

半證據金廢止

改正に依り、半證據金の名目を廢し、其の規定を本證據金に合したり。

抑も賣買證據金を徵するは、其の約定を鞏固ならしむるを主旨とするが故に、政府の發行せる公債證書を以て之に代用するも可なりと認め、本所は明治十一年七月、證據金代用證券の事

代用證券の權輿

を大藏省に申請したるに、同月十二日、特に無記名公債證書に限り代用を允許せらる。是れ代用有價證券の權輿なり。次で同年八月六日、起業公債全額拂込無記名となる可き假證券をも代用證券に加へらる。翌十二年三月十七日、起業公債無記名證券を以て仲買人身元保證金に代用するの允許を得たり。

明治十三年の改正

明治十三年九月、申合規則改正に依り、賣買證據金を公債と株式との二樣に區別し、公債に對しては從來の實價階級制を適用し、株式に對しては本證據金を單に實價百分の五と定めて階級を設けず。且つ即日納入猶豫制限額を四百圓と定め、別に相場に非常の變動あるか又は不穩の賣買ありと認むるときは、相當の額を定めて臨時證據金を即日又は即時に徵收す可しと定めたり。

明治十六年の改正

明治十六年三月、申合規則の規定を、公債・株式と金銀貨とに二分し、公債・株式の證據金率を改正して公債の本證據金は

額面五百圓に付	實價百圓未滿	金五圓
同	同 百圓以上二百圓未滿	金十圓
同	同 二百圓以上三百圓未滿	金十五圓
同	同 三百圓以上四百圓未滿	金二十圓
同	同 四百圓以上五百圓未滿	金二十五圓

餘は右に準ず

と定め、株式は實價百分の五乃至百分の三十とし、各株式賣買の實況に依り、役員商議の上、此の制限内に於て、時々、之を定むることとし、以前、半證據金の規定を襲へる本證據金半額納入猶豫制限を撤廢せり。之に依り各株式本證據金を著しく增額して、一株に付き最高三十圓迄に定めたり。又同年八月、金銀貨幣定期取引再開に付きて、金銀貨幣賣買申合規則を改め、其の定期賣買本證據金は約定直段に依り、實價(呼値)階級に從て千圓切手一枚に付き左の率を以て徵收することとせり。

金銀貨證據金

實價	一圓以上 一圓十錢迄	切手一枚に付	金五十五圓
同	一圓十錢以上 一圓二十錢迄	同	金六十圓
同	一圓二十錢以上 一圓三十錢迄	同	金六十五圓

餘は右に準ず

而して追證據金及び增證據金に關する規定は大體、公債・株式の分と同樣なり。

明治二十一年の改正

明治二十一年十二月の申合規則改正に依り證據金率を改正して公債の實價階級、八十圓以上・百二十圓未滿を左の二階級に分ち、價格の高きものに對し幾分を低減したり。

額面五百圓に付	實價	八十圓以上 百圓未滿	金五圓
同	同	百圓以上 百二十圓未滿	金六圓

餘は右に準ず

而して株式に對しては、幾分、率を引上げて實價百分の五乃至五十と改め、各會社の資本金額を

基とし、右制限の範圍内に於て各株式本證據金率を決定し、翌二十二年一月四日以降、之を實施せり。同時に非常の事變の爲め、賣買の中止又は休止を爲したる場合には、本證據金額三倍以内の增證據金を徴收することとしたり。

株券代用の開始

之より先き明治十八年三月、中山道鐵道公債證書を以て諸證據金代用證券と爲したるが、二十四年七月、仲買人身元金の增額に由り、身元金代用證券として、公債證書及び其の外、日本鐵道株以下十三種の株券を指定し、爾後、毎期代用證券を指定したるが、二十九年十二月の定款改正に依り、本證據金及び增證據金の代用として國債及び地方債證券の外、諸會社債券及び株券を指定し得ることとなりしを以て、本所は追證據金を除くの外、身元保證金及び賣買證據金を通じて、適宜、之が代用證券を指定し得ることとなれり。

明治二十六年の新規定

明治二十六年、取引所法制定に依り、賣買證據金の事は之を定款に於て規定したるが、直取引は約定代金高三千圓迄證據金を要せざるも、其れ以上の分に對しては（賣方にして現品を本所に供託したる場合を除き）代金高百分の三に當る證據金を納入するを要し、延取引は定期取引の諸證據金規定に準ずと雖も、本證據金千圓以上の取組を爲さんとするときは、其れ以上の分に對して本證據金の半額を納入するを要すと定め、定期取引の證據金は從來の三種類を維持し、其の率も從前のものを適用して別に實價の階級を設けず、個々の證據金率は本所（理事長）に於て、適宜、之を指定することとせり。

本證據金最低限度

尙ほ定期取引本證據金が四千圓に達したるときは、其れ以上の賣買約定に對し、豫め本證據金の半額を納入するを要すと定めたり（本證據金半額豫納制限額）。而して實際に徴收したる各銘柄本證據金率は其の徴收最低限度を、公債及び社債は實價百分の一とし、株式は其の會社の資本金額及び株數の多寡並に利益金配當の割合等に依り四種に區別して、甲種は實價百分の三、乙種は百分の四、丙種は百分の五、丁種は百分の六を以て各本證據金徴收額の標準となしたり。之を從前の率に比すれば、公債に於て實價百分の四、株式に於て百分の二の減率に當れり。

明治三十年延取引證據金率改正

明治三十年六月の定款變更に當り、延取引の證據金率を改正し、其の本證據金率を受渡期日の長短に依り區別し、標準を定期取引に採りたり。左の如し。

受渡期日五十日以内　定期取引本證據金四分の三
同　五十日以上 百日以内　定期取引本證據金同額
同　百日以上 百五十日以内　定期取引本證據金二割五分增
但し五日以内の受渡にして本證據金額五千圓以下なるときは證據金を要せず

直取引無證據金賣買制限額の增額

之と同時に、仲買人身元保證金三千圓を五千圓に增額したる關係上、直取引の無證據金賣買制限額を十倍して約定代金高三萬圓又は株數五百株と爲し、其れ以上の取組を爲さんとするときは代金高百分の一乃至五十の證據金を豫納するを要すとし、又本證據金半額豫納制限額を擴張し、延取引は五倍して五千圓と爲し、定期取引は二倍半して一萬圓に改め、尙ほ又新に賣約

定を爲したる者は、其の約定物件を本所に預託して證據金に代用することを得しめたり。蓋し斯く證據金納入規定を寛大にしたるは、仲買人身元保證金增額に由る理由以外、賣買取引を圓滑自由ならしめんとの趣旨に出でたるものなり。尙ほ之より先き明治二十九年十二月、定款變更に方り、舊申合規則に在りて新定款に削除したる、受渡期日前、十日以內の現在取組及び新規約定に對する增證據金徵收制を復活し、以て受渡の確實を期せんとしたり。

現品預託代用

受渡前の增證據金徵收制復活

明治三十二年改正の要項

明治三十二年八月、定款の大改正を行ふや、證據金に關しても重要なる改正を加へたり。左の如し。

一 從來、無證據金なりし直取引に對し賣買雙方より約定代金高百分の一乃至三十の範圍に於て證據金を徵收すること

二 前回改正に當り設けたる延取引と定期取引との本證據金の區別を廢して兩者同一率の下に徵收することとし、之を左の如く改むること

國債・地方債　　代金高百分の一乃至十(增加)

社債・株式　　代金高百分の三乃至五十(如故)

三 仲買人身元保證金七千圓を增して一萬二千圓と爲したる結果、定期取引の本證據金半額豫納制限額を倍加して二萬四千圓と爲すこと

四 賣買不穩の徵候あるとき又は或る種類の銘柄に對し、一時に巨額の新規賣買を爲さんとする者あり。爲めに取引不安つ虞ありと認むるときは、其の仲買人に限り約定前に本證

據金を納入せしむること

兩建玉證據金免除

明治三十六年四月、定期取引限月短縮の救濟策として延取引の擴張を見るや、其の本證據金半額豫納制限額を定期取引と同じく二萬四千圓に擴張し、且つ其の賣買兩建にして同種・同期日・同價格のものは諸證據金を免除せり。

追證據金半額代用

從來、有價證券の證據金代用は、本證據金及び增證據金に限りて追證據金に及ばざりしこと既述の如し。然るに明治三十九年四月の定款變更に依り、追證據金の納入額の二分の一を限度として本所の指定したる有價證券を代用納入することを得と改めたり。是に於て、仲買人身元保證金及び賣買證據金を通じて證券を代用し得ることとなれり。

國債の證據金免除

直取引無證據金賣買制限額廢止

明治四十年十二月、曩きに政府は國債證券の流通を便利ならしむる爲め、之に對する取引所税を免除したるが、本所に於ても、此の趣旨を體し、定款の改正に當り、國債證券の延取引及び定期取引に限り證據金を免除することとしたり。同時に直取引奬勵の爲め、直取引無證據金賣買制限額に關する規定（約定代金三萬圓若くは株數五百株）を廢し、單に本所に於て、豫め證據金徵收の必要ありと認め、仲買人に通知を發したるときは、之を納入したる後にあらざれば賣買することを得ずと改めたり。

明治四十五年改正の要項

明治四十五年七月の定款變更に於て、賣買證據金に關し重要なる改正あり。左の如し。

一　延取引の證據金に關する規定を定期取引より分離して直取引と同一と爲し、其の證據金率を賣買約定代金高の百分の一乃至三十の範圍內に於て本所の必要と認めたる場合に

之を徴收すること

二 隨て延取引の賣買兩建に係る同種・同期日・同價格のものの證據金免除規定を削除すること

三 仲買人身元保證金を三萬圓に增額したる結果として、定期取引に於ける本證據金半額豫納制限額を高めて五萬圓（從前は二萬四千圓）と爲すこと

四 仲買人身元保證金・賣買證據金若くは代用證券の債權を他に讓渡し若くは質入し、又は讓渡若くは質入の豫約を爲すを禁じたること

五 前項の債權證券に付き裁判所より差押命令（拂渡差止命令）の送達ありたるときは、該命令の失效に至る迄、其の仲買人の新規賣買を停止すること

追證據金全額代用

右の外、從前、追證據金の代用證券納入は、半額に限り之を許したるを、改めて本證據金及び增證據金に均しく全額代用納入を許したり。

本證據金一萬圓迄の猶豫

大正二年三月、仲買人身元保證金三萬圓完納に依り、同年四月一日より大正四年三月三十一日迄に於て爲す定期取引に就き、本證據金額一萬圓に達する迄は之を猶豫するの特例を設けたり。

大正三年改正の要項

大正三年八月、營業細則を變更して、證據金徵收に關する重要なる規定を追加したり。即ち左の如し。

一 定期取引の同銘柄・同限月・同數量・同價格の賣買兩建に對しては、諸證據金を免除すること

二同銘柄・同限月・同數量にして價格異なるものは、後の賣買價格を標準として假りに差金を授受したる上、諸證據金を免除すること

三轉賣買戾に依り賣買兩建の一方を處分したるときは、其の殘存玉の一方に對し新規賣買の例に依り諸證據金を徵收すること

四買方より徵收する諸證據金は約定金額を超過せざること

大正三年の取引所法改正に伴ひ、定款竝に營業細則を變更するに當り、賣買證據金は、全部、營業細則の規定事項となりたるを以て、營業細則第十四條乃至第二十九條に之を規定せり。而して新規定の證據金は(一)本證據金(二)追證據金(三)增證據金の三種とすること依然たりと雖も、直取引及び延取引に對しては賣買擔保の責に任ぜざることとなりたる結果、賣買證據金は單に定期取引に就てのみ徵收することとなり、且つ徵收標準・徵收の時期・免除及び猶豫等の規定に就き更改する所尠からず。左の如し。

一本證據金徵收の準標に付き、從來の規定は約定代金高を採りしも、之を帳入直段に更め、以て實際の取扱と一致せしめ、且つ其の徵收率の最低限を定めずして單に最高限を百分の五十と定めたること

二本證據金の納入期は、從來、帳入當日の翌日午後一時迄なりしが之を賣買取引當日の翌々正午迄と改めたること

右の規定は新定款竝に營業細則と共に、大正四年七月一日より實施したり。

代用證券擴張

大正六年一月、歐洲大戰に基く外國債の嵩增頓に甚しきものあるに及び、農商務大臣の認可を得て、賣買證據金の代用證券中に、内國に於て發行せられたる外國債證券を追加するに至れり。

追證據金代用額の制限

大正六年七月、時局の影響による賣買高の急增は、代用有價證券を以てする追證據金の納入に制限を付するの必要を生じ、營業細則の改正を行ひたり。左の如し。

一 仕切玉に對する本所の立替金額が、三營業日以上、引續き金一千四百萬圓を超えたる場合に於ては、將來、徵收すべき追證據金の代用證券を以てする納入額を其の半額迄に制限し得ること

二 (一)五營業日以上、引續き前項の立替金が金一千一百萬圓を下りたるとき(二)五營業日以內と雖も其の立替金額一千一百萬圓を下り、本所に於て其の必要なしと認むるときは、前項の制限を解除し得ること

兩建玉證據金免除の廢止と本證據金猶豫

大正七年七月、小口落禁止の勅令發布せらるるや、諸證據金の制度は必然的に變更を來し、營業細則中、左記各項に亙りて重要なる規程を設くると同時に、受渡期日の切迫せる場合の增證據金に就きては、例外として其の納入期日を繰上げ得べき旨を定めたり。

一 兩建玉と雖も證據金を免除せざること

二 片建玉に對する證據金は、其の仲買人の兩建玉に付き現に本所に差入れある本證據金、同一帳入區域內の建玉に對する追證據金及び增證據金の額を超えざる限度に於て、其の建

玉に付き委託者が委託證據金を提供する迄、其の差入れを猶豫し得ること、但し其の期間は三日を超えざること

三　兩建玉に對する證據金は、其の建玉に付き委託者が委託證據金を提供する迄、其の差入れを猶豫し得ること、但し其の期間は三日を超えざること

兩建玉證據金免除の復活と追證據金及增證據金の制限

大正九年六月、政府の小口落解禁により、直に兩建玉に對する證據金免除の復活と爲り、其の制度は全く禁止以前の方法を採用するに至りたるが、只だ追證據金及び增證據金の半額は、爾後、必ず現金を以て差入れしむることに改めたり。

取引所法の改正に伴ふ變更

大正十一年四月、取引所法の改正により、委託者をして身元保證金及び賣買證據金に付き新に優先權を得しめ、次で同七月、取引所令の改正により、營業細則を更め、業務規程として新に認可の申請を要するに至りたるが、諸證據金の徵收等に付きては格段の變更なく、僅に、從來、其の名を成文に止めざりし豫納證據金の稱呼を追加するに止めたり。

割增證據金の新設と短期取引の開始

大正十三年六月一日、短期清算市場開始せられ、同時に左の如き改正を見たり。

一　新に割增本證據金の一種を設け、各銘柄每に各月限を通算して賣買玉を通算したる殘玉が一定の限度を超過したる場合、其の超過部分に付き必要に應じて之れを徵收すること

二　短期取引につき差入れしむる本證據金及び割增本證據金の差入時限は、帳入當日の午後三時迄とし、其の他に付きては總べて實物取引に付き差入れしむる證據金と同樣たらしめたること

大正十四年十月、一般取引員の身元保證金(十五萬圓)完納を機として、財界の不況に際し取引員の負擔を輕減せしむる爲め、爾後、大正十六年十月三十一日迄の間、長期取引に於ける本證據金の納入は、同一取引員に付き身元保證金額の二割の範圍内に於て、之れを猶豫し得る規程を設けたり。

本證據金の徵收猶豫

大正十四年の改正要領

大正十四年十一月、國債・地方債・社債及び外國々債の長期取引開始せられ、業務規程中、亦幾多の變更を見たるが、内、證據金に關する事項を擧ぐれば左の如し。

一 受渡期日前、取引所に提供する證劵が委託者名義なるときは、賣渡委任狀の外、委託證明書を添付すること

二 國債市場に於ける清算取引にありては、同一取引員に付き本證據金額一萬圓に達する迄之を免除し得ること

三 國債市場に於ける割增本證據金に付きては、國債・地方債・社債及び外國債證劵に付き豫め本所の定めたる數銘柄の各殘玉數の合計が一定額を超過したる場合、其の超過額に付き株式の長期取引と同樣の取扱を爲すこと

四 國債・地方債・社債及び外國債の長期取引に對する割增本證據金の差入れは、本證據金の納入と同時なるべきこと

株式長期取引本證據金納入猶豫に關する規定は、大正十四年十一月一日より大正十六年十月三十一日迄に爲したる賣買に限り適用すべきの所、財界の不況尙ほ深刻なるものあるを以

て、更に昭和三年十月三十一日迄之を延期したり。

第八章　取引員身元保證金

仲買人身元保證金創定

明治七年の株式取引條例には、仲買人身元保證金の規定なく、九年の米商會所條例に於て始めて、仲買人の身元金は少くとも百圓以上たるべしと定め、十一年の株式取引所條例は右の規定に準じて百圓以上と爲したるが、本所定款第四條に於て「仲買人ノ身元金ハ一名毎ニ百圓トス此身元金ハ取引所ニ於テ使用スルコトナキカ故ニ利息ハ拂ハサルヘシ」と定め、同年八月、更に之を百圓以上と改めたるが、是より先き六月、身元金納入高の多寡に依り本證據金即日納入猶豫制限額を増減したり。

第一回改正

第二回改正

明治十二年三月、始めて無記名公債を身元金の代用となすことを認可せられ、同年十月、金銀貨幣取引開始に際し、身元金を増額して二百圓以上となしたり。次で十三年二月、仲買人及び仲買人手代に關する規定の改正に際し、更に身元金を増額して三百圓以上と改めたるが、同年五月、金銀貨取引再開に當り、株式仲買人と金銀貨仲買人とを區別し、前者の身元金を二百圓とし、後者の身元金を千二百圓に改め、且つ公債證書を以て代用納入し得ることを、定款を以て規定したり。越えて十四年十月、金銀貨仲買人の身元金を千圓に減じたるが、十六年三月の定款改正に當り、株式仲買人の身元金を四百圓に増額し、身元金預り證書を他に融通することを禁じたり。

第三回改正

第四回改正

第五回改正

第六回改正

第七回改正

第八回改正

明治二十四年六月營業延期の附帶條件の一として、仲買人身元金を四百圓より、一躍、二千四百圓に增額したるが、仲買人中、期限に至り、納入を爲さざる者に對して新規賣買を停止せしめたり。

身元金代用證券擴張

而して從來、身元金の代用證券を公債證書に限りしを、更に擴張して本所に於て確實と認むる諸株券をも代用に供することを得しめたり。

第九回改正

明治二十六年、取引所法の制定せらるるや、仲買人身元保證金は四百圓を減じて二千圓と爲したるも、他方に於て、初めて定期取引の本證據金半額豫納規定を設け、本證據金額が四千圓を超過するときは、超過部分に對し豫め本證據金の半額を納入するにあらざれば、賣買約定を爲すことを得ずと定めたり。

第十回改正

然るに二十九年十一月、政府の内命に依り、身元保證金千圓を增加して三千圓と爲し、同年十二月迄に納入することとなりしが、單に定款の規定を改正したるのみにて實行に至らざりき。

第十一回改正

明治三十年六月の定款改正に於て、身元保證金二千圓を增額して（前回の分と併せて三千圓）五千圓と爲し、同年十二月三十一日までに完納となりたるが、同時に本證據金半額豫納制限額を擴張したり。

第十二回改正

明治三十二年八月、更に身元保證金を一萬二千圓に增額し、隨て定期取引本證據金半額豫納制限額をも二萬四千圓に增加したり。然るに三十五年六月、勅令第百五十八號（限月短縮令）に依り、仲買人の身元保證金を金庫に供託することとなり、且つ其の員額の異動ある毎に主務官廳へ屆出づることとなり、著しく其の取扱規定を嚴重にしたり。

第十三回改正

第十四回改正

明治四十年十二月、直取引仲買人特設に當り、普通仲買人の身元保證金を一萬二千圓とし、直取引仲買人の身元保證金を五千圓と定めたるが、四十四年七月、直取引仲買人廢止の結果、一般に一萬二千圓となる。次で、四十五年七月の定款變更に依り、身元保證金を三萬圓に增額し、大正二年三月を以て完納したり。

身元保證金代用證券擴張

大正六年一月、外國債證券の漸增に伴ひ、身元保證金代用有價證券中に、內國に於て發行せられたる外國債證券を追加したり。

第十五回改正

同年三月、資本金の增加と共に身元保證金を五萬圓に增額し、增加額金二萬圓の內、金一萬圓は同年七月、殘金一萬圓は同年十一月及び翌七年六月の二回に分ちて分納せしむること、大正七年六月迄の間に新に仲買人の免許を得たる者の身元保證金は、其の當時に於ける一般仲買人の納入額を標準とし、殘部に付きては前段同樣たるべきことに改めたり。

第十六回改正

第十七回改正

大正九年二月、定款の改正により、國債仲買人を新設し、其の身元保證金二萬圓は之れを大正十五年十二月限り納入せしむることとしたるが、同九年六月、資本金の增加に伴ひ、一般仲買人の身元保證金を十五萬圓に增額し、增加額十萬圓は、同年九月に金二萬五千圓、同十年三月に金二萬五千圓、殘額五萬圓は同十一年三月迄の間に於て之れを納入せしめ、大正十一年三月迄の間に、新に免許を受けたる仲買人の身元保證金は、其の當時に於ける一般仲買人の納入額を標準として、爾後、前段の例に依らしむることに改め、更に大正十一年三月に至り前記五萬圓の納

身元保證金納期變更

入期を變更し、同月末日に金二萬五千圓、同十二年三月末日に金二萬五千圓を分納せしむるこ

と爲したり。

第十八回改正

大正十年十二月、定款の變更により新設せられたる現物仲買人の制度は、當局の希望により、身元保證金十五萬圓の內、金二萬圓は卽納、金一萬圓は翌年十二月末日、他は大正十五年十二月末日迄に納入せしむることとなりたるも、當時、種々の事情によりて未だ當該仲買人の專業者を見るに至らず、同十一年九月、新法實施に伴ふ定款改正によりて其の身元保證金を金三萬圓に減額し、同月中、更に營業細則の變更を以て其の納期を、金一萬圓は免許の當日、更に金一萬圓は大正十二年三月末日、殘額金一萬圓は同年十二月末日限り納入せしむることに變更し、同時に國債取引員の身元保證金を金三萬圓に改め、實物取引員及び國債取引員が其の一方を兼ぬる場合に於ては、其の身元保證金は之れを各別に納入せしむべき旨を規定したり。

第十九回改正

大正十二年一月、業務規程の變更により、同年三月末日に完納すべき一般取引員の身元保證金殘額二萬五千圓中、金一萬圓を同日に納入せしめ、殘額金一萬五千圓を翌大正十三年三月末日に延期し、同じく同年三月末日及び十二月末日に實物取引員の納入すべき身元保證金に付きても、更に滿一箇年の延期を行ひ、國債取引員の身元保證金三萬圓の殘額金一萬圓は大正十二年三月末日迄に納入すべきことと爲し、國債取引員の身元保證金は完納と爲りたり。

身元保證金納期變更

大正十三年三月、同月末日限り納入すべき一般取引員の身元保證金殘額中、金五千圓を同年九月末日に、其の殘金一萬圓を大正十四年三月末日に、納入することに改め、同時に、實物取引員の身元保證金も、金三千圓は同年九月末日、金七千圓は大正十四年三月末日、金一萬圓は同年九

月末日迄に納入せしむることに改め、一般取引員及び實物取引員の身元保證金は各完納と爲りたり。

第二十回改正

大正十三年六月、定款變更により短期取引員を新設すると共に、其の身元保證金は之れを十萬圓とし、短期取引員及び實物取引員が國債取引員を兼ねる場合、及び國債取引員が實物取引員を兼ねる場合は、各別に身元保證金の納入を要することとしたるが、右金十萬圓の身元保證金中、金一萬圓は取引員免許の當日に納入せしめ、殘額九萬圓は、大正十三年九月末日に金三千圓、大正十四年三月末日に金七千圓、大正十五年三月末日及び大正十六年(昭和二年)三月末日に各五千圓、大正十七年(昭和三年)三月末日に金六千圓、同十八年(昭和四年)三月末日及び同十九年(昭和五年)三月末日に各七千圓を納入せしめ、更に其の殘額五萬圓に付きては大正二十年(昭和六年)以後、毎年一萬圓を下らざる範圍に於て、隨時、納入せしむることに定めたり。

納期變更

大正十四年三月、右短期取引員の身元保證金納入方法中、大正十六年三月末日迄の分に付き變更を行ひ、大正十四年三月末日及び同年九月末日に各四千圓、大正十五年三月末日に金五千圓、同十六年(昭和二年)三月末日に金四千圓納入のことに改め、次で昭和二年三月、大正十六年三月末日に納入すべき金四千圓を昭和二年十二月末日に納入のことに改めたり。

第九章　役員・所員

第一節　役　員

選任又は退任年月日	頭取	副頭取	肝煎
明治十一年一月十七日			小室信夫氏 福地源一郎氏 澁澤喜作氏 小松彰氏 小林猶右衛門氏
同　年一月三十一日	小松彰氏		小室信夫氏 福地源一郎氏
明治十二年一月十二日	澁澤喜作氏		小松彰氏 小林猶右衛門氏
同　年七月六日			小室信夫氏退任 栗原必氏

年月日			
明治十三年一月十六日	澁澤喜作氏		福地源一郎氏 小松彰氏 小林猶右衛門氏 栗原必氏
同　年七月十一日			小松彰氏退任
同　年八月二十七日	澁澤喜作氏退任 井關盛艮氏		肝煎總退任 朝吹英二氏 諸葛信澄氏
同　年九月八日			同上 松林義規氏
同　年九月十八日			同上 松隈謙吉氏
明治十四年一月九日	小松彰氏	井關盛艮氏	朝吹英二氏 松林義規氏 松隈謙吉氏
同　年一月二十五日		井關盛艮氏退任	小林猶右衛門氏
明治十五年一月七日	小松彰氏		朝吹英二氏 松林義規氏 松隈謙吉氏 小林猶右衛門氏 寺西成器氏

年月日		
明治十五年九月十二日		寺西成器氏退任
明治十六年一月七日	小松彰氏	朝吹英二氏 松林義規氏 松隈謙吉氏 小林猶右衛門氏 田口卯吉氏
同年二月二十三日		朝吹英二氏 中島行孝氏退任
明治十七年一月七日	小松彰氏	松林義規氏 松隈謙吉氏 小林猶右衛門氏 田口卯吉氏 中島行孝氏
明治十八年一月七日	同上	同上
明治十九年一月七日	同上	同上
同年十月十七日	河野敏鎌氏	松隈謙吉氏 横井繁之助氏 小林猶右衛門氏 松林義規氏

明治十九年十月二十二日			横井繁之助氏退任
同年同月二十七日			松林義規氏就任不認可 中島行孝氏
明治二十年一月七日	河野敏鎌氏		小林猶右衛門氏 中島行孝氏 中野武営氏 松隈謙吉氏
明治二十一年一月七日	同上		同上
同年五月五日	河野敏鎌氏退任 谷元道之氏	中野武営氏	
同年十二月十五日		中野武営氏退任	
同年同月二十六日			松隈謙吉氏退任
明治二十二年一月七日	谷元道之氏		中島行孝氏 小林猶右衛門氏 伊藤幹一氏 相良剛造氏
明治二十三年一月五日	谷元道之氏		伊藤幹一氏 中島行孝氏 相良剛造氏 太田實氏

選任又は退任年月日	理事長	理事長代理者	理事	監査役
明治二十四年一月六日	同上		同上	
同年七月十三日	谷元道之氏退任			
明治二十五年一月十日	大江卓氏		中島行孝氏、伊藤幹一氏、相良剛造氏、岡崎惟素氏	
明治二十六年一月八日	同上		同上	
同年二月十六日		伊藤幹一氏		
同年七月十二日			岡崎惟素氏退任	
明治二十六年九月二十日	大江卓氏		伊藤幹一氏、中島行孝氏、相良剛造氏	加東徳三氏、山中隣之助氏
明治二十八年一月十三日	大江卓氏		伊藤幹一氏、中島行孝氏、富永冬樹氏	山口卯之助氏、山中隣之助氏
明治二十九年一月五日				山中隣之助氏退任、加東徳三氏

明治二十九年一月十二日	大江卓氏		伊藤幹一氏 中島行孝氏 富永冬樹氏	山口卯之助氏 加藤徳三氏 奥三郎兵衛氏
明治三十年一月十日	同上		同上	同上
同年七月二十三日		伊藤幹一氏		
同年九月一日				奥三郎兵衛氏死去
明治三十一年一月九日	大江卓氏	伊藤幹一氏	中島行孝氏 富永冬樹氏	山口卯之助氏 加東徳三氏 三枝守富氏
同年六月十三日				山口卯之助氏退任
同年七月十九日	大江卓氏退任			
明治三十二年一月八日	金子堅太郎氏	伊藤幹一氏	相良剛造氏 中島行孝氏 富永冬樹氏 後藤猛太郎氏	三枝守富氏 小布施新三郎氏 籾山半三郎氏 半田庸太郎氏
同年六月三十日			富永冬樹氏死去	
同年八月七日				籾山半三郎氏退任

明治三十三年一月七日	中野武營氏	伊藤幹一氏	中島行孝氏 相良剛造氏 後藤猛太郎氏	小布施新三郎氏 半田庸太郎氏 三枝守富氏
同　年五月十日			相良剛造氏死去	
明治三十四年一月十三日	中野武營氏	伊藤幹一氏	中島行孝氏 後藤猛太郎氏	三枝守富氏 小布施新三郎氏 半田庸太郎氏
明治三十五年一月十四日	同上	同上	同上	同上
同　年九月五日				半田庸太郎氏退任
同　年十二月三十日			後藤猛太郎氏退任	
明治三十六年一月二十四日	中野武營氏	伊藤幹一氏	中島行孝氏 江口駒之助氏 渡邊亨氏	三枝守富氏 小布施新三郎氏
明治三十七年一月二十五日	中野武營氏	伊藤幹一氏	中島行孝氏 江口駒之助氏 渡邊亨氏	三枝守富氏 小布施新三郎氏 渡邊對三氏 黑川庄次郎氏
同　年十二月二十日	同上	同上	同上	同上
明治三十八年十二月二十二日	同上	同上	同上	同上

明治三十九年十二月二十二日	中野武營氏	伊藤幹一氏	中島行孝氏 江口駒之助氏 松岡辨氏	三枝守富氏 小布施新三郎氏 渡邊對三氏 黒川庄次郎氏
明治四十年十二月二十四日	中野武營氏	伊藤幹一氏	中島行孝氏 江口駒之助氏 松岡辨氏	三枝守富氏 小布施新三郎氏 織田昇次郎氏 黒川庄次郎氏
明治四十一年十二月二十三日	中野武營氏	伊藤幹一氏	中島行孝氏 江口駒之助氏 松岡辨氏	三枝守富氏 黒川庄次郎氏 渡邊對三氏 織田昇次郎氏
明治四十二年十二月二十四日	同上	同上	同上	同上
明治四十三年十二月二十二日				同上
明治四十四年十二月二十二日	男爵郷誠之助氏	角田眞平氏	江口駒之助氏 前川太兵衛氏 藤山雷太氏 山口卯之助氏 松岡辨氏	三枝守富氏 黒川庄次郎氏 渡邊對三氏 南波禮吉氏

大正元年十二月二十三日　三枝守富氏　渡邊對三氏　南波禮吉氏　内田直三氏

大正二年十二月二十三日　男爵 郷誠之助氏　角田眞平氏　江口駒之助氏　山口卯之助氏　前川太兵衛氏　藤山雷太氏　三枝守富氏　渡邊對三氏　南波禮吉氏　内田直三氏

大正三年四月二日　渡邊對三氏退任

同　八月十五日　南波禮吉氏退任

同　十二月二十三日　三枝守富氏　内田直三氏　關谷兵助氏

大正四年十二月二十七日　同上　同上　同上　同上

大正六年一月十日　内田直三氏死去

同　六月二十九日　渡邊勝三郎氏

同　十二月二十六日　同上　同上　同上　同上

大正七年五月三十一日　江口駒之助氏退任

同　六月二十九日　岡崎國臣氏

同　十一月三十日　三枝守富氏退任

大正七年十二月二十八日				小池國三氏
大正八年三月二十一日		角田眞平氏死去		
同年同月二十九日		山口卯之助氏		
同年十二月二十五日	男爵郷誠之助氏	岡崎國臣氏	前川太兵衛氏 藤山雷太氏 小池國三氏 河合良成氏	關谷兵助氏 渡邊勝三郎氏 織田昇次郎氏
大正十年十二月二十七日	男爵郷誠之助氏	岡崎國臣氏	前川太兵衛氏 藤山雷太氏 小池國三氏 河合良成氏 石川渉氏	關谷兵助氏 渡邊勝三郎氏 織田昇次郎氏
大正十二年三月十六日			前川太兵衛氏死去	
同年十二月二十六日	男爵郷誠之助氏	岡崎國臣氏	藤山雷太氏 小池國三氏 織田昇次郎氏 前田二平氏 河合良成氏 石川渉氏	關谷兵助氏 渡邊勝三郎氏

大正十三年十一月三十日	男爵郷誠之助氏退任		河合良成氏退任	
同　年十二月二十日	岡崎國臣氏	長滿欽司氏		
大正十四年三月一日			小池國三氏死去	
同　年六月二十七日			若尾璋八氏	
同　年十二月二十四日	岡崎國臣氏	長滿欽司氏	藤山雷太氏 織田昇次郎氏 前田二平氏 若尾璋八氏 石川渉氏	關谷兵助氏 渡邊勝三郎氏
大正十五年二月十三日			石川渉氏死去	
同　年六月二十三日			三上良兼氏	
昭和二年十二月二十三日	岡崎國臣氏	長滿欽司氏	藤山雷太氏 織田昇次郎氏 前田二平氏 若尾璋八氏 松本孫右衛門氏 三上良兼氏	關谷兵助氏 窪田四郎氏

第二節 所員

決算期末	員數	決算期末	員數	決算期末	員數
明治十一年下半期	一四名	明治二十年上半期	五九名	明治二十八年上半期	五九名
同 十二年上半期	二三	同 下半期	六〇	同 下半期	七七
同 下半期	二六	同 二十一年上半期	五九	同 二十九年上半期	九〇
同 十三年上半期	二七	同 下半期	五七	同 下半期	八七
同 下半期	二四	同 二十二年上半期	六一	同 三十年上半期	九六
同 十四年上半期	三〇	同 下半期	六二	同 下半期	九五
同 下半期	二八	同 二十三年上半期	七〇	同 三十一年上半期	九六
同 十五年上半期	二八	同 下半期	六五	同 下半期	九六
同 下半期	二七	同 二十四年上半期	六三	同 三十二年上半期	一〇六
同 十六年上半期	二八	同 下半期	四四	同 下半期	一一一
同 下半期	二七	同 二十五年上半期	三六	同 三十三年上半期	一〇四
同 十七年上半期	二六	同 下半期	四九	同 下半期	九八
同 下半期	二五	同 二十六年上半期	八一	同 三十四年上半期	七〇
同 十八年上半期	二五	同 自七月至九月	八四	同 下半期	七二
同 下半期	二四	同 自十月至十二月	八五	同 三十五年上半期	七六
同 十九年上半期	二九	同 二十七年上半期	七四	同 下半期	七一
同 下半期	五〇	同 下半期	六五	同 三十六年上半期	七〇

期	数
明治三十六年下半期	六三
同三十七年上半期	七〇
同　下半期	七一
同三十八年上半期	七五
同　下半期	八九
同三十九年上半期	九八
同　下半期	一二三
同四十年上半期	一九五
同　下半期	一六六
同四十一年上半期	一五〇
同　下半期	一五七
同四十二年上半期	一五六
同　下半期	一五九
同四十三年上半期	一七五
同　下半期	一六八
同四十四年上半期	一六九
同　下半期	一六七
明治四十五年上半期	一七八
明治四十五年大正元年下半期	一七四
大正二年上半期	一七五
同　下半期	一七七
同三年上半期	一七三
同　下半期	一七四
同四年上半期	一六七
同　下半期	一三七
同五年上半期	二〇五
同　下半期	二〇〇
同六年上半期	二〇一
同　下半期	二二〇
同七年上半期	二二三
同　下半期	二九八
同八年上半期	三二八
同　下半期	四五六
同九年上半期	四九二
大正九年下半期	四七八
同十年上半期	四五四
同　下半期	四二八
同十一年上半期	三九九
同　下半期	三九一
同十二年上半期	三七三
同　下半期	三六五
同十三年上半期	三四一
同　下半期	三四四
同十四年上半期	三五八
同　下半期	三六八
同十五年上半期	四二九
同　下半期	四七八
昭和二年上半期	四七二
同　下半期	五二五

第十章 取引員（舊仲買人、大正十一年四月、法律改正により取引員と改稱）

第一節 員數・現在取引員

一 員數

註一 ×印は金銀貨仲買人　＃印は直取引仲買人　△印は國債取引員（舊國債仲買人）
　　○印は實物取引員　□印は短期取引員　無印は一般取引員（舊定期仲買人）

註二 現在員の數符合せざる場合あるは認可主義を採れると開業主義を採れるとによる

決算期	入社	退社	期末現在員	備考
創立當時	七六名	—名	七六名	
明治十一年下半期	一五	二一	七〇	
同十二年上半期	三一	一六	八五	
同下半期	二三	一九	八九	
同十三年上半期（四月十四日迄）	—	四	八五	（一）四月十五日、取引所條例改正せられ現在員八五名は一旦仲買人の資格を失ひたるが同日以後、改めて入社したる者仲買人六七名、新設の金銀貨仲買人二一名
同（四月十五日後）	六七	七	六〇	
同（四月十五日後）×	二一	六	一五	（二）×金銀貨仲買人新設
同下半期	一五八	二五	一九三	八月、金銀貨仲買人は悉く退社
同下半期 ×	—	一五	—	
同十四年上半期	八二	八八	一八七	
同下半期	二七	六七	一四六	

期				備考
明治十五年上半期	五二一三名	×三五九名	×一四三六〇名	金銀貨仲買人再設
同　下半期	×四一一三	×四六六四	×一〇一八	金銀貨仲買人悉く退社
同十六年上半期	一七	六一	六四	
同　下半期	×一四七	×二一〇	×一五四一	
同十七年上半期	×一四	×一九	×一四三六	
同　下半期	×一二	×二五	×一四一三	
同十八年上半期	×一〇五	×一三	×二四一五	
同　下半期	×一七	×二一七	×四一五	（十一月、第三十九號布告を以て十九年一月より金銀貨幣取引禁止）
同十九年上半期	二五	一	七〇	
同　下半期	五	七	六八	
同二十年上半期	七	六	六九	
同　下半期	八	七	七〇	
同二十一年上半期	六	七	六九	
同　下半期	六	六	六九	
同二十二年上半期	一一	一〇	七〇	
同　下半期	六	六	七〇	
同二十三年上半期	二	四	六八	
同　下半期	四	三	六九	

同　二十四年上半期	六	一三	六二
同　下半期	二	九	五四
同　二十五年上半期	六	五	五五
同　下半期	四	二	五七
同　二十六年上半期	一四	一	七〇
同　自七月至九月	二	二	七〇
同　自十月至十二月	一	三	六八
同　二十七年上半期	九	八	六九
同　下半期	九	一〇	六八
同　二十八年上半期	五	三	七〇
同　下半期	一四	一四	七〇
同　二十九年上半期	一	二	六九
同　下半期	四	五	六八
同　三十年上半期	一四	一	八一
同　下半期	一〇	二	八九
同　三十一年上半期	八	七	九〇
同　下半期	一一	四	九七
同　三十二年上半期	八	一三	九三
同　下半期	七	三	九七
同　三十三年上半期	二	八	九一
同　下半期	二	一三	八〇
同　三十四年上半期	一	一二	六九

期			
明治三十四年下半期	—名	一一名	五八名
同三十五年上半期	一	五	五四
同下半期	—	二	五二
同三十六年上半期	一	[illegible]	五二
同下半期	二	一	五三
同三十七年上半期	四	五	五二
同下半期	二	二	五二
同三十八年上半期	四	二	五四
同下半期	三	一	五六
同三十九年上半期	三	三	五六
同下半期	一六	二	七〇
同四十年上半期	—	—	七〇
同下半期	三	三	七〇
同四十一年上半期	#五六六	#三七	#五六三九
同下半期	#一〇六	#五五	#五七八〇
同四十二年上半期	#七二	#四二	#六七一〇
同下半期	#一二四	#五四	#六七八〇
同四十三年上半期	#四六	#二六	#七七〇〇
同下半期	#四四	#四四	#七七〇〇

#専業直取引仲買人新設

同　四十四年上半期	#一九九	#四三七	#三八六二	
同　下半期	#六｜五	#三一六〇	#一三｜七	直取引仲買人廢止
同　四十五年上半期	九	八	一三八	
明治四十五年大正元年　下半期	五	六	一三六	
大正二年上半期	六	三二	一一〇	
同　下半期	四	一二	九八	
同　三年上半期	三	六	九五	
同　下半期	二	九	八八	
同　四年上半期	二	八	八三	
同　下半期	一	六	七八	
同　五年上半期	四	四	七八	
同　下半期	四	八	七四	
同　六年上半期	七	五	七六	
同　下半期	五	三	七八	
同　七年上半期	五	七	七六	
同　下半期	九	七	七八	
同　八年上半期	八	七	七九	
同　下半期	九	八	八〇	
同　九年上半期	一	三	七八	
同　下半期	△一七五	△｜六	△一七七七	△國債仲買人新設、專業者一七名の外に仲買人より三三名兼業

大正十年上半期	△二八名	△一八名	△一七八七名	國債は專業一八名の外に仲買人より三三名兼業
同　下半期	△二七	△三七	△一七七七	國債は專業一八名の外に仲買人より三三名兼業
同十一年上半期	△三三	△二二	△一七八八	國債は專業一八名の外に仲買人より三五名兼業
同　下半期	△ 九 一三一	△一六四	△一八七八七五	（實物取引員新設、專業者八七名の外に一般取引員より七二名、國債取引員より六名兼業） （國債は專業一八名の外に一般より四名兼業）
同十二年上半期	△ 一 三三三	△三九一	△一九一八一七	（實物は專業九一名の外に一般より七五名、國債より五名兼業） （國債は專業一八名の外に一般より三九名、實物より一名兼業）
同　下半期	△一二二	△四九二	△一八七五四七	（實物は專業八四名の外に一般より七一名、國債より三名兼業） （國債は專業一五名の外に一般より四〇名兼業）
同十三年上半期	△ 八 二四五	△五一三	△一八七二四九	（短期取引員新設、之と共に從來の實物專業者は全員廢業したるか一般より六九名、國債より二名實物兼業、以後實物專業者なし） （國債は專業一二名の外に一般より四一名兼業）
同　下半期	△一一三	△一四六	△一八七一一六	（短期は專業八一名の外に一般より六八名兼業） （國債は專業一一名の外に一般より三九名、短期より三名兼業） （實物は一般より六六名、短期より八〇名、國債より二名兼業）
同十四年上半期	△一二一	△一二二	△一八七〇一四	（短期は專業八一名の外に一般より七〇名兼業） （國債は專業一〇名の外に一般より四一名、短期より三名兼業） （實物は一般より六六名、短期より八〇名、國債より一名兼業）
同　下半期	△二一二	△一三二	△一七七一八四	（短期は專業七八名の外に一般より七一名兼業） （國債は專業一一名の外に一般より四三名、短期より三名兼業） （實物は一般より六六名、短期より七七名、國債より一名兼業）

[田] ○田崎次郎作氏
[サ] ○中澤定治郎氏
[福] ○杤見節次郎氏
[松] ○松島卯三郎氏
[ア] ○荒城誠二郎氏
[去] ○平野長藏氏
[亖] ○今井安太郎氏
[中] ○中村慶吾氏
[立] ○足立榮作氏
[保] ○眞保眞二氏
[田] △○株式會社紅葉屋商會
[△] ○大久保仙七氏

[六] ○田中亥三郎氏
[中] ○中森重次郎氏
[泉] ○安澤安之助氏
[三] ○船橋理三郎氏
[十] ○由利龜一氏
[ム] ○鈴木清治郎氏
[ㇾ] ○角田勇氏
[タ] ○吉田伊太郎氏
[タ] ○本多一郎氏
[清] ○清水留五郎氏
[タ] 秋元新助氏
[代] 東株代行株式會社

[冬] ○土屋鋭太郎氏
[鼎] ○村瀬竹次郎氏
[弘] ○中村弘和氏
[小] ○小島幸吉氏
[一] ○水谷吉兵衛氏
[エ] ○杉山榮治郎氏
[の] ○山田平次郎氏
[正] ○松崎九一郎氏
[イ] ○岩岡嶢氏
[ヤ] ○山口富次郎氏
[ス] ○鈴木庄八氏
[橋] ○森元貞純氏

[政] ○中島政治郎氏
[幸] ○久保田幸三郎氏
[丸] ○丸山都治氏
[あ] ○淺野節治氏
[ヤ] ○島安次郎氏
[セ] ○鈴木整吉氏
[リ] ○岩瀬憐氏
[福] ○黒野福太郎氏
[二] ○武藤春治氏
[信] ○新井取訪太郎氏
[文] ○武田次七氏
[正] 田中正之助氏

國債取引員

一〇一 大島三橘氏
一〇九 山口增藏氏
一一三 天宅敬吉氏
一〇三 神田鐳藏氏
一一一 日興證券株式會社
一〇四 小平三郎氏
一〇二 大原直次郎氏
一〇八 ○早川芳太郎氏
一一九 三宅嘉十郎氏

第二節　取引員組合委員（舊仲買人組合委員、大正十一年四月、法律改正により現稱に改む）

一　一般取引員組合委員（舊仲買人組合委員）

選擧年月日	委員長	委員長代理者	委員
明治二十六年十月一日	加東徳三氏	加藤忠藏氏	小布施新三郎氏　半田庸太郎氏　矢島巳之助氏　徳田孝平氏　高野藤吉氏　村上太三郎氏　天矢正剛氏　山口卯之助氏
明治二十七年三月二日	加東徳三氏退任		加東徳三氏退任
同　年同月十二日	山口卯之助氏		渡邊對三氏
同　年十月二十日			天矢正剛氏退任　石見權兵衛氏
明治二十八年一月二十八日	山口卯之助氏	加藤忠藏氏	徳田孝平氏　村上太三郎氏　高野藤吉氏　津田七五郎氏　井野粂吉氏　半田庸太郎氏　小布施新三郎氏　今井文吉氏

明治二十九年一月十日　山口卯之助氏　小布施新三郎氏
高野藤吉氏　加藤忠藏氏
井野粂吉氏　牛田庸太郎氏
村上太三郎氏　織田昇次郎氏
山縣保兵衛氏　今井文吉氏

明治三十年一月二十日　山口卯之助氏　小布施新三郎氏
高野藤吉氏　牛田庸太郎氏
村上太三郎氏　津田七五郎氏
今井文吉氏　織田昇次郎氏
井野粂吉氏　徳田孝平氏

明治三十一年一月十日　山口卯之助氏　小布施新三郎氏
井野粂吉氏　村上太三郎氏
織田昇次郎氏　津田七五郎氏
徳田孝平氏　牛田庸太郎氏
高野藤吉氏　今井文吉氏

同　年九月八日　山口卯之助氏退任　小布施新三郎氏退任
小布施新三郎氏　村上太三郎氏

同　年十二月二十三日
井野粂吉氏退任

明治三十二年一月六日　牛田庸太郎氏　村上太三郎氏
山口卯之助氏　今井文吉氏
小布施新三郎氏　徳田孝平氏
織田昇次郎氏　高野藤吉氏
津田七五郎氏　橋　　薫氏

明治三十三年一月十三日	山口卯之助氏	村上太三郎氏	織田昇次郎氏 半田庸太郎氏 渡邊對三氏 津田七五郎氏 徳田孝平氏 今井文吉氏 小布施新三郎氏 橘薫氏
明治三十四年一月十五日	山口卯之助氏	村上太三郎氏	渡邊對三氏 橘薫氏 小布施新三郎氏 織田昇次郎氏 津田七五郎氏 徳田孝平氏 半田庸太郎氏 今井文吉氏
明治三十五年一月八日	山口卯之助氏	村上太三郎氏	小布施新三郎氏 織田昇次郎氏 津田七五郎氏 半田庸太郎氏 福島浪藏氏 小池國三氏 渡邊對三氏 稻葉秉吉氏
同年七月十日	山口卯之助氏退任 小布施新三郎氏	村上太三郎氏退任 渡邊對三氏	
明治三十六年一月十日	小布施新三郎氏	渡邊對三氏	村上太三郎氏 津田七五郎氏 山口卯之助氏 福島浪藏氏 小池國三氏 織田昇次郎氏 藤田英次郎氏 半田庸太郎氏
明治三十七年十二月九日	同上	同上	同上

選擧年月日	委員長	副委員長	仲買委員	直取引委員
明治三十八年十二月二十日	同上	同上	同上	同上
明治三十九年十二月十四日	同上	同上	同上	同上
明治四十年十月十二日		渡邊對三氏退任	村上太三郎氏、半田庸太郎氏、藤田英次郎氏、小池國三氏	山口卯之助氏、福島浪藏氏、渡邊對三氏、津田七五郎氏
同年十二月九日	小布施新三郎氏	織田昇次郎氏		

選擧年月日	委員長	副委員長	仲買委員	直取引委員
明治四十一年三月二十日			藤田英次郎氏退任	
同年同月二十四日			栗生武右衛門氏	
同年同月十一日				關谷兵助氏、林猶吉氏、玉塚榮次郎氏、鈴木金平氏、瀧澤吉三郎氏
同年七月三十日				瀧澤吉三郎氏退任
同年八月二十七日			山口卯之助氏、津田七五郎氏、小布施新三郎氏	橋　燕氏

年月日			
明治四十一年十二月十八日	渡邊對三氏	織田昇次郎氏	村上太三郎氏　小池國三氏　栗生武右衛門氏　林猶吉氏　福島浪藏氏　玉塚榮次郎氏　關谷兵助氏　鈴木金平氏　青木房次郎氏
明治四十二年六月二十六日			福島浪藏氏退任
同　年六月三十日			南波禮吉氏
同　年八月十日			鈴木金平氏退任
同　年同月十八日			村木復吉氏
同　年十二月十八日	渡邊對三氏	織田昇次郎氏	小布施新三郎氏　山口卯之助氏　村上太三郎氏　津田七五郎氏　小池國三氏　南波禮吉氏　栗生武右衛門氏　林猶吉氏　橘薫氏　關谷兵助氏　高井治兵衛氏　井上鎧三郎氏　米山利之助氏
明治四十三年十二月十三日	渡邊對三氏	織田昇次郎氏	同上　同上
明治四十四年六月二十三日			組合委員（仲買委員ヲ組合委員ニ改メ直取引委員廢止）

同　年十二月十四日	渡邊對三氏	南波禮吉氏	關谷兵助氏　橘薫氏 村上太三郎氏　川北德三郎氏 小池國三氏　小布施新三郎氏 栗生武右衛門氏　山中清兵衛氏
明治四十五年六月二十五日	組合委員總退任		
同　年七月二十九日	渡邊對三氏	南波禮吉氏	小布施新三郎氏　橘薫氏 小池國三氏　川北德三郎氏 山中清兵衛氏　村上太三郎氏 栗生武右衛門氏　關谷兵助氏
大正元年十二月十六日	同上	同上	同上
大正二年十二月十八日	渡邊對三氏	南波禮吉氏	村上太三郎氏　川北德三郎氏 小池國三氏　橘薫氏 山中清兵衛氏　關谷兵助氏 鈴木圭三氏　高井治兵衛氏
大正三年三月七日			村上太三郎氏退任
同　年同月二十七日	渡邊對三氏退任		吉川正夫氏
同　年四月二十三日	小池國三氏		林小兵衛氏
同　年六月二十五日			林小兵衛氏退任

大正三年七月二十一日			副島延一氏
同年十二月十九日	小池國三氏	南波禮吉氏	橘薫氏 鈴木圭三氏 高井治兵衛氏 山中清兵衛氏 川北徳三郎氏 吉川正夫氏 副島延一氏 菴原鉚次郎氏
大正四年十二月二十五日	小池國三氏	南波禮吉氏	橘薫氏 吉川正夫氏 鈴木圭三氏 高井治兵衛氏 山中清兵衛氏 菴原鉚次郎氏 川北徳三郎氏 小林市太郎氏
大正五年二月七日	小池國三氏退任 南波禮吉氏	橘薫氏	
同年二月十日			淺川清造氏
同年八月二十七日			川北徳三郎氏死去
同年十二月八日	南波禮吉氏	橘薫氏	鈴木圭三氏 高井治兵衛氏 山中清兵衛氏 淺川清造氏 菴原鉚次郎氏 吉川正夫氏 副島延一氏 町澤政治郎氏
大正六年四月十四日			淺川清造氏退任

同　年十二月十七日　南波禮吉氏　橘　薫氏
吉川正夫氏　鈴木圭三氏
山中清兵衛氏　高井治兵衛氏
副島延一氏　菴原鉚次郎氏
町澤政治郎氏　德田昴平氏

大正七年七月二十六日　橘　薫氏退任
吉川正夫氏　杉野喜精氏

大正八年七月十日　組合委員總退任

同　年同月二十三日　南波禮吉氏　吉川正夫氏
鈴木圭三氏　高井治兵衛氏
菴原鉚次郎氏　德田昴平氏
町澤政治郎氏　杉野喜精氏
村上賢二氏

同　年十二月十七日　同　上　同　上
同　上

大正九年三月八日　組合委員總退任

同　年三月二十三日　吉川正夫氏　杉野喜精氏
井出鄉助氏　岩井猪三氏
村上賢二氏　鈴木常助氏
天野保二郎氏　堀江鐵五郎氏
野口清三郎氏　藍澤久平氏

同　年四月六日　組合委員總退任

大正九年四月二十日	吉川正夫氏	杉野喜精氏	村上賢二氏 南波禮吉氏 高井治兵衛氏 徳田昂平氏 井出郷助氏 岩井猪三氏 山中清兵衛氏 鈴木常助氏
同年六月四日	吉川正夫氏退任 南波禮吉氏		
同年同月十二日			吉川正夫氏退任
同年同月十六日			副島延一氏
同年九月四日			高井治兵衛氏退任
同年同月十六日			片岡辰次郎氏
同年十二月十四日	南波禮吉氏	杉野喜精氏	徳田昂平氏 副島延一氏 村上賢二氏 堀江鐵五郎氏 鈴木常助氏 片岡辰次郎氏 岩井猪三氏 井出郷助氏
大正十年二月一日			井出郷助氏退任
同年十一月二十九日			村上賢二氏退任
同年十二月九日	南波禮吉氏	杉野喜精氏	渡邊善十郎氏 鈴木常助氏 徳田昂平氏 前田二平氏 片岡辰次郎氏 堀江鐵五郎氏 岩井猪三氏 副島延一氏

大正十一年四月十二日　南波禮吉氏退任　杉野喜精氏　徳田昂平氏

同　年六月二十六日　組合規約改正により全委員資格喪失

同　年同月三十日　沼間敏朗氏　栗生藤三氏

大正十二年五月十三日

同　年六月二十九日（半數改選）　沼間敏朗氏　岩井猪三氏

大正十三年六月二十八日（半數改選）　徳田昂平氏　田口重一氏

大正十四年五月二十六日

山口英九郎氏　織田庄一郎氏
望月乙彦氏　小布施福太郎氏
藍澤久平氏　北島亘氏
町澤政治郎氏　小林市太郎氏

小林市太郎氏死去

小布施福太郎氏　山口英九郎氏
望月乙彦氏　田口重一氏
松井房吉氏　吉田政四郎氏
横山貞三氏　上田厚吉氏

渡邊俊雄氏　岩岡新次郎氏
堀川忠三郎氏　遠山元一氏

松井房吉氏　吉田政四郎氏
横山貞三氏　上田厚吉氏

吉田政四郎氏死去

陸井幸平氏　小林武次郎氏
望月乙彦氏　鈴木由郎氏

選舉年月日	委員
大正十四年六月三十日（半數改選）	徳田昂平氏　堀川忠三郎氏　久保田正治氏　渡邊俊雄氏　岩岡新次郎氏　遠山元一氏
大正十五年二月二十五日	徳田昂平氏退任
同　年三月一日	株式會社徳川商會代表者 徳田昂平氏
昭和二年六月二十一日	株式會社徳川商會代表者 徳田昂平氏　堀川忠三郎氏　林荘治氏　遠山元一氏　吉川兵次郎氏　上田厚吉氏　山中清兵衞氏　小林武次郎氏　鈴木隆氏　鈴木由郎氏

二　短期取引員組合委員（大正十三年五月創設）

選舉年月日	委員長	副委員長	委員
大正十三年五月三十日	沼間敏朗氏	二宮類治氏	堀江鐵五郎氏　粕谷健一郎氏　遠山芳三氏　淺野節治氏　吉田政四郎氏　荒城誠二郎氏　中村貫一郎氏　平野長藏氏　長谷川日傳氏　福山友三郎氏
大正十四年五月二十六日			吉田政四郎氏死去
大正十五年二月十五日			福山友三郎氏退任

同　年六月十六日	沼間敏朗氏	平野長藏氏	中村貫一郎氏　堀江鐵五郎氏 長谷川日傳氏　淺野節治氏 遠山芳三氏　荒城誠一郎氏 高田悦三氏　小林光次氏 中島政治郎氏　粕谷健一郎氏
同　年十一月一日			粕谷健一郎氏退任
昭和二年一月二十九日			山田平次郎氏

三　實物取引員組合委員（大正十一年十一月創設）

選擧年月日	委員長	副委員長	委員
大正十一年十一月三十日			沼間敏朗氏　神田慶治郎氏 栗生藤三氏　市村金次郎氏 織田庄一郎氏　平野長藏氏 望月乙彦氏　岩田鐐三氏 小布施福太郎氏　今井安太郎氏 北島百氏　成瀬省一氏 小林市太郎氏　島安次郎氏 町澤政治郎氏　粕谷健一郎氏
同　年十二月一日	沼間敏朗氏	岩田鐐三氏	

年月日		
大正十一年十二月十二日		市村金次郎氏死去
同　年同月二十六日		本田巳之助氏
大正十二年四月十七日		本田巳之助氏退任
同　年五月十三日		小林市太郎氏死去
同　年六月二十八日		吉川太郎氏　佐々木竹治氏 平野長藏氏　山口熊吉氏 成瀬省一氏　二宮類治氏 米山利之助氏　粕谷健一郎氏 （以上組合規約附則第六十二條第一項前段に據る當選）
同　年七月二日	沼間敏朗氏　二宮類治氏	沼間敏朗氏　吉田政四郎氏 望月乙彦氏　横山貞三氏 小布施福太郎氏　上田厚吉氏 松井房吉氏　岩井猪三氏 （以上組合規約附則第六十二條第一項後段に據る當選）
大正十三年二月二十三日		米山利之助氏死去
同　年三月十日		田崎次郎作氏 片岡辰次郎氏　佐々木竹治氏 成瀬省一氏　中島久藏氏

同　年六月二十八日			中島卯三郎氏　角倉賀道氏 堀江鐵五郎氏　小林光次氏 久保田正治氏　丸山都治氏
同　年七月一日	片岡辰次郎氏	成瀬省一氏	
大正十四年十一月十三日			中島卯三郎氏退任
大正十五年六月二十二日	片岡辰次郎氏	成瀬省一氏	堀江鐵五郎氏　角田勇氏 遠山元一氏　中村弘和氏 久保田正治氏　中澤定治郎氏 角倉賀道氏　水谷吉兵衛氏
同　年十二月十五日		成瀬省一氏退任	
昭和二年一月二十九日		石崎石三氏	
同　年五月十七日			角倉賀道氏死去

四　國債取引員組合委員

（舊國債仲買人組合委員、大正九年九月の創設に係り、大正十一年四月、現稱に改む）

選擧年月日	委員長	副委員長	委員
大正九年九月二十日	片山繁雄氏	杉野喜精氏	菊地鈴太郎氏　徳田昂平氏 神田鐳藏氏　岩井猪三氏 山口増藏氏

年月日			
大正九年十二月十七日	同上	同上	同上
大正十年十二月二十日	同上	同上	同上
大正十一年十二月二十七日	日興證券株式會社代表者 彌永克巳氏	杉野喜精氏	早川芳太郎氏 神田鐳藏氏 菊地鈴太郎氏 町澤政治郎氏 山口增藏氏 德田昻平氏 岩井猪三氏
大正十二年十二月二十七日	日興證券株式會社代表者 彌永克巳氏	杉野喜精氏	岩井猪三氏 望月乙彦氏 遠山芳三氏 早川芳太郎氏 神田鐳藏氏 菊地鈴太郎氏 山口增藏氏
大正十三年十二月二十六日	日興證券株式會社代表者 彌永克巳氏	杉野喜精氏	早川芳太郎氏 菊地鈴太郎氏 望月乙彦氏 株式會社角丸商會代表者 內田茂吉氏 山口增藏氏 株式會社紅葉屋商會代表者 野坂共之氏 大島三橘氏
大正十四年九月二十四日	日興證券株式會社代表者彌永克巳氏退任		
同年十二月四日			菊地鈴太郎氏退任

同　年十二月二十二日	天宅敬吉氏 杉野喜精氏	内田茂吉氏（株式會社[illegible]商店代表者）　山口増藏氏 野坂共之氏（株式會社[illegible]商店代表者）　三宅嘉十郎氏 大島三橘氏　早川芳太郎氏 望月乙彦氏
大正十五年十二月二十二日	天宅敬吉氏　山口増藏氏	望月乙彦氏　野坂共之氏（株式會社[illegible]商店代表者） 三宅嘉十郎氏　小平三郎氏 杉野喜精氏　横山貞三氏（株式會社[illegible]商店代表者） 大島三橘氏
昭和二年十二月二十二日	天宅敬吉氏　山口増藏氏	望月乙彦氏　早川芳太郎氏 杉野喜精氏　大島三橘氏 遠山元一氏　横山貞三氏（株式會社[illegible]商店代表者） 小平三郎氏

第三節　多額賣買・其の他表彰

一明治三十六年上半期以降、賣買奬勵の目的を以て、多額の賣買を爲したる取引員若干名を限

り、毎期記念品を贈呈したり。

○明治三十六年上半期分

一等（銀盃一組）小布施本次郎氏　二等（同　上）福島浪藏氏　三等（銀盃二個）藤田英次郎氏
四等（同　上）小池國三氏　五等（銀盃一個）野本貞次郎氏

○明治三十六年下半期分

一等（銀觥一個）小布施・本次郎氏　二等（銀盃一組）福島浪藏氏　三等（銀盃二個）小池國三氏
四等（同　上）藤田英次郎氏　五等（銀盃一個）富倉林藏氏

○明治三十七年上半期分

一等（銀觥一個）小布施本次郎氏　二等（銀盃一組）福島浪藏氏　三等（銀盃二個）半田庸太郎氏
四等（同　上）藤田英次郎氏　五等（銀盃一個）小池國三氏

○明治三十七年下半期分

一等（銀盃一組）福島浪藏氏　二等（同　上）小布施本次郎氏　三等（銀盃二個）半田庸太郎氏
四等（同　上）横山久太郎氏　五等（銀盃一個）藤田英次郎氏

○明治三十八年上半期分

一等（銀盃一組）小布施本次郎氏　二等（同　上）半田庸太郎氏　三等（銀盃二個）福島浪藏氏
四等（同　上）小池國三氏　五等（銀盃一個）藤田英次郎氏

○明治三十八年下半期分

一等（銀盃一組）半田庸太郎氏　二等（同　上）小池國三氏　三等（銀盃二個）小布施本次郎氏
四等（同　上）福島浪藏氏　五等（銀盃一個）藤田英次郎氏

○明治三十九年上半期分（當期より十名に增加す）

一等（銀盃一組）藤田英次郎氏　二等（同　上）小布施新三郎氏　三等（同　上）小池國三氏
四等（銀盃二個）福島浪藏氏　五等（同　上）半田庸太郎氏　六等（同　上）村上太三郎氏

七等（銀盃一個）栗生武右衛門氏　八等（同上）織田昇次郎氏　九等（同上）林小兵衛氏
十等（同上）大澤幸次郎氏

○明治三十九年下半期分

一等（銀盃一組）小布施新三郎氏　二等（同上）藤田英次郎氏　三等（同上）福島浪藏氏
四等（銀盃二個）小池國三氏　五等（同上）半田庸太郎氏　六等（同上）村上太三郎氏
七等（銀盃一個）織田昇次郎氏　八等（同上）栗生武右衛門氏　九等（同上）林小兵衛氏
十等（同上）高山豐次氏

○明治四十年上半期分

一等（銀盃一組）小布施新三郎氏　二等（同上）藤田英次郎氏　三等（同上）福島浪藏氏
四等（銀盃二個）小池國三氏　五等（同上）織田昇次郎氏　六等（同上）村上太三郎氏
七等（銀盃一個）栗生武右衛門氏　八等（同上）高山豐次氏　九等（同上）富倉林藏氏
十等（同上）鈴木金平氏

○明治四十年下半期分

一等（銀盃一組）栗生武右衛門氏　二等（同上）福島浪藏氏　三等（同上）織田昇次郎氏
四等（銀盃二個）藤田英次郎氏　五等（同上）小池國三氏　六等（同上）高山豐次氏
七等（銀盃一個）津田七五郎氏　八等（同上）村上太三郎氏　九等（銀盃一個）小布施新三郎氏
十等（同上）林小兵衛氏

○明治四十一年上半期分

一等（銀盃一組）栗生武右衛門氏　二等（同上）小布施新三郎氏　三等（同上）村上定吉氏
四等（銀盃二個）織田昇次郎氏　五等（同上）高山豐次氏　六等（同上）福島浪藏氏
七等（銀盃一個）津田七五郎氏　八等（同上）加賀豐三郎氏　九等（同上）小池國三氏
十等（同上）林小兵衛氏

○明治四十一年下半期分

一等（銀盃一組）村上定吉氏　二等（同上）栗生武右衛門氏　三等（同上）小布施新三郎氏
四等（銀盃二個）高山豊次氏　五等（同上）津田七五郎氏　六等（同上）小池國三氏
七等（銀盃一個）林小兵衛氏　八等（同上）福島浪藏氏　九等（同上）今井又治郎氏
十等（同上）加賀豊三郎氏

○明治四十二年上半期分

一等（銀盃一組）村上定吉氏　二等（同上）小布施新三郎氏　三等（同上）栗生武右衛門氏
四等（銀盃二個）小池國三氏　五等（同上）福島浪藏氏　六等（同上）村上太三郎氏
七等（銀盃一個）加賀豊三郎氏　八等（同上）林猶吉氏　九等（同上）半田庸太郎氏
十等（同上）今井又治郎氏

○明治四十二年下半期分

一等（銀盞六個）村上定吉氏　二等（銀盞三個）栗生武右衛門氏　三等（同上）小池國三氏
四等（同上）小布施新三郎氏　五等（同上）林猶吉氏　六等（同上）村上太三郎氏
七等（銀盞二個）加賀豊三郎氏　八等（同上）林小兵衛氏　九等（同上）今井又治郎氏
十等（同上）田中勝之助氏

○明治四十三年上半期分

一等（銀盞六個）村上定吉氏　二等（同上）小池國三氏　三等（同上）小布施新三郎氏
四等（銀盞三個）田中勝之助氏　五等（同上）栗生武右衛門氏　六等（同上）林猶吉氏
七等（銀盞二個）今井又治郎氏　八等（同上）加賀豊三郎氏　九等（同上）村上太三郎氏
十等（同上）富倉林藏氏

○明治四十三年下半期分

一等（銀盞六個）小池國三氏　二等（同上）村上定吉氏　三等（同上）加賀豊三郎氏

四等（銀盞三個）村上太三郎氏　五等（同　上）田中勝之助氏　六等（同　上）小布施新三郎氏
七等（銀盞二個）林　猶吉氏　八等（同　上）栗生武右衛門氏　九等（同　上）今井又治郎氏
十等（同　上）高山豐次氏

○明治四十四年上半期分

一等（銀盞六個）村上定吉氏　二等（同　上）加賀豐三郎氏　三等（同　上）村上太三郎氏
四等（銀盞三個）小池國三氏　五等（同　上）小布施新三郎氏　六等（同　上）田中勝之助氏
七等（銀盞二個）林　猶吉氏　八等（同　上）栗生武右衛門氏　九等（同　上）林　小兵衛氏
十等（同　上）南波禮吉氏

○明治四十四年下半期分（當期より二十名に増加す）

一等（銀盞六個）村上定吉氏　二等（同　上）栗生武右衛門氏　三等（同　上）加賀豐三郎氏
四等（同　上）今井安太郎氏　五等（同　上）小布施新三郎氏　六等（銀盞三個）小池國三氏
七等（同　上）多田岩吉氏　八等（同　上）村上太三郎氏　九等（同　上）田中勝之助氏
十等（同　上）南波禮吉氏　十一等（同　上）林　小兵衛氏　十二等（同　上）今井又治郎氏
十三等（同　上）横山久太郎氏　十四等（同　上）織田昇次郎氏　十五等（同　上）半田庸太郎氏
十六等（銀盃一個）吉川正夫氏　十七等（同　上）吉川卯吉氏　十八等（同　上）山本　香氏
十九等（同　上）渡邊善十郎氏　二十等（同　上）鈴木圭三氏

○明治四十五年上半期分

一等（銀盞六個）栗生武右衛門氏　二等（銀盃三個）今井安太郎氏　三等（同　上）村上定吉氏
四等（同　上）小布施新三郎氏　五等（同　上）小池國三氏　六等（同　上）多田岩吉氏
七等（同　上）加賀豐三郎氏　八等（同　上）南波禮吉氏　九等（同　上）田中勝之助氏
十等（同　上）村上太三郎氏　十一等（銀盃三個）林　小兵衛氏　十二等（同　上）今井又治郎氏
十三等（同　上）山本　香氏　十四等（同　上）織田昇次郎氏　十五等（同　上）鈴木圭三氏

十六等(同上)吉川卯吉氏　十七等(同上)古澤鐵太郎氏　十八等(同上)津田七五郎氏
十九等(同上)玉塚榮次郎氏　二十等(同上)吉川正夫氏

○明治四十五年大正元年下半期分

一等(銀盞六個)栗生武右衛門氏　二等(同上)今井安太郎氏　三等(同上)小池國三氏
四等(同上)多田岩吉氏　五等(同上)小布施新三郎氏　六等(銀盃一組)南波禮吉氏
七等(同上)田中勝之助氏　八等(同上)林小兵衛氏　九等(同上)加賀豐三郎氏
十等(同上)山本香氏　十一等(同上)今井又治郎氏　十二等(同上)織田昇次郎氏
十三等(同上)村上太三郎氏　十四等(同上)玉塚榮次郎氏　十五等(同上)渡邊善十郎氏
十六等(同上)吉川卯吉氏　十七等(同上)渡邊對三氏　十八等(同上)田中熊三郎氏
十九等(同上)川北德三郎氏　二十等(同上)横山久太郎氏

○大正二年上半期分

一等(銀盞六個)栗生武右衛門氏　二等(同上)今井安太郎氏　三等(同上)小布施新三郎氏
四等(同上)小池國三氏　五等(同上)林小兵衛氏　六等(銀盃一組)田中勝之助氏
七等(同上)南波禮吉氏　八等(同上)多田岩吉氏　九等(同上)加賀豐三郎氏
十等(同上)今井又治郎氏　十一等(同上)織田昇次郎氏　十二等(同上)玉塚榮次郎氏
十三等(同上)村上太三郎氏　十四等(同上)山本香氏　十五等(同上)川北德三郎氏
十六等(同上)渡邊對三氏　十七等(同上)鈴木圭三氏　十八等(同上)渡邊善十郎氏
十九等(同上)齋藤吉助氏　二十等(同上)井手復次郎氏

○大正二年下半期分

一等(銀盞六個一組)小池國三氏　二等(銀盞三個一組)小布施新三郎氏　三等(同上)今井安太郎氏
四等(同上)林小兵衛氏　五等(同上)田中勝之助氏　六等(銀盃三個一組)加賀豐三郎氏
七等(同上)南波禮吉氏　八等(同上)今井又治郎氏　九等(同上)横山久太郎氏

十　等（同　上）山本香氏　十一等（同　上）渡邊善十郎氏　十二等（同　上）玉塚榮次郎氏
十三等（同　上）織田昇次郎氏　十四等（同　上）多田岩吉氏　十五等（同　上）井手復次郎氏
十六等（同　上）徳田孝平氏　十七等（同　上）川北徳三郎氏　十八等（同　上）下村紋次郎氏
十九等（同　上）村上太三郎氏　二十等（同　上）阿部鐵之助氏

○大正三年上半期分

一　等（銀盞六個一組）今井安太郎氏　二　等（銀盞三個一組）小池國三氏　三　等（同　上）小布施新三郎氏
四　等（同　上）田中勝之助氏　五　等（同　上）林小兵衛氏　六　等（銀盃三個一組）加賀豐三郎氏
七　等（同　上）今井又治郎氏　八　等（同　上）南波禮吉氏　九　等（同　上）玉塚榮次郎氏
十　等（同　上）徳田孝平氏　十一等（同　上）横山久太郎氏　十二等（同　上）山本香氏
十三等（同　上）渡邊善十郎氏　十四等（同　上）井手復次郎氏　十五等（同　上）織田昇次郎氏
十六等（同　上）川口佐一郎氏　十七等（同　上）川北徳三郎氏　十八等（同　上）鈴木圭三氏
十九等（同　上）反町常次郎氏　二十等（同　上）望月軍四郎氏

○大正三年下半期分

一　等（銀盞六個一組）小池國三氏　二　等（銀盞三個一組）田中勝之助氏　三　等（同　上）今井安太郎氏
四　等（同　上）小布施新三郎氏　五　等（同　上）加賀豐三郎氏　六　等（銀盃三個一組）今井又治郎氏
七　等（同　上）林小兵衛氏　八　等（同　上）玉塚榮次郎氏　九　等（同　上）南波禮吉氏
十　等（同　上）徳田孝平氏　十一等（同　上）渡邊善十郎氏　十二等（同　上）川口佐一郎氏
十三等（同　上）山本香氏　十四等（同　上）横山久太郎氏　十五等（同　上）成島嘉助氏
十六等（同　上）鈴木圭三氏　十七等（同　上）井手復次郎氏　十八等（同　上）阿部鐵之助氏
十九等（同　上）織田昇次郎氏　二十等（同　上）川北徳三郎氏

○大正四年上半期分

一　等（銀盞六個一組）小池國三氏　二　等（銀盞三個一組）加賀豐三郎氏　三　等（同　上）玉塚榮次郎氏

四等（同上）今井又治郎氏　五等（同上）小布施新三郎氏　六等（銀盃三個一組）林小兵衛氏
七等（同上）田中勝之助氏　八等（同上）多田岩吉氏　九等（同上）成島嘉助氏
十等（同上）渡邊善十郎氏　十一等（同上）鈴木常助氏　十二等（同上）山本香氏
十三等（同上）南波禮吉氏　十四等（同上）德田昂平氏　十五等（同上）川口佐一郎氏
十六等（同上）鈴木圭三氏　十七等（同上）横山久太郎氏　十八等（同上）阿部鐵之助氏
十九等（同上）川北德三郎氏　二十等（同上）早田嘉藤藏氏

○大正四年下半期分

一等（銀盞一組）小池國三氏　二等（同上）田中勝之助氏　三等（同上）玉塚榮次郎氏
四等（同上）加賀豐三郎氏　五等（同上）今井又治郎氏　六等（同上）小布施新三郎氏
七等（同上）山本香氏　八等（同上）林小兵衛氏　九等（同上）渡邊善十郎氏
十等（同上）德田昂平氏　十一等（銀盃一組）鈴木常助氏　十二等（同上）南波禮吉氏
十三等（同上）川北德三郎氏　十四等（同上）多田岩吉氏　十五等（同上）津田七五郎氏
十六等（同上）早田嘉藤藏氏　十七等（同上）成島嘉助氏　十八等（同上）川口佐一郎氏
十九等（同上）和田正男氏　二十等（同上）吉川正夫氏

○大正五年上半期分

一等（銀盞六個一組）小池國三氏　二等（銀盞三個一組）小布施新三郎氏　三等（同上）今井又治郎氏
四等（同上）山本香氏　五等（同上）德田昂平氏　六等（銀盃三個一組）玉塚榮次郎氏
七等（同上）津田七五郎氏　八等（同上）林小兵衛氏　九等（同上）阿部輝一氏
十等（同上）渡邊善十郎氏　十一等（同上）鈴木常助氏　十二等（同上）松崎松之助氏
十三等（同上）西村二太郎氏　十四等（同上）南波禮吉氏　十五等（同上）加賀豐三郎氏
十六等（同上）和田正男氏　十七等（同上）寺田益三郎氏　十八等（同上）五十嵐力氏
十九等（同上）多田岩吉氏　二十等（同上）川北德三郎氏

○大正五年下半期分

一等（銀盞六個一組）小池國三氏　二等（銀盞三個一組）北島亘氏　三等（同上）小布施新三郎氏
四等（同上）玉塚榮次郎氏　五等（同上）德田昂平氏　六等（銀盃三個一組）今井又治郎氏
七等（同上）山本香氏　八等（同上）津田七五郎氏　九等（同上）鈴木常助氏
十等（同上）山中清兵衞氏　十一等（同上）渡邊善十郎氏　十二等（同上）副島延一氏
十三等（同上）林小兵衞氏　十四等（同上）南波禮吉氏　十五等（同上）渡邊俊雄氏
十六等（同上）阿部輝一氏　十七等（同上）和田正男氏　十八等（同上）上野勝啓氏
十九等（同上）寺田益三郎氏　二十等（同上）加賀豐三郎氏

○大正六年上半期分

一等（銀盞六個一組）北島亘氏　二等（銀盞三個一組）小布施新三郎氏　三等（同上）津田七五郎氏
四等（同上）今井又治郎氏　五等（同上）山本香氏　六等（銀盃三個一組）玉塚榮次郎氏
七等（同上）鈴木常助氏　八等（同上）德田昂平氏　九等（同上）渡邊善十郎氏
十等（同上）南波禮吉氏　十一等（同上）村上賢二氏　十二等（同上）加賀豐三郎氏
十三等（同上）阿部輝一氏　十四等（同上）林小兵衞氏　十五等（同上）上野勝啓氏
十六等（同上）山中清兵衞氏　十七等（同上）吉川正夫氏　十八等（同上）副島延一氏
十九等（同上）和田正男氏　二十等（同上）織田昇次郎氏

○大正六年下半期分

一等（銀盞六個一組）北島亘氏　二等（銀盞三個一組）小布施新三郎氏　三等（同上）玉塚榮次郎氏
四等（同上）津田七五郎氏　五等（同上）今井又治郎氏　六等（銀盃三個一組）渡邊善十郎氏
七等（銀盞一組）村上賢二氏　八等（同上）杉野喜精氏　九等（同上）鈴木常助氏
十等（同上）渡邊俊雄氏　十一等（同上）德田昂平氏　十二等（同上）山本香氏
十三等（同上）和田正男氏　十四等（同上）南波禮吉氏　十五等（同上）加賀豐三郎氏

十六等（同　上）多田岩吉氏　十七等（同　上）副島延一氏　十八等（同　上）阿部輝一氏
十九等（同　上）上野勝造氏　二十等（同　上）吉川正夫氏

○大正七年上半期分

一等（銀盃六個一組）玉塚榮次郎氏　二等（銀盃三個一組）渡邊善十郎氏　三等（同　上）杉野喜精氏
四等（同　上）北島亘氏　五等（同　上）德田昂平氏　六等（銀盃三個一組）小布施新三郎氏
七等（同　上）津田七五郎氏　八等（同　上）今井又治郎氏　九等（同　上）鈴木常助氏
十等（同　上）和田正男氏　十一等（同　上）村上賢二氏　十二等（同　上）山本香氏
十三等（同　上）加賀豐三郎氏　十四等（同　上）渡邊俊雄氏　十五等（同　上）上野勝造氏
十六等（同　上）南波禮吉氏　十七等（同　上）織田昇次郎氏　十八等（同　上）井出鄉助氏
十九等（同　上）竹口文太郎氏　二十等（同　上）吉川正夫氏

○大正七年下半期分

一等（銀盃六個一組）渡邊善十郎氏　二等（銀盃三個一組）玉塚榮次郎氏　三等（同　上）杉野喜精氏
四等（同　上）德田昂平氏　五等（同　上）北島亘氏　六等（銀盃三個一組）渡邊俊雄氏
七等（同　上）今井又治郎氏　八等（同　上）鈴木常助氏　九等（同　上）津田七五郎氏
十等（同　上）村上賢二氏　十一等（銀盃一組）上野勝造氏　十二等（同　上）竹口文太郎氏
十三等（同　上）加賀豐三郎氏　十四等（同　上）田島清助氏　十五等（同　上）小布施新三郎氏
十六等（同　上）高橋信雄氏　十七等（同　上）井出鄉助氏　十八等（同　上）村松諒氏
十九等（同　上）山本香氏　二十等（同　上）南波禮吉氏

○大正八年上半期分

一等（銀盃六個一組）杉野喜精氏　二等（銀盃三個一組）玉塚榮次郎氏　三等（同　上）渡邊善十郎氏
四等（同　上）北島亘氏　五等（同　上）渡邊俊雄氏　六等（銀盃三個一組）德田昂平氏
七等（同　上）今井又治郎氏　八等（同　上）村上賢二氏　九等（同　上）野口清三郎氏

十等（同　上）鈴木常助氏
十一等（同　上）竹口文太郎氏
十二等（同　上）上野勝造氏
十三等（同　上）桐山泰藏氏
十四等（同　上）村松諒氏
十五等（同　上）山本香氏
十六等（同　上）高橋信雄氏
十七等（同　上）小布施新三郎氏
十八等（同　上）加賀豐三郎氏
十九等（同　上）近田三郎氏
二十等（同　上）和田正男氏

○大正八年下半期分

一等（銀盞六個一組）北島亘氏
二等（銀盞三個一組）杉野喜精氏
三等（同　上）玉塚榮次郎氏
四等（同　上）渡邊善十郎氏
五等（同　上）渡邊俊雄氏
六等（銀盃三個一組）野口清三郎氏
七等（同　上）桐山泰藏氏
八等（同　上）竹口文太郎氏
九等（同　上）鈴木常助氏
十等（同　上）津田信太郎氏
十一等（同　上）德田昂平氏
十二等（同　上）小布施新三郎氏
十三等（同　上）村上賢二氏
十四等（同　上）高橋信雄氏
十五等（同　上）山本香氏
十六等（同　上）今井又治郎氏
十七等（同　上）上野勝造氏
十八等（同　上）加賀豐三郎氏
十九等（同　上）吉川正夫氏
二十等（同　上）寺田益三郎氏

○大正九年上半期分

一等（銀盞六個一組）北島亘氏
二等（銀盞三個一組）渡邊俊雄氏
三等（同　上）杉野喜精氏
四等（同　上）渡邊善十郎氏
五等（同　上）野口清三郎氏
六等（銀盃三個一組）玉塚榮次郎氏
七等（同　上）山本香氏
八等（同　上）今井又治郎氏
九等（同　上）桐山泰藏氏
十等（同　上）岩井猪三氏
十一等（同　上）小布施新三郎氏
十二等（同　上）竹口文太郎氏
十三等（同　上）鈴木常助氏
十四等（同　上）津田信太郎氏
十五等（同　上）村上賢二氏
十六等（同　上）德田昂平氏
十七等（同　上）南波禮吉氏
十八等（同　上）小林市太郎氏
十九等（同　上）上野勝造氏
二十等（同　上）高橋信雄氏

○大正九年下半期分

一等（銀盞六個一組大）杉野喜精氏
二等（銀盞三個一組中）竹口文太郎氏
三等（同　上）渡邊善十郎氏

四等(同　上)渡邊俊雄氏　五等(同　上)玉塚榮次郎氏　六等(銀盞三個一組小)小布施新三郎氏
七等(同　上)北島亘氏　八等(同　上)山本香氏　九等(同　上)今井又治郎氏
十等(同　上)近田三郎氏　十一等(銀盃三個一組大)村上賢二氏　十二等(同　上)野口清三郎氏
十三等(同　上)南波禮吉氏　十四等(同　上)岩井猪三氏　十五等(同　上)鈴木常助氏
十六等(銀盃三個一組小)高橋信雄氏　十七等(同　上)徳田昂平氏　十八等(同　上)田林菊三郎氏
十九等(同　上)小林市太郎氏　二十等(同　上)津田信太郎氏

○大正十年上半期分

一等(銀盞六個一組大)杉野喜精氏　二等(銀盞三個一組中)渡邊善十郎氏　三等(同　上)渡邊俊雄氏
四等(同　上)竹口文太郎氏　五等(同　上)栗生藤三氏　六等(銀盞三個一組小)廣瀬大橋氏
七等(同　上)村上賢二氏　八等(同　上)今井又治郎氏　九等(同　上)山本香氏
十等(同　上)横山貞三氏　十一等(銀盃三個一組大)北島亘氏　十二等(同　上)小布施新三郎氏
十三等(同　上)吉田政四郎氏　十四等(同　上)近田三郎氏　十五等(同　上)副島延一氏
十六等(銀盃三個一組小)鈴木常助氏　十七等(同　上)小林市太郎氏　十八等(同　上)高橋信雄氏
十九等(同　上)望月乙彦氏　二十等(同　上)田林菊三郎氏

○大正十年下半期分

一等(銀盞六個一組大)杉野喜精氏　二等(銀盞三個一組中)渡邊善十郎氏　三等(同　上)横山貞三氏
四等(同　上)栗生藤三氏　五等(同　上)廣瀬大橋氏　六等(銀盞三個一組小)渡邊俊雄氏
七等(同　上)今井又治郎氏　八等(同　上)前田二平氏　九等(同　上)小布施新三郎氏
十等(同　上)岩井猪三氏　十一等(銀盃三個一組大)望月乙彦氏　十二等(同　上)高橋信雄氏
十三等(同　上)徳田昂平氏　十四等(同　上)山本香氏　十五等(同　上)田林菊三郎氏
十六等(銀盃三個一組小)村上賢二氏　十七等(同　上)副島延一氏　十八等(同　上)山中清兵衛氏
十九等(同　上)加賀豐三郎氏　二十等(同　上)鈴木常助氏

○大正十一年上半期分

一等（銀盞六個一組大）杉野喜精氏
二等（銀盞三個一組中）渡邊善十郎氏
三等（同上）横山貞三氏
四等（同上）小布施新三郎氏
五等（同上）鈴木常助氏
六等（銀盞三個一組小）廣瀨大橋氏
七等（同上）德田昂平氏
八等（同上）渡邊俊雄氏
九等（同上）田林菊三郎氏
十等（同上）栗生藤三氏
十一等（銀盃三個一組大）加賀豊三郎氏
十二等（同上）山本香氏
十三等（同上）望月乙彥氏
十四等（同上）高橋信雄氏
十五等（同上）小林市太郎氏
十六等（銀盃三個一組小）岩井猪三氏
十七等（同上）前田二平氏
十八等（同上）陸井幸平氏
十九等（同上）村上文策氏
二十等（同上）上野勝造氏

○大正十一年下半期分

一等（銀盞六個一組大）渡邊善十郎氏
二等（銀盞三個一組中）横山貞三氏
三等（同上）杉野喜精氏
四等（同上）德田昂平氏
五等（同上）小布施新三郎氏
六等（銀盞三個一組小）加賀豊三郎氏
七等（同上）內田茂吉氏
八等（同上）田林菊三郎氏
九等（同上）竹口文太郎氏
十等（同上）渡邊俊雄氏
十一等（銀盃三個一組大）廣瀨大橋氏
十二等（同上）小林市太郎氏
十三等（同上）副島延一氏
十四等（同上）岩井猪三氏
十五等（同上）望月乙彥氏
十六等（銀盃三個一組小）野崎乙吉氏
十七等（同上）堀江鐵五郎氏
十八等（同上）村上文策氏
十九等（同上）山本香氏
二十等（同上）山中清兵衞氏

○大正十二年上半期分

一般取引員

一等（銀盞六個一組大）杉野喜精氏
二等（銀盞三個一組中）渡邊善十郎氏
三等（同上）横山貞三氏
四等（同上）田林菊三郎氏
五等（同上）內田茂吉氏
六等（銀盞三個一組小）加賀豊三郎氏
七等（同上）小布施新三郎氏
八等（同上）竹口文太郎氏
九等（同上）德田昂平氏
十等（同上）望月乙彥氏
十一等（銀盃三個一組大）野崎乙吉氏
十二等（同上）副島延一氏

十三等（同　上）廣瀬大橋氏
十四等（同　上）前田二平氏
十五等（同　上）栗生藤三氏
十六等（銀盃三個一組小）陸井幸平氏
十七等（同　上）遠山元一氏
十八等（同　上）村上文策氏
十九等（同　上）山本香氏
二十等（同　上）渡邊俊雄氏

實物取引員

一等（銀盞三個一組小）岩井猪三氏
二等（同　上）野崎乙吉氏
三等（同　上）上野勝造氏
四等（銀盃三個一組大）杉野喜精氏
五等（同　上）望月乙彦氏
六等（同　上）片岡辰次郎氏
七等（銀盃三個一組小）遠山元一氏
八等（同　上）橘薫氏
九等（同　上）荒城誠二郎氏
十等（同　上）仁科與市氏

國債取引員

一等（銀盃三個一組大）杉野喜精氏
二等（銀盃三個一組小）山口増藏氏
三等（同　上）早川芳太郎氏

○大正十二年下半期分

一般取引員

一等（銀盞六個一組大）杉野喜精氏
二等（銀盞三個一組中）渡邊善十郎氏
三等（同　上）内田茂吉氏
四等（同　上）横山貞三氏
五等（同　上）田林菊三郎氏
六等（銀盞三個一組小）小布施新三郎氏
七等（同　上）前田二平氏
八等（同　上）徳田昂平氏
九等（同　上）野崎乙吉氏
十等（同　上）山本香氏
十一等（銀盃三個一組大）竹口文太郎氏
十二等（同　上）村上文策氏
十三等（同　上）望月乙彦氏
十四等（同　上）加賀豊三郎氏
十五等（同　上）陸井幸平氏
十六等（銀盃三個一組小）鬼塚郡太郎氏
十七等（同　上）松井房吉氏
十八等（同　上）上野勝造氏
十九等（同　上）遠山元一氏
二十等（同　上）渡邊俊雄氏

實物取引員

一等（銀盞三個一組小）廣瀬大橋氏
二等（同　上）野崎乙吉氏
三等（同　上）上野勝造氏

四等（銀盃三個一組大）德永和允氏　五等（同　上）片岡辰次郎氏　六等（同　上）草薙市太郎氏
七等（銀盃三個一組小）杉野喜精氏　八等（同　上）村上文策氏　九等（同　上）陸井幸平氏
十等（同　上）立松省三氏

國債取引員

一等（銀盃三個一組大）杉野喜精氏　二等（銀盃三個一組小）早川芳太郎氏　三等（同　上）遠山元一氏

○大正十三年上半期分

一般取引員

一等（銀盞六個一組大）杉野喜精氏　二等（銀盞三個一組中）小布施新三郎氏　三等（同　上）横山貞三氏
四等（同　上）渡邊善十郎氏　五等（同　上）山本香氏　六等（銀盞三個一組小）竹口文太郎氏
七等（同　上）田林菊三郎氏　八等（同　上）野崎乙吉氏　九等（同　上）遠山元一氏
十等（同　上）村上文策氏　十一等（銀盃三個一組大）德田昂平氏　十二等（同　上）鬼塚郁太郎氏
十三等（同　上）武澤兼三氏　十四等（同　上）小林武次郎氏　十五等（同　上）加賀豐三郎氏
十六等（銀盃三個一組小）陸井幸平氏　十七等（同　上）望月乙彦氏　十八等（同　上）山中清兵衛氏
十九等（同　上）桐山泰藏氏　二十等（同　上）鈴木隆氏

實物取引員

一等（銀盞三個一組小）金森弘三氏　二等（同　上）野崎乙吉氏　三等（同　上）遠山芳三氏
四等（銀盃三個一組大）上野勝造氏　五等（同　上）村上文策氏　六等（同　上）岩崎精氏
七等（銀盃三個一組小）杉野喜精氏　八等（同　上）片岡辰次郎氏　九等（同　上）遠山元一氏
十等（同　上）桐山泰藏氏

國債取引員

一等（銀盃三個一組大）杉野喜精氏　二等（銀盃三個一組小）早川芳太郎氏　三等（同　上）遠山元一氏

○大正十三年下半期分

一般取引員

一等（銀盞六個一組大）小布施新三郎氏　二等（銀盞三個一組中）杉野喜精氏　三等（同上）株式會社角丸商會
四等（同上）渡邊善十郎氏　五等（同上）野崎乙吉氏　六等（銀盞三個一組小）武澤粂三氏
七等（同上）横山貞三氏　八等（同上）田林菊三郎氏　九等（同上）望月乙彦氏
十等（同上）竹口文太郎氏　十一等（銀盃三個一組大）遠山元一氏　十二等（同上）村上文策氏
十三等（同上）加賀豐三郎氏　十四等（同上）徳田昂平氏　十五等（同上）陸井幸平氏
十六等（銀盃三個一組小）遠山芳三氏　十七等（同上）上田厚吉氏　十八等（同上）鬼塚郡太郎氏
十九等（同上）山本香氏　二十等（同上）近田三郎氏

短期取引員

一等（銀盞三個一組小）桐山泰藏氏　二等（同上）寺塚岩次郎氏　三等（同上）上野庄七氏
四等（同上）廣瀨大橘氏　五等（同上）竹口文太郎氏　六等（銀盃三個一組大）野崎乙吉氏
七等（同上）大橋小一氏　八等（同上）遠山芳三氏　九等（同上）中央證券株式會社
十等（同上）草薙市太郎氏　十一等（銀盃三個一組小）福山友三郎氏　十二等（同上）渡邊俊雄氏
十三等（同上）陸井幸平氏　十四等（同上）金森弘三氏　十五等（同上）松崎九一郎氏

實物取引員

一等（銀盞三個一組小）杉野喜精氏　二等（同上）野崎乙吉氏　三等（同上）廣瀨大橘氏
四等（銀盃三個一組大）株式會社紅葉屋商會　五等（同上）山中清兵衛氏　六等（同上）片岡辰次郎氏
七等（銀盃三個一組小）遠山芳三氏　八等（同上）上野勝造氏　九等（同上）遠山元一氏
十等（同上）武澤粂三氏

國債取引員

一等（銀盃三個一組大）杉野喜精氏　二等（銀盃三個一組小）株式會社紅葉屋商會　三等（同上）山口增藏氏

一般取引員

一　等（銀盞六個一組大）杉野喜精氏　二　等（銀盞三個一組中）野﨑乙吉氏　三　等（同　上）株式會社角丸商會
四　等（同　上）武澤兼三氏　五　等（同　上）小布施新三郎氏　六　等（銀盞三個一組小）渡邊善十郎氏
七　等（同　上）田林菊三郎氏　八　等（同　上）望月乙彥氏　九　等（同　上）陸井幸平氏
十　等（同　上）遠山元一氏　十一等（銀盃三個一組大）橫山貞三氏　十二等（同　上）德田昂平氏
十三等（同　上）遠山芳三氏　十四等（同　上）加賀豐三郎氏　十五等（同　上）岩井猪三氏
十六等（銀盃三個一組小）鬼塚郡太郎氏　十七等（同　上）竹口文太郎氏　十八等（同　上）村上文兼氏
十九等（同　上）上田厚吉氏　二十等（同　上）桐山泰藏氏

短期取引員

一　等（銀盞三個一組小）遠山芳三氏　二　等（同　上）陸井幸平氏　三　等（同　上）桐山泰藏氏
四　等（同　上）中央證券株式會社　五　等（同　上）安藤康次郎氏　六　等（銀盃三個一組大）野﨑乙吉氏
七　等（同　上）竹口文太郎氏　八　等（同　上）秋元新助氏　九　等（同　上）寺塚岩次郎氏
十　等（同　上）大橋小一氏　十一等（銀盃三個一組小）渡邊俊雄氏　十二等（同　上）株式會社角丸商會
十三等（同　上）田中亥三郎氏　十四等（同　上）岩井猪三氏　十五等（同　上）鬼塚郡太郎氏

實物取引員

一　等（銀盞三個一組小）杉野喜精氏　二　等（同　上）山中清兵衞氏　三　等（同　上）野﨑乙吉氏
四　等（銀盃三個一組大）片岡辰次郎氏　五　等（同　上）井出鄉助氏　六　等（同　上）遠山芳三氏
七　等（銀盃三個一組小）中央證券株式會社　八　等（同　上）株式會社紅葉屋商會　九　等（同　上）廣瀨大橋氏
十　等（同　上）遠山元一氏

國債取引員

一　等（銀盃三個一組大）杉野喜精氏　二　等（銀盃三個一組小）山口增藏氏　三　等（同　上）株式會社紅葉屋商會

（大正十四年下半期分

一般取引員

一等（銀盞六個一組大）杉野喜精氏　二等（銀盞三個一組中）株式會社角丸商會　三等（同上）小布施新三郎氏
四等（同上）野崎乙吉氏　五等（同上）武澤兼三氏　六等（銀盞三個一組小）陸井幸平氏
七等（同上）遠山元一氏　八等（同上）田林菊三郎氏　九等（同上）横山貞三氏
十等（同上）望月乙彦氏　十一等（銀盃三個一組大）株式會社丸水渡邊商會　十二等（同上）岩井猪三氏
十三等（同上）徳田昂平氏　十四等（同上）加賀豐三郎氏　十五等（同上）遠山芳三氏
十六等（銀盃三個一組小）中央證券株式會社　十七等（同上）上田厚吉氏　十八等（同上）鬼塚郡太郎氏
十九等（同上）廣瀬大橘氏　二十等（同上）平井光三郎氏

短期取引員

一等（銀盞三個一組小）中央證券株式會社　二等（同上）鬼塚郡太郎氏　三等（同上）桐山泰藏氏
四等（同上）岩井猪三氏　五等（同上）野崎乙吉氏　六等（銀盃三個一組大）株式會社角丸商會
七等（同上）遠山芳三氏　八等（同上）徳田昂平氏　九等（同上）加賀豐三郎氏
十等（同上）橘薫氏　十一等（銀盃三個一組小）福山友三郎氏　十二等（同上）陸井幸平氏
十三等（同上）竹口文太郎氏　十四等（同上）大澤龍次郎氏　十五等（同上）大橋小一氏

實物取引員

一等（銀盞三個一組小）杉野喜精氏　二等（同上）山中清兵衞氏　三等（同上）野崎乙吉氏
四等（銀盃三個一組大）片岡辰次郎氏　五等（同上）中央證券株式會社　六等（同上）井出鄉助氏
七等（銀盃三個一組小）岩井猪三氏　八等（同上）遠山芳三氏　九等（同上）成瀬省一氏
十等（同上）望月乙彦氏

國債取引員

一等（銀盃三個一組大）杉野喜精氏　二等（銀盃三個一組小）株式會社紅葉屋商會　三等（同上）山口增藏氏

一般取引員

一等（銀盃六個一組大）株式會社角丸商會　二等（銀盃三個一組中）岩井猪三氏　三等（同上）杉野喜精氏
四等（同上）野崎乙吉氏　五等（同上）小布施新三郎氏　六等（銀盃三個一組小）陸井幸平氏
七等（同上）株式會社丸水渡邊商會　八等（同上）武澤兼三氏　九等（同上）山中清兵衞氏
十等（同上）遠山元一氏　十一等（銀盃三個一組大）加賀豐三郎氏　十二等（同上）遠山芳三氏
十三等（同上）田林菊三郎氏　十四等（同上）長谷川日傳氏　十五等（同上）望月乙彦氏
十六等（銀盃三個一組小）上田厚吉氏　十七等（同上）鬼塚郡太郎氏　十八等（同上）山本香氏
十九等（同上）林荘治氏　二十等（同上）鈴木圭三氏

短期取引員

一等（銀盃三個一組小）岩井猪三氏　二等（同上）山中清兵衞氏　三等（同上）株式會社角丸商會
四等（同上）陸井幸平氏　五等（同上）桐山泰藏氏　六等（銀盃三個一組大）中央證券株式會社
七等（同上）鬼塚郡太郎氏　八等（同上）野崎乙吉氏　九等（同上）遠山芳三氏
十等（同上）大橋小一氏　十一等（銀盃三個一組小）遠山元一氏　十二等（同上）增田柳一氏
十三等（同上）吉村右一氏　十四等（同上）大澤龍次郎氏　十五等（同上）安藤康次郎氏

實物取引員

一等（銀盃三個一組小）杉野喜精氏　二等（同上）野崎乙吉氏　三等（同上）片岡辰次郎氏
四等（銀盃三個一組大）山中清兵衞氏　五等（同上）中央證券株式會社　六等（同上）岩井猪三氏
七等（銀盃三個一組小）井出郷助氏　八等（同上）成瀬省一氏　九等（同上）遠山元一氏
十等（同上）遠山芳三氏

國債取引員

一等（銀盃三個一組大）杉野喜精氏　二等（銀盃三個一組小）早川芳太郎氏　三等（同上）株式會社紅葉屋商會

(一)大正十五年下半期分

一般取引員

一等(銀盞六個一組大)岩井猪三氏
二等(銀盞三個一組中)杉野喜精氏
三等(同上)株式會社角丸商會
四等(同上)陸井幸平氏
五等(同上)株式會社丸水渡邊商會
六等(銀盞三個一組小)遠山芳三氏
七等(同上)株式會社玉塚商店
八等(同上)小布施新三郎氏
九等(同上)加賀豐三郎氏
十等(同上)株式會社德田商會
十一等(銀盃三個一組大)武澤兼三氏
十二等(同上)山中清兵衞氏
十三等(同上)遠山元一氏
十四等(同上)長谷川日傳氏
十五等(同上)野崎乙吉氏
十六等(銀盃三個一組小)林荘治氏
十七等(同上)立松省三氏
十八等(同上)田林菊三郎氏
十九等(同上)上田厚吉氏
二十等(同上)上野勝造氏

短期取引員

一等(銀盞三個一組小)岩井猪三氏
二等(同上)山中清兵衞氏
三等(同上)中央證劵株式會社
四等(同上)陸井幸平氏
五等(同上)株式會社角丸商會
六等(銀盃三個一組大)桐山泰藏氏
七等(同上)吉村右一氏
八等(同上)安藤康次郎氏
九等(同上)大橋小一氏
十等(同上)野崎乙吉氏
十一等(銀盃三個一組小)橋薫氏
十二等(同上)安澤安之助氏
十三等(同上)久保田正治氏
十四等(同上)長尾秀一氏
十五等(同上)井出鄕助氏

實物取引員

一等(銀盞三個一組小)杉野喜精氏
二等(同上)中央證劵株式會社
三等(同上)山中清兵衞氏
四等(銀盃三個一組大)片岡辰次郎氏
五等(同上)野崎乙吉氏
六等(同上)井出鄕助氏
七等(銀盃三個一組小)上野勝造氏
八等(同上)岩井猪三氏
九等(同上)荒城誠二郎氏
十等(同上)遠山元一氏

國債取引員

一等(銀盃三個一組大)杉野喜精氏
二等(銀盃三個一組小)三宅嘉十郎氏
三等(同上)株式會社玉塚商店

一般取引員

一等（銀盃六個一組大）陸井幸平氏
二等（銀盃三個一組中）杉野喜精氏
三等（同　上）株式會社角丸商會
四等（同　上）株式會社丸水渡邊商會
五等（同　上）武澤兼三氏
六等（銀盃三個一組小）小布施新三郎氏
七等（同　上）加賀豐三郎氏
八等（同　上）株式會社德田商會
九等（同　上）株式會社玉塚商店
十等（同　上）遠山芳三氏
十一等（銀盃三個一組大）山中清兵衛氏
十二等（同　上）遠山元一氏
十三等（同　上）望月乙彦氏
十四等（同　上）野崎乙吉氏
十五等（同　上）鈴木隆氏
十六等（銀盃三個一組小）長谷川日傳氏
十七等（同　上）中島卯三郎氏
十八等（同　上）上野勝造氏
十九等（同　上）林荘治氏
二十等（同　上）上田厚吉氏

短期取引員

一等（銀盃三個一組小）陸井幸平氏
二等（同　上）山中清兵衛氏
三等（同　上）中央證券株式會社
四等（同　上）株式會社角丸商會
五等（同　上）桐山泰藏氏
六等（銀盃三個一組大）久保田正治氏
七等（同　上）橋蕭氏
八等（同　上）井出鄉助氏
九等（同　上）安藤康次郎氏
十等（同　上）加賀豐三郎氏
十一等（銀盃三個一組小）安澤安之助氏
十二等（同　上）吉村右一氏
十三等（同　上）武澤兼三氏
十四等（同　上）大橋小一氏
十五等（同　上）長尾秀一氏

實物取引員

一等（銀盃三個一組小）杉野喜精氏
二等（同　上）中央證券株式會社
三等（同　上）山中清兵衛氏
四等（銀盃三個一組大）井出鄉助氏
五等（同　上）片岡辰次郎氏
六等（同　上）上野勝造氏
七等（銀盃三個一組小）野崎乙吉氏
八等（同　上）荒城誠二郎氏
九等（同　上）遠山元一氏
十等（同　上）陸井幸平氏

國債取引員

一等（銀盃三個一組大）杉野喜精氏
二等（銀盃三個一組小）株式會社玉塚商店
三等（同　上）三宅嘉十郎氏

(一)昭和二年下半期分

一般取引員

一等（銀盃六個一組大）杉野喜精氏
二等（銀盃三個一組中）株式會社丸水渡邊商會
三等（同上）株式會社角丸商會
四等（同上）小布施新三郎氏
五等（同上）加賀豐三郎氏
六等（銀盃三個一組小）武澤兼三氏
七等（同上）株式會社玉塚商店
八等（同上）株式會社德田商會
九等（同上）山中清兵衛氏
十等（同上）長谷川日傳氏
十一等（銀盃三個一組大）野崎乙吉氏
十二等（同上）上田厚吉氏
十三等（同上）望月乙彦氏
十四等（同上）上野勝造氏
十五等（同上）遠山芳三氏
十六等（銀盃三個一組小）近田三郎氏
十七等（同上）鈴木隆氏
十八等（同上）久保田正治氏
十九等（同上）桐山泰藏氏
二十等（同上）林鼎治氏

短期取引員

一等（銀盃三個一組小）久保田正治氏
二等（同上）株式會社角丸商會
三等（同上）桐山泰藏氏
四等（同上）鈴木十三氏
五等（同上）山中清兵衛氏
六等（銀盃三個一組大）吉川兵次郎氏
七等（同上）吉村有一氏
八等（同上）大橋小一氏
九等（同上）加賀豐三郎氏
十等（同上）渡邊俊雄氏
十一等（銀盃三個一組小）安澤安之助氏
十二等（同上）武澤兼三氏
十三等（同上）安藤康次郎氏
十四等（同上）野崎乙吉氏
十五等（同上）上野勝造氏

實物取引員

一等（銀盃三個一組小）杉野喜精氏
二等（同上）中央證券株式會社
三等（同上）山中清兵衛氏
四等（銀盃三個一組大）上野勝造氏
五等（同上）片岡兵次郎氏
六等（同上）野崎乙吉氏
七等（銀盃三個一組小）渡邊俊雄氏
八等（同上）井出鄉助氏
九等（同上）荒城誠二郎氏
十等（同上）望月乙彦氏

國債取引員

一等（銀盃三個一組大）杉野喜精氏
二等（銀盃三個一組小）株式會社玉塚商店
三等（同上）遠山元一氏

二 明治三十六年五月十日、本所創業以來、引續き營業せる仲買人及び二十年以上並に十年以上營業せる仲買人の功勞を表彰せんが爲め、左の二十四氏に對し賞盃を贈呈したり。

本所創業以來營業

吉川金兵衞氏

二十年以上營業

木村源兵衞氏　野本貞次郎氏　小布施新三郎氏　山縣保兵衞氏（先代以來）

加藤忠藏氏（先代以來）

十年以上營業

山口卯之助氏　半田庸太郎氏　横山久太郎氏　津田七五郎氏

粕谷瀧次郎氏　德田孝平氏　宮崎直次郎氏　織田昇次郎氏

村上太三郎氏　會田源七氏　大澤幸次郎氏　福島浪藏氏

藤田英次郎氏　小布施本次郎氏　長塚榮次郎氏　松下恭二郎氏

稻葉兼吉氏　今井文吉氏

三 明治四十四年四月十四日、仲買人木村源兵衞氏は明治十三年四月以降、三十年十一箇月、營業繼續に就き其の功績を表彰する爲め、銀製花瓶一基に記念狀を添へ贈呈したり。

四 大正二年六月二十六日、仲買人小布施新三郎氏は明治十六年六月以降、三十年間、營業繼續に就き其の功績を表彰する爲め、銀製花瓶に記念狀を添へ贈呈したり。

五大正二年六月二十六日、本所營業繼續免許に就き、同月二十六日、十年以上、營業繼續の仲買人左記二十五氏へ記念品を贈呈したり。

本所創業以來營業
吉川正夫氏(先代以來)

三十年以上營業
木村源兵衞氏　小布施新三郎氏

二十年以上營業
山口英九郎氏(先代以來)　半田庸太郎氏　横山久太郎氏　津田七五郎氏
德田孝平氏　織田昇次郎氏　村上太三郎氏　小布施新三郎氏
玉塚榮次郎氏　松下恭二郎氏

十年以上營業
渡邊對三氏　高井治兵衞氏(先代以來)　阿部鐵之助氏　田中勝之助氏
小池國三氏　栗生武右衞門氏　橋薫氏　渡邊善十郎氏(先代以來)
清水貞之助氏　大里兵藏氏　松村辰次郎氏　南波禮吉氏

六大正五年三月三十一日、仲買人横山久太郎氏は明治十九年三月以降、滿三十箇年、營業繼續に就き、其の功績を表彰する爲め、記念品を贈呈したり。

七大正五年十一月十七日、仲買人津田七五郎氏は明治十九年十二月以降、滿三十箇年、營業繼續

に就き、其の功績を表彰する爲め、記念品を贈呈したり。

八 大正十二年七月二十八日、本所營業繼續免許に就き、同年十二月一日、十一年以上營業繼續の取引員左記三十氏へ記念品を贈呈したり。

營業繼續四十三年	木村源兵衞氏		
同　四十年	小布施新三郎氏		
同　三十七年	横山久太郎氏		
同　二十六年	橘　薫氏		
同　二十年	南波禮吉氏		
同　十九年	鈴木圭三氏		
同　十八年	加賀豊三郎氏		
同　十七年	古澤鐵太郎氏	近田三郎氏	川口佐一郎氏
同　十三年	副島延一氏	田口重一氏	
同　十二年	田中熊三郎氏	山本香氏	堀江鐵五郎氏
	木村榮次郎氏	岩岡新次郎氏	渡邊俊雄氏
	中島卯三郎氏	稻垣丹次郎氏	片岡辰次郎氏
同　十一年	町澤政治郎氏		
先代以來三十八年	山口英九郎氏		

同　三十五年　德田昂平氏
同　二十九年　高井治兵衞氏
同　二十五年　渡邊善十郎氏
同　十八年　山中清兵衞氏
同　十二年　小林武次郎氏　上田厚吉氏　竹口文太郎氏

第四節　違約

一明治十三年五月二十九日、株式仲買人河邊嘉祐・鈴木富吉の兩氏は增證據金差入を怠りたるに就き違約處分に付したり。

二同年九月八日、株式仲買人高橋讓・細田伊兵衞・淺井光三・入升五郎の四氏を帳簿不正の廉にて違約處分に付したり。

三同年十月十一日、株式仲買人會田安積・茂木彌太郎の兩氏は僅少の證據金を以て他の委託に應じ賣買したる廉に因り違約處分に付したり。

四明治十四年二月四日、株式仲買人中島新三氏は證據金差入を怠りたるに就き違約處分に付したり。

五明治十七年十二月十日、株式仲買人富田卓爾氏は追證據金差入を怠りたるに就き違約處分に付したり。

六　明治十九年十月二十五日、野村儀兵衞・渡邊平吉の兩氏は追證據金差入を怠りたるに就き違約處分に付したり。

七　同年十二月二十五日、鹿島新兵衞・山中庄兵衞兩氏は賣品差出を怠りたるに就き違約處分に付したり。

八　明治二十三年一月六日、井上兵藏、同八日、恒川常太郎の兩氏は證據金差入を怠りたるに付き違約處分に付したり。

九　明治二十六年六月二日、小林勇次郎氏は債務の爲め其の資格消滅に歸したるを以て除名したり。

一〇　明治二十七年六月二十六日、安達三右衞門氏は追證據金差入を怠りたるに就き違約處分に付したり。

一一　明治三十一年四月十九日、本庄伊太郎・井野粂吉・石見權兵衞・副島延一・矢島平造・水本德兵衞・小林勇次郎の七氏は受渡違約の廉を以て、同二十二日、糟谷又三郎・松本治三郎の兩氏は增證據金不納の廉にて何れも違約處分に付したり。

一二　明治三十八年十一月中、仲買人北村熊吉氏は八溝金山會社株式買約定に對する追證據金不納に就き定款第十七章に依り、同月二十七日以降、其の賣買を停止して之を違約處分に付し、右處分結了の後、翌三十九年四月五日、農商務大臣の認可を得て之を除名したり。

一三　大正二年三月三十一日、仲買人小口憲一氏は改正定款の規定に依る仲買人身元保證金增

額一萬八千圓を期日までに納入せざりし廉により定款附則第百五十七條に依り除名したり。

一四大正二年十月二十三日、仲買人岡崎瀧之丞氏は指定期間内に現金を納入せざりし廉に因り、定款の規定に依り之を違約處分に付し、尚ほ同月二十四日、除名したり。

一五大正三年十一月二十七日、仲買人村木復吉氏は取引所法第二十五條第一項の規定に違反したる廉に依り、取引所税法第十七條の處分に服したるに就き取引所法第二十五條第二項に依り之を除名したり。

一六大正四年十月六日、仲買人久保島弘氏は營業細則第二十九條に違背したるに就き定款第三十八條第一項第五號に依り除名したり。

一七大正五年二月二日、仲買人小林榮之助氏は賣買本證據金、受渡代金、計算差損金及び手數料を納入せざるにより、營業細則第八十條に依り違約處分に付し、更に定款第三十八條第四號及び第七號に依り除名したり。

一八大正八年六月二十日、元仲買人田原貞顯氏に對し營業細則第七十二條第七號に依り賣買の差止を命じ、次で同月二十一日、定期取引の約定に對し追證據金を納入せざるに就き營業細則第九十條に依り違約處分に付し、同月二十八日、定款第三十八條第四號により除名したり。

一九大正九年四月二十六日、仲買人橋本駒三郎氏は營業細則第九十條該當に就き違約處分に

付し、同五月三日、定款第三十九條第四號に依り除名したり。

二〇大正十年十一月十七日、仲買人野口清三郎氏は直・延取引に於ける受渡不履行に就き營業細則第九十條に依り違約處分に付し、更に定款第三十九條第一項第七號に依り除名したり。

二一大正十年十二月十日、仲買人菴原錦次郎氏は直・延取引に於ける受渡不履行に就き營業細則第九十條に依り違約處分に付し、更に定款第三十九條第一項第七號に依り除名したり。

二二大正十一年六月二十四日、仲買人高橋信雄氏は直・延取引に於ける受渡不履行に就き營業細則第九十條に依り違約處分に付し、更に同七月六日、定款第三十九條第一項第七號に依り除名したり。

二三大正十二年五月二十三日、一般取引員井手復次郎及び實物取引員中村太助の兩氏は實物取引受渡不履行に就き業務規程第八十一條により違約處分に付し、定款第三十八條第一項第一號により同六月一日、除名したり。

二四同年五月三十日、實物取引員田井惣太郎氏は實物取引受渡不履行に付き前項同様、違約處分に付し、六月八日、除名したり。

二五大正十三年三月二十日、實物取引員小峰徳二郎氏は實物取引受渡不履行に就き、違約處分に付し、四月二日、除名したり。

二六同年六月四日、一般取引員副島延一氏は身元保證金の債權差押轉付命令に對する補充金を納入せざるに就き之れを違約處分に付し、同月十四日、除名したり。

二七同年十月四日、一般取引員徳永和充氏は短期及び實物取引に於ける受渡不履行に就き違約處分に付し、同月十日、除名したり。

二八大正十四年九月十五日、短期取引員仁科與市氏は實物取引に於ける受渡を履行せず、且つ身元保證金の差押額に對する補充金不納により違約處分に付し、同十月一日、除名したり。

二九大正十五年六月一日、一般取引員廣瀨大橋氏は實物取引に於ける受渡を履行せず、且つ身元保證金の差押額に對する補充金を納入せざるにより違約處分に付し、同三日、除名したり。

三〇同月十八日、一般取引員草薙市太郎氏は身元保證金の差押額に對する補充金を納入せざるに就き違約處分に付し、同月二十一日、之れを除名したり。

三一同年十月二日、短期取引員相見磐氏は短期取引受渡不履行に就き違約處分に付し、同月十四日、除名したり。

三二昭和二年三月二十三日、一般取引員岩井猪三氏は短期取引受渡不履行に就き違約處分に付し、同月三十一日、除名したり。

三三同年五月十六日、一般取引員竹口文太郎氏は短期取引受渡不履行に就き違約處分に付し、同月二十一日、除名したり。

三四同年六月十六日、一般取引員鬼塚郡太郎氏は實物取引受渡不履行に就き、違約處分に付し、同月二十四日、除名したり。

三五同月同日、短期取引員中島久藏氏は實物取引受渡不履行に就き違約處分に付し、同月二十

四日、除名したり。

三六同年十月二十一日、一般取引員立松省三氏は短期取引受渡不履行に就き違約處分に付し、同月二十四日、除名したり。

三七同月同日、一般取引員陸井幸平氏は實物取引受渡不履行に就き違約處分に付し、同月二十四日、除名したり。

第十一章　仲裁委員・商議員

第一節　仲裁委員

選擧年月日	委員長	委員長代理者	委員
明治二十六年二月二十日	伊藤幹一氏	須藤吉右衛門氏	中島行孝氏　岡崎惟素氏　加東徳三氏　半田庸太郎氏
同　年十月六日	伊藤幹一氏	小布施新三郎氏	相良剛造氏　中島行孝氏　加東徳三氏　加藤忠藏氏　半田庸太郎氏
明治二十八年二月十四日	伊藤幹一氏	加藤忠藏氏	中島行孝氏　富永冬樹氏　小布施新三郎氏　半田庸太郎氏　村上太三郎氏
明治二十九年一月十四日	伊藤幹一氏	村上太三郎氏	中島行孝氏　富永冬樹氏　小布施新三郎氏　徳田孝平氏　津田七五郎氏
明治三十年一月二十八日	同上	同上	同上

明治三十一年一月二十四日	同　上	同　上	同　上
明治三十二年一月二十四日	伊藤幹一氏	村上太三郎氏	相良剛造氏　後藤猛太郎氏 小布施新三郎氏　津田七五郎氏 德田孝平氏
同　年八月十日	伊藤幹一氏	村上太三郎氏	（増員）中島行孝氏　渡邊對三氏
明治三十三年一月十六日	伊藤幹一氏	村上太三郎氏	中島行孝氏　相良剛造氏 後藤猛太郎氏　小布施新三郎氏 渡邊對三氏　津田七五郎氏 山口卯之助氏
明治三十四年一月二十一日	伊藤幹一氏	村上太三郎氏	中野武營氏　中島行孝氏 後藤猛太郎氏　小布施新三郎氏 山口卯之助氏　渡邊對三氏 津田七五郎氏
明治三十五年一月二十一日	同　上	同　上	同　上
明治三十六年二月十二日	伊藤幹一氏	村上太三郎氏	中島行孝氏　江口駒之助氏 渡邊亨氏　小布施新三郎氏 渡邊對三氏　山口卯之助氏 津田七五郎氏

明治三十七年二月三日	伊藤幹一氏	村上太三郎氏	中島行孝氏　江口駒之助氏 渡邊亨氏　小布施新三郎氏 渡邊對三氏　山口卯之助氏 半田庸太郎氏
明治三十八年一月四日	同上	同上	同上
明治三十九年一月十日	同上	同上	同上
同　年十二月二十九日	伊藤幹一氏	村上太三郎氏	中島行孝氏　江口駒之助氏 松岡辨氏　山口卯之助氏 半田庸太郎氏　渡邊對三氏 小布施新三郎氏
明治四十年十二月二十八日	同上	同上	同上
明治四十一年十二月二十七日	伊藤幹一氏	村上太三郎氏	中島行孝氏　江口駒之助氏 松岡辨氏　山口卯之助氏 小布施新三郎氏　渡邊對三氏 織田昇次郎氏
明治四十二年十二月二十七日	同上	同上	同上
明治四十三年十二月二十四日	同上	同上	同上
明治四十四年十二月二十七日	角田眞平氏	村上太三郎氏	江口駒之助氏　前川太兵衛氏 藤山雷太氏　渡邊對三氏

			南波禮吉氏　小布施新三郎氏 栗生武右衛門氏
大正元年十二月十七日	同上	同上	同上
大正二年十二月十八日	角田眞平氏	渡邊對三氏	江口駒之助氏　前川太兵衛氏 藤山雷太氏　南波禮吉氏 村上太三郎氏　小池國三氏 橘薫氏
大正三年五月六日		渡邊對三氏退任 小池國三氏	村上太三郎氏退任 關谷兵助氏　川北德三郎氏
同　年十二月二十四日	角田眞平氏	小池國三氏	江口駒之助氏　山口卯之助氏 藤山雷太氏　南波禮吉氏 橘薫氏　川北德三郎氏 吉川正夫氏
大正四年十二月二十五日	角田眞平氏	小池國三氏	江口駒之助氏　山口卯之助氏 藤山雷太氏　南波禮吉氏 橘薫氏　吉川正夫氏
大正五年二月七日		小池國三氏退任	
同　年十二月八日	角田眞平氏		江口駒之助氏　橘薫氏 山口卯之助氏　吉川正夫氏

大正六年十二月二十六日　同上

大正七年五月三十日

同年七月二十六日

同年十二月十八日　同上

大正八年三月二十一日　角田眞平氏死去

同年五月二十七日

同年同月二十八日　山口卯之助氏

同年七月十一日

同年七月二十四日

同年十二月二十五日　岡崎國臣氏

藤山雷太氏　山中清兵衛氏
南波禮吉氏

同上

江口駒之助氏退任
橘薫氏退任

岡崎國臣氏　高井治兵衛氏

同上

前川太兵衛氏

南波禮吉氏　山中清兵衛氏
吉川正夫氏　高井治兵衛氏　退任

南波禮吉氏　山中清兵衛氏
吉川正夫氏　高井治兵衛氏

前川太兵衛氏　吉川正夫氏
小池國三氏　山中清兵衛氏
藤山雷太氏　高井治兵衛氏
南波禮吉氏

大正九年三月八日		南波禮吉氏 吉川正夫氏 山中清兵衛氏 高井治兵衛氏 退任
同年同月二十三日		吉川正夫氏 井出郷助氏 杉野喜精氏 村上賢二氏
同年四月六日		吉川正夫氏 井出郷助氏 杉野喜精氏 村上賢二氏 退任
同年同月二十日		吉川正夫氏 井出郷助氏 杉野喜精氏 山中清兵衛氏
同年六月四日		吉川正夫氏退任 南波禮吉氏
同年十二月二十日	岡崎國臣氏	前川太兵衛氏 南波禮吉氏 藤山雷太氏 徳田昂平氏 小池國三氏 井出郷助氏
大正十年二月一日		井出郷助氏退任

（備考）仲裁委員の制度は大正十二年以降、廢止したり

第二節　商議員

選擧年月日	會長	副會長	役員互選	一般取引員互選	短期取引員互選	實物取引員互選	國債取引員互選	商議員總代
大正十一年九月二十二日	岡崎國臣氏	沼間敏朗氏 片岡辰次郎氏 神田鐳藏氏	河合良成氏 石川涉氏	南波禮吉氏 高井治兵衛氏 小林市太郎氏 山口英九郎氏 前田二平氏 町澤政治郎氏		栗生藤三氏 荒城誠二郎氏 林莊治氏 小布施福太郎氏	岩井猪三氏 望月乙彦氏 菊地鈴太郎氏	河合良成氏 町澤政治郎氏 南波禮吉氏
大正十二年五月十三日				小林市太郎氏死去				
同　年六月二十日				杉野喜精氏				
同　年十二月二十二日				前田二平氏退任				
同　年同月二十七日	岡崎國臣氏		河合良成氏 石川涉氏					
大正十三年一月十日				鈴木圭三氏				
同　年二月一日						林莊治氏退任		
同　年同月二十日						島安次郎氏		
同　年六月十六日	岡崎國臣氏	德田昂平氏 沼間敏朗氏	河合良成氏	岩井猪三氏 南波禮吉氏 山口英九郎氏	吉川太郎氏 島安次郎氏 山中清兵衛氏	上田辰卯氏 吉村右一氏	早川芳太郎氏 望月乙彦氏	今井安太郎氏 河合良成氏 岩田鐐三氏 山中清兵衛氏 岩井猪三氏

片岡辰次郎氏　山口增藏氏　石川　渉氏
杉野喜精氏　小布施福太郎氏　鈴木圭三氏
藍澤久平氏　岩田鎌三氏
田崎次郎作氏　今井安太郎氏
町澤政治郎氏
小布施福太郎氏　上田辰卯氏　早川芳太郎氏　望月乙彦氏

年月日				
大正十三年十一月四日		山口英九郎氏退任		
同年同月二十五日		渡邊善十郎氏		
同年同月三十日	河合良成氏退任			河合良成氏退任
同年十二月十八日	前田二平氏			
同年同月二十四日岡崎國臣氏退任				
大正十四年一月七日	長滿欽司氏			
同年同月同日長滿欽司氏				石川　渉氏
同年六月十六日		渡邊善十郎氏退任		
同年七月三日		株式會社札木渡邊商店代表者 渡邊善十郎氏		
同年十二月二十二日			吉村右一氏退任	
大正十五年一月十二日長滿欽司氏	前田二平氏 石川　渉氏			
同年同月十七日			角田　勇氏	
同年二月十三日	石川渉氏死去			
同年同月二十五日	德田昂平氏退任			
同年三月一日	株式會社德田商會代表者 德田昂平氏			

同年同月三日			織田昇次郎氏					
同年六月三日	長滿欽司氏	徳田昂平氏（株式會社徳田商會代表者）、沼間敏朗氏、片岡辰次郎氏、杉野喜精氏	前田二平氏、織田昇次郎氏	小布施新三郎氏、田口重一氏、鈴木圭三氏、岩井猪三氏、岩岡新次郎氏、渡邊善十郎氏（株式會社八木澤商會代表者）	吉川太郎氏、藍澤久平氏、島安次郎氏、今井安太郎氏、山中清兵衛氏	上田辰卯氏、丸山都治氏、杉山榮治郎氏、田崎次郎作氏	早川芳太郎氏、町澤政治郎氏、山口増藏氏	前田二平氏、小布施新三郎氏、岩井猪三氏、島安次郎氏、山中清兵衛氏、上田辰卯氏、田崎次郎作氏、早川芳太郎氏、山口増藏氏
同年同月二十九日			織田昇次郎氏退任					
同年七月十四日								前田二平氏退任
同年同月同日			三上良兼氏					三上良兼氏
昭和二年三月三十一日				岩井猪三氏退任				
同年四月十九日							町澤政治郎氏退任	
同年同月同日				町澤政治郎氏				
同年同月二十八日							遠山芳三氏	
同年六月六日								鈴木圭三氏

第一圖

本所敷地變遷圖

第二圖

第一回改築平面圖

本館及び事務室は明治三十一年竣成、總地下室附きとす。

市場は明治三十二年竣成。

二階

一階

第三圖

增築及び模樣替平面圖

市場Ａの部分は明治四十二年の增築にして之と同時に舊市場の模樣替を爲したり。尙ほ此の外一階ハ電信室及び組合事務室の下に地下室を設けたり。

事務室Ｂの部分は大正五年の增築にして、此の外三階及び地下室在り。

第四圖

第二回改築平面圖（其の一）

市場は昭和二年十二月竣成。事務所は目下設計中なれども近く之を確定し本年十月起工、昭和五年六月竣工の豫定なり。

市場地下室

事務所地下室

第五圖

第二回改築平面圖（其の二）

第六圖

第二回改築平面圖（其の三）

事務所の二階及び四・五・六階の平面圖並に市場の二階の平面圖は各々此所に掲載したる三階の平面圖と大同小異に付き之を省畧す。

市場三階

事務所三階

第七圖

第二回改築斷面圖

事務所斷面

市場斷面

第八圖

貸事務所平面圖

第十二章　建築・施設

本所の建築施設沿革概要

本所創業以來、建築物竝に施設に對する變革も亦一再ならず。先づ建築物に就きて之を見るに、最初、兜町六番地の一隅に在りし隘少なる古建物に呱々の聲を揚げてより、他の建物を買收して之に移轉すること一回、市場及び事務所の改築一回、市場の大增築一回、事務所の燒失二回及び其の復舊、大震火災及び其の復興等の迂餘曲折を經て、今や方に鎧橋及び兜橋の兩橋畔に跨る三千坪に垂々とする廣大なる地域に、約七百萬圓の建築費と時價三百萬圓に上る借地權とを擁し、總延坪一萬數百坪を算する、市場・事務所及び貸ビルディングの三大建築成らんとす。此等は何れも鐵骨・鐵筋コンクリートの耐震耐火構造にして、多端なりし本所の建築物も茲に漸く確立を見んとするに至れり。

次に各種の設備も亦種々の變遷を經て今日に及びたるが、就中、通信及び保健衛生施設に就きては常に歐米の斬新なるものに範を採り、且つ之に不斷の改善を加へ、以て本所の機能と從業者の保健とを助長せしむるに努めたり。以下、便宜上、建物を對象として之を四期に劃し、順次、其の變遷の跡を辿らんとす。

第一期　自明治十一年 至同二十五年

一　創業當初の建物

明治十一年一月十七日、本所の創立準備の爲め第一回株主集會を開催し、本所の位置を東京府下第一大區十五小區兜町六番地(現行市制、東京市日本橋區兜町六番地)に定むること竝に同所々在の第一國立銀行の所有に係る家屋を購入して之を營業所に充つべきことを可決し、次で同月十九日、當事者間に於ても賣買契約成立するに至りしを以て、該家屋に增築竝に修理を施し、同年六月一日、本所は此所に營業を創始したり。右に要したる代金左の如し。

買入代金	金三千五百圓
增築及び修繕費	金二千八百二十三圓八十一錢
合計	金六千三百二十三圓八十一錢

二　元兜町米商會所建物買入

米商會所の建物に移轉

前述の建物は既に腐朽甚しく且つ狹隘にして、營業上、支障鮮からざりしが、偶々、東京米商會所の所有に係る兜町四番地所在の元兜町米商會所の市場及び事務所たりし左記の建物讓受の件、商議調ひしを以て、明治十六年九月三十日、此の地に移轉し、翌十月一日より營業を開始せり。尚ほ不要に歸したる從前の建物は入札の上、金二千五百圓を以て賣却したり。

購入家屋

土藏造市場　一棟
木造平家建事務所　一棟
土　藏　二棟
購入代金
金八千五百圓　但自明治二十六年至同三十年五箇年々賦拂

電話開通　電話開通　本邦に於ける電話の開通は、明治二十三年十二月十六日、浪花局の開通を以て嚆矢とす。本所に在りても、豫てより同局に對し二回線の加入申込中なりしかば、之と同時に開通を見るに至れり。

第二期　自明治二十六年至同三十八年

一　改築準備

新築計畫　本所の業蹟は、逐日、隆盛に赴くに反し、營業所は日と共に荒廢を來し、殊に明治二十七年の震災に因り、益々、其の命脈を縮め、改築の要急迫するに至れり。是より先き明治二十六年四月二日、臨時株主總會を開き、改正取引所法第三十六條に據る營業繼續認可申請に必要なる定款改正の件を附議したるに、同總會は七名の委員を選任して之に其の改正の件を委託すると同時に、營業を繼續するには先づ以て新築を行ふ必要ありとし、其の設計の件をも併せて同委員に委囑したり。爾來、該委員は設計の立案に就き、屢々、協議を遂げしも、其の成案を見るに先ち、明

治二十八年七月十四日の臨時株主總會は、新たに家屋建築委員五名を選任し、之に金六萬圓乃至八萬圓の範圍に於て設計竝に工事費額を決定すべきことを委託し、又建築事務竝に工事監督は擧げて役員に一任すべきことを決議したり。而して其の設計竝に工事監督の實際上の事務は工學士佐立七次郎氏代つて之に膺り、遂に確定案を得るに至りしを以て、其の工事請負を競爭入札に付したり。結果左の如し。

設計案成る

見積金額	見積人氏名
金六萬六千四百圓	清水滿之助氏
金六萬九千七百五十圓	大倉土木組
金六萬九千九百十六圓三十七錢	伊藤爲吉氏
金七萬二千五百九十圓	日本建築合資會社

依つて明治二十八年十一月二十七日、清水滿之助氏と請負契約を締結したり。尙ほ前掲工事費の外に左記の費額所要につき、之を合するときは、豫算總額金九萬七千圓に上り、最初の豫算最高額に對し金一萬七千圓超過するに至りしを以て、同年十二月二十日の臨時株主總會に之を諮り、其の承認を得たり。

金一萬圓	敷地內居住者移轉料
金百六十圓	外圍假設費
金八千八百圓	瓦斯燈及び煖房設備費

金四千五百圓　室內裝飾及び什器費
金一千百二十五圓　監督技師俸給
金六千〇十五圓　豫備費
合　計　金三萬〇六百圓

二　第一回改築

設計變更

日清戰役後、本所の業蹟頓に殷賑を極め、設計着手當初に在りては、一日の賣買高、僅々四・五千株に過ぎざりしものが、一躍、一萬四・五千株を算するに至り、從來の計畫にては、到底、將來の發展に備ふる所以に在らず。此に於てか、先づ事務所は平家建の計畫を二階建に改むると同時に既定計畫の土藏建築を廢止し、之に代ふるに地下室を設け、以て金庫・倉庫及び煖房室に充つる等、根本的の變革を加へ、又市場も既定計畫の百四十四坪七合五勺に對し四十九坪五合增築を行ふことと爲し、此等に要する工事費

金九萬七千圓　既定計畫に依る豫算額
金四萬四千二百三十四圓九十九錢三厘　設計變更に依る追加工事費
金八千七百六十五圓〇七厘　豫備費
合　計　金十五萬圓

工事に着手

を明治二十九年五月十日、臨時株主總會に提出して其の承認を得、曩きの工事請負人たる清水滿之助氏と追加契約を締結し、六月中旬、先づ事務所の建築工事に着手せしめたり。其の工事

事務所の工事概要

概要左の如し。

(一)事務所建築(第二圖参照)

建　坪　二百九十四坪四合四勺

延　坪　八百〇一坪六合八勺(前設計は百〇一坪四合五勺)

内　地　階　二百六十三坪一合四勺

一　階　二百九十四坪四合四勺

二　階　二百四十四坪一合

用　途　地下室は金庫・倉庫・物置・汽罐室等、一・二階の表側に面したる約百十坪を本館と稱し、表玄關・役員室・應接室等に使用し、其の後部約百八十坪を事務室と稱し、營業用一般事務室に充つ。

構　造　基礎は總掘と爲したる上、杭打及びコンクリート地形を施し、地下室は總て煉瓦造と爲し、金庫及び倉庫室の梁及び根太には工形鐵を用ひ、之にコンクリート打を施し、以て防火に努め、其の他の部分は、全部、木骨構造と爲し、外部は花崗石五段積の側石を廻らし、其の他の部分は堅瓦張り石色塗目地付とす。內部の仕上げは、一般的の部分は壁及び天井共、漆喰塗、腰羽目は杉材ペンキ塗とし、上等室は、壁を西陣織錦地張、腰羽目は檜材ワニス塗、天井は木製格天井又は錦地張とす。床は總て寄木張にして屋根は大部分、西京深草瓦とし、一部にスレート・銅・亞鉛板の

折衷背を用ふ。

(二) 市場建築

市場の設計變更

叙上の如く、事務所の設計は其の規模恰當なるも、市場の設計變更は未だ姑息的にして時運に伴はざるの憾みあり。依つて明治三十年四月二十五日、臨時株主總會に議案第四號として「市場增築竝に之に充つる敷地擴張の件」を附議したるに、同總會は委員九名を擧げ、他の議案と共に一週間內に調査すべきことを委託し、越えて五月十日の臨時株主總會は、右委員の調査報告に基き前回提出の議案全部を可決したる後、更に建築委員五名を選擧し、之に敷地の擴張・市場の設計變更竝に豫算額の決定等を委囑したり。以來、該委員は、屢々、詮議を重ね、同年七月十六日、遂に左記の事項を決定するに至れり。

市場の設計概要

一、市場增築に要する隣接敷地二百三十三坪四合五勺の借地權買收の件

一、市場建築の設計確定(參照第二圖)

建坪　三百四十四坪七合五勺

延坪　五百坪七合五勺

內
　一階　三百四十四坪七合五勺
　二階　百五十六坪(中央吹抜き)
　外に附屬家及び渡廊下、階下三十五坪六合三勺・階上十五坪

用途　市場の一階は立會場及び參觀席、二階は上等參觀席に充て、附屬家の一階は

仲買委員詰所、二階は同會議室とす

構造　事務所と大同小異に付き省略す

一、敷地擴張費及び建築工事費は最初よりの豫算を合し、金二十九萬圓以內とすること

一、工事監督は役員に一任すること

事務所竣成

既に工事中なりし事務所の建築工事は明治三十一年初頭、竣工を告げたるを以て、同年二月六日、新館に事務所を移し、直ちに舊事務所を取毀し、其の跡に假市場を設け、四月二十五日、此所に開市したり。而して此の月下旬、從來の市場の敷地跡に市場新築の工を起し、翌三十二年三月末、之を竣りしを以て、四月二日、新築落成の式を擧げ、翌日は本所關係者の觀覽に供し、四日より新市場に於て立會を開始したり。

市場竣成

尙ほ附屬家・車馬置場及び供待所等の工事は四月下旬、之に着手し、十月十日、竣工を告げ、玆に全く全工程を了れり。此の建築工事費竝に敷地擴張費を合し、金二十七萬四千八百六十圓三十六錢五厘に上れり。

換氣裝置及消火栓新設

換氣裝置竝に消火栓設置　此の兩施設は共に明治三十三年七月八日、臨時株主總會に於て設置の件を可決したるものにして、前者は立會場の換氣を行ふ爲め瓦斯電動機を電源と爲し、立會場に備へ付けたる大扇風器を廻轉し、以て換氣を行ふ傍ら、其の餘力を照明に利用するものにして、後者は本所の構內に私設消火栓を設け、非常時の用に供するものとす。

第三期　自明治三十九年　至大正四年

業務振興調査會成案

一　業務振興調査會

明治三十九年十二月二十二日、臨時株主總會に於て、勅令第二百八十三號に據る定款改正・事業擴張改良竝に資本增加等に關し調査を行ふ爲め、調査委員十五名を選任し、之に其の調査を委囑したり。而して該委員は此等の事項に就き調査研究の結果、遂に左記九項に亙る成案を得るに至りしを以て、翌年三月九日の臨時株主總會に之を報告して其の任を果したり。

一、定期取引は賣買證券の種類に依り立會場を區分し、尙ほ向來、證券の增加に伴ひ、漸次、之を擴張すること

一、直取引立會場を擴張し、該取引の發展を計ること

一、理事者に於て主務官廳と交涉の上、郵便電信局を取引所內に設くる方針を採ること

一、理事者に於て主務官廳と交涉の上、相場通信機の設置を計ること

一、理事者に於て內外相場通信及び相場表の完備を務むること

一、市場に空氣の交換其の他、衞生上の設備をなすこと

一、建物の增築其の他、諸般の設備は、理事者に於て必要なる費額を支出して之を實行すること

一、賣買增加に伴ひ擔保の信用を厚うし、且つ諸般の設備に充つる爲め資本金を一千二百萬圓に增加す。其の募集方法は別に理事者の提出したる議案に依ること

一、賣買及び整理方法に關し種々考案を盡したるも、頗る複雜の關係を有するを以て、審議を

盡し、適當の改良を加ふべきことを理事者に委託すること

前掲の調査事項は、悉く實現するに至りしが、就中、施設に關するものを擧示すれば左の如し。

チッカー及電信輸送機新設

チッカー及び電信輸送機　チッカーは各銘柄の公定相場決定の都度、立會場内の發信所より各加入者卽ち取引員・新聞社及び通信社等に同報電信を以てする通信機關にして、電信輸送機は本所の構内に在る電信室と東京中央郵便局（現在の日本橋郵便局）との間を眞空式壓搾裝置を以て輸送する設備にして、夫々關係當局に交渉を重ね、後者は明治四十二年十二月十五日、前者は翌年九月二十一日、孰れも開通するに至れり。此の兩者は、共に當時、歐米先進國に於てすら稀に見る所のものなりしが、本所が克く率先して之を採用したるは、當時の理事者の果斷と關係當局の好意とに俟つ所多かりき。

立會場増設

立會場増設　賣買高の激増に鑑み、從來、一箇所たりし定期取引の立會場を、大正五年三月一日以降、甲・乙の二箇所に改め、同年十二月一日、更に一箇所増設して之を丙立會場と稱す。

二　市場増築（第三圖參照）

市場増築計畫

明治四十年三月九日、臨時株主總會に於て資本増加の件竝に建物増築の件を可決したり。依つて之が増築敷地に充つる爲め、從來の建物に隣接する土地の借地權の買收に着手し、漸くにして所要坪數を得、且つ一方に在りて確定設計案を得るに至りしを以て、明治四十二年十月

市場増築工事概要

二十日、其の工を起し、翌年十二月末、之を竣り、越年一月四日新市發會より此所に開市したり。此の工事概要次の如し。

擴張敷地　二百三十二坪八合四勺

增築坪數　四百七十一坪五合二勺

內　一階　三百六十坪五合一勺

　　二階　七十一坪〇一勺

　　地階　四十坪

支拂金額　金四十四萬八千九百十三圓二十三錢九厘

內譯表

用途別	數量	單價	金額	摘要
借地權買收費	二三二・八四坪	四七〇・九六円	一〇九、六五九・〇〇〇円	家屋又は借地權の買收
敷地外家屋買入費	三四三・六〇	四九〇・二七	一六八、三五六・八九五	建築敷地內の居住者移轉の爲め家屋買入又は再建築
借地料	六五九・二二	—	一四、四六一・一〇一	同上借地料
家屋賦課諸税	—	—	六一二・七二〇	同上家屋税
建築工事費	四七一・五二	二三四・九九	一一〇、八〇六・七〇〇	
煖房及換氣裝置	—	—	五二、二九〇・七四〇	
監督技師手當	—	—	七、四五〇・〇〇〇	
雜費	—	—	六、五七六・六〇八	
合計	—	—	四七〇、二一三・七六四	
雜收入	—	—	二一、三〇〇・五二五	家屋賃貸料及び古材賣却代金等
差引殘高	—	—	四四八、九一三・二三九	

内
金二十八萬九千〇二十六圓二十八錢三厘　市場增築工事に屬する分
金十五萬九千八百八十六圓九十五錢六厘　賃貸家屋に屬する分

用　途　市場・仲買人組合事務所及び同會議室・電信分室・新聞記者室・小使室・供待等に供す

構　造　木骨構造にして、明治三十二年竣工の事務所及び市場建築に倣ふ

主要設備　地下室に冷房及び換氣裝置を設く、此の馬力數二十三馬力、送風量每分二千七百二十立方尺、外に十二馬力煖房用汽罐

工事監督　工學士佐立七次郎氏

工事請負人　清水滿之助氏

專用電話開通

市内專用電話開通　豫て架設計畫中なりし市内專用電話、卽ち本所の立會場と仲買人・新聞社・通信社等の加入者側との間を連絡する特殊直通電話は、大正元年十月二十四日、其の開通を見るに至れり。

第四期　自大正五年 至昭和三年

事務所增築

一 事務所增築・國債市場開設・運動場設置

小使室・宿直室・電話交換室等に充つる目的を以て、事務所の一部に建坪四十七坪八合二勺、地

下室共四階建、此の延坪百九十一坪二合八勺の増築に着手し、大正六年五月末、完成を告ぐ。此の工事費金四萬四千百二十四圓八十五錢なり（第三圖參照）。

國債市場開設

仲買人組合の所有に係る兜町四番地所在の土藏造瓦葺三階建、建坪四十坪、此の延坪八十四坪の家屋を大正九年九月八日、金十萬圓を以て買受け、同年同月二十日、此所に國債市場を開設したり。

運動場設置

所員の體育奬勵の爲め、大正十年八月十八日、金四萬六千百二十六圓三十錢を投じ、府下高井戸村大字上高井戸に於て土地六千四百〇一坪を買入れ、此所に運動場を開設したり。

二　第一次事務所燒失

大正六年の火災

大正六年十二月十日朝、本館地下室より火を發し、忽ちにして本館竝に事務室に延燒せしも、所員・仲買人及び其の店員諸氏の協力により、重要物件は、全部、之を屋外に搬出し、他方、消防隊の必死の努力にて、幸にも事務室の一部と市場とは其の災禍を免るることを得、又之に因る損害は金二十三萬八千二百七十圓三十錢に上りしも、火災保險金二十三萬八千百五十圓を以て補塡することを得たり。

應急措置

次に災後の應急措置として、燒殘部分を修理し、且つ市場の二階の一部に改造を加へ、之と從來より存する市場の附屬室とを事務室に充て、辛うじて營業を繼續し來りしも、時恰かも歐洲戰亂の好況を受け、本所の業務も、倍々、多事ならんとし、剩さへ他方に在りては、豫て懸案中の市場の新築工事を遂行する爲め舊市場の一部の取毀しを要し、從つて市場內の假事務室は其の大半を喪ふべく、啻さへ事務室不十分にて執務の圓滑を缺く際、更に一層

假事務所建築

の不便を招來するに至りしかば、茲に假事務所建築の議を進め、遂に成案を得て之を遂行するに至れり。卽ち

建坪　一階　三百三十一坪六合六勺

　　　二階　三百十一坪五合

外に既設地下室三百十坪九合六勺中、百七十五坪八合二勺は、全然、被害なかりしを以て、其の儘使用し、其の他の部分は修理したる上、物置に使用す

構造　木造二階建

工事費　金十一萬六千四百七十七圓八十錢

工程　大正九年七月十四日起工、翌年三月竣工

設計者　工學博士横河民輔氏

工事請負人　合資會社清水組

大正十二年三月の火災

三　第二次事務所燒失

大正十二年三月十七日、午後十一時頃、本所は再度の祝融に遭ひ、前記假事務所の二階全部及び一階の一部を烏有に歸せしが、僥倖にも市場は再び天祐を蒙り、有價證券竝に重要書類の如きは被害を免ることを得、且つ建物竝に什器の燒失損害は火災保險金二十萬八千圓を以て十分に償ひ得たり。尙ほ應急策として殘存部分に修理を加へ、更に一部に二階を增築し、事務の支障防遏に努めたり。

四　大震火災及び區劃整理

(一)　大震火災

大正十二年九月一日午前十一時五十八分、突如、關東地方に未曾有の大震災勃發し、次で各所に火災を起し、帝都は瞬く間に火焰の巷と化したり。本所は震災に因る直接の被害は僅少なりしも、同夜、襲來せし猛火に包まれ、午後八時頃、市場及び事務所竝に其の他の所有家屋共、全部、灰燼に歸したり。然るに事務所の地下室完全なりし爲め、有價證券竝に重要書類の如きは毫も被害なきを得たり。尚ほ家屋竝に什器等の燒失損害及び其の處理方法左の如し。

家屋及び什器の燒失損害表

物件の名稱	所在	種類	延坪數	損害評價額	摘要
市場	兜町六四番地	木造二階建地下室附一棟	坪 七七五・七〇四	円 三〇九、〇五九・七六（市場・事務所合計）	附屬設備一式
事務所	同　同	同上一棟	七四七・二四五		同上
國債市場	同　四番地	土藏三階建一棟	八四・〇〇〇	三五、二八〇・〇〇	
賃貸家屋	同　五番地	煉瓦造二階建一棟	一〇八・四九二	三三、二七四・〇六	中央證券に賃貸
同上	坂本町一八番地	木造二階建二棟	三六・九七〇	四、〇四九・五〇	小峰德次郎氏同上
同上	南茅場町三九番地	木造平屋建外一棟	四〇・〇八二	二〇、〇〇〇・〇〇	吉川正夫氏同上
同上	同　四九番地	木造二階建外二棟	五五・〇二〇	八、二一三・七	(中外商業及び吉田萬太郎氏同上)
同上	茅場河岸一號乃至四號	土造二階建外七棟	一三九・八六〇	三三、九八九・四	(立松有三氏外三人に賃貸及び本所使用)
什器		事務用	―	四一、四五九・九	
市場新築工事	建築場	材料其他の損害一式	―	一九、九二九・四六	

合計	一、九八七・三七三	五〇五、二五〇・九七

損害の補塡

右の内、建物及び什器の損害金四十八萬五千三百二十五圓五十一錢に對しては、家屋建築費償却積立金二十二萬圓及び火災保險會社よりの出捐金(所謂見舞金)一萬八千三百七十一圓七十三錢を繰入れ、其の不足額は缺損として計上し、又市場新築に關する分は同建築費を以て支辨したり。

假事務所及假市場

是より先き九月四日、丸之内の日本興業銀行の一部を借受け、此所に假事務所を設けて專ら災後の善後策を講じたる後、十月十六日、先づ同銀行内に國債市場を開き、次で同月二十七日、實物市場を茅場河岸に、更に十一月十五日、日本橋區北島町中外商業新報社樓上に清算市場を開設したり。 他方、本所の敷地跡並に茅場河岸敷地の取片付けに着手し、後者の場所には約三十坪のバラック建築と約百二十坪の天幕張とを施し、之を實物市場に充て、更に約五十坪の特設電話局を建設し、以て通信機關の復舊を圖り、又市場及び事務所の復舊建築の設

假建築工事概要

計を急ぎ、十月下旬、確定案を得、其の工事を合資會社清水組に請負はしめたり。 卽ち左の如し。

市場建坪　五百二十四坪

事務所同　三百七十五坪

外に在來の地下室中、損傷を受けたる部分の修復

構　　造　総て木造、外壁はセメント・モルタル塗、屋根は生子板瓦棒葺とす

工　事　費　金十六萬八千二百四十一圓六十三錢

工　　期　大正十二年十月末起工、同年十一月末竣工

當時、物資缺乏の裡に、僅々、一箇月の日子を以て斯る大建築を完成せしむることを得、前記の如く各所に散在せし各市場及び事務所を該建物に復歸せしめ、十二月一日より此所に於て營業を行ひ、災後、三箇月にして本所が玆に全く復興することを得たるは、洵に欣幸とする所なりき。

(二)　區劃整理

震災後、東京及び橫濱の兩市には都市計畫法に依る區劃整理布かれ、本所が借地權を有する土地も亦左表に示すが如き影響を被れり。又目下、東京市當局に於て審議中の町名整理完成の曉には、從來の兜町・南茅場町・坂本町及び三代町等の數箇町を併合整理し、兜町何町目と命名せらるる豫定なり。尙ほ區劃整理と相關聯して本所の移轉問題を生じたることは、旣に第二章「本所の沿革」に敍述したるを以て之を省略す。

本所の借地に對する區劃整理の影響

所在地	所有者	整理前の坪數	整理後の坪數	差引減少	減歩率
兜町二・四・六番地（本所敷地）	三井合名會社	二、二三一・二四〇坪	二、一七五・八三〇坪	五五・四一〇坪	・二四八割
同二番地（舊澁澤事務所跡）	同	四六一・三〇〇	三六一・七四〇	九九・五六〇	二・一五八

同四番地(國債市場跡) 同	六三・〇三〇	二六・一七〇	三六・八六〇	五・八四八
同五番地(中央證券敷地) 同	六九・三七〇	六六・四一〇	二・九六〇	〇・四二七
茅場河岸一號乃至四號 東京市	四六一・五四〇	三三一・九六〇	一二九・五八〇	二・九二六
南茅場町四十九番地 渡邊保全株式會社	五五・〇九〇	三八・九九五	一六・〇九五	二・八〇七
坂本町十八番地 中島龍一	三三・八五四	三〇・八八〇	二・九七四	〇・八八〇
合計	三、三七五・四二四	三、〇三一・九八五	三四三・四三九	平均 一・〇一八

五 改築準備

(一) 敷地の擴張

新築計畫

敷地の擴張

大正五年六月二十三日の定時株主總會に、議案第二號として「市場將來の發展上理事者に於て必要ありと認むるときは隨時相當の措置を取り且つ之に必要なる費額の支出を理事者に一任するの件」を附議したるに、異議なく之を可決したるを以て、理事者は此の趣意に基きて市場及び事務所を改築することに決し、先づ其の敷地に充つる爲め、本所の從來の敷地に隣接する土地の借地權の買收に着手し、大正五・六年の交より同九年一月迄の間に於て、小池國三氏の借地權及び外十九口、此の坪數八百十二坪〇七勺を金六十五萬六千十三圓九十六錢にて買入れ、外に是等の敷地併合の結果、廢止することを得たる私有道路竝に路地敷百六十七坪六合六勺を無償にて取得することを得たり。

(二) 株主總會に於ける建築工事費の承認

大正七年六月二十四日、定時株主總會に於て、「現在使用の敷地及び擴張豫定敷地を含む

地域に新規に市場竝に事務所を工費總額二百萬圓の範圍內に於て建築するものとし其の設計、工事方法、起工時期、工費の支出、其の他建築に關する一切の處置は之を理事會に一任すること」を可決し、其の後、大正十一年三月二十四日、臨時株主總會に於て、工費總額を金四百萬圓に增額し、更に大正十五年六月二十三日、定時株主總會に於て、東株ビルディング建築費として、別に金百二十萬圓支出の件を可決したり。

工費決議

工費增額

（三）建築事務擔任機關

大正六年の火災の善後策竝に豫て懸案中の新築工事を促進する爲め、大正六年十二月二十八日、理事會に於て建築調査會を設け、常務理事・各仲買人組合委員長及び株主中より十名の委員を選任し、更に翌年一月八日、本所々員中より幹事及び書記を任命し、建築に關する諸般の事務を擔當せしめたり。而して本會は設計の立案を工學博士横河民輔氏に委託し、案を樹つること數次にして漸く成案を得たるを以て、同年六月二十日、本會を解散したり。

建築調査會

設計の委囑

前記設計案は、諸種の事情の爲め實現困難に陷りしを以て設計の變更、其の他、建築事務を處理する爲め、大正七年九月九日、臨時建築部を設け、所員中より其の部員を任命し、更に同日前記横河民輔氏と設計竝に工事監督に關する委任契約を締結したり。其の後、大正十一年七月一日、內規改正の際臨時建築部を廢し、新に調査課工營係を設け、之に建築竝に保健・衞生施設に關する事務を分掌せしむることとなれり。

臨時建築部

工營係

六　設計確定迄の經過

（一）第一回設計案

第一回設計案大綱

最初の設計案は、市場を電車通りに面して建築する目論見の下に、先づ新に擴張したる後方の空地に假市場を建て、次に舊市場の敷地の一部と假市場の北寄りの空地とに事務所の本建築を行ひ、更に從來の市場及び事務所の敷地を併合して、此所に市場の本建築を爲し、最初の假市場は模樣替の上、貸事務所に供する案にして其の設計概略左の如し。

本市場　鐵骨・鐵筋コンクリート造、地下室共三階建、此の延坪二千三百十六坪、建築費豫算額金百萬圓

事務所　木骨構造、地下室共三階建、此の延坪千百五十坪、建築費豫算額金八十六萬四千三百十圓

假市場　木骨構造、二階建、延坪四百七十八坪、建築費豫算額金九萬五千圓

合計　延坪四千九百四十四坪

工事費豫算額金二百十三萬七千三百十圓

此の設計は、大半、木骨構造にして、規模亦遠大ならず。是れ固より豫算の制肘に歸因すと雖も、火災直後、併かも當時、歐洲戰亂による好況時に直面して、尙ほ且つ此の如く規模・構造共に時運に伴はざる姑息的の建築を爲すは、却つて累を後世に貽すものとし、茲に次の如き改革案を樹て、其の豫算の如きも倍額するに至れり。

（二）第二回設計案

第二回設計案大綱

本案は舊市場の一部を取毀し、其の敷地と新規に擴張したる敷地とを併合して此所に市場を新築し、一旦之に市場及び事務所を移し、更に在來の市場と事務所との敷地跡に事務所の本建築を行はんとするものにして設計の大綱次の如し。

市場建築

敷地　一千百二十坪
建坪　九百十五坪六合三勺
延坪　二千七百〇三坪九合二勺
階數　地下一階、地上三階
構造　鐵骨・鐵筋コンクリート造
建築工事費　豫算額金二百二十四萬三千七百七十一圓七十一錢

事務所建築

敷地　一千百十一坪二合四勺
建坪　六百八十坪三合
延坪　二千九百〇六坪一合五勺
階數　地下一階地上正面四階、其の他三階
構造　鐵筋コンクリート造
建築工事費　豫算額金百三十萬四千三百八十三圓

起工及中止

此の設計の下に大正十一年九月二日、先づ市場の建築工事に着手したるに、偶々工事央にして大震火災に遭遇したるを以て、爾餘の工事は、一時、之を中止し、專ら善後處置を講じたり。

設計變更

然るに其の後、區劃整理の結果、敷地の削減竝に環境に變化を來したるのみならず、這般の大震火災に鑑み、耐震耐火の點に就き一層の考慮を要するに至りしを以て、再び設計に大變更を加ふるに至れり。尙ほ之れが爲め、既に株主總會に於て承認を得たる建築費にては不足を生ずるに至るべし。

以下、既に竣工したる市場、設計中の事務所、工事中の貸事務所建築の概要に就き說明を試みん。

市場建築工事概要

七　市場建築（自第四圖至第七圖參照）

位　　置　東京市日本橋區兜町四二番地

敷　　地　一千百二十坪

建坪數　二千七百〇四坪四合三勺

　内　譯

　地　　階　九百十四坪八合五勺

　一　　階　九百十四坪八合五勺

　中二階　二十二坪六合七勺

　二　　階　四百四十三坪〇二勺

三　階　四百〇九坪〇四勺

配置及び用途　一階の中樞に立會場及び參觀席を置き、之に配するに九箇所の出入口と各種附屬室とを以てし、二・三階は立會場上部を吹拔きとなし、其の周圍に廻廊及び附屬室を設く。而して一階の附屬室の一部は東株代行株式會社及び新聞記者室に充て、其の他、各階の附屬室は事務所新築落成迄の間、一時、事務室に供し、地下室は金庫・倉庫及び各種機械室に使用する外、一時、宿直室・雇員室・所員食堂・帳調室等に充つ。

建築工事費　金二百七十六萬八千百五十六圓九十五錢

工事費目	豫算額	支拂額	豫算額に對する支拂額の増減	
基礎工事費	三六一、五八八・五〇円	三二六、二八九・一九円	減	三五、二九九・三一円
鐵骨・鐵筋コンクリート工事費	七八〇、一六七・五〇	六二八、四五七・〇三	同	一五一、七一〇・四七
煉瓦工事費	二〇、七八五・二〇	一八、七〇二・〇九	同	二、〇八三・一一
石工事費	三一六、六三七・七五	二五六、九六〇・七七	同	五九、六七六・九八
金物工事費	二三一、八三八・七〇	二五七、七一三・二八	増	二五、八七四・五八
屋根工事費	四九、二一四・六〇	二三、四〇九・七六	減	二五、八〇四・八四
左官工事費	九二、四三四・五〇	七五、〇二七・一八	同	一七、四〇七・三二
塗師工事費	五五、〇〇〇・〇〇	二三、〇九五・七九	同	三一、九〇四・二一
造作工事費	二五七、二一三・六〇	三九五、三〇六・六七	増	一三八、〇九二・七七
設備工事費	二四〇、〇〇〇・〇〇	二二五、七〇二・二三	減	一四、二九七・七七
假設工事費	五八、四六〇・〇〇	六六、八九九・三〇	増	八、四三九・三〇
震災復舊工事費	一九、九二五・四六	一九、九二五・四六		—

模様替工事費	一〇一、〇五〇・〇〇	八三、八五四・七〇	減	一七、一九五・三〇
雑工事費	四四、六四五・〇〇	二〇、九七〇・五八	同	二三、六七四・四二
事務費	一〇五、一八二・四三	一〇二、七五五・五五	同	二、四二六・八八
小計	二、七三四、一四三・二四	二、五二五、〇六九・二八	同	二〇九、〇七三・九六
豫算外支出				
不動産取得税・舊市場切除費・其ノ他、諸雜費	.	五七、八八八・六八		—
豫算外設備及ビ造作工事費	—	一八二、一一三・九三		—
什器新調費	—	一五、三六四・八九		—
合計	二、七三四、一四三・二四	二、七八〇、四三六・七八	增	四六、二九三・五四
雜收入	—	一二、二七九・八三		—
差引	二、七三四、一四三・二四	二、七六八、一五六・九五	增	三四、〇一三・七一

様式　希臘古典式

建物高　一般軒高地盤上五十四尺、切妻飾上端迄同八十尺

階數　地下一階、地上三階

構造　基礎は松杭を打ち込みたる後、鐵筋コンクリート地形を施し、其の周圍にシートパイルを閉らし、更に總地形と爲すがため地下室一體を鐵筋コンクリート架構體とし、之に周圍の壁體及び柱等よりの荷重を受けしむ。建物の主體は鐵骨・鐵筋コンクリート造にして、大屋根は鐵骨三張間トラスと爲し、野地は輕量コンクリート造とす。

外部　南北の正面全部及び東西兩側面の腰廻は花崗石、其の他の部分は花崗擬石を

以て化粧を施し、蛇腹のみを擬石塗小叩き仕上げとす。出入口及び窓等は内外共總て鋼鐵製にして、外部の出入口並に窓には更にシャッターを取り付けて絶對的防火裝置と爲し、其の仕上げは、外部出入口の戸扉及び欄間等はメタリコン、其の他の部分はペンキ塗とす。

内部

立會場は周壁及び柱等に山口縣産簿雲大理石、高臺腰廻に伊太利産金紋黑色大理石を用ひ、蛇腹及び三階小壁は石膏彫刻仕上げとす。天井は採光部にステンド硝子を配したる型板硝子を嵌込み、其の周圍をシーリング゠メタル及びセロテックスを組合せたる格組天井とし、床は二重床にしてチーク材の網代張、其の他の造作又は設備等に在りても木部は總てチーク材を用ふ。

南北二箇所の玄關は岡山縣産萬成石の磨出し、其の他の玄關七箇所・各階段及び廊下の腰廻・階段の蹴込・各附屬室の巾木・便所等は總て大理石を以て仕上げ、階段の踏面・廊下及び便所等の床はタイル張、各附屬室はリノリアム敷とす。

立會場の周圍の附屬室及び廊下等の壁及び天井は漆喰塗又はドロマイド塗とし、三階の天井に限りシーリング゠メタルを使用す。

次に各階段室にシャッターを附し、上階への防火の用に供す。

立會場の規模及び設備

立會場は本建物の中央樞要部を占め、延長二百五尺、幅員百五尺、此の坪數五百九十七坪餘、上部採光天井まで四十九尺、此の大ホール中に一本の支柱もなく

全くの大伽藍にして、其の東西兩側の壁に沿ひ相對して幅員二間の高臺を設け、東側を長期、西側を短期・實物・國債の各市場に充つ。從來の區劃式高臺を延べ式に改めたるは賣買取引の變遷又は立會場の増減に伴ひ、伸縮を自在にせんが爲めなり。

立會場の中央に幅員九尺の通路を貫通せしめ、其の兩側に取引員の專用電話室を配し、其の何れよりも立會場の全體を一眸の裡に置く、此の電話收容力二百八十八箇。二階の參觀席の中央にチッカー發信所、本所と大阪株式取引所との間の豫約專用電話竝に放送局用專用電話を置き、對外的通信施設を此所に集中す。此の外、立會場内を連絡する無數の直通電話竝に一階の新聞記者室内には新聞社及び通信社用專用電話二十個を包容す。札場は上場全銘柄の一般的札場を二階廻廊に設置し、値札は三角形廻轉式にして之に數字カードを挿入する仕組と爲し、外に長期市場には廻り萬燈式札場、其の他の各市場にも夫々、特設札場を設けたり。

參觀席は階上・階下の二箇所、此の面積八十二坪、收容人員千三百人。

主要設備

金庫　此の面積三十三坪、米國モスラー會社製の金庫扉を附す。

書庫　三十三坪及び四十二坪の二室、内地製金庫扉を附す。

煖房及び冷房裝置

立會場・金庫及び書庫等は、理化學研究所の考案に係るアドソールを應用したる煖房・冷房及び防濕裝置を施す。其の構成は左の諸機より成る。

アドソール塡充塔二基、更新裝置一基、空氣洗淨機一基、空氣冷却機一基。

各階附屬室の煖房は眞空式低壓蒸汽煖房にして汽罐二基、放熱器總面積四千平方呎、汽罐は米國ラヂエーター會社製、オイル"バーナーは米國ジョンソン會社製。

保健設備

換氣用送風機三基及び排氣機二基、此の送風量每分七萬立方呎(內、二萬立方呎は燃燒補助用)、市場送風量五萬立方呎、排氣量同五萬立方呎。獨逸シーメンス"シュケルト會社製オゾン發生機二基。

昇降機

米國エーピーシー會社製昇降機二基。

電氣設備

電力は東京電燈株式會社の變電所二箇所より各七百五十キロワット、東京市電氣局より九十キロワットの受電設備を爲し、外に停電の場合に備ふる爲め、英國ラストン"エンド"ホーンスピー會社製三十八馬力の自家發電裝置を設け、是等を電源として各種の動力設備三十八基、此の馬力數二百四十五馬力半、照明用電燈六百二十六燈、此の燭力十二萬燭光に供給す。

立會場に徑三尺七寸の大時計二個、廊下に兩面時計四個、各附屬室に小時計三十五個、立會時刻報知用大小電鈴五個、外に各種の電鈴裝置十七箇所、屋上避雷

針七箇所。

電話設備　電話分線盤容量千五百回線、實裝千百回線、局線電話二十四回線、此の交換臺二基四座席、室内電話八十個、所内直通電話十五回線、取引員・新聞社・通信社竝に放送局用市内專用電話合計三百回線、大阪豫約專用電話二回線、公衆電話一回線。

チッカー　二階參觀席の中央に發信所を設け、機械室は地下室に置く。加入容量三百十軒、現在加入者百二十七軒。

消火設備　警視廳竝に各消防署に通ずる火災報知機一基。上水道及び鑿井より給水を受け、全階を通じ二十九箇所の放水口を設け、非常時の用に供す。

其の他　米國ユーナイテッド＝エレクトリック會社製バキウムクリーナー一基、ダスト＝シュート二箇所、一晝夜七千石揚水量を有する鑿井一箇所、給湯所十三箇所セプチック＝タンク二箇所。

市場建築竣成

工程　大正十一年九月二日、地鎭祭を擧行し、同日、起工。大正十二年九月一日より同十五年三月九日まで震災の爲め、一時中止し、大正十五年三月十日、修祓式を擧げ、同日、再び工事に着手し、大正十五年十月十八日、上棟式を擧ぐ。越えて昭和二年十二月末日、竣工したるを以て、年末年始の休日を利用して各階の附屬室に事務所を移し、昭和三年一月四日、早朝修祓式を行ひたる後、定刻に立會を開始し、午後、市場開場式を擧げたり。

工事施工直營

事務所建築設計案概要

八　事務所建築設計案（自第四圖至第七圖參照）

事務所は、目下、設計中なれども、既に定まりし大綱のみを摘錄すれば次の如し。

位　　置　東京市日本橋區兜町六四番地

建築敷地　一千〇五十五坪八合三勺

建　坪　數　五千百二十二坪一合六勺

內　譯

地　　階　八百〇一坪五合

一・二　階　各　七百五十六坪七合七勺

三　　階　七百四十五坪一合

四　　階　六百九十三坪五合

五・六　階　各　六百十一坪八合三勺

七　　階　百四十四坪八合六勺

配置及び用途

一・二　階　大ホール・取引員用貸店舗（本所の移轉中止の一條件として、取引員の店舗に充つる爲め、新規に貸事務所を建築すると同時に、事務所の設計を變更して其の一部を之に提供することに決定したるが爲めなり）・郵便電信局・帳調室等。

三　　階　第一市場課・第二市場課・受渡課・會計課・銀行等。

四階　計算課・庶務課の一部・大小會議室・同附屬室・修道會教室・同附屬室等。

五階　理事長室・同次室・理事及び監査役室・同次室・支配人室・市場監督室・役員食堂・同化粧室・同更衣室・同浴室・庶務課の一部・調査課・電話交換室・大會議室・圖書及び閲覽室等。

六階　貴賓室・同次室・隨行員控室・貴賓用食堂・同配膳室・同化粧室・同更衣室・同浴室・大講堂・同控室・同附屬室・同喫煙室・非常時用所員寢室・所員用倶樂部等。

地階　宿直員室・雇員室・自動車運轉手室・請願巡査室・所員食堂・同浴室・各種炊事室・女子事務員更衣室・金庫・倉庫・自動車々庫・各種機械室・貸食堂・貸賣店・貸金庫・貸倉庫等。其の他、各階を通じ、書庫・倉庫・物置・應接室・受付又は見張室・各種の豫備室・化粧室・湯沸室・便所等を設く。

建築工事費　概算金二百九十五萬圓

樣式　古典式

建物高　正面軒高百尺、同最高部百二十尺、側面軒高七十九尺

構造　鐵骨・鐵筋コンクリート造にして、屋根は大部分を陸屋根と爲し、一部に採光硝子屋根を設け、外裝は正面全部竝に南北の兩側面を花崗石とし、其の他の部分は凝石張仕上げと爲す。尚ほ正面の胴蛇腹又は塔屋の上に本所の職能を表象するに足るべき裝飾物を設くる豫定なり。

主要設備　郵便電信局・氣送管設置・チッカー・昇降機六基・交換臺・一般室内電話・專用電話直通電話・電氣時計・電鈴・避雷針・各種動力設備・電熱設備・蒸汽煖房・換氣裝置・金庫及び倉庫の乾燥裝置・火災報知機・消火設備・鑿井揚水・給湯設備・メールシュート・ダストシュート・汚物燒却機・淨化裝置・大金庫・大小倉庫・自動車々庫・保護預金庫・貸倉庫等、有ゆる近代的文明施設を網羅する豫定なり。

工　程　昭和三年八月末迄に設計を確定し、九月中に關係當局の手續を了したる上、十月一日に起工し、昭和五年六月末竣成の豫定なり。

九　貸事務所建築

(一)貸事務所建築の理由及び敷地の買收

貸事務所建築の理由

本所の移轉問題解決の一方法として本所に於て貸事務所を建築し、之を取引員の店舖に賃貸するに決したることは縷述せる所の如し。而して本建物も其の實行の一にして、此の

敷地の買入

建築敷地は澁澤同族株式會社の所有に係り、所謂、澁澤事務所の敷地跡にして、當時、恰も區劃整理中なりしを以て、整理前の坪數四百六十一坪三合に對して區劃整理に因る減歩を假りに一割二分と見做し、其の殘餘の坪數を一坪當り金七百圓を以て借地權を讓受くるものとし、若し減歩が一割二分以上に及ぶときは其の超過部分を賣買當事者雙方に於て等分に負擔する條件の下に、大正十四年十二月十六日、賣買契約を締結したり。然るに區劃整理の結果は、約二割二分減の三百六十一坪七合四勺に減少するに至りしを以て、右契約の趣旨に基

く精算金二十七萬二千四十一圓三十五錢を支拂ひたり。

敷地の整理

次に前掲敷地に東隣して兇神社在り。更に之を隔てて舊國債市場の敷地ありしを以て、本所が此の兩敷地の併合を希望するは勿論、一方に在りては神社の建物が商賈の間に介在することは啻に建物の統制竝に美觀を損するのみならず、周圍が高階建築なるが爲め、或は神靈を冒瀆するが如き事態なしとせず。茲に於てか區劃整理を好機として此等の敷地整理の議興り、先づ氏子關係者協議を遂げ、更に區劃整理當局の贊同を得て舊澁澤事務所敷地の內、神社の敷地として絕好の位置たる兇橋々畔の一劃を割き、之を兇神社の換地とし、其の殘餘と舊兇神社敷地及び國債市場敷地とを併合して本所の換地と爲せり。

兇神社建築

附、兇神社建築

兇神社は區劃整理に依る移轉命令に先ち、換地の場所に本建築に依る社祠を建立することに決し、其の工事は總て本所に於て擔當するものとし、昭和二年一月十八日、地鎭祭を擧行し、翌日、工事に着手し、同年六月八日、之を竣りたるを以て、卽日、遷座竝に鎭座の祭典を擧げたり。 其の社殿・拜殿共に總て鐵筋コンクリート造にして、屋根は其の上を更に銅板葺となし、玉垣はコンクリート造にして、鳥居・手洗鉢・參道敷石及び石段は、全部、花崗石を以て造營し、庭園には幾多の樹木を植込みたり。 此等に要したる工事費は金九千二百八十六圓六十一錢にして、全部、本所の寄進に係る。

(二)貸事務所建築工事(第八圖參照)

位置　東京市日本橋區兜町二番地四

敷地　三百八十七坪九合一勺

內　舊澁澤事務所跡　三百六十一坪七合四勺
　　舊國債市場跡　二十六坪一合七勺

建坪數　二千百七十一坪八合一勺

內譯

地階　三百三十九坪〇九勺

一・二階　各三百二十六坪九合六勺

三・四階　各三百二十六坪四合六勺

五・六階　各二百五十五坪四合二勺

屋階　十五坪〇四勺

利用床面及び用途　總延坪の內、玄關・廣場・廊下・階段・便所・湯沸場・機械室等を控除したる利用床面は一千四百坪二合七勺にして、其の內譯左の如し。

用途別	室數	階別	延坪	摘要
貸金庫	一	地階	一八・一六	
貸倉庫	一	同上	四〇・〇二	

貸食堂	三	地階	一一七・〇一	間仕切は自由に變更することを得
貸講堂	一	六階	五五・四一	
貸店舗	五〇	自一階 至六階	一、一五九・六七	間仕切は自由に變更することを得
計	五六		一、四〇〇・二七	

建築工事費　金八十九萬四千五百十四圓三十五錢（支出豫想額）

内譯表

工事費目	豫算額	實際支出豫想額	豫算に對する支排豫想額の増減	
主體工事費	六八八、二六七・五五円	五七八、九〇〇・〇〇円	減	九九、三六七・五五円
同上模樣替工事費		一〇、〇〇〇・〇〇		
支給材料費	一五九、九〇〇・〇〇	一四九、五〇〇・九〇	減	一〇、三九九・一〇
昇降機費	七五、〇〇〇・〇〇	五五、四七五・〇〇	同	一九、五二五・〇〇
電氣・電鈴・電氣時計工事費	四五、三〇〇・〇〇	四七、七六五・九〇	增	二、四六五・九〇
煖房工事費	三九、六〇〇・〇〇	三八、七〇二・六〇	減	八九七・四〇
給湯・排水・消火栓・水道工事費	一二、五〇〇・〇〇	一三、二四九・七五	增	七四九・七五
瓦斯工事費	五〇〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇	同	五〇〇・〇〇
金庫・倉庫扉工事費	一二、一〇〇・〇〇	三、五三〇・〇〇	減	八、五七〇・〇〇
リノリアム工事費	一三、五〇八・〇〇	一三、五〇八・〇〇		—
ブラインド工事費	一、〇九二・〇〇	一、〇九二・〇〇		—
鑿井工事費	九、〇〇〇・〇〇	八、七五〇・〇〇	減	二五〇・〇〇
其の他造作工事費	一一、九七〇・〇〇	一一、九七〇・〇〇		—
事務費	三二、〇六二・一二	二八、〇〇〇・〇〇	減	四、〇六二・一二
不動産取得税及び雜費	—	一〇、〇〇〇・〇〇	增	一〇、〇〇〇・〇〇
合計	一、一〇〇、七九九・六七	九七一、四四四・一五	減	一二九、三五五・五二

防火建築補助金及び寄附收入	—	七六、九二九・八〇	增	七六、九二九・八〇
差引殘高	一、一〇〇、七九九・六七	八九四、五一四・三五	減	二〇六、二八五・三二

様　　式　近世式

建物高　正面四階迄の軒高地盤上五十四尺、六階同上八十尺、塔屋上端迄同九十八尺。

階　　數　地下一階、地上は前面道路の幅員の制限を受け一部を四階とし、其の他の部分を六階とす。

構　　造　基礎は總掘に爲したる後、長さ五十尺末口八寸の松杭を約一尺五寸間に地形全面にベタ打と爲し、更に割栗石を敷込み、其の上に鐵筋コンクリート地形竝に防水層を設く。尙ほ北側の河川に面する部分は鐵筋コンクリートの護岸工事を爲し、且つ周到なる防水工事を施したり。

主體は總て鐵骨・鐵筋コンクリート造、屋根は陸屋根にして防水層を設け、更にシンダー・コンクリート打を爲せり。

外　　部　本建物には共通用の出入口三箇所の外、正面道路に面する九室に限り各室毎に出入口及び一・二階を連續する階段を設け、以て內外共に獨立したる一戸の形體を爲さしむ。

外部の仕上げは前記各出入口及び其の他樞要の箇所を花崗石、南側一階迄を花崗擬石とし、其の他は總て人造石塗とす。次に外側窓及び出入口にはスチ

ール=サッシュ又はスチール=ドワーを用ひ、正面玄關には更にシャッターを附し、又東側の隣接部分には特にワイヤー=グラスを用ふ。

内　　部　一階表玄關及び廣間は大理石又は漆喰塗とし、表階段・各廊下・便所・地下室食堂等の床はタイル張とす。

各事務室は必要に應じて間仕切壁を變更し得る仕組とし、壁及び天井は漆喰塗と爲し、床はリノリアム敷とす。

主要設備

金　　庫　面積二十八坪餘にして、取引員各自の金庫を持込むものとし、其の容量一號金庫約四十個。

倉　　庫　面積四十坪餘、希望に依り適宜に間仕切を爲して賃貸す。

煖房裝置　眞空式低壓蒸汽煖房にして、此の放熱面積九千四百平方呎、汽罐は米國アメリカン=ラヂエーター會社製、オイル=バーナーは米國アメリカン=ジョンソン會社製、各三基。

昇 降 機　米國オーチス會社製昇降機三基。

電氣設備　動力及び電燈共、市場地下室の電氣室より送電を受くるものにして、動力設備は總て十二基、此の總馬力數百馬力、電燈は約六百燈、此の燭力九萬燭光にして、各室にメートルを設置し其の需要量を明かにす。

電氣時計は阿部式にして、親時計を玄關に置き各室に小時計七十七個を配す。

其の他、主要部に電鈴、屋上に四箇所の避雷針を設く。

電話設備　電話分線盤容量千五百回線、實裝千二百回線、局線總容量七百回線、實裝四百回線、室內電話機總容量七百七十個、チッカー架設容量五十回線。

消火設備　上水道及び鑿井より給水を受け、各階を通じ十四箇所の放水口を設け、非常用に供する外、市場の火災報知機設置所・電氣室・宿直室等に非常警報を爲し得る仕組とす。

給湯設備　各階を通じ共同湯沸場を設けたる外、各室每に瓦斯を引込み、且つ之にメートルを附設したり。

其の他　メール＝シュート二箇所、ダスト＝シュート二箇所、一晝夜五千石揚水量を有する鑿井一箇所、セプチック・タンク一箇所、非常階段一箇所等。

工程　昭和二年六月十五日、地鎭祭を擧行し、卽日、工事に着手し、昭和三年五月二十八日上棟式を行ひ、同年八月末、竣工の豫定なり。

工事施工　主體工事は一式請負の方法を採るものとし、合資會社淸水組・株式會社大林組・合資會社竹中工務店の三者に見積らしめたる結果、淸水組に落札するに至れり。又各種の設備工事は全部、直營の方法に依るものとせり。

附一、市場及び事務所建築變遷一覽表

年次	建物名稱	得喪原因	構造	延建坪	買入又は建築費
明治十一年一月	市場・事務所	第一國立銀行より買入	木造平家建	不詳	(買入費) 三、五〇〇・〇〇〇円 (建築費) 二、八二三・八一〇
同十六年九月	同	東京米商會所より買入	土蔵造市場外三棟	同	八、五〇〇・〇〇〇
同三十一年一月	事務所	新築	木造地下室共三階建	八〇一・六八坪	二七四、八六〇・三六五（敷地、設備を含む）
同三十二年三月	市場	同	木造二階建	五五一・三八	
同四十三年十二月	同	増築	木造二階建一部地下室附	四七一・五二	二八九、〇二六・二八三
大正六年五月	事務所	同	木造地下室共四階建	一九一・二八	四四、一二四・八五〇
同同十二月	同	火災の爲め燒失	地下室・一二階の一部殘存	燒失坪數 六七三・六八	燒失損害金（什器を含む） 一二八、一五〇・〇〇〇
同九年九月	國債市場	仲買人組合より買入	土蔵造三階建	九四・〇〇	一〇、〇〇〇・〇〇〇
同十年三月	事務所	假建築	木造二階建	六四三・一六	一一六、四七七・八〇〇
同十二年三月	同	火災の爲め燒失	地下室・一階の大部分殘存	燒失坪數 三三[illegible]・五六	燒失損害金（什器を含む） 一〇八、〇〇〇・〇〇〇
同同六月	同	修理及び増築	燒殘部分の修理及び一部に二階増築	四三六・二八	四[illegible]、八三四・六二〇
同同九月	市場	大震火災の爲め燒失	全部燒失	燒失坪數 七七五・七	燒失損害金 三〇九、〇五九・七六〇
同同同	事務所	同	地下室の一部を除き全部燒失	燒失坪數 七四七・二四	
同同十一月	市場	假建築	木造平家建	五二四・	一六八、二四一・六三〇
同同同	事務所	同	同（後に一部に二階増築）	[illegible]七五・	
昭和二年十二月	市場	新築	鐵骨・鐵筋コンクリート造地下室共四階建	二、七[illegible]四・四三	二、七六八、一五六・九五〇
同同七月	貸事務所	同	同七階建	二、一七一・八一	支出豫想額 八九四、五一四・三五
同五年五月	事務所	同	同	五、一二二・一六	豫算額 二、九五[illegible]、〇〇〇・〇〇〇

附二、本所所有不動產一覽表（昭和三年五月末現在）

種類	所在	權利の種類	用途	構造	坪數
宅地	兜町二・四・六番地	借地權（三井合名會社より借入）	市場及び事務所の敷地	—	二、一七五.八三
同	同　二・四番地	同（同）	東株ビルディング敷地	—	三八七.九一
同	同　五番地	同（同）	中央證券敷地	—	六六.四一
同	茅場河岸自一至四號地	同（東京市より借入）	本所使用並に賃貸	—	二三一.九六
同	南茅場町四十九番地	同（渡邊保全株式會社より借入）	貸家敷地	—	三八.九九
同	坂本町十八番地	同（中島龍一より借入）	同	—	三.八八
宅地及び畑	府下上高井戸	所有權	運動場敷地	—	六、四一.〇
計					九、四三二.九八
家屋	兜町二・四番地	所有權	市場	鐵骨・鐵筋コンクリート地階共四階建一棟	延二、七〇四.四三
同	同　四・六番地	同	舊市場	木造平家建一棟	〃五二四.〇〇
同	同　六番地	同	舊事務所	木造二階建一棟	〃四五七.五〇
同	同　二・四番地	同	東株ビルディング（八月完成の見込）	鐵骨・鐵筋コンクリート造地階共七階建一棟	〃三、一七一.八一
同	坂本町十八番地	同	賃貸家屋	木造平家建一棟	〃三.〇〇
同	府下上高井戸	同	運動場附屬家	木造二階建一棟	〃六三.二五
同	同	同	同	木造平家建一棟	〃二二.五
計					延五、九七三.四九

第十三章　近年市場重要問題

第一節　大正五年の動搖

暴落前の經濟界と本所市場

○暴落前の經濟界と本所市場

大正三年夏、世界大戰勃發するや、歐洲各國の經濟界は悉く混亂に陷り、我國亦、一時、爲替市場を始め、重要商品市場、金融界の不安を誘致し、證券市場は異常の波瀾を惹起したり。然るに我國は遠く戰渦の中心を離れて地の利を占むるものあり、戰局の擴大に伴ひ、軍需品の註文海外より殺到して輸出貿易先づ大に振ひ、大正四年に於ては我が對外貿易開始以來の一大出超に轉じ、通貨膨脹、物價騰貴、企業勃興を來す等、我が財界は之を擧げて空前の盛觀を呈して大正五年を迎へ、尙ほ益々其の前途を樂觀せしめたり。本所市場亦之を映して、益々繁激を加へ、相場は昂騰に次ぐに昂騰を以てし、賣買高激增して十月以降は、連日、後場立會を休止し、以て計算整理に忙殺さるるの狀態なりき。

暴落の近因

○暴落と其の近因

然るに年末接近と共に市場の人氣は漸く浮動の傾向を帶び來り、金融界は次第に警戒を嚴にし、新規貸出の如きは専ら手控へられて金利は引締りの一途を辿り、加ふるに政府は金融調

先　　限　　二一三、四三〇株
合　計　　一〇八〇、一九〇株

然るに十三日前場、大阪商船新株の立會に移るや、獨帝講和提議の入報あり。市況急變同株大引中限より相場は土崩にして瓦解、一擧、前日に比して中限は四十圓、先限は四十五圓安の激落を告げ、直取引相場も日本郵船株は寄付直段に比して實に五十二圓方崩落し、市場は恐怖悽慘の氣を以て覆はれたり。此に於てか、甲部は大阪商船新株、乙部は東京板紙新株、丙部は桂川電力株を以て、一時、休憩を宣したり。時に午前十時三十分。依て關係者は直に協議をなしたるが、本所は事態の重大なるに鑑み、遂に左の掲示を發表したり。

立會停止

一、營業細則第六十五條に依り來る十六日迄國債以外の定期、延及直取引立會を停止候事

而して本所は南滿洲鐵道株及び外、八十五種銘柄の十三日現在建玉に付き增證據金を徵收するに決したるが、其の額千三百十八萬五百十圓、外に追證據金三百三十九萬三千二百六十五圓に達したり。

市場の動搖は財界に多大の衝動を與へて之が對策の急を唱へらるると共に、政府も事態の收拾に就きて考究する所あり、日本銀行は左の件を內定したり。

日本銀行の聲明

一、兌換券發行高にして六億圓に達する場合あるも、日本銀行は市中銀行に對する融通を爲し、以て金融取引を圓滑ならしむること

一、從來、日本銀行の貸出は各行に付きミニマムレートにての貸出定額を制限し、其以上は利

開市

率引上の制限を置きたる所、其の制限を撤去すること右は財界に好感を與へ、又懸念されたる増證據金の納入も、無事、完了したるを以て、同月十八日、市場を開きたるに、又もや買方の投物簇出して相場は更に大慘落を演出し、暗雲、益々、濃密を加へたり。同日、諸株暴落に因り取引所の徵收すべき即敷は千二十七萬二千三百七十五圓、追證據金は九十四萬二千七百四十圓の巨額に上りたり。十二月十二日及び同十八日の定期取引先限相場左の如し。

銘柄	十二月十二日	同月十八日
東京株式取引所株	三六九・九〇円	二九五・〇〇円
同新株	三六〇・〇〇	二六三・〇〇
日本郵船株	三四二・七〇	三〇五・三〇
鐘淵紡績株	二三五・五〇	二一五・五〇
同新株	一九五・〇〇	一八一・八〇
東洋製糖株	一九五・〇〇	一九四・五〇
明治製糖株	一二七・九〇	一二七・〇〇
日本石油株	一五九・五〇	一四五・一〇

銘柄	十二月十二日	同月十八日
東京米穀商品取引所株	一七五・一〇円	一四〇・〇〇円
南滿洲鐵道株	一五一・一〇	一四五・〇〇
北海道炭礦汽船株	八六・〇〇	八四・〇〇
王子製紙株	一三八・〇〇	一三一・八〇
東京モスリン紡織株	一四一・五〇	一三三・〇〇
大日本麥酒株	一四六・一〇	一四〇・〇〇
久原鑛業新株	二八五・〇〇	二三八・一〇
日本製粉株	一一〇・〇〇	九五・八〇

立會停止

翌十九日に至るも人氣の動搖熄まず、立會劈頭、直取引、日本郵船株相場の二十圓安を先驅として形勢、益々、不穩に陷りたれば、甲部は尼崎紡績株、乙部は富士製紙株、丙部は猪苗代電力株を以て立會を打切り、爾後、二十一日迄、立會停止の發表をなすの已むなきに至れり。同日分即敷は七百七萬六百四十圓、追證據金は百二十六萬六千圓なり。左に十二月十八日及び翌十九日

の定期取引先限相場を比較すべし。

銘柄	十二月十八日	同月十九日	銘柄	十二月十八日	同月十九日
東京株式取引所株	二九五・〇〇円	二六五・〇〇円	鐘淵紡績新株	一八一・八〇円	一四八・五〇円
同新株	二六三・〇〇	二六〇・〇〇	南滿洲鐵道株	一四五・〇〇	一三六・〇〇
日本郵船株	三〇五・三〇	二七五・一〇	北海道炭礦汽船株	八四・〇〇	五八・五〇
鐘淵紡績株	二一五・五〇	一七九・〇〇	富士製紙株	一一八・〇〇	一一〇・一〇

尙ほ同十九日現在に於ける三期取組高左の如し。

當限　四一九、八五〇株
中限　三九七、一五〇株
先限　二二六、七一〇株
合計　一、〇四三、七一〇株

二十三日は受渡準備の爲め、休會すべきを掲示したるが、之を變更して同日は立會を行ふ事に決定したり。

○善後始末

市場の情勢危殆に頻するや、本所郷理事長及び中野相談役は、專ら日本銀行竝に財界有力方面に向ひて之れが善後措置に就き懇談を遂げ、時局收拾に努むる所あり。市中六大銀行代表者は二十日午前十一時、日本銀行の招致に應じ、市場救濟に就き熟議したるが、具體的成案を得

るに至らざりしかば、日本銀行は更めて日本興業銀行と交渉し、同行をして之に當らしむるに決したり。茲に於て、日本興業銀行は市場關係者と、種々、凝議の上、漸く成案を得たれば、二十一日、附帶案件とともに日本銀行の承認を求め、直に之を實行する運びとなれり。成案概要左の如し。

救濟資金と仲買人シンヂケート

一、市場の救濟に必要する資金は、日本興業銀行を中心として之を供給するとともに、日本銀行は同行が右目的を達するに必要なる資金を融通すること

一、日本興業銀行は資金を融通するに當り、有力なる仲買團をして仲買人シンヂケートを組織せしめ、加入者をして連帶責任を負はしむること

一、融通の範圍は當限の乘換資金の供給を目的とするものにして、當限株式の評價は各當事者間に於て評議決定の上、日本興業銀行の承認を求むること

右救濟資金の供給額は、東京は千五百萬圓、大阪は千萬圓を限度とし、供給銀行は日本興業銀行を中心とし、豐國・帝國商業の二行も之に加入せしむるに決したり。

上記決定に基き、小池國三・小布施新三郎・織田昇次郎・南波禮吉の四氏の仲買團は仲買人シンヂケートを組織することとなりたるに就き、二十一日午後二時より組合事務所樓上に於て、臨時仲買人總會を開かれ、協議の結果、之を承認確定し、尙ほ解合希望に對しては標準直段を作製し(後段標準直段參照)、極力、建玉の整理を行ふ爲め、十五名の評定委員を選定し、同委員は同日午後六時より之に着手したり。即ち(一)當限建玉に就きては、十八日及び十九日の最終直段に日歩二錢五

臺灣製糖株	一〇八・五〇円	一一一・〇〇円	一一三・〇〇円
同新株	五八・五〇	五九・五〇	六〇・五〇
東洋製糖株	一七三・五〇	一七八・〇〇	一八一・五〇
同新株	一一五・〇〇	一一八・〇〇	一二〇・〇〇
新高製糖株	九五・〇〇	九七・〇〇	九八・五〇
帝國製糖株	八六・〇〇	八八・五〇	九五・〇〇
明治製糖株	一一六・〇〇	一一九・〇〇	一二一・〇〇
同新株	五四・〇〇	五五・〇〇	五六・〇〇
沖臺拓殖製糖株	七五・五〇	七六・五〇	七八・〇〇
同新株	三四・五〇	三五・五〇	三六・〇〇
臺南製糖株	三八・〇〇円	三九・〇〇円	三九・五〇円
寶田石油株	九二・五〇	九四・五〇	九六・〇〇
同新株	四五・〇〇	四六・〇〇	四七・〇〇
日本石油株	一四五・〇〇	一四一・〇〇	一四三・五〇
同新株	一一〇・〇〇	一〇八・〇〇	一一〇・〇〇
横濱取引所株	六二・五〇	六四・〇〇	六五・〇〇
東京米穀商品取引所株	一三六・〇〇	一三九・〇〇	一四一・五〇
同新株	一〇三・五〇	一〇六・〇〇	一〇八・〇〇
東京株式取引所株	二五五・〇〇	二六三・五〇	二七〇・〇〇
同新株	二三六・〇〇	二四三・五〇	二五〇・〇〇

(ロ) 乙立會場之部

銘柄	當限	中限	先限
南滿洲鐵道株	一二七・〇〇円	一二九・五〇円	一三一・五〇円
同新株	五六・〇〇	五七・〇〇	五八・〇〇
東京瓦斯株	五五・五〇	五四・五〇	五五・五〇
同新株	四二・五〇	四二・〇〇	四三・〇〇
東京電燈株	六二・〇〇	六三・〇〇	六四・〇〇
同新株	五一・五〇	五二・五〇	五三・五〇
日本電燈株	二一・五〇	二二・〇〇	二二・五〇
北海道炭礦汽船株	六五・〇〇	六五・〇〇	六六・〇〇
同新株	四九・〇〇	四九・〇〇	五〇・〇〇
九州炭礦汽船株	二一・五〇円	二二・〇〇円	二二・五〇円
入山採炭株	一三〇・〇〇	一三三・〇〇	一三五・〇〇
石狩石炭株	四〇・〇〇	四一・〇〇	四一・〇〇
大東鑛業株	二一・〇〇	二一・五〇	二二・〇〇
同優先株	二四・〇〇	二四・五〇	二五・〇〇
東京板紙株	八三・〇〇	八四・五〇	八六・〇〇
同新株	四四・五〇	四五・五〇	四六・五〇
富士製紙株	一〇〇・〇〇	一〇二・〇〇	一〇三・五〇
同新株	九〇・五〇	九二・五〇	九四・〇〇

京濱電氣鐵道新株	円 二一・五〇	円 二二・〇〇	円 二二・五〇
横濱電氣鐵道株	四三・〇〇	四四・〇〇	四五・〇〇
伊那電車軌道株	四三・〇〇	四四・〇〇	—
京成電氣軌道株	二二・五〇	三三・五〇	三四・五〇
横濱船渠株	六七・五〇	六九・〇〇	七〇・〇〇
東京石川島造船所株	八九・〇〇	九一・〇〇	九二・五〇
新潟鐵工所株	三九・五〇	四〇・五〇	四一・五〇
内國通運株	—	九三・五〇	九五・〇〇
同新株	—	—	九〇・〇〇
横濱正金銀行新株	一二七・五〇	一二九・五〇	一三一・五〇
日本興業銀行株	五七・〇〇	五六・五〇	五七・五〇
東京信託株	二七・五〇	二八・〇〇	二八・五〇
東京火災保險株	二一・〇〇	二一・五〇	二二・〇〇
横濱火災海上保險株	四一・〇〇	四二・〇〇	四三・〇〇
共同火災保險株	一六・五〇	一六・五〇	一七・〇〇
横濱倉庫株	二三・〇〇	二三・五〇	二四・〇〇
東京建物新株	三九・〇〇	三八・五〇	三九・五〇
北海道瓦斯株	一〇・五〇	一一・〇〇	一一・〇〇
廣島瓦斯株	二〇・五〇	二一・〇〇	二〇・五〇
名古屋電燈株	—	六九・五〇	七〇・五〇
同新株	三三・五〇	三四・五〇	三五・〇〇
横濱電氣株	七九・五〇	八一・〇〇	八二・五〇
同新株	六九・五〇	七一・〇〇	—
九州電燈鐵道株	八三・五〇	八五・〇〇	八六・九〇
同新株	二一・〇〇	二一・五〇	二二・〇〇

函館水電株	円 四四・〇〇	円 四五・〇〇	円 四六・〇〇
京城電氣株	五九・〇〇	五八・〇〇	五九・〇〇
同新株	五八・五〇	—	—
利根發電株	五〇・五〇	五一・五〇	五二・五〇
同新株	四一・〇〇	四二・〇〇	四三・〇〇
朝鮮瓦斯電氣株	一五・〇〇	一五・五〇	一五・五〇
鬼怒川水力電氣株	二七・五〇	二八・〇〇	二八・五〇
猪苗代水力電氣株	三二・〇〇	三二・五〇	三三・〇〇
桂川電力株	五六・五〇	五七・五〇	五八・五〇
日英水電株	五四・五〇	—	—
同新株	一七・〇〇	一七・〇〇	—
富士水電株	三五・〇〇	三六・〇〇	三七・〇〇
九州水力電氣株	四〇・九〇	四一・五〇	四二・五〇
帝國電燈株	三九・五〇	四〇・五〇	四一・五〇
東京瓦斯電氣工業株	七八・五〇	八〇・五〇	九四・五〇
日本活動寫眞株	二五・〇〇	二六・〇〇	二五・五〇
東洋捕鯨株	七九・〇〇	八一・〇〇	七三・〇〇
日本製粉株	八七・〇〇	八九・〇〇	九〇・五〇
日清製粉新株	七五・〇〇	八六・五〇	八八・〇〇
東亞製粉株	二三・〇〇	二三・五〇	二四・〇〇
品川白煉瓦株	一一八・〇〇	一二〇・〇〇	一二二・〇〇
愛知セメント株	七二・〇〇	七三・五〇	七五・〇〇
日本セメント株	三六・〇〇	三七・〇〇	三八・〇〇
淺野セメント株	一〇〇・五〇	九九・五〇	一〇一・五〇

休會中の內氣配は一昂一低を免れざりしが、概ね反撥模樣を呈し、二十日は本所新株二百三十七圓、日本郵船株二百六十圓、鐘淵紡績株二百圓、同新株百七十圓、大日本製糖株九十三圓を唱へたり。

解合申込締切時限たる二十二日午後五時には、買方の乘換申込株數五萬五千六百八十株、此の金額約五百萬圓を示したれども、都合上、其の時限を二十三日午前十時迄に延期し、又同日は整理進捗の爲め、一時、現物取引を中止せしめ、正午、左の如く確定を見たり。

乘換申込株數　五萬八千百株
代　　　　金　五百七十六萬二千八百七圓

同日午後三時に締切りたる解合申込は左の如し。

限月	賣希望	買希望
當限	二〇、三二〇株	一三六、九六〇株
中限	一二、三二〇株	八三、〇五〇株
先限	五、八三〇株	六六、六九〇株
合計	三八、四七〇株	二八六、七〇〇株

右表の如く、賣希望は買希望の一割三分强に過ぎず。是れ現物相場の昂騰に伴ひ、買方の建玉整理を欲せざるに因るとともに、賣方の利喰的買希望の増加したるが故なり。斯くして仲買人相互間に於ける任意解合分を合し、確定したる株數左の如し。

限月	整理事務所にて取扱ひたる解合	任意解合	合計
當限	一六、八四〇株	二五、三三〇株	四二、一七〇株
中限	八、七〇〇株	一七、〇七〇株	二五、七七〇株
先限	四、一九〇株	七、九二〇株	一二、一一〇株
合計	二九、七三〇株	五〇、三二〇株	八〇、〇五〇株

此の間、本所は立會開始豫定日たる二十一日より、二十三日迄、引續き立會を停止し、二十五日は受渡準備の爲め休會し、二十六日、受渡を行ひ、二十七日、立會開始の旨、各掲示を爲し、茲に善後處置は一切、究了したり。

十二月限受渡

株數	五三六、一五〇株
代金	四六、九二二、二六〇圓
一株平均	八七圓五一六
銘柄數	一三九種

○立會開始

立會開始

二十六日、鄉理事長の挨拶あり、立會を開始したるに、極めて穩健に進行し、年末掉尾の大波瀾を惹起したる大正五年も、無事、大納會を告げたり。　立會停止前の十八・九日及び二十七日の定期取引先限相場左の如し。

銘柄	十八・十九日（○印八・十八日）	二十七日
東京株式取引所株	二六五・〇〇円	二六一・〇〇円
同　新　株	二六〇・〇〇	二三〇・九〇
日本郵船株	二七五・一〇	二八三・〇〇
鐘淵紡績株	一七九・〇〇	二一四・九〇
同　新　株	一四八・五〇	一七九・六〇
東洋製糖株	○一九四・五〇	一九四・四〇
明治製糖株	○一二七・〇〇	一二二・〇〇
日本石油株	○一四五・一〇	一五〇・二〇
東京米穀商品取引所株	○一四〇・〇〇円	一四八・〇〇円
南満洲鐵道株	一三六・〇〇	一四四・七〇
北海道炭礦汽船株	五八・五〇	七二・〇〇
王子製紙株	○一三一・八〇	一三五・〇〇
東京モスリン紡織株	○一三三・〇	一三八・九〇
大日本麥酒株	○一四〇・〇〇	一四六・一〇
久原鑛業新株	○二三八・一〇	二五〇・〇〇
日本製粉株	○九五・八〇	九一・八〇

此の大暴落は財界に甚大なる影響を與へ、之が善後處置の適當なると否とは、獨り市場の休戚に關するのみならず、實に國家經濟の上に重大なる波及あるものとして、關係者始め各方面の憂慮措く能はざる所なりしが、幸ひ關係者の努力と政府並に各方面の盡力とを以て、無事、此の難關を通過し得たることは、誠に慶賀に堪へざる所なりき。

第二節　大正九年の財界恐慌

○概　要

大正三年八月、世界大戰勃發以來、我が經濟界は異常なる發達を遂げ、同七年十一月、休戰を見

たるも、爾後、尙ほ盛況を持續し、同九年二月末に至るまで、空前の大活況時代を現出したり。從つて我が株式市場も之が反映として創業以來の盛況を呈し、此の間、大正五年十二月、獨帝講和提議の際、及び同七年十一月、休戰の際に於て、相場は反動的下落を見たるも、再び騰勢に轉じ、遂に八年後半期より九年初頭に亙り、正に灼熱的相場を示現したり。

然るに九年三月に入るや、同三日を絶頂として漸く大反動來の危機を孕み、同月十五日、遂に急轉直下、第一次の暴落あり。次で四月七日、第二次の暴落に會したるが、兩次共に市場を休止して專ら整理に努めたる結果、辛うじて四月十三日、開市の運びに至りしも、翌十四日、復も第三次暴落を演じ、茲に數年間、好景氣に亂醉したりし人氣全く破れ、市場は混亂狀態に轉落するの已むなきに至れり。爾來、五月十四日に至るまで、市場の全部を休止して、建玉整理に從事したるが、幾多の難關に逢着して苦心努力、漸く之を打開して市場救濟を完了したり。此の間、幸に政府當局竝に有力銀行の援助あり、日本銀行より市場救濟資金四千萬圓の貸出を得て、四月限受渡資金、其の他、建玉整理資金に充當し、以て此の難局を收拾することを得たり。左に之が顚末を記述せん。

○第一次暴落（三月十五日）

一　經　過

大正九年三月一日に於ける本所定期取引賣買高は五十五萬一千十株の巨額に達したり。實に本所創業以來の新記錄なりとす。翌二日は帳簿整理の爲め、國債以外の定期取引を行は

ざりしが、三日の賣買高はまた五十四萬八千四百三十株に上り、相場は大戰以來の最高値を示現したり。然るに四日の午前は反落して本所株六圓十錢安、同新株十四圓安を告げ、午後は更に七・八圓方挫折し、商勢玆に一頓坐を來したり。爾來、引き續き、軟弱を呈し、警戒漸く加はりたるが、十二日、諸株一齊に暴落し、明に大勢逆轉の兆を示したり。

果然、十五日に至るや、急霰の如き投物に相場奔落して疾風枯葉を捲くが如く、凄慘の氣市場に充滿したり。卽ち本所株八十二圓六十錢安、同新株八十四圓十錢安、鐘淵紡績株四十九圓二十錢安の如き恐慌相場を演出し、賣買高は五十七萬二千三百九十株を算して更に新記錄を示現したり。同月三日・十三日及び十五日に於ける主なる相場左の如し。

註、直段は大引先物相場を示す

銘柄	三月三日	三月十三日	三月十五日	三月三日と三月十五日との比較
日本郵船株	二一九・一〇円	二〇〇・九〇円	一九二・一〇円	二七・〇〇円安
富士瓦斯紡績株	二九九・九〇	二八六・五〇	二七二・五〇	二七・四〇〃
鐘淵紡績株	五六九・九〇	五一九・二〇	四七〇・〇〇	八九・九〇〃
同新株	五五三・一〇	五〇九・二〇	四五〇・〇〇	一〇三・一〇〃
日清紡績株	二五七・〇〇	二五〇・〇〇	二〇三・〇〇	四四・〇〇〃
大日本製糖株	一八五・五〇	一七五・一〇	一六七・〇〇	一八・五〇〃
鹽水港製糖株	一七〇・〇〇	一五六・〇〇	一二四・〇〇	四六・〇〇〃
明治製糖株	二一九・〇〇	二〇一・〇〇	一八五・〇〇	三四・〇〇〃
横濱取引所株	二二九・八〇	一九七・〇〇	一五五・一〇	七四・七〇〃
東京米穀商品取引所株	二二七・〇〇	二二二・一〇	一七七・〇〇	五〇・〇〇〃

東京株式取引所株	第二立會	五四〇・〇〇円	四八一・六〇円	三九九・〇〇円	一四一・〇〇安
同新株	同前	五五〇・〇〇	四八四・〇〇	三九九・九〇	一五〇・一〇〃
南滿洲鐵道株		二〇八・〇〇	一九〇・〇〇	一六九・一〇	三八・九〇〃
東京石川島造船所株		一七〇・〇〇	一五三・〇〇	一二四・〇〇	四六・〇〇〃
東洋モスリン株		二七〇・一〇	二六五・五〇	二二五・一〇	四五・〇〇〃
大日本人造肥料株		一六八・八〇	一四四・〇〇	一〇六・一〇	六二・七〇〃
淺野セメント株		一三五・〇〇	一三二・〇〇	一〇一・一〇	三三・九〇〃
日本石油株		一六一・五〇	一五五・〇〇	一三〇・一〇	三一・四〇〃
内國通運株		一八〇・一〇	一五八・〇〇	一三一・〇〇	四九・一〇〃
日本活動寫眞株		一六五・六〇	一四七・六〇	一一三・〇〇	五二・六〇〃
富士製紙株		一五二・七〇	一四五・一〇	一二四・〇〇	二八・七〇〃
帝國製麻株		二〇一・〇〇	一九三・七〇	一六六・一〇	三四・九〇〃
日魯漁業株	中限	八一・四〇	七一・〇〇	六一・〇〇	二〇・四〇〃
日清製粉株		一七九・〇〇	一六三・〇〇	一二三・〇〇	五六・〇〇〃

立會休止

二　立會休止

三月十五日の大變動の爲め、仲買人の取引所に納入すべき金額は、追證據金六千五百四十一萬二千五百九十五圓の巨額に達し、市場は恐怖に襲はれ、氣配更に惡化の虞れありしを以て、本所は翌十六日及び十七日兩日の立會を休止し、前記追證據金の完納を許れり。

立會開始

三　立會開始

三月十八日、立會を開始したるが、賣方の利喰買物もありて相場は反動高を示したるも、其の後は一昂一低の波瀾を畫き、二十五日に於ては諸株崩落して本所株三百六十六圓五十錢、同新

株三百六十七圓十錢を示し、二十七日納會には本所株三百九十七圓五十錢、同新株三百九十五圓九十錢に反撥したり。 斯くの如くして同月の當限受渡株數七十九萬八千二百四十株、此の代金九千七百二十七萬四千四百六十圓、一株平均直段は最高直段の前月に比し十五圓十錢方低落して百二十一圓八十六錢なりしが、懸念されたる三月限受渡も、無事、終了することを得たり。

○第二次暴落(四月七日)

一 經過

然るに四月一日發會に於ては內氣配激落の氣先を受け、且つ綿絲相場の不勢、期米の新安値を移して恐怖的投物續出し、諸株暴落したり。 即ち本所株三十二圓五十錢安、鐘淵紡績株二十三圓十錢安、其の他十二・三圓方低落したるもの少からず。 爾來、市場の人氣は、逐日、險惡に陷りたるが、七日に至るや、本所株第一立會、日本郵船株の立會を終りたる頃、突如、大阪に於ける增田ビルブローカー銀行の破綻、大阪株式市場大暴落の報あり、諸株再び土崩するに至れり。 即ち本所株は十三圓安、日本郵船株は十圓安に止りたるも、鐘淵紡績株は三十九圓三十錢、同新株は四十圓十錢、臺灣製糖株は二十二圓十錢の崩落を告げ、其の他も十五・六圓乃至三十圓安の慘狀を現出したり。 左に四月七日の相場を前日六日及び最高記錄を示したる三月三日の相場に比較すべし。

註一、直段は大引先限相場
註二、△印は配當落 ( )印は新株落

銘柄	三月三日	四月六日	四月七日	三月三日と四月七日との比較
東京株式取引所株	第一立會 五四五・一〇円	三六三・〇〇円	三二九・一〇円	二一六・〇〇円安
同新株	同前 五三九・〇〇	中限 三六八・〇〇	中限 三三一・一〇	二〇七・九〇〃
日本郵船株	二一九・一〇	一八〇・〇〇	一七〇・〇〇	四九・一〇〃
富士瓦斯紡績株	二九九・九〇	△〇 一五九・九〇	△〇 一五〇・〇〇	一四九・九〇〃
鐘淵紡績株	五六九・九〇	四二九・二〇	三八九・九〇	一八〇・〇〇〃
同新株	五五三・一〇	四一五・一〇	三七五・〇〇	一七八・一〇〃
日清紡績株	二五七・〇〇	一七七・二〇	一五四・九〇	一〇二・一〇〃
大日本製糖株	一八五・五〇	一二九・七〇	一二一・九〇	六三・六〇〃
鹽水港製糖株	一七〇・〇〇	一二六・〇〇	一一四・〇〇	五六・〇〇〃
臺灣製糖株	一八二・九〇	一四八・五〇	一二六・一〇	五六・八〇〃
南滿洲鐵道株	二〇八・〇〇	中限 一五〇・〇〇	中限 一四五・九〇	六二・一〇〃
東京石川島造船所株	一七〇・〇〇	一〇七・〇〇	九〇・五〇	七九・五〇〃
日本皮革株	中限 一八八・〇〇	〇 八〇・〇〇	七九・〇〇	一〇九・〇〇〃
東京毛織株	二一三・〇〇	一五一・一〇	一三六・一〇	七六・九〇〃
東洋モスリン株	二七〇・〇〇	一四三・〇〇	一二四・[illegible]〇	一四六・一〇〃
内國通運株	一八〇・〇〇	△ 一〇九・八〇	九七・〇〇	八三・一〇〃
秋田木材株	一七七・九〇	一二四・〇〇	九五・〇〇	八二・九〇〃
新高製糖株	四一〇・〇〇	一一〇・〇〇	以下立會停止	
横濱取引所株	二二九・八〇	一一九・九〇		
大日本人造肥料株	一六八・八〇	八〇・一〇		
淺野セメント株	一三五・〇〇	一〇四・〇〇		
日本活動寫眞株	一六五・六〇	一一六・七〇		
日清製粉株	一七九・〇〇	一一六・九〇		

二 立會停止

立會停止

此に於てか、本所は午前の立會終了後、直に協議を開き、引續き立會を行ふに於ては、市場をして更に混亂に陷らしめんことを慮り、午後の立會は之を停止するに決し、第一部は臺灣製糖新株、第二部は東洋モスリン新株、第三部は東京瓦斯電氣工業新株を以て立會を打切り、國債以外の定期取引竝に現物取引立會を停止する旨を發表したり（因に後場立會は大正八年六月二十日以來、休止し居たるものにして九年六月四日迄休止を持續したり）。

尙ほ右表に見るが如く、七日に於ける第一立會に於て、本所株は三百二十九圓十錢なりしが、其の後、現物氣配は更に惡化し來り、遂に三百圓臺を割りて二百九十八圓に低落し、三百圓搦みに彷徨して安定せず、轉た前途の暗憺たるを思はしめたり。

三　善後措置

任意解合

本所は、種々凝議の結果、第二次暴落の善後措置として

一、仲買人の任意解合に依りて、可及的、多數の取組高を減ずること

一、日本銀行より市場救濟資金の貸出を求むること

の二方法に出づべきを決したり。

(一) 任意解合に就きては同月八日、仲買人協議會に於て、解合標準直段評定委員の記名投票によりて決定したる解合標準直段を發表し（後記の如く大體、七日の直段に同じ）、解合希望者は十日正午迄に申出づべき旨各仲買人に傳達したり。　解合標準直段評定委員左の如し。

德田昂平氏　津田信太郎氏　小林市太郎氏　田中熊三郎氏

桐山泰藏氏　片岡辰次郎氏　上野勝造氏　阿部輝一氏
山中清兵衛氏　北島亘氏　遠山芳三氏　杉野喜精氏
岩井猪三氏　堀江鐵五郎氏　村上賢二氏　鈴木常助氏
杉山正造氏　今井又治郎氏　齋藤清助氏　渡邊善十郎氏

然るに、此の解合申出は遲々として捗らず、十二日午前十時迄、延期したるが、更に同日正午迄に延長して締切りたり。斯くの如く解合申込の進捗せざりし所以のものは、解合直段の低位なりしと、一方、日本銀行との融資交渉有望を傳へられたるを以て、氣配反撥を見越したるとにより、買方の賣希望極めて少く、之に反して賣方の買希望は、案外、多數なりしを以て、賣買兩數を可及的、接近せしめ、以て解合數を增加せしめんとするに出でたるものなり。組合事務所に申出でたる解合希望數を示さば左の如し。

註一、自店解合、他店解合等は含まず
註二、買希望には新規買を含む

限月	買方の賣希望數	賣方の買希望數
當限	六二、一五〇株	一六七、九四〇株
中限	七四、七八〇株	二七〇、六一〇株
先限	四、八四〇株	一二五、八九〇株
合計	一四一、七七〇株	五六四、四四〇株

右表の如く賣希望數は買希望數の四分の一に過ぎず。而して買希望約十四萬株の內、割當決定するは其の以下なるべきを以て、更に自店解合・他店解合(後述)を勸奬したり。之に依りて解決したる數竝に減少し得たる取組高を擧ぐれば左の如し。

註、解合數合計に比し取組高減少額の少きは新規買玉が前者に包含さるるを以てなり

限月	賣買	解合希望申込	割當決定	自店解合	他店解合	合計	取組高減
四月限	賣	六二、一五〇株	五〇、三七〇株	三九、七二〇株	一、三〇〇株	九一、三九〇株	六八、三二〇株
	買	一六七、九四〇					
五月限	賣	七四、七八〇	六七、六九〇	八五、六八〇	一、一五〇	一五四、五二〇	一二〇、六三〇
	買	二七〇、六一〇					
六月限	賣	四、八四〇	四、三七〇	六、七二〇	—	一一、〇九〇	七、五九〇
	買	一二五、八九〇					
合計	賣	一四一、七七〇	一二二、四三〇	一三二、一二〇	三、四五〇	二五七、〇〇〇	一九六、五四〇
	買	五六四、四四〇					

然るに一方當時の總取組高より右解合に依る取組減少高を差引き、殘餘取組高現在を見るに左の如し。

限月	總取組高	減少高	差引殘高
當限	八四〇、二七〇株	六八、三二〇株	七七一、九五〇株
中限	一、三二九、四〇〇株	一二〇、六三〇株	一、二〇八、七七〇株
先限	一七三、一二〇株	七、五九〇株	一六五、五三〇株
合計	一、三四二、七九〇株	一九六、五四〇株	二、一四六、二五〇株

即ち前記解合に依りて減少し得たる取組高十九萬六千五百四十株は、總取組高二百三十四萬二千七百九十株の一割に達せず、殘餘取組高二百十四萬六千二百五十株を存せり。以て市場に於ける不健全分子の尙ほ多く殘存したるを知るべし。

救濟資金

(二) 次に市場救濟資金に就きて述べんに、第一次暴落の際に於ては辛うじて巨額の追證據金を完納し得たるが、爾後、日を經ること僅に二十餘日にして、早くも第二次暴落に會したるものなるを以て、此の際、日本銀行より救濟資金の貸出を要望すること切なるものあり。茲に於て四月九日、本所を始めとして、大阪・名古屋の各取引所理事長は要路を歷訪して株式市場救濟資金融通の交渉を開始したるが、同月十日、遂に日本銀行總裁との間に、所要の資金貸出に就きては熟慮の餘地を存すとせられたれども、月末受渡資金の融通に就きてはこれが了解を得たり。

是れが爲めに漸落歩調を辿りつつありし相場も、稍々、恢復し、十日午前現物氣配は本所株二百九十五圓、鐘淵紡績株三百七十一圓を唱へられたるが、午後に至りて何れも十四・五圓方暴騰し、本所株は三百四・五圓に、鐘淵紡績株は三百八十五・六圓に、其の他も概ね反撥歩調を呈したり。然るに十二日午後に至るや、綿絲・期米相場の激落を移し、本所株は又も二百九十四・五圓に慘落し、其の他も不味の商狀を呈したり。

立合開始

四 立會開始

一方、四月十二日午前十時を期限とする解合を、極力、進捗せしめ、本所・大阪・名古屋の各取引所

共に一齊、十三日を以て立會を開始せんことを決議したり。然るに十三日となるも、午前中は前日來の解合整理の爲め、開市の運びに至らず、正午に至り、漸く開市することを得たり。

○第三次暴落(四月十四日)

一　經　過

前述の如く四月十三日正午に至り、漸く市場を開始したるに、綿絲及び期米相場崩落の報あり。第一立會に於て、本所株は七日の相場に比し五十三圓五十錢、同新株は四十九圓方暴落したるが、日本郵船株は五圓安に落付き、鐘淵紡績株も亦舊株は十七圓九十錢安、同新株は十圓五十錢安に止まり、砂糖株は却て買物加はり、鹽水港製糖株・臺灣製糖株の如きは四・五圓方引返したり。而して第二立會に於ては、本所株は十三圓四十錢高、同新株は五圓九十錢高を告げたるを以て、多少愁眉を開きたるに、戻りには賣物嵩み、且つ引跡、大阪市場の慘落を移して氣配、復々、引緩みたり。翌十四日、立會を開始するや、間もなく東西綿絲相場大瓦落の報を入れ、因果玉を抱ける買方は再び投物を注ぎ、賣方は更に之を追擊して本所株十四圓九十錢、同新株八圓四十錢、日本郵船株十一圓二十錢、鐘淵紡績株十四圓方の暴落を見たり。此の時に當り、大阪株式市場の休止を傳へられ、同方面よりの處分投物殺到したるを以て、鐘淵紡績新株は一躍にして三十四圓五十錢の慘落を告げ、同時に第二部に於ては東京毛織株二十五圓安、第三部に於ては鬼怒川水力電氣株十圓十錢安の暴落を見たり。

二　立會停止

形勢斯くの如く險惡なりしを以て、本所は同日午前十時三十分、遂に休憩を宣して熟議を重ねたるも、大阪市場の立會不能、其の他の市場の大瓦落を傳へたれば、立會の續行は更に市場の混亂を來すべきを慮りて立會停止に決し、三度、市場を閉鎖するの已むなきに至り、同時に現物市場をも閉鎖したり。

立會停止

三 應急對策

應急對策

此處に於てか、四月十四日正午、仲買人組合委員會は、定期取引停止に關する善後策を協議したるが、取引所側と打合せをなしたる上、午後四時より仲買人協議會を仲買人集會所に開き、大體方針として(一)增證據金を徵收すること(二)可及的、多く解合を行ふこと(三)金融の方法を講ずることとなし、以て當面解合による仕切金の決濟に資することに決したり。

翌十五日、本所に於ても、善後方法を講じたるが、結局、此の際、市場救濟の方法として解合を敢行すると共に、日本銀行に對し資金融通を求むるの議成り、午後四時半、本所當局者は同銀行總裁を訪問したり。之より先き同銀行當局者は同日正午よりシンヂケート銀行代表者を招致し、財界混亂の今日、其の安定を期する爲め、健實なる商工業者の要求に應じて商品並に商業手形に對し、可及的、資金融通の道を講ぜんことを慫慂し、尙ほ同銀行に於ても之に對して十分なる援助を辭せざるべきを聲明したり。而して一方、同銀行總裁は本所理事に對し、日本銀行はシンヂケート銀行團と本所との協議を以て問題を具體的に決定せしむる爲め、シンヂケート銀行團に對し、救濟資金を融通せんことを言明したり。

日本銀行の援助聲明

（一）シンヂケート銀行團の成立と其の提案　一方、仲買人組合正副委員長は同月十五日、東京手形交換所委員長と會談したる結果に基きて、十六日午前中、五銀行當局者を各行に歴訪し、株式市場の經過竝に救濟策に關し、委曲、具陳する所あり。　玆に於て、五銀行當局者は同日正午、銀行集會所に會合し、本所理事之を訪ね、意見を交換したるが、銀行側に於ても現下の實情を諒察し、新に一シンヂケート銀行團を組織する必要を認めたり。

シンヂケート銀行團の成立と其の提案

五銀行は株式市場救濟に就き、シンヂケート特別團體を設くべきや否やを協議したるが、結局、募債引受シンヂケートと同一範圍となし、十九日、五行の外、更に七行を加へて十二銀行となし、二十二日、更に四行を加へて十六銀行シンヂケートとなしたり。　玆に於て本所とシンヂケート銀行團との交渉の結果、銀行團は本所に對し次の如き意見を呈示したり。

一、解合に努力して取組高を減ずるは、當面の急なるを以て、解合に因る差損金に對しては資金融通の仲介をなすも、四月限受渡資金に就いては別に考慮するの外なきこと

一、シンヂケート銀行團は、直接、取引所に資金の融通をなすを以て、仲買人に對しては取引所に於て貸付方法を講ずること

（二）休會中の氣配　玆に休會中の現物氣配を略述せむに、四月十四日、開市當日の午後の氣配は此の日の定期取引相場に隨伴して、益々、惡化し、本所株は四十圓安の二百三十圓臺を唱へて人心をして、愈々、恐怖せしめ、翌十五日は東西の期米・綿絲市場も休會を告げたれば、氣配更に暗憺たるものあり、本所株は二百三十圓搦みを唱へ、十六日は本所株二百二十五・六圓、鐘淵

休會中の氣配

紡績株三百二・三十圓を示したり。然るに十七日は大阪に於ける原首相の演說に力を得、且つ市場救濟策も、稍々、具體化せんとせるに方り、綿絲・生絲の內氣配引返したるを以て、午後二時頃は、本所株二百四十圓、鐘淵紡績株三百五十圓、日本郵船株百五十五・六圓に反撥し、休日明け十九日は期米・綿絲市場の立會を開始したるに、何れも引返し歩調を呈したれば、本所株二百五十五・六圓、鐘淵紡績株三百四十五圓、日清紡績株百三十七・八圓を唱へたり。二十日は前日と變らず。二十一日は生絲・綿絲及び期米相場の激落を報じて再び下落し、本所株二百三十五圓、鐘淵紡績株三百三十五・六圓を告げたり。二十二日は、稍々、不味なりしも、大なる變化なく、二十三日は午後に至り、綿絲・期米相場の强硬の影響を受け、本所株二百四十圓、鐘淵紡績株三百四十圓程度を示したり。休日明け二十六日は不勢、二十七日は前日不勢の氣先き、綿絲市場再度の混亂、期米の暴落を受けて、本所株は二百十三・四圓に、鐘淵紡績株は三百十五・六圓に下落し、二十八日は午前浮動、午後好調にして、本所株は二百三十圓臺に上騰し、二十九日は一般に不勢にして、本所株十圓安、三十日は當限殘玉の圓滑なる處理に因り、本所株二百二十八・九圓、日清紡績株百二十八・九圓摑みを示し、午後は氣配不勢にして本所株二百二十二・三圓見當を唱へたり。

玉整理竝其ノ資金

(三) 玉整理竝に其の資金　前述の如きシンヂケート銀行團の玉整理に關する提案は本所及び仲買人側も之を諒とし、可及的、多くの解合を行ひ、不健全分子を市場より一掃せん事に着手し、營業細則第七十四條の範圍內に於て、種々なる方法により玉整理を行ふこととしたり。

希望解合・懇請解合・自店解合・他店解合・肩替・入札賣買及び糶賣買・受渡乘替・現品乘替是れなり。

玉整理の方法

四月三十日迄の玉整理

左に之を説明するに當り、四月三十日迄の玉整理及び五月一日より同八日迄の玉整理の二に分かたん。蓋し四月二十八日迄は四・五・六月限を總括して整理したるも、四月限受渡の關係上、其の後、三十日迄は專ら四月限のみの整理を行ひ、五月一日より同八日までは五・六月限の整理を行ひたればなり。四月中の玉整理は、先づ希望解合を行ふ事に着手したるが、解合に必要なる棒値は市場の實情を考慮し、愼重公平に定めざるべからざるを以て、四月二十日午後四時、仲買人集會所に仲買人全員集合して記名投票を行ひ、尙ほ之を組合委員會に移し、詮衡の上、決定したり。二十一日、其の發表を見たるが、解合申込者に就きては買希望者の少數ならんことを慮り、新規買希望者を加へ、解合及び新規買希望者は四月二十四日正午迄に各仲買店に申出づる旨通知し、尙ほ仲買店よりは二十五日午後五時迄に取引所に申出づることとなしたり。左に主要株式の解合直段を記し、同先限直段と四月十四日立會停止當日の大引先限直段とを比較すべし。

解合直段

註、△印は配當落、〇印は新株落

銘柄	解合直段 當限	解合直段 中限	解合直段 先限	四月十四日の先限直段	比較
東京株式取引所株	二六八・〇〇円	△二七一・二〇円	△二六八・二〇円	△二七四・〇〇円	五・八〇円安
日本郵船株	一六二・〇〇	△一五三・九〇	一五五・九〇	一五三・九〇	二・〇〇高

大阪商船株	九八・五〇円	九九・七〇円		一〇〇・九〇円	九七・〇〇円	三・九〇円高
富士瓦斯紡績株	二二九・〇〇	二三一・七〇	△〇	一四六・五〇	一四九・九〇	三・四〇安
鐘淵紡績株	三五七・五〇	三六一・八〇		三六六・一〇	三五八・〇〇	八・一〇高
日清紡績株	一四四・五〇	一四六・二〇	△	一四一・五〇	—	
大日本製糖株	一二六・五〇	一二八・〇〇	△	一一七・〇〇	—	
鹽水港製糖株	一五一・五〇	一二〇・三〇		一二一・七〇	—	
臺灣製糖株	一二三・[illegible]	一二四・五〇		一二六・〇〇	—	
明治製糖株	一五八・〇〇	一五九・九〇		一六一・八〇	—	
横濱取引所株	一〇一・〇〇	一〇二・二〇	△	九九・七〇	—	
南滿洲鐵道株	一四〇・五〇	一四二・二〇		—	中限 一四四・九〇	二・七〇安
浦賀船渠株	八〇・五〇	八一・五〇		八二・四〇	八四・九〇	二・五〇〃
北海道炭礦汽船株	七四・〇〇	七四・九〇		七五・八〇	七六・六〇	〇・八〇〃
東京毛織株	一三四・五〇	一三六・一〇	△	一二七・七〇	一一三・〇〇	一三・三〇高
東洋モスリン株	一八三・五〇	一八五・七〇	△〇	一三〇・三〇	—	
大日本人造肥料株	八六・〇〇	八七・〇〇	〇	七六・〇〇	—	
淺野セメント株	八九・五〇	九〇・六〇		九一・六〇	—	
日本石油株	一五五・五〇	一一六・九〇		一一八・三〇	—	
京濱電氣鐵道株	五八・〇〇	五八・七〇	△	五七・一〇	五八・一〇	一・〇〇安
内國通運株	九四・五〇	九五・六〇	△	八九・三〇	九三・八〇	四・五〇〃
東京電燈株	六五・〇〇	六五・八〇		六三・六〇	六一・二〇	二・四〇高
東京瓦斯株	六二・五〇	六三・三〇	△	五九・〇〇	—	
富士製紙株	一一二・五〇	一一三・九〇	△	一〇七・七〇	—	
日魯漁業株	四六・五〇	四七・一〇		四七・六〇	—	
日清製粉株	九八・〇〇	九九・二〇		—	—	

四月二十五日午後五時、本所に於て、締切りたる三期解合申出數は、賣希望數七十六萬四千

五百二十株、買希望數二十萬九千九百八十株、卽ち賣希望數は買希望數の約三倍七に達し、其の差五十五萬四千五百四十株を算したり。今、各限月による右の內譯及び其の中より割當の決定したる株數を示し、四月十四日現在の取組高と比較すれば左の如し。

限月	四月十四日現在取組高		解合希望申込玉	同上割當決定
四月限	七七〇、四二〇株	賣	三〇九、九五〇株	七八、〇九〇株
		買	八五、四八〇	
五月限	一、一八四、六八〇	賣	三九六、五〇〇	六六、二六〇
		買	七六、八九〇	
六月限	二〇〇、六四〇	賣	五八、〇七〇	三七、一九〇
		買	四七、六一〇	
合計	二、一五五、七四〇	賣	七六四、五二〇	一八一、五四〇
		買	二〇九、九八〇	

右の割當決定玉中には新規買を含むものにして、此の解合の結果は不成績に終り、四月限受渡も現狀を以てせば、支障なきを保せざる狀態なりしを以て、割當決定以外の殘玉に就き如何に處分すべきかの第二の問題に入りたり。依りて四月二十六日及び二十七日、仲買人總會を開催し、左の事項を決議したり。

一、本所株と其の他とを區別して各別に肩替及び懇請解合をなし、取組高を減ずること

一、此の解合の殘玉は希望に依り入札賣買に付し肩替を爲すこと

先づ懇請解合に就きて述ぶれば、本所株の賣希望殘玉は、當時、舊新合計八萬七千十株あり

しが、此の處分として(一)一部を取引所側有力者に肩替を乞ひ(二)一部は賣方に解合を懇請し(三)他は買方に返戻して、任意、處分せしめたるに、八萬七千十株を處分することを得たり。本所株以外の諸株は賣希望殘玉約四十九萬ありしが、此の內、其の半數を賣方に解合を懇請し、殘半數は買方に返戻して、任意、處分せしむることとしたり。斯くして本所株及び其の他の諸株は三十萬六千九百十株の割當玉を計上し得たり。

次に受渡完了日三十日迄の間に行はれたる自店解合は三月限合計十八萬六千五百八十株、他店解合數は一萬六千七百九十株なり。

入札賣買及び糶賣買を見るに、兩者は文書に依ると、口頭に依るとの差にて其の態樣殆ど同一なるを以て、後者は之を前者に包含して記述せん。

前述の懇請解合竝に肩替に依る殘玉は二十七萬二千百三十株を算したるが、之は買方に於て、任意に處分すべき玉なり。此の內、買方の希望に依り希望玉を入札賣に附し、入札買方に定期取引に建玉を肩替りせしめんとするものにして、入札直段と解合直段との差額の半額は仲買人組合に於て、一時、之を立替へ、殘半額は買方に於て引受け、入札希望玉全部の處分を終らんとするものなり。而して此の入札に付すべき玉中には四・五・六月限の三月限を含むも、急速を要する當限より着手したり。然るに此の當限中にも繰上受渡をなすものありしを以て、二十九日午前、先づ之が入札に着手せしに、入札賣希望玉數四千五百二十株に對し買希望は一萬三千六百三十株に達し、買希望なかりしものも別に肩替行はれて、繰上受渡を

行ふべき全部の株は本所に於て受渡を完了したり。而して當限殘部の入札を同日午後、開札したるが、買希望玉數は五萬四百株にして落札を見たる株數は四萬八千四百十株なり。此の差額は仲買人組合に於て引受けたり。斯くの如くして當限殘玉全部の整理を終了したり。

受渡乘替

次に受渡乘替に就きて述べんに、先づ仲買シンヂケートに關して一言せざるべからず。

仲買シンヂケート

當時、日本銀行より市場救濟資金の融通を受けたるが、此の資金融通の經路は複雜なりしと雖、結局、仲買人は一仲買シンヂケートを組織し、預金銀行より所要額を借り入れたるなり。此の資金融通の形式は買戾約款附賣買なり。卽ち買受仲買人は其の受株を直に仲買團に賣付け、更に仲買人團は賣方となりて該仲買人は之を五月限或は六月限に於て買付けんとするものなり。斯くして五月限四萬八百十株、六月限八萬七千八百五十株、合計十二萬八千六百六十株を乘替へたり。而して四月限受渡株數は五十四萬八千五百株、此の代金五千百八十五萬五千三百二十圓なり。此の内には(一)純然たる受渡(二)入札賣買に依る肩替(三)仲買シンヂケート乘替玉の三種を含むものとす。

以上によりて第三次暴落に於ける四月三十日迄の玉整理の說明を終りたるが、營業細則第七十四條に依る玉整理の諸方法及び其の玉數を一表に編めば左の如し。

限月		解合希望申込玉	同上割當決定玉	第二回懇請割當玉	自店解合	他店解合	入札賣買及シンヂケート乗替玉
四月限	賣	三〇九、九五〇株	七八、〇九〇株	一一七、四五〇株	八〇、九二〇株	一一、六二〇株	入札 五三、二三〇株
	買	八五、四八〇					
五月限	賣	三九六、五〇〇	六六、二六〇	一一七、九三〇	八六、七七〇	三、八五〇	乗替 四〇、八一〇
	買	七六、八九〇					
六月限	賣	五八、〇七〇	三七、一九〇	一三、五三〇	一八、八九〇	一、三二〇	乗替 八八、八五〇
	買	四七、六一〇					
合計	賣	七六四、五二〇	一八一、五四〇	三〇六、九一〇	一八六、五八〇	一六、七九〇	一八二、八九〇
	買	二〇九、九八〇					

五月一日乃至八日迄の玉整理方法

次に五月一日乃至八日に亙りて行はれたる五月限及び六月限の殘玉整理方法に就きて述ぶれば、(一)入札賣買及び耀賣買(二)自店解合(三)他店解合(四)現品乗替なり。斯くして久しく閉鎖したる市場は五月十日を以て立會開始の運びとなりたるが、玆に少しく一日以來、定期市場開始前の現物內氣配を記述すべし。

五月一日午前は期米の軟弱、引き續く綿絲市場の休會、橫濱生絲定期取引の停止等に關らず、四月限受渡の終了に好感を寄せ、唱へ値、稍々引締りて本所株二百二十六・七圓見當なりしが、午後に至りて氣配引緩み、二百二十圓を示したり。休日明けの三日は、生絲・綿絲相場は引續き休會し、且つ本所市場五月限受渡の難澁を唱へられて氣配昂らず。午後も續落氣配にて本所株は二百八・九圓の非勢を示したり。四日は期米の低落、他市場の休會あり。且つ貿易は七千餘萬圓の入超を報じたれば、本所株は二百圓臺を割りて百九十八・九圓に崩れ、五日は入札模様の良好に、買氣多少現はれて本所株は二百八・九圓に戾り、殊に砂糖株は原糖高に

より强調を示したり。六日は期米の强硬、東西綿絲相場の內氣配氣丈を映し、且つ本所市場開始接近を傳へたるを以て、本所株は小口ながらも買物出で、二百十五圓に擡頭し、日本郵船株百六十一・二圓、鐘淵紡績株三百二十圓、砂糖株は最も强調にして臺灣製糖株百三十五圓、鹽水港製糖株百五十九圓を唱へ、午後も引續き强硬にして本所株は二百十七圓に買ひ進まれたり。七日は前日の强調を受けて氣配更に引締り、殊に、市場開催は、愈々、十日に決定したるを以て、人氣引立ち、本所株は二百二十圓の高値あり。其の他、日本郵船株百六十四・五圓、鐘淵紡績株三百二十五圓、鹽水港製糖株百六十五圓、臺灣製糖株百三十六・七圓に騰貴し、八日は前日好勢の氣先き、砂糖株の好氣配に諸株に買氣添ひ來り、一般に强調を呈し、本所株は二百十八圓より二百二十四圓に昂騰し、日本郵船株百六十二圓、鐘淵紡績株三百二十五圓、砂糖株には一段の買氣を示し、鹽水港製糖株は五圓高、臺灣製糖株は七・八圓方躍進したり。

斯くの如くして五月限及び六月限の四月三十日現在の取組高、竝に此の内より五月一日午後四時を時限とする賣希望入札株數に付き、其の決定を見たるもの左の如し。

註、入札賣買には躍賣買を含む

限月	四月三十日現在取組高	入札賣買
五月限	九一八、九三〇株	八〇、六二〇株
六月限	二三八、六一〇株	三、四五〇株
合計	一、一五七、五四〇株	八四、〇七〇株

右入札は五月五日、仲買人集會所に於て行はれたるが、其の成績は、月初、現物氣配不良なりし爲め、買希望少く仲買人側に於ても大に之を憂慮し、五月三日、仲買人協議會を開き、仲買人全員の努力を以て買希望を增加せしむることとし、尙ほ其の買希望にして決定したる分に對しては、仲買人組合より手數料を仲買人に交付する旨議定したり。然るに上記の如く現物氣配は、漸次、硬化し來りしを以て、買希望約二倍に達し、豫想外の成績を告げたり。

次に一日より八日に亙りて自店解合竝に他店解合行はれたるが、其の數左の如し。

限月	自店解合	他店解合
五月限	四、八一〇株	六七〇株
六月限	二、〇八〇株	—
合計	六、八九〇株	六七〇株

現品乘替

次に現品乘替とは、受渡乘替の場合と同じく、仲買人より仲買人シンヂケートに賣付けたるものを、同シンヂケートが賣方となり、之に對し五月限又は六月限に於て該仲買人が買付けたるものにして、結局、買戻約款附賣買をなしたる形式は、兩者共、同一なるも、此の場合、兩者の異る點はシンヂケートに賣付けたる株の性質なりとす。則ち前者にありては、現に本所帳簿上、建玉として登錄なき現品(定期市場建株たるは兩者同じ)を賣付け、後者は現に本所の帳簿上、建玉として登錄し、且つ受渡せらるべき玉を賣付けたるものなり。然り而して此の現物は、從來、各仲買店に保有せしもの、或は代用證券として本所に納入しつつありしものにして、玉整理の結

果、仲買人に返戻されたるものなり。此の現品乘替によりて仲買人がシンヂケートより融通を受けたる所の資金は旣述したる玉整理に因る値合損金の塡補に充當せられ、各仲買人は之によりて諸決濟資金を得、以て此の難關を通過したるものなり。受渡資金を得るために行ひたる前回の受渡乘替と此時の現品乘替とは、市場救濟に方りて洵に甚大なる效果を齎したる二大善後措置と稱せざるべからず。八日までに行はれたるシンヂケート現品乘替數は、五月限八萬五千三百二十株、六月限二十四萬二千二百八十株、合計三十二萬七千六百株なり。然るに五月限及び六月限の取組高は前記入札賣買・自店解合・他店解合によりて減じたるに、此の現品乘替によりて再び增加の結果となりしが、四月三十日現在の取組高及び上記の玉整理數及び五月八日現在取組高を表記すれば左の如し。

限月	四月三十日現在取組高	入札賣買	自店解合	他店解合	現品乘替	五月八日現在取組高
五月限	九一八、九三〇株	八〇、六二〇株	四、八一〇株	六七[illegible]株	八五、三二[illegible]株	九二七、七六[illegible]株
六月限	二三八、六一〇	三、四五〇	二、〇八〇		二四二、二八〇	四七八、九四[illegible]
合計	一、一五七、五四〇	八四、〇七〇	六、八九〇	六七〇	三二七、六[illegible]	一、四〇六、七〇〇

註、左表の玉整理數中には新規玉を含むを以て、該數字の加減によりて八日の取組高を直接に算出し得ざるは、從來の場合に同じ

以上によりて第三次暴落後、五月八日に至るまでの玉整理を了りたるが、之が爲めに要したる資金左の如し。

費目	限月	代金	株數
受渡乗替に要したる資金	五月限	三、七二〇、七五〇円	四〇、八一〇株
	六月限	九、九三五、九九五	八七、八五〇
	小計	一三、六五六、七四五	一二八、六六〇
現品乗替(値合損金塡補)に要したる資金	五月限	九、五七〇、五〇一	八五、三二〇
	六月限	一七、八四二、五〇二	二四二、二八〇
	小計	二七、四一三、〇〇三	三二七、六〇〇
合計	五月限	一三、二九一、二五一	一二六、一三〇
	六月限	二七、七七八、四九七	三三〇、一三〇
	合計	四一、〇六九、七四八	四五六、二六〇

四　市場開始

市場開始

斯くの如くして長日間、閉されたりし本所市場も、愈々、五月十五日を以て開市の運びとなり、郷理事長の挨拶ありて第一部より、順次、第二部、第三部に及び、久しく耳にせざりし撃柝の聲は暗雲を破りて響き渡れり。　左に開市當日の主要株式相場を示し、四月十四日立會停止當日の直段及び三月三日の最高直段とを比較し、第一次暴落以來、急變の跡を尋ねん。

相場

註一、四月十四日は第一部鐘淵紡績新株、第二部東京毛織株、第三部鬼怒川水力電氣株まで立會ひたるものにして、其の他の株式即ち同日立會はざりし株式に付きては四月十三日の直段を掲げたり

註二、比較直段は大引相場による。　比較欄中、△印は高、無印は安、○印は新株落

銘柄	五月十五日當限	四月十四日當限との比較	五月十五日中限	四月十四日中限との比較	五月十五日先限	三月三日先限との比較安
東京株式取引所株	二一七・〇〇円	五八・五〇円	二一六・〇〇円	五八・〇〇円	二一七・〇〇円	三二三・〇〇円
同　新株	二一三・九〇	六五・七〇	—		—	
日本郵船株	一五九・〇〇	△六・〇〇	一五七・〇〇	△三・六〇	一五八・五〇	六〇・六〇
大阪商船株	一〇一・五〇	△五・五〇	一〇〇・〇〇	△三・〇〇	九〇・〇〇	三四・六〇
富士瓦斯紡績株	二二三・〇〇	一一・九〇	一三九・〇〇	一〇・九〇	一四一・五〇	一五八・四〇
鐘淵紡績株	三二九・一〇	二九・三〇	三三四・九〇	二三・一〇	三〇〇・〇〇	二六九・九〇
日清紡績株	一一四・九〇	三八・一〇	一〇九・五〇	三六・〇〇	一一三・〇〇	一四四・〇〇
東洋紡績株	二二四・二〇	五二・八〇	一六二・〇〇	一七・八〇	—	
相模紡績株	六二・五〇	一五・五〇	六〇・〇〇	一五・〇〇	六〇・五〇	九四・〇〇
大日本製糖株	一四二・〇〇	△一五・〇〇	一三二・〇〇	△一一・〇〇	一三七・〇〇	四八・五〇
鹽水港製糖株	一三五・〇〇	△一七・五〇	一三九・〇〇	△二〇・二〇	一四〇・五〇	二九・五〇
臺灣製糖株	一四七・〇〇	△一七・五〇	一五一・〇〇	△一九・〇〇	一五三・七〇	二八・二〇
東洋製糖株	一八八・八〇		一三八・〇〇	△八・四〇	一〇五・〇〇	
新高製糖株	一〇五・〇〇		一〇九・九〇	△一・九〇	一〇四・〇〇	
帝國製糖株	一二一・一〇	八・四〇	一二一・〇〇	一二・〇〇	一二五・〇〇	五八・〇〇
明治製糖株	一六四・四〇	〇・五〇	一七〇・〇〇		一七〇・一〇	四八・九〇
横濱取引所株	八五・八〇	二〇・〇〇	八七・〇〇	一八・〇〇	八六・五〇	一四三・三〇
東京米穀商品取引所株	一二六・九〇	一六・二〇	一一九・〇〇	二一・〇〇	一二一・五〇	一〇五・五〇
名古屋株式取引所株	八〇・〇〇	二七・一〇	—		—	
南滿洲鐵道株	一三〇・〇〇	一四・九〇	—		—	
横濱船渠株	七三・〇〇	三・四〇	—		—	
東京石川島造船所株	八五・九〇	六・一〇	七八・八〇	一一・〇〇	八〇・〇〇	九〇・〇〇
浦賀船渠株	七二・〇〇	一三・〇〇	七四・〇〇	一[illegible]・九〇	—	
北海道炭礦汽船株	七三・一〇	二・九〇	七三・八〇	二・八〇	六八・〇〇	三九・六〇

銘柄						
日本鋼管株	三五.五〇円	五.五〇円	三二.五〇円	七.六〇円	三四.〇〇円	四三.〇〇円
東京毛織株	一二〇.五〇	二三.〇〇	一一一.九〇	二七.一〇	一一三.〇〇	一〇[illegible].〇〇
上毛モスリン株	九九.九〇	三二.六〇	八八.九〇	三五.一〇	九二.九〇	一一八.七〇
東京モスリン紡織株	九〇.九〇	四二.二〇	八二.六〇	二九.四〇	八五.〇〇	一二一.〇〇
大日本人造肥料株	六四.九〇	二八.四〇	六二.九〇	一四.一〇	五五.二〇	一一三.六〇
ラサ島燐礦株	六四.〇〇	一九.〇〇	六五.〇〇	三〇.一〇	六六.三〇	
淺野セメント株	七七.六〇	一三.八〇	七七.五〇	一七.〇〇	七六.一〇	五八.九〇
寶田石油株	一二七.四〇	五.六〇	一二七.〇〇	四.九〇	一二七.〇〇	一一五.四〇
內國通運株	七八.五〇	一三.五〇	七四.〇〇	一九.八〇	七七.〇〇	一〇三.一〇
日本興業銀行株	五五.〇〇	〇.五〇	—		—	
秋田木材株	八八.〇〇	九.〇〇	八七.〇〇	八.五〇 左付	七七.九〇	九五.六〇
東京瓦斯株	四二.一〇	三.七〇	四二.一〇	三.七〇	四一.五〇	一七.五〇
鬼怒川水力電氣株	四三.六〇	△一.一〇	四二.六〇	△一.一〇	四四.八〇	二四.二〇
日本活動寫眞株	八七.九〇	一六.一〇	九〇.九〇	一五.五〇	九二.〇〇	七三.六〇
富士製紙株	九二.五〇	二四.五〇	八七.〇〇	二一.二〇	九一.〇〇	六一.七〇
帝國製麻株	一〇五.〇〇	二七.八〇	一〇九.九〇	二六.二〇	九四.六〇	一〇二.〇〇
大日本麥酒株	一〇三.〇〇	一三.六〇	一〇一.五〇	二五.八〇	九九.〇〇	四六.〇〇
日東製氷株	七五.〇〇	三四.六〇	七七.六〇	三二.九〇	八二.〇〇	八〇.〇〇
日魯漁業株	三七.八〇	一一.七〇	三七.四〇	一二.六〇	四〇.一〇	四四.〇〇
日本製粉株	六〇.〇〇	一六.〇〇	六一.〇〇	一一.一〇	六〇.一〇	七九.九〇

救濟資金の返還

然るに五月限及び六月限の取組玉は、大部分、暴落前に關はるものにして、其の取組高約一百萬株に達し、此の內、不良分子を洗除し去るに非ざれば市場は、所謂、灰汁抜けを見る能はず。されば五月受渡結了後、日本銀行へ返還すべき上記五月限乗替資金一千三百二十九萬一千二百

五十一圓の內より、更に融通を求めて五月限を七月限(先限)に乘替ふるに必要なる受渡乘替資金及び現品乘替資金(値合損金塡補資金)に充て度き旨を、日本銀行及び銀行團に請ひて、其の承諾を得たり。而して實際に於て要したる七月限乘替資金左の如し。

五月限受渡の際に要したる資金

項目	乘替限月	代金	株數
受渡乘替に要したる資金	七月限	五、二三五、四五五円	五二、五一〇株
現品乘替(値合損金塡補)に要したる資金	七月限	四、二八二、一六七	六四、四七〇
合計		九、五一七、六二二	一一六、九八〇

次に同樣の關係を以て前記六月限に要したる二千七百七十七萬八千四百九十七圓の內より、八月限(先限)乘替の爲め、更に左記金額の融通を請ひ、其の承諾を得たり。

六月限受渡の際に要したる資金

項目	乘替限月	代金	株數
受渡乘替に要したる資金	八月限	三、二七二、八七三円	四〇、六八〇株
現品乘替(値合損金塡補)に要したる資金	八月限	一、二四〇、二七三	二四、〇八〇
合計		四、五一三、一四六	六四、七六〇

七月限受渡の際に於ては前兩回の如く受渡又は現品乘替の必要なく、從て更に資金融通を

受くることなかりき。

世界大戰直後、二年間、我國の經濟界は未曾有の殷賑を呈せしかば、其の反動の激甚なる、亦空前の事に屬したりしは、上來、記述し來れる所の如し。當時、財界の反動は、固より各重要商品市場を襲ひたるが、其の先驅をなしたるは實に我が株式市場なりき。然り而して各市場は何れも必死に其の救濟に努めたるが、反動の災害最も大なりしに拘らず、最も速に救濟を完了したるものは亦我が株式市場なりとす。

世界大戰と我取引所の地位

茲に特に注意すべきは大正九年(西暦一九二〇年)より起りし世界經濟界反動の最先驅をなしたるは實に前記我國株式市場の反動にして、之より米國・英國・歐洲大陸の各地に波及したることと是れなり。斯くの如き事象は實に我國經濟界が世界大戰に因りて以て世界經濟界の一員として之に伍し居たるを立證するものにして、我國經濟史上、特筆大書するに値するものなりんと信ず。

第三節　大正十一年取引所法改正による限月短縮顚末

○改　正　理　由

改正理由

我國の取引所法は明治二十六年の制定に係り、爾來、時運の進展に伴ひ、必要に應じて、屢々、改正を行ひ來りし所のものなるも、晩近、我國經濟界は長足の發達を示し、取引所の機能を完うす

る上に於て、尙ほ遺憾の點少からざりき。茲に於て、政府は同法の改正を企圖し、大正九年夏の特別帝國議會に於て、調査費の協算を經、取引所法改正調査委員會を設置して改正案を作成し、之を第四十四回帝國議會に提出したるも、審議未了にて議定を見るに至らず、第四十五回帝國議會に於て、再び之を提出したり。時に大正十一年二月六日なり。

調査委員會

○改正案の精神

改正案の精神

政府當局の説明する所に依れば、改正案の精神は實物取引を助成して無謀なる投機取引を抑制し、公定相場作成機關としての取引所の機能をして完うせしめんとするにあり。分つて四となすことを得べし。(一)取引所の組織に關する事項(二)擔保責任に關する事項(三)場外取引取締に關する事項及び(四)賣買取引に關する事項是れなり。然り而して茲に記述せんとするは右賣買取引に關する事項中、有價證券の限月の改正に關する事項にして、改正法案は之を左の如く規定したり。

限月改正規定

改正取引所法第十八條

取引所ノ賣買取引ノ期限ハ有價證券ニ在リテハ二箇月、米ニ在リテハ三箇月、生絲ニ在リテハ六箇月、其ノ他ノ商品ニ在リテハ勅令ノ定ムル期間ヲ超ユルコトヲ得ス

附則第二項

第十八條ノ改正規定中有價證券ノ賣買取引ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ他ノ規定ヨリ後ニ之ヲ施行スルコトヲ得但シ其ノ施行ノ期日ヲ大正十四年四月一日ヨリ後ト爲スコト

ヲ得ス

茲に從來の規定に於ては、同條は賣買取引の種類を規定したりしも、改正法案は之を削除して勅令に讓り、勅令の規定する所なりし賣買取引の期限を法律に移し、前記第十八條に於て規定したり。特に重要なる改正と謂はざるべからず。

議會の審議

○第四十五回帝國議會に於ける論議

斯くして大正十一年二月六日、改正法案は政府より先づ貴族院に提出せられ、伯爵奥平昌恭氏を委員長とする特別委員附託となり、同月十三日、第一回委員會を開きてより會を重ぬること十三回、一箇月餘に亙りて審議討論せられたるが、有價證券賣買取引の期限に就きては、(一)之を削除して舊條文を存置すべしとなすもの(二)「二箇月」とあるを「一箇月」に改むべしとなすもの(三)原案贊成の三說あり。決を採りたるに、(一)は少數にて敗れ、(二)及び(三)は同數なりしを以て、委員長の決する所によりて原案の通り決定し、附則に就きては別段の異議なく、三月十八日、本會議に於て委員長の報告ありて可決し、衆議院に回附せられたり。衆議院に於ても、翌十九日、委員長川原茂輔氏及び外十七名の委員附託となり、審議四回にして原案通り決定し、二十五日の本會議に於て委員會の決議通り可決し、茲に政府の提案は兩院を通過したり。兩院委員會委

委員會委員

員氏名左の如し

貴族院

委員長　伯爵　奥平昌恭氏　副委員長　男爵　藤村義朗氏

委員　子爵　松平直平氏　和田彦次郎氏　上山滿之進氏
　　　男爵　楠本正敏氏　谷森眞男氏　伊藤傳七氏
　　　中村圓一郎氏　男爵　武井守正氏　子爵　榎本武憲氏
　　　木場貞長氏　男爵　横山隆俊氏　若槻禮次郎氏
　　　今井五介氏

三月十三日、男爵楠本正敏氏委員を辭任したるにより男爵坪井九八郎氏補缺當選したり

委員外議員　鈴木摠兵衛氏
農商務大臣　男爵　山本達雄氏　其の他政府委員

衆議院

委員長　川原茂輔氏
委員　中山佐市氏　鈴木隆氏　伊澤平左衛門氏
　　　木村清三郎氏　福井甚三氏　坪田十郎氏
　　　島田俊雄氏　渡邊修氏　藏内次郎作氏
　　　加藤粂四郎氏　松井鐵夫氏　森田茂氏
　　　山邊常重氏　武内作平氏　鈴木富士彌氏
　　　近藤達兒氏　奥村千太郎氏

農商務大臣　男爵　山本達雄氏　其の他、政府委員

○改正法の實施

改正法の實施

帝國議會を通過したる取引所法中改正法律案は直に御裁可を經て、同年四月、法律第六十號を以て發布の運びとなり、同年七月、勅令第三百五十二號を以て同年九月一日より施行せられたるが、第十八條中、有價證券の限月に關する規定に就きては、政府に於ても、之が即時實施に因る影響を慮り、大正十四年四月一日より實施することとなしたり。但し大正十四年三月三十一日迄になす賣買取引の期限に就いては、同年同月、同令附則を以て三箇月を超ゆることを得ざる旨規定したり。左の如し。

大正十一年七月勅令第三百五十二號

大正十一年法律第六十號ハ大正十一年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

但シ第十八條ノ改正規定中有價證券ノ賣買取引ニ關スル規定ハ大正十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

同附則第二項

大正十四年三月三十一日迄ニ爲ス有價證券ノ賣買取引ノ期限ハ三箇月ヲ超ユルコトヲ得ス

○限月短縮延期運動

延期運動

然るに翌大正十二年四月二十日、全國株式取引員組合第四回聯合大會の大阪市に開かるる

や、大阪株式取引員組合より限月に就き三箇月制永久維持の議案提出せられ、限月短縮反對の第一聲を揚げたり。越えて大正十三年四月四・五日、日本工業倶樂部に於ける同第五回聯合大會に於ては、東京・大阪・京都・廣島の各組合より、或は三箇月制維持、或は短縮實施期延長の提案あり、結局、三箇月制維持を期することを決議し、同月八日、主務省に陳情する所あり。又同月中、別に廣島に開催せられたる西部取引員組合聯合會も亦同じく短縮實施延期を決議する等、次第に反對の氣勢を昂めたり。更に同年九月二十五・六日、日本工業倶樂部に於ける第二十三回全國取引所聯合會に於て大阪株式・大阪堂島米穀・大阪三品・京都・神戸・廣島株式・佐賀米穀の各取引所より前同樣の提案ありて、限月短縮の實施期を大正十七年四月一日まで延長ありたき旨政府に陳情すると共に、實行委員を選定して之が運動をなすことを決議し、次で十月二十一日には全國取引員聯合幹事會は大會を開いて同樣の決議の下に運動に着手したり。斯くして翌十一月三日には全國株式取引及株式取引員組合聯合大會成り、益々、結束を固くして目的の達成を期し、輿論の喚起に、陳情に、百方、政府當局の考慮を促し、全國證券業者亦一齊に起ちて運動に參加する等、該運動は日を追ふて白熱したり。

延期理由

抑も限月の短縮は、果して健實なる實物取引を助長して投機抑壓の效果を擧げ得るや頗る疑はしきのみならず、實施期に三箇年の猶豫を與へられたりと雖も、後、彼の大震火災突發して、爲めに反動後、疲弊に陷りたる我財界は一層の打擊を受け、改正法發布當時に比しては大に事情を異にするものあり。此の時に方り、經濟界の實情を顧みずして機能の妙を馴致し來れる

多年の慣行を變革するは機宜に適したるものにあらず。且つ又、法律改正と共に創始せられたる短期取引は、未だ試練の域にありて長期取引の限月短縮に因る影響を緩和するに足らず。是れ限月短縮實施延期運動理由の骨子なりとす。

一方、銀行業者は、屢々、會合して本問題の討究をなし、財界不況の今日、變革の時機にあらずと言ふに一致し、全國商業會議所聯合會も當業者と同様の意見の下に當局に對して短縮實施延期の建議をなし、日本郵船株式會社及び外百十餘社の本所建株式會社亦た一齊に此の運動に賛意を表したり。

延期法案の議會提出

然れども政府は從來の方針を固持して、斷然、陳情に耳を藉さゞりしが、翌十四年三月十二日、遂に中正倶樂部の提案として限月短縮實施延期法案は帝國議會に提出せられたり。改正法律案左の如し。

取引所法中改正法律案

取引所法中大正十一年四月法律第六十號第二項ヲ左ノ通リ改正ス

第十八條ノ改正規定中有價證券ノ賣買取引ノ期限ニ關スル規定ハ大正十七年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

理　由

我國財界ノ現狀ニ鑑ミ有價證券ノ賣買取引ノ期限ニ關スル規定ノ實施ヲ三年間延長スルノ必要ヲ認ムコレ本案ヲ提出スル所以ナリ

提案者　增田義一　佐々木平次郎
若尾璋八　堤清六
平井光三郎

然るに贊成者は二百十九名中、三十六名の少數にして否決となり、該運動は玆に一段落を告げ、大正十四年四月一日以降、限月短縮は、愈々實施せらるるに至れり。而して當業者は永年、三期賣買制に慣熟し來れるを以て、二箇月の期限内に於ても尙ほ二十日間を一期とする三期賣買制を採用したり。

議案の否決

第四節　大正十二年の大震火災

○大震火災と立會休止

大正十二年九月一日午前十一時五十八分、關東地方に大震火災突發し、東京及び横濱の兩市は慘害特に甚しく、全市の大半は焦土と化し、本所亦同夜、祝融の災に會ひて、爾來、久しく立會休止の已むなきに至れり。兩市に於ける各市場の潰滅を傳ふるや、全國の各市場亦九月三日より一齊に休止し、我が財政經濟の上に甚大なる障害を與へたるが、證券市場復舊の急務なるは朝野共に、熱心、之を唱へたる所にして、本所は取引員組合竝に財界有力者方面と協力し、以て建玉の整理、市場の再開に就き、鋭意、努力する所ありたり。左に之れが顚末を記述すべし。

關東大震火災
立會休止

災前の賣買關係

○大震火災直前に於ける本所の賣買關係

一 長期取引

（一）賣買約定高（八月三十日現在）

九月限	三一九、一五〇株
十月限	三六六、〇三〇株
合計	六八五、一八〇株

（二）取引員證據金勘定・其他

本證據金	六、七三七、三〇〇圓
追證據金	八三〇、九四五圓
立替金	四二七、二八〇圓
現品提供	一四四、〇〇〇圓

二 實物取引

受渡未濟高（九月一日現在）　四四、六七一株

三 國債取引

受渡未濟高（九月一日現在）　額面二、五七五、〇〇〇圓

四 交換不能となりたる小切手

長期取引八月限受渡代金及び實物取引受渡代金として本所の受け取りたる取引員振出小

切手の內、左の金額は手形交換所の破壞と共に交換不能となりたり。

八月三十日振出分　一、一〇四、二二九圓

九月一日振出分　五四六、九四八圓

合計　一、六五一、一七七圓

○市場善後策

市場善後策

小切手

一交換不能となりたる小切手の決濟

前記交換不能となりたる小切手の決濟に就いては、本所は十月一日、七十七銀行東京支店を通じて、日本銀行より百萬圓を借り入れ、之を取引員に融通し、以て其の決濟を了せり。而して此の借入金は十月四日に二十萬圓、同五日に三十萬圓、同九日に五十萬圓を返濟して解決したり。

國債取引

二國債取引に關する事項

(一)受渡未濟分整理案　九月二十二日、國債取引員組合委員會は同組合側商議員列席の上、左の如く整理案を決定したり。

一、九月一日以前の約定物件は凡て十月十五日受渡を履行すること、但し金錢債務支拂延期令の期日變更のため十月十五日に至るも、銀行の拂出狀態平常に復せざる場合は、尙ほ相當受渡期日を延期すること

(二)市場開始の件　十月九日、商議員會は左の事項を決議したり。

一、國債市場の假市場を日本興業銀行第十號室に設け、十月十六日より立會開始すること

一、開始時刻は當分の內一日一回とし、午前十一時より正午迄とすること

斯くして九月二十二日の決議通り十月十五日受渡を完了し、翌十六日、國債市場は日本興業銀行內に於て開始せられたり。

(三) 國債擔保金融　是より先き國債取引員組合は國債を擔保とする金融に就き、日本興業銀行と交涉中なりしが、條件整ひたるを以て、十月十六日、之を組合總會に附議して決定を見たり。

三 實物取引竝に長期取引に關する事項

實物取引竝に長期取引

(一) 震災善後策研究委員會

震災善後策研究委員會

九月十八日、一般及び實物取引員總會開かれ、翌十九日、前日決議の趣旨に基き、一般取引員側二十三名、實物取引員側二十八名より成る震災善後策研究委員會を設置し、時局の收拾に當ることとなれり。

尙ほ九月二十一日には同委員會は組合に於て取引員店舖燒跡の整理を急速に進捗せしむることを決し、之が報告を各取引員に通じたり。震災善後策研究委員氏名左の如し。

岩井猪三氏	松井房吉氏	遠山元一氏	中村貫一郎氏
横山貞三氏	望月乙彥氏	小布施福太郎氏	吉田政四郎氏
平野長藏氏	成瀨省一氏	石崎石三氏	岩田鐐三氏

二宮類治氏　吉川太郎氏　島安次郎氏　粕谷健一郎氏
荒城誠二郎氏　米山利之助氏　沼間敏朗氏　片岡辰次郎氏
上田厚吉氏　山口熊吉氏　林荘治氏　淺野節治氏
南波禮吉氏　德田昂平氏　栗生藤三氏　佐々木竹治氏
（以上實物取引員側）
沼間敏朗氏　前田二平氏　岩井猪三氏　高井治兵衛氏
町澤政治郎氏　横山貞三氏　德田昂平氏　小布施福太郎氏
望月乙彥氏　鈴木圭三氏　松井房吉氏　渡邊善十郎氏
山中清兵衛氏　上田厚吉氏　渡邊俊雄氏　山口英九郎氏
田口重一氏　栗生藤三氏　吉田政四郎氏　陸井幸平氏
南波禮吉氏　達山芳三氏　杉野喜精氏
（以上一般取引員側）

受渡期日變更

（二）受渡期日變更　九月二十一日、商議員會に於て、業務規程第六十九條及び第百條により、長期取引九月限受渡期日を十月二十九日に、實物取引の九月中に受渡期日の到來する分に就きては、之を十月十五日に繰り下ぐることに變更したり。

實物取引整理案

（三）實物取引受渡未濟分整理案　十月三日、報知新聞社樓上に於て、實物取引員組合臨時總會を開催し、種々熟議の結果、整理原則を左の如く確定したり。

一、九月一日以前に約定したる物件は總解合をなすこと

一、解合直段其他に關する一切の件は、從來、設けられたる震災善後策研究會に一任し、更めて總會に附議し之を決定すること

此に於て、善後策研究委員會は解合直段を作製し、之を十二日、總會に附議して原案通り可決したり。解合直段左の如し。

解合直段	
南滿洲鐵道株	一〇五・〇〇円
同新株	三二・〇〇
富士身延鐵道新株	一四・〇〇
西武鐵道株	一二・一五
中央鐵道株	三二・九〇
小田原急行鐵道株	四・〇〇
京南鐵道株	九・六〇
京濱電氣鐵道新株	一五・〇〇
王子電氣軌道株	七四・〇〇
京成電氣軌道新株	八・六〇
玉川電氣鐵道新株	二五・三〇
池上電氣鐵道株	一八・七〇
金剛山電氣鐵道株	一二・〇〇
日本郵船株	九二・〇〇
同新株	三一・〇〇
東洋汽船株	一六・五〇
同新株	五・〇〇

解合直段	
大阪商船新株	一一・〇〇円
横濱船渠株	三〇・〇〇
浦賀船渠新株	一〇・〇〇
川崎造船所株	五八・五〇
横濱棧橋倉庫株	三・五〇
日本銀行株	七一〇・〇〇
同新株	五一〇・〇〇
横濱正金銀行株	一七三・〇〇
日本勸業銀行株	六〇・〇〇
日本興業銀行株	五〇・〇〇
東京府農工銀行株	二〇・〇〇
北海道拓殖銀行株	五四・〇〇
朝鮮銀行株	七八・〇〇
同新株	一八・五〇
臺灣銀行株	八五・〇〇
同新株	五九・五〇
朝鮮殖産銀行株	四四・〇〇

解合直段	
朝鮮殖産銀行新株	一一・〇〇円
第一銀行株	九七・〇〇
同新株	八四・〇〇
第三銀行株	六六・〇〇
同新株	三五・〇〇
十五銀行株	一〇八・〇〇
同新株	二六・〇〇
明治商業銀行株	六五・〇〇
正隆銀行株	四五・〇〇
長岡銀行新株	三五・〇〇
三井銀行新株	九〇・〇〇
肥後銀行株	六六・〇〇
東京火災保險株	二五・〇〇
千代田火災保險株	一二・五〇
帝國火災保險株	一〇・〇〇
第一火災海上保險株	五・〇〇
日章火災海上再保險株	八・〇〇

日米信託株	一・五〇
國際信託株	六・五〇
中央證券株	一六・〇〇
北海道炭礦汽船新株	八・五〇
大日本炭礦株	五・〇〇
入山採炭新株	二〇・〇〇
三菱鑛業株	四四・〇〇
同　新株	一〇・〇〇
東京建物株	五〇・〇〇
東洋拓殖新株	二三・〇〇
秋田木材新株	一〇・〇〇
東京護謨株	一三・〇〇
ボルネオ護謨株	三・四五
馬來護謨公司新株	四・六〇
ジョホール護膜栽培新株	五・四〇
亞細亞煙草株	三・四〇
三越呉服店新株	五五・〇〇
東京瓦斯株	五三・〇〇
同　新株	五二・五〇
北海道瓦斯株	二九・〇〇
朝鮮瓦斯株	三八・七〇
東京電燈株	六二・〇〇
同　第二新株	四八・〇〇
同　第三新株	三三・五〇
東京電燈第四新株	二四・五〇
帝國電燈株	三八・五〇
同　新株	七・五〇
北海道電燈株	二九・〇〇
鬼怒川水力電氣株	五二・五〇
同　新株	一三・五〇
九州水力電氣株	六二・〇〇
同　新株	一八・〇〇
揖斐川電氣株	三〇・〇〇
東信電氣株	五〇・〇〇
同　新株	三〇・〇〇
函館水電株	五一・九〇
富士水電新株	二三・〇〇
同　第二新株	八・五〇
臺灣電力株	三〇・〇〇
早川電力株	四八・〇〇
同　新株	四二・〇〇
信越電力株	五三・〇〇
白山水力株	一三・五〇
大同電力波號株	二二・[illegible]〇
關東水電株	一七・九〇
京濱電力株	五五・〇〇
同　新株	一六・〇〇
東邦電力株	六〇・〇〇
東邦電力新株	二九・五〇
群馬電力株	一九・〇〇
靜岡電力株	二一・〇〇
吾妻川電力株	一〇・〇〇
日本電力株	九・〇〇
東京瓦斯電氣工業株	五・七〇
日本活動寫眞株	四五・〇〇
同　新株	一二・〇〇
國際活映株	四・〇〇
ルナパーク株	一〇・〇〇
帝國ホテル株	二七・〇〇
富士製紙株	六二・〇〇
同　新株	六一・〇〇
王子製紙株	七七・五〇
同　新株	二四・五〇
日本紙器株	四・八〇
樺太工業株	四七・〇〇
同　新株	一二・一〇
帝國製麻株	四二・[illegible]〇
日本製麻新株	一八・五〇
明治製革新株	二・九〇
日本鋼管株	一九・〇〇
東京鋼材株	一[illegible]・〇〇
東洋製鐵株	一〇・〇〇

銘柄	價格	銘柄	價格	銘柄	價格
富士瓦斯紡績株	八五・〇〇円	森永製菓株	八二・〇〇円	日清製粉新株	七五・〇〇円
同　新株	二三・〇〇	日東製氷株	八〇・〇〇	東亞製粉株	一一・〇〇
鐘淵紡績株	二八五・〇〇	同　新株	六五・〇〇	大日本人造肥料株	三七・〇〇
同　新株	二六〇・〇〇	大日本製糖株	九八・〇〇	電氣化學工業株	五〇・〇〇
日清紡績株	八五・〇〇	同　新株	七四・〇〇	同　新株	一七・五〇
足利紡績株	四・五〇	鹽水港製糖株	六四・〇〇	日本ペイント株	五〇・〇〇
小田原紡績株	二〇・〇〇	同　新株	三〇・〇〇	ラサ島燐礦株	一四・六〇
同　新株	三・〇〇	臺灣製糖株	五一・〇〇	星製藥株	一一・〇〇
明治紡績株	三・七〇	同　新株	一三・五	日本染料製造株	二六・〇〇
富士毛織株	九・三	東洋製糖株	四八・〇〇	帝國火藥工業株	一二・八〇
東洋モスリン株	八〇・〇〇	同　新株	一九・五	品川白煉瓦株	二八・一〇
同　新株	五八・〇〇	新高製糖新株	一一・〇〇	同　新株	一二・六五
上毛モスリン株	六〇・〇〇	帝國製糖株	三三・〇〇	淺野セメント株	一一〇・〇〇
同　新株	四六・〇〇	明治製糖株	七八・〇〇	同　新株	四五・〇〇
東京モスリン紡織株	九一・〇〇	同　新株	二五・〇〇	日本石油株	七三・〇〇
同　新株	九〇・〇〇	臺南製糖株	四・八〇	同　新株	二三・〇〇
片倉製絲紡績株	二五・〇〇	同　新株	一・八〇	旭石油株	二八・〇〇
日米生絲株	七・六〇	南滿洲製糖株	二〇・〇〇	横濱取引所株	四四・〇〇
大日本麥酒株	一三五・〇〇	南洋製糖株	四・〇〇	大連株式商品取引所株	三〇・〇〇
同　新株	八五・〇〇	大正製糖株	二七・〇〇	中華企業株	一〇・〇〇
麒麟麥酒株	七〇・〇〇	日本製粉新株	一五・〇〇	東京株式取引所新株	八三・〇〇

斯くの如くして實物取引受渡未濟分は總解合と決し、之に要する整理資金一百萬は取引員全部の連帶責任を以て本所より借入れの上解決し、十月二十七日、本所燒跡の天幕張り假

市場に於て實物取引を開始するに至れり。

尙ほ九月一日午前中、賣方の振込みたる受渡株にして受渡未了の分に就きては、之が期日を、一旦、十月十五日迄延期したるも、未だ完了せざりしを以て、實物研究委員會の成案に基き、十一月七日、取引員總會に於て、左の件を決議し、十二月三日、之を實行したり。

一、九月一日、實物取引受渡に於て賣方の取引所に振込みたる株券にして受渡完了せざる分は、之を組合に於て、適宜、處分し、其の解合直段との差損金は、組合財産中より之を支出すること

尙ほ右の決議に依り處分すべき株券は本所新株及び外六十八種にして此株數九千七百四十二株、代金七十萬三千九百十七圓二十五錢とす。

長期取引整理案

(四)長期取引建玉整理案　十月三日、報知新聞社樓上に於て、一般取引員組合臨時總會を開催し、建玉整理に關して協議をなし、左の如く決議したり。

一、長期取引の取組玉の處置に關しては、從來、設けられたる震災善後策研究委員會を正式に認め、同委員會に原案作成を一任すること

茲に於て、震災善後策研究委員會は直に原案作成に着手したる結果、十月十二日、報知新聞社樓上に於て、臨時總會を開催するの運びとなりたるが、同日は未だ何等の決定を見るに至らず、翌十三日、更に協議を重ねて左の件を可決したり。

一、現在建玉は解合直段を定め、解合をなすこと

一、解合直段決定委員の選定及び解合方法に關する細目は、研究委員會に一任すること

尙ほ九月一日前場の賣買を有效とすべきや否やに就きては、其の決定を震災善後策研究委員會に一任することを決議したるが、後日、之を不成立の旨に決定したり。

一般取引研究委員會は同日、直ちに解合直段決定委員として十名、長期取引總解合案作製委員として六名を選定し、右の大方針確定とともに關係者一同、日夜、凝議を重ね、解合直段及び整理復興案を作成し、十月十八日、臨時組合總會に附議したるが、滿場一致、之れを可決したり。

解合直段及び整理復興案全文左の如し。

(イ)解合直段

第一部

銘柄	限月	直段
日本郵船株		九三・五〇円
同新株		三一・〇〇
東洋汽船株		一六・〇〇
同新株		四・〇〇
大阪商船株		四一・〇〇
富士瓦斯紡績株		八三・五〇
同新株		二六・〇〇
鐘淵紡績株		二八八・五〇
同新株		二六〇・五〇
日清紡績株		八三・〇〇
東洋紡績株		一一五・〇〇円
同新株		四一・〇〇
相模紡績株		三五・五〇
同優先株		八・〇〇
片倉製絲紡績株		二七・〇〇
大日本製糖株		九九・〇〇
同新株		七五・〇〇
鹽水港製糖株	九月限	六四・〇〇
	十月限	六一・〇〇
同新株	九月限	三一・五〇
	十月限	三〇・五〇
臺灣製糖株	九月限	五一・五〇
	十月限	四九・五〇
臺灣製糖新株	九月限	一四・五〇
	十月限	一四・〇〇
東洋製糖株		四八・五〇
同新株		一九・五〇
新高製糖株	九月限	四九・〇〇
	十月限	四七・〇〇
同新株		一一・〇〇
明治製糖株	九月限	八一・〇〇
	十月限	七七・五〇
同新株	九月限	二六・〇〇
	十月限	二五・〇〇
南滿洲製糖株		一九・五〇
橫濱取引所株		四四・〇〇
東京米穀商品取引所株		一〇一・五〇

銘柄	價格
東京米穀商品取引所新株	六八・五〇
大連株式商品取引所株	二八・〇〇

第二部

銘柄	價格
南滿洲鐵道株	一〇五・〇〇円
同新株	三二・五〇
横濱船渠株	二七・〇〇
東京石川島造船所株	一八・〇〇
浦賀船渠株	三一・〇〇
同新株	七・〇〇
北海道炭礦汽船株	三五・〇〇
同新株	七・〇〇
九州炭礦汽船株	二〇・〇〇
入山採炭新株	一八・〇〇
三菱鑛業株	四一・〇〇
東京製鋼株	五一・〇〇
日本皮革株	五五・五〇
日本鋼管株	一五・〇〇
同優先新株	一二・〇〇
東京鋼材株	一一・五〇

第三部

銘柄	九月限	十月限
東京株式取引所株	一〇七・〇〇	
同新株	七七・五〇	
東洋製鐵株	一〇・〇〇円	
東京毛織株	三六・〇〇	
東洋モスリン株	七六・〇〇	
同新株	五五・〇〇	
上毛モスリン株	六一・〇〇	
同新株	四六・〇〇	
東京モスリン紡織株	七三・〇〇	
同新株	七二・〇〇	
日魯漁業株	六・五〇	
同新株	五・〇〇	
日本漁業株	六・五〇	
大日本人造肥料株	三七・〇〇	
電氣化學工業株	四九・〇〇	
同新株	二七・五〇	
日本ペイント株	五二・〇〇	
同新株	三二・〇〇	
日本化學工業株	二八・九〇	
同新株	一二・〇〇	
ラサ島燐礦株	一四・〇〇	
同新株	三・五〇	
星製藥株	一一・五〇	
帝國火藥株	一二・〇〇	
日本セメント株	三五・〇〇	三三・五〇
同優先株	一〇・五〇	一〇・〇〇
淺野セメント株	一一二・〇〇	
同新株	四六・五〇	
久原鑛業株	三六・五〇	
同新株	一〇・〇〇	
日本石油株	七二・五〇	六九・〇〇
同新株	二三・五〇	二二・五〇
旭石油株	二八・〇〇	
同新株	二八・五〇	二〇・〇〇

銘柄	價格（円）
富士身延鐵道株	四三・五〇
京濱電氣鐵道新株	一八・〇〇
東京乗合自動車株 九月限	八二・〇〇
東京乗合自動車株 十月限	六七・五〇
內國通運株 九月限	六七・〇〇
內國通運株 十月限	六四・〇〇
日本興業銀行株	五一・〇〇
東京火災保險株	二七・五〇
東京建物株	四五・五〇
東洋拓殖株	五〇・五〇
同　新株	二三・五〇
箱根土地株	一六・五〇
秋田木材株	四四・五〇
東京瓦斯株	五一・五〇
同　新株	五〇・五〇
北海道瓦斯株	二一・〇〇
東京電燈株	六三・〇〇
同　第二新株	五〇・五〇
同　第三新株	三四・〇〇
同　第四新株	二五・〇〇
鬼怒川水力電氣株	五〇・五〇
同　新株	一三・〇〇
富士水電第一新株	二三・五〇
同　第二新株	八・五〇
北海道電燈株	二九・〇〇
郡山電氣株	三八・〇〇
同　新株	一七・〇〇
只見川水力電氣新株	八・〇〇
臺灣電力株	二九・五〇
早川水力株	四八・〇〇
同　新株	四二・五〇
帝國電燈株	三九・〇〇
東邦電力株	五八・五〇
同　新株	二九・五〇
福島電燈新株	二七・五〇
日本活動寫眞株	四二・五〇
同　新株	一一・五〇
富士製紙株	六〇・〇〇
富士製紙新株	六〇・〇〇
王子製紙株	七八・〇〇
同　新株	二三・五〇
樺太工業株	四四・五〇
帝國製麻株	四二・五〇
同　新株	一〇・〇〇
日本製麻株	四九・五〇
同　新株	一八・〇〇
大日本麥酒株	一三二・〇〇
同　新株	八一・五〇
日本麥酒鑛泉株	四一・〇〇
同　新株	一三・〇〇
日東製氷株	七八・〇〇
同　新株	六二・〇〇
日本製粉株	四〇・〇〇
同　新株	一四・五〇
日清製粉株	九二・〇〇
同　新株	七〇・五〇

(ロ)整理復興案

(甲)賣買玉整理に關する決議

一、現在建玉は取引所及委託者の關係全部を一定の解合直段を定め總解合を爲す

一、解合直段は評定委員を設け公平なる推定直段を定め、該直段と最終帳入直段との中値を以て標準とし之を定む

一、解合に依る賣買は之を取引所に登錄し、轉賣買戾の手續を爲す

（乙）整理復興に關する決議

一、取引員組合は整現復興に要する資金として取引所より組合總員の連帶を以て金一千二百萬圓の借入を爲し之を左の如く利用す

金六百萬圓　整理資金

金六百萬圓　復興資金

一、整理資金の內四百萬圓は取引所に於ける建玉各銘柄に付最終帳入直段と推定直段との差額を算出し各取引員に對し之を按分割當つ

但本文の計算は賣建玉買建玉雙方に計算するものとし同一銘柄同一限月の兩建も別々に計算す

一、整理資金の內二百萬圓は小口落相殺玉に對し割當つるものとし小口落相殺玉は取引員より組合に申出で組合は審査委員を設け其の申出の適否を審査し且其の申出數及過去の「バイカイ」玉現在建玉の比例其の他を參酌して査定し其の決定數に對し前項に準じて之を按分に割當つ

一、復興資金六百萬圓は各店均一に貸付け初め五箇年は毎年四十萬圓宛、後五箇年は毎年

八十萬圓宛を各店均一に毎月に分割返濟するものとす

一、借入金一千二百萬圓の内六百萬圓は賣買手數料の二割程度の積立を行ひ返濟に充つるものとし將來加入すべき組合員も同一の義務を負ふものとす

一、借入金一千二百萬圓の内六百萬圓は借入たる各個人の債務とし組合より退くときは未濟額を一時に辨濟するものとし組合は取引所の身元保證金の剩餘竝に組合加入權に就て優先權を有するものとす

前項の支拂を確保する爲め借入金高一人七萬五千圓を超ゆる金額は之を積立金として保留し尙一箇年元金の千分の五に相當する金額を毎月積立つるものとす

附帶決議

一、取引員は出來得る限り整理を爲し市場の開始を速かならしむること

一、證券價格の下落に依る取引所の代用價格の引下は徐々に改正を行はんことを取引所に申込むこと

一、燒失有價證券再交付に就ては取引所及取引員組合の聯合を以て各會社に對し最も簡便の方法を執られんことを交涉すること

一、燒失證券再交付の手續中のものは身元保證金及證據金代用品として便宜に取扱はれたきことを取引所に申込むこと

一、委託手數料は調査の上適當の時機に各級の整理改正を行ふべきこと

次で十月二十九日、小口落申出審査委員十名を決定し、外に本所側より石川理事個人の資格を以て之に參加することに決定したるが、申出審査の結果に依れば、其の株數六十六萬九千二十株、解合値合金は三百五十七萬八千四百五圓を計上したり。小口落申出審査委員左の如し

沼間敏朗氏　岩井猪三氏　南波禮吉氏　德田昂平氏
田口重一氏　片岡辰次郎氏　山口英九郎氏　渡邊俊雄氏
遠山元一氏　近田歳太郎氏

整理復興資金の融通

五）整理復興資金の融通　前述の如く、十月十八日、臨時組合總會に於て、建玉整理及び復興案の確定を見たるが、之より先き組合側の要望に基き、本所に於ても、種々盡力する所あり、日本銀行との間に數次の交渉を重ね、結局、十月二十四日、之に要する資金の一部を日本銀行より日本興業銀行に融通し、日本興業銀行より之を本所に貸出すことに決定したるを以て、翌二十五日、本所は日本興業銀行と諸般の打合せをなして組合側に回答し、更に十月三十日、本所臨時株主總會に於て、取引員融資の件を附議して之が決定を見、茲に本問題は全く解決を告げたり。

即ち本所は日本興業銀行より金七百萬圓を借り入れ、此の內、六百萬圓を一般取引員の復興資金として融通し、百萬圓を既述の如く實物取引員に融通したり。而して本所は別に長期取引整理資金として資産中より金六百萬圓を支出して取引員に融通したるが、此等復興

整理資金の返濟方法、其の他の條件は、之を十月十八日の臨時組合總會に於て決議したる整理復興案に據ることとしたり。

○立會開始と市況

立會開始と市況

一 國債取引

國債取引

十月十六日、午前十一時、日本興業銀行內の假市場に於て、立會を開始したるが、其の賣買高は二十四萬二千七十五圓なり。當日の相場を九月一日前場の相場に比較すれば左の如し。

銘柄	九月一日前場	十月十六日	高低
甲號五分利公債	円 八七・七五	円 八五・〇〇	円 二・七五安
特別五分利公債	八九・七五	八七・二〇	二・五五安
第一種五分利公債	(八月廿九日) 八五・五五	八三・三五	二・二〇安
第二種五分利公債	八五・〇五	八二・七五	二・三〇安
第一回四分利公債	(八月卅日) 七四・六〇	七五・五〇	〇・九〇高
第二回四分利公債	七四・五〇	七五・六五	一・一五高

二 實物取引

實物取引

十月二十七日より立會を開始したるが、之に先ちて取引員組合より取引員に對し、左の通知を發したり。

一、實物取引立會時間

實物取引立會時間は當分の内左の通り相定め候

前場　自午前九時三十分至同十一時

後場　自午後一時　至同二時三十分

一、實物取引受渡の件

實物取引受渡の爲め取引所に振込むべき小切手は當分の内東京手形交換所組合銀行本支店及徳田銀行保證付小切手に限る事と致候間左樣御承知被下度尙受渡は從來通り取引所に御振込可相成儀に候處通信機關不備等の爲め買方へ對する振込通知遲延致す事も可有之に付當分の内已むを得ざる場合は取引所に其の旨御屆出の上相對を以て受渡完了するも差支無之事に致候勿論右相對受渡の分は其の株券及小切手に關し如何なる損害を生ずることあるも組合に於ては何等責任を負はざるものと御承知相成度候

斯くして十月二十七日、舊證券交換所跡天幕内に於て、立會を開始したるが、買人氣旺盛にして豫想外の好況を呈し、賣買高一萬八千二百三十株に達したり。主なる相場左の如し。

銘柄	相場
日本銀行株	七〇一・〇〇円
第一銀行株	八四・五〇
東京株式取引所株	九六・二〇
同新株	七一・五〇
鐘淵紡績株	二九〇・〇〇
同新株	二六五・七〇
日清紡績株	七七・二〇
東洋紡績株	一一五・五〇
東洋モスリン株	六八・五〇

銘柄	相場
日本郵船株	八一・九〇円
東京瓦斯株	四五・五〇
東京電燈株	五五・五〇
日東製氷株	七一・〇〇
鹽水港製糖株	五六・二〇
臺灣製糖株	五〇・三〇
明治製糖株	七六・〇〇
淺野セメント株	一一三・五〇
富士製紙株	五四・五〇

銘柄	相場
王子製紙株	七四・五〇円
日本石油株	六三・五〇
久原鑛業株	三七・〇〇
南滿洲鐵道株	一二四・〇〇
東京乘合自動車株	六三・〇〇
三越呉服店株	六三・〇〇
日魯漁業株	二五・〇〇

三　長期取引

十一月三日、本所は取引員に對し左の通知を發したり。

一、清算市場開始

十一月十五日より日本橋區北島町中外商業新報社に於て立會開始

立　　會　　當分一日一回とすること

立會開始時刻　午前十時但し中途に於て一回休憩すること

銘　　柄　　當分の內左記南滿洲鐵道株外六十二種に限り賣買取引を行ひ從來の三部制を一部制とし左の順序により立會を行ふこと

（南滿洲鐵道株及び外六十二種の銘柄竝に立會の順序に就きては之を省略して茲に記さず）

一、清算市場入場者數

市場狹隘に付當分の內取引員本人の外市場代理人及使用人を通し一店に對し五個の入場鑑札を取引所より交付可相成に付左樣御承知被下度候

次で十一月七日、取引員組合は臨時總會を開催し、左の諸項に就き決議したり。

一、一般取引員組合規約中改正の件

一、清算取引を來る十一月十五日より開始の件

一、取引所假建築出來の上建株全部の賣買取引を開始する場合には從來の三部制を二部

制とすること但し何時にても三部制となし得る設備をなし置く件

斯くして大震火災後、實に七十五日を經たる十一月十五日、中外商業新報社樓上に於て、愈々、長期取引の立會を開始するに至れり。場面は復興氣分横溢して買氣集中、諸株好況を呈し、賣買高は六萬六千百七十株に達したり。尙ほ重なる銘柄に就き、同日の先物大引相場を八月三十日後場先物大引相場に比較すれば左の如し。

註、○印は比較高　無印は比較安

銘柄	八月三十日	十一月十五日	比較	銘柄	八月三十日	十一月十五日	比較
日本鋼管株「寄付	一九・一〇円	二五・六〇円	○六・五〇円	富士瓦斯紡績株	一〇七・一〇円	六八・七〇円	三八・四〇円
東洋モスリン株	八六・二〇	七〇・五〇	一五・七〇	鐘淵紡績株	三〇〇・〇〇	二八六・九〇	一三・一〇
淺野セメント株	一一八・七〇	一一三・九〇	四・八〇	日清紡績株	九四・三〇	七八・七〇	一五・六〇
日本石油株	七四・一〇	六五・一〇	九・〇〇	大日本製糖株	一〇八・三〇	九八・一〇	一〇・二〇
東京乘合自動車株	六九・〇〇	六三・四〇	五・六〇	鹽水港製糖株	六八・四〇	六一・七〇	六・七〇
東京瓦斯株	六一・〇〇	四四・三〇	一六・七〇	臺灣製糖株	五三・五〇	五三・二〇	〇・三〇
東京電燈株	七三・〇〇	五三・〇〇	二〇・〇〇	明治製糖株	八二・四〇	七八・四〇	四・〇〇
王子製紙株	八四・八〇	七三・七〇	一一・一〇	東京米穀商品取引所株	八三・四〇	九五・九〇	○一二・五
大日本麥酒株	一四七・〇〇	一二一・五〇	二五・五〇	東京株式取引所株	一二一・九〇	一〇七・〇〇	一四・九〇
日清製粉株	九八・八〇	八九・九〇	八・九〇	同新株	九一・九〇	八四・二〇	七・七〇
日本郵船株	九七・七〇	八二・五〇	一五・二〇				

一方、本所は其の燒跡に假建築の工事を、鋭意、進捗せしめつつありしが、豫定の如く落成したるを以て、十二月一日より長期實物及び國債の各市場を新市場に復舊したり。從て長期取引

立會順序に多少の變更を來し、

一、立會は當分の內、午前十時より開始し、前場は建株全般に付き之を行ひ、後場は主要株式に付き引續き之を行ふこと

一、立會場は從來、三部制の處、之を二部制となすこと

とし、次で十二月十日より更に立會開始時間・立會銘柄・立會順序等に變更を加へ、逐次、震災前の狀態に復せしめたり。

○本所の損害と應急施設

本所の損害と應急施設

一本所の損害

大震火災に因り本所の蒙りたる損害は、市場・事務室・什器及び賃貸家屋二十二棟等の全滅にして、此の價格四十八萬五千三百二十五圓なり。此の內二十二萬圓は積立金を以て、殘餘は利益金を以て、全部、銷却したり。

有價證券及び其の他の重要書類は、全部、收めて地下室金庫に作りしを以て、毫も被害を被らざりき。同年下半期末に於ける利益金處分案左の如し、

當期利益金　一、二一七、九三五圓

前期繰越金　一五、〇一二圓

合計　一、二三二、九四七圓

內

法定積立金	六一、〇〇〇圓
所員退職手當基金	三〇、〇〇〇圓
役員賞與及交際費	六五、〇〇〇圓
株主配當金(年八分)	一、〇七〇、〇〇〇圓
後期繰越金	六、九四七圓

二 市場及び事務所假建築

震災當時、本所は新市場の建築中なりしが、基礎工事の大體を完了したる時に方り、圖らずも大震火災に遭遇したるものにして、且つ災後、政府は都市計畫を企圖したる爲め、新築工事は、一時、之を中止するの已むなきに至れり。然し乍ら應急策として、九月四日、日本興業銀行の一室を借り受けて假事務所となすと共に、元證券交換所跡にバラックを急造し、其後、日本興業銀行内に更に一室を、日本工業倶樂部内に二室を借り受けたり。尚ほ國債市場を日本興業銀行内に實物市場を南茅場河岸天幕内に、長期市場を中外商業新報社樓上に設けたることは既述せる所の如し。

一方、本所は本所燒跡に假建築を急ぎ、十月二十日、起工し、十一月三十日、竣成したるを以て、翌十二月一日、各市場は之に移轉復舊したり。

三 通信機關施設

通信機關の施設に就きては市場の再開接近に伴ひ關係者一同の留意したる所にして、本所

は取引員組合と連署して以て之が應急施設に就き、遞信・大藏・農商務の各大臣に陳情書を提出したるが、政府當局も之を諒とし、本所は、種々、便宜を受くる所ありたり。

四 滅失有價證券對策

九月二十一日、本所は先づ取引員に對し通知を發して滅失有價證券の申告を促したるに、十月十六日までの申告者は取引員總數百八十一名中、四十三名、滅失したる有價證券は株式二萬九千七百五十八株、公債九千圓、外國債二十磅、社債千七百圓を示したり。次に株主名簿を滅失したる會社を調査したるに、本所長期取引建株會社にして株主名簿を滅失したるもの十四會社に及びたり。斯くの如き實情にして有價證券の輾轉流通を阻害すること甚しきものありたるを以て、本所は建株會社並に本所が其の株式を賣買證據金代用證券として認むる會社に對し、名義書換・新券交付・其の他の點に關し、種々、注意を喚起する所ありたり。

此の國家的大災厄に遭遇して我財界は、一時、全く暗黑に陷り、前途洵に深憂に堪へざるものありしが此の時に方つて證券市場を復舊せしめ一道の光明を與ふることの適切急務なるは言を俟たざる所にして、當時、朝野を擧げて市場復舊の一日も速かならんことの高唱したる所以なり。本所が使命の重大なるに鑑み、取引員組合と協力一致、上來、說き來れる所の如く、克く萬難を排して此の空前の難局を圓滿に收拾し得たるは獨り市場の爲めのみならず、廣く國家經濟の爲め慶賀に堪へざりし所なりとす。

第五節　大正十三年創始の早受渡手形制度

○創始と其の本質

本質　大正十三年六月以降、本所は賣買取引上の利便、竝に證券金融の上に聊か資せんとする所あり、早受渡手形制度を實施し、以て今日に至れり。此の制度の據る所は本所業務規程中、左の項にして株式の長期取引のみに限らるべきものとす。

業務規程第六十九條ノ二　長期取引ニ於ケル賣方ガ受渡期日前ニ約定證券ヲ提供シタルトキハ本所ハ買方ノ爲ニ其ノ證券ヲ受領シ買方ノ希望アリタルトキ又ハ其ノ銘柄ノ一般受渡日ニ於テ之ヲ買方ニ交付スルモノトス

同　第六十九條ノ三　前條ノ場合ニ於テ本所ハ賣付當日ノ帳入値段ヲ手形金額トシ其ノ銘柄ノ一般受渡日ノ翌日ヲ支拂日ト爲シタル約束手形ヲ賣方ニ交付スルモノトス但本所ノ都合ニ依リ之ヲ交付セザルコトアルベシ

同　第六十九條ノ四　前二條ノ場合ニ於テ本所ハ日歩其ノ他料金ヲ徵收スルコトナシ

○財界の信用と發行額制限

發行額制限　該制度の創設せらるるや、其の效用一般に認識せらるると共に、本史第十五章「諸統計」の中に示すが如く、手形の發行額激增し、且つ金融界の歡迎する所となれり。

然るに此の手形發行に就きては、本所理事者に於て、常に市場の情況、有價證券の銘柄、其の他の事情に關し、深甚の注意を怠らざるを以て、何等、懸念するの要なしと雖、該制度は我が證券市場に於ける最初の施設にして、近時、我が證券金融の上に重要なる地歩を占むるに至れるを以て、該制度の財界に於ける信用を確保することは、我が證券市場の爲め極めて重要なりと認め、大正十五年三月三日、其の發行金額を本所資本金の程度(現在四千七百萬圓)に限定したり。

効用

○効　用

早受渡手形制度の効用は種々の點より觀察し得べきも、其の主なるものを擧ぐれば左の如し。

一清算取引を實物取引化す

賣買取引は清算取引及び實物取引兩立して其の効用全きを得べく、此の兩者は恰も鳥の兩翼に於けるが如し。然るに今、清算取引にして實物取引の性質を兼ぬるに於ては其の利便は、一層、大なるものあるべし。早受渡手形制度に於ては、任意の時に、賣方は約定證券を提供して代金を得、買方は代金を支拂ひて約定證券を得べく、卽ち證券の資金化は任意の時に於て、卽時に行はれ、併も清算取引に於ては、大量賣買を行ふ場合、相場の變動を實物取引の如く大ならしめざるの利益あり。且つ早受渡の違約に對しては本所之が完全賠償の責に任ずるを以て、其の取引たるや、一層、安全なるものと謂ふべし。

二證券金融に貢獻す

證券市場の不況時代、或は金融界の硬塞時代に於ては、證券に對する金融に種々なる困難を感じ、少くも不利なる條件に甘ぜざるべからざるも、該早受渡手形制度を利用して清算取引に賣付を爲し、之に對して約束手形を得ると同時に買付をなすか、又は相場の變動なき內に買付を爲し置くときは、相場の變動より蒙ることあるべき損害を避け得て、一般受渡日迄、金融を爲すことを得べし。併も賣付に對しては、代金全額の約束手形を獲得するを以て、一般金融界に於ける貸出と同日の論に非るなり。

三 金融界に好放資物を提供す

早受渡手形は本所の發行に係れり。而して取引所の業務は、性質上、最も公開的にして、其の資產狀態は常に公明なり。且つ手形金額の支拂に供せらるべき資金は、其の支拂日の前日に於て既に準備せらるるものなるを以て、手形の信用は頗る大なるものなりと謂ふべし。故に之を金融界に提供するときは、金融業者は競ふて其の遊資を之に放資すべく、現に該手形は紡績手形に次で一流の地位を占め、コール放出の好個の目的物となれり。斯くの如きが故に該手形は一般に認識せらるるに伴ひて、益々信用を高め、將來、金融界との一大連鎖を形成して有價證券市場に於ける重要なる任務を帶ぶるに至らんを信ず。

之を要するに早受渡手形制度は完全賠償制度運用の一方面を以て目すべく、現代信用經濟の世にありて、本所の有する資本を死藏することを避け、之に基く信用を背景として取引所と金融界との流通を圖り、有價證券市場の開展を策したるものなり（第十五章第四表「早受渡手形一覽表」參照）

第六節　昭和二年の金融恐慌

昭和二年春に於ける我國金融界の恐慌は、同年三月十五日、渡邊銀行の休業發表に端を發し、影響する所頗る大なるものありしが、支拂猶豫令の發布に伴ひ、本所も亦遂に三週間、臨時休業の已むなきに至れり。

○本所の應急措置

本所の應急措置

當時、緩慢ながら持續されつつありし市中銀行預金取付の傾向は四月二十一日に至るや、俄然、深刻となり、財界は頗る寒心すべき事態に陷りたり。此處に於て、有力銀行は日本銀行とともに之が緊急對策を凝議し、政府に向ひて非常對策を要請する所ありしが、政府に於ても徹底的救濟を聲明したり。依つて直に市中銀行は臨時社員總會を開き、二十二日・二十三日の兩日は臨時休業に決定し、此の旨全國銀行に打電し、以て全國一齊に休業することとなれり。此處に於て、本所も亦業務規程第三十條に依り臨時休業を發表したり。

同月二十二日早朝、取引員組合各部委員會は(一)休業中は短期取引繰延料を徴收せざることと(二)實物の店頭賣買は、可成、之を行はざることを決議し、同日、短期商議員會は四月二十二日より五月十二日迄、臨時休業に就き、短期清算市場に於ける賣買取引の繰延玉にして業務規程第六十八條ノ二第二項の決濟期日が右臨時休業中に係るものは、決濟不可能なるを以て、已むを得

三 本所早受渡手形發行高(同前)

期限	賣方 株數	賣方 代金	買方 株數	買方 代金
四月二十五日限	一九七、六〇〇株	一四、六九一、八八〇円	二八、九一〇株	二、五五一、一五〇円
五月十五日限	一七四、二八〇	一三、五三九、五一〇	七、三七〇	六八七、二九〇
六月五日限	四五、九八〇	三、〇三七、〇二〇	八六〇	五二、八五〇
合計	四一七、八六〇	三一、二六八、四一〇	三七、一四〇	三、二九一、二九〇

四 長期取引主要株相場(四月二十一日後場先限大引値段)

銘柄	値段	銘柄	値段
鐘淵紡績株	二二八・〇〇円	東京株式取引所株	一五三・三〇円
同新株	一二二・四〇	同新株	一四一・〇〇
大日本製糖株	九六・三〇	大日本麥酒株	二〇五・九〇
明治製糖株	九二・一〇	王子製紙株	九九・七〇

五 短期取引受渡標準値段及び後場大引値段(四月二十一日)

銘柄	受渡標準値段	後場大引値段	銘柄	受渡標準値段	後場大引値段
東京株式取引所新株	一三七・〇〇円	一四〇・九〇円	久原鑛業株	五九・五〇円	六一・八〇円
鐘淵紡績新株	一二一・五〇	一二四・九〇	日本石油株	六三・五〇	六四・四〇
淺野セメント新株	四二・〇〇	四二・五〇	鹽水港製糖株	六一・〇〇	六〇・九〇

○善後措置

一 建玉の處理

四月二十三日午前八時、前日に引續き各部の組合委員會を開き、建玉處理案に就きて協議し、一方、主務省の諒解を求むる所あり。以て一切の決定を見、午後四時より各組合とも臨時組合總會を開きて、決定案を付議したるに、滿場一致、何れも之を可決したり。處理案全文左の如し。

(一) 株式長期取引

當　限(四月二十五日限)

一、四月二十二日より五月十二日迄長期取引の立會を休止す

一、五月十三日より當限(四月二十五日限の分)先限(六月五日限)及新甫(六月二十五日限)の立會を開始す

一、五月十三日後場の立會を休止し當限(四月二十五日限の分)の受渡を行ふ

一、五月十三日に受渡を結了し難き分は引續き翌日受渡を行ふこととあるへし

中　限(五月十五日限)

一、中限(五月十五日限)の建玉は全部之を六月二十五日限に乘換す但し六月六日限以降賣買中止中のものは五月十四日に受渡を行ふ

一、乘換値段は四月二十一日最終約定値段を標準として委員會に於て鞘及拂込金、配當關係等を考慮し六月二十五日限の値段を推定し五月十三日之を取引所帳簿に登錄す

一、「乘換」玉の委託手數料は「委託者より徵收せす

取組玉全部乘換の場合は五月十三日中限の立會を休止す

(二) 株式短期取引

一、四月二十二日より五月十二日迄短期取引の立會を休止す

一、五月十三日より立會を開始す

一、現在取組玉は五月十三日迄繰延を行ふ

一、受渡は五月十三日より之を行ふ

一、四月二十日より五月十三日迄に決濟結了日の到來するものは五月十三日帳入迄に決濟(乘換又は受渡)を行ふ

一、立會休止中は諸株と雖も一切繰延料を徵收せず

一、鹽水港製糖株は曩に決定の趣旨に從ひ五月十三日より同十四日後場迄立會を爲し受渡は立會終了後に於て之を行ふ

(三) 株式實物取引

一、四月二十二日より五月十二日迄實物取引の立會を休止す

一、五月十三日より立會を開始す

一、四月二十二日以前に約定を爲したる證券の受渡は五月十三日に於て之を行ふ

一、立會休止中に於て名義書換の停止ありたる證券に付ては配當金受領の委任狀を添付して受渡を行ふ

（四）國債長期取引

一、四月二十二日より五月十二日迄長期取引の立會を休止す

一、五月十三日より當限（五月十一日限の分）中限（六月一日限）先限（六月二十一日限）及新甫（七月十一日限）の立會を開始す

一、五月十三日後場立會を休止し當限（五月十一日限の分）の受渡を行ふ

（五）國債實物取引

一、四月二十二日及二十三日は實物取引の立會を休止す

一、四月二十五日より實物取引の立會を開始す

一、四月二十二日以前に約定を爲したる證券の受渡は五月十三日に於て之を行ふ但し其の以前に於ても合意の上受渡を行ふことを得

五月十五日限建株中東京毛織株及大同電力株は同限月以降賣買中止にて乘換不可能に付受渡を行ふものとす

短期取引に於ける鹽水港製糖株は增資新株式割當の關係上五月十四日に於て全部の受渡を實行し一時同株短期取引の賣買を中止することに決定しつつありしを以て受渡を希望せざる場合は五月十三日十四日の兩日轉賣買戻に依り決済するものとす

國債實物取引は四月二十五日より立會を開始するものなるも此分は平常の通り受渡を行ふものとす

手數料免除

二　手數料免除

乘換玉に對する手數料は、委託・賣買共に之を免除することに決し、夫々、手續の上、發表することに決定したり。

乘換値段決定

三　乘換値段決定

四月二十三日、一般取引員臨時組合總會に於て、十七名の乘換値段査定委員を選任したり。氏名左の如し。

沼間敏朗氏	片岡辰次郎氏	杉野喜精氏	武澤兼三氏
林莊治氏	長谷川日傳氏	加賀豐三郎氏	近田歲太郎氏
田林菊三郎氏	上田厚吉氏	小布施新三郎氏	遠山芳三氏
丸水渡邊商會代表者 渡邊善十郎氏	山中清兵衞氏	角丸商會代表者 今井又治郎氏	玉塚商店代表者 橫山貞三氏
高井治兵衞氏			

同月二十五日、右委員は會合の上、種々、協議の結果、六月二十五日限乘換値段を決定發表したるが、之を五月十五日限最終値段に對照すれば左表の如し。

註 △印は配當落　●印は新株落
　 ○印は權利落　◎印は拂込變更

第一部

銘柄	五月十五日限最終値段	六月二十五日限乗換値段
日本郵船株	円七一・二〇	円七二・〇〇
同新株	二八・〇〇	二八・三〇
大阪商船新株	一七・〇〇	一七・二〇
富士瓦斯紡績株	四九・五〇	△四八・二〇
同新株	二五・四〇	△二四・八〇
鐘淵紡績株	二二七・六〇	二三〇・〇〇
同新株	一二一・五〇	一二二・八〇
日清紡績株	九七・一〇	△九四・五〇
同新株	四四・二〇	△四三・八〇
東洋紡績株	一八〇・三〇	△一七六・六〇
同新株	一一七・二〇	△一一六・二〇
片倉製絲紡績株	二五・九〇	二五・九〇
大日本製糖株	九八・五〇	△九六・四〇
同新株	七七・九〇	△七六・四〇
同第二新株	四〇・四〇	△四〇・一〇
鹽水港製糖株	五九・九〇	●五四・九〇
臺灣製糖株	八一・五〇	八二・四〇
同新株	三四・九〇	三五・三〇
東洋製糖株	五〇・二〇	五二・七〇
同新株	二〇・三〇	二〇・五〇

銘柄	五月十五日限最終値段	六月二十五日限乗換値段
新高製糖株	円五七・八〇	円五八・一〇
同新株	一六・七〇	一六・八〇
帝國製糖株	五〇・五〇	五一・〇〇
同新株	一五・九〇	一六・一〇
明治製糖株	九一・六〇	九二・六〇
同新株	四五・九〇	四六・四〇
大正製糖株	三七・七〇	三八・一〇
大連取引所信託新株	二〇・八〇	△二〇・六〇
横濱取引所株	四一・七〇	△四一・二〇
東京米穀商品取引所株	九八・五〇	△九七・三〇
同新株	六八・九〇	△六八・五〇
大阪株式取引所新株	九〇・四〇	△九〇・七〇
大連株式商品取引所株	一六・九〇	一七・一〇
東京株式取引所株	一五三・一〇	△一五二・〇〇
同新株	一四一・八〇	△一四二・〇〇
第二部		
内國通運株	五四・〇〇	五四・六〇
東京石川島造船所株	二二・〇〇	△二一・六〇
浦賀船渠株	三六・九〇	三七・三〇
同新株	八・五〇	八・六〇
北海道炭礦汽船株	四八・九〇	四九・四〇

北海道炭礦汽船新株	一四.〇〇円		一四.二〇円
九州炭礦汽船株	三一.五〇	△	三一.一〇
入山採炭新株	二〇.六〇	△	二〇.一〇
三菱鑛業株	五六.五〇		五七.一〇
同　新株	一七.七〇		一七.九〇
東京製綱株	三六.四〇	△	三五.〇〇
同　新株	一五.六〇	◎△	一二.七〇
日本皮革株	六七.〇〇		六七.七〇
日本鋼管株	一二.七〇	△	一二.九〇
同　優先株	一四.九〇	△	一四.四〇
東洋製鐵株	一六.一〇	△	一六.三〇
東洋モスリン株	四六.六〇	△	四五.三〇
同　新株	二八.三〇	△	二七.七〇
大日本麥酒株	二〇七.〇〇		二〇七.六〇
同　新株	一四四.二〇		一四五.八〇
日本麥酒鑛泉株	六八.九〇		六九.六〇
同　新株	二四.一〇		二四.四〇
大日本人造肥料株	四五.七〇		四六.二〇
同　新株	一二.二〇		一二.三〇
電氣化學工業株	四〇.六〇	△	三九.二〇
同　新株	九.六〇	△	九.三〇
日本ペイント株	五四.五〇		五五.一〇

日本化學工業株	二三.〇〇円		二三.二〇円
ラサ島燐礦株	一一.六〇		一一.八〇
同　新株	三.〇〇		三.〇〇
帝國火藥工業株	四.一〇		四.一〇
熱帶産業株	四六.〇〇	△	四五.二〇
品川白煉瓦株	二九.五〇		二九.八〇
日本セメント株	四九.九〇		五〇.四〇
同　優先新株	五九.七〇		六〇.三〇
淺野セメント株	九一.六〇		九二.六〇
同　新株	四二.二〇		四二.七〇
磐城セメント株	七一.九〇	△	六九.七〇
同　新株	二七.三〇	△	二六.九〇
久原鑛業株	六〇.三〇	△	五九.四〇
同　新株	二〇.八〇	△	二〇.六〇
日本石油株	六五.〇〇		六五.七〇
同　新株	三〇.三〇		三〇.六〇

第三部

南滿洲鐵道株	一三四.〇〇	△	一二九.一〇
同　新株	六九.三〇	△	六六.九〇
富士身延鐵道新株	三一.九〇	△	三一.四〇
同　第二新株	二四.六〇	△	二四.五〇
伊那電氣鐵道株	五四.〇〇	△	五二.三〇

伊那電氣鐵道新株	六・九〇	△	六・七〇
王子電氣軌道新株	二六・六〇	△	二六・二〇
東京乘合自動車株	三四・九〇		三五・三〇
同 新株	一五・八〇		一六・〇〇
東京火災保險株	四一・二〇		四一・六〇
横濱火災海上保險株	三一・〇〇		三一・三〇
東京建物新株	一三・七〇		一三・八〇
東洋拓殖株	三〇・〇〇		三〇・三〇
秋田木材株	四一・四〇		四一・八〇
同 新株	一五・五〇		一五・七〇
玉川水道株	五三・八〇	△	五二・一〇
東京瓦斯株	五八・一〇		五八・七〇
同 新株	一八・五〇		一八・七〇
北海道瓦斯株	四〇・〇〇		四〇・四〇
東京電燈株	五三・八〇	△	五二・四〇
朝鮮瓦斯電氣株	七二・九〇		七三・七〇
鬼怒川水力電氣株	七一・五〇	△	六九・六〇
同 新株	二〇・〇〇	△	一九・五〇
揖斐川電氣優先新株	二四・〇〇	△	二三・二〇
東信電氣新株	二〇・五〇		二一・七〇
北海道電燈株	七四・八〇	△	七二・七〇
同 新株	二四・〇〇	△	二三・五〇

臺灣電力株	二九・[illegible]〇		二九・三〇
矢作水力株	八一・〇〇		八一・九〇
福島電燈新株	四五・五〇	△	四四・[illegible]〇
白山水力株	五八・三〇		五八・九〇
東京電力株	五二・四〇	△	五〇・九〇
日本活動寫眞株	四七・五〇		四八・〇〇
同 新株	一三・八〇		一三・九〇
松竹キネマ株	四一・六〇		四二・[illegible]〇
富士製紙株	八二・五〇	△	七九・一〇
同 新株	三〇・三〇	△	二九・八〇
王子製紙株	一〇三・七〇	△	一〇一・四〇
同 新株	五九・〇〇	△	五七・九〇
樺太工業株	五八・四〇		五九・二〇
帝國製麻株	三一・一〇		三一・四〇
同 新株	六・[illegible]〇		六・一〇
日東製氷株	七二・九〇		七三・七〇
同 新株	三三・六〇		三四・[illegible]〇
森永製菓新株	二九・五〇		二九・八〇
東洋捕鯨株	四七・九〇		四八・四〇
日魯漁業株	一二二・九〇	△	九七・三〇
同 新株	八一・六〇	△	八[illegible]・八〇
日清製粉株	九四・[illegible]〇	△	九[illegible]・四〇
同 新株	四三・五〇	△	四二・九〇

尙ほ五月十五日限の受渡株にして、立會休止中に名儀書換中止となるべき證券は、取引員の配當預證を添付し、委託者よりは配當金受領の委任狀を添付せしむることとし、五月十三日の立會に限り、限月に就き當日限の稱呼を用ふることとなしたり。

四　委託者への通知狀

委託者への通知狀

斯くて建玉處理方法、全部、確定したれば、四月二十五日、各取引員組合は連名を以て左の通知を委託者に配布したり。

謹啓益々御清祥之段奉賀候陳者今回の金融界大混亂は未曾有の出來事にて我か財界に與へたる打擊は實に甚大なるものに有之候株式市場も爲めに尠からざる影響を蒙り曩に得貴意置候通り當市場に於ては去二十二日及二十三日の兩日全市場に亙り立會を休止致候處更に支拂延期に關する勅令發布せられ候爲め國債市場の實物取引を除く外來五月十二日迄各取引共續いて立會を休止するの已むなきに至りたる事は誠に遺憾とするところに御座候就而委託者各位の建玉を如何に處理致すべきかに付き當組合に於ては種々熟議考慮を重ねたる結果主務省及取引所の諒解を得別紙處理方法に依ることに組合員總會に於て決定仕候間誠に御迷惑の儀とは存上候へ共市場全體の秩序を維持する爲め何卒御承諾相成度此段御依賴申上候

先は不取敢御通知旁得貴意度如斯御座候　敬具

昭和二年四月二十五日

東京株式取引所
一般取引員組合
短期取引員組合
實物取引員組合
國債取引員組合

業務規程の變更

五 業務規程の變更
處理方法の實行に伴ひ、現行業務規程中に變更を要する箇所生じたるを以て、左の如く變更したり。

商工大臣ノ命令ニ依リ業務規程中左記ノ通リ變更シ昭和二年四月二十五日ヨリ實施ス

業務規程ノ末尾ニ左ノ一項ヲ追加ス

清算取引ニ關シ昭和二年四月二十二日ヨリ同年五月十二日迄ニ授受スヘキ物件及金錢ノ授受ハ同年五月十三日ニ之ヲ行フ

業務規程中左記ノ通リ變更シ昭和二年五月九日ヨリ實施ス

業務規程ノ末尾ニ左ノ五項ヲ追加ス

昭和二年四月二十二日ヨリ五月十二日迄臨時ニ休業日トス

昭和二年五月十三日ニ限リ第三十三條第一項ニ規定スル三期賣買取引ノ外五月十三日

ニ受渡ヲ行フベキ長期取引ノ立會ヲ行フ

昭和二年四月二十二日以前ノ各市場ニ於ケル賣買取引ニシテ五月十二日迄ニ受渡ヲ行フヘキモノハ五月十三日ニ於テ之カ受渡ヲ行フ

昭和二年五月十四日後場ノ短期取引ニ於ケル鹽水港製糖株ノ受渡ハ同日立會終了後之ヲ行フ

前三項ノ受渡ニ付テハ第六十八條ノ受渡時限ヲ延長スルコトアルヘシ

六　本所發行早受渡手形

早受渡手形

五月十五日限賣買建玉を六月二十六日限に乘換へたる結果、既に發行したる五月十五日限早受渡手形の處理に就きては、前出四月二十一日現在發行額より、繰上受渡、其の他に依る金額を除く千百二十四萬三千九百二十圓分を本所の特定したる取引員をして引受けしめ、特定取引員は之を六月二十五日限に賣付けて手形の發行を求め、其の金額千百十五萬八千九百九十圓及び決算期關係に依り受領すべき配當金豫定二十三萬四千八百八十三圓の合計千百三十九萬三千八百七十三圓を受取るべき勘定にして、此の差額十四萬九千九百五十三圓は卽ち乘換値段査定に際し參酌したる日歩二錢五厘の鞘及び配當金に對する課税の引當とす。

○立會開始

一　國債實物取引開始

立會開始

前述處理法中に示す如く、國債實物取引に限り四月二十五日より之を開始したるが、當日及

び支拂猶豫期間中に於ける賣買高、竝に相場左の如し。

註、相場は出來値段の平均値段なり

日次	甲號五分利	特別五分利	第二五分利	第三五分利	第一回四分利	第二回四分利	賣買高
四月二十五日	八九・六〇円	九四・九六円	八七・七五円	八六・六三円	七五・一八円	七五・二五円	一七六、〇〇〇円
二十六日	八九・四〇	九四・九四	八七・七〇	八六・四〇	七五・一七	—	一、一九〇、七〇〇
二十七日	八九・三五	九四・九三	八七・六五	八六・四五	七五・〇八	七五・〇七	九九七、〇〇〇
二十八日	八九・二四	九四・八三	八七・五七	八六・三〇	七四・九六	七四・八七	一、三五三、二〇〇
三十日	八九・〇〇	九四・八一	八七・六五	八六・二〇	七四・八〇	七四・七二	四四五、三五〇
五月二日	八九・〇一	九四・八五	八七・六一	八六・三〇	七四・八九	七四・九〇	四八六、〇〇〇
三日	八九・一〇	九四・八五	八七・五五	八六・三〇	七四・八五	七四・八六	三八六、三〇〇
四日	八九・〇五	九四・八〇	八七・五〇	八六・三三	七四・八二	七四・八六	二五二、四七五
五日	八九・〇五	九四・八〇	八七・六〇	八六・三九	七四・八三	—	三七六、〇〇〇
六日	八九・〇五	九四・八〇	八七・四八	八六・三五		七四・九[illegible]	一、二〇〇、〇〇〇
七日	八九・〇五	九四・八一	—	八六・三五	七四・八三	七四・八五	八六四、六五〇
九日	八九・〇〇	九四・八三	八七・四二	八六・四四	七四・八二	七四・八五	一、三五三、七五〇
十日	八九・〇〇	九四・八〇	八七・四五	八六・三五	七四・八一	七四・八六	一四九、四〇〇
十一日	八九・〇〇	九四・八〇	八七・四〇	八六・四七	七四・八二	七四・八五	七〇八、九〇〇
十二日	八九・〇〇	九四・八五	八七・五四	八六・五〇	七四・八六	七四・九六	七四九、四〇〇

右表中、賣買高合計九百四十六萬九千三百二十五圓なり。

二　休業中の株式內氣配

當初の申合に依り、株式に在りては、店頭賣買をも之を行はざるの方針に出でしかば、賣買全く皆無にして、氣配の如きも不明なりしが、其の後、市場再開の接近するに及び、且つ一方、議會に

於ては內地特別融通法竝に臺灣金融法の二大法案通過したれば、氣配は、漸次、活氣を呈するに至れり。

三 清算市場開始

五月十三日、總ての善後處置完了して、此處に、無事、市場を再開するに至りしが、特殊材料に因る一・二雜株の崩落を除き、他は一般に强調にして極めて穩健なる商狀を呈したり。

(一) 長期取引

銘柄	五月十三日前場先限値段	四月二十一日後場先限値段	銘柄	五月十三日前場先限値段	四月二十一日後場先限値段
鐘淵紡績株	円二三六・五〇	円二二八・〇〇	東京株式取引所株	円一五四・九〇	円一五三・三〇
同　新株	一二九・一〇	一二二・四〇	同　新株	一四九・八〇	一四一・〇〇
大日本製糖株	九五・八〇	九六・三〇	大日本麥酒株	二〇七・八〇	二〇五・九〇
明治製糖株	九二・九〇	九二・一〇	王子製紙株	一〇一・五〇	九九・七〇

(二) 短期取引

銘柄	五月十三日前場寄付値段	四月二十一日後場大引値段	銘柄	五月十三日前場寄付値段	四月二十一日後場大引値段
東京株式取引所新株	円一四五・五〇	円一四〇・九〇	久原鑛業株	円六三・五〇	円六一・八〇
鐘淵紡績新株	一二九・九〇	一二四・九〇	日本石油株	六二・一〇	六四・四〇
淺野セメント新株	四〇・一〇	四二・五〇	鹽水港製糖株	六二・五〇	六〇・九〇

以上の如く關係者一同の努力に依りて善後處置を完了し、此の未曾有の難關を、無事、通過し得たることは市場の爲め、深く欣幸とする所なりき。

第十四章　取引所關係法規

第一節　原始規定

第一　株式取引所條例（明治十一年五月四日太政官布告第八號）

明治七年十月第百七號布告株式取引所條例相廢シ更ニ別冊ノ通相定候條此旨布告候事

第一章　株式取引所創立及開業ノ事

第一條　株式取引所ハ株式仲買人ノ集會シテ日本政府ノ諸公債證書及日本政府ノ條例ヲ遵奉シテ發行シタル銀行並諸會社ノ株券等ヲ賣買取引スル所ナリ而シテ之ヲ創立セントスルモノハ其創立願書ヘ其地方長官ノ奥書ヲ受ケ之ヲ大藏省ヘ差出シ大藏卿ノ允許ヲ請フヘシ

第二條　此條例ヲ遵奉シテ株式取引所ヲ創立スルニハ其發起人少クトモ拾名以上ニシテ其資本金額ハ貳拾萬圓以上タルヘシ而シテ其資本金總高ノ半數以上ニ當ル金額ヲ右發起人總員ニテ出スヘシ

第三條　大藏卿ハ此創立願書ヲ受領シテ其許可スヘキヤ否ヲ考案シ或ハ之ヲ許可シ或ハ之ヲ許可セサルコトアルヘシ

第四條　發起人右創立許可ヲ受ケタルニ於テハ諸般ノ規程ヲ議定シ創立證書及定款申合規則各二通ヲ製シ株主一同記名調印ノ上地方長官ノ奥書調印ヲ受ケ之ヲ大藏省ヘ差出スヘシ

但創立證書及定款等ハ創立許可ヲ得タル日ヨリ遲クトモ三ケ月間ニ差出スヘシ若シ右期限内ニ差出サヽルトキハ其許可ハ無效ニ屬スヘシ

第五條　右創立證書及定款申合規則ハ右ノ主旨ニ從ヒ各取引所ノ便宜ニ依テ之ヲ制定スヘシ然レトモ必ス此條例ノ旨趣ニ牴觸スルヲ得サルヘシ

創立證書ハ取引所ノ創立スルニ付株主一同決定シタル綱領ノ條件及ヒ其責任ノ有限或ハ無限（有限責任トハ負債償却ノ義務ニ於テ該取引所ノ株券ニ限リ或ハ其株券ノ二倍等其限アルヲ云ヒ無限責任トハ株主一同相連帶シテ各自ノ資力ヲ竭スニ至ルヲ云フ）ヲ明記シ必ス之ヲ遵守履行スヘキ旨ヲ

政府ニ對シ保證スルモノナリ定款ハ取引所ノ創立スルニ付株主一同其取引所ノ便宜ヲ商量決定シテ相互確守スヘキ約束條款ノ記載スルモノナリ

申合規則ハ賣買取引ニ付賣買主雙方ノ間ニ於テ取引所ニ對シ確守スヘキ規定ヲ記載スルモノナリ

第六條　大藏卿ハ右創立證書及定款申合規則ヲ檢案シテ不都合ナシト思考スルニ於テハ之ニ奥書證印ヲ加ヘ免狀ト共ニ之ヲ其取引所ニ下付シテ開業ヲ許スヘシ

但爾後取引所ノ都合ニヨリ其創立證書及ヒ定款申合規則ヲ改正加除セントスルトキハ其時々大藏卿ノ認許ヲ受クヘシ

第七條　取引所ハ開業前ニ於テ其營業保證ノ爲メ資本金高ノ三分ノ二以上ニ當ル現金又ハ公債證書（大藏省ヨリ指定スル價格ヲ以テ）ヲ大藏省ニ差出シ預置クヘシ

但シ開業免狀ヲ得タル後滿五ヶ月ニ至リ猶本文ノ手續ヲナサス又ハ開業セサルコトアルトキハ其免狀ハ取消タルヘシ

第八條　取引所ハ開業ノ日ヨリ滿五ヶ年ノ間其營業ヲ保續スルヲ得ヘシ右滿期ニ至リ尙ホ營業セントスルトキハ更ニ允許ヲ受クヘシ

第九條　取引所ニ於テ開業免狀ヲ受ケタル上ハ其免狀竝ニ創立證書ノ寫ヲ添ヘ何月何日ヨリ其商業ヲ創ムヘキ旨ヲ新聞紙又ハ其他ノ方法ヲ以テ世上ニ公告スヘシ

第二章　株主竝株手形ノ事

第十條　各株主ヨリ入金シタル金額ハ分テ百圓以上一定ノ株式トナシ株手形ヲ製シ其株主タルモノヘ之ヲ交付スヘシ

第十一條　株主ハ其取引所ノ營業時間ハ何時ニテモ其金員及ヒ諸帳簿ヲ檢閲スルコトヲ得ヘシ

第十二條　株主ハ何等ノ事故アルトモ其取引所解散ノ期ニ至ラサル間ハ其株金ヲ取戻スコトヲ得ス

第十三條　株主ハ其取引所ノ承認ヲ得タル上其所持ノ株式ノ賣渡シ又ハ讓渡シヲナスコトヲ得ヘシ

第十四條　株主タルモノハ其取引所ノ役員タラサル時間ハ何時ニテモ仲買人タルヲ得ヘシト雖モ仲買人トナリタルトキハ仲買人ノ規則ヲ遵守スヘシ而シテ賣買上ニ於テハ之ヲ仲買人ト稱スヘシ

第三章　仲買人ノ事

第十五條　取引所ノ規則ニ從ヒ相當ノ身元金ヲ差入レ取引所ノ承認ヲ得テ自ラ株式賣買ノ取引ヲナスモノヲ其取引所ノ仲買人ト稱スヘシ

但シ仲買人ニ於テ假令他人ノ依賴ヲ受ケ賣買セシ

モノト雖モ取引所ニ於テハ都テ仲買人ノ賣買シタルモノト看做スヘシ

第十六條　仲買人ノ身元金ハ少クトモ百圓以上タルヘシ

第十七條　仲買人ハ丁年者ニ限ルヘシ且ツ一度身代限ノ處分ヲ受ケタル者ハ其負債ノ義務ヲ免レタル實證アルニ非サレハ入社ヲ許サヽルヘシ

第四章　役員ノ事

第十八條　取引所ノ役員ト稱スルモノハ左ノ如シ

頭取

肝煎

其他支配人書記方計算方等ノ名義ヲ以テ役員ノ定ムルハ取引所ノ便宜ニ任ス

第十九條　取引所ノ肝煎ハ少クトモ五名以上ト定メ株主ノ總會ニ於テ其取引所ノ規定ニ從ヒ現ニ三十株以上ヲ所持スル株主中ヨリ之ヲ選定シ又其肝煎ハ同僚中ヨリ頭取壹人ヲ推擧スヘシ而シテ支配人以下ノ諸役員ハ頭取竝ニ肝煎ノ衆議ニ依リ株主又ハ株主外ヨリ之ヲ選任スヘシ

第二十條　取引所役員ノ在職年限ハ一ケ年タルヘシ

第二十一條　頭取ハ取引所ノ事務ヲ總轄シ取引所一切ノ責ニ任スヘシ

第二十二條　頭取肝煎ハ其仲買人賣買上ノ差縺レヲ解キ違約者ヲ處分スルノ責任アルコトヽス

第二十三條　取引所諸役員職務上ノ責任權限等ハ其取引所ニ於テ適當ノ規程ヲ設ケ之ヲ定款中ニ記載スヘシ

第五章　一般ノ規定

第二十四條　外國人ヲ取引所ノ株主竝ニ仲買人トナスコトヲ得ス

第二十五條　取引所ニ於テ株式賣買取引ヲナス者ハ其取引所ノ承認ヲ經タル仲買人ニ限ルヘシ

第二十六條　取引所ニ關係アル政府ノ官吏ハ其取引所ノ株主タルヲ許サス

第二十七條　取引所ノ役員タルモノハ其取引所ニ於テ賣買本人又ハ仲買人トナルヘカラス

第二十八條　取引所ノ役員及仲買人ハ他ノ株式取引ヲ爲ス會社ノ役員又ハ仲買人或ハ他ノ銀行竝ニ諸會社官許ヲ經タル合本會社ノ役員タルヲ得ス

第二十九條　取引所ハ其營業ノ爲メ緊要ナル地所家屋ヲ除クノ外地所家屋ヲ所持スルヲ許サス又之ノ賣買スヘカラス

第三十條　政府ニ於テ賣買ヲ許シタル諸公債證書及政府ノ條例ヲ遵奉シテ發行シタル銀行竝諸會社ノ株券等ノ賣買ヲ除クノ外此取引所ニ於テ一切他ノ物件ノ賣買シ他ノ事業ヲ營ムヘカラス

第三十一條　取引所ハ第一章第七條ニ掲ケタル營業保證ノ爲メ大藏省ヘ預クヘキ公債證書ノ除クノ外自ラ諸公債證書諸株券等ヲ賣買シ又ハ之ヲ所持スヘカラス

第三十二條　取引所ハ諸證據金ヲ使用スヘカラス又貸附金ヲナスヘカラス

第三十三條　取引所ニ於テ違約人ヲ處分スルハ其證據金及ヒ身元金ヲ以テ其違約ニ依リ相手方ニ於テ失ヒタル利得ト蒙リタル損害トヲ償ハシムルニ止マルヘシ

第三十四條　取引所ハ其取引所ニ於テ株式等ノ賣買ヲ認許シタル銀行並諸會社及新立會社ノ株式ヲ賣買スルコトノ依頼ヲ受ルト雖モ其事情ニヨリ之ヲ停止シ又ハ之ヲ許否スルノ權ヲ有ス

第三十五條　取引所ノ諸願伺屆又ハ諸證書約定書及往復ノ文書等取引所一般ニ關スル事件ハ頭取肝煎等コレニ記名調印スヘキハ勿論ナレトモ必ス其取引所ノ名ヲ署シ取引所ノ印ヲ捺スヘシ

第六章　賣買取引ノ事

第三十六條　取引所ニ於テ爲ス所ノ賣買取引ハ現場ト定期ノ二様ニ分チ必ス現物ノ受渡シヲ爲スヘシ

但三ヶ月ヨリ永キ定期ノ約定ヲ爲スヘカラス

第三十七條　凡取引所ニ於テ賣買ノ約定ヲナシ其定期ニ係ルモノハ約定金高百分ノ五宛ニ下ラサル證據金ヲ賣買雙方ヨリ差入ルヘシ而シテ其期限中相場ノ高低等ニヨリテハ追證據金增證據金等ヲ差入シムルコトヲ得ヘシ

第三十八條　約定取引ノ期限ニ至ツテハ其品種ニ依リ記名書替等其他受渡シノ手續ハ政府又ハ諸會社ノ成規ニ照シ之ヲ履行スヘシ

第三十九條　約定期限内ニ於テ之ヲ轉賣スルヲ得ヘシト雖モ其期日ニ至レハ必ス現物ノ受渡ヲ爲スヘシ

第四十條　賣買主ニ於テ諸證據金ノ差入レヲ怠リ又ハ期限ニ至リテ其約定ヲ履行セサル者及私ニ賣買ノ約定ヲ爲シ之ヲ公ニセサルモノ等ハ都テ之ヲ違約人ト爲スヘシ

第七章　手數料ノ事

第四十一條　取引所ニ於テ領收スヘキ手數料ハ(賣買雙方ヨリ)其賣買金高現場取引ハ千分ノ一定期取引ハ千分ノ二宛ニ超ユヘカラス

第四十二條　手數料ハ其決算ノ時ニ至リ賣買取引ニ關係スル他ノ債主ニ先ツテ之ヲ收受スルコトヲ得ヘシ

第八章　檢査ノ事

第四十三條　大藏卿ニ於テ要用ト思考スルトキハ何時

ニテモ官員ヲ派遣シ或ヘ其地方長官ヘ達シテ其取引所ノ業體及ヒ金銀其他諸帳簿ヲ檢査セシムルコトアルヘシ

第九章　帳簿ノ事

第四十四條　取引所ハ毎日取扱ノ事項ハ勿論金銀ノ出納等凡テ之ヲ詳明正確ニ記載シ且其簿記ノ方法ニ於テ大藏卿ノ差圖アルトキハ其差圖ニ從フヘシ

第四十五條　取引所ニ於テ制定使用スル處ノ諸帳簿ハ其名目用法ヲ詳記シ之ヲ大藏省ヘ屆出ヘシ

第十章　諸報告ノ事

第四十六條　取引所ハ賣買實際ノ報告及金銀出納表其他役員ノ進退竝株主仲買人ノ姓名等大藏卿ノ指命スル所ニ從ヒ時々報告ヲナスヘシ

第十一章　納税ノ事

第四十七條　此取引所ハ追テ政府ニ於テ制定施行スル所ノ收税規則ニ遵ヒ相當ノ税金ヲ納ムヘシ

第十二章　罰　則

第四十八條　取引所ノ役員及株主竝仲買人等此條例ヲ犯スカ又ハ役員タルモノ株主竝仲買人ノ此條例ニ背戻シタルヲ不問ニ措キ又ハ背戻セシメタル實證アルトキハ役員竝本人トモ其事ノ輕重ニ依リ參拾圓ヨリ少ナカラス千圓ヨリ多カラサル罰金ヲ科スヘシ

第四十九條　檢査官員ノ命ヲ拒ミ帳簿書類等ヲ差出サヽルカ又ハ其疑問ニ答辭ヲ爲サヽル者アルトキハ頭取又ハ其主任者ニ拾圓ヨリ少ナカラス五拾圓ヨリ多カラサル罰金ヲ科スヘシ

第二　定　款

明治十一年五月十五日大藏省ノ允准ヲ得當株式取引所ヲ創立シタルニ付其營業ノ繁盛ヲ謀リ妥ニ株主ハ同協議決定スル條々左ノ如シ

第一章　營業ノ事

第一條　當取引所ハ政府ノ諸公債證書及政府ノ條例ヲ遵奉シテ發行シタル銀行又ハ諸會社ノ株券等賣買ノ取引ヲ爲ス所ナリ而シテ當取引所ニ加入シ株主ニ列スル人々ハ創立證書及此定款竝申合規則ニ承諾セシ證據トシテ必ス記名調印ス可シ

第二條　當取引所ニ於テ賣買取引ヲ爲スヲ得ルハ前條ニ掲ケタル種類ニシテ必ス賣買ノ允許ヲ受ケタルモノニ限ル且之ヲ賣買取引スル規程ハ必ス此定款竝申合規則ニ照準履行ス可シ

第三條　當取引所ニ於テ執行スル賣買取引ノ事務ハ此定款竝申合規則ニ從ヒテ之ヲ頭取及肝煎ニ委任ス故ニ頭取肝煎ハ其賣買約定ヲ監護シ取引ノ確實

ナラシメ且取引所一切ノ責ニ任ス可シ

第四條　政府又ハ政府ノ條例ヲ遵奉シタル銀行及諸會社ヨリ新タニ發行スル所ノ諸公債證書又ハ諸株式等ヲ賣買セント欲スルニ當テハ頭取肝煎ハ篤ク其理由事實ヲ探知シ且臨時集會シテ決議施行ス可シ

但本文ノ場合ニ際シテハ其賣買ヲ認許スルニ要用ト思考スル諸證書報告類ヲ要求シテ之ヲ其會議ニ付シ又其發行ノ事由ニ就キ實際ノ業務ヲ探偵シ或ハ依頼者ノ請求ニ依リテハ檢査役員ヲ派遣スル等都テ頭取肝煎ノ協議ニ任ス可シ

第五條　當取引所營業年限滿期ノ上尚永續ヲ望ムトキハ更ニ允許ヲ請ヒテ此業ヲ接續ス可シ

第二章　資本金ノ事

第一條　當取引所營業ノ確實ナルヲ保證スルタメ資本金ノ三分ノ二ヨリ少カラサル高ハ日本政府ノ公債證書ニ換ヘ之ヲ大藏省ニ預ケ其三分ノ一ヨリ多カラサル高ヲ以テ取引所ノ所用ニ充ツ可シ

第二條　當取引所ノ資本金ハ各自受持株高ノ三分二以上ニ當ル金高ヲ開業前日マテニ入金シ其殘高即所用金ハ頭取肝煎ノ報知ニ應シ之ヲ出金シ了リ其株高ニ當リタル株式券狀ヲ渡ス可シ

第三條　株主此開業前ノ入金ヲ怠レハ頭取肝煎ハ速ニ之ヲ除名シテ他ノ入社人ヲ募ルヘシ又其殘額ノ入金ヲ怠ル者ハ入金濟ノ高ヲ併セ競賣セシメ買得人ヲシテ其欠員ニ充ツ可シ

第四條　右開業前ノ入金及ヒ殘額ノ入金ヲ怠ル者アルニ付買得人ヲ募ルモ之ニ應スル者ナキ時ハ他ノ株主ニ割合ヒ其持株ヲ增加セシメテ全額ニ充ツ可シ

但此場合ニ於テハ既濟ノ入金ハ之ヲ沒收ス可シ

第五條　當取引所ノ資本金高條例ノ制限ニ抵觸セサル迄ノ增減スルハ株主ノ集會ニ於テ之ヲ決定スヘシ而シテ其增減ノ許可ヲ得テ之ヲ施行スルノ方法モ亦株主ノ衆議ニ因ル可シ

第三章　役員ノ事

第一條　當取引所ノ役員ト稱スル者左ノ如シ

役員	人數
頭取	一人
副頭取	一人
肝煎	三人
支配人	一人
副支配人	一人
書記方	三人
勘定方	三人
簿記方	六人

右ノ如ク定ムト雖モ營業ノ都合ニ依リ尚之ヲ增減シ

又ハ兼攝代任スル事アルヘシ而シテ此役員ハ其職務ニ對シ取引所ニ於テ定メタル給料ヲ受ク可シ

第二條　當取引所ノ肝煎ハ投票ヲ以テ三十株以上ヲ所持シタル株主ノ中ヨリ選擧シ其人員ハ五名ト定ムヘシ而シテ撰擧ノ初集會ハ發起人ノ差定ムル時日場所ニ於テス可シ

第三條　此撰擧ニ應シタル肝煎ハ同僚ノ内ニ於テ投票ヲ以テ頭取一名ヲ撰任ス可シ

第四條　頭取肝煎ノ撰擧ハ毎年一月ノ中旬ニ於テ株主一同取引所ニ集會シ投票ヲ以テ定ムヘシ而シテ其集會ノ時日ハ少クトモ十日以前ニ在職ノ頭取ヨリ之ヲ報知ス可シ

但株主ノ居所遠路隔絶若シクハ事故アリテ出席シ難キ時ハ委任狀ヲ與ヘタル名代人ヲ出ス可シ

第五條　此投票ヲ以テ撰擧セラレタル頭取肝煎ハ其上任ノ日ニ當リ各誓詞ヲ爲シ取引所ノタメ能ク規則ヲ奉シ制限ヲ守リ詐僞輕忽等ノ擧動ナキ旨ヲ表シ之ヲ取引所ニ藏置ス可シ

第六條　頭取肝煎ハ其所有ノ株式中三十株丈ケノ券狀ヲ當取引所ニ預ケ置クヘシ取引所ハ禁受授ノ印ヲ押シタル保護預リ證書ヲ渡ス可シ

第七條　頭取肝煎ノ在職期限ハ一箇年間トス故ニ衆議ニ因リ放免スルノ外ハ必ス勤務スヘシ若シ期限中不時ノ缺員アル時ハ仍ホ同僚中及ヒ株主ノ衆議ヲ以テ之カ代任又ハ補員ヲ命ス可シ

第八條　肝煎中ヨリ一名宛月番ヲ以テ檢査掛ヲ置キ常ニ取引所營業ノ景況及ヒ金銀出納ノ事務ヲ點檢ス可シ

第九條　當取引所支配人以下ノ役員ハ頭取肝煎ノ衆議ヲ以テ株主ノ中又ハ局外ノ人ヨリ適宜ニ之ヲ撰任スヘシ而シテ其職期限ハ一箇年間トス其重年繼續ヲ命シ或ハ期内放免スルモ亦頭取肝煎ノ衆議ニ由ル可シ

第四章　役員職務ト責任權限ノ事

第一條　頭取ハ取引所ノ事務ヲ總轄シ他ノ役員ヲ指揮シ取引所一切ノ責ニ任ス可シ

第二條　頭取ハ肝煎分掌ノ事務ヲ定ムル權アリト雖モ新タニ事ヲ起シ或ハ既濟ノ規程ヲ改正シ又ハ之ヲ廢止スル等ノ事ノ如キハ肝煎ノ協議ニ由ラサレハ之ヲ專決ス可ラス

第三條　副頭取ハ常ニ頭取ノ事務ヲ贊成シ時トシテ其代理ノ任ニ當ル可シ

第四條　肝煎ハ衆議ヲ以テ支配人以下ノ役員ヲ撰任シ其分掌ノ課程權限給料等ヲ定メ局中百種ノ事ヲ判決シ金錢ノ出納ヲ管理シ及凡百ノ施設上ニ付其順序ヲ

立テ議案ヲ草シ之ヲ頭取ニ申陳シ社中一般ノ疑問ニ答辯シ又ハ社中ノ衆議ヲ取ランカ爲メ臨時集會ヲ催スノ權アル可シ

第五條　肝煎ハ支配人以下ノ役員ヲ撰定スルニ付身元引受人ヲ約スヘシ而シテ是等ノ役員ニ於テ規則ヲ犯スカ或ハ其事務ヲ怠ル等ノ事アル時ハ相當ノ懲戒ヲ行ヒ又ハ引受人ニ迫リテ其償ヲ要求ス可シ

第六條　肝煎ハ仲買人ノ入社退社ヲ許シ又ハ拒止シ及ヒ申合規則ニ照シテ其事務ヲ處分ス可シ

但是等ノ處分ニ於テ第七條ノ事情アルニアラサレハ其決ヲ頭取ニ取リテ後ニ施行ス可シ

第七條　肝煎ハ其同僚中又ハ頭取ニ於テ職任不適當ノ行爲アルトキハ株主臨時會議ヲ催シ無名投票ヲ以テ三分ノ二以上ノ說ニ從ヒ之ヲ退職セシム可シ

第五章　株主權利制限ノ事

第一條　株主ハ取引所ノ本主ニシテ入金高ニ應シメル株券ヲ所持シ株數相當ノ權利ヲ有シ營業上ノ損益ヲ負擔スル者ナルカ故ニ時々ノ景況ニ着目シ金錢出納及諸帳簿等ノ檢閱ヲ求ムルノ權アル可シ

第二條　株主ハ頭取肝煎ノ事務取扱上ニ於テ不適當ノ事アルト認ムルトキハ何時ニテモ肝煎ノ義ニ加ハリテ之ヲ辯論スルヲ得可シ

第三條　株主ハ社中ノ總會ニ於テ發言投票ヲナスニ當リ其所持ノ株數拾株マテハ壹株每ニ一說拾壹株以上百株迄ハ五株每ニ一說百壹株以上ハ拾株每ニ一說ヲ吐クノ權利アル可シ

第四條　役員ニアラサル株主ハ肝煎ノ承諾ヲ經テ賣買仕人又ハ仲買人ト爲ルコトヲ得ヘシ而シテ其初次請求ノ手續ハ別ニ證人ヲ要セスト雖モ自餘ノ諸件ハ一般仲買人同樣メルヘク且賣買上ニ於テハ都テ之ヲ仲買人ト稱ス可シ

第五條　株主ハ何等ノ事故アルトモ取引所解散ノ期ニ至ラサル時間ハ其株金ヲ取戻ス事ヲ得ス

第六條　株主ハ第六章ノ手數ヲ了ルニアラサレハ其所持ノ株式ヲ讓與スヘカラス又其株式ヲ質入抵當トナシタル者ハ其質人トナシタル時間中其株高ニ對シタル發言投票等ノ權利ヲ失フ可シ

第六章　株式讓引及質入抵當ノ事

第一條　當取引所ノ株式ハ頭取肝煎ノ許可ヲ受ケ當取引所ノ簿冊ニ引合セタル上ニテ之ヲ賣買讓與スル事ヲ得ヘシ尤モ其株式券狀ノ書替ヲ爲ササル時ハ右取引所ノ損益ハ其株式券狀ノ名前人ニ負擔セシム可シ

第二條　定式集會ノ前後十日ヨリ多カラサル時間ハ株式ノ賣買授受ヲ停止シ株式帳ノ書替ヲ爲ササル可シ

第七章　仲買人ノ事

第一條　當取引所ニ於テ自ラ株式賣買取引ヲナシ又ハ他人ノ依頼ヲ受ケテ仲買トナリ之ニ從事スル者ヲ以テ總テ仲買人ト稱スヘシ此仲買人ハ當取引所ニ於テ定メタル規則ヲ確守ス可シ

第二條　當取引所ノ仲買人タラント欲スル者ハ書面ヲ以テ肝煎ニ申出ツヘシ此書面ニハ姓名宿所年齢等ヲ詳記シテ之ニ調印シ且二名以上證人ノ連印ヲ要ス可シ

第三條　此書面ヲ落手セハ肝煎ハ會議ニ於テ其加入ノ可否ヲ決定シ差支ナシト思量スルトキハ一週日間之ヲ取引所ニ張出シ他ノ故障ナキヲ認メ身元金ヲ受取リ入社ヲ許ス可シ

第四條　仲買人ノ身元金ハ一名毎ニ百圓トス此身元金ハ取引所ニ於テ使用スル事ナキカ故ニ利息ハ拂ハサル可シ

第五條　仲買人入社ノ期限ヲ一個年トス故ニ接續入社セントスルトキハ期限三週日前ニ肝煎ヘ申出ヘシ肝煎ハ之ヲ受ケテ一週日間取引所ニ張出シ置キ他ノ故障ナキヲ認メテ之ヲ許ス可シ

第六條　期限退社及臨時退社ヲ望ムトキモ前條ノ手續ニ據リ當取引所ニ連帶シタル勘定其他ノ關係ナキヲ認メタル後ハ其退社ヲ許シ身元金ヲ返付シテ證人ノ責任ヲ解ク可シ

第七條　仲買人若シ當取引所又ハ社中ノ各人ニ對シ不正ノ所業アルヲ以テ之ヲ除名スヘキ場合ニ至リテハ肝煎ノ衆義ニヨリ其證人ヲシテ相當ノ過怠金ヲ差出サシムル事アル可シ

第八條　凡ソ違約人ノ處分ヲ受ケタル仲買人ハ其負債ノ義務ヲ了シタル以上一般ノ規定ニ從ヒ更ニ仲買人タル事ヲ乞ヒ得可シ

第八章　仲買人手代ノ事

第一條　仲買人タルモノ其名代トシテ手代ヲ取引所ニ出サント欲スルトキハ書面ヲ以テ之ヲ肝煎ニ申出ツヘシ此書面ニハ其手代ノ宿所姓名及ヒ取扱フヘキ事務金銀取引ノ權ノ有無等ヲ細記ス可シ

第二條　肝煎ハ此書面ヲ一週日間取引所ニ張出シ置キ他ノ故障ナキヲ認メタル上衆議ヲ以テ之ヲ許ス可シ此許諾ヲ得サル前ハ決シテ手代ヲ取引所ニ出ス可ラス

第三條　手代ノ姓名ハ其主人ノ姓名ト共ニ取引所ニ揭示シ其主人ト同一ノ待遇ヲナス故ニ其責任ノ權ヲ解カントスルトキハ直ニ書面ヲ以テ肝煎ニ報知スヘシ肝煎ハ其報知ヲ取引所ニ揭示シ其姓名ヲ削去ス

可シ

第四條　其主人ノ除名セラルル者ハ手代ノ任隨テ消滅スヘシ若シ手代違約人トナリ取引ヲナス事ノ禁セラルルトモ其主人ニ於テ違約ノ辨償ヲナシ了リタルトキハ主人ハ尚ホ仲買人タル事ヲ得可シ

第九章　社中差縺取扱方ノ事

第一條　社中仲買人ノ間取引上ニ於テ起リタル差縺レハ他ノ仲人ヲ命シテ之ヲ和解セシムヘシ若シ和解ニ至ラサレハ肝煎ノ衆議ヲ以テ可成丈ケ之ヲ和解スル事ヲ勉ム可シ

第二條　肝煎ハ社外ノ人ト社中ノ人トノ間ニ起リタル差縺レニハ一切關係スル事ナカルヘシ尤モ社中ノ仲買人社外ノ人ノタメニ仲買ヲ爲シ退社逃亡死去等ノ事アル場合ニ當リ其賣買本主ト相手タル社中ノ仲買人トノ間ニ差縺レアルトキハ此限ニアラサル可シ

第三條　此場合ニ於テ社外ノ賣買本主ヨリ肝煎ノ處決ヲ請求セルトキハ其賣買本主ヲ社中ノ仲買人同様ニ見做シ之レヲシテ肝煎ノ處決ヲ守リ決シテ違背セサルヘキ旨ノ誓詞ヲ爲サシメ然ル後之レカ處決ヲ爲ス可シ

第四條　取引所ニ於テ取結ヒタル取引約定ハ他ノ依頼ヲ受ルト否トヲ論セス都テ其仲買人ノ賣買ト看做シ之レニ關スル一切ノ責ハ皆仲買人ニ歸スヘシ故ニ取引所ニ於テハ依頼ヲ爲シタル本人ト直接ノ關渉ヲ負フノ理アル事ナシ

第五條　仲買人賣買取引ノ事ニ付テ取引所ニ向ヒ申陳スヘキ事件ハ本人親カラスルカ又ハ豫メ肝煎ノ承認ヲ經タル手代人ニ限ル可シ

第十章　役員禁例ノ事

第一條　取引所ノ役員タル者ハ賣買取引ノ本人又ハ仲買人トナル事ヲ禁ス

第二條　取引所ノ役員ハ賣買ノ證據金及ヒ仲買人ノ身元金ヲ使用スヘカラス其他ノ有金ヲ私用ニ供スヘカラス且ツ預リ金其他ノ證書トモ取引所ノ印證ナキ各自一判ノ證書ヲ用フルヲ禁ス

第三條　取引所ノ役員ハ取引所ノ名號ヲ假冒シテ商業ヲ營ミ自己ノ利益ヲ謀ルヘカラス若シ之ヲ犯ストキハ何樣ナル事情アリトモ不正ノ所業ト爲シ肝煎又ハ株主ノ衆議ニ依テ相當ノ處分ヲ爲ス可シ

第四條　取引所ノ頭取肝煎ハ故意ニ出タル不適當ノ處爲アリテ其取計ヨリ損毛ヲ生スルトキハ自ラ之ヲ償辨ス可シ

第十一章　株主集會ノ事

第一條　肝煎撰擧及ヒ定款竝申合規則ノ加除改正等凡

ソ社中一般ニ關係シタル事件ハ總會ニ於テ評議決定シ三日以內ニ之ヲ大藏省ヘ申稟ス可シ

第二條　總會ノ決議ハ衆說ヲ採ル故ニ病氣其他巳ムヲ得サル事故アリテ缺席スル人々ハ心ス委任狀ヲ授ケタル代人ヲ出シ而シテ此代人ハ社中ノ人ヲ用フルヲ要ス若シ代人ヲ出サス決議ノ後ニ至リ更ニ異論ヲ發スルモ一切採取セサル可シ

第三條　株主遠隔ノ地方ニ住スルカ又ハ旅行ヲ爲シテ議事招集ノ期ニ會シ難キ懸念アルトキハ右二條ノ場合ニ於テ差出スヘキ代人ヲ豫メ委任シ之ヲ取引所ニ屆ケ置ク可シ

第四條　凡ソ總會ハ之ヲ定式臨時ノ二樣トス定式總會ハ每年一月七月ノ兩度之ヲ開キ臨時總會ハ頭取肝煎ノ適當ナリト思考スル場合ニ於テハ何時ニテモ招集スル事ヲ得ヘシ又人員十名ニ下ラス其所持ノ株數當取引所總株ノ五分一ニ下ラサル株主等ヨリ書面ヲ以テ臨時總會ノ請求アルニ於テハ何時ニテモ招集セサル事ヲ得サルヘシ

第五條　右ノ請求書ニハ此總會ヲ要スル事件目的ヲ記載スヘシ若シ頭取肝煎ニ於テ十五日間以上謂ハレナク其手續ヲ怠リタルトキハ請求人自ラ之ヲ招集スルヲ得ヘシ

第六條　總會ノ議長ハ頭取之ニ當ルヲ常例ト爲スト雖モ肝煎又ハ株主ノ請求ニ依テハ別ニ之ヲ撰擧スル事アルヘシ

第十二章　純益金配當ノ事

第一條　每年兩度其半季內ニ取立テタル手數料ノ合高其他ノ利益ヲ合算シ營業上諸般ノ費用ヲ引去リタル殘高及ヒ公債證書ノ利息ヲ以テ純益金ト爲シ株高ニ應シテ之ヲ割渡ス可シ

但役員ノ給料及ヒ賞與配當金等ノ割合ハ營業實際ノ景況ニ依リ株主總會ノ衆議ヲ以テ定ム可シ

第二條　此割合ハ每年兩度ノ定式集會ニ於テ頭取肝煎ヨリ半季營業ノ報告ヲ明細ニ爲シタル上ニテ分賦スヘシ

第三條　此純益金壹箇年壹割即ナ百分ノ十以上ニ當ルトキハ割賦高ノ十分ノ一ヲ引去リ之ヲ積立テ以テ非常ノ準備金ト爲スヘシ

但此積立金ノ高資本金額ノ弐割ニ充ルノ後ハ之ヲ積立ルトモ又ハ之ヲ割賦スルトモ其時ノ決議ニ任スヘシ

第四條　此準備金ハ頭取肝煎ノ決議ヲ以テ公債證書ニ換置ク事ヲ得ヘシ

第五條　若シ當取引所ニ損失アリテ資本金不足ヲ生ス

ルトキハ頭取肝煎ヨリ其顛末計算ヲ株主一同ニ公告シ爾後得ル所ノ利益ヲ以テ其不足ヲ補ヒ了ル迄ハ配當ヲ止ムル事アルヘシ

第十三章　報告竝檢査ノ事

第一條　公債證書株式等日々ノ建相場ハ之ヲ取引所ニ掲示スヘシ

第二條　頭取肝煎ハ取引所ノ簿記ヲ明瞭ニシ日表月表年表ヲ製シ毎月及毎半季ニ於テ之ヲ大藏省ニ申報スヘシ故ニ各株主ノ檢閲ヲ望ムトキハ何時ニテモ差支ナク開示スヘシ

第十四章　印章及簿記日表記錄等ノ事

第一條　取引所ニ用フル印章ハ左ノ各顆ノ如シ

印顆省略）

第二條　取引所ノ印章竝頭取以下諸役員ノ印章ハ其印鑑ヲ大藏省ニ差出シ改刻スルトキハ時々之ヲ申陳スヘシ

第三條　取引所ノ簿記日表其他ノ計算書類ハ極メテ精確簡明ノ法ヲ要スルヲ以テ別ニ記程表式ヲ定メ其主任者ヲシテ一切之ヲ遵行セシムヘシ

第四條　取引所ノ定款申合規則及其他ノ規程肝煎撰擧社中集會等ノ諸件ハ一切之ヲ記錄シ頭取肝煎記名調印シテ以テ後日ノ證據參觀ニ備フヘシ

第五條　官府ニ對スル諸願屆伺又ハ官私ニ對スル證書約定書往復文書等ニ至ルマテ當取引所ノ稱號ヲ用ヒ社印ヲ押シ頭取肝煎ノ中ニテ之ニ記名調印スヘシ

第十五章　規則改正ノ事

第一條　此定款ハ株主ノ衆議ニ依リ大藏省ノ許可ヲ得テ之ヲ增減更正スル事アル可シ

右ノ條々ヲ取極メタル證據トシテ各姓名ヲ記シ調印致シ候也

明治十一年五月

深川亮藏印　澁澤榮一印　今村淸之助印
三井養之助代理 木村正幹印　三井武之助代理 木村正幹印　益田孝印
三野村利助印　小室信夫印　小林吟治郎印
田中平八印　岡本善七印　木村正幹印
小松彰印　福地源一郎印　澁澤喜作印
小林猶右衞門印　小野善右衞門代理 奧村信造印　安田卯之吉印
大倉喜八郎代 木村靜幽印　上屋清太郎印　諸葛信澄印
中島行孝代理 小松彰印　吉川長兵衞印　米倉一平印
後藤庄吉郎印　辻純市印　竹中邦香印
井上高格代理 近藤潔印　田中善之助代理人 田中平八印　荒尾龜次郎印
荒尾孝之助幼年ニ付代 父龜次郎印　阪上市松印　須藤吉右衞門印
西村郡司印　田中平三郎印　田中菊次郎印
原三郎治印　原兵吉代 原三郎治印　松澤與七印

須藤勘兵衞㊞　野村儀兵衞㊞　川崎芳之助㊞
阪本兵助㊞　岩田定吉㊞　後藤精一㊞
柴崎守三㊞　（原兵一郎代）原三郎治㊞　藤島卯平㊞
高橋藤吉㊞　高橋恒次郎㊞　上野四郎左衞門㊞
阪上平次郎㊞　竹口武兵衞㊞　上野七郎右衞門㊞
鈴木源十郎㊞　辻金五郎㊞　岩塚利兵衞㊞
（徳田孝平代）落合成吉㊞　前嶋榮太郎㊞　高橋又四郎㊞
中村淸藏㊞　中村彦五郎㊞　中村平次郎㊞
西村七右衞門㊞　辻忠治郎㊞　（平林仁平代）小川幸助㊞
（荒尾直郎幼年ニ付代）父　龜次郎㊞　新井彌兵衞㊞　寺田政忠㊞
小山直三㊞　鶴岡長次郎㊞　新井慶治郎㊞
高橋金之助㊞　井染得信㊞　川島半十郎㊞
庄田大助㊞　中臺彦助㊞　寺田政忠㊞
（鬼澤六三郎代）杉山功㊞　（新井中一郎代）杉山功㊞　（古家市太郎代）杉山功㊞
（関口璽堂代）新井慶治郎㊞　高野藤吉㊞　宮木清兵㊞
秋山甚藏㊞　花島新七㊞　增淵七兵衞㊞
高木喜兵衞㊞　吉野甚三郎㊞　士志田武兵衞㊞
鹿嶋新兵衞㊞　川崎甚三郎㊞　井上庄吉㊞
好川保兵衞㊞　伊東幸三㊞

前書之通相違無之候也

明治十一年五月廿日　東京府知事　楠本正隆㊞

右定款ノ件々ハ之ヲ承認シタル證據トシテ爰ニ奥書調印スルモノ也

明治十一年五月廿二日　大藏卿　大隈重信㊞

第三　申合規則

明治十一年五月十五日大藏省ノ允准ヲ得更ニ株式取引所ヲ設立シタルニ付賣買上緊要ノ事項ニ於テ總員確守スヘキ規程ヲ義定シタル條々左ノ如シ

第一款　賣買並約定ノ事

第一條　當取引所ノ賣買ハ諸公債證書及諸株式共額面百圓ヲ以テ切手一枚ト定メ一枚以上何枚ニテモ賣買約定ヲ爲ス事ヲ得可シ

但賣買取組ノ呼價ハ額面百圓ヲ以テシ而シテ舊公債證書ノ如キ其實價現ニ五十圓未滿ノモノハ賣買高ヲ併セ凡百圓ニ當ルヲ以テ切手一枚ト定ムヘシ

第二條　取引所ニ於テ爲ス所ノ賣買ハ現場定期ノ二種ニ分チ而シテ定期賣買ト唱ヘ本場帳入前ニ於テ之ヲ買戻シ又之ヲ賣渡シタルハ現場勘定ト爲スヘシ

第三條　當日ノ賣買ハ本場限リ帳入トシ本場引後ノ賣買ハ翌日ノ本場ニテ帳入ト定ムヘシ

但定期賣買ノ帳入ハ本場ノ平均直段ヲ以テシ又現場ノ勘定ハ取組直段ニ從フヘシ

第四條　定期約定ノ賣買ハ毎月末ノ日ニ十二月ハ二十五日ヲ以テ仕切日ト定メ其期限ハ三仕切即チ三ヶ月ヲ踰ヘサルヘシ

第五條　約定期限内甲ヨリ乙ニ賣リシ株式ヲ乙ヨリ甲ニ買戻シ又甲ノ乙ヨリ買ヒシ株式ヲ甲ヨリ丙ニ賣渡ストキハ其時々賣買授受ノ手續ヲ了シ損益決算ヲ爲スヘシ

第二款　立會刻限並休日ノ事

第一條　當取引所營業ノ時間ハ毎日午前八時ヨリ午後五時マテノ間ニ於テシ其開閉ノ時限及ヒ本場立會ノ時間ハ必ス拆ヲ鳴シテ之ヲ報スヘシ而シテ其時間ヲ前後長短スル時ハ必ス三日以前ニ掲示スヘシ

第二條　休業ハ連月日曜日並定式ノ祝日祭日ニ限ルヘシ

第三條　臨時ノ休會又ハ定例ノ休暇ヲ變更スルトキハ時々之ヲ掲示スヘシ

第三款　賣買證據金ノ事

第一條　賣買雙方ヨリ差入ヘキ證據金ハ左ノ四樣ニ定メ毎日定刻之カ出納ヲ爲スヘシ

第一本證據金

一實價五拾圓以上六拾圓未滿ノモノハ　三圓

一同　六拾圓以上八拾圓未滿ノモノハ　四圓

一同　八拾圓以上百圓未滿ノモノハ　五圓

餘ハ之ニ準ス

但本日賣買高實價貳千圓マテハ翌日正午十二時ヲ限リ之ヲ差入ルヘシ

第二半證據金　本證據金ノ半額

但連日ノ賣買差引實價貳千圓以内ハ差入ルニ及ハス其以外ノ分ニ對シ右ノ割合ヲ即日午後四時マテニ差入ヘシ

第三追證據金　本證據金ノ半額

但賣買約定直段ヨリ本證據金ノ半數ニ當ル相場ノ昂低アルトキハ其損方ヨリ此割合ヲ以テ幾回ニテモ追證據金トシ翌日本場立會マテニ之ヲ差入ヘシ且其日ノ相場ニ荒高下アリ三圓ノ本證據金ヲ差入レタルモノニ貳圓四圓ノモノニ三圓五圓ノモノニ四圓ノ昂低ヲ生スルトキハ其損方ヨリハ此追證據金ヲ即日午後四時マテニ差入ヘシ尤此追證據金ハ相場其元直段ニ復スル時ハ亦之ヲ差戻スヘシ

第四增證據金　本證據金ト同額

但約定期日前十日ニ至レハ前ニ賣買取結アル枚數ニ對シ之ヲ差入ルヘシ

第二條　相場非常ノ昂低アルカ又ハ仲買人中不穩當ノ賣買ヲ爲スト認ムルトキハ頭取肝煎ハ決議ノ上特ニ

增證據金ヲ差入シムル事アルヘシ
但此增證據金ハ頭取肝煎ニテ相當ト思量スル高ヲ定メ卽日之ヲ差入シムヘシ

第三條 仕切期限前十日內ニ於テ新ニ賣買約定ヲ爲ス者ハ本證據金竝同額ノ增證據金ヲ一時ニ差入ルヘシ

第四款 手數料竝仲買口錢ノ事

第一條 當取引所ノ手數料ハ其賣買金高ニ應シ之ヲ收受スヘキモノタリト雖モ條例ノ制限ヲ超エサル迄ハ當分ノ內左ノ通相定ムヘシ

定期取引手數料 切手壹枚ニ付 金六錢
現場取引手數料 右同 金三錢
但書替其他別段依賴ニ付テノ諸雜費ハ此限ニアラス

第二條 仲買口錢ハ其仲買人ト依賴人トノ示談ニ任スト雖モ取引所ニ領收スル手數料ニ應シ之ヲ取極メ前以テ肝煎ニ申出テ承認ヲ受クヘシ

第三條 此手數料竝口錢ハ決算ノ時ニ至リ賣買取引ニ關スル他ノ債主ニ先タツテ之ヲ收受スル事ヲ得ヘシ

第五款 仲買人心得方ノ事

第一條 仲買人等旣ニ賣買ヲ爲シ畢ラハ其約定高及ヒ直段ノ相違等之レナキ樣注意スヘキハ勿論ニ付必ス銘々ノ手帳ト取引所ノ帳記トヲ引合セタル上退場スヘシ若シ之ヲ怠リ後ニ苦情ノ申出ルトモ一切取上ザルヘシ

第六款 證據金預リ切手ノ事

第一條 當取引所ヨリ賣買人ニ渡スヘキ諸證據金ノ預リ切手ハ都テ其約定ヲ爲シタル仲買人ノ名宛タルヘシ
但此切手ヲ抵當トシテ金錢ノ融通ヲ爲ス事ヲ許サス

第二條 證據金預リ切手ハ賣買決算ノ節必ス取引所ニ返付スヘシ若シ切手仲買人手元ニテ紛失セハ速ニ取引所ニ屆ケ出ツヘシ取引所ニ於テハ其趣ヲ詳記シテ掲示ヲ爲シ置キ約定ノ期限ニ至リ尙發見セサルトキハ假令後日發見スルトモ反古タル旨ノ證書ヲ取リタル上決算出納ヲ爲スヘシ

第七款 定期賣買受渡ノ事

第一條 賣買雙方ハ受渡期日ノ午後一時ヲ限リトシ賣方ハ約定ノ公債證書又ハ株式ノ皆高ニ書換又ハ讓與ノ證書等取揃ヘ買方ハ約定直段ニ應スル代金ノ皆高ヲ取引所ニ差出スヘシ

第二條 取引所ハ期日ニ於テ賣買雙方ヨリ差出シタル公債證書又ハ株式ト代金トヲ預リ卽日役員立會ニテ其受渡ノ手續ヲ了ラシムヘシ

第三條　取引所ノ受渡ニ用ノル諸公債證書ハ必ス東京府廳ノ管掌ニ屬シ又無記名ナルカ或ハ諸株式ナレハ府下ニ現存スルモノニ限ルヘシ而シテ書替方其他受渡シニ差支ヘサル迄ノ手續ハ賣方ニ於テ之ヲ負擔スヘシ尤其受渡ニ差支サルヘキノ認メ一旦受渡シヲナシタル以上ノ義務ハ其權利ト共ニ買方ニ屬スヘシ

但他府縣ノ管掌ニ在ルモノト雖モ本文ノ手續ヲ經ルニ於テハ之ヲ代用スルコトヲ得ヘシ

第四條　諸公債證書等ノ受渡ニ於テハ賣買人雙方直接ノ證書ヲ以テ受授スヘキハ勿論ト雖モ其時宜ニ依リ賣方ハ元持主ヨリノ委任狀又買方ハ他ニ轉賣ノ名指人ヲ以テ其手續ヲ了ル事ヲ得ヘシ

第五條　官廳竝諸會社ノ成規ニ於テ公債證書株式等ノ書替ヲ停止シタル時間ニ取結フ現場取引ハ其賣人ヨリ買方ノ相當ト思量セル文體ノ(利子割賦金等請取代理ノ委任狀及公債證書株式書換委任狀)等ヲ添テ之ヲ取引所ニ差出スヘシ其定期約定ニシテ書換停止限內期日ノ至ルモノモ亦同樣ノ手續タルヘシ

第八款　臨時休會ノ事

第一條　當取引所非常ノ變災ニ罹ラハ七日以內ニ假取引所ヲ設ケ接續賣買ヲ爲サシムヘシ

第二條　右事故ニ由リテ休業スルトモ日數七日以內ハ（休假日ヲ加算ス）一休業前ノ取組ニ接續シテ賣買スヘシ萬一八日以外ニ至ルトキハ既ニ賣買約定ノ爲セル高ニ對シ本證據金同額ノ增證據金ヲ雙方ヨリ差入レ置カシムヘシ

但休業中雙方ノ示談ニテ先ニ約定シタル分ニ據リ買戾シ又賣渡ヲ爲スハ妨ナシト雖モ必ス取引所ノ承認ヲ受クヘシ

第九款　違約處分ノ事

第一條　賣買主ニ於テ若シ定規ノ諸證據金ヲ怠リ定刻ニ差入サルモノハ之ヲ違約人ト做シ肝煎ハ次ノ二十四時間ニ他ノ仲買人ヲシテ賣方ノ違約ナレハ其賣買高ヲ取引所ノ市場ニ於テ買求メサセ又買方ノ違約ナレハ之ヲ市場ニ賣拂ハセ其不足金竝夫カ爲メ蒙リタル相手方ノ損失ヲ合セ其賣買ニ對シタル證據金竝ニ其者ノ身元金ヲ以テ之ヲ償ハセ且此者前キニ既ニ證據金ヲ差入アル定期約定アレハ都テ之ヲ上文ノ手續ニ付シ其相手方ヘ對シ之カ償ヲ爲サシメ尙餘金アレハ前ノ證據金ヲ差入レサル相手方ヘ配賦スヘシ而シテ其被損者ニ於テ尙滿足セサル時ハ其違約人ヲ相手取公裁ヲ仰クヘシ

但仲買人半證據金ヲ差入ルルニ及ハサル株式高ヲ一日ノ內ニ幾度モ賣買ナシ自然損金ヲ生シ之ヲ差

入レサルモノハ身元金限リ相手方ヘ配賦シ之ヲ滿足セサルモノハ本條ノ如クナルヘシ又違約人ノ兼テ差入アル證據金ニテ相手方ノ損害ヲ償ヒ餘金アレハ差戻シ身元金ハ取引所ニ沒入スヘシ又半證據金ノ差入ヘキ當日ニ之ヲ差入スシテ違約ノ處分ニ及ハントスルニ當リ取引所ノ市場時間相後レ實施シ難キ場合有之トキハ翌日ノ本場マテニ之ヲ爲サシメ而シテ若シ其計算上相手方ノ損毛トナラス却テ違約者ノ利得トナル事アルトキハ之ヲ本人ニ返付スヘシト雖モ其者ハ違約人タルヲ免ルヲ得サルヘシ

第二條　受渡ノ期日定刻ニ至リ其株式又ハ代金ノ差出方ヲ怠リ違約人トナリタルトキハ其相手方ニ於テ之カ爲メ失ヒタル利益ト蒙リタル損耗トノ合算シ其者ノ證據金身元金ヲ以テ之ヲ償ハシムヘシ若シ其相手方ニ於テ滿足セサルアレハ違約者ヲ相手取リ公裁ヲ仰クヘシ又之ノ雙方ニ於テ怠ルトキハ其約定ハ效ナキモノト爲スト雖モ取引所ニ於テハ其ニ之ノ違約人ト看做スヘシ

第三條　仲買人相對ヲ以テ取引所ノ賣買帳ニ記載セス私ニ約定ヲ結ヒ發顯シタル時ハ違約人ノ例ヲ以テ之ヲ處分スヘシ

第四條　凡ソ取引所ニ於テ違約ノ處分ニ及ノモノハ之ヲ除名シ且其身元金ノ幾倍アレハ之ヲ沒收スヘシ

第十款　規則遺漏ノ件及增減更正ノ事

第一條　此申合規則ニ掲載スル條件實際不便ナル事アルカ又ハ遺漏ノ件アルトキハ肝煎ノ衆議ノ以テ之ヲ補正シ官ノ許可ヲ得テ施行スヘシ

右取極メタル申合規則ハ當取引所營業上何レモ確守スヘキ證據トシテ株主並仲買一同記名調印致シ候也

明治十一年五月

深川亮藏印　澁澤榮一印　今村清之助印
三井養之助代理 木村正幹印　三井武之助代理 木村正幹印　益田孝印
三野村利助印　小室信夫印　小林吟右郎印
田中平八印　岡本善七印　木村正幹印
小松彰印　福地源一郎印　澁澤喜作印
小林猶右衛門印　小林吟右衛門代理 奥村信造印　安田卯之吉印
大倉喜八郎代 木村靜幽印　上屋清太郎印　諸葛信澄印
中島行孝代理 小松彰印　吉川長兵衛印　米倉一平印
後藤庄吉郎印　辻純市印　竹中邦香印
井上治兵衛代理 近藤潔印　田中平八代 田中平八印　荒尾龜次郎印
荒尾龜次郎代 父龜次郎印　阪上市松印　齋藤吉右衛門印
西村郡司印　田中平三郎印　田中寛次郎印
原三郎右印　原善三郎代 原三郎右印　松澤與七印

須藤勘兵衛印
阪本兵助印
柴崎守三印
高橋藤吉印
阪上平次郎印
鈴木源十郎印
（德田孝八代）落合成吉印
中村清藏印
西村七右衛門印
（荒尾□郎助□付代）父龜次郎印
小山直三印
高橋金之助印

野村儀兵衛印
岩田定吉印
（原兵一郎代）原三郎治印
高橋恒次郎印
竹口武兵衛印
辻金五郎印
前嶋榮太郎印
中村平次郎印
辻忠治郎印
新井彌兵衛印
鶴岡長次郎印
井染得信印

川崎芳之助印
後藤精一印
藤島卯平印
上野四郎左衛門印
上野七郎右衛門印
岩塚利兵衛印
高橋又四郎印
中村彦五郎印
小川幸助印
（平林仁平代）寺田政忠印
新井慶治郎印
川島半十郎印

庄田大助印
（鬼□六一郎代）杉山功印
（西川慶□代）新井慶治郎印
秋山甚藏印
高木喜兵衛印
飯嶋新兵衛印
好川保兵衛印

中臺彦助印
（新井忠三郎代）杉山功印
高野藤吉印
花島新七印
吉野甚三郎印
川崎甚三郎印
伊東幸三印

寺田政忠印
（古家高次郎代）杉山功印
宮木清助印
增淵七兵衛印
上志田武兵衛印
井上庄吉印

前書之通相違無之候也

明治十一年五月廿日　東京府知事　楠本正隆印

右申合規則ノ件々ハ之ヲ承認シタル證據トシテ爰ニ奥書調印スルモノ也

明治十一年五月廿二日　大藏卿　大隈重信印

第二節　現行法規

第一　取引所法

（明治二六年三月法律第五號公布同三二年三月法律第五八號大正三年三月法律第三二號同一一年四月法律第六一號一部改正）

第一章　取引所ノ設立

第一條　賣買取引ノ繁盛ナル地區内ノ商人ハ政府ノ免許ヲ受ケテ一種若ハ数種ノ物件ノ取引所ヲ設立スルコトヲ得

第二條　同種ノ物件ヲ賣買取引スル取引所ハ一地區一箇所ニ限リ設立スルコトヲ得但シ其ノ地區ハ農商務大臣之ヲ定ム

第三條　取引所ノ免許年限ハ十箇年トス但シ土地商業

ノ情況ニ依リ更ニ繼續ノ出願ヲ爲スコトヲ得

第四條　株式會社組織ノ取引所ハ他ノ株式會社組織ノ取引所ヲ合併スル場合ニ限リ政府ノ認可ヲ受ケ其ノ存在シタル地區內ニ支所ヲ設クルコトヲ得支所ノ數ハ其ノ合併ニ依リ消滅スル取引所及支所ノ數ヲ超ユルコトヲ得ス

第四條ノ二　有價證券ノ賣買取引スル市場ハ取引所ト看做シ本法ニ依ルニ非サレハ之ヲ設立スルコトヲ得ス

第二章　取引所ノ組織

第五條　取引所ハ土地商業ノ情況及賣買取引スヘキ物件ノ種類ニ依リ會員組織又ハ株式會社組織ト爲スコトヲ得

第六條　會員組織ノ取引所ニ於テハ其ノ取引所ノ會員ニ限リ賣買取引ヲ爲スコトヲ得

株式會社組織ノ取引所ニ於テハ其ノ取引所ノ取引員ニ限リ賣買取引ヲ爲スコトヲ得

第七條　取引所ハ法人トシテ財產ヲ所有シ及之ヲ處分スルコトヲ得

取引所ノ責任ハ其ノ財產ニ限ルモノトス

第八條　取引所ハ政府ノ認可ヲ受ケ取引所ノ賣買取引ニ附帶スル業務ヲ營ムコトヲ得

第二十二條ノ規定ニ依リ賠償ノ責ニ任スル株式會社組織ノ取引所ハ倉庫業ヲ除クノ外前項ノ業務ヲ營ムコトヲ得ス但シ物件又ハ銘柄ノ一部ニ付賠償ノ責ニ任セサル場合ニ於テハ其ノ一部ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第九條　取引所ノ定款ハ政府ノ認可ヲ受クヘシ

第三章　取引所ノ會員及取引員

第十條　取引所ノ取引員トナラムトスル者ハ政府ノ免許ヲ受クヘシ

第十一條　帝國臣民又ハ帝國法令ニ依リ設立シタル會社ニ非サレハ取引所ノ會員又ハ取引員トナルコトヲ得ス

無能力者、復權セサル家資分散者及破產者並本法ニ依リ除名セラレ除名ノ日ヨリ五箇年ヲ經過セサル者ハ會員トナルコトヲ得ス

懲役若ハ重禁錮一年以上ノ刑ニ處セラレタル者又ハ刑法第二編第十六章乃至第十九章第二十三章第三十五章乃至第三十九章、舊刑法第二編第四章第一節乃至第五節第二百六十條乃至第二百六十二條第八章第九章第三編第二章第一節第二節第四節乃至第六節、通貨及證券模造取締法、明治三十八年法律第六十六號、紙幣類似證券取締法、印紙犯罪處罰法、商法第二百六

十一條、明治二十三年法律第三十二號、商法第三編第九章、同年法律第百一號、保險業法第九十八條ノ三若ハ本法第三十一條乃至第三十二條ノ五ノ規定ニ依リ刑ニ處セラレタル者ニシテ刑ノ執行ヲ終リ又ハ刑ノ執行ノ免除ヲ得タル日ヨリ五箇年ノ經過セサル者ハ取引員トナルコトヲ得ス前項ニ該當スル者亦同シ

合名會社、合資會社又ハ株式合資會社ニ在リテハ其ノ無限責任社員ノ全員カ帝國臣民タルモノ、株式會社ニ在リテハ其ノ資本ノ半額以上及議決權ノ過半數カ帝國臣民又ハ帝國法令ニ依リ設立シタル法人ニ屬シ其ノ取締役其ノ他ノ業務ヲ執行スル役員ノ全員カ帝國臣民タルモノニ非サレハ會員又ハ取引員トナルコト得ス無限責任社員又ハ取締役其ノ他ノ業務ヲ執行スル役員中前二項ニ該當スル者アル場合亦同シ

第十一條ノ二　會員前條第一項第二項又ハ第四項ニ該當スルニ至リタルトキハ其ノ取引所ヨリ脫退ス

農商務大臣ハ不正ノ手段ニ依リ會員トナリタル者又ハ前條第一項、第二項若ハ第四項ニ該當スルモノニシテ會員トナリタル者アルコトヲ發見シタルトキハ之ヲ除名シ又ハ其ノ取引所ヨリ脫退セシムルコトヲ得

取引員前條第一項、第三項又ハ第四項ニ該當スルニ至リタルトキハ免許ハ其ノ效力ヲ失フ

農商務大臣ハ不正ノ手段ニ依リ取引員タルノ免許ヲ受ケタル者又ハ前條第一項第三項若ハ第四項ニ該當スルモノニシテ免許ヲ受ケタル者アルコトヲ發見シタルトキハ之ヲ除名シ又ハ其ノ免許ヲ取消スコトヲ得

第十一條ノ三　取引員取引所ノ役員タル認可ヲ受ケタルトキハ其ノ免許ハ效力ヲ失フ

第十一條ノ四　會員又ハ取引員ハ第二項但書ノ場合ヲ除クノ外支店、出張所其ノ他何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハス二以上ノ場所ヲ以テ同一取引所ノ賣買取引ノ取扱ヲ爲ス場所ト爲スコトヲ得ス

何人ト雖取引所ノ賣買取引ノ委託ノ代理、媒介又ハ取次ヲ營業ト爲ス事ヲ得ス但シ會員又ハ取引員ニシテ農商務大臣ノ認可ヲ受ケタルモノハ此ノ限ニ在ラス

第十二條　會員又ハ取引員ハ自己ノ計算ヲ以テスルト他人ノ計算ヲ以テスルトヲ問ハス取引所ニ對シ其賣買取引上一切ノ責任ヲ負フヘシ

第十三條　取引員ハ其ノ免許ヲ受ケタルトキハ免許料ヲ納ムヘシ

免許料ノ金額ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十四條　會員又ハ取引員ハ身元保證金ヲ其ノ取引所ニ納ムヘシ

第十五條　取引所ハ其ノ秩序ヲ保持スルカ爲定款ノ規定ニ依リ會員又ハ取引員ノ營業ヲ停止シ千圓以内ノ過怠金ヲ課シ且政府ノ認可ヲ受ケ會員又ハ取引員ヲ除名スルコトヲ得

第十五條ノ二　取引所ハ其ノ定款ヲ以テ會員若ハ取引員トナルニ必要ナル條件ヲ定メ又ハ其ノ員數ヲ制限スルコトヲ得

第十一條ノ二ノ規定ハ會員若ハ取引員カ前項ノ要件ヲ缺クニ至リタル場合又ハ之ヲ缺ク者ニシテ會員若ハ取引員トナリタル者アルコトヲ發見シタル場合ニ之ヲ準用ス

第十五條ノ三　取引員ハ廢業後ト雖其ノ取引所ニ於ケル取引ノ結了及監督ノ目的ノ範圍内ニ於テハ取引結了後二週間ヲ經過スル迄仍廢業セサルモノト看做ス

取引員死亡シ、解散シ若ハ除名セラレ又ハ其ノ免許カ取消サレ若ハ效力ヲ失ヒタル場合ニ於テハ其ノ取引所ニ於ケル取引ノ結了ニ至ル迄亦前項ニ同シ

前項ノ規定ハ會員ノ死亡、解散、除名及脫退ノ場合ニ之ヲ準用ス

前三項ノ場合ニ於テ會員又ハ取引員ノ行爲ヲ爲ス者ナキトキハ取引所ハ定款ノ定ムル所ニ從ヒ他人ヲシテ其ノ行爲ヲ爲サシムルコトヲ得

第四章　取引所ノ役員及商議員會

第十六條　取引所ノ役員ハ定款ノ規定ニ依リ會員又ハ株主中ヨリ二箇年以内ノ任期ヲ以テ之ヲ選擧シ政府ノ認可ヲ受クヘシ

取引所ノ役員左ノ如シ

理事長　一人
理事　二人以上
監査役　若干人

理事長及理事ハ會員ニ非サル者ヲ選擧スルモ妨ケナシ

第十一條第三項ニ該當スル者ハ取引所ノ役員ト爲スコトヲ得ス

取引員トノ間ニ資金ノ供與、損益ノ分配其ノ他取引員ノ營業ニ付特別ノ利害關係ヲ有スル者ハ其ノ取引所又ハ之ト同種ノ物件ヲ取引スル株式會社組織ノ取引所ノ役員ト爲スコトヲ得ス

第十六條ノ二　役員前條第四項ニ該當スルニ至リタルトキ又ハ取引員ノ免許ヲ受ケタルトキハ其ノ職ヲ失フ理事長又ハ理事他ノ取引所ノ理事長又ハ理事タル認可ヲ受ケタルトキ亦同シ

農商務大臣ハ不正ノ手段ニ依リ役員タルノ認可ヲ受ケタル者若ハ前條ノ規定ニ違反シテ役員トナリタル

者アルコトヲ發見シ又ハ役員ニシテ第十七條第二項ノ規定ニ違反スル者アリト認メタルトキハ之ヲ解職スルコトヲ得

第十六條ノ三　農商務大臣ハ役員ノ職務ヲ行フ者ナキ場合ニ於テ必要ト認ムルトキハ假ニ役員ヲ選任スルコトヲ得

第十七條　株式會社組織ノ取引所ノ役員又ハ使用人ハ何人ノ名ヲ以テスルヲ問ハス其ノ取引所ノ取引物件ニ付取引所ニ於ケル賣買取引ヲ爲シ又ハ其ノ委託ヲ爲スコトヲ得ス

株式會社組織ノ取引所ノ役員又ハ使用人ハ其ノ取引所又ハ之ト同種ノ物件ヲ取引スル取引所ノ取引員トノ間ニ資金ノ供與、損益ノ分配其ノ他取引員ノ營業ニ付特別ノ利害關係ヲ有スルコトヲ得ス

第十七條ノ二　取引所ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ商議員會ヲ置キ取引所ニ關スル重要ナル事項ヲ付議スヘシ

第五章　取引所ノ賣買取引

第十八條　取引所ノ賣買取引ノ期限ハ有價證券ニ在リテハ二箇月、米ニ在リテハ三箇月、蠶絲ニ在リテハ六箇月、其ノ他ノ商品ニ在リテハ勅令ノ定ムル期間ヲ超ユルコトヲ得ス

第十九條　取引所ノ賣買取引ノ方法ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十條　取引所ハ其ノ定款ニ依リ賣買取引ニ付證據金ヲ納メシムルコトヲ得

第二十一條　取引所ハ賣買取引ノ責任ヲ履行セサル者アルトキハ其ノ證據金及身元保證金ヲ以テ損害賠償ノ用ニ供スルコトヲ得

第二十二條　取引所ハ農商務大臣ノ認可ヲ受ケ賣買取引ノ違約ヨリ生スル損害ニ付賠償ノ責ニ任スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ取引所ハ其ノ賠償シタル金額及之ニ關スル諸費ノ追償ヲ其ノ違約者ニ要求スルコトヲ得

第二十二條ノ二　株式會社組織ノ取引所ハ前條ノ規定ニ依リ賠償ノ責ニ任スルトキハ營業保證金ヲ政府ニ納ムヘシ

第二十三條　取引所ハ賣買取引高ニ應シ賣買雙方ヨリ手數料ヲ徵收スルコトヲ得其ノ率ハ政府ノ認可ヲ受クヘシ

第二十四條　取引所ハ證據金及身元保證金ニ付他ノ債主ニ對シ優先權ヲ有ス

第二十四條ノ二　取引所ノ賣買取引ノ委託者ハ會員又ハ取引員カ委託契約ニ違ヒタル場合ニ於テ其ノ違約

ニ因ル債權ニ關シ違約シタル會員又ハ取引員ノ身元保證金ニ付他ノ債主ニ對シ優先權ヲ有ス

前條ノ優先權ハ前項ノ優先權ニ對シ優先ノ效力ヲ有ス

第二十五條　會員又ハ取引員ハ委託ヲ受ケタル取引所ノ賣買取引ニ付取引所ニ於テ其ノ賣付、買付又ハ受渡ヲ爲サスシテ之ヲ爲シタルト同一又ハ類似ノ計算ヲ以テ委託者ニ對シ其ノ決濟ヲ爲スコトヲ得ス

前項ノ規定ニ違反シタル會員又ハ取引員ハ取引所之ニ一箇月以上ノ營業停止ヲ命シ又ハ之ヲ除名スヘシ

第二十六條　取引所ハ命令ノ定ムル所ニ依リ公定相場ヲ決定シ之ヲ公示スヘシ

取引所ハ命令ノ定ムル所ニ依リ各會員又ハ各取引員ノ賣買高ヲ公示スヘシ

第二十六條ノ二　差金取引ヲ爲ス取引所類似施設ヲ爲シ又ハ其ノ施設ニ依リテ取引ヲ爲スコトヲ得ス

第六章　取引所ノ監督

第二十七條　農商務大臣ハ取引所ノ行爲法律命令ニ違反シ又ハ公益ヲ害シ若ハ公衆ノ安寧ニ妨害アリト認ムルトキハ左ノ處分ヲ爲スコトヲ得

一　取引所ノ解散
二　取引所ノ停止
三　取引所一部ノ停止若ハ禁止
四　役員ノ解職
五　會員又ハ取引員ノ營業停止若ハ除名

第二十八條　農商務大臣ハ必要ト認ムルトキハ官吏ヲシテ取引所ノ業務、帳簿、財産其ノ他一切ノ物件及會員又ハ取引員ノ帳簿ヲ檢査セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ取引所ノ役員會員及取引員ハ其ノ物件ヲ提供シ質問ニ應答スヘシ

第二十九條　農商務大臣ハ必要ト認ムルトキハ取引所ノ定款ヲ改正セシメ又ハ其ノ決議及處分ヲ停止シ、禁止シ若ハ取消スコトヲ得

第三十條　取引所任意ノ解散ハ政府ノ認可ヲ受クヘシ

第七章　罰則

第三十一條　第十七條第一項ノ規定ニ違反シ又ハ同條第二項ノ特別ノ利害關係ノ生スルコトヲ目的トスル行爲ヲ爲シタル者ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十二條　第十一條ノ四ノ規定ニ違反シタル者ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十二條ノ二　取引所ノ役員又ハ取引所ニ於ケル受渡物件ノ格付ヲ爲ス者其ノ職務ニ關シ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ要求若ハ約束シタルトキハ一年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス因テ不正ノ行爲ヲ爲シ

又ハ相當ノ行爲ヲ爲サザルトキハ三年以下ノ懲役又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ場合ニ於テ收受シタル賄賂ハ之ヲ沒收ス若シ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハザルトキハ其ノ價格ヲ追徴ス

第三十二條ノ三　左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ一年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

一　取引所ノ役員又ハ取引所ニ於ケル受渡物件ノ格付ヲ爲ス者ニ賄賂ヲ交付提供又ハ約束シタル者

二　取引所ニ於ケル相場ヲ僞リテ公示シタル者

三　公示若ハ頒布ノ目的ヲ以テ虛僞ノ相場ヲ記載シタル文書ヲ作製シタル者又ハ之ヲ頒布シタル者

四　免許ヲ受ケスシテ取引所ヲ設立シタル者又ハ第二十六條ノ二ノ規定ニ違反シタル者

前項第一號ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其ノ刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

第三十二條ノ四　取引所ニ於ケル相場ノ變動ヲ圖ル目的ヲ以テ虛僞ノ風說ヲ流布シ、僞計ヲ用ヒ又ハ暴行若ハ脅迫ヲ爲シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十二條ノ五　取引所ニ依ラスシテ取引所ノ相場ニ依リ差金ノ授受ヲ目的トスル行爲ヲ爲シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス但シ刑法第百八十六條ノ適用ヲ妨ケス

第三十二條ノ六　會員又ハ取引員ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ第十一條ノ四ノ規定ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス

第三十二條ノ七　本法ノ罰則ハ法人ニ在リテハ其ノ行爲ヲ爲シタル理事、取締役其ノ他ノ業務ヲ執行スル役員ニ之ヲ適用ス

附　則

第三十三條　取引所ノ稅則ハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第三十四條　取引所ノ資本金、營業保證金、株式、手數料及積立金ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十五條　本法ハ明治二十六年十月一日ヨリ施行ス

明治九年布告第百五號米商會所條例、明治十一年布告第八號株式取引所條例、明治二十年勅令第十一號取引所條例、明治十三年布告第二十一號、明治十五年布告第四十六號、明治十六年布告第四號及同年布告第二十九號ハ本法施行ノ日ヨリ廢止ス

第三十六條　本法發布以前ヨリ營業スル米商會所、株式取引所及取引所ハ本法ニ依リ更ニ免許ヲ受ケ其ノ營業ヲ繼續スルコトヲ得但シ本法施行ノ日ヨリ二箇月

以前ニ於テ出願ノ手續ヲ爲サヽルモノハ此ノ限ニ在ラス

附　則（大正十一年四月法律第六十號附則）

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十八條ノ改正規定中有價證券ノ賣買取引ノ期限ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ他ノ規定ヨリ後ニ之ヲ施行スルコトヲ得但シ其ノ施行ノ期日ヲ大正十四年四月一日ヨリ後ト爲スコトヲ得ス

本法施行ノ際現ニ營業スル仲買人ハ其ノ營業部類ニ付本法ニ依リ其ノ取引所ノ取引員タル免許ヲ受ケタルモノト見做ス

本法施行前ニ爲シタル取引所ノ賣買取引ニ付テハ其取引ノ結了ニ至ル迄仍從前ノ例ニ依ル

取引所法中改正法律施行期日ノ件

（大正一一年七月勅令第三五二號）

大正十一年法律第六十號ハ大正十一年九月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第十八條ノ改正規定中有價證券ノ賣買取引ノ期限ニ關スル規定ハ大正十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二　取引所令

（大正一一年七月勅令第三五三號公布 同一二年六月勅令第三二二號 同一三年一二月勅令第四六九號 同一四年一一月勅令第三一四號一部改正）

第一條　株式會社組織ノ取引所ノ資本金ハ十萬圓以上トス

農商務大臣必要ト認ムルトキハ資本金ノ變更又ハ株金ノ拂込ヲ命スルコトヲ得

株式會社組織ノ取引所ハ資本金ノ半額以上ニシテ少クトモ十萬圓ノ拂込ヲ終リタル後ニ非サレハ業務ヲ行フコトヲ得ス

第二條　會員組織ノ取引所ノ資本金ハ會員ノ醵金ヲ以テ之ニ充ツ

會員組織ノ取引所ハ營利ノ目的ヲ以テ業務ヲ行フコトヲ得ス

第三條　取引員ノ免許料ハ三百圓トス

第四條　身元保證金ノ額ハ定款ヲ以テ之ヲ定ムヘシ但シ會員ニ付テハ一萬圓ヲ下ルコトヲ得ス取引員ニ付テハ其ノ取引所ノ資本金ノ千分ノ五以上ニシテ農商務大臣ノ指定スル金額ヲ下ルコトヲ得サルモノトシ其ノ千分ノ五ノ金額カ一萬圓未滿ナルトキハ一萬圓ヲ下ルコトヲ得サルモノトス

資本金ノ額カ二千萬圓ヲ超ユルトキハ其ノ超過金額ニ付テハ農商務大臣ハ其ノ定ムル別段ノ率ニ依リ身元保證金ノ額ヲ指定スルコトヲ得

支所ヲ設クル取引所及取引員ノ營業ノ部類ヲ數個ニ分ツ取引所ニ在リテハ農商務大臣ハ本支所及部類毎ニ資本金ヲ區分シテ前二項ノ規定ニ依ル金額ヲ指定スルコトヲ得

身元保證金ハ取引所ノ定ムル所ニ從ヒ有價證券ヲ以テ之ニ代用スルコトヲ得

農商務大臣必要ト認ムルトキハ前項ノ有價證券ノ種類又ハ其ノ代用價格ヲ變更セシムルコトヲ得

取引所身元保證金ヲ受取リタルトキハ遲滯ナク之ヲ供託スヘシ

第五條　農商務大臣必要ト認ムルトキハ賣買手數料ノ率ノ變更ヲ命スルコトヲ得

第六條　取引所ハ毎日一定ノ時ニ於テ市場ヲ開クヘシ

開市及休業ニ關スル事項ハ業務規程ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

第七條　取引所ハ業務規程ノ定ムル所ニ依リ立會ノ停止又ハ會員若ハ取引員ノ市場ニ於ケル賣買取引ノ差止ヲ爲スコトヲ得

第八條　賣買取引ノ期限ハ棉花、綿絲又ハ綿布ニ在リテハ十二箇月、靑豌豆、鶉豆、馬鈴薯澱粉又ハ砂糖ニ在リテハ六箇月、大豆粕ニ在リテハ五箇月、小麥、大豆、小豆又ハ鰊肥料ニ在リテハ三箇月ヲ超ユルコトヲ得ス

第九條　賣買取引ハ實物市場ニ於ケル賣買取引及清算市場ニ於ケル賣買取引ノ二種トス

第十條　實物市場ニ於ケル賣買取引ニ在リテハ差金ノ授受ニ依リ其ノ決濟ヲ爲スコトヲ得ス

第十一條　有價證券ノ清算市場ニ於ケル賣買取引ニシテ七日以內ノ期限ヲ以テ履行期ト爲スヘキ取引ニ屬スルモノニ限リ受渡其ノ他ノ決濟ハ業務規程ノ定ムル所ニ依リ賣買成立ノ日ヨリ一箇月以內之カ繰延ヲ爲スコトヲ得

第十二條　取引所ハ清算市場ニ上場セムトスル有價證券ノ各銘柄ニ付農商務大臣ノ認可ヲ受クヘシ但シ國債證券及地方債證券ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第十三條　農商務大臣必要ト認ムルトキハ取引所ニ對シ會員又ハ取引員ヲシテ賣買證據金ヲ納メシムヘキコトヲ命スルコトヲ得

第四條第四項及第五項ノ規定ハ賣買證據金ニ付之ヲ準用ス

賣買證據金ニシテ農商務大臣ノ指定スルモノニ付テハ取引所ハ會員又ハ取引員ヲシテ少クトモ其ノ半額

迄ハ現金ヲ以テ之ヲ納メシムヘシ

第十四條　清算市場ニ於ケル賣買取引ニ限リ業務規程ノ定ムル所ニ依リ標準物ヲ定メ格付受渡ノ方法ヲ用ヒルコトヲ得

受渡格付表ハ業務規程ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

第十五條　清算市場ニ於ケル賣買取引ノ單位ハ業務規程ノ定ムル所ニ依ル

前項ノ單位ハ米ニ付テハ百石、株式ニ付テハ十株ヲ下ルコトヲ得ス但シ米ニ付テノ單位ニ關シテハ地方ノ狀況ニ依リ特別ノ必要アル場合ニ限リ此ノ制限ニ依ラサルコトヲ得

取引所實物市場ニ於ケル賣買取引ノ單位ヲ定メムトスルトキハ農商務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第十六條　受渡其ノ他ノ決濟及其ノ繰延ハ業務規程ノ定ムル所ニ依リ取引所ヲ經テ之ヲ爲スヘシ

受渡其ノ他ノ決濟及其繰延ニ關スル事務ハ取引所自ラ之ヲ行フヘシ

受渡場所ハ業務規程ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

第十七條　取引所ハ業務規程ヲ設ケ賣買取引ノ方法ニ關スル細則ヲ定ムヘシ

業務規程ハ農商務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

農商務大臣必要ト認ムルトキハ業務規程ノ變更ヲ命スルコトヲ得

第十八條　株式會社組織ノ取引所ハ資本金ノ二十分ノ一ニ相當スル營業保證金ヲ供託シタル後ニ非サレハ取引所法第二十二條ノ規定ニ依ル業務ノ行フコトヲ得ス營業保證金ニ不足ヲ生シ農商務大臣ノ指定シタル期間內ニ其ノ不足額ヲ供託セサル場合ニ於テ其ノ期間經過後ニ爲ス賣買取引ニ付亦同シ

營業保證金ハ有價證券ヲ以テ之ニ代用スルコトヲ得其ノ種類及代用價格ハ農商務大臣之ヲ指定ス

第十九條　取引所ハ商議員會ノ常置シ左ニ揭クル事項ヲ諮問スルコトヲ要ス

一　資本金、會員、取引員、商議員會又ハ賣買取引ニ關スル定款ノ變更

二　業務規程ノ變更

三　會員又ハ取引員ノ加入又ハ處分

四　市場ノ臨時開閉又ハ立會停止

五　上場物件ノ銘柄ノ決定又ハ廢止

六　賣買取引ノ標準物ノ決定又ハ廢止

七　賣買手數料ニ關スル事項

八　賣買證據金ニ關スル事項

九　賣買取引ノ違約ニ關スル事項

十　定款又ハ業務規程ニ於テ特ニ定メタル事項

第二十條　商議員會ハ役員タラサル會員又ハ取引員ノ互選シタル者及役員ノ互選シタル者ヲ以テ之ヲ組織ス

役員タラサル會員又ハ取引員ノ互選スル商議員ノ數ハ役員タラサル會員又ハ取引員ノ總數ノ十分ノ一ヲ下ルコトヲ得ス但シ役員タラサル會員又ハ取引員ノ總數カ百名ヲ超ユルトキハ其ノ超過員數ニ付テハ定款ヲ以テ別段ノ率ヲ定ムルコトヲ得

前項ノ商議員ノ數ハ役員ノ互選スル商議員ノ數ヲ下ルコトヲ得ス

第二十一條　支所ヲ設クル取引所及會員又ハ取引員ノ營業ノ部類ヲ數個ニ分ツ取引所ニ在リテハ役員タラサル會員又ハ取引員ノ互選スル商議員ハ本支所及部類毎ニ之ヲ互選スヘシ此ノ場合ニ於テ其ノ數ハ本支所及部類毎ニ役員ノ互選スル商議員ノ數ヲ下ルコトヲ得ス

第二十二條　商議員會ニ會長一人及副會長若干人ヲ置ク

會長及副會長ハ定款ノ定ムル所ニ依リ商議員中ヨリ之ヲ選擧ス

會長ハ會務ヲ整理シ會議ノ議長ト爲ル

副會長ハ定款ノ定ムル所ニ依リ會長事故アルトキ其ノ職務ヲ代理ス

第二十三條　商議員會ノ議事ハ議事ニ關與スルコトヲ得ル商議員ノ過半數カ出席スルニ非サレハ之ヲ開クコトヲ得ス但シ第十九條第三號、第四號、第八號及第九號ニ掲クル事項ニシテ臨時急施ヲ要スルモノニ付テハ定款ノ定ムル所ニ依リ商議員ノ互選スル總代ノ過半數及議長タル會長又ハ副會長ノ出席アルヲ以テ足ル

第二十四條　商議員會ノ議事ハ出席者ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第二十五條　役員タラサル會員又ハ取引員ノ互選スル商議員ハ其ノ屬スル本支所及部類ニ關係ナキ事項ニ付テハ議事ニ關與スルコトヲ得ス議長トシテ行フ職務ニ付亦同シ

第二十六條　商議員ノ任期、選擧方法及定數其ノ他商議員會ノ組織及會議ニ關スル事項ハ定款ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

附　則

本令ハ大正十一年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

大正十四年三月三十一日迄ニ爲ス有價證券ノ賣買取引ノ期限ハ三箇月ヲ超ユルコトヲ得ス

取引所ハ本令施行後一箇月以内ニ本令ニ依リ業務規程ヲ定メ農商務大臣ノ認可ヲ申請スヘシ

本令施行ノ際現ニ存スル營業細則ハ前項ノ認可ヲ受クル迄本令ニ依リ農商務大臣ノ認可ヲ受ケタル業務規程ト看做ス

本令施行ノ際現ニ定期取引市場ニ上場スル有價證券ノ銘柄ハ本令第十二條ノ認可ヲ受ケタルモノト看做ス但シ七日以內ノ期限ヲ以テ履行期ト爲スヘキ取引ニ屬スルモノニ關シテハ此ノ限ニ在ラス

第三　取引所法施行規則

（大正三年六月農商務省令第一六號同一一年七月同省令第一九號同一四年四月商工省令第三號一部改正）

第一條　取引所ヲ設立セムトスルトキハ發起人ハ發起認可申請書ニ定款、業務規程及左ノ事項ヲ記載シタル書面ヲ添附シ地方長官ヲ經由シテ之ヲ農商務大臣ニ差出スヘシ

一　株式會社組織ノ取引所ニ付テハ發起人各自ノ引受クヘキ株式ノ數、會員組織ノ取引所ニ付テハ發起人各自ノ醵金額

二　資本又ハ醵金ノ使用ノ概算及收支ノ見込

三　賣買取引スヘキ物件ノ其ノ地方ニ於ケル集散ノ狀況及取引所ニ於ケル賣買高ノ見込

四　取引所ノ地區

第二條　發起人株式ノ總數ヲ引受ケタルトキハ商法第百二十四條ニ定メタル調査終了ノ後、發起人株式ノ總數ヲ引受ケサリシトキハ創立總會終結ノ後總役員ハ設立免許申請書ニ左ノ書類ヲ添附シ地方長官ヲ經由シテ之ヲ農商務大臣ニ差出スヘシ

一　定款及業務規程

二　株主名簿

三　檢査役ノ報告ニ關スル裁判アリタルトキハ其ノ決定ノ寫本

四　創立總會ノ決議錄

第三條　發起人會員ノ募集ヲ終リタルトキハ設立總會ヲ開キ總會員ノ半數以上ノ同意ヲ以テ定款ヲ確定シ且役員ヲ選任スヘシ

前項ニ依リテ選任セラレタル總役員ハ設立免許申請書ニ左ノ書類ヲ添附シ地方長官ヲ經由シテ之ヲ農商務大臣ニ差出スヘシ

一　定款及業務規程

二　會員ノ氏名又ハ名稱、營業種目及營業所ヲ記載シタル書面

三　各會員ノ醵金額及其ノ拂込額ヲ記載シタル書面

第四條　取引所ヲ設立セムトスル地ニ於テ一年以上引續キ賣買取引スヘキ物件ノ商業ヲ營ム商人各物件毎

ニ三十人以上發起人ト爲リタル場合ニ非サレハ取引所發起ノ認可ヲ申請スルコトヲ得ス

第五條　會員組織ノ取引所ノ定款ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一目的

二名稱及所在地

三會員ノ醵金ニ關スル事項

四會員ノ入退ニ關スル事項

五會計ニ關スル事項

六會議ニ關スル事項

七役員ノ職務權限、定數、任期及任免ニ關スル事項

八解散ノ場合ニ於ケル殘餘財産ノ處分ニ關スル事項

第六條　設立免許ノ申請ハ發起ノ認可ヲ受ケタル後六月内ニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス

設立ノ免許ヲ受ケタル後一年内ニ業務ヲ開始セサルトキハ免許ハ其ノ效力ヲ失フ

第七條　取引所繼續ヲ出願セムトスルトキハ其ノ免許年限滿了前三月以上六月内ニ地方長官ヲ經由シテ其ノ願書ヲ農商務大臣ニ差出スヘシ

第七條ノ二　農商務大臣取引所ノ地區ヲ定メタルトキハ之ヲ告示ス

第七條ノ三　農商務大臣ハ會員組織ノ取引所ニ付左ノ事項ヲ告示ス告示シタル事項ニ變更アリタルトキ亦同シ

一設立ノ免許シタルトキハ目的、名稱、所在地及免許ノ年月日

二役員ノ選任ヲ認可シタルトキハ氏名及認可ノ年月日

三繼續ヲ免許シタルトキハ免許ノ年月日

四解散シタルトキハ其ノ年月日及清算人ノ氏名

五清算カ結了シタルトキハ其ノ年月日

第八條　取引員ノ免許ヲ受ケムトスル者ハ其ノ願書ニ會社ニ在リテハ定款、貸借對照表、財産目錄、株主名簿及役員ノ履歴書ヲ、其ノ他ノモノニ在リテハ履歴書及資産調書ヲ添附シ取引所ヲ經由シテ之ヲ農商務大臣ニ差出スヘシ

取引所ハ前項ノ願書ニ其ノ意見書ヲ添附スヘシ

取引所其ノ取引員ノ員數ヲ制限シタルトキハ缺員アル場合ニ非サレハ第一項ノ願書ヲ農商務大臣ニ差出スコトヲ得ス

第九條　取引所取引員免許狀ノ送付ヲ受ケタルトキハ其ノ旨ヲ本人ニ通知シ免許料ニ相當スル收入印紙ヲ貼用シタル請書及身元保證金ヲ差出サシメタル後之ヲ交付スヘシ

前項ノ請書ハ取引所之ヲ農商務大臣ニ差出スヘシ
取引員ノ免許ヲ出願シタル者取引所カ免許狀ノ送付ヲ受ケタル日ヨリ十五日內ニ請書及身元保證金ヲ差出サヽルトキハ免許ハ其ノ效力ヲ失フ

第十條　取引員免許狀ヲ紛失シタルトキハ事由ヲ具シ取引所ヲ經由シテ其ノ再下付ヲ申請スヘシ
取引員其ノ氏名又ハ名稱ヲ變更シタルトキハ取引所ヲ經由シニ免許狀ノ書換ヲ申請スヘシ

第十一條　取引員死亡、解散、廢業、除名其ノ他ノ事由ニ因リ取引員タル資格ヲ失ヒタルトキハ取引所ハ遲滯ナク其ノ事由ヲ具シ免許狀ヲ添ヘ之ヲ農商務大臣ニ屆出ツヘシ

第十一條ノ二　取引所カ會員又ハ取引員ノ身元保證金及賣買證據金ニ代用スルコトヲ得ヘキ有價證券ノ種類及代用價格ヲ決定シ又ハ變更シタルトキハ其ノ有價證券ノ時價ヲ附記シ遲滯ナク之ヲ農商務大臣ニ屆出ツヘシ
前項ノ代用價格ハ國債證券及地方債證券ニ在リテハ時價以下ニ、其ノ他ノ有價證券ニ在リテハ時價ノ九割以下ニ之ヲ定ムヘシ其ノ有價證券ノ時價カ代用價格ヲ下リタルトキハ遲滯ナク之ヲ變更スヘシ

第十二條　役員選任ノ認可申請書ニハ履歴書ヲ添附スヘシ但シ再選ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十三條　取引所清算市場ニ於ケル賣買取引ノ標準物ヲ定メタルトキハ遲滯ナク其ノ一部ヲ農商務大臣ニ差出シ其ノ一部ヲ會員又ハ取引員ニ交付シ之ヲ其ノ營業所ニ保管セシムヘシ
前項ノ標準物ハ之ニ依リテ爲シタル賣買取引ノ受渡期日後六箇月ヲ經過スル迄取引所之ヲ保管スヘシ

第十四條　取引所ハ其ノ取引銀行、所有有價證券ノ種類其ノ他財產保管ノ方法ヲ定メ農商務大臣ノ認可ヲ受クヘシ
農商務大臣必要ト認ムルトキハ、前項保管方法ノ變更ヲ命スルコトアルヘシ

第十五條　會員又ハ取引員ハ委託手數料率及受託契約準則ヲ定メ取引所ヲ經由シテ農商務大臣ニ其ノ認可ヲ申請スヘシ之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ
取引所ハ前項ノ認可申請書ニ其ノ意見書ヲ添附スヘシ
農商務大臣必要ト認ムルトキハ委託手數料率又ハ受託契約準則ノ變更ヲ命スルコトアルヘシ

第十六條　取引所法第二十五條第二項ニ依ル處分ハ農商務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第十七條　取引所法第八條及第二十二條ノ規定ニ依ル

業務ニ關スル細則ハ業務規程ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

第十八條　賣買成立ノ値段ヲ以テ公定相場トス
取引所ハ公定相場及其ノ平均値段ヲ毎日市場ニ公示スヘシ
取引所ハ農商務大臣ノ認可ヲ受ケ公定相場ノ一部ヲ公示セサルコトヲ得

第十九條　取引所ハ毎日相場表ヲ發行スヘシ

第二十條　各會員又ハ各取引員ノ賣買高ハ賣買取引ノ種類、物件若ハ銘柄及受渡期日ノ區別ニ從ヒ賣付及買付ノ別ヲ毎日取引所之ヲ揭示スヘシ
農商務大臣ハ賣買高ノ公示方法ノ變更ヲ命シ又ハ其ノ公示ヲ要セサル銘柄若ハ賣買取引ノ種類ヲ指定スルコトアルヘシ

第二十一條　取引所其ノ受渡物件ノ格付ヲ爲ス者ヲ選任シタルトキハ遲滞ナク履歷書ヲ添附シ左ノ事項ヲ申告スヘシ
一　氏名、住所、職業
二　報酬
三　在職期間ヲ定メタルトキハ其ノ期間
受渡物件ノ格付ヲ爲ス者退任シタル時ハ取引所ハ遲滞ナク其ノ旨ヲ申告スヘシ
取引所ハ其ノ物件ヲ取引スル取引所ノ會員又ハ取引員ヲシテ受渡物件ノ格付ヲ爲サシムルコトヲ得ス

第二十二條　取引所ハ左ノ書類ヲ作成シ遲滞ナク之ヲ農商務大臣ニ差出スヘシ
一　相場表
二　賣買高表
三　毎期ノ財産目錄、貸借對照表、損益計算書及事業報告書
四　毎期末日現在株主及其ノ持株
五　毎期末日現在取引員又ハ會員表
前項第一號及第二號ノ書類ハ實物市場ニ於ケル賣買取引及七日以內ノ期限ヲ以テ履行期ト爲ス清算市場ニ於ケル賣買取引ニ付テハ毎月末日其ノ他ノ賣買取引ニ付テハ毎受渡期日ニ之ヲ作成スヘシ

第二十三條　左ノ場合ニ於テハ取引所ハ遲滞ナク其ノ事項ヲ農商務大臣ニ報告スヘシ
一　取引所其ノ會員又ハ取引員ニ付取引所法第十一條ノ二第二項若ハ第四項又ハ第十五條ノ二第二項ニ揭ケタル事由アリト認メタルトキ
二　取引所法第十五條ノ規定ニ依ル處分ヲ爲シタルトキ
三　賣買取引ノ違約ヲ生シタルトキ及其ノ賠償ヲ爲シタルトキ

四　臨時ニ市場ヲ開始シ又ハ休止シタルトキ
五　有價證券ノ賣買取引ヲ開始、中止又ハ廢止シタルトキ
六　市場ノ立會ヲ停止シ又ハ會員若ハ取引員ノ賣買取引ヲ差止メタルトキ
七　仲裁判斷ヲ爲シタルトキ
八　役員其ノ任期中ニ於テ死亡其ノ他ノ事由ニ因リ退任シタルトキ但シ衛職ノ場合ヲ除ク
九　取引所、役員又ハ會員若ハ取引員カ其ノ職務又ハ業務ニ關シ訴訟ノ當事者ト爲リタルトキ及其ノ判決アリタルトキ
十　會員又ハ取引員カ國稅徵收法ニ依リ滯納處分ヲ受ケタルトキ若ハ間接國稅犯則者處分法ニ依リ處分ヲ受ケタルトキ
十一　取引所ノ役員、受渡物件ノ格付ヲ爲ス者又ハ會員若ハ取引員カ犯罪ノ嫌疑ノ爲メ起訴セラレタルトキ
十二　株式會社組織ノ取引所カ商法ノ規定ニ依リ登記ヲ爲シタルトキ
十三　會員カ入退シタルトキ
十四　會員又ハ取引員タル會社ノ目的、資本金若ハ無限責任社員、取締役其ノ他業務ヲ執行スル役員ニ變更アリタルトキ
十五　商議員就任又ハ退任シタルトキ
十六　商議員會ニ於テ決議ヲ爲シタルトキ
農商務大臣必要ト認ムルトキハ前項ノ外報告スヘキ事項ヲ指定スルコトアルヘシ

附　則

第二十四條　本則ハ大正三年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二十五條　明治三十二年農商務省令第十八號、明治三十五年農商務省令第十一號及明治三十九年農商務省令第三十三號ハ之ヲ廢止ス

附　則（大正十一年七月省令第十五號附則）

本令ハ大正十一年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前ニ農商務大臣ニ差出シタル仲買人免許ノ願書ハ本令ノ規定ニ依リテ差出シタル取引員免許ノ願書ト看做ス

本令施行ノ際現ニ身元保證金又ハ賣買證據金ノ納入ニ付有價證券ヲ以テ代用セシムル取引所ニ在リテハ其ノ代用價格ハ本令施行後二月內ニ本令ノ規定ニ依リ之ヲ變更スヘシ其ノ變更ヲ爲ス迄仍從前ノ例ニ依ル

會員又ハ取引員ハ本令施行後二月內ニ第十九條ノ規定ニ依ル認可ヲ申請スヘシ其ノ認可ヲ受クル迄仍從前ノ例ニ依ル

第四　取引所稅法（大正三年三月法律第二三號同一一年四月法律第六一號改正）

第一條　取引所ニハ賣買手數料收入金額百分ノ十五ノ割合ニ依リ取引所營業稅ヲ課ス

第二條　取引所ハ毎月ノ賣買手數料收入金額ヲ翌月十日迄ニ政府ニ申告スヘシ但シ廢業ノトキハ直ニ之ヲ申告スヘシ

前項ノ申告ヲ爲サス又ハ政府ニ於テ申告ヲ不相當ト認ムルトキハ政府ハ其ノ課稅標準額ヲ決定ス

第三條　取引所營業稅ハ毎月分ヲ翌月末日迄ニ納付スヘシ但シ廢業ノトキハ直ニ之ヲ納付スヘシ

第四條　會員組織ノ取引所ニハ取引所營業稅ヲ課セス

第五條　取引所ニ於ケル賣買取引ニシテ差金ノ授受ニ依リテ決濟ヲ爲シ得ルモノニハ其ノ賣買各約定金高ニ對シ左ノ稅率ニ依リ取引稅ヲ課ス

第一種　地方債證券又ハ社債券ノ賣買取引

　甲　七日以內ノ期限ヲ以テ履行期ト爲スヘキ取引ニ屬スルモノ　萬分ノ〇・六

　乙　其ノ他ノモノ　萬分ノ一

第二種　有價證券ノ賣買取引

　甲　七日以內ノ期限ヲ以テ履行期ト爲スヘキ取引ニ屬スルモノ　萬分ノ一・五

　乙　其ノ他ノモノ　萬分ノ二・五

第三種　商品ノ賣買取引　萬分ノ二・五

賣買ヲ解約スルモ其ノ稅金ハ之ヲ免除セス

第六條　削除（大正十一年四月法律第六十一號削除）

第七條　國債證券ノ賣買取引ニハ取引稅ヲ課セス

第八條　取引所ノ取引員又ハ會員ハ取引稅ノ課セラルヘキ毎月分ノ賣買取引ノ賣買各約定金高ヲ種別及其ノ區分毎ニ記載シタル申告書ヲ取引所ヲ經テ翌月十日迄ニ政府ニ提出スヘシ

取引所ハ前項ノ申告書ヲ調査シ其ノ當否ニ付意見ヲ付シ前項ノ期間內ニ之ヲ政府ニ提出スヘシ

前項ノ規定ニ依リ取引所ヲシテ申告書ノ調査ヲ爲サシムル爲取引員又ハ會員ハ第一項ノ期日前相當ノ期間內ニ申告書ヲ取引所ニ送付スヘシ

申告書ノ提出ナキトキ又ハ政府ニ於テ申告高ヲ不相當ト認ムルトキハ政府ハ其ノ課稅標準額ヲ決定ス

第九條　取引所ノ取引員又ハ會員ハ毎月分ノ稅金ヲ取引所ヲ經テ翌月末日迄ニ政府ニ納付スヘシ

第十條　政府ハ取引稅ノ納稅告知書ヲ取引所ニ交付シ取引所ハ之ヲ其ノ取引員又ハ會員ニ送達スヘシ此場合ニ於テハ取引所ニ交付シタル時ヲ以テ其ノ取引員又ハ會員ニ送達アリタルモノト看做ス

取引所ハ其ノ取引員又ハ會員ノ納付スヘキ税金ヲ取纏メ前條ノ納期内ニ之ヲ政府ニ送付スヘシ
取引所前項ノ規定ニ依リ取纏メタル税金ヲ送付セサルトキハ國税徴收法ニ依リ取引所ヨリ之ヲ徴收ス
第十一條　取引所カ取引員又ハ會員カ廢業脱退其ノ他ノ事由ニ因リ其ノ資格ヲ失ヒタルトキハ課税標準額ノ申告及取引税ノ納付ハ前三條ノ期限ニ拘ラス直ニ之ヲ爲スヘシ
前項ノ規定ハ取引所ノ廢業シタル場合ニ於テ取引税ニ付之ヲ準用ス
第十二條　取引所ハ其ノ取引員又ハ會員ノ取引税ノ納付ニ付保證ノ責ニ任ス
取引所ノ取引員又ハ會員納期内ニ取引税ヲ納付セサルトキハ政府ハ取引所ヨリ之ヲ徴收スルコトヲ得
第十三條　取引所ハ賣買手數料及賣買取引ニ關スル事項ヲ帳簿ニ記載スヘシ
取引所ノ取引員又ハ會員ハ賣買取引ニ關スル事項ヲ帳簿ニ記載スヘシ
第十四條　收税官吏ハ取引所、取引所ノ取引員又ハ會員ニ就キ其ノ賣買手數料又ハ賣買取引ニ關スル帳簿書類ヲ檢査シ又ハ監督上必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得
第十五條　取引所第二條ノ申告ヲ怠リ又ハ詐リタルトキハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス因リテ脱税シタルトキハ脱税高三倍ニ相當スル罰金又ハ科料ニ處シ直ニ其ノ税金ヲ徴收ス
第十六條　取引所ノ取引員又ハ會員第八條又ハ第十一條ノ申告ヲ怠リ又ハ詐リタルトキハ百圓以下ノ罰金又ハ十圓以上ノ科料ニ處ス因リテ脱税シタルトキハ脱税高五倍ニ相當スル罰金ニ處シ直ニ其ノ税金ヲ徴收ス但シ税金二十圓未滿ナルトキハ罰金額ヲ百圓トス
第十七條　取引所法第二十五條ノ規定ニ違反シタル行爲アリタルトキハ取引税ニ關シテハ取引所ニ於テ賣買取引ヲ爲シテ脱税シタルモノト看做シ其ノ税金五倍ニ相當スル罰金ニ處シ直ニ其ノ税金ヲ徴收ス但シ税金二十圓未滿ナルトキハ罰金額ヲ百圓トス
前項ノ場合ニ於テハ委託者ニ對シ約定金高ニ付計算シタル金額ヲ以テ賣買各約定金高トス
第十七條ノ二　取引所ニ於ケル賣買取引ニシテ第五條ニ規定スル賣買取引ニ該當セサルモノニ付差金ノ授受ニ依リテ決濟ヲ爲シタルトキハ取引物件ノ種別從ヒ其ノ最高税率ノ取引税ヲ課セラルヘキ賣買取引ヲ爲シテ脱税シタルモノト看做シ其ノ税金五倍ニ相當スル罰金ニ處シ直ニ其ノ税金ヲ徴收ス但シ税金ニ

十圓未滿ナルトキハ罰金額ヲ百圓トス
前項ノ場合ニ於ケル稅額ハ賣買各約定金高ニ依リ計算ス

第十八條　取引所ノ取引員又ハ會員ノ爲シタル第八條又ハ第十一條ノ申告不當ナル場合ニ於テ取引所之ヲ正當ナル申告トシテ政府ニ提出シタルトキハ百圓以下ノ罰金又ハ十圓以上ノ科料ニ處ス因リテ脫稅スルニ至ラシメタルトキハ脫稅高五倍ニ相當スル罰金ニ處ス但シ稅金二十圓未滿ナルトキハ罰金額ヲ百圓トス

第十九條　取引所又ハ取引所ノ取引員若ハ會員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ百圓以下ノ罰金又ハ十圓以上ノ科料ニ處ス

一　取引所第八條又ハ第十一條ノ場合ニ於テ申告書ニ意見ヲ附セス又ハ申告書ノ提出ヲ怠リタルトキ

二　賣買手數料又ハ賣買取引ニ關スル帳簿ヲ調製セス、其ノ記載ヲ怠リ若ハ詐リタルトキ又ハ帳簿書類ヲ隱匿シタルトキ

三　收稅官吏ノ質問ニ對シ答辯ヲ爲サス若ハ虛僞ノ陳述ヲ爲シ又ハ其ノ職務ノ執行ヲ拒ミ之ヲ妨ケ若ハ忌避シタルトキ

第二十條　本法ヲ犯シタル者ニハ刑法第三十八條第三項但書、第三十九條第二項、第四十條、第四十一條、第四十八條第二項、第六十三條及第六十六條ノ例ヲ用ヒス

第二十一條　取引所ノ取引員又ハ會員ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本法ヲ犯シタルトキハ其ノ取引員又ハ會員ヲ處罰ス

第二十二條　北海道府縣、市町村及北海道沖繩縣ノ區ハ取引所營業稅ニ對シ本稅百分ノ十以內ノ附加稅ヲ課スルノ外取引所ノ業務ニ對シ租稅其ノ他ノ公課ヲ課スルコトヲ得ス

附　則

本法ハ大正三年九月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第二十二條ノ規定ハ大正四年四月一日ヨリ施行ス

本法施行前ノ賣買取引ニ關シテハ仍從前ノ規定ニ依リ取引所稅ヲ徵收ス

本法施行前ニ爲シタル賣買取引ニ係ル賣買手數料ニシテ本法施行後ニ收入スルモノハ取引所營業稅ノ課稅標準額ニ算入セス

明治三十九年法律第十二號ハ之ヲ廢止ス

附　則（大正十一年四月法律第六一號附則）

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行前ニ爲シタル取引所ノ賣買取引ニ付テハ其ノ

取引ノ結了ニ至ル迄仍從前ノ例ニ依ル

取引所税法中改正法律施行期日ノ件

（大正一一年八月勅令第三八九號）

大正十一年法律第六十一號ハ大正十一年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

第五　取引所税法施行規則

（大正三年七月大藏省令第一三號　同一一年八月同省令第五一號改正）

第一條　取引所設立ノ免許ヲ受ケタルトキハ定款及業務規程ヲ添ヘ免許ノ年月日ヲ十日以内ニ所轄税務署ニ届出ツヘシ定款若ハ業務規程變更ノ認可ヲ受ケタルトキ又ハ其ノ變更ヲ命セラレタルトキ亦同シ

取引所免許繼續ノ許可ヲ受ケタルトキハ其旨直ニ所轄税務署ニ届出ツヘシ

第二條　取引所開業シタルトキハ其ノ旨直ニ所轄税務署ニ申告スヘシ廢業シタルトキ亦同シ

第三條　取引所ハ取引所税法第二條ニ依ル取引所營業税課税標準額申告書ヲ所轄税務署ニ提出スヘシ

第三條ノ一　支所ヲ設クル取引所ニ在リテハ前三條ニ依ル届出又ハ申告ハ本支所各別ニ其ノ所轄税務署ニ之ヲ爲スヘシ

第四條　取引所ノ取引員タル免許ヲ受ケタル者又ハ取引所ノ會員トナリタル者ハ其ノ住所、氏名又ハ名稱、營業所、所屬取引所及免許ノ受ケ又ハ會員ト爲リタル年月日ヲ直ニ所屬取引所ヲ管轄スル税務署ニ届出ツヘシ

取引所ノ取引員又ハ會員カ廢業、脱退其ノ他ノ事由ニ因リ其ノ資格ヲ失ヒタルトキハ其ノ旨直ニ所屬取引所ヲ管轄スル税務署ニ申告スヘシ但シ死亡又ハ解散シタルトキハ所屬取引所ヨリ其ノ申告ヲ爲スヘシ

第五條　取引所税法第八條ニ依ル取引税課税標準額申告書ハ所屬取引所ヲ管轄スル税務署ニ提出スヘシ

附　則

本令ハ大正三年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際既ニ開業セル取引所及現ニ仲買人又ハ會員タル者ハ本令施行後二十日以内ニ第一條又ハ第四條ノ届出ヲ爲スヘシ

附　則

（大正一一年八月大藏省令第五一號附則）

本令ハ大正十一年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前免許ヲ受ケタル取引所ニ於テ取引所令附則第三項ノ規定ニ依リ業務規程ノ認可ヲ受ケタルトキハ認可後五日以内ニ業務規程ヲ添ヘ所轄税務署ニ之ヲ届出ツヘシ

本令施行前所轄稅務署ニ爲シタル仲買人ノ免許ニ關スル屆出ハ本令ニ依リ爲シタル取引員ノ免許ニ關スル屆出ト看做ス

第六　其ノ他省令・通牒

米及有價證券取引市場設立ノ件

（明治十九年三月農商務省令第一號）

米又ハ有價證券ヲ取引スル市場ハ爾今地方長官ヲ經由シ農商務大臣ノ許可ヲ受クルニアラサレハ設立スルコトヲ得ス犯ス者ハ十圓以上二十五圓以下ノ罰金若クハ十一日以上二十五日ノ重禁錮ニ處ス

取引所關係法令ノ改正ニ伴フ取引所、仲買人又ハ會員ノ違法行爲取締方ニ關スル件

（大正三年八月二十四日商第八〇七九號）

本年九月一日ヨリ實施セラルヘキ取引所關係法令ノ改正ハ專ラ取引所本來ノ機能ヲ發揮セシメ且ツ取引所ニ關聯シニ生スル弊害ヲ一掃スルノ趣旨ニ出テタルモノニシテ政府ハ取引所、仲買人又ハ會員ノ取締ニ付爾今一層ノ督勵ヲ加ヘ非違ニ對シテハ苟モ假借セサル方針ニ出ツヘキノ以ニ直接事ニ當ル取引所理事者亦此ノ精神ヲ體シ法令ヲ遵奉シ各般ノ措置ヲ愆ラサラシムコトニ力ムヘシ殊ニ仲買人ノ業務ハ信用ヲ基礎トスルニ拘ラス從來動モスレハ世人ノ嫌忌ヲ招クカ如キ所爲尠カラス斯クノ如キハ其ノ害ノ及フ所極メテ大ナル者アルヲ以テ政府ハ特ニ之ニ對シテ嚴密ナル監督ヲ行フヘシト雖取引所亦自ラ進ンテ之カ取締ヲ勵行シ仲買人ヲ戒飭シテ呑行爲其ノ他一切ノ違法行爲ヲ剿絕シ以テ取引所及仲買人ノ地位ト信用トヲ向上セシムルコトヲ期スヘシ

右內訓ス

取引所ヨリ差出スヘキ文書ニ關スル件

（大正三年九月二日商局第九八九號）

取引所ヨリ農商務大臣ニ差出スヘキ書類ハ爾今新法令中特ニ規定アル場合ニ限リ地方長官ヲ經由スルコトヲ要シ其ノ他一切ノ切類ハ直接農商務大臣ヘ提出差支ナキ義ニ有之候條爲念此段及通牒候也

取引所法第二十五條ノ適用ニ關スル件

（大正四年一月二十九日商第八二七號）

仲買人ノ使用人、家族其他ノ從業者カ取引所法第二十五條第一項ニ違反セル行爲ヲ爲シタル場合ニ於テ其仲買人ヲ同條第二項ニ依リテ處分シ得ルヤニ付テ往々疑義伺出ノ向モ有之候處右ニ對シテハ左記ノ趣旨ヲ以テ回答致置候條御承知相成度爲念此段及通牒候也

記

仲買人カ取引所税法第十七條、同第二十一條ニ依リテ處罰ヲ受ケタルトキニ於テ其使用人、家族其他ノ從業者ノ取引所法第二十五條第一項ニ違反セル行爲カ其仲買人ノ名ヲ以テ且其ノ仲買人ノ計算ニ於テ爲サレタルモノナルトキハ其ノ仲買人ハ同條第二項ニ依ル處分ヲ免レサルモノトス

市場ノ臨時開始、休止又ハ停止等ノ屆書中ニ規定適用ノ條項明記方ノ件

（大正四年二月二十九日商第一八〇號）

市場ノ臨時開始、休止又ハ停止其ノ他定款又ハ營業細則ノ規定ニ依リテ爲シタル事項ノ屆出ヲ爲スニ當リ屆書中ニ右ニ付適用シタル規定ヲ明示セサル向モ往々有之支障不尠候條向後ハ營業細則第何條第何項第何號ニ依リト云フカ如ク適用條項ヲ明瞭ニ記載相成度此段爲念通牒候也

不穩當ナル相場ヲ表ハシ又ハ表ハサントスル虞アル場合ニ於ケル市場休止等秩序保持方ニ關スル件

（大正六年十月二十五日商第一六四三四號）

不穩當ナル相場ヲ表ハシ又ハ表ハサントスル虞アル場合ニ於テ市場休止等機宜ノ處置ニ出テサルヘカラサルハ勿論ナリト雖モ其ノ他ノ原因ニ基キ屢市場ノ休止セサルヘカラサルカ如キ事態ヲ惹起スルハ取引所本來ノ機能ニ鑑ミ遺憾不尠候條周到ノ注意ヲ以テ本證據金額ノ引上、豫納證據金ノ徴收等豫メ適當ノ措置ヲ採リ又仲買人中法令定款竝營業細則ニ規定セル各種ノ義務ニ違反セントスル者其他亂手ヲ振リ若ハ故ラニ相場ノ變動ヲ惹起スルノ目的ヲ以テ場ノ内外ニ於テ不穩當ノ擧措ヲ敢テセントスル者ニ對シテハ豫メ戒告ヲ加ヘ事前ニ於テ其ノ防止ニ務ムルト共ニ違反者ニ對シテハ假借スル所ナク處分ヲ勵行スル等市場ノ秩序ヲ保持スル上ニ於テ秋毫ノ遺算ナキヲ期スヘク依命此段及通牒候也

仲買人ノ店舗又ハ住宅ニ於テ定期取引類似ノ行爲等ヲ爲ス者ノ取締方ニ關スル件

（大正七年九月十六日商第一八一一號）

仲買人ハ自ラ其ノ身分ヲ重ンシ常ニ品位ノ向上ヲ期スヘキハ當然ノ儀ニ有之然ルニ近時往々仲買人ノ店舗又ハ住宅ニ於テ定期取引類似ノ行爲若ハ取引所ニ依ラスシテ取引所ノ相場ニ依リ差金ノ授受ヲ目的トスル行爲ヲ爲ス者有之候處斯ル場合ニ於テ仲買人自ラ之ニ關與シ又ハ自己ノ使用人ヲシテ之ニ關與セシメタル場合

於テハ其ノ仲買人ハ刑事上ノ責任ヲ免レサルコト勿論ノ義ニ候ヘ共假令當該仲買人ニ於テ自ラ之ニ關與シ又ハ自己ノ使用人ヲシテ之ニ關與セシメタル事實ナシトスルモ苟モ自己ノ店舗又ハ住宅ニ於テ斯ノ如キ不正行爲ヲ生セシムルカ如キハ怠慢ノ甚タシキモノニ有之其ノ斯ノ如キ不正行爲ヲ爲スコトヲ許容シ若ハ情ヲ知リテ之ヲ禁セサル事實アルニ於テハ取引所ハ定款ノ規定ニ依リ相當ノ處分ヲ爲スヘキ義ニ有之候條了知可相成尚此ノ際其ノ所仲買人ニ對シ右ノ趣旨篤ト傳達可相成此段及通牒候也

取引所令改正ニ伴ヒ營業細則其ノ他變更ニ關スル件

（大正九年六月三日商局第二三五號）

取引所令改正ニ伴ヒ變更スヘキ營業細則其ノ他ニ關シテハ大體左記事項ヲ參考トシテ變更相成度此段及通牒候也

一　兩建證據金ノ一方又ハ雙方ニ付免除又ハ減額ヲ爲サムトスル向ハ其ノ旨ノ規定ヲ設クヘキコト

二　仲買人ノ取引所ニ於ケル建玉決濟ノ方法ニ關スル現行規定ハ之ヲ削除スルモ支障ナキコト但シ之ヲ削除シタル場合ニ於テハ日時ノ順位ニ依リ決濟スル旨ノ規定ヲ新ニ設クヘキコト（斯ル規定ヲ設クルコトノ困難トスル事情アル向ハ其ノ旨ヲ申出テラレタキコト）

三　賣方カ受渡ニ供スルモノトシテ豫メ提供シタル物件ニ對スル建玉ニ付買戻ヲ許ス取引所ニ在リテハ其ノ玉カ委託ニ係ルモノナルトキハ其ノ買戻カ委託者ノ指圖ニ基キヌルモノナルコトヲ證明スルニ非サレハ買戻ヲ爲スコトヲ得サル旨ノ規定ヲ設クヘキコト

四　仲買人ノ取引所ニ差入ルヘキ證據金ノ差入ヲ猶豫スル趣旨ノ規定ハ之ヲ削除スヘキコト

五　委託本證據金ノ率ハ取引所ニ差入ルヘキ本證據金ノ二十割ヲ超ユルコトヲ得サル旨ノ規定ハ之ヲ削除スヘキコト

六　仲買人ハ委託證據金ニ充當スヘキ條件ヲ以テ委託者ヨリ豫メ金錢其他ノモノヲ差入レシムルコトヲ得ル旨ノ規定ハ之ヲ削除スヘキコト

七　追證據金及增證據金ニ付テハ少クトモ半額ハ現金ヲ以テ差入ルヘキ旨ノ規定ヲ新ニ設クヘキコト

八　成ルヘク左ノ趣旨ノ規定ヲ新設スヘキコト
仲買人委託ヲ受ケタル賣付又ハ買付カ取引所トノ關係ニ付轉賣又ハ買戻トナリタル場合ニ於テ其ノ

委託者カ手仕舞若クハ受渡ヲ爲サムトスルトキハ吏ニ賣買取引ヲ爲シテ之ヲ結了スヘシ

九以上ノ變更ハ先物ヨリ實施スヘキ旨ノ附則ヲ設クヘキコト

十其ノ他ハ成ル可ク現行ノ通リトスルコト

十一尙營業細則變更ノ趣旨ニ準據シテ受託契約準則ヲモ相當變更スヘキコト

限月ニ關係アルモノノ認可申請ニ關スル件

（大正九年九月六日商局第四〇四號）

定款、營業細則等ノ變更ニシテ限月ニ關係アルモノノ認可ヲ申請スルニ當リ其ノ前月末ニ迫リテ申請シ來ル向不尠審議上不便甚シク從ソテ新限月ノ、賣買ニ適用スルコト能ハサルノ虞有之甚タ遺憾ニ被存候條爾今此ノ種ノ認可申請ニ際シテハ相當審議期間ヲ見計ヒ提出相成度此段爲念申進候也

仲買人人選方ニ關スル件

（大正十年五月二十五日商第四〇七二號）

取引所カ資産信用共ニ優良ナル仲買人ヲ包擁スルハ其ノ政策上最緊要ノ事ニシテ理事者ノ深ク留意スヘキ處ナルニ不拘仲買人ノ免許出願者中ニハ往々薄弱ナル資産ニ過大ノ見積ヲ付シ債務ヲ隱蔽シ又ハ密ニ他人ノ財産ヲ借受ケ之ヲ自己ノ所有ニ装フモノアルノミナラス近時動モスレハ既ニ免許ヲ得タル優良仲買人中ニモ營業上自己ノ名義ヲ用ノルコトヲ欲ヒ店員又ハ其ノ他ノ者ヲ名義人トシテ免許ヲ受ケシメムトスルモノ尠カラサルハ甚遺憾ニ付仲買人ノ出願ハ資産信用充分ナルヘキハ勿論營業者自身ノ出願ニ非サレハ容易ニ詮議不相成方針ニ付願書ノ進達ニ際シテハ將來特ニ此點ニ注意シ審議相成度此段及通牒候也

定期取引有價證券ニ關スル諸報告ノ件

（大正十一年二月二十一日商務局長通牒）

近時定期取引有價證券ニ關スル諸報告往々提出漏有之支障不尠候條爾今左記事項遅滯ナク報告相成度爲念此段及通牒候也

記

一有價證券ノ賣買取引ノ開始

二賣買取引ノ中止又ハ廢止及其ノ理由

三增資、減資及合併等ニヨル資本金又ハ株數ノ變更及一株拂込金額ノ變更

四賣買取引セル有價證券ノ銘柄ノ變更

供託事務取扱手續ニ關スル件

（大正十一年五月十六日商第二四七六號）

供託法ノ改正ニ伴ノ供託事務ノ取扱手續ニ關シテハ豫テ司法省トノ間交渉中ニ有之候處取引所關係ノ供託事務取扱手續ニ關シ供託局長及供託事務取扱銀行ニ關ニ今般別紙ノ通通牒相成タル旨回答有之候條了知相成度此段及通牒候也

司法省民事局民事第一八五五號（大正十一年五月十日）

司法省民事局長　池田寅二郎

農商務省商務局長　鶴見左吉雄殿

取引所關係ノ供託事務取扱ニ關スル件

本年四月十一日商局第五八九號ヲ以テ御照會ノ標記ノ件ニ付テハ今般供託局長及供託事務取扱ノ銀行ニ對シ別紙ノ如キ通牒ヲ發シ該供託手續ノ簡捷ヲ圖リ候條御了知相成度候也

（別紙）

（大正十一年九月十日司法省民事局民事第一八五五號）

取引所カ取引所會員及仲買人ノ身元保證金代用トシテ供託シタル有價證券ノ價格騰貴ノタメ供託スヘキ金額ニ比シ過剩ヲ生シタル場合ニ於テ取引所其ノ事由ヲ具シテ過剩部分ノ取戻ヲ請求シタルトキハ價格審査等ノ手續ヲ須ヒスシテ取引所提出ノ事由說明ノ書面ニ基キ取戻ノ請求ヲ認可スヘク又取引所ニ於テ前記身元保證金代用トシテ供託シタル有價證券ノ入替ヲ爲サムトスルトキハ取引所ヲシテ新ニ供託セムトスル證券ノ價格カ嚢ニ供託シタル證券ノ價格ヲ下ラサルコトノ證明書ト共ニ嚢ニ供託シタル證券ノ取戻ノ請求書ヲ提出セシメ右證明書ニ基キ取戻ノ請求ヲ認可ス　ク此取戻モ新ニ入替ノ爲メニスル供託トハ必シモ同時ナルコトヲ要セス從テ此ノ取戻ノ請求ヲ認可スルニ當リテハ入替ノ爲メニスル新證券ニ付受入手續ヲ了シタルコトヲ必要トセサルモノトシテ取扱相成度此段及通牒候也

取引員取締ニ關スル件

（大正十一年八月三十日商局第一六七五號）

改正取引所法ハ九月一日ヲ以テ實施セラルル事ト相成候處今回改正ノ主眼トスル所ハ畢竟取引所内外ニ於ケル投機取引ヲ整備シ仲買人ノ品位信用ヲ向上セシメ以テ取引所本來ノ機能ヲ盡サシメムトスルモノニシテ之カ法規ノ運用ニ關シテハ當局ニ於テモ爾今一層ノ督勵ヲ加フヘキ心算ニ有之候條豫メ了知可相成尚從來仲買人ニシテ法規ヲ潜リ投機ニ耽リ世ノ指彈ヲ受クルカ如キ者アルニモ不拘從來理事者ニシテ往々之ヲ看過スルノ風アル者アルハ獨リ同業ノ信用ヲ失墜スルノミナラス淳風良俗ヲ害フ事尠少ナラサル儀ニ有之候條將來斯ノ如キ弊竇無之樣嚴ニ督勵可相成亦理事者ニ於テモ率先法令改正ノ主旨ヲ體シ定款其ノ他ノ規定ヲ遵奉シ

其ノ位地ヲ辱カシメサル樣勵精相成度此段爲念及通牒候也

定款、業務規程、財產保管方法等認可申請ニ關スル件（大正十一年九月十一日商局第一七四六號）

尙今定款、業務規程、財產保管方法等ノ變更ハ別紙樣式ニ準シ認可申請可相成此段及通牒候也

追而受託契約準則ニ付テモ右ニ準スヘキ旨會員又ハ取引員ニ示達相成度此段申添候

（樣　式）

（一部變更ノ場合）

第一條　~~仲買人~~取引員ハ自己ノ氏名（又ハ商號）ヲ以ニスルニ非サレハ廣告ヲ爲スコトヲ得ス

變更理由

（全部變更ノ場合）

第二條　清算取引ハ競賣買ノ方法ニ依リ實物取引ハ相對賣買方法ニ依ル

舊條文　直取引、延取引ハ相對賣買及入札賣買ノ方法ニ依ルモノトス

變更理由

（註）此の通牒中、傍線の箇所及び抹消線は原文には朱書しあり

取引員廢業屆出ニ關スル件（大正十一年十月二十四日商局第二一七六號）

從來取引員ノ廢業ヲ屆出ツル場合ニ於テ其ノ理由ヲ附記セス或ハ之ヲ附記スルモ漫然申出ノ事實ヲ記載スルニ止マリ事ノ眞僞ハ之ヲ問ハサルノ風有之候處斯クテハ處理上支障不尠候條自今廢業ノ者ニ對シテハ本人申出ノ如何ニ拘ハラス取引所ニ於テ篤ト其ノ實情ヲ調査シ屆出可相成此段及通牒候也

受託契約準則及委託手數料率認可申請ニ關スル件（大正十一年十月二十五日商務局長通牒）

取引員ト委託者トノ間ニ行ハルル受託契約ノ準則及委託手數料率ハ取引所法施行規則ノ改正ニ依リ農商務大臣ノ認可ヲ要スル義ニ有之候處新ニ取引員タラムトスル者ニ付テハ豫メ右手數料率及準則ヲ定メ其ノ認可申請書ハ取引員免許願ニ添付セシムル樣取計相成度此段及通牒候也

營業保證金代用有價證券ニ關スル件（大正十二年一月八日商第二二號）

營業保證金代用有價證券ニ關シ左記ノ通指定相成候條了知相成度此段及通牒候也

記

一　營業保證金ニ代用シ得ヘキ有價證券ハ國債證券ニ限ルモノトシ其ノ代用價格ハ債券額面金額トス營業保證金ニ不足ヲ生シタル場合ニ於テハ其ノ事由ノ發生シタル日ヨリ二週間以內ニ其ノ不足額ヲ供託スヘシ

二　取引所カ本通牒ヲ接受シタル日以前ニ供託シタル地方債證券ハ大正二十年四月末日ヲ限リ仍其ノ效力ヲ有ス其ノ代用價格ハ債券額面百分ノ九十トス

三　現ニ國債證券又ハ地方債證券以外ノ有價證券ヲ供託スル取引所ハ大正十三年六月末日マテニ現金又ハ國債證券ト之ヲ引換フヘシ其ノ引換ヲ了スル迄ノ代用價格ハ仍從前ノ例ニ依ル

取引員免許出願其ノ他認可申請等手續ニ關スル件

（大正十二年一月八日商第二三號）

取引所法令ノ改正ニ伴ヒ取引員免許出願其ノ他ノ事項別紙ノ通相定メ大正三年八月二十八日商第八二一四號商工局長通牒ハ之ヲ廢止致候條了知相成度依命此段及通牒候也

第一條　取引員免許ノ願書及役員選任ノ認可申請書ニ添付スヘキ履歷書ニハ職業及學歷ノ外左ノ事項ヲ記載スヘシ

一　取引所ノ役員、會員、仲買人又ハ取引員タリシコトノ有無

二　犯罪ノ嫌疑ノ爲メ起訴セラレ裁判確定ニ至ラサル者ニ付テハ其ノ罪名竝裁判ノ經過

第二條　前條ノ履歷書ニハ左ノ書類ヲ添附スヘシ

一　戶籍謄本

二　刑罰ヲ受ケタルコトナキ者ハ其ノ旨ノ市區町村長ノ證明書、若シ之レアリトセハ其ノ各罪名、刑、判決確定ノ年月日及刑ノ執行ヲ終リ又ハ其ノ免除ヲ得タル年月日ヲ詳記シ其ノ刑罰以外ニ刑罰ナキ旨ノ市區町村長ノ證明書

三　家資分散又ハ破產ニ付テハ前號ニ準シタル證明書

第三條　取引員免許ノ願書ニ添附スヘキ資產調書ハ左記樣式ニ準據スヘシ

資產ノ部

土地　地目　所在地　坪數　單價　金額　取得年月日
小計　金額
家屋　種類　所在地　坪數　單價　金額　取得年月日
小計　金額
有價證券　銘柄　個數　單價　金額　取得年月日
小計　金額
銀行預金　種類　銀行名　金額
小計　金額
其ノ他　金額
小計　金額

累計			金額
負債之部	債權者	擔保方法	金額
計			金額
差引純資産			金額

第四條　前條ノ資産調査ニハ左ノ書類ヲ添附スヘシ

一不動産ニ付テハ登記簿ノ謄本

二記名有價證券ニ付テハ取得年月日ヲ記載シタル當該會社ノ證明書

三前二號以外ノ資産ニシテ其ノ存在又ハ取得年月日ノ證明方法アルモノニ付テハ其ノ證明書

四最近三箇年各年度別ニ於ケル地租、所得税、營業税其ノ他ノ國税納入額ニ關スル市區町村長ノ證明書

第五條　取引所法施行規則第二十三條ノ報告書ニハ詳細ニ其ノ事情ヲ記載スヘシ

同條第三號ノ報告書ニハ違約者ノ氏名、違約ノ數量及金額、違約カ市場ニ及ホシタル影響、違約ト始末、違約賠償ノ方法並違約者ノ處分方法ヲ明記スヘシ

同條第十四號ノ報告書ニハ本通牒第一條及第二條ニ規定シタル書面ヲ添附スヘシ

同條第十六號ノ報告書ニハ少クトモ會議ノ目的タル事項、會議ノ月日、出席總數及贊否ノ數ヲ記載スヘシ

第六條　取引所ハ取引員免許ノ請書ニ左ノ書類ヲ添附スヘシ

一身元保證金供託書ノ寫

二取引所カ免許狀ノ送付ヲ受ケタル年月日並取引所ニ對シ取引員カ請書及身元保證金ヲ差出シタル年月日ヲ記載シタル書面

第七條　取引所法施行規則第十四條ノ規定ニ依ル認可申請書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一取引銀行ニ付テハ其ノ名稱、現實ニ取引ヲ爲スヘキ本支店名及取引ノ方法

二所有有價證券ニ付テハ其ノ銘柄

三所有不動産ニ付テハ其ノ種類及用途

四其ノ他ノ所有財産ニ付テハ其ノ内容ノ詳細

前項ノ認可申請書ニハ左ノ書類ヲ添附スヘシ

一取引ノ開始セムトスル銀行又ハ所有セムトスル株券若ハ社債券ヲ發行スル會社ノ最近決算期ノ考課狀

二取引銀行ト取引所ノ役員トノ關係ヲ記載シタル書面

第八條　取引所令第十二條ノ規定ニ依ル有價證券上場ノ認可申請書ニハ左ノ事項ヲ記載シ且最近ニ決算期ノ考課狀ヲ添附スヘシ

一上場セムトスル株式ノ總數、壹株ノ金額及壹株ニ對

ル拂込額

二株券發行ノ年月日

第九條　臨時タルト定時タルトヲ問ハス株主總會開催後遲滯ナク其ノ議事錄ヲ提出スヘシ

會員組織取引所ニ付テハ前項ニ準スルモノトス

商議員會諮問事項ニ關スル件

（大正十二年一月九日商第一五二號）

取引所令第十九條第八號ノ規定ニ依リ賣買證據金ニ關シ商議員會ニ諮問スヘキ事項ノ範圍ニ就キ疑義伺出ノ向モ有之候處少クトモ左記ノ點ニ關シテハ商議員會ニ諮問ノ要スルモノト解釋スヘク省議決定相成候條了知相成度此段及通牒候也

記

一　各種證據金額ノ決定又ハ變更

二　臨時增證據金、割增證據金及豫納證據金ヲ徵收スヘキ場合ノ認定

三　代用有價證券ノ種類及代用價格ノ決定又ハ變更

商議員會ノ決議事項報告ノ件

（大正十二年八月六日商局第一五二四號）

免許、認可又ハ屆出ニ關スル事項ニ付商議員會ノ決議アリタル場合ニ於テ其決議報告書ハ之ヲ其願書又ハ屆書ニ添附提出相成樣致度此段及通牒候也

賣買手數料ニ關スル件

（大正十二年八月二十二日商局第一六三八號）

從來取引所ニシテ賣買手數料ノ徵收方ニ關シ割戾其ノ他ノ方法ニ依リ認可ヲ得タル率ト事實上異ナレル率ヲ以テスル向モ有之ヤニ聞及ヒ候處右ハ取引所法第二十三條ノ規定ニ違背スルモノニ有之候條苟モ事實上之カ變更ノ爲サムトスル場合ニ於テハ豫メ認可申請可相成爲念此段及通牒候也

取引所役員ノ互選スル商議員選擧ニ關スル件

（大正十三年二月八日商局臨第一八四號）

役員改選セラレタル場合ニ於テ役員ノ互選スル商議員ニ付テハ之カ改選ヲ行ハサル向モ有之候處假令商議員ヲ兼ヌル者ニシテ役員ニ再任スル者アリト雖モ商議員タル資格ハ既ニ消滅シタルモノナルヲ以テ商議員トシテハ更ニ改選スヘキモノト被思料候條此段及通牒候也

限月終了後ニ於ケル小口落玉ノ處理方法竝身元保證金返還時期ニ關スル疑義ノ件

（大正十三年二月二十五日商第一一二號）

期月終了後ニ於ニ其ノ期月ノ小口落玉アルコトヲ發見

シタル場合ニ於テハ之ヲ取引所ニ附出スコトヲ得ルヤ否ヤ並ニ此ノ場合身元保證金ノ返還時期如何ニ關シ疑義何出ノ向モ有之候處左記ノ通リ解釋スヘキモノト被思料候條此段及通牒候也

記

一 取引員ハ小口落玉ニ付其ノ期月最終賣買日迄ニ取引所ニ附出スヘキモノニシテ其ノ期月終了後ニ於テハ何等ノ方法ヲ以テスルモ之ヲ處理スルノ途ナシ

二 取引員タル資格ヲ失ヒタルモノニシテ取引所ニ於ケル賣買玉ノ存スルモノナク既ニ期月ヲ經過シタル小口落玉ヲ有スルノミナル場合ニ於テハ其ノ者ノ取引所ニ於ケル取引ハ既ニ結了セラレタルモノトシ身元保證金ハ其ノ者ト取引所間ノ計算完了後業務規程ニ從ヒ返還スヘキモノナリ

死亡シタル取引員ノ建玉處理ニ關スル件

（大正十三年六月十一日商第三六八一號）

取引員中死亡シタルモノアルトキ其ノ者ノ賣買建玉ニ付取引所カ他ノ取引員ヲ指命シ本人ノ名ヲ以テ取引ヲ結了セシムル場合ニ於テ其ノ取引ヲ結了セシムル期間ヲ如何ニ定ムヘキカノ點ニ關シ疑義何出ノ向モ有之候處右ハ其ノ限月内ニ於テ取引所ノ相當ト認ムル期間ヲ適宜指定相成支障無之義ニ有之候條了知相成度爲念及通牒候也

取引所、役員又ハ取引員若ハ會員カ職務又ハ業務ニ關シ訴訟當事者トナリタル場合ニ於ケル報告方ノ件

（大正十三年十二月七日商局第一六三二號）

取引所、役員又ハ取引員若ハ會員カ職務又ハ業務ニ關シ訴訟ノ當事者トナリタル場合ニ於ケル取引所ノ報告義務ハ既ニ取引所法施行規則第二十三條及大正十二年一月八日附通牒商第二十三號第五條ノ明記スル所ナルニ拘ラス往々ニシテ報告洩レノ向モ有之支障不尠候條爾今如斯事實無之樣充分注意相成度尚該報告書式別記ノ通リ決定候條此段及通牒候也

記

訴訟提起ノ年月日	[illegible]	請求ノ原因	請求ノ目的	[illegible]	摘要

注意 尚訴訟關係複雜ニ[illegible]詳細記入スルノ必要アルトキハ之ヲ備考トシテ附記ノコト

取引所法第十五條ノ三ノ疑義ニ關スル件

（大正十三年十二月九日商局第一七六八號）

取引所法第十五條ノ三ノ解釋上ノ疑義及同條ニ關聯シテ取引員身元保證金返還處理ニ關シ神戸取引所ヨリ伺出ノ次第モ有之左記ノ通回答致置キ候條了知相成度爲念及通牒候也

記

一取引所法第十五條ノ三第一項ハ廢業後取引員ハ計算整理ノ目的ノ範圍内ニ於テハ取引結了迄其身分ヲ喪失セス、更ニ監督ノ目的ノ範圍内ニ於テハ取引結了後二週間ノ經過スル迄其身分ヲ喪失セサル旨ヲ規定シタルモノト解ス然レトモ同條第二項ハ計算整理ニ必要ナル期間ノミ取引員タルモノト擬制シタルモノト解ス

二取引員ノ身元保證金ハ取引ノ結了後ニ於テ其ノ結了後二週間ヲ經過セサル前ニ業務規程ニ基キ之ヲ本人ニ返還スルモ取引所法第十五條ノ三第一項ニ牴觸セス

取引員組合規約ノ提出方ニ關スル件

（大正十四年一月三十一日商局第四一一號）

調査上必要有之候條其所取引員組合ノ現行組合規約一部提出相成度此段及通牒候也

尙今後組合規約ヲ變更シタルトキハ其ノ都度遲滯ナク報告相成度候

取引所法施行規則第二十二條ニ依ル相場表及賣買高表ニ關スル件

（大正十四年五月七日商局第二八〇號）

今般取引所法施行規則第二十二條改正相成候處同條ニ依ル相場表及賣買高表ノ書式ヲ別紙ノ通相定メ候條了知相成度此段及通牒候也

追テ右ノ書類ハ直接商務局取引課ニ送付相成度尙大正十一年十月十九日附商務局長通牒ノ毎月相場表及毎月賣買高表報告書式ニ依リ既ニ印刷濟ノモノアラハ當分便宜流用差支無之爲念申添候

（別紙）

米清算取引相場表　（大正　年　月分）

大正　年　月　日　　　所　　　名印

期月 / 日附	何月限		何月限		何月限	
	平均値段	前場引値	平均値段	前場引値	平均値段	前場引値
1	円	円	円	円	円	円
2						
30						
31						

	平均値段	最高値段	最低値段	平均値段	最高値段	最低値段	平均値段	最高値段	最低値段
本月中	円	円	円	円	円	円	円	円	円

有價證券短期清算取引相場表　附賣買高表　（大正　年　月分）

大正　年　月　日　　所　　名　印

銘柄　　額面　　拂込額

日附	平均値段	前場引値	賣買高	繰延高	受渡高	日歩
1	円	円				
2						
3						
4						
5						
6						
7						
27						
28						
29						
30						
31						
平均						

本月中最高値段	圓	本月中最低値段	圓

米清算取引賣買高日別表　（大正　年　月分）

大正　年　月　日　　所　　名印

期月 / 日附	何月限			何月限			何月限		
	賣買高	賣買金額	取組高	賣買高	賣買金額	取組高	賣買高	賣買金額	取組高
1	石	円	石	石	円	石	石	円	石
2									
29									
30									
31									
賣買高總計			石		賣買金額總計				圓

當月限ニ於ケル最後ノ日ノ取組高ハ朱書スヘシ

有價證券實物取引相場表　附賣買高表　（大正　年　月分）

大正　年　月　日　　所　　名印

銘柄 / 日附												
	平均値段	賣買高	賣買金額	平均値段	賣買高	賣買金額	平均値段	賣買高	賣買金額	平均値段	賣買高	賣買金額
1	円		円	円		円	円		円	円		円
2												
3												
4												
29												
30												
31												
合計												
平均												
本月中最高値段												
本月中最低値段												
本月中賣買總合計				株		本月中賣買金額總合計						圓

有價證券長期清算取引賣買高總計表（自大正　年　月　日 至大正　年　月　日）

大正　年　月　日

所　　名印

銘柄	賣買高 數量	賣買高 金額	受渡高 數量	受渡高 金額
		円		円
合計 種				

有價證券長期清算取引相場表　附賣買高表（自大正　年　月　日 至大正　年　月　日）

大正　年　月　日

銘柄　額面　拂込額　　　　所　　名印

限 / 日附	當限				中限				先限			
	平均値段	前場引値	賣買高	取組高	平均値段	前場引値	賣買高	取組高	平均値段	前場引値	賣買高	取組高
1	円	円			円	円			円	円		
2												
30												
31												
平均												
本期中最高値段			圓		本期中最低値段			圓				

備考　當限ニ於ケル最後ノ日ノ取組高ハ朱書スヘシ

有價證券短期清算取引賣買高總計表（大正　年　月分）

大正　年　月　日　　所　名　印

銘柄	賣買高 數量	賣買高 金額	受渡高 數量	受渡高 金額
		円		円
合計				

備考

一、用紙ハ美濃紙形トス

二、米以外ノ商品ニ付テハ米ノ例ニ準スヘシ但シ商品中銘柄ニ依リ取引スルモノニアリテハ有價證券ノ例ニ準スヘシ

委託手數料率及受託契約準則ノ認可申請ニ關スル件

（大正十四年五月二十八日商局第三六四號）

取引員免許出願ノ際（會員新ニ加入シタル場合）ニ認可申請スヘキ委託手數料率及受託契約準則ニ關シテハ既ニ總代ノ名義ヲ以テ認可ヲ受ケタルモノト全ク同一ノモノヲ制定セントスル場合ハ認可申請書ニ其ノ旨記載有之ラハ別ニ其ノ内容ヲ添附セサルモ差支無之候條了知相成度此段及通牒候也

附値慣行廢止方ニ關スル件

（大正十五年十月二十八日商局第一七九八號）

從來取引所ニ於テ賣買不成立ノ場合ニ附値ナル慣行ノ下ニ眞ノ賣買成立ノ値段ニ非サル相場ヲ作成スル向モ有之哉ニ及聞候處右ハ取引所ノ職能ニ鑑ミ不適當ト被認候條若シ其所ニ附値ノ慣行有之候ハハ今後ハ廢止相成様致度此段及通牒候也

第七　定款・業務規程

(甲)　定　款（大正十一年八月二十八日決議 同年九月一日認可同日施行）

沿革｛大正十二年十月、同十二年十二月、同十三年六月、同十四年十一月、同十五年一月、各一部改正｝

第一章　總　則

第一條　本所ハ株式會社東京株式取引所ト稱ス

第二條　本所ハ取引員ヲシテ有價證券ノ賣買取引ヲ爲サシムルコトヲ目的トス

第三條　本所ハ其ノ營業所ヲ東京市日本橋區兜町ニ置ク

第四條　本所ノ營業期間ハ大正十二年十月一日ヨリ滿十箇年トス

第五條　本所ノ公告ハ所轄區裁判所ノ登記事項ヲ掲載スル新聞紙ヲ以テス

第二章　資本及株式

第六條　本所ノ資本ハ金四千七百萬圓トシ之ヲ九拾四萬株ニ分チ壹株ノ金額ヲ五拾圓トス

第七條　株券ハ記名式トシ壹株券、五株券、拾株券、貳拾株券及五拾株券ノ五種トス

第八條　株金拂込ノ金額及期日ハ理事會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第九條　株金ノ拂込ニ對スル利益金ハ拂込ノ翌月ヨリ起算シ月割ヲ以テ其ノ額ヲ定ム

第十條　株主カ期日ニ拂込ヲ爲サヽルトキハ本所ハ期日ノ翌日ヨリ百圓ニ付一日四錢ノ割合ヲ以テ遲延利息ヲ徴收ス

第十一條　株券ノ分合又ハ汚損ノ爲新券ノ交付ヲ請求セムトスル者ハ所定ノ書式ニ依ル請求書ニ株券ヲ添附シ之ヲ本所ニ差出スヘシ本所ハ舊券引換ニ新券ヲ交付スヘシ

株券亡失ノ爲新券ノ交付ヲ請求セムトスル者ハ本所ノ承認スル證人二名以上ノ連署ヲ以テ所定ノ書式ニ依ル請求書ヲ本所ニ差出スヘシ

前項ノ請求アリタルトキハ本所ハ其ノ株式ノ名義書換ヲ停止シ請求者ノ費用ヲ以テ其ノ旨ヲ新聞紙ニ公告シ異議ノ申出ナクシテ三十日ヲ經過シタルトキハ舊券ヲ無效トシ更ニ新券ヲ交付スヘシ

新券交付ノ手數料ハ新券一枚ニ付金拾錢トス

第十二條　株式ノ名義書換ヲ請求セムトスル者ハ所定ノ書式ニ依ル名義書換請求書ニ株券ヲ添附シ之ヲ本所ニ差出スヘシ

相續、遺贈、競賣等契約ニ因ラスシテ株式ヲ取得シタル者又ハ株券記載ノ氏名其ノ他ノ名稱ヲ變更シタル株

主ハ其ノ原因ヲ證スルニ足ルヘキ書類ヲ添附スヘシ
名義書換手數料ハ一枚ニ付拾錢トス

第十三條　株式ノ名義書換ハ毎年六月一日及十二月一日ヨリ定時株主總會終結ノ日迄之ヲ停止ス
前項ノ外必要アル場合ニ於テハ豫メ公告ノ爲シ一定ノ期間内株式ノ名義書換ヲ停止スルコトアルヘシ

第十四條　株主又ハ其ノ法定代理人ハ所定ノ雛形ニ依リ印鑑(外國人ニ付テハ署名鑑)ヲ本所ニ差出スヘシ又其ノ印章ヲ變更シタルトキハ速ニ所定ノ書式ニ依ル改印屆ヲ添附シ新ナル印鑑ヲ差出スヘシ
亡失ニ因リ印章ヲ變更シタルトキハ本所ノ承認スル證人二名以上ノ連署シタル證明書又ハ公務所ノ印鑑證明書ヲ添附シ前項後段ニ準シ新ナル印鑑ヲ差出スヘシ
株主又ハ其ノ法定代理人ヨリ本所ニ提出スル文書ニハ印鑑ニ符合スル印章ヲ押捺スルコトヲ要ス

第十五條　株主及其ノ法定代理人ハ各其ノ住所ヲ本所ニ屆出ツヘシ其ノ變更アリタルトキ亦同シ
外國ニ住所ヲ有スル株主ハ帝國内ニ本所ヨリ通知又ハ催告ヲ受クヘキ假住所又ハ代理人ヲ定メ之ヲ屆出ツヘシ

第十六條　株主又ハ其ノ法定代理人第十一條第二項ノ手續ヲ爲サス又ハ前二條ノ規定ニ違背シタルカ爲ニ生シタル結果ニ付テハ本所其ノ責ニ任セス

第三章　株主總會

第十七條　定時總會ハ毎年六月及十二月之ヲ招集ス

第十八條　株主ノ委任ニ依リ株主總會ニ出席スル代理人ハ本所ノ株主タル者ニ限ル

第十九條　議長ハ理事長之ニ任シ理事長差支アルトキハ理事之ニ任ス
理事長及理事差支アルトキハ株主中ヨリ之ヲ選擧ス

第二十條　總會ニ於ケル議事ノ要領ハ決議錄ニ記載シ議長及一名以上ノ監査役之ニ署名捺印ス

第四章　役員

第二十一條　本所ニ左ノ役員ヲ置ク

理事長　一人
理事　七人以内
監査役　二人

第二十二條　役員ハ本所ノ株式壹百株以上ヲ有スル株主中ヨリ選任ス

第二十三條　役員ノ任期ハ二年トス但任期カ其ノ任期中ノ最終ノ配當期ニ關スル定時總會前ニ滿了スルトキハ其ノ定時總會ノ終結ニ至ル迄在任スルモノトス
補缺選擧ニ依リテ役員トナリタル者ノ任期ハ前任者

ノ任期ニ依ル

第二十四條　役員ニ缺員ヲ生シタル場合ニ於テ法定ノ員數ヲ缺クニ至ラサルトキハ次ノ選擧期迄其ノ選任ヲ爲サヽルコトヲ得

第二十五條　理事長及理事ハ在任中其ノ有スル本所株式壹百株ヲ監査役ニ供託スヘシ

理事長及理事退任ノ場合ニ於テ前項ノ株式ハ株主總會ニ提出スヘキ諸報告ニ付其ノ承認ヲ得タル後之ヲ返戻ス

第二十六條　理事長ハ本所ノ業務ヲ統括ス

第二十七條　理事長及理事ハ理事會ヲ組織シ重要ナル事項ヲ議定ス

理事會ノ會長ハ理事長之ニ任ス

第二十八條　理事會ハ其ノ決議ヲ以テ理事中ヨリ理事長代理一名及常務理事若干名ヲ置キ日常ノ事務ヲ處辨セシムルコトヲ得

第二十九條　定款ニ明文ナキ事項ニ付テハ理事會ノ決議ヲ以テ定款ノ規定ノ趣旨ニ從ヒ便宜之ヲ處辨スルコトヲ得

第三十條　役員ノ報酬ハ株主總會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第五章　取引員

第三十一條　本所ニ左ノ取引員ヲ置ク

一　一般取引員

二　短期取引員

三　實物取引員

四　國債取引員

一般取引員ハ株式ノ長期取引（七日ヲ超ユル期限ヲ以テ履行期ト爲スヘキ清算取引）ヲ爲スモノトス

短期取引員ハ株式ノ短期取引（七日以内ノ期限ヲ以テ履行期ト爲スヘキ清算取引）ヲ爲スモノトス

實物取引員ハ株式ノ實物取引ヲ爲スモノトス

國債取引員ハ國債、地方債、社債及外國國債等債券ノ賣買取引ヲ爲スモノトス

一般取引員ハ理事長ノ承認ヲ受ケ短期取引員、實物取引員及國債取引員ヲ兼ヌルコトヲ得

短期取引員ハ理事長ノ承認ヲ受ケ實物取引員及國債取引員ヲ兼ヌルコトヲ得

實物取引員ト國債取引員トハ理事長ノ承認ヲ受ケ互ニ相兼ヌルコトヲ得

一般取引員ニ限リ單ニ取引員ト稱スルコトヲ得

第三十二條　取引員ノ員數ハ一般取引員ニ付テハ八十一人短期取引員及實物取引員ニ付テハ各百人國債取引員ニ付テハ五十人ヲ超ユルコトヲ得ス但取引員カ

前條ニ依リ他ノ營業部類ニ屬スル取引員ノ資格ヲ兼ヌル場合ニ於テハ其ノ員數ハ各其ノ定員ニ算入セス

第三十三條　取引員ノ身元保證金ハ左ノ額ヲ下ルコトヲ得ス

一般取引員　拾五萬圓
短期取引員　拾萬圓
實物取引員　參萬圓
國債取引員　參萬圓

短期取引員又ハ實物取引員カ國債取引員ヲ兼ヌル場合及國債取引員カ實物取引員ヲ兼ヌル場合ニ於テハ各別ニ身元保證金ヲ納入スルコトヲ要ス

第三十四條　取引員ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ取引員カ取引所法第二十五條ノ規定ニ違反シ又ハ取引所稅法第二十一條ニ該當スル場合ニ於テ其ノ行爲ニ關與シタル者ハ其ノ取引員カ處罰ヲ受ケタル日ヨリ五年ヲ經過スルニアラサレハ取引員トナルコトヲ得ス

第三十五條　取引員トナラムトスル者ハ各其ノ營業部類ニ屬スル本所取引員二名以上ノ紹介ヲ要ス

第三十六條　法人取引員ニシテ取引所ノ取引ヲ擔任スル無限責任社員、取締役其ノ他ノ業務ヲ執行スル役員ヲ變更セムトスルトキハ本所ノ承認ヲ受クヘシ

第三十七條　取引所法第十五條ノ二第四項ノ場合ニ於テハ本所ハ他ノ取引員ノ指名シ本人ノ名ヲ以テ本所ニ於ケル取引ヲ結了セシムルモノトス

第三十八條　取引員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ本所ハ左ノ區別ニ依リ之ヲ處分ス

一　受渡ヲ履行セサル者　除名

二　身元保證金、賣買證據金、賣買差損金其ノ他ノ計算差金、賣買手數料、繰延料若ハ取引稅ヲ納入セサル者又ハ附帶業務ニ因ル債務ノ履行ヲ爲ササル者

除名但特ニ宥恕スヘキ事情アリト認ムルトキハ一月以上ノ營業停止又ハ一月以上ノ營業停止及過怠金ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

三　身元保證金若ハ賣買證據金ニ付裁判所ヨリ差押命令、假差押命令、假處分命令ノ送達ヲ受ケ又ハ租稅滯納處分若ハ其ノ例ニ依リ差押ヲ受ケタル場合ニ於テ本所ノ指定期間内ニ相當

ノ金額ヲ納入セサル者

同　上
過怠金、營業停止、過怠金及營業停止又ハ除名

四　不穩當ノ賣買ヲ爲シ委託者ニ對シ契約ノ履行ヲ怠リ其ノ他營業上不信ノ行爲ヲ爲シ取引員間ノ秩序ヲ紊シ本所ノ業務若ハ取引員ノ營業ヲ妨害シ其ノ他取引員ノ體面ヲ毀ケタリト認ムヘキ者

同　上
營業停止、過怠金及營業停止又ハ除名

五　他人ニ其ノ名義ヲ貸與シ又ハ正當ノ事由ナクシテ二月以上ニ渉リ賣買取引ヲ爲サス若ハ賣買取引極テ僅少ニシテ之ニ準スト認ムヘキ者

六　自己ノ所有ニ屬セサル有價證券ヲ以テ身元保證金ニ代用シタル者又ハ身元保證金ノ返還ヲ受クヘキ權利ヲ他人ニ讓渡シ、讓渡ノ豫約ヲ爲シ若ハ擔保ノ目的ニ供シタル者

七　前各號ニ掲ケタル外取引所ニ關スル法令、定款又ハ業務規程ニ違背シタル者

前項第二號若ハ第三號ニ依リ營業ヲ停止セラレタル者ニシテ本所カ指定シタル期間內ニ相當ノ金額若ハ物件ヲ本所ニ差入レサルトキ又ハ前項第四號乃至第七號ニ依リ營業ヲ停止セラレタル者ニシテ遲滯ナク其ノ違背ノ事實ヲ阻却スルニ適當ナル處置ヲ爲ササルトキハ之ヲ除名ス過怠金ヲ課セラレタル者ニシテ指定期間內ニ納入セサルトキ亦同シ

前項ノ期間ハ營業停止後遲滯ナク之ヲ指定シ二週間ヲ超エサルモノトス

第三十九條　取引員營業停止ノ處分ヲ受ケタル場合ト雖本所ノ承認ヲ受ケ一定ノ期間內ニ限リ取引結了ノ爲ニ賣買取引ヲ爲スコトヲ得

第六章　商議員會

第四十條　本所ハ商議員會ヲ常置ス

第四十一條　商議員會ハ左ノ者ヲ以テ組織ス

一　本所役員ノ互選シタル商議員　三　人

二　一般取引員ノ互選シタル商議員　七　人

三　短期取引員ノ互選シタル商議員　六　人

四　實物取引員ノ互選シタル商議員　五　人

五　國債取引員ノ互選シタル商議員　四　人

取引員ハ二以上ノ異リタル部類ヨリ選出スル商議員タルコトヲ承諾スルコトヲ得ス

第四十二條　商議員ノ選擧ハ隔年六月之ヲ行ヒ其ノ期日ハ二週間前ニ取引所之ヲ指定ス

第四十三條　選擧ハ投票ヲ以テ之ヲ行ヒ單記無記名ニ依ルモノトス

第四十四條　商議員ノ選擧ハ理事長之ヲ管理ス

選擧ニ關スル疑義ニ付テハ理事長ノ決スル所ニ依ル

第四十五條　投票ハ本人自ラ之ヲ行フヘシ會社ニ在リテハ取締役其ノ他ノ業務ヲ執行スル社員之ヲ行フヘシ

第四十六條　當選者ヲ定ムルニ當リ得票數同シキトキハ抽籤ニ依ル當選者ニシテ就任ノ承諾ヲ爲ササル場合ハ得票ノ順位ニ依リ之ヲ補充ス

第四十七條　商議員ノ任期ハ二年トス

商議員辭任又ハ任期滿了シタル場合ニ於テハ新ニ選出セラレタル商議員ノ就任スル迄尙商議員ノ職務ヲ行フ

第四十八條　商議員ニ缺員ヲ生シタルトキハ本所ハ遲滯ナク補缺選擧ヲ行フ

補缺選擧ニ依リテ商議員トナリタル者ノ任期ハ前任者ノ任期ニ依ル

第四十九條　商議員會ニ會長一人副會長四人ヲ置ク

會長ハ役員タル商議員之ヲ互選ス

副會長ハ各營業部類ヨリ選出シタル商議員各別ニ之ヲ互選ス

會長ハ會務ヲ整理シ會議ノ議長トナル

副會長ハ會長事故アルトキ其ノ職務ヲ代理ス

第五十條　商議員ノ總代ハ一般取引員、短期取引員、實物取引員及國債取引員ヨリ選出シタル商議員ヨリ各二人、役員ヨリ選出シタル商議員ヨリ一人ヲ互選ス

第七章　賣買手數料及賣買證據金

第五十一條　賣買手數料ノ率ハ理事會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第五十二條　賣買證據金ハ業務規程ニ依リ之ヲ徵收ス

第八章　賠償責任及立替假渡

第五十三條　取引員違約處分ニ付セラレタル場合ニ於テ本所ハ之ニ因リテ生スル淸算取引ノ損害ニ付賠償ノ責ニ任ス但七日以內ノ期限ヲ以テ履行期ト爲スヘキ淸算取引竝國債、地方債、社債及外國國債等債券ノ淸算取引ノ損害ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第五十四條　取引員違約處分ニ付セラレタル場合ニ於テ本所ハ之ニ因リテ生スル實物取引及前條但書ニ規

定スル清算取引ノ損害ニ付テハ違約取引員ノ現ニ納入セル身元保證金及實物取引竝前條但書ニ規定スル清算取引ニ對スル賣買證據金ノ限度ニ於テ違約取引員ニ代リテ之カ辨濟ヲ爲スモノトス

前項ノ場合ニ於テ辨濟ニ供スヘキ一般取引員ノ身元保證金ハ其ノ兼ヌル營業部類ノ數ニ依リ四萬圓以内ニ於テ業務規程ノ定ムル所ニ依ル

前條本文ノ清算取引ヲ行ノ取引員ノ身元保證金及賣買證據金ニシテ前條ノ賠償ニ供セラレサルモノアルトキハ其ノ限度ニ付亦辨濟ヲ爲スモノトス

第五十五條　前二條ニ於ケル賠償竝辨濟ノ方法及其ノ額等ハ業務規程ノ定ムル所ニ依ル

第五十六條　本所ハ賣買取引ニ付受渡物件又ハ受渡代金ノ立替假渡ヲ爲スコトヲ得

前項ノ業務ヲ營ム銘柄其ノ方法等ニ付テハ業務規程ノ定ムル所ニ依ル

第九章　計算

第五十七條　計算期ハ一年ヲ二期ニ分チ前年十二月ヨリ當年五月迄ヲ上半期トシ六月ヨリ十一月迄ヲ下半期トス

第五十八條　每期ノ總收入金ヨリ總支出金ヲ控除シタル殘額ヲ利益金トシ左ノ如ク分配ス

法定積立金

諸種積立金　便宜之ヲ設ク

役員賞與金及交際費　百分ノ五乃至八

株主配當金

後期繰越金

株主配當金ハ每計算期末日現在ノ株主ニ支拂フモノトス

第五十九條　株主總會ニ於テ配當金ノ決議ヲ爲シタル後五年内ニ株主カ配當金ノ支拂ノ請求ヲセサルトキハ其ノ權利ヲ失フモノトス

附則

第六十條　短期取引員ノ互選スル商議員ノ選擧ハ大正十三年六月之ヲ行フ

前項ニ依リ選出シタル商議員ノ任期ハ大正十五年九月三十一日迄トス

第六十一條　取引員ノ身元保證金ノ納期ニ付テハ業務規程ノ定ムル所ニ依ル

（乙）業務規程

大正十一年十一月二十七日認可
同十二年一月四日施行

沿革　大正十三年三月、同年六月、同年十一月、同十四年三月、同年四月、同年十一月、同十五年一月、昭和二年一月、同年三月、同年七月、各一部改正

第一章　取引員

第一條　取引員ハ本所ノ指定シタル區域内ニ其ノ營業所ヲ設クヘシ但特別ノ事情アル場合ニ於テ本所ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二條　取引員ハ本所ノ承認ヲ受ケ商號及記號ヲ定ムヘシ

第三條　取引員ハ本所ノ交付スル看板ヲ其ノ營業所ニ揭クヘシ

第四條　取引員ノ爲ス受託契約ハ定款業務規程及受託契約準則ニ從フヘシ但强行規定ニ反セサル範圍ニ於テハ別段ノ契約ヲ爲スコトヲ妨ケス

第五條　取引員營業停止中ニ在ルトキハ本所ノ交付シタル看板ヲ揭ケ又ハ新ニ賣買取引ノ委託ヲ受クルコトヲ得ス

第六條　取引員ハ本所ノ定メタル帳簿ヲ使用スヘシ

前項ノ帳簿ハ閉鎖ノ時ヨリ十年間之ヲ保存スヘシ

第七條　取引員ハ自己ノ氏名、商號又ハ記號(會社ニ在リテハ社名又ハ社名及本所ノ承認ヲ得タル取締役又ハ業務執行社員ノ氏名)ヲ以テスルニ非サレハ新聞引札其ノ他ノ方法ニ依リテ廣告ヲ爲シ又ハ看板ヲ揭クルコトヲ得ス如何ナル事由アルモ廣告看板其ノ他公衆ニ展示スル方法トシテ自己ノ使用人其ノ他他人ノ氏名商號ノ類ヲ併記スルコトヲ得ス

第八條　取引員ハ其ノ市場代理人ニ付本所ノ承認ヲ受クヘシ

市場代理人ハ帝國臣民ニシテ滿十八歲以上ノ男子タルコトヲ要ス

本所ハ必要アリト認ムルトキハ市場代理人ノ承認ヲ取消スコトアルヘシ

第九條　取引員ハ其ノ使用人ノ雇入、解雇又ハ死亡ヲ遲滯ナク本所ニ屆出ツヘシ市場代理人ヲ解キタル場合亦同シ

第十條　取引員ハ取引所法第十一條第三項前段ノ規定ニ該當スル者及取引所法ニ依リ除名セラレ除名ノ日ヨリ五箇年ヲ經過セサル者ヲ使用スルコトヲ得ス

第十一條　取引員其ノ資格ヲ失ヒタルトキハ免許狀及看板ヲ遲滯ナク本所ニ返還スヘシ

第十二條　取引員其ノ資格ヲ失ヒタルトキハ其ノ旨ヲ七日間市場ニ揭示ス

身元保證金ハ前項ノ揭示期間ヲ經過シ本所ニ於ケル取引及計算ヲ結了シタル後之ヲ返還ス

第十三條　本所ニ於テ必要アリト認ムルトキハ取引員ニ對シ帳簿其ノ他ノ書類ノ提出及其ノ說明ヲ求ムルコトアルヘシ

第十四條　取引員ハ營業部類毎ニ其ノ全員ヲ以テ取引員組合ヲ組織スヘシ
取引員ハ前項取引員組合ノ外之ニ類似ノ組合又ハ團體ヲ設クルコトヲ得ス
第十五條　取引員組合ハ左ノ各號ニ付本所ノ承認ヲ受クヘシ
一　取引員組合規約ノ制定又ハ變更
二　規約違反者ノ處分
三　委託證據金及其ノ代用有價證券ノ種類竝代用價格ノ決定又ハ變更
第十六條　本所ハ必要アリト認ムル事項ニ付取引員組合ノ意見ヲ徴スルコトアルヘシ

第二章　身元保證金

第十七條　本所ハ身元保證金ニ對シテ預證ヲ交付ス
取引員ハ前項預證ト引換ニ非サレハ身元保證金ノ返還ヲ請求スルコトヲ得ス
取引員第一項ノ預證ヲ亡失又ハ汚損シタルトキハ所定ノ樣式ニ依リ遲滯ナク其ノ再交付ヲ請求スヘシ
第十八條　身元保證金トシテ納入シタル現金ニ付供託法ニ依リ利息ヲ受ケタルトキハ遲滯ナク之ヲ取引員ニ交付ス
第十九條　身元保證金ノ納入ニ付テハ現金ニ代ヘテ小切手ヲ用ユルコトヲ得ス
身元保證金ノ納入及引換ニ付テハ第十九條ノ規定ヲ準用ス
第二十條　取引員其ノ身元保證金ニ付裁判所ヨリ差押命令、假差押命令若ハ假處分命令ノ送達ヲ受ケ又ハ租税滯納處分若ハ其ノ例ニ依リ差押ヘラレタルトキハ本所ノ指定シタル時限ニ其ノ命令ニ相當スル金額ヲ納入スヘシ
第二十一條　身元保證金ノ剩餘及前條ノ補充金額ハ之ヲ各身元保證金ト看做ス

第三章　立會停止及賣買差止

第二十二條　本所ハ左ノ各號ニ該當スト認ムルトキハ立會ノ全部又ハ一部ヲ停止スヘシ
一　立會カ公益ニ害アルトキ
二　相場ニ著シキ變動アルトキ又ハ著シキ變動ヲ生スル虞アルトキ
三　取引員カ不穩當ノ賣買其ノ他市場ノ秩序ヲ紊ス行爲ヲ爲シ又ハ爲サムトシタルトキ
第二十三條　左ノ各號ニ該當スルトキハ本所ハ取引員ノ賣買ノ差止若ハ制限ヲ爲シ又ハ入場者ノ制限スヘシ
一　取引員違約處分ニ付セラレタルトキ

二　不正若ハ不穩當ノ行爲アルカ又ハ其ノ行爲ヲ爲スノ虞アリト認ムルトキ

三　取引員カ本所ニ納入シタル小切手ニシテ不渡トナリタルトキ

四　取引員其ノ身元保證金又ハ賣買證據金ニ付差押、假差押又ハ假處分命令ノ受ケタル場合ニ於テ本所カ必要アリト認ムルトキ

五　取引所法第二十五條第二項ノ處分ヲ爲スヘキコト確定シタルトキ

第四章　市場、立會及休業

第二十四條　本所ニ左ノ四市場ヲ設ク

一　長期清算市場
二　短期清算市場
三　實物市場
四　國債市場

長期清算市場ニ在リテハ株式ノ長期取引ヲ爲スモノトス

短期清算市場ニ在リテハ株式ノ短期取引ヲ爲スモノトス

實物市場ニ在リテハ株式ノ實物取引ヲ爲スモノトス

國債市場ニ在リテハ國債、地方債、社債及外國國債等債券ノ賣買取引ヲ爲スモノトス

第二十五條　市場ノ立會ハ毎日之ヲ前場及後場ニ分チ左ノ時刻ニ開市ス

一　長期清算市場
前場　午前九時　後場　午後一時

二　短期清算市場及實物市場
前場　午前八時五十分　後場　午後零時五十分

三　國債市場
前場　午前九時三十分　後場　午後一時

第二十六條　株式ノ長期取引ニ在リテハ受渡日ノ前日ノ後場及受渡日ニ於テハ立會ヲ爲サス受渡日ノ前日ノ前場ニ於ケル當限ニ付亦同シ

國債、地方債、社債及外國國債等債券ノ長期取引ニ在リテハ受渡日ノ後場ノ立會ヲ爲サス受渡日ノ前場ニ於ケル當限及其ノ前日ノ當限ニ付亦同シ

長期取引ノ受渡期日ヲ繰上ケタルトキハ其ノ銘柄ニ付前二項ヲ準用ス

第二十七條　年始發會、年末納會及本所記念日（十月一日）ニ於テハ後場ノ立會ヲ爲サス

第二十八條　年末最終營業日ニ於テハ清算取引ノ立會ヲ爲サス

第二十九條　本所ノ休業日左ノ如シ

一　年首　三日間
一　年末　二日間
一　大祭日及祝日
一　日曜日

第三十條　本所ニ於テ心要アリト認ムルトキハ臨時ニ開始時刻ヲ變更シ、立會ヲ休止シ、休業シ又ハ休業日ニ於テモ業務ヲ行フコトアルヘシ

第三十一條　物件ノ上場後ト雖本所ニ於テ心要ト認ムルトキハ其ノ賣買取引ヲ中止又ハ廢止スルコトアルヘシ

第三十二條　休業日、立會休止、立會停止又ハ賣買差止中ト雖取引員ハ本所ノ承認ヲ受ケ取引所ニ於ケル賣買取引ノ結了及委託者ニ對スル計算結了ノ爲ニ清算取引ヲ爲スコトヲ得

前項ノ清算取引ハ之ヲ競賣買ト看做ス

第五章　賣買取引ノ方法及效力

第三十三條　長期取引ハ二箇月內ノ期限ニ依リ株式ニ在リテハ偶數ノ月ハ五日、二十五日奇數ノ月ハ十五日國債、地方債、社債及外國國債等債券ニ在リテハ偶數ノ月ハ一日、二十一日奇數ノ月ハ十一日ヲ各期限トスル三期ニ分チ之ヲ行フ

前項ノ三期ハ之ヲ期限ノ近キモノヨリ順次當限、中限、先限ト稱ス

株式ノ短期取引ノ期限ハ賣買帳入ノ當日トス

實物取引ニ在リテハ特別ノ意思表示ナキ限リ其ノ期限ハ賣買約定ノ當日ヨリ起算シ十五日トシ期限到來前ト雖賣方ハ受渡ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ期限ハ十五日ヲ超ユルコトヲ得ス

第三十四條　賣買取引ノ呼値ハ株式ニ付テハ一株國債、地方債及社債ニ付テハ額面百圓若ハ最少額面ニ依リ清算取引ノ單位ハ株式ニ付テハ十株、國債、地方債及社債ニ付テハ額面五千圓トス

外國貨幣ヲ以テ表示シタル國債、地方債、社債及外國國債等債券ノ賣買取引ノ呼値及單位ハ左記ニ依ル

	（呼値）	（單位）
英貨	額面百磅	額面五百磅
佛貨	額面五百法	額面五千法
米貨	額面百弗	額面千弗

第三十五條　國債市場ニ於ケル賣買取引ハ裸相場ヲ以テス

第三十六條　清算取引ハ競賣買ノ方法ニ依ルモノトス

長期取引ノ競賣買ハ所定ノ順序ニ依リ一銘柄毎ニ當限、中限及先限ニ分チ順次競合ハシムルモノトス

前項ノ競合ハ同一銘柄ニ付二回之ヲ行ヒ第一回ノ競

合ヲ寄付ト稱シ第二回ノ競合ノ大引ト稱ス
競賣買ニ在リテハ競合中ニ於テ賣買者ノ記號及取引ノ個數ヲ場帳ニ登錄シ撃柝ニ依リテ値段ヲ決定シタルトキニ於テ賣買契約成立ス但同一取引員ノ賣ト買トハ特ニ申出ナキトキハ場帳ヨリ之ヲ抹消ス
同一取引員ニシテ決定値段ヲ以テ賣ト買トヲ同時ニ場帳ニ登錄スルトキハ其ノ賣買ヲ競賣買ト看做ス
短期取引ノ競賣買ハ長期取引ノ競賣買ニ準シテ之ヲ行フモノトス但寄付大引間ニ於テハ歩ミ賣買ノ方法ニ依ル
歩ミ賣買ノ方法ニ依ル競賣買ニ在リニハ賣買者ノ記號、銘柄、個數及値段ヲ場帳ニ登錄シタルトキニ於テ賣買契約成立ス

第三十七條　實物取引ハ相對賣買又ハ入札賣買ノ方法ニ依ルモノトス
相對賣買ハ賣買者雙方ノ相對ヲ以テ契約ヲ爲スモノトス
入札賣買ハ豫メ其ノ銘柄、取引ノ個數及受渡期日ヲ掲示シ一定ノ時刻ニ於テ個數及値段ヲ入札セシムルモノトス
相對賣買及入札賣買ニ在リテハ賣買者ノ記號、銘柄、個數及値段ヲ場帳ニ登錄シタルトキニ於テ賣買契約成立ス
入札賣買ノ手續其ノ他ニ關スル規定ハ別ニ之ヲ定ム

第三十八條　本所ハ場帳登錄後遲滯ナク取引員ヨリ賣買高ヲ申告セシメ場帳トノ對査ヲ爲スモノトス
賣買者雙方ヨリ場帳登錄ノ訂正ノ申出アリタルトキハ登錄ニ誤謬アリト認ムル場合ニ限リ之ヲ訂正ス但場帳ノ對査完了後ハ其ノ申出ヲ受理セス

第三十九條　賣買取引不隱當ナリト認ムルトキハ場帳ノ登錄又ハ撃柝ヲ爲サス

第四十條　取引員ノ爲シタル賣買取引ハ左ノ場合ニ於テモ其ノ效力ヲ妨ケス
一　豫納證據金ヲ納入セスシテ賣買取引ヲ爲シタルトキ
二　賣買ノ差止又ハ制限ニ違反シテ賣買取引ヲ爲シタルトキ
三　市場代理人ニ關スル制限ニ違反シテ賣買取引ヲ爲シタルトキ

第六章　計算

第四十一條　長期取引ニ於テハ一日ヲ以テ一計算區域トス

第四十二條　長期取引ノ帳入値段ハ一計算區域毎ニ之ヲ定メ其ノ區域內ニ於ケル最終約定値段ニ付株式ニ

在リテハ圓位未滿國債、地方債、社債及外國國債等債券ニ在リテハ拾錢位未滿ヲ切捨テタルモノヲ以テス

前項ノ約定値段カ圓位未滿ナルトキハ適宜帳入値段ヲ定ム

昭和三年七月改正（第四十六條ノ四）

第四十三條　長期取引ノ約定値段ニ付テハ差金ノ計算ヲ爲シ之ヲ帳入値段ニ引直スモノトス

第四十四條　取引員長期取引ニ付轉賣買戾ヲ爲シタル場合ニ於テ本所ハ取引員ノ計算上利益トナル建玉ヨリ順次之ヲ相殺スルモノトス但取引員ヨリ指定アリタルトキ及一計算區域内ノ轉賣買戾ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第四十五條　削除

第四十六條　取引員長期取引ニ付轉賣買戾ヲ爲シタルトキハ本所ハ其ノ損益ヲ計算シ損金ハ之ヲ納入セシメ利益金ハ本所ヨリ立替支拂ヲ爲スモノトス

第四十六條ノ二　短期取引ニ於テハ前日ノ後場及當日ノ前場ヲ以テ一計算區域トス

昭和三年七月改正

第四十六條ノ三　短期取引ノ受渡標準値段ハ計算區域内ニ於ケル最終約定値段ノ貳拾錢以下ヲ切捨テ參拾錢以上七拾錢以下ハ之ヲ五拾錢ト爲シ八拾錢以上圓位未滿ハ之ヲ圓位ニ繰上タルモノヲ以テス

土曜日ノ前場ニ於テハ受渡玉ニ付寄付値段ニ依リ前項ニ準シテ假ニ受渡標準値段ヲ定ムルコトアルヘシ

本所ニ於テ必要アリト認ムルトキハ當日後場ノ最終約定値段ニ依リ第一項ニ準シ差金計算ノ標準値段ヲ定ムルコトアルヘシ

第四十六條ノ四　短期取引ノ約定値段ニ付テハ差金ノ計算ヲ爲シ之ヲ受渡標準値段ニ引直スモノトス

前條第三項ノ場合ニ於テハ後場ノ賣買玉及繰延玉ニ付差金ノ計算ヲ爲シ標準値段ニ引直スモノトス

前條第二項ノ假受渡標準値段、前日ノ受渡標準値段及前條第三項ノ標準値段ニ付テハ差金ノ計算ヲ爲シ之ヲ當日ノ受渡標準値段ニ引直スモノトス

第四十六條ノ五　短期取引ニ於ケル賣買對當數量ハ取引員ヨリ特ニ申出ナキ限リ之ヲ相殺計算ニ付スルモノトス

第四十六條ノ六　取引員委託ニ因リ清算取引ヲ爲シタル場合本所ト取引員トノ關係ニ於テ其ノ賣買玉カ相殺セラレタルトキハ取引員ハ長期取引ニ在リテハ委託者ヨリ轉賣買戾ノ申込ヲ受ケタルトキ又ハ受渡期日前ニ於テ短期取引ニ在リテハ繰延玉ノ反對賣買又ハ受渡ノ申込ヲ受ケタルトキニ於テ更ニ賣付又ハ買付ヲ爲シテ委託者トノ關係ヲ完了スルモノトス

第四十七條　賣買手數料ハ別ニ定メタル率ニ依リ長期取引ニ在リテハ受渡又ハ轉賣買戾ノ日、短期取引及實物取引ニ在リテハ賣買締結ノ日ニ於テ算出ス

第四十八條　第四十三條ノ帳入差金、第四十六條ノ仕切差金、賣買手數料及第五十八條ノ兩建差金、第七十五條ノ二ノ差金ノ納入竝拂渡ハ翌々日ノ正午迄ニ之ヲ爲シ第四十六條ノ四第一項、竝第三項ノ差金、短期取引ノ賣買手數料及繰延料ニ付テハ帳入當日ノ午後三時迄ニ之ヲ爲シ第四十六條ノ四第二項ノ差金ニ付テハ翌日前場開始迄ニ之ヲ爲スモノトス但此ノ期間ニハ休業日ヲ算入セス

昭和三年一月改正

受渡物件ニ對スル賣買手數料及第七十條第二項ノ受渡差金ノ納入及拂渡ハ受渡日ニ於テ之ヲ爲スモノトス

國債市場ニ於ケル實物取引ノ賣買手數料ニ付テハ前二項ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

第四十九條　取引員前條其ノ他ノ納入ヲ爲ササルトキハ本所ハ取引員ニ返還スヘキ賣買證據金ヲ以テ之ニ充當ス

前項ノ場合ニ於テ證據金カ代用有價證券ナルトキハ本所ハ取引員ノ費用ヲ以テ之ヲ處分シ之カ充當ヲ爲スモノトス

第五十條　取引員カ現金ニ代ヘテ納入シタル小切手カ不渡トナリタル場合ニ於テ本所ノ指定シタル時限ニ現金ノ納入ヲ爲ササルトキハ初ヨリ之ヲ納入セサリシモノト看做ス

取引員カ他ノ取引員ノ振出シタル小切手ヲ以テ前項ノ納入ヲ爲シタル場合ニ於テ本所ハ其ノ取引員ニ請求スルノ外振出人ニ對シテ本所ノ指定シタル時限ニ現金トノ引換ヲ請求スルコトヲ得

本所ハ必要アリト認ムルトキハ小切手ヲ拒絶スルコトアルヘシ

第七章　賣買證據金

第五十一條　長期取引ニ對シ徵收スル賣買證據金ハ左ノ五種トス

一　本證據金
二　割增本證據金
三　追證據金
四　增證據金
五　豫納證據金

第五十二條　國債市場ニ於ケル清算取引ニ在リテハ同一取引員ニ付本證據金額壹萬圓ニ達スル迄ハ之ヲ徵收セサルコトヲ得

第五十三條　本證據金ハ帳入値段ノ百分ノ五十ノ範圍內ニ於テ之ヲ定メ新規賣買ニ對シ賣買者雙方ヨリ徵收ス但帳入値段拾圓未滿ノ場合ニ於テハ別ニ其ノ額ヲ定ムルコトアルヘシ

第五十三條ノ二　割增本證據金ハ各銘柄每ニ各限ヲ通算シテ賣買玉ヲ相殺シタル殘玉數（國債、地方債、社債及外國國債等債券ニ付テハ豫メ本所ノ定メタル數銘柄ノ各殘玉數ノ合計）カ豫メ本所ノ定メタル數量ヲ超過シタルトキ其ノ超過部分ニ對シ適宜之ヲ差入レシム

但本所ニ於テ其ノ必要ナシト認メタルトキハ之ヲ徵收セス

第五十四條　追證據金ハ現在建玉ノ帳入値段ト其ノ後ノ帳入値段トヲ比較シ其ノ差額カ建玉ニ對シ納入シタル本證據金ノ半額以上ニ達スル每ニ現在建玉ニ對シ其ノ損方ヨリ徵收ス

追證據金ノ額ハ一回ニ付前項本證據金ノ半額トス

本證據金カ第五十二條ノ規定ニ依リテ徵收セラレサル場合又ハ第五十六條第二項ノ規定ニ依リテ其納入カ猶豫セラレタル場合ニ於テハ第一項ノ適用ニ付テハ既ニ其ノ納入アリタルモノト看做ス

第五十五條　增證據金ハ非常ノ事變、立會ノ停止其ノ他ノ事由ニ因リ相場ニ著シキ變動ヲ生シ又ハ受渡ニ危險ヲ來スト認ムル場合ニ於テ現在建玉又ハ新規賣買ニ對シ賣買者ノ一方又ハ雙方ヨリ之ヲ徵收ス

增證據金ノ額ハ現行本證據金ノ三倍以內トス

第五十六條　本證據金及追證據金ハ之ヲ徵收スヘキ事由ノ生シタル日ノ翌々日ノ正午迄ニ之ヲ納入スヘシ

但此ノ期間ニハ休業日ヲ算入セス

株式ノ長期取引ニ於ケル本證據金ノ納入ハ同一取引員ニ付身元保證金額ノ二割ノ範圍內ニ於テ之ヲ猶豫スルコトアルヘシ

國債、地方債、社債及外國國債等債券ノ長期取引ニ對スル割增本證據金ハ本證據金ト同時ニ之ヲ納入スルモノトス

受渡日ノ前々日ニ爲シタル當限ノ賣買ニ對スル本證據金及追證據金ハ之ヲ徵收セサルコトヲ得國債、地方債、社債及外國國債等債券ノ長期取引ニ對スル割增本證據金ニ付亦同シ

一時ニ二回以上ノ追證據金ヲ徵收スヘキトキハ第一項ノ規定ニ拘ラス即時ニ之ヲ徵收スルコトアルヘシ

現在建玉ノ帳入値段ト前場ニ於ケル寄付値段又ハ大引値段（帳入値段ノ算法ニ依ル）トヲ比較シ本證據金ノ全額以上ノ差額ヲ生シタルトキハ追證據金ヲ徵收スヘキ場合ト看做シ即時ニ追證據金ヲ徵收ス

割增本證據金及增證據金徵收ノ時限ハ臨時之ヲ定ム

但受渡期日切迫ノ場合ヲ除クノ外少クモ二日ノ猶豫期間ヲ設クヘシ

第五十七條　豫納證據金ハ相場ニ著シキ變動アリト認

ムルトキ又ハ取引員カ一時巨額ノ賣買ヲ爲サムトスル場合ニ於テ新規賣買ニ對シ取引員ノ全部又ハ一部ヨリ豫メ之ヲ徴收スルコトヲ得其ノ額ハ本所ニ於テ随時之ヲ定ム

取引員ハ豫納證據金ヲ納入スヘキ場合ニ於テ之カ納入ヲ終リタル後ニ非サレハ新規賣買ヲ爲スコトヲ得ス

第五十八條　同銘柄同一限ノ賣買兩建玉ニ對シテハ賣買證據金ヲ徴收セス但帳入値段ノ異ルモノニ付テハ假ニ差金ノ授受ヲ爲スモノトス

兩建玉ノ一方ニ付轉賣買戻ヲ爲シ又ハ約定證券ノ提供ヲ爲シタルトキハ其ノ部分ニ對當スル反對玉ニ對シ轉賣買戻又ハ約定證券提供ノ日迄ニ徴收スヘカリシ諸賣買證據金ヲ徴收シ前項但書ノ差金ノ返還又ハ取戻ヲ爲スモノトス

前項賣買證據金ノ徴收時限ニ付テハ第五十六條第一項及第三項ヲ準用ス

第五十九條　賣買證據金ハ本所ノ指定シタル有價證券ヲ以テ代用スルコトヲ得其ノ代用價格ハ本所随時之ヲ定ム

代用ニ供スヘキ有價證券ニシテ同一銘柄ノモノ多數ニ上ルトキハ本所ニ於テ其ノ數量ヲ制限スルコトアルヘシ

追證據金及増證據金ノ各半額ハ現金ヲ以テ納入スヘシ

代用有價證券ノ廢止又ハ代用價格ノ引下ニ因リ賣買證據金ニ不足ヲ生シタルトキハ本所ノ指定シタル時限ニ其ノ不足額ヲ納入スヘシ

取引員ハ賣買證據金トシテ納入シタル現金又ハ代用有價證券ニ付引換ヲ請求スルコトヲ得

第六十條　記名ノ代用有價證券ハ其ノ取引員名義ノモノニシテ賣渡委任狀ヲ添附シタルモノニ限ル但他人名義ノモノト雖取引員名義ニ書換ヘ得ヘキモノト認ムルトキハ之ヲ受領スルコトアルヘシ

前項但書ノ場合ニ於テハ本所ハ取引員ノ費用ヲ以テ書換手續ヲ代行ス但書類ノ不備其ノ他ノ事由ニ因リ書換ヲ爲スコト能ハサルトキハ直ニ現金又ハ他ノ代用有價證券ヲ納入セシムルモノトス

第六十一條　代用價格ノ引上、轉賣買戻其ノ他ノ事由ニ因ル賣買證據金ノ返還ハ第五十六條第一項ノ時限ニ之ヲ行フ但受渡玉ニ對スル賣買證據金ハ受渡日ニ於テ之ヲ返還スルモノトス

第六十二條　買方ヨリ徴收スル賣買證據金ハ之ヲ徴收スヘキ各建玉ノ帳入値段ヲ超過スルコトナシ

第六十三條　賣方カ約定證券ヲ本所ニ提供シタルトキハ其ノ建玉ニ對シ賣買證據金ヲ徵收セス

前項ノ提供證券ハ之ヲ其ノ建玉ニ對スル賣買證據金ト看做ス但本所株式ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

提供證券ニ添附スヘキ書類ニ付テハ第七十一條及第七十一條ノ二ヲ準用ス。

提供證券カ委託者名義ナルトキハ前項ノ書類ノ外委託證明書ヲ添附スヘシ

本所ハ第一項ノ提供證券ニ對シ一定ノ形式ニ依ル受領證書ヲ交付ス

取引員カ約定證券ノ提供ヲ爲シタル建玉ニ付買戾ヲ爲シタルトキハ受領證書ヲ本所ニ提出シテ證券ノ返還ヲ請求スヘシ

取引員ハ前項ノ場合ノ外提供證券ノ返還ヲ請求スルコトヲ得ス

第六十四條　賣買證據金トシテ納入シタル現金ニ對シテハ利息ヲ支拂ハス

第六十五條　賣買證據金ノ納入及返還ハ本所ノ交付シタル通帳ヲ以テス

前項ノ通帳ヲ亡失又ハ汚損シタルトキハ其ノ事由ヲ具シ再交付ヲ請求スヘシ

第六十六條　短期取引及實物取引ニ付テハ本證據金、割增本證據金、增證據金又ハ豫納證據金ヲ徵收スルコトアルヘシ

前項ノ本證據金及割增本證據金ノ納入時限ハ短期取引ニ在リテハ帳入當日ノ午後三時迄トシ實物取引ニ在リテハ賣買取引ノ翌日正午迄トス

賣買證據金ノ徵收方法ニ付テハ隨時本所ニ於テ定ムルモノノ外本章ノ規定ヲ準用ス

第六十七條　第二十條及第二十一條ハ賣買證據金ニ之ヲ準用ス

第八章　受　渡

昭和三年七月改正（第六十八條）

第六十八條　賣買取引ノ受渡ハ左ノ時限ニ之ヲ行ソモノトス

一　長期取引　約定期日ノ午後三時限

二　短期取引及實物取引　約定期日ノ午後二時限但土曜日ニ在リテハ午前十一時限

受渡期日カ休業日ナルトキハ長期取引ニ在リテハ前日ニ繰上ケ實物取引ニ在リテハ翌日ニ繰下クルモノトス

昭和三年七月改正（第六十八條ノ二）

第六十八條ノ二　短期取引ニ於ケル受渡其ノ他ノ決濟ノ繰延ハ賣方及買方ノ合意ニ依ルコトヲ要ス但此ノ場合ニ於テハ本所ノ定ムル所ニ依リ繰延料ヲ支拂ノヘシ

前項ニ依リ繰延ヲ爲シタル玉ハ賣買帳入ノ日ヨリ起算シ一箇月以內ニ之カ決濟ヲ完了スヘシ但其ノ決濟

結了ノ日カ休業日ニ當ルトキハ順次之ヲ繰上ク
土曜日ノ前場ニ於テ第四十六條ノ三第二項ノ假受渡標準値段ニ依リテ受渡ヲ行フトキハ受渡玉數決定以後大引値段決定ニ至ル迄ノ賣買玉ニ付テハ繰延ノ合意ヲ爲シタルモノト看做ス

第六十八條ノ三　取引員短期取引ニ付一時ニ巨額ノ新規賣買ヲ爲ス場合ニ於テ本所ノ請求アリタルトキハ其ノ日ニ於ケル受渡ヲ爲スヤ否ヤノ本所ヘ申出ツルコトヲ要ス

第六十九條　本所ニ於テ心要アリト認ムルトキハ長期取引ノ受渡期日ヲ變更スルコトアルヘシ
前項ノ變更ハ其ノ先限開始前ニ豫メ指定スルモノトス但已ムヲ得サル事情アルトキハ此ノ限ニ在ラス

第六十九條ノ二　長期取引ニ於ケル賣方カ受渡期日前ニ約定證券ヲ提供シタルトキハ本所ハ買方ノ爲ニ其ノ證券ヲ受領シ買方ノ希望アリタルトキ又ハ其ノ銘柄ノ一般受渡日ニ於テ之ヲ買方ニ交付スルモノトス

第六十九條ノ三　前條ノ場合ニ於テ本所ハ賣付當日ノ帳入値段ヲ手形金額トシ其ノ銘柄ノ一般受渡日ノ翌日ヲ支拂日ト爲シタル約束手形ヲ賣方ニ交付スルモノトス但本所ノ都合ニ依リ之ヲ交付セサルコトアルヘシ

第六十九條ノ四　前二條ノ場合ニ於テ本所ハ日歩其ノ他料金ヲ徵收スルコトナシ

第七十條　長期取引ノ受渡標準値段ハ受渡限ノ最終帳入値段トス
受渡標準値段ハ之ヲ各帳入値段ニ對比シ差金ノ授受ノ爲スモノトス

第七十一條　受渡ニ於テハ賣方ハ約定證券ニ賣渡委任狀、分割委任狀及親族會ノ同意チ要スル場合ニ於テハ其ノ同意書並裁判所ノ決定書其ノ他必要ナル書類ヲ添附シ買方ハ清算取引ニ在リテハ受渡標準値段ニ對スル代金、實物取引ニ在リテハ約定値段ニ對スル代金チ本所ニ振込ムモノトス但國債、地方債、社債及外國國債等債券ノ受渡代金ニ付テハ經過利子ヨリ之ニ對スル資本利子稅及第二種所得稅金ニ相當スル金額ヲ控除シタルモノヲ加フ
國債、地方債、社債及外國國債等債券ノ賣買取引ニ於ケル受渡證券ハ無記名式ノモノニ限ル

第七十一條ノ二　本所ニ於テ必要アリト認ムルトキハ賣買單位每ニ賣渡委任狀ノ添附ヲ求ムルコトアルヘシ

第七十二條　本所ハ取引員ノ請求アリタル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ受渡當事者ヲ特定シ第七十一條ノ例ニ依ルコトアルヘシ

第七十三條　清算取引ノ受渡ニ當リ其ノ證券ノ分割ヲ要スルトキハ本所ニ於テ分割ノ手續ヲ爲シ又ハ買方

若ハ其ノ指定セル者ノ名義ニ書換ノ手續ヲ爲スモノトス但分割ニ要スル費用ハ本所ニ於テ支辨シ書換ニ要スル費用ハ賣方ノ負擔トス

清算取引ノ受渡證券ニ添附シタル賣渡委任狀ノ分割ヲ要スルトキハ本所ハ賣方ヲシテ分割ノ手續ヲ爲サシムルモノトス若シ速ニ其ノ手續ヲ爲スコト能ハサル事情アルトキハ本所ハ買方又ハ其ノ指定セル者ノ名義ニ書換ノ手續ヲ爲スモノトス但書換ニ要スル費用ハ買方ノ負擔トス

前各項ノ場合ニ於テハ本所ヨリ買方ニ對シ一時證券ノ預證ヲ交附シ受渡ヲ爲サシムルモノトス

第七十四條　前條ノ分割ノ爲證券ノ交付ニ日時ヲ要スルトキハ本所ハ買方ニ對シ受渡代金ノ八割以内ノ金額ノ立替ヲ爲スコトアルヘシ

本所ハ前項ノ金額ニ對シテ日歩ヲ徴セス

本所ハ必要アリト認ムルトキハ立替金ノ返還ヲ請求スルコトアルヘシ

昭和三年一月改正

第七十五條　國債、地方債、社債其ノ他ノ債券ノ受渡ヲ爲シタル後其ノ債券カ受渡日前既ニ元金償還ニ當籤シタルモノナルコトヲ發見シタルトキハ受渡後七日以内ニ相手方ニ對シ他ノ債券トノ引換ヲ請求スルコトヲ得但買方ハ轉賣、滅失、喪失其ノ他ノ事由ニ依リ其ノ債券ヲ返戻スルコト能ハサルトキハ相手方ノ請求ニ應セサルコトヲ得

昭和三年一月追加（第七十五條ノ二）

第七十五條ノ二　國債、地方債、社債其ノ他ノ債券ノ賣買取引ニシテ其ノ銘柄債券ノ全額カ受渡期日前臨時ニ償還セラルルニ至リタル場合ニ於テハ其ノ賣買取引ハ之ヲ中止シ左ノ方法ニ依リ處理スルモノトス

一　長期取引ニ在リテハ其ノ償還發表前五日間ノ帳入値段ノ平均ヲ標準値段（償還發表前五日間ノ帳入値段ナキトキハ其ノ前最近ノ帳入値段ヲ標準値段トス）トシテ差金計算ヲ爲シ更ニ其ノ標準値段ト償還金額トヲ對比シ前者カ後者ヨリ大ナルトキハ買方ヨリ賣方ニ、後者カ前者ヨリ大ナルトキハ賣方ヨリ買方ニ對シ其ノ差額ノ半額ヲ償還日ニ於テ支拂フモノトス

二　實物取引ニ在リテハ約定値段ト償還金額トヲ對比シ前號ノ方法ニ準シ差額ノ決濟ヲ爲スモノトス

第七十六條　受渡ヲ爲シタル證券ハ買方ニ於テ遲滯ナク名義書換ノ手續ヲ爲スモノトス

前項ノ手續ヲ完了スルニ至ル迄ハ賣方ニ於テ名義書換ニ付其ノ責ニ任スヘシ但名義書換停止中ノ期間ヲ除キ受渡後一箇月ヲ經過シタルトキハ此ノ限ニ在ラ

ス

第七十七條　受渡ニ供セラレタル證券ニ付本所ニ於テ瑕疵アリト認ムルトキ又ハ權利移轉ニ支障ヲ生シタリト認ムルトキハ本所ハ前條第二項但書ノ規定ニ拘ラス賣方ニ對シ受渡證券ノ差換ヲ爲サシムルコトアルヘシ

第七十八條　賣買取引ノ受渡ヲ爲スヘキ日ニ於テ賣方カ受渡ノ目的ヲ以テ約定證券ヲ提供シタルトキハ本所ハ買方ニ代リ受渡代金(債券ニ在リテハ經過利子ヨリ之ニ對スル資本利子稅及第二種所得稅金ニ相當スル金額ヲ控除シタルモノヲ加フ)ニ相當スル金額ヲ支拂ノコトヲ得

第七十九條　短期取引及實物取引ニ付本所カ前條ニ依リ支拂ヲ爲シタル場合ニ於テ買方カ受渡ヲ履行セス又ハ其ノ受渡代金トシテ納入シタル小切手カ不渡ト爲リタル場合ハ賣方ハ本所ノ請求ニ依リ支拂ヲ受ケタル代金ヲ返還スヘシ國債、地方債、社債及外國國債等債券ノ長期取引ニ付亦同シ

第八十條　定款第五十三條ノ規定ニ依リ賠償ノ責ニ任セサル銘柄ニ付取引員受渡日ニ於テ受渡ニ用フヘキコトヲ指示シテ約定代金又ハ物件ノ貸與ヲ求メタルトキハ本所ハ其ノ者ニ代リ受渡物件又ハ代金ヲ擔保トシ之ト引換ニ相手方ニ對シ立替支拂ヲ爲スコトアルヘシ

定款第五十三條ノ規定ニ依リ賠償ノ責ニ任セサル銘柄ニ付取引員受渡期日前ニ於テ受渡ノ準備ト爲スヘキコトヲ指示シテ受渡代金又ハ物件ヲ提供シ物件又ハ代金ノ立替假渡ヲ求メタルトキハ本所ハ之ニ對シ相當ノ證券又ハ代金ヲ前渡スルコトアルヘシ

前二項ニ依リ本所ヨリ貸與又ハ前渡ヲ受ケタル取引員カ第一項ノ場合ニ於テハ七日以內前項ノ場合ニ於テハ受渡期日ニ代金又ハ物件ノ返還ヲ爲ササルトキハ其ノ取引ニ付相手方ヨリ受取リタル代金又ハ物件ヲ以テ本所ニ對スル辨濟ニ充當スルモノトス

立替假渡ニ付テハ本所ハ日步若ハ貸株料ヲ徵收スルコトアルヘシ

第九章　違約處分及賠償責任

第八十一條　取引員ニシテ受渡ヲ履行セス、身元保證金、賣買證據金、賣買差損金其ノ他ノ計算差金、賣買手數料、繰延料若ハ取引稅ヲ納入セス又ハ第七十四條ニ依ル立替金ノ返還ヲ爲サス若ハ附帶業務ニ因ル債務ヲ履行セサルトキハ之ヲ違約處分ニ付ス

第八十二條　違約者ヲ生シタル場合ニ於テ本所ハ左ノ方法ニ依リ各市場ニ於ケル違約者ノ一切ノ賣買關係

ヲ處理シ被違約者ニ對シテ賠償及辨濟ヲ爲スモノトス

一　株式ノ長期取引ノ受渡不履行トナリタル物件ニ對スル賠償ハ買方違約ノ場合ニ於テハ本所ハ違約當日ヨリ三日以内ニ違約者ニ代リテ代金ノ支拂ヲ爲スヘシ
賣方違約ノ場合ニ於テハ本所ハ違約當日ヨリ五日以内ニ違約者ニ代リテ約定證券ノ全部又ハ一部ヲ提供スルカ(本所ノ株式ノ受渡ニ付テハ第三者ヲシテ履行セシム)又ハ九人ノ評價人ヲ選定シ本所ノ賠償スヘキ金額ヲ決定スル爲標準値段ヲ作成セシメ之ヲ受渡標準値段ニ對比シ買方ニ差益金アルトキハ本所之ヲ支拂ヒ差損金アルトキハ本所之ヲ徴收ス

二　株式ノ長期取引ノ約定中ノ物件ニ對スル賠償ニ付テハ本所ニ於テ取引員ヲ選定シ轉賣若ハ買戻ヲ爲サシムルカ又ハ入札賣買ニ付シテ引受人ヲ定メ本所ニ於テ違約者ノ差損金ノ全部ヲ支拂フモノトス但違約者ノ買建玉ニ付テハ本所ハ本號ノ規定ニ依ラスシテ本條第一號ノ規定ニ依ルコトヲ得
前項ノ違約玉處分ノ期間ハ違約當日ヨリ起算シ其ノ銘柄ノ開市日三十日ヲ超エサルモノトス

三　短期取引若ハ實物取引ニシテ受渡不履行トナリタル物件又ハ實物取引ノ約定中ノ物件ニ付テハ違約當日ヨリ二日以内ニ入札賣買其ノ他ノ方法ニ依リ引受人ヲ定メ其ノ引受値段ト違約當日ノ受渡標準値段(實物取引ニ在リテハ各約定値段)トヲ對比シテ損益金ヲ計算ス
違約物件ノ全部又ハ一部ニ付前項ノ方法ニ依ルコトヲ得サルカ又ハ前項ノ方法ニ依ルコトカ公益上不適當ト認メタル場合ニ於テハ違約當日ヨリ二日以内ニ取引員組合ヲシテ五名ノ評價人ヲ選定セシメ之ヲシテ標準値段ヲ定メシメ違約當日ノ受渡標準値段(實物取引ニ在リテハ各約定値段)ニ對比シテ損益金ヲ計算ス
短期取引ノ約定中ノ物件及繰延玉ニ付テハ本所ニ於テ取引員ヲ選定シ本所ノ指定スル期間内ニ違約者ノ名ヲ以テ反對賣買ヲ爲サシムルカ又ハ入札賣買其ノ他ノ方法ニ依リ引受人ヲ定メ其ノ反對賣買約定値段若ハ引受値段ト違約當日ノ受渡標準値段トヲ對比シテ損益金ヲ計算ス此ノ場合ニ於テ違約者ノ約定中ノ物件及繰延玉ハ反對賣買約定値段若ハ引受値段ノ

決定スル迄之ヲ繰延玉トシテ處理スルモノトス
前各項ニ依ル損益計算ノ結果違約者ニ差益金アルトキハ違約者ニ之ヲ返還シ差損金アルトキハ第八十四條ノ限度ニ於テ本所ハ違約者ニ代リ其ノ辨濟ヲ爲スモノトス
買方ノ受渡代金トシテ納入シタル小切手カ不渡トナリタル時ハ本所ハ第八十四條ノ限度ニ於テ違約者ニ代リ代金ノ辨濟ヲ爲スモノトス

四　國債、地方債、社債及外國國債等債券ノ長期取引ノ受渡不履行トナリタル物件ニ付テハ第三號第一項及第二項ノ例ニ依ル
國債、地方債、社債及外國國債等債券ノ長期取引ノ約定中ノ物件ニ付テハ本所ニ於テ取引員ヲ選定シ本所ノ指定スル期間内ニ違約者ノ名ヲ以テ轉賣若ハ買戻ノ爲サシムルカ又ハ入札賣買其ノ他ノ方法ニ依リ引受人ヲ定メ轉賣買戻又ハ引受當日ノ帳入値段ト違約當日ノ帳入値段トヲ對比シテ損益金ヲ計算ス
第三號第四項及第五項ハ本號ニ之ヲ準用ス

第八十二條ノ二　長期取引及短期取引ニ於テハ違約者ニ對立スル賣方又ハ買方ノ總員ヲ以テ被違約者トシ違約物件ヲ被違約者ニ割當ヲ爲ス場合ニ於テハ長期取引ニ在リテハ被違約者ノ約定物件ノ數ニ應シ短期取引ニ在リテハ違約當日ノ帳入現在ニ於ケル受渡玉及繰延玉ノ數ニ應シ按分比例ニ依リ之ヲ定ムルモノトス
前項ノ計算ニ於テハ債券ハ額面千圓、株式ハ拾株ニ止メ以下ノ端數ハ四捨五入ヲ以テ割當テ過不足アルトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ加除ス

第八十三條　第八十二條第一號及第二號ノ規定ニ依リ本所カ違約者ニ代リテ行フ受渡ノ結果本所ノ受ケタル有價證券（有價證券中本所ノ株式アルトキハ之ヲ違約者ノ計算ニ於テ第三者ニ譲渡シ其ノ對價トシテ受取リタル代金）又ハ受渡代金ハ違約者ニ對スル本所ノ債權ヲ擔保ス

第八十四條　第八十二條第三號及第四號ニ依ル辨濟ノ額及方法ハ左ノ各號ニ依リ本所之ヲ決ス
一　違約者カ一般取引員ニシテ單ニ國債取引員ヲ兼ヌル場合ニ於テハ身元保證金中壹萬圓及其ノ兼ヌル營業部類ニ於ケル賣買證據金全額ニ當ル金額ニ付辨濟ヲ爲スモノトス
違約者カ一般取引員ニシテ短期取引員竝實物取引員又ハ其ノ一ヲ兼ヌル場合ニ於テハ身元保證金中參萬圓ヲ其ノ兼ヌル各營業部類ノ損

害額ニ依リ按分シタル金額及其ノ兼ヌル各營業部類ニ於ケル賣買證據金全額ニ當ル金額ニ付辨濟ヲ爲スモノトス

違約者カ一般取引員ニシテ國債取引員及其ノ他ノ營業部類ニ屬スル取引員ヲ兼ヌル場合ニ於テハ左ノ規定ニ依ル金額ニ付辨濟ヲ爲スモノトス

（イ）國債取引員ノ營業部類ニ對シテハ身元保證金中壹萬圓及其ノ營業部類ニ於ケル賣買證據金全額ニ當ル金額

（ロ）其ノ他ノ營業部類ニ對シテハ身元保證金中參萬圓ヲ其ノ各營業部類ノ損害額ニ依リ按分シタル金額及其ノ各營業部類ニ於ケル賣買證據金全額ニ當ル金額

他ノ營業部類ニ於ケル身元保證金及賣買證據金ニシテ其ノ營業部類ノ賣買取引ニ生スル損害ニ引當テラレサル金額及違約者ノ身元保證金並賣買證據金ニシテ株式ノ長期取引ニ生スル損害ニ引當テラレサル金額アルトキハ其ノ金額ニ付亦辨濟ヲ爲スモノトス

二　違約者カ短期取引員ニシテ國債取引員並實物取引員又ハ其ノ一ヲ兼ヌル場合及國債取引員ト實物取引員トカ左ニ相兼ヌル場合ニ於テハ各其ノ營業部類ニ付現ニ納入セル身元保證金（短期取引員ニシテ實物取引員ヲ兼ヌル場合ニ在リテハ各營業部類ノ損害額ニ依リ按分シタル金額）及其ノ營業部類ニ於ケル賣買證據金全額ニ當ル金額ニ付辨濟ヲ爲スモノトス

他ノ營業部類ニ於ケル身元保證金及賣買證據金ニシテ其ノ營業部類ノ賣買取引ニ生スル損害ニ引當テラレサル金額アルトキハ其ノ金額ニ付亦辨濟ヲ爲スモノトス

三　違約者カ單ニ短期取引員、國債取引員又ハ實物取引員タル場合ニ於テハ現ニ納入セル身元保證金及賣買證據金全額ニ當ル金額ニ付辨濟ヲ爲スモノトス

前項ノ規定ニ依ル辨濟額ノ更ニ國債、地方債、社債及外國國債等債券ノ長期取引及其ノ實物取引ニ對シテ割當ヲ爲ス場合ニ於テハ左ノ方法ニ依ル

一　國債、地方債、社債及外國國債等債券ノ賣買取引ノ身元保證金額ニ當ル辨濟額ハ各賣買取引ノ損害額ニ按分シテ之ヲ定ム

二　國債、地方債、社債及外國國債等債券ノ賣買取引ニ對スル賣買證據金額ニ當ル辨濟額ハ各賣買

取引ニ對スル賣買證據金額ニ當ル金額トス

三　前項第一號第二項又ハ第二號第二項ノ辨濟額アルトキハ各賣買取引ノ損害額ニ按分シテ之ヲ定ム

四　前各號ニ依リ賣買取引ノ一方ニ割當ヲ爲シタル辨濟額ニシテ其ノ賣買取引ニ生スル損害ニ引當テラレサルモノアルトキハ之ヲ他ノ賣買取引ノ辨濟額ニ充當ス

被違約者ニ對スル辨濟額ノ割當ハ其ノ損害額ニ按分シテ本所之ヲ定ム

第八十五條　第八十二條第一號ノ評價人ハ本所ニ於テ五人一般取引員組合ニ於テ取引員中ヨリ四人ヲ選定ス

第八十六條　削除

第八十七條　第八十二條第二號乃至第四號ノ選定取引員ニ對シテハ本所ハ違約者ノ計算ヲ以テ委託手數料ヨリ賣買手數料ヲ控除シタル殘額ノ半額ヲ支拂フモノトス

第八十八條　立會停止、禁止又ハ臨時休會中ニ違約者ヲ生シタル場合ハ解停、解禁又ハ開市ノ上第八十二條ノ規定ニ依リ處理スルモノトス

前項ノ場合ニ於テ解停、解禁又ハ開市前ニ受渡期日到達シタルトキハ第八十二條中受渡不履行ノ例ニ依ルモノトス

第八十九條　第八十二條第二號又ハ第四號第二項ノ賣方違約カ受渡期日前五日内ニ生シ本所ニ於テ市場ノ公益維持上其ノ當限建玉ノ全部若ハ一部ノ買戻又ハ入札賣買ヲ爲スコト不穩當ト認ムルトキハ其ノ部分ニ付第八十二條第一號又ハ第四號第一項ノ例ニ依ルモノトス

第九十條　第六十三條及第八十條ニ依リ本所ニ提供シ又ハ本所ヨリ假渡ヲ受ケタル約定證券ニ付テハ選定取引員ヲシテ受渡期日ニ於テ受渡ヲ爲サシムルモノトス

第九十一條　株式ノ長期取引ニ於ケル同銘柄同一限ノ約定物件ニ付賣買雙方ニ違約者ヲ生シタルトキハ其ノ對當數量ノ計算ハ他ノ被違約者ニ及ホサス違約者ノ同銘柄同一限ノ兩建玉ニ付亦同シ

短期取引ニ於ケル違約者ノ同銘柄ノ兩建玉竝兩建繰延玉ノ對當數量ノ計算ハ他ノ被違約者ニ及ホサス

第九十二條　違約處分ノ爲本所カ被違約者ニ交付シタル受渡代金、受渡證券ノ買入代金、代償金、辨濟金、立替ノ不戻金、轉賣買戻其ノ他ノ處分上ヨリ生スル損失金、違約處分ニ關スル費用、手數料、繰延料及附帶業務ニ因ル

債務其ノ他本所ニ支拂フヘキ金員ハ違約者ノ負擔トシ本所ハ之ヲ違約者ニ代リテ受渡ヲ受ケタル有價證券、受渡代金、身元保證金及代用有價證券、賣買證據金及代用有價證券、違約以外ノ計算殘金、諸預金、第六十三條ニ依ル提供證券ニ對スル代金（提供證券カ當該取引員以外ノ名義ナルトキハ之ヲ除ク）、諸預有價證券其ノ他違約者ニ歸屬スヘキ金額ヨリ控除シ不足ヲ生シタルトキハ違約者ニ對シ之ヲ追徴スヘシ

前項違約者ニ屬スヘキ有價證券ニ付テハ本所ニ於テ適當ノ方法ニ依リ違約者ノ費用ヲ以テ之ヲ處分シ差引計算ヲ爲スモノトス

第九十三條　違約處分ノ場合ニ於テ違約者ノ總計算上剩餘金ヲ生シタルトキハ之ヲ違約者ニ返還ス

第九十四條　取引員違約處分ニ付セラレタルトキハ其ノ身元保證金預證及諸證據金預通帳ハ之ヲ無效トス

第九十五條　長期取引ノ受渡日ニ於テ既ニ一部ノ受渡ヲ爲シタル後ニ違約者ヲ生シタルトキハ其ノ銘柄ニ付賣方ノ受渡ハ確定シタルモノトシ買方ニ付テハ本所カ第八十二條第一號ノ規定ニ依リ標準値段ニ依リ差額ノ賠償ヲ爲ス部分ニ限リ初ヨリ受渡ナカリシモノト看做ス

短期取引又ハ國債、地方債、社債及外國國債等債券ノ長期取引ノ受渡日ニ於テ既ニ一部ノ受渡ヲ爲シタル後ニ違約者ヲ生シタルトキハ其ノ銘柄ニ付違約者ノ既ニ受渡ヲ爲シタル部分ノ受渡ハ確定シタルモノトシ違約者ノ未タ受渡ヲ爲ササル部分ニ付テハ初ヨリ受渡ナカリシモノト看做ス

前項ノ場合ニ於テ被違約者ハ初ヨリ受渡ナカリシ部分ニ相當スル證券又ハ代金ヲ本所ニ返還スヘシ第一項後段ノ場合ニ於ケル買方ノ受渡ヲ受ケタル證券ニ付亦同シ

第九十六條　取引員破産ノ宣告ヲ受ケタルトキハ之ヲ違約處分ニ付ス

第九十七條　第七十五條及第七十七條ノ場合ニ於テ賣方カ他ノ證券トノ交換又ハ受渡證券ノ差換ノ爲スコト能ハスト認ムルトキハ本所ハ評價人ノ選定シ標準値段ヲ定メテ之カ決濟ヲ爲サシムルモノトス

前項ノ場合ニ於テ賣方カ該證券ノ受渡當時故意又ハ重大ナル過失アリタリト認ムルトキハ本所ハ之ヲ違約處分ニ付スルコトアルヘシ

第一項ノ場合ニ於テ本所ハ其ノ差額ノ全部又ハ一部ニ付賠償ヲ爲シ又ハ賣方ニ代リテ辨濟ノ爲スコトアルヘシ但第七十二條ノ受渡ニ依ル證券ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第十章 雜則

第九十八條 本所ハ左ノ事項ヲ市場ニ掲示ス

一 定款及業務規程
二 清算取引ニ付スル物件ノ上場、中止及廢止
三 市場ノ臨時休止、立會ノ停止及立會時刻ノ變更
四 取引員ノ開業、廢業、免許失效、免許取消、死亡及解散
五 取引員ノ商號及記號
六 取引員ノ違約處分
七 取引員ノ除名、營業停止、過怠金及營業停止ノ解除
八 市場代理人ノ承認、解任、死亡、承認ノ取消及入場差止
九 賣買手數料率及委託手數料率
十 賣買證據金率
十一 委託證據金及其ノ代用有價證券ノ種類竝代用價格
十二 受渡期日ノ變更
十三 長期取引ニ於ケル受渡ノ結了
十四 前各號ノ外本所ニ於テ必要ト認ムル事項

取引員ハ掲示アリタル後ハ其ノ事項ヲ知ラサルコトヲ主張スルコトヲ得ス

第九十九條 本所ハ必要アリト認ムルトキハ取引員組合ニ對シ組合規約其ノ他ノ諸規定ヲ改正セシムルコトアルヘシ

第百條 業務規程ニ明文ナキ事項ニ付テハ本規程ノ趣旨ニ從ヒ理事長之ヲ決スルモノトス

附則

昭和三年三月改正（第百一條）

第百一條 短期取引員ノ身元保證金拾萬圓ノ殘額金七萬圓ノ內金貳千圓ハ昭和三年九月三十日、金七千圓ハ各昭和四年三月三十一日及昭和五年三月三十一日迄殘額金五萬四千圓ハ昭和六年以後每年金壹萬壹千圓ヲ下ラサル限度ニ於テ隨時納入スヘシ

新ニ取引員ノ免許ヲ受ケタル者又ハ短期取引員、實物取引員ニシテ國債取引員ノ兼ヌルニ至リタル者及國債取引員ニシテ實物取引員ノ兼ヌルニ至リタル者ニ付テハ其ノ免許又ハ兼業ノ承認ヲ受ケタル日ニ於ケル其ノ部類ノ取引員ノ身元保證金納入額ニ依リ之ヲ納入セシメ爾後前各項ヲ適用ス

第百二條 第五十六條第二項ノ規定ハ大正十四年十一月一日ヨリ昭和三年十月三十一日迄ニ爲シタル賣買ニ限リ之ヲ適用ス

第八　受託契約準則

（大正十二年七月三十一日認可）
（同十三年五月三十日改正）
（同十四年十一月五日改正）
（昭和三年七月十四日改正）

第一章　總則

第一條　東京株式取引所各營業部類ノ取引員カ爲ス賣買受託ハ特別ノ契約ナキ限リ取引所定款、業務規程及本則ノ規定ニ據リ之ヲ處理スルモノトス

第二條　委託者カ他人ヲシテ賣買委託ニ關スル事項ヲ爲サシムルトキハ其ノ者ヲ委託者ノ代理人ト看做ス

第三條　委託者ハ諸通信ヲ接受スヘキ場所ヲ豫メ取引員ニ通知シ置クモノトス

委託者前項ノ場所ヲ變更シタルトキハ遲滯ナク取引員ニ通知スルモノトス

第四條　取引員ヨリ委託者ニ對スル諸通信ハ前條ノ場所ニ之ヲ爲スモノトス但前條ノ通知ナキ場合ニハ其ノ營業所、住所又ハ居所ノ孰レカ一ニ之ヲ爲スモノトス

賣買委託ノ關係ヨリ生スル金員又ハ物件ノ授受ハ取引員ノ營業所ニ於テ之ヲ爲スモノトス但取引員ノ都合上委託者ノ營業所、住所又ハ居所ニ付之ヲ爲スヲ妨ケス

第五條　市場ニ於ケル賣買取引ノ委託者ニ對スル效力發生ノ時期ハ其ノ賣買取引成立ノ時トス

第六條　取引員賣買取引ノ委託ノ全部ヲ執行スルコト能ハサル場合ニ於テハ其ノ一部ヲ執行スルコトヲ得

第七條　取引員委託ヲ受ケタル賣買成立シタルトキハ遲滯ナク之ヲ委託者ニ報告スヘシ

第八條　取引員ハ委託者ニ對シ賣買報告書、仕切書及委託證據金受領書ヲ交付スルモノトス

前項ノ書類ヲ交付セサルモノニ付テハ取引員其ノ責ニ任セス

第九條　賣買委託ニ關シ委託者ト取引員トノ間ニ於ケル往復書類ヲ滅失シ他ニ據ルヘキモノナキトキハ取引員ノ營業帳薄若クハ取引所ノ證明書ニ據リ決定スルモノトス書面ニ依ラサル場合ニシテ爭アルトキ亦同シ

第十條　電信ニ依ル委託註文ハ其ノ送達紙面ニ記載セラレタル文字ヲ以テ委託ノ條件ト看做ス

第十一條　委託者ヨリ取引員ニ爲シタル賣又ハ買ノ通知ニシテ其ノ內容不明ナルトキハ之カ分明ニ至ル迄ハ其ノ通知ハ效力ヲ發生セサルモノトス此ノ場合ニ於テ取引員ハ遲滯ナク其ノ旨ヲ委託者ニ照會スヘシ

前項ノ通知ノ內容明瞭ヲ缺ク場合ト雖モ取引員ニ於

テ略了解シ得ヘキモノトシテ其ノ解釋ニ依リ處理シタルトキハ委託者ニ於テ之ニ對シ異議ノ主張スルコトヲ得ス

第十二條　取引員カ賣買報告書、計算書其ノ他ニ於テ錯誤ニ依ル相違ヲ發見シタルトキハ之ヲ訂正スルモ委託者ニ於テ異議ヲ主張スルコトヲ得ス但因テ生シタル損害ハ取引員ニ於テ其ノ責ニ任スルモノトス

第十三條　取引員カ受託關係上占有スル物件及賣買取引ノ計算上委託者ニ支拂フヘキ金員ハ受託關係上委託者ニ對シ有スル債權ノ擔保ト看做ス

第十四條　委託者カ取引員ニ對シ賣買委託關係ヨリ生スル委託證據金、受渡證券、受渡代金、繰延料、受渡差金、繰延差金、損金其ノ他ノ物件又ハ金員ノ交付ヲ怠ルトキハ取引員ハ法律上ノ手續ニ據ラス前條ニ掲ケタル物件ノ全部又ハ一部ヲ處分シ債務ノ辨濟ニ充當シ尚不足アルトキハ之ヲ委託者ニ請求スルコトヲ得

第十五條　委託者仕切損金ノ支拂ハサル場合其ノ他取引員ニ於テ立替金ヲ爲シタル場合ニハ取引員ハ委託者ヨリ百圓ニ付金四錢ノ延滯日歩ヲ徵スルモノトス

第十六條　取引員ハ委託手數料ノ外通信費、現品遞送費其ノ他必要ナル費用ヲ委託者ニ請求スルコトヲ得

第十七條　取引員又ハ委託者カ賣買委託ニ關シ定款、業務規程及本則ノ規定ニ違反シ相手方ヲシテ損害ヲ蒙ラシメタルトキハ之カ賠償ノ責ニ任スルモノトス

第十八條　取引員又ハ委託者ハ相手方ノ承諾ヲ經ルニアラサレハ賣買委託ノ關係ヨリ生スル一切ノ權利ヲ他人ニ讓渡スルコトヲ得ス

第二章　株式長期取引

第十九條　取引員カ株式長期取引ニ付委託者ヨリ差入レシムル證據金ハ左ノ五種トス

一　委託本證據金
二　委託割增本證據金
三　委託追證據金
四　委託增證據金
五　委託豫納證據金

委託本證據金ハ新規賣買ノ委託ニ對シ之ヲ差入レシム

委託割增本證據金ハ取引員カ業務規程ニ依リ賣買割增本證據金ヲ納入スヘキ場合ニ於テ各銘柄每ニ各限ヲ通算シテ既ニ賣買成立シタル委託玉ノ對當數量ヲ相殺シタル殘玉カ豫メ取引員組合ニ於テ定メタル株數ヲ超過シタルトキ超過部分ニ對シ之ヲ差入レシム

委託追證據金ハ既ニ賣買成立シタル委託玉ノ約定値段ト其ノ後ノ各場ノ大引値段（大引値段ナキトキハ寄

付値段)トヲ比較シ其ノ差損額ガ委託玉ニ對シ提供シタル委託本證據金ノ四分ノ一以上ニ達スル毎ニ委託玉ニ對シ其ノ四分ノ一ニ當ル額ヲ差入レシム大引値段及寄付値段共ニナキトキハ其ノ銘柄ノ他ノ期限ノ大引値段(大引値段ナキトキハ寄付値段)若シ他ノ二期限ノ値段アルトキハ約定値段トノ差損額ノ大ナルモノヲ採リ本項前段ニ準シ之ヲ差入レシム

委託増證據金ハ取引員カ業務規程ニ依リ賣買増證據金ヲ納入スヘキ場合ニ於テ既ニ賣買成立シタル委託玉又ハ新規賣買ノ委託ニ對シ之ヲ差入レシム

委託豫納證據金ハ取引員カ業務規程ニ依リ賣買豫納證據金ヲ納入スヘキ場合ニ於テ新規賣買ノ委託ニ對シ之ヲ差入レシム

委託追證據金及委託増證據金ノ各半額ハ現金トス

前項ノ場合ニ於テ委託者ハ前ニ差入レアル代用有價證券ノ價格ニ殘存額アルノ故ヲ以テ其ノ現金ノ差入額ヲ減少スルコトヲ得ス

委託證據金ノ額ハ取引員組合ノ定ムルトコロニ依ル

第二十條　委託者ノ提供シタル委託證據金及代用有價證券ハ委託玉ノ全部ニ對シ一括シテ之ニ充當スルモノトス

第二十一條　委託證據金代用有價證券ハ取引員ニ於テ適宜之ヲ自己又ハ他人ノ名義ニ書換フルコトヲ得

委託證據金代用有價證券ヲ委託者ニ返戻スルトキハ記番號、券面及名義ニ拘ハラス同種類ノモノヲ以テ之ニ換フルコトヲ得

第二十二條　委託者取引員組合ニ於テ定メタル有價證券以外ノ證券又ハ物件ヲ以テ委託證據金ノ代用トシタル場合ニ於テ取引員ノ請求アリタルトキハ直ニ現金又ハ所定ノ證券ト引換フルコトヲ要ス委託證據金ノ代用有價證券カ瑕疵アルトキ委任狀等添付書類ノ不備其ノ他ノ理由ニ依リ名義書換ニ支障アルトキ又ハ債券ニシテ元金償還ニ當籤シタルコトヲ發見シタルトキ亦同シ

第二十三條　取引員ノ受領シタル委託證據金若ハ代用有價證券ノ代用價格カ諸種ノ委託證據金トシテ受領スヘキ金額ヲ超過シタルモノアルトキハ其ノ額ヲ豫備金トシテ之ヲ預リ置クモノトス

第二十四條　委託者カ受渡證券、受渡代金、委託證據金又ハ代用有價證券ノ廢止若クハ代用價格ノ引下ニ因ル委託證據金ノ不足額ヲ左ニ掲クル時限ニ提供セサルトキハ取引員ハ委託者ノ承諾ヲ經スシテ任意ニ其ノ委託ニ係ル賣買ノ全部又ハ一部ヲ結了スルコトヲ得

一　受渡證券又ハ受渡代金

受渡日ノ前々日ノ正午迄但受渡日ノ前日又ハ前前日カ休業日ナルトキハ順次之ヲ繰上ク

二　委託本證據金

賣買カ當日前場ニ於テ成立シタルトキハ翌日正午迄後場ニ於テ成立シタルトキハ翌日午後三時迄

三　委託割増本證據金

取引員カ取引所ニ賣買割増本證據金ヲ納入スヘキ時限ノ二十四時間前

四　委託追證據金

提供スヘキ事由カ當日前場ニ於テ發生シタルトキハ翌日正午迄後場ニ於テ發生シタルトキハ翌日午後三時迄但一時ニ二回以上ノ提供ヲ爲スヘキトキハ當日前場ニ於ケル分ハ翌日午前八時迄後場ニ於ケル分ハ翌日正午迄

五　委託増證據金

取引員カ取引所ニ賣買増證據金ヲ納入スヘキ時限ノ二十四時間前

六　委託證據金代用有價證券ノ廢止又ハ代用價格ノ引下ニ因ル不足額

取引所カ其ノ廢止又ハ引下ヲ市場ニ掲示シタル日ノ翌々日ノ午前八時迄

遠隔ノ地ニ在ル委託者ニシテ前項ノ時限ニ依ルコト不可能ナル場合ニ於テハ取引員ハ差入最終時限ヲ相當延長スルモノトス

委託者カ仕切損金ノ發生後二日間ヲ經過スルモ其ノ支拂ヲ爲サザルトキハ取引員ハ前項ノ委託證據金不足額ノ算定ニ當リ其ノ未拂損金ヲ委託證據金中ヨリ控除スルコトヲ得

取引員第一項ニ依リ賣買取引ヲ結了シタルトキハ遲滯ナク之ヲ委託者ニ報告スヘシ

第二十五條　轉賣買戻ニ因リ仕切ラルヘキ委託者ノ建玉二以上アルトキハ特ニ指定ナキ限リ利益落ノ方法ニ依リ之ヲ處理スルモノトス

第二十六條　受渡物件ハ取引員取引所ヨリ交付ヲ受ケタル後之ヲ委託者ニ交付スルモノトス

取引所カ株券ノ分割等ノ爲メ取引員ニ對スル受渡物件ノ交付ヲ遲延シタル場合ニ於テ委託者カ損害ヲ蒙ルコトアルモ取引員ハ其ノ責ニ任セサルモノトス

第二十七條　委託者受渡ノ爲メ取引員ニ提供スル記名證券ニハ左ノ標準ニ依リ必要書類ヲ添付スルモノトス

五十株迄	委任狀其ノ他必要書類	三通以上
百株迄	同	十株ノモノ五通其ノ他二通以上

百株以上　同

倘五十株以上ノ大券ニハ分割請求委任狀ヲ株券一枚ニ付一通宛添付ノコト　右ニ準ス

第二十八條　委託者取引員ヨリ記名證券ヲ受取リタルトキハ遲滯ナク名義書換ヲ爲スヘシ

前項手續ノ懈怠ニ因リ取引員カ該證券ニ對スル配當金ヲ受ケタルトキハ諸稅金等ニ充當スル爲メ百分ノ二十五ヲ控除シタル殘額ヲ請求人ニ交付スルモノトス

第二十九條　受渡ニ當リ其ノ證券若クハ委任狀ノ分割ヲ要スルトキハ取引員ニ於テ委託者ノ爲メ其ノ證券ヲ委託者若クハ委託者ノ指定スル名義ニ書換ノ手續ヲ爲スモノトス但分割ニ要スル諸費用ハ取引員之ヲ支辨シ名義書換手數料ハ委託者ノ負擔トス

前項ノ場合ニ於テハ取引員ハ委託者ニ對シ假ニ物件ノ預證ヲ交付スルモノトス

第三十條　賣買委託ニ關スル計算殘金ノ支拂及委託證據金竝代用有價證券ノ返戻ハ取引結了後二日ヲ經タル後委託者ノ請求ニ依リ之ヲ爲スモノトス

第三十一條　賣買委託ニ關シ取引員カ委託者ヨリ受入レタル現金又ハ仕切殘金ニ對シテハ利息ヲ支拂ハス

第三章　株式短期取引

第三十二條　取引員カ株式短期取引ニ付委託者ヨリ差入レシムル證據金ハ左ノ四種トス

一　委託本證據金

二　委託割增本證據金

三　委託增證據金

四　委託豫納證據金

委託割增本證據金ハ委託者ノ繰延玉ノ各銘柄每ニ對當數量ヲ相殺シタル殘玉カ豫メ取引員組合ニ於テ定メタル株數ヲ超過シタル場合其ノ超過部分ニ對シ之ヲ差入レシム

第三十三條　委託者カ委託證據金、繰延料、第三十九條第一項ノ受渡差金竝繰延差金、同條第二項及第三項ノ差金又ハ代用有價證券ノ廢止若クハ代用價格ノ引下ニ因ル委託證據金ノ不足額ヲ左ニ掲クル時限ニ提供セサルトキハ取引員ハ委託者ノ承諾ヲ經スシテ任意ニ其ノ委託ニ係ル賣買ノ全部又ハ一部ヲ結了スルコトヲ得

一　委託本證據金

賣買カ當日ノ前場ニ於テ成立シタルトキハ當日正午迄、後場ニ於テ成立シタルトキハ當日午後三時迄

二　委託割增本證據金

当日前場又ハ後場終了後一時間以内

三 委託增證據金

取引員カ取引所ニ賣買增證據金ヲ納入スヘキ時限ノ十二時間前

四 繰延料、第三十九條第一項ノ受渡差金竝繰延差金及同條第三項ノ差金

當日前場終了後一時間以内

五 第三十九條第二項ノ差金

後場終了後二時間以内

六 委託證據金代用有價證券ノ廢止又ハ代用價格ノ引下ニ因ル不足額

取引所カ其ノ廢止又ハ引下ヲ市場ニ揭示シタル日ノ翌日ノ午前八時迄

昭和三年七月改正（第三十六條）

第三十四條　委託ニ依ル賣付買付ハ特ニ申出ナキ限リ反對玉ヲ決濟スル爲ニ爲シタルモノト看做シ之ヲ處理スルモノトス

前項ノ決濟ニ付テハ先ツ新規賣買ヲ相殺シ其ノ殘玉アルトキハ繰延玉ヲ相殺スルモノトス

相殺ノ順位ハ日時ノ古キモノニ依ル

第三十五條　委託者カ指値註文ヲ爲シタル場合市場ニ於テ其ノ値段ノ賣買成立シタルトキト雖モ委託ノ全部又ハ一部ノ賣買取引ヲ執行スルコト能ハサルトキハ委託者ニ於テ異議ヲ主張スルコトヲ得サルモノトス

第三十六條　委託者一時ニ巨額ノ新規賣買ヲ爲ス場合ニ於テ取引員ノ請求アリタルトキハ受渡ヲ爲スヤ否ヤヲ委託ト同時ニ申出ツルコトヲ要ス

委託者繰延玉ニ付受渡ヲ爲サントスルトキハ受渡日ノ前日正午迄ニ其ノ旨ヲ申出ツルコトヲ要ス但土曜日ニ限リ午前十時迄トス

委託者受渡ヲ爲サントスルトキハ受渡日ノ午前十一時迄ニ受渡代金又ハ物件ヲ提供スヘシ

委託者カ前項ノ時限又ハ特約シタル時限迄ニ受渡代金又ハ物件ヲ提供セサルトキ又ハ反對賣買ノ申出ヲ爲ササルトキハ繰延ヲ委託セラレタルモノトシテ委託ニ係ル賣買取引ノ繰延フルコトヲ得

第三十七條　委託者ノ繰延玉ニシテ決濟完了日前日午後三時迄ニ受渡又ハ反對賣買ノ申出ナキトキハ取引員ハ委託者ノ承諾ヲ經スシテ任意ニ其ノ委託ニ係ル賣買ノ全部又ハ一部ヲ結了スルコトヲ得

第三十八條　委託者ハ繰延玉ニ付取引員ニ對シ取引所ノ定メタル繰延料ヲ支拂フヘシ

第三十九條　委託者ハ其ノ新規賣買ニ付取引員ニ對シ約定値段ト當日ノ受渡標準値段トノ差金（受渡差金）及

其ノ繰延玉ニ付前日ノ受渡標準値段ト當日ノ受渡標準値段トノ差金（繰延差金）ヲ授受スルモノトス

取引所ニ於テ臨時ニ差金計算ノ標準値段ヲ定メタルトキハ委託者、既ニ成立シタル新規賣買及繰延玉ニ付差金ノ授受ヲ爲スモノトス

前項ノ標準値段ニ付テハ第一項ノ規定ヲ準用ス

第四十條　株式短期取引ニ付テハ本章ニ別段ノ定メアル場合ヲ除ク外株式長期取引ニ關スル規定ヲ準用ス

第四章　株式實物取引

第四十一條　取引員ハ株式實物取引ニ付委託者ヨリ委託本證據金、委託割增本證據金、委託增證據金又ハ委託豫納證據金ヲ差入レシムルコトヲ得

前項ノ委託證據金ニ付テハ隨時取引員組合ニ於テ定ムルモノノ外株式短期取引ニ關スル規定ヲ準用ス

第四十二條　委託者ハ受渡證券又ハ受渡代金ヲ受渡日ノ前日若クハ特約シタル時限迄ニ提供スルコトヲ要ス但買委託ノ場合ニ於テハ、委託者ハ受渡期日前ト雖モ取引員カ賣方ヨリ受渡ノ請求ヲ受ケタルトキハ受渡代金ヲ提供スヘキモノトス

第四十三條　委託者受渡ヲ履行セサルトキ又ハ前條但書ノ場合ニ於テ取引員ノ指定シタル時限迄ニ受渡代金ヲ提供セサルトキハ取引員ハ委託者ノ承諾ヲ得スシテ任意ニ其ノ委託ニ係ル賣買ノ全部又ハ一部ヲ結了スルコトヲ得

第四十四條　株式實物取引ニ付テハ本章ニ別段ノ定メアル場合ヲ除ク外株式長期取引及株式短期取引ニ關スル規定ヲ準用ス

第五章　國債取引

第四十五條　本章ニ國債取引トアルハ總テ國債、地方債、社債及外國々債等債券ノ賣買取引ヲ指稱スルモノトス

第四十六條　取引員カ國債長期取引ニ付委託者ヨリ差入レシムル委託證據金ハ左ノ五種トス

一　委託本證據金
二　委託割增本證據金
三　委託追證據金
四　委託增證據金
五　委託豫納證據金

委託割增本證據金ハ各委託者ノ既ニ賣買成立シタル委託玉ニ付各銘柄毎ニ各限ヲ通算シテ賣買對當數量ヲ相殺シタル殘玉カ豫メ取引員組合ニ於テ定メタル數量ヲ超過シタルトキハ其ノ超過部分ニ對シ之ヲ差入レシム

第四十七條　委託者カ受渡證券、受渡代金、委託證據金又

ハ代用有價證券ノ廢止若クハ代用價格ノ引下ニ因ル委託證據金ノ不足額ヲ左ニ掲クル時限ニ提供セサルトキハ取引員ハ委託者ノ承諾ヲ經スシテ任意ニ其ノ委託ニ係ル賣買ノ全部又ハ一部ヲ結了スルコトヲ得

一 受渡證券又ハ受渡代金
受渡日ノ前々日ノ正午迄但受渡日ノ前日又ハ前前日カ休業日ナルトキハ順次之ヲ繰上ク

二 委託本證據金
賣買カ當日前場ニ於テ成立シタルトキハ翌日正午迄、後場ニ於テ成立シタルトキハ翌日午後三時迄

三 委託割増本證據金
委託本證據金ト同時

四 委託追證據金
提供スヘキ事由カ當日前場ニ於テ發生シタルトキハ翌日正午迄、後場ニ於テ發生シタルトキハ翌日午後三時迄但一時ニ二回以上ノ提供ヲ爲スヘキトキハ當日前場ニ於ケル分ハ翌日午前八時迄、後場ニ於ケル分ハ翌日正午迄

五 委託増證據金
取引員カ取引所ニ賣買増證據金ヲ納入スヘキ時限ノ二十四時間前

六 委託證據金代用有價證券ノ廢止又ハ代用價格ノ引下ニ因ル不足額
取引所カ其ノ廢止又ハ引下ヲ市場ニ掲示シタル日ノ翌々日ノ正午迄

第四十八條 委託者國債長期取引受渡ノ爲ニ取引員ニ提供スル證券ハ無記名式ノモノニ限ル

第四十九條 國債長期取引ニ付テハ本章ニ別段定メアル場合ヲ除ク外株式長期取引ニ關スル規定ヲ準用ス

第五十條 國債實物取引ニ付テハ株式實物取引及株式短期取引ニ關スル規定ヲ準用ス

收入支出及利益金處分表（續）

利益金處分表

同十四年		同十五年		昭和二年	
上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期
円 2,239,571	円 2,377,234	円 3,754,023	円 3,100,327	円 2,613,827	円 1,920,426
—	—	—	—	—	—
1,523,885	1,722,377	2,543,311	2,062,808	1,894,567	1,321,083
614,369	529,866	1,060,999	892,374	598,201	491,861
101,317	124,991	149,713	145,145	121,059	107,482
419,774	368,176	346,070	470,471	520,775	379,741
413,103	460,023	553,060	658,875	560,380	492,212
—	—	—	—	—	—
160,352	151,763	126,075	62,129	55,382	78,425
4,376	3,678	7,315	6,006	5,123	4,601
—	1,631	130,856	19,429	91,107	1,149
9,977	9,537	19,453	6,346	5,934	6,633
286,000	25,000	—	150,000	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
3,533,153	**3,397,042**	**4,936,852**	**4,473,583**	**3,852,528**	**2,883,187**
335,936	356,585	563,103	463,049	392,074	288,064
128,280	103,675	122,326	233,160	117,621	—
68,704	120,850	138,368	142,073	107,894	61,082
9,994	10,413	9,600	10,205	10,500	10,500
255,604	268,970	333,185	341,902	340,837	327,026
6,946	8,648	7,235	4,803	4,237	3,174
155,751	152,384	171,279	142,190	190,445	131,198
14,238	20,271	24,889	22,865	21,423	19,696
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	12,369	33,750	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	125,000	125,000	100,000
286,000	25,000	—	150,000	—	—
20,771	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	27,334	32,522	33,057	3,299	—
2,250,929	2,302,912	3,521,976	2,769,629	2,539,197	1,922,447
3,533,153	**3,397,042**	**4,936,852**	**4,473,583**	**3,852,528**	**2,883,187**
2,250,929	2,302,912	3,521,976	2,769,629	2,539,197	1,922,447
9,743	9,173	9,585	8,561	14,190	21,387
—	—	—	—	—	—
2,260,672	**2,312,085**	**3,531,561**	**2,778,190**	**2,553,387**	**1,943,834**
113,000	116,000	177,000	139,000	127,000	97,000
20,000	30,000	50,000	40,000	40,000	—
30,000	30,000	40,000	30,000	160,000	20,000
20,000	30,000	40,000	30,000	30,000	20,000
50,000	75,000	125,000	—	—	—
146,000	149,000	220,000	180,000	165,000	125,000
1,872,500	1,872,500	2,871,000	2,345,000	2,010,000	1,675,000
1.400	1.400	1.980	1.400	1.200	1.000
9,173	9,585	8,561	14,190	21,387	6,834

第八表　貸借對照表

(二)　收入支出

	科目＼決算期	大正十二年 上半期	大正十二年 下半期	同十三年 上半期	同十三年 下半期
收入	賣買手數料	円 2,309,959	円 959,392	円 1,147,342	円 1,519,582
	清算取引手數料	2,068,215	836,248	965,526	—
	長期取引手數料	—	—	—	1,041,125
	短期取引手數料	—	—	—	397,472
	實物取引手數料	241,744	123,144	181,816	80,985
	有價證券利子	662,161	616,932	552,051	489,892
	銀行預金利子	405,772	398,776	265,785	286,260
	整理資金貸付利子	—	—	170,055	—
	整理及復興資金貸付利子	—	—	—	172,761
	株券記名換手數料	4,330	3,342	5,951	3,354
	有價證券償還及賣却益金	—	—	—	—
	雜收入	125,951	57,588	75,856	11,959
	別途積立金繰入	—	—	—	—
	他會社合併ニ因ル收得金ノ殘部	128,495	—	—	—
	家屋建築費償却積立金繰入	—	220,000	—	—
	合計	**3,636,666**	**2,256,030**	**2,217,040**	**2,483,809**
支出	取引所營業稅	346,494	143,909	172,100	227,937
	所得稅	120,775	—	47,433	153,513
	雜稅	92,630	30,130	43,583	76,877
	俸給報酬	12,100	11,700	12,216	12,300
	諸給	270,352	206,999	222,222	224,640
	營繕費	5,704	3,279	—	4,523
	營業費	128,559	59,954	164,975	101,240
	雜費	13,222	8,266	11,651	11,277
	震災ニ因ル臨時費	—	77,910	—	—
	震災ニ因ル損失金	—	485,325	—	—
	臨時費	—	—	—	—
	有價證券評價損金	—	—	10,052	—
	整理資金償却助成金	—	—	—	—
	功勞金	—	—	—	—
	賣買奨勵金	19,[illegible]79	10,623	12,130	16,785
	他會社合併ニ因ル收得金ノ殘部	128,495	—	—	—
	臨時復興助成金	—	—	—	—
	利益金	2,498,828	1,217,935	1,520,678	1,654,717
	合計	**3,636,668**	**2,256,030**	**2,217,040**	**2,483,809**
利益金處分	當期利益金	2,498,828	1,217,935	1,520,678	1,654,717
	前期繰越金	9,[illegible]	15,013	6,948	6,026
	他會社合併計算結了ノ結果生ジタル殘餘金	128,[illegible]	—	—	—
	計	**2,636,908**	**1,232,948**	**1,527,626**	**1,660,743**
	法定積立金	131,400	61,000	76,100	83,000
	家屋建築費償却積立金	30,000	—	—	20,000
	別途積立金	128,495	—	—	30,000
	所員退職手當基金	30,000	30,000	10,000	20,000
	取引員復興助成資金	—	—	—	—
	役員賞與金及交際費	162,000	65,000	98,000	107,000
	株主配當金	2,140,000	1,070,000	1,337,500	1,391,000
	株主配當金年利率	(割) 1.600	0.800	1.400	1.040
	後期繰越金	15,013	6,948	6,026	9,743

備考

一　各項目の金額は圓位以下四捨五入とし合計金額は圓位以下切捨つ

一　明治十一年下半期は自六月至十二月の七ヶ月とす、同十二年上半期以降は六月・十二月、同三十七年下半期以降は五月・十一月を決算期とす

收入支出及利益金處分表（續）

利益金處分表

同八年		同九年		同十年		同十一年	
上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期
円	円	円	円	円	円	円	円
1,708,309	3,369,333	3,392,068	1,221,042	2,020,789	2,210,435	1,860,076	1,384,696
1,683,368	3,343,770	3,375,720	1,199,498	1,869,870	1,989,527	1,629,365	—
—	—	—	—	—	—	—	1,204,894
—	—	—	—	—	—	—	—
24,941	25,563	16,348	21,544	150,919	220,908	230,711	—
—	—	—	—	—	—	—	179,802
147,037	146,007	144,843	296,374	391,212	411,480	505,284	642,196
209,310	219,351	203,637	363,309	539,857	393,174	384,763	393,788
1,810	1,917	2,317	2,376	3,301	2,801	4,335	3,496
1,824	6,208	—	—	—	—	1,723	—
—	—	1,162	—	—	—	—	—
—	—	—	—	94,401	39,547	—	—
15,024	8,800	47,524	9,264	31,999	60,489	68,970	27,766
—	—	—	—	—	—	—	—
41,491	—	—	—	—	—	—	—
—	97,820	—	30,000	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	758,483	—
—	—	—	—	—	—	—	400,000
2,124,805	**3,849,436**	**3,791,551**	**1,922,365**	**3,081,558**	**3,117,926**	**3,583,634**	**2,851,942**
256,246	505,400	508,810	183,156	303,118	331,565	279,011	207,704
88,502	95,971	175,281	—	322,435	96,465	111,229	86,301
71,291	122,761	146,625	37,950	121,563	89,704	77,858	63,540
—	—	66,376	228,068	—	—	—	—
7,084	8,400	10,350	10,500	10,500	10,500	12,000	12,300
131,737	240,853	296,196	221,086	264,526	257,534	244,240	227,359
3,521	21,715	18,685	10,992	14,965	5,275	8,369	4,344
—	—	—	136,433	187,212	106,058	132,754	100,802
96,764	130,444	194,690	37,420	10,929	8,640	10,510	7,825
—	140,767	15,512	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
2,000	500	40,100	57,148	300	—	5,331	—
42,555	72,820	18,048	17,089	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
6,000	25,000	—	30,000	—	—	—	—
—	—	—	—	—	58,693	25,223	11,989
—	—	—	—	—	—	758,483	—
—	—	—	—	—	—	—	400,000
1,419,105	2,484,805	2,300,878	952,523	1,846,010	2,153,492	1,918,624	1,729,778
2,124,805	**3,849,436**	**3,791,551**	**1,922,365**	**3,081,558**	**3,117,926**	**3,583,634**	**2,851,942**
1,419,105	2,484,805	2,300,878	952,523	1,846,010	2,153,492	1,918,624	1,729,778
9,674	9,979	8,984	3,762	4,746	3,356	1,348	10,056
—	—	—	1,340,465	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	758,483	—
—	—	—	—	—	—	—	400,000
1,428,779	**2,494,784**	**2,309,862**	**2,296,750**	**1,850,756**	**2,156,848**	**2,678,456**	**2,139,834**
71,000	124,300	116,000	1,390,000	92,400	108,000	135,000	107,000
10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
40,000	50,000	—	—	30,000	40,000	720,000	400,000
—	—	800,000	—	—	—	—	—
10,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	30,000	30,000
89,400	151,900	94,500	61,900	120,000	140,000	125,000	112,000
1,198,400	2,129,600	1,265,600	810,104	1,575,000	1,837,500	1,648,400	1,471,250
1.712	2.904	1.356	0.770	1.200	1.400	1.250	1.100
9,979	8,984	3,762	4,746	3,356	1,348	10,056	9,584

第八表　貸借對照表

(二)　收入支出

科目 \ 決算期		大正五年 上半期	大正五年 下半期	同六年 上半期	同六年 下半期	同七年 上半期	同七年 下半期
收入	賣買手數料	円 1,226,119	円 1,783,098	円 1,153,252	円 1,578,948	円 1,046,094	円 1;520,778
	定期取引手數料	1,219,590	1,765,739	1,134,858	1,549,196	1,020,934	1,516,152
	清算取引手數料	—	—	—	—	—	—
	直取引手數料	6,529	17,359	18,394	29,752	25,160	4,626
	現物取引手數料	—	—	—	—	—	—
	實物取引手數料	—	—	—	—	—	—
	有價證券利子	142,070	144,574	125,080	124,926	141,602	136,377
	銀行預金利子	55,504	46,455	84,947	150,042	215,221	221,711
	株券記名換手數料	989	693	1,132	1,363	983	1,069
	有價證券益金	2,593	5,027	4,709	18,834	21,933	2,967
	公債償還益金	—	—	—	—	—	—
	公債社債償還及賣却益金	—	—	—	—	—	—
	雜收入	6,990	6,332	11,019	22,002	18,541	16,252
	家屋火災保險金	—	—	—	—	228,150	—
	別途積立金及財產減損準備積立金繰入	—	—	—	—	—	—
	別途積立金繰入	—	—	—	—	—	—
	他會社合併ニ因ル收得金ノ一部	—	—	—	—	—	—
	他會社合併ニ因ル收得金ノ殘部	—	—	—	—	—	—
	合計	**1,434,265**	**1,986,179**	**1,380,139**	**1,896,115**	**1,672,524**	**1,899,154**
支出	取引所營業稅	183,918	267,465	172,988	236,842	156,914	228,116
	所得稅	47,031	51,146	83,391	46,749	80,629	66,628
	雜稅	47,560	64,947	55,783	58,128	49,359	61,218
	戰時利得稅	—	—	—	—	—	—
	俸給報酬	7,500	7,500	7,275	7,500	7,500	7,433
	諸給	86,305	74,003	62,815	71,061	69,787	105,468
	營繕費	10,836	7,023	4,652	14,307	4,626	7,394
	營業費	—	—	—	—	—	—
	雜費	59,590	47,725	70,696	59,803	73,637	83,865
	借入金利子	13,882	21,840	40,567	—	—	—
	燒失家屋塡補金	—	—	—	—	173,994	—
	燒失什器塡補金	—	—	—	—	8,720	—
	臨時費	—	3,144	31,950	14,000	46,056	6,500
	有價證券評價損金	—	—	—	—	—	—
	違約賠償損金	39,895	—	—	—	—	—
	功勞金	—	—	—	—	—	—
	賣買奬勵金	—	—	—	—	—	—
	他會社合併ニ因ル收得金ノ一部	—	—	—	—	—	—
	他會社合併ニ因ル收得金ノ殘部	—	—	—	—	—	—
	利益金	937,748	1,441,386	850,022	1,387,724	1,001,302	1,332,532
	合計	**1,434,265**	**1,986.179**	**1,380,193**	**1,896,115**	**1,672,524**	**1,899.154**
利益金處分	當期利益金	937,748	1,441.386	850,022	1,387,724	1,001,302	1,332,532
	前期繰越金	13,076	8,854	11,940	13,796	9,720	8,042
	公募株式額面超過金	—	—	—	—	—	—
	他會社合併ニ因ル收得金ノ一部	—	—	—	—	—	—
	他會社合併ニ因ル收得金ノ殘部	—	—	—	—	—	—
	計	**950,824**	**1,450,240**	**861,963**	**1,401,520**	**1,011,022**	**1,340,574**
	法定積立金	46,900	72,500	43,000	69,400	50,100	67,000
	家屋建築費償却積立金	4,000	5,000	5,000	5,000	5,000	10,000
	別途積立金	—	70,000	—	—	—	50,000
	違約賠償引當金	—	—	—	—	—	—
	所員退職手當基金	—	—	—	—	—	—
	役員賞與金及交際費	59,070	90,800	53,500	87,400	63,080	83,900
	株主配當金	832,000	1,200,000	746,667	1,230,000	884,800	1,120,000
	株主配當金年利率	(割) 2.080	3.000	1.600	1.800	1.264	1.600
	後期繰越金	8,854	11,940	13,796	9,720	8,042	9,674

收入支出及利益金處分表（續）

利益金處分表

同四十四年		同四十五年	大正元年	同二年		同三年		同四年	
上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期
円 844,896	円 1,170,953	円 1,156,918	円 896,130	円 1,033,197	円 743,147	円 786,050	円 546,821	円 706,611	円 809,355
737,445	1,145,775	1,143,930	890,053	1,028,896	733,261	774,385	540,381	693,225	801,057
107,451	25,178	12,988	6,077	4,201	9,886	11,665	6,440	13,386	8,298
137,194	144,258	136,174	137,351	138,389	139,624	46,223	134,142	141,659	138,283
68,373	65,146	74,137	78,895	86,463	91,462	102,364	97,680	101,650	92,958
776	664	506	419	396	384	286	342	496	758
46,211	3,254	133	—	5,817	13,684	116,541	—	35,055	139,261
1,114	6,457	7,276	6,498	6,582	11,405	4,636	3,810	3,242	4,282
1,098,564	**1,390,732**	**1,375,144**	**1,119,293**	**1,270,844**	**999,706**	**1,056,100**	**782,795**	**988,713**	**1,184,897**
386,757	590,859	587,841	440,521	526,826	359,225	392,366	176,305	—	—
—	—	—	—	—	—	—	30,790	105,992	121,403
33,195	29,041	24,560	32,385	13,617	26,827	22,537	30,508	11,294	39,535
28,740	27,819	24,952	26,089	22,203	28,034	22,545	24,213	15,187	32,689
57,365	66,517	66,845	55,147	57,399	56,686	57,401	46,146	75,726	71,285
433	1,914	1,996	2,145	2,657	4,385	595	1,151	1,650	8,134
46,730	44,116	43,942	36,135	37,777	43,818	44,041	34,791	45,357	39,800
—	—	—	20,068	67,383	—	—	128,532	—	—
469	—	—	—	—	1,506	5,100	7,462	1,050	756
544,875	630,466	625,008	506,803	542,982	479,225	511,515	302,897	732,457	871,295
1,098,564	**1,390,732**	**1,375,144**	**1,119,293**	**1,270,844**	**999,706**	**1,056,100**	**782,795**	**988,713**	**1,184,897**
544,875	630,466	625,008	506,803	542,982	479,225	511,515	302,897	732,457	871,295
1,013	2,038	254	2,202	1,335	677	7,252	547	1,264	7,181
—	—	—	—	—	—	—	10,000	—	—
545,888	**632,504**	**625,262**	**509,005**	**544,317**	**479,902**	**518,767**	**313,444**	**733,721**	**878,476**
25,530	29,540	29,290	23,750	25,440	22,460	24,000	14,700	34,400	43,600
—	—	—	—	—	—	10,000	—	30,000	30,000
4,000	3,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	—	8,000	4,000
—	—	—	—	—	—	—	—	—	50,000
34,320	39,710	39,370	31,920	34,200	30,190	32,220	19,080	46,140	49,800
480,000	560,000	550,400	448,000	480,000	416,000	448,000	278,400	608,000	688,000
1.200	1.400	1.376	1.120	1.200	1.040	1.120	0.696	1.520	1.720
2,038	254	2,202	1,335	677	7,252	547	1,264	7,181	13,076

第八表 貸借對照表・

(二) 收入支出・

	決算期 科目	明治四十年		同四十一年		同四十二年		同四十三年	
		上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期
收入	賣買手數料	円 2,138,055	円 774,443	円 704,182	円 788,602	円 999,155	円 1,168,687	円 1,503,876	円 1,184,936
	定期取引手數料	2,080,529	744,524	687,452	757,599	951,954	1,078,393	1,356,333	1,022,861
	直取引手數料	57,526	29,919	16,730	31,003	47,201	90,294	147,543	162,075
	有價證券利子	36,741	127,443	119,918	123,636	125,025	137,808	131,235	144,961
	銀行預金利子	76,526	118,190	102,340	112,463	118,300	106,732	92,817	72,912
	株券記名換手數料	482	548	501	417	519	730	843	854
	有價證券益金	4,744	—	—	10,350	141,979	—	19,787	25,590
	雜益	1,090	794	210	25	68	2,106	1,818	516
	合計	**2,257,638**	**1,021,418**	**927,151**	**1,035,493**	**1,385,046**	**1,416,063**	**1,750,376**	**1,429,769**
支出	取引所稅	1,316,358	415,990	363,156	372,238	465,682	564,896	756,538	572,697
	取引所營業稅	—	—	—	—	—	—	—	—
	所得稅	41,543	46,345	—	42,765	27,113	42,569	34,084	42,643
	雜稅	25,505	17,808	26,437	19,822	21,595	19,500	23,702	26,733
	俸給報酬及諸給	31,670	22,391	20,314	21,320	22,422	64,016	72,647	65,938
	營繕費	2,581	2,139	1,135	1,049	2,281	722	699	1,471
	雜費	55,340	30,285	31,773	19,604	37,572	40,117	47,505	37,106
	有價證券價格減損金	-	—	—		—	—	-	—
	臨時費	14,063	25,798	1,250	1,250	2,250	1,088	1,670	7,096
	利益金	770,578	460,662	483,086	557,445	806,131	683,155	813,531	676,085
	合計	**2,257,638**	**1,021,418**	**927,151**	**1,035,493**	**1,385,046**	**1,416,063**	**1,750,376**	**1,429,769**
利益金處分	當期利益金	770,578	460,662	483,086	557,445	806,131	683,155	813,531	676,085
	前期繰越金	1,784	22,391	1,504	3,364	3,389	2,522	632	2,798
	別途積立金ヨリ繰越	—	—	—	—	35,000	—	—	—
	計	**772,362**	**483,053**	**484,590**	**560,809**	**844,520**	**685,677**	**814,163**	**678,883**
	準備積立金	33,906	20,270	21,256	24,530	36,190	32,010	38,115	31,680
	別途積立金	—	—	—	—		—	—	—
	家屋建築費買入積立金	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
	財產減損準備積立金	4,745	—	—	—	113,393	—	—	—
	役員賞與及交際費	92,470	55,279	57,970	66,890	82,410	43,035	51,250	42,590
	株主配當金	616,850	404,000	400,000	464,000	608,000	608,000	720,000	601,600
	株主配當金年利率	(特) 4.000	1.100	1.000	1.160	1.520	1.520	1.800	1.504
	後期繰越金	22,391	1,504	3,364	3,389	2,522	632	2,798	1,013

收入支出及利益金處分表 (續)

利益金處分表

同三十六年		同三十七年		同三十八年		同三十九年	
上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期
円 147,259	円 190,551	円 271,791	円 161,013	円 421,588	円 669,149	円 1,007,895	円 1,776,271
116,689	145,031	255,232	152,089	401,319	639,385	980,958	1,721,684
(仮) 26,894 3,676	(延) 36,727 8,793	13,559	8,924	20,269	29,764	26,937	54,587
11,464	11,463	11,463	851	12,272	12,261	12,165	16,349
22,537	21,852	28,158	20,381	28,708	43,766	51,087	51,050
304	227	298	195	240	541	851	1,170
-	-	—	—	—	2,477	9,361	-
1,688	156	28	1	173	312	258	33
183,252	**224,249**	**311,738**	**182,441**	**462,981**	**728,506**	**1,081,617**	**1,844,873**
42,387	51,620	107,115	68,773	225,308	387,084	582,456	1,061,985
1,578	1,942	3,104	6,569	3,487	11,484	17,592	25,837
4,677	4,838	4,842	4,289	4,244	3,685	8,858	9,481
12,742	12,645	14,134	10,813	14,170	15,911	18,077	24,543
96	439	204	127	330	782	1,529	1,366
26,414	10,976	11,202	8,667	15,335	15,589	22,214	30,351
—	—	—	—	3,615	—	—	—
6,200	6,182	5,100	300	475	230	5,330	10,270
89,158	135,607	166,037	82,903	196,017	293,741	425,561	681,040
183,252	**224,249**	**311,738**	**182,441**	**462,981**	**728,506**	**1,081,617**	**1,844,873**
89,158	135,607	166,037	82,903	196,017	293,741	425,561	681,040
223	202	657	244	1,344	1,269	824	3,518
—	—	—	—	—	—	—	143,000
89,381	**135,809**	**166,694**	**83,147**	**197,361**	**295,010**	**426,385**	**827,558**
3,879	5,900	7,223	3,650	8,625	12,800	18,800	37,200
500	1,500	1,000	—	1,465	1,000	1,000	20,000
—	1,500	500	500	2,000	2,000	2,000	2,000
5,710	14,874	29,893	5,153	39,770	90,200	143,750	—
11,590	17,628	21,584	10,000	25,482	38,186	51,067	81,724
67,500	93,750	106,250	62,500	118,750	150,000	206,250	684,850
1.080	1.500	1.700	1.000	1.900	2.400	3.300	5.000
202	657	244	1,344	1,269	824	3,518	1,784

第八表　貸借對照表・

（二）收入支出・

	決算期 科目	明治三十三年		同三十四年		同三十五年	
		上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期
收入	賣買手數料	円 305,738	円 166,834	円 129,783	円 182,602	円 269,639	円 108,124
	定期取引手數料	305,738	166,834	121,972	172,507	269,073	106,447
	直取引手數料			7,811	10,095	566	1,677
	有價證券利子	10,842	10,626	10,626	10,625	10,748	11,463
	銀行預金利子	50,111	31,761	30,005	30,930	34,710	25,786
	株券記名換手數料	284	198	204	229	449	322
	有價證券益金	—	—	—	—	—	—
	雜益	289	670	515	169	173	156
	合計	**367,264**	**210,089**	**171,133**	**224,555**	**315,719**	**145,851**
支出	取引所稅	94,521	43,029	41,948	62,476	93,865	36,329
	所得稅	5,673	2,728	3,033	2,073	2,773	4,374
	雜稅	—	6,085	6,180	5,791	4,724	5,496
	俸給報酬及諸給	13,876	12,805	12,658	12,712	13,694	13,460
	營繕費	315	243	159	387	389	313
	雜費	23,379	11,460	12,406	10,683	13,875	10,915
	有價證券價格減損金	—	—	—	—	—	—
	臨時費	6,085	1,775	1,210	8,894	706	376
	利益金	223,415	131,964	93,539	121,539	185,693	74,588
	合計	**367,264**	**210,089**	**171,133**	**224,555**	**315,719**	**145,851**
利益金處分	當期利益金	223,415	131,964	93,539	121,539	185,693	74,588
	前期繰越金	759	224	483	262	2,951	76
	別途積立金ヨリ繰越	—	—	—	—	—	—
	計	**224,174**	**132,188**	**94,022**	**121,801**	**188,644**	**74,664**
	準備積立金	10,100	5,800	4,100	5,300	8,178	3,245
	別途積立金	2,000	1,500	1,500	2,500	1,000	500
	家屋建築費償却積立金	2,000	1,000	1,000	1,500	1,000	1,000
	賠償責任準備積立金	—	—	—	—	—	—
	役員賞與及交際費	28,600	17,155	12,160	15,800	22,140	9,696
	株主配當金	181,250	106,250	75,000	93,750	156,250	60,000
	株主配當金年利率	(割) 2.900	1.700	1.200	1.500	2.500	0.960
	後期繰越金	224	483	262	2,951	76	223

收入支出及利益金處分表（續）

利益金處分表

同二十八年		同二十九年		同三十年		同三十一年		同三十二年	
上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期
円 119,950	円 228,571	円 325,488	円 259,523	円 266,620	円 202,294	円 200,890	円 208,731	円 316,989	円 345,073
119,950	228,571	325,488	259,523	266,620	202,294	200,890	208,731	316,989	345,073
2,500	2,500	5,000	5,000	5,000	10,417	10,842	10,842	10,842	10,843
14,389	18,430	21,508	23,426	22,680	21,176	40,116	31,592	35,606	41,093
81	116	77	195	125	214	279	208	403	405
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
8	438	44	133	120	4	40,447	181	27	153
136,928	**250,055**	**352,117**	**288,277**	**294,545**	**234,105**	**292,574**	**251,554**	**363,867**	**397,567**
42,154	91,004	113,123	78,162	89,035	67,689	63,469	76,682	112,369	116,429
—	—	—	—	—	—	—	—	3,847	5,664
8,481	8,064	8,546	8,155	9,045	10,952	12,013	11,046	14,029	13,934
111	97	161	132	197	129	—	25	19	134
5,444	4,625	7,978	6,657	8,799	9,318	10,902	8,672	12,862	18,148
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1,148	497	268		41	38	134,165	43,921	68,539	20,211
79,590	145,768	222,041	195,171	187,428	145,980	72,026	111,208	152,202	223,048
136,928	**250,055**	**352,117**	**288,277**	**294,545**	**234,105**	**292,574**	**251,554**	**363,867**	**397,567**
79,590	145,768	222,041	195,171	187,428	145,980	72,026	111,208	152,202	223,048
612	3,796	5,464	13,095	11,008	12,706	7,496	3,551	5,359	2,961
80,202	**149,564**	**227,505**	**208,266**	**198,436**	**158,686**	**79,521**	**114,759**	**157,561**	**226,009**
3,980	7,300	11,110	9,958	9,500	7,300	3,700	5,800	7,800	10,000
2,079	7,000	20,000	10,000	—	—	—	—	—	3,000
—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,500
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
10,347	21,800	33,300	27,300	26,230	21,890	9,770	16,100	21,800	28,500
60,000	108,000	150,000	150,000	150,000	122,000	62,500	87,500	125,000	181,250
4.000	7.200	10.000	5.000	5.000	3.200	1.000	1.400	2.000	2.900
3,796	5,464	13,095	11,008	12,706	7,496	3,551	5,359	2,961	759

第八表　貸借對照表・

(二)　收入支出・

	科目　決算期	明治二十六年 上半期	明治二十六年 下半期 自七月一日至九月三十日	明治二十六年 下半期 自十月一日至十二月三十一日	同二十七年 上半期	同二十七年 下半期
收入	賣買手數料	円 131,214	円 102,929	円 68,440	円 124,827	円 98,936
	定期取引手數料及直取引手數料	131,214	102,929	68,440	124,827	98,936
	有價證券利子	5,194	—	3,628	2,500	2,500
	銀行預金利子	12,671	9,643	6,353	13,330	17,619
	株券記名換手數料	42	19	51	90	165
	有價證券益金	—	—	944	—	—
	雜益	1,491	—	660	55	20
	合計	**150,612**	**112,591**	**80,076**	**140,802**	**119,240**
支出	取引所税	45,624	34,341	22,539	41,485	33,114
	所得税	—	-	—	—	—
	俸給報酬及諸給	6,578	3,585	4,458	8,638	8,456
	營繕費	138	141	13	1,134	170
	雜費	13,750	5,155	3,915	6,935	6,491
	有價證券價格減損金	—	19,793	—	—	—
	臨時費	648	—	—	—	504
	利益金	83,874	49,576	49,151	82,610	70,505
	合計	**150,612**	**112,591**	**80,076**	**140,802**	**119,240**
利益金處分	當期利益金	83,874	49,576	49,151	82,610	70,505
	前期繰越金	235	206	837	1,957	9,154
	計	**84,109**	**49,782**	**49,988**	**84,567**	**79,659**
	準備積立金	1,000	-	4,821	4,500	3,331
	別途積立金	12,000	500	943	1,000	—
	家屋建築費償却積立金	—	—	—	—	—
	諸償却金	—	—	—	—	13,057
	役員賞與及交際費	10,903	6,445	6,267	9,913	8,659
	株主配當金	60,000	42,000	36,000	60,000	54,000
	株主配當金年利率 (割)	6.000	8.400	4.200	4.000	3.600
	後期繰越金	206	837	1,957	9,154	612

收入支出及利益金處分表（續）

利益金處分表

同二十二年		同二十三年		同二十四年		同二十五年	
上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期
円 133,953	円 100,088	円 88,620	円 67,489	円 68,312	円 42,904	円 34,839	円 51,813
133,953	100,088	88,620	67,489	68,312	42,904	34,839	51,813
—	—	—	3,475	3,475	4,150	4,150	4,929
15,841	18,767	15,960	10,945	7,883	7,118	5,412	5,622
55	22	21	33	41	29	18	16
—	—	—	—			—	—
149,849	**118,877**	**104,601**	**81,942**	**79,711**	**54,201**	**44,419**	**62,380**
29,394	22,097	13,937	13,706	15,313	12,961	11,567	19,216
6,564	6,490	7,189	6,947	6,835	4,578	4,190	4,095
258	190	71	99	44	119	50	161
8,776	6,729	6,630	5,895	6,409	3,791	3,774	3,752
980	528	945	1,655	1,503	1,253	542	450
103,877	82,843	75,829	53,640	49,607	31,499	24,296	34,706
149,849	**118,877**	**104,601**	**81,942**	**79,711**	**54,201**	**44,419**	**62,380**
103,877	82,843	75,829	53,640	49,607	31,499	24,296	34,706
547	410	253	82	22	679	113	193
104,424	**83,253**	**76,082**	**53,722**	**49,629**	**32,178**	**24,409**	**34,899**
8,000	15,000	9,000	2,000	2,500	1,000	300	500
10,000	—	—	—	—	4,600	3,500	5,000
1,014	—	—	—	—	—	—	
15,000	12,000	11,000	7,700	6,450	3,465	2,916	4,164
70,000	56,000	56,000	44,000	40,000	23,000	17,500	25,000
7.000	5.600	5.600	4.400	4.000	2.300	1.750	2.500
410	253	82	22	679	113	193	235

第八表　貸借對照表

(二) 收入支出

	科目 ＼ 決算期	明治十九年 上半期	明治十九年 下半期	同二十年 上半期	同二十年 下半期	同二十一年 上半期	同二十一年 下半期
收入	賣買手數料	円 59,588	円 114,542	円 186,222	円 106,084	円 80,382	円 85,775
	定期取引手數料及直取引手數料	59,588	114,542	186,222	106,084	80,382	85,775
	有價證券利子	6,990	—	—	—	—	—
	銀行預金利子	6,639	16,176	16,955	14,697	12,240	14,612
	株券記名換手數料	111	281	168	77	95	57
	雜益	—	—	—	—	—	—
	合計	**73,328**	**130,999**	**203,345**	**120,858**	**92,717**	**100,444**
支出	取引所稅	17,981	28,289	45,717	24,302	17,273	19,573
	俸給報酬及諸給	3,650	4,721	6,302	6,416	6,375	6,381
	營繕費	219	162	300	72	163	46
	雜費	3,970	6,972	8,064	4,829	4,674	5,173
	臨時費	721	1,207	400	1,369	1,397	2,582
	利益金	46,787	89,648	142,562	83,870	62,835	66,689
	合計	**73,328**	**130,999**	**203,345**	**120,858**	**92,717**	**100,444**
利益金處分	當期利益金	46,787	89,648	142,562	83,870	62,835	66,689
	前期繰越金	9	96	387	3,365	3,585	2,779
	計	**46,796**	**89,744**	**142,949**	**87,235**	**66,420**	**69,468**
	準備積立金	700	4,000	15,000	—	4,000	3,000
	別途積立金	—	—	7,661	7,000	—	2,221
	諸償却金	—	1,857	8,723	—	141	—
	役員賞與及交際費	6,000	13,500	18,200	11,650	9,500	9,700
	株主配當金	40,000	70,000	90,000	65,000	50,000	54,000
	株主配當金年利率	(割) 4.000	7.000	9.000	6.500	5.000	5.400
	後期繰越金	96	387	3,365	3,585	2,779	547

収入支出及利益金處分表

利益金處分表

同十四年		同十五年		同十六年		同十七年		同十八年	
上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期
円 73,099	円 19,426	円 21,165	円 10,780	円 16,938	円 15,584	円 15,982	円 13,394	円 13,301	円 7,370
73,099	19,426	21,165	10,780	16,938	15,584	15,982	13,394	13,301	7,370
7,721	9,070	8,974	8,954	8,085	7,935	7,096	7,097	7,074	7,077
10,346	6,548	6,652	4,557	7,689	5,778	6,503	5,667	6,375	3,871
94	40	27	33	57	43	21	16	21	15
45	—	29	1,745	54	155	—	—	—	—
560	120	165	80	141	2,821	116	—	—	—
91,865	**35,204**	**37,012**	**26,149**	**32,964**	**32,316**	**29,718**	**26,174**	**26,771**	**18,333**
9,186	3,520	3,701	2,615	1,738	1,558	1,598	1,339	1,330	1,562
4,747	4,285	3,495	3,400	3,495	3,449	3,439	3,493	3,480	3,394
275	303	147	116	113	533	8	275	10	51
7,387	3,659	3,983	3,232	3,929	3,970	3,574	3,281	2,819	2,394
992	175	495	362	425	136	732	133	314	160
69,278	23,262	25,191	16,424	23,264	22,670	20,367	17,653	18,819	10,772
91,865	**35,204**	**37,012**	**26,149**	**32,964**	**32,316**	**29,718**	**26,174**	**26,771**	**18,333**
69,278	23,262	25,191	16,424	23,264	22,670	20,367	17,653	18,819	10,772
702	2,027	89	80	204	968	638	505	158	977
69,980	**25,289**	**25,280**	**16,504**	**23,468**	**23,638**	**21,005**	**18,158**	**18,977**	**11,749**
4,000	2,000	2,000	—	1,500	2,000	1,500	500	500	300
6,953	—	—	—	—	—	—	—	—	—
7,000	3,200	3,200	2,300	3,000	3,000	3,000	2,500	2,500	1,440
50,000	20,000	20,000	14,000	18,000	18,000	16,000	15,000	15,000	10,000
5.000	2.000	2.000	1.400	1.800	1.800	1.600	1.500	1.500	1,000
2,027	89	80	204	968	638	505	158	977	9

第八表　貸借對照表・

（二）收入支出・

	決算期 / 科目	明治十一年 下半期	同十二年 上半期	同十二年 下半期	同十三年 上半期	同十三年 下半期
收入	賣買手數料	円 10,981	円 22,114	円 19,572	円 25,057	円 58,950
	定期取引手數料及直取引手數料	10,981	22,114	19,572	25,057	58,950
	有價證券利子	6,160	5,275	6,765	7,447	7,669
	銀行預金利子	1,100	2,236	1,377	951	3,015
	株式記名換手數料	44	34	64	39	110
	有價證券益金	—	—	—	237	—
	雜益	116	144	220	152	630
	合計	**18,401**	**29,803**	**27,998**	**33,883**	**70,374**
支出	取引所税	1,733	2,980	2,800	3,388	7,037
	俸給報酬及諸給	2,439	3,106	3,084	3,217	3,317
	營繕費	83	159	13	197	467
	雜費	2,921	2,506	3,235	3,365	3,647
	臨時費	—	—	—	—	1,494
	利益金	11,225	21,052	18,866	23,716	54,412
	合計	**18,401**	**29,803**	**27,998**	**33,883**	**70,374**
利益金處分	當期利益金	11,225	21,052	18,866	23,716	54,412
	前期繰越金	—	7	505	1	310
	計	**11,225**	**21,059**	**19,371**	**23,717**	**54,722**
	準備積立金	—	1,500	1,500	—	3,000
	諸償却金	748	1,404	970	1,707	1,020
	役員賞與金及交際費	1,470	2,650	1,900	2,700	5,000
	株主配當金	9,000	15,000	15,000	19,000	45,000
	株主配當金年利率（割）	0.900	1.500	1.500	1.900	4.500
	後期繰越金	7	505	1	310	702

收入支出及利益金處分表（續）

對照表

同十四年		同十五年		昭和二年	
上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期
円	円	円	円	円	円
47,000,000	47,000,000	47,000,000	47,000,000	47,000,000	47,000,000
3,603,167	3,716,167	3,832,167	4,009,167	4,148,167	4,275,167
1,131,675	1,136,675	1,166,675	1,056,675	1,086,675	1,246,675
20,000	40,000	70,000	120,000	160,000	200,000
99,397	118,474	143,564	141,072	151,145	169,843
—	50,000	125,000	—	—	—
214,725	231,961	248,608	403,493	58,404	57,036
13,550,531	13,598,376	15,076,948	14,404,148	13,932,469	13,541,099
11,216,441	12,023,095	19,031,608	20,091,440	16,706,469	13,291,225
289,480	204,300	448,130	466,710	1,215,670	903,780
17,959,470	22,431,620	25,408,280	37,665,460	22,877,990	16,978,930
248,992	1,626,894	2,024,901	4,039,106	652,202	1,752,411
538,065	94,463	876,804	431,083	860,693	227,599
53,756	65,169	67,916	60,358	53,346	50,188
4,900,000	4,750,000	4,300,000	3,000,000	3,000,000	500,000
9,743	9,173	9,585	8,561	14,190	21,387
2,250,929	2,302,912	3,521,976	2,769,629	2,539,197	1,922,447
—	—	—	—	—	—
103,086,371	**109,399,279**	**123,352,162**	**135,666,902**	**114,456,617**	**102,137,787**
円	円	円	円	円	円
20,250,000	20,250,000	13,500,087	13,500,000	13,500,000	13,500,000
13,494,019	10,517,521	16,136,747	16,709,241	11,796,965	12,544,918
2,216,592	2,188,705	2,476,357	2,491,777	2,482,372	2,486,908
11,684,544	17,340,468	20,494,084	21,655,712	23,322,297	19,774,795
13,550,531	13,598,376	15,076,948	14,404,148	13,932,469	13,541,099
10,544,652	9,054,690	15,334,899	15,585,640	13,109,010	10,431,995
—	2,026,885	2,193,290	2,152,670	2,101,760	1,978,010
18,248,950	22,635,920	26,488,459	38,132,170	24,093,660	17,882,710
38,620	153,320	31,520	57,520	5,120	149,120
582,360	584,094	574,992	1,628,440	494,772	554,793
142,795	201,543	177,210	209,304	306,820	171,903
5,598,600	4,815,600	4,752,600	3,955,600	3,819,800	2,695,400
5,764,794	5,083,331	5,083,331	3,886,956	3,660,873	3,457,262
73,382	55,380	94,304	85,546	222,289	109,431
595,597	595,597	686,940	1,061,811	1,513,608	2,737,890
300,935	297,849	250,394	150,367	94,802	121,553
103,086,371	**109,399,279**	**123,352,162**	**135,666,902**	**114,456,617**	**102,137,787**

第八表　貸借對照表

(一)　貸借

	決算期 / 科目	大正十二年 上半期	大正十二年 下半期	同十三年 上半期	同十三年 下半期
負債	株金	円 47,000,000	円 47,000,000	円 47,000,000	円 47,000,000
	法定積立金	3,251,667	3,383,067	3,444,067	3,520,167
	別途積立金	1,289,180	1,387,675	1,387,675	1,387,675
	家屋建築費償却積立金	190,000	—	—	—
	所員退職手當基金	78,520	89,491	104,011	106,342
	取引員復興助成資金	—	—	—	—
	未納稅	94,639	56,627	44,823	91,646
	取引員身元保證金及超過額	12,330,163	12,287,812	12,451,896	12,778,286
	賣買證據金及預託	16,439,726	7,171,168	9,618,425	11,537,391
	受渡準備預託	3,849,370	264,480	1,108,640	451,560
	仕拂手形	—	—	—	4,788,270
	假預リ金	44,800	60,288	210,726	74,768
	整理資金償還積立金假預	—	—	292,850	76,550
	株主配當金未拂	22,033	35,484	38,826	47,087
	復興資金借入金	—	6,301,000	6,000,000	5,000,000
	前期繰越金	9,584	15,013	6,948	6,026
	當期利益金	2,498,828	1,217,935	1,520,678	1,654,717
	他會社合併計算結了ノ結果生ジタル殘益金	128,495	—	—	—
	合計	**87,227,006**	**79,270,040**	**83,229,565**	**88,520,485**
資產	未拂込株金	20,250,000	20,250,000	20,250,000	20,250,000
	所有有價證券	18,574,822	15,146,110	16,466,173	14,018,931
	取引所家屋及什器	2,458,169	1,994,063	2,193,912	2,205,564
	銀行預金及郵便振替貯金	12,124,517	8,570,397	7,281,849	9,961,858
	取引員身元保證金及代用有價證券	12,330,163	12,287,812	12,451,896	12,778,286
	賣買證據金代用有價證券及預託	15,638,159	6,513,791	9,008,710	10,315,728
	賣買未據金猶豫	—	—	—	—
	現品提供證券	3,849,370	264,480	1,108,640	5,239,830
	假預有價證券	38,902	28,856	167,456	20,412
	賣買未決算勘定繰換金	1,174,000	449,840	462,500	1,143,400
	取引員勘定	320,950	377,740	270,797	145,311
	震災ニ因ル復興資金	—	6,625,000	6,728,000	5,757,400
	震災ニ因ル整理資金	—	5,982,761	5,996,536	5,764,793
	假拂勘定	30,871	141,669	35,309	48,960
	建築假拂金	277,067	471,918	511,579	582,374
	未收入利子	160,016	165,603	296,209	287,638
	合計	**87,227,006**	**79,270,040**	**83.229,565**	**88,520,485**

備考

一、各項目の金額は圓位以下四捨五入とし合計金額は圓位以下切捨つ

一、明治十一年下半期は自六月至十二月の七ヶ月とす、同十二年上半期以降は六月・十二月、同三十七年下半期以降は五月・十一月を決算期とす

一、大正十一年下半期以降仲買人を取引員と改稱す

收入支出及利益金處分表（續）

對照表

年	同八年		同九年		同十年		同十一年	
下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期
円 20,000,000	20,000,000	20,000,000	20,000,000	45,000,000	45,000,000	45,000,000	47,000,000	47,000,000
1,016,467	1,083,467	1,154,467	1,278,767	1,394,767	2,784,767	2,877,167	[illegible]	3,144,667
93,000	137,000	79,180	129,180	99,180	99,180	129,180	169,180	889,180
100,000	110,000	120,000	130,000	140,000	150,000	160,000	170,000	180,000
35,491	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	10,000	30,000	50,000	70,000	90,000	33,219	63,219
91,189	236,572	202,321	103,841	73,823	148,038	74,002	73,314	57,326
3,950,000	4,000,000	4,100,000	3,900,000	6,265,000	8,260,000	8,140,000	10,110,000	10,790,000
208,353	282,807	552,708	189,871	142,673	199,401	236,076	98,029	260,040
29,051,805	38,437,265	70,473,860	34,617,310	11,835,285	12,913,195	11,651,935	9,803,975	5,918,540
21,398,010	27,824,360	61,408,740	[illegible]	10,648,490	11,637,170	10,727,320	[illegible]	5,529,940
7,653,795	10,612,905	9,064,820	[illegible]	1,186,795	1,276,025	924,613	1,548,080	388,600
4,547,594	3,094,625	6,295,293	9,515,378	3,879,412	5,299,579	4,429,872	4,308,080	3,967,492
2,290,150	1,611,775	14,244,570	30,626,715	1,996,800	9,531,370	2,938,650	379,220	599,130
		181,000	[illegible]	24,200	76,700	62,600	30,750	51,800
—	—		—	—	—	—	72,350	48,902
5,663	2,998	3,198	2,998	2,498	2,648	2,648	3,978	3,498
12,844	14,392	15,428	18,886	[illegible]	18,928	18,970	—	—
—	—	—	—	800,000	800,000	800,000	—	—
102,204	144,794	26,769	39,858	258,306	265,073	283,556	94,868	234,813
2,637	4,096	9,795	5,735	14,673	4,522	5,329	8,568	14,659
—	—	—	—	1,340,465	—	—	—	—
—	—	—	40,000,000	—	—	—	—	—
8,042	9,674	9,979	8,984	3,762	4,746	3,356	1,348	10,056
1,332,532	1,419,105	2,484,805	2,300,878	952,523	1,846,010	2,153,492	1,918,624	1,729,778
—	—	—	—	—	—	—	758,483	—
—	—	—	—	—	—	—	—	400,000
62,847,971	**70,588,570**	**29,963,070**	**143,076,801**	**74,292,523**	**87,474,156**	**79,056,833**	**78,043,653**	**75,363,100**
6,000,000	6,000,000	4,000,000		18,750,000	18,750,000	18,750,000	20,250,000	20,250,000
1,077,775	1,077,775	1,077,775	1,077,775	[illegible]	2,089,136	2,482,789	2,563,961	2,587,788
937	1,137	1,137	1,137	1,137	—	6	6	6
—	18,400	18,400	18,400	18,400	—	23,730	23,730	23,730
4,380,936	4,293,732	4,133,320	4,784,206	6,618,249	7,413,092	13,564,116	13,894,361	14,743,833
616,938	537,477	537,477	525,457	627,565	1,725,348	—	—	—
—	—	—	—	—	—	1,955,521	2,253,760	2,513,256
8,113	8,113	16,328	24,979	31,529	31,999	[illegible]	82,134	82,134
—	—	14,099,473	30,833,150	17,435,320	18,102,081	12,366,105	12,788,123	12,005,660
3,800,000	3,800,000	—	—	—	—	—	—	—
3,239,309	3,639,969	—	—	—	—	—	—	—
5,447	939	3,103	951	3,252	1,983	1,627	1,481	3,622
197,526	115,913	320,461	153,307	292,874	453,832	560,041	653,913	1,042,345
3,960,827	4,166,894	4,332,245	3,936,564	6,114,799	8,005,569	8,016,035	9,554,116	10,007,695
27,329,483	35,889,967	63,378,290	33,559,417	11,190,600	12,173,154	11,170,880	9,011,065	5,663,254
4,547,594	3,094,625	6,295,293	9,515,378	3,879,412	5,299,579	4,429,872	4,308,080	3,967,492
100,000	38,940	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	11,093	4,823
—	—	—	—	—	—	—	72,350	48,902
2,290,150	1,611,775	14,244,570	30,626,715	1,996,800	9,531,370	2,938,650	379,220	599,130
95,430	56,520	6,120	17,084	215,707	261,515	257,202	30,762	99,224
4,303,760	5,104,130	6,267,190	2,692,054	748,920	1,211,520	503,450	1,143,020	446,180
225,357	339,605	419,878	3,727,762	3,195,393	2,313,554	2,047,137	120,679	109,831
2,364	4,928	26,599	793,172	42,454	9,141	13,664	16,750	29,082
—	—	—	—	—	—	—	—	28,497
666,005	787,732	785,410	789,313	909,120	—	—	—	—
—	—	—	—	86,493	101,283	203,751	162,512	217,500
—	—	—	—	—	—	—	722,537	889,116
62,847,971	**70,588,570**	**29,963,070**	**143,076,801**	**74,292,523**	**87,474,156**	**79,056,833**	**78,043,653**	**75,363,100**

第八表　貸借對照表・

(一)　貸　　借

科目 ＼ 決算期		大正五年 上半期	大正五年 下半期	同六年 上半期	同六年 下半期	同七 上半期
		円	円	円	円	円
負債	株金	12,000,000	12,000,000	12,000,000	20,000,000	20,000,000
	法定積立金	734,567	781,467	853,967	896,967	966,367
	別途積立金	60,000	60,000	130,000	130,000	130,000
	家屋建築費償却積立金	76,000	80,000	85,000	90,000	95,000
	財產減損準備積立金	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
	所員退職手當基金	—	—	—	—	—
	未納稅	49,717	166,829	161,480	53,000	55,157
	仲買人身元保證金	2,340,000	2,250,000	2,280,000	3,510,000	3,420,000
	仲買人身元保證金超過	207,162	474,291	241,835	88,144	209,254
	賣買證據金	9,264,275	30,649,090	11,974,745	12,096,235	10,807,590
	本證據金	6,805,570	20,002,200	9,009,910	9,256,560	8,553,890
	追證據金	2,458,705	10,646,890	2,964,835	2,839,675	2,253,700
	賣買證據金預託	5,077,911	8,972,284	5,401,228	8,773,205	4,823,129
	受渡準備預託	3,731,540	21,724,975	10,208,810	3,519,240	1,369,380
	實物取引受渡保證金	—	—	—	—	—
	實物取引受渡保證金預託	—	—	—	—	—
	借家敷金	3,113	3,113	3,363	5,863	7,738
	所員積立金	6,626	8,095	9,273	9,950	11,353
	違約賠償引當金	—	—	—	—	—
	假預リ金	974	195,648	73,324	82,193	256,808
	株主配當金未拂	4,183	3,250	6,172	7,146	2,650
	公募株式額面超過金	—	—	—	—	—
	借入金	—	5,650,000	—	—	—
	前期繰越金	13,076	8,854	11,940	13,796	9,720
	當期利益金	937,748	1,441,386	850,022	1,387,724	1,001,302
	他會社合併ニ因ル收益ノ一部	—	—	—	—	—
	他會社合併ニ因ル收益ノ殘部	—	—	—	—	—
	合計	**34,556,892**	**84,519,282**	**44,341,159**	**50,713,463**	**43,215,448**
資產	未拂込株金	4,000,000	4,000,000	—	6,000,000	6,000,000
	營業保證金代用有價證券	2,353,875	2,534,967	1,077,775	1,077,775	1,077,775
	供託金	937	937	937	937	937
	供託有價證券	—	—	—	—	—
	所有有價證券	2,837,566	2,023,570	4,780,321	4,312,615	3,865,913
	家屋及諸機械	804,040	807,426	807,426	844,87[illegible]	670,88[illegible]
	地所家屋及諸機械	—	—	—	—	—
	什器	14,698	14,893	14,893	14,893	6,958
	銀行預金	—	—	—	—	—
	定期預金	690,000	—	3,000,000	3,000,000	3,800,000
	當座預金	2,117,793	2,915,683	2,423,762	5,320,539	5,304,160
	郵便振替貯金	—	—	—	—	879
	仲買人身元保證供託現金	51,088	13,427	10,576	135,879	96,574
	仲買人身元保證金代用供託有價證券	2,496,074	2,710,864	2,511,259	3,462,265	3,532,680
	賣買證據金代用有價證券	9,136,600	29,790,016	11,773,725	12,055,857	10,704,199
	賣買證據金代用有價證券預託	5,077,911	8,972,284	5,401,228	8,773,205	4,823,129
	賣買證據金[illegible]	—	—	—	—	—
	實物取引受渡保證金代用有價證券	—	—	—	—	—
	實物取引受渡保證金代用有價證券預託	—	—	—	—	—
	現品提供證券	3,731,540	21,724,975	10,208,810	3,519,240	1,369,380
	假預有價證券	440	125,009	69,040	72,820	254,330
	賣買未決算勘定繰換金	1,138,410	8,562,840	1,817,690	1,545,295	973,319
	仲買人勘定	402,327	210,325	130,269	93,262	102,644
	假拂勘定	3,593	39,780	39,623	2,613	2,838
	新築假拂金	—	—	—	—	—
	市場擴張費假渡	—	72,286	273,825	481,391	628,820
	未收入利子	—	—	—	—	—
	合併未決算勘定	—	—	—	—	—
	合計	**34,556,892**	**84,519,282**	**44,341,159**	**50,713,463**	**43,215,448**

收入支出及利益金處分表（續）

對照表

同四十四年		同四十五年	大正元年	同二年		同三年		同四年	
上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期
円 12,000,000	円 12,000,000	円 12,000,000	円 12,000,000	円 12,000,000	円 12,000,000	円 12,000,000	円 12,000,000	円 12,000,000	円 12,000,000
461,857	487,387	516,927	546,217	569,967	595,407	617,867	641,867	656,567	690,967
126,860	126,860	126,860	—	—	—	—	10,000	—	30,000
37,000	41,000	44,000	48,000	52,000	56,000	60,000	64,000	64,000	72,000
170,172	47,294	47,294	—	—	—	—	—	—	—
89,204	67,098	68,197	74,763	117,760	50,298	65,598	15,274	36,394	49,797
1,191,000	1,661,000	1,656,000	1,632,000	3,300,000	2,970,000	2,880,000	2,640,000	2,490,000	2,370,000
79,313	58,478	85,720	61,654	42,142	47,862	43,487	32,578	96,306	177,996
2,637,845	2,209,425	3,018,015	2,514,385	3,110,795	1,237,270	1,681,460	1,439,035	5,267,915	8,471,160
1,946,840	1,864,760	2,499,320	2,081,410	2,022,270	1,047,430	879,800	1,166,640	4,035,220	4,194,930
691,005	344,665	518,695	432,975	1,088,525	189,840	801,660	252,395	1,232,695	4,276,230
829,897	1,252,027	1,080,609	994,594	1,233,894	1,046,912	1,288,028	1,168,929	808,697	1,220,724
1,222	476	664	4,679	6,413	819	1,646	1,635	2,164	3,005
306,443	49,846	5,446	4,746	3,004	4,905	3,517	24,085	63,717	35,660
1,013	2,038	254	2,202	1,335	677	7,252	547	1,264	7,181
544,875	630,466	625,008	506,803	542,982	479,225	511,515	302,897	732,457	871,295
18,476,701	**18,633,395**	**19,274,994**	**18,390,043**	**20,980,292**	**18,489,375**	**19,160,370**	**18,340,847**	**22,219,481**	**25,999,785**
4,000,000	4,000,000	4,000,000	4,000,000	4,000,000	4,000,000	4,000,000	4,000,000	4,000,000	4,000,000
3,902,534	3,913,544	3,937,220	3,900,928	3,865,850	3,875,304	3,963,454	2,300,855	2,320,656	2,355,875
1,556,157	1,585,001	1,133,785	1,064,200	1,029,587	913,919	826,402	2,465,009	2,476,031	2,714,773
773,590	777,697	779,175	780,073	780,769	781,234	781,234	781,234	781,234	781,234
10,075	10,262	11,172	11,377	11,377	12,541	12,541	12,541	12,541	12,932
1,940,000	2,150,000	2,150,000	2,180,000	2,250,000	2,000,000	2,250,000	2,430,000	2,162,000	1,350,000
1,355,326	939,763	1,480,741	981,637	1,098,301	1,423,630	1,151,370	864,516	1,186,542	998,203
76,496	105,713	78,167	103,571	88,887	51,695	52,633	46,032	54,599	91,753
1,193,817	1,613,765	1,663,553	1,590,083	3,253,255	2,966,167	2,870,853	2,626,546	2,531,707	2,457,180
2,244,584	1,977,735	2,706,679	2,470,172	2,910,311	1,222,031	1,662,909	1,432,420	5,107,142	8,158,512
829,897	1,250,027	1,080,608	994,594	1,233,894	1,046,912	1,288,028	1,168,929	808,697	1,220,724
—	750	1,220	150	460	170	690	—	—	13,030
283,110	182,845	136,570	211,290	295,140	108,185	220,110	151,585	637,365	1,712,685
8,519	7,755	6,904	6,139	10,759	8,188	8,447	6,862	9,085	3,327
224,063	40,292	2,692	2,492	790	1,230	640	16,958	48,240	31,677
78,533	78,246	106,508	93,337	150,912	78,169	71,059	37,360	83,642	97,880
18,476,701	**18,633,395**	**19,274,994**	**18,390,043**	**20,980,292**	**18,489,375**	**19,160,370**	**18,340,847**	**22,219,481**	**25,999,785**

第八表　貸借對照表・

(一)　貸　　借

	決算期 科目	明治四十年		同四十一年		同四十二年		同四十三年	
		上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期
負	株金	円 4,000,000	円 12,000,000	円 12,000,000	円 12,000,000	円 12,000,000	円 12,000,000	円 12,000,000	円 12,000,000
	準備積立金	223,900	257,806	278,076	299,332	323,862	360,052	392,062	430,177
	別途積立金	161,860	161,860	161,860	161,860	161,860	126,860	126,860	126,860
	家屋建築費償却積立金	21,000	23,000	25,000	27,000	29,000	31,000	33,000	35,000
	財産減損準備積立金	64,172	56,782	56,773	56,773	56,773	170,171	170,172	170,172
	未納國税	92,144	69,097	50,550	88,593	88,830	83,780	123,598	70,359
	仲買人身元保證金	840,000	840,000	1,093,000	1,130,000	1,145,000	1,180,000	1,190,000	1,190,000
	仲買人身元保證金超過	45,932	37,681	44,084	60,740	81,105	140,431	126,547	104,535
	賣買證據金	5,084,875	3,630,245	1,998,465	2,740,535	3,585,401	3,894,240	4,605,385	2,995,730
	本證據金	3,668,630	2,577,010	1,708,890	2,194,020	2,123,326	3,311,390	3,912,400	2,538,740
	追證據金	1,416,245	1,053,235	289,575	546,515	1,462,075	582,850	692,985	456,990
	諸證據金預託	2,161,445	1,008,909	1,063,540	863,071	604,815	980,345	1,081,525	1,281,046
	株主配當未拂	132	86	364	196	92	432	416	352
	假預り金	—	1,712	109	—	—	—	—	948
債	前期繰越金	1,784	22,391	1,504	3,364	3,389	2,522	632	2,798
	當期利益金	770,578	460,662	483,086	557,445	806,131	683,155	813,531	676,085
	合計	**13,467,823**	**18,570,231**	**17,256,411**	**17,988,909**	**18,886,258**	**19,652,988**	**20,663,728**	**19,084,062**
	未拂込株金	—	4,000,000	4,000,000	4,000,000	4,000,000	4,000,000	4,000,000	4,000,000
	營業保證金代用有價證券	1,335,494	3,847,867	3,900,444	3,892,904	3,900,304	3,750,379	3,742,813	3,849,375
	所有有價證券	184,633	158,556	387,797	405,687	802,460	898,780	1,350,162	1,450,286
資	家屋及諸機械	322,305	322,305	322,305	322,305	322,305	317,915	317,915	317,915
	什器	9,311	9,311	9,311	9,311	9,311	9,311	9,311	9,931
	定期預金	2,300,000	2,480,000	2,540,000	2,470,000	2,370,000	2,460,000	2,350,000	2,360,000
	當座預金	842,438	1,920,015	1,212,934	1,491,333	2,176,222	1,674,293	1,424,047	1,469,399
	仲買人身元保證供託現金	6,649	26,766	49,099	21,408	59,238	71,970	72,956	89,400
	仲買人身元保證金代用供託有價證券	879,283	850,915	1,087,985	1,169,332	1,166,867	1,248,461	1,243,590	1,205,136
	諸證據金代用有價證券	4,302,082	3,058,260	1,846,028	2,427,487	2,750,579	3,544,235	4,173,989	2,534,128
	諸證據金代用有價證券預託	2,161,405	1,008,899	1,063,539	863,071	604,815	980,345	1,081,525	1,088,812
	現品供託證券	57,360	4,380	1,550	33,030	2,630	15,060	29,610	37,200
	賣買未決算勘定繰替金	606,695	386,380	294,025	306,725	370,830	285,925	401,955	218,140
	假拂勘定	377,421	425,299	481,530	478,164	258,174	295,865	319,246	376,727
	假預有價證券	—	—	—	—	—	—	—	—
産	仲買人勘定	82,747	71,278	59,864	98,152	92,523	100,449	146,609	77,613
	合計	**13,467,823**	**18,570,231**	**17,256,411**	**17,988,909**	**18,886,258**	**19,652,988**	**20,663,728**	**19,084,062**

收入支出及利益金處分表（續）

對照表

同三十六年		同三十七年		同三十八年		同三十九年	
上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期
円 1,250,000	円 1,250,000	円 1,250,000	円 1,250,000	円 1,250,000	円 1,250,000	円 1,250,000	円 4,000,000
125,823	129,702	135,602	142,825	146,475	155,100	167,900	186,700
12,000	12,000	13,500	8,535	8,535	16,000	17,000	284,860
10,000	10,500	12,000	12,500	13,000	15,000	17,000	19,000
14,345	13,271	8,889	-		24,482	27,640	64,172
—	5,710	20,584	50,477	55,630	95,400	127,110	—
2	17,369	13,832	12,274	62,251	57,626	69,582	221,022
624,000	636,000	624,000	624,000	648,000	672,000	696,000	840,000
29,335	25,587	35,317	31,091	63,950	50,376	68,510	100,467
594,260	1,348,780	1,102,640	691,975	2,663,510	2,401,458	2,471,685	14,626,060
508,740	796,280	977,820	609,860	1,687,770	955,198	2,019,730	11,112,850
85,520	552,500	124,820	82,115	975,740	446,260	451,955	3,513,210
104,062	163,794	249,761	230,064	268,114	414,382	1,033,640	1,344,497
55	154	457	234	143	225	457	512
298	7	—	—	—	1,535	—	91,913
223	202	657	244	1,344	1,269	824	3,518
89,158	135,607	166,037	82,903	196,017	293,741	425,561	681,040
2,853,561	**3,748,683**	**3,633,276**	**3,137,122**	**5,376,969**	**5,448,594**	**6,368,909**	**22,463,761**
—	—	—	—	—	—	—	1,375,000
424,878	424,714	420,332	403,613	400,756	430,651	420,024	1,338,342
—	—	—	7,223	37,132	28,134	196,650	52,118
323,215	322,305	322,305	322,305	322.305	322,305	322,305	322,305
8,624	8,959	9,205	9,311	9,311	9,311	9,311	9,311
550,000	550,000	550,000	515,000	515,000	515,000	715,000	1,300,000
236,329	640,130	361,412	312,361	1,001,195	735,641	407,604	1,236,265
9,126	13,066	42,687	38,344	25,070	13,380	12,168	8,029
644,209	648,521	616,630	616,747	686,880	703,996	752,342	932,438
503,134	776,979	948,958	594,229	1.642.304	1,906,161	2,176,404	11,745,679
104,062	163,794	249,761	230,064	268,114	414,383	1,033,640	1,344,496
—	—	—	—	3,870	10,400	890	423,160
32,277	166,844	70,900	37,404	388,219	197,125	242,428	2,165,044
4,427	5,764	9,699	26,036	10,114	6,832	5,580	4,415
—	—	—	—	—	86,511	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
13,280	27,607	31,387	24,485	66,699	63,764	74,563	207,159
2,853,561	**3,748,683**	**3,633,276**	**3,137,122**	**5,376,969**	**5,448,594**	**6,368,909**	**22,463,761**

第八表　貸借對照表

(一)　貸　　借

	決算期／科目	明治三十三年 上半期	明治三十三年 下半期	同三十四年 上半期	同三十四年 下半期	同三十五年 上半期	同三十五年 下半期
負債	株金	円 1,250,000	円 1,250,000	円 1,250,000	円 1,250,000	円 1,250,000	円 1,250,000
	準備積立金	89,100	99,200	105,000	109,100	114,400	122,578
	別途積立金	3,000	5,000	6,500	8,000	10,500	11,500
	家屋建築費償却積立金	2,500	4,500	5,500	6,500	8,000	9,000
	財產減損準備積立金	—	—	—	22,364	6,813	13,530
	賠償責任準備積立金	—	—	—	—	—	—
	未納國稅	21,419	—	—	9,472	9,250	6,978
	仲買人身元保證金	1,092,000	960,000	828,000	696,000	648,000	624,000
	仲買人身元保證金超過	7,115	13,718	12,754	14,586	15,614	13,096
	賣買證據金	1,447,812	608,315	473,770	731,125	791,370	407,100
	本證據金	1,100,475	526,450	414,100	623,710	629,340	338,620
	追證據金	347,337	81,865	59,670	107,415	162,030	68,480
	諸證據金預託	308,946	293,360	164,794	155,377	295,892	225,210
	株主配當未拂	130	—	64	114	231	44
	假預り金	5,270	12,058	58	8	8	297
	前期繰越金	759	224	483	262	2,951	76
	當期利益金	223,415	131,964	93,539	121,539	185,693	74,588
	合計	**4,451,466**	**3,378,339**	**2,940,462**	**3,124,447**	**3,338,723**	**2,757,997**
資產	未拂込株金	—	—	—	—	—	—
	營業保證金代用有價證券	410,412	410,412	410,412	366,696	414,579	423,296
	所有有價證券	15,726	15,726	15,726	14,922	—	—
	家屋及諸機械	274,860	277,847	278,115	345,000	325,558	323,558
	什器	8,283	8,498	8,498	8,498	8,498	8,498
	定期預金	860,000	680,000	600,000	600,000	600,000	500,000
	當座預金	569,216	285,704	269,916	279,580	321,480	266,681
	仲買人身元保證供託現金	—	—	—	—	—	8,899
	仲買人身元保證金代用供託有價證券	828,860	822,337	745,834	655,084	638,320	628,197
	諸證據金代用有價證券	1,036,337	521,611	405,913	610,295	626,974	328,847
	諸證據金代用有價證券預託	308,786	293,360	164,794	155,327	311,506	225,210
	現品供託證券	1,250	—	—	—	—	60
	賣買未決算勘定繰替金	114,856	34,764	18,497	61,308	59,285	32,577
	假拂勘定	4,790	6,511	11,757	2,147	6,110	1,334
	違約假勘定	16,500	11,000	11,000	5,500	5,500	—
	假預有價證券	1,590	10,569	—	—	—	—
	仲買人勘定	—	—	—	20,090	20,913	10,840
	合計	**4,451,466**	**3,378,339**	**2,940,462**	**3,124,447**	**3,338,723**	**2,757,997**

收入支出及利益金處分表（續）

對照表

同二十八年		同二十九年		同三十年		同三十一年		同三十二年	
上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期
円 300,000	円 300,000	円 300,000	円 600,000	円 600,000	円 1,250,000	円 1,250,000	円 1,250,000	円 1,250,000	円 1,250,000
12,652	16,632	23,932	35,042	45,000	54,500	61,800	65,500	71,300	79,100
920	3,000	10,000	30,000	40,000	40,000	—	—	—	-
6,291	17,929	20,175	9,820	12,019	12,542	7,095	15,921	22,725	24,138
138,000	140,000	138,000	138,000	162,000	445,000	413,500	448,500	470,000	1,169,000
—	—	—	—	—	—	—	—	26,630	10,487
517,053	1,686,480	1,710,836	713,692	963,329	946,398	678,705	1,239,950	2,242,327	2,280,750
430,517	1,232,640	1,165,946	581,084	685,084	729,944	547,620	1,076,730	1,677,310	1,676,095
86,536	453,840	544,890	132,608	278,245	216,454	131,085	163,220	565,017	604,655
76,579	54,000	141,591	103,980	192,851	91,928	94,994	120,754	263,541	253,669
118	200	360	—	125	124	125	100	36	85
—	—	—	—	—	—	64,750	38,795	2,500	2,150
612	3,796	5,464	13,095	11,008	12,706	7,496	3,551	5,359	2,961
79,590	145,768	222,041	195,171	187,428	145,980	72,026	111,208	152,202	223,760
1,131,815	**2,367,805**	**2,572,399**	**1,838,800**	**2,213,760**	**2,999,178**	**2,650,491**	**3,294,279**	**4,506,620**	**5,296,100**
—	—	—	—	—	324,900	—	—	—	—
100,000	100,000	100,000	200,000	200,000	410,412	410,412	410,412	410,412	410,412
—	19,500	100,000	—	—	—	15,726	15,726	15,726	15,726
4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	—	—	—	274,860
800	800	800	800	800	800	800	800	800	8,283
209,900	205,000	238,900	565,000	485,000	564,000	569,000	560,000	530,000	530,000
292,737	645,350	610,996	148,147	360,074	321,595	353,958	421,148	807,494	1,226,469
120,609	126,844	133,675	134,554	157,150	381,360	358,433	387,361	460,994	920,251
278,557	947,869	908,095	536,745	646,287	691,830	510,627	966,820	1,524,150	1,546,313
74,222	48,373	136,845	102,630	192,241	91,868	94,994	119,349	263,541	253,619
—	—	—	—	—	—	—	—	11,960	8,630
36,289	256,516	302,196	59,508	58,340	54,905	40,373	105,149	171,140	82,818
14,701	13,553	36,892	87,416	109,868	153,508	200,851	245,847	268,586	2,219
—	—	—	—	—	—	95,316	51,467	41,467	16,500
—	—	—	—	—	—	—	10,200	350	—
1,131,815	**2,367,805**	**2,572,399**	**1,838,800**	**2,213,760**	**2,999,178**	**2,650,491**	**3,294,279**	**4,506,620**	**5,296,100**

第八表　貸借對照表

(一)　貸　借

	決算期 / 科目	明治二十六年 上半期	明治二十六年 下半期 自七月一日至九月三十日	明治二十六年 下半期 自十月一日至十二月卅一日	同二十七年 上半期	同二十七年 下半期
負債	株金	円 200,000	円 200,000	円 300,000	円 300,000	円 300,000
	準備積立金	59,447	60,448	—	4,821	9,321
	別途積立金	13,100	25,100	3,977	4,920	920
	未納國稅	10,602	5,471	7,126	8,472	3,532
	仲買人身元保證金	168,000	168,000	140,000	136,000	136,000
	仲買人身元保證金超過	—	—	—	—	—
	賣買證據金	888,368	653,743	502,388	689,123	407,355
	本證據金	888,368	653,743	502,388	689,123	348,584
	追證據金					58,771
	諸證據金預託	—	—	—	682	288
	株主配當未拂	13	—	84	—	100
	假預リ金	—	5,707	30	—	—
	前期繰越金	235	206	837	1,957	9,154
	當期利益金	83,874	49,576	49,151	82,610	70,505
	合計	**1,423,639**	**1,168,251**	**1,003,593**	**1,228,585**	**937,175**
資產	未拂込株金	—	—	—	—	—
	營業保證金代用有價證券	196,996	138,930	105,000	105,000	100,000
	所有有價證券	10,006	5,207	—	—	—
	家屋及諸機械	—	—	4,000	4,000	4,000
	什器	—	—	800	800	800
	定期預金	60,000	—	—	199,900	219,900
	當座預金	563,549	554,806	504,686	482,020	231,047
	仲買人身元保證金代用供託有價證券	454,995	—	134,855	128,020	122,258
	諸證據金代用有價證券	—	401,343	195,394	199,746	209,865
	諸證據金代用有價證券預託	—	—	—	—	—
	現品供託證券	—	—	—	—	—
	賣買未決算勘定繰替金	134,500	67,306	56,804	84,954	33,560
	假拂勘定	3,593	659	2,054	9,587	2,687
	違約假勘定	—	—	—	14,558	13,058
	假預有價證券	—	—	—	—	—
	合計	**1,423,639**	**1,168,251**	**1,003,593**	**1,228,585**	**937,175**

收入支出及利益金處分表

對　照　表

同十四年 上半期	同十四年 下半期	同十五年 上半期	同十五年 下半期	同十六年 上半期	同十六年 下半期	同十七年 上半期	同十七年 下半期	同十八年 上半期	同十八年 下半期
円 200,000	円 200,000	円 200,000	円 200,000	円 200,000	円 200,000	円 200,000	円 200,000	円 200,000	円 200,000
6,000	10,000	12,000	14,000	14,000	15,500	17,500	19,000	19,500	20,000
9,186	3,520	3,701	2,615	5,596	4,207	4,649	4,230	3,358	1,712
37,800	29,600	72,000	21,400	25,600	34,600	31,400	28,551	39,000	18,000
265,385	86,391	160,677	151,178	134,277	109,653	194,897	151,198	64,398	131,041
257,208 8,177	86,391	160,677	151,178	134,277	109,653	194,897	151,198	64,398	131,041
—	—	—	50	105	—	—	—	—	—
702	2,027	89	80	204	968	638	505	158	977
69,278	23,262	25,191	16,424	23,264	22,670	20,367	17,653	18,819	10,772
588,351	**354,800**	**473,658**	**405,747**	**403,046**	**387,598**	**469,451**	**421,137**	**345,233**	**382,502**
177,046	209,852	202,656	190,482	177,361	157,893	157,893	157,435	157,435	155,693
5,067	—	—	—	—	944	1,888	2,833	3,778	4,722
1,886	—	—	—	—	—	—	—	—	—
61,000	22,000	7,000	30,000	7,000	47,000	68,000	74,000	50,500	35,000
311,461	96,788	231,853	163,860	199,174	160,468	225,198	170,457	95,228	172,049
17,400	19,200	22,600	15,600	18,150	18,400	16,000	16,100	37,900	14,800
11,192	6,465	7,222	4,949	—	—	—	—	—	—
798	495	721	856	543	643	472	312	392	238
2,501	—	1,606	—	818	2,250	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
588,351	**354,800**	**473,658**	**405,747**	**403,046**	**387,598**	**469,451**	**421,137**	**345,233**	**382,502**

同二十二年 上半期	同二十二年 下半期	同二十三年 上半期	同二十三年 下半期	同二十四年 上半期	同二十四年 下半期	同二十五年 上半期	同二十五年 下半期
円 200,000	円 200,000	円 200,000	円 200,000	円 200,000	円 200,000	円 200,000	円 200,000
47,000	55,000	60,897	69,897	71,897	74,397	58,647	58,947
32,000	42,000	—	—	—	—	4,600	8,100
2,794	4,102	2,030	2,252	3,075	2,320	2,119	5,474
28,000	28,000	27,250	27,600	132,800	129,600	132,000	136,800
356,117	752,507	185,355	182,509	176,572	180,743	169,448	574,659
356,117	752,507	185,355	182,509	176,572	180,743	169,448	574,659
547	410	253	82	22	679	113	193
103,877	82,843	75,829	53,640	49,607	31,499	24,296	34,706
770,335	**1,164,862**	**551,614**	**535,980**	**633,973**	**619,238**	**591,223**	**1,018,879**
140,000	140,000	140,000	138,931	138,931	166,441	196,996	196,996
—	—	—	—	—	—	—	10,006
1,014	—	—	—	—	—	—	—
137,000	137,000	103,000	108,000	120,500	97,000	—	60,000
442,106	809,214	267,578	249,128	221,135	145,163	173,719	446,629
20,600	21,950	21,150	19,900	128,957	192,679	207,915	255,123
28,297	54,342	16,839	16,921	21,619	16,545	11,741	47,526
1,318	2,356	3,047	3,100	2,831	1,410	853	2,599
770,335	**1,164,862**	**551,614**	**535,980**	**633,973**	**619,238**	**591,223**	**1,018,879**

第八表　貸借對照表

(一)　貸借

	科目 ＼ 決算期	明治十一年	同十二年		同十三年	
		下半期	上半期	下半期	上半期	下半期
負債	株金	円 200,000	円 200,000	円 200,000	円 200,000	円 200,000
	準備積立金	—	—	1,500	3,000	3,000
	未納國税	1,773	3,013	2,831	3,444	7,037
	仲買人身元保證金	7,000	8,500	17,500	30,200	40,000
	賣買證據金	87,780	73,728	131,880	63,479	146,054
	本證據金	86,872	71,328	119,921	59,507	129,464
	追證據金	908	2,400	11,959	3,972	16,590
	假預リ金	2,487	—	—	—	—
	前期繰越金	—	7	505	1	310
	當期利益金	11,225	21,052	18,866	23,716	54,412
	合計	**310,265**	**306,300**	**373,082**	**323,840**	**450,813**
資產	營業保證金代用有價證券	137,570	137,501	173,524	186,878	188,100
	家屋及諸機械	6,324	5,815	7,012	6,302	5,067
	什器	1,144	1,103	1,161	1,135	1,004
	定期預金	16,100	27,100	14,400	37,302	73,700
	當座預金	144,793	125,958	154,056	54,797	148,968
	仲買人身元保證金代用供託有價證券	—	2,800	12,100	25,960	17,200
	賣買未決算勘定繰替金	1,800	1,043	8,482	7,059	15,128
	假拂勘定	699	330	427	596	626
	未收利息	—	2,963	508	2,542	—
	創立費	1,835	1,687	1,412	1,269	1,020
	合計	**310,265**	**306,300**	**373,082**	**323,840**	**450,813**

	科目 ＼ 決算期	明治十九年		同二十年		同二十一年	
		上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期
負債	株金	円 200,000	円 200,000	円 200,000	円 200,000	円 200,000	円 200,000
	準備積立金	20,300	21,000	25,000	40,000	40,000	44,000
	別途積立金	61,257	27,339	27,339	35,000	42,000	39,779
	未納國税	4,504	2,553	4,560	3,862	2,229	6,171
	仲買人身元保證金	28,000	27,200	27,600	28,400	27,600	28,400
	賣買證據金	378,108	271,267	302,945	287,725	231,253	442,872
	本證據金及追證據金	378,108	271,267	302,945	287,725	231,253	442,872
	前期繰越金	9	96	387	3,365	3,585	2,779
	當期利益金	46,787	89,648	142,562	83,870	62,835	66,689
	合計	**738,965**	**639,103**	**730,393**	**682,222**	**609,502**	**830,690**
資產	營業保證金代用有價證券	140,000	140,000	140,000	140,000	140,000	140,000
	所有有價證券	—	—	—	—	—	—
	家屋及諸機械	5,666	6,611	8,723	—	140	—
	定期預金	142,000	117,000	110,000	130,000	137,000	137,000
	當座預金	419,452	353,991	449,375	392,379	312,195	530,625
	仲買人身元保證金代用供託有價證券	31,200	20,750	20,350	18,750	19,150	20,750
	賣買未決算勘定繰替金	—	—	—	—	—	—
	假拂勘定	647	751	1,945	1,093	1,017	2,315
	合計	**738,965**	**639,103**	**730,393**	**682,222**	**609,502**	**830,690**

第七表　最高記錄表（昭和二年十一月末現在）

（一）一日賣買高

株式之部

	株	年月日
長期取引	608,950	大正 14. 12. 26
短期取引	387,640	15. 2. 6
實物取引	83,097	昭和 2. 1. 31
長・短・實合計	**903,212**	**大正 14. 12. 26**

債券之部

	円	年月日
長期取引	22,713,750	昭和 2. 11. 30
實物取引	15,888,750	大正 10. 1. 21
長・實合計	**34,639,250**	**昭和 2. 11. 30**

（二）株式受渡高・同代金

	株	円	年月日
長期取引	825,130	64,933,920	大正 9. 5
短期取引	87,010	10,583,155	昭和 2. 5. 13

（三）取組高・繰延高

	株	年月日
長期取引取組高	3,101,930	大正 9. 3. 13
短期取引繰延高	461,450	15. 12. 11

（四）立會時間（株式）

	時分間	年月日
長期取引	21. 1 （第一第二第三部三市場延時間）	9. 3. 1
短期取引	5. 10 （一場立會時間）	14. 12. 28

（五）賣買證據金現在高

	円	年月日
本證據金	106,328,560	9. 3. 13
追證據金	85,499,235	9. 3. 13

（六）株式長期取引立替金現在高

円	年月日
16,971,920	8. 9. 25

（七）特別現品提供に依る本所手形發行額

	円	年月日
發行制限以前	54,111,680	15. 2. 5
發行制限以後	46,615,850	昭和 2. 2. 25

第六表　最近賣買物件表（實物取引—株式）（續）

（ハ）實物取引之部

社名	資本總額		本所市場ニ上場分		一株金額	一株拂込額
			資本金	株數		
	円		円	株	円	円
第一活動寫眞	200,000		200,000	10,000	20	20.00
邦樂座	1,000,000	舊 新	500,000 500,000	10,000 10,000	50 50	50.00 25.00
目黑キネマ	150,000		150,000	7,500	20	20.00
新橋演舞場	2,000,000		2,000,000	40,000	50	30.00
明治座	1,500,000		1,500,000	75,000	20	20.00
凸版印刷	4,000,000	舊 新	1,500,000 2,500,000	30,000 50,000	50 50	50.00 37.50
東京印刷	1,000,000	舊 新	237,500 762,500	4,750 15,250	50 50	50.00 20.00
秀英舍	4,000,000	舊 新	2,000,000 2,000,000	40,000 40,000	50 50	50.00 25.00
東亞印刷	1,000,000	舊 新	54,000 946,000	1,080 18,920	50 50	50.00 12.50
日清印刷	1,000,000	舊	500,000	10,000	50	50.00
東洋印刷	600,000	舊	260,000	5,200	50	50.00
帝國地方行政學會	5,000,000		5,000,000	100,000	50	12.50
日新醫學舍	500,000		500,000	10,000	50	25.00
三省堂	1,500,000		1,500,000	30,000	50	50.00
帝國ホテル	6,000,000	舊 新	3,000,000 3,000,000	60,000 60,000	50 50	50.00 37.50
カフェーパウリスタ	1,000,000		1,000,000	20,000	50	50.00
日本家禮	700,000		700,000	35,000	20	20.00
東京美術俱樂部	150,000		150,000	3,000	50	50.00
淺草ビルディング	125,000		125,000	2,500	50	50.00
橫濱中央食品市場	1,000,000		1,000,000	20,000	50	25.00
特許消毒	250,000		250,000	5,000	50	50.00
博善	1,000,000		1,000,000	20,000	50	17.50
關東競馬	5,000,000		5,000,000	100,000	50	12.50
東京博善	1,600,000	舊	1,000,000	20,000	50	50.00
富士屋ホテル	1,100,000	甲號 乙號	550,000 550,000	11,000 11,000	50 50	32.50 50.00
日本[illegible]光	1,010,000	舊	500,000	10,000	50	50.00
日本電報通信社	1,000,000	舊	260,000	5,200	50	50.00
日本養鷄	300,000		300,000	6,000	50	20.00
大阪毎日新聞社	5,000,000	舊 新	2,500,000 2,500,000	25,000 25,000	100 100	100.00 75.00
日本無線電信	20,000,000		20,000,000	400,000	50	12.50
小田原魚市場	2,500,000	新	1,942,200	38,844	50	12.50
合計 635社 749種	4,832,827,550		4,321,066,550	83,298,803		

備考

一、實物取引は長期取引に上場せられし分を控除す

第六表　最近賣買物件表（實物取引—株式）（續）

（八）　實物取引之部

社名	資本總額		本所市場ニ上場分 資本金	株數	一株金額	一株拂込額
	円		円	株	円	円
日本開墾	250,000		250,000	5,000	50	50.00
東印度起業	400,000		400,000	8,000	50	37.50
南興殖産	5,300,000		5,300,000	106,000	50	25.00
ボルネオ殖産	520,000		520,000	10,400	50	50.00
不二興業	5,000,000	舊 新	1,000,000 4,000,000	20,000 80,000	50 50	50.00 40.00
門司築港	2,500,000		2,500,000	50,000	50	50.00
東京灣埋立	12,500,000		12,500,000	250,000	50	50.00
京濱運河	5,000,000		5,000,000	100,000	50	5.00
利根運河	400,000		400,000	8,000	50	50.00
帝國サルヴァージ	1,000,000		1,000,000	20,000	50	50.00
東京運河土地	3,000,000		3,000,000	60,000	50	50.00
若松築港	3,600,000	舊	1,800,000	36,000	50	50.00
日本土木建築	6,850,000		6,850,000	137,000	50	20.00
日本コンクリート工業	300,000		300,000	20,000	50	50.00
東京保溫材	77,500		77,500	1,550	50	50.00
九州林業	500,000		500,000	10,000	50	25.00
帝國種苗殖産	375,000		375,000	15,000	25	25.00
東洋園藝	200,000		200,000	4,000	50	20.00
橫濱植木	500,000	新	300,000	6,000	50	12.50
ボルネオ護謨	5,000,000		5,000,000	100,000	50	20.00
ジョホール護謨栽培	2,000,000	舊 新	250,000 1,750,000	5,000 35,000	50 50	50.00 32.50
東京護謨	1,000,000		1,000,000	20,000	50	50.00
馬來護謨公司	4,700,000	舊 新	1,700,000 2,000,000	34,000 40,000	50 50	50.00 15.00
南亞公司	3,500,000	舊 優先	2,570,000 930,000	51,400 18,600	50 50	50.00 12.50
南洋護謨	2,000,000		2,000,000	40,000	50	50.00
東京護謨工業	1,000,000		1,000,000	20,000	50	50.00
大和護謨栽培	1,000,000		1,000,000	20,000	50	30.00
南國護謨	550,000		550,000	11,000	50	50.00
スマトラ護謨拓殖	2,000,000		2,000,000	40,000	50	33.00
歌舞伎座	2,000,000	舊 新	125,000 1,750,000	2,500 35,000	50 50	50.00 37.50
帝國劇場	3,450,000	舊 新	2,300,000 1,150,000	46,000 23,000	50 50	50.00 37.00
國際活映	6,000,000		6,000,000	120,000	50	50.00
十二階劇場	150,000		150,000	7,500	20	20.00
常盤興業	1,500,000		1,500,000	75,000	20	20.00
日本興業	500,000		500,000	25,000	20	20.00
華日興業	600,000		600,000	30,000	20	20.00

第六表　最近賣買物件表（實物取引—株式）（續）

（六）實物取引之部

社名	資本總額	本所市場ニ上場分		一株金額	一株拂込額
		資本金	株數		
	円	円	株	円	円
大船田園都市	2,000,000	2,000,000	40,000	50	17.50
日本築造	3,000,000	3,000,000	60,000	50	27.50
横濱土地	1,000,000	1,000,000	20,000	50	37.50
大阪土地建物	7,500,000	舊 3,000,000	60,000	50	50.00
泉尾土地	4,500,000	4,500,000	250,000	20	20.00
東明土地	10,200,000	10,200,000	510,000	20	20.00
復興建築助成	10,000,000	10,000,000	200,000	50	12.50
城東土地	6,000,000	6,000,000	120,000	50	12.50
關西土地	31,000,000	31,000,000	620,000	50	12.50
富士山麓土地	1,000,000	1,000,000	20,000	50	12.50
大日本土地	600,000	600,000	12,000	50	30.00
東京灣土地	5,000,000	5,000,000	100,000	50	31.50
朝鮮土地改良	5,000,000	5,000,000	100,000	50	12.50
東亞興業	20,000,000	舊 3,000,000	60,000	50	50.00
		新 17,000,000	340,000	50	25.00
北日本興業	125,000	125,000	2,500	50	50.00
大湊興業	8,000,000	8,000,000	160,000	50	15.00
朝鮮興業	3,000,000	舊 1,500,000	30,000	50	50.00
		新 1,500,000	30,000	50	30.00
スマトラ興業	4,000,000	4,000,000	80,000	50	30.00
北海道拓殖	2,000,000	2,000,000	40,000	50	45.00
南洋殖産	3,000,000	舊 1,500,000	30,000	50	50.00
中華企業	15,000,000	15,000,000	300,000	50	37.50
日本殖産	700,000	700,000	14,000	50	16.00
山東企業	2,500,000	2,500,000	50,000	50	25.00
東北興業	2,000,000	2,000,000	40,000	50	12.50
南國産業	2,500,000	2,500,000	50,000	50	40.00
東亞拓殖	10,000,000	10,000,000	200,000	50	12.50
海外興業	5,000,000	5,000,000	100,000	50	32.50
朝鮮煙草興業	660,000	660,000	13,200	50	50.00
東亞煙草	11,500,000	舊 4,500,000	90,000	50	50.00
		新 7,000,000	140,000	50	20.00
臺灣殖産製茶	450,000	450,000	9,000	50	50.00
日鮮起業	500,000	500,000	25,000	20	20.00
大北産業	300,000	300,000	6,000	50	30.00
共同拓殖興業	1,000,000	1,000,000	20,000	50	48.00
中央開墾	7,500,000	7,500,000	150,000	50	20.00
東洋産業	1,000,000	1,000,000	50,000	20	20.00
中洋葉煙草	1,000,000	1,000,000	20,000	50	25.00

第六表　最近賣買物件表(實物取引—株式)（續）

(ハ)　實物取引之部

社名	資本總額		本所市場ニ上場分 資本金	株數	一株金額	一株拂込額
	円		円	株	円	円
太平洋炭礦	11,000,000		11,000,000	220,000	50	25.00
基隆炭礦	10,000,000	新	4,500,000	90,000	50	25.00
臺灣炭業	1,000,000		1,000,000	20,000	50	15.00
北洋炭礦	2,000,000		2,000,000	40,000	50	50.00
朝鮮無煙炭	10,000,000		10,000,000	200,000	50	12.50
南滿鑛業	375,000	舊	200,000	4,000	50	50.00
土肥金山	2,500,000		2,500,000	50,000	50	50.00
山東鑛業	5,000,000		5,000,000	100,000	50	22.50
北樺太鑛業	10,000,000		10,000,000	200,000	50	20.00
不二鑛山	1,000,000		1,000,000	20,000	50	25.00
鯛生金山	3,000,000	舊 新	1,250,000 1,750,000	25,000 35,000	50 50	50.00 12.50
大日本石油鑛業	7,500,000		7,500,000	150,000	50	32.50
太陽石油	2,120,000		2,120,000	106,000	20	20.00
明治石油	800,000		800,000	16,000	50	50.00
東京石油	2,500,000	舊	1,250,000	50,000	25	25.00
北樺太石油	10,000,000		10,000,000	200,000	50	20.00
東海鑛業	3,000,000		3,000,000	60,000	50	37.50
富士製鋼	3,100,000	舊 優先	2,600,000 500,000	52,000 10,000	50 50	50.00 50.00
大島製鋼所	6,000,000		6,000,000	120,000	50	41.00
日本製鋼所	30,000,000		30,000,000	60,000	500	500.00
大阪製煉	3,000,000	舊	1,075,000	21,500	50	50.00
東京亞鉛鍍金	1,000,000	舊 新	300,000 700,000	6,000 14,000	50 50	50.00 25.00
電業製煉	2,500,000		2,500,000	50,000	50	50.00
日東工業	537,000		537,000	10,740	50	50.00
大日本チタニユーム	800,000		800,000	16,000	50	50.00
富士鑛業	5,000,000		5,000,000	100,000	50	15.00
山下黑鉛工業	450,000		450,000	9,000	50	50.00
日本カーボン	600,000	舊	300,000	6,000	50	50.00
日本製煉	2,000,000	舊	500,000	10,000	50	50.00
東海鉛管	400,000	舊 新	120,000 280,000	2,400 5,600	50 50	50.00 40.00
東京土地	1,500,000	舊 新	750,000 750,000	15,000 15,000	50 50	40.00 12.50
名古屋土地	8,220,000	舊	2,000,000	40,000	50	50.00
臺灣土地建物	1,500,000		1,500,000	30,000	50	10.00
東京土地住宅	1,500,000		1,500,000	30,000	50	50.00
花原土地	1,000,000		1,000,000	20,000	50	12.50
田園土地	3,000,000		3,000,000	60,000	50	50.00

第六表　最近賣買物件表（實物取引—株式）（續）

（ハ）實物取引之部

社名	資本總額	本所市場ニ上場分 資本金	株數	一株金額	一株拂込額
	円	円	株	円	円
日本織維化工	180,000	180,000	3,600	50	50.00
旭電化工業	2,000,000	舊 1,000,000	20,000	50	50.00
北海電化工業	1,625,000	1,625,000	32,500	50	50.00
豐國セメント	7,500,000	7,500,000	150,000	50	50.00
櫻セメント	1,600,000	1,600,000	32,000	50	50.00
小野田セメント製造	14,800,000	舊 7,220,000 新 7,580,000	144,400 151,600	50 50	50.00 37.50
大分セメント	10,000,000	舊 3,000,000 新 7,000,000	60,000 140,000	50 50	50.00 20.00
秩父セメント	5,000,000	5,000,000	100,000	50	30.00
宇部セメント製造	3,500,000	3,500,000	70,000	50	50.00
七尾セメント	5,000,000	5,000,000	100,000	50	20.00
土佐セメント	10,000,000	新 6,000,000	120,000	50	12.50
大阪窯業セメント	5,00,000	舊 2,500,000	50,000	50	50.00
第二秩父セメント	7,000,000	7,000,000	140,000	50	12.50
品川白煉瓦	3,500,000	1,368,000	27,360	50	40.00
王子煉瓦	1,000,000	1,000,000	20,000	50	12.50
東京煉瓦	1,000,000	1,000,000	20,000	50	18.00
日本煉瓦製造	700,000	700,000	14,000	50	50.00
日本洋瓦	200,000	200,000	4,000	50	50.00
黑羽陶器	200,000	200,000	4,000	50	12.50
東京琺瑯	200,000	200,000	4,000	50	22.50
日本硬質陶器	3,750,000	3,750,000	75,000	50	12.50
大阪窯業	2,500,000	2,500,000	125,000	20	20.00
日米板硝子	3,000,000	3,000,000	60,000	50	50.00
王城炭鑛	1,050,000	舊 50,000	1,000	50	50.00
日支炭礦汽船	3,000,000	新 2,500,000	50,000	50	40.00
茨城無煙炭礦	2,500,000	舊 1,500,000 新 1,000,000	30,000 20,000	50 50	50.00 20.00
加納鑛山	5,000,000	5,000,000	100,000	50	50.00
喜美山炭礦	100,000	100,000	5,000	20	20.00
征隈炭礦	2,500,000	舊 1,500,000	30,000	50	50.00
豐田炭礦	600,000	600,000	12,000	50	50.00
北海道採炭	1,000,000	1,000,000	20,000	50	12.50
御德炭鑛	1,500,000	1,500,000	30,000	50	25.00
大北炭礦	3,750,000	3,750,000	75,000	50	50.00
天草炭礦	1,000,000	1,000,000	20,000	50	50.00
東邦炭礦	10,000,000	10,000,000	200,000	50	17.50
雄別炭礦鐵道	5,000,000	5,000,000	100,000	50	50.00

第六表　最近賣買物件表(實物取引―株式)（續）

（八）　實物取引之部

社名	資本總額	本所市場ニ上場分			一株金額	一株拂込額
			資本金	株數		
	円		円	株	円	円
阪川牛乳商店	960,000	舊	480,000	9,600	50	12.50
中外製薬	1,000,000	舊	500,000	10,000	50	50.00
日本均質牛乳	500,000		500,000	10,000	50	19.50
明治漁業	1,500,000	舊	466,800	9,330	50	50.00
大正製薬	1,500,000		1,500,000	30,000	50	50.00
日本醋酸製造	1,538,000	舊 新	680,000 620,000	13,600 12,400	50 50	50.00 35.00
日本火薬製造	2,500,000	舊	1,000,000	20,000	50	50.00
日本硫黄	1,000,000	舊	500,000	10,000	50	50.00
三共	12,000,000	舊 新 第二新	2,300,000 3,300,000 6,400,000	46,000 66,000 128,000	50 50 50	50.00 37.50 17.50
東京硫酸	1,500,000		1,500,000	30,000	50	50.00
北海曹達	3,000,000		3,000,000	60,000	50	35.00
東海曹達	1,250,000		1,250,000	25,000	50	22.50
帝國藥炭製造	63,000		63,000	1,260	50	50.00
第一製薬	1,000,000		1,000,000	20,000	50	25.00
日本酸素	1,500,000	舊 新	1,000,000 500,000	20,000 10,000	50 50	50.00 12.50
日本曹達	1,400,000		1,400,000	28,000	50	50.00
低温工業	15,000,000		15,000,000	300,000	50	12.50
江東製薬	500,000		500,000	10,000	50	50.00
星製薬	13,000,000		13,000,000	520,000	25	25.00
保土谷曹達	700,000		700,000	14,000	50	50.00
上海製油	2,000,000		2,000,000	40,000	50	27.50
日東硫肥	1,500,000	舊	500,000	10,000	50	50.00
東京衛生興業	6,000,000	舊 新	1,000,000 5,000,000	20,000 100,000	50 50	50.00 30.00
帝國人造肥料	2,500,000		2,500,000	50,000	50	30.00
日清製油	6,000,000	新	3,000,000	60,000	50	12.50
合同油脂グリセリン	10,000,000	舊	5,000,000	100,000	50	50.00
龜崎製油	100,000		100,000	2,000	50	50.00
大日本特許肥料	2,500,000		2,500,000	50,000	50	15.00
日本染料製造	8,000,000		8,000,000	160,000	50	50.00
日本耐酸塗料	650,000		650,000	13,000	50	35.00
東洋ペイント製造	250,000		250,000	10,000	25	25.00
日本染絨	1,000,000	舊 新	500,000 500,000	10,000 10,000	50 50	50.00 35.00
日本化工ペンキ	300,000		300,000	6,000	50	50.00
日本染色	800,000		800,000	16,000	50	25.00
日本高級塗料	250,000		250,000	12,500	20	20.00

第六表　最近賣買物件表(實物取引—株式)　(續)

(八)　實物取引之部

社名	資本總額	本所市場ニ上場分 資本金	本所市場ニ上場分 株數	一株金額	一株拂込額
	円	円	株	円	円
日本加工織布	1,000,000	1,000,000	20,000	50	23.50
日本絹紬	350,000	200,000	4,000	50	50.00
東京輸出メリヤス	235,000	235,000	4,700	50	25.00
內外綿	16,000,000	舊 5,000,000 新 11,000,000	100,000 220,000	50 50	50.00 37.50
日本綿花	50,000,000	舊 10,000,000 新 40,000,000	200,000 800,000	50 50	50.00 20.00
東洋綿花	25,000,000	25,000,000	500,000	50	30.00
東京毛布	1,000,000	1,000,000	20,000	50	30.00
南洋製糖	1,250,000	舊 700,000	14,000	50	50.00
北海道製糖	10,000,000	10,000,000	200,000	50	20.00
新竹製糖	7,500,000	7,500,000	150,000	50	14.50
硫黃島拓殖製糖	3,000,000	3,000,000	60,000	50	15.50
滿洲製粉	5,750,000	舊 1,250,000 新 4,500,000	25,000 90,000	50 50	50.00 22.50
東京製米	300,000	300,000	6,000	50	50.00
松本米穀製粉	3,310,000	舊 1,015,000 新 2,295,000	20,300 45,900	50 50	50.00 30.00
帝國麥酒	10,000,000	新 6,000,000	120,000	50	12.50
日英釀造	2,400,000	舊 1,400,000 優先 1,000,000	28,000 20,000	50 50	50.00 25.00
合同酒精	1,110,000	1,110,000	22,200	50	50.00
日本酒造	2,000,000	舊 800,000 新 1,200,000	16,000 24,000	50 50	50.00 17.50
日本味噌	875,000	875,000	17,500	50	50.00
帝國酒造	3,000,000	3,000,000	60,000	50	12.50
東京製氷	320,000	舊 120,000	2,400	50	50.00
玉川製氷	600,000	600,000	12,000	50	17.50
千住製氷	1,500,000	1,500,000	30,000	50	17.50
山手製氷	320,000	舊 170,000	8,500	20	20.00
カルピス製造	250,000	250,000	5,000	50	40.00
東洋製菓	600,000	600,000	12,000	50	50.00
森永製菓	15,000,000	舊 3,000,000	60,000	50	50.00
日本コナミルク	1,000,000	1,000,000	20,000	50	50.00
明治製菓	5,000,000	舊 1,000,000	20,000	50	50.00
東京牛乳	1,000,000	1,000,000	20,000	50	50.00
大日本鹽業	4,000,000	舊 3,736,500	74,730	50	50.00
佐久間製菓	2,000,000	2,000,000	40,000	50	12.50
今村製菓	1,250,000	1,250,000	25,000	50	15.00
東京製パン	1,000,000	1,000,000	20,000	50	12.50
中央製菓	500,000	500,000	10,000	50	50.00
極東練乳	1,500,000	1,500,000	30,000	50	40.00

第六表　最近賣買物件表（實物取引—株式）（續）

（ハ）　實物取引之部

社名	資本總額		本所市場ニ上場分 資本金	本所市場ニ上場分 株數	一株金額	一株拂込額
	円		円	株	円	円
內外紡績	2,500,000		2,500,000	50,000	50	30.00
三光紡績	3,000,000		3,000,000	60,000	50	30.00
大興紡績	2,000,000		2,000,000	40,000	50	30.00
大阪合同紡績	18,750,000		18,750,000	375,000	50	50.00
名古屋紡績	5,750,000	舊 新	4,575,000 1,175,000	91,500 23,500	50 50	50.00 42.50
關東紡績	1,000,000		1,000,000	20,000	50	50.00
東華紡績	6,000,000		6,000,000	120,000	50	50.00
倉敷紡績	17,200,000	舊	7,500,000	150,000	50	50.00
和泉紡績	6,000,000	舊 新	3,000,000 3,000,000	60,000 60,000	50 50	50.00 25.00
福島紡績	8,000,000	新	4,000,000	160,000	25	10.00
朝鮮紡織	5,000,000		5,000,000	100,000	50	50.00
日華紡織	11,000,000		11,000,000	220,000	50	40.00
旭紡織	6,000,000		6,000,000	120,000	50	22.00
明治紡織	3,000,000		3,000,000	60,000	50	17.50
兩毛紡織	500,000		500,000	10,000	50	50.00
原町紡織	1,400,000		1,400,000	28,000	50	25.00
日出紡織	10,500,000	舊 新	3,500,000 7,000,000	70,000 140,000	50 50	50.00 1[illegible].50
中外紡織	350,000		350,000	7,000	50	50.00
武州紡織	200,000		200,000	4,000	50	50.00
日本絹綿紡織	5,300,000	舊	2,000,000	40,000	50	50.00
同興紡織	15,000,000		15,000,000	300,000	50	35.00
長崎紡織	5,380,000		5,380,000	107,600	50	50.00
日米生絲	10,000,000		10,000,000	200,000	50	17.50
郡是製絲	20,666,600	舊 新	2,766,650 17,899,950	55,333 357,999	50 50	50.00 25.00
日本レイヨン	15,000,000		15,000,000	300,000	50	20.00
神榮生絲	12,500,000	舊 新	5,000,000 7,500,000	100,000 150,000	50 50	50.00 12.50
山十製絲	25,000,000		25,000,000	500,000	50	25.00
橫濱撚絲織物	1,200,000		1,200,000	24,000	50	37.50
滿蒙毛織	3,000,000		3,000,000	60,000	50	32.50
日本毛織	50,000,000	舊 新	20,000,000 30,000,000	400,000 600,000	50 50	50.00 12.50
日本モスリン	1,000,000		1,000,000	20,000	50	50.00
天滿織物	7,000,000	舊	2,000,000	40,000	50	50.00
大阪毛織	3,500,000	舊	1,000,000	20,000	50	50.00
合同毛織	25,000,000		25,000,000	500,000	50	50.00
日本絹織	10,000,000	舊	6,666,650	133,333	50	50.00
東京染織	4,000,000		4,000,000	80,000	50	12.50

第六表　最近賣買物件表(實物取引—株式)　(續)

(六)　實物取引之部

社名	資本總額	本所市場ニ上場分			一株金額	一株拂込額
			資本金	株數		
	円		円	株	円	円
東京製靴	500,000		500,000	10,000	50	25.00
櫻組工業	1,600,000		1,600,000	32,000	50	20.00
大日本セルロイド	10,000,000		10,000,000	200,000	50	50.00
東京帽子	2,000,000	舊	1,000,000	20,000	50	50.00
大日本製帽	300,000		300,000	6,000	50	50.00
日本フエルト	2,000,000	舊	1,000,000	20,000	50	50.00
東京工業	500,000		500,000	10,000	50	12.50
福助足袋	5,000,000		5,000,000	250,000	20	20.00
日本鉛筆製造	625,000		625,000	12,500	50	50.00
秋田木工拓殖	5,500,000	舊 新	206,250 293,750	4,125 5,875	50 50	50.00 25.00
札幌木材	500,000	舊 新	250,000 250,000	5,000 5,000	50 50	50.00 12.50
吉野木材	3,000,000		3,000,000	150,000	20	20.00
日本ブレード	1,000,000		1,000,000	20,000	50	20.00
函館製網船具	2,000,000	舊	1,000,000	20,000	50	50.00
やまと工業	500,000		500,000	10,000	50	50.00
日本紙業	15,000,000	優先	10,000,000	200,000	50	22.50
樺太工業	70,000,000	新	36,382,500	727,650	50	12.50
千代田製紙	2,000,000		2,000,000	40,000	50	17.50
日本建築紙工	5,000,000		5,000,000	100,000	50	50.00
大日本製紙	10,000,000		10,000,000	200,000	50	12.50
帝國堅紙	500,000		500,000	10,000	50	50.00
日本加工製紙	500,000		500,000	10,000	50	35.00
中國製紙	1,000,000	舊 新	500,000 500,000	10,000 10,000	50 50	50.00 50.00
聯合紙器	1,000,000	舊	1,000,000	20,000	50	50.00
帝國製麻	34,250,000	第二新	1,000,000	20,000	50	45.00
臺灣製麻	1,400,000		1,400,000	28,000	50	25.00
東洋麻絲紡績	3,500,000	舊 新	1,000,000 2,500,000	20,000 50,000	50 50	50.00 27.50
東京麻絲紡績	1,350,000		1,350,000	27,000	50	50.00
本天製麻	1,500,000		1,500,000	30,000	50	25.00
大正製麻	2,000,000		2,000,000	40,000	50	40.00
東亞製麻	2,500,000		2,500,000	50,000	50	25.00
滿洲製麻	1,000,000		1,000,000	20,000	50	17.50
北海道亞麻工業	1,000,000		1,000,000	20,000	50	12.50
錦華紡績	7,000,000		7,000,000	140,000	50	50.00
日本絹絲紡績	2,000,000	舊	1,000,000	20,000	50	50.00
足利紡績	10,000,000		10,000,000	200,000	50	17.50

第六表　最近賣買物件表(實物取引—株式)（續）

(八)　實物取引之部

社名	資本總額	本所市場ニ上場分 資本金	株數	一株金額	一株拂込額
	円	円	株	円	円
臺灣鐵工所	2,000,000	2,000,000	40,000	50	42.50
東洋電機製造	2,000,000	2,000,000	40,000	50	40.00
大日本電球	800,000	800,000	16,000	50	37.50
東洋金網製造	800,000	800,000	16,000	50	28.00
日本電氣興業	1,000,000	1,000,000	20,000	50	25.00
關東工業	200,000	200,000	4,000	50	50.00
日本製輪工業	1,000,000	1,000,000	20,000	50	12.50
月島機械	1,500,000	1,500,000	30,000	50	17.50
明治電氣	1,000,000	舊 500,000	10,000	50	50.00
日本電氣應用	150,000	150,000	3,000	50	50.00
朝鮮電氣興業	10,000,000	10,000,000	200,000	50	15.00
帝國輪業	300,000	300,000	6,000	50	33.50
大阪電球	4,000,000	舊 2,000,000	40,000	50	50.00
日本電線	2,000,000	舊 1,000,000	20,000	50	50.00
大日本自轉車	2,000,000	舊 670,000 優先 1,330,000	13,400 26,600	50 50	50.00 25.00
東京報知機	1,000,000	1,000,000	20,000	50	17.50
日本鐵道事業	500,000	500,000	10,000	50	50.00
櫻田機械製造所	3,000,000	3,000,000	60,000	50	12.50
豐田式織機	3,000,000	新 1,650,000	33,000	50	25.00
大阪機械工作所	5,000,000	舊 1,625,000	32,500	50	50.00
富士電機製造	10,000,000	10,000,000	200,000	50	33.00
旭電氣	1,000,000	1,000,000	20,000	50	12.50
大阪電氣分銅	5,000,000	舊 2,500,000	100,000	25	25.00
大阪製鎖所	3,000,000	新 2,000,000	40,000	50	12.50
東京電氣製造	200,000	200,000	4,000	50	50.00
日本電氣	20,000,000	舊 10,000,000	200,000	50	50.00
帝國聯合電球	2,000,000	2,000,000	40,000	50	17.50
沖電氣	5,000,000	舊 2,500,000 新 2,500,000	50,000 50,000	50 50	50.00 12.50
東洋製罐	3,000,000	新 2,495,000	49,900	50	25.00
戸田鑄物	5,000,000	舊 3,000,000	60,000	50	50.00
日本車輛製造	10,000,000	舊 5,000,000 新 5,000,000	100,000 100,000	50 50	50.00 12.50
大同電氣	2,000,000	舊 1,000,000	20,000	50	50.00
東京計器製作所	3,000,000	3,000,000	60,000	50	35.00
中井皮革	1,000,000	1,000,000	20,000	50	12.50
日本擬革	1,000,000	1,000,000	20,000	50	12.50
朝鮮皮革	500,000	500,000	10,000	50	50.00

第六表　最近賣買物件表（實物取引—株式）（續）

（八）實物取引之部

社名	資本總額	本所市場ニ上場分 資本金	株數	一株金額	一株拂込額
	円	円	株	円	円
關東水電	12,000,000	12,000,000	240,000	50	25.00
立山水力電氣	3,500,000	舊 1,000,000	20,000	50	50.00
立山電力	1,000,000	1,000,000	20,000	50	50.00
中國合同電氣	29,400,000	舊 15,309,000 新 9,466,000	306,180 189,320	50 50	50.00 12.50
庄川水力電氣	10,000,000	10,000,000	200,000	50	40.00
木曾川電力	2,788,000	新 2,288,000	45,760	50	25.00
廣島電氣	36,525,000	舊 26,825,000	556,500	50	50.00
濃飛電氣	6,000,000	6,000,000	120,000	50	30.00
臺灣電氣工業	6,000,000	舊 1,700,000 新 4,300,000	34,000 86,000	50 50	50.00 32.50
桂川電氣興業	2,000,000	2,000,000	40,000	50	25.00
多摩川水力電氣	7,500,000	7,500,000	150,000	50	12.50
新潟水力電氣	12,000,000	舊 7,550,000 新 4,450,000	151,000 89,000	50 50	50.00 12.50
尾三電力	5,000,000	5,000,000	100,000	50	25.00
瀨戶內海橫斷電力	5,000,000	5,000,000	100,000	50	25.00
三重合同電氣	29,359,950	29,359,950	587,159	50	50.00
相武電力	4,850,000	[illegible]新 4,350,000	87,000	50	17.50
山陽中央水電	18,330,200	18,330,200	366,604	50	50.00
四國水力電氣	10,700,000	新 5,270,000	105,400	50	30.00
上毛電力	15,000,000	15,000,000	300,000	50	17.50
京濱電力	21,000,000	新 16,000,000	320,000	50	12.50
東北電力	35,000,000	新 34,775,000	695,500	50	12.50
天龍川電力	50,000,000	50,000,000	1,000,000	50	12.50
中央電力	3,000,000	3,000,000	60,000	50	50.00
北海水力電氣	31,000,000	31,000,000	620,000	50	20.00
琴川電力	5,000,000	5,000,000	100,000	50	25,00
渡良瀨水電	1,000,000	1,000,000	20,000	50	37.50
富士電力	25,000,000	25,000,000	500,000	50	12.50
仙臺瓦斯	600,000	600,000	12,000	50	25.00
京都瓦斯	8,000,000	舊 4,000,000	80,000	50	50.00
大阪瓦斯	34,000,000	舊 17,000,000	340,000	50	50.00
東邦瓦斯	24,275,000	新 22,000,000	440,000	50	25.00
川崎造船所	90,000,000	舊 45,000,000 新 45,000,000	900,000 900,000	50 50	50.00 27.50
芝浦製作所	20,000,000	20,000,000	400,000	50	50.00
大阪鐵工所	12,000,000	舊 6,000,000 新 6,000,000	120,000 120,000	50 50	50.00 37.50
日本鐵工	292,850	292,850	5,859	50	50.00
木津川製作所	1,500,000	1,500,000	30,000	50	40.00

第六表　最近賣買物件表(實物取引—株式)　(續)

(八)　實物取引之部

社名	資本總額		本所市場ニ上場分		一株金額	一株拂込額
			資本金	株數		
	円		円	株	円	円
中央證券	10,000,000		10,000,000	200,000	50	35.00
日興證券	10,000,000		10,000,000	200,000	50	12.50
京都取引所	5,000,000	舊	1,500,000	30,000	50	50.00
大阪三品取引所	5,000,000	舊	2,000,000	40,000	50	50.00
		新	3,000,000	60,000	50	12.50
高岡米穀取引所	100,000		100,000	2,000	50	50.00
天津取引所	7,500,000		7,500,000	150,000	50	12.50
中華取引市場	10,000,000		10,000,000	200,000	50	12.50
滿洲取引所	3,200,000		3,200,000	64,000	50	12.50
青島取引所	2,000,000		2,000,000	40,000	50	12.50
京城株式現物取引市場	4,000,000		4,000,000	80,000	50	15.00
南洋貿易	2,000,000	舊	1,000,000	20,000	50	50.00
		新	1,000,000	20,000	50	37.50
白木屋呉服店	7,500,000	舊	2,500,000	50,000	50	50.00
		新	5,000,000	100,000	50	30.00
三越呉服店	15,000,000	舊	7,000,000	140,000	50	50.00
		新	8,000,000	160,000	50	12.50
高島屋呉服店	7,000,000	舊	3,000,000	60,000	50	50.00
		新	4,000,000	80,000	50	12.50
ヤマトメタル商會	1,000,000		1,000,000	20,000	50	25.00
日本蓄音機商會	2,100,000		2,100,000	42,000	50	50.00
篠々商店	400,000		400,000	8,000	50	50.00
大同興業	2,100,000		2,100,000	42,000	50	37.50
日露實業	10,000,000	新	9,000,000	180,000	50	12.50
日本賣藥	1,000,000	舊	200,000	4,000	50	50.00
中日實業	5,000,000		5,000,000	50,000	100	100.00
國際興業	10,000,000		10,000,000	200,000	50	12.50
松屋呉服店	5,000,000	新	4,000,000	80,000	50	25.00
中央第一商事	500,000		500,000	10,000	50	50.00
國定教科書共同販賣所	1,500,000	新	750,000	15,000	50	12.50
森永製品販賣	1,000,000		1,000,000	20,000	50	12.50
中央實業	12,500,000		12,500,000	250,000	50	12.50
東京銅鐵	1,000,000	新	700,000	14,000	50	12.50
日本ノート學用品	2,000,000		2,000,000	40,000	50	25.00
田林商店	2,500,000		2,500,000	50,000	50	25.00
京都電燈	70,000,000	舊	18,410,000	368,200	50	50.00
		新	14,090,000	281,800	50	50.00
日本電力	106,105,000	舊	50,000,000	1,000,000	50	50.00
		新	50,000,000	1,000,000	50	25.00
綠川電力	3,000,000		3,000,000	60,000	50	12.50
信越電力	32,000,000		32,000,000	640,000	50	50.00
鮫川電力	2,000,000		2,000,000	40,000	50	18.50
關東水力電氣	17,000,000		17,000,000	340,000	50	30.00

第六表　最近賣買物件表(實物取引―株式)　(續)

(八)　實物取引之部

社名	資本總額	本所市場ニ上場分 資本金	株數	一株金額	一株拂込額
	円	円	株	円	円
常盤生命保險	1,000,000	1,000,000	20,000	50	12.50
戰友共濟生命保險	1,000,000	1,000,000	20,000	50	12.50
橫濱生命保險	1,000,000	1,000,000	20,000	50	12.50
旭日生命保險	500,000	500,000	10,000	50	12.50
福壽生命保險	1,000,000	1,000,000	20,000	50	12.50
片倉生命保險	500,000	500,000	10,000	50	50.00
國華徵兵保險	1,000,000	1,000,000	20,000	50	25.00
東華生命保險	1,000,000	1,000,000	20,000	50	30.00
共保生命保險	1,000,000	舊 500,000	10,000	50	20.00
共同生命保險	500,000	500,000	10,000	50	50.00
福德生命保險	1,000,000	舊 500,000	10,000	50	25.00
帝國冷藏	4,765,000	舊 1,000,000 新 3,765,000	20,000 75,300	50 50	50.00 25.00
橫濱棧橋倉庫	10,000,000	10,000,000	200,000	50	17.50
日本海上倉庫	10,000,000	10,000,000	200,000	50	12.50
名古屋棧橋倉庫	3,600,000	3,600,000	72,000	50	12.50
日本倉庫	700,000	700,000	14,000	50	25.00
東洋冷藏	20,000,000	20,000,000	400,000	50	50.00
東京倉庫	750,000	舊 500,000	10,000	50	50.00
東陽倉庫	6,000,000	6,000,000	120,000	50	25.00
共益倉庫	300,000	300,000	6,000	50	12.50
千代田信託	10,000,000	10,000,000	200,000	50	12.50
國際信託	50,000,000	50,000,000	1,000,000	50	12.50
國際交易所	20,000,000	20,000,000	400,000	50	5.00
日本勸業信託	1,000,000	舊 500,000 新 500,000	10,000 10,000	50 50	50.00 37.50
奉天取引所信託	875,000	875,000	17,500	50	50.00
三井信託	30,000,000	30,000,000	300,000	100	25.00
名古屋信託	1,500,000	1,500,000	30,000	50	15.00
安田信託	30,000,000	30,000,000	600,000	50	12.50
住友信託	20,000,000	20,000,000	400,000	50	12.50
關西信託	10,000,000	新 8,000,000	160,000	50	12.50
信託株式會社大信社	1,000,000	1,000,000	20,000	50	50.00
朝日信託	2,000,000	2,000,000	40,000	50	50.00
大連株式信託會社	10,000,000	10,000,000	200,000	50	12.50
加島信託	20,000,000	20,000,000	400,000	50	12.50
共同信託	30,000,000	30,000,000	600,000	50	12.50
東株代行	10,000,000	10,000,000	200,000	50	12.50

第六表　最近賣買物件表（實物取引―株式）（續）

（ハ）實物取引之部

社名	資本總額		本所市場ニ上場分 資本金	株數	一株金額	一株拂込額
	円		円	株	円	円
中央火災傷害保險	5,000,000	舊	1,000,000	20,000	50	12.50
		新	1,500,000	30,000	50	12.50
東京動產火災保險	2,000,000		2,000,000	40,000	50	12.50
大正海上火災保險	5,000,000		5,000,000	100,000	50	12.50
東邦火災保險	5,000,000		5,000,000	100,000	50	12.50
太平火災海上保險	5,000,000		5,000,000	100,000	50	12.50
東神火災保險	5,000,000		5,000,000	100,000	50	12.50
明治火災保險	10,000,000	舊	1,000,000	20,000	50	50.00
千歲火災海上再保險	5,000,000		5,000,000	100,000	50	12.50
大東海上火災保險	2,500,000		2,500,000	50,000	50	12.50
東洋火災保險	5,000,000		5,000,000	50,000	100	25.00
太洋火災保險	5,000,000		5,000,000	100,000	50	12.50
第一機關汽罐保險	500,000		500,000	10,000	50	12.50
富國火災海上保險	2,000,000		2,000,000	40,000	50	12.50
豐國火災保險	3,000,000		3,000,000	60,000	50	12.50
福壽火災保險	2,000,000		2,000,000	40,000	50	12.50
大成火災海上保險	5,000,000		5,000,000	100,000	50	12.50
朝鮮火災海上保險	5,000,000		5,000,000	100,000	50	12.50
常盤火災海上保險	3,000,000		3,000,000	60,000	50	17.50
大北火災海上運送保險	4,000,000		4,000,000	80,000	50	12.50
大連火災海上保險	2,000,000		2,000,000	40,000	50	12.50
八千代生命保險	5,000,000		5,000,000	100,000	50	12.50
帝國生命保險	1,000,000		1,000,000	20,000	50	50.00
愛國生命保險	300,000		300,000	6,000	50	50.00
日清生命保險	2,000,000		2,000,000	40,000	50	12.50
東洋生命保險	2,000,000		2,000,000	40,000	50	30.00
日本共立生命保險	2,000,000		2,000,000	40,000	50	12.50
萬歲生命保險	1,500,000	舊	1,000,000	20,000	50	12.50
日本徵兵保險	2,500,000		2,500,000	50,000	50	37.50
有隣生命保險	300,000		300,000	6,000	50	50.00
明治生命保險	2,000,000		2,000,000	20,000	100	100.00
太平生命保險	1,000,000	舊	500,000	500	1,000	250.00
壽生命保險	2,000,000	舊	1,000,000	20,000	50	20.00
三井生命保險	2,000,000		2,000,000	40,000	50	12.50
日本生命保險	3,000,000		3,000,000	120,000	25	25.00
日華生命保險	1,000,000		1,000,000	20,000	50	12.50
大安生命保險	1,000,000	舊	500,000	10,000	50	20.00

第六表　最近賣買物件表(實物取引—株式)（續）

(八)　實物取引之部

社名	資本總額	本所市場ニ上場分 資本金	株數	一株金額	一株拂込額
	円	円	株	円	円
明治銀行	14,050,000	新 6,800,000	136,000	50	40.00
不動貯金銀行	4,000,000	舊 2,000,000	40,000	50	50.00
加島銀行	30,200,000	舊 15,100,000	302,000	50	50.00
武州銀行	8,290,000	8,290,000	165,800	50	50.00
商業ビルブローカー銀行	1,000,000	新 900,000	18,000	50	20.00
安田銀行	150,000,000	舊 51,700,000 第一新 9,200,000 第二新 47,500,000 第三新 41,600,000	1,034,000 184,000 950,000 832,000	50 50 50 50	50.00 37.50 25.00 12.50
鐵業銀行	2,000,000	舊 1,000,000	20,000	50	50.00
愛知銀行	15,000,000	新 8,000,000	160,000	50	30.00
麴町銀行	10,100,000	舊 1,100,000 新 9,000,000	22,000 180,000	50 50	50.00 12.50
名古屋銀行	20,000,000	新 13,000,000	260,000	50	25.00
長野實業銀行	4,200,000	舊 2,970,000	59,400	50	50.00
藝備銀行	16,000,000	16,000,000	320,000	50	12.50
華南銀行	5,000,000	5,000,000	100,000	50	37.50
蠣波銀行	4,675,000	新 2,750,000	55,000	50	12.50
東京信用銀行	1,500,000	舊 500,000 新 1,000,000	10,000 20,000	50 50	50.00 37.50
七十七銀行	5,000,000	舊 1,500,000 新 3,500,000	30,000 70,000	50 50	50.00 12.50
第十九銀行	15,000,000	舊 6,500,000 新 8,500,000	130,000 170,000	50 50	50.00 12.50
大師銀行	300,000	舊 120,000	2,400	50	50.00
山口銀行	50,000,000	新 30,000,000	600,000	50	12.50
東京中野銀行	500,000	500,000	10,000	50	50.00
佐世保商業銀行	2,000,000	新 1,900,000	38,000	50	30.00
百十三銀行	4,000,000	舊 3,000,000	60,000	50	50.00
駿河銀行	6,000,000	2,800,000	56,000	50	12.50
昭和銀行	10,000,000	10,000,000	200,000	50	12.50
第一火災海上保險	5,000,000	5,000,000	100,000	50	12.50
扶桑海上火災保險	10,000,000	10,000,000	200,000	50	12.50
神戸海上運送火災保險	15,000,000	15,000,000	300,000	50	12.50
朝日海上火災保險	10,000,000	10,000,000	200,000	50	12.50
日章火災海上再保險	2,000,000	2,000,000	40,000	50	12.50
帝國海上火災保險	10,000,000	10,000,000	200,000	50	12.50
千代田火災保險	10,000,000	10,000,000	200,000	50	12.50
東洋海上火災保險	3,000,000	3,000,000	60,000	50	12.50
日本海上保險	10,000,000	舊 3,000,000 新 7,000,000	60,000 140,000	50 50	15.00 12.50
日本火災保險	10,000,000	10,000,000	200,000	50	20.00
日本共立火災保險	5,000,000	舊 1,000,000 新 4,000,000	20,000 80,000	50 50	15.00 12.50

第六表　最近賣買物件表(實物取引—株式)（續）

（八）實物取引之部

社名	資本總額		本所市場ニ上場分 資本金	株數	一株金額	一株拂込額
	円		円	株	円	円
國際通運	15,400,000	舊	9,293,750	185,875	50	50.00
		乙株式	1,000,000	20,000	50	37.50
樺太汽船	8,000,000		8,000,000	160,000	50	18.00
大德汽船	3,000,000		3,000,000	60,000	50	25.00
朝鮮郵船	3,000,000		3,000,000	60,000	50	50.00
日清汽船	16,200,000	舊	8,100,000	162,000	50	50.00
		新	8,100,000	162,000	50	12.50
國際汽船	80,000,000		80,000,000	1,600,000	50	48.75
東京通船	750,000		750,000	35,000	50	23.50
隅田川汽船	80,000		80,000	1,600	50	50.00
日本銀行	60,000,000	舊	30,000,000	150,000	200	200.00
		新	30,000,000	150,000	200	50.00
朝鮮銀行	40,000,000	舊	20,000,000	200,000	100	100.00
		新	20,000,000	200,000	100	25.00
臺灣銀行	45,000,000	舊	22,500,000	225,000	100	100.00
		新	22,500,000	225,000	100	75.00
日本勸業銀行	96,000,000	舊	63,834,000	1,276,695	50	50.00
		新	32,165,000	643,305	50	12.50
北海道拓殖銀行	20,000,000	舊	10,000,000	200,000	50	50.00
		新	10,000,000	200,000	50	12.50
東京府農工銀行	7,000,000	舊	4,000,000	200,000	20	20.00
		新	3,000,000	150,000	20	15.00
朝鮮殖產銀行	30,000,000	舊	10,000,000	200,000	50	50.00
		新	20,000,000	400,000	50	12.50
神奈川縣農工銀行	4,000,000		4,000,000	200,000	20	20.00
長崎縣農工銀行	2,000,000	舊	800,000	40,000	20	20.00
濃飛農工銀行	5,000,000		5,000,000	250,000	20	20.00
第一銀行	57,500,000		57,000,000	1,150,000	50	50.00
十五銀行	100,000,000	舊	33,000,000	330,000	100	100.00
		新	67,000,000	670,000	100	25.00
三井銀行	100,000,000	新	80,000,000	800,000	100	50.00
住友銀行	70,000,000	舊	30,000,000	300,000	100	100.00
		新	40,000,000	400,000	100	50.00
豐國銀行	10,000,000		10,000,000	200,000	50	50.00
近江銀行	15,000,000	舊	7,500,000	150,000	50	50.00
		新	7,500,000	150,000	50	12.50
三十四銀行	52,200,000	舊	27,200,000	544,000	50	50.00
		新	25,000,000	500,000	50	25.00
日本信託銀行	17,500,000		17,500,000	350,000	50	50.00
正隆銀行	12,000,000	舊	3,221,500	64,430	50	50.00
		新	7,945,500	158,910	50	12.50
八十四銀行	5,000,000	舊	1,400,000	28,000	50	50.00
		新	3,600,000	72,000	50	12.50
第三十六銀行	3,000,000	舊	1,000,000	20,000	50	50.00
京和銀行	5,000,000	優先	4,000,000	80,000	50	12.50
辛酉銀行	6,300,000	舊	600,000	12,000	50	50.00
		新	500,000	10,000	50	37.50
		第二新	5,200,000	104,000	50	12.50
下野銀行	5,500,000	舊	2,250,000	45,000	50	50.00
足利銀行	7,320,000	舊	3,520,000	70,400	50	50.00
		新	3,500,000	70,000	50	20.00
長岡銀行	12,000,000	第一新	1,000,000	20,000	50	37.50
		第二新	6,600,000	132,000	50	20.00
丸之內銀行	1,761,900	舊	11,900	238	50	50.00
		優先	1,750,000	35,000	50	50.00

第六表　最近賣買物件表(實物取引—株式)（續）

(八)　實物取引之部

社名	資本總額	本所市場ニ上場分 資本金		株數	一株金額	一株拂込額
	円		円	株	円	円
京王電氣軌道	12,900,000	舊 新	6,400,000 6,500,000	128,000 130,000	50	50.00 20.00
九州電氣軌道	50,000,000	舊 新	16,000,000 34,000,000	320,000 680,000	50	50.00 20.00
上信電氣鐵道	2,000,000	優先	200,000	4,000	50	50.00
城東電氣軌道	3,000,000	舊 新	600,000 2,400,000	12,000 48,000	50	50.00 25.00
大阪電氣軌道	40,000,000	舊 新	10,540,000 11,210,000	210,800 224,200	50	50.00 25.00
池上電氣鐵道	7,000,000	舊	925,000	18,500	50	50.00
金澤電氣軌道	6,000,000	舊	5,000,000	100,000	50	50.00
愛知電氣鐵道	17,091,050	舊 新	1,850,000 13,812,500	37,000 276,250	50	50.00 35.00
溫泉電氣	1,000,000		1,000,000	20,000	50	50.00
靜岡電氣鐵道	3,800,000		3,800,000	76,000	50	50.00
草津電氣鐵道	2,000,000	舊 優先	700,000 1,300,000	14,000 26,000	50	50.00 50.00
目黑蒲田電鐵	11,000,000	舊 第二新	5,500,000 6,000,000	100,000 120,000	50	50.00 10.00
長崎電氣軌道	3,000,000	新	1,500,000	30,000	50	37.50
宮城電氣鐵道	5,000,000		5,000,000	100,000	50	30.00
筑豐電氣軌道	5,000,000		5,000,000	100,000	50	12.50
湘南電氣鐵道	12,000,000		12,000,000	240,000	50	10.00
阪和電氣鐵道	20,000,000		20,000,000	400,000	50	17.50
富士山麓電氣鐵道	5,000,000		5,000,000	100,000	50	12.50
八王子電氣鐵道	1,000,000	第二新	900,000	18,000	50	5.00
佐久諏訪電氣鐵道	5,000,000		5,000,000	100,000	50	25.00
水濱電車	2,150,000	舊	1,500,000	30,000	50	50.00
鹽原電車	2,000,000	舊 新	1,000,000 1,000,000	20,000 20,000	50	50.00 7.50
下野電氣鐵道	1,600,000	舊	800,000	16,000	50	50.00
東京タクシー自動車	1,500,000	舊 優先	500,000 1,000,000	10,000 20,000	50	50.00 35.00
大阪乘合自動車	7,500,000		1,250,000	25,000	50	50.00
大阪小型タクシー自動車	350,000		350,000	17,500	20	20.00
東瀨自動車	5,000,000		5,000,000	100,000	50	12.50
小型自動車	500,000	舊	306,250	6,125	50	50.00
横濱市街自動車	250,000		250,000	5,000	50	30.00
帝國自動車工業商會	100,000		100,000	2,000	50	50.00
日佛シトロエン自動車	200,000		200,000	4,000	50	50.00
共同運輸	600,000		600,000	12,000	50	50.00
國際運送	5,000,000	舊 新 第二新	1,000,000 2,000,000 2,000,000	20,000 40,000 40,000	50	50.00 37.50 27.50
北陸運輸	150,000		150,000	3,000	50	40.00
朝日海陸運輸	1,500,000		1,500,000	30,000	50	15.00

第六表　最近賣買物件表（實物取引—株式）

（八）實物取引之部（昭和二年十一月末現在）

社名	資本總額	本所市場ニ上場分			一株金額	一株拂込額
			資本金	株數		
	円		円	株	円	円
秩父鐵道	12,000,000	第二新 第一新	3,800,000 6,450,000	76,000 129,000	50 50	25.00 5.00
豐川鐵道	4,800,000	第一新	2,500,000	50,000	50	5.00
常總鐵道	2,500,000	舊	1,000,000	20,000	50	20.00
駿豆鐵道	1,500,000	舊	1,000,000	50,000	20	20.00
朝鮮京南鐵道	10,000,000		10,000,000	200,000	50	35.00
東京地下鐵道	20,000,000		20,000,000	400,000	50	10.00
井笠鐵道	714,500		714,500	14,290	50	50.00
武藏野鐵道	10,000,000	舊 第一新	3,000,000 3,000,000	60,000 60,000	50	50.00 10.00
名古屋鐵道	14,500,000		14,500,000	290,000	50	30.00
相模鐵道	4,500,000	舊 新 第二新	600,000 1,200,000 2,700,000	12,000 24,000 54,000	50	50.00 5.00 5.00
播丹鐵道	6,000,000	舊	5,000,000	100,000	50	50.00
北海道鐵道	10,000,000		10,000,000	200,000	50	20.00
筑波鐵道	1,500,000	舊 新	900,000 600,000	18,000 12,000	50	50.00 25.00
伊勢電氣鐵道	3,000,000	舊	1,000,000	20,000	50	50.00
大雄山鐵道	1,000,000	舊	500,000	10,000	50	50.00
銚子鐵道	225,000	舊	225,000	11,250	20	20.00
鹿島參宮鐵道	1,500,000		1,000 000	20,000	50	50.00
小湊鐵道	3,000,000	舊 新	1,500,000 1,500,000	30,000 30,000	50	50.00 5.00
伊豫鐵道電氣	30,952,000	新	14,495,900	289,918	50	25.00
三河鐵道	6,250,000	舊 第一新	1,000,000 4,000,000	20,000 80,000	50	50.00 20.00
北總鐵道	4,500,000	舊	1,500,000	30,000	50	45.00
南武鐵道	3,000,000	舊	3,000,000	60,000	50	25.00
神中鐵道	3,000,000	舊 新 第二新	1,000,000 1,000,000 1,000,000	20,000 20,000 20,000	50	50.00 42.50 27.50
九州鐵道	8,700,000		8,700,000	174,000	50	50.00
越後鐵道	4,500,000		4,500,000	90,000	50	50.00
五日市鐵道	2,000,000	舊	1,000,000	20,000	50	50.00
大社宮島鐵道	8,000,000		8,000,000	160,000	50	5.00
小田原急行鐵道	30,000,000		30,000,000	600,000	50	12.50
金福鐵路公司	4,000,000		4,000,000	80,000	50	25.00
新京阪鐵道	37,000,000		37,000,000	740,000	50	12.50
東京横濱電鐵	11,000,000	新 第二新	2,550,000 6,000,000	51,000 120,000	50	30.00 5.00
京成電氣軌道	20,000,000	第二新	10,000,000	200,000	50	12.50

第六表　最近賣買物件表(長期•短期取引—株式)（續）

(イ)　長期取引之部

社名	資本總額	本所市場ニ上場分			一株金額	一株拂込額	備考
			資本金	株數			
帝國化藥工業	円 10,000,000		円 10,000,000	株 200,000	円 50	円 15.50	
熱帶產業	6,500,000		6,500,000	130,000	50	42.50	
品川白煉瓦	3,500,000		2,132,000	42,640	50	50.00	
日本セメント	5,000,000	舊	2,500,000	50,000	50	50.00	
		優新	2,500,000	50,000	50	50.00	
淺野セメント	106,310,000	舊	16,530,000	330,600	50	50.00	
		新	39,500,000	790,000	50	20.00	
		第二新	50,000,000	1,000,000	50	12.50	
磐城セメント	10,700,000	舊	5,240,000	104,800	50	50.00	
		新	5,460,000	109,200	50	20.00	
久原鑛業	75,000,000	舊	30,000,000	600,000	50	50.00	
		新	45,000,000	900,000	50	12.50	
日本石油	80,000,000	舊	40,000,000	800,000	50	50.00	
		新	40,000,000	800,000	50	20.00	
旭石油	9,600,000	舊	6,600,000	132,000	50	50.00	大正十三年九月限以降中止
		新	3,000,000	60,000	50	45.00	
東洋石油	250,000		250,000	5,000	50	50.00	明治三十六年十月限以降中止
歌舞伎座	2,000,000	舊	125,000	2,500	50	50.00	明治三十五年十二月限以降中止
日本家畜市場	350,000		350,000	7,000	50	17.50	大正六年一月限以降中止
大連取引所信託	15,000,000		12,000,000	240,000	50	12.50	
横濱取引所	6,500,000		6,500,000	260,000	25	25.00	
東京米穀商品取引所	6,500,000	舊	3,000,000	60,000	50	50.00	
		新	3,500,000	70,000	50	25.00	
大阪堂島米穀取引所	6,000,000	舊	3,500,000	70,000	50	50.00	
		新	2,500,000	50,000	50	25.00	
大阪株式取引所	45,000,000	舊	14,000,000	280,000	50	50.00	
		新	31,000,000	620,000	50	25.00	
名古屋株式取引所	6,000,000	舊	2,500,000	50,000	50	50.00	
		新	3,500,000	70,000	50	12.50	
大連株式商品取引所	10,000,000		10,000,000	200,000	50	12.50	
東京株式取引所	47,000,000	舊	20,000,000	400,000	50	50.00	
		新	27,000,000	540,000	50	25.00	
合計 157社 262種	4,933,040,000		4,343,195,150	84,433,903			

(ロ)　短期取引之部（昭和二年十一月末現在）

社名	資本總額	本所市場ニ上場分			一株金額	一株拂込額	備考
			資本金	株數			
東京株式取引所	円 47,000,000	新	円 27,000,000	株 540,000	円 50	円 25.00	
鐘淵紡績	60,000,000	新	41,872,350	837,447	50	12.50	
淺野セメント	56,000,000	新	39,500,000	790,000	50	20.00	
久原鑛業	75,000,000	舊	30,000,000	600,000	50	50.00	
日本石油	80,000,000	舊	40,000,000	800,000	50	50.00	
東京電燈	345,724,000		345,724,000	6,914,480	50	50.00	
合計 6社 6種	663,724,000		524,096,350	10,481,927			

第六表　最近賣買物件表(長期取引―株式)（續）

(イ)　長期取引之部

社名	資本總額		本所市場ニ上場分 資本金	株數	一株金額	一株拂込額	備考
	円		円	株	円	円	
大日本麥酒	40,000,000	舊	14,000,000	280,000	50	50.00	
		新	26,000,000	520,000	50	25.00	
日本麥酒鑛泉	20,000,000	舊	10,000,000	200,000	50	50.00	
		新	10,000,000	200,000	50	12.50	
麒麟麥酒	10,800,000	舊	5,800,000	116,000	50	50.00	
		新	5,000,000	100,000	50	25.00	
帝國麥酒	10,000,000	舊	4,000,000	80,000	50	50.00	大正十四年六月五日限以降中止
日東製氷	30,866,800	舊	19,689,300	393,786	50	50.00	
		新	11,171,500	223,550	50	17.50	
森永製菓	15,000,000	新	12,000,000	240,000	50	35.00	
東洋捕鯨	6,000,000	舊	3,000,000	60,000	50	50.00	
		新	3,000,000	60,000	50	12.50	
日魯漁業	17,000,000		17,000,000	340,000	50	50.00	
日本漁業	5,000,000	舊	2,000,000	40,000	50	50.00	大正十二年十月限以降中止
		新	3,000,000	60,000	50	32.50	
明治漁業	1,500,000	新	1,033,200	20,664	50	50.00	大正十一年九月限以降休止
大日本製糖	51,416,600	舊	12,000,000	240,000	50	50.00	
		新	8,500,000	170,000	50	37.50	
		第二新	6,750,000	135,000	50	12.50	
鹽水港製糖	58,500,000	舊	27,000,000	540,000	50	50.00	
		新	31,500,000	630,000	50	12.50	
臺灣製糖	63,000,000	舊	29,800,000	596,000	50	50.00	
		新	33,200,000	664,000	50	12.50	
新高製糖	28,000,000	舊	5,000,000	100,000	50	50.00	
		新	23,000,000	460,000	50	12.50	
帝國製糖	18,000,000	舊	9,000,000	180,000	50	50.00	
		新	9,000,000	180,000	50	25.00	
明治製糖	48,000,000	舊	26,000,000	520,000	50	50.00	
		新	22,000,000	440,000	50	20.00	
臺南製糖	10,000,000	舊	4,234,350	84,687	50	50.00	大正十二年九月限以降休止
臺東製糖	1,750,000		1,750,000	35,000	50	50.00	大正十一年一月限以降中止
南滿洲製糖	5,000,000		5,000,000	100,000	50	42.50	大正十五年四月二十五日限以降中止
大正製糖	7,000,000		7,000,000	140,000	50	40.00	
日本製粉	11,075,000		3,075,000	61,500	50	50.00	昭和二年四月五日限以降中止
日清製粉	12,330,000	舊	5,010,000	100,200	50	50.00	
		新	7,320,000	146,400	50	20.00	
大日本人造肥料	35,000,000	舊	22,400,000	448,000	50	50.00	
		新	12,600.000	252.000	50	12.50	
日本窒素肥料	45,000,000		22,000,000	440,000	50	50.00	
電氣化學工業	35,000,000	舊	17,500,000	350,000	50	50.00	
		新	17,500,000	350,000	50	12.50	
日本ペイント	5,000,000	舊	1,500,000	30,000	50	50.00	
		新	3,500,000	70,000	50	30.00	
日本化學工業	5,000,000	舊	3,000,000	60,000	50	50.00	
		新	2,000,000	40,000	50	30.00	
ラサ島燐礦	7,500,000	舊	4,500,000	90,000	50	50.00	
		新	3,000,000	60,000	50	17.50	

第六表　最近賣買物件表(長期取引—株式)（續）

（イ）長期取引之部

社名	資本總額	本所市場ニ上場分			一株金額	一株拂込額	備考
			資本金	株數			
	円		円	株	円	円	
中央電氣	22,000,000	舊 新	9,000,000 13,000,000	180,000 260,000	50 50	50.00 12.50	
古河電氣工業	20,000,000	舊 新	10,000,000 10,000,000	200,000 200,000	50 50	50.00 12.50	
東京電氣	21,000,000	舊 新	10,000,000 11,000,000	200,000 220,000	50 50	50.00 25.00	
東京瓦斯電氣工業	6,000,000	舊 新	3,000,000 3,000,000	60,000 60,000	50 50	50.00 37.50	大正十二年四月限以降休正
日本活動寫眞	6,000,000	舊 新	2,500,000 3,500,000	50,000 70,000	50 50	50.00 12.50	
松竹キネマ	6,875,000		6,875,000	137,500	50	50.00	
富士製紙	77,700,000	舊 新	40,150,000 37,550,000	803,000 751,000	50 50	50.00 25.00	
王子製紙	65,916,650	舊 新	31,450,000 34,466,650	629,000 689,333	50 50	50.00 25.00	
日本紙業	15,000,000	舊	5,000,000	100,000	50	50.00	大正十年六月限以降中止
樺太工業	70,000,000	舊	33,617,500	672,350	50	50.00	
帝國製麻	34,250,000	舊 新	15,050,000 17,200,000	301,000 344,000	50 50	50.00 12.50	
東京製綱	10,500,000	舊 新	6,500,000 4,000,000	130,000 80,000	50 50	50.00 20.00	
日本皮革	5,000,000		5,000,000	100,000	50	50.00	
明治製革	1,500,000		1,000,000	20,000	50	50.00	六正十五年十一月十五日限以降中止
日本鋼管	21,000,000	普 優先	10,500,000 10,500,000	210,000 210,000	50 50	50.00 22.50	
東京鋼材	400,000		400,000	8,000	50	50.00	大正十三年四月限以降休止
東洋製鐵	36,000,000		36,000,000	720,000	50	42.50	
富士瓦斯紡績	45,500,000	舊 新	22,500,000 23,000,000	450,000 460,000	50 50	50.00 25.00	
鐘淵紡績	60,000,000	舊 新	18,127,650 41,872,350	362,553 837,447	50 50	50.00 12.50	
日清紡績	27,000,000	舊 新	12,500,000 14,500,000	250,000 290,000	50 50	50.00 12.50	
東洋紡績	51,850,000	舊 新	26,850,000 25,000,000	537,000 500,000	50 50	50.00 20.00	
大日本紡績	52,000,000	舊	30,500,000	610,000	50	50.00	大正十二年六月限以降休止
相模紡績	3,000,000	舊	1,070,300	21,406	50	50.00	大正十四年三月限以降中止
片倉製絲紡績	52,750,000		52,750,000	1,055,000	50	25.00	
東洋モスリン	11,160,000	舊 新	8,060,000 3,100,000	161,200 62,000	50 50	50.00 32.50	
日毛モスリン	12,093,500		4,054,150	81,083	50	50.00	大正十三年九月限以降中止
東京モスリン	15,262,500	舊 新	7,500,000 7,500,000	150,000 150,000	50 50	50.00 17.50	昭和[illegible]年一月十五日限以降中止

第六表　最近賣買物件表(長期取引—株式)　(續)

(イ)　長期取引之部

社名	資本總額	本所市場ニ上場分 資本金	本所市場ニ上場分 株數	一株金額	一株拂込額	備考
	円	円	株	円	円	
東京建物	10,000,000	舊 5,000,000 新 5,000,000	100,000 100,000	50 50	50.00 12.50	
東洋拓殖	50,000,000	舊 20,000,000 新 30,000,000	400,000 600,000	50 50	50.00 25.00	
箱根土地	22,000,000	20,500,000	410,000	50	12.50	大正十五年五月十五日限以降中止
秋田木材	11,000,000	舊 5,000,000 新 6,000,000	100,000 120,000	50 50	50.00 20.00	
玉川水道	10,000,000	舊 5,000,000 新 5,000,000	100,000 100,000	50 50	50.00 12.50	
東京瓦斯	100,000,000	舊 45,000,000 新 55,000,000	900,000 1,100,000	50 50	50.00 20.00	
北海道瓦斯	3,000,000	3,000,000	60,000	50	50.00	
廣島瓦斯電氣	10,000,000	10,000,000	200,000	50	40.00	
東京電燈	345,724,000	345,724,000	6,914,480	50	50.00	
函館水電	13,500,000	舊 6,566,650 新 6,933,350	131,333 138,667	50 50	50.00 12.50	
宇治川電氣	92,500,000	舊 48,866,650 新 43,633,350	977,333 872,667	50 50	50.00 12.50	
京城電氣	15,000,000	舊 9,000,000 新 6,000,000	180,000 120,000	50 50	50.00 12.50	
朝鮮瓦斯電氣	6,000,000	舊 3,000,000 新 3,000,000	60,000 60,000	50 50	50.00 12.50	
鬼怒川水力電氣	45,000,000	舊 13,500,000 新 31,500,000	270,000 630,000	50 50	50.00 12.50	
九州水力電氣	86,000,000	舊 40,400,000 新 45,600,000	808,000 912,000	50 50	50.00 12.50	
揖斐川電氣	18,500,000	舊 5,000,000 優先 3,500,000 優先新 10,000,000	100,000 70,000 200,000	50 50 50	50.00 50.00 22.50	昭和二年十一月十五日限以降中止
東信電氣	41,750,000	舊 11,000,000 新 20,750,000	220,000 415,000	50 50	50.00 22.50	
信濃電氣	17,000,000	舊 8,000,000	160,000	50	50.00	
北海道電燈	56,000,000	舊 25,620,000 新 27,380,000	512,400 547,600	50 50	50.00 12.50	
東部電力	29,100,000	舊 12,450,000 新 16,650,000	249,000 333,000	50 50	50.00 30.00	
臺灣電力	30,000,000 (內政府出資12,000,000)	18,000,000	360,000	50	45.00	
矢作水力	12,900,000	舊 5,750,000 新 7,150,000	115,000 143,000	50 50	50.00 25.00	
東邦電力	144,321,200	舊 69,087,250 新 75,233,950	1,381,745 1,504,679	50 50	50.00 37.50	
福島電燈	11,930,000	舊 7,340,000	146,800	50	50.00	
大同電力	173,000,000	舊 112,963,000 新 60,037,000	2,259,260 1,200,740	50 50	50.00 12.50	
白山水力	20,000,000	舊 10,000,000 新 10,000,000	200,000 200,000	50 50	50.00 12.50	
東京電力	68,250,000	68,250,000	1,365,000	50	50.00	
吾妻川電力	8,625,000	8,625,000	172,500	50	50.00	

第六表　最近賣買物件表(長期取引—株式)　(續)

(イ)　長期取引之部

社名	資本總額	本所市場ニ上場分 資本金	株數	一株金額	一株拂込額	備考
	円	円	株	円	円	
日本郵船	106,250,000	舊 50,250,000	1,005,000	50	50.00	
		新 56,000,000	1,120,000	50	12.50	
東洋汽船	8,125,000	舊 3,250,000	65,000	50	50.00	大正十四年三月限以降中止
		新 4,875,000	97,500	50	25.00	
東京灣汽船	2,000,000	舊 800,000	32,000	25	25.00	
		新 1,200,000	48,000	25	12.50	
大阪商船	100,000,000	舊 50,000,000	1,000,000	50	50.00	
		新 50,000,000	1,000,000	50	12.50	
東京海運	5,000,000	舊 2,000,000	40,000	50	50.00	大正十二年一月限以降休止
		新 3,000,000	60,000	50	32.50	
日本海運	15,000,000	15,000,000	300,000	50	16.00	大正十年三月限以降中止
内國通運	22,000,000	舊 5,000,000	100,000	50	50.00	昭和二年六月廿五日限以降中止
横濱船渠	5,000,000	5,000,000	100,000	50	50.00	
東京石川島造船所	3,000,000	3,000,000	60,000	50	50.00	
浦賀船渠	7,000,000	舊 3,500,000	70,000	50	50.00	
		新 3,500,000	70,000	50	12.50	
新潟鐵工所	4,000,000	舊 1,600,000	32,000	50	50.00	
		新 2,400,000	48,000	50	42.50	
函館船渠	4,000,000	舊 2,000,000	40,000	50	50.00	
		新 2,000,000	40,000	50	30.00	
横濱正金銀行	100,000,000	100,000,000	1,000,000	100	100.00	
第三銀行	10,000,000	舊 2,000,000	40,000	50	50.00	明治四十一年十月限以降中止
日本興業銀行	50,00,000	50,000,000	1,000,000	50	50.00	
日本不動產	5,000,000	舊 1,500,000	30,000	50	50.00	
		新 3,500,000	70,000	50	25.00	
東京海上火災保險	30,000,000	舊 1,200,000	24,000	50	50.00	明治三十一年以降見合中
東京火災保險	10,000,000	10,000,000	200,000	50	12.50	
横濱火災海上保險	12,500,000	12,500,000	250,000	50	12.50	
共同火災保險	10,000,000	10,000,000	200,000	50	12.50	
帝國火災保險	10,000,000	10,000,000	200,000	50	12.50	
北海道炭礦汽船	70,000,000	舊 20,500,000	410,000	50	50.00	
		優先 9,000,000	180,000	50	50.00	
		新 40,500,000	810,000	50	12.50	
九州炭礦汽船	5,000,000	5,000,000	100,000	50	42.50	
王城炭礦	1,050,000	新 500,000	10,000	50	50.00	大正三年一月限以降中止
磐城炭礦	10,750,000	舊 6,000,000	120,000	50	50.00	
		新 3,000,000	60,000	50	22.50	
入山採炭	6,000,000	舊 1,000,000	20,000	50	50.00	
		新 5,000,000	100,000	50	32.50	
大日本炭礦	10,500,000	10,500,000	210,000	50	50.00	大正十二年十二月限以降休止
三菱鑛業	100,000,000	舊 50,000,000	1,000,000	50	50.00	
		新 50,000,000	1,000,000	50	12.50	
横濱倉庫	3,800,000	3,800,000	76,000	50	23.00	大正九年十月限以降休止

第六表　最近賣買物件表(長期取引—株式)

(二)　株　式

(イ)　長期取引之部 (昭和二年十一月末現在)

社名	資本總額	本所市場ニ上場分			一株		備考
			資本金	株數	金額	拂込額	
	円		円	株	円	円	
南滿洲鐵道	440,000,000 (内政府出資 220,000,000)	舊	80,000,000	800,000	100	100.00	
		新	80,000,000	800,000	100	50.00	
東武鐵道	50,000,000	舊	9,000,000	180,000	50	50.00	
		新	15,500,000	310,000	50	25.00	
		第二新	25,500,000	510,000	50	5.00	
豐川鐵道	4,800,000		100,000	2,000	50	50.00	明治三十四年四月限以降停止
上信電氣鐵道	2,000,000	舊	300,000	6,000	50	50.00	明治四十五年六月限以降中止
博多灣鐵道汽船	6,330,000		2,075,000	41,500	50	50.00	大正十三年三月限以降休止
中國鐵道	4,300,000		4,300,000	86,000	50	50.00	明治四十三年三月限以降中止
南海鐵道	70,000,000	舊	24,000,000	480,000	50	50.00	
		第一新	2,000,000	40,000	50	30.00	
		第二新	24,000,000	480,000	50	25.00	
		第三新	20,000,000	400,000	50	15.00	
青梅鐵道	3,800,000	舊	1,500,000	30,000	50	50.00	
		新	2,300,000	46,000	50	20.00	
秩父鐵道	12,000,000	舊	600,000	12,000	50	50.00	明治四十三年二月限以降中止
常總鐵道	2,500,000	舊	1,000,000	20,000	50	50.00	
小倉鐵道	4,520,000		3,500,000	70,000	50	50.00	大正八年十月限以降中止
富士身延鐵道	16,000,000	舊	4,000,000	80,000	50	50.00	
		新	4,000,000	80,000	50	17.50	
		第二新	8,000,000	160,000	50	12.50	
朝鮮鐵道	54,500,000	舊	3,000,000	60,000	50	50.00	
		第一新	5,000,000	100,000	50	20.00	
		第二新	9,000,000	180,000	50	17.50	
		〃新	20,000,000	400,000	50	15.00	
		第四新	17,000,000	350,000	50	10.00	
西武鐵道	13,000,000	舊	6,000,000	120,000	50	40.00	
		新	7,000,000	140,000	50	15.00	
京濱電氣鐵道	15,000,000	舊	5,100,000	120,000	50	50.00	
		新	9,900,000	198,000	50	25.00	
京阪電氣鐵道	80,000,000	舊	34,930,000	698,600	50	50.00	
		新	20,000,000	400,000	50	20.00	
		第二新	20,070,000	401,400	50	10.00	
阪神電氣鐵道	40,000,000	舊	30,000,000	600,000	50	50.00	
		新	10,000,000	200,000	50	12.50	
玉川電氣鐵道	12,500,000	舊	5,500,000	110,000	50	50.00	
		新	7,000,000	140,000	50	12.50	
阪神急行電鐵	30,000,000	舊	22,000,000	440,000	50	50.00	
東京横濱電鐵	11,000,000	舊	2,450,000	49,000	50	50.00	大正四年三月限以降中止
伊那電氣鐵道	25,565,000	舊	10,000,000	200,000	50	50.00	
		新	15,565,000	311,300	50	5.00	
王子電氣軌道	14,000,000	舊	6,500,000	130,000	50	50.00	
		新	7,500,000	150,000	50	12.50	
京成電氣軌道	20,000,000	舊	5,000,000	100,000	50	50.00	
		新	5,000.000	100,000	50	25.00	
金剛山電氣鐵道	12,000,000	舊	5,000,000	100,000	50	50.00	
		新	7,000,000	140,000	50	5.00	
東京乘合自動車	8,450,000	舊	4,250,000	85,000	50	50.00	
		新	4,200,000	84,000	50	20.00	

第六表　最近賣買物件表(實物取引—債券)　(續)

(E)　社　　債

銘柄	現在發行額	銘柄	現在發行額	銘柄	現在發行額
ろ號東京電力社債	円 10,000,000	第三回樺太工業社債	円 5,000,000	第五回日本窒素肥料社債	円 12,000,000
は號同上	10,000,000	第四回同上	5,000,000	電氣化學工業社債	5,000,000
に號同上	10,000,000	第五回同上	5,000,000	第二回同上	10,000,000
同舊第二回靜岡電力社債	3,000,000	帝國製麻社債	3,000,000	第四回星製藥社債	3,364,700
は號白山水力社債	4,000,000	第二回同上	7,000,000	第五回同上	2,300,000
第三回信越電力社債	10,000,000	同舊第四回日本製麻社債	2,000,000	三共社債	3,000,000
第四回同上	5,000,000	同舊第五回同上	3,000,000	日本曹達社債	1,000,000
第五回三重合同電氣社債	5,000,000	合同毛織舊東京毛織社債	7,000,000	第一回日本セメント社債	1,000,000
第三回出雲電氣社債	5,000,000	合同毛織舊毛斯綸紡織社債	2,000,000	第二回同上	2,500,000
第四回山陽中央水電社債	6,000,000	第一回東洋モスリン社債	5,000,000	第五回淺野セメント社債	500,0000
第三回岡山電燈社債	3,500,000	第二回同上	5,000,000	第七回同上	5,000,000
ろ號東京瓦斯社債	3,000,000	上毛モスリン社債	4,000,000	第八回同上	5,000,000
は號同上	8,000,000	第一回東京モスリン紡織社債	3,500,000	磐城セメント社債	3,000,000
廣島瓦斯電軌社債	7,000,000	第二回同上	3,500,000	第二回豐國セメント社債	3,000,000
第三回同上	7,000,000	第三回同上	3,000,000	玉川水道社債	4,000,000
東邦瓦斯社債	5,000,000	後藤毛織社債	10,000,000	第二回日本活動寫眞社債	1,000,000
東京石川島造船所社債	3,000,000	大日本製糖社債	10,000,000	第三回同上	1,000,000
第九回川崎造船所社債	4,000,000	同舊第三回東洋製糖社債	5,000,000	第三回箱根土地社債	2,000,000
第十回同上	7,000,000	同舊第四回同上	5,000,000	第四回同上	2,000,000
第十一回同上	8,000,000	鹽水港製糖社債	3,000,000	東京運河土地社債	700,000
第一回日本製鋼所社債	4,300,000	第三回帝國製糖社債	5,000,000	第二回同上	800,000
第二回東京製綱社債	800,000	大正製糖社債	1,500,000	第一回凸版印刷社債	167,500
第三回同上	1,500,000	第二回同上	1,000,000	第三回萬朝報社債	530,000
第四回同上	92,500	第一回日本[illegible]擔保付社債	4,000,000		
ほ號富士製紙社債	2,800,000	第二回同上	5,000,000		
り號同上	3,600,000	第一回麒麟麥酒社債	2,500,000		磅 3,600,000
ぬ號同上	4,000,000	日本麥酒鑛泉社債	3,000,000	合計　564種	弗 51,875,000
第三回王子製紙社債	3,000,000	日東製氷社債	5,000,000		円 1,436,726,237
第六回同上	10,000,000	第五回日本人造肥料社債	5,000,000		
第二回樺太工業社債	5,000,000	第四回日本窒素肥料社債	10,000,000		

備考

一　實物取引は長期取引に上場せられし分を控除す

第六表　最近賣買物件表(賣物取引―債券)（續）

(E) 社　債

銘柄	現在發行額	銘柄	現在發行額	銘柄	現在發行額
第三十二回宮城縣農工債券	円 1,000,000	第三十八回茨城縣農工債券	円 300,000	第二回美濃電氣鐵道社債	円 2,500,000
第三十五回　同　上	1,000,000	第九回岩手縣農工債券	71,100	東京乘合自動車社債	1,500,000
第十四回愛媛縣農工債券	60,000	第三十回　同　上	500,000	第二回　同　上	2,000,000
第十六回　同　上	150,000	第三十一回　同　上	200,000	日本郵船社債	15,000,000
第十九回　同　上	150,000	第三十二回　同　上	500,000	第三回北海道炭礦汽船社債	6,000,000
第二十四回　同　上	562,500	第三十四回　同　上	500,000	第五回　同　上	6,000,000
第二十七回　同　上	685,000	第五回鹿兒島縣農工債券	130,000	第七回　同　上	5,000,000
第三十九回　同　上	530,000	第三十七回岡山縣農工債券	905,400	日本石油社債	7,000,000
第七回群馬縣農工債券	100,000	第二十回阿波農工債券	181,900	第一回白木屋呉服店社債	3,000,000
第九回　同　上	46,700	第二十一回　同　上	180,900	第三回　同　上	2,000,000
第十回　同　上	23,300	第五回南滿洲鐵道社債	5,700,000	第七回三越呉服店社債	3,000,000
第十六回　同　上	300,050	第六回　同　上	4,500,000	第八回　同　上	5,000,000
第十七回　同　上	60,000	第七回　同　上	9,800,000	第四回東京電燈社債(英貨)	磅 3,600,000
第二十七回　同　上	240,000	第十九回　同　上	40,000 000	第五回　同上(米貨)	弗 24,000,000
第七回埼玉縣農工債券	137,600	第二十五回　同　上	10,000,000	第六回　同　上	円 30,000,000
第八回　同　上	97,700	第二十六回　同　上	20,000,000	第七回　同　上	20,000,000
第十二回　同　上	235,500	第二回朝鮮鐵道社債	5,000,000	同舊第七回富士水電社債	5,000,000
第十三回　同　上	119,200	第三回　同　上	5,000,000	同舊第二回京濱電力社債	5,000,000
第十四回　同　上	39,000	第四回　同　上	7,500,000	第七回宇治川電氣社債	5,000,000
第十六回　同　上	50,000	第一回西武鐵道社債	3,000,000	第十三回　同　上	8,000,000
第二十三回　同　上	51,400	大阪鐵道社債	5,000,000	第十四回　同　上	5,000,000
第二十八回　同　上	73,800	北海道鐵道社債	2,000,000	ろ號鬼怒川水力電氣社債	6,000,000
第三十回　同　上	58,300	第二回越後鐵道社債	2,000,000	第四回揖斐川電氣社債	7,000,000
第三十三回福島縣農工債券	90,000	三河鐵道社債	1,500,000	第五回　同　上	3,000,000
第四十五回　同　上	1,000,000	九州鐵道社債	5,000,000	第三回東信電氣社債	10,000,000
第十三回廣島縣農工債券	155,500	日本電力社債舊小田原電鐵	1,600,000	第四回信濃電氣社債	3,000,000
第二十五回　同　上	369,200	京濱電氣鐵道社債	5,000,000	第五回　同　上	2,000,000
第二十四回栃木縣農工債券	255,000	第二回阪神急行電鐵社債	10,000,000	第二回北海道電燈社債	2,750,000
第三十二回　同　上	40,000	東京横濱電鐵社債	2,000,000	第三回　同　上	5,000,000
第六回滋賀縣農工債券	4,150	第二回　同　上	2,000,000	第五回東部電力社債	10,000,000
第八回　同　上	136,200	第二回伊那電氣鐵道社債	10,000,000	第三回臺灣電力社債	7,000,000
第十三回　同　上	314,000	第三回王子電氣軌道社債	6,000,000	第四回　同　上	8,000,000
第十四回　同　上	321,000	第五回京成電氣軌道社債	10 000,000	第五回　同　上	6,000,000
第二回大分縣農工債券	128,200	城東電氣軌道社債	1,200,000	東邦電力小額第一回社債	3,150,000
第十四回　同　上	357,200	第二回目黑蒲田電鐵社債	2,000,000	同　七分利付弗貨社債	弗 14,375,000
第十七回　同　上	950,500	第三回　同　上	2,000,000	第五回福島電燈社債	円 2,500,000
第二十回茨城縣農工債券	134,200	第四回愛知電氣鐵道社債	3,000,000	第六回　同　上	5,000,000
第三十六回　同　上	471,600	琴平電鐵社債	1,500,000	大同電力七分利付弗貨社債	弗 13,500,000

第六表　最近賣買物件表(實物取引—債券)　(續)

(E)　社　　　債

銘　　　柄	現在發行額	銘　　　柄	現在發行額	銘　　　柄	現在發行額
	円		円		円
第九回兵庫縣農工債券	165,300	第六十六回兵庫縣農工債券	794,000	第五十六回神奈川縣農工債券	2,000,000
第十一回　同　上	222,300	第六十七回　同　上	577,650	第五十八回　同　上	1,997,600
第十三回　同　上	223,900	第六十八回　同　上	1,005,200	第六十一回　同　上	1,000,000
第十四回　同　上	67,860	第六十九回　同　上	805,050	第六十三回　同　上	49,500
第十五回　同　上	123,660	第七十一回　同　上	1,825,550	第六十四回　同　上	1,000,000
第十六回　同　上	213,500	第七十二回　同　上	2,412,200	第六十七回　同　上	499,000
第十七回　同　上	110,850	第七十三回　同　上	1,700,600	第六十八回　同　上	994,200
第二十三回　同　上	259,050	第七十六回　同　上	3,773,850	第七十一回　同　上	2,000,000
第二十四回　同　上	306,150	第七十九回　同　上	981,000	第七十五回　同　上	1,000,000
第二十五回　同　上	316,850	第八十回　同　上	1,000,000	第十八回長野縣農工債券	1,400
第二十七回　同　上	350,700	第八十二回　同　上	970,000	第二十五回　同　上	180,650
第二十九回　同　上	335,250	第八十四回　同　上	2,000,000	第二十七回　同　上	444,700
第三十回　同　上	708,450	第七回神奈川縣農工債券	129,300	第三十四回　同　上	215,100
第三十一回　同　上	354,800	第九回　同　上	133,500	第三十六回　同　上	79,500
第三十二回　同　上	229,550	第十八回　同　上	173,400	第三十八回　同　上	345,600
第三十四回　同　上	368,900	第二十二回　同　上	133,300	第十一回愛知縣農工債券	341,500
第三十五回　同　上	550,650	第二十四回　同　上	375,750	第十四回　同　上	155,300
第三十七回　同　上	368,150	第二十五回　同　上	282,200	第二十三回　同　上	703,950
第三十八回　同　上	632,700	第二十八回　同　上	232,700	第二十八回　同　上	3,900
第三十九回　同　上	360,350	第三十回　同　上	132,300	第三十四回　同　上	690,650
第四十回　同　上	458,450	第三十一回　同　上	134,000	第三十五回　同　上	1,165,900
第四十一回　同　上	116,000	第三十二回　同　上	171,000	第三十七回　同　上	410,600
第四十二回　同　上	394,900	第三十三回　同　上	126,900	第三十九回　同　上	375,050
第四十四回　同　上	905,000	第三十四回　同　上	350,500	第四十三回　同　上	919,450
第四十五回　同　上	1,201,550	第三十五回　同　上	573,900	第十八回三重縣農工債券	275,000
第四十六回　同　上	712,250	第三十六回　同　上	363,200	第二十八回　同　上	140,000
第四十九回　同　上	555,250	第三十七回　同　上	226,900	第三十回　同　上	700,000
第五十回　同　上	114,800	第三十八回　同　上	651,050	第四十七回　同　上	140,000
第五十一回　同　上	310,550	第四十回　同　上	697,400	第五十九回　同　上	900,000
第五十二回　同　上	240,000	第四十一回　同　上	240,000	第六十一回　同　上	950,000
第五十六回　同　上	7,000	第四十三回　同　上	669,650	第一回宮城縣農工債券	117,800
第五十八回　同　上	714,750	第四十四回　同　上	274,000	第二回　同　上	66,100
第五十九回　同　上	2,754,400	第四十六回　同　上	350,000	第三回　同　上	76,400
第六十回　同　上	700,800	第四十七回　同　上	895,700	第十回　同　上	128,400
第六十一回　同　上	2,184,300	第四十八回　同　上	865,060	第十二回　同　上	759,100
第六十二回　同　上	569,700	第五十一回　同　上	300,000	第十九回　同　上	540,000
第六十三回　同　上	934,350	第五十三回　同　上	934,000	第二十八回　同　上	1,000,000
第六十四回　同　上	324,950	第五十四回　同　上	134,000	第三十一回　同　上	40,000

第六表　最近賣買物件表（實物取引―債券）（續）

（E）社　　　債

銘柄	現在發行額	銘柄	現在發行額	銘柄	現在發行額
第四十三回北海道拓殖債券	円 4,749,300	第八回東京府農工債券	円 125,000	第五十四回東京府農工債券	円 644,250
第四十四回　同　上	419,280	第九回　同　上	214,600	第五十五回　同　上	2,801,500
第四十五回　同　上	1,053,500	第十回　同　上	171,800	第五十八回　同　上	1,445,000
第四十七回　同　上	1,838,900	第十一回　同　上	234,600	第六十回　同　上	3,000,000
第四十八回　同　上	2,250,050	第十二回　同　上	362,600	第六十二回　同　上	3,000,000
第五十一回　同　上	676,000	第十三回　同　上	115,200	第六十三回　同　上	1,000,000
第六十五回　同　上	1,778,000	第十四回　同　上	227,300	第六十四回　同　上	2,000,000
第六十六回　同　上	4,085,900	第十五回　同　上	139,650	第三回大阪府農工債券	340,000
第六十八回　同　上	1,805,900	第十六回　同　上	110,600	第九回　同　上	340,000
第八十三回　同　上	2,658,800	第十七回　同　上	185,500	第十回　同　上	760,000
第八十四回　同　上	3,560,000	第十八回　同　上	72,600	第十一回　同　上	340,000
第八十五回　同　上	4,750,000	第二十一回　同　上	320,600	第十二回　同　上	340,000
第九十五回　同　上	5,000,000	第二十二回　同　上	940,000	第十三回　同　上	360,000
第九十八回　同　上	5,000,000	第二十四回　同　上	364,850	第十四回　同　上	590,000
第百三回　同　上	5,000,000	第二十五回　同　上	462,970	第十五回　同　上	370,000
第百四回　同　上	5,000,000	第二十六回　同　上	769,430	第十六回　同　上	380,000
第三回東洋拓殖債券	4,547,000	第二十七回　同　上	385,410	第二十回　同　上	390,000
第七回　同　上	7,000,000	第二十八回　同　上	175,000	第二十三回　同　上	390,000
第二十三回　同　上	7,000,000	第三十回　同　上	135,000	第二十四回　同　上	156,000
第二十八回　同　上	3,000,000	第三十一回　同　上	610,000	第二十六回　同　上	390,000
第四十三回　同　上	3,000,000	第三十二回　同　上	1,729,630	第三十一回　同　上	400,000
第十二回朝鮮殖產債券	5,000,000	第三十三回　同　上	650,220	第三十二回　同　上	682,800
第二十五回　同　上	8,000,000	第三十四回　同　上	1,933,360	第三十五回　同　上	404,000
第二十八回　同　上	5,000,000	第三十五回　同　上	691,710	第三十八回　同　上	580,000
第三十回　同　上	8,000,000	第三十六回　同　上	962,160	第四十一回　同　上	575,000
第三十五回　同　上	5,000,000	第三十七回　同　上	687,360	第四十二回　同　上	520,000
第三十六回　同　上	3,000,000	第三十八回　同　上	2,898,260	第四十三回　同　上	730,000
第三十八回　同　上	300,000	第四十回　同　上	180,000	第四十四回　同　上	365,000
第五十四回　同　上	10,000,000	第四十一回　同　上	1,451,350	第四十六回　同　上	380,000
第五十五回　同　上	10,000,000	第四十二回　同　上	1,020,360	第四十八回　同　上	395,000
第五十六回　同　上	10,000,000	第四十三回　同　上	1,923,530	第五十回　同　上	790,000
第六十三回　同　上	10,000,000	第四十四回　同　上	919,300	第五十一回　同　上	1,640,000
第一回東京府農工債券	163,800	第四十六回　同　上	1,819,390	第五十四回　同　上	1,360,000
第二回　同　上	260,300	第四十七回　同　上	1,607,500	第五十六回　同　上	1,365,000
第三回　同　上	225,000	第四十九回　同　上	880,000	第五十七回　同　上	910,000
第五回　同　上	190,900	第五十回　同　上	2,704,100	第六十四回　同　上	1,880,000
第六回　同　上	100,000	第五十一回　同　上	913,550	第六十六回　同　上	1,940,000
第七回　同　上	257,200	第五十三回　同　上	1,840,700	第六回兵庫縣農工債券	127,200

第六表　最近賣買物件表(實物取引—債券)（續）

(E)　社　　債

銘柄	現在發行額	銘柄	現在發行額	銘柄	現在發行額
第三十回勸業債券	円 1,217,390	第七十四回勸業債券	円 8,260,450	第十八回舊新潟縣農工債券	円 120,000
第三十一回　同　上	1,219,680	第七十五回　同　上	11,080,720	第二十三回　同　上	273,000
第三十二回　同　上	1,223,900	第七十六回　同　上	8,892,560	第二十四回　同　上	384,450
第三十三回　同　上	7,099,400	第七十七回　同　上	8,404,220	第九回舊富山縣農工債券	156,000
第三十五回　同　上	2,480,270	第七十八回　同　上	6,062,010	第十三回　同　上	196,000
第三十六回　同　上	6,673,900	第八十回　同　上	7,828,310	第十四回　同　上	40,000
第三十七回　同　上	3,819,230	第八十一回　同　上	14,200,000	第八回舊青森縣農工債券	63,000
第三十八回　同　上	2,549,760	第八十二回　同　上	5,609,920	第十二回舊秋田縣農工債券	10,000
第三十九回　同　上	2,514,020	第八十三回　同　上	9,330,760	第十四回　同　上	18,000
第四十回　同　上	3,700,000	第八十六回　同　上	7,183,170	第十一回舊島根縣農工債券	119,200
第四十一回　同　上	2,510,840	第九十回　同上(乙共)	7,380,000	第一回舊佐賀縣農工債券	69,000
第四十二回　同　上	3,371,740	第九十一回　同上(乙共)	5,074,000	第六回舊兩羽農工債券	90,000
第四十三回　同　上	3,409,280	第九十三回　同上(乙共)	5,820,000	第四回舊千葉縣農工債券	76,000
第四十四回　同　上	2,580,710	第九十五回　同上(乙共)	4,240,000	第七回　同　上	172,000
第四十七回　同　上	1,965,440	第九十六回　同　上	5,130,000	第十三回　同　上	210,000
第四十八回　同　上	1,756,550	第九十八回　同　上	7,500,000	第十六回　同　上	440,000
第四十九回　同　上	2,081,380	第三未號　同　上	1,350,000	第十九回　同　上	480,000
第五十回　同　上	1,895,980	第十一回舊京都府農工債券	340,000	第五回舊防長農工債券	86,800
第五十一回　同　上	329,500	第十七回　同　上	390,000	第八回北海道拓殖債券	2,370,100
第五十二回　同　上	2,612,280	第十九回　同　上	390,000	第十一回　同　上	2,311,900
第五十四回　同　上	2,408,350	第二十二回　同　上	400,000	第十五回　同　上	1,571,500
第五十五回　同　上	2,499,680	第二十五回　同　上	190,000	第十六回　同　上	1,481,500
第五十八回　同　上	3,527,520	第二十八回　同　上	420,000	第十七回　同　上	138,000
第六十三回　同　上	3,548,000	第二十九回　同　上	1,210,000	第十九回　同　上	101,200
第六十四回　同　上	3,535 410	第三十回　同　上	630,000	第二十回　同　上	1,763,100
第六十五回　同　上	4,434,290	第三十二回　同　上	230,000	第三十一回　同　上	3,522,000
第六十六回　同　上	4,515,150	第三十四回　同　上	260,000	第三十二回　同　上	846,000
第六十七回　同　上	6,288,600	第二十一回舊山梨縣農工債券	44,700	第三十三回　同　上	297,400
第六十八回　同　上	7,257,110	第二十三回　同　上	90,000	第三十四回　同　上	1,219,000
第六十九回　同　上	7,290,540	第四回舊新潟縣農工債券	50,000	第三十六回　同　上	4,719,650
第七十回　同　上	9,108,620	第六回　同　上	60,000	第三十七回　同　上	1,390,000
第七十一回　同　上	9,109,930	第十四回　同　上	179,000	第四十回　同　上	961,000
第七十二回　同　上	5,518,890	第十五回　同　上	193,950	第四十一回　同　上	961,000
第七十三回　同　上	9,199,150	第十六回　同　上	296,000	第四十二回　同　上	950,000

第六表　最近賣買物件表(實物取引—債券)（續）

(D)　地方債

銘柄	現在發行額	銘柄	現在發行額	銘柄	現在發行額
神戸市事業公債	円 476,600	名古屋市下水道公債	円 450,500	第四回富山縣水力電氣事業公債	円 4,250,000
第一回神戸市築港公債	1,600,000	名古屋市市區改正ぬ號債	3,175,000	第一回山口縣錦川水力公債	2,072,900
第二回同上	11,600,000	宇都宮市水道公債	811,500	ほ號新潟縣公債	1,330,000
神戸市水道公債	1,264,000	金澤市電氣瓦斯事業公債	9,326,000	り號同上	1,222,000
第一回神戸市水道擴張公債	6,483,000	長崎市水道及港灣公債	2,405,000	わ號同上	1,085,000
第二回同上	4,065,000	小倉市水道公債	430,000	靜岡縣公債	315,167
に號神戸市電氣事業公債	2,811,000	福岡市水道公債	2,354,000	を號河川改修埼玉縣公債	162,500
へ號同上	1,482,000	第一回和歌山市上下水道公債	2,192,700	わ號同上	495,000
と號同上	54,500	函館市事業公債	1,959,300	な號同上	674,000
ち號同上	3,935,000	に號長岡市水道事業公債	450,000	る號埼玉縣公債	670,000
神戸市都市計劃公債	10,673,000	第二回佐賀市水道公債	112,800	つ號同上	1,000,000
第一回横濱市電車事業公債	6,591,800	第一回長野縣公債	585,000	の號同上	270,000
第二回同上	1,854,100	第二回長野縣い號公債	42,000	ち號兵庫縣公債	244,000
第三回横濱市事業公債	819,100	第二回千葉縣公債	63,400	合計 73種	磅 5,694,200 法 83,935,000 円 227,610,620 円 (314,419,844)
第四回同上	1,037,000	と號宮城縣公債	1,800,000		
名古屋市教育公債	460,000	ち號同上	1,800,000		
第二回同上	3,120,000	ぬ號同上	1,966,300		
名古屋市水道公債	360,000	を號同上	4,591,800		

(E)　社債

銘柄	現在發行額	銘柄	現在發行額	銘柄	現在發行額
第十三回興業債券	円 10,129,307	第六回勸業債券	円 312,500	第十八回勸業債券	円 400,000
第二十七回同上	40,000	第七回同上	466,620	第十九回同上	590,600
第四十六回同上	8,200,000	第八回同上	337,500	第二十回同上	1,180,080
第四十八回同上	3,500,000	第九回同上	337,500	第二十一回同上	608,000
第四十九回同上	1,400,000	第十回同上	350,000	第二十二回同上	608,040
第五十回同上	3,800,000	第十一回同上	362,500	第二十三回同上	1,376,960
第百四回同上	10,000,000	第十二回同上	362,340	第二十四回同上	1,955,530
第百八回同上	10,000,000	第十三回同上	375,000	第二十五回同上	683,890
第百九回同上	10,000,000	第十四回同上	375,500	第二十六回同上	1,203,950
第百十回同上	10,000,000	第十五回同上	362,500	第二十七回同上	1,193,530
第四回勸業債券	565,160	第十六回同上	374,980	第二十八回同上	1,336,650
第五回同上	449,560	第十七回同上	374,920	第二十九回同上	1,168,110

第六表　最近賣買物件表(實物取引—債券)　(續)

(ロ)　實物取引之部(昭和二年十月末現在)

(A)　國　　債

銘柄	現在發行額	銘柄	現在發行額	銘柄	現在發行額
	円		円		円
昭和2年12月償還五分利	88,497,550	昭和4年6月償還五分利	132,475,425	昭和6年9月15日償還五分利	19,999,150
同　3年3月　同　上	73,994,475	同　4年9月　同　上	89,998,950	同　7年3月15日　同　上	39,999,500
同　3年6月　同　上	85,719,625	同　4年12月　同　上	37,998,925	同　7年6月　同　上	49,180,550
同　3年9月　同　上	100,000,000	同　5年6月　同　上	29,998,475	同　13年9月　同　上	40,000,000
同　3年12月　同　上	79,987,675	同　6年3月15日　同　上	40,000,000		
同　4年3月　同　上	84,996,700	同　6年6月　同　上	44,999,900	合計　16種	1,037,846,900

(B)　外　國　債

銘柄	現在發行額	銘柄	現在發行額	銘柄	現在發行額
第一回四分利付英貨公債	磅 9,355,600 円 (91,338,722)	五分利付英貨公債	磅 22,813,920 円 (222,732,300)		
第二回　同　上	磅 24,033,440 円 (234,638,474)	六分利付　同　上	磅 25,000,000 円 (244,075,000)	合計　6種	磅 92,001,960 弗 137,147,100 円 (1,173,332,215)
第三回　同　上	磅 10,799,000 円 (105,430,637)	六分半利付米貨公債	弗 137,147,100 円 (275,117,082)		

(C)　外　國　國　債

銘柄	現在發行額	銘柄	現在發行額
支那五國借款債	磅 24,495,780	合計　1種	磅 24,495,780

(D)　地　方　債

銘柄	現在發行額	銘柄	現在發行額	銘柄	現在發行額
東京市電氣事業公債(英貨)	磅 4,061,300 円 (39,582,213)	第三回東京市上下水道長期公債	円 12,286,000	第三回大阪市下水道公債	円 11,320,700
		第三回大阪市築港公債	138,300	第三回大阪市教育公債	5,689,000
東京市五分半利付公債(英貨)	磅 1,632,900 円 (14,854,404)	第四回　同　上	10,901,600	大阪市整理公債	1,511,000
		第三回大阪市電氣鐵道公債	4,836,300	第二回　同　上	1,514,800
東京市電氣事業公債(佛貨)	法 83,935,000 円 (32,372,247)	第四回　同　上	9,840,900	大阪市都市計劃公債	5,000,000
		第六回　同　上	5,605,100	第二回大阪市土木事業公債	526,500
第二回い號　同　上	円 7,726,000	第十回　同　上	9,788,500	第三回京都市公債	12,150,000
第二回ろ號　同　上	4,667,000	第四回大阪市電氣事業公債	7,427,400	第四回　同　上	3,860,000
第二回東京市上下水道長期公債	3,846,000	大阪市下水道公債	1,377,200	第六回　同　上	606,353

第六表　最近賣買物件表（長期取引―債券）（續）

(D)　社　　債

銘柄	利率	發行年	發行總額	未償還額	利子支拂期	据置期限	償還期限	證券種類
	厘	年　月	円	円		年　月	年　月	
第一七回東洋拓殖債券	70	大正 10. 6	10,000,000	10,000,000	6・12月15日	大正 12. 6	昭和 3. 6	
第三六回同上	70	〃 13. 8	15,000,000	14,900,000	2・8月15日	〃 14. 8	〃 3. 11	
第三七回同上	70	〃 13. 11	10,000,000	10,000,000	5・11月15日	〃 14. 11	〃 5. 5	百圓・五百圓・千圓・五千圓・一萬圓
第三八回同上	70	〃 14. 6	10,000,000	10,000,000	6月・12月	昭和 2. 6	〃 7. 6	
第四〇回同上	70	〃 15. 2	10,000,000	10,000,000	2・8月15日	〃 3. 2	〃 8. 2	
第八回南滿洲鐵道株式會社社債	60	〃 8. 7	20,000,000	19,100,000	6月・12月	大正 13. 7	〃 9. 7	百圓・五百圓・千圓・五千圓
第一五回同上	70	〃 10. 8	30,000,000	30,000,000	2・8	〃 11. 7	〃 3. 8	
第一八回同上	70	〃 12. 8	20,000,000	20,000,000	2・8	〃 13. 7	〃 4. 8	
第二〇回同上	70	〃 13. 4	15,000,000	15,000,000	4・10	〃 14. 3	〃 4. 4	百圓・五百圓・千圓・五千圓・一萬圓
第二一回同上	70	〃 13. 11	20,000,000	20,000,000	5・11	〃 14. 11	〃 5. 5	
第二二回同上	70	〃 14. 3	15,000,000	15,000,000	3・9月10日	〃 15. 3	〃 6. 3	
第二三回同上	60	〃 14. 9	35,000,000	35,000,000	3・9月5日	昭和 2. 9	〃 10. 9	
第二四回同上	60	〃 15. 4	15,000,000	15,000,000	4・10月15日	〃 3. 4	〃 13. 4	百圓・五百圓・千圓・五千圓
第一〇回大阪商船株式會社社債	70	〃 14. 10	10,000,000	10,000,000	4・10月15日	〃 2. 10	〃 7. 10	百圓・五百圓・千圓・五千圓
國際汽船株式會社物上擔保付社債	70	〃 8. 9	26,500,000	9,000,000	6月・12月	〃 9. 9	〃 4. 9	百圓・五百圓・千圓・一萬圓
第一三回株式會社川崎造船所社債	×85	〃 13. 9	10,000,000	10,000,000	3・9	大正 14. 9	〃 3. 9	
第一四回同上	×80	〃 14. 5	10,000,000	10,000,000	5・11	昭和 2. 4	〃 5. 5	百圓・五百圓・千圓・五千圓・一萬圓
第一五回同上	×75	〃 15. 4	10,000,000	10,000,000	4・10	〃 3. 4	〃 8. 4	
東京電燈株式會社々債(舊帝電社債甲號)	75	〃 15. 3	20,000,000	20,000,000	5・11	〃 3. 3	〃 6. 3	百圓・五百圓・千圓・五千圓
ほ號鬼怒川水力電氣株式會社社債	70	〃 15. 3	15,000,000	15,000,000	3・9	〃 4. 3	〃 11. 3	百圓・五百圓・千圓・五千圓・一萬圓
い號東京電力株式會社社債	75	〃 14. 8	10,000,000	10,000,000	2・8	〃 2. 1	〃 5. 8	百圓・五百圓・千圓・五千圓・一萬圓
ろ號東邦電力株式會社社債	80	〃 13. 3	10,000,000	5,500,000	3・9	大正 15. 3	〃 4. 3	百圓・五百圓・千圓・一萬圓
ほ號同上	70	〃 14. 10	10,000,000	10,000,000	4・10月20日	昭和 2. 10	〃 7. 10	
第七回日本電力株式會社社債	75	〃 14. 7	10,000,000	10,000,000	6・12	〃 2. 7	〃 5. 7	百圓・五百圓・千圓・五千圓
第八回同上	75	〃 14. 9	10,000,000	10,000,000	3・9月25日	〃 2. 9	〃 5. 9	
な號富士製紙株式會社社債	80	〃 14. 3	10,000,000	8,700,000	3・9月15日	〃 2. 3	〃 5. 3	百圓・五百圓・千圓・五千圓
わ號同上	70	〃 14. 10	10,000,000	10,000,000	4・10月20日	〃 2. 10	〃 5. 10	
第五回王子製紙株式會社社債	70	〃 15. 4	10,000,000	10,000,000	4月・10月	〃 3. 4	〃 8. 4	百圓・五百圓・千圓・五千圓
第三回富士瓦斯紡績株式會社社債	80	〃 14. 3	10,000,000	9,000,000	3・9	〃 2. 8	〃 7. 3	百圓・五百圓・千圓・五千圓・一萬圓
第三回鹽水港製糖株式會社社債	70	〃 14. 7	10,000,000	10,000,000	6・12	〃 2. 7	〃 5. 7	同上
合計　45種			**644,960,000**	**612,148,900**				

備考　一　本表利子支拂期中、日を明記せざるものは其の月の一日に支拂ふものとす

一　×印は賣買中止

第六表　最近賣買物件表（長期取引—債券）（續）

(B) 外　國　債

銘柄	利率	發行年	發行總額	現在未償還額	利子支拂期	据置期限	償還期限	證券種類
	厘	年	法	法		年 月	年 月 日	
四分利付佛貨公債	40	明治 43	450,000,000 円 (174,150,000)	438,619,500 円 (169,745,746)	3/9月 15日	大正9. 5	昭和45.5.15	五百法・二千五百法・五千法

(C) 地　方　債

銘柄	利率	發行年月	發行總額	未償還額	利子支拂期	据置期限	償還期限	證券種類
	厘	年 月	円	円		年 月	年 月	
第三回東京市電氣事業短期公債	60	大正 12. 3	20,000,000	20,000,000	3/9月 末日	大正 13. 3	昭和 3. 3	百圓・五百圓・千圓・五千圓・一萬圓
第五回同　上	65	〃 14. 5	15,000,000	15,000,000	5月・11月	〃 15. 5	〃 5. 5	
第四回東京市上下水道短期公債	70	〃 13. 8	16,000,000	16,000,000	2・8	〃 14. 8	〃 4. 8	
第一・二回大阪市築港公債	60	明治 自 31. 6 至 37. 6	19,298,000	17,706,600	6・12	明治 37. 12 〃 42. 12	〃 56. 12	百圓・五百圓・千圓
第一回大阪市電氣鐵道公債	50	自 44. 6 至 45. 7	17,000,000	16,483,000	6/12月 15日	大正 10. 11	〃 25. 12	百圓・五百圓・千圓・五千圓・一萬圓
第一回大阪市電氣事業公債	80	大正 自 12. 10 至 13. 1	66,050,000	65,860,000	3月・9月	〃 15. 9	〃 16. 3	
いろは號神戸市電氣事業公債	60	大正 6. 8	20,406,500	17,967,000	3　9	〃 11. 3	〃 19. 3	五圓・百圓・千圓
山口縣電氣事業公債	80	〃 13. 4	27,247,000	27,247,000	3/9月 末日	昭和 3. 3	〃 23. 3	十圓・二十五圓・五十圓・百圓・五百圓・千圓・五千圓
合　計　8　種			**201,001,500**	**196,263,600**				

(D) 社　債

銘柄	利率	發行年月	發行總額	未償還額	利子支拂期	据置期限	償還期限	證券種類
	厘	年 月	円	円	月 月	年 月	年 月	
第三四回勸業債券	50	明治 43. 10	15,000,000	12,830,400	5・11	大正 4. 10	昭和 15. 10	百圓・五百圓・千圓・一萬圓
第七九回同　上	72	大正 10. 3	10,000,000	9,100,000	3・9	〃 12. 2	〃 6. 2	
第八四回同　上 第八五回同　上	70	〃 11. 4	10,000,000 7,500,000	8,898,500 5,550,000	5・11	〃 13. 4	〃 9. 4	五十圓・百圓・五百圓・千圓・五千圓
第八八回同　上 同乙號同　上	70	〃 12. 3	10,000,000 6,100,000	9,500,000 5,760,000	3・9	〃 14. 2	〃 8. 2	
第九七回同　上 同乙號同　上	70	〃 14. 5	10,000,000 17,500,000	9,800,000 17,150,000	5・11	昭和 2. 4	〃 10. 4	
第九九回同　上 同乙號同　上	65	〃 15. 8	10,000,000 2,360,000	10,000,000 2,360,000	3・9	〃 4. 8	〃 16. 8	
第八九回興業債券	70	〃 13. 2	30,000,000	30,000,000	2・8	—	〃 4. 2	百圓・五百圓・千圓・五千圓・一萬圓
第九六回同　上	70	〃 14. 2	10,000,000	10,000,000		大正 15. 2	〃 5. 2	
第九九回同　上	70	〃 14. 6	10,000,000	10,000,000	6・12	昭和 2. 6	〃 10. 6	
第三回政府保證同上	60	〃 12. 7	20,000,000	20,000,000		—	〃 4. 7	
第三九回[illegible]債券	80	〃 13. 12	10,000,000	10,000,000	6・12	大正 15. 12	〃 6. 12	百圓・五百圓・千圓・五千圓・一萬圓
第四五回同　上	75	〃 14. 5	10,000,000	10,000,000	5/11月 15日	昭和 2. 5	〃 10. 5	
第四八回同　上	70	〃 14. 11	10,000,000	10,000,000	6・12	〃 2. 12	〃 10. 12	百圓・五百圓・千圓・五千圓
第四九回同　上	70	〃 15. 3	10,000,000	10,000,000	3・9	〃 3. 3	〃 11. 3	
第九一回[illegible]債券	70	〃 15. 3	10,000,000	10,000,000	3・9	〃 3. 2	〃 11. 3	百圓・五百圓・千圓・五千圓

第六表　最近賣買物件表（長期取引—債券）（續）

(A)　國　　　債

銘柄	利率	證券名及記號	發行年	發行總額	現在未償還額	利子支拂期	据置期限	償還期限	證券種類
	厘		年	円	円	月　月	年	年	
第一回四分利	40	第一回い號四分利公債	明治 43	175,691,500	170,125,150	6・12	大正 8	昭和 44	五十圓・百圓・五百圓・千圓・五千圓・一萬圓
〃	40	第一回ろ號同上	〃 44	521,250	511,450	〃	〃	〃 44	〃
〃	40	第一回は號同上	大正 1	7,750	7,750	〃	〃	〃 44	〃
第二回四分利	40	第二回ろ號四分利公債	明治 43	99,999,500	96,286,450	同上	〃 8	〃 44	五十圓・百圓・五百圓・千圓・五千圓・一萬圓
五年三月償還五分利	50	第三回五分利國庫債券	大正 12	69,997,100	69,997,100	3・6 9・12	—	昭和 年 月日 5. 3.1	二十五圓・五十圓・百圓・五百圓・千圓・五千圓・一萬圓
五年九月償還同上	50	第六回同上	〃 12	79,995,275	79,995,225	同上	—	5. 9.1	同上
六年九月償還同上	50	第一七回同上	〃 13	67,996,900	67,996,900	同上	—	6. 9.1	同上
七年九月償還同上	50	第二〇回同上	〃 14	89,999,900	89,979,900	同上	—	7. 9.1	同上
九年六月償還同上	50	第二二回同上	〃 14	89,999,900	89,999,900	同上	—	9. 6.1	同上
十一年三月償還同上	50	第二四回同上 第二五回同上	〃 14	94,400,000	94,400,000	同上	—	11. 3.1	同上
十一年九月還償同上	50	第二七回同上	〃 14	90,000,000	90,000,000	同上	—	11. 9.1	同上
十一年十二月償還同上	50	第二九回同上	〃 15	65,000,000	65,000,000	同上	—	11.12.1	同上
十二年三月償還同上	50	第二三回同上 第二六回同上 第二八回同上	〃 14	45,000,000	45,000,000	同上	—	12. 3.1	同上
〃	50	第三〇回同上	〃 15	15,000,000	15,000,000	〃	〃	〃	〃
十二年六月償還同上	50	第三二回同上	〃 15	99,999,700	99,999,700	同上	—	12. 6.1	同上
十三年三月償還同上	50	第三四回同上	〃 15	59,999,900	59,999,900	同上	—	13. 3.1	同上
十三年十二月償還同上	50	第三六回同上	〃 15	60,000,000	60,000,000	同上	—	13.12.1	同上
十四年六月償還同上	50	第三七回同上	昭和 2	80,000,000	80,000,000	同上	—	14. 6.1	同上
十四年十二月償還同上	50	第四〇回同上	〃 2	74,999,950	74,999,950	同上	—	14.12.1	同上
十五年九月償還同上	50	第四一回同上	〃 2	54,999,700	54,999,700	同上	—	15. 9.1	同上
合計　22種				**3,016,886,900**	**2,665,771,225**				

第六表　最近賣買物件表（長期取引—債券）

（一）債券
- （イ）長期取引之部
  - （A）國債　（B）外國債
  - （C）地方債　（D）社債
- （ロ）實物取引之部
  - （A）國債　（B）外國債　（C）外國國債
  - （D）地方債　（E）社債

（二）株式
- （イ）長期取引之部
- （ロ）短期取引之部
- （ハ）實物取引之部

（一）　債　　券

（イ）　長期取引之部　（昭和二年十月末現在）

（A）　國　　債

銘柄	利率	證券名及記號	發行年	發行總額	現在未償還額	利子支拂期	据置期限	償還期限	證券種類
	厘		年	円	円	月　月	年	年	
甲號五分利	50	甲ゐ號 甲號五分利公債	明治 41	54,044,550	47,190,800	6・12	大正 1	昭和 37	五十圓・百圓・五百圓・千圓・五千圓・一萬圓
	50	甲ゑ號同上	〃 42	422,274,250	372,346,650		〃 2	〃 38	
特別五分利	50	な・わ號 特別五分利公債	〃 39	310,407,000	120,844,850	6・12	明治 43	〃 10	同上
第一五分利	50	ろ號帝國五分利公債（雜五分利）	〃 39	2,185,650	1,751,700	3・9	〃 43	〃 35	五十圓・百圓・五百圓・千圓・五千圓・一萬圓
	50	ゑ號同上	〃 40	30,597,700	27,988,450		〃 44	〃 36	
	50	ま號同上	〃 41	3,181,100	2,743,000		大正 1	〃 37	
	50	け號同上	〃 42	9,336,500	8,736,500		〃 2	〃 38	
	50	ゐ恩賜同上	〃 43	29,962,300	24,122,000		〃 3	〃 39	
	50	ゑ恩賜同上	〃 44	4,883,250	4,756,950		〃 4	〃 40	
	50	恩賜同上	大正 2	213,500	213,500	3・6 9・12	〃 6	〃 42	二十五圓・五十圓・百圓・五百圓・千圓・五千圓・一萬圓
第二五分利	50	な・ら號同上	〃 1	1,083,550	814,550	3・9	〃 5	〃 41	五十圓・百圓・五百圓・千圓・五千圓・一萬圓
	50	む號同上	〃 2	541,700	448,900		〃 6	〃 42	
	50	う號同上	〃 3	128,150	109,650		〃 7	〃 43	
	50	る・の號同上	〃 4	16,418,200	12,017,900		〃 8	〃 44	
	50	お・く號同上	〃 5	560,800	483,100		〃 9	〃 45	
	50	や・ま號同上	〃 6	4,921,900	3,911,300		〃 10	〃 46	
	50	け・ふ號同上	〃 7	5,266,650	2,517,850		〃 11	〃 47	
	50	こ・え號同上	〃 8	28,681,750	21,582,000		〃 12	〃 48	
	50	て・あ號同上	〃 9	67,123,850	51,977,450		〃 13	〃 49	
	50	さ號同上	〃 10	8,020,225	6,930,400	3・6 9・12	〃 14	〃 50	二十五圓・五十圓・百圓・五百圓・千圓・五千圓・一萬圓
	50	き號同上	〃 11	12,885,075	9,630,675		昭和 1	〃 51	
第三五分利	50	ゆ號帝國五分利公債（雜五分利）	〃 12	40,560,425	27,698,225	3・6 9・12	〃 2	〃 52	二十五圓・五十圓・百圓・五百圓・千圓・五千圓・一萬圓
	50	め號同上	〃 13	27,970,125	19,445,175		〃 3	〃 53	
	50	み號同上	〃 14	253,093,950	261,422,525		〃 4	〃 54	
	50	ひ號同上	〃 15	131,981,750	127,833,375		〃 5	〃 55	
	50	も號同上	昭和 2	103,954,675	103,954,675		〃 6	〃 56	

年次	拂込	最高	最低	一株平均	賣買高	受渡高	受渡超過株數		繰延料平均
							賣	買	
年　月	円	円	円	円	株	株	株	株	錢
昭和 2. 12	50.00	59.00	52.50	56.06	48,140	13,560	4,900	—	12
2 年度	**50.00**	**71.20**	**44.90**	**57.51**	**561,720**	**114,840**	**34,880**	**3,290**	**9**

備考　大正十四年七月二十日賣買開始

6. ○東京電燈會社株式

株數6,914,480株
額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	一株平均	賣買高	受渡高	受渡超過株數		繰延料平均
							賣	買	
年　月	円	円	円	円	株	株	株	株	錢
昭和 2. 8	50.00	48.70	48.50	48.56	4,770	2,390	130	280	2
9	50.00	52.20	48.20	49.32	55,410	24,340	11,070	—	10
10	50.00	51.70	49.60	50.20	47,270	26,060	8,350	—	12
11	50.00	49.70	46.80	48.77	50,410	25,390	11,200	—	11
12	50.00	53.00	46.70	49.86	108,610	45,870	25,500	—	12
2 年度	**50.00**	**53.00**	**46.70**	**51.34**	**266,470**	**124,050**	**56,250**	**280**	**9**

備考　昭和二年八月二十七日賣買開始

7. 鹽水港製糖會社株式

株數540,000株
額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	一株平均	賣買高	受渡高	受渡超過株數		繰延料平均
							賣	買	
年　月	円	円	円	円	株	株	株	株	錢
大正 15. 1	50.00	74.80	71.90	73.04	14,360	1,800	960	10	16
2	50.00	76.00	64.00	73.23	29,620	8,240	1,300	330	12
3	50.00	70.20	65.80	68.09	29,330	8,380	—	4,010	▲11
4	50.00	68.30	65.10	67.04	16,860	5,940	—	1,000	▲7
5	50.00	67.00	65.50	66.30	13,170	3,980	2,410	—	12
6	50.00	66.90	61.00	64.81	12,800	3,270	1,380	—	17
7	50.00	68.90	64.80	66.77	9,400	2,630	810	—	17
8	50.00	67.60	62.50	64.78	7,050	2,120	390	—	16
9	50.00	70.00	65.00	68.14	14,660	3,680	1,920	—	13
10	50.00	72.50	65.40	68.91	23,000	5,720	3,840	—	18
15. 11	50.00	82.00	66.30	70.96	77,830	12,300	5,910	—	18
昭和 1. 12	50.00	84.50	76.50	78.44	124,640	24,680	14,190	—	22
大正15 昭和1 年度	**50.00**	**84.50**	**61.00**	**69.21**	**372,720**	**82,740**	**33,310**	**5,350**	**12**
2. 1	50.00	81.00	77.00	78.11	63,960	16,240	6,190	—	24
2	50.00	80.00	72.30	77.61	66,980	12,760	1,700	—	21
3	50.00	77.30	62.50	73.19	97,990	13,760	1,240	1,480	3
4	50.00	66.40	51.00	60.89	206,320	32,140	730	4,100	▲29
5	50.00	62.80	47.70	52.91	52,990	22,320	290	2,340	20
6	50.00	53.70	45.30	49.76	56,230	13,510	560	—	23
7	50.00	53.10	49.40	50.73	22,050	10,160	1,440	20	▲13
8	50.00	51.90	40.50	47.41	24,520	10,680	790	—	19
2 年度	**50.00**	**81.00**	**40.50**	**61.33**	**591,040**	**131,570**	**12,940**	**7,940**	**9**

備考　一　大正十五年一月十八日賣買開始(二十六萬五千株)
　　　一　昭和二年三月三十一日新株(二十七萬五千株)を併合す
　　　一　同　年八月二十六日賣買廢止

年次	拂込	最高	最低	一株平均	賣買高	受渡高	受渡超過株數		繰延料平均
							賣	買	
年 月	円	円	円	円	株	株	株	株	銭
昭和 2. 8	50.00	53.20	46.30	48.66	60,960	14,850	4.920	—	11
9	50.00	67.40	49.00	53.51	139,620	26,840	7,470	—	12
10	50.00	65.00	58.20	62.04	153,580	37,930	9,350	—	13
11	50.00	67.80	59.50	62.64	165,120	45,320	25,800	—	14
12	50.00	70.80	62.50	65.21	227,720	56,250	18,740	—	16
2 年度	**50.00**	**70.80**	**39.00**	**57.41**	**1,134,360**	**289,090**	**99.250**	**80**	**15**

備　考　大正十四年七月二十日賣買開始

5.　○日本石油會社株式

株數800,000株
額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	一株平均	賣買高	受渡高	受渡超過株數		繰延料平均
							賣	買	
年 月	円	円	円	円	株	株	株	株	銭
大正 14. 7	50.00	88.90	86.10	87.69	7,680	2,290	1,040	—	20
8	50.00	96.50	87.00	91.68	104,790	18,160	8,000	—	22
9	50.00	102.40	95.30	99.21	265,860	44,600	13,140	—	28
10	50.00	96.50	88.30	92.65	234,710	38,600	12,950	—	25
11	50.00	93.20	89.50	91.62	149.490	38,030	12,460	—	25
12	50.00	101.50	91.20	94.14	157,380	34,240	17,720	—	26
14 年度	**50.00**	**102.40**	**86.10**	**92.66**	**919,910**	**175,920**	**65,310**	—	**24**
15. 1	50.00	102.80	93.00	97.26	109,880	33,320	13,150	—	28
2	50.00	99.60	86.00	95.40	81,350	25,410	8,340	—	27
3	50.00	86.90	79.60	83.49	66,790	22,030	3,020	—	20
4	50.00	82.00	76.50	79.25	43,890	11,780	5,220	—	20
5	50.00	80.50	75.00	76.64	43,730	11,400	6,680	—	20
6	50.00	77.80	69.80	74.84	60,850	15,910	4,760	—	20
7	50.00	76.00	70.00	74.68	47,730	7,740	1,780	—	18
8	50.00	75.00	64.90	71.86	52,380	8,050	1,800	290	16
9	50.00	69.80	67.00	67.85	43,100	7,630	2,650	190	8
10	50.00	69.50	64.50	66.43	38,380	6,910	3,340	—	17
11	50.00	72.50	65.70	69.14	41,530	8,750	5,150	—	18
15. 昭和 1. 12	50.00	74.00	68.10	71.20	45,790	10,520	6,800	—	20
大正15 昭和 1 年度	**50.00**	**102.80**	**64.50**	**77.34**	**675.400**	**169,450**	**62.690**	**480**	**19**
2. 1	50.00	71.20	66.70	68.51	33,420	9,010	6,540	—	19
2	50.00	65.50	61.50	64.30	43,220	11,370	890	20	15
3	50.00	70.70	61.80	65.92	64,410	10,280	2,570	540	11
4	50.00	68.70	61.80	65.61	46,890	10,530	4,790	—	17
5	50.00	64.30	58.30	61.12	38,170	10,620	6,080	—	17
6	50.00	61.50	53.00	56.30	47,080	9,670	2,900	—	16
7	50.00	53.50	44.90	48.99	65,910	10,060	260	470	▲ 2
8	50.00	51.60	48.60	50.46	38,170	7,600	1,480	330	2
9	50.00	56.20	50.00	52.89	46.450	6,610	1,700	280	6
10	50.00	52.00	46.00	48.78	47,710	7,060	220	1,420	▲ 8
11	50.00	53.00	49.80	51.19	42,150	8,470	2,580	230	8

年	次	拂込	最高	最低	一株平均	賣買高	受渡高	受渡超過株數 賣	買	繰延料平均
年	月	円	円	円	円	株	株	株	株	錢
昭和 2.	4	20.00	46.90	38.60	42.83	119,480	22,890	3,730	210	8
	5	20.00	40.50	32.30	35.82	105,900	21,590	2,930	540	2
	6	20.00	37.70	32.30	35.76	83,950	22,710	3,700	—	8
	7	20.00	36.50	28.50	32.40	103,000	20,420	3,310	—	7
	8	20.00	33.80	29.70	31.97	62,660	15,350	3,970	—	8
	9	20.00	32.00	27.30	29.81	79,210	14,620	2,170	—	6
	10	20.00	28.80	21.00	26.40	116,490	23,240	3,920	—	2
	11	20.00	29.70	27.00	27.93	79,170	18,410	3,710	—	6
	12	20.00	35.00	28.10	32.25	88,060	21,870	9,210	—	7
2年度		**20.00**	**55.50**	**21.00**	**37.54**	**1,217,380**	**258,570**	**49,500**	**750**	**8**

備考　大正十五年三月五日賣買開始

4. ○久原鑛業會社株式

株數600,000株
額面　50圓

年	次	拂込	最高	最低	一株平均	賣買高	受渡高	受渡超過株數 賣	買	繰延料平均
年	月	円	円	円	円	株	株	株	株	錢
大正 14.	7	50.00	68.80	64.50	66.44	94,620	12,170	6,940	80	16
	8	50.00	72.20	66.20	69.19	242,050	44,010	23,160	—	19
	9	50.00	71.70	62.30	68.07	270,420	40,680	13,680	—	21
	10	50.00	69.80	61.60	67.07	296,770	61,660	13,950	1,010	18
	11	50.00	71.70	66.30	69.39	227,300	46,640	1,840	9,890	—
	12	50.00	79.90	67.30	71.54	256,400	41,050	15,490	1,760	14
14年度		**50.00**	**79.90**	**61.60**	**68.61**	**1,387,560**	**246,210**	**75,060**	**12,740**	**15**
15.	1	50.00	81.50	73.60	77.06	123,480	27,170	2,540	510	19
	2	50.00	81.00	69.50	78.29	81,200	17,160	6,630	—	20
	3	50.00	73.70	69.90	71.88	87,650	22,060	11,570	—	18
	4	50.00	73.00	64.20	69.36	63,240	20,550	7,770	—	19
	5	50.00	67.00	62.30	65.42	67,330	18,580	12,670	—	17
	6	50.00	69.00	60.80	64.21	73,130	23,490	16,020	—	17
	7	50.00	71.20	64.70	67.03	84,670	30,140	18,930	—	19
	8	50.00	69.90	65.80	67.17	51,930	18,910	13,370	80	19
	9	50.00	71.00	64.40	66.30	89,360	31,700	27,480	—	19
	10	50.00	89.10	69.70	79.54	275,540	76,870	42,020	—	22
	11	50.00	113.00	84.50	97.81	477,770	209,450	43,610	—	34
15. 昭和 1.	12	50.00	114.00	57.10	62.34	322,910	130,090	35,710	—	37
大正15 昭和1 年度		**50.00**	**114.00**	**57.10**	**72.20**	**1,798,210**	**626,170**	**238,320**	**590**	**22**
2.	1	50.00	64.10	59.30	61.18	49,270	23,370	7,110	—	24
	2	50.00	62.00	57.60	60.52	38,910	18,240	6,810	—	22
	3	50.00	62.50	56.70	59.45	60,360	15,970	4,760	—	15
	4	50.00	63.60	47.90	56.66	56,340	12,720	1,830	—	14
	5	50.00	63.50	52.60	55.82	62,430	11,080	6,660	—	17
	6	50.00	57.30	52.00	54.51	38,540	10,400	3,930	—	16
	7	50.00	53.20	39.00	48.77	81,510	16,120	1,870	80	10

年次	拂込	最高	最低	一株平均	賣買高	受渡高	受渡超過株數 賣	受渡超過株數 買	繰延料平均
年 月	円	円	円	円	株	株	株	株	銭
大正 15. 4	12.50	152.60	137.00	146.44	277,040	63,350	12,300	1,130	34
5	12.50	146.80	138.30	143.23	215,590	64,560	10,820	2,480	25
6	12.50	160.30	143.80	151.59	320,220	79,700	30,210	—	37
7	12.50	158.50	150.20	153.91	218,000	64,260	13,020	—	42
8	12.50	157.10	149.00	152.58	141,430	43,480	7,750	—	42
9	12.50	154.20	136.50	146 51	160,410	46,510	11,160	—	41
10	12.50	152.00	138.10	145.39	192,690	48,110	8,540	—	37
11	12.50	148.80	139.20	143.71	181,640	46,820	8,350	—	37
15. 12 昭和 1.	12.50	145.70	134.80	140.57	257,210	56,620	10,950	—	40
大正15 昭和1 年度	**12.50**	**160.70**	**134.80**	**147.63**	**3,422,330**	**772,820**	**136,040**	**17,030**	**32**
2. 1	12.50	145.60	140.60	143.05	161,720	44,390	4,580	1,050	32
2	12.50	146.50	141.10	143.18	117,270	30,050	4,930	280	30
3	12.50	145.40	130.20	139.70	166,440	44,210	5,650	1,490	18
4	12.50	132.10	110.50	121.89	234,500	43,680	3,130	2,410	9
5	12.50	130.30	121.00	125.94	138,290	40,550	7,220	30	25
6	12.50	128.40	121.60	125.43	143,160	42,950	15,510	—	31
7	12.50	127.30	116.50	122.54	124,350	48,090	11,770	—	30
8	12.50	124.50	119.10	122.08	79,110	24,350	5,880	—	26
9	12.50	134.80	119.10	126.68	125,350	20,890	3,820	—	26
10	12.50	143.80	130.90	138.36	160,100	28,510	4,340	—	21
11	12.50	140.90	133.70	138.42	94,350	19,720	3,410	—	24
12	12.50	145.90	136.30	140.39	144,060	28,470	8,750	—	29
2 年度	**12.50**	**146.50**	**110.50**	**132.31**	**1,688,700**	**415,860**	**78,990**	**5,260**	**25**

備考　大正十三年六月九日賣買開始

3. ○淺野セメント會社新株式

株數790,000株
額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	一株平均	賣買高	受渡高	受渡超過株數 賣	受渡超過株數 買	繰延料平均
年 月	円	円	円	円	株	株	株	株	銭
大正 15. 3	20.00	69.50	63.50	66.44	97,650	28,190	2,960	2,740	6
4	20.00	71.50	60.80	66.93	101,870	23,610	7,210	450	15
5	20.00	69.70	59.50	65.70	142,660	29,050	6,370	180	15
6	20.00	73.00	67.20	69.84	154,760	34,440	15,090	—	18
7	20.00	81.40	69.20	74.26	266,930	47,320	15,390	—	21
8	20.00	77.30	71.50	74.65	136,790	38,290	13,070	—	23
9	20.00	76.50	61.00	69.58	209,330	40,100	11,440	—	22
10	20.00	70.00	47.50	60.20	181,510	50,180	16,500	—	18
11	20.00	55.60	43.10	49.40	184,490	37,190	4,350	—	15
15. 12 昭和 1.	20.00	55.00	48.00	51.96	163,090	33,750	10,830	—	16
大正15 昭和1 年度	**20.00**	**81.40**	**43.10**	**64.89**	**1,639,080**	**362,120**	**103,210**	**3,370**	**17**
2. 1	20.00	55.00	51.50	53.32	114,370	27,090	7,470	—	15
2	20.00	55.50	49.70	52.81	114,640	24,670	2,990	—	15
3	20.00	51.30	45.10	49.15	150,450	25,710	2,390	—	12

第五表　銘柄別相場高低表（短期取引―株式）（續）

年次	拂込	最高	最低	一株平均	賣買高	受渡高	受渡超過株數 賣	受渡超過株數 買	繰延料平均
年 月	円	円	円	円	株	株	株	株	錢
昭和 2. 1	25.00	178.50	169.10	175.12	1,157,120	211,940	29,360	—	49
2	25.00	180.70	173.30	176.17	1,017,250	209,160	23,670	—	44
3	25.00	176.70	160.50	170.65	1,523,350	243,280	20,030	2,940	30
4	25.00	162.40	129.90	143.24	2,230,740	216,970	9,360	5,340	▲ 19
5	25.00	146.00	129.00	137.90	1,071,300	209,880	7,110	4,960	▲ 2
6	25.00	142.70	132.30	138.77	1,071,380	213,450	8,170	5,390	18
7	25.00	141.80	127.90	136.95	1,252,030	198,660	8,320	130	17
8	25.00	140.30	131.50	137.12	1,012,480	225,170	19,610	—	28
9	25.00	158.10	134.10	147.11	1,895,430	238,840	11,830	—	14
10	25.00	166.40	154.90	161.28	1,623,260	226,560	400	8,230	▲ 7
11	25.00	175.00	153.40	160.30	1,526,050	248,360	25,040	2,470	17
12	25.00	188.00	170.50	178.85	2,094,460	268,600	43,550	—	43
2年度	**25.00**	**188.00**	**127.90**	**155.29**	**17,474,850**	**2,710,870**	206,450	**29,460**	**20**

備考　大正十三年六月二日賣買開始

2. ○鐘淵紡績會社新株式　株數837,447株　額面 50圓

年次	拂込	最高	最低	一株平均	賣買高	受渡高	受渡超過株數 賣	受渡超過株數 買	繰延料平均
年 月	円	円	円	円	株	株	株	株	錢
大正 13. 6	12.50	83.30	73.10	77.34	125,140	33,870	3,250	1,830	20
7	12.50	83.30	74.30	79.81	162,270	39,320	5,550	320	24
8	12.50	84.00	79.60	81.65	140,170	39,410	6,980	—	27
9	12.50	83.80	79.60	81.51	128,360	33,180	6,030	—	22
10	12.50	88.70	80.70	82.96	176,730	49,420	8,410	—	21
11	12.50	101.00	85.70	91.52	333,270	65,160	9,760	620	22
12	12.50	114.00	91.00	103.78	707,060	126,860	20,220	2,610	24
13年度	**12.50**	**114.00**	**73.10**	**85.50**	**1,773,000**	**387,220**	**60,200**	**5,210**	**23**
14. 1	12.50	118.00	108.00	113.07	704,400	96,540	3,880	11,730	10
2	12.50	110.90	101.80	106.86	760,770	72,470	2,670	8,820	7
3	12.50	115.70	102.70	109.09	740,710	85,900	—	12,520	▲ 1
4	12.50	118.50	106.70	113.03	842,890	91,710	1,400	8,820	▲ 2
5	12.50	119.00	111.20	116.22	567,840	111,920	7,100	13,400	8
6	12.50	122.20	116.10	119.90	554,510	124,330	30,760	—	25
7	12.50	121.80	117.50	120.20	349,830	102,260	12,220	3,210	17
8	12.50	128.90	118.50	124.56	436,040	90,280	16,180	—	26
9	12.50	127.40	122.10	124.63	418,800	99,260	17,580	—	29
10	12.50	129.70	123.60	126.52	484,420	97,060	23,240	—	28
11	12.50	140.30	125.50	133.59	697,080	128,300	13,850	1,290	24
12	12.50	153.00	135.40	141.57	931,380	167,950	36,230	810	34
14年度	**12.50**	**153.00**	**101.80**	**120.77**	**7,488,670**	**1,267,980**	**165,110**	**60,600**	**17**
15. 1	12.50	157.00	141.00	149.08	638,090	98,780	6,950	6,750	15
2	12.50	158.60	143.80	152.03	473,010	83,390	10,780	2,130	23
3	12.50	152.80	141.00	146.54	347,000	77,240	5,210	4,540	9

(二)　短期取引——株式

頁

1 東京株式取引所新株式…………………………256

2 鐘淵紡績株式會社新株式……………………257

3 淺野セメント株式會社新株式………………258

4 久原鑛業株式會社株式………………………259

頁

5 日本石油株式會社株式………………………260

6 東京電燈株式會社株式………………………261

7 鹽水港製糖株式會社株式……………………261

1. ○東京株式取引所新株式

株數540,000株
額面　50圓

年次		拂込	最高	最低	一株平均	賣買高	受渡高	受渡超過株數		繰延料平均
								賣	買	
年	月	円	円	円	円	株	株	株	株	錢
大正 13.	6	12.50	92.40	85.20	87.97	805,600	104,870	9,950	1,410	18
	7	12.50	95.90	88.10	92.17	860,880	98,070	8,390	310	24
	8	12.50	100.10	94.60	97.33	808,710	93,400	13,750	—	31
	9	12.50	99.90	93.00	96.07	709,120	99,050	11,800	—	26
	10	12.50	94.70	86.70	91.16	907,640	119,840	4,190	1,470	15
	11	12.50	105.50	91.30	97.80	1,434,010	144,150	22,960	1,000	23
	12	12.50	107.00	95.40	102.52	1,434,980	174,150	24,550	—	28
13 年度		**12.50**	**107.00**	**85.20**	**95.00**	**6,960,940**	**833,530**	**95,590**	**4,190**	**24**
14.	1	12.50	108.60	96.70	104.20	1,082,290	125,730	27,250	—	29
	2	12.50	98.50	85.30	93.34	1,171,540	158,130	12,710	1,280	18
	3	12.50	91.80	83.60	87.99	1,091,010	167,500	12,410	7,820	8
	4	12.50	101.40	86.10	93.74	1,244,220	161,730	16,530	—	21
	5	12.50	104.20	95.80	100.17	1,294,520	160,020	22,200	—	22
	6	12.50	103.90	97.10	100.80	1,200,500	170,360	26,410	—	23
	7	12.50	103.20	99.60	101.56	926,860	149,210	25,270	—	26
	8	12.50	107.10	101.00	104.01	1,024,650	162,160	36,740	—	26
	9	12.50	104.60	98.10	101.61	893,130	151,560	9,660	—	27
	10	12.50	103.40	99.10	100.93	794,650	171,320	31,740	—	24
	11	12.50	108.00	102.30	105.63	947,910	177,140	33,880	—	25
	12	12.50	142.70	104.40	112.38	1,874,210	239,600	51,450	—	30
14 年度		**12.50**	**142.70**	**83.60**	**100.53**	**13,545,490**	**1,994,460**	**306,230**	**9,100**	**23**
15.	1	12.50	150.40	130.40	136.71	2,547,920	233,970	22,320	—	35
	2	12.50	172.80	135.70	153.70	3,772,380	291,670	47,760	—	33
	3	12.50	158.30	145.30	152.11	2,459,190	262,890	32,470	6,460	18
	4	25.00	178.00	154.60	169.41	2,201,420	267,550	22,090	700	36
	5	25.00	168.20	156.00	161.77	1,632,900	206,090	6,280	8,860	9
	6	25.00	184.10	157.20	167.51	2,112,080	261,000	52,870	890	38
	7	25.00	186.60	169.00	177.36	2,287,730	288,660	26,270	5,550	33
	8	25.00	182.50	172.30	176.73	1,468,010	236,420	38,680	880	43
	9	25.00	180.90	156.00	170.75	1,659,030	260,820	23,720	290	45
	10	25.00	180.90	160.10	170.34	2,100,920	256,490	25,160	4,960	28
	11	25.00	181.50	162.10	169.57	1,938,160	323,180	48,480	870	35
15. 昭和 1.	12	25.00	187.80	172.00	177.85	2,007,440	278,370	48,970	—	54
大正15 昭和 1 年度		**12.50 25.00**	**172.80 187.80**	**130.40 154.60**	**147.50 171.25**	**26,187,180**	**3,167,110**	**395,070**	**29,460**	**34**

第五表　銘柄別相場高低表(長期取引—株式)（續）

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
41	17.50	12.50	2.80	5.97	21,590	6,660
42	17.50	5.00	1.50	3.25	2,210	800
43	17.50	11.50	7.50	8.64	1,580	1,410
44	22.50	11.50	5.75	8.54	16,770	5,810
45 大正 1	22.50	8.95	6.80	7.69	2,610	1,760

備　考

明治四十年七月九日賣買開始(九萬株)

大正二年九月二十九日解散

16. 南洋貿易會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
8	50.00	28.40	22.80	26.05	26,830	7,690

備　考

大正八年四月賣買開始(十二萬株)

同　年六月賣買廢止

□ 南洋貿易會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
	25.00	84.10	72.90	76.70		
7	37.50	105.10	91.00	94.46	73,520	13,210
	50.00	118.50	64.70	81.76		
8	50.00	52.70	29.40	42.64	108,160	16,410

備　考

大正七年四月一日賣買開始(六萬株)

同　八年四月舊株へ併合

17. 中外(米)倉庫會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
26	20.00	19.60	19.50	19.55	2	—
28	20.00	30.00	20.00	24.08	1,055	430
29	20.00	28.00	28.00	28.00	20	—
32	25.00	30.50	26.40	27.70	50	10

備　考

明治二十六年十一月二十二日賣買開始(五千株)

同　三十二年七月二十四日中外倉庫と改稱

同　三十七年一月二十五日解散

18. △ 中央倉庫會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
34	50.00	57.00	55.00	56.00	20	—
39	50.00	98.00	85.00	92.40	1,990	890
40	50.00	90.30	88.00	89.10	130	150

備　考

明治三十四年九月十日賣買開始(第一種株六千株)

同　三十九年八月六日第二種株(六千株)を併合し舊株と稱す

同　四十三年七月一日横濱船渠會社へ合併

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
23	17.50	13.20	9.00	10.01	25,409	4,460
24	17.50	10.10	2.00	4.66	711	421
25	17.50	5.20	1.50	3.67	1,793	231
26	20.00	9.50	4.50	5.79	4,900	1,692
27	12.50	9.70	7.40	8.49	170	101
28	12.50	8.00	'7.00	7.70	30	—
33	12.50	10.00	9.00	9.35	80	20
35	12.50	13.00	13.00	13.00	20	—

備　考

明治二十二年四月十八日賣買開始(七千株)
同　二十五年十一月資本金三十五萬圓を三十萬圓（六千株）に減少
同　二十六年四月十一日神戸家畜會社(一千株)を併合
同　　　年十一月六日日本家畜市場と改稱、同日從來の二十圓拂込を十二圓五十錢拂込に變更

11. ✕歌舞伎座會社株式　株數2,500株　額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
29	12.50	19.50	12.90	15.68	31,420	3,820
30	12.50	16.10	8.70	12.70	12,680	3,490
31	12.50	9.00	6.00	8.35	140	90
32	12.50	8.50	8.40	8.45	80	40

備　考

明治二十九年九月一日賣買開始(一萬株)
同　三十五年十一月二十九日減資のため二千五百株に減少す
同　三十五年十二月十二日賣買休止

12. 日本胞衣會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
28	25.00	15.70	12.50	14.00	65	—
29	25.00	中 15.50	15.50	15.50	5	10

備　考

明治二十八年十月八日賣買開始(三千株)
同　三十六年二月九日賣買休止
同　四十四年一月二十五日資本金十七萬圓を七萬一千四百圓(三千四百株)に減少し五十圓券を二十圓券に改む

13. 東京博善會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
26	15.00	23.00	14.30	17.44	1,101	310
27	15.00	19.00	14.50	16.60	21	12

備　考

明治二十六年十月二日賣買開始(九千一百五十三株)
同　三十一年十月四日第一新株(一千二百七株)第二新株(七百八十株)を併合
同　三十六年十二月賣買廢止

14. 東京精米會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
30	12.50	13.00	11.00	11.65	550	290

備　考

明治三十年四月五日賣買開始(一萬株)
同　三十一年一月十日賣買廢止

15. 小樽木材會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
38	37.50	200.00	171.00	181.90	11,820	540
40	50.00	80.00	35.20	52.89	57,010	14,440
41	50.00	36.50	15.80	21.61	41,790	10,990
42	50.00	17.50	8.30	12.86	8,190	2,750
43	50.00	35.00	32.50	34.27	1,600	1,400
44	50.00	37.20	17.00	27.69	8,310	1,890
45 大正 1	50.00	25.20	23.10	23.68	1,840	890

備　考

明治三十九年十二月十九日賣買開始(三萬株)
同　四十二年十二月二十七日資本金六百萬圓を二百四十萬圓(四萬八千株)に減少
同　四十五年二月五日資本金を百五十萬圓(三萬株)に減少
大正二年九月二十九日解散

小樽木材會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
40	12.50	17.50	7.75	12.72	29,650	6,480

□秋田木材會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
7	12.50	33.90	29.50	32.98	1,090	90
8	12.50 25.00	30.90 83.10	27.80 42.50	29.91 60.65	106,580	17,720
9	37.50 50.00	151.10 174.90	99.30 52.80	108.07 79.62	75,500	12,350

備考

大正七年十二月十一日賣買開始(六萬株)

同　九年十一月一日舊株へ併合

○秋田木材會社新株式　株數120,000株　額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
10	12.50	24.90	16.10	18.72	48,130	9,230
11	12.50	18.00	12.50	14.89	2,220	1,610
12	12.50	21.50	14.50	16.24	2,610	200
13	12.50 20.00	17.10 13.40	9.90 13.10	12.52 13.25	2,590	1,980
14	20.00	16.00	11.80	13.56	620	330
15 昭和 1	20.00	21.60	13.00	15.83	47,690	13,240
2	20.00	17.50	13.40	15.36	13,450	6,510

備考

大正十年一月四日賣買開始(十二萬株)

7. ○玉川水道會社株式　株數100,000株　額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
15 昭和 1	50.00	53.00	50.20	51.58	8,690	940
2	50.00	57.90	47.00	51.44	89,040	35,910

備考

大正十五年十一月十六日賣買開始(十萬株)

○玉川水道會社新株式　株數100,000株　額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
昭和 年	円	円	円	円	株	株
2	12.50	12.50	11.50	12.00	4,160	1,220

備考

昭和二年九月六日賣買開始(十萬株)

8. ×箱根土地會社株式　株數410,000株　額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
11	12.50	19.50	17.00	17.47	41,650	5,630
12	12.50	20.50	16.00	18.66	95,220	66,120
13	12.50	19.20	16.90	18.43	141,450	94,570
14	12.50	20.20	15.90	18.66	221,880	192,540
15 昭和 1	12.50	17.00	14.50	15.88	62,280	93,280

備考

大正十一年七月一日賣買開始(四十萬株)

同　年八月一日グリンホテル合併のため一萬株を加ふ

同　十五年三月十六日賣買中止

9. ×横濱倉庫會社株式　株數76,000株　額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
39	12.50	53.50	34.00	44.20	41,580	1,610
40	12.50	85.00	12.70	30.77	241,970	24,570
41	16.00	29.35	11.50	18.33	171,230	16,920
42	20.00	28.60	19.20	22.71	184,820	19,200
43	23.00	40.30	20.70	29.30	336,230	28,300
44	23.00	31.35	22.80	25.64	224,950	17,880
45 大正 1	23.00	30.55	23.00	26.52	186,460	24,460
2	23.00	24.35	18.85	21.80	43,070	8,050
3	23.00	22.90	12.75	16.56	13,420	4,220
4	23.00	20.60	11.65	14.57	41,910	4,790
5	23.00	37.70	16.90	21.64	253,030	24,380
6	23.00	34.30	20.80	26.79	223,530	39,410
7	23.00	45.40	25.60	35.25	255,090	40,620
8	23.00	142.00	36.30	83.22	462,200	78,600
9	23.00	220.00	95.00	156.16	172,040	55,390

備考

明治三十九年十一月一日賣買開始(七萬六千株)

大正九年七月二十六日賣買中止

10. ×(東京)日本家畜市場會社株式　株數7,000株　額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
22	15.00	26.50	16.30	20.63	30,929	3,425

第五表　銘柄別相場高低表(長期取引—株式)（續）

○ 東洋拓殖會社新株式
株數600,000株　額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
9	12.50	15.90	13.30	14.39	3,250	1,100
10	12.50	23.80	15.00	19.06	53,760	18,520
11	25.00	33.90	15.90	25.51	70,120	17,970
12	25.00	29.20	22.40	25.54	20,540	8,690
13	25.00	24.60	14.50	19.27	1,940	1,220
14	25.00	—	—	—	—	100
15 昭和 1	25.00	25.50	9.50	18.15	1,710	740
2	25.00	14.60	8.00	12.16	960	750

備考

大正九年八月五日賣買開始(六十萬株)

4. ○ 日本活動寫眞會社株式
株數 50,000株　額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
4	35.00	23.00	10.50	15.76	21,910	730
5	35.00 40.00	21.00 41.40	17.20 19.90	18.80 25.42	64,890	12,280
6	40.00	37.70	24.10	30.16	76,810	13,230
7	40.00 45.00	29.90 50.40	20.40 30.00	27.03 38.17	99,770	13,720
8	45.00 50.00	128.80 191.10	39.30 117.50	67.73 165.46	489,490	54,020
9	50.00	165.60	57.00	97.15	271,230	43,840
10	50.00	94.30	58.10	73.12	300,000	28,090
11	50.00	78.90	40.70	58.05	347,630	19,640
12	50.00	74.90	34.10	58.80	322,540	18,920
13	50.00	55.50	43.20	47.88	154,330	14,960
14	50.00	53.90	44.50	46.75	87,260	14,770
15 昭和 1	50.00	56.20	43.50	50.06	165,540	27,280
2	50.00	60.00	45.10	48.94	99,850	13,690

備考

大正四年八月十一日賣買開始(五萬株)

○ 日本活動寫眞會社新株式
株數70,000株　額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
9	12.50	42.40	20.20	32.97	231,830	17,510
10	12.50	39.70	20.30	27.91	372,590	31,340
11	12.50	29.50	11.00	19.11	202,730	26,560
12	12.50	23.20	9.50	17.41	140,180	21,080
13	12.50	17.40	11.20	13.82	70,880	14,010
14	12.50	15.00	11.90	12.76	24,100	9,080
15 昭和 1	12.50	19.00	13.10	15.29	77,000	18,600
2	12.50	18.00	13.10	14.27	42,470	13,270

備考

大正九年五月十日賣買開始(七萬株)

5. ○ 松竹キネマ會社株式
株數137,500株　額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
13	30.00	31.30	27.30	28.54	10,540	90
14	30.00 40.00	31.10 38.00	26.00 31.10	28.42 35.01	71,070	19,130
15 昭和 1	40.00 50.00	38.60 45.90	30.00 35.20	35.22 41.16	46,880	20,090
2	50.00	49.30	37.50	41.43	49,850	20,900

備考

大正十三年十二月四日賣買開始新株(七萬五千株)

同　十五年七月十六日ルナパーク會社合併株(三萬七千五百株)及舊株(二萬五千株)と併合して賣買繼續

6. ○ 秋田木材會社株式
株數100,000株　額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
7	50.00	106.00	74.00	82.17	10,950	1,070
8	50.00	128.50	81.00	103.15	26,950	5,780
9	50.00	196.50	55.00	87.75	27,490	4,850
10	50.00	73.00	57.80	61.93	16,080	3,580
11	50.00	60.00	51.50	55.05	990	460
12	50.00	66.30	44.90	48.29	4,930	1,170
13	50.00	57.00	38.30	44.87	4,280	1,470
14	50.00	45.90	34.00	39.58	4,080	2,440
15 昭和 1	50.00	53.50	36.80	41.18	87,960	14,970
2	50.00	47.40	35.50	40.79	40,670	8,390

備考

大正七年十月一日賣買開始(四萬株)

同　九年十一月一日新株(六萬株)併合

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
年	円	円	円	円	株	株
大正 11	12.50	12.10	11.00	11.56	1,620	1,290
15 昭和 1	25.00	20.70	19.50	20.10	30	20
2	25.00	24.60	21.60	23.63	1,290	90

備考

大正九年五月一日賣買開始(七萬株)

同　十五年六月十八日日本不動産會社と改稱

2. ○東京建物會社株式

株數100,000株
額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
年	円	円	円	円	株	株
大正 4	50.00	49.50	49.00	49.25	20	—
5	50.00	53.00	53.00	53.00	120	60
8	50.00	135.80	83.80	100.71	35,030	1,230
9	50.00	149.00	50.30	68.85	76,400	28,300
10	50.00	73.50	60.10	67.64	18,190	8,510
11	50.00	64.00	54.50	59.89	1,180	700
12	50.00	63.00	56.50	59.12	4,510	2,180
13	50.00	49.10	45.00	47.27	50	—
14	50.00	55.00	50.00	52.51	830	400
15 昭和 1	50.00	61.60	52.50	56.05	5,210	2,600
2	50.00	58.00	51.00	53.66	1,780	740

備考

明治四十年九月十六日賣買開始(二萬株)

大正八年十二月新株(八萬株)併合

□東京建物會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
年	円	円	円	円	株	株
明治 40	12.50	12.00	12.00	12.00	30	30
45 大正 1	35.00	35.30	31.70	32.78	41,860	9,240
2	35.00	35.50	31.50	32.84	9,040	6,540
3	35.00	34.50	29.00	31.98	1,180	910
4	35.00	46.00	32.00	36.61	1,030	90
5	35.00	57.00	39.50	44.87	20,080	4,160
6	35.00	44.00	37.80	42.05	4,880	3,420
7	35.00	44.40	37.40	42.20	3,490	1,260
8	35.00	103.90	42.00	64.44	133,080	27,120

備考

明治四十年九月十六日賣買開始(八萬株)

大正八年十二月舊株へ併合

○東京建物會社新株式

株數100,000株
額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
年	円	円	円	円	株	株
大正 9	12.50	19.70	13.10	16.21	2,850	1,220
10	12.50	24.90	18.00	21.57	18,920	6,630
11	12.50	19.30	14.20	17.16	550	380
12	12.50	17.00	13.00	15.62	3,030	1,580
13	12.50	17.00	10.50	12.26	340	170
15 昭和 1	12.50	19.10	14.00	15.53	8,700	3,660
2	12.50	16.90	12.50	14.54	2,260	940

備考

大正九年十月四日賣買開始(十萬株)

3. ○東洋拓殖會社株式

株數400,000株
額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
年	円	円	円	円	株	株
大正 4	50.00	81.95	63.00	71.22	1,300	190
7	50.00	88.00	70.00	77.50	30,610	4,420
8	50.00	115.50	71.00	83.75	108,150	25,740
9	50.00	105.90	41.50	62.12	117,840	39,020
10	50.00	67.60	52.10	60.04	41,220	14,310
11	50.00	66.00	46.90	52.62	69,650	13,650
12	50.00	59.90	47.00	51.92	12,090	4,390
13	50.00	53.30	36.30	41.51	1,070	770
14	50.00	45.30	38.80	40.45	6,570	2,250
15 昭和 1	50.00	49.50	30.00	41.37	30,470	20,770
2	50.00	32.80	23.00	27.38	18,190	15,990

備考

大正四年一月四日賣買開始(二十萬株)

同　九年二月一日新株(二十萬株)併合

□東洋拓殖會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
年	円	円	円	円	株	株
大正 8	12.50 25.00 37.50	66.90 86.90 79.00	33.10 76.90 58.10	40.58 81.20 66.44	185,270	33,930
9	50.00	103.90	82.00	95.05	54,550	17,710

備考

大正八年一月四日賣買開始(二十萬株)

同　九年二月一日舊株へ併合

△ 東京兜町米商會所株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
11	100.00	當 310.00	130.00	208.75	1	1
12	100.00	中 472.00	247.50	367.64	76	56
13	100.00	135.00	115.00	118.85	130	61
14	100.00	155.85	110.00	131.07	248	107
15	100.00	350.00	300.00	317.80	270	116
16	100.00	168.00	129.00	145.93	196	69

備　考
明治十一年九月二十日賣買開始(五百株)
同　十六年五月五日東京蠣殼町米商會所へ併合

10. △ 横濱(洋銀)株式取引所株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
12	100.00	中 404.50	266.00	342.73	3,918	761
13	100.00	229.90	221.00	161.17	3,067	437
14	100.00	286.50	245.00	264.01	1,888	376
15	100.00	385.00	262.50	312.34	947	291
16	100.00	262.00	170.00	206.18	2,422	431
17	100.00	257.00	160.00	194.86	2,395	453
18	100.00	213.00	108.00	159.24	1,159	176
19	100.00	213.00	123.00	146.62	6,193	666
20	100.00	336.00	150.00	207.49	2,834	360
21	100.00	175.00	155.00	164.54	53	20
22	100.00	131.00	123.00	126.42	24	―

備　考
明治十二年三月十四日賣買開始(二千株)
同　十二年九月二十二日横濱取引所と改稱
同　十三年九月十三日横濱株式取引所と改稱
同　十八年九月五日資本金二十萬圓を十萬圓(千株)に減少
同　四十二年十二月二十六日横濱取引所へ合併

11. 東京十二商品取引所株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
30	25.00	39.00	14.70	22.33	9,520	1,260

備　考
明治三十年三月二十七日賣買開始(七千株)
同　三十二年六月二十二日解散

12. 横濱米鹽雜穀取引所株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
32	25.00	61.40	24.00	41.40	12,690	1,120

備　考
明治三十二年三月十五日賣買開始(七千株)
同　三十二年十一月四日横濱絹絲綿絲金屬取引所へ合併

(L)　雜　　　種

1. ○ 日本不動産會社株式

株數30,000株　額面　50圓

(舊稱　東京信託會社株式)

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
40	12.50	20.50	19.00	20.00	380	190
45 / 大正 1	35.00	38.00	24.50	34.63	58,330	7,930
2	35.00	34.00	30.95	32.14	2,050	730
3	35.00	34.00	30.00	31.00	80	40
4	35.00	26.00	21.05	23.45	16,750	1,640
5	35.00	41.80	19.70	27.17	49.360	15,550
6	35.00 50.00	35.20 43.60	27.90 43.60	31.43 43.60	17,510	9,470
7	50.00	41.50	38.00	39.22	500	170
8	50.00	74.50	39.00	52.17	85,630	20,710
9	50.00	62.00	30.50	39.35	16,450	7,120
10	50.00	49.00	37.20	45.79	7,260	2,950
11	50.00	48.40	46.90	45.92	1,280	600
12	50.00	49.80	41.00	45.76	230	80
13	50.00	36.00	32.50	34.90	60	90
14	50.00	43.00	37.00	40.00	40	―
15 / 昭和 1	50.00	40.00	40.00	40.00	20	20
2	50.00	51.50	40.70	46.43	1,180	90

備　考
明治四十年三月二十一日賣買開始(三萬株)
大正十五年六月十八日日本不動産會社と改稱

○ 日本不動産會社新株式

株數70,000株　額面　50圓

(舊稱　東京信託會社新株式)

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
10	12.50	12.00	8.70	9.95	5,380	3,710

5. ○大阪堂島米穀取引所株式　株數70,000株　額面50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
2	50.00	143.60	101.95	120.32	800	150
3	50.00	108.50	106.00	107.50	60	—
10	50.00	120.00	110.00	114.88	160	—
11	50.00	109.00	104.00	106.88	70	—

備考
大正二年一月四日賣買開始(二萬四千株)
同　二年五月十日資本金百二十萬圓を二百萬圓(四萬株)に增加
同　六年四月二日新株(一萬六千株)併合
同　九年五月三十一日新株(三萬株)併合

○大阪堂島米穀取引所新株式　株數50,000株　額面50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
9	25.00	72.00	59.00	64.56	1,550	—
10	25.00	90.00	60.00	70.97	730	470
11	25.00	74.50	69.50	72.15	150	50

備考
大正九年十一月十日賣買開始(五萬株)

6. ○名古屋株式取引所株式　株數50,000株　額面50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
4	25.00	114.00	94.00	100.89	190	20
7	25.00	119.00	83.50	108.29	5,130	240
8	25.00	190.00	96.50	142.12	30,890	6,950
9	25.00	187.00	68.00	115.32	5,600	2,220

備考
大正四年八月二十日賣買開始(六萬株)
同　七年一月四日新株(四萬株)併合
同　十年四月一日株式數を半減して五十圓拂込となす

7. ○大連株式商品取引所株式　株數200,000株　額面50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
11	12.00	79.00	31.60	53.60	126,470	11,640
12	12.50	46.20	28.20	39.71	129,300	14,590
13	12.50	37.90	12.80	25.27	13,650	1,910
14	12.50	18.00	8.00	10.37	78,760	22,910
15 昭和 1	12.50	36.40	14.50	25.29	477,670	54,440
2	12.50	33.00	15.20	20.62	444,420	83,300

備考
大正十一年四月十五日賣買開始(二十萬株)

8. ○大連取引所信託會社株式　株數240,000株　額面50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
15 昭和 1	12.50	39.70	20.80	26.17	522,170	61,130
2	12.50	28.90	18.80	23.86	582,020	98,920

備考
大正十五年六月七日賣買開始(二十四萬株)

9. △東京商品取引所株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
28	25.00	70.50	39.50	58.85	108,465	5,515
29	25.00	155.00	45.50	94.15	111,490	9,055
30	25.00	98.50	58.30	74.90	40,390	4,590
31	25.00	70.00	44.00	56.23	27,290	2,750
32	25.00	115.00	61.60	80.08	59,410	5,940
33	25.00	97.00	62.00	83.24	23,560	3,780
34	25.00	85.00	36.70	68.18	44,800	2,450
35	35.00	中 46.80	40.00	44.40	9,060	1,870
36	35.00	53.00	39.90	45.08	2,320	390
37	35.00	49.00	31.50	39.40	2,610	950
38	35.00	48.00	35.50	41.60	2,830	1,070
39	35.00	142.00	38.30	60.93	44,880	3,480
40	35.00	210.00	52.00	75.65	34,850	5,460
41	50.00	53.00	47.95	49.96	650	420

備考
明治二十八年一月四日賣買開始(九千株の内八千六百株)
同　三十年三月賣買株數九千株となる
同　四十一年九月十四日東京米穀取引所へ合併

第五表　銘柄別相場高低表(長期取引—株式)（續）

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
昭和 年	円	円	円	円	株	株
2	25.00	74.20	63.20	68.36	109,550	21,680

備　考
大正九年六月一日賣買開始(七萬株)

3. ○ 横濱(蠶絲外四品)取引所株式

株数200,000株
額面　25圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
29	25.00	190.00	190.00	190.00	20	—
30	25.00	189.00	145.00	168.85	89	28
40	25.00	83.00	44.70	58.65	2,550	690
41	25.00	38.50	35.50	37.13	60	20
42	25.00	當32.00	32.00	32.00	40	60
43	25.00	94.00	45.00	66.30	211,960	16,260
44	25.00	57.65	27.20	38.87	201,990	11,420
45 / 大正 1	25.00	36.50	28.00	32.49	156,900	12,180
2	25.00	當31.00	30.00	30.47	4,470	3,560
3	25.00	36.00	26.40	31.23	3,340	1,140
4	25.00	90.00	29.00	41.33	121,960	4,790
5	25.00	110.00	50.30	69.74	351,220	31,130
6	25.00	116.80	55.10	71.25	268,750	20,600
7	25.00	101.90	58.70	69.45	196,740	16,380
8	25.00	209.90	71.90	130.18	446,160	42,360
9	25.00	244.90	39.40	102.38	392,500	39,780
10	25.00	86.30	39.10	60.04	957,720	78,220
11	25.00	95.50	51.10	65.30	1,615,540	94,450
12	25.00	69.90	43.60	60.17	505,950	42,250
13	25.00	57.00	32.90	43.77	435,760	34,640
14	25.00	56.20	43.60	48.12	530,820	70,480
15 / 昭和 1	25.00	57.70	47.70	51.56	575,360	70,980
2	25.00	52.70	37.70	44.15	319,290	53,890

備　考
明治二十九年十二月十四日賣買開始（甲種株四千二百株）
同　三十年一月乙種株(四千八百株)併合
同　四十年六月増加株([illegible]萬千株)併合
同　四十二年十二月二十六日横濱株式米穀取引所を合併し横濱取引所と改稱
同　四十三年六月新株（横濱株式米穀取引所合併増加株二萬八千株）併合
同　年七月新株(増資株一萬二千株)併合
大正元年十一月十九日資本金二百萬圓(八萬株)を百八十萬圓(七萬二千株)に減少
同　九年三月一日新株(四萬八千株)併合
同　十年一月四日新株(十四萬株)併合

4. ○ 大阪株式取引所株式

株数280,000株
額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
12	100.00	中230.50	177.00	207.43	549	131
13	100.00	中210.00	110.00	165.54	61	24
14	100.00	250.00	235.00	245.00	4	1
36	50.00	171.70	171.70	171.70	20	20
大正 4	50.00	248.00	118.80	151.47	12,130	1,380
12	50.00	114.00	109.30	108.10	120	10
15 / 昭和 1	50.00	114.00	105.00	109.75	210	10
2	50.00	110.80	110.80	110.80	20	20

備　考
明治十二年九月二十四日賣買開始(二千株)
同　十四年一月二十一日資本金二十萬圓を十萬圓（千株）に減少
同　二十六年九月十七日資本金十萬圓を二十萬圓（二千株）に増加
同　二十八年一月五日百圓券を五十圓券に改む
同　二十九年七月新株(六千株)併合
同　四十二年十二月新株(十萬株)併合
大正九年十月一日新株(十四萬株)併合

□ 大阪株式取引所新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
39	50.00	200.00	162.00	176.10	120	50
40	50.00	79.50	79.50	79.50	10	10

備　考
明治三十九年十月一日賣買開始(二萬八千株)
同　四十年舊株へ併合

○ 大阪株式取引所新株式

株数620,000株
額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
10	12.50	153.00	69.50	109.75	500	90
11	12.50	96.00	76.70	86.25	70	30
12	25.00	95.00	71.00	83.90	380	170
14	25.00	95.00	86.90	90.07	540	30
15 / 昭和 1	25.00	116.70	92.40	104.90	18,110	2,240
2	25.00	102.00	77.50	89.24	3,090	950

備　考
大正十年一月十五日賣買開始(五十二萬株)
同　十一年六月一日大阪交換所、現取株友會合併に付十萬株を加ふ

第五表　銘柄別相場高低表(長期取引—株式)　(續)

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
33	50.00	150.00	123.00	134.73	4,905	1,355
34	50.00	132.00	102.20	116.64	1,125	355
35	50.00	139.00	114.00	124.74	1,740	620
36	50.00	155.00	143.00	145.30	360	160
37	50.00	—	—	—	—	10
39	50.00	新舊 233.00	135.00	176.54	14,020	2,360
40	50.00	360.00	103.90	170.44	19,840	4,300
41	50.00	100.00	90.00	93.46	400	220
42	50.00	115.00	84.00	99.01	36,410	3,160
43	50.00	149.00	110.90	127.64	107,390	12,130
44	50.00	132.80	90.50	110.15	59,270	6,510
45 大正 1	50.00	116.15	98.50	107.20	50,490	5,830
2	50.00	120.00	89.00	99.02	21,240	2,930
3	50.00	96.00	74.40	81.20	5,590	1,410
4	50.00	118.25	75.30	88.15	29,270	3,330
5	50.00	259.90	114.00	144.20	61,390	10,540
6	50.00	222.90	152.90	185.00	72,730	12,180
7	50.00	207.00	126.00	164.12	39,560	4,800
8	50.00	339.50	156.30	225.65	72,300	9,520
9	50.00	324.00	85.50	160.22	147,790	29,970
10	50.00	144.50	113.00	129.67	88,060	12,280
11	50.00	140.50	113.00	124.97	113,330	10,990
12	50.00	133.00	95.70	120.40	61,150	6,440
13	50.00	120.00	91.00	100.63	45,110	5,960
14	50.00	116.80	94.20	100.20	106,050	20,790
15 昭和 1	50.00	121.00	95.10	103.79	96,930	17,070
2	50.00	104.90	90.80	98.78	36,400	11,200

備考

明治十一年九月二十日賣買開始(五百株)

同　十六年五月五日東京兜町米商會所を合併し東京米商會所(千株)と改稱

同　二十六年七月二十八日東京米穀取引所と改稱

同　二十七年二月十四日百圓券を五十圓券に改む

同　二十八年十二月二十七日資本金十萬圓を二十萬圓(四千株)に增加

明治三十一年七月新株(四千株)併合

同　四十年六月新株(一萬二千株)併合

同　四十一年九月二十九日東京商品取引所を合併し、東京米穀商品取引所と改稱

同　四十二年一月東京商品取引所合併新株(一萬株)併合

大正八年十月一日新株(三萬株)合併

□ 東京米穀取引所新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
40	50.00	210.10	200.00	206.10	100	80

備考

明治四十年二月二十二日賣買開始(一萬二千株)

同　年六月舊株へ併合

□ 東京米穀商品取引所新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
45 大正 1	25.00	72.85	59.50	66.34	59,900	7,170
2	25.00	79.95	50.25	59.49	33,410	3,690
3	25.00	56.70	41.55	48.87	14,040	3,000
4	25.00	78.50	44.50	54.09	34,690	3,390
5	25.00	214.00	71.90	104.06	121,440	12,240
6	25.00	186.10	120.50	151.62	93,100	12,510
7	25.00	171.50	85.60	126.85	84,190	6,480
8	25.00	225.00	134.10	175.21	88,340	13,710

備考

明治四十五年二月一日賣買開始(三萬株)

大正八年十月一日舊株へ併合

○ 東京米穀商品取引所新株式　株數70,000株　額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
9	25.00	107.50	65.00	89.47	62,130	9,240
10	25.00	109.50	81.30	97.20	143,770	13,370
11	25.00	109.00	82.60	94.88	184,110	12,010
12	25.00	97.20	65.90	87.42	103,630	15,450
13	25.00	90.00	64.60	72.28	102,370	8,810
14	25.00	86.50	62.20	70.58	153,840	28,570
15 昭和 1	25.00	88.60	65.10	78.76	136,920	20,530

第五表　銘柄別相場高低表(長期取引—株式　(續)

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
9	50.00	550.00	358.00	474.97	1,007,720	55,600

備考
大正六年八月一日賣買開始(十六萬株)
同　九年四月一日舊株へ併合

□ 東京株式取引所新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	中 円	円	円	株	株
30	25.00	160.00	139.00	146.20	339	175

備考
明治三十年十一月一日賣買開始(一萬三千株)
同　三十一年一月舊株へ併合

□ 東京株式取引所新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
39	25.00	481.50	168.05	319.88	272,060	9,000
40	50.00	775.00	344.00	531.93	204,760	18,060

備考
明治三十九年九月一日賣買開始(五萬五千株)
同　四十年六月舊株へ併合

□ 東京株式取引所新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
40	25.00	106.30	52.90	80.14	231,440	12,120
41	25.00	86.40	48.65	64.39	867,880	29,210
42	25.00	135.95	74.80	98.70	1,449,010	47,820
43	25.00	182.35	116.50	152.64	1,818,030	46,630
44	25.00	133.90	85.30	111.36	2,155,670	46,000
45 大正 1	25.00	134.95	94.90	117.32	1,799,380	31,970
2	25.00	122.70	97.40	108.34	1,514,910	33,570
3	25.00	117.95	75.00	100.12	2,005,800	36,750
4	25.00	279.95	89.95	136.47	4,654,780	101,770
5	25.00	464.80	197.00	286.91	3,787,640	114,260
6	50.00	332.50	246.60	288.00	570,380	42,770

備考
明治四十年八月一日賣買開始(十六萬株)
大正六年四月二日舊株へ併合

□ 東京株式取引所新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
6	12.50	226.50	111.10	158.18	677,910	25,990
7	12.50	221.50	103.10	139.44	2,557,760	66,660
8	12.50 25.00 50.00	323.00 455.00 482.00	160.10 272.30 380.50	218.77 346.73 431.55	3,516,640	120,400

○ 東京株式取引所新株式　株數540,000株　額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
9	12.50	79.30	72.00	75.91	88,930	3,650
10	12.50	142.60	73.10	113.78	5,458,960	210,470
11	12.50	142.90	79.60	99.32	5,331,420	181,410
12	12.50	114.90	83.50	101.05	5,136,270	214,380
13	12.50	118.50	86.80	96.87	6,969,720	191,100
14	12.50	121.60	85.60	102.35	7,881,430	424,490
15 昭和 1	12.50 25.00	145.90 187.90	128.90 157.40	138.11 171.53	8,922,090	562,560
2	25.00	187.00	130.00	156.47	5,078,680	294,620

備考
大正九年十一月十五日賣買開始(五十萬株)
同　十一年六月一日交換所兜町ビル合併に付四萬株を加ふ

2. ○ 東京米穀商品取引所株式　株數60,000株　額面　50圓
(舊稱　東京蠣殻町米商會所)

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	前 円	円	円	株	株
11	100.00	450.00	280.00	353.10	12	9
12	100.00	中 820.00	560.00	715.00	15	8
13	100.00	238.00	215.00	226.26	59	1
14	100.00	300 00	193.70	248.19	638	216
15	100.00	176.50	112.50	142.71	24	23
16	100.00	180.00	122.00	151.43	256	78
17	100.00	295.00	150.00	182.76	3,236	421
18	100.00	400.00	165.00	217.45	8,283	678
19	100.00	445.00	230.00	374.53	13,222	1,257
20	100.00	—	—	—	—	24
29	50.00	400.00	270.00	332.62	7,406	1,095
30	50.00	355.00	140.00	186.96	4,152	1,128
31	50.00	145.00	92.00	121.40	3,888	661
32	50.00	158.00	116.00	133.96	13,340	2,440

5. ×東京海上火災保險會社株式　株數24,000株　額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
17	100.00	95.00	94.00	94.67	8	2
20	100.00	249.00	153.00	185.13	6,015	823
21	100.00	155.00	139.00	146.34	18	16

備　考
明治十七年四月二十四日賣買開始(六千株)
同　三十一年賣買中止

6. 明敎生命保險會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
29	12.50	16.50	15.80	16.10	30	10

備　考
明治二十九年四月二十日賣買開始(一萬株)
同　三十二年十二月明敎保險會社を明敎生命保險會社と改稱
同　三十五年十二月解散

(K) 取　引　所

1. ○東京株式取引所株式　株數400,000株　額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
11	100.00	當 254.71	134.53	165.99	145	116
12	100.00	中 302.80	180.00	247.59	3,462	984
13	100.00	255.70	225.00	236.48	2,852	579
14	100.00	329.00	213.00	258.75	4,672	643
15	100.00	246.30	130.00	184.30	942	280
16	100.00	226.00	154.00	182.60	1,599	399
17	100.00	218.00	173.00	191.29	1,172	192
18	100.00	220.00	159.00	183.69	1,663	234
19	100.00	491.00	192.00	337.13	46,753	2,449
20	100.00	435.00	212.00	298.09	29,461	1,728
21	100.00	328.00	243.00	287.84	15,231	1,334
22	100.00	378.00	257.00	298.44	6,605	847
23	100.00	364.00	246.00	286.69	7,505	652
24	100.00	313.00	233.00	276.45	3,571	408
26	50.00	234.50	202.50	220.28	4,646	416
27	50.00	314.00	155.00	243.90	38,368	2,683
28	50.00	642.00	220.00	325.26	39,802	3,193
29	50.00	658.00	320.00	449.78	68,098	3,730
30	50.00	443.00	151.00	269.40	9,917	3,950
31	50.00	199.00	119.00	165.62	116,417	6,342
32	50.00	279.00	184.00	225.82	193,175	10,575
33	50.00	218.00	134.00	169.92	114,365	6,725
34	50.00	173.50	107.80	133.89	134,525	5,010
35	50.00	256.50	120.80	183.37	219,780	12,690
36	50.00	195.10	157.50	174.09	145,240	6,970
37	50.00	191.80	125.00	165.23	212,650	8,590
38	50.00	296.50	142.80	210.35	415,960	12,270
39	50.00	514.95	新株 165.95	308.94	642,820	23,780
40	50.00	780.00	91.60	246.47	656,090	31,290
41	50.00	155.30	90.30	116.73	848,960	19,880
42	50.00	186.50	132.10	155.51	901,610	29,210
43	50.00	246.20	160.90	214.53	1,036,300	42,210
44	50.00	189.60	130.95	159.31	752,140	31,050
45 大正 1	50.00	172.60	134.30	156.15	416,840	20,450
2	50.00	162.60	131.25	143.30	339,630	11,270
3	50.00	152.25	103.90	130.34	399,080	15,770
4	50.00	309.95	115.95	164.85	970,820	38,510
5	50.00	480.90	219.00	315.82	980,590	57,520
6	50.00	331.00	148.00	239.10	2,156,160	106,710
7	50.00	248.00	142.00	174.53	1,342,600	85,980
8	50.00	483.90	183.10	310.50	2,639,940	154,180
9	50.00	549.00	100.00	240.22	2,514,770	174,800
10	50.00	173.80	118.60	145.48	1,871,690	136,860
11	50.00	166.00	105.10	124.04	1,382,930	89,790
12	50.00	148.90	106.10	129.90	1,489,300	74,080
13	50.00	137.80	106.10	117.34	993,410	72,810
14	50.00	161.90	113.00	127.11	1,710,100	156,580
15 昭和 1	50.00	218.80	168.00	188.60	4,033,810	427,890
2	50.00	201.90	141.60	167.89	2,284,140	278,730

備　考
明治十一年九月二十日賣買開始(二千株)
同　二十四年七月營業延期許可の趣旨に準據し賣買廢止
同　二十六年七月二十七日百圓券を五十圓券に改む
同　二十六年九月七日資本金二十萬圓(百圓券二千株)を三十萬圓(五十圓券六千株)に增加
同　二十六年十月二十三日再び賣買開始（五十圓券六千株）
同　二十九年十一月增募株(六千株)併合
同　三十一年一月新株(一萬三千株)併合
同　四十年六月新株(五萬五千株)併合
大正六年四月二日新株(十六萬株)併合
同　九年四月一日新株(十六萬株)併合

第五表　銘柄別相場高低表(長期取引—株式)（續）

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年 10	円 12.50	円 50.30	円 33.90	円 39.67	株 161,550	株 24,510
11	12.50	42.80	32.00	36.66	70,800	13,890
12	12.50	41.40	19.10	36.25	32,280	7,810
13	12.50	23.80	15.40	18.38	8,500	4,420
14	12.50	34.50	21.00	28.16	3,320	1,170
15 昭和 1	12.50	46.90	35.10	40.14	48,640	16,800
2	12.50	48.00	36.80	42.51	32,160	10,880

備　考

明治二十九年四月二十日賣買開始(二萬株)
同　二十九年十二月新株(八萬株)併合
同　四十四年九月新株(十萬株)併合
大正二年九月一日東京火災保險會社と改稱

2. ○ 横濱火災海上保險會社株式　株数 250,000株　額面 50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年 32	円 12.50	円 12.50	円 12.40	円 12.45	株 110	株 80
39	12.50	35.00	28.90	30.86	19,510	3,920
40	12.50	40.00	24.50	32.40	11,740	3,980
43	12.50	28.50	26.80	27.62	780	340
44	12.50	29.00	27.50	27.96	100	—
45 大正 1	12.50	32.45	28.00	29.91	4,550	1,590
5	12.50	55.90	27.00	43.43	4,570	1,290
6	12.50	47.00	43.00	45.49	310	880
7	12.50	69.00	42.20	58.51	1,810	810
8	12.50	131.00	72.00	99.66	10,610	3,250
9	12.50	139.90	39.40	69.13	15,170	2,890
10	12.50	54.00	38.50	42.89	2,270	1,250
11	12.50	40.00	30.00	36.82	430	90
12	12.50	37.00	35.00	36.00	70	20
13	12.50	20.70	20.00	20.32	170	60
14	12.50	30.20	18.50	24.06	110	—
15 昭和 1	12.50	37.30	28.00	32.38	7,590	2,910
2	12.50	40.00	26.00	31.72	7,660	3,530

備　考

明治三十二年九月二十六日賣買開始(十萬株)
同　三十三年十月一日横濱火災保險會社を横濱火災運送保險會社と改稱
明治三十八年一月七日横濱火災運送信用保險會社と改稱
同　三十九年十月一日横濱火災海上運送信用保險會社と改稱
大正九年三月三十日横濱火災海上保險會社と改稱
同十　年三月一日新株(十五萬株)併合

3. ○ 共同火災保險會社株式　株数 200,000株　額面 50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年 45 大正 1	円 12.50	円 22.50	円 16.80	円 19.77	株 2,150	株 730
2	12.50	20.00	14.50	16.69	2,270	650
5	12.50	29.00	16.60	20.77	15,980	2,610
6	12.50	21.00	17.00	19.05	2,010	1,980
7	12.50	21.00	20.10	20.84	260	80
8	12.50	74.50	33.00	49.96	108,400	19,860
9	12.50	83.00	18.80	30.20	55,710	16,820
10	12.50	24.30	20.00	22.50	26,410	10,070
11	12.50	21.40	18.50	20.30	1,520	620
12	12.50	22.30	22.00	22.08	380	160
13	12.50	14.80	13.70	14.25	240	130
15 昭和 1	12.50	31.00	27.80	29.19	1,140	510
2	12.50	32.00	32.00	32.00	80	80

備　考

明治四十五年四月一日賣買開始(十萬株)
大正二年三月十一日共同火災海上運送保險會社を共同火災會社と改稱
同　十年三月一日新株(十萬株)併合

4. ○ 帝國火災保險會社株式　株数 200,000株　額面 50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年 10	円 12.50	円 21.50	円 15.80	円 18.19	株 16,710	株 4,860
11	12.50	17.50	15.80	16.43	240	150
12	12.50	15.80	15.00	15.40	50	—
13	12.50	15.70	15.40	15.55	140	90
14	12.50	當 12.00	12.00	12.00	30	50
15 昭和 1	12.50	14.50	14.50	14.50	80	30
2	12.50	12.00	8.00	8.88	730	580

備　考

大正十年二月一日賣買開始(二十萬株)

23. 第百三十二國立銀行株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
16	25.00	中 1.00	1.00	1.00	2	—

備考
明治十六年四月二日賣買開始(千四百株)
同　二十九年三月國立銀行處分法公布に付賣買廢止

24. 第百七國立銀行株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
16	100.00	95.00	95.00	95.00	1	1

備考
明治十六年四月二日賣買開始(三千五百株)
同　二十九年三月國立銀行處分法公布に付賣買廢止

25. 東京商業銀行株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
29	25.00	40.00	28.60	31.28	2,080	1,040

備考
明治二十九年一月四日賣買開始(四千株)
同　三十四年十月解散

□ 東京商業銀行新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
29	25.00	30.00	28.80	29.40	1,670	940

備考
明治二十九年一月四日賣買開始(六千株)
同　二十九年七月舊株へ併合

26. 日本興業銀行株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
30	12.50	12.90	9.40	11.52	22,640	9,030

備考
明治三十年六月一日賣買開始(六萬株)
同　三十年十二月二十七日帝國商業銀行へ合併

27. 北濱銀行株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
36	50.00	46.50	43.70	45.68	2,770	440
37	50.00	47.80	32.00	42.38	250	360

備考
明治三十六年四月一日賣買開始(六萬株)
大正三年十二月十一日賣買廢止

28. 同伸會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
22	50.00	64.00	39.00	45.95	3,295	705
23	50.00	45.00	21.00	36.06	97	144
25	50.00	40.00	16.00	24.74	2,291	584
26	50.00	61.50	33.00	44.82	20,965	4,705
27	50.00	41.70	20.50	30.18	11,903	3,786
28	50.00	36.00	23.30	26.76	230	75
29	50.00	35.00	34.00	34.50	20	20

備考
明治二十二年五月一日賣買開始(八千株)
同　三十一年十月十八日合資組織に變更解散

1. ○ 東京火災(海上運送保險會社)株式　株數200,000株　額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
29	12.50	15.40	10.40	12.34	4,550	1,840
32	12.50	15.50	9.80	13.77	880	370
33	12.50	14.50	14.50	14.50	20	—
34	12.50	15.80	15.00	15.50	170	100
35	12.50	17.50	16.00	16.48	380	230
44	12.50	21.00	17.80	18.56	160	20
45 / 大正 1	12.50	24.80	17.65	20.18	33,860	8,710
2	12.50	17.50	15.20	16.52	650	230
3	12.50	16.00	13.90	15.25	240	50
4	12.50	19.80	15.80	17.24	670	—
5	12.50	34.50	17.90	23.65	74,340	12,340
6	12.50	27.40	20.20	24.62	22,880	10,680
7	12.50	37.80	24.90	32.28	25,350	7,610
8	12.50	88.10	36.00	60.16	248,780	36,370
9	12.50	85.00	31.00	47.38	112,400	28,800

第五表　銘柄別相場高低表(長期取引—株式)　(續)

15. 第三十九國立銀行株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
16	50.00	65.00	62.00	63.50	2	—
21	50.00	98.00	97.00	97.50	2	—

備　考
明治十六年四月二日賣買開始(七千株)
同　二十九年三月國立銀行處分法公布に付賣買廢止

第三十九國立銀行追募株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
21	25.00	54.00	45.00	48.78	117	87

備　考
明治二十一年二月八日賣買開始(三千五百株)
同　二十九年三月國立銀行處分法公布に付賣買廢止

16. 第四十國立銀行株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
16	50.00	55.00	55.00	55.00	2	—

備　考
明治十六年四月二日賣買開始(三千株)
同　二十九年三月國立銀行處分法公布に付賣買廢止

17. 第四十五國立銀行株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
16	50.00	8.00	4.00	6.00	2	—

備　考
明治十六年四月二日賣買開始(二千株)
同　二十九年三月國立銀行處分法公布に付賣買廢止

18. 第六十國立銀行株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
16	50.00	35.00	35.00	35.00	2	—
17	50.00	38.00	37.00	37.50	25	18
19	50.00	54.00	52.00	52.89	34	33
20	50.00	78.00	68.00	74.47	277	104
21	50.00	72.00	53.00	64.34	576	421

備　考
明治十六年四月二日賣買開始(五千株)
同　二十九年三月國立銀行處分法公布に付賣買廢止

19. 第百國立銀行株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
16	100.00	150.00	115.00	132.50	10	6
20	100.00	300.00	280.00	290.00	5	1

備　考
明治十六年四月二日賣買開始(二千株)
同　二十九年三月國立銀行處分法公布に付賣買廢止

第百國立銀行追募株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
20	35.00	98.00	60.00	73.94	26	16

備　考
明治二十年七月十一日賣買開始(千六百株)
同　二十九年三月國立銀行處分循公布に付賣買廢止

20. 第九十五國立銀行株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
19	50.00	65.00	65.00	65.00	2	—
20	50.00	100.00	100.00	100.00	2	—
21	50.00	135.00	128.00	131.50	31	20

備　考
明治十九年四月二十八日賣買開始(四千株)
同　二十九年三月國立銀行處分法公布に付賣買廢止

21. 第七十七國立銀行株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
19	50.00	58.50	58.00	58.25	6	—

備　考
明治十九年四月二十三日賣買開始(五千株)
同　二十九年三月國立銀行處分法公布に付賣買廢止

22. 第七十四國立銀行株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
19	50.00	75.00	70.00	72.50	11	—

備　考
明治十九年一月二十七日賣買開始(八千株)
同　二十九年三月國立銀行處分法公布に付賣買廢止

第五表　銘柄別相場高低表(長期取引—株式)　(續)

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治年	円	円	円	円	株	株
19	100.00	215.00	215.00	215.00	2	—
20	100.00	341.00	310.00	324.62	41	37

備　考
明治十一年九月二十日賣買開始(一萬五千株)
同　二十九年三月國立銀行處分法公布に付賣買廢止

5　第二國立銀行株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治年	円	円	円	円	株	株
12	100.00	188.00	173.00	182.07	108	100
16	100.00	193.00	185.00	189.00	11	7
17	100.00	206.00	195.00	200.25	14	11
19	100.00	205.00	205.00	205.00	1	1

備　考
明治十二年二月五日賣買開始(四千五百株)
同　二十九年三月國立銀行處分法公布に付賣買廢止

6. 第六國立銀行株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治年	円	円	円	円	株	株
12	100.00	179.00	165.00	171.75	16	—
16	100.00	35.00	22.00	28.50	48	31
17	100.00	40.00	35.00	37.50	2	—

備　考
明治十二年三月一日賣買開始(二千五百株)
同　二十九年三月國立銀行處分法公布に付賣買廢止

7. 第三國立銀行株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治年	円	円	円	円	株	株
16	100.00	110.00	102.00	104.21	18	10
17	100.00	121.00	119.00	120.00	3	1
19	100.00	153.00	150.00	151.50	5	—
20	100.00	186.00	160.00	180.95	21	3

備　考
明治十六年四月二日賣買開始(一萬株)
同　二十九年三月國立銀行處分法公布に付賣買廢止

8. 第八國立銀行株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治年	円	円	円	円	株	株
16	100.00	50.00	40.00	45.00	4	—

備　考
明治十六年四月二日賣買開始(千五百株)
同　二十九年三月國立銀行處分法公布に付賣買廢止

9. 第十三國立銀行株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治年	円	円	円	円	株	株
16	100.00	158.00	150.00	154.00	4	—

備　考
明治十六年四月二日賣買開始(五千株)
同　二十九年三月國立銀行處分法公布に付賣買廢止

10. 第十四國立銀行株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治年	円	円	円	円	株	株
16	100.00	105.00	105.00	105.00	2	—

備　考
明治十六年四月二日賣買開始(二千株)
同　二十九年三月國立銀行處分法公布に付賣買廢止

11. 第十九國立銀行株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治年	円	円	円	円	株	株
16	50.00	52.50	52.50	52.50	2	—

備　考
明治十六年四月二日賣買開始(四千株)
同　二十九年三月國立銀行處分法公布に付賣買廢止

12. 第二十七國立銀行株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治年	円	円	円	円	株	株
16	100.00	135.00	130.00	132.50	2	—

備　考
明治十六年四月二日賣買開始(三千株)
同　二十九年三月國立銀行處分法公布に付賣買廢止

13. 第三十國立銀行株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治年	円	円	円	円	株	株
16	100.00	135.00	125.00	130.00	2	—

備　考
明治十六年四月二日賣買開始(二千五百株)
同　二十九年三月國立銀行處分法公布に付賣買廢止

14. 第三十二國立銀行株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治年	円	円	円	円	株	株
16	50.00	65.00	65.00	65.00	8	—

備　考
明治十六年四月二日賣買開始(七千二百株)
同　二十九年三月國立銀行處分法公布に付賣買廢止

第五表　銘柄別相場高低表(長期取引—株式)　(續)

□ 横濱正金銀行追募株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
20	50.00	161.00	84.00	129.78	25,476	2,547
21	50.00	150.00	121.00	132.20	23,662	5,085
22	50.00	161.50	135.30	148.84	29,935	5,511
23	50.00	142.00	100.29	112.69	27,438	2,293
24	50.00	108.00	84.90	93.76	20,953	2,491
25	50.00	119.00	97.80	111.23	6,245	1,044
26	50.00	140.90	116.20	128.55	13,646	3,636
27	50.00	116.50	101.50	109.58	93	71
28	50.00	當150.00	145.00	147.50	10	—
29	50.00	當217.00	217.00	217.00	20	—
30	100.00	當236.00	235.00	235.50	20	—

備考
明治二十年六月一日賣買開始(三萬株)
同　三十年三月舊株へ併合

□ 横濱正金銀行新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
44	25.00	95.95	87.80	90.79	1,720	160
45 大正1	25.00	112.80	87.30	101.19	52,770	7,810
2	25.00	99.45	81.60	90.88	22,630	3,870
3	25.00	91.05	81.50	84.72	1,480	870
4	25.00	113.00	82.50	83.60	1,840	660
5	25.00	174.90	95.00	123.15	14,220	4,230
6	25.00 50.00	157.10 229.00	127.50 158.00	136.77 187.80	6,340	2,800
7	100.00	242.00	240.00	241.00	90	50
8	100.00	301.00	301.00	301.00	30	10

備考
明治四十四年十月二日賣買開始(二十四萬株)
大正九年三月一日舊株へ併合

3. ✕ 第三銀行株式　株數40,000株　額面　50圓

(舊稱　帝國商業銀行)

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
28	25.00	52.50	47.50	49.10	374,310	18,265
29	25.00	50.10	25.30	37.05	189,555	20,335
30	25.00	31.00	26.20	28.34	38,410	12,400
31	25.00	29.00	19.90	24.01	81,660	16,240
32	25.00	32.00	23.70	26.17	135,370	23,270
33	31.00	33.20	28.90	31.64	66,100	14,400
34	35.00	34.70	29.10	30.95	51,440	9,060
35	35.00	32.00	26.30	28.75	30,280	6,670
36	35.00	28.10	25.10	27.04	21,190	5,130
37	35.00	26.00	19.55	22.63	18,480	6,180
38	35.00	26.00	17.50	20.95	46,480	8,760
39	35.00	42.20	23.70	28.69	219,890	36,660
40	35.00	47.00	18.00	28.14	207,690	35,930
41	35.00	20.45	12.75	16.70	57,390	13,540

備考
明治二十八年三月四日賣買開始(十萬株)
同　三十年十二月二十七日株式會社日本興業銀行を合併
同　四十二年二月二十七日資本金八百萬圓(十六萬株)を四百萬圓(八萬株)に減少し三十五圓拂込二株を五十圓全額拂込の一株となす
同　四十一年十月賣買休止

□ 帝國商業銀行新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
31	12.50	10.00	7.50	9.45	2,820	1,550

備考
明治三十一年三月二十八日賣買開始(六萬株)
同　三十一年七月舊株へ併合

4. 第一國立銀行株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
11	100.00	當195.00	145.00	157.88	13	10
12	100.00	中211.00	208.00	209.60	32	17
13	100.00	160.00	160.00	160.00	20	—
16	100.00	174.00	170.00	172.25	9	5
17	100.00	205.00	200.00	202.50	4	3

5. △愛知セメント會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
41	50.00	68.00	68.00	68.00	40	—
大正 4	50.00	50.50	49.00	49.66	250	—
5	50.00	130.00	53.00	83.50	48,480	4,870
6	50.00	147.00	86.10	104.03	39,260	6,770
7	50.00	114.70	69.50	80.89	7,050	2,560
8	50.00	69.00	50.00	58.96	2,150	570
9	50.00	52.90	43.00	46.13	50	20
12	50.00	53.90	53.50	53.70	270	90
13	50.00	當47.00	47.00	47.00	10	20

備考

明治四十年十月十一日賣買開始(一萬株)

大正六年九月一日新株(十萬四千株)併合

同　十三年十月十六日小野田セメント會社へ合併

(J) 銀行・保險業

1. ○日本興業銀行株式

株數1,000,000株
額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
44	50.00	87.35	79.00	83.22	7,790	2,170
45 / 大正 1	50.00	93.70	72.80	84.98	138,860	18,550
2	50.00	83.70	58.00	69.73	142,950	20,300
3	50.00	67.70	50.55	57.77	36,600	7,010
4	50.00	73.70	52.80	59.10	32,330	7,040
5	50.00	67.50	53.90	59.99	47,630	12,750
6	50.00	79.50	56.00	63.29	61,460	18,870
7	50.00	64.40	58.00	61.52	10,650	4,060
8	50.00	93.50	63.00	77.12	109,760	32,320
9	50.00	76.90	46.10	56.48	68,440	27,700
10	50.00	64.90	53.90	59.32	99,240	32,320
11	50.00	68.30	52.00	57.57	84,860	22,340
12	50.00	57.50	53.30	55.08	25,830	10,500
13	50.00	54.00	50.00	51.32	450	300
14	50.00	50.50	44.50	47.18	270	110
15 / 昭和 1	50.00	50.50	48.00	49.47	40	30

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
昭和 年	円	円	円	円	株	株
2	50.00	中34.00	34.00	34.00	100	50

備考

明治四十四年八月一日賣買開始(三十五萬株)

大正八年五月一日新株(二十五萬株)併合

同　十一年三月一日新株(四十萬株)併合

2. ○横濱正金銀行株式

株數1,000,000株
額面　100圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
14	100.00	138.10	121.00	129.97	1,972	914
15	100.00	123.50	90.00	102.51	1,418	509
16	100.00	108.00	96.00	101.07	1,097	653
17	100.00	183.00	125.00	158.01	9,528	2,018
18	100.00	184.00	161.00	170.74	3,579	923
19	100.00	314.00	187.00	270.15	18,985	2,513
20	100.00	414.00	240.00	284.97	24,312	3,257
21	100.00	252.00	233.00	249.96	1,048	503
22	100.00	265.00	265.00	265.00	41	1
42	100.00	250.00	244.35	247.22	470	—
43	100.00	336.40	252.00	287.03	92,460	12,380
44	100.00	325.00	203.70	244.32	84,690	11,330
45 / 大正 1	100.00	222.95	208.00	215.79	23,260	3,290
2	100.00	213.50	199.50	207.86	220	110
3	100.00	202.00	202.00	202.00	20	20
4	100.00	235.25	235.25	235.25	20	—
5	100.00	當232.00	232.00	232.00	20	—
9	100.00	178.00	178.00	178.00	290	—
10	100.00	188.00	186.00	187.33	1,740	—
11	100.00	187.50	170.00	177.38	3,710	40
12	100.00	當186.50	186.10	186.30	200	20
13	100.00	當165.00	165.00	165.00	10	—

備考

明治十四年三月二十三日賣買開始(三萬株)

同　三十四年四月九日第二新株(六萬株)併合

同　四十年七月第三新株(十二萬株)併合

大正九年三月一日新株(二十四萬株)併合

同　十年四月一日新株(五十二萬株)併合

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
14	12.50 20.00 32.50	11.00 18.70 36.00	11.00 17.40 29.80	11.00 18.03 31.66	7,610	840
15 昭和 1	32.50 40.00 50.00	43.90 49.90 67.00	36.00 43.40 53.90	38.25 46.21 60.30	116,950	56,630
2	50.00	70.50	6.30	36.25	346,070	52,190

備　考

大正十二年一月四日賣買開始(五萬株)
昭和二年八月十六日減資のため一萬二千五百株となる
同　二年十二月二十六日賣買中止

3. ○淺野セメント會社株式

株數330,600株
額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
5	50.00	123.00	80.00	102.56	13,130	3,280
6	50.00	144.90	93.10	115.74	8,990	6,240
7	50.00	107.00	87.00	98.68	170	70
8	50.00	114.90	80.00	94.28	13,080	3,560
9	50.00	143.90	54.50	83.13	141,360	34,300
10	50.00	81.60	58.20	68.55	229,680	41,420
11	50.00	99.60	62.20	72.61	338,250	45,200
12	50.00	138.00	101.00	121.91	1,062,580	93,010
13	50.00	121.00	73.80	91.15	903,650	64,240
14	50.00	113.00	84.60	97.72	1,207,720	86,740
15 昭和 1	50.00	132.90	93.10	116.07	1,210,520	146,710
2	50.00	110.20	56.10	78.55	874,050	79,040

備　考

大正五年一月四日賣買開始(十萬三千六百株)
同　六年五月一日新株(四萬株)併合
同　九年五月一日新株(十五萬六千四百株)併合
同　十三年一月四日淺野スレート及日本カーリット兩會社合併に付二萬五千株を加ふ
同　十三年七月一日大阪木津川セメント會社合併に付五千六百株を加ふ

□淺野セメント會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
8	12.50 25.00	27.50 66.00	24.00 35.30	25.63 49.34	69,360	16,510
9	37.50 50.00	125.90 105.00	68.10 85.00	96.84 98.24	195,770	37,900

備　考

大正七年一月四日賣買開始(十五萬六千四百株)
同　九年五月一日萬株)併合

○淺野セメント會社新株式

株數790,000株
額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
10	12.50	23.00	18.50	20.11	70,570	16,000
11	12.50	33.10	17.80	21.86	204,690	35,340
12	12.50	70.10	31.90	47.70	1,229,340	98,810
13	12.50	45.60	22.00	30.57	1,014,590	122,060
14	12.50 20.00	31.30 55.60	27.50 38.50	29.55 44.18	1,467,640	213,220
15 昭和 1	20.00	81.90	44.00	64.80	2,829,370	367,420
2	20.00	55.70	23.60	38.17	1,098,420	188,450

備　考

大正十年七月十八日賣買開始(三十六萬株)
同　十三年一月四日淺野スレート會社合併に付三萬株を加ふ
同　十三年七月一日第二淺野セメント會社合併に付四十萬株を加ふ

○淺野セメント會社第二新株式

株數1,000,000株
額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
昭和 年	円	円	円	円	株	株
2	12.50	21.80	13.90	18.37	88,120	18,420

備　考

昭和二年七月二十六日賣買開始(百萬株)

4. ○磐城セメント會社株式

株數104,800株
額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
15 昭和 1	50.00	92.90	63.50	79.50	205,290	31,230
2	50.00	80.90	35.90	58.73	492,070	53,990

備　考

大正十五年六月十四日賣買開始(九萬八百株)
同　十五年八月二十六日鈴木セメント會社(一萬四千株)合併

○磐城セメント會社新株式

株數109,200株
額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
15 昭和 1	12.50	28.10	25.00	26.71	3,140	110
2	12.50 20.00	33.90 31.20	21.50 11.40	29.58 19.28	184,300	46,250

備　考

大正十五年十一月二十五日賣買開始(十萬九千二百株)

□ 品川白煉瓦會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
38	12.50	34.00	33.00	33.50	20	—

備考
明治三十八年十二月十四日賣買開始(五千株)
同　三十九年十月二十日舊株へ併合

□ 品川白煉瓦會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
45 大正 1	35.00	46.40	45.95	46.10	360	230

備考
明治四十五年三月九日賣買開始(一萬株)
大正二年四月舊株へ併合

2. ×日本セメント會社株式　株數12,500株　額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
22	15.00	30.80	20.80	24.41	11,243	508
23	20.00	20.40	18.40	19.05	9,071	2,026
24	20.00	19.20	14.02	16.25	330	199
25	25.00	19.10	15.60	16.85	3,599	32
26	25.00	23.00	14.00	16.59	13,666	3,220
27	25.00	20.00	15.20	17.33	1,268	1,102
28	25.00	33.50	18.50	24.24	4,165	615
29	25.00	33.00	新落 26.00	28.86	2,105	1,450
30	25.00	36.00	30.00	32.50	590	380
45 大正 1	25.00	25.40	22.55	23.97	7,520	2,320
2	25.00	25.00	17.00	22.02	2,550	1,420
4	25.00	23.00	14.00	17.38	4,020	430
5	25.00	68.90	18.00	36.43	179,030	21,910
6	25.00	72.60	36.90	54.75	319,290	30,170
7	25.00	62.60	41.00	52.13	163,820	16,130
8	25.00	47.50	32.10	37.86	125,600	19,560
9	25.00	73.60	19.20	32.78	233,020	32,500
10	25.00	24.30	10.30	17.99	121,320	25,520
11	50.00	44.10	34.20	39.60	2,490	920
大正 年	円	円	円	円	株	株
12	50.00	47.00	31.70	36.89	108,690	15,060
13	50.00	44.10	19.00	26.78	45,990	8,320
14	50.00	39.60	22.20	27.23	62,770	9,020
15 昭和 1	50.00	61.00	36.60	47.80	497,700	44,800
2	50.00	61.20	3.50	30.18	415,060	40,380

備考
明治二十二年十月二十一日賣買開始(九千株)
同　三十三年十月十九日資本金四十五萬圓を三十五萬圓(一萬四千株)に減少、從て賣買株數は八千六百株となる
同　三十四年一月二十九日資本金三十五萬圓を二十一萬五千圓(八千六百株)に減少
同　三十九年九月十日資本金六十五萬圓(二萬六千株)に增加
同　四十一年八月十九日資本金を百十萬圓（四萬四千株）に增加
同　四十五年六月一日建株三萬株となる
大正六年二月一日新株(一萬四千株)併合
同　九年八月二日新株(五萬六千株)併合
同　十年十一月十九日株式併合して五萬株に減少
昭和二年八月十六日減資に付一萬二千五百株となる
同　二年十二月二十六日賣買中止

□ 日本セメント會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
29	7.50	12.00	9.90	10.90	350	290

備考
明治二十九年五月十八日賣買開始(九千株)
同　三十三年九月舊株へ併合

□ 日本セメント會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
8	12.50 20.00	31.30 39.90	17.00 27.90	20.86 32.20	118,270	20,710
9	20.00 25.00	66.00 49.90	31.50 17.10	44.41 30.22	269,390	38,850

備考
大正八年二月五日賣買開始(五萬六千株)
同　九年八月二日舊株へ併合

×日本セメント會社優先新株式　株數12,500株　額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
13	12.50	14.20	8.60	11.37	1,480	730

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
15 昭和 1	15.50	7.50	2.60	4.05	115,270	31,070
2	15.50	6.40	2.90	4.27	46,580	18,570

備　考

大正十二年八月一日賣買開始(二十萬株)

5. ○熱帶産業會社株式

株數130,000株
額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
15 昭和 1	42.50	82.80	42.00	56.98	368,510	47,240
2	42.50	58.90	27.90	42.17	371,770	31,520

備　考

大正十五年二月二十六日賣買開始(十三萬株)

6. △關東酸曹會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
6	15.00 25.00	106.60 105.30	88.00 64.90	99.80 77.19	99,440	14,960
7	25.00	84.00	50.10	73.52	114,930	13,270
8	25.00	74.90	42.70	55.31	202,860	20,680
9	25.00 37.50 50.00	204.90 67.90 59.90	47.00 48.90 49.00	104.73 57.19 52.86	393,210	43,360

備　考

大正六年四月賣買開始(十萬株)
同　十二年一月大日本人造肥料會社へ合併

7. △日本硝子工業會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
9	50.00	100.00	60.00	80.00	40	—

備　考

大正九年四月賣買開始(七萬株)
同　九年九月大日本麥酒會社へ合併

8. 星製藥會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
9	12.50	49.91	20.20	31.91	158,910	20,670
10	12.50	36.00	19.20	24.61	275,380	51,950

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
11	12.50	23.60	16.40	19.54	73,790	20,910
12	12.50	24.90	11.20	16.80	143,910	37,840
13	12.50	11.80	7.30	9.50	81,850	24,000
14	12.50	10.50	5.30	7.33	134,240	48,870
15 昭和 1	12.50	7.20	3.60	4.92	32,700	13,850

備　考

大正九年三月一日賣買開始(二十萬株)
同　十年九月一日增加株(二十萬株)併合
同　十二年十二月協同製藥會社合併に付六十萬株を加ふ
同　十五年五月十五日他會社へ合併に付賣買廢止

(I)　窯　　業

1. ○品川白煉瓦會社株式

株數42,640株
額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
38	50.00	87.00	69.00	82.70	220	—
39	50.00	136.00	75.00	112.23	1,690	1,050
40	50.00	105.00	83.00	94.50	210	290
42	50.00	54.00	51.00	53.38	230	130
43	50.00	53.00	53.00	53.00	40	—
大正 2	50.00	78.00	51.50	58.48	9,470	1,750
3	50.00	57.00	57.00	57.00	130	40
4	50.00	70.00	48.50	59.77	2,870	310
5	50.00	156.00	71.00	104.06	71,230	10,810
6	50.00	154.60	119.00	133.94	53,810	10,490
7	50.00	138.10	88.00	106.29	36,310	8,400
8	50.00	104.90	67.60	85.80	98,970	15,340
9	50.00	85.00	30.00	48.96	79,760	11,140
10	50.00	33.00	28.00	29.88	2,290	1,660
11	50.00	25.50	25.50	25.50	10	—
12	50.00	36.50	26.30	32.92	4,920	860
13	50.00	33.00	22.00	27.26	1,490	830
14	50.00	27.90	17.80	20.70	3,490	370
15 昭和 1	50.00	43.40	25.20	33.82	287,020	31,560
2	50.00	41.20	19.90	29.44	153,750	27,810

備　考

明治三十八年十二月十四日賣買開始(五千株)
同　三十九年十月二十日新株(五千株)併合
大正二年四月二十日新株(一萬株)併合
同　六年五月一日日本窯業會社合併に付二千六百四十株を加ふ
同　七年二月一日新株(二萬株)併合

第五表　銘柄別相場高低表(長期取引―株式)　(續)

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
3	20.00	23.00	22.00	22.50	20	130
4	25.00	95.00	57.00	64.00	13,910	2,310
5	25.00	180.00	74.20	107.85	142,670	13,510
6	30.00	133.00	61.00	102.86	40,410	9,900
7	30.00 50.00	93.50 88.00	66.00 74.10	76.68 82.49	35,880	8,310
8	50.00	84.80	70.50	78.54	7,580	3,540

備　考

大正二年十二月一日賣買開始(二萬七千株)
同　六年十二月一日日本電燈會社(二萬株)合併
同　八年四月一日舊株へ併合

○日本化學工業會社(第二)新株式　株數40,000株　額面50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
8	12.50 20.00	38.90 42.50	21.80 33.50	30.65 37.13	148,670	28,400
9	20.00 30.00	90.00 35.00	29.60 19.00	45.59 24.86	162,030	26,320
10	30.00	24.50	12.00	18.08	9,780	3,940
11	30.00	6.00	1.00	4.76	880	570
12	30.00	20.10	6.30	12.52	31,240	8,070
13	30.00	16.00	9.50	13.06	2,580	980
14	30.00	16.20	11.00	12.94	2,760	2,200
15 昭和 1	30.00	17.50	9.50	12.89	5,710	1,950
2	30.00	13.40	10.50	11.89	380	350

備　考

大正八年一月二十四日賣買開始(四萬株)
同　十年三月第二新株式を單に新株式と改稱

3. ○電氣化學工業會社株式　株數280,000株　額面50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
5	30.00	132.80	59.10	103.50	53,580	8,000
6	30.00 40.00	105.50 195.50	82.80 97.20	91.21 135.38	116,140	18,510
7	50.00	139.20	88.10	117.23	76,910	10,860
8	50.00	135.90	70.50	97.86	124,410	16,500
9	50.00	125.00	47.00	69.23	103,640	27,980
10	50.00	59.90	42.00	51.60	24,190	6,760
11	50.00	53.60	33.50	43.52	23,340	4,350

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
12	50.00	67.90	51.90	60.79	169,970	18,220
13	50.00	67.00	47.70	56.27	191,480	20,370
14	50.00	58.20	47.90	51.90	256,070	36,260
15 昭和 1	50.00	68.90	46.60	57.75	463,680	83,560
2	50.00	53.30	25.00	37.38	334,490	52,030

備　考

大正五年九月一日賣買開始(十萬株)
同　十四年六月六日和賀水力會社合併に付二萬株を加ふ
同　十四年十月六日新株(二十三萬株)併合
昭和二年十二月二十七日減資のため二十八萬株となる

□電氣化學工業會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
10	12.50	16.80	10.00	12.35	47,210	15,390
11	12.50	13.20	6.70	9.74	37,550	9,250
12	17.50 30.00	24.60 35.70	15.80 31.00	19.40 33.34	19,950	1,500
13	30.00 40.00	39.00 40.40	25.50 38.90	31.82 39.54	294,080	45,980
14	40.00 50.00	43.00 52.40	37.10 48.60	39.02 51.24	234,060	54,580

備　考

大正九年九月一日賣買開始(十五萬株)
同　十年六月一日北陸水電及高砂水力の兩會社合併に付八萬株を加ふ
同　十四年十月六日舊株へ併合

○電氣化學工業會社新株式　株數280,000株　額面50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
昭和 年	円	円	円	円	株	株
2	12.50	15.30	4.30	7.69	39,970	10,690

備　考

昭和二年二月四日賣買開始(三十五萬株)
同　二年十二月二十七日減資のため二十八萬株となる

4. ○帝國火藥工業會社株式　株數200,000株　額面50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
13	15.50	12.00	6.20	8.46	6,420	4,880
14	15.50	7.00	6.00	6.71	400	350

1. ○日本ペイント(製造)會社株式　株數30,000株　額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
年	円	円	円	円	株	株
明治 40	50.00	85.00	82.80	83.70	160	80
大正 2	50.00	63.50	62.00	62.84	130	30
3	50.00	52.00	50.00	51.08	150	100
4	50.00	102.00	67.00	86.49	2,590	440
5	50.00	165.00	93.00	116.77	27,410	4,910
6	50.00	163.80	106.00	124.28	66,580	12,380
7	50.00	138.50	95.00	119.85	34,560	6,880
8	50.00	106.50	63.00	87.07	27,700	5,730
9	50.00	78.00	31.80	48.28	8,870	2,760
10	50.00	49.80	31.50	40.97	11,480	3,950
11	50.00	52.90	41.20	46.81	4,760	2,580
12	50.00	71.50	49.00	54.65	11,020	1,280
13	50.00	62.60	54.00	56.05	3,630	1,710
14	50.00	65.10	57.70	59.92	740	540
15 昭和 1	50.00	67.50	52.00	56.65	6,780	2,270
2	50.00	56.30	48.50	53.43	1,320	850

備考

明治四十年三月一日賣買開始(一萬株)
大正五年三月一日新株(二萬株)併合

□日本ペイント製造會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
年	円	円	円	円	株	株
大正 2	30.00	43.00	38.00	40.37	70	20
3	30.00	35.95	30.00	33.13	240	80
4	30.00	83.00	44.00	53.79	1,320	410
5	30.00 40.00 50.00	83.00 109.00 159.60	60.05 75.00 105.00	68.85 87.00 138.09	51,650	8,270
6	50.00	119.50	109.50	119.37	2,920	1,760

備考

明治四十一年八月一日賣買開始(二萬株)
大正六年三月一日舊株へ併合

○日本ペイント(製造)會社新株式　株數70,000株　額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
年	円	円	円	円	株	株
大正 7	12.50 30.00	73.60 85.20	48.60 62.50	55.45 72.14	243,060	25,530
大正 8	30.00	76.90	43.00	55.12	275,850	35,310
9	30.00	54.90	14.00	25.97	68,690	19,140
10	30.00	31.00	17.00	24.46	74,990	21,300
11	30.00	34.00	27.40	29.16	13,280	7,250
12	30.00	39.80	29.00	33.60	25,650	5,000
13	30.00	39.70	34.00	36.31	5,110	2,540
14	30.00	42.00	35.50	38.42	1,730	1,240
15 昭和 1	30.00	43.70	34.00	37.57	5,900	1,930
2	30.00	35.00	28.00	32.12	1,160	470

備考

大正七年三月十九日賣買開始(七萬株)

2. ○日本化學工業會社株式　株數60,000株　額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
年	円	円	円	円	株	株
大正 2	50.00	60.00	58.00	58.85	170	—
3	50.00	—	—	—	—	150
4	50.00	150.00	57.50	98.99	16,950	2,060
5	50.00	250.00	139.10	172.12	68,970	7,850
6	50.00	180.00	100.80	147.94	16,870	4,340
7	50.00	135.80	73.10	109.69	6,660	1,490
8	50.00	94.90	70.10	82.07	27,000	7,240
9	50.00	125.00	39.00	59.21	35,870	8,400
10	50.00	45.00	17.50	32.89	27,540	2,100
11	50.00	19.90	12.00	16.33	18,190	1,640
12	50.00	37.50	18.00	27.69	45,850	9,280
13	50.00	35.00	21.50	24.38	2,010	570
14	50.00	33.90	25.70	28.68	8,000	2,810
15 昭和 1	50.00	36.40	22.00	27.38	36,170	8,310
2	50.00	28.00	20.80	23.21	6,430	2,540

備考

大正二年十二月一日賣買開始(一萬三千株)
同　四年三月三十日日本電爐工業會社を合併
大正八年四月一日新株(四萬七千株)併合

□日本化學工業會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
年	円	円	円	円	株	株
大正 2	20.00	27.00	23.80	24.99	270	—

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
7	25.00 30.00	118.00 120.00	118.00 117.00	118.00 118.50	40	—
8	30.50	157.00	120.00	138.93	2,960	1,380
9	30.00 50.00	189.90 238.00	169.80 195.00	184.69 218.03	4,210	2,210

備　考

大正六年一月十八日賣買開始(十二萬株)

同　九年四月一日舊株へ併合

□日本窒素肥料會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
11	12.50	33.00	26.00	28.33	310	20
12	12.50	35.00	26.00	31.20	130	—
13	12.50 25.00	43.00 52.00	42.00 52.00	42.50 52.00	40	20
15 昭和 1	50.00	132.00	123.00	129.25	350	350

備　考

大正十年四月一日賣買開始(十二萬株)

同　十五年十月六日舊株へ併合

3. ○ラサ島燐礦會社株式

株數90,000株
額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
8	50.00	209.80	125.10	172.67	117,720	13,730
9	50.00	265.00	53.50	102.94	196,100	30,740
10	50.00	82.00	60.00	67.74	506,310	39,240
11	50.00	69.90	12.80	27.90	422,900	44,510
12	50.00	23.70	16.00	20.29	129,400	21,500
14	50.00	33.30	10.20	19.20	51,260	10,400
15 昭和 1	50.00	27.00	12.00	17.90	316,620	44,340
2	50.00	17.90	7.70	11.01	112,910	27,700

備　考

大正八年八月十八日賣買開始(六萬株)

同　九年八月二日新株(六萬株)併合

同　十年四月一日硒粉會社合併に付六萬株を加ふ

同　十三年一月減資に付九萬株となる

□ラサ島燐礦會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
8	12.50	133.60	65.10	92.02	166,740	15,080
9	12.50 25.00 50.00	175.90 215.10 156.90	149.90 163.50 50.00	163.91 181.90 88.26	162,740	29,910

備　考

大正八年八月十八日賣買開始(六萬株)

同　九年八月二日舊株へ併合

○ラサ島燐礦會社新株式

株數60,000株
額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
10	12.50	33.00	18.90	26.00	138,790	8,860
11	12.50	28.00	1.50	8.45	124,970	24,080
12	12.50	5.80	3.40	4.61	25,340	10,440
14	12.50 17.50	9.80 6.40	5.50 2.90	7.71 4.66	2,930	1,250
15 昭和 1	17.50	11.30	3.50	5.80	40,690	8,660
2	17.50	6.00	1.20	4.05	10,410	5,400

備　考

大正十年四月一日賣買開始(十二萬株)

同　十三年一月減資に付六萬株となる

4. 日本含窒肥料會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
29	25.00	31.50	28.00	29.80	160	—
大正 9	25.00	131.00	18.40	48.93	84,890	16,940

備　考

明治二十九年三月九日賣買開始(九千三百株)

同　年十一月賣買休止

大正九年二月賣買再開(十萬株)

同　年十二月賣買廢止

5. △帝國肥料會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
40	12.50	24.10	6.00	10.30	25,080	7,440
41	12.50	7.10	4.95	5.99	1,930	1,270

備　考

明治四十年一月二十一日賣買開始(六萬株)

同　四十一年六月八日東京人造肥料會社へ合併

□ 東京人造肥料會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
年	円	円	円	円	株	株
明治 39	25.00	110.00	80.00	97.38	19,600	1,530
40	46.00	90.00	64.00	76.25	19,760	4,600

備考
明治三十九年九月一日賣買開始(一萬五千株)
同　四十一年一月舊株へ併合

□ (東京)(大日本)人造肥料會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
年	円	円	円	円	株	株
明治 42	27.00	29.60	19.80	23.22	24,430	4,840
43	27.50	30.80	21.00	26.30	35,000	7,830
44	35.00	41.50	36.00	38.66	75,850	13,390
45 大正 1	50.00	70.50	61.90	66.91	152,070	15,920

備考
明治四十二年五月三日賣買開始(五萬株)
大正二年一月舊株へ併合

□ 大日本人造肥料會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
年	円	円	円	円	株	株
大正 2	12.50	16.05	13.40	14.40	9,980	8,800
3	17.50	15.15	11.85	13.33	61,930	13,610
4	17.50	22.50	11.90	15.01	96,010	12,120
5	17.50	69.30	22.10	32.47	414,070	44,950
6	17.50	53.70	32.50	41.25	380,170	38,020
7	17.50 25.00	42.90 48.80	34.50 37.30	37.84 42.01	203,690	24,130
8	25.00	75.90	36.00	47.12	304,940	43,700
9	25.00 50.00	122.10 165.50	79.90 69.90	105.55 119.27	381,150	58,240

備考
大正二年十月十三日賣買開始(十二萬五千株)
同　九年七月一日舊株へ併合

○ 大日本人造肥料會社新株式　株數252,000株　額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
年	円	円	円	円	株	株
大正 15 昭和 1	12.50	13.20	12.80	12.97	300	—
昭和 2	12.50	14.50	10.00	11.87	1,780	990

備考
大正十五年十一月二十五日賣買開始(二十五萬二千株)

2. ○ 日本窒素肥料會社株式　株數440,000株　額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
年	円	円	円	円	株	株
大正 4	50.00	180.00	74.00	108.14	5,390	1.390
5	50.00	202.00	122.00	144.47	7,820	3,790
6	50.00	185.00	125.00	155.48	550	420
7	50.00	161.10	156.00	156.90	60	—
8	50.00	196.00	125.00	166.10	2.500	530
9	50.00	243.00	70.00	141.99	570	390
10	50.00	80.00	67.90	72.37	290	140
11	50.00	79.00	70.00	74.82	140	10
12	50.00	78.90	78.90	78.90	50	—
13	50.00	80.00	80.00	80.00	10	50
14	50.00	102.40	99.00	100.17	870	720
15 昭和 1	50.00	134.00	112.20	121.27	920	800
2	50.00	129.00	118.00	123.33	350	430

備考
大正四年三月十九日賣買開始(四萬株)
同　五年七月新株(四萬株)併合
同　九年四月一日新株(十二萬株)併合
同　十五年十月六日新株(二十四萬株)併合

□ 日本窒素肥料會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
年	円	円	円	円	株	株
大正 4	45.00	158.30	79.00	106.90	1,930	470
5	50.00	185.00	120.00	159.18	480	410

備考
大正四年三月十九日賣買開始(四萬株)
同　五年七月舊株へ併合

□ 日本窒素肥料會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
年	円	円	円	円	株	株
大正 6	25.00	128.90	99.00	116.62	2,130	510

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
5	50.00	116.90	61.60	81.24	15,810	7,560
6	50.00	118.40	90.10	99.54	3,920	1,830
7	50.00	178.50	107.50	144.54	9,470	1,810
8	50.00	190.00	145.00	162.75	4,840	1,400

備　考

明治二十二年五月十三日賣買開始(三千四百株)

同　三十一年七月第一新株(六千六百株)併合

大正九年四月富士製紙會社へ合併

△東京板紙會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
40	12.50	22.20	19.80	20.50	90	10
45 大正 1	20.00	38.20	27.45	32.09	12,670	2,580
2	20.00	32.50	22.50	25.51	920	500
3	25.00	21.00	21.00	21.00	70	30
5	25.00	74.90	33.00	46.35	58,410	7,970
6	25.00	73.90	52.00	60.56	31,690	8,780
7	35.00 50.00	159.50 172.90	68.90 140.00	106.96 159.46	74,370	10,840
8	50.00	257.00	144.70	167.52	54,100	7,820

備　考

明治四十年七月十九日賣買開始(二萬株)

大正九年四月富士製紙會社へ合併

1. ○(東京)大日本人造肥料會社株式　株數448,000株　額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
29	50.00	55.50	55.00	55.10	150	80
38	50.00	98.20	98.00	98.10	50	10
39	50.00	148.50	103.50	124.54	35,210	4,940
40	50.00	150.00	65.00	90.11	21,380	6,340
41	50.00	67.50	49.00	57.54	4,680	970
42	50.00	56.00	25.10	42.70	33,590	4,540
43	50.00	54.95	41.50	50.22	31,510	7,510
44	50.00	61.20	42.00	52.84	54,690	9,100
45 大正 1	50.00	72.30	58.50	65.22	130,520	11,820
2	50.00	67.85	53.40	59.21	119,680	19,860

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
3	50.00	57.80	38.95	50.74	64,830	10,410
4	50.00	58.35	37.70	44.85	121,960	13,400
5	50.00	105.00	56.50	70.63	397,930	39,050
6	50.00	94.90	70.00	79.60	219,150	33,940
7	50.00	82.10	66.00	75.26	73,280	12,920
8	50.00	115.00	65.70	79.64	176,570	26,240
9	50.00	168.80	37.50	74.87	400,040	72,040
10	50.00	47.00	23.90	37.63	356,910	45,400
11	50.00	43.00	19.20	29.35	162,490	26,810
12	50.00	42.90	29.30	35.30	58,740	20,510
13	50.00	38.90	30.40	35.28	179,280	30,550
14	50.00	49.60	34.50	41.94	330,540	63,140
15 昭和 1	50.00	61.80	45.40	52.61	499,120	101,590
2	50.00	53.20	40.60	45.98	258,100	62,310

備　考

明治二十九年九月二十四日賣買開始(二千五百株)

同　三十四年一月第二新株(五千株)併合

同　三十八年九月第三新株(五千株)併合

同　四十一年六月八日北海道人造肥料及帝國肥料の兩社を合併

同　四十三年七月二十三日大阪硫曹會社を合併

同　四十三年八月一日大日本人造肥料會社と改稱

同　四十四年一月大阪硫曹合併株（一萬八千七百五十株）併合

大正八年四月一日中國肥料會社合併に付二萬株を加ふ

同　九年一月十六日硫酸肥料會社合併に付一萬六千株を加ふ

同　九年七月一日新株(十二萬五千株)併合

同　十二年三月減資のため二十萬二百株となる

同　十二年八月一日日本化學肥料、關東曹達の兩社合併に付十二萬八千八百株及十一萬九千株を加ふ

□東京人造肥料會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
29	30.00	40.00	40.00	40.00	80	—

備　考

明治二十九年九月二十四日賣買開始(二千五百株)

同　三十一年一月舊株へ併合

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
昭和 年	円	円	円	円	株	株
2	25.00	66.00	55.50	60.32	100,290	31,810

備考

大正十年二月九日賣買開始(五十萬株)

同　十一年四月一日朝鮮製紙會社合併のため二萬株を加ふ

同　十三年七月一日小名製紙會社合併のため五萬六千株を加ふ

同　十四年六月二十六日東洋製紙會社合併のため五萬八千三百三十三株を加ふ

同　十五年十月六日札幌水力會社合併のため五萬五千株を加ふ

3. ○樺太工業會社株式

株數672,350株
額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
9	35.00	74.90	61.50	65.90	8,100	2,130
10	35.00 45.00	76.00 58.30	27.90 41.00	53.95 48.37	137,000	18,990
11	50.00	52.80	30.90	40.24	65,380	13,180
12	50.00	56.60	40.00	48.85	168,810	25,240
13	50.00	47.00	38.50	42.11	49,510	11,430
14	50.00	70.00	47.80	59.61	285,070	39,000
15 昭和 1	50.00	80.20	67.40	71.99	205,210	44,950
2	50.00	72.70	47.90	57.45	173,310	52,290

備考

大正九年九月七日賣買開始(二十二萬株)

同　十五年八月六日九州製紙(十七萬八千七百五十株)中央製紙(八萬七千六百株)中之島製紙(四萬六千株)の三社合併

昭和二年三月十六日新株(十四萬株)併合

□樺太工業會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
14	32.50	49.30	37.50	44.87	35,180	5,630
15 昭和 1	32.50 45.00 50.00	63.20 75.70 73.00	48.90 61.20 66.80	53.60 66.64 69.54	108,430	38,470
2	50.00	70.60	63.90	66.91	4,850	8,930

備考

大正十四年六月十六日賣買開始(十四萬株)

昭和二年三月十六日舊株へ併合

4. ✕日本紙業會社株式

株數100,000株
額面　50圓

(舊稱)日本紙器製造會社

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
7	50.00	79.90	53.10	66.75	5,160	―
8	50.00	117.00	46.10	81.16	210,880	29,600
9	50.00	144.80	33.00	67.55	408,360	58,950
10	50.00	48.90	11.90	33.25	426,460	70,710

備考

大正七年九月二日賣買開始(一萬株)

同　七年十一月一日新株(四萬株)併合

同　九年五月一日新株(十五萬株)併合

同　十年四月一日賣買中止

同　十一年一月三十一日資本金一千萬圓を五百萬圓に減資のため株數十萬株となる

同　十四年十一月二十日日本紙業株式會社と改稱

□日本紙器製造會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
7	37.00 50.00	92.90 99.40	56.00 75.80	72.54 86.58	80,440	14,630

備考

大正七年九月二日賣買開始(四萬株)

同　七年十一月一日舊株へ併合

□日本紙器製造會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
8	12.50 25.00	34.00 63.90	29.10 45.90	30.74 53.40	445,330	80,850
9	25.00 37.50 50.00	82.50 124.50 80.00	66.50 66.90 65.10	77.52 101.19 75.11	478,620	71,040

備考

大正八年六月二十四日賣買開始(十五萬株)

同　九年五月一日舊株へ併合

5. △東京板紙會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
22	50.00	54.70	42.00	47.09	173	65
39	50.00	103.00	95.00	98.25	80	―
大正 3	50.00	44.30	43.50	44.17	60	50

第五表　銘柄別相場高低表(長期取引—株式)（續）

年次	拂込	最高	最賣	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
15 昭和 1	12.50	39.60	30.00	34.74	164,230	46,340
2	12.50 25.00	37.20 38.70	21.70 32.30	31.42 35.20	151,990	47,070

備考

大正十三年十月四日賣買開始(七十五萬一千株)

2. ○王子製紙會社株式　株數629,000株　額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
27	50.00	60.00	55.00	56.90	155	—
28	50.00	60.50	56.50	58.42	110	100
29	50.00	83.00	74.00	78.45	120	70
40	50.00	57.00	50.00	52.45	390	—
44	50.00	40.50	34.50	36.78	710	280
45 大正 1	50.00	46.00	30.70	38.93	8,690	3,150
2	50.00	57.00	44.85	53.10	12,050	3,950
3	50.00	60.00	57.00	58.92	540	310
4	50.00	100.00	79.00	94.03	740	140
5	50.00	180.00	105.00	130.88	29,240	4,680
6	50.00	181.50	126.50	143.85	43,580	15,120
7	50.00	151.90	104.70	113.91	42,060	14,240
8	50.00	135.50	101.10	120.75	73,200	23,380
9	50.00	183.00	79.90	112.61	163,160	34,800
10	50.00	107.00	81.50	93.67	156,900	43,480
11	50.00	88.90	62.00	72.83	98,660	20,680
12	50.00	91.30	70.90	81.64	167,740	20,030
13	50.00	90.00	75.60	82.32	93,830	17,730
14	50.00	110.40	87.60	95.86	173,430	41,810
15 昭和 1	50.00	108.90	95.50	103.50	98,730	25,770
2	50.00	109.40	97.00	103.18	47,450	16,480

備考

明治二十七年十一月一日賣買開始(一萬株)

同　四十年四月第一新株(一萬二千株)第二新株(一萬一千株)第三新株(七千株)併合

大正六年十月一日新株(十二萬株)併合

同　九年十月一日新株(二十六萬株)併合

同　十三年七月一日小名製紙會社合併のため二萬四千株を加ふ

同　十四年六月二十六日東洋製紙會社合併のため六萬株を加ふ

大正十五年九月十六日札幌水力會社合併のため四萬五千株を加ふ

□王子製紙會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
40	12.50	15.60	10.90	13.07	1,400	940

備考

明治四十年三月十一日賣買開始(八萬株)

大正二年一月舊株へ併合

□王子製紙會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
4	20.00	48.50	41.00	44.88	120	10
5	20.00 25.00	105.10 146.00	58.00 71.90	79.36 90.45	64,490	8,380
6	30.00 40.00	135.00 169.90	89.90 139.10	108.51 147.25	56,330	18,890

備考

大正四年一月四日賣買開始(十二萬株)

同　六年十月一日舊株へ併合

□王子製紙會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
7	12.50	53.90	43.60	49.53	20,640	3,610
8	12.50 20.00	60.00 88.10	40.00 66.40	47.70 75.17	108,670	26,460
9	30.00 50.00	145.90 114.90	91.50 80.00	117.75 96.82	182,000	41,690

備考

大正七年九月二日賣買開始(二十六萬株)

同　九年十月一日舊株へ併合

○王子製紙會社新株式　株數689,333株　額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
10	12.50	43.20	26.80	35.55	132,170	32,440
11	12.50	32.40	17.40	22.82	98,780	28,790
12	12.50	33.90	22.20	27.71	163,400	21,770
13	12.50 20.00	28.80 42.00	24.80 30.70	26.98 35.92	143,750	35,890
14	20.00	63.50	39.90	49.65	248,210	50,820
15 昭和 1	20.00 25.00	63.50 68.40	54.90 56.30	59.62 61.66	171,370	45,470

第五表　銘柄別相場高低表(長期取引—株式)（續）

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
5	50.00	140.50	71.50	86.17	208,490	30,390
6	50.00	134.50	87.90	105.01	205,150	37,320
7	50.00	118.50	92.50	105.55	99,530	25,100
8	50.00	135.20	93.30	110.98	191,910	45,760
9	50.00	155.00	72.00	100.58	207,530	45,980
10	50.00	99.80	67.00	76.03	180,830	33,810
11	50.00	77.20	46.50	59.99	126,180	20,430
12	50.00	75.50	54.00	66.95	231,190	34,240
13	50.00	68.90	55.80	61.31	297,590	57,660
14	50.00	87.90	70.10	80.63	420,380	75,510
15 昭和 1	50.00	89.70	77.30	84.39	151,060	34,170
2	50.00	87.30	62.50	75.16	457,120	73,280

備　考
明治二十六年二月六日賣買開始(一萬株)
同　三十九年一月第三新株(一萬六千株)併合
同　三十九年十二月二十九日日本製紙會社を合併
同　四十年六月增加株(日本製紙合併株八千株)併合
大正六年四月二日新株(十四萬六千株)併合
同　六年八月一日旭川電氣會社合併のため一萬株を加ふ
同　九年四月二十六日四日市板紙會社合併のため八萬四千株を加ふ
同　十一年八月一日日本化學紙料會社合併のため四萬八千株を加ふ
同　十一年十二月新株(四十萬九千株)併合
同　十三年十月一日梅津、能野兩製紙會社合併のため五萬二千株を加ふ

□ 富士製紙會社追募株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
28	17.50	45.50	45.00	45.30	35	25

備　考
明治二十八年五月二十日賣買開始(一萬株)
同　三十年七月第二新株(一萬株)と併合し新株と稱す
同　三十一年六月舊株へ併合

□ 富士製紙會社第二新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
40	12.50	14.10	11.00	12.55	2,270	1,560

備　考
明治四十年四月一日賣買開始（日本製紙會社合併新株十萬株）
同　四十年六月新株へ併合

□ 富士製紙會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
40	25.00	25.50	18.90	22.34	26,890	10,360
41	25.00	21.90	12.90	16.91	15,590	6,340
42	25.00	18.30	12.00	13.71	32,620	10,310
43	25.00	16.00	6.50	11.59	55,290	17,750
44	25.00	19.40	11.60	16.54	116,990	18,400
45 大正 1	25.00	23.50	18.10	20.87	152,950	23,810
2	25.00	25.70	19.95	22.58	55,070	18,750
3	35.00	33.50	25.50	31.04	23,260	8,020
4	35.00	51.40	29.30	35.35	89,110	15,880
5	35.00 45.00	85.00 131.20	51.65 89.90	66.00 110.49	386,580	58,500
6	50.00	133.20	90.50	112.16	41,400	17,360

備　考
明治四十年二月二十二日賣買開始(四萬六千株)
大正六年四月二日舊株へ併合

□ 富士製紙會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
6	12.50	57.30	36.10	45.15	40,000	9,800
7	12.50 25.00	60.00 68.50	35.50 55.80	47.20 64.29	193,050	37,050
8	25.00	89.00	51.80	66.66	324,850	65,670
9	25.00 30.00	121.90 94.60	87.40 45.30	99.96 59.62	488,060	83,070
10	30.00 40.00	68.00 65.50	51.70 54.10	58.34 58.23	290,170	48,130
11	40.00	62.80	37.50	46.72	87,820	20,960
12	40.00 50.00	61.90 72.10	45.90 65.50	54.99 68.13	182,000	31,300

備　考
大正六年八月二十三日賣買開始(二十一萬株)
同　八年八月一日北海興業會社合併に付七萬五千株を加ふ
同　九年四月二十六日四日市製紙會社合併に付五萬四千株を加ふ
同　九年十月一日四日市板紙會社合併に付七萬株を加ふ
同　十一年十二月舊株へ併合

○ 富士製紙會社新株式　株數751,000株　額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
13	12.50	21.10	15.80	17.31	43,600	4,510
14	12.50	36.40	21.00	28.15	316,010	90,430

□ 東京鋼材會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
8	37.50	當 43.00	28.20	33.01	4,440	一

備考
大正八年十二月一日賣買開始(四萬株)
同　八年十二月三十日舊株へ併合

3. ○東洋製鐵會社株式　株數720,000株 額面 50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
9	37.50 42.50	30.50 21.50	15.10 17.00	19.74 19.28	116,820	36,000
10	42.50	23.00	12.30	16.66	162,870	39,520
11	42.50	14.90	5.50	9.38	74,250	18,130
12	42.50	19.90	10.10	13.40	236,930	42,780
13	42.50	18.90	7.40	11.24	255,590	34,870
14	42.50	20.20	11.80	15.59	492,090	93,120
15 昭和 1	42.50	25.10	16.80	18.91	728,120	133,720
2	42.50	20.30	14.20	17.39	39,424	140,550

備考
大正九年四月一日賣買開始(八十萬株)
昭和二年九月二十八日買入消却に依る減資のため七十二萬株となる

4. 日東製鋼會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
9	50.00	36.50	5.60	17.52	200,390	30,610
10	50.00	15.80	6.00	10.33	131,760	43,950

備考
大正九年四月一日賣買開始(二萬株)
同　九年六月新株(八萬株)併合
同　九年十一月九日岩淵製鋼會社合併に付一萬二千株を加ふ
同　十年六月二十八日半額減資して五萬六千株となる
同　十二年八月四日賣買廢止

□ 日東製鋼會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
7	12.50 25.00	58.00 72.90	35.10 28.10	49.85 53.54	403,920	33,000

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
8	25.00 37.50	26.20 38.40	18.20 23.80	21.60 31.72	410,070	55,690
9	37.50	46.00	26.50	35.04	149,910	30,230

備考
大正七年四月一日賣買開始(八萬株)
同　九年六月舊株へ併合

5. 日本製鐵會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
22	15.00	41.00	15.00	23.10	86,983	2,430
23	20.00	38.00	6.20	11.90	24,473	3,715
24	20.00	—	—	—	—	5

備考
明治二十二年九月二十日賣買開始(一萬株)
同　二十三年十二月賣買廢止

(H) 化學工業

1. ○富士製紙會社株式　株數803,000株 額面 50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
26	50.00	98.50	52.80	76.03	17,286	4,997
27	50.00	130.00	60.00	84.23	4,759	2,744
28	50.00	113.00	100.00	107.40	165	5
29	50.00	當 100.00	100.00	100.00	10	50
35	50.00	47.90	42.80	46.03	690	240
36	50.00	中 48.00	48.00	48.00	100	80
38	50.00	65.00	46.50	52.22	10.060	2,270
39	50.00	101.50	60.00	72.53	158,750	15,590
40	50.00	68.00	44.50	53.74	25,660	11,900
41	50.00	48.00	32.50	39.75	5,480	2,520
42	50.00	41.00	31.50	34.47	7,520	1,970
43	50.00	38.15	23.00	31.89	25,710	6,510
44	50.00	42.50	29.50	36.89	26,560	4,630
45 大正 1	50.00	47.80	39.50	43.10	66,140	8,760
2	50.00	50.60	42.00	46.24	21,810	4,670
3	50.00	48.25	41.80	45.36	4,050	1,090
4	50.00	73.00	44.00	50.82	40,110	5,210

(G) 金屬工業

1. ○日本鋼管會社株式　株數210,000株　額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正　年	円	円	円	円	株	株
5	50.00	145.80	88.00	111.40	142,110	18,430
6	50.00	343.90	115.50	199.25	168,740	26,430
7	50.00	164.80	91.00	137.09	162,780	33,270
8	50.00	91.82	38.10	57.88	385,290	70,700
9	50.00	77.40	18.80	35.69	680,840	120,140
10	50.00	27.10	10.20	17.88	301,040	90,600
11	50.00	18.30	12.90	15.88	38,930	1,410
12	50.00	28.50	16.50	21.17	321,470	38,070
13	50.00	23.40	11.90	16.73	223,450	31,440
14	50.00	23.10	15.40	17.31	292,680	81,770
15 昭和 1	50.00	21.90	14.50	17.72	327,230	95,960
2	50.00	17.40	11.40	13.82	247,000	59,490

備　考

大正五年一月四日賣買開始(四萬株)

同　六年十月一日新株(六萬株)併合

同　八年十月一日新株(二十二萬株)併合

同　九年四月一日新株(十萬株)併合

同　十年六月十八日減資して二十一萬株となる

□日本鋼管會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正　年	円	円	円	円	株	株
5	12.50	74.90	35.10	49.29	111,150	13,150
6	12.50 20.00 30.00	61.30 149.90 314.50	46.80 67.30 152.00	52.72 92.70 235.41	215,870	30,640

備　考

大正五年六月五日賣買開始(六萬株

同　六年十月一日舊株へ併合

□日本鋼管會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正　年	円	円	円	円	株	株
7	12.50 20.00 30.00	81.70 100.80 102.50	70.00 86.50 57.70	74.18 91.52 71.34	330,110	52,370
8	30.00 40.00 50.00	56.00 45.00 72.90	32.70 29.80 45.60	39.48 38.92 58.89	378,720	79,890

備　考

大正七年五月二十三日賣買開始(二十二萬株)

同　八年十月一日舊株へ併合

□日本鋼管會社第二新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正　年	円	円	円	円	株	株
9	40.00	74.00	45.00	54.29	53,450	10,450

備　考

大正九年二月二十三日賣買開始(十萬株)

同　九年四月一日舊株へ併合

○日本鋼管會社優先株　株數210,000株　額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正　年	円	円	円	円	株	株
12	12.50 17.50	14.50 15.00	14.00 14.00	14.30 14.64	1,660	240
13	17.50 22.50	14.90 17.40	11.00 13.90	13.14 15.15	4,590	3,960
14	22.50	18.80	14.20	15.85	2,470	1,360
15 昭和 1	22.50	20.60	13.80	16.26	19,480	10,430
2	22.50	18.10	12.30	14.43	6,130	2,850

備　考

大正十二年六月一日賣買開始(二十一萬株)

2. ×東京鋼材會社株式　株數8,000株　額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正　年	円	円	円	円	株	株
8	50.00	42.00	30.40	33.90	22,920	―
9	50.00	38.60	10.50	18.92	93,080	21,880
10	50.00	13.30	6.00	9.78	4,580	6,270
11	50.00	15.20	11.00	12.85	820	150
12	50.00	21.10	10.90	14.24	18,610	4,200
13	50.00	15.00	11.50	13.25	2,770	1,300

備　考

大正八年十二月一日賣買開始(二萬株)

同　八年十二月一日新株(四萬株)併合

同　十三年減資して四萬株となる

同　十三年二月一日賣買中止

同　十四年十二月二十二日減資して八千株となる

第五表　銘柄別相場高低表(長期取引—株式)(續)

6. ✕東京瓦斯電氣工業會社株式　株數60,000株 額面 50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
2	20.00	20.00	13.00	15.00	1,380	300
3	20.00	14.50	9.70	12.64	310	170
4	20.00	14.00	10.00	11.51	910	
5	20.00 30.00 37.50 50.00	44.05 46.50 113.60 139.90	25.35 32.00 45.90 95.20	31.82 38.60 67.71 125.82	191,000	18,530
6	50.00	118.60	64.90	89.41	71,910	14,110
7	50.00	114.90	60.50	81.05	183,840	31,040
8	50.00	90.40	57.90	72.92	239,810	35,070
9	50.00	95.00	36.90	57.53	294,510	64,520
10	50.00	47.00	14.60	27.21	183,100	31,530
11	50.00	17.90	5.60	9.65	64,350	14,710
12	50.00	11.60	8.30	9.28	29,190	11,270

備考

大正二年五月二十日賣買開始(二萬株)
同　二年七月三日東京瓦斯電氣工業と改稱
同　七年六月一日新株(四萬株)併合
同　八年十月一日新株(十四萬株)併合
同　十一年十二月二十八日減資のため六萬株となる
同　十二年二月一日賣買中止

□東京瓦斯電氣工業會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
6	12.50 25.00	46.50 48.60	26.90 37.40	41.67 38.74	47,780	7,320
7	37.50 50.00	72.40 81.90	51.90 73.50	64.57 77.80	111,080	15,570

備考

大正六年七月十六日賣買開始(四萬株)
同　七年六月一日舊株へ併合

□東京瓦斯電氣工業會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
7	25.00	41.80	30.50	37.06	25,880	5,590
8	25.00 37.50 50.00	43.00 64.40 87.90	29.80 46.20 65.00	33.38 53.69 74.35	463,780	74,710

備考

大正七年十月二十一日賣買開始(十四萬株)
同　八年十月一日舊株へ併合

✕東京瓦斯電氣工業會社新株式　株數60,000株 額面 [illegible]圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
8	12.50	34.80	25.00	30.2[illegible]	14,590	3,410
9	25.00 37.50	68.70 41.10	35.50 22.00	53.52 31.91	457,100	86,010
10	37.50	32.00	6.90	16.00	170,930	31,630
11	37.50	7.90	1.30	3.71	34,460	11,850
12	37.50	5.20	4.00	4.61	11,690	7,300

備考

大正八年十二月八日賣買開始(二十萬株)
同　十一年十二月二十八日減資して六萬株となる
同　十二年二月一日賣買中止

7. ✕明治製革會社株式　株數20,000株 額面 50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
9	50.00	70.00	44.90	54.66	2,120	470
10	50.00	69.90	46.70	54.03	15,700	3,660
11	50.00	42.00	33.00	38.20	240	110
12	50.00	25.00	22.10	23.55	40	—
13	50.00	25.00	20.00	22.50	20	—

備考

大正九年十月十八日賣買開始(四萬株)
同　十五年十月半額減資して二萬株となる
同　十五年十一月賣買中止

8. 横濱電線製造會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
40	12.50	74.00	65.50	69.50	40	20
大正 9	50.00	174.00	166.10	169.54	980	60

備考

明治四十年二月九日賣買開始(一萬八千株)
同　四十一年七月賣買休止
同　四十四年十二月十七日資本金百二十萬圓を二百五十萬圓(五萬株)に増加す
同　四十五年四月十八日甲種株式(六千株)と合し二萬四千株となす
大正九年十月古河電氣工業會社と改稱

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
14	50.00	當71.00	62.50	66.62	310	410
15 昭和 1	50.00	73.00	73.00	73.00	20	10
2	50.00	70.50	63.00	65.67	1,060	460

備　考

明治四十年十一月一日賣買開始(十萬株

同　四十二年七月六日資本金五百萬圓を二百五十萬圓(五萬株)に減少す

大正十一年二月二十五日新株(十五萬株)を併合し且減資して十萬株となる

□ 日本皮革會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
9	25.00	27.50	24.90	25.43	1,090	220
10	25.00	29.80	25.00	26.67	16,150	6,560

備　考

大正九年十月十八日賣買開始(十五萬株)

同　十一年二月二十五日舊株へ併合

5. ○ 東京製綱會社株式　株數130,000株　額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
29	50.00	118.00	103.00	110.50	500	180
大正 2	50.00	98.50	97.00	97.67	60	20
4	50.00	114.50	100.00	108.70	660	80
5	50.00	185.00	112.50	129.55	12,220	3,610
6	50.00	202.00	102.00	127.56	93,670	16,400
7	50.00	[illegible]	103.00	121.60	117,400	24,250
8	[illegible]	[illegible]	102.00	119.07	[illegible]	22,650
9	50.00	136.10	57.00	84.09	60,140	19,620
10	50.00	69.00	53.00	58.83	34,260	12,470
11	50.00	[illegible]	43.50	51.91	10,720	5,480
12	50.00	66.50	57.80	60.34	9,570	3,640
13	50.00	40.20	38.90	39.29	640	200
14	50.00	43.90	30.00	36.19	690	680
15 昭和 1	50.00	[illegible]	33.00	36.92	4,890	2,800
2	50.00	36.00	[illegible]	[illegible]	58,270	14,530

備　考

明治二十九年四月一日賣買開始(二千四百株)

明治三十年一月第一新株(千六百株)併合

大正二年七月增資並に合併新株(二萬六千株)併合

同　五年十月一日新株(三萬株)併合

同　七年四月一日新株(六萬株)併合

同　十四年九月十六日横濱製綱會社合併に付一萬株を加ふ

□ 東京製綱會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
2	12.50	35.00	35.00	35.00	20	—
4	12.50	31.95	29.40	30.77	150	60

備　考

大正二年七月一日賣買開始(三萬株)

同　五年十月一日舊株へ併合

□ 東京製綱會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
6	12.50 25.00 37.50 50.00	147.90 129.90 123.00 132.40	91.80 108.60 105.10 122.90	114.82 114.91 116.58 128.17	125,820	16,030
7	50.00	144.90	114.90	124.37	27,210	11,470

備　考

大正六年七月九日賣買開始(六萬株)

同　七年四月一日舊株へ併合

○ 東京製綱會社新株式　株數80,000株　額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
7	12.50	54.50	39.00	43.66	17,640	3,850
8	12.50	55.70	35.50	43.69	137,120	28,720
9	12.50	71.60	17.60	31.35	243,850	33,440
10	12.50	23.20	12.30	17.01	37,270	13,960
11	12.50	15.30	10.00	12.90	[illegible]	3,720
12	12.50	19.00	10.70	15.45	4,450	2,580
13	12.50	11.50	7.00	9.57	290	200
14	12.50	11.30	10.00	10.60	80	40
15 昭和 1	12.50	12.00	7.40	9.18	2,180	1,300
2	12.50 20.00	13.20 11.60	6.70 9.00	10.19 10.24	43,000	12,150

備　考

大正七年十月十一日賣買開始(八萬株)

第五表　銘柄別相場高低表(長期取引—株式)（續）

2. ○ 東京電氣會社株式

株數200,000株
額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
	円	円	円	円	株	株
大正 8年	50.00	220.00	168.00	202.27	1,810	780
13	50.00	113.50	100.00	110.55	170	50
15・昭和 1	50.00	148.00	106.00	127.67	80	50
2	50.00	160.00	150.00	155.00	40	40

備考
大正三年一月十七日賣買開始(三萬二千株)
同　五年十二月一日新株(四萬株)併合
同　六年十一月一日新株(四萬八千株)併合
同　十二年四月二日新株(八萬株)併合

□ 東京電氣會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
	円	円	円	円	株	株
明治 43年	12.50	26.00	20.00	23.55	270	170
大正 2	25.00	237.00	185.00	215.54	130	50

備考
明治四十三年二月二十三日賣買開始(二萬四千株)
大正三年一月十七日舊株へ併合

□ 東京電氣會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
	円	円	円	円	株	株
大正 10年	37.50	83.90	70.00	76.95	190	50

備考
大正九年八月二日賣買開始(八萬株)
同　十二年四月二日舊株へ併合

○ 東京電氣會社新株式

株數220,000株
額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
	円	円	円	円	株	株
昭和 2年	12.50	89.00	87.00	88.00	200	—

備考
大正十三年十二月十五日賣買開始(二十二萬株)

3. ○ 古河電氣工業會社株式

株數200,000株
額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
	円	円	円	円	株	株
大正 9年	50.00	89.90	74.00	78.45	360	120
10	50.00	79.00	71.00	74.07	1,240	690
11	50.00	71.50	70.50	70.87	190	120
14	50.00	60.50	54.00	57.74	2,730	1,500
15・昭和 1	50.00	64.50	56.00	60.57	5,280	5,150
2	50.00	63.50	62.50	63.00	1,100	1,500

備考
大正九年三月十八日賣買開始(五萬株)
同　年八月二日新株(五萬株)併合
同　年十月一日新株(十萬株)併合

○ 古河電氣工業會社新株式

株數200,000株
額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
	円	円	円	円	株	株
大正 14年	12.50	15.00	13.50	13.35	50	—
15・昭和 1	12.50	22.40	19.00	21.50	310	100

備考
大正九年十二月一日賣買開始(二十萬株)

4. ○ 日本皮革會社株式

株數100,000株
額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
	円	円	円	円	株	株
明治 40年	25.00	22.05	21.90	22.00	40	—
41	25.00	20.00	18.20	18.74	470	210
42	50.00	50.00	49.50	49.83	260	10
43	50.00	64.00	55.00	59.21	2,610	1,210
44	50.00	72.00	71.50	71.75	180	20
45・大正 1	50.00	70.90	69.70	70.15	420	20
4	50.00	114.95	88.00	96.74	10,760	820
5	50.00	144.90	97.20	115.51	124,930	14,840
6	50.00	114.00	80.00	99.69	31,060	8,160
7	50.00	104.00	85.20	91.93	8,220	2,240
8	50.00	160.90	83.10	122.42	108,140	8,550
9	50.00	218.00	50.60	79.49	75,420	17,120
10	50.00	59.90	51.40	53.50	6,200	2,320
11	50.00	43.00	41.80	42.54	170	90
12	50.00	57.90	49.00	54.70	1,760	820
13	50.00	60.90	53.00	56.21	8,500	250

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
8	12.50 32.50 50.00	43.00 58.00 115.10	26.00 40.20 59.00	33.51 49.16 82.76	200,840	27,650

備　考
大正七年五月二十三日賣買開始(十二萬五千株)
同　八年十月一日舊株へ併合

3. ○浦賀船渠會社株式

株數70,000株
額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
6	12.50	44.90	43.50	44.11	310	—
7	32.50 50.00	174.90 159.50	67.00 91.50	109.72 128.47	431,120	30,220
8	50.00	150.00	62.10	105.35	155,610	28,830
9	50.00	140.10	40.00	79.50	67,000	16,010
10	50.00	57.30	31.00	44.21	32,880	9,590
11	50.00	44.60	29.50	34.19	7,800	3,680
12	50.00	58.50	40.50	47.87	31,980	6,310
13	50.00	37.90	32.00	34.47	230	90
14	50.00	39.00	34.00	36.75	290	50
15 昭和 1	50.00	50.00	39.20	40.66	14,820	4,660
2	50.00	44.90	28.00	34.48	3,930	1,650

備　考
大正六年十二月二十一日賣買開始(一萬六千株)
同　七年十二月二日新株(八萬四千株)併合
同　十三年九月十八日減資して七萬株となる

○浦賀船渠會社新株式

株數70,000株
額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
8	12.50	63.40	49.60	54.77	36,750	6,800
9	12.50	78.50	10.70	32.67	230,440	36,800
10	12.50	18.20	8.00	11.96	47,610	10,600
11	12.50	9.80	7.10	8.25	7,100	4,270
12	12.50	16.10	9.00	12.37	18,510	5,320
13	12.50	8.00	8.00	8.00	50	—
14	12.50	氣 8.00	8.00	8.00	50	—
15 昭和 1	12.50	13.90	9.80	11.79	8,450	3,800
2	12.50	12.00	6.50	8.88	1,260	770

備　考
大正八年十月十三日賣買開始(十萬株)
同　十三年九月十八日減資のため七萬株となる

4. ○函館船渠會社株式

株數40,000株
額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
10	50.00	41.90	39.00	40.15	160	30

備　考
大正十年六月十五日賣買開始(四萬株)

○函館船渠會社新株式

株數40,000株
額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
10	30.00	20.50	20.40	20.45	100	20

備　考
大正十年六月十五日賣買開始(四萬株)

1. ○新潟鐵工所株式

株數32,000株
額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
5	30.00	75.50	39.20	50.70	69,730	8,510
6	30.00 40.00	87.90 81.90	51.50 50.50	61.16 62.10	51,370	7,340
7	40.00 50.00	90.10 98.00	60.70 63.90	78.76 87.87	54,830	7,180
8	50.00	87.00	58.00	69.61	14,040	3,250
9	50.00	85.00	39.00	49.59	2,010	2,350
10	50.00	53.50	41.00	45.03	1,540	520
12	50.00	40.00	35.00	37.75	30	10
14	50.00	氣 21.00	21.00	21.00	40	20

備　考
大正五年二月十日賣買開始(四萬株)
同　十三年六月二十五日減資のため三萬二千株となる

○新潟鐵工所新株式

株數48,000株
額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
8	12.50	36.10	23.00	28.92	28,300	7,120
9	12.50 25.00	33.90 38.00	24.50 17.50	30.10 22.74	15,380	5,900
10	25.00 30.00 37.50	25.10 33.60 34.00	20.10 30.00 33.50	22.61 31.19 33.75	1,960	850
12	42.50	32.00	28.00	29.90	80	10
14	42.50	13.70	13.50	13.57	60	50

備　考
大正八年六月十八日賣買開始(六萬株)
同　十三年六月二十五日減資のため四萬八千株となる

第五表　銘柄別相場高低表(長期取引—株式)（續）

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
10	50.00	64.70	34.00	47.40	41,540	9,440
11	50.00	40.80	25.00	31.37	19,480	9,170
12	50.00	39.90	25.60	31.92	44,830	6,180
15 / 昭和 1	50.00	34.50	24.90	30.04	2,820	790
2	50.00	26.00	16.20	20.23	3,420	1,220

備　考

明治二十九年五月二十五日賣買開始(三千五百株)
同　三十三年二月第二新株(一萬株)併合
同　四十三年二月十日減資の結果舊株一萬二百株として再開
大正二年一月新株(一萬二百株)併合
同　四年十二月二十五日資本金百二萬圓を二百四萬圓(四萬八百株)に增加
同　六年四月二日新株(二萬四百株)併合
同　九年四月一日新株(五萬九千二百株)併合
同　十二年十二月二十五日減資のため六萬株となる

⊟ 東京石川島造船所第一新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
29	25.00	185.00	180.00	182.50	20	—

備　考

明治二十九年五月二十五日賣買開始(一千五百株)
同　三十年一月第二新株へ併合

ロ 東京石川島造船所第二新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
29	12.50	175.00	120.00	147.50	40	—
32	25.00	62.00	50.00	58.50	190	—
33	25.00	當 51.50	50.50	51.10	30	90

備　考

明治二十九年五月二十五日賣買開始(五千株)
同　三十年一月第一新株と併合し第一新株と稱す
同　三十三年一月舊株へ併合

ロ 東京石川島造船所新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
7	12.50 25.00	79.90 78.20	63.70 53.70	70.20 60.70	261,920	20,750
8	25.00 37.50	83.90 91.80	34.90 66.90	57.24 83.08	180,580	23,530

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
9	37.50	158.00	95.50	117.61	112,150	16,630

備　考

大正七年四月十五日賣買開始(五萬九千五百株)
同　九年四月一日舊株へ併合

2. ○ 横濱船渠會社株式

株數 100,000株
額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
29	25.00	77.00	40.50	55.17	3,230	650
30	25.00	60.00	47.60	53.90	1,530	650
43	33.00	70.05	65.50	67.62	1,160	570
44	33.00	63.00	62.95	62.97	90	30
45 / 大正 1	33.00	61.50	54.30	57.79	420	150
2	33.00	46.50	43.80	45.03	40	—
3	33,00	43.90	37.00	41.35	1,360	10
4	33.00	64.00	44.00	52.71	2,520	90
5	33.00	95.00	47.30	65.20	140,690	16,180
6	40.00 50.00	129.80 214.30	85.00 94.00	91.39 132.20	230,730	39,980
7	50.00	132.90	80.90	116.16	163,490	23,980
8	50.00	121.00	61.70	83.88	240,580	29,200
9	50.00	164.90	51.80	76.53	254,390	46,410
10	50.00	66.50	39.90	54.30	42,100	11,030
11	50.00	48.00	36.50	40.08	5,530	2,150
12	50.00	46.70	39.00	42.52	18,700	5,920
14	50.00	28.50	28.00	28.13	80	10
15 / 昭和 1	50.00	42.90	25.00	30.07	22,160	4,850
2	50.00	32.80	23.90	29.10	2,320	1,280

備　考

明治二十九年九月二十四日賣買開始(三萬株甲乙種)
同　三十二年一月丙種株式(三萬株)併合
同　四十三年七月中央倉庫合併株式(一萬五千株)併合
大正八年十月一日新株(十二萬五千株)併合
同　十二年十二月二十八日減資の爲め十萬株となる

ロ 横濱船渠會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
7	12.50	84.80	41.80	62.09	139,150	34,520

第五表　銘柄別相場高低表(長期取引―株式)（續）

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
39	17.25	14.50	12.50	13.95	130	80
40	25.00	23.60	21.00	22.10	230	150

備考

明治三十七年十二月十七日賣買開始(二萬株)

同　四十年七月十九日寶田石油會社へ買收せらる

□ 寶田石油會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
41	25.00	101.00	70.50	86.24	38,300	1,740
42	25.00	87.00	41.55	67.34	187,870	11,730
43	50.00	75.50	70.80	72.66	127,470	11,890

備考

明治四十年八月二十日賣買開始(十萬株)

同　四十三年十月舊株へ併合

□ 寶田石油會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
44	25.00	33.15	31.65	32.46	69,170	9,500
45 大正 1	25.00	41.00	31.00	35.90	149,700	13,740
2	37.50	90.95	73.50	81.11	507,670	29,940
3	50.00	76.50	59.50	67.84	239,920	19,770
4	50.00	79.75	64.55	70.16	26,830	3,770

備考

明治四十四年四月二十一日賣買開始(六萬七千株)

大正四年四月舊株へ併合

△ 寶田石油會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
5	12.50	69.90	44.10	59.84	129,930	11,640
6	12.50	68.10	46.30	53.70	156,910	21,940
7	12.50	61.70	49.90	54.46	170,130	20,220
8	12.50	91.40	43.00	67.72	131,270	21,040
9	12.50 30.00	148.60 171.70	101.90 65.00	119.95 112.25	561,850	36,070
10	30.00 50.00	173.00 141.10	121.80 129.10	148.01 135.10	371,910	44,970

備考

大正五年二月賣買開始(三十萬株)

同　十年十二月日本石油へ合併

7. △ 巴石油會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
39	17.25	[illegible]	[illegible]	15.00	6,090	1,440

8. △ 南北石油會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
40	30.00	41.00	32.60	35.07	23,820	7,920
41	50.00	37.80	37.80	37.80	26,130	5,830

備考

明治四十年三月一日賣買開始(六萬株)

同　四十一年七月五日寶田石油會社へ合併

9. △ 帝國石油會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
10	25.00	26.30	20.10	22.15	8,670	230
11	25.00	38.60	28.60	33.20	290,350	32,350

備考

大正十年十月賣買開始(七萬二千株)

同　十一年一月旭石油へ合併

(F)　機械器具工業

1. ○ 東京石川島造船所株式　資本60,000株　額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
29	50.00	285.00	199.70	236.30	100	50
32	50.00	75.50	49.00	57.05	14,590	
33	50.00	56.00	37.00	43.63	4,390	4,340
43	50.00	42.00	38.00	40.04	400	210
大正 5	50.00	141.40	91.60	114.35	8,140	300
6	50.00	162.10	71.70	106.95	137,220	22,200
7	50.00	138.90	85.30	119.10	226,580	18,450
8	50.00	126.90	63.50	96.24	91,860	11,970
9	50.00	179.80	45.00	82.84	95,500	18,080

第五表　銘柄別相場高低表(長期取引―株式)　(續)

2. ✕ 東洋石油會社株式　株數5,000株　額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
33	16.00	15.00	9.00	12.80	39,300	5,510
35	16.00	17.50	14.50	15.60	940	340
36	18.00	中 13.50	11.00	12.00	170	140

備　考

明治三十三年二月十五日賣買開始(一萬株)

同　三十六年十月三十一日賣買休止

3. ✕ 旭石油會社株式　株數132,000株　額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
11	50.00	60.00	24.10	39.90	102.860	9,690
12	50.00	49.20	26.40	38.56	162,020	16,950
13	50.00	30.80	14.00	20.64	31,440	9,840

備　考

大正十一年五月一日賣買開始(六萬株)

同　　年十月二日帝國石油會社(七萬二千株)合併

同　十三年七月一日賣買中止

✕ 旭石油會社新株式　株數60,000株　額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
11	12.50	12.40	7.50	9.58	1,610	330
12	12.50 37.50	8.50 27.00	6.50 14.90	7.83 21.08	16,930	2,630
13	37.50	19.00	4.60	11.28	2,970	1,340

備　考

大正十一年七月二十一日賣買開始(六萬株)

同　十三年七月一日賣買中止

4. △ 北越石油會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
33	16.00	34.00	13.50	17.90	10,520	3,310
34	16.00	14.10	8.00	12.55	270	530

備　考

明治三十三年三月十六日賣買開始(一萬二千株)

同　三十五年二月二十日寶田石油へ買收せらる

5. △ 遠越石油會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
33	20.00	15.50	15.50	15.50	50	50

備　考

明治三十三年九月二十四日賣買開始(六千株)

同　三十七年九月二十六日寶田石油會社へ買收せらる

6. △ 寶田石油會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	中 円	円	円	株	株
36	50.00	130.00	129.80	129.90	130	30
37	50.00	120.00	102.90	109.50	920	390
38	50.00	當 106.90	106.90	106.90	10	160
39	50.00	300.00	110.00	142.00	42,860	6,860
40	50.00	268.00	122.00	160.49	51,030	6.820
41	50.00	146.20	97.50	120.64	72,120	7,830
42	50.00	135.00	56.20	97.47	371,880	15,980
43	50.00	94.00	49.40	69.89	343,930	20,720
44	50.00	71.15	54.10	61.41	239,480	17,650
45 大正 1	50.00	71.80	60.10	66.16	273,690	22,760
2	50.00	123.00	72.50	96.18	785,020	38,270
3	50.00	108.95	59.85	77.92	477,260	26,250
4	50.00	110.40	61.80	72.19	617,300	33,690
5	50.00	120.90	78.30	99.06	709,650	93,800
6	50.00	117.80	95.30	103.99	231,040	52,620
7	50.00	118.90	100.00	107.73	172,720	34,560
8	50.00	144.90	95.30	115.90	183,400	35,400
9	50.00	194.90	95.80	144.82	489,390	46,720
10	50.00	197.90	125.10	159.64	459,450	54,890

備　考

明治三十六年二月十日賣買開始(三萬株)

同　三十九年五月新株(三萬株)併合

同　　年十月一日増加新株(二萬株)併合

同　四十年八月二十日第二増加新株(二萬株)併合

同　四十一年七月五日南北石油會社及富士石油會社を合併

同　　年十月第三増加株(三萬三千株)併合

大正十年十二月日本石油へ合併

14. 帝國石材會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
42	12.50	11.00	10.80	10.93	230	—
43	12.50	11.00	11.00	11.00	150	80

備考
明治四十二年十二月十三日賣買開始(二萬株)
同　四十三年十二月賣買廢止

1. ○日本石油會社株式　株數800,000株　額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
39	50.00	152.10	135.00	144.20	7,160	1,080
40	50.00	195.00	新落 90.00	127.55	22,670	7,700
41	50.00	130.40	91.00	104.81	42,280	3,980
42	50.00	119.50	69.10	98.09	109,950	10,290
43	50.00	100.00	66.50	85.95	215,760	21,990
44	50.00	82.00	65.10	69.96	120,570	12,190
45 大正 1	50.00	90.00	68.90	76.44	142,160	11,530
2	50.00	139.45	新落 83.00	107.40	825,510	44,880
3	50.00	147.00	84.75	109.98	473,910	29,070
4	50.00	163.00	97.05	113.33	350,240	28,710
5	50.00	192.90	130.40	158.79	386,550	47,790
6	50.00	161.80	112.50	142.99	158,740	28,230
7	50.00	158.00	100.40	111.41	188,060	30,400
8	50.00	137.90	95.50	116.63	231,810	36,850
9	50.00	162.90	84.60	125.30	347,700	34,010
10	50.00	147.50	107.50	129.95	387,870	39,610
11	50.00	125.40	67.90	85.56	117,380	54,640
12	50.00	86.60	65.20	73.76	425,650	31,450
13	50.00	89.20	65.00	75.28	303,800	40,350
14	50.00	99.30	81.30	89.63	820,330	111,930
15 昭和 1	50.00	103.00	62.10	77.60	511,310	92,360
2	50.00	71.90	45.60	57.67	349,730	49,870

備考
明治三十九年十二月一日賣買開始(二萬四千株)
同　四十年一月新株(二萬四千株)併合
同　年六月新株(四千株)併合
同　年七月新株(四萬八千株)併合
大正七年五月一日新株(二十萬株)併合
同　十年十二月一日寶田石油會社合併に付四十萬株を加ふ

□日本石油會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
41	34.00	122.00	95.05	107.81	14,340	750
42	34.00	108.00	86.80	95.44	12,850	3,320

備考
明治四十年九月十四日賣買開始(十萬株)
同　四十三年一月舊株へ併合

□日本石油會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
2	12.50	62.55	44.95	53.51	191,260	10,710
3	32.50	114.00	65.80	83.84	562,610	35,760
4	32.50	127.40	73.00	84.73	478,260	30,690
5	32.50	165.95	105.00	130.65	704,510	55,910
6	32.50 42.50	139.30 144.60	111.30 98.50	123.85 117.44	217,290	33,430
7	42.50 50.00	132.40 157.10	110.00 100.90	119.75 116.55	102,920	18,160

備考
大正二年七月一日賣買開始(二十萬株)
同　七年五月一日舊株へ併合

○日本石油會社新株式　株數800,000株　額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
7	12.50	55.10	43.80	48.61	53,450	9,870
8	12.50	72.90	39.00	51.90	297,660	47,540
9	12.50	106.40	32.10	64.90	1,123,660	67,690
10	12.50	81.70	39.80	58.94	806,930	72,860
11	12.50	50.40	19.20	31.12	418,740	68,370
12	12.50	31.80	19.50	24.92	259,860	34,280
13	12.50 20.00	29.10 42.00	21.10 32.70	23.20 35.14	209,810	34,690
14	20.00	47.00	39.30	43.17	612,850	94,990
15 昭和 1	20.00	52.50	28.50	38.46	464,000	91,270
2	20.00	33.50	18.90	25.49	165,420	39,370

備考
大正七年九月九日賣買開始(四十萬株)
同　十年十二月一日寶田石油會社合併に付四十萬株を加ふ

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
39	50.00	10.50	8.10	9.10	1,190	1,290

備考
明治三十八年九月一日賣買開始(一萬株)
同　三十九年三月賣買廢止

10. △石狩石炭會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
40	12.50	15.00	8.80	10.53	5,970	4,230
45 大正 1	40.00	39.15	38.25	35.28	54,020	5,900
2	40.00	41.15	33.45	37.01	55,510	10,190
3	40.00	40.10	26.10	36.25	23,130	6,410
4	40.00	62.00	26.80	33.79	26,180	4,760
5	40.00	70.00	31.00	43.21	76,370	13,840
6	40.00 50.00	60.00 74.40	40.00 40.00	46.35 53.87	37,800	12,390
7	50.00	81.90	56.50	68.21	49,120	14,460

備考
明治四十年三月一日賣買開始(十五萬株)
同　四十四年十二月二日資本金七百五十萬圓（十五萬株）を三百七十五萬圓(七萬五千株)に減少
同　四十五年六月一日減資の結果建株七萬五千株となる
大正八年八月三十一日北海道炭礦汽船會社へ合併

△石狩石炭會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
7	12.50 17.50	14.70 39.80	13.00 22.60	13.77 30.76	124,210	11,650
8	17.50 25.00	34.80 55.10	27.10 40.90	31.00 45.00	125,850	24,800

備考
大正七年三月賣買開始(十五萬株)
同　八年八月三十一日北海道炭礦汽船會社へ合併

11. 豐前採炭會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
41	35.00	14.95	14.00	14.49	410	200
42	35.00	—	—	—	—	30

備考
明治四十一年十月十二日賣買開始(二萬二千株)
大正元年七月三十一日賣買廢止

12. 大東鑛業會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
2	50.00	46.00	16.80	25.50	3,500	480
3	50.00	17.00	11.90	15.57	2,980	1,090
4	50.00	24.00	16.55	19.19	90	10
5	50.00	49.70	20.00	36.25	29,480	5,160
6	50.00	30.50	11.00	16.49	33,100	11,100
7	50.00	31.80	10.00	22.11	83,950	17,450
8	50.00	11.00	8.70	10.15	8,350	5,490

備考
大正二年六月三日賣買開始(二萬四千株)
同　九年一月四日賣買廢止

大東鑛業會社優先新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
2	25.00	27.00	9.20	16.44	220	90
5	25.00 37.50	25.90 50.40	19.30 22.00	22.76 30.91	23,810	5,140
6	50.00	44.60	13.00	22.12	18,500	7,200
7	50.00	36.70	10.20	24.54	51,720	11,370
8	50.00	15.40	9.00	12.41	9,180	3,580

備考
大正二年六月三日賣買開始(二萬株)（本株式は年一割二分の配當をなす）
同　九年一月四日賣買廢止

13. 日本煉炭會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
35	37.50	20.00	16.00	18.50	120	90
39	42.50	65.00	47.90	53.35	10,850	380
40	50.00	64.75	23.00	35.98	27,480	8,530

備考
明治三十五年三月三日賣買開始(二萬株)
同　四十二年四月二十九日資本金百十萬圓を五十五萬圓(一萬一千株)に減少し從て建株一萬株となる
同　四十二年五月賣買廢止

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
14	12.50	24.80	15.20	17.63	124,470	27,040
15 昭和 1	12.50	30.70	20.20	25.48	210,140	30,710
2	12.50	22.50	11.00	18.19	112,200	32,980

備　考
大正七年三月十九日賣買開始(九十萬株)

6. ○三菱鑛業會社株式　株數1,000,000株　額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
10	50.00	69.00	53.00	61.94	4,960	2,670
11	50.00	54.30	38.50	46.43	1,230	630
12	50.00	52.30	42.00	48.72	1,360	1,100
13	50.00	51.50	48.00	49.38	60	30
14	50.00	57.00	43.50	48.43	15,000	4,240
15 昭和 1	50.00	62.50	46.80	50.88	29,590	7,410
2	50.00	66.60	53.80	59.71	68,860	23,460

備　考
大正十年五月一日賣買開始(百萬株)

○三菱鑛業會社新株式　株數1,000,000株　額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
10	12.50	21.70	15.00	18.08	9,280	5,470
11	12.50	15.50	10.00	12.55	1,310	1,180
12	12.50	14.40	13.10	13.80	710	310
13	12.50	當 9.00	9.00	9.00	50	50
14	12.50	16.00	10.80	12.49	9,490	2,520
15 昭和 1	12.50	17.70	12.40	14.09	20,620	5,710
2	12.50	22.20	15.70	18.40	61,060	20,900

備　考
大正十年五月一日賣買開始(百萬株)

7. (白木)王城炭礦會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
29	13.00	13.00	9.00	10.40	620	320

備　考
明治二十九年七月六日賣買開始(八千株)
同　三十一年十一月賣買休止
同　三十五年六月十日資本金二十萬圓(二十五圓券八千株)を十萬圓(五十圓券二千株)に減少
同　三十五年十二月二十日王城炭礦と改稱

×王城炭礦會社新株式　株數10,000株　額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
39	12.50	70.00	55.00	65.60	3,380	10
40	12.50	63.00	25.00	45.45	2,000	870
42	12.50	22.00	18.00	20.00	30	10

備　考
明治三十九年十二月一日賣買開始(一萬株)
同　四十四年二月賣買休止

8. ×大日本炭礦會社株式　株數210,000株　額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
7	50.00	95.50	56.70	71.31	72,190	13,050
8	50.00	72.80	57.00	62.17	38,790	14,850
9	50.00	62.40	17.20	35.41	77,650	34,760
10	50.00	18.50	13.90	16.46	190,500	8,120
11	50.00	13.50	13.20	13.35	21,250	1,920
12	50.00	10.00	8.70	9.15	80	—

備　考
大正七年二月十二日賣買開始(七萬四千株)
同　八年一月四日東海炭礦會社(一萬株)合併
同　九年四月一日新株(十二萬六千株)併合
同　十二年十二月賣買中止

□大日本炭礦會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
7	12.50 25.00	29.50 40.00	23.10 30.00	26.23 35.21	44,230	9,160
8	25.00 37.50	38.90 53.90	29.40 40.40	32.68 45.93	68,280	24,240
9	37.50 50.00	44.10 57.10	41.50 48.00	42.51 53.80	17,280	7,200

備　考
大正七年九月五日賣買開始(十二萬六千株)
同　九年四月一日舊株へ併合

9. 八溝金山會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
38	50.00	中 10.00	8.00	9.70	14,370	2,620

□ 磐城炭礦會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
8	32.50	中 115.00	115.00	115.00	20	—

備　考

大正七年八月十六日賣買開始(九萬六千株)

同　九年四月一日舊株へ併合

○ 磐城炭礦會社新株式　株數60,000株　額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
昭和 年	円	円	円	円	株	株
2	22.50	15.00	11.00	13.40	90	—

備　考

大正十年三月十七日賣買開始(六萬株)

4. ○ 九州炭礦汽船會社株式　株數100,000株　額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	圓	円	円	円	株	株
43	20.00	9.95	8.80	9.34	6,480	2,210
44	20.00	30.25	11.20	22.96	169,800	27,220
45 大正 1	25.00	39.45	22.35	31.67	48,560	9,390
2	25.00	33.95	24.00	26.80	60,810	8,250
3	25.00	29.00	21.00	26.21	4,370	2,410
4	25.00	25.00	21.00	22.61	980	210
5	25.00	52.90	17.80	27.11	109,950	13,490
6	25.00	53.00	26.80	35.68	128,990	20,090
7	25.00 35.00	56.60 116.80	37.60 58.90	48.61 82.37	373,240	25,700
8	35.00	136.90	74.05	110.19	248,150	34,100
9	35.00	107.40	37.40	58.96	38,710	16,760
10	35.00	39.20	28.30	32.32	17,750	4,590
11	35.00	25.00	22.00	24.31	2,200	1,060
12	35.00	27.00	20.90	24.08	1,680	460
13	35.00	21.00	19.00	20.03	150	60
14	35.00	25.10	17.00	19.50	1,300	620
15 昭和 1	35.00	33.20	15.50	19.98	23,830	16,190
2	35.00	65.10	29.70	43.81	139,510	24,040

備　考

明治四十三年九月五日賣買開始(十萬株)

5. ○ 久原鑛業會社株式　株數600,000株　額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
5	50.00	379.00	275.00	306.17	80	10
6	50.00	326.00	117.60	189.34	23,240	8,640
7	50.00	141.50	96.50	110.29	61,800	10,510
8	50.00	135.40	71.50	97.47	191,360	38,510
9	50.00	111.80	28.10	60.15	163,360	12,160
10	50.00	40.40	28.80	36.68	129,670	16,890
11	50.00	41.90	24.50	33.17	94,160	20,240
12	50.00	50.80	35.30	42.68	221,600	25,480
13	50.00	56.10	30.60	36.65	145,440	22,780
14	50.00	77.50	53.80	63.25	956,390	93,980
15 昭和 1	50.00	114.40	58.50	73.69	611,590	84,820
2	50.00	68.00	41.20	57.80	511,210	125,030

備　考

大正五年六月五日賣買開始(二十萬株)

同　六年五月一日新株(四十萬株)併合

□ 久原鑛業會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
5	25.00	400.00	164.50	235.00	13,970	2,720
6	50.00	297.90	236.40	264.58	4,040	1,940

備　考

大正七年三月十九日賣買開始(四十萬株)

同　六年五月一日舊株へ併合

○ 久原鑛業會社新株式　株數900,000株　額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
7	12.50	56.30	41.40	48.03	89,270	10,650
8	12.50	64.40	27.50	44.76	229,250	42,820
9	12.50	55.80	8.50	25.26	109,660	18,900
10	12.50	13.00	8.00	11.10	41,350	11,290
11	12.50	11.90	5.10	8.24	4,700	2,590
12	12.50	14.90	9.10	12.17	45,400	14,800
13	12.50	17.00	7.00	10.00	4,960	330

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
12	50.00	46.50	40.60	44.64	11,860	850
13	50.00	45.00	37.10	40.36	4,090	3,590
14	50.00	49.70	42.40	45.40	8,950	3,300
15 昭和 1	50.00	52.00	43.00	48.43	210	60
2	50.00	52.90	51.20	51.90	230	300

備考

大正三年四月一日賣買開始(十八萬株)

○ 北海道炭礦汽船會社新株式　株數810,000株　額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
9	12.50	27.00	11.80	17.82	118,420	41,960
10	12.50	18.40	9.50	13.82	127,520	48,030
11	12.50	14.50	7.70	10.12	46,720	19,120
12	12.50	12.50	8.50	10.10	42,640	13,280
13	12.50	9.80	7.30	8.30	17,970	9,070
14	12.50	12.40	9.30	10.19	36,210	16,370
15 昭和 1	12.50	14.50	9.70	11.46	42,910	13,890
2	12.50	16.40	12.20	14.54	54,360	25,130

備考

大正九年四月十日賣買開始(六十三萬五千株)
同　年六月一日増加株式(十七萬五千株)併合

2. ○ 入山採炭會社株式　株數20,000株　額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
39	50.00	117.00	62.50	91.90	22,860	4,780
40	50.00	148.00	75.00	96.41	20,760	3,980
42	50.00	85.00	85.00	85.00	10	10
大正 2	50.00	中 73.50	73.20	73.35	20	—
5	50.00	199.90	138.00	163.39	3,840	570
6	50.00	235.00	148.00	183.39	1,740	1,030
7	50.00	170.00	160.00	165.00	20	—
8	50.00	230.00	140.00	183.27	200	110
9	50.00	73.00	54.80	61.37	30,050	3,440
10	50.00	61.00	41.00	51.43	18,390	5,630
11	50.00	49.50	41.90	45.42	940	330

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
12	50.00	40.00	38.00	38.72	510	150
13	50.00	當 25.00	25.00	25.00	10	—
14	50.00	32.80	31.50	32.15	110	10
15 昭和 1	50.00	51.80	33.00	42.41	19,950	2,700
2	50.00	50.10	25.00	35.41	14,030	3,260

備考

明治三十九年五月十八日賣買開始(一萬株)
同　四十三年七月二十六日八分甲種優先株（二千四百株）及六分乙種優先株(千六百株)を發行
大正七年六月十四日、甲種優先株(三千四百株)乙種優先株(一千六百株)併合

○ 入山採炭會社新株式　株數100,000株　額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
7	12.50	84.00	78.10	81.76	1,820	560
8	12.50 25.00	77.50 111.10	75.00 85.00	75.73 101.67	530	100
9	32.50	45.90	33.10	37.14	30,010	2,310
10	32.50	34.90	22.60	29.42	99,270	22,900
11	32.50	30.40	19.40	24.86	3,830	2,440
12	32.50	24.80	16.50	21.40	12,660	4,690
13	32.50	18.50	18.00	18.15	150	290
14	32.50	19.20	19.20	19.20	100	30
15 昭和 1	32.50	31.50	17.90	23.29	37,310	9,480
2	32.50	29.90	8.50	20.00	89,580	26,300

備考

大正七年六月二十四日賣買開治(十萬株)

3. ○ 磐城炭礦會社株式　株數120,000株　額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
7	50.00	180.00	150.00	171.92	490	250
8	50.00	159.00	145.00	149.64	180	—
9	50.00	180.00	168.80	174.40	20	—
10	50.00	57.00	54.00	55.75	60	—
14	50.00	當 35.60	35.60	35.60	10	—
昭和 2	50.00	24.00	20.00	21.10	150	90

備考

明治三十年九月十一日賣買開始(八千株)
大正五年九月十四日新株(一萬六千株)併合
同　七年八月十六日新株(九萬六千株)併合

第五表　銘柄別相場高低表（長期取引―株式）（續）

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
10	50.00	60.60	39.00	51.12	217,800	37,790
11	50.00	53.90	38.00	42.20	118,710	24,580
12	50.00	48.80	40.70	43.54	96,790	17,120
13	50.00	44.20	33.80	38.81	46,700	11,960
14	50.00	51.40	38.50	45.25	173,960	40,270
15 昭和 1	50.00	53.90	41.70	46.29	207,840	54,180
2	50.00	56.80	47.50	52.50	180,530	51,240

備考
明治二十三年一月四日賣買開始（十三萬株）
同　三十九年十月一日鐵道全部を國有とし北海道炭礦汽船と改稱
大正二年一月十六日年七分五厘優先株（十八萬株）を發行
同　年十月減資の結果建株三十六萬株となる
同　九年六月一日石狩石炭會社合併に付五萬株を加ふ

□ 北海道炭礦鐵道會社追募株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
29	23.00	71.30	58.00	63.10	2,840	710
30	28.00	55.00	54.00	54.50	20	—
31	28.00	71.00	49.40	60.90	4,730	1,230
32	30.00	83.60	64.00	78.00	229,330	40,110
33	50.00	76.40	72.00	74.80	203,910	13,800
34	50.00	79.00	63.50	72.58	32,690	3,330

備考
明治二十九年六月二十五日賣買開始（三萬株）
同　三十二年三月第三新株に併合し新株と稱す
同　三十四年七月舊株へ併合

□ 北海道炭礦鐵道會社第三追募株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
30	17.50	40.50	37.10	39.40	19,340	1,960
31	33.00	68.20	65.20	66.90	232,880	21,040
32	33.00	中 69.20	64.80	66.10	10,140	2,960

備考
明治三十年十月十五日賣買開始（八萬株）
同　三十二年三月第二新株に併合し新株と稱す
同　三十四年七月舊株へ併合

□ 北海道炭礦鐵道會社新株式

年次	拂込	最低	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
35	20.00	35.00	34.20	34.50	27,440	7,310
36	22.50	42.00	36.50	39.63	4,400	2,250
37	22.50	47.00	31.50	40.29	2,410	1,290
38	22.50	96.30	53.20	74.81	61,160	11,750

備考
明治三十五年一月二十五日賣買開始（十二萬株）
同　三十九年一月舊株へ併合

□ 北海道炭礦鐵道會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
39	12.50	97.00	33.95	51.52	602,560	40,690
40	12.50	103.00	23.15	47.41	853,840	66,890
41	12.50	28.60	15.45	22.40	310,680	32,590
42	25.00	29.50	12.75	21.95	215,650	32,070
43	40.00	24.55	18.25	20.30	203,690	34,740
44	40.00	22.50	12.00	17.13	166,280	18,310
45 大正 1	40.00	17.20	7.20	14.45	159,670	18,720
2	50.00	22.45	17.20	20.65	83,180	14,530

備考
明治三十九年六月一日賣買開始（十八萬株）
大正二年七月舊株へ併合

○ 北海道炭礦汽船會社優先新株式　株數180,000株　額面 50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
3	20.00	22.50	19.85	21.19	280	100
4	25.00	34.95	16.80	23.53	11,900	2,470
5	25.00 30.00	48.00 89.70	39.00 33.30	41.54 46.27	82,120	12,130
6	30.00	88.40	49.90	62.17	98,240	12,010
7	30.00 35.00 42.50	90.90 93.70 142.00	71.40 77.10 90.50	78.27 81.41 113.89	218,290	22,570
8	42.50 50.00	136.00 144.80	92.00 100.50	113.68 118.79	206,050	27,720
9	50.00	109.80	53.40	71.61	54,100	18,510
10	50.00	61.60	47.00	54.41	8,080	4,290
11	50.00	52.50	40.50	44.53	1,080	860

第五表　銘柄別相場高低表(長期取引—株式)　(續)

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
大正15 昭和1	17.50	41.40	28.80	35.78	320,380	40,970
2	17.50	38.00	24.00	32.08	193,010	30,580

備考

大正十四年十一月十六日賣買開始(二十二萬三千五百五十株)

2. 日本製氷會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
7	50.00	137.90	90.90	105.39	13,640	2,500

備考

大正七年七月二十日賣買開始(六萬株)
同　八年八月日東製氷創立のため解散

3. 東京製氷會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
26	12.50	10.40	5.60	6.69	2,435	1,248
29	15.00	16.30	10.50	13.70	140	—

備考

明治二十六年一月四日賣買開始(六千株)
同　四十年五月三日機械製氷會社へ合併

4. 横濱製氷會社乙種新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
29	6.25	109.00	105.00	107.00	40	—

備考

明治二十九年七月一日賣買開始(二千株)
同　二十九年十二月十五日賣買廢止

1. ○森永製菓會社新株式　株數240,000株 額面 50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
13	12.50	19.70	16.70	17.7[illegible]	11,750	1,180
14	12.50 25.00	17.60 23.20	10.20 12.80	14.80 19.29	95,950	32,400
15 昭和 1	25.00 35.00	28.90 34.80	14.20 26.50	18.68 29.48	289,160	51,130
2	35.00	38.40	16.20	27.88	745,260	126,990

備考

大正十三年十二月四日賣買開始(二十四萬株)

(E) 鑛　　業

1. ○北海道炭礦(鐵道 汽船)會社株式　株數410,000株 額面 50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
23	25.00	32.10	25.00	27.52	294,021	21,713
24	45.00	54.80	47.80	51.38	550,473	19,908
25	50.00	61.80	44.80	51.78	522,167	20,912
26	50.00	106.80	57.60	73.55	771,076	40,932
27	50.00	88.00	58.00	76.58	766,054	32,444
28	50.00	108.80	78.10	91.58	600,180	22,690
29	50.00	113.20	79.00	95.20	513,750	28,150
30	50.00	102.50	80.00	91.60	[illegible]	32,280
31	50.00	124.50	77.30	92.37	256,840	45,570
32	50.00	110.20	83.70	98.50	234,520	34,500
33	50.00	106.00	70.00	84.71	254,100	12,630
34	50.00	82.80	新落 63.05	73.05	363,820	15,310
35	50.00	83.80	72.70	78.40	281,010	24,160
36	50.00	80.90	71.10	77.59	149,770	12,850
37	50.00	75.80	57.60	69.39	285,280	20,600
38	50.00	98.20	68.10	84.94	697,360	41,330
39	50.00	163.70	96.10	113.41	740,440	66,210
40	50.00	172.10	82.65	114.02	677,440	[illegible]
41	50.00	99.55	56.05	82.29	393,140	35,840
42	50.00	60.70	31.35	47.52	367,840	33,270
43	50.00	40.90	22.10	31.20	282,440	36,970
44	50.00	31.90	20.30	26.55	305,560	31,170
45 大正 1	50.00	26.65	16.80	22.88	275,800	33,930
2	50.00	31.30	16.95	22.15	219,120	34,440
3	50.00	37.45	21.50	29.32	205,890	21,200
4	50.00	45.50	24.25	32.64	485,180	42,030
5	50.00	108.90	37.90	54.31	589,980	[illegible]
6	50.00	109.90	66.10	81.30	644,860	94,130
7	50.00	137.30	86.30	108.63	844,400	99,030
8	50.00	140.50	91.20	114.78	701,900	127,730
9	50.00	109.90	50.10	71.51	285,010	77,320

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年 9	円 37.50	円 75.90	円 54.00	円 66.00	株 28,910	株 4,950

備考
大正七年九月賣買開始(九萬株)
同　九年六月舊株へ併合

11. 官鹽販賣會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年 40	円 12.50	円 17.00	円 7.50	円 10.75	株 1,390	株 820

備考
明治四十年二月十九日賣買開始(二萬株)
同　四十二年六月二十五日解散

1. ○日東製氷會社株式

株數376,450株
額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年 8	円 50.00	円 128.90	円 105.30	円 118.60	株 34,620	株 9,690
9	50.00	180.40	67.10	99.53	139,430	22,210
10	50.00	89.90	73.90	82.76	49,900	15,150
11	50.00	90.60	71.00	80.88	88,210	16,050
12	50.00	95.90	81.70	88.26	182,050	24,870
13	50.00	84.20	69.40	79.15	132,170	15,590
14	50.00	94.20	64.10	80.09	500,360	65,310
15 昭和 1	50.00	85.00	67.50	77.10	568,790	79,320
2	50.00	79.30	59.40	70.84	487,330	77,860

備考
大正八年八月二十日賣買開始(十二萬九千五百八十株)
同　九年四月一日土佐、高松、石井三製氷會社合併に付三千三百株を加ふ
同　九年十二月一日新株(五萬四千四百二十株)併合並に菱華製氷會社合併に付三百株を加ふ
同　十年十二月一日佐世保製氷、小川合名兩社合併に付二千五十株を加ふ
同　十一年七月一日久留米、神港、尼ヶ崎の三製氷社合併に付二千九百七十四株を加ふ
同　年九月一日城ヶ島製氷會社合併に付九百株を加ふ
同　年十一月一日九州製氷會社合併に付四千二百株を加ふ
同　十二年一月十三日九州製氷會社合併のため自己所得分四百四十八株を減ず
同　年十一月一日帝國、横須賀、山陽の三製氷社合併に付三萬五千五百五十四株を加ふ
大正十三年八月一日臺北冷藏會社合併に付二千百二十株を加ふ
同　年九月一日三島、肥後、飾磨、四谷の四冷藏社合併に付五千七百三十九株を加ふ
同　十四年二月二日鳥取製氷會社合併に付千五百五十一株を加ふ
同　年四月二十七日下津井製氷會社合併に付五百二十五株を加ふ
同　年九月十六日筑豐製氷外十二社合併に付二萬一千二百八十五株を加ふ
同　年同月同日新株(十一萬二千五百株)併合
同　十四年十二月六日關西製氷冷藏會社合併に付九百五十株を加ふ
同　十五年九月十六日大正製氷、小島製氷兩社合併に付五千二百株を加ふ
同　年十月二十六日桑都製氷會社合併に付四百五十株を加ふ

□日東製氷會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年 8	円 12.50 25.00	円 72.10 93.00	円 56.30 78.50	円 65.61 86.91	株 30,750	株 9,420
9	25.00 37.50 50.00	122.00 171.50 81.00	100.00 51.90 65.60	109.00 103.84 73.13	118,820	15,390

備考
大正八年八月二十日賣買開始(五萬四千四百二十株)
同　九年十二月一日舊株へ併合

□日東製氷會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年 10	円 25.00	円 45.70	円 42.00	円 44.29	株 1,060	株 80
11	25.00 37.50	56.50 64.10	40.00 54.00	46.17 57.84	28,760	5,650
12	37.50	78.90	63.30	72.53	105,860	13,660
13	42.50 50.00	73.70 82.40	59.80 70.70	69.41 74.75	57,990	9,050
14	50.00	93.40	76.40	84.31	125,940	24,230

備考
大正十年八月十五日賣買開始(十一萬二千五百株)
同　十四年九月十六日舊株へ併合

○日東製氷會社(第二)新株式

株數223,550株
額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年 14	円 12.50 17.50	円 27.60 32.40	円 26.00 26.80	円 26.69 30.00	株 6,470	株 560

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
28	50.00	21.80	11.60	15.64	162,210	11,565
29	50.00	15.00	3.70	8.53	33,950	6,730

備　考
明治二十三年一月四日賣買開始(一萬株)
同　三十七年六月四日解散

□ 日本昆布會社追募株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
26	25.00	31.40	18.00	25.46	42,060	3,619
27	35.00	27.10	12.60	20.88	43,362	5,219

備　考
明治二十六年六月一日賣買開始(一萬株)
同　二十七年八月舊株へ併合

6. 帝國水產會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
26	25.00	43.00	14.00	27.38	10,647	2,118
27	25.00	當16.50	13.50	15.02	15	58
28	25.00	25.00	13.00	21.18	460	110
29	25.00	—	—	—	—	40

備　考
明治二十六年五月一日賣買開始(五千株)
同　三十六年一月二十五日解散

7. 東洋漁業會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
40	12.50	99.00	35.00	53.88	8,060	2,290
41	15.00	30.00	24.00	26.42	190	—
42	15.00	27.00	27.00	27.00	60	50

備　考
明治四十年一月二十一日賣買開始(四萬株)
同　四十二年五月十九日解散

8. 大日本水產會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
40	12.50	18.00	7.35	11.48	26,880	5,910
41	12.50	10.00	4.40	6.03	7,960	4,000
42	12.50	4.80	2.20	3.29	750	550

備　考
明治四十年七月二十三日賣買開始(六萬株)
同　四十二年六月賣買廢止

9. △ 輸出食料品會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
8	25.00	106.80	55.00	77.16	214,110	24,590
9	50.00	192.00	30.20	75.47	115,220	30,140
10	50.00	40.50	31.00	36.66	28,690	7,570

備　考
大正八年三月賣買開始(十萬株)
同　九年四月新株(十萬株)併合
同　十年八月日魯漁業へ合併

□ 輸出食料品會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
9	50.00	當45.00	34.20	40.65	15,060	—

備　考
大正九年五月賣買開始(十萬株)
同　年十一月舊株へ併合

10. 橫濱魚油會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
9	50.00	41.00	14.00	24.36	10,640	3,270
10	50.00	20.50	9.80	13.65	22,040	8,320

備　考
大正九年五月新株を併合して賣買開始(十八萬株)
同　十年十一月賣買廢止

□ 橫濱魚油會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
7	25.00	74.80	48.80	60.28	20,740	2,600
8	25.00 37.50	72.60 93.50	35.20 58.00	45.20 72.98	185,040	24,360

第五表　銘柄別相場高低表(長期取引—株式)（續）

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
8	50.00	121.00	36.50	58.64	319,640	54,590
9	50.00	112.40	23.00	45.58	233,030	52,120
10	50.00	30.90	20.10	24.51	207,840	39,800
11	50.00	37.00	19.80	30.16	139,830	19,170
12	50.00	41.10	17.60	34.69	507,140	27,560
13	50.00	38.40	19.80	26.68	306,110	33,020
14	50.00	51.20	35.60	42.36	1,114,900	138,580
15 昭和 1	50.00	152.20	49.50	92.17	1,950,490	243,720
2	50.00	136.70	88.90	116.24	1,852,940	201,700

備　考

大正七年九月五日賣買開始(六萬株)

同　十年八月一日輸出食料品及外一社（二十七萬四千株)合併

同　十年十月十五日減資して二十二萬二千六百六十六株となる

昭和二年十月六日新株(十一萬七千三百三十四株)併合

□日魯漁業會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
9	12.50	14.90	4.60	8.35	167,630	36,440
10	12.50	7.70	3.30	4.77	168,330	52,640
11	12.50	8.00	5.50	6.49	32,840	11,750
12	12.50	9.00	3.90	7.05	39,050	36,060
13	12.50	7.70	3.60	5.56	27,820	10,380
14	12.50	13.60	7.20	10.67	161,610	37,430
15 昭和 1	12.50	95.50	12.50	44.48	1,142,160	129,510
2	12.50 37.50	86.90 117.30	69.40 71.00	78.95 97.33	1,248,670	144,790

備　考

大正九年四月一日賣買開始(十四萬株)

同　十年八月一日輸出食料品及外一社(四萬株)合併

同　十年十月十五日減資して十一萬七千三百三十四株となる

昭和二年十月六日舊株へ併合

3. ×日本漁業會社株式　株數40,000株　額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
9	50.00	162.00	52.30	75.50	124,990	19,740
10	50.00	69.30	10.30	33.40	336,670	21,840
11	50.00	11.00	4.00	7.01	5,070	2,160
12	50.00	21.50	5.00	11.03	122,680	15,640
13	50.00	5.50	2.50	4.04	4,790	4,000

備　考

大正九年二月十八日賣買開始(四萬株)

同　十三年八月一日賣買中止

×日本漁業會社新株式　株數60,000株　額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
9	12.50	26.00	15.60	21.29	56,660	7,530
10	20.00 32.50	26.50 19.80	13.60 3.20	22.21 8.50	195,520	30,570
11	32.50	3.00	3.00	3.00	190	20
12	32.50	7.00	3.50	4.15	870	760
13	32.50	1.60	0.60	1.23	80	20

備　考

大正九年八月二日賣買開始(六萬株)

同　十三年八月一日賣買中止

4. ×明治漁業會社新株式　株數20,664株　額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
10	20.00	12.50	8.00	9.21	7,830	3,400
11	20.00 35.00	12.80 15.50	2.10 12.00	7.69 13.97	36,340	11,240

備　考

大正十年九月五日賣買開始(七萬二千三百三十株)

同　十一年七月一日賣買中止

同　十二年三月二十八日減資して二萬六百六十四株となる

5. 日本昆布會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
23	30.00	30.00	23.50	26.77	2,849	1,296
24	30.00	23.00	15.50	18.17	1,008	400
25	35.00	55.00	24.00	37.44	21,721	147
26	35.00	58.50	28.30	40.18	62,162	8,160
27	38.00	10.50	1.40	4.92	85,710	9,152

第五表　銘柄別相場高低表(長期取引—株式)　(續)

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
4	35.00	61.10	39.00	46.03	3,160	280
5	35.00 50.00	62.95 93.70	52.00 73.00	57.61 80.67	17,630	4,930

備　考

明治四十年六月一日賣買開始(一萬四千株)

同　四十二年十月二十五日明治製粉合併新株(五千株)併合

大正五年十月一日舊株へ併合

□ 日本製粉會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
9	12.50	16.10	7.50	11.99	6,630	2,660
10	12.50	17.50	6.10	10.17	85,900	18,130
11	12.50 20.00	19.50 19.00	9.40 9.30	13.30 13.75	153,860	25,050
12	20.00	20.90	13.50	17.27	101,510	15,900
13	20.00 30.00	16.80 31.50	12.50 19.80	13.92 23.19	167,440	28,830
14	30.00 40.00	42.20 43.80	27.70 35.90	32.48 39.45	595,940	80,840
15	40.00 50.00	43.50 57.90	36.40 42.90	39.45 51.26	267,390	64,410

備　考

大正六年十二月二十一日賣買開始(二萬九千株)

同　九年六月十日東洋、大里兩製粉會社合併に付十二萬株を加ふ

同　九年七月一日東北製粉會社合併に付九千株を加ふ

同　十五年十月六日舊株へ併合

3. △ 東亞製粉會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
5	20.00	35.90	17.00	25.72	104,440	11,320
6	25.00	43.00	26.50	32.67	118,320	29,990
7	25.00	49.40	32.00	39.61	64,380	13,150
8	25.00	78.10	37.10	51.51	165,600	22,950
9	25.00	105.60	25.00	44.88	197,530	26,920

備　考

大正五年五月十五日賣買開始(五萬株)

同　十二年四月一日休止

同　十四年四月二十八日日本製粉會社へ合併

1. ○ 東洋捕鯨會社株式

株數60,000株
額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
43	15.00	27.05	18.00	21.68	80,010	16,970
44	15.00	25.85	19.95	22.65	37,270	9,250
45 大正 1	15.00	23.00	15.60	19.30	34,240	7,500
2	15.00	18.70	15.65	16.57	7,080	2,750
3	15.00	16.00	16.00	16.00	390	540
4	45.00	61.00	52.00	54.29	1,780	110
5	45.00 50.00	56.00 96.90	53.00 65.00	55.16 78.18	23,230	2,870
6	50.00	85.00	64.90	73.29	41,210	10,340
7	50.00	91.40	65.00	77.42	20,560	5,900
8	50.00	98.60	59.00	77.42	39,720	8,730
9	50.00	87.00	48.10	62.36	15,690	5,640
10	50.00	58.50	47.00	50.27	340	80
12	50.00	35.00	35.00	35.00	30	—
14	50.00	當 41.00	41.00	41.00	10	—
15 昭和 1	50.00	58.00	49.70	52.75	1,790	1,140
2	50.00	54.90	47.90	50.45	250	80

備　考

明治四十三年一月十二日賣買開始(十四萬株)

大正四年十月十五日資本金七百萬圓(十四萬株)を二百三十三萬圓(四萬六千六百株)に減少

大正五年十二月一日新株(一萬三千四百株)併合

○ 東洋捕鯨會社新株式

株數60,000株
額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
9	12.50	15.50	10.00	12.75	1,650	1,490
10	12.50	15.50	13.50	14.40	410	210
15 昭和 1	12.50	16.50	13.10	14.25	2,060	500
2	12.50	14.50	11.00	12.83	140	120

備　考

大正九年六月十七日賣買開始(六萬株)

2. ○ 日魯漁業會社株式

株數340,000株
額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
7	50.00	58.00	40.60	49.49	41,290	9,480

第五表　銘柄別相場高低表(長期取引—株式)　(續)

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
4	30.00	53.00	38.00	41.53	3,200	80
5	35.00 40.00 50.00	63.00 113.80 116.40	43.90 52.70 89.80	48.10 72.61 109.91	45,860	7,320

備考

大正二年一月四日賣買開始(三萬二千八百株)

同　六年四月二日舊株へ併合

□ 日清製粉會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
6	12.50	33.00	28.00	30.00	1,150	650
7	12.50	38.10	29.00	33.81	17,390	5,860
8	12.50 25.00	84.90 104.50	25.00 80.90	46.96 93.88	137,830	19,690
9	25.00	150.10	33.60	66.79	75,150	12,730
10	25.00	64.00	42.00	50.68	38,590	3,360
11	25.00	63.50	40.80	50.31	64,070	5,700
12	25.00 35.00	73.90 90.10	47.40 70.50	58.15 81.58	228,880	13,550
13	43.00 50.00	103.90 103.90	91.50 86.60	97.31 93.92	88,880	12,430

備考

大正六年九月十七日賣買開始(四萬六千株)

同　八年八月一日上毛製粉會社合併に付一萬株を加ふ

同　十二年二月一日兩毛製粉會社合併に付三千六百株を加ふ

同　十三年十月一日舊株へ併合

○ 日清製粉會社新株式

株數146,400株
額面　　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
14	12.50	48.70	37.70	44.04	120,680	16,240
15 昭和 1	12.50	58.10	33.10	45.38	376,000	40,310
2	12.50 20.00	44.10 49.40	36.20 39.40	42.65 43.01	233,000	28,300

備考

大正十四年七月八日賣買開始(十四萬六千八百株)

2. ✕ 日本製粉會社株式

株數61,500株
額面　　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
32	20.00	28.00	22.00	23.05	380	60
37	35.00	41.00	38.00	39.40	70	—
40	50.00	86.00	73.00	77.90	360	110
42	50.00	62.50	57.50	59.88	80	—
43	50.00	77.00	77.00	77.00	130	20
45 大正 1	50.00	63.90	56.00	60.19	1,880	510
2	50.00	60.50	59.50	59.70	280	130
4	50.00	81.00	62.00	71.45	3,800	400
5	50.00	133.00	70.00	89.03	46,540	5,660
6	50.00	108.00	67.90	90.56	37,660	8,700
7	50.00	99.00	69.50	89.09	12,010	3,380
8	50.00	128.90	70.00	93.21	68,010	14,880
9	50.00	140.00	36.30	71.53	74,390	15,560
10	50.00	58.50	34.90	42.70	89,190	12,770
11	50.00	58.00	25.00	42.77	258,870	22,050
12	50.00	52.60	37.50	45.31	103,520	9,920
13	50.00	53.60	38.40	43.25	82,070	11,280
14	50.00	65.20	45.60	53.69	473,240	54,180
15 昭和 1	50.00	60.10	18.30	47.52	791,370	99,370
2	50.00	14.20	12.50	13.33	157,450	38,750

備考

明治三十二年五月十六日賣買開始(六千株)

同　四十年十月二十九日明治製粉會社を合併

同　四十二年六月帝國製粉會社を合併

同　四十二年十二月帝國製粉合併新株(六千株)併合

大正五年十月一日新株(一萬九千株)併合

同　九年七月一日東洋、大里兩製粉會社合併に付四萬二千株を加ふ

同　十四年八月二十六日東亞製粉會社合併に付一萬五千株を加ふ

同　十五年十月六日新株(十五萬八千株)併合

昭和二年二月九日賣買中止

同　二年三月四日減資のため六萬一千五百株となる

□ 日本製粉會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
40	25.00	33.45	14.00	23.50	2,390	540
42	25.00	32.00	32.00	32.00	60	—
43	25.00	38.00	30.00	34.65	260	150
45 大正 1	35.00	42.50	41.00	41.77	500	320
2	35.00	43.50	41.50	42.45	1,280	810
3	35.00	42.00	42.00	42.00	30	—

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
28	40.00	80.70	46.00	59.52	4,440	950
29	40.00	95.00	71.50	78.82	9,715	3,270
30	40.00	80.50	67.80	73.90	60	—
32	40.00	90.00	80.00	85.10	190	60
34	50.00	102.50	96.00	98.77	180	110
35	50.00	96.50	96.00	96.30	70	—

備　考

明治二十二年十一月十八日賣買開始(三千株)
同　二十六年三月八日日本麥酒會社と改稱
同　三十九年一月二十九日札幌麥酒、大阪麥酒の兩社と合同して大日本麥酒會社を設立

□ 日本麥酒(釀造)會社追募株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
22	13.00	29.50	29.50	29.50	6,315	—
23	13.00	33.50	9.50	16.67	7,922	2,051

備　考

明治二十二年十二月二日賣買開始(三千株)
同　二十六年三月舊株へ併合

⊟ 日本麥酒會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
29	12.50	54.50	29.50	38.37	11,890	3,340
32	12.50	35.50	30.00	34.13	470	250
33	12.50	42.00	39.00	40.30	380	160
34	25.00	62.00	52.00	54.20	400	150
35	25.00	53.80	52.00	52.60	680	250
36	25.00	56.00	53.50	54.80	20	—

備　考

明治二十九年三月五日賣買開始(六千株)
同　三十一年一月第二新株(一萬四千株)併合

5. ✕ 帝國麥酒會社株式

株數 80,000株
額面 50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
4	25.00	26.00	19.80	22.94	240	80

備　考

大正四年三月一日賣買開始(四萬株)
同　八年十二月二十二日新株(四萬株)併合

6. 櫻田麥酒會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
26	20.00	8.50	4.50	5.97	878	174

備　考

明治二十六年四月一日賣買開始(六千株)
同　年十二月賣買廢止

7. 日本醬油釀造會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
41	17.50	18.50	12.95	16.47	25,760	2,670
42	17.50	18.40	2.00	11.09	37,590	11,820
43	17.50	3.20	1.65	2.24	30,250	15,850

備　考

明治四十一年九月一日賣買開始(二十萬株)
同　四十三年十一月五日解散

1. ○ 日清製粉會社株式

株數 100,200株
額面 50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
6	50.00	98.00	73.80	81.88	24,650	7,520
7	50.00	95.20	75.00	88.55	7,790	3,050
8	50.00	157.10	77.00	119.16	90,670	7,540
9	50.00	182.00	60.00	101.28	37,360	5,770
10	50.00	109.50	76.10	87.52	33,780	4,270
11	50.00	103.50	65.10	85.69	114,620	5,400
12	50.00	116.80	83.90	101.80	182,820	8,630
13	50.00	115.30	87.00	99.87	220,150	12,590
14	50.00	111.60	92.80	104.12	267,510	30,540
15 昭和 1	50.00	112.40	78.90	99.31	380,310	34,570
2	50.00	97.20	82.50	96.68	250,440	22,850

備　考

大正六年四月二日新舊併合して賣買開始(三萬四千株)
同　十三年十月一日新株(五萬九千六百株)併合
同　十四年七月十六日讃岐、九州兩製粉會社合併に付六千六百株を加ふ

□ 日清製粉會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
2	30.00	34.95	29.00	32.73	1,630	480

第五表　銘柄別相場高低表(長期取引—株式)（續）

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
12	12.50 17.50	13.80 18.40	11.10 13.00	12.14 16.21	16,440	5,730
13	17.50 25.00	17.30 24.50	12.60 18.50	15.76 23.06	2,980	1,760
14	25.00 32.50 40.00	46.40 49.20 63.40	25.00 43.30 57.40	31.91 45.53 61.19	16,960	6,200
15 昭和 1	40.00 50.00	82.40 86.00	60.00 80.00	69.22 83.73	3,430	7,220

備　考
大正九年七月一日賣買開始(六萬株)
同　十年十一月一日帝國鑛泉、日本製壜兩會社合併に付二萬七千株を加ふ
同　十五年五月十七日舊株へ併合

○ 日本麥酒鑛泉會社新株式　株數200,000株　額面 50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
昭和 年	円	円	円	円	株	株
2	12.50	29.70	11.60	18.30	52,410	14,530

備　考
昭和二年二月九日賣買開始（二十萬株）

3. ○ 麒麟麥酒會社株式　株數116,000株　額面 50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
40	50.00	99.10	63.00	76.78	9,770	1,530
41	50.00	63.00	55.00	59.86	960	230
42	50.00	56.00	51.00	53.25	330	150
43	50.00	59.50	50.00	54.08	1,080	160
44	50.00	53.00	53.00	53.00	20	—
45 大正 1	50.00	53.00	48.00	49.87	420	70
2	50.00	49.00	46.80	47.65	100	—
4	50.00	59.00	56.80	50.05	1,270	—
5	50.00	105.50	58.00	69.19	6,410	2,290
6	50.00	80.00	68.00	72.90	1,280	770
7	50.00	69.00	67.00	67.75	30	10
8	50.00	119.90	64.10	95.47	14,830	2,570
9	50.00	139.90	50.10	81.24	26,000	6,140
10	50.00	74.00	60.00	68.76	1,030	480
11	50.00	82.40	82.40	82.40	140	70
12	50.00	83.00	83.00	83.00	580	260
大正 年 13	円 50.00	円 88.90	円 75.00	円 79.63	株 510	株 340
14	50.00	90.00	85.00	87.40	470	290
15 昭和 1	50.00	96.00	88.00	92.27	560	400
2	50.00	106.00	95.00	101.00	420	480

備　考
明治四十年七月八日賣買開始(五萬株)
大正九年七月一日新株(五萬株)併合
同　十三年三月一日東洋釀造會社合併に付一萬六千株を加ふ

□ 麒麟麥酒會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
6	12.50	35.00	29.00	32.13	50	110
7	12.50 37.50	當25.40 43.00	20.50 39.00	22.85 40.16	230	160
8	37.50	108.00	70.00	90.51	27,420	3,390
9	37.50 50.00	127.00 98.00	88.00 86.40	106.75 94.25	35,660	5,820

備　考
大正六年九月八日賣買開始(五萬株)
同　九年七月一日舊株へ併合

○ 麒麟麥酒會社新株式　株數100,000株　額面 50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
13	12.50 25.00	當27.90 當30.00	27.50 30.00	27.80 30.00	50	30
14	25.00	55.50	52.00	53.21	300	240
15 昭和 1	25.00	64.00	54.00	60.42	600	570
2	25.00	75.00	65.00	69.20	450	450

備　考
大正十三年三月十五日賣買開始(十萬株)

4. ⊟ 日本麥酒(釀造)會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
22	30.00	77.00	45.50	58.94	9,462	1
23	30.00	48.00	29.00	38.73	981	756
26	35.00	30.00	25.50	28.23	787	398
27	35.00	32.00	28.70	30.44	1,912	692

第五表　銘柄別相場高低表(長期取引—株式)（續）

□ 大日本麥酒會社新株式

年次	拂込	最高	高低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
41	12.50	27.10	25.80	26.51	3,820	120
42	12.50	26.30	18.10	23.01	101,490	13,600
43	12.50	28.75	22.45	25.51	77,250	17,470
44	15.00	29.70	25.50	27.49	35,610	8,200
45 大正 1	15.00	36.50	28.50	32.43	124,830	16,970
2	15.00	34.95	30.50	32.10	35,620	7,610
3	15.00	36.95	28.80	33.40	46,910	8,300
4	15.00	48.00	33.30	40.04	145,960	17,380
5	15.00	80.90	44.70	58.50	293,790	32,310
6	15.00 20.00	75.00 81.40	59.60 60.00	66.64 72.31	130,260	21,610
7	20.00 25.00	77.80 91.90	72.70 74.90	75.73 83.78	43,040	12,640
8	25.00 30.00 40.00 50.00	84.50 146.10 169.60 223.00	76.00 85.00 158.50 150.50	79.92 115.47 164.73 196.23	133,860	22,720
9	50.00	254.50	225.85	245.85	66,250	17,630

備　考

明治四十一年十一月十三日賣買開始(十二萬八千株)

大正九年九月十日舊株へ併合

○ 大日本麥酒會社新株式　株數 520,000株　額面 50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
9	17.50	40.20	34.90	37.55	35,990	12,530
10	17.50	54.60	38.00	48.12	300,900	49,860
11	20.00	69.40	48.70	58.07	289,430	35,970
12	20.00 25.00	102.80 90.10	58.50 78.20	83.34 85.36	443,640	38,110
13	25.00	145.50	90.60	107.59	536,400	47,510
14	25.00	148.60	125.10	133.92	692,330	87,570
15 昭和 1	25.00	161.30	134.10	148.09	468,330	91,360
2	25.00	153.70	131.00	140.16	324,390	56,820

備　考

大正九年九月十日賣買開始(五十二萬株)

2. ○ 日本麥酒鑛泉會社株式　株數200,000株　額面 50圓

(舊加富登麥酒會社)

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
8	50.00	83.40	65.00	71.21	1,600	—
9	50.00	98.80	32.90	58.39	47,220	10,330
10	50.00	54.90	48.00	51.79	6,340	2,510
11	50.00	52.00	37.10	42.64	1,990	800
12	50.00	55.60	41.00	48.17	31,190	6,110
13	50.00	53.30	44.00	48.48	11,520	2,300
14	50.00	74.90	51.20	65.73	44,270	14,490
15 昭和 1	50.00	94.70	65.90	79.03	208,660	46,110
2	50.00	77.20	47.00	62.50	190,120	35,960

備　考

大正八年十月一日賣買開始(六萬株)

同　十年十一月一日帝國鑛泉、日本製壜兩會社合併のため三萬三千株を加ふ

同　十四年八月二十六日金線飲料會社合併のため二萬株を加ふ

同　十五年五月十七日新株(八萬七千株)併合

□ 日本麥酒鑛泉會社新株式

(舊(日本第一)加富登麥酒會社)

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
40	12.50	17.50	8.00	11.44	8,290	4,560
43	27.50	18.55	15.20	16.68	3,420	1,850
44	27.50	19.50	13.80	17.00	3,400	1,740
大正 4	40.00	16.50	16.00	16.38	220	—
5	40.00	38.50	12.50	19.78	46,830	7,330
6	40.00	39.60	20.10	26.59	42,720	11,470
7	40.00	45.00	28.00	35.85	40,200	10,960
8	40.00 45.00 50.00	45.90 102.00 86.80	40.00 48.00 64.30	41.55 72.34 70.75	66,390	10,360

備　考

明治四十年三月八日賣買開始(五萬一千株)

同　四十一年七月廿五日加富登麥酒と改稱

大正八年十月一日舊株へ併合

□ 日本麥酒鑛泉會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
9	12.50	8.40	8.00	8.27	310	220
10	12.50	20.00	5.50	12.50	7,540	2,490
11	12.50	13.50	12.40	12.95	80	40

21. △ 沖臺拓殖製糖會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
年	円	円	円	円	株	株
大正 2	37.50	31.40	25.60	27.51	800	200
3	50.00	31.90	30.00	31.28	410	190
4	50.00	80.00	44.00	52.65	6,920	880
5	50.00	109.00	61.00	75.55	55,860	6,870
6	50.00	86.00	53.60	74.07	20,080	5,640

備考

大正二年九月十七日賣買開始(四萬株)

同　四年十一月二十六日資本金二百萬圓を五百萬圓(十萬株)に增加

大正七年二月十六日臺南製糖へ合併

△ 沖臺拓殖製糖會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
年	円	円	円	円	株	株
大正 5	12.50 20.00	23.00 64.90	19.70 37.20	20.54 50.67	61,990	5,630
6	20.00 25.00	48.00 49.60	33.30 27.50	39.64 39.30	51,930	11,170

備考

大正五年五月賣買開始(四萬株)

同　七年二月臺南製糖へ合併

1. ○ 大日本麥酒會社株式

株數 280,000株
額面 50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
年	円	円	円	円	株	株
明治 41	50.00	100.55	68.40	79.56	165,730	15,940
42	50.00	83.00	68.20	76.60	169,030	13,940
43	50.00	88.75	75.00	81.88	77,060	11,440
44	50.00	82.95	74.50	79.73	45,230	7,280
45 大正 1	50.00	90.50	79.95	86.31	50,740	9,230
2	50.00	86.60	79.80	84.26	10,790	3,370
3	50.00	91.60	78.30	87.99	14,460	4,070
4	50.00	122.65	92.50	102.64	39,070	7,660
5	50.00	160.00	116.60	132.29	75,160	14,500
6	50.00	152.00	123.00	142.00	26,320	9,090
7	50.00	149.80	129.00	140.18	7,380	3,070
8	50.00	225.00	135.10	166.26	64,860	13,820
大正 9	50.00	258.00	79.60	126.66	141,280	35,090
10	50.00	122.50	90.30	109.71	155,780	27,600
11	50.00	133.70	96.50	119.54	316,750	25,480
12	50.00	151.50	117.20	131.61	334,410	22,670
13	50.00	184.90	131.00	151.51	321,440	21,920
14	50.00	203.90	173.80	192.65	319,030	27,800
15 昭和 1	50.00	213.20	199.00	205.33	116,230	19,400
2	50.00	217.00	197.00	208.11	64,580	10,470

備考

明治四十一年一月賣買開始(十一萬二千株)(第一、第二、第三合併株式)

大正九年七月一日新株(十二萬八千株)併合

同　九年九月一日日本硝子工業會社合併のため四萬株を加ふ

⊕ 大日本麥酒會社第一種株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
年	円	円	円	円	株	株
明治 39	50.00	148.50	118.20	132.12	95,350	7,370
40	50.00	179.50	98.60	113.37	156,870	15,270

備考

明治三十九年七月二日賣買開始(五萬株)

同　四十一年一月第二種第三種と併合

⊕ 大日本麥酒會社第二種株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
年	円	円	円	円	株	株
明治 39	30.00	126.00	88.70	105.32	127,160	7,950
40	50.00	116.50	94.00	105.12	108,380	11,750

備考

明治三十九年七月二日賣買開始(五萬二千株)

同　四十一年一月第一種第三種と併合

⊕ 大日本麥酒會社第三種株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
年	円	円	円	円	株	株
明治 39	12.50	107.30	66.10	89.65	65,540	4,270
40	50.00	115.20	93.50	104.98	74,980	7,200

備考

明治三十九年七月二日賣買開始(一萬株)

同　四十一年一月第一種第二種と併合

13. 八重山糖業會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
29	25.00	23.00	18.00	19.50	210	200

備　考

明治二十九年五月二十五日賣買開始(四千株)

同　三十五年解散

14. △ 高砂製糖會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
43	30.00	54.90	50.30	52.76	28,970	6,300

備　考

明治四十三年六月一日賣買開始(五萬株)

同　四十三年十一月十七日鹽水港製糖會社へ合併

15. △ 臺北製糖會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
44	17.50	22.80	16.80	18.74	54,200	4,040
45 / 大正 1	25.00	27.90	19.30	23.11	120,530	14,790
2	25.00	24.20	13.50	18.80	38,820	6,170
3	30.00	25.00	17.00	20.42	68,910	9,080
4	30.00	21.50	11.40	16.37	151,670	15,030
5	37.50	31.90	21.50	26.70	110,220	23,030

備　考

明治四十四年九月一日賣買開始(六萬株)

大正五年十月臺灣製糖へ合併

16. △ 中央製糖會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
44	12.50	17.65	15.50	16.13	22,260	1,090
45 / 大正 1	20.00	25.60	18.90	21.95	156,920	20,010
2	20.00	23.95	20.05	21.66	50,870	10,290

備　考

明治四十四年十月五日賣買開始(十萬株)

大正二年七月明治製糖會社へ合併

17. △ 南日本製糖會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
45 / 大正 1	12.50	15.90	7.40	10.48	160,990	19,250
2	25.00	15.35	9.10	12.86	97,710	20,770
3	30.00	10.95	6.30	9.24	104,320	19,260
4	30.00	14.75	7.50	10.11	208,450	20,460
5	30.00	39.00	29.00	35.84	39,420	23,360

備　考

明治四十五年四月一日賣買開始(十萬株)

大正四年十一月十二日資本金五百萬圓を三百五十萬圓（七萬株）に減少

同　五年四月帝國製糖へ合併

18. △ 北港製糖會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
45 / 大正 1	25.00	40.50	31.00	36.13	39,680	3,830
2	25.00	35.45	23.95	27.62	45,230	4,460
3	30.00	28.50	20.50	24.68	25,130	5,650
4	30.00	28.50	25.90	27.27	5,410	1,930

備　考

明治四十五年五月十三日賣買開始(六萬株)

大正四年五月二十六日東洋製糖會社へ合併

19. △ 埔里社製糖會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
45 / 大正 1	21.50	27.00	20.00	23.11	45,620	4,870
2	21.50	當 25.95	25.00	25.65	2,110	1,770

備　考

明治四十五年六月一日賣買開始(四萬株)

大正二年二月臺灣製糖會社へ合併

20. △ 臺東拓殖製糖會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
2	15.00	23.40	15.15	17.77	22,160	4,500
3	17.50	26.30	17.30	21.90	66,600	14,030

備　考

大正二年二月十日賣買開始(十五萬株)

同　三年八月鹽水港製糖會社へ合併

第五表　銘柄別相場高低表(長期取引—株式)（續）

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
10	50.00	35.40	15.80	23.77	159,730	40,690
11	50.00	16.90	5.00	9.81	35,510	11,750
12	50.00	9.20	7.20	8.39	31,190	24,690

備考
大正四年十二月六日賣買開始(四萬株)
同　九年七月一日新株(二十三萬株)併合
同　十二年三月一日賣買中止
同　十四年六月三十日新株(五萬二千五百株)を併合し更に四株式を併合して一株とす（八萬四千六百八十七株）

ロ臺南製糖會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
6	25.00	35.80	27.50	31.56	3,810	1,010
7	25.00 30.00	28.70 31.00	25.00 26.70	26.89 27.92	34,430	14,320
8	30.00 37.50	36.00 67.90	23.60 42.60	26.72 47.72	176,230	43,330
9	37.50	60.50	40.10	50.52	167,200	43,720

備考
大正六年六月賣買開始(二十三株)
同　九年七月一日舊株へ併合

ロ臺南製糖會社第二新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
8	25.00	39.90	30.40	33.66	11,260	2,870
9	25.00 37.50	49.70 35.50	29.90 17.90	38.60 25.63	120,610	23,280
10	37.50	23.60	8.00	14.00	31,830	10,890
11	35.50	9.00	2.20	4.19	4,780	2,840
12	37.50	3.20	2.00	2.76	9,120	6,100

備考
大正八年九月十九日賣買開始(七萬株)
同　九年七月十三日新株と改稱
同　十二年三月一日賣買中止
同　十四年六月三十日四株式を併合して五十圓拂込三株式(五萬二千五百株)となし舊株へ併合

10. ×臺東製糖會社株式

株數35,000株
額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
6	25.00 32.50	33.90 35.40	27.40 34.40	29.30 34.93	5,580	2,220
7	32.50	36.80	24.00	29.66	2,070	1,210
8	32.50 45.00	47.90 51.90	27.00 38.30	32.62 44.95	51,550	10,580
9	45.00 50.00	92.10 35.00	30.00 24.00	53.64 28.64	424,070	57,940
10	50.00	37.80	11.60	21.96	185,940	29,510

備考
大正六年六月十一日賣買開始(七萬株)
同　十年十月二十五日減資のため三萬五千株となる
同　十年十月二十七日賣買中止

11. ×南滿洲製糖會社株式

株數100,000株
額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
8	17.50	56.50	23.60	36.50	388,580	53,510
9	25.00	63.00	18.60	32.18	370,400	73,540
10	25.00	32.00	20.60	24.02	163,980	32,020
11	25.00 30.00	21.40 23.10	16.70 9.10	20.56 14.18	96,480	26,230
12	30.00 37.50	28.10 32.40	13.70 21.80	21.92 27.33	263,720	34,920
13	37.50	26.50	11.90	16.57	64,860	18,680
14	37.50 42.50	12.30 11.60	6.40 2.20	9.67 6.00	101,650	25,570
15 昭和 1	42.50	6.10	2.70	3.80	36,440	12,550

備考
大正八年四月一日賣買開始(二萬株)
同　十五年二月二十六日賣買中止

12. 札幌製糖會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
22	33.00	46.10	38.50	40.80	28,407	2,698
23	33.00	46.60	14.90	26.12	60,581	9,259
24	33.00	30.00	7.00	15.99	13,938	2,283
27	36.00	25.50	19.90	21.28	5,955	1,832
28	43.00	26.00	15.40	19.66	6,160	2,136
29	47.00	22.00	19.00	20.45	615	490

備考
明治二十二年四月十八日賣買開始(八千株)
同　二十七年四月二日増加株(七千株)併合
同　三十二年十月十一日解散

第五表　銘柄別相場高低表(長期取引―株式)　(續)

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
昭和 年	円	円	円	円	株	株
2	30.00 40.00	60.70 53.10	46.10 27.80	53.68 35.11	648,690	108,170

備　考
大正十二年九月一日賣買開始(十四萬株)

8. ○ 東洋製糖會社株式　株數251,000株　額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
41	25.00	38.95	26.50	31.78	76,250	9,650
42	25.00	35.05	22.50	29.63	225,080	25,920
43	35.00	47.90	41.80	40.02	154,050	20,360
44	35.00	62.70	42.90	50.23	222,300	23,730
45 大正 1	35.00	71.95	52.80	63.10	186,640	19,420
2	35.00	58.30	44.25	51.19	105,490	7,570
3	35.00	57.35	36.20	46.00	71,050	6,940
4	35.00	94.95	45.15	60.95	239,750	31,260
5	35.00 42.50	108.30 241.50	88.50 92.80	99.42 138.13	347,560	34,260
6	50.00	214.50	113.00	173.90	248,090	26,060
7	50.00	139.90	89.00	112.81	139,530	15,380
8	50.00	199.70	115.50	148.74	222,250	27,070
9	50.00	238.00	61.20	116.75	276,410	42,440
10	50.00	94.30	61.00	73.45	311,290	31,910
11	50.00	65.90	39.10	50.56	223,050	20,590
12	50.00	75.40	47.90	58.17	283,770	24,140
13	50.00	61.30	48.40	55.52	227,980	61,360
14	50.00	66.70	58.50	62.51	289,230	104,330
15 昭和 1	50.00	68.90	55.50	62.83	226,730	102,060
2	50.00	64.20	38.00	55.50	325,550	45,410

備　考
明治四十一年九月二十四日賣買開始(十萬株)
大正三年六月二十日斗六製糖會社を合併
同　九年四月一日大正製糖會社(五千株)合併
同　九年七月一日新株(十四萬五千株)併合

□ 東洋製糖會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
年	円	円	円	円	株	株
3	20.00	29.95	24.70	26.21	1,540	480

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
4	20.00	52.85	26.00	34.63	136,500	17,450
5	20.00 27.50	70.90 190.10	49.40 60.20	60.58 97.86	539,400	47,730
6	35.00	163.40	79.10	129.83	355,760	41,690
7	35.00	102.70	63.70	82.64	211,880	25,460
8	35.00	147.50	87.00	111.95	305,540	40,810
9	35.00 50.00	174.90 238.00	155.90 110.00	168.62 172.43	201,830	36,930

備　考
大正三年十月一日賣買開始(六萬株)(舊斗六製糖會社合併新株)
同　四年五月合併新株(北港製糖會社合併發行分六萬株)併合
同　七年五月一日第二新株(一萬一千株)併合
同　九年七月一日舊株へ併合

○ 東洋製糖會社新株式　株數474,000株　額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
9	12.50	22.40	20.00	20.63	1,530	210
10	12.50	34.90	19.90	24.73	434,840	61,600
11	12.50	22.40	10.90	15.98	172,480	32,960
12	12.50 20.00	21.70 30.30	19.10 18.30	19.99 23.34	184,070	29,440
13	20.00	24.70	18.60	21.80	59,690	13,070
14	20.00	27.40	23.10	25.40	99,990	30,050
15 昭和 1	20.00	31.00	23.40	27.17	114,030	22,020
2	20.00	28.00	15.00	23.68	155,180	55,720

備　考
大正九年十二月十三日賣買開始(四十二萬九千株)
同　十年十月一日臺中製糖會社(六萬五千株)合併

9. × 臺南製糖會社株式　株數84,687株　額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
4	22.50	29.45	22.55	25.72	6,080	180
5	22.50	55.90	23.05	30.79	261,730	30,900
6	25.00 30.00	52.80 53.90	35.70 35.20	40.86 41.52	147,950	24,130
7	30.00 50.00	37.50 49.00	32.60 46.00	34.86 47.50	21,150	6,190
8	50.00	82.50	42.00	57.87	83,800	13,920
9	50.00	81.90	25.60	48.87	167,200	32,980

○帝國製糖會社新株式

株數180,000株　額面 50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
13	12.50	12.90	10.00	11.37	2,680	930
14	12.50	14.00	9.80	12.18	16,990	7,290
15 昭和 1	12.50	21.40	11.60	14.13	73,240	17,020
2	12.50 25.00	20.50 28.80	13.90 23.10	17.89 26.75	89,620	33,730

備考

大正十三年二月一日賣買開始(十八萬株)

6. ○明治製糖會社株式

株數520,000株　額面 50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
2	50.00	75.55	63.00	67.18	4,540	1,830
3	50.00	66.95	55.10	61.66	16,790	2,880
4	50.00	91.30	63.55	72.90	51,380	10,580
5	50.00	158.50	88.30	106.50	248,500	46,820
6	50.00	144.90	105.60	128.08	211,930	33,820
7	50.00	125.90	90.80	105.02	89,490	17,660
8	50.00	204.90	110.50	147.50	302,990	43,290
9	50.00	225.00	71.50	130.68	432,200	58,600
10	50.00	93.90	71.50	79.54	423,300	50,340
11	50.00	78.30	55.00	68.33	374,900	38,070
12	50.00	95.00	72.90	83.15	514,920	37,910
13	50.00	95.00	78.10	85.09	358,380	39,580
14	50.00	96.70	79.20	86.37	320,870	42,880
15 昭和 1	50.00	115.70	85.00	93.86	355,690	48,560
2	50.00	112.80	81.00	92.93	345,090	76,370

備考

大正二年一月四日賣買開始(十萬株)

同　年一月甲種新株（横濱製糖會社合併發行分三萬二千株）併合

同　年四月二十八日中央製糖會社を合併

同　三年四月增加株(中央製糖合併發行分二萬六千株)併合

同　九年八月二日新株(八萬二千株)併合

同　十一年十月二日大和製糖會社合併に付五萬株を加ふ

同　十三年一月四日日本甜菜會社合併に付二萬株を加ふ

昭和二年十二月六日新明糖會社(二十萬株)合併

□明治製糖會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
2	12.50	25.95	20.00	22.25	3,680	1,130
3	12.50	21.35	14.95	19.62	8,510	2,270
4	12.50	32.70	18.75	22.72	49,100	11,820
5	12.50	86.40	28.20	42.69	257,650	29,010
6	12.50	74.00	43.90	58.16	293,560	30,790
7	12.50	54.30	38.60	44.62	166,960	18,550
8	12.50	99.40	44.20	62.87	336,010	35,870
9	25.00 50.00	193.00 169.00	126.00 79.00	154.62 131.50	402,440	56,110

備考

大正二年一月四日賣買開始(增加乙種新株六萬八千株)

同　三年四月丙種新株（中央製糖會社合併發行分一萬四千株）併合

同　九年八月二日舊株へ併合

○明治製糖會社新株式

株數440,000株　額面 50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
10	12.50	35.50	23.90	28.04	326,320	83,470
11	12.50	29.90	18.60	23.48	199,910	26,180
12	12.50	33.90	23.40	27.73	329,290	34,150
13	12.50 20.00	34.50 42.00	29.30 32.10	31.51 35.31	399,350	64,300
14	20.00	47.00	33.20	38.19	337,520	58,350
15 昭和 1	20.00	66.30	40.10	47.10	584,960	77,570
2	20.00	62.50	39.60	46.90	403,760	104,680

備考

大正十年二月一日賣買開始(三十六萬株)

同　十三年一月四日日本甜菜會社合併に付八萬株を加ふ

7. ○大正製糖會社株式

株數140,000株　額面 50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
12	30.00	36.70	33.40	35.13	13,240	850
13	30.00	37.00	24.30	28.59	56,650	13,850
14	30.00	26.70	17.10	22.65	39,910	14,210
15 昭和 1	30.00	73.80	17.70	25.54	701,410	57,760

第五表　銘柄別相場高低表(長期取引―株式)（續）

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
昭和 年	円	円	円	円	株	株
2	12.50	44.50	28.90	35.82	354,760	82,000

備考

大正十年三月一日賣買開始(六十六萬四千株)

4. ○新高製糖會社株式

株數100,000株
額面　　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
44	20.00	30.65	25.05	27.21	43,030	3,810
45 大正 1	30.00	39.45	34.00	36.21	166,500	16,030
2	35.00	41.05	37.95	39.46	75,000	9,940
3	35.00	41.00	20.70	31.60	71,350	8,350
4	35.00	68.25	32.60	43.37	164,300	15,150
5	35.00	148.10	62.80	86.36	340,370	31,460
6	35.00 50.00	141.50 168.00	98.00 101.00	115.29 129.91	329,050	34,290
7	50.00	121.90	80.00	101.15	184,190	22,930
8	50.00	248.00	94.00	154.68	264,730	36,430
9	50.00	394.00	51.80	128.31	204,250	27,770
10	50.00	66.70	33.50	51.04	366,680	25,250
11	50.00	57.80	34.50	44.48	276,170	21,890
12	50.00	68.30	48.10	56.65	191,730	14,460
13	50.00	75.70	60.20	67.96	160,770	16,470
14	50.00	77.20	59.10	68.44	253,010	33,270
15 昭和 1	50.00	70.00	46.70	63.24	238,580	24,670
2	50.00	67.30	48.90	57.42	103,620	21,820

備考

明治四十四年八月二十二日賣買開始(十萬株)

○新高製糖會社新株式

株數460,000株
額面　　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
12	12.50	13.80	13.80	13.80	50	30
13	12.50	19.40	15.30	17.21	69,050	21,640
14	12.50	21.50	15.60	18.29	230,770	69,610
15 昭和 1	12.50	21.10	12.30	16.98	239,940	53,510
2	12.50	19.90	11.80	15.90	146,730	68,520

備考

大正十二年六月一日賣買開始(四十六萬株)

5. ○帝國製糖會社株式

株數180,000株
額面　　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
44	17.50	24.00	19.50	21.45	7,660	310
45 大正 1	25.00	34.80	28.20	31.14	129,280	25,670
2	25.00	29.90	19.50	24.05	41,780	8,790
3	25.00	26.00	16.80	21.41	35,990	7,200
4	30.00	58.35	31.55	42.47	290,710	25,070
5	30.00	125.90	48.00	71.55	575,530	48,670
6	35.00 50.00	124.00 134.00	86.70 90.00	100.00 115.37	481,340	57,590
7	50.00	96.90	76.00	84.64	144,500	31,390
8	50.00	188.00	80.60	123.31	294,790	46,230
9	50.00	197.90	53.50	106.03	331,860	50,510
10	50.00	63.00	29.20	41.90	328,410	32,270
11	50.00	30.90	12.10	19.49	110,710	19,400
12	50.00	54.00	42.00	46.05	24,500	10,900
13	50.00	55.90	37.50	45.04	104,990	16,350
14	50.00	53.50	38.40	47.13	184,260	29,180
15 昭和 1	50.00	63.90	42.30	49.61	218,700	30,870
2	50.00	63.50	47.90	55.48	211,000	39,570

備考

明治四十四年十一月十三日賣買開始(十萬株)

大正五年八月一日新株(五萬株)併合(南日本製糖合併分)

同　九年八月一日新株(十五萬株)併合

同　九年八月一日減資のため十八萬株となる

□帝國製糖會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
7	12.50	37.20	28.00	33.07	80,360	11,970
8	12.50 20.00	69.30 99.90	27.90 62.00	37.97 77.18	313,700	46,990
9	20.00 35.00 50.00	140.00 162.90 96.20	99.90 65.00 66.00	117.64 112.65 84.77	383,020	56,200

備考

大正七年七月九日賣買開始(十五萬株)

同　九年八月一日舊株へ併合

3. ○臺灣製糖會社株式

株數596,000株
額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
40	50.00	80.00	54.50	62.45	1,920	470
41	50.00	83.95	52.80	63.69	5,840	860
42	50.00	83.50	65.00	74.69	4,130	920
43	50.00	106.00	80.50	96.77	11,700	3,400
44	50.00	89.00	77.00	82.41	126,540	13,850
45 大正 1	50.00	87.30	68.00	78.85	172,020	24,260
2	50.00	77.50	62.80	70.58	118,170	24,810
3	50.00	72.40	57.35	65.89	123,650	18,320
4	50.00	99.50	66.40	75.39	247,540	36,080
5	50.00	147.80	88.91	109.45	552,020	73,920
6	50.00	135.00	102.80	118.00	317,120	54,140
7	50.00	117.40	90.20	101.70	159.190	33,590
8	50.00	191.10	94.60	135.34	413,440	70,400
9	50.00	197.10	70.00	119.81	427,740	76,700
10	50.00	90.90	67.60	75.62	367,220	47,130
11	50.00	70.00	42.20	53.51	236,070	29,660
12	50.00	71.90	51.30	58.88	309,960	40,560
13	50.00	72.50	55.10	60.90	307,540	44,890
14	50.00	84.90	66.00	74.89	756,850	118,830
15 昭和 1	50.00	98.70	80.30	84.42	592,010	137,650
2	50.00	97.00	77.80	85.56	428,870	100,140

備考
明治四十年七月十九日賣買開始(二萬株)
同　四十二年十一月舊臺南製糖株(七千株)併合
同　四十四年六月十七日神戸製糖會社神戸工場及名古屋製糖會社を買收
同　四十四年十一月怡記製糖會社を合併
同　四十五年七月怡記製糖會社合併發行株(三萬株)併合
大正三年十二月二十六日埔里社製糖會社を合併
同　五年十月二日臺北製糖會社合併に付四萬六千株を加ふ
同　九年八月二日新株(二十七萬株)併合

□臺灣製糖會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
40	17.50	27.50	18.50	22.36	25,650	8,730
41	25.00	44.50	21.70	30.28	72,950	10,870
42	32.50	54.00	45.30	51.49	69,770	14,150
43	50.00	104.85	78.40	94.40	270,390	36,660
44	50.00	88.40	80.25	84.75	67,070	14,860

備考
明治四十年七月十九日賣買開始(十八萬株)
同　四十二年十一月舊臺南製糖會社新株(三萬三千株)併合
同　四十四年七月舊株へ併合

□臺灣製糖會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
44	12.50	29.30	26.05	27.73	23,840	2,500
45 大正 1	12.50	33.45	22.00	27.42	218,600	30,130
2	17.50	30.80	27.10	28.77	138,760	24,900
3	17.50	30.20	19.95	24.72	156,480	22,140
4	17.50	41.95	24.50	29.19	243,740	30,400
5	17.50 22.50	57.05 87.00	39.60 43.10	47.00 61.32	719,740	80,880
6	22.50	81.40	54.80	66.06	487.930	58,850
7	22.50	63.40	48.10	54.98	224,460	37,980
8	22.50	97.90	50.00	71.85	383,680	62,340
9	22.50 35.00 50.00	136.00 155.90 138.50	107.00 155.90 138.50	122.15 130.49 111.37	524,650	93,920

備考
明治四十四年九月一日賣買開始(二十四萬株)
大正二年十一月埔里社製糖會社合併新株(四萬株)併合
同　九年八月二日舊株へ併合

○臺灣製糖會社新株式

株數664,000株
額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	買賣高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
10	12.50	30.60	21.90	25.41	158,170	33,920
11	12.50	24.90	11.10	15.89	128,510	30,620
12	12.50	20.60	14.40	17.16	126,840	28,910
13	12.50	20.40	14.00	16.33	79,600	20,580
14	12.50	32.30	20.00	24.14	358,920	68,970
15 昭和 1	12.50	44.90	31.60	35.63	611,650	100,550

第五表　銘柄別相場高低表(長期取引―株式)　(續)

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治　年	円	円	円	円	株	株
8	12.50	86.00	47.00	64.82	341,660	42,240
9	12.50 37.50	132.00 113.10	82.00 49.00	107.00 77.55	334,560	52,440
10	37.50	91.90	65.50	76.68	261,030	23,660
11	37.50	79.90	46.50	65.13	260,890	14,870
12	37.50	102.80	68.50	82.95	513,580	22,670
13	37.50	104.40	77.50	89.42	320,030	22,490
14	37.50	90.40	73.30	83.18	257,310	20,800
15 昭和 1	37.50	93.40	74.30	80.24	78,180	12,020
2	37.50	90.00	58.00	72.10	55,990	14,380

備考

大正六年三月三日賣買開始(十二萬株)

同　八年三月一日朝鮮製糖會社合併に付五萬株を加ふ

○大日本製糖會社第二新株式　株數135,000株　額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正　年	円	円	円	円	株	株
13	12.50	57.20	37.30	51.18	233,280	29,570
14	12.50	48.50	35.50	42.48	134,230	31,240
15 昭和 1	12.50	63.90	37.90	43.19	242,380	34,730
2	12.50	58.40	28.10	39.11	329,780	69.630

備考

大正十二年九月一日賣買開始(十三萬五千株)

2. ○鹽水港製糖會社株式　株數540,000株　額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治　年	円	円	円	円	株	株
40	12.50	23.10	12.00	16.53	108,810	17,060
41	15.00	35.55	18.40	25.51	303,660	27,280
42	20.00	44.45	36.05	40.29	440,600	34,790
43	20.00	56.25	43.40	50.83	300,610	25,790
44	25.00	63.25	57.45	60.42	307,310	25,920
45 大正 1	25.00	70.85	52.15	62.56	473,570	32,290
2	30.00	53.80	49.25	51.14	385,420	25,090
3	35.00	50.75	35.95	43.72	389,270	27,620
4	35.00	80.80	44.35	55.60	785,470	57,220
5	35.00	136.20	65.60	86.85	706,100	81,760

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正　年	円	円	円	円	株	株
6	35.00 42.50	112.40 127.00	88.10 79.20	102.10 99.51	444,450	55,420
7	50.00	100.50	77.60	85.65	179,690	31,700
8	50.00	194.10	76.00	129.46	493,470	71,330
9	50.00	250.00	70.30	131.57	663.980	98,340
10	50.00	98.40	71.10	81.44	414,520	24,730
11	50.00	77.00	44.80	60.22	307,300	22,630
12	50.00	93.40	60.60	74.08	749,500	36,900
13	50.00	81.70	58.50	66.77	314,940	27,430
14	50.00	71.70	60.90	66.47	206,010	22,090
15 昭和 1	50.00	85.30	61.10	69.09	298,100	39,170
2	50.00	82.20	21.80	51.47	1,018,720	128,650

備考

明治四十年五月六日賣買開始(十萬株)

同　四十三年十一月十七日新株(高砂製糖合併發行分五萬株)併合

大正三年八月十五日鹽水港製糖拓殖と改稱

同　年九月九日增加株(臺東拓殖製糖合併發行分七萬五千株)併合

昭和二年二月九日新株(二十七萬五千株)併合

同　二年八月二十六日東京製糖及林本源製糖合併に付四萬株發行

ロ鹽水港製糖拓殖會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正　年	円	円	円	円	株	株
9	12.50 20.00	41.30 46.50	38.30 31.20	40.53 39.86	108,270	14,730
10	20.00 25.00	55.90 45.90	38.70 36.20	46.03 40.50	361,180	39,440
11	25.00	39.70	22.70	29.43	153,240	21,190
12	25.00	47.40	31.00	37.46	309,510	31,420
13	25.00	40.20	29.70	36.74	93,770	14,620
14	25.00	37.10	30.90	34.31	89,560	17,060
15 昭和 1	25.00 37.50	40.10 64.10	33.90 45.00	36.45 49.75	215,930	29,730
2	37.50	66.70	61.80	62.85	141,360	41,730

(備考)

大正九年七月二十四日賣買開始(二十七萬五千株)

昭和二年二月九日舊株へ併合

(D) 食料品工業

1. ○(日本精)大日本製糖會社株式

株數240,000株
額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
29	25.00	45.50	42.00	43.25	270	70
32	50.00	新落 69.50	54.50	63.02	1,510	540
33	50.00	當 72.50	65.00	68.75	50	—
35	50.00	48.10	47.00	47.80	1,490	10
36	50.00	60.70	52.00	57.05	240	100
37	50.00	100.00	53.50	67.52	29,500	1,580
38	50.00	113.50	77.70	100.02	155,500	16,230
39	50.00	169.50	102.30	114.51	197,720	17,080
40	50.00	169.90	70.05	100.10	714,200	44,230
41	50.00	92.50	55.90	72.46	780,240	27,840
42	50.00	51.00	18.10	31.24	472,100	27,580
大正 3	50.00	59.65	45.00	52.14	111,330	10,330
4	50.00	78.95	54.05	68.67	298,920	22,900
5	50.00	125.90	77.05	93.52	310,740	41,260
6	50.00	112.40	80.00	98.09	196,520	32,160
7	50.00	117.90	81.80	91.11	148,650	21,270
8	50.00	201.90	110.00	147.61	431,820	64,340
9	50.00	190.10	66.50	119.62	256,870	42,330
10	50.00	113.00	85.10	97.40	487,290	33,810
11	50.00	101.80	67.50	84.97	404,350	17,790
12	50.00	125.20	90.00	109.09	594,090	28,480
13	50.00	129.00	96.90	111.55	485,100	21,330
14	50.00	112.30	95.70	105.37	435,110	23,590
15 昭和 1	50.00	117.60	98.00	104.99	201,290	24,710
2	50.00	114.70	76.40	94.64	217,270	26,730

備考

明治二十九年九月二十四日賣買開始(六千株)

同　三十年三月第一新株(六千株)併合

同　三十九年十一月十一日大日本製糖株式會社と改稱

同　四十年一月增加新株（舊日本精製糖合併株式四萬株）併合

□(日本精)大日本製糖會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
32	20.00	39.00	28.50	32.90	6,810	630
33	30.00	39.80	30.80	34.62	12,030	4,140
34	30.00	36.00	24.50	28.97	1,320	310
35	30.00	29.60	15.00	23.70	4,190	1,760
36	37.00	53.50	30.50	42.81	8,100	630
37	50.00	93.50	47.00	56.78	26,310	6,740

備考

明治三十二年八月十八日賣買開始(二萬八千株)

同　三十七年十二月舊株へ併合

□(日本精)大日本製糖會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
38	25.00	64.50	41.90	56.79	112,550	11,330
39	25.00	135.20	65.40	77.41	285,190	21,710

備考

明治三十八年四月十四日賣買開始(四萬株)

同　四十年一月舊株へ併合

□大日本製糖會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
40	12.50	50.40	19.60	33.71	420,020	26,470
41	20.00	35.30	24.95	31.87	515,970	26,820
42	20.00	20.10	3.60	9.89	206,350	24,620
大正 3	42.50	48.85	37.00	43.17	62,100	7,790
4	42.50	77.00	44.55	61.39	127,300	16,120

備考

明治四十年四月十五日賣買開始(十二萬株)

大正四年十二月舊株へ併合

○大日本製糖會社新株式

株數170,000株
額面　05圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
6	12.50	56.90	35.60	43.68	52,620	7,340
7	12.50	51.90	32.50	39.15	114,600	13,470

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
9	50.00	229.90	68.00	105.28	142,300	23,070
10	50.00	84.00	57.80	69.56	83,130	11,860
11	50.00	63.90	40.90	50.64	39,270	6,180
12	50.00	65.90	44.90	54.54	102,950	10,100
13	50.00	61.90	48.10	53.55	163,670	28,600
14	50.00	62.70	43.60	54.53	175,410	24,510
15	50.00	52.50	17.20	33.79	201,330	27,000

備　考

大正五年三月一日賣買開始(四萬株)

同　九年四月一日新株(六萬株)併合

同　十五年九月一日減資して六萬六千六百六十七株となる

昭和二年八月二十五日賣買廢止

□日本製麻會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
6	12.50	46.20	32.30	37.94	5,160	1,700
7	12.50 25.00	45.00 94.80	36.40 56.30	41.80 71.06	106,110	21,570
8	25.00 37.50 50.00	90.00 157.10 212.00	57.40 82.00 154.80	72.19 118.20 184.55	133,650	22,970
9	50.00	210.00	115.60	158.49	37,730	13,590

備　考

大正六年八月十六日賣買開始(六萬株)

同　九年四月一日舊株へ併合

日本製麻會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
9	12.50	31.30	20.90	25.47	43.080	10,210
10	12.50 20.00	29.90 28.80	17.10 23.80	22.79 26.12	233,840	46,900
11	20.00	27.00	13.60	18.97	75,620	20,340
12	20.00	25.80	15.30	20.56	125,800	26,290
13	20.00 32.50	22.90 34.90	17.30 27.20	20.50 30.67	216,330	38,480
14	32.50 45.00	37.00 41.80	30.80 36.80	33.53 41.31	216,970	53,800
15 昭和 1	45.00	44.50	10.60	26.55	191,880	58,020

備　考

大正九年八月十七日賣買開始(二十萬株)

同　十五年九月一日減資して十三萬三千三百三十三株となる

昭和二年八月二十五日賣買廢止

3. △北海道製麻會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
22	50.00	75.00	67.00	71.20	330	153
26	50.00	45.00	31.00	35.56	16,196	3,586
27	50.00	39.00	25.00	34.56	2,128	1,122
28	50.00	78.00	35.00	49.21	17,045	2,425
29	50.00	85.00	48.70	60.74	15,140	4,435
30	50.00	55.00	50.00	52.00	150	140
31	50.00	36.00	36.00	36.00	20	10
38	50.00	66.80	36.30	49.67	96,690	10,920
39	50.00	96.40	51.55	67.86	299,630	26,620
40	50.00	84.50	52.00	72.33	46,220	8,990

備　考

明治二十二年四月一賣買開始(一萬六千株)

同四十年五月二十三日日本製麻會社と合同し帝國製麻會社を設立

□北海道製麻會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
29	20.00	20.50	20.50	20.50	740	330
38	40.00	60.10	37.00	47.71	15,560	3,250
39	50.00	—	—	—	—	160

備　考

明治二十九年九月十日賣買開始(一萬六千株)

同　三十七年九月減資の爲め八千株となる

同　三十九年二月舊株へ併合

4. △日本麻絲會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
10	50.00	50.30	40.80	46.53	4,300	1,230
11	50.00	40.90	15.00	27.73	3,060	1,440

備　考

大正十年七月賣買開始(七萬株)

同　十三年四月帝國製麻會社へ合併

第五表　銘柄別相場高低表(長期取引―株式)　(續)

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
年	円	円	円	円	株	株
大正13	50.00	56.10	41.50	48.19	72,240	14,330
14	50.00	54.50	45.20	50.82	75,300	17,550
15 昭和1	50.00	48.60	21.40	34.32	156,150	22,910
2	50.00	36.30	19.30	25.90	368,690	44,790

備考

明治四十年八月二十日賣買開始(六萬四千株)

大正六年九月一日新株(六萬四千株)併合

同　九年七月一日新株(十二萬八千株)併合

同　十三年四月一日日本麻絲會社合併に付三萬五千株を加ふ

□帝國製麻會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
年	円	円	円	円	株	株
明治40	25.00	30.00	26.90	27.73	1,530	1,010
41	25.00	29.95	23.50	26.45	1,140	600
42	25.00	40.50	28.00	35.04	7,980	2,520
43	25.00	44.90	34.10	37.86	22,650	5,500
44	25.00	40.40	35.50	38.28	5,270	1,630
45 大正1	25.00	43.45	37.50	40.64	7,340	2,430
2	25.00	41.00	39.00	40.31	160	60
3	37.50	47.50	47.00	47.25	20	50
4	37.50	95.00	53.00	64.45	6,830	810
5	37.50 50.00	138.00 174.90	64.00 134.60	85.69 157.63	76,830	11,460
6	50.00	123.90	99.00	111.75	11,750	7,150

備考

明治四十年八月二十日賣買開始(六萬四千株)

大正六年五月一日舊株へ併合

□帝國製麻會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
年	円	円	円	円	株	株
大正6	12.50	48.20	32.10	38.99	17,090	4,610
7	12.50	66.10	37.40	46.77	183,800	20,340
8	12.50 20.00	78.40 114.00	41.40 70.40	55.54 84.63	288,720	35,310
9	35.00 50.00	184.90 148.60	125.50 122.00	155.32 140.52	167,420	24,990

備考

大正六年八月十六日賣買開始(十二萬八千株)

同　九年七月一日舊株へ併合

○帝國製麻會社新株式

株數344,000株　額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
年	円	円	円	円	株	株
大正10	12.50	22.40	12.00	16.22	67,510	17,000
11	12.50	12.80	8.00	9.84	19,980	10,200
12	12.50	14.60	8.50	12.29	19,000	6,410
13	12.50	14.50	9.60	11.64	23,350	8,170
14	12.50	14.90	10.80	12.51	24,570	11,220
15 昭和1	12.50	12.30	4.50	8.14	13,240	6,390
2	12.50	7.60	2.80	4.44	29,450	9,800

備考

大正十年三月十六日賣買開始(三十四萬四千株)

△日本製麻會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
年	円	円	円	円	株	株
明治39	50.00	87.95	55.50	70.33	41,060	4,390
40	50.00	105.00	新落 63.50	81.38	29,550	6,210

備考

明治三十九年三月一日賣買開始(二萬株)

同　三十九年七月第二新株(一萬一千株)併合

同　四十年五月二十三日北海道製麻會社と合同し帝國製麻會社を設立

□日本製麻會社第一新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
年	円	円	円	円	株	株
明治39	50.00	65.10	65.10	65.10	70	30

備考

明治三十九年三月一日賣買開始(八千株)

同　三十九年七月舊株へ併合

2. 日本製麻會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
年	円	円	円	円	株	株
大正5	25.00 35.00	44.70 135.00	39.20 50.00	40.59 82.27	66,260	9,370
6	35.00	135.90	83.30	97.79	50,130	14,040
7	50.00	129.50	94.00	106.39	27,540	10,120
8	50.00	214.00	102.50	140.99	64,430	9,660

7. △ (東京毛絲紡績) 東京製絨會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
22	45.00	50.10	45.70	47.97	1,076	1
23	45.00	46.50	39.50	43.00	510	189
25	45.00	37.60	11.80	19.61	6,647	176
26	45.00	36.70	22.00	26.70	7,087	1,913
27	45.00	28.00	25.00	26.81	343	263
28	50.00	82.40	50.10	61.33	4,990	1,175
29	50.00	63.50	63.00	63.40	60	40
37	50.00	45.10	40.80	42.80	370	120
38	50.00	60.00	42.65	48.01	4,020	1,370
39	50.00	97.90	54.90	71.78	61,680	8,030
40	50.00	新落 79.00	41.50	55.84	12,520	4,810
42	50.00	20.30	20.30	20.30	30	10
43	50.00	17.50	17.00	17.25	80	—
44	50.00	18.95	10.40	13.72	5,870	2,250
45 大正 1	50.00	新落 61.50	46.00	52.85	7,290	2,490
2	50.00	52.00	47.00	49.50	60	20
4	50.00	99.00	51.00	73.24	10,820	680
5	50.00	106.00	77.00	90.67	37,550	5,920
6	50.00	當 95.00	73.00	80.66	1,760	1,600

備考

明治二十二年十二月二日賣買開始(六千株)

同　二十六年六月三十日東京製絨と改稱

同　二十六年六月新株(一千株)併合

同　四十四年十二月二十日資本金二百萬圓(四萬株)を五十萬圓(一萬株)に減少、從て六千六百六十七株となる同日資本金五十萬圓を增加し年七分の優先株(一萬株)を發行

同　四十五年七月四日新株(三千三百三十三株)併合

大正六年五月東京毛織會社へ合併

□ 東京製絨會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
29	12.50	15.00	12.30	13.10	750	420

備考

明治二十九年九月二十一日賣買開始(一萬三千株)

同　三十五年七月舊株へ併合

□ 東京製絨會社優先株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
45 大正 1	50.00	60.70	48.00	54.92	1,110	160

備考

明治四十五年七月四日賣買開始(一萬株)

△ 東京製絨會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
4	12.50	41.50	22.80	28.68	5,040	150
5	12.50	48.00	25.90	37.36	67,870	10,390
6	12.50	當 46.90	35.80	40.71	3,100	4,080

備考

大正二年六月十六日賣買開始(二萬株)

同　六年五月東京毛織會社へ合併

1. ○ 帝國製麻會社株式　株數291,000株　額面 50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
40	50.00	73.00	53.95	33.82	1,350	640
41	50.00	60.00	50.00	54.64	5,370	1,900
42	50.00	79.50	57.00	68.50	25,780	6,890
43	50.00	81.50	66.80	71.65	33,890	7,370
44	50.00	74.00	69.00	71.54	1,890	1,050
45 大正 1	50.00	76.90	71.20	73.45	2,740	1,000
2	50.00	74.70	74.00	74.44	50	10
3	50.00	72.00	63.00	67.75	40	—
4	50.00	104.00	72.90	85.22	10,810	1,700
5	50.00	178.60	85.80	109.74	73,080	14,690
6	50.00	126.10	89.00	108.49	60,640	16,760
7	50.00	122.80	98.00	110.17	35,650	11,080
8	50.00	157.00	102.00	130.04	112,060	22,050
9	50.00	206.00	71.00	116.34	196,220	37,390
10	50.00	78.50	48.80	61.26	141,130	18,480
11	50.00	51.00	38.80	43.42	44,940	9,810
12	50.00	56.10	38.70	48.89	43,290	7,900

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年 7	円 40.00	円 119.00	円 67.00	円 98.82	株 76,530	株 24,140

備考

大正六年四月一日賣買開始(六萬株)(東洋毛織會社合併分)

同　七年十二月一日舊株へ併合

□東京毛織會社第三新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年 8	円 12.50	円 85.00	円 39.50	円 65.53	株 68,220	株 18,510

備考

大正八年二月十五日賣買開始(五萬株)(泉尾紡績會社合併分)

同　八年四月一日舊株へ併合

□東京毛織會社新株

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年 8	円 12.50	円 139.90	円 108.10	円 125.10	株 73,260	株 4,220
9	50.00	221.50	160.10	184.88	153,150	32,770

備考

大正八年十月七日賣買開始(十二萬株)

同　九年四月一日舊株へ併合

5. △東京絹毛紡織會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年 8	円 25.00 37.50 50.00	円 36.70 77.10 135.00	円 32.30 47.60 85.00	円 34.89 65.54 100.26	株 251,670	株 38,630
9	50.00	137.00	31.50	62.10	218,420	29,450
10	50.00	30.80	10.60	19.72	109,070	23,130

備考

大正八年一月賣買開始(十萬株)

同　十二年五月大日本紡績へ合併

△東京絹毛紡織會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年 9	円 17.50	円 13.90	円 7.00	円 9.67	株 5,990	株 1,160
10	17.50	11.30	4.00	7.70	67,390	19,890

備考

大正九年一月賣買開始(十萬株)

同　十二年五月大日本紡績へ合併

6. △(後藤)東洋毛織會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年 41	円 17.50	円 9.50	円 9.05	円 9.16	株 240	株 —
42	17.50	10.00	8.70	9.33	290	150
44	50.00	35.00	17.30	28.18	3,340	900
45 大正 1	50.00	77.05	38.00	54.45	163,870	19,220
2	50.00	63.95	47.85	54.99	59,410	7,470
3	50.00	53.50	36.65	44.45	33,690	4,610
4	50.00	57.95	34.60	42.83	194,270	20,160
5	50.00	95.90	52.05	66.29	272,990	26,780
6	50.00	70.10	52.40	60.52	6,020	6,190

備考

明治四十一年十二月二十一日賣買開始(六萬株)

同　四十三年十一月一日資本金三百萬圓(六萬株)を百二十萬圓(二萬四千株)に減少

同　四十五年六月二十三日資本金百二十萬圓(二萬四千株)を三百萬圓(六萬株)に增加

大正四年十月二十九日東洋毛織と改稱

同　六年五月東京毛織會社へ合併

△(後藤)東洋毛織會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年 45 大正 1	円 12.50	円 14.20	円 12.50	円 13.46	株 800	株 —
2	12.50	19.95	11.00	15.78	25,050	5,380
3	25.00	25.05	16.65	21.11	10,020	2,160
4	37.50	44.00	33.90	37.27	87,960	9,860
5	37.50 50.00	52.80 66.70	40.25 49.00	43.86 58.78	53,580	10,660

備考

大正元年十二月二日賣買開始(三萬六千株)

同　六年五月東京毛織會社へ合併

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
14	12.50	16.20	2.30	10.45	178,480	54,450
15 昭和 1	12.50	4.70	1.00	2.70	120,650	53,910

備　考

大正十三年十二月一日賣買開始(三十萬株)
同　十五年十月減資のため十五萬株となる
同　十五年十月二十六日賣買中止

4. 東京毛織會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
43	17.50	16.50	12.40	14.20	6,570	2,680
44	22.50	25.90	15.30	19.65	10,370	3,150
45 大正 1	30.00	36.80	34.80	35.87	237,530	19,660
2	30.00	38.00	26.45	31.60	82,640	10,600
3	30.00	30.80	21.40	26.15	21,460	4,080
4	40.00	84.90	42.40	55.26	221,180	18,900
5	40.00 50.00	87.50 152.90	66.90 82.00	77.87 112.73	209,180	21,250
6	50.00	109.40	62.90	79.99	125,470	28,610
7	50.00	131.00	85.50	113.13	143,640	34,850
8	50.00	234.00	89.50	149.27	466,620	98,930
9	50.00	229.90	60.50	116.13	436,140	80,060
10	50.00	87.20	47.00	62.61	436,790	52,730
11	50.00	53.90	32.10	39.12	241,060	40,860
12	50.00	52.40	27.60	42.32	157,940	20,990
13	50.00	42.50	22.80	29.62	84,440	11,350
14	50.00	43.50	26.40	32.48	162,560	23,260
15 昭和 1	50.00	46.20	23.20	30.93	298,180	37,150
2	50.00	36.90	28.00	32.72	151,110	28,170

備　考

明治四十三年四月一日賣買開始(四萬株)
大正六年五月九日乙種株式(四萬株)併合
同　七年十二月一日第二新株式(六萬株)併合
同　八年一月二十二日泉尾毛織合併に付發行分（一萬株）併合
同　八年四月一日第一新株式(八萬株)及第三新株式(五萬株)併合
同　九年四月一日新株式(十二萬株)併合
同　十三年三月一日減資して三十二萬株となる
昭和二年三月二十八日毛斯綸紡織會社と合併のため賣買廢止

⊟ 東京毛織會社甲種第一新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
6	12.50	40.20	22.90	28.94	34,730	1,510

備　考

大正六年四月一日賣買開始(四萬株)
同　六年七月十五日乙種第一新株と併合して第一新株となる

⊟ 東京毛織會社乙種第一新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	當 円	円	円	株	株
6	12.50	28.60	22.30	25.62	210	210

備　考

大正六年四月一日賣買開始(四萬株)(東京製絨會社合併分)
同　六年七月十五日甲種第一新株と併合して第一新株となる

□ 東京毛織會社乙種株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	當 円	円	円	株	株
6	50.00	71.80	71.80	71.80	10	10

備　考

大正六年四月一日賣買開始(四萬株)(東京製絨會社合併分)
同　六年五月九日舊株へ併合

□ 東京毛織會社第一新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
6	12.50	50.00	24.70	34.44	113,360	18,460
7	12.50 25.00	82.80 95.50	32.10 69.80	50.69 83.66	312,320	48,090
8	25.00	120.00	59.00	86.43	87,750	15,180

備　考

大正六年七月十五日甲乙種第一新株併合して賣買開始(八萬株)
同　八年四月一日舊株へ併合

□ 東京毛織會社第二新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
6	40.00	91.90	52.10	67.91	52,910	11,480

□上毛モスリン會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
9	12.50	36.10	15.40	24.00	135,350	19,950
10	12.50	63.00	20.90	37.65	921,439	82,020
11	12.50 25.00	43.10 40.60	17.60 28.50	31.50 33.59	649,040	69,700
12	25.00 37.50	60.90 68.50	38.10 49.90	50.19 53.03	683,710	58,110
13	37.50	62.50	39.70	47.21	165,490	22,150

備　考

大正九年五月三日賣買開始(十二萬株)

同　十三年四月一日舊株へ併合

3. ✕東京モスリン紡織會社株式　株數150,000株　額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
2	50.00	72.90	48.05	64.77	1,030	220
3	50.00	52.00	42.50	46.27	430	160
4	50.00	100.50	46.00	59.71	17,690	1,350
5	50.00	184.90	80.00	117.66	241,520	24,830
6	50.00	157.00	89.70	124.78	96,510	15,280
7	50.00	131.10	100.70	116.12	40,560	5,380
8	50.00	174.90	75.20	122.02	259,560	39,320
9	50.00	209.90	62.10	104.87	124,470	21,420
10	50.00	118.50	68.00	89.61	259,100	14,290
11	50.00	96.90	65.50	81.51	122,070	18,160
12	50.00	109.00	62.00	92.01	276,450	25,220
13	50.00	73.40	46.20	55.79	337,020	35,980
14	50.00	60.40	19.10	43.94	502,760	59,300
15 昭和 1	50.00	27.70	8.00	18.45	330,150	71,850

備　考

大正二年三月二十二日賣買開始(二萬株)

同　四年十二月十三日二百萬圓を四百萬圓(八萬株)に増資

同　五年四月一日新株(二萬株)併合

同　七年十月一日新株(四萬株)併合

同　十二年十二月新株(二十二萬株)併合

同　十五年十月二十六日賣買中止

同　十五年十月二十六日減資のため十五萬株となる

□東京モスリン紡織會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
2	37.50	38.50	36.00	37.20	1,090	220
3	37.50	37.80	37.80	37.80	20	20
4	50.00	100.20	61.00	77.60	23,020	3,830
5	50.00	115.00	80.50	97.78	29,340	7,430

備　考

大正二年三月二十二日賣買開始(二萬株)

同　五年四月一日舊株へ併合

□東京モスリン紡織會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
8	12.50	91.40	55.30	72.39	217,750	26,340
9	12.50 25.00	148.40 47.20	21.00 30.80	81.23 37.03	443,330	56,960
10	25.00 30.00	54.50 70.80	34.10 44.60	43.74 56.01	534,830	43,390
11	30.00	59.00	39.20	48.90	204,680	21,300
12	30.00 40.00	68.90 103.90	54.90 99.30	61.31 90.99	549,720	63,590

備　考

大正八年七月五日賣買開始(十二萬株)

同　十年十月一日第二新株(十萬株)併合

同　十二年十二月舊株へ併合

⊟東京モスリン紡織會社第二新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
10	30.00	69.90	59.40	63.67	51,980	6,190
11	30.00	52.60	49.40	50.89	9,510	850
12	30.00	45.60	38.80	41.86	13,960	780

備　考

大正十年八月六日賣買開始(十萬株)(東京キャリコ製織合併分)

同　十二年十二月新株へ併合

✕東京モスリン紡織會社新株式　株數150,000株　額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
13	12.50	18.10	13.90	15.34	18,470	1,380

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
7	25.00 37.50	61 50 88.90	48.20 64.00	55.94 77.63	94,310	9,910
8	37.50 50.00	84.50 105.50	74.00 72.30	78.22 88.35	19,900	6,650

備考

大正六年二月一日賣買開始(四萬株)

同　八年四月一日舊株へ併合

□東洋モスリン會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
9	12.50 25.00	211.00 109.00	120.00 33.30	152.10 50.74	331,210	58,810
10	25.00 32.50	70.90 88.60	47.80 68.20	57.18 75.51	353,640	32,780
11	32.50	78.50	46.80	58.72	184,430	18,620
12	32.50	79.90	46.40	62.57	166,790	24,690

備考

大正九年三月賣買開始(十二萬株)

同　十二年四月舊株へ併合

○東洋モスリン會社(第二)新株式

株數 62,000株
額面 50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
10	12.50 20.00	44.80 63.90	28.70 48.50	37.07 53.20	316,350	37,320
11	20.00	54.70	28.30	40.40	110,970	14,710
12	20.00 32.50	58.50 73.50	45.40 63.00	52.35 68.44	131,450	13,130
13	32 50	58.20	34.00	43.16	92,960	13,080
14	32.50	43.50	22.10	34.78	98,430	13,300
15 昭和 1	32.50	33.50	8.60	24.35	146,440	17,850
2	32.50	37.50	23.50	29.57	112,270	17,390

備考

大正十年一月十二日賣買開始(十萬株)

同　十五年六月減資のため六萬二千株となる

2. ×上毛モスリン會社株式

株數 81,083株
額面 50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
45 大正 1	50.00	66.80	63.90	65.31	840	10
2	50.00	69.50	36.85	53.16	14,560	3,120
3	50.00	40.00	24.00	30.99	4,900	1,350
大正 年	円	円	円	円	株	株
4	50.00	45.05	25.00	33.62	15,560	3,660
5	50 00	87.80	42.50	57.11	122,190	15,420
6	50.00	86.50	52.50	64.56	36,860	8,680
7	50.00	94.00	58.90	73.00	66,590	13,090
8	50.00	222.40	70.00	133.49	105,220	18,770
9	50.00	219.30	50.10	99.13	209,180	44,070
10	50.00	131.50	66.00	92.59	684,400	54,900
11	50.00	96 20	54.50	72.56	460,170	38,920
12	50.00	94.70	47.60	76.23	454,380	28,730
13	50.00	64.30	22.60	40.43	539,480	81,900

備考

大正元年十二月二日賣買開始(二萬株)

同　元年八月二十日日本毛絲モスリン會社を合併

同　八年九月三十日新株(六萬株)併合

同　十二年六月一日大日本紡織(二萬八千七百五十株)併合

同　十三年四月一日東京毛絲、富士毛織兩社合併のため一萬四千五百株を加ふ

同　十三年四月一日新株(十二萬株)併合

同　十三年七月一日賣買中止

同　十四年十月三十日減資して八萬一千〇八十三株となる

□上毛モスリン會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
45 大正 1	12.50	18.95	17.50	18.39	2,620	120
2	25.00	24.50	17.05	20.37	76,670	14,300
3	30.00	12.55	8.35	10.10	39,830	6,770
4	30.00	26.50	13.00	17.27	95,160	14,000
5	30.00	54.00	23.80	34.99	185,250	34,140
6	30.00	56.60	32.50	41.67	129,240	24,760
7	30.00	70.90	36.80	49.18	438,090	49,740
8	30.00 40.00	141.00 193.90	51.00 152.90	85.33 182.21	222,710	39,520

備考

大正元年十二月二日賣買開始(六萬株)

同　八年九月三十日舊株へ併合

第五表　銘柄別相場高低表(長期取引—株式)（續）

尼崎紡績會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
5	15.00	160.00	153.00	155.50	90	10

備考
大正五年六月賣買開始(三十六萬二千四百株)
同　七年六月大日本紡績株式會社と改稱

19. 日本メリヤス製造會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
26	12.50	12.00	6.00	9.66	244	166
28	12.50	22.00	8.00	14.97	2,025	50
29	12.50	新落 17.00	13.00	14.50	1,075	920
38	43.50	32.00	31.00	31.50	20	—

備考
明治二十六年六月十五日賣買開始(八千株)
同　三十五年一月十一日資本金四十萬圓を三十萬圓(六千株)に減少
同　三十九年三月二十四日解散

1. ○片倉製絲紡織會社株式　株數1,055,000株　額面50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
11	25.00	37.50	33.50	35.71	32,380	1,480
12	25.00	37.40	28.60	32.83	105,420	24,530
13	25.00	32.90	25.00	28.67	16,500	3,670
14	25.00	38.60	28.80	33.42	213,470	41,200
15 昭和 1	25.00	39.40	27.90	32.36	184,390	48,410
2	25.00	29.40	24.20	26.99	115,940	27,990

備考
大正十一年十二月五日賣買開始(百萬株)
同　十三年十二月一日尾澤組合併に付五萬五千株を加ふ

2. 日本絹綿紡績會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
26	25.00	25.50	23.00	24.21	92	3
27	25.00	24.00	19.50	21.75	4	65

備考
明治二十六年十一月二十二日賣買開始(六千株)
同　三十八年四月六日解散

3. △絹絲紡績會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
40	12.50	12.00	6.00	8.73	23,960	9,720

備考
明治四十年七月一日賣買開始(四萬四千五百株)
同　四十三年十二月十日鐘淵紡績會社へ合併

1. ○東洋モスリン會社株式　株數161,200株　額面50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
44	30.00	42.95	25.60	36.49	73,020	7,440
45 大正 1	30.00	69.60	41.55	52.37	304,490	21,180
2	40.00	61.75	35.35	45.80	229,820	11,410
3	40.00	40.95	22.15	30.72	126,240	7,640
4	40.00	55.60	23.80	40.42	181,780	10,670
5	40.00 50.00	78.80 121.00	53.60 67.70	64.32 85.82	170,780	21,940
6	50.00	116.90	67.50	91.32	55,800	12,200
7	50.00	106.50	80.00	91.03	39,360	6,840
8	50.00	192.60	74.90	125.44	201,360	34,900
9	50.00	298.00	72.90	127.74	232,620	31,260
10	50.00	140.00	63.00	112.93	332,780	22,070
11	50.00	128.40	82.70	100.79	261,810	18,750
12	50.00	108.90	68.00	91.96	236,990	20,090
13	50.00	84.80	53.70	64.79	308,820	18,230
14	50.00	63.90	40.00	53.42	339,470	38,460
15 昭和 1	50.00	51.90	18.80	34.02	441,690	52,220
2	50.00	56.80	38.10	45.47	629,270	100,830

備考
明治四十四年七月一日賣買開始(四萬株)
大正八年四月一日新株(四萬株)併合
同　十二年四月二日新株(十二萬株)併合
同　十二年七月二日鷹ノ湖水電會社合併に付六萬株を加ふ
同　十五年六月減資して十六萬一千二百株となる

□東洋モスリン會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
6	12.50	68.60	32.10	44.78	68,010	7,830

第五表　銘柄別相場高低表(長期取引—株式)（續）

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
36	50.00	60.40	54.80	57.13	750	410
38	50.00	108.30	52.80	72.14	66,930	7,310
39	50.00	142.50	102.00	120.63	102,140	8,720

備　考

明治三十五年十月十八日賣買開始(二萬株)

同　三十九年七月十四日富士瓦斯紡績會社へ合併

△東京瓦斯紡績會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
35	25.00	29.00	28.70	28.85	190	140
36	30.00	35.50	32.40	34.15	2,150	1,360
38	30.00	82.50	31.30	45.41	57,110	5,560
39	30.00	117.75	78.50	96.48	92,830	9,730

備　考

明治三十五年十月十八日賣買開始(二萬株)

同　三十九年七月十四日富士瓦斯紡績會社へ合併

16.　宮城紡績電燈會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
43	50.00	75.00	68.00	71.50	310	40
44	50.00	80.50	77.80	78.70	40	—

備　考

明治四十三年八月一日賣買開始(一萬二千四百株)

大正元年十二月六日仙臺市に買收せらる

宮城紡績電燈會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
44	25.00	42.60	41.50	42.12	80	

備　考

明治四十四年六月一日賣買開始(一萬株)

大正元年十二月六日仙臺市に買收さる

17. △東京キヤリコ製織會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
2	50.00	[illegible]	[illegible]	47.55	16,830	3,310
3	50.00	41.00	23.70	29.94	11,870	2,860
4	50.00	66.30	24.65	36.34	43,880	5,450
5	50.00	102.10	59.40	76.57	206,870	23,530
6	50.00	93.00	63.50	75.93	44,750	10,300
7	50.00	82.20	65.00	73.64	12,920	4,360
8	50.00	150.30	69.50	106.54	89,230	11,550
9	50.00	207.10	42.10	89.63	144,270	21,830
10	50.00	52.50	40.20	46.31	60,910	10,870

備　考

大正二年四月一日賣買開始(四萬株)

大正九年十月新株(四萬株)併合

同　十年三月二十三日東京モスリン紡織會社へ合併

□東京キヤリコ製織會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
5	12.50	51.40	25.60	37.68	121,470	10,810
6	12.50	43.40	21.60	31.62	195,030	20,340
7	12.50 25.00	36.70 47.20	24.90 39.00	29.72 42.51	165,520	16,540
8	25.00 37.50 50.00	79.60 141.60 144.90	36.70 91.80 137.90	53.55 117.05 141.79	326,300	36,950
9	50.00	199.00	137.00	161.76	118,300	15,590

備　考

大正五年四月賣買開始(四萬株)

同　九年十月舊株へ併合

18. 尼崎紡績會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
4	25.00	109.95	81.80	99.60	30,920	10,290
5	25.00	214.70	145.00	180.01	37,580	10,790
6	25.00	215.00	130.10	165.02	59,790	17,100
7	25.00	152.50	118.90	128.72	35,160	9,290

備　考

大正四年一月四日賣買開始(十三萬七千六百株)

同　四年十一月十八日日本紡績會社を合併

同　七年六月大日本紡績株式會社と改稱

第五表　銘柄別相場高低表(長期取引―株式)　(續)

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	當 円	円	円	株	株
30	50.00	20.00	16.80	18.30	2,620	1,080

備　考

明治二十二年三月二十五日賣買開始(一萬株)

同　三十五年三月三日解散

10. 尾張紡績會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
22	30.00	33.00	28.00	31.48	1,041	20
23	30.00	28.80	28.50	28.60	455	236

備　考

明治二十二年五月十六日賣買開始(一萬二千株)

同　二十五年二月十二日廢止

11. △ 下野紡績會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
26	26.50	35.10	23.30	28.16	4,455	2,024
27	26.50	26.50	24.80	25.32	185	116
28	35.00	38.20	33.50	35.00	580	100
29	35.00	40.00	40.00	40.00	110	180
39	50.00	109.90	70.00	90.95	52,750	5,360
40	50.00	119.80	41.50	63.51	32,710	5,040
41	50.00	46.60	33.00	40.53	70	20
43	50.00	46.00	32.75	37.65	1,280	680
44	50.00	43.95	40.65	42.07	230	70

備　考

明治二十六年六月十五日賣買開始(六千株)

同　三十年七月新株(四千株)併合

同　四十三年一月新株(二萬株)併合

同　四十四年七月二十五日三重紡績會社へ合併

口 下野紡績會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
40	12.50	24.50	16.00	19.03	1,490	870
41	27.50	15.50	10.05	12.78	280	260

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
42	42.50	23.50	23.50	23.50	90	10

備　考

明治四十年八月二十日賣買開始(二萬株)

同　四十三年一月舊株へ併合

12. △ 小名木川綿布會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
27	45.00	39.80	34.80	36.42	148	58
28	50.00	38.00	33.50	35.90	20	10
29	50.00	50.00	38.00	44.15	80	—

備　考

明治二十七年三月十九日賣買開始(七千株)

同　三十六年四月一日富士瓦斯紡績會社へ合併

13. △ 三池紡績會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
27	50.00	68.50	64.90	66.96	20	—

備　考

明治二十七年四月十二日賣買開始(六千株)

同　三十二年十月二十四日九州紡績と改稱

同　三十五年七月十九日鐘淵紡績會社へ合併

14. △ 上海紡績會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
29	20.00	25.00	17.40	21.06	12,980	4,000
30	30.00	28.00	26.00	26.70	3,260	1,930
31	30.00	31.00	21.00	23.77	410	90
32	30.00	28.00	22.00	24.70	2,890	1,360

備　考

明治二十九年六月十六日賣買開始(三萬株)

同　三十二年七月四日鐘淵紡績會社へ合併

15. △ 東京瓦斯紡績會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	中 円	円	円	株	株
35	50.00	58.30	57.50	57.80	90	70

8. △東京紡績會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
22	50.00	78.00	51.00	59.45	2,038	627
23	50.00	55.00	45.00	49.49	78	126
25	50.00	54.20	36.00	46.88	328	19
26	50.00	78.00	新落 50.00	61.95	9,077	1,797
27	50.00	69.00	51.00	61.67	560	268
28	50.00	71.00	51.80	59.66	4,290	1,015
29	50.00	73.50	59.00	67.10	2,270	1,485
30	50.00	76.00	74.00	74.93	100	50
36	50.00	34.50	33.60	34.10	40	—
37	50.00	—	—	—	—	20
38	50.00	91.80	35.20	55.46	109,000	7,720
39	50.00	191.00	72.50	107.57	339,710	15,070
40	50.00	188.50	58.00	88.25	232,370	14,310
41	50.00	64.50	26.80	39.55	185,200	6,350
42	50.00	53.45	34.00	42.71	124,650	6,400
43	50.00	58.00	40.35	46.07	65,530	7,380
44	50.00	51.95	41.00	45.26	40,170	3,980
45 大正 1	50.00	58.00	46.55	52.60	118,030	9,720
2	50.00	55.50	48.95	53.33	138,710	15,760
3	50.00	59.65	50.05	54.43	69,910	17,310

備考
明治二十二年三月十八日賣買開始(六千株の内四千株)
同　二十九年七月第二新株(五千株)併合
大正三年八月尼崎紡績會社へ合併

□東京紡績追募株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
22	50.00	77.00	74.50	75.27	50	—

備考
明治二十二年三月十八日賣買開始(六千株の内二千株)

□東京紡績會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
26	45.00	36.00	34.50	35.23	58	—
27	45.00	44.70	44.50	44.63	35	71
28	50.00	41.00	36.00	38.35	210	120

備考
明治二十六年十一月二十二日賣買開始(四千株)
同　二十九年七月舊株へ併合

□東京紡績會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
39	50.00	186.50	67.70	114.20	58,120	5,370

備考
明治三十九年五月十六日賣買開始(九千株)
同　四十年一月舊株へ併合

□東京紡績會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
40	12.50	29.95	12.80	20.33	161,220	14,980
41	16.50	17.65	3.50	9.09	134,080	18,980
42	16.50	15.95	8.10	11.20	124,510	16,080
43	27.00	21.50	12.60	17.79	102,270	14,910
44	35.00	33.85	27.75	30.15	126,920	15,450
45 大正 1	50.00	55.90	20.80	41.49	184,660	28,370

備考
明治四十年五月一日賣買開始(七萬二千株)
大正二年一月舊株へ併合

9. 日本織物會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
22	35.00	37.00	33.00	34.95	16,304	2,191
23	40.00	30.00	17.00	22.47	1,388	758
24	40.00	18.00	18.00	18.00	2	—
25	50.00	35.20	26.70	30.70	40,271	2,458
26	50.00	38.50	16.00	27.20	78,122	7,336
27	50.00	30.20	16.00	26.77	6,711	2,273
28	50.00	55.60	30.00	40.03	17,250	1,730
29	50.00	51.20	14.90	40.92	41,690	5,755

第五表　銘柄別相場高低表(長期取引—株式)（續）

□ 大日本紡績會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
8	7.00	168.00	70.00	113.12	23,440	5,840
9	25.00	184.90	170.00	175.37	11,560	2,530

備考
大正八年一月十七日賣買開始(四十四萬株)
同　九年六月一日舊株へ併合

6. ✕ 相模紡績會社株式

株數 21,406株
額面 50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
8	30.00 40.00 50.00	43.00 73.90 119.00	38.80 42.20 76.00	40.77 60.03 88.46	188,180	33,390
9	50.00	154.60	24.80	60.00	297,110	37,570
10	50.00	65.00	25.50	35.65	80,160	18,720
11	50.00	77.20	47.20	62.72	142,050	7,180
12	50.00	67.70	26.50	54.03	61,550	4,150
13	50.00	25.70	13.80	20.04	620	520

備考
大正八年四月二十一日賣買開始(六萬株)
同　十年六月三十日減資して四萬七千五百株となる
同　十四年三月二日新株(十四萬株)併合の上減資して一萬一千八百七十五株となる
同　十四年三月二日舊優先株(九千五百三十一株)併合
同　十四年一月六日賣買中止

□ 相模紡績會社優先株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
11	12.50	24.70	12.80	16.26	69,910	17,120
12	12.50	17.30	6.50	13.81	34,270	7,910
13	12.50	4.50	2.90	3.71	580	1,400
14	12.50	3.00	1.70	2.35	60	30

備考
大正十一年二月十三日賣買開始(十五萬二千五百株)
同　十四年一月六日賣買中止
同　十四年三月二日減資に付九千五百三十一株となりて舊株へ併合

7. △ 三重紡績會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
22	100.00	146.00	59.00	114.48	308	168
29	50.00	89.00	89.00	89.00	30	20

備考
明治二十二年一月二十一日賣買開始（百圓券三千五百株）
同　二十二年十二月五日百圓券を五十圓券に分割す從て株數七千株となる
同　二十九年七月第三次募集株併合
同　四十年三月二十六日桑名紡績會社を合併
同　四十年五月二十九日知多紡績會社を合併
同　四十年八月第六次募集株（六千株）第七次募集株（一萬株）第八次募集株(二萬株)第九次募集株(一萬七千百五十九株）桑名知多合併株式（一萬五千五百七十九株)を併合
同　四十四年七月二十五日下野紡績會社(一萬三千株)を合併
大正三年七月大阪紡績會社と合同し東洋紡績會社を設立

□ 三重紡績會社追募株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
22	12.50	17.50	12.50	14.42	5,337	—
23	20.00	19.50	14.50	16.61	1,242	1,423
25	35.00	42.50	35.50	39.00	563	60

備考
明治二十二年十一月一日賣買開始(七千株)
同　二十九年七月舊株へ併合

□ 三重紡績會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
29	35.00	73.00	72.00	72.50	20	20

備考
明治二十九年一月十五日賣買開始(七千二百株)
同　二十九年七月舊株へ併合

□ 三重紡績會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
42	12.50	33.50	33.50	33.50	20	—

備考
明治四十年八月一日賣買開始(九萬九千三百六十二株)

4. ○東洋紡績會社株式

株數537,000株
額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
3	50.00	80.80	79.10	79.95	50	—
4	50.00	140.00	93.00	106.22	32,370	5,390
5	50.00	244.00	132.30	174.51	295,840	28,840
6	50.00	280.90	140.20	201.00	391,650	38,760
7	50.00	229.40	164.80	189.54	232,470	22,360
8	50.00	327.00	175.40	246.27	259,930	26,670
9	50.00	352.90	83.10	177.90	184,870	27,670
10	50.00	168.00	107.50	134.98	435,800	25,570
11	50.00	145.60	99.20	122.12	148,050	12,310
12	50.00	141.10	113.00	124.84	150,180	8,280
13	50.00	147.00	109.30	120.79	49,410	4,770
14	50.00	171.60	135.60	154.14	247,420	44,530
15 昭和 1	50.00	183.60	162.50	173.65	244,390	52,470
2	50.00	199.00	168.70	183.49	235,540	52,320

備考
大正三年十月十五日賣買開始（十八萬五千七百三十八株）
同　五年五月一日新株(九萬九千二百六十二株)併合
同　九年四月一日新株(二十一萬五千株)併合
同　十二年八月一日伊勢紡績會社合併に付一萬二千株を加ふ
同十五年六月二十六日名古屋絹紡會社合併に付二萬五千株を加ふ

□東洋紡績會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
4	37.50	100.00	100.00	100.00	10	—
5	37.50	130.00	130.00	130.00	10	10

備考
大正三年十月十五日賣買開始(九萬九千二百六十二株)
同　五年五月舊株へ併合

□東洋紡績會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
昭和 年	円	円	円	円	株	株
5	15.00	146.90	65.00	126.00	10,610	450

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
6	15.00 20.00	176.90 125.80	78.50 89.90	116.63 108.69	307,470	28,010
7	20.00 25.00	144.40 135.90	98.20 115.80	119.25 124.62	227,230	17,330
8	25.00 50.00	287.50 323.90	115.70 305.00	171.90 311.75	276,830	23,240
9	50.00	345.10	280.10	324.02	71,120	12,910

備考
大正五年十一月十日賣買開始(二十一萬五千株)
同　九年四月一日舊株へ併合

○東洋紡績會社新株式

株數500,000株
額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
9	12.50	56.40	37.20	47.89	17,600	2,690
10	12.50	69.90	47.30	55.69	195,700	26,770
11	12.50	57.50	38.80	46.16	36,880	7,440
12	12.50	54.00	41.00	45.80	16,280	4,010
13	12.50	67.00	40.00	45.40	4,240	1,020
14	12.50	94.40	54.50	71.57	253,330	33,520
15 昭和 1	12.50 20.00	107.60 111.00	89.90 100.60	100.85 106.40	340,160	55,330
2	20.00	133.40	107.60	117.41	524,640	75,100

備考
大正九年十月六日賣買開始(五十萬株)

5. ×大日本紡績會社株式

株數610,000株
額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
7	25.00	135.10	110.00	120.40	41,090	8,290
8	25.00	199.90	110.00	144.82	67,290	13,360
9	25.00	189.90	46.50	90.64	48,660	9,750
10	25.00	74.00	59.00	66.02	14,110	6,010
11	25.00	72.90	55.50	62.14	2,360	1,320
12	25.00	64.00	59.50	61.42	150	100

備考
大正六年十二月一日舊新合併して賣買開始(五十萬株)
同　八年一月四日攝津紡績會社合併に付二十八萬株を加ふ
同　九年六月一日新株(四十四萬株)併合
同　十二年四月一日賣買中止
同　十二年六月一日二十五圓券を五十圓券と改め從て總株數六十一萬株となる

□ 鐘淵紡績會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
40	12.50	56.50	23.90	35.87	135,030	13,060
41	12.50	35.25	18.00	25.94	351,930	19,340
42	25.00	65.65	53.30	61.13	654,520	37,890
43	25.00	73.35	52.90	62.83	440,340	34,750
44	25.00	66.30	53.10	59.70	330,100	27,540
45 / 大正 1	30.00	81.65	72.65	77.42	453,920	23,720
2	35.00	88.00	78.05	82.59	377,290	25,420
3	35.00	82.95	63.05	73.24	214,170	20,070
4	35.00	128.80	70.05	91.21	534,430	32,270
5	35.00	263.90	119.40	169.64	819,740	50,570
6	35.00 40.00	244.20 307.90	165.30 157.60	193.85 237.38	856,670	53,540
7	40.00	269.50	191.00	224.04	954,220	51,730
8	40.00	444.00	225.10	324.20	866,940	59,000
9	40.00	553.10	166.50	299.79	767,830	48,270
10	40.00	417.10	210.10	311.34	1,342,240	47,320
11	40.00	357.40	248.80	293.18	1,220,710	36,650
12	40.00	314.90	255.50	279.56	580,730	21,950
13	50.00	權利付 334.20	167.10	211.23	219,870	19,330

備考

明治四十年七月一日賣買開始(十一萬六千六十八株)

同　四十年十月十四日增加新株(四萬八千株)併合

大正十三年五月一日舊株へ併合

○ 鐘淵紡績會社新株式　株數837,447株　額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
13	12.50	114.50	74.50	86.44	803,450	38,560
14	12.50	145.40	103.90	122.36	3,025,280	310,860
15 / 昭和 1	12.50	160.90	136.60	148.95	1,545,250	142,950
2	12.50	148.60	111.60	133.14	802,830	83,780

備考

大正十三年七月一日賣買開始（八十三萬七千四百四十七株）

3. ○ 日清紡績會社株式　株數250,000株　額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
40	12.50	23.40	6.90	12.62	272,800	34,440
41	12.50	11.60	5.75	8.52	159,690	19,680
42	15.00	18.35	15.50	16.32	413,920	44,010
43	17.50	19.50	11.40	14.77	198,990	39,820
44	17.50	16.10	10.40	13.16	150,310	19,540
45 / 大正 1	17.50	20.30	15.35	18.19	305,670	45,110
2	17.50	19.85	15.90	17.53	127,890	26,620
3	17.50	17.70	7.95	12.97	72,530	16,960
4	17.50	24.00	9.70	15.35	280,310	37,610
5	17.50 20.00	34.40 85.80	21.50 31.50	28.96 48.32	1,231,370	109,570
6	20.00	93.00	47.40	66.45	879,670	72,380
7	20.00	84.90	57.30	66.38	568,870	51,390
8	20.00 25.00 35.00	100.50 161.00 188.00	52.40 80.60 147.00	72.06 115.36 176.55	987,490	92,240
9	35.00	267.50	64.00	124.89	1,047,540	83,570
10	35.00	131.40	86.10	105.62	2,071,900	66,990
11	35.00	119.30	72.70	92.50	1,942,390	43,960
12	35.00 43.00	102.30 105.70	82.60 76.20	90.56 94.95	1,205,290	37,110
13	43.00 50.00	91.10 104.10	77.80 67.30	84.62 82.42	755,610	36,420
14	50.00	104.00	86.60	96.55	869,950	90,950
15 / 昭和 1	50.00	111.70	85.80	98.89	537,670	53,090
2	50.00	117.30	88.50	101.78	544,830	84,680

備考

明治四十年三月一日賣買開始(二十萬株)

大正十年六月一日岡崎紡績會社合併に付二萬株を加ふ

同　十三年十二月一日東京紡績會社合併に付三萬株を加ふ

○ 日清紡績會社新株式　株數290,000株　額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
14	12.50	44.70	38.00	41.30	155,720	25,280
15 / 昭和 1	12.50	56.30	38.70	46.01	447,730	69,720
2	12.50	61.50	39.90	48.64	547,230	99,090

備考

大正十四年五月五日賣買開始(二十九萬株)

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
24	50.00	25.70	12.80	19.17	100,047	3,909
25	50.00	54.60	20.50	40.34	172,835	6,690
26	50.00	78.70	新落 44.50	60.51	246,521	10,832
27	50.00	67.20	33.00	50.88	109,636	5,908
28	50.00	78.40	42.10	59.02	198,985	9,340
29	50.00	76.30	56.70	66.43	149,465	12,170
30	50.00	64.00	37.80	56.12	36,610	6,130
31	50.00	52.20	39.40	44.76	45,540	4,240
32	50.00	58.20	42.00	47.90	23,290	2,910
33	50.00	55.70	32.80	44.47	70,260	8,280
34	50.00	44.15	20.80	34.35	153,360	9,840
35	50.00	52.80	41.00	46.93	137,610	10,380
36	50.00	44.60	35.05	40.71	129,030	7,840
37	50.00	43.50	27.90	37.54	166,930	11,760
38	50.00	110.00	38.00	79.63	512,910	43,360
39	50.00	239.95	103.60	143.41	914,480	45,120
40	50.00	299.95	77.70	133.88	519,740	44,580
41	50.00	104.00	65.90	84.91	759,360	17,780
42	50.00	118.75	86.90	100.31	550,830	21,070
43	50.00	120.10	98.50	108.26	381,820	16,030
44	50.00	111.50	90.55	101.47	327,580	12,110
45 大正 1	50.00	118.50	104.55	111.53	297,880	12,470
2	50.00	114.95	100.00	108.14	169,330	11,980
3	50.00	108.50	87.10	99.74	154,170	9,920
4	50.00	164.00	98.00	118.30	300,780	27,600
5	50.00	290.00	146.60	194.58	539,570	46,740
6	50.00	324.90	181.90	246.84	611,980	55,470
7	50.00	292.00	212.00	244.06	810,210	43,760
8	50.00	454.00	244.40	343.21	884,890	50,860
9	50.00	574.00	184.00	315.25	797,940	53,730
10	50.00	418.00	225.10	320.08	1,305,690	49,160
11	50.00	362.30	269.00	307.11	883,500	27,490
12	50.00	323.00	285.60	301.75	428,890	16,880
13	50.00	336.90	167.00	202.01	877,000	49,730
14	50.00	274.90	224.00	251.14	926,530	106,750
大正 15 昭和 1	50.00	285.00	245.70	261.71	458,750	45,670
2	50.00	266.20	215.00	244.55	289,480	32,390

備　考

明治二十二年一月四日賣買開始(二萬株)

同　二十七年一月東京鐘ヶ淵紡績會社を鐘淵紡績會社と改稱

同　三十二年七月四日上海紡績會社を合併

同　三十五年七月十九日九州紡績、中澤紡績兩會社を合併

同　三十五年九月二十七日博多絹綿紡績會社を合併

同　三十五年十二月增加新株(三萬六千六十八株)併合

同　四十年七月二十九日日本絹綿紡織會社を合併

同　四十三年十二月十日絹絲紡績會社を合併

同　四十四年三月十四日增加株(三萬八千四百十七株)併合

大正三年一月朝日紡織合併株(三萬株)併合

同　十三年五月一日新株(十一萬二千五百五十三株)併合

ロ(東京)鐘淵紡績會社追募株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
26	30.00	44.00	35.00	39.14	12,328	2
27	50.00	43.00	32.00	36.93	34,469	3,484

備　考

明治二十六年十一月二十二日賣買開始(一萬株)

同　二十九年七月舊株へ併合

ロ鐘淵紡績會社第二新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
28	45.00	60.50	60.50	60.50	5,180	1,420

備　考

明治二十八年一月四日賣買開始(二萬株)

同　二十九年七月舊株へ併合

ロ鐘淵紡績會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
32	40.00	40.50	40.50	40.50	10	—
33	40.00	中 45.00	45.00	45.00	20	10

備　考

明治三十二年十二月十四日賣買開始(上海紡績會社合併株三萬株)

同　三十三年七月舊株へ併合

明治三十九年八月十八日富士瓦斯紡績と改稱
同　三十九年十一月東京瓦斯紡績會社舊株(四萬株)併合
大正九年四月一日新株(二十萬株)併合
同　十一年四月一日大分紡績會社外二會社合併に付六萬六千株を加ふ
同　十二年六月一日金華紡績、日本紡織兩會社合併に付一萬八千株を加ふ
同　十四年四月二十六日協同紡績會社合併に付六千株を加ふ

□ 富士紡績會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
39	12.50	中45.70	42.00	44.80	10,730	4,850

備　考
明治三十八年七月賣買開始(二萬二千株)
同　三十九年二月舊株へ併合

⊟ 富士瓦斯紡績會社第一新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
39	12.50	104.90	77.00	87.07	162,570	7,170

備　考
明治三十九年五月十六日賣買開始(四萬八千株)
同　四十年一月第二新株と併合し新株と改稱

⊟ 富士瓦斯紡績會社第二新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
39	12.50	101.10	82.70	87.30	14,990	1,990

備　考
明治三十九年十月一日賣買開始(二萬株)
同　四十年一月第一新株と併合し新株と改稱

□ 富士瓦斯紡績會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
40	50.00	197.95	39.60	93.81	533,740	36,530
41	50.00	90.30	62.25	75.03	139,530	8,580

備　考
明治四十年一月賣買開始(六萬八千株)(第一、第二新株合併株)
同　四十一年七月舊株へ併合

□ 富士瓦斯紡績會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
42	12.50	43.25	42.20	42.70	13,660	—
43	12.50	48.00	25.90	35.77	241,230	30,800
44	12.50	40.40	26.55	32.13	255,700	18,350
45 大正 1	20.00	47.90	40.65	44.01	394,140	26,930
2	25.00	49.40	38.30	43.70	139,510	13,760
3	25.00	41.85	29.45	34.33	95,680	15,660
4	25.00	70.40	32.60	44.81	379,900	33,030
5	25.00	140.40	64.65	93.27	945,010	68,650
6	25.00	136.90	66.50	96.11	712,560	66,300
7	25.00	110.50	76.10	89.22	440,690	40,240
8	25.00	260.10	81.80	135.43	867,250	76,400
9	37.50	278.00	236.00	254.35	333,650	47,660

備　考
明治四十二年十二月十三日賣買開始(十六萬株)
大正三年五月第二新株(四萬株)併合
同　九年四月一日舊株へ併合

○ 富士瓦斯紡績會社新株式　株數460,000株　額面 50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
10	12.50	52.60	36.50	41.46	621,720	62,070
11	12.50	44.40	27.60	34.39	412,420	45,230
12	12.50	38.50	19.30	32.73	276,090	34,250
13	12.50 25.00	23.30 36.20	14.10 25.10	17.86 29.07	174,120	39,890
14	25.00	45.00	33.70	39.46	237,630	49,250
15 昭和 1	25.00	48.00	34.80	39.69	219,740	53,610
2	25.00	38.50	18.10	25.35	192,010	43.950

備　考
大正十年二月一日賣買開始(四十六萬株)

2. ○(東京)鐘淵紡績會社株式　株數362,553株　額面 50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
22	50.00	58.00	52.50	54.32	163,862	8,186
23	50.00	54.20	20.80	33.71	78,664	2,936

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
3	23.00	22.00	15.00	18.98	430	130
4	23.00	23.00	22.00	22.32	60	—
5	25.00	36.90	19.10	23.81	25,320	5,390
6	25.00	28.50	25.10	25.02	6,330	3,460

備考

大正二年四月十八日賣買開始(四萬株)

同　二年八月三十日吳瓦斯會社を合併

同　六年三月廣島電氣軌道會社と合併して廣島瓦斯電氣軌道會社と改稱

昭和二年三月十六日(廣島電氣)合併株(六萬株)、(吳瓦斯)合併新株(二萬株)及新株(八萬株)併合

5. 名古屋瓦斯會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
40	12.50	32.00	19.00	22.16	3,770	1,320
44	45.00	85.00	85.00	85.00	50	50

備考

明治四十年二月九日賣買開始(四萬株)

同　四十四年九月二十九日資本金二百萬圓を四百萬圓(八萬株)に增加

6. △千代田瓦斯會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
43	12.50	17.80	14.05	15.66	35,800	2,320
44	12.50	21.90	15.75	18.31	418,810	57,890

備考

明治四十三年九月二日賣買開始(二十萬株)

同　四十四年九月十八日東京瓦斯會社へ合併

7. 日本瓦斯會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
44	12.50	13.80	12.50	12.75	710	230
45 大正 1	17.50	16.00	15.00	15.69	1,260	770

備考

明治四十四年四月十五日賣買開始(四萬株)

(C) 纖維工業

1. ○富士瓦斯紡績會社株式

株數450,000萬　額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
30	22.50	16.00	13.00	15.00	100	80
34	50.00	當 26.50	26.50	26.50	20	10
36	50.00	43.30	41.70	42.50	220	90
38	50.00	83.95	47.30	69.82	231,370	19,860
39	50.00	197.00	136.00	151.48	300,480	21,300
40	50.00	244.90	75.60	125.30	623,880	41,620
41	50.00	96.80	64.05	80.55	595,830	21,010
42	50.00	110.70	79.00	96.20	704,130	33,340
43	50.00	115.40	77.00	95.11	431,870	34,620
44	50.00	96.40	74.50	84.94	374,190	22,640
45 大正 1	50.00	93.20	80.50	87.63	260,740	19,910
2	50.00	84.95	71.40	78.36	108,940	9,660
3	50.00	78.65	57.00	68.16	69,830	7,860
4	50.00	123.50	63.80	85.27	272,920	30,430
5	50.00	187.00	112.55	139.29	472,040	55,460
6	50.00	187.30	111.00	149.59	385,290	47,320
7	50.00	175.50	125.50	147.33	254,620	25,350
8	50.00	278.60	141.00	197.94	421,750	46,470
9	50.00	314.50	76.00	149.23	354,960	54,980
10	50.00	126.30	94.10	105.85	472,530	47,900
11	50.00	114.90	81.50	99.01	393,800	34,120
12	50.00	111.00	60.90	96.42	254,780	21,240
13	50.00	72.00	49.30	59.69	205,020	21,820
14	50.00	79.00	65.90	72.37	256,730	42,980
15 昭和 1	50.00	83.00	63.00	70.64	195,460	40,130
2	50.00	67.60	37.90	49.35	236,040	50,150

備考

明治三十年四月一日賣買開始(四萬株)

同　三十六年四月一日小名木川綿布會社を合併

同　三十九年一月十五日日本絹綿紡績會社の工場を買收

同　三十九年七月十四日東京瓦斯紡績會社を合併

第五表　銘柄別相場高低表(長期取引—株式)（續）

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
9	40.00	60.00	29.00	38.35	190,420	52,990
10	40.00	49.30	39.10	43.99	339,050	70,700
11	40.00	52.00	38.80	43.07	278,780	45,420
12	40.00 50.00	50.30 61.30	45.60 55.20	47.60 57.80	172,760	37,750

備考
明治四十五年一月四日賣買開始(三十六萬株)
大正十三年一月舊株へ併合

□ 東京瓦斯會社合併新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
45 大正 1	12.50	中 23.70	23.30	23.50	90	70

備考
明治四十五年三月一日賣買開始（二十萬株)(千代田瓦斯會社合併株)
同　四十五年五月新株へ併合

○ 東京瓦斯會社新株式　株數1,100,000株　額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
昭和 年	円	円	円	円	株	株
2	12.50 20.00	21.40 27.30	16.60 25.50	18.90 26.77	181,780	86,740

備考
昭和二年一月四日賣買開始(百十萬株)

2. ○ 北海道瓦斯會社株式　株數60,000株　額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
45 大正 1	12.50	20.55	16.55	18.15	1,760	2,540
2	20.00	24.60	15.75	19.30	9,920	4,000
3	20.00	17.00	13.50	15.17	540	260
4	20.00	13.30	9.00	12.06	2,750	1,110
5	22.00	21.40	8.20	12.38	64,760	13,350
6	22.00 32.00	12.40 17.00	7.10 14.70	10.19 15.69	26,490	11,600
7	32.00	21.90	14.00	17.31	14,540	6,090
8	32.00	27.00	13.90	17.79	100,680	17,090
9	32.00	21.20	4.20	10.72	54,340	19,630
10	32.00 37.00	14.50 17.10	10.00 12.50	10.17 13.30	21,770	6,210
11	37.00	12.50	7.70	9.40	2,820	1,510

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
12	37.00	31.90	8.50	20.83	193,070	25,960
13	37.00 42.00	39.60 50.10	18.60 41.50	28.23 46.98	306,920	53,670
14	42.00	49.30	43.00	46.23	115,920	22,280
15 昭和 1	42.00 50.00	37.80 36.50	29.50 34.00	32.35 35.56	520	7,430
2	50.00	48.00	36.20	41.55	6,040	4,390

備考
大正元年九月二日賣買開始(六萬株)

3. ○ (韓國)朝鮮 瓦斯電氣會社株式　株數60,000株　額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
43	12.50	18.30	16.00	16.73	2,400	—
44	12.50	17.90	12.20	14.86	26,500	5,830
45 大正 1	17.50	23.20	13.95	19.04	65,240	12,830
2	17.50	19.70	13.95	16.88	27,560	7,310
3	17.50	16.95	9.30	12.25	7,450	2,980
4	22.50	16.50	11.50	13.37	16,880	5,910
5	22.50	22.90	13.45	16.77	64,800	12,610
6	22.50	19.80	16.00	18.25	8,400	5,860
7	22.50 30.00	17.20 25.00	15.50 21.00	16.52 23.83	1,590	930
8	30.00 35.00	25.00 33.50	19.00 23.40	22.00 26.59	10,700	3,390
9	35.00 45.00	27.00 27.00	24.00 20.00	25.50 23.72	980	750
10	45.00	34.00	26.00	30.02	150	30
11	45.00	中 32.00	30.00	31.00	20	—
12	45.00	37.00	36.50	36.75	20	—
13	45.00	42.50	39.80	40.51	90	—
15 昭和 1	50.00	65.50	62.00	62.94	400	70
2	50.00	76.90	58.90	69.64	1,350	360

備考
明治四十三年十二月十二日賣買開始(六萬株)
大正二年四月七日朝鮮瓦斯電氣會社と改稱
同　四年九月二十日資本金三百萬圓を二百萬圓に減少

4. ○ 廣島瓦斯電氣軌道會社株式　株數200,000株　額面　50圓

(舊稱)廣島瓦斯會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
2	23.00	26.80	17.00	21.83	5,820	2,640

第五表　銘柄別相場高低表(長期取引—株式)（續）

□ 東京瓦斯會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
28	30.00	62.00	62.00	62.00	5	—
29	30.00	—	—	—	—	5

備考

明治二十八年十一月十三日賣買開始(三千五百株)

同　三十年七月舊株へ併合

⊟ 東京瓦斯會社第三新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
32	30.00	64.10	30.70	46.10	70	10

備考

明治三十一年十月二十二日賣買開始(七千株)

同　三十三年一月第四新株と併合し新株と稱す

⊟ 東京瓦斯會社第四新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
32	12.50	31.00	28.00	29.35	4,890	660

備考

明治三十二年五月二十二日賣買開始(一萬四千株)

同　三十三年一月第三新株と併合し新株と稱す

□ 東京瓦斯會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
33	50.00	94.50	91.50	93.30	3,250	1,530

備考

明治三十三年一月賣買開始(二萬一千株)

同　三十四年一月舊株へ併合

□ 東京瓦斯會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
34	25.00	42.00	41.00	41.50	500	210
35	32.00	60.30	50.00	54.50	12,370	4,300
36	50.00	100.70	89.30	96.80	11,270	1,720
37	50.00	89.00	66.10	77.20	8,540	2,830

備考

明治三十四年五月七日賣買開始(四萬二千株)

同　三十七年七月舊株へ併合

□ 東京瓦斯會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
38	12.50	56.70	37.00	43.27	13,660	3,310
39	25.00	158.95	51.40	81.78	193,540	18,320
40	50.00	180.00	88.00	137.70	44,460	12,370

備考

明治三十八年六月二十六日賣買開始(八萬四千株)

同　四十年七月舊株へ併合

□ 東京瓦斯會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
41	17.50	45.35	36.20	40.16	30,190	2,410
42	25.00	64.35	60.50	62.77	99,340	15,200
43	25.00	117.00	61.00	88.19	136,680	19,080

備考

明治四十一年六月十三日賣買開始(十七萬二千株)

同　四十四年一月舊株へ併合

□ 東京瓦斯會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
45 大正 1	20.00	32.75	27.45	29.82	271,540	40,340
2	25.00	32.80	28.60	30.15	86,100	24,250
3	37.50	27.15	25.95	26.61	106,880	22,110
4	37.50	42.80	26.50	32.24	246,000	41,060
5	37.50	53.90	37.00	42.93	384,310	73,140
6	37.50 40.00	48.90 47.30	40.80 42.90	43.14 44.48	186,850	56,660
7	40.00	47.50	41.50	44.71	133,260	38,110
8	40.00	51.10	41.10	43.22	177,170	68,750

第五表　銘柄別相場高低表(長期取引—株式)（續）

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
13	22.50 25.00	29.00 28.00	25.70 28.00	26.60 28.00	1,430	770
14	25.00	36.00	28.50	32.51	7,740	2,560
15 昭和 1	25.00	38.40	35.00	36.55	4,130	3,320

備　考

大正十二年九月一日賣買開始(三十萬株)

同　十五年七月十六日東京電力會社に合併に付賣買廢止

39. △武藏水力電氣會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
11	25.00	37.00	29.00	32.73	350	190

備　考

大正十一年七月賣買開始(十萬株)

同　十二年九月帝國電燈會社へ合併

40. 只見川水力電氣會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
10	12.50	12.50	8.90	10.88	1,990	1,410
11	12.50	9.00	4.00	6.02	920	300
12	12.50	12.10	4.60	9.26	45,320	8,970
13	12.50	8.90	6.30	7.31	4,350	4,860
14	12.50	11.00	6.50	7.90	6,050	5,370
15	12.50	11.70	10.50	11.10	740	1,330

備　考

大正十年四月賣買開始(十九萬五千五百株)

同　十五年十月二十六日東北電力會社へ合併

1. ○東京瓦斯會社株式

株數900,000株
額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
19	80.00	129.00	99.00	112.91	5,555	404
20	80.00	150.00	86.00	121.64	17,630	1,700
21	80.00	114.00	94.00	102.42	3,199	871
22	80.00	112.00	96.80	100.59	2,391	689
23	45.00	48.00	40.00	43.65	25	11
24	45.00	34.00	32.00	33.00	7	5
25	45.00	56.50	45.80	48.83	703	1
26	45.00	74.50	50.60	60.05	15,816	2,799
27	50.00	72.00	新落 57.00	66.04	2,659	790
28	50.00	101.00	71.00	83.91	665	350
29	50.00	90.00	90.00	90.00	290	140
31	50.00	83.00	83.00	83.00	20	—
32	50.00	89.50	61.00	78.41	6,670	1,120
33	50.00	95.50	80.00	90.67	5,180	2,440
34	50.00	79.00	69.60	75.21	980	330
35	50.00	93.00	73.90	79.60	39,380	6,910
36	50.00	104.30	77.80	89.92	19,970	2,220
37	50.00	90.30	新落 63.70	79.28	47,570	8,160
38	50.00	103.50	82.00	89.81	37,660	8,150
39	50.00	175.50	99.80	120.11	142,920	14,450
40	50.00	195.00	80.05	109.49	170,280	22,810
41	50.00	91.15	74.90	83.35	89,640	14,560
42	50.00	106.20	84.00	96.80	118,580	17,310
43	50.00	124.00	新落 79.95	107.61	170,710	21,220
44	50.00	84.80	68.50	75.17	239,540	21,710
45 大正 1	50.00	77.15	64.20	71.07	115,410	24,090
2	50.00	68.05	56.80	62.38	53,690	14,750
3	50.00	61.00	39.30	47.87	77,810	11,930
4	50.00	56.50	40.05	45.71	175,950	22,550
5	50.00	70.80	51.30	58.93	274,250	49,700
6	50.00	67.00	55.00	58.42	131,490	39,240
7	50.00	61.60	53.30	57.35	76,240	21,470
8	50.00	69.70	51.80	55.24	151,410	43,910
9	50.00	65.20	40.00	47.43	171,310	42,750
10	50.00	62.20	51.40	55.93	267,550	52,300
11	50.00	64.20	50.00	54.67	166,340	26,860
12	50.00	62.80	43.80	56.37	206,060	34,680
13	50.00	58.00	44.00	50.29	238,220	50,580
14	50.00	74.90	53.20	62.99	772,180	148,380
15 昭和 1	50.00	73.90	57.80	65.78	481,980	157,130
2	50.00	67.30	56.30	60.41	458,560	99,970

備　考

明治十九年九月十八日賣買開始(七千株)

同　三十一年七月第二新株(一萬五百株)併合

同　四十四年九月十八日千代田瓦斯會社を合併

大正十三年一月新株(五十六萬株)併合

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
12	12.50	14.20	9.70	12.17	51,330	30,490
13	12.50	8.90	7.50	7.97	270	90

備考
大正十年一月十五日賣買開始(十九萬八千二百株)
同　十一年九月一日相甲、白糸、帝國水電各會社合併に付三萬四千八百株を加ふ
同　十二年一月四日相模電力會社合併に付二萬株を加ふ
同　十四年六月二十九日東京電燈會社へ合併

35. △九州電燈鐵道會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
3	50.00	65.50	64.50	64.93	80	20
5	50.00	105.00	72.00	95.59	960	140
6	50.00	90.00	86.00	88.80	250	110
8	50.00	95.00	80.00	86.75	130	30
9	50.00	110.00	110.00	110.00	30	—

備考
大正三年四月一日賣買開始(十二萬五千株)
同　十一年一月東邦電力會社へ合併

△九州電燈鐵道會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
5	12.50	39.50	23.50	33.92	9,060	3,310
6	12.50	34.00	30.00	31.83	1,660	1,360
8	17.50 25.00	35.00 56.00	35.00 56.00	35.00 56.00	30	—

備考
大正三年四月一日賣買開始(二十萬株)
同　十一年一月東邦電力會社へ合併

36. 早川電力會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
11	50.00	48.00	45.70	46.85	40	—
12	50.00	53.00	48.40	50.28	1,030	300

備考
大正十年十月三十日賣買開始(六萬株)
同　十一年七月一日東遠電氣會社合併に付四千八百株を加ふ
同　十三年四月一日新株(二十三萬五千二百株)併合
同　十三年十二月二十五日解散して東京電力會社を創設

□早川電力會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
10	17.50	20.90	20.00	20.24	8,720	5,970
11	17.50 25.50 35.00	20.80 25.60 33.00	19.00 15.60 26.10	19.94 21.28 30.38	13,610	9,350
12	35.00 45.00	35.10 45.90	31.10 40.20	33.63 44.01	30,930	14,170
13	50.00	45.00	45.00	45.00	2,160	2,090

備考
大正十年十月二十日賣買開始(十六萬株)
同　十一年七月一日天龍、福田兩電氣會社合併に付七萬五千二百株を加ふ
同　十三年四月一日舊株へ併合

37. △帝國電燈會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
5	25.00	45.70	26.60	32.85	42,230	9,220
6	25.00	44.80	34.00	38.52	9,080	6,270
7	25.00	36.20	32.50	34.35	5,170	1,800
8	25.00 35.00	51.80 60.40	33.50 43.20	41.12 55.49	54,070	11,980
9	35.00 40.00	57.40 40.00	35.70 39.00	45.91 39.62	28,740	13,380
10	45.00	42.10	39.60	40.94	30,180	6,600
11	50.00	51.70	34.00	42.45	214,750	90,130
12	50.00	45.00	39.40	42.42	50,950	16,400
13	50.00	44.60	37.50	41.54	63,550	37,250
14	50.00	54.90	40.10	45.82	147,120	81,990
15	50.00	55.00	52.90	54.14	46,750	53,020

備考
大正五年一月四日賣買開始(十萬二千四百株)
同　十一年三月一日ろ號株(六千五百十六株)併合
同　十一年十月二日埼玉電氣及三州電氣兩會社合併增加株十七萬二千一百三十五株を加ふ
同　十三年九月一日下野電力、武藏水電兩會社合併に付二十六萬五千六百株を加ふ
同　十五年二月六日東京電燈會社に合併に付賣買廢止

38. △靜岡電力會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
12	22.50	27.70	25.90	26.63	440	—

△桂川電力會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
8	12.50 25.00 37.50	42.90 80.30 80.00	28.50 56.00 75.00	35.05 66.74 76.87	74,030	17,290
9	37.50	83.00	50.00	62.64	53,930	19,350
10	37.50	67.20	62.10	64.38	13,800	4,600

備　考
大正八年四月十六日賣買開始(十六萬株)
同　十四年四月東京電燈會社へ合併

32.　日英水電會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
45 大正 1	50.00	69.95	49.30	58.69	2,930	430
2	50.00	46.50	39.10	42.39	810	310
5	50.00	68.00	58.00	60.32	110	20
6	50.00	69.00	60.00	65.67	210	110
7	50.00	78.00	70.00	74.25	330	50
8	50.00	125.20	70.00	93.05	2,420	1,140

備　考
明治四十五年五月一日賣買開始(二萬四千株)
大正八年四月新株(二萬六千株)併合
同　九年一月賣買廢止

□日英水電會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
5	20.00 27.50	34.30 34.00	27.30 34.00	31.56 34.00	4,630	530
6	27.50	34.80	34.80	34.80	240	400
7	35.00	當 45.00	45.00	45.00	200	—

備　考
明治四十五年五月一日賣買開始(二萬六千株)
大正八年四月舊株へ併合

33. △日本電燈會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
45 大正 1	12.50	16.05	12.05	13.99	50,470	8,680
2	12.50	17.50	8.50	12.33	188,390	30,130
大正 3	25.00	16.35	10.00	12.69	154,580	16,540
4	25.00	19.85	12.15	15.26	237,040	28,790
5	25.00	30.80	18.10	22.26	247,460	39,680
6	25.00	28.70	21.10	24.92	123,570	32,480
7	25.00 30.00	26.90 37.60	24.10 29.40	24.73 33.23	146,640	41,440
8	30.00	56.10	34.90	40.23	159,090	39,770
9	30.00	中 59.10	53.10	56.77	24,420	18,860

備　考
明治四十五年六月十九日賣買開始(二十四萬株)
大正十年一月東京電燈會社へ合併

34. △富士水電會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
45 大正 1	15.00	29.95	24.50	26.85	710	40
2	15.00	22.50	22.50	22.50	300	60
4	15.00	25.50	22.40	24.11	230	60
5	15.00	49.90	30.10	37.33	71,080	13,020
6	15.00	44.90	30.10	38.62	40,630	12,480
7	15.00	36.60	29.10	33.43	51,060	12,780
8	15.00 30.00	68.00 83.00	31.10 69.60	40.38 73.77	192,000	40,700
9	30.00	82.00	72.50	78.82	46,240	17,760
10	30.00	35.50	27.60	30.96	105,180	34,440
11	30.00	33.80	24.10	27.67	90,150	26,780
12	30.00	34.30	20.00	28.36	203,970	48,920
13	30.00	22.40	16.90	19.20	20,390	8,850
14	30.00	24.00	19.40	21.71	20,010	10,450

備　考
大正元年十月十五日賣買開始(四萬四千株)
同　二年二月二十四日岳南電機販賣會社を合併
同　三年五月増加株(一萬六千株)併合
同　四年十二月十九日富士電化工業會社を合併
同　十四年六月二十九日東京電燈會社へ合併

△富士水電會社第二新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
10	12.50	17.00	9.90	13.55	29,970	10,790
11	12.50	13.80	10.10	11.72	26,590	2,960

□ 利根發電會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
2	12.50	14.50	14.50	14.50	20	—
3	12.50	16.45	12.60	15.71	1,300	80
4	32.50	36.85	32.50	34.61	5,320	50
5	32.50 40.00	39.85 55.00	27.00 36.50	33.34 42.02	34,650	7,900
6	40.00	49.00	45.70	46.78	1,970	2,570

備考

大正二年九月二十二日賣買開始(七萬七千三百株)

同　六年四月舊株へ併合

△ 利根發電會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
8	12.50	34.40	27.10	29.34	20,750	3,610
9	12.50 25.00	30.60 48.50	27.60 25.00	24.31 31.48	76,280	18,570
10	25.00	41.40	36.70	38.88	33,420	20,260

備考

大正八年十月賣買開始(十五萬株)

同　十年四月東京電燈會社へ合併

28. △ 名古屋電力會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
43	30.00	37.00	34.00	35.63	190	100

備考

明治四十三年五月十七日賣買開始(十萬株)

同　年八月二十六日名古屋電燈會社へ合併

29. △ 九州電氣會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
44	12.50	29.00	25.00	26.88	180	30

備考

明治四十四年三月十六日賣買開始(四萬六千株)

大正元年九月五日九州電燈鐵道會社へ合併

30 △ 猪苗代水力電氣會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
45 大正 1	12.50	14.65	12.15	12.91	91,970	20,170
2	17.50	16.60	13.65	14.80	43,610	11,340
3	17.50	16.90	10.95	14.43	37,020	10,520
4	22.50	25.30	13.55	18.77	61,870	12,240
5	22.50	41.30	25.30	30.64	177,360	51,670
6	25.00	44.10	35.60	38.78	42,010	17,310
7	25.00 30.00	47.70 62.10	38.00 50.80	41.43 57.11	65,530	19,580
8	30.00	102.80	60.20	77.90	110,220	33,300
9	30.00 40.00	102.00 104.10	90.60 53.90	95.02 66.80	114,010	33,140
10	40.00	74.50	64.40	68.40	80,720	19,850
11	40.00	72.70	55.50	67.11	72,350	14,720
12	40.00	73.50	72.20	72.98	14,240	12,410

備考

明治四十五年三月一日賣買開始(四十二萬株)

大正十二年二月一日東京電燈會社に合併のため賣買廢止

31. △ 桂川電力會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
45 大正 1	25.00	35.60	26.80	30.21	77,000	10,040
2	35.00	44.80	32.40	38.36	113,900	13,200
3	35.00	40.85	28.95	34.25	33,640	7,500
4	35.00	54.40	34.10	40.33	49,310	9,380
5	35.00	77.00	50.90	57.82	119,700	26,730
6	40.00	74.90	63.00	68.02	32,590	13,030
7	50.00	85.50	67.00	76.88	23,170	8,160
8	50.00	106.40	73.40	86.56	41,800	14,760
9	50.00	97.90	65.00	78.39	33,260	11,340
10	50.00	98.20	70.00	83.22	147,750	4,690
11	50.00	78.90	75.50	76.45	950	1,170

備考

明治四十五年四月十五日賣買開始(十六萬株)

大正十四年四月東京電燈會社へ合併

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
4	50.00	59.60	51.80	55.79	80	—
5	50.00	80.00	71.50	76.42	880	30
6	50.00	82.00	70.00	74.12	190	290

備考

明治四十二年七月一日賣買開始(二萬五千株)
同　四十三年八月二十六日名古屋電力會社を合併
同　四十三年十二月合併新株(五萬株)併合
大正十年四月東邦電力會社へ合併

□ 名古屋電燈會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
42	17.50	58.00	37.30	46.91	180	20
43	42.50	58.00	58.00	58.00	20	—

備考

明治四十二年七月一日賣買開始(八萬株)
同　四十四年六月舊株へ併合

□ 名古屋電燈會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
45 大正 1	12.50	22.80	21.30	22.07	480	80
2	17.50	22.80	21.40	21.91	340	—
3	17.50	22.80	22.50	22.65	70	130
4	17.50	25.00	19.00	22.37	470	50
5	17.50 25.00	30.00 49.90	28.20 35.00	29.03 41.63	2,020	260
6	25.00	43.00	36.50	40.12	680	760

備考

明治四十五年三月九日賣買開始(十六萬五千株)
大正七年六月舊株へ併合

26. △ 橫須賀電燈瓦斯會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
43	25.00	47.00	32.30	39.97	1,480	550

備考

明治四十三年一月四日賣買開始(一萬株)
同　四十四年六月二十日橫濱電氣會社へ合併

27. △ 利根發電會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
43	50.00	50.60	40.00	45.09	1,230	400
44	50.00	44.50	38.00	42.75	140	30
45 大正 1	50.00	79.00	59.00	71.88	810	480
2	50.00	57.60	50.00	53.70	1,230	430
3	50.00	56.00	50.30	53.72	1,750	190
4	50.00	58.00	50.00	54.58	6,820	340
5	50.00	64.00	45.60	53.65	28,450	6,010
6	50.00	70.00	55.00	59.04	2,320	2,620
7	50.00	73.30	64.80	68.48	1,150	810
8	50.00	88.00	70.00	74.77	31,620	7,780
9	50.00	79.00	48.10	62.23	11,600	4,540
10	50.00	77.00	72.40	75.55	6,550	4,690

備考

明治四十三年五月二日賣買開始(一萬二千株)
同　四十五年四月五日栃木電氣會社を合併並栃木瓦斯會社を買收
同　四十五年七月三十日前橋電氣軌道會社を合併
大正元年九月二十一日渡良瀨川水力電氣會社を合併
同　二年四月前橋電氣軌道會社合併新株(二千七百株)並渡良瀨川水力電氣會社合併株(一萬二千株)併合
同　二年十月二十五日幸手電氣會社を買收
同　三年十月二十六日前橋瓦斯會社を合併
同　六年四月新株(七萬七千三百株)併合
同　十年四月東京電燈會社へ合併

□ 利根發電會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
45 大正 1	50.00	65.85	65.75	65.80	890	220
2	50.00	當 64.50	64.00	64.25	20	—

備考

明治四十五年七月十三日賣買開始(一萬二千株)
大正元年十一月第三新株(四千株)併合
同　二年四月舊株へ併合

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
5	50.00	94.90	69.00	81.50	6,240	1,940
6	50.00	88.50	79.40	84.68	750	750
7	50.00	73.00	73.00	73.00	90	80
8	50.00	82.00	72.00	76.01	1,980	1,040
9	50.00	76.00	54.90	62.16	3,520	610
10	50.00	76.00	73.60	74.68	10,510	7,150

備　考

明治二十六年十一月二日賣買開始(六千株)
同　三十八年十一月十五日増加新株(六千株)併合
同　四十年八月二十日合併増加株(二千四百株 及び第二増加株(六千株)併合
同　四十二年六月二十六日箱根水力電氣會社を合併
同　四十二年九月十七日横濱電氣會社と改稱
同　四十四年六月二十日横須賀電燈瓦斯及江之島電氣鐵道の兩社を合併
大正六年三月新株(八萬六千株)併合
同　十年一月東京電燈會社へ合併

□ (横濱共同電燈)横濱電氣 會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
42	35.00	70.05	63.50	66.28	6,500	2,010
43	42.50	113.00	99.75	105.31	27,360	6,740

備　考

明治四十年八月二十日賣買開始(一萬九千六百株)
同　四十二年十二月合併株(二萬四千株)併合
同　四十三年十二月舊株へ併合

□ 横濱電氣會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
45 大正 1	20.00	34.50	33.50	34.34	3,940	1,490
4	25.00	41.00	36.40	38.33	1,690	150
5	25.00 30.00	47.70 85.00	45.00 45.80	46.30 63.88	6,120	2,830

備　考

明治四十四年十一月二十七日賣買開始(十萬六千株)
大正二年十二月第二新株(一萬株)併合
同　六年三月舊株へ併合

△ 横濱電氣會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
8	12.50	37.00	28.50	31.69	9,060	2,840
9	12.50	34.10	13.90	20.46	10,890	3,090
10	12.50	33.50	30.20	31.12	13,460	8,330

備　考

大正八年四月賣買開始(十五萬株)
同　十年一月東京電燈會社へ合併

22. △ 品川電燈會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
28	28.00	45.50	28.00	33.90	3,530	270
29	31.00	59.00	41.80	50.07	4,665	2,105

備　考

明治二十八年四月四日賣買開始(四千株)
同三十五年八月一日東京電燈會社に買收せらる

23. △ 東京電力會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
40	12.50	19.00	10.80	13.80	25,040	8,300

備　考

明治四十年二月二日賣買開始(十二萬株)
同　四十年五月十五日東京電燈會社へ合併

24. △ 箱根水力電氣會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
41	50.00	24.30	23.00	23.70	160	—
42	50.00	當 38.00	27.50	29.69	60	100

備　考

明治四十一年十一月二十四日賣買開始(二萬四千株)
同　四十二年六月二十六日横濱電氣會社へ合併

25. △ 名古屋電燈會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
42	50.00	88.00	84.80	85.70	390	70

19. ○福島電燈會社株式
株數146,800株　額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年 15 昭和 1	円 50.00	円 51.50	円 50.30	円 50.66	株 140	株 20

備考

大正十五年三月八日賣買開始(六萬九千八百株)

昭和二年十月六日新株(七萬七千株)併合

□福島電燈會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年 14	円 40.00	円 38.30	円 32.00	円 35.36	株 7,790	株 870
15	40.00	44.00	36.50	39.39	15,750	4,040
昭和 1	45.00	48.00	41.30	45.89		
2	45.00	47.00	42.60	45.20	3,660	1,170

備考

大正十三年十一月一日賣買開始(七萬七千株)

昭和二年十月六日舊株へ併合

20. ○大同電力會社株式
株數2,259,260株　額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年 13	円 50.00	円 43.80	円 39.30	円 41.38	株 8,650	株 2,100
14	50.00	53.90	41.10	46.70	23,670	10,130
15 昭和 1	50.00	60.40	53.40	57.42	35,090	17,800
2	50.00	66.10	55.00	59.71	7,380	4,320

備考

大正十三年二月一日賣買開始(二十五萬九千二百六十株)

同　十三年十月一日新株(二百萬株)併合

⊟大同電力會社第一新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年 13	円 45.00	円 38.30	円 36.00	円 37.34	株 1,170	株 10

備考

大正十三年二月一日賣買開始(三十七萬二千株)

同　十三年四月一日新株へ併合

⊟大同電力會社第二新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年 13	円 45.00	円 37.60	円 34.70	円 35.78	株 2,880	株 880

備考

大正十三年二月一日賣買開始(百六十二萬八千株)

同　十三年四月一日新株へ併合

□大同電力會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年 13	円 45.00	円 43.10	円 35.00	円 37.76	株 5,390	株 2,040
	50.00	42.70	41.80	42.15		

備考

大正十三年四月一日賣買開始(二百萬株)

同　十三年十月一日舊株へ併合

○大同電力會社新株式
株數1,200,740株　額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
昭和 年 2	円 12.50	円 17.40	円 17.00	円 17.09	株 140	株 —

備考

昭昭二年十一月二十五日賣買開始（百二十萬七百四十株)

21. △(横濱共同電燈)横濱電氣會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年 26	円 29.00	円 36.60	円 29.60	円 32.51	株 363	株 139
27	32.00	31.80	28.40	29.64	36	20
28	35.00	70.00	40.00	50.93	75	25
29	42.00	—	—	—	—	15
39	50.00	150.00	115.00	131.00	2,000	1,110
40	50.00	中 180.00	155.00	163.40	190	150
42	50.00	90.00	90.00	90.00	250	100
43	50.00	113.90	102.50	108.49	550	—
44	50.00	119.45	69.50	91.28	32,050	3,850
45 大正 1	50.00	78.95	71.80	73.86	2,300	1,100
4	50.00	69.30	67.50	68.28	180	20

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
12	45.00	40.90	27.40	34.14	73,780	20,230
13	45.00	28.50	23.70	25.73	2,380	1,640
14	45.00	29.50	24.90	26.64	3,940	2,830
15 / 昭和 1	45.00	33.00	28.00	30.78	32,970	15,450
2	45.00	31.90	26.00	29.74	5,630	4,400

備　考

大正十年十月一日賣買開始(三十六萬株)

17. ○矢作水力電氣會社株式

株數 115,000株
額面 50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
10	30.00	49.50	47.00	48.30	1,000	—
11	30.00 40.00	48.00 56.50	48.00 51.00	48.00 54.00	650	480
12	50.00	66.00	62.00	62.75	270	130
13	50.00	60.20	56.60	58.72	1,160	110
14	50.00	77.00	65.70	72.39	580	140
15 / 昭和 1	50.00	95.50	77.20	83.68	15,110	3,860
2	50.00	83.90	77.80	80.63	3,360	3,490

備　考

大正十年十一月一日賣買開始(十一萬五千株)

○矢作水力電氣會社新株式

株數 143,000株
額面 50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
13	12.[illegible]	17.10	15.60	15.94	1,540	620
14	12.50	當 18.30	18.30	18.30	10	—
15 / 昭和 1	12.50 25.00	42.30 51.50	29.50 50.00	35.60 50.87	2,840	1,210
2	25.00	48.50	41.00	44.65	850	570

備　考

大正十三年六月九日賣買開始(十二萬五千株)

昭和二年十二月六日南信電力會社合併分一萬八千株を加ふ

18. ○東邦電力會社株式

株數1,381,745株
額面 50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
12	50.00	64.00	60.10	62.20	13,310	3,500
13	50.00	61.00	57.80	59.11	190	70
14	50.00	71.50	67.20	69.40	15,250	5,120
15 / 昭和 1	50.00	78.00	66.00	70.41	8,610	6,290
2	50.00	72.50	62.50	68.77	1,110	1,120

備　考

大正十一年四月十七日賣買開始(六十七萬六千八十株)

同　十一年六月一日天龍川水力電氣會社合併に付六萬株を加ふ

同　十二年一月四日山城水電、北勢電氣、九州電燈、八幡水力、名古屋瓦斯の五社合併に付五十一萬七千四百九十九株を加ふ

同　十二年三月一日知多、愛岐兩電氣會社合併に付三萬八千一百六十六株を加ふ

同　十五年十一月十六日岐阜電力會社合併に付九萬株を加ふ

⊟東邦電力會社第二新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
11	12.50	當 17.00	17.00	17.00	10	—
12	25.00	當 34.00	32.20	32.48	720	190

備　考

大正十一年十二月十九日賣買開始(十二萬三千二百株)

同　十二年三月一日新株へ併合

○東邦電力會社新株式

株數1,504,679株
額面 50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
12	25.00	33.70	31.00	31.97	9,580	1,970
13	25.00	當 30.00	30.00	30.00	30	—
14	25.00	34.50	34.50	34.50	10,000	—
15 / 昭和 1	25.00 37.50	42.50 49.40	36.30 48.50	38.29 48.85	14,380	9,380
2	37.50	54.00	48.60	51.61	1,450	2,330

備　考

大正十一年七月五日賣買開始(七十三萬三千四十六株)

同　十二年一月四日、時水力、九州電燈、尼州電氣の三社合併に付六十四萬八千四百三十三株を加ふ

同　十二年三月一日第二新株（十二萬三千二百株）併合

13. ○信濃電氣會社株式

株數 160,000株
額面 50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
14	50.00	86.00	78.60	82.46	3,320	420
15 昭和 1	50.00	96.00	90.10	93.57	270	70

備考
大正十一年二月一日賣買開始(八萬株)
昭和二年二月九日新株(八萬株)併合

□信濃電氣會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
14	37.50	65.80	65.10	65.46	1,330	290
15 昭和 1	37.50	81.50	73.10	77.83	190	—

備考
大正十四年四月六日賣買開始(八萬株)
昭和二年二月九日舊株へ併合

14. ○北海道電燈會社株式

株數 512,400株
額面 50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
11	25.00	30.60	24.50	28.14	6,520	3,860
12	25.00	31.50	28.20	29.50	13,820	6,970
13	25.00	31.50	27.90	29.60	7,120	2,380
14	25.00 35.00	39.80 60.00	30.00 49.50	34.10 54.68	35,200	11,960
15 昭和 1	35.00 50.00	74.10 93.50	60.00 73.40	64.99 81.59	162,910	51,940
2	50.00	78.40	68.00	72.15	25,200	18,020

備考
大正十年二月一日賣買開始(四十一萬一千七百株)
同　十年六月一日一勝水力及北日本電氣兩社合併に付二萬一千株を加ふ
同　十三年六月一日北海道電力會社合併に付五千株を加ふ
同　十五年六月七日夕張送電會社合併に付四萬株を加ふ
同　十五年十二月六日秋田水力電氣會社合併に付三萬四千七百株を加ふ

○北海道電燈會社新株式

株數 547,600株
額面 50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
昭和 年	円	円	円	円	株	株
2	12.50	27.50	19.60	22.15	15,140	6,890

備考
昭和二年二月九日賣買開始(五十四萬七千六百株)

15. ○東部電力會社株式

株數 249,000株
額面 50圓

舊稱「郡山電氣會社株式」

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
9	50.00	52.00	40.00	47.54	2,190	730
10	50.00	69.90	48.90	59.03	128,060	27,830
11	50.00	62.70	28.60	46.20	159,220	19,060
12	50.00	46.10	37.10	42.66	68,510	10,730
13	50.00	47.50	38.00	40.97	7,860	1,570
14	50.00	當48.10	46.70	47.43	1,560	1,740
15 昭和 1	50.00	54.30	50.00	51.57	2,470	1,270
2	50.00	65.00	49.50	52.64	310	390

備考
大正九年十月一日賣買開始(十萬株)
同　十四年一月十三日東部電力と商號變更
同　十五年三月十六日茨城、川前兩電氣會社合併に付十四萬九千株を加ふ

○東部電力會社新株式

株數 333,000株
額面 50圓

舊稱「郡山電氣會社新株式」

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
10	12.50	25.20	18.60	20.55	127,850	30,060
11	25.00	33.50	14.90	22.08	314,500	74,140
12	25.00	23.10	16.90	20.11	110,860	31,000
13	25.00	23.50	15.80	17.99	84,030	12,570
14	25.00	當23.10	22.10	22.53	5,290	6,150
15 昭和 1	30.00	32.50	29.50	31.32	18,530	9,860
2	30.00	—	—	—	—	500

備考
大正十年七月一日賣買開始(二十萬株)
同　十一年十一月一日双葉電力會社合併のため二萬四千株を加ふ
同　十四年一月十三日東部電力と商號變更
同　十五年三月十六日茨城、川前兩電氣會社合併のため十萬九千株を加ふ

16. ○臺灣電力會社株式

株數 360,000株
額面 50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
10	32.50	31.90	30.80	30.70	7,590	3,670
11	32.50 45.00	31.50 43.00	29.70 29.70	30.48 34.01	30,600	13,090

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
15 昭和 1	50.00	27.50	22.20	24.35	2,840	700
2	50.00	當 21.00	21.00	21.00	20	20

備　考

大正八年八月十五日賣買開始(五萬株)

同　十一年十一月一日新株(十二萬株)併合及養老鐵道會社(三萬株)合併

同　十三年一月減資して十萬株となる

□ 揖斐川電氣會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
8	12.50	41.20	26.90	34.82	141,060	25,490
9	12.50 25.00	34.90 48.60	30.10 14.50	32.11 25.22	132,220	30,570
10	25.00 37.50	31.90 39.90	22.00 32.80	26.94 36.39	67,240	18,110
11	37.50 40.00	36.00 37.50	36.00 34.30	36.00 35.80	4,480	2,630

備　考

大正八年八月十五日賣買開始(十五萬株)

同　十年十一月一日株式合併減資して十二萬株となる

同　十一年十一月一日舊株へ併合

○ 揖斐川電氣會社優先株式　株數 70,000株　額面 50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
14	50.00	44.50	44.50	44.50	20	—
15 昭和 1	50.00	56.20	50.00	52.94	940	690
2	50.00	54.00	49.90	53.30	310	410

備　考

大正十四年二月五日賣買開始(七萬株)

○ 揖斐川電氣會社優先新株式　株數 200,000株　額面 50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
14	12.50	14.90	10.70	13.15	6,210	2,260
15 昭和 1	12.50 22.50	14.50 28.00	14.50 21.00	14.50 24.41	20,650	18,730
2	22.50	26.80	22.00	23.72	3,810	3,570

備　考

大正十四年一月十日賣買開始(二十萬株)

12. ○ 東信電氣會社株式　株數 220,000株　額面 50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
9	50.00	84.00	47.00	63.08	11,020	7,210
10	50.00	67.50	55.10	60.51	6,620	2,500
11	50.00	當 60.00	50.10	55.29	390	220
12	50.00	當 56.50	56.50	56.50	10	—
14	50.00	72.50	60.00	63.45	13,210	4,560
15 昭和 1	50.00	70.00	63.40	65.44	31,980	19,170
2	50.00	69.90	60.50	64.18	3,790	5,390

備　考

大正九年二月二日賣買開始(六萬七千八百株)

同　十五年二月六日新株(十三萬二千二百株)併合

同　十五年二月六日明治水電會社合併のため二萬株を加ふ

□ 東信電氣會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
9	20.00	50.00	17.70	26.42	64,870	46,910
10	20.00	28.40	23.00	25.66	20,690	9,290
11	20.00	29.50	18.50	22.41	2,140	1,500
12	20.00	22.00	22.00	22.00	50	30
13	30.00	30.00	30.00	30.00	10	10
14	30.00 50.00	48.50 68.60	35.50 63.50	40.84 67.16	22,230	8,420
15 昭和 1	50.00	69.00	65.80	66.98	7,660	8,030

備　考

大正九年二月二日賣買開始(十三萬二千二百株)

同　十五年二月六日舊株へ併合

○ 東信電氣會社新株式　株數 415,000株　額面 50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
15 昭和 1	12.50	20.60	19.10	19.84	4,310	2,350
2	12.50 22.50	21.60 28.90	17.00 27.80	19.85 28.28	990	860

備　考

大正十五年四月六日賣買開始(二十八萬株)

昭和二年六月六日千曲川電力會社合併分十三萬五千株を加ふ

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
10	12.50 25.00	33.10 46.50	25.00 42.00	30.03 44.80	3,090	1,650

備　考

大正八年十一月賣買開始(八萬株)

同　十一年五月舊株へ併合

○九州水力電氣會社新株式　株數 922,000株　額面 50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
13	12.50	19.00	18.00	18.50	20	—
14	12.50	24.00	24.00	24.00	10	—
15 昭和 1	12.50	26.70	26.70	26.70	40	—

備　考

大正十三年二月一日賣買開始(八十三萬二千株)

昭和二年十月六日日向水電會社合併分八萬株を加ふ

7. ○東京電力會社株式　株數 1,365,000株　額面 50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
15 昭和 1	50.00	55.50	51.30	53.41	8,460	4,370
2	50.00	55.50	43.90	49.51	70,610	49,930

備　考

大正十五年一月四日賣買開始(五十四萬五千株)

昭和元年十二月二十八日舊早川電力會社新株合併のため三十萬株を加ふ

同　二年五月十六日田代川水力、靜岡電力兩社合併のため四十二萬株を加ふ

8. ○吾妻川電力會社株式　株數 172,500株　額面 50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
昭和 年	円	円	円	円	株	株
2	50.00	48.40	44.00	45.50	2,320	980

備　考

昭和二年七月十六日賣買開始(十六萬株)

同　二年十一月十六日第二吾妻川電力會社(一萬二千五百株)合併

9. ○白山水力電氣會社株式　株數 200,000株　額面 50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
14	40.00 50.00	54.80 67.10	35.50 65.40	44.72 66.34	17,210	4,340
15 昭和 1	50.00	73.00	57.30	63.24	15,020	9,250
2	50.00	62.30	55.00	58.38	4,280	1,170

備　考

大正十四年二月二日賣買開始(二十萬株)

○白山水力會社新株式　株數 200,000株　額面 50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
昭和 年	円	円	円	円	株	株
2	12.50	17.40	15.60	16.69	1,070	40

備　考

昭和二年八月十二日賣買開始(二十萬株)

10. ○中央電氣會社株式　株數 180,000株　額面 50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
昭和 年	円	円	円	円	株	株
2	50.00	66.00	63.00	64.10	760	—

備　考

昭和二年十一月二十一日賣買開始(十八萬株)

○中央電氣會社新株式　株數 260,000株　額面 50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
昭和 年	円	円	円	円	株	株
2	12.50	19.40	18.30	18.69	830	240

備　考

昭和二年十一月二十一日賣買開始(二十六萬株)

11. ○揖斐川電氣會社株式　株數 100,000株　額面 50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
8	50.00	86.00	67.00	78.01	28,140	7,130
9	50.00	75.90	36.00	53.02	15,440	6,500
10	50.00	58.80	43.00	51.34	16,640	5,340
11	50.00	47.30	38.50	41.91	1,390	600
12	50.00	當 39.10	33.00	36.58	4,180	2,870
14	50.00	44.10	18.40	27.96	140	—

第五表　銘柄別相場高低表(長期取引―株式)（續）

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
3	50.00	60.50	43.50	51.79	4,900	2,160
4	50.00	51.00	38.20	44.92	6,120	1,400
5	50.00	71.50	52.00	59.44	15,350	6,020
6	50.00	60.00	55.50	58.08	2,070	2,010
7	50.00	61.50	57.80	58.50	1,740	1,180
8	50.00	65.00	56.10	60.63	10,480	4,550
9	50.00	70.00	38.50	48.81	4,870	2,740
10	50.00	59.90	46.50	53.41	9,570	3,880
11	50.00	60.50	60.50	60.50	70	20
12	50.00	59.90	51.50	56.43	220	—
13	50.00	中 51.10	51.10	51.10	20	20
14	50.00	61.80	54.00	57.28	1,120	430
15 昭和 1	50.00	69.90	64.90	67.61	3,090	1,610
2	50.00	67.60	66.10	66.85	40	—

備　考

明治四十三年三月二十三日賣買開始(六萬株)
大正五年十一月一日新株(六萬株)併合
同　十一年五月一日新株(六萬株)併合

□ 京城(日韓瓦斯)電氣會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
45 大正 1	12.50	23.00	23.00	23.00	40	—
2	27.50	38.00	37.00	37.50	310	230
3	27.50	34.00	22.50	27.27	60	—
4	35.00	35.00	24.75	29.06	4,860	2,000
5	35.00 42.50 50.00	38.50 55.30 69.00	36.00 44.60 59.50	37.32 47.65 61.63	10,450	5,270

備　考

大正元年十月一日賣買開始(六萬株)
同　四年九月十一日京城電氣と改稱
同　五年十一月一日舊株へ併合

□ 京城電氣會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
7	12.50	19.00	16.50	17.62	70	50
8	12.50	29.90	19.00	23.14	7,680	1,840

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
9	25.00	34.50	18.00	26.97	1,400	840
10	25.00 35.00	41.00 46.00	33.50 35.80	35.44 41.51	2,780	1,250

備　考

大正六年七月二日賣買開始(六萬株)
同　十一年五月一日舊株へ併合

○ 京城電氣會社新株式　株數 120,000株　額面 50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
14	12.50	17.30	13.90	15.23	1,540	1,120
15 昭和 1	12.50	24.50	20.00	22.32	2,530	1,380

備　考

大正十三年一月十五日賣買開始(十二萬株)

6. ○ 九州水力電氣會社株式　株數 808,000株　額面 50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
4	25.00	39.00	24.90	29.37	30,250	6,920
5	25.00	70.00	35.20	41.80	125,800	21,940
6	25.00 32.50	51.30 69.00	44.10 48.50	48.77 57.83	40,400	17,330
7	32.50 45.00 50.00	64.90 75.20 92.00	55.50 65.00 80.00	60.02 67.98 87.96	28,850	8,470
8	50.00	95.10	79.00	88.04	40,350	14,680
9	50.00	100.00	60.00	72.59	10,420	12,770
10	50.00	80.80	70.00	76.48	570	280
11	50.00	76.50	68.90	71.57	820	60
12	50.00	75.00	73.50	74.25	1,790	1,210
14	50.00	70.00	69.00	69.50	30	—
15 昭和 1	50.00	78.00	73.80	75.90	30	10

備　考

大正四年六月三日賣買開始(二十三萬株)
同　年十二月二十五日豐後電氣鐵道及大分水力電氣の兩社を合併
同　十一年五月新株(八萬株)併合
同　年十月二日筑後水力會社合併のため二萬株を加ふ
昭和二年十月六日日向水電會社合併分四萬株を加ふ

□ 九州水力電氣會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
9	12.50	40.00	17.00	23.97	6,620	3,200

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
5	50.00	75.00	51.50	62.05	7,860	850
6	50.00	69.00	57.00	61.62	3,380	1,650
7	50.00	65.90	62.00	64.29	540	220
8	50.00	74.90	66.90	69.43	2,090	1,030
9	50.00	52.00	52.00	52.00	90	60
13	50.00	54.20	54.20	54.20	30	—
15 昭和 1	50.00	81.00	80.20	80.45	460	280
2	50.00	66.50	62.00	64.09	260	110

備　考

明治四十年五月一日賣買開始(二萬株)
同　四十一年十二月函館水電と改稱
同　四十四年八月二十八日函館馬車鐵道會社を合併
同　四十五年五月合併新株(千五百株)併合
大正七年四月一日新株(二萬株)併合
同　十年七月一日新株(二萬一千五百株)併合
同　十二年一月四日八雲電氣會社合併のため一千三百三十三株を加ふ
同　十五年九月一日新株(六萬七千株)併合

□函館水電會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
45 大正 1	12.50	18.20	17.00	17.45	360	80
4	17.50	25.00	20.00	23.29	80	—

備　考

明治四十五年二月十二日賣買開始(二萬株)
大正七年四月一日舊株へ併合

4. ○鬼怒川水力電氣會社株式

株數 270,000株
額面 50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
44	12.50	21.00	13.90	17.50	338,830	27,190
45 大正 1	37.50	39.80	27.55	34.41	513,660	38,390
2	37.50	40.65	28.80	32.89	467,280	31,900
3	42.50	22.70	17.40	20.28	309,880	34,840
4	42.50	35.00	22.05	27.25	295,020	31,260
5	50.00	42.30	25.10	30.53	183,020	35,820
6	50.00	40.40	28.90	33.48	125,920	29,880
7	50.00	55.80	37.10	44.33	142,260	24,760
大正 8	50.00	75.00	48.80	60.96	179,130	38,230
9	50.00	78.40	40.90	92.10	195,330	44,410
10	50.00	65.10	48.80	59.53	323,460	47,490
11	50.00	64.70	49.90	56.33	142,190	26,260
12	50.00	62.60	44.00	55.69	77,650	18,940
13	50.00	51.30	42.50	47.26	15,550	4,900
14	50.00	63.20	50.50	55.04	24,720	7,310
15 昭和 1	50.00	74.10	62.10	69.09	59,750	20,010
2	50.00	75.70	67.00	70.85	13,240	5,700

備　考

明治四十四年三月二十一日賣買開始(二十七萬株)

○鬼怒川水力電氣會社新株式

株數 630,000株
額面 50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
8	12.50	31.00	29.30	30.49	4,540	750
9	12.50	39.10	11.30	18.37	142,840	28,760
10	12.50	21.50	15.30	18.11	376,850	58,870
11	12.50	20.30	12.60	16.17	204,490	45,990
12	12.50	18.20	9.70	15.12	115,390	31,740
13	12.50	13.00	9.80	11.43	30,290	12,620
14	12.50	17.50	12.50	14.25	47,430	16,990
15 昭和 1	12.50	24.80	17.00	20.94	161,580	51,340
2	12.50	22.90	17.40	18.81	34,550	15,910

備　考

大正八年十二月一日賣買開始(二十七萬株)
同　十年八月一日鬼怒川電氣興業會社合併に付三十六萬株を加ふ

5. ○京城(日韓瓦斯)電氣會社株式

株數 180,000株
額面 50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
43	40.00	70.00	42.00	57.45	207,100	18,130
44	50.00	74.70	新落 61.00	67.51	196,440	17,290
45 大正 1	50.00	70.00	60.20	65.89	80,400	9,310
2	50.00	65.65	57.55	62.44	25,110	4,920

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
13	25.00 37.50	27.80 39.60	27.80 38.50	27.80 39.05	530	380
14	37.50	42.50	42.50	42.50	70	—

備　考

大正十二年四月一日賣買開始(二十九萬株)(猪苗代水電會社乙種株合併分)

同　十四年十一月舊株へ併合

□ 東京電燈會社第一新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
15 昭和 1	30.00	45.00	40.00	42.65	370	150

備　考

大正十四年十二月賣買開始(二十三萬七千六百株)

同　十五年四月舊株へ併合

□ 東京電燈會社第二新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
15 昭和 1	12.50 50.00	26.00 60.70	21.30 58.60	23.22 59.41	14,270	8,720

備　考

大正十四年十月賣買開始(二十九萬二千四百二十株)(京濱電力、富士水電兩社合併分)

同　十五年四月舊株へ併合

2. ○ 宇治川電氣會社株式　株數 977,333株　額面 50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
40	12.50	25.30	9.00	13.47	11,870	2,970
41	12.50	11.50	10.85	11.00	80	—
42	12.50	18.70	14.80	16.51	1,520	460
43	25.00	35.00	27.05	32.92	80,410	21,330
44	37.50	47.70	35.95	39.68	39,530	8,170
45 大正 1	50.00	60.60	41.00	55.32	35,840	6,660
2	50.00	51.75	44.20	48.28	2,750	1,840
3	50.00	56.50	56.40	56.45	60	10
4	50.00	77.00	54.00	65.65	1,310	670
5	50.00	62.00	62.00	62.00	220	120
8	50.00	90.00	82.10	84.87	30	—
大正 9	50.00	88.00	88.00	88.00	10	—
13	50.00	57.20	54.40	55.75	250	—
14	50.00	60.50	59.00	59.69	110	—

備　考

明治四十年二月二日賣買開始(二十五萬株)

大正四年十二月二十七日資本金千二百五十萬圓を二千五百萬圓に增加

同　十年十二月一日近江電氣(十二萬八千株)、大和電氣(二萬五千株)兩會社合併

同　十一年二月一日新株(二十五萬株)併合

同　十一年八月一日第二新株(十萬株)併合

同　十一年八月一日熊野電氣會社合併に付二萬一千株を加ふ

同　十一年十二月一日大正水力會社合併に付五萬三千三百三十三株を加ふ

昭和二年四月六日兵庫電氣軌道會社合併分十萬株を加ふ

同　二年六月二十七日神戸姫路鐵道會社合併分五萬株を加ふ

○ 宇治川電氣會社新株式　株數 872,667株　額面 50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
13	12.50	14.50	14.30	14.70	240	—
14	12.50	當 15.50	15.30	15.40	40	—
15 昭和 1	12.50	20.00	18.30	19.15	40	10

備　考

大正十二年三月三日賣買開始(八十七萬二千六百六十七株)

3. ○ (廣島)函館水電會社株式　株數 131,333株　額面 50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
40	12.50	25.00	25.00	25.00	40	—
42	50.00	35.00	35.00	35.00	20	—
43	50.00	69.80	54.00	61.33	9,340	2,490
44	50.00	61.00	54.00	58.03	430	130
45 大正 1	50.00	63.00	59.05	60.83	930	630
2	50.00	55.00	55.00	55.00	20	—
4	50.00	59.00	57.45	57.65	350	—

第五表　銘柄別相場高低表(長期取引―株式)（續）

□ 東京電燈會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
40	12.50	40.10	26.00	32.28	57,270	17,340
41	30.00	53.75	37.50	43.51	144,300	21,160
42	40.00	81.05	77.25	79.63	312,460	38,250
43	40.00	120.05	80.80	104.15	145,440	17,410

備　考
明治四十年三月五日賣買開始(二十一萬七千株)
同　四十三年六月舊株へ併合

□ 東京電燈會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
44	12.50	27.50	19.70	22.36	141,700	19,350
45 大正 1	25.00	36.95	32.40	35.09	226,940	35,560
2	30.00	39.50	34.70	37.08	131,110	23,570
3	35.00	36.60	32.65	34.90	100,950	17,720
4	40.00	50.00	39.80	43.55	189,170	34,350
5	40.00 45.00	57.20 70.00	48.70 54.60	51.82 63.64	232,440	58,390
6	45.00	65.00	54.80	61.24	72,130	30,880

備　考
明治四十四年五月二十五日賣買開始(五十二萬株)
大正六年四月舊株へ併合

□ 東京電燈會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
8	12.50	34.90	29.10	30.52	25,900	8,880
9	12.50	32.40	16.90	21.72	251,910	78,980
10	12.50 45.00	28.80 73.90	23.10 60.80	25.95 67.68	186,860	49,060
11	45.00	73.90	66.30	70.63	3,040	1,520

備　考
大正八年六月賣買開始(二十萬株)
同　十一年十月舊株へ併合

□ 東京電燈會社第二新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
9	12.50	17.50	16.10	16.74	440	310
10	25.00 32.50	55.00 50.90	44.50 48.50	49.07 49.97	23,070	10,730
11	32.50 40.00	54.50 58.90	45.00 53.50	50.74 55.48	5,080	2,990
12	40.00	62.00	40.50	55.04	6,280	2,540
13	40.00	44.50	43.20	43.88	1,240	720

備　考
大正九年十二月賣買開始(三十八萬八千株)(利根發電會社合併分其他)
同　十三年六月舊株へ併合

□ 東京電燈會社第三新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
10	12.50 20.00	31.30 37.80	28.10 30.90	29.35 33.93	266,510	78,500
11	20.00 27.50	38.50 42.50	29.00 37.20	35.15 39.73	255,520	59,530
12	27.50	44.20	27.50	38.96	89,620	34,450
13	27.50 40.00	31.00 46.90	29.10 39.60	30.22 43.26	57,240	33,770
14	40.00	61.00	45.30	52.90	64,100	25,360

備　考
大正十年一月賣買開始(六十八萬株)(日本電燈、横濱電氣兩社合併分)
同　十四年十一月舊株へ併合

□ 東京電燈會社第四新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
11	12.50 20.00	25.00 32.80	21.20 29.00	22.83 30.17	26,650	21,740
12	20.00	34.20	20.20	29.26	3,780	1,670
13	20.00 32.50	24.70 37.00	21.30 33.90	22.21 35.36	3,120	2,860
14	32.50	52.80	38.80	48.59	4,610	2,200

備　考
大正十一年四月賣買開始(五十一萬株)(桂川水電會社合併分)
同　十四年十一月舊株へ併合

□ 東京電燈會社第五新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
12	25.00	38.00	27.00	34.21	200	10

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
34	50.00	49.50	38.50	44.25	5,790	2,010
35	50.00	60.40	48.00	53.20	29,850	5,940
36	50.00	104.50	69.00	84.00	52,220	5,500
37	50.00	76.90	57.90	68.89	78,830	11,790
38	50.00	92.05	68.20	76.11	58,850	8,540
39	50.00	129.80	86.00	100.33	279,500	30,770
40	50.00	120.50	63.50	80.80	214,300	24,740
41	50.00	81.65	60.00	68.34	83,220	10,160
42	50.00	99.20	77.30	90.07	173,100	20,970
43	50.00	123.00	77.00	98.84	377,050	39,220
44	50.00	86.45	65.05	73.08	400,000	51,630
45 大正 1	50.00	75.00	62.55	69.63	212,410	25,310
2	50.00	69.95	56.60	63.06	180,730	24,820
3	50.00	63.05	48.60	56.16	194,340	21,150
4	50.00	62.80	49.50	53.89	234,010	30,610
5	50.00	77.70	60.40	66.47	289,300	66,930
6	50.00	71.50	61.00	67.43	140,230	41,630
7	50.00	96.70	67.20	80.11	309,220	83,030
8	50.00	86.00	72.00	77.79	175,280	74,800
9	50.00	83.50	61.00	68.28	159,220	64,700
10	50.00	84.80	70.10	77.59	266,660	88,270
11	50.00	81.40	69.50	72.95	218,240	72,540
12	50.00	76.50	53.00	70.13	143,280	36,880
13	50.00	59.40	51.00	56.01	105,440	42,820
14	50.00	73.40	58.70	65.82	260,290	86,400
15 昭和 1	50.00	67.10	51.40	59.56	1,087,710	403,260
2	50.00	59.90	46.10	51.70	948,710	368,130

備　考

明治二十二年一月二十一日賣買開始(二萬株)

同　二十二年九月百圓券なりしを五十圓券に改む從て總株數四萬株となる

同　三十八年九月二十二日増加株(二千株)併合

同　四十年五月十五日東京電力會社を合併

同　四十年十二月第二新株(十二萬株)併合

大正六年四月新株(五十二萬株)併合

同　十一年一月四日第二東信電氣會社合併増加株の一部(一萬株)併合

大正十一年四月一日高崎水力、熊川電氣の兩會社（六萬五千株）合併

同　十一年十月二日第一新株(二十萬株)併合

同　十二年三月一日日本水力會社(四萬五千株)合併

同　十二年六月一日猪苗代水力會社(四十二萬株)合併

同　十三年六月一日第二新株(三十八萬八千株)併合

同　十四年十月六日第三新株(六十八萬株)併合

同　十五年四月六日第一新株(二十三萬七千六百株)第二新株(二十九萬二千四百二十株)併合

同　十五年十月六日帝國電燈會社（九十八萬六千五百九十二株）合併

□ 東京電燈會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
29	30.00	44.00	42.80	43.40	11,590	4,890
30	40.00	51.50	48.30	49.95	2,120	1,100

備　考

明治二十九年三月五日賣買開始(二萬株)

同　三十一年六月舊株へ併合

□ 東京電燈會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
32	12.50	17.50	13.90	15.97	2,500	610
33	12.50	16.00	11.00	14.38	1,810	1,440
34	20.00	20.00	14.00	17.05	750	300
35	25.00	30.20	23.50	26.77	10,790	2,960
36	50.00	100.80	47.30	74.54	6,520	2,170

備　考

明治三十二年十月二十一日賣買開始(三萬株)

同　三十七年六月舊株へ併合

□ 東京電燈會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
37	12.50	69.20	22.55	38.83	2,400	540
38	20.00	50.50	26.50	37.48	23,970	6,260
39	50.00	127.50	50.80	72.23	118,280	15,920

備　考

明治三十七年十一月一日賣買開始(七萬株)

同　三十九年十二月舊株へ併合

第五表　銘柄別相場高低表(長期取引—株式)（續）

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
43	12.50	25.50	19.00	22.92	610	400
45 大正 1	12.50	52.20	26.00	43.18	41,790	7,710
2	25.00	59.70	53.40	57.46	1,380	580
3	25.00	57.00	39.00	46.95	180	30
4	25.00	41.70	38.00	40.44	370	170
5	25.00 50.00	51.90 102.00	40.00 102.00	45.81 102.00	410	30
6	50.00	當 93.50	93.50	93.50	10	20

備　考

明治三十八年七月一日賣買開始(一萬二千五百株)

大正六年四月二日舊株へ併合

ロ 內國通運會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
8	12.50 25.00	75.00 93.00	29.00 67.00	46.80 80.12	125,680	26,510
9	25.00	127.50	29.60	58.60	207,210	35,870
10	25.00 37.50	59.90 59.20	39.00 49.50	50.20 54.13	358,120	45,570
11	37.50 50.00	58.90 66.10	51.00 57.10	61.64 59.69	99,680	20,460

備　考

大正七年二月十四日賣買開始(七萬五千株)

同　十一年八月一日舊株へ併合

3. 日本運輸會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
23	17.50	12.59	4.89	8.74	1,116	442
24	25.00	8.60	6.80	7.70	2,044	628
25	25.00	23.80	15.70	19.61	9,186	1,114
26	25.00	40.20	8.00	19.34	42,790	3,476
27	25.00	10.00	5.50	7.24	23	1
28	25.00	8.30	6.00	6.87	1,110	25
29	25.00	6.50	6.50	6.50	225	510

備　考

明治二十三年一月四日賣買開始（追募株式八千四百株に限る）

同　二十四年八月十日五十圓券を二十五圓券に分割し舊株四千株を併合し舊新の區別を廢す

同　二十九年六月資本金五十二萬圓（二萬八百株）を十二萬五千圓(二千五百株)に減少

明治四十二年十二月二十七日賣買廢止

同　四十四年三月九日資本金十二萬五千圓を五萬圓(千株)に減少

大正四年十月十四日資本金五萬圓を三萬圓(六百株)に減少

4. 利根運河會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
21	30.00	48.00	40.50	42.79	10,710	75
22	45.00	131.50	56.00	86.64	65,422	8,777
23	45.00	中 116.50	115.70	116.30	713	549
25	70.00	45.00	38.00	40.46	367	35
26	70.00	56.00	38.70	42.37	2,059	977
27	70.00	34.00	32.30	32.87	63	1
28	70.00	30.00	22.00	26.33	115	10
29	50.00	中 29.00	29.00	29.00	5	30
44	50.00	40.50	39.00	39.86	110	10

備　考

明治二十一年十二月五日賣買開始(八千株)

同　二十五年四月一日資本金四十萬圓（五十圓券八千株）を五十六萬圓（一株七十圓券八千株）に增加

同　二十九年一月十一日資本金五十六萬圓を四十萬圓(八千株)に減少し七十圓券を五十圓券に改む

(B)　電氣・瓦斯業

1. ○ 東京電燈會社株式

株數6,914,480株
額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
22	75.00	154.00	124.00	136.87	2,210	542
25	45.00	46.00	29.00	33.96	3,615	37
26	45.00	85.70	47.50	62.77	108,693	8,209
27	45.00	65.00	43.00	57.35	6,559	1,450
28	45.00	96.00	54.90	64.95	17,915	1,530
29	45.00	107.00	91.50	95.52	36,105	14,645
30	45.00	中 64.00	64.00	64.00	20	—
31	50.00	60.00	55.00	57.00	40	—
32	50.00	71.00	51.90	58.18	60,230	12,680
33	50.00	56.30	45.00	49.34	8,640	3,340

2. × 內國通運會社株式　株數100,000株　額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
21	100.00	185.00	130.00	157.83	96	19
22	—	—	—	—	—	12
23	50.00	52.00	45.50	49.03	95	35
24	50.00	34.60	24.00	29.08	37	—
25	50.00	39.10	23.00	27.58	8,376	200
26	40.00	39.00	29.50	34.43	72,513	7,075
27	40.00	34.20	22.00	28.22	2,834	1,217
28	40.00	38.10	26.90	31.40	9,090	1,555
29	40.00	34.50	26.50	31.09	2,080	1,390
30	40.00	28.50	26.00	27.46	240	70
38	50.00	70.50	67.00	68.60	170	110
39	50.00	79.50	70.05	75.20	560	390
42	50.00	66.00	66.00	66.00	80	—
45 大正 1	50.00	99.90	83.35	91.96	2,240	770
2	50.00	88.55	84.00	87.16	960	490
3	50.00	86.50	61.50	74.45	180	230
4	50.00	82.10	67.00	73.23	530	40
5	50.00	150.00	76.00	93.72	660	690
6	50.00	當 96.00	96.00	96.00	10	10
7	50.00	75.50	75.50	75.50	60	—
8	50.00	125.10	83.60	108.17	39,450	10,800
9	50.00	249.90	54.80	93.66	72,340	15,210
10	50.00	93.60	62.10	77.90	36,860	7,510
11	50.00	71.90	57.60	63.65	37,300	7,780
12	50.00	77.00	60.70	67.61	136,890	18,770
13	50.00	74.90	48.40	59.73	21,820	7,010
14	50.00	58.50	50.40	53.45	2,450	1,210
15 昭和 1	50.00	65.20	45.90	56.82	16,240	5,190
2	50.00	56.60	50.80	54.24	1,240	830

備　考

明治二十一年十月六日賣買開始(百圓券二千株)

同　二十二年七月一日從來の百圓券を五十圓券に改む從て總株數四千株となる

同　二十六年六月二十日資本金二百二十萬圓（四萬四千株）を百十二萬圓(二萬八千株)に減少し同年十月一日より四十圓券として賣買す

同　二十七年六月十二日資本金百十二萬圓（二萬八千株）を百萬圓(二萬五千株)に減少

同　三十年六月十五日資本金百萬圓(二萬五千株)を七十五萬圓(一萬二千五百株)に減少

同　三十年九月三十日四十圓券を六十圓券に改む

同　三十八年二月十九日資本金七十五萬圓（一萬二千五百株）を六十二萬五千圓（一萬二千五百株）に減少

同　三十八年三月十五日六十圓券を五十圓券に改む

大正六年四月二日新株(一萬二千五百株)併合

同　十一年八月一日新株(七萬五千株)併合

昭和二年六月六日賣買中止

ロ 內國通運會社第二回募集株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
21	40.00	81.80	60.10	71.55	19,133	568
22	50.00	108.00	61.00	75.51	11,910	1,861

備　考

明治二十一年十月六日賣買開始(八千株)

同　二十二年七月舊株へ併合

ロ 內國通運會社第三回募集株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
22	15.00	25.00	17.50	20.49	9,092	990
23	25.00	44.50	21.00	26.38	8,354	3,210
24	50.00	當 39.00	33.00	35.30	12	100

備　考

明治二十二年十月一日賣買開始(三萬二千株)

同　二十四年四月舊株へ併合

ロ 內國通運會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
38	12.50	22.50	22.50	22.50	50	50
39	12.50	36.00	29.50	30.80	3,600	1,090
40	12.50	34.50	24.00	28.90	1,600	520
41	12.50	21.00	18.00	19.50	60	30
42	12.50	19.00	17.90	18.30	41	90

第五表　銘柄別相場高低表(長期取引—株式)　(續)

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
3	50.00	34.20	16.20	24.27	193,760	14,550
4	50.00	103.00	17.80	39.51	789,330	54,130
5	50.00	156.50	65.50	90.57	822,570	76,770
6	50.00	166.00	108.10	132.87	819,790	98,560
7	50.00	160.30	116.10	138.23	454,070	61,680
8	50.00	122.10	73.10	94.76	379,870	68,670
9	50.00	89.90	34.00	51.72	115,610	25,050
10	50.00	40.00	31.00	36.08	33,850	13,380
11	50.00	33.40	19.30	23.07	19,230	5,710
12	50.00	26.10	16.50	21.39	56,160	9,230
13	50.00	21.70	10.50	14.30	29,850	8,470
14	50.00	當 16.10	13.90	14.85	7,410	2,630

備　考

明治三十二年三月二十日賣買開始(十三萬株)

同　四十一年四月十三日年一割二分の優先株十三萬株を發行

大正六年一月四日普通優先株を併合して親株二十六萬株となる

同　十四年一月六日賣買中止

同　十五年九月二十七日減資して六萬五千株となる

□ 東洋汽船會社優先新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
41	12.50	16.00	13.45	14.04	54,110	14,740
42	12.50	13.50	3.70	8.60	101,600	36,570
43	20.00	21.30	15.10	17.52	84,690	20,960
44	20.00	29.50	19.50	24.19	167,620	30,500
45 大正 1	20.00	32.95	27.00	28.91	73,160	19,190
2	25.00	32.60	27.50	29.55	48,840	12,220
3	25.00	28.80	11.15	21.44	69,090	16,470
4	25.00	78.00	14.00	26.71	346,470	43,560
5	25.00 50.00	89.50 150.10	76.40 64.60	82.51 91.70	719,620	85,650
6	50.00	當 126.10	108.50	118.35	20,720	9,980

備　考

明治四十一年八月一日賣買開始(十三萬株

大正六年一月四日普通株へ併合

× 東洋汽船會社新株式

株數97,500株
額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
6	12.50	81.90	41.20	59.36	1,051,180	79,870
7	12.50	90.60	50.00	68.63	1,124,350	118,230
8	12.50 25.00	63.40 55.40	33.10 52.30	46.34 53.52	629,000	86,260
9	25.00	58.90	14.30	27.15	219,380	55,200
10	25.00	18.90	13.50	15.39	57,080	18,810
11	25.00	14.40	5.00	8.07	19,170	7,830
12	25.00	11.40	5.50	7.83	28,440	7,740
13	25.00	7.30	1.50	3.25	7,050	3,860
14	25.00	當 4.80	2.50	3.49	5,600	3,120

備　考

大正六年三月三日賣買開始(三十九萬株)

同　十四年一月六日賣買中止

同　十五年十月一日減資の爲め新株九萬七千五百株となる

1. ○ 東京乘合自動車會社株式

株數85,000株
額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
12	50.00	87.90	62.40	75.32	111,510	19,060
13	50.00	78.70	63.10	68.14	92,030	15,240
14	50.00	73.10	59.10	64.07	108,010	19,100
15 昭和 1	50.00	80.80	60.10	72.58	440,480	115,210
2	50.00	71.00	27.30	41.00	799,060	69,090

備　考

大正十二年三月十四日賣買開始(六萬株)

同　十四年十月六日東京實用自動車會社を合併して二萬五千株を加ふ

○ 東京乘合自動車會社新株式

株數84,000株
額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
13	12.50	18.30	14.00	15.99	8,010	1,600
14	12.50	20.80	15.80	17.66	47,120	15,100
15 昭和 1	12.50 20.00	32.00 39.20	20.10 26.20	26.82 34.32	413,850	102,330
2	20.00	35.30	7.70	16.78	345,660	78,380

備　考

大正十三年十月一日賣買開始(六萬株)

同　十四年十月六日第二實用自動車會社を合併して二萬四千株を加ふ

第五表　銘柄別相場高低表(長期取引—株式)(續)

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
5	12.50 25.00	85.00 278.00	62.20 93.10	74.54 159.85	350,050	22,540
6	50.00	260.00	160.00	199.79	69,100	13,670

備考
大正三年十月一日賣買開始(十六萬五千株)
同　六年五月一日舊株へ併合

□ 大阪商船會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
6	12.50	127.80	84.50	107.76	46,710	5,540
7	12.50 25.00	138.00 175.40	95.00 130.80	114.14 149.28	538,870	43,550
8	25.00 37.50	145.40 168.40	91.20 125.10	114.90 146.19	501,660	36,900
9	50.00	177.80	94.90	126.25	91,160	14,480

備考
大正六年九月二十日賣買開始(九十五萬五千株)
同　九年七月一日舊株へ併合

○ 大阪商船會社新株式　株數1,000,000株　額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
9	12.50	25.50	21.50	22.93	3,070	1,040
10	12.50	24.00	16.70	20.17	27,170	9,440
11	12.50	20.00	9.30	12.94	11,840	4,270
12	12.50	14.80	10.00	13.18	4,560	2,050
13	12.50	11.50	9.00	10.66	370	290
14	12.50	18.20	11.10	14.30	2,700	830
15 昭和 1	12.50	22.30	15.80	18.53	18,760	4,900
2	12.50	19.00	13.50	17.07	1,430	1,200

備考
大正九年十二月二十日賣買開始(百萬株)

1. × 日本海運會社株式　株數300,000株　額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
8	12.50	17.90	11.30	15.28	24,420	4,830
9	12.50	14.90	2.10	7.25	115,350	37,520
10	12.50	2.00	0.80	1.28	26,430	5,990

備考
大正八年十一月一日賣買開始(三十萬株)
同　十年一月四日賣買中止

5. × 東京海運會社株式　株數40,000株　額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
8	50.00	63.90	50.00	55.13	2,500	770
9	50.00	50.00	20.40	31.80	2,800	1,930
10	50.00	19.50	18.00	18.98	470	830
11	50.00	7.00	7.00	7.00	10	—

備考
大正八年十月二十二日賣買開始(四萬株)
同　十二年三月九日賣買中止

× 東京海運會社新株式　株數60,000株　額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
8	12.50	23.50	14.00	17.39	7,140	1,150
9	12.50	15.00	2.60	8.48	15,820	4,660

備考
大正八年十月二十二日賣買開始(六萬株)
同　十二年三月九日賣買中止

6. × 東洋汽船會社株式　株數65,000株　額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
32	25.00	35.30	25.90	31.78	249,850	28,070
33	25.00	31.10	22.00	26.38	160,830	24,060
34	25.00	30.20	22.20	25.08	125,380	14,520
35	25.00	31.50	27.20	29.48	170,830	20,090
36	25.00	34.95	30.40	32.66	86,340	12,640
37	25.00	32.80	24.40	29.17	74,120	13,350
38	25.00	44.40	28.00	36.11	220,920	21,680
39	25.00	61.75	39.00	48.43	276,240	39,700
40	50.00	56.60	43.00	49.57	211,810	33,240
41	50.00	48.60	24.80	33.53	78,350	15,090
42	50.00	28.70	13.75	18.63	77,230	13,310
43	50.00	29.85	16.15	22.98	126,470	17,640
44	50.00	42.80	25.95	32.45	345,480	24,850
45 大正 1	50.00	53.95	42.05	48.50	405,950	35,990
2	50.00	52.75	27.40	41.43	252,330	24,720

第五表　銘柄別相場高低表(長期取引—株式)（續）

□ 東京灣汽船會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
40	12.50	25.00	25.00	25.00	110	—
大正 6	12.50	57.00	29.00	38.85	1,190	470
7	12.50 25.00	70.00 84.00	60.30 77.50	65.30 80.24	2,500	840

備考

明治三十九年五月二十四日賣買開始(一萬六千株)

大正七年五月一日舊株へ併合

○ 東京灣汽船會社新株式　株數48,000株　額面 25圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
8	12.50	49.90	25.00	37.29	10,160	2,100
9	12.50	34.00	19.80	26.72	810	230
10	12.50	27.00	24.00	25.85	110	10
11	12.50	15.00	15.00	15.00	20	10
13	12.50	17.50	16.50	16.91	220	90
15 昭和 1	12.50	15.00	12.50	13.56	550	[illegible]
2	12.50	14.00	14.00	14.00	50	30

備考

大正七年八月十六日賣買開始(四萬八千株)

3. ○ 大阪商船會社株式　株數1,000,000株　額面 50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
33	25.00	25.30	24.70	25.00	750	110
35	25.00	25.90	23.50	24.63	2,320	290
38	25.00	31.00	31.00	31.00	60	—
39	25.00	34.80	26.00	28.45	73,940	8,310
40	25.00	33.60	21.80	25.29	61,170	11,720
41	25.00	中 17.50	17.50	17.50	20	—
45 大正 1	50.00	54.50	54.00	54.25	29,730	6,370
2	50.00	59.50	56.50	57.83	160	10
3	50.00	59.80	新落 50.00	53.91	970	270
4	50.00	145.95	61.00	70.85	158,100	10,570
5	50.00	298.10	112.90	158.07	448,760	44,600
大正 年	円	円	円	円	株	
6	50.00	278.60	153.00	205.08	476,890	48,660
7	50.00	225.90	171.00	196.40	422,810	37,590
8	50.00	199.90	136.00	165.66	522,870	37,100
9	50.00	181.90	64.00	91.22	145,940	25,230
10	50.00	69.00	54.20	61.66	43,260	10,550
11	50.00	58.10	39.60	47.06	24,250	5,040
12	50.00	50.00	40.00	45.65	14,380	2,410
13	50.00	41.70	33.50	38.70	4,060	1,710
14	50.00	57.40	43.00	47.22	10,470	2,420
15 昭和 1	50.00	60.00	52.60	54.69	18,020	5,800
2	50.00	49.00	46.20	47.90	380	110

備考

明治三十三年九月十五日賣買開始(二十二萬株)

同　四十五年七月二十三日二十五圓券を五十圓券に改む從て總株數七十一萬株となる

大正六年五月一日新株(十六萬五千株)併合

同　九年七月一日新株(五十五萬五千株)併合

□ 大阪商船會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
38	6.25	10.00	10.00	10.00	60	—

備考

明治三十八年一月二十一日賣買開始(二十二萬株)

同　三十九年八月舊株へ併合

□ 大阪商船會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
39	12.50	19.00	13.20	15.77	27,900	6,950
40	18.75	17.00	15.00	15.87	37,190	9,810

備考

明治三十九年九月一日賣買開始(二十二萬株)

同　四十一年一月舊株へ併合

□ 大阪商船會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
4	12.50	81.95	18.00	29.76	96,820	5,650

第五表　銘柄別相場高低表(長期取引—株式)（續）

備　考
明治十九年三月八日賣買開始(十七萬六千株)
大正四年六月三十日資本金を二千二百萬圓より四千四百萬圓(八十八萬株)に增加
同　七年三月一日新株(四十四萬株)併合
同　十五年九月十六日第二東洋汽船會社を合併して十二萬五千株を加ふ

□ 日本郵船會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
29	12.50	24.60	24.00	24.30	5,440	1,750
30	37.50	47.60	36.20	42.14	552,370	46,540
31	50.00	53.70	44.70	46.90	405,900	29,640

備　考
明治二十九年十二月二十四日賣買開始（二十六萬四千株）
同　三十一年十一月舊株へ併合

□ 日本郵船會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
5	12.50	260.00	78.00	133.18	705,870	50,280
6	12.50 25.00 37.50	281.00 384.90 324.90	170.50 268.50 197.90	227.70 318.40 282.09	1,225,010	101,250
7	50.00	362.90	304.10	330.75	197,980	33,560

備　考
大正五年三月一日賣買開始(四十四萬株)
同　七年三月一日舊株へ併合

○ 日本郵船會社新株式　株數1,120,000株　額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
7	12.50	124.60	97.10	109.87	232,630	27,660
8	12.50	171.10	84.30	122.42	1,677,160	159,280
9	12.50	144.90	51.00	78.72	497,790	88,250
10	12.50	59.70	47.40	52.03	295,690	50,530
11	12.50	52.90	26.10	36.22	181,670	33,680
12	12.50	40.60	28.20	34.93	60,780	21,370
13	12.50	29.90	21.80	27.98	75,200	21,630
14	12.50	[illegible]	23.10	26.28	124,000	26,320
15 昭和 1	12.50	37.40	26.70	32.21	150,910	30,720

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
昭和 年	円	円	円	円	株	株
2	12.50	33.90	23.50	27.93	81,340	23,970

備　考　大正七年九月二日賣買開始(百十二萬株)

2. ○ 東京灣汽船會社株式　株數 32,000株　額面　25圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
22	25.00	45.80	38.00	40.84	5,049	30
23	25.00	37.40	21.50	25.66	5,230	1,931
24	25.00	26.00	26.00	26.00	1	1
25	25.00	23.70	15.50	18.15	2,477	22
26	25.00	30.00	19.80	24.14	16,083	4,025
27	25.00	33.50	17.00	24.37	16,978	3,431
28	25.00	30.80	21.50	28.22	2,255	725
29	25.00	33.00	新落 28.00	29.82	825	510
30	25.00	34.00	25.00	29.25	60	—
大正 5	25.00	40.00	35.00	36.50	40	—
6	25.00	當 69.00	47.00	58.50	50	20
7	25.00	85.00	71.00	78.10	110	80
8	25.00	70.00	47.00	60.10	2,770	780
9	25.00	48.00	32.00	40.70	370	190
10	25.00	45.00	35.00	40.10	760	120
11	25.00	—	—	—	—	20
12	25.00	38.80	37.00	37.93	150	—
13	25.50	31.50	31.00	31.25	70	70
14	25.00	31.50	31.00	31.10	90	70
15 昭和 1	25.00	28.50	21.50	25.78	700	120
2	25.00	25.00	25.00	25.00	40	90

備　考
明治二十二年十二月九日賣買開始(一萬株)
同　三十一年七月新株(六千株)併合
大正七年五月一日新株(一萬六千株)併合

□ 東京灣汽船會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
30	22.50	當 20.00	20.00	20.00	20	—

備　考
明治三十年五月三日賣買開始(六千株)
同　三十一年七月舊株へ併合

□ 名古屋電氣鐵道會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
44	12.50	32.00	28.10	30.50	200	120
45 大正 1	30.00	51.00	50.00	50.50	940	210
2	35.00	44.50	39.50	40.07	2,760	550

備考

明治四十四年五月十五日賣買開始(六萬株)
大正三年十二月舊株へ併合

68. 駿豆電氣軌道會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
45 大正 1	50.00	53.00	53.00	53.00	100	—
2	50.00	49.95	30.00	40.12	110	—
3	50.00	28.50	26.00	27.02	350	70

備考

大正元年九月十六日賣買開始(一萬株)
同　三年七月二十日賣買廢止

駿豆電氣軌道會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
45 大正 1	12.50	13.00	12.40	12.69	400	120
2	20.00	20.00	20.00	20.00	20	—

備考

大正元年九月十六日賣買開始(三萬株)
同　三年七月二十日賣買廢止

1. ○ 日本郵船會社株式

株數1,005,000株
額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
19	50.00	73.00	56.90	63.75	331,035	21,286
20	50.00	89.50	69.10	76.15	496,562	34,545
21	50.00	92.60	71.20	77.05	207,036	21,384
22	50.00	96.00	78.60	86.58	115,094	17,784
23	50.00	81.60	65.50	73.40	15,249	4,414
24	50.00	68.00	58.70	61.67	5,279	1,153
25	50.00	67.50	60.00	62.72	12,621	277
26	50.00	82.30	63.80	72.11	137,836	27,407
27	50.00	80.70	51.30	68.96	68,938	7,635
28	50.00	117.00	73.60	85.00	298,130	21,590
29	50.00	124.50	70.30	88.20	670,475	56,490
30	50.00	81.30	50.00	64.03	650,320	29,970
31	50.00	58.80	45.10	52.00	504,490	22,490
32	50.00	76.40	57.30	67.53	1,240,060	54,410
33	50.00	71.20	55.50	64.17	984,010	60,620
34	50.00	76.10	60.30	68.48	789,590	36,690
35	50.00	84.10	76.10	78.90	707,790	49,340
36	50.00	86.10	77.70	83.30	389,830	21,930
37	50.00	83.20	58.70	75.26	986,770	42,270
38	50.00	102.70	76.25	88.74	1,353,130	45,300
39	50.00	133.90	94.25	110.35	1,308,930	47,430
40	50.00	154.60	77.00	101.24	862,650	53,200
41	50.00	86.45	75.50	81.06	428,690	23,110
42	50.00	85.95	72.75	80.17	276,730	20,820
43	50.00	106.90	84.30	96.06	369,180	31,350
44	50.00	111.90	92.15	101.20	314,070	27,830
45 大正 1	50.00	125.25	104.10	116.46	399,510	24,730
2	50.00	121.80	102.50	113.26	300,950	17,490
3	50.00	121.95	102.95	111.73	237,280	19,300
4	50.00	新落 214.60	81.40	121.05	702,640	57,410
5	50.00	408.90	165.00	239.04	1,265,340	100,010
6	50.00	428.00	228.00	340.32	840,300	64,680
7	50.00	243.50	180.70	227.72	1,507,570	124,850
8	50.00	305.90	179.70	238.81	1,683,070	161,380
9	50.00	251.30	125.00	165.20	568,350	71,810
10	50.00	152.70	121.30	135.35	330,450	38,590
11	50.00	138.70	78.00	99.09	345,640	32,370
12	50.00	107.70	82.30	96.58	263,710	19,970
13	50.00	89.40	68.10	77.44	127,290	18,530
14	50.00	92.30	64.50	73.66	271,670	30,530
15 昭和 1	50.00	85.40	72.90	79.69	151,780	24,910
2	50.00	83.40	66.00	73.14	115,680	32,560

第五表　銘柄別相場高低表(長期取引—株式)（續）

62. 東京鐵道會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	新落 円	円	株	株
39	50.00	140.80	91.00	117.10	441,560	20,670
40	50.00	124.00	59.30	81.17	1,407,940	144,930
41	50.00	66.20	52.95	59.18	738,580	44,650
42	50.00	79.75	55.40	64.77	948,300	69,640
43	50.00	78.70	68.40	73.37	637,210	61,740
44	50.00	82.00	66.05	73.95	345,100	59,000

備　考

明治三十九年十月十一日賣買開始(五十四萬株)

同　四十五年三月東京市に買收せらる

東京鐵道會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
40	12.50	25.30	18.05	21.57	211,910	24,980
41	25.00	33.55	25.15	29.02	582,440	58,420
42	25.00	39.65	27.40	32.25	745,820	80,560
43	25.00	39.70	34.35	36.85	402,710	62,630
44	25.00	40.95	35.05	37.98	247,300	56,840

備　考

明治四十年八月十六日賣買開始(六十六萬株)

同　四十五年三月東京市に買收せらる

63. 京都電氣鐵道會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
40	50.00	133.00	110.00	117.80	580	50
42	50.00	79.50	74.60	76.18	1,180	—

備　考

明治四十年十一月四日賣買開始(二萬四千株)

同　四十四年四月新株(四萬六千株)併合

大正二年十月新株(三萬五千株)併合

64. 箕面有馬電氣軌道會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
41	20.00	15.90	14.30	15.17	520	—
42	20.00	32.00	12.90	14.84	3,210	490
43	25.00	39.30	34.00	36.91	1,660	320
44	25.00	39.50	34.50	37.00	60	40

備　考

明治四十一年十二月三日賣買開始(十一萬株)

同　四十五年四月二十三日有馬電氣會社を買收

65. 成宗電氣軌道會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
43	25.00	35.00	15.00	25.71	550	10
44	35.00	33.00	30.00	31.59	80	20

備　考

明治四十三年十月十三日賣買開始(一萬株)

66. 武藏電氣軌道會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
44	5.00	7.30	3.20	5.69	5,320	2,760
45 大正 1	10.00	15.50	8.40	11.08	11,080	6,320
2	10.00	11.95	9.50	10.73	1,070	1,050

備　考

明治四十四年二月二十日賣買開始(七萬株)

大正元年十一月二十八日城南鐵道會社を買收

同　四年三月三日賣買休止

67. 名古屋電氣鐵道會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
44	50.00	80.00	74.00	77.31	200	120
45 大正 1	50.00	80.50	71.00	76.00	1,620	380
2	50.00	72.00	61.70	68.97	2,650	40
9	50.00	80.00	59.90	69.95	20	—

備　考

明治四十四年五月十五日賣買開始(四萬株)

大正三年十二月新株(六萬株)併合

大正四年六月二十四日資本金五百萬圓を七百五十萬圓(十五萬株)に增加

同　九年十月賣買廢止

第五表　銘柄別相場高低表(長期取引—株式)(續

59. 東京電氣鐵道會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
35	25.00	中37.30	28.50	34.27	10,010	2,690
36	50.00	61.40	52.50	56.82	28,000	4,830
37	50.00	62.20	42.00	54.79	38,520	6,750
38	50.00	66.90	46.00	56.15	30,320	4,760
39	50.00	66.60	54.00	58.02	22,150	4,320

備　考

明治三十五年十月一日賣買開始(一萬六千株)

同　三十九年六月新株(十萬四千株)併合

同　三十九年九月東京電車、東京市街兩會社と合同し東京鐵道會社を設立

□ 東京電氣鐵道會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
36	12.50	23.00	16.00	19.33	51,880	4,390
37	30.00	42.50	27.00	38.48	192,120	21,290
38	40.00	46.10	39.45	43.15	355,930	27,750
39	40.00	48.80	41.15	44.63	235,910	33,220

備　考

明治三十六年九月二十八日賣買開始(十萬四千株)

同　三十九年六月舊株へ併合

60. 東京市街鐵道會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
36	50.00	90.05	73.00	82.60	131,830	12,550
37	50.00	87.30	58.00	77.65	343,700	16,800
38	50.00	86.20	68.00	77.88	346,450	17,060
39	50.00	90.60	71.90	79.38	188,760	14,590

備　考

明治三十六年三月二日賣買開始(六萬株)

同　三十九年九月東京電車、東京電氣鐵道兩會社と合同し東京鐵道會社を設立

東京市街鐵道會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
37	12.50	32.30	27.30	29.50	42,640	440
38	25.00	46.95	35.60	74.22	342,880	34,930
39	25.00	57.50	40.65	47.28	586,060	74,320

備　考

明治三十七年十一月五日賣買開始(二十四萬株)

同　三十九年九月東京電車、東京電氣鐵道兩會社と合同し東京鐵道會社を設立

61. 横濱電氣鐵道會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
39	50.00	97.00	65.60	80.37	54,910	7,950
40	50.00	199.95	41.80	66.36	65,850	9,750
41	50.00	50.00	37.00	43.23	310	120
42	50.00	54.00	49.50	51.85	1,670	440
43	50.00	56.00	52.00	54.18	3,340	1,780
44	50.00	62.10	53.00	58.83	4,030	1,390
45 大正 1	50.00	70.50	59.50	66.63	4,940	1,920
2	50.00	60.45	52.20	56.46	7,580	2,430
3	50.00	58.00	51.15	54.25	1,440	380
4	50.00	50.60	41.50	46.94	2,950	330
5	50.00	49.00	40.00	43.20	13,480	4,640
6	50.00	45.50	43.90	44.62	390	1,540
7	50.00	53.00	53.00	53.00	120	110
8	50.00	77.00	51.00	66.73	3,990	2,930
9	50.00	78.00	50.00	63.02	1,210	680

備　考

明治三十九年五月一日賣買開始(二萬株)

大正二年六月新株(四萬株)併合

同　九年十月賣買廢止

□ 横濱電氣鐵道會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
43	12.50	19.00	14.00	16.10	1,700	320
44	20.00	27.50	26.30	27.29	2,510	790
45 大正 1	50.00	62.00	57.30	59.73	39,350	6,430
2	50.00	59.50	55.40	57.57	2,790	1,060

備　考

明治四十三年三月八日賣買開始(四萬株)

大正二年六月舊株へ併合

第五表　銘柄別相場高低表(長期取引—株式)（續）

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
30	31.00	179.00	143.50	164.25	7,654	1,474
31	34.00	181.00	135.00	155.80	7,678	749
32	42.00	194.50	140.00	176.03	7,520	1,560
33	50.00	189.00	105.00	145.00	1,815	—
34	50.00	113.50	101.50	108.53	1,910	1,125

備　考

明治二十九年四月二十日賣買開始.(一萬二百五十株内二百五十株は五十圓全額拂込濟)

同　三十四年六月舊株へ併合

□ 東京(馬車)(電車)鐵道會社第二株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
32	25.00	224.00	178.50	195.85	34,920	3,670
33	50.00	189.00	105.00	145.00	32,155	6,020

備　考

明治三十二年五月二十二日賣買開始(一萬株)

同　三十四年六月舊株へ併合

□ 東京(馬車)(電車)鐵道會社增募株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
32	50.00	250.00	248.00	249.00	20	5

備　考

明治三十二年十一月四日賣買開始(四千株)

同　三十三年一月舊株へ併合

□ 東京電車鐵道會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
34	12.50	57.75	45.[illegible]	44.90	62,350	7,690
35	25.00	68.50	[illegible]	[illegible]	160,860	15,020
36	37.50	[illegible]	[illegible]	84.10	70,130	7,950
37	[illegible]	[illegible]	[illegible]	76.40	57,010	5,800

備　考

明治三十四年七月二十九日賣買開始(六萬六千株)

同　三十七年六月舊株へ併合

□ 東京電車鐵道會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
38	25.00	49.00	40.50	43.67	4,280	1,320
39	25.00	73.95	47.95	61.27	95,370	11,930

備　考

明治三十八年七月四日賣買開始(二萬株)

同　三十九年十二月三十一日舊株へ併合

56. 碓氷馬車鐵道會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
22	30.00	34.00	24.10	28.99	2,088	646
23	30.00	24.30	12.00	18.40	126	44
25	30.00	12.50	9.50	10.88	8	—

備　考

明治二十二年五月七日賣買開始(四千株)

同　二十六年五月三日解散

57. 千住馬車鐵道會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
27	25.00	32.50	7.50	16.08	1,426	387
28	25.00	20.00	15.00	17.50	30	—

備　考

明治二十七年四月十二日賣買開始(八千株)

同　三十年六月二十一日解散

58. △ 品川馬車鐵道會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
29	50.00	71.00	70.00	70.50	20	—
32	50.00	61.00	56.00	57.70	40	—

備　考

明治二十九年三月二十三日賣買開始(二千株)

同　三十一年三月新株(二千株)併合

同　三十二年六月十日東京馬車鐵道會社へ合併

□ 品川馬車鐵道會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
29	12.50	32.50	25.00	30.50	100	20

備　考

明治二十九年三月二十三日賣買開始(二千株)

同　三十一年三月舊株へ併合

第五表　銘柄別相場高低表(長期取引—株式)（續）

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
8	20.00	24.00	20.00	22.24	1,880	1,140
9	20.00	29.90	29.90	29.90	40	30

備　考

大正二年一月二十日賣買開始(九萬株)
同　九年四月東武鐵道會社へ合併

54. 播州鐵道會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
5	50.00	70.00	62.50	65.95	190	20
6	50.00	77.00	77.00	77.00	40	—
7	50.00	79.50	75.00	77.25	80	—
8	50.00	74.50	71.50	73.20	380	50
9	50.00	45.00	45.00	45.00	10	—
10	50.00	48.00	34.50	43.38	40	—
11	50.00	46.00	45.00	45.25	30	—

備　考

大正五年六月賣買開始(二萬一千六百株)
同　六年八月一日新株(一萬六千四百株)併合
同　八年二月一日新株(六萬二千株)併合
同　十三年一月四日解散に付廢止

□ 播州鐵道會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
7	20.00	當35.00	35.00	35.00	20	—

備　考

大正七年五月十五日賣買開始(六萬二千株)
同　八年二月一日舊株へ併合

55. 東京(馬車)(電車)鐵道會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
19	100.00	90.00	85.00	87.71	230	87
20	100.00	330.00	84.00	254.69	14,216	1,668
21	50.00	121.00	90.00	107.26	5,184	1,029
22	50.00	117.30	101.00	111.81	732	422
23	50.00	115.00	70.00	88.15	963	350
24	50.00	60.00	48.00	54.00	15	8
25	50.00	81.00	65.00	72.03	577	193
26	50.00	133.00	80.00	103.81	17,589	4,185
27	50.00	148.00	85.00	125.46	9,196	1,704
28	50.00	430.00	125.50	199.27	5,860	1,005
29	50.00	330.00	241.00	274.95	1,685	1,026
30	50.00	272.00	197.00	226.63	290	153
31	50.00	218.00	175.00	204.77	91	34
32	50.00	255.00	190.00	225.20	13,520	1,770
33	50.00	242.50	新落 105.00	193.03	12,605	3,385
34	50.00	134.80	103.50	116.68	43,875	6,035
35	50.00	136.50	109.00	120.23	55,310	8,910
36	50.00	114.50	85.00	99.86	32,040	4,070
37	50.00	92.00	61.50	80.02	196,470	12,080
38	50.00	80.70	72.05	75.93	103,910	10,780
39	50.00	102.90	79.80	88.90	216,690	29,070

備　考

明治十九年九月十八日賣買開始(九千七百五十株)
同　二十三年四月追募株式(三千四百株)併合
同　三十一年六月十日品川馬車鐵道會社を合併
同　三十三年十月三十日東京電車鐵道會社と改稱
同　三十九年九月東京市街鐵道、東京電氣鐵道兩會社と合同し東京鐵道會社を設立
同　三十九年十二月三十一日新株(二萬株)併合

□ 東京(馬車)(電車)鐵道會社追募株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
22	40.00	86.00	69.00	76.75	175	111
23	50.00	96.00	90.00	89.75	129	58

備　考

明治二十二年四月一日賣買開始(三千四百株)
同　二十三年四月舊株へ併合

□ 東京(馬車)(電車)鐵道會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
29	25.00	171.50	138.00	153.70	6,572	1,331

□ 京釜鐵道會社第二株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
36	10.00	12.40	8.00	9.35	1,240	660
37	15.00	9.20	7.50	8.40	290	380

備　考

明治三十六年五月一日賣買開始（三十三萬五千六百八十四株）

同　三十七年二月第一株式と併合

48. 横濱鐵道會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
38	12.50	17.25	14.90	15.60	9,080	1,960
39	25.00	54.95	23.50	49.15	217,530	26,480
40	45.00	38.00	29.50	33.82	53,550	11,630
41	50.00	39.90	27.50	34.25	10,880	3,620
42	50.00	33.35	21.50	28.46	4,800	1.630
43	50.00	39.30	29.50	35.04	15,720	4,560
44	50.00	37.00	32.50	33.75	240	100
45 大正 1	50.00	34.50	34.50	34.50	40	—
6	50.00	47.90	32.00	36.83	170	30

備　考

明治三十八年六月二十六日賣買開始(四萬六千株)

同　四十三年六月二十八日同會社所有の鐵道及附屬物一切を鐵道院に貸付

大正六年十月賣買廢止

横濱鐵道會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
6	35.00	25.00	22.00	23.38	50	—

備　考

大正六年一月賣買開始(四萬六千株)

同　六年十月賣買廢止

49. 北海道鐵道會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
38	50.00	31.80	27.10	28.80	19,360	3,010
39	50.00	39.60	28.50	32.81	103,950	18,520
40	50.00	37.90	27.00	30.43	14,140	7,190
41	50.00	27.30	27.30	27.30	10	20

備　考

明治三十八年七月一日賣買開始(二萬六千八百株)

同　四十二年六月國有となる

50. 岩越鐵道會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
38	22.00	6.90	6.90	6.90	20	—

備　考

明治三十八年八月二十四日賣買開始(十二萬株)

同　四十二年四月國有となる

51. 上武鐵道會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
42	50.00	15.00	10.50	13.46	250	70

備　考

明治四十一年十月五日賣買開始(一萬二千株)

同　四十三年二月二十五日賣買廢止

同　四十三年二月二十七日年八分の優先株(八千株)を發行

52. 足尾鐵道會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
2	50.00	57.00	55.80	56.60	60	—

備　考

明治四十三年十一月一日賣買開始(四萬株)

53. △東上鐵道會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
2	5.00	5.00	3.80	4.32	440	400
4	13.00	9.95	3.85	5.98	430	—
5	15.00	9.00	8.00	8.42	560	390

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
30	50.00	42.00	30.00	34.07	48,860	9,490
31	50.00	37.50	24.00	31.02	93,750	8,770
32	50.00	48.00	33.80	40.35	165,140	13,070
33	50.00	40.50	23.90	31.15	59,560	9,460
34	50.00	26.50	16.20	21.21	23,060	4,380
35	50.00	24.20	16.70	20.23	26,160	5,190
36	50.00	27.95	21.80	24.47	20,310	6,290
37	50.00	26.00	21.00	24.03	3,630	2,240
38	50.00	37.00	22.00	26.28	2,580	400
39	50.00	37.05	32.00	34.48	16,470	3,590
40	50.00	35.10	34.60	34.90	150	30

備考
明治二十九年七月二十三日賣買開始(七萬四千株)
同　四十二年八月國有となる

43. 七尾鐵道會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
29	30.00	30.00	25.00	26.70	220	—
30	50.00	40.50	37.00	38.45	720	220
31	50.00	26.00	24.00	24.75	40	—

備考
明治二十九年十二月一日賣買開始(一萬四千株)
同　四十二年八月國有となる

44. 中越鐵道會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
32	65.00	42.50	37.50	40.00	50	10

備考
明治三十二年六月十九日賣買開始(七千株)
同　三十五年十一月四日百圓券を五十圓券に改む
同　四十三年二月一日賣買廢止

45. 金邊鐵道會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
32	46.50	23.00	20.00	21.40	3,740	1,060
33	50.00	30.50	7.50	18.85	790	90

備考
明治三十二年七月一日賣買開始(三萬株)
同　三十七年二月八日解散

46. 阪鶴鐵道會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
35	50.00	19.80	19.80	19.80	10	10
39	50.00	55.80	40.00	50.30	2,030	290
40	50.00	56.00	38.00	47.00	30	220

備考
明治三十三年三月七日賣買開始(八萬株)
同　四十二年七月國有となる

47. 京釜鐵道會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
36	15.00	14.90	13.10	14.00	1,280	—
37	20.00	18.40	16.10	17.06	24,300	7,010
38	30.00	34.00	26.40	28.01	164,890	21,840
39	30.00	33.50	28.70	32.24	130,020	36,450
40	30.00	31.60	31.60	31.60	3,520	3,320

備考
明治三十六年十二月一日賣買開始(第一第二併合四十三萬五千六百八十四株)
同　三十八年四月第三株式(六萬四千三百十六株)併合
同　四十一年六月國有となる

□ 京釜鐵道會社第一株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
36	15.00	14.90	13.10	14.00	10,260	920
37	15.00	18.40	11.20	15.40	5,560	1,630

備考
明治三十六年五月一日賣買開始(十萬株)
同　三十七年二月第二株式と併合

□ 成田鐵道會社新株式　(第二新株)

年次 (明治 年)	拂込 (円)	最高 (円)	最低 (円)	平均 (円)	賣買高 (株)	受渡高 (株)
33	25.00	10.20	5.00	7.40	1,910	580
35	25.00	10.50	8.50	9.55	3,730	2,060
36	25.00	中 13.50	9.40	12.40	5,610	2,070

備　考
明治三十三年二月十二日賣買開始(五萬七千株)
同　三十六年三月二十一日減資の結果二萬八千五百株に減少
同　三十六年十二月舊株へ併合

38. 京都鐵道會社株式

年次 (明治 年)	拂込 (円)	最高 (円)	最低 (円)	平均 (円)	賣買高 (株)	受渡高 (株)
29	20.00	26.70	16.00	20.48	121,210	12,890
30	20.00	25.10	9.05	17.27	60,570	8,740
31	28.00	11.90	6.50	9.98	29,900	5,240
32	38.00	35.20	24.70	29.75	207,390	19,140
33	38.00	31.70	14.00	21.86	249,150	17,050
34	38.00	25.30	14.70	19.58	184,810	11,220
35	38.00	24.10	19.60	21.65	124,980	11,660
36	38.00	19.80	17.60	18.70	10,240	2,560
37	38.00	16.60	14.20	15.50	670	230
38	38.00	20.90	16.80	18.02	500	210
39	38.00	26.30	20.70	23.18	5,550	1,900

備　考
明治二十九年五月二十五日賣買開始(十二萬二千株)
同　三十六年一月資本金六百十萬圓を四百五十萬圓(九萬株)に減少
同　四十二年八月國有となる

39. 西成鐵道會社株式

年次 (明治 年)	拂込 (円)	最高 (円)	最低 (円)	平均 (円)	賣買高 (株)	受渡高 (株)
29	44.00	63.00	53.00	57.35	11,100	2,860
30	46.00	56.50	50.80	54.25	6,610	1,620
31	46.00	53.00	50.50	51.45	1,650	390
32	50.00	71.00	71.00	71.00	50	—

年次 (明治 年)	拂込 (円)	最高 (円)	最低 (円)	平均 (円)	賣買高 (株)	受渡高 (株)
33	50.00	70.00	50.00	63.50	260	110

備　考
明治二十九年六月十日賣買開始(二萬二千株)
同　四十二年五月國有となる

□ 西成鐵道會社新株式

年次 (明治 年)	拂込 (円)	最高 (円)	最低 (円)	平均 (円)	賣買高 (株)	受渡高 (株)
30	20.00	23.00	23.00	23.00	10	10

備　考
明治三十年六月二十五日賣買開始(一萬一千株)
同　三十一年七月舊株へ併合

40. 太田鐵道會社株式

年次 (明治 年)	拂込 (円)	最高 (円)	最低 (円)	平均 (円)	賣買高 (株)	受渡高 (株)
29	47.50	51.00	43.00	46.13	420	60
30	57.50	53.00	43.00	47.40	340	—
31	57.50	當 39.30	35.00	37.70	340	600

備　考
明治二十九年七月九日賣買開始(三千四百株)
同　三十四年十月二十日解散

41. 上野鐵道會社株式

年次 (明治 年)	拂込 (円)	最高 (円)	最低 (円)	平均 (円)	賣買高 (株)	受渡高 (株)
29	37.50	42.00	42.00	42.00	20	—
39	50.00	30.00	13.00	18.90	1,330	490

備　考
明治二十九年七月一日賣買開始(六千三百株)
同　三十三年五月二十三日年八分の優先株(四千株)を發行
同　三十三年十二月十一日新株(一千七百株)併合
同　四十五年四月二十九日資本金六十萬圓を五十萬圓(一萬株内新株四千株)に減少せしに依り賣買株數は六千株となる
同　四十五年六月賣買廢止

42. 北越鐵道會社株式

年次 (明治 年)	拂込 (円)	最高 (円)	最低 (円)	平均 (円)	賣買高 (株)	受渡高 (株)
29	33.00	35.00	29.50	31.30	7,230	2,470

第五表　銘柄別相場高低表(長期取引—株式)（續）

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
39	25.00	52.50	26.00	41.51	114,860	18,600
40	45.00	63.70	42.50	49.80	15,410	7,550

備　考

明治三十五年二月十三日賣買開始(四萬三千株)

同　四十年六月三十日舊株へ併合

36. 房總鐵道會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	新落 円	円	円	株	株
28	50.00	68.50	56.30	61.33	41,520	5,765
29	50.00	68.00	44.00	57.30	58,475	6,755
30	50.00	59.00	41.80	47.98	7,570	2,130
31	50.00	43.50	26.00	33.40	590	50
32	50.00	41.10	26.00	32.23	5,970	2,230
33	50.00	35.00	12.80	21.88	75,420	9,900
34	35.00	16.20	4.60	7.63	16,050	4,910
35	35.00	9.85	5.60	6.90	10,910	3,650
36	35.00	14.20	9.20	10.70	4,520	580
37	35.00	10.30	8.80	9.32	520	1,540
38	35.00	17.00	9.80	12.20	80	20
39	35.00	30.00	16.00	24.52	14,100	3,960
40	35.00	33.00	33.00	33.00	560	920

備　考

明治二十八年五月二十二日賣買開始(九千二百株)

同　三十四年七月二十三日資本金四百九十四萬五千圓を三百四萬五千圓(六萬九百株)に減少し、一株金五十圓拂込濟を三十五圓拂込に變更

同　四十二年八月國有となる

□ 房總鐵道會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
29	50.00	50.00	43.50	46.10	21,460	5,680
30	50.00	59.50	42.00	50.20	2,760	880

備　考

明治二十九年四月二十日賣買開始(一萬四千八百株)

同　三十年七月舊株へ併合

37. 成田鐵道會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
29	45.00	76.10	72.00	74.30	80,540	7,590
30	50.00	101.00	52.00	77.07	53,820	6,860
31	50.00	64.50	45.50	54.03	24,740	3,370
32	50.00	58.00	45.80	51.99	36,480	4,960
33	50.00	50.00	30.00	36.92	12,540	3,060
34	50.00	37.10	23.00	30.13	30,030	4,380
35	50.00	36.95	26.10	31.20	41,630	5,730
36	50.00	34.80	21.70	22.37	41,110	4,350
37	50.00	30.00	21.50	26.23	18,500	6,750
38	50.00	39.50	26.20	32.40	51,410	9,550
39	50.00	51.00	32.70	39.46	139,500	18,790
40	50.00	52.95	26.50	33.49	85,020	15,770
41	50.00	30.00	24.00	27.40	3,690	2,150
42	50.00	37.90	30.00	32.91	6,050	2,450
43	50.00	48.30	35.00	40.97	17,830	5,810
44	50.00	47.75	43.65	45.67	5,610	2,850
45 / 大正 1	50.00	53.00	48.80	51.68	2,530	1,090
2	50.00	52.90	52.00	52.29	140	40
4	50.00	54.20	53.80	54.00	40	—
5	50.00	65.00	60.00	62.50	70	60
7	50.00	當 63.00	60.00	62.12	60	—
8	50.00	當 90.00	87.00	88.50	20	—
9	50.00	105.00	72.00	88.47	19,810	6,010

備　考

明治二十九年五月十一日賣買開始(一萬五千株)

大正九年國有となる

□ 成田鐵道會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
30	50.00	58.00	58.00	58.00	10	—
31	50.00	當 58.00	58.00	58.00	10	—

備　考

明治三十年十二月八日賣買開始(五千株)

同　三十一年四月舊株へ併合

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
32	50.00	75.00	54.50	66.40	780	450
33	50.00	73.00	69.80	70.85	70	130
34	50.00	62.00	55.00	58.25	160	40
39	50.00	64.00	64.00	64.00	20	—

備　考
明治二十七年一月十日賣買開始(六千株)
同　四十年十月新株(一千二百株)併合

33. △播但鐵道會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
27	50.00	37.40	35.90	36.61	32,969	4,643
28	50.00	60.40	39.80	50.40	65,610	7,390
29	50.00	58.80	38.00	50.83	38,580	9,515
30	50.00	54.70	36.20	44.83	6,600	2,630
31	50.00	40.50	28.00	32.01	1,540	220
32	50.00	42.00	28.50	34.47	2,640	670
33	50.00	31.50	24.00	26.60	670	460
34	50.00	20.00	15.00	16.90	780	100

備　考
明治二十七年二月十九日賣買開始(二萬株)
同　三十六年六月一日山陽鐵道會社へ買收せらる

34. △豐州鐵道會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
27	40.00	42.00	39.00	40.72	45	—
28	50.00	71.50	57.00	64.93	210	60
29	50.00	中 67.00	67.00	67.00	40	—
31	50.00	73.80	69.50	70.43	260	40

備　考
明治二十七年十二月七日賣買開始(四萬株)
同　三十年五月新株(二萬株)併合
同　三十一年十月新株(二萬株)甲新株(二萬株)併合
同　三十四年六月一日九州鐵道會社へ合併

35. 總武鐵道會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
28	50.00	14[illegible].00	[illegible]9.70	92.24	22,490	3,4[illegible]
29	50.00	174.00	98.50	133.40	32,325	6,975
30	50.00	141.50	93.50	109.50	19,520	4,500
31	50.00	96.20	73.00	83.50	21,100	3,410
32	50.00	101.80	85.50	94.86	42,700	8,450
33	50.00	90.00	68.70	76.93	26,670	7,260
34	50.00	71.00	50.10	60.11	16,470	4,770
35	50.00	65.50	52.00	58.70	35,950	6,080
36	50.00	61.60	55.50	58.21	13,170	3,710
37	55.00	56.80	47.60	53.00	14,390	3,830
38	50.00	80.60	54.90	63.31	56,560	7,180
39	50.00	92.00	79.40	85.49	125,170	23,280
40	50.00	86.50	72.00	77.00	6,850	5,060
41	50.00	當 78.10	78.10	78.10	10	—

備　考
明治二十八年一月四日賣買開始(二萬四千株)
同　四十年六月三十日新株(四萬三千株)併合
同　四十二年七月國有となる

□總武鐵道會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
29	45.00	105.00	84.00	95.55	22,400	4,520
30	50.00	142.00	98.00	118.52	5,620	1,330

備　考
明治二十九年三月十二日賣買開始(二萬四千株)
同　三十年七月舊株へ併合

□總武鐵道會社第二新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
31	25.00	46.00	45.80	46.00	890	470
32	25.00	65.50	63.50	64.40	90	10

備　考
明治三十一年九月五日賣買開始(二萬四千株)
同　三十四年一月舊株へ併合

總武鐵道會社新株式(第三新株)

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
35	12.50	20.00	13.90	16.28	2,760	1,080
36	12.50	17.10	14.00	16.48	900	290
37	12.50	當 13.00	11.50	12.30	140	310
38	12.50	26.75	17.60	20.23	10,820	1,860

□ 九州鐵道會社第二新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
33	17.50	17.50	17.00	17.30	20	—
34	17.50	18.80	17.70	18.23	4,930	2,410
35	25.00	29.50	27.00	28.60	21,140	8,700
36	30.00	37.00	33.40	35.55	930	640
37	30.00	41.00	30.50	36.15	1,210	1,080
38	42.50	51.50	48.50	50.00	360	260

備　考
明治三十三年七月十四日賣買開始(二十萬八千株)
同　三十九年十月舊株へ併合

29. △ 筑豐(興業)鐵道會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
22	10.00	28.00	25.00	25.89	538	—
23	25.00	21.00	21.00	21.00	174	119
26	50.00	76.50	42.00	55.72	41,679	3,243
27	50.00	97.20	新落 51.50	74.79	90,129	3,646
28	50.00	106.00	68.30	87.30	12,025	1,920
29	50.00	當 95.00	95.00	95.00	5	70

備　考
明治二十二年十二月二日賣買開始(二萬株)
同　二十七年六月九日筑豐鐵道會社と改稱
同　三十年十月九州鐵道會社に買收せらる

□ 筑豐鐵道會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
28	35.00	81.00	53.00	67.38	520	120
29	45.00	中 78.50	78.00	78.30	20	190

備　考
明治二十八年六月十三日賣買開始(四萬株)
同　二十九年十月舊株へ併合

30. 參宮鐵道會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
25	23.00	22.60	21.90	22.45	558	—
26	50.00	95.20	68.00	85.21	35,132	3,938
27	50.00	88.00	45.00	64.55	37,394	3,842
28	50.00	102.50	54.00	68.43	13,495	1,820
29	50.00	195.00	84.20	105.55	11,445	2,140
30	50.00	112.00	84.90	94.13	1,460	380
31	50.00	當 91.00	90.00	90.50	20	—

備　考
明治二十五年十二月二十日賣買開始(一萬一千株)
同　三十一年四月新株(五千株)併合
同　四十二年七月國有となる

□ 參宮鐵道會社追募株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
27	38.50	42.50	38.00	39.75	7,551	1,537
28	38.50	77.50	48.30	58.32	3,640	390
29	50.00	123.50	88.00	102.10	6,265	2,415

備　考
明治二十七年四月十二日賣買開始(一萬一千株)
同　二十九年十月舊株へ併合

31. △ 大阪鐵道會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
26	50.00	78.00	72.30	74.93	259	—
27	50.00	中 80.50	80.50	80.50	92	20

備　考
明治二十六年十一月二十七日賣買開始(四萬株)
同　二十七年十二月五日追募株式(二萬株)併合
同　三十三年五月十五日關西鐵道會社へ合併

□ 大阪鐵道會社追募株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
27	25.00	39.00	34.00	37.64	26	20

備　考
明治二十七年五月八日賣買開始(二萬株)
同　年十二月五日舊株へ併合

32. 川越鐵道會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
27	45.00	49.50	39.00	45.11	19,316	2,393
28	50.00	85.20	66.00	70.76	3,525	955
29	50.00	新落 95.00	50.00	72.03	4,930	1,660
30	50.00	60.00	52.00	55.26	390	150

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
39	50.00	58.00	46.30	50.08	51,920	12,860
40	50.00	75.25	45.25	52.37	29,400	5,330
41	50.00	44.00	43.20	43.35	100	—

備　考
明治二十一年十二月一日賣買開始(六萬株)
同　二十二年八月百圓券を五十圓券に改む
同　二十九年七月二十五日城河鐵道及浪花鐵道兩會社買收
同　三十年七月第二新株(七千五百株)併合
同　三十一年七月第三新株(七萬六千五百株)併合
同　三十三年九月增募株式(十二萬株)併合
同　三十四年十月第四新株(一萬八千株)併合
同　三十五年五月十五日大阪鐵道會社を合併
同　三十八年四月增加株(一萬二千六百三十六株)併合
同　三十八年六月增資株(四萬七千株)併合
同　四十二年八月國有となる

□ 關西鐵道會社追募株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
26	12.50	26.70	17.80	22.67	42,546	2,105
27	32.00	33.00	32.00	32.35	54,699	10,715
28	47.00	75.00	66.10	70.20	29,725	4,710
29	47.00	74.10	63.00	66.05	3,795	1,515

備　考
明治二十六年九月二十五日賣買開始(七萬株)
同　二十九年七月舊株へ併合

□ 關西鐵道會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
32	25.00	29.90	26.20	27.90	3,140	650

備　考
明治三十二年四月十二日賣買開始(七萬二千株)
同　三十四年十月舊株へ併合

28. 九州鐵道會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
22	20.00	25.00	21.00	24.74	762,511	16,988
23	30.00	28.40	22.60	25.82	597,002	27,395
24	38.00	36.40	31.70	34.42	146,573	13,184
25	38.00	36.60	32.30	34.29	39,144	6,898
26	38.00	51.10	[illegible]	40.74	242,701	18,563
27	41.00	45.50	41.70	43.74	108,224	17,172
28	41.00	77.00	41.70	54.17	263,020	28,590
29	41.00	71.00	54.00	62.84	411,630	23,600
30	41.00	69.50	48.90	59.58	299,380	25,120
31	50.00	70.00	59.20	65.42	175,220	14,420
32	50.00	71.50	58.00	66.29	333,990	27,350
33	50.00	63.50	46.90	54.08	263,420	14,910
34	50.00	54.80	47.60	51.70	68,760	6,810
35	50.00	61.40	54.80	57.38	334,420	36,860
36	50.00	60.00	55.80	58.88	190,250	21,260
37	50.00	57.85	47.75	54.75	153,170	24,880
38	50.00	73.75	55.05	60.51	284,040	28,320
39	50.00	84.90	70.30	77.79	472,420	73,880
40	50.00	83.00	71.00	75.54	27,450	14,230
41	50.00	72.00	71.20	71.50	100	—

備　考
明治二十二年四月一日賣買開始(十五萬株)
同　三十年十月筑豐鐵道會社(七萬四千株)合併
同　三十二年五月增加株(舊伊萬里鐵道會社株七千株)併合
同　三十四年九月元豐州鐵道會社舊株(十萬株)併合株
同　三十五年六月增募株(唐津鐵道會社買收二萬九千株)併合
同三十五年十月第三新株(元豐州鐵道會社乙丙新株三萬六千株)併合
同　四十二年七月國有となる

□ 九州鐵道第一新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
28	13.00	37.50	19.00	28.12	132,010	8,765
29	20.00	36.50	30.10	33.62	216,290	26,820
30	25.00	46.70	30.30	37.15	172,830	29,970
31	32.00	45.80	39.30	42.44	565,220	34,290
32	40.00	54.00	43.00	50.99	371,290	59,750
33	40.00	48.70	36.50	41.56	227,640	30,020
34	50.00	54.20	50.20	52.65	76,600	16,690
35	50.00	57.40	54.50	56.30	16,830	6,180

備　考
第一株券明治二十八年七月五日賣買開始(七萬株)
第二株券同二十九年五月一日賣買開始(十一萬株)
上記二種株券は明治二十九年七月併合し新株と稱し更に同三十年五月第二株券と改稱
第三株券明治三十一年三月二十五日賣買開始(筑豐鐵道會社新株二萬三千株)
第四株券明治三十一年三月二十五日賣買開始(十七萬三千株)
上記三種の株券は明治三十一年十月併合して第一新株と稱したるが同三十五年四月舊株(本株券)へ併合

第五表　銘柄別相場高低表(長期取引—株式)（續）

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
23	20.00	22.20	14.10	17.11	150,229	18,585
24	27.00	24.40	20.30	22.88	37,483	6,513
25	27.00	25.80	21.10	23.37	13,831	2,647
26	27.00	39.90	25.60	31.41	144,288	17,615
27	30.00	33.60	29.20	31.48	42,687	6,887
28	30.00	66 00	30.30	41.60	141,855	8,220
29	30.00	新落 60.90	41.10	52.90	270,220	21,835
30	40.00	54.80	44.90	49.90	289,570	29,540
31	44.00	56.30	45.10	49.90	497,820	33,280
32	47.00	62.80	53.10	59.70	404,550	29,820
33	50.00	59.30	48.20	53.71	229,100	18,320
34	50.00	55.60	50.20	52.78	75,890	9,480
35	50.00	59.15	54.60	56.12	35,090	9,920
36	50.00	63.50	57.80	60.45	34,800	7,940
37	50.00	61.50	52.00	59.55	21,030	3,960
38	50.00	83.00	61.90	69.35	4,300	1,860
39	50.00	94.70	81.50	88.76	60,740	13,320
41	50.00	76.00	75.70	75.90	100	—

備考

明治二十一年七月二十日賣買開始(十三萬株)
同　二十二年六月二十日百圓券を五十圓券に改む從て總株數二十六萬株となる
同　三十六年六月一日播但鐵道會社を買收
同　三十七年十月二十八日讃岐鐵道會社を買收
同　三十八年九月買收株(三萬二千株)併合
同　四十二年六月國有となる

□ 山陽鐵道會社追募株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
22	5.00	6.70	4.30	5.40	52,483	5,250
23	20.00	16.60	13.90	15.81	69,445	15,089

備考

明治二十二年七月廿七日賣買開始(十五萬株但二十六萬株の內)
同　二十四年四月舊株へ併合

□ 山陽鐵道會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
29	30.00	44.40	40.20	43.00	2,270	290
30	33.00	42.80	42.80	42.80	300	370

備考

明治二十九年十月十五日賣買開始(十萬株)
同　三十年四月舊株へ併合

□ 山陽鐵道會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
33	13.00	16.50	15.00	15.80	160	80

備考

明治三十三年五月四日賣買開始(十二萬株)
同　三十五年四月舊株へ併合

27.　關西鐵道會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
21	25.00	33.10	28.00	31.24	33,802	886
22	32.50	36.90	33.30	34.92	248,226	18,726
23	45.00	34.10	25.40	30.03	199,387	10,091
24	47.00	40.20	21.70	32.82	408,601	15,846
25	47.00	44.50	34.10	37.75	149,304	14,270
26	47.00	71.50	45.20	55.64	288,590	14,725
27	47.00	67.50	41.70	54.32	176,339	9,663
28	47.00	82.50	45.80	60.05	168,595	8,455
29	50.00	80.00	55.70	68.28	453,740	17,090
30	50.00	74.00	50.40	60.33	313,030	15,380
31	50.00	新落 57.00	41.40	50.49	457,100	21,950
32	50.00	59.00	44.60	51.70	654,510	37,220
33	50.00	49.30	33.50	41.02	329,000	16,870
34	50.00	40.60	34.30	37.53	142,670	12,920
35	50.00	47.60	40.00	42.42	208,140	17,860
36	50.00	45.70	38.20	43.35	134,550	14,530
37	50.00	39.00	32.70	36.48	53,680	7,600
38	50.00	50.50	35.70	41.37	87,270	12,820

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
21	40.00	89.40	51.70	66.96	30,919	2,912
22	40.00	52.00	39.90	45.33	82,298	8,561
23	40.00	50.00	36.00	41.59	35,966	4,268
24	40.00	42.50	38.70	40.88	4,301	1,429

備　考
明治二十年十月一日賣買開始(一萬二千株)
同　二十四年六月日本鐵道に買收せらる

25. 甲武鐵道會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
21	75.00	120.00	81.20	87.63	9,145	1,108
22	85.00	108.00	107.00	107.50	886	138
23	45.00	58.50	51.20	54.48	197	76
25	45.00	84.30	62.00	71.39	1,234	—
26	45.00	141.50	82.70	108.10	8,931	2,206
27	45.00	142.00	71.00	106.00	13,306	1,432
28	45.00	163.00	98.00	116.33	3,240	545
29	45.00	192.50	110.00	142.50	17,835	3,565
30	45.00	152.00	107.00	120.93	12,270	2,360
31	45.00	113.50	91.50	98.40	1,430	760
32	45.00	136.00	98.00	117.16	2,100	1,000
33	45.00	117.00	117.00	117.00	100	40
34	45.00	101.00	79.00	90.18	630	310
35	45.00	100.00	82.00	90.40	300	210
36	45.00	113.50	106.00	110.23	730	—
37	45.00	98.00	84.00	90.92	280	610
38	45.00	91.00	90.00	90.50	20	—
39	45.00	120.00	95.00	105.59	32,210	10,200

備　考
明治二十一年七月二日賣買開始(一萬八千株)
同　二十三年三月從來の株式額面百圓券を五十圓券に改め且追募株式(一萬八千株)併合
同　四十二年五月國有となる

㊁ 甲武鐵道會社追募株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
22	50.00	90.00	89.00	89.77	75	70

備　考
明治二十二年三月二十五日賣買開始(一萬八千株の内三千株)
同　二十三年三月舊株へ併合

㊁ 甲武鐵道會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
28	35.00	125.50	125.00	125.30	850	435
29	35.00	130.00	129.00	129.50	10	—

備　考
明治二十八年一月十七日賣買開始(九千株)
同　二十九年四月舊株へ併合

㊁ 甲武鐵道會社新株式　(第二新株)

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
31	25.00	62.50	60.00	60.90	190	90
34	25.00	60.00	53.00	56.83	150	30
35	25.00	60.00	60.00	60.00	20	—
36	25.00	72.00	65.00	68.75	90	—
37	25.00	58.50	58.50	58.50	20	50
38	25.00	50.20	48.00	49.20	40	—
39	25.00	64.00	58.00	61.65	7,780	3,510

備　考
明治二十九年九月一日賣買開始(三千株)
同　三十年十月第三新株(三萬株)を併合し新株と稱す
同　四十年四月舊株へ併合

㊁ 甲武鐵道會社第二回新株式　第四第五新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
37	12.50	30.00	26.30	28.15	60	10
38	12.50	29.70	28.00	28.90	40	—
39	45.00	93.00	34.00	57.65	13,590	4,340

備　考
明治三十七年五月二十四日賣買開始(五萬株)
同　三十九年十月新株へ併合

26. 山陽鐵道會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
21	25.00	26.50	22.00	25.16	100,458	4,351
22	40.00	50.10	43.70	45.08	187,040	11,345

□ 日本鐵道會社第四回募集株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
24	50.00	中69.60	69.50	69.55	217	200

備　考

明治二十四年六月二日賣買開始(四萬株)

同　三十年一月舊株へ併合

□ 日本鐵道會社第五回募集株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
25	30.00	71.00	69.00	69.83	686	334

備　考

明治二十五年七月二十九日賣買開始(四萬株)

同　三十年一月舊株へ併合

□ 日本鐵道會社第七回募集新株式(第二新株式)

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
31	41.00	58.00	48.70	52.86	4,950	1,770
32	41.00	62.10	58.10	60.10	200	10
33	44.00	63.00	62.90	63.00	1,420	1,400

備　考

明治三十一年二月二十一日賣買開始(二十萬株)

同　三十五年七月舊株へ併合

日本鐵道會社第三新株式　(第八回募集)

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
32	12.50	29.80	22.70	26.32	206,800	24,760
33	12.50	27.40	18.60	23.03	156,470	19,840
34	12.50	24.20	19.80	21.54	31,010	9,650
35	12.50	25.70	22.00	23.57	40,420	13,270
36	12.50	28.80	23.10	24.65	21,310	7,030
37	12.50	29.00	24.50	27.91	15,050	6,850
38	20.00	58.40	34.40	40.38	49,790	15,740
39	35.00	75.70	55.05	67.22	150,970	30,920
40	35.00	66.00	62.50	64.25	2,050	2,060
41	35.00	63.00	61.50	62.25	40	—

備　考

明治三十二年二月十六日賣買開始(五十二萬株)

同　四十二年五月國有となる

23. △ 兩毛鐵道會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
20	100.00	104.10	59.20	81.16	31,776	2,125
21	100.00	88.60	71.80	80.90	19,961	2,811
22	50.00	54.10	41.80	47.83	13,950	4,818
23	50.00	51.00	42.50	45.46	2,138	1,495
24	50.00	46.00	40.00	42.54	807	736
25	50.00	63.40	45.00	52.58	8,242	92
26	50.00	101.00	63.00	81.16	98,808	11,404
27	50.00	82.80	52.80	70.55	34,439	5,544
28	50.00	91.50	55.20	72.00	24,160	2,890
29	50.00	105.00	69.70	85.29	35,415	6,580

備　考

明治二十年七月十八日賣買開始(三萬株)

同　二十二年四月百圓券を五十圓券に改め且つ追募株式(三萬株)併合

同　三十年一月日本鐵道會社へ合併

□ 兩毛鐵道會社追募株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
21	50.00	62.00	56.00	59.08	75,284	1,935
22	50.00	59.90	38.80	49.35	4,406	1,823

備　考

明治二十一年六月十五日賣買開始(三萬株の内五千株)

同　二十二年四月舊株へ併合

24. △ 水戸鐵道會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
20	40.00	63.60	47.40	55.19	9,187	537

20. ✕ 博多灣鐵道會社株式

株數41,500株
額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
年	円	円	円	円	株	株
明治 39	31.00	35.30	24.40	28.00	6,670	2,040
40	31.00	31.00	21.50	29.75	3,880	2,070
41	33.00	21.00	20.00	20.35	70	70
43	34.00	21.50	20.50	21.01	80	—
44	35.00	29.00	27.00	28.32	360	100
45 / 大正 1	35.00	33.00	27.50	30.73	320	50
9	50.00	102.50	65.00	78.44	2,460	1,840
10	50.00	74.90	73.00	75.26	3,280	2,800
11	50.00	65.30	65.00	65.15	20	—
12	50.00	50.00	42.90	47.74	13,610	1,490

備考
明治三十九年十月一日賣買開始(四萬一千五百株)
大正元年十二月賣買中止
同　九年一月六日賣買再開(四萬一千五百株)
同　十三年三月賣買中止

21. ✕ 小倉鐵道會社株式

株數70,000株
額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
年	円	円	円	円	株	株
大正 2	25.00	13.90	13.15	13.52	60	—
4	50.00	30.00	26.80	28.92	120	—

備考
大正三年七月四日賣買開始(五萬八千株)
同　四年一月十八日特別株式(一萬二千株)併合
同　八年九月二十九日賣買中止

22. 日本鐵道會社株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
年	円	円	円	円	株	株
明治 17	26.00	36.50	33.30	34.57	87,701	4,826
18	34.00	50.00	43.90	45.21	19,669	3,200
19	42.00	72.60	69.50	70.87	33,798	4,928
20	46.00	86.00	76.00	81.20	9,769	2,613
21	50.00	90.00	90.00	90.00	2	10
23	50.00	89.00	88.50	88.26	101	-
24	50.00	—	—	—	—	100
26	50.00	107.00	97.50	100.83	30	—
27	50.00	104.00	101.00	102.50	6	15
28	50.00	95.50	94.00	94.80	30	—
29	50.00	125.50	118.00	120.58	4,400	1,650
31	50.00	74.00	59.50	67.06	156,750	12,240
32	50.00	82.50	69.50	75.03	232,330	24,040
33	50.00	78.50	65.70	71.71	246,230	18,960
34	50.00	73.30	66.45	69.40	57,370	11,620
35	50.00	81.40	71.70	75.73	76,190	13,800
36	50.00	80.35	73.60	77.56	33,060	7,930
37	50.00	78.90	62.50	74.81	60,380	10,790
38	50.00	99.20	77.20	83.08	112,740	13,640
39	50.00	110.50	95.75	105.03	217,530	47,490
40	50.00	103.50	90.40	95.73	12,000	7,000
41	50.00	90.50	90.50	90.50	30	10

備考
明治十七年四月二十四日賣買開始(三十六萬株)
同　四十二年五月國有となる

□ 日本鐵道會社第二回募集株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
年	円	円	円	円	株	株
明治 18	14.00	24.20	20.20	22.13	22,480	3,750
19	22.00	46.30	43.60	45.09	247,501	15,163
20	26.00	67.00	51.90	60.73	610,720	16,920
21	34.00	80.00	64.00	68.81	169,285	11,817
22	34.00	82.00	78.50	79.96	102	229

備考
明治十八年三月二日賣買開始(四萬株)
同　三十年一月舊株へ併合

□ 日本鐵道會社第三回募集株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
年	円	円	円	円	株	株
明治 21	18.00	64.60	44.50	50.94	182,717	6,929
22	26.00	88.00	67.20	78.06	68,105	4,668

備考
明治二十一年五月十五日賣買開始(十二萬株)
同　三十年一月舊株へ併合

第五表　銘柄別相場高低表(長期取引—株式)（續）

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
4	43.00	17.00	11.70	15.56	1,120	640
5	43.00 50.00	27.80 43.00	23.50 33.00	24.54 37.56	3,790	840
6	50.00	45.00	35.10	38.36	320	230
7	50.00	51.00	49.00	44.94	70	—
8	50.00	77.80	52.50	64.15	39,260	10,150
9	50.00	70.00	47.50	57.21	9,240	4,550
10	50.00	63.00	48.20	57.49	1,460	1,370
11	50.00	65.00	64.00	64.50	20	—
12	50.00	69.90	57.50	61.57	15,130	3,930
13	50.00	62.80	56.90	59.69	1,310	180
14	50.00	71.50	59.50	68.49	2,680	1,810
15 昭和 1	50.00	84.00	70.90	75.37	6,940	4,140
2	50.00	80.00	73.00	76.08	2,710	2,580

備　考

大正三年十一月十八日賣買開始(三萬株)

同　十一年十二月一日新株(七萬株)併合

□ 京成電氣軌道會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
8	12.50	29.00	21.50	24.19	12,140	4,230
9	12.50	27.90	11.70	16.40	25,000	9,600
10	12.50 25.00 37.50	17.10 37.00 47.00	13.50 32.50 45.50	14.51 33.87 46.55	10,560	5,060
11	37.50	47.80	37.90	44.03	1,520	1,070

備　考

大正八年九月十九日賣買開始(七萬株)

同　十一年十二月一日舊株へ併合

○ 京成電氣軌道會社新株式　株數100,000株　額面 50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
15 昭和 1	12.50	53.00	39.00	46.31	970	890
2	25.00	47.40	44.00	45.80	150	210

備　考

大正十五年二月六日賣買開始(十萬株)

17. ○ 金剛山電氣鐵道會社株式　株數100,000株　額面 50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
昭和 年	円	円	円	円	株	株
2	50.00	57.00	54.40	55.62	3,100	1,500

備　考

昭和二年七月二十日賣買開始(十萬株)

○ 金剛山電氣鐵道會社新株式　株數140,000株　額面 50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
昭和 年	円	円	円	円	株	株
2	5.00	8.00	6.70	7.23	410	250

備　考

昭和二年九月二十日賣買開始(十四萬株)

18. ✕ 豐川鐵道會社株式　株數22,000株　額面 50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
29	35.00	50.50	37.00	42.30	9,000	1,490
30	50.00	59.00	40.30	48.15	17,480	3,450
31	50.00	51.00	21.70	33.34	7,220	1,550
32	50.00	48.50	18.00	39.71	8,840	1,850
33	50.00	63.00	42.00	52.22	16,560	6,280
34	50.00	中 25.00	24.50	24.50	20	

備　考

明治二十九年六月十五日賣買開始(八千株)

同　三十四年四月三十日賣買停止

豐川鐵道會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
29	35.00	47.00	40.00	43.50	80	—

備　考

明治二十九年十月一日賣買開始(二千株)

19. ✕ 中國鐵道會社株式　株數86,000株　額面 50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
30	15.50	11.50	11.50	11.50	310	160

備　考

明治三十年一月四日賣買開始(十萬株)

同　四十二年十一月二十九日資本金五百萬圓を四百三十萬圓(八萬六千株)に減少

同　四十三年三月賣買中止

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
4	40.00	35.00	32.00	33.50	260	100
5	40.00 45.00 50.00	40.00 60.80 62.00	37.05 57.00 51.90	38.39 58.50 54.48	980	340
6	50.00	65.00	53.00	58.99	1,120	830
7	50.00	68.50	64.00	66.25	220	20
10	50.00	57.10	51.00	53.32	80	—
12	50.00	55.00	50.10	53.24	180	30
13	50.00	52.00	47.80	49.96	60	—
14	50.00	53.10	49.00	51.03	2,710	660
15 昭和 1	50.00	57.40	49.80	53.25	12,090	7,010
2	50.00	56.90	50.00	52.48	2,650	2,040

備　考

明治四十五年一月二十三日賣買開始(三萬株)

大正七年九月二日飯田電燈會社を合併して一萬二千株を加ふ

同　十二年六月二日增加株式(三萬株)併合

同　十四年十月六日新株(十二萬八千株)併合

□ 伊那電車軌道會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
10	12.50 15.00	23.50 當15.00	22.00 15.00	22.75 15.00	200	80
12	30.00 35.00 45.00	32.80 38.50 40.00	32.80 37.50 40.00	32.80 38.08 40.00	120	10
13	45.00	45.00	37.00	42.15	90	—
14	45.00 50.00	47.00 52.60	44.40 50.50	45.59 51.88	1.270	160

備　考

大正十年六月一日賣買開始(十二萬八千株)

同　十四年十月六日舊株へ併合

○ 伊那電車軌道會社新株式

株數313,300株
額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
15 昭和 1	5.00	8.90	8.90	8.90	50	—
2	5.00	7.80	5.50	6.56	4,230	1,770

備　考

大正十五年十二月六日賣買開始(三十萬株)

昭和二年十月六日諏訪電鐵會社合併に付一萬三千三百株を加ふ

15. ○ 王子電氣軌道會社株式

株數130,000株
額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
45 大正 1	40.00	38.60	29.50	31.03	9,420	2,170
2	50.00	40.00	37.00	39.16	230	660
8	50.00	75.00	37.10	53.69	120	—
9	50.00	68.00	47.00	55.17	200	110
10	50.00	87.90	78.60	84.06	190	20
11	50.00	99.00	73.00	82.99	3,080	1,500
13	50.00	88.00	88.00	88.00	10	—
14	50.00	76.00	74.70	75.17	170	60

備　考

明治四十五年三月一日賣買開始(二萬株)

大正十年十月一日新株(四萬株)併合

同　十四年四月六日新株(七萬株)併合

□ 王子電氣軌道會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
8	20.00	42.50	23.30	33.51	5,350	3,660
9	30.00	77.00	28.00	43.29	970	750
10	30.00 40.00	58.00 69.00	54.90 56.00	56.18 66.95	730	190

備　考

大正七年一月二日賣買開始(四萬株)

同　十年十月一日舊株へ併合

○ 王子電氣軌道會社新株式

株數150,000株
額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
15 昭和 1	12.50	33.50	33.30	33.40	220	210
2	12.50	28.50	23.50	26.20	70	30

(備考)

大正十四年十一月二十六日賣買開始(十五萬株)

16. ○ 京成電氣軌道會社株式

株數100,000株
額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
3	36.00	13.60	11.00	12.59	290	30

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
5	50.00	55.50	45.20	51.24	1,270	360
6	50.00	當 45.00	41.50	42.01	230	330
8	50.00	75.50	43.10	56.84	10,870	3,650
9	50.00	74.90	42.00	53.89	6,730	4,340
10	50.00	59.10	48.90	52.09	1,340	620
11	50.00	61.00	59.00	63.93	390	30
12	50.00	當 56.60	56.60	56.60	10	30
14	50.00	42.80	36.00	39.73	1,120	580
15 昭和 1	50.00	50.00	37.00	42.35	2,520	2,430
2	50.00	50.00	44.00	47.31	1,260	1,530

備考
明治三十二年四月一日賣買開始(一千七百株)
同　三十五年三月二十八日一割優先株(三千五百株)發行
大正六年十月一日新株(二萬六千株)併合
同　十年四月一日八分優先株(二萬二千株)併合
同　十一年三月一日一割優先株(三千五百株)併合

□ 小田原電氣鐵道會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
32	42.50	63.00	56.50	60.57	26,260	4,600
33	50.00	68.00	60.00	64.67	1,580	940

備考
明治三十二年四月一日賣買開始(一萬二千三百株)
同　三十三年六月舊株へ併合

□ 小田原電氣鐵道會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
5	30.00	32.40	22.00	28.22	4,170	1,120
6	30.00	24.40	22.30	23.65	660	1,900

備考
大正五年四月賣買開始(一萬二千八百株)
同　六年十月一日舊株へ併合

○ 小田原電氣鐵道會社新株式　株數66,000株　額面 50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
14	20.00	13.30	13.20	13.25	20	—

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
15	20.00	21.00	13.00	15.67	410	130
昭和 1	25.00	22.00	18.00	20.73		

備考
大正十二年九月一日賣買開始(六萬六千株)

13. ○ 玉川電氣鐵道會社株式　株數110,000株　額面 50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
36	12.50	17.00	12.95	15.10	2,450	—
37	25.00	21.50	21.50	21.50	3,680	1,360
38	37.50	38.55	27.00	33.47	3,750	1,360
39	50.00	30.00	30.00	30.00	70	50
40	50.00	35.50	35.00	35.10	110	80
41	50.00	25.50	24.00	24.50	90	50
大正 13	40.00	78.50	76.00	77.43	1,530	40
14	40.00 50.00	77.00 77.50	77.00 76.00	77.00 77.00	770	730
15 昭和 1	50.00	78.00	78.00	78.00	20	20
2	50.00	79.00	73.00	74.93	230	200

備考
明治三十六年十二月九日賣買開始(八千株)
同　三十九年九月九日第一優先株(四千株)を發行し普通株に先ち年九分の利益配當を受く
同　四十四年四月九日第二優先株(八千株)を發行し普通株に先立ち年六分の利益配當を受く
大正四年十二月十八日賣買中止
同　十三年十一月十五日賣買再開(六萬株)
同　十四年六月二十日增加株式(五萬株)併合

○ 玉川電氣鐵道會社新株式　株數140,000株　額面 50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
15 昭和 1	12.50	38.00	35.60	37.14	610	440

備考
大正十五年二月八日賣買開始(十四萬株)

14. ○ 伊那電車軌道會社株式　株數200,000株　額面 50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
45 大正 1	17.50	18.95	16.00	16.91	8,820	2,820
2	17.50	16.00	15.20	15.52	160	40

□ 京濱電氣鐵道會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
40	12.50	32.00	32.00	32.00	20	—
41	12.50	21.00	19.80	20.47	500	240
42	12.50	23.50	18.50	20.13	750	410
43	17.50	20.00	20.00	20.00	20	510
44	25.00	24.00	17.05	20.19	3,620	1,960
45 大正 1	25.00	27.60	20.00	23.29	16,410	5,000
2	30.00	23.45	18.80	20.48	2,010	1,430
3	37.50	22.50	15.45	18.60	3,200	1,740
4	40.00	23.60	23.60	23.60	150	100
5	40.00	37.70	20.00	28.59	13,500	4,280
6	40.00	41.50	27.50	31.98	1,560	1,240
7	40.00	49.80	43.00	46.10	1,430	520
8	40.00 50.00	83.00 96.50	48.50 87.50	61.39 95.39	11,880	3,720

備考
明治四十年八月二十日賣買開始(五萬一千株)
大正八年十月一日舊株へ併合

○ 京濱電氣鐵道會社新株式　株數198,000株　額面 50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
昭和 年	円	円	円	円	株	株
2	25.00	33.00	25.10	29.05	160	110

備考
大正九年七月二十三日賣買開始(十九萬八千株)

10. ○ 阪神電氣鐵道會社株式　株數600,000株　額面 50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
35	17.50	21.00	13.00	16.05	130	10
36	32.50	54.80	35.50	44.00	15,840	790
37	32.50	58.10	35.00	52.56	4,450	2,560
38	50.00	85.60	64.50	77.91	8,420	1,230

備考
明治三十五年三月八日賣買開始(三萬株)
同　四十年十月新株(三萬株)併合
同　四十三年十月二十八日北大阪電氣軌道會社を合併
同　四十四年四月二十日新株(三萬株)併合
大正六年二月一日新株(六萬株)併合
同　八年八月一日新株(七萬株)併合
同　十三年四月一日新株(二十九萬株)併合
同　十四年九月十六日新株(十萬株)併合

11. ○ 京阪電氣鐵道會社株式　株數698,000株　額面 50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
39	12.50	70.50	68.90	69.70	1,980	—
40	12.50	99.70	12.80	34.39	226,560	30,560
41	12.50	28.40	18.25	20.10	100,820	14,910
42	12.50	56.50	23.80	42.05	42,350	12,560
43	50.00	74.40	55.70	62.94	80,740	8,180
44	50.00	65.55	55.00	61.31	2,100	890
45 大正 1	50.00	65.50	60.00	63.55	490	270
4	50.00	50.60	48.00	49.56	310	20
8	50.00	75.90	50.00	64.24	2,210	930
9	50.00	中 75.00	57.00	63.24	340	—

備考
明治三十九年十二月二十七日賣買開始(十四萬株)
大正二年四月新株(七萬株)併合
同　十年二月一日新株(十一萬株)併合
同　十一年十月二日和歌山水力會社合併に付二十三萬株を加ふ
同　十四年六月二十六日京津電鐵會社合併に付六萬五千株を加ふ
同　十五年六月二十六日日高川水力電氣會社合併に付八萬三千株を加ふ

□ 京阪電氣鐵道會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
8	25.00	51.00	49.70	49.96	380	30

備考
大正八年九月十九日賣買開始(十一萬株)
同　十年二月一日舊株へ併合

12. ○ 小田原電氣鐵道會社株式　株數66,000株　額面 50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
32	50.00	62.00	53.00	57.93	340	240
33	50.00	65.00	42.20	53.53	2,090	210
34	50.00	41.00	31.00	35.13	1,880	850
39	50.00	81.00	29.00	52.81	8,250	3,120
40	50.00	97.00	44.00	60.12	4,340	1,460
43	50.00	50.50	49.00	49.75	30	10

第五表　銘柄別相場高低表(長期取引—株式)（續）

○西武鐵道會社新株式

株數140,000株　額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
昭和 年	円	円	円	円	株	株
2	5.00 15.00	13.80 22.40	13.80 22.40	13.80 22.40	20	—

備考

大正十五年十二月十五日賣買開始(十四萬株)

7. ○常總鐵道會會株式

株數20,000株　額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
2	30.00	27.50	27.00	27.17	70	10
5	50.00	29.00	25.00	26.97	90	—

備考

大正二年四月二十五日賣買開始(二萬株)

8. ○南海鐵道會社株式

株數480,000株　額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
30	37.00	67.00	47.50	55.36	990	300
明治 年	円	新落 円	円	円	株	株
40	50.00	154.00	66.00	99.00	91,290	15,870
41	50.00	79.40	59.10	69.50	46,600	5,900
42	50.00	75.50	54.20	65.33	99,300	9,280
43	50.00	65.00	42.50	53.39	23,800	5,400
44	50.00	49.45	38.00	43.84	12,750	3,620
45 大正 1	50.00	54.75	42.30	47.32	18,780	4,360
2	50.00	44.00	36.80	40.58	2,780	1,310
3	50.00	39.00	25.00	31.58	1,850	910
4	50.00	33.00	23.90	27.87	1,960	520
5	50.00	51.00	30.50	38.91	15,010	5,040
6	50.00	52.50	36.50	42.59	2,310	1,560
7	50.00	60.50	47.00	54.01	8,470	3,670
8	50.00	101.30	60.00	77.03	62,130	13,520
9	50.00	88.50	50.50	60.65	21,310	16,670
10	50.00	72.30	58.60	63.28	4,220	1,980
11	50.00	66.50	64.00	64.64	700	770
12	50.00	69.70	65.10	66.84	340	220
13	50.00	63.00	54.90	59.39	5,050	1,790
14	50.00	68.50	63.10	66.04	5,260	5,020
15 昭和 1	50.00	71.50	65.30	69.01	810	690
2	50.00	57.30	53.90	55.04	1,230	1,200

備考

明治三十年二月二十五日賣買開始(五萬六千株)
同　四十三年二月十二日新株(四萬四千株)併合
同　年四月新株(六千八百株)併合（浪速電車軌道會社合併に付發行分）
同　四十四年四月二十八日資本金百四十六萬圓を千萬圓(二十萬株)に増加
大正四年四月十日阪堺電氣軌道會社を合併
同　七年六月一日新株(十八萬二千株)併合
同　十一年十月二日新株(十五萬一千二百株)併合
同　十三年八月一日大阪高野鐵道會社合併に付四萬株を加ふ

備考

明治三十五年三月三日賣買開始(一萬七千株)
同　三十九年十二月新株(三萬四千株)併合
大正八年十月一日新株(五萬一千株)併合

9. ○京濱電氣鐵道會社株式

株數102,000株　額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
35	30.00	27.00	25.00	25.80	50	10
36	50.00	67.20	54.10	62.30	38,990	4,710
37	50.00	61.30	42.15	53.03	32,120	5,400
38	50.00	84.50	50.90	69.62	109,750	9,890
39	50.00	190.00	86.00	131.66	124,690	13,090

□京濱電氣鐵道會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
37	12.50	17.50	13.20	15.30	2,790	950
38	12.50	56.90	51.60	53.30	155,410	17,900
39	37.50	179.80	58.00	96.89	123,410	16,050

備考

明治三十七年九月五日賣買開始(三萬四千株)
同　三十九年十二月舊株へ併合

○青梅鐵道會社新株式

株數46,000株
額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
15 昭和 1	15.00	39.50	34.90	36.97	450	70
2	15.00 20.00	39.00 40.70	37.40 34.00	37.89 39.59	360	20

備考

大正十五年八月二十日賣買開始(四萬六千株)

4. ○朝鮮輕便中央鐵道會社株式

株數60,000株
額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
7	37.50	38.50	32.00	35.17	70	20
8	50.00	68.40	45.00	56.60	51,330	16,890
9	50.00	50.70	28.00	36.48	10,990	6,900
10	50.00	46.00	30.00	39.86	14,930	4,220
12	50.00	39.50	35.10	36.80	30	—

備考

大正七年十月一日賣買開始(六萬株)

同　八年四月一日朝鮮中央鐵道株式會社と改稱

同　十二年十一月八日朝鮮鐵道株式會社と改稱

○朝鮮(中央)鐵道會社新株式

株數180,000株
額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
10	12.50	8.00	7.50	7.83	90	10
11	12.50	8.10	7.40	7.75	90	40

備考

大正十年三月十日賣買開始(十八萬株)

5. ○富士身延鐵道會社株式

株數80,000株
額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
4	12.50	6.00	4.50	5.27	1,170	390
5	12.50 20.00	10.00 19.00	5.70 13.50	7.31 16.45	5,030	2,100
6	20.00	16.50	15.70	16.07	170	480
7	30.00	30.00	30.00	30.00	20	—
8	30.00 [illegible]	[illegible] 41.60	24.00 [illegible]	26.80 33.42	41,640	10,340
9	35.00 40.00	36.80 37.90	31.40 [illegible]	33.66 [illegible]	29,710	9,090

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
10	40.00	49.60	38,10	43.86	74,700	29,610
11	40.00	44.00	37.00	40.16	3,210	1,660
12	40.00	48.70	38.00	44.60	26,310	8,180
13	40.00	38.00	38.00	38.00	10	60
14	40.00	45.90	42.00	44.25	250	20
15 昭和 1	40.00	65.80	47.00	52.54	6,540	3,360
2	50.00	70.00	62.00	66.64	650	500

備考

大正四年四月二十二日賣買開始(八萬株)

○富士身延鐵道會社新株式

株數80,000株
額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
14	17.50	21.00	20.90	20.95	110	—
15 昭和 1	17.50	29.30	23.60	26.35	5,920	2,930
2	17.50	32.60	27.50	29.65	330	210

備考

大正十二年九月一日賣買開始(八萬株)

○富士身延鐵道會社第二新株式

株數160,000株
額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
15 昭和 1	5.00	15.50	14.80	15.00	1,930	860
2	5.00 12.50	17.90 27.50	15.00 20.50	17.04 22.91	5,960	2,690

備考

大正十五年八月十日賣買開始(十六萬株)

6. ○西武鐵道會社株式

株數120,000株
額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
14	30.00	38.80	35.80	36.87	2,910	1,230
15 昭和 1	30.00 40.00	41.00 63.50	36.90 48.00	38.79 53.85	15,940	16,760
2	40.00 50.00	52.00 50.00	50.50 50.00	51.25 50.00	40	10

備考

大正十四年九月一日賣買開始(十二萬株)

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
40	50.00	69.95	38.05	51.08	122,700	20,580
41	50.00	新落 49.40	36.05	41.53	17,220	4,660
42	50.00	62.90	38.50	50.97	69,060	13,180
43	50.00	67.75	55.00	61.13	27,180	5,580
44	50.00	67.00	55.00	59.94	2,880	1,170
45 大正 1	50.00	91.00	66.80	79.30	39,430	8,270
2	50.00	80.00	70.00	73.86	3,190	1,400
3	50.00	71.50	57.50	64.50	190	60
4	50.00	70.00	62.00	67.28	110	150
5	50.00	77.80	62.50	66.73	3,650	1,630
6	50.00	70.50	65.00	68.36	220	820
7	50.00	66.00	66.00	66.00	140	140
8	50.00	90.10	78.50	87.15	770	350
9	50.00	116.00	73.00	90.25	1,330	750
10	50.00	107.00	83.10	90.44	5,610	1,660
11	50.00	82.10	80.00	81.05	280	150
13	50.00	當 81.80	81.00	81.40	20	10
14	50.00	99.00	97.00	98.25	110	10
15 昭和 1	50.00	95.00	90.00	92.57	960	220
2	50.00	94.90	92.50	93.97	130	60

備　考

明治三十一年十二月二十日賣買開始(五萬三千株)
同　四十五年三月三十日佐野鐵道會社を合併
大正元年十二月二十五日資本金五百三十九萬圓を九百萬圓(十八萬株)に増加
同　元年十二月合併新株(千八百株)併合
同　九年二月一日新株(十二萬五千二百株)併合
同　九年四月二十七日東上鐵道合併

□東武鐵道會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
42	12.50	11.00	5.00	8.02	370	160
43	12.50	11.80	10.00	10.81	2,730	1,670
45 大正 1	20.00	51.95	37.00	46.92	19,550	6,020
2	20.00	42.00	38.55	40.25	1,710	720
4	20.00	36.00	30.00	32.06	160	—
5	20.00	當 30.20	29.30	29.70	70	80

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
8	25.00 40.00	63.90 70.60	49.00 66.00	55.51 68.80	2,440	1,370
9	50.00	111.90	93.00	95.61	1,790	1,280

備　考

明治四十二年九月一日賣買開始(五萬三千株)
大正五年八月一日第二新株(七萬二千二百株)併合
同　九年二月一日舊株へ併合

○東武鐵道會社新株式

株數310,000株
額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
10	12.50	37.00	29.50	33.16	4,070	1,710
11	12.50	31.00	31.00	31.00	270	280
12	12.50	當 27.00	27.00	27.00	40	—
13	12.50	當 30.30	20.00	30.15	100	100
15 昭和 1	25.00	53.50	53.50	53.50	40	10
2	25.00	52.00	51.50	51.75	110	50

備　考

大正九年十月二十六日賣買開始(九萬株)
同　十一年二月一日第二新株(二十二萬株)併合

3. ○青梅鐵道會社株式

株數30,000株
額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
14	50.00	79.00	74.80	76.86	400	190
15	50.00	87.00	82.50	85.00	90	30

備　考

大正十四年五月二十五日賣買開始(三萬株)

□青梅鐵道會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
3	40.00	46.60	44.80	45.37	370	30
4	40.00	45.50	45.50	45.50	100	360

備　考

明治四十二年三月一日賣買開始(一萬株)
大正六年十月一日舊株へ併合

第五表　銘柄別相場高低表(長期取引―株式)（續）

(A) 運　　　輸

1. ○ 南滿洲鐵道會社株式

株數800,000株
額面　100圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
3	200.00	188.80	179.00	183.69	260	60
4	100.00	151.00	122.70	135.91	243,910	19,390
5	100.00	166.10	134.20	148.78	165,220	35,090
6	100.00	149.00	112.60	136.73	18,960	8,110
7	100.00	159.90	124.50	134.51	16,170	2,670
8	100.00	203.00	145.00	167.14	94,310	27,000
9	100.00	225.00	96.10	131.85	73,950	18,090
10	100.00	128.00	107.10	116.85	82,990	25,470
11	100.00	119.50	96.00	108.13	36,320	12,320
12	100.00	113.00	103.50	108.17	17,650	5,900
13	100.00	113.00	101.90	107.79	8,390	6,430
14	100.00	125.90	113.30	119.89	10,590	8,200
15 昭和 1	100.00	136.00	123.20	127.76	8,080	6,410
2	100.00	136.50	117.00	130.02	22,120	15,600

備　考
大正三年十月一日賣買開始(十萬株)
同　四年十二月二百圓券を百圓券に改む從て株數二十萬株となる
同　九年六月一日新株(四十萬株)第二新株(二十萬株)併合

□ 南滿洲鐵道會社新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
3	20.00	20.95	19.80	20.24	180	80
4	20.00	56.35	33.45	40.87	1,344,270	58,940
5	20.00 30.00	66.45 84.00	52.00 59.00	57.72 71.14	831,190	84,910
6	30.00 50.00	67.00 92.10	54.40 60.80	59.33 76.50	296,750	61,670
7	50.00 70.00	71.90 120.90	64.90 81.90	67.37 92.29	193,700	39,800
8	70.00 85.00 100.00	133.00 179.90 190.70	110.80 128.50 163.10	119.68 150.80 174.50	209,340	55,320
9	100.00	226.90	151.30	181.56	96,480	25,450

備　考
大正三年十月一日賣買開始(二十萬株)
同　四年十二月株數分割の結果四十萬株となる
同　九年四月一日舊株へ併合

□ 南滿洲鐵道會社第二新株式

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
7	30.00	83.00	42.00	56.70	161,260	14,890
8	30.00 50.00 70.00	97.90 147.90 164.50	72.10 93.60 135.20	80.16 115.52 146.35	348,230	52,600
9	100.00	219.90	168.90	181.16	93,590	21,930

備　考
大正七年五月十五日賣買開始(二十萬株)
同　九年四月一日舊株へ併合

○ 南滿洲鐵道會社新株式

株數800,000株
額面　100圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	株	株
9	15.00	19.80	18.00	18.97	580	140
10	15.00	30.10	22.90	25.94	110,310	28,490
11	15.00 30.00	35.10 35.00	20.40 30.50	26.19 33.03	49,090	18,900
12	30.00	37.90	32.10	34.52	13,340	6,700
13	30.00	38.00	31.50	33.07	3,720	2,450
14	30.00 50.00	41.80 64.00	35.70 61.00	37.83 62.68	27,500	10,050
15 昭和 1	50.00	71.40	63.30	66.40	46,540	41,470
2	50.00	72.00	63.00	67.23	69,780	51,640

備　考
大正九年十月二十五日賣買開始(八十萬株)

2. ○ 東武鐵道會社株式

株數188,000株
額面　50圓

年次	拂込	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	株	株
31	17.00	14.10	14.10	14.10	210	—
32	22.00	31.00	21.50	26.61	130,340	14,830
33	25.00	22.90	22.00	22.40	25,210	6,680
34	30.00	19.00	14.30	17.34	3,750	1,560
35	30.00	27.80	15.00	21.65	47,640	9,020
36	40.00	26.80	19.00	23.59	5,550	1,540
37	40.00	23.70	15.90	19.68	11,910	5,180
38	50.00	27.70	21.10	23.35	19,120	7,230
39	50.00	59.40	26.00	36.47	119,020	15,550

第五表　銘柄別相場高低表(長期取引―株式)　(續)

(I) 窯業

頁

1 品川白煉瓦株式會社 …… 236

2 日本セメント株式會社 …… 237

3 淺野セメント株式會社 …… 238

4 磐城セメント株式會社 …… 238

5 愛知セメント株式會社 …… 239

(J) 銀行·保險業

1. 銀行

1 日本興業銀行 …… 239

2 横濱正金銀行 …… 239

3 第三銀行 …… 240

4 第一國立銀行 …… 240

5 第二國立銀行 …… 241

6 第六國立銀行 …… 241

7 第三國立銀行 …… 241

8 第八國立銀行 …… 241

9 第十三國立銀行 …… 241

10 第十四國立銀行 …… 241

11 第十九國立銀行 …… 241

12 第二十七國立銀行 …… 241

13 第三十國立銀行 …… 241

14 第三十二國立銀行 …… 241

15 第三十九國立銀行 …… 242

16 第四十國立銀行 …… 242

17 第四十五國立銀行 …… 242

18 第六十國立銀行 …… 242

19 第百國立銀行 …… 242

20 第九十五國立銀行 …… 242

21 第七十七國立銀行 …… 242

22 第七十四國立銀行 …… 242

23 第百三十二國立銀行 …… 243

24 第百七國立銀行 …… 243

25 東京商業銀行 …… 243

26 日本興業銀行 …… 243

27 北濱銀行 …… 243

28 同伸株式會社 …… 243

2. 保險

頁

1 東京火災保險株式會社 …… 243

2 横濱火災海上保險株式會社 …… 244

3 共同火災保險株式會社 …… 244

4 帝國火災保險株式會社 …… 244

5 東京火災海上保險株式會社 …… 245

6 明教生命保險株式會社 …… 245

(K) 取引所

1 東京株式取引所 …… 245

2 東京米穀商品取引所 …… 246

3 横濱取引所 …… 248

4 大阪株式取引所 …… 248

5 大阪堂島米穀取引所 …… 249

6 名古屋株式取引所 …… 249

7 大連株式商品取引所 …… 249

8 大連取引所信託株式會社 …… 249

9 東京商品取引所 …… 249

10 横濱株式取引所 …… 250

11 東京十二商品取引所 …… 250

12 横濱米麗雑穀取引所 …… 250

(L) 雑業

1 日本不動産株式會社 …… 250

2 東京建物株式會社 …… 251

3 東洋拓殖株式會社 …… 251

4 日本活動寫眞株式會社 …… 252

5 松竹キネマ株式會社 …… 252

6 秋田木材株式會社 …… 252

7 玉川水道株式會社 …… 253

8 箱根土地株式會社 …… 253

9 横濱倉庫株式會社 …… 253

10 日本家畜市場株式會社 …… 253

11 歌舞伎座株式會社 …… 254

12 日本胞衣株式會社 …… 254

13 東京博善株式會社 …… 254

14 東京精米株式會社 …… 254

15 小樽木材株式會社 …… 254

16 南洋貿易株式會社 …… 255

17 中外倉庫株式會社 …… 255

18 中央倉庫株式會社 …… 255

第五表　銘柄別相場高低表(長期取引—株式)（續）

頁
3 東京製氷株式會社…………………212
4 横濱製氷株式會社…………………212

6. 製　　　菓

1 森永製菓株式會社…………………212

(E) 鑛　　　業

1. 炭　　　礦

1 北海道炭礦汽船株式會社…………212
2 入山採炭株式會社…………………214
3 磐城炭礦株式會社…………………214
4 九州炭礦汽船株式會社……………215
5 久原鑛業株式會社…………………215
6 三菱鑛業株式會社…………………216
7 王城炭礦株式會社…………………216
8 大日本炭礦株式會社………………216
9 八溝金山株式會社…………………216
10 石狩石炭株式會社…………………217
11 豊前採炭株式會社…………………217
12 大東鑛業株式會社…………………217
13 日本煉炭株式會社…………………217
14 帝國石材株式會社…………………218

2. 石　　　油

1 日本石油株式會社…………………218
2 東洋石油株式會社…………………219
3 旭石油株式會社……………………219
4 北越石油株式會社…………………219
5 遠越石油株式會社…………………219
6 寶田石油株式會社…………………219
7 巴石油株式會社……………………220
8 南北石油株式會社…………………220
9 帝國石油株式會社…………………220

(F) 機械器具工業

1. 造　　　船

1 東京石川島造船所…………………220
2 横濱船渠株式會社…………………221
3 浦賀船渠株式會社…………………222
4 函館船渠株式會社…………………222

2. 其　　　他

頁
1 新潟鐵工所…………………………222
2 東京電氣株式會社…………………223
3 古河電氣工業株式會社……………223
4 日本皮革株式會社…………………223
5 東京製綱株式會社…………………224
6 東京瓦斯電氣工業株式會社………225
7 明治製革株式會社…………………225
8 横濱電線製造株式會社……………225

(G) 金屬工業

1 日本鋼管株式會社…………………226
2 東京鋼材株式會社…………………226
3 東洋製鐵株式會社…………………227
4 日東製鋼株式會社…………………227
5 日本製鐵株式會社…………………227

(H) 化學工業

1. 製　　　紙

1 富士製紙株式會社…………………227
2 王子製紙株式會社…………………229
3 樺太工業株式會社…………………230
4 日本紙業株式會社…………………230
5 東京板紙株式會社…………………230

2. 肥　　　料

1 大日本人造肥料株式會社…………231
2 日本窒素肥料株式會社……………232
3 ラサ島燐礦株式會社………………233
4 日本舍密肥料株式會社……………233
5 帝國肥料株式會社…………………233

3. 其　　　他

1 日本ペイント製造株式會社………234
2 日本化學工業株式會社……………234
3 電氣化學工業株式會社……………235
4 帝國火藥工業株式會社……………235
5 熱帶產業株式會社…………………236
6 關東曹達株式會社…………………236
7 日本硝子工業株式會社……………236
8 星製藥株式會社……………………236

頁
10 尾張紡績株式會社 …… 185
11 下野紡績株式會社 …… 185
12 小名木川綿布株式會社 …… 185
13 三池紡績株式會社 …… 185
14 上海紡績株式會社 …… 185
15 東京瓦斯紡績株式會社 …… 185
16 宮城紡績電燈株式會社 …… 186
17 東京キャリコ製織株式會社 …… 186
18 尼崎紡績株式會社 …… 186
19 日本メリヤス製造株式會社 …… 187

2. 製　絲

1 片倉製絲紡績株式會社 …… 187
2 日本絹綿紡績株式會社 …… 187
3 絹絲紡績株式會社 …… 187

3. 毛　織

1 東洋モスリン株式會社 …… 187
2 上毛モスリン株式會社 …… 188
3 東京モスリン紡織株式會社 …… 189
4 東京毛織株式會社 …… 190
5 東京絹毛紡績株式會社 …… 191
6 東洋毛織株式會社 …… 191
7 東京製絨株式會社 …… 192

4. 製　麻

1 帝國製麻株式會社 …… 192
2 日本製麻株式會社 …… 193
3 北海道製麻株式會社 …… 194
4 日本麻絲株式會社 …… 194

(D) 食料品工業

1. 製　糖

1 大日本製糖株式會社 …… 195
2 鹽水港製糖株式會社 …… 196
3 臺灣製糖株式會社 …… 197
4 新高製糖株式會社 …… 198
5 帝國製糖株式會社 …… 198
6 明治製糖株式會社 …… 199
7 大正製糖株式會社 …… 199
8 東洋製糖株式會社 …… 200
9 臺南製糖株式會社 …… 200

頁
10 臺東製糖株式會社 …… 201
11 南滿洲製糖株式會社 …… 201
12 札幌製糖株式會社 …… 201
13 八重山製糖株式會社 …… 202
14 高砂製糖株式會社 …… 202
15 臺北製糖株式會社 …… 202
16 中央製糖株式會社 …… 202
17 南日本製糖株式會社 …… 202
18 北港製糖株式會社 …… 202
19 埔里製糖株式會社 …… 202
20 臺東拓殖製糖株式會社 …… 202
21 沖臺拓殖製糖株式會社 …… 203

2. 釀　造

1 大日本麥酒株式會社 …… 203
2 日本麥酒鑛泉株式會社 …… 204
3 麒麟麥酒株式會社 …… 205
4 日本麥酒株式會社 …… 205
5 帝國麥酒株式會社 …… 206
6 櫻田麥酒株式會社 …… 206
7 日本醬油釀造株式會社 …… 206

3. 製　粉

1 日清製粉株式會社 …… 206
2 日本製粉株式會社 …… 207
3 東亞製粉株式會社 …… 208

4. 水　産

1 東洋捕鯨株式會社 …… 208
2 日魯漁業株式會社 …… 208
3 日本漁業株式會社 …… 209
4 明治漁業株式會社 …… 209
5 日本昆布株式會社 …… 209
6 帝國水産株式會社 …… 210
7 東洋漁業株式會社 …… 210
8 大日本水産株式會社 …… 210
9 輸出食料品株式會社 …… 210
10 横濱魚油株式會社 …… 210
11 官鹽販賣株式會社 …… 211

5. 製　氷

1 日東製氷株式會社 …… 211
2 日本製氷株式會社 …… 212

2. 船舶

頁
1 日本郵船株式會社…………153
2 東京灣汽船株式會社…………154
3 大阪商船株式會社…………155
4 日本海運株式會社…………156
5 東京海運株式會社…………156
6 東洋汽船株式社會…………156

3. 其他

1 東京乘合自動車株式會社…………157
2 内國通運株式會社…………158
3 日本運輸株式會社…………159
4 利根運河株式會社…………159

(B) 電氣·瓦斯業

1. 電氣

1 東京電燈株式會社…………159
2 宇治川電氣株式會社…………162
3 函館水力電氣株式會社…………162
4 鬼怒川水力電氣株式會社…………163
5 京城電氣株式會社…………163
6 九州水力電氣株式會社…………164
7 東京電力株式會社…………165
8 吾妻川電力株式會社…………165
9 白山水力株式會社…………165
10 中央電氣株式會社…………165
11 揖斐川電氣株式會社…………165
12 東信電氣株式會社…………166
13 信濃電氣株式會社…………167
14 北海道電燈株式會社…………167
15 東部電力株式會社…………167
16 臺灣電力株式會社…………167
17 矢作水力電氣株式會社…………168
18 東邦電力株式會社…………618
19 福島電燈株式會社…………169
20 大同電力株式會社…………169
21 横濱電氣株式會社…………169
22 品川電燈株式會社…………170
頁
23 東京電力株式會社…………170
24 箱根水力電氣株式會社…………170
25 名古屋電燈株式會社…………170
26 横須賀電燈瓦斯株式會社…………171
27 利根發電株式會社…………171
28 名古屋電力株式會社…………172
29 九州電氣株式會社…………172
30 猪苗代水電株式會社…………172
31 桂川電力株式會社…………172
32 日英水電株式會社…………173
33 日本電燈株式會社…………173
34 富士水力電氣株式會社…………173
35 九州電燈鐵道株式會社…………174
36 早川電力株式會社…………174
37 帝國電燈株式會社…………174
38 靜岡電力株式會社…………174
39 武藏水力電氣株式會社…………175
40 只見川水力電氣株式會社…………175

2. 瓦斯

1 東京瓦斯株式會社…………175
2 北海道瓦斯株式會社…………177
3 朝鮮瓦斯電氣株式會社…………177
4 廣島瓦斯電氣軌道株式會社…………177
5 名古屋瓦斯株式會社…………178
6 千代田瓦斯株式會社…………178
7 日本瓦斯株式會社…………178

(C) 纖維工業

1. 紡織

1 富士瓦斯紡績株式會社…………178
2 鐘淵紡績株式會社…………179
3 日清紡績株式會社…………181
4 東洋紡績株式會社…………182
5 大日本紡績株式會社…………182
6 相模紡績株式會社…………183
7 三重紡績株式會社…………183
8 東京紡績株式會社…………184
9 日本織物株式會社…………184

第五表　銘柄別相場高低表(長期取引—株式)

(ハ) 株　　　式

(A) 運　　輸

1. 鐵道及軌道

頁

1 南滿洲鐵道株式會社 …… 130
2 東武鐵道株式會社 …… 130
3 青梅鐵道株式會社 …… 131
4 朝鮮鐵道株式會社 …… 132
5 富士身延鐵道株式會社 …… 132
6 西武鐵道株式會社 …… 132
7 常總鐵道株式會社 …… 133
8 南海鐵道株式會社 …… 133
9 京濱電氣鐵道株式會社 …… 133
10 阪神電氣鐵道株式會社 …… 134
11 京阪電氣鐵道株式會社 …… 134
12 小田原電氣鐵道株式會社 …… 134
13 玉川電氣鐵道株式會社 …… 135
14 伊那電氣軌道株式會社 …… 135
15 王子電氣軌道株式會社 …… 136
16 京成電氣軌道株式會社 …… 136
17 金剛山電氣鐵道株式會社 …… 137
18 豊川鐵道株式會社 …… 137
19 中國鐵道株式會社 …… 137
20 博多灣鐵道株式會社 …… 138
21 小倉鐵道株式會社 …… 138
22 日本鐵道株式會社 …… 138
23 兩毛鐵道株式會社 …… 139
24 水戸鐵道株式會社 …… 139
25 甲武鐵道株式會社 …… 140
26 山陽鐵道株式會社 …… 140
27 關西鐵道株式會社 …… 141
28 九州鐵道株式會社 …… 142
29 筑豐鐵道株式會社 …… 143
30 參宮鐵道株式會社 …… 143
31 大阪鐵道株式會社 …… 143
32 川越鐵道株式會社 …… 143
33 播但鐵道株式會社 …… 144
34 豐州鐵道株式會社 …… 144
35 總武鐵道株式會社 …… 144
36 房總鐵道株式會社 …… 145
37 成田鐵道株式會社 …… 145
38 京都鐵道株式會社 …… 146
39 西成鐵道株式會社 …… 146
40 太田鐵道株式會社 …… 146
41 上野鐵道株式會社 …… 146
42 北越鐵道株式會社 …… 146
43 七尾鐵道株式會社 …… 147
44 中越鐵道株式會社 …… 147
45 金邊鐵道株式會社 …… 147
46 阪鶴鐵道株式會社 …… 147
47 京釜鐵道株式會社 …… 147
48 横濱鐵道株式會社 …… 148
49 北海道鐵道株式會社 …… 148
50 岩越鐵道株式會社 …… 148
51 上武鐵道株式會社 …… 148
52 足尾鐵道株式會社 …… 148
53 東上鐵道株式會社 …… 148
54 播州鐵道株式會社 …… 149
55 東京馬車鐵道株式會社 …… 149
56 碓氷馬車鐵道株式會社 …… 150
57 千住馬車鐵道株式會社 …… 150
58 品川馬車鐵道株式會社 …… 150
59 東京電氣鐵道株式會社 …… 151
60 東京市街鐵道株式會社 …… 151
61 横濱電氣鐵道株式會社 …… 151
62 東京鐵道株式會社 …… 152
63 京都電氣鐵道株式會社 …… 152
64 箕面有馬電氣軌道株式會社 …… 152
65 成宗電氣軌道株式會社 …… 152
66 武藏電氣軌道株式會社 …… 152
67 名古屋電氣鐵道株式會社 …… 152
68 駿豆電氣軌道株式會社 …… 153

17. ○王子製紙社債第五回（七分利付）

年次	額面	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	円	円
15 / 昭和 1	100.00	98.90	98.70	98.80	25,000	—

備考

大正十五年五月十二日賣買開始（一千萬圓）

王子製紙社債第四回（八分利付）

年次	額面	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	円	円
14	100.00	100.30	100.20	100.25	85,000	—
15 / 昭和 1	100.00	(高) 100.10	100.10	100.10	5,000	—

備考

大正十四年十一月十八日賣買開始（一千萬圓）

昭和二年十二月一日償還完了

18. ○富士瓦斯紡績社債第三回（八分利付）

年次	額面	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	円	円
14	100.00	100.10	100.00	100.05	20,000	—

備考

大正十四年十一月十八日賣買開始（一千萬圓）

19. ○鹽水港製糖社債第三回（七分利付）

年次	額面	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	円	円
14	100.00	97.05	97.00	97.02	25,000	—
15 / 昭和 1	100.00	98.20	97.40	97.89	290,000	45,000
2	100.00	(高) 98.55	98.00	98.36	28,000	10,000

備考

大正十四年十一月十八日賣買開始（一千萬圓）

20. 房總鐵道社債（七分利付）

年次	額面	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	円	円
31	100.00	98.00	98.00	98.00	1,000	—
32	100.00	98.00	97.00	97.50	1,000	—

備考

明治三十一年十二月二十三日賣買開始（六十萬圓）

同　三十八年二月六日償還完了

房總鐵道社債（第二回七分利付）

年次	額面	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	円	円
33	500.00	496.00	485.00	490.50	4,000	—

備考

明治三十三年三月一日賣買開始（二十萬圓）

同　三十九年一月十日償還完了

第五表　銘柄別相場高低表（長期取引—債券）（續）

12. ○東京電力社債い號（七分五厘利付）

年次	額面	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	円	円
14	100.00	99.05	98.90	98.96	85,000	—
15 昭和 1	100.00	99.65	99.00	99.28	995,000	430,000
2	100.00	當99.40	99.40	99.40	5,000	—

備考
大正十四年十一月十八日賣買開始（一千萬圓）

東京電力（舊早川）社債（八分五厘利付）

年次	額面	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	円	円
14	100.00	100.60	100.30	100.50	75,000	—
15 昭和 1	100.00	101.00	100.50	100.75	10,000	—

備考
大正十四年十一月十八日賣買開始（一千萬圓）
同十五年三月十一日償還完了

13. ○東邦電力社債波號（八分利付）

年次	額面	最高	高低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	円	円
14	100.00	100.40	100.30	100.38	100,000	—
15 昭和 1	100.00	100.40	100.40	100.40	5,000	—

備考
大正十四年十一月十八日賣買開始（八百五十萬圓）

○東邦電力社債ほ號（七分利付）

年次	額面	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	円	円
14	100.00	99.00	98.20	98.63	95,000	—
15 昭和 1	100.00	98.20	98.20	98.20	5,000	—

備考
大正十四年十一月十八日賣買開始（一千萬圓）

14. 大同電力社債第六回（七分五厘）

年次	額面	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	円	円
14	100.00	99.40	98.90	99.07	275,000	100,000
15 昭和 1	100.00	100.00	99.50	99.85	1,045,000	210,000
2	100.00	當100.00	100.00	100.00	5,000	—

備考
大正十四年十一月十八日賣買開始（一千萬圓）
昭和二年十二月一日償還完了

大同電力社債第四回（七分五厘利付）

年次	額面	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	円	円
14	100.00	99.35	99.00	99.14	210,000	—
15 昭和 1	100.00	100.00	99.50	99.89	160,000	50,000
2	100.00	99.85	99.85	99.85	5,000	—

備考
大正十四年十一月十八日賣買開始（一千七百十五萬圓）
昭和二年十一月一日償還完了

15. ○日本電力社債第七回（七分五厘利付）

年次	額面	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	円	円
14	100.00	98.70	98.50	98.65	130,000	—
15 昭和 1	100.00	99.65	99.20	99.43	10,000	—

備考
大正十四年十一月十八日賣買開始（一千萬圓）

○日本電力社債第八回（七分五厘利付）

年次	額面	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	円	円
14	100.00	98.60	98.45	98.51	200,000	—
15 昭和 1	100.00	99.50	96.50	98.00	10,000	—

備考
大正十四年十一月十八日賣買開始（一千萬圓）

16. ○富士製紙社債を號（八分利付）

年次	額面	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	円	円
14	100.00	100.30	100.20	100.25	95,000	—
15 昭和 1	100.00	100.30	100.30	100.30	5,000	—
2	100.00	當100.30	100.30	100.30	5,000	—

備考
大正十四年十一月十八日賣買開始（一千萬圓）

○富士製紙社債わ號（七分利付）

年次	額面	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	円	円
14	100.00	97.70	96.90	97.25	1,640,000	320,000
15 昭和 1	100.00	98.90	97.80	98.29	2,810,000	1,750,000
2	100.00	當98.60	98.20	98.44	20,000	—

備考
大正十四年十一月十八日賣買開始（一千萬圓）

○ 南滿洲鐵道社債第二十一回 (七分利付)

年次	額面	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
年	円	円	円	円	円	円
大正 14	100.00	99.45	99.20	99.35	45,000	—
15 昭和 1	100.00	99.50	99.40	99.47	15,000	—

備考
大正十四年十一月十八日賣買開始（二千萬圓）

○ 南滿洲鐵道社債第二十二回 (七分利付)

年次	額面	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
年	円	円	円	円	円	円
大正 14	100.00	99.40	99.20	99.30	55,000	—
15 昭和 1	100.00	99.45	99.35	99.40	10,000	—

備考
大正十四年十一月十八日賣買開始（一千五百萬圓）

○ 南滿洲鐵道社債第二十三回 (六分利付)

年次	額面	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
年	円	円	円	円	円	円
大正 14	100.00	93.10	92.25	92.53	1,470,000	370,000
15 昭和 1	100.00	93.80	92.80	93.36	3,965,000	2,390,000
2	100.00	94.60	93.50	93.96	45,000	5,000

備考
大正十四年十一月十八日賣買開始（三千五百萬圓）

○ 南滿洲鐵道社債第二十四回 (六分利付)

年次	額面	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
年	円	円	円	円	円	円
大正 15 昭和 1	100.00	92.50	92.10	92.31	160,000	10,000
2	100.00	92.85	92.30	92.57	10,000	—

備考
大正十五年五月十二日賣買開始（一千五百萬圓）

7. ○ 大阪商船社債第十回 (七分利付)

年次	額面	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
年	円	円	円	円	円	円
大正 14	100.00	98.70	98.00	98.29	35,000	—
15 昭和 1	100.00	98.00	98.00	98.00	5,000	5,000
2	100.00	98.00	98.00	98.00	5,000	—

備考
大正十四年十一月十八日賣買開始（一千萬圓）

8. ○ 國際汽船物上擔保付社債 (七分利付)

年次	額面	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
年	円	円	円	円	円	円
大正 14	100.00	96.75	92.85	94.82	299,800	20,000
15 昭和 1	100.00	97.20	96.20	96.51	135,000	30,000
2	100.00	97.80	97.80	97.80	10,000	—

備考
大正十四年十一月十八日賣買開始（一千二百七十五萬圓）

9. ○ 川崎造船社債第十三回 (八分五厘利付)

年次	額面	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
年	円	円	円	円	円	円
大正 14	100.00	100.50	100.50	100.50	25,000	—

備考
大正十四年十一月十八日賣買開始（一千萬圓）

○ 川崎造船社債第十四回 (八分利付)

年次	額面	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
年	円	円	円	円	円	円
大正 14	100.00	100.10	100.00	100.03	20,000	—
15 昭和 1	100.00	99.00	98.90	98.95	15,000	—
2	100.00	99.60	99.30	99.45	55,000	—

備考
大正十四年十一月十八日賣買開始（一千萬圓）

10. ○ 東京電燈(舊甲號帝國電燈)社債 (七分五厘利付)

年次	額面	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
年	円	円	円	円	円	円
大正 15 昭和 1	100.00	99.70	99.55	99.62	65,000	—
2	100.00	99.75	99.75	99.75	5,000	—

備考
大正十五年五月十二日賣買開始（二千萬圓）

11. ○ 鬼怒川水力電氣社債ほ號 (七分利付)

年次	額面	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
年	円	円	円	円	円	円
大正 15 昭和 1	100.00	97.50	96.20	96.85	135,000	—
2	100.00	97.00	97.00	97.00	155,000	40,000

備考
大正十五年三月二十三日賣買開始（一千五百萬圓）

第五表　銘柄別相場高低表(長期取引—債券)（續）

4. ○北海道拓殖債券第九十一回（七分利付）

年次	額面	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
	円	円	円	円	円	円
大正15年 昭和1	100.00	98.90	98.30	98.54	70,000	5,000
2	100.00	當 99.05	98.60	98.82	10,000	—

備考

大正十五年三月二十三日賣買開始（一千萬圓）

5. ○東洋拓殖債券第十七回（七分利付）

年次	額面	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
	円	円	円	円	円	円
大正14年	100.00	99.60	98.90	99.17	300,000	—
15 昭和1	100.00	99.70	99.00	99.41	55,000	110,000
2	100.00	當 99.50	99.50	99.50	5,000	—

備考

大正十四年十一月十八日賣買開始（一千萬圓）

○東洋拓殖債券第三十六回（七分利付）

年次	額面	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
	円	円	円	円	円	円
大正14年	100.00	99.50	98.40	98.97	235,000	—
15 昭和1	100.00	99.5[illegible]	99.00	99.33	95,000	6,5000
2	100.00	當 99.40	99.40	99.40	10,000	10,000

備考

大正十四年十一月十八日賣買開始（一千五百萬圓）

○東洋拓殖債券第三十七回（七分利付）

年次	額面	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
	円	円	円	円	円	円
大正14年	100.00	99.30	98.10	98.84	265,000	—
15 昭和1	100.00	99.45	99.00	99.24	55,000	120,000

備考

大正十四年十一月十八日賣買開始（一千萬圓）

○東洋拓殖債券第三十八回（七分利付）

年次	額面	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
	円	円	円	円	円	円
大正14年	100.00	99.85	97.80	98.19	1,435,000	370,000
15 昭和1	100.00	99.10	98.00	98.53	625,000	889,500

備考

大正十四年十一月十八日賣買開始（一千萬圓）

○東洋拓殖債券第四十一回（七分利付）

年次	額面	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
	円	円	円	円	円	円
大正15年 昭和1	100.00	98.60	98.10	98.27	45,000	10,000

備考

大正十五年三月十二日賣買開始（一千萬圓）

6. ○南滿洲鐵道社債第八回（六分利付）

年次	額面	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
	円	円	円	円	円	円
大正14年	100.00	93.40	93.00	93.14	30,000	—
15 昭和1	100.00	93.90	93.60	93.77	35,000	5,000
2	100.00	當 94.10	94.00	94.08	20,000	5,000

備考

大正十四年十一月十八日賣買開始（一千九百四十三萬圓）

○南滿洲鐵道社債第十五回（七分利付）

年次	額面	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
	円	円	円	円	円	円
大正14年	100.00	99.65	99.20	99.44	115,000	—
15 昭和1	100.00	99.85	99.45	99.73	550,000	165,000
2	100.00	當 99.85	99.85	99.85	5,000	—

備考

大正十四年十一月十八日賣買開始（三千萬圓）

○南滿洲鐵道社債第十八回（七分利付）

年次	額面	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
	円	円	円	円	円	円
大正14年	100.00	99.50	99.30	99.35	35,000	—
15 昭和1	100.00	99.60	99.40	99.53	15,000	—

備考

大正十四年十一月十八日賣買開始（二千萬圓）

○南滿洲鐵道社債第二十回（七分利付）

年次	額面	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
	円	円	円	円	円	円
大正14年	100.00	99.50	99.30	99.37	45,000	—
15 昭和1	100.00	99.65	99.40	99.58	25,000	—

備考

大正十四年十一月十八日賣買開始（一千五百萬圓）

第五表　銘柄別相場高低表（長期取引－債券）（續）

勸業債券二十圓券（四・五回五分利付）

年次	額面	最高	最低	平均	賣買高	受渡數
明治 年 33	円 20.00	円 20.80	円 20.20	円 20.60	円 23,000	円 5,000

備考
明治三十三年二月二十六日賣買開始（三百五十萬圓）
同三十六年十二月十二日償還完了

2. ○興業債券第八十九回（七分利付）

年次	額面	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年 14	円 100.00	円 99.30	円 99.20	円 99.21	円 80,000	円 —
15 昭和 1	100.00	99.60	99.40	99.51	30,000	—

備考
大正十四年十一月十八日賣買開始（二千萬圓）

○興業債券第九十六回（七分利付）

年次	額面	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年 14	円 100.00	円 99.20	円 99.00	円 99.10	円 85,000	円 —
15 昭和 1	100.00	99.45	98.80	99.37	110,000	60,000
2	100.00	高 99.60	99.60	99.60	5,000	—

備考
大正十四年十一月十八日賣買開始（一千萬圓）

○興業債券第九十九回（七分利付）

年次	額面	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年 14	円 100.00	円 98.40	円 98.20	円 98.29	円 110,000	円 —
15 昭和 1	100.00	99.20	98.50	98.98	700,000	135,000
2	100.00	99.30	99.30	99.30	10,000	—

備考
大正十四年十一月十八日賣買開始（一千萬圓）

○興業債券第三回政府保證（六分利付）

年次	額面	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年 14	円 100.00	円 96.70	円 96.60	円 96.62	円 97,950	円 —
15 昭和 1	100.00	97.50	96.70	97.08	80,000	—
2	100.00	高 97.60	97.50	97.55	10,000	—

備考
大正十四年十一月十八日賣買開始（二千萬圓）

興業債券第七十一回（七分利付）

年次	額面	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年 14	円 100.00	円 99.40	円 99.30	円 99.32	円 105,000	円 —
15 昭和 1	100.00	99.90	99.30	99.63	320,000	70,000
2	100.00	高 99.80	99.70	99.75	10,000	—

備考
大正十四年十一月十八日賣買開始（一千五百萬圓）
昭和二年十一月十一日償還完了

3. ○朝鮮殖産債券第三十九回（八分利付）

年次	額面	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年 14	円 100.00	円 100.80	円 100.80	円 100.80	円 55,000	円 —
15 昭和 1	100.00	高 101.20	101.20	101.20	5,000	—
2	100.00	高 101.20	101.20	101.20	5,000	—

備考
大正十四年十一月十八日賣買開始（一千萬圓）

○朝鮮殖産債券第四十五回（七分五厘利付）

年次	額面	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年 14	円 100.00	円 100.20	円 100.10	円 100.15	円 45,000	円 5,000
15 昭和 1	100.00	100.20	100.10	100.15	10,000	5,000

備考
大正十四年十一月十八日賣買開始（一千萬圓）

○朝鮮殖産債券第四十八回（七分利付）

年次	額面	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年 15 昭和 1	円 100.00	円 99.60	円 99.20	円 99.38	円 265,000	円 110,000
2	100.00	高 99.35	99.30	99.33	10,000	—

備考
大正十五年一月二十六日賣買開始（一千萬圓）

朝鮮殖産債券第九回（八分利付）

年次	額面	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年 14	円 100.00	円 101.20	円 101.20	円 101.20	円 5,000	円 —

備考
大正十四年十一月十八日賣買開始（五百萬圓）
同　十四年十二月二十一日償還完了

7. ○山口縣電氣事業公債（八分利付）

年次	額面	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	円	円
14	100.00	101.50	101.00	101.25	25,000	—
15 昭和 1	100.00	101.60	101.30	101.49	50,000	—
2	100.00	當 101.50	101.50	101.50	5,000	—

備　考
大正十四年十一月十八日賣買開始（二千七百二十四萬七千圓）

8. 東京市公債（六分利付）

年次	額面	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	當 円	円	円	円	円
25	100.00	104.90	104.90	104.90	100	100
26	100.00	121.00	118.50	118.53	12,900	3,000

備　考
明治二十五年七月一日賣買開始（第一回募集二百萬圓）
同　三十九年九月二十五日償還完了

9. 長崎市港灣改良公債（六分利付）

年次	額面	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	円	円
31	100.00	94.80	94.50	94.70	8,000	—
32	100.00	97.00	96.60	96.90	31,000	—

備　考
明治三十一年十二月六日賣買開始（十八萬圓）
同　四十四年三月三十一日償還完了

（C）社　　債

1. ○勸業債券第三十四回（五分利付）

年次	額面	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	円	円
14	100.00	82.00	81.70	81.85	135,000	—
15 昭和 1	100.00	83.50	82.20	82.77	35,000	—
2	100.00	當 83.50	83.30	83.40	10,000	—

備　考
大正十四年十一月十八日賣買開始（一千二百九十八萬五千圓）

○勸業債券第八十四回（七分利付）

年次	額面	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	円	円
14	100.00	98.40	98.20	98.25	115,000	—
15 昭和 1	100.00	99.10	98.60	98.85	10,000	—
2	100.00	98.80	98.80	98.80	5,000	—

備　考
大正十四年十一月十八日賣買開始（九百六十三萬一千圓）

○勸業債券第八十八回・同乙號（七分利付）

年次	額面	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	円	円
14	100.00	98.40	98.10	98.24	95,000	—
15 昭和 1	100.00	99.05	68.60	98.88	35,000	10,000

備　考
大正十四年十一月十八日賣買開始（一千五百七十一萬五千圓）

○勸業債券第九十七回・同乙號（七分利付）

年次	額面	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	円	円
14	100.00	98.50	98.20	98.34	145,000	—
15 昭和 1	100.00	99.20	98.60	98.87	55,000	—
2	100.00	當 99.10	98.70	98.90	20,000	—

備　考
大正十四年十一月十八日賣買開始（二千七百五十萬圓）

○勸業債券第九十九回（七分利付）

年次	額面	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	円	円
15 昭和 1	100.00	95.50	95.50	95.50	5,000	—
2	100.00	當 95.50	95.50	95.50	5,000	—

備　考
大正十四年十一月十八日賣買開始（一千萬圓）

勸業債券五十圓券（一・二・三回 五分利付）

年次	額面	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	円	円
33	50.00	50.20	50.20	50.20	5,000	1,000

備　考
明治三十三年二月二十六日賣買開始（二百八十九萬七千一百圓）
同　三十六年十二月十二日償還完了

(B) 地方債

1. ○ 東京市電氣事業短期公債第三回（六分利付）

年次	額面	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
年	円	円	円	円	円	円
大正 14	100.00	97.60	97.45	97.55	80,000	—
15 昭和 1	100.00	98.60	98.00	98.30	15,000	—
2	100.00	99.00	99.00	99.00	15,000	—

備考

大正十四年十一月十八日賣買開始（二千萬圓）

東京市電氣事業短期公債第四回（七分利付）

年次	額面	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
年	円	円	円	円	円	円
大正 14	100.00	99.40	99.30	99.35	75,000	—
15 昭和 1	100.00	99.90	99.60	99.73	30,000	—
2	100.00	當100.00	99.90	99.95	10,000	—

備考

大正十四年十一月十八日賣買開始（二千萬圓）

昭和二年十一月十一日賣買廢止

○ 東京市電氣事業短期公債第五回（六分五厘利付）

年次	額面	最高	高低	平均	賣買高	受渡高
年	円	円	円	円	円	円
大正 14	100.00	97.70	97.55	97.63	75,000	—
15 昭和 1	100.00	98.70	97.70	98.13	15,000	—
2	100.00	99.00	99.00	99.00	10,000	—

備考

大正十四年十一月十八日賣買開始（千五百萬圓）

2. 東京市上下水道短期公債第四回（七分利付）

年次	額面	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
年	円	円	円	円	円	円
大正 14	100.00	99.30	99.15	99.25	75,000	—
15 昭和 1	100.00	99.90	99.60	99.74	25,000	—
2	100.00	100.00	99.90	99.95	10,000	—

備考

大正十四年十一月十八日賣買開始（千六百萬圓）

昭和二年十二月二十一日還償完了

3. ○ 大阪市築港公債第一・二回（六分利付）

年次	額面	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
年	円	円	円	円	円	円
明治 31	100.00	當97.30	94.70	96.07	12,000	—
32	100.00	95.50	93.80	94.40	27,000	—
大正 14	100.00	87.90	87.40	87.72	180,000	15,000
15 昭和 1	100.00	90.00	88.00	89.35	130,000	5,000
2	100.00	當89.80	89.70	89.73	15,000	—

備考

明治三十一年十月十日賣買開始（千七百八十三萬八千圓）

大正十四年十一月十八日從來の定期取引を廢止し改めて長期取引賣買開始（千七百八十三萬八千圓）

4. ○ 大阪市電氣鐵道公債第一回（五分利付）

年次	額面	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
年	円	円	円	円	円	円
大正 14	100.00	80.70	80.00	80.43	100,000	—
15 昭和 1	100.00	81.00	80.70	80.83	15,000	—
2	100.00	81.70	81.70	81.70	5,000	—

備考

大正十四年十一月十八日賣買開始（一千六百五十八萬三千圓）

5. 大阪市電氣事業公債第一回（八分利付）

年次	額面	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
年	円	円	円	円	円	円
大正 14	100.00	101.30	101.20	101.29	95,000	—
15 昭和 1	100.00	101.50	100.40	100.81	140,000	5,000
2	100.00	當100.40	100.40	100.40	5,000	—

備考

大正十四年十一月十八日賣買開始（六千六百五萬圓）

昭和二年十二月二十一日償還完了

6. ○ 神戸市電氣事業公債（六分利付）

年次	額面	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
年	円	円	円	円	円	円
大正 14	100.00	90.00	89.55	89.82	30,000	—
15 昭和 1	100.00	90.50	90.50	90.50	5,000	—

備考

大正十四年十一月十八日賣買開始（一千九百十四萬一千圓）

第五表　銘柄別相場高低表(長期取引―債券)（續）

43. 帝國五分利公債

年次	額面	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	円	円
40	100.00	93.30	91.40	92.05	2,258,000	4,000
44	大 100.00	96.50	96.50	96.50	1,000	1,000

備考

明治三十一年十月二十七日賣買開始（五千六百八十萬七千三百五十圓）

大正十年十二月一日償還完了

44. 大藏省證券（七分五厘利付）

年次	額面	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	円	円
34	100.00	101.50	101.00	101.30	2,000	—

備考

明治三十四年七月九日賣買開始（七百三十五萬六千五百圓）

同三十四年十二月六日償還完了

45. 國庫債券（第一回五分利付）

年次	額面	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	円	円
38	100.00	91.50	91.30	91.30	5,000	3,000
40	100.00	98.40	96.00	97.20	2,105,000	3,000
41	大 100.00	97.50	97.50	97.50	9,000	1,000

備考

明治三十八年七月二十一日賣買開始（一億圓）

同四十一年十二月二十五日償還完了

46. 國庫債券（第二回五分利付）

年次	額面	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	円	円
40	100.00	97.50	92.80	95.83	1,828,000	8,000

備考

明治三十八年七月二十一日賣買開始（一億圓）

同四十三年九月三十日償還完了

47. 國庫債券（第三回五分利付）

年次	額面	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	円	円
38	100.00	中 86.80	86.00	86.40	5,000	3,000
40	100.00	98.40	92.70	94.67	1,558,000	4,000

備考

明治三十八年七月二十一日賣買開始（八千萬圓）

同四十四年五月廿五日償還完了

48. 臨時事件(特別)公債（五分利付）

年次	額面	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	円	円
40	100.00	94.50	85.50	89.14	2,536,000	150,000
41	大 100.00	當 84.10	84.10	84.10	5,000	5,000
44	大 100.00	98.20	95.10	97.03	72,000	35,000
45 大正 1	大 100.00	96.80	96.00	96.35	108,000	1,000

備考

明治三十九年十月二十六日賣買開始（二億圓）

大正十二年二月十四日償還完了

49. 乙い號五分利公債（國庫債券整理公債）

年次	額面	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	円	円
44	大 100.00	100.10	97.70	98.90	30,000	6,000
45 大正 1	大 100.00	98.10	98.00	98.06	70,000	—

備考

明治四十一年五月二十六日賣買開始（五百六十三萬五千二百圓）

大正二年三月十日償還完了

50. は號(帝國)五分利公債

年次	額面	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	円	円
44	大 100.00	96.40	95.10	95.75	14,000	3,000
45 大正 1	大 100.00	96.40	95.70	96.03	46,000	—

備考

明治四十四年六月十五日賣買開始（三百七十萬三千一百圓）

大正三年六月五分利公債(普通)に合し帝國五分利公債として賣買せらる

51. 第一種五分利公債

年次	額面	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	円	円
14	100.00	86.70	84.55	85.18	2,885,000	250,000
15 昭和 1	100.00	86.95	86.40	86.62	6,525,000	1,230,000

備考

大正十四年十一月十八日賣買開始（一億八千五百九十一萬九千圓）

同十五年八月一日償還完了

52. 第二種五分利公債

年次	額面	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	円	円	円	円	円	円
14	100.00	86.10	84.30	84.81	3,460,000	200,000
15 昭和 1	100.00	86.80	86.05	86.34	6,115,000	1,740,000

備考

大正十四年十一月十八日賣買開始（三億四千二百三十八萬六千圓）

同十五年八月一日償還完了

第五表　銘柄別相場高低表(長期取引—債券)（續）

34. 一割利付金祿公債

年次	額面	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	円	円
17	100.00	109.10	108.00	108.55	24,500	13,000
19	100.00	107.00	106.90	106.95	4,000	—

35. 七分利付金祿公債

年次	額面	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	円	円
18	100.00	103.70	87.10	96.18	17,703,500	1,448,000
19	100.00	115.00	103.90	107.54	17,024,500	2,017,500
20	100.00	107.50	105.90	107.02	160,000	96,500
23	100.00	103.00	102.50	102.75	200	—

36. 起業公債（年六分）

年次	額面	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	円	円
11	100.00	80.81	79.70	80.14	88,600	15,200
12	100.00	80.89	76.00	79.26	488,800	317,000
14	100.00	61.00	61.00	61.00	300	—
15	100.00	72.00	72.00	72.00	300	—
16	100.00	73.00	73.00	73.00	300	—

備考
明治十一年十一月一日賣買開始(千二百五十萬圓)
同二十五年十月償還完了

37. 中山道鐵道公債（年七分）

年次	額面	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	円	円
17	100.00	97.00	96.40	96.61	78,500	33,000
18	100.00	99.83	99.83	99.83	3,000	1,000
19	100.00	112.60	112.60	112.60	27,500	3,000

備考
明治十七年八月廿五日賣買開始(二千萬圓)
同二十五年八月十五日償還完了

38. 金札引換公債（年六分）

年次	額面	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	円	円
18	100.00	94.00	93.50	93.61	35,000	24,000
19	100.00	101.00	99.00	100.00	294,500	185,500

備考
明治十八年九月十六日賣買開始（七百九十二萬九千九百圓）
同二十六年四月三十日償還完了

39. 整理公債（五分利付）

年次	額面	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	円	円
20	100.00	105.30	101.90	103.02	139,500	41,000
23	100.00	100.50	100.40	100.50	4,600	4.200
29	100.00	104.00	100.00	101.40	87,000	41,000
31	100.00	98.40	92.50	96.30	435,000	35,000
34	100.00	88.30	88.00	88.20	2,000	—
36	100.00	90.50	89.00	89.50	3,000	2,000
40	100.00	94.60	85.50	88.60	2,118,000	9,000
41	100.00	84.30	83.80	84.13	32,000	19,000

備考
明治二十年七月賣買開始(一億七千五百萬圓)
同　四十三年五月三十一日償還完了

40. 軍事公債（五分利付）

年次	額面	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	円	円
28	100.00	105.00	98.70	101.69	6,821,500	1,523,500
29	100.00	103.80	98.90	100.91	2,724,000	800,500
30	100.00	102.20	91.00	100.53	2,122,000	678,000
31	100.00	97.50	92.50	95.30	912,000	75,500
32	100.00	99.60	99.50	99.55	2,000	—
34	100.00	88.30	88.30	88.30	2,000	—
39	100.00	95.50	95.50	95.50	2,000	—
40	100.00	94.60	85.50	89.25	1,866,000	8,000
41	100.00	84.10	83.70	83.88	35,000	18,000

備考
明治二十八年一月賣買開始（一億二千四百九十二萬七百五十圓）
同四十三年六月三十日償還完了

41. 第一軍事假公債

年次	額面	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	円	円
28	60.00	55.20	53.00	53.70	34,500	8,500

42. 第二軍事假公債

年次	額面	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	円	円
28	95.00	98.70	94.00	97.03	10,266,500	590,400

第五表　銘柄別相場高低表(長期取引—債券)（續）

27. ○昭和十四年十二月償還五分利公債

年次	額面	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
昭和 年	円	円	円	円	円	円
2	100.00	93.35	93.15	93.25	45,000	—

備考

昭和二年七月十二日賣買開始(七千五百萬圓)

28. ○昭和十五年九月償還五分利公債

年次	額面	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
昭和 年	円	円	円	円	円	円
2	100.00	96.60	96.60	96.60	10,000	—

備考

昭和二年九月二十八日賣買開始(五千五百萬圓)

29. ○四分利付佛貨公債

年次	額面	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
大正 年	法	円	円	円	法	法
14	500	139.40	138.00	138.84	7,290,000	1,002,000
15 昭和 1	500	142.70	136.15	138.48	21,250,000	10,490,000
2	500	142.60	133.90	137.15	42,290,000	12,573,000

備考

大正十四年十一月十八日賣買開始（四億四千四十萬四千法）

30. 秩禄公債（年八分）

年次	額面	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	円	円
11	100.00	106.46	97.00	99.89	7,429,400	593,600
12	100.00	100.50	94.00	98.41	294,200	106,800
14	100.00	88.00	88.00	88.00	300	—
15	100.00	95.50	95.50	95.50	300	—
16	100.00	97.00	97.00	97.00	300	—

備考

明治十一年六月一日賣買開始(千六百萬圓)

同　十七年四月償還完了

31. 舊　公　債（無利子）

年次	額面	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	円	円
11	88.00	22.83	20.20	21.59	3,595,500	351,000
12	86.00	21.80	20.20	21.10	42,000	28,500
13	82.00	21.50	21.50	21.50	1,000	500
14	80.00	16.00	16.00	16.00	1,500	—
15	78.00	17.50	17.50	17.50	1,500	—
16	76.00	16.30	16.30	16.30	1,500	—

備考
明治十一年六月一日賣買開始(千萬圓)
大正十年償還完了

32. 新　公　債（年四分）

年次	額面	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	円	円
11	100.00	67.37	64.35	65.62	1,445,700	264,300
12	100.00	67.70	62.00	64.94	500	500
14	100.00	54.00	54.00	54.00	300	—
15	100.00	55.30	55.30	55.30	300	—
16	100.00	55.50	55.50	55.50	300	—
18	100.00	83.00	80.00	81.16	234,000	235,000
19	100.00	88.20	86.70	87.43	66,500	37,000
21	100.00	91.00	91.00	91.10	1,000	—

備考
明治十一年六月一日賣買開始(千二百萬圓)
同二十九年十月三十日償還完了

33. 金　祿　公　債（七分利付建相場）

年次	額面	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年	円	円	円	円	円	円
11	100.00	84.32	81.32	82.70	5,314,000	286,200
12	100.00	83.43	77.70	80.93	30,678,200	2,216,000
13	100.00	80.80	60.30	71.39	122,960,900	1,986,000
14	100.00	77.60	62.10	69.11	217,906,900	4,101,700
15	100.00	78.70	70.20	73.95	68,471,800	7,340,700
16	100.00	84.67	73.60	82.19	53,577,900	6,152,000
17	100.00	96.96	84.44	89.45	25,579,000	2,331,500

備考
明治十一年九月十一日賣買開始（七千三百九十萬二千九百圓）
金祿公債は五分利付、六分利付、七分利付、一割利付の四種なり
上記の中七分利付公債を以て建相場となし下記の格付に據り授受せり
五分利付(格下げ)金十八圓　六分利付(格下げ)金九圓
一割利付(格上げ)金十八圓
然るに市場外の一割利付公債の相場格安なるより自然に市場の取引は一割利付公債のみ賣買せられ随て七分利付建相場なるも其實一割利付の相場を以て賣買せらるゝに至りしを以て明治十七年九月限より金十七圓の格上げに改正せしも尙其不便を排除する能はざるに依り同年十一月限以降格付を廢し七分利付、一割利付の二種となし單獨の賣買をなすことにせり(參照、一割利付・七分利付金祿)
明治三十九年四月償還完了

17. ○昭和七年九月償還五分利公債

年次	額面	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
年	円	円	円	円	円	円
大正14	100.00	94.70	93.85	94.01	45,000	—
大正15 昭和1	100.00	94.80	94.20	94.60	70,000	5,000
2	100.00	95.65	95.65	95.65	205,000	—

備考
大正十四年十一月十八日賣買開始（八千九百九十九萬九千圓）

18. ○昭和九年六月償還五分利公債

年次	額面	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
年	円	円	円	円	円	円
大正14	100.00	93.10	92.70	92.83	60,000	—
大正15 昭和1	100.00	94.00	93.20	93.78	75,000	10,000
2	100.00	94.60	94.60	94.60	40,000	10,000

備考
大正十四年十一月十八日賣買開始（八千九百九十九萬九千圓）

19. ○昭和十一年三月償還五分利公債

年次	額面	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
年	円	円	円	円	円	円
大正14	100.00	92.30	91.70	91.83	90,000	—
大正15 昭和1	100.00	93.00	91.80	92.82	385,000	185,000
2	100.00	93.70	93.30	93.50	25,000	—

備考
大正十四年十一月十八日賣買開始(九千九百四十萬圓)

20. ○昭和十一年九月償還五分利公債

年次	額面	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
年	円	円	円	円	円	円
大正15 昭和1	100.00	93.10	91.60	92.66	945,000	620,000
2	100.00	93.15	92.00	92.95	15,000	—

備考
大正十四年十二月二十三日賣買開始(九千萬圓)

21. ○昭和十一年十二月償還五分利公債

年次	額面	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
年	円	円	円	円	円	円
大正15 昭和1	100.00	92.70	91.15	92.31	270,000	90,000
2	100.00	93.50	92.95	93.12	445,000	290,000

備考
大正十五年四月八日賣買開始(六千五百萬圓)

22. ○昭和十二年三月償還五分利公債

年次	額面	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
年	円	円	円	円	円	円
大正15 昭和1	100.00	92.30	91.45	91.90	35,000	—
2	100.00	92.60	92.60	92.60	10,000	—

備考
大正十五年五月十二日賣買開始(六千萬圓)

23. ○昭和十二年六月償還五分利公債

年次	額面	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
年	円	円	円	円	円	円
大正15 昭和1	100.00	92.30	91.40	92.08	225,000	60,000
2	100.00	94.60	91.95	92.40	100,000	65,000

備考
大正十五年八月二日賣買開始（九千九百九十九萬九千圓）

24. ○昭和十三年三月償還五分利公債

年次	額面	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
年	円	円	円	円	円	円
大正15 昭和1	100.00	92.00	90.90	91.73	930,000	50,000
2	100.00	97.00	92.20	93.94	610,000	845,000

備考
大正十五年九月十二日賣買開始（五千九百九十九萬九千圓）

25. ○昭和十三年十二月償還五分利公債

年次	額面	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
年	円	円	円	円	円	円
昭和2	100.00	92.45	91.90	92.11	545,000	415,000

備考
昭和二年一月四日賣買開始(六千萬圓)

26. ○昭和十四年六月償還五分利公債

年次	額面	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
年	円	円	円	円	円	円
昭和2	100.00	92.80	92.25	92.51	40,000	10,000

備考
昭和二年四月二十八日賣買開始(八千萬圓)

第五表　銘柄別相場高低表(長期取引―債券)（續）

9. 昭和三年六月償還五分利公債

年次	額面	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
年	円	円	円	円	円	円
大正14	100.00	97.50	97.35	97.44	145,000	—
15 昭和1	100.00	98.30	97.80	98.08	25,000	—

備考

大正十四年十一月十八日賣買開始（八千五百七十萬九千六百二十五圓）

昭和二年三月十一日限以降長期取引廢止

13. 昭和四年九月償還五分利公債

年次	額面	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
年	円	円	円	円	円	円
大正14	100.00	96.50	96.10	96.16	110,000	—
15 昭和1	100.00	97.20	96.70	96.98	35,000	—

備考

大正十四年十一月十八日賣買開始（八千九百九十九萬八千圓）

昭和二年三月十一日限以降長期取引廢止

10. 昭和三年九月償還五分利公債

年次	額面	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
年	円	円	円	円	円	円
大正14	100.00	97.35	97.15	97.24	150,000	—
15 昭和1	100.00	98.15	97.40	97.90	45,000	—

備考

大正十四年十一月十八日賣買開始（九千八百四萬七千八百七十五圓）

昭和二年三月十一日限以降長期取引廢止

14. ○昭和五年三月償還五分利公債

年次	額面	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
年	円	円	円	円	円	円
大正14	100.00	95.70	95.40	95.56	130,000	—
15 昭和1	100.00	96.60	95.80	96.25	45,000	—
2	100.00	97.40	97.40	97.40	20,000	—

備考

大正十四年十一月十八日賣買開始（六千九百九十九萬六千圓）

11. 昭和三年十二月償還五分利公債

年次	額面	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
年	円	円	円	円	円	円
大正14	100.00	97.15	96.90	97.04	180,000	—
15 昭和1	100.00	98.00	97.40	97.73	30,000	—

備考

大正十四年十一月十八日賣買開始（七千九百九十八萬七千六百七十五圓）

昭和二年三月十一日限以降長期取引廢止

15. ○昭和五年九月償還五分利公債

年次	額面	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
年	円	円	円	円	円	円
大正14	100.00	95.50	95.20	95.28	95,000	—
15 昭和1	10.000	96.20	95.70	96.03	30,000	—
2	100.00	97.25	97.25	97.25	10,000	—

備考

大正十四年十一月十八日賣買開始（七千九百五十七萬三千圓）

12. 昭和四年三月償還五分利公債

年次	額面	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
年	円	円	円	円	円	円
大正14	100.00	96.85	96.40	96.53	115,000	—
15 昭和1	100.00	97.80	96.70	97.53	40,000	20,000

備考

大正十四年十一月十八日賣買開始（八千四百九十九萬六千圓）

昭和二年三月十一日限以降長期取引廢止

16. ○昭和六年九月償還五分利公債

年次	額面	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
年	円	円	円	円	円	円
大正14	100.00	95.45	94.70	94.88	45,000	—
15 昭和1	100.00	95.80	94.90	95.53	85,000	10,000
2	100.00	中 96.20	96.20	96.20	25,000	5,000

備考

大正十四年十一月十八日賣買開始（六千七百九十九萬六千圓）

第五表　銘柄別相場高低表（長期取引－債券）（續）

（A）國　　　債

1. ○甲號五分利公債

年次	額面	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
年	円	円	円	円	円	円
明治44	100.00	97.85	94.05	96.28	1,507,000	512,000
明治45 大正1	100.00	95.30	94.90	95.17	682,000	330,800
14	100.00	90.00	87.75	88.63	19,095,000	1,340,000
15 昭和1	100.00	90.45	87.30	88.51	65,260,000	15,965,000
2	100.00	93.75	88.60	90.33	47,515,000	8,130,000

備考
明治四十二年六月一日賣買開始（四億七千三百二萬二千二百圓）
大正十四年十一月十八日從來の定期取引を廢止し改めて長期取引賣買開始（四億九千九百五十四萬七千五百五十圓）

2. ○特別五分利公債

年次	額面	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
年	円	円	円	円	円	円
大正14	100.00	93.00	92.30	92.49	2,525,000	70,000
15 昭和1	100.00	93.70	91.90	92.75	14,255,000	2,455,000
2	100.00	98.80	93.35	95.86	11,115,000	1,690,000

備考
大正十四年十一月十八日賣買開始（一億二千八十四萬七千圓）

3. ○第一五分利公債

年次	額面	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
年	円	円	円	円	円	円
大正15 昭和1	100.00	87.70	86.55	86.97	1,155,000	20,000
2	100.00	93.10	87.20	89.59	5,735,000	730,000

備考
大正十五年八月二日賣買開始（七千三十一萬二千一百圓）

4. ○第二五分利公債

年次	額面	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
年	円	円	円	円	円	円
大正15 昭和1	100.00	87.55	86.55	86.72	2,235,000	55,000
2	100.00	91.80	86.60	88.21	7,325,000	880,000

備考
大正十五年八月二日賣買開始（一億[illegible]千四十三萬二十五圓）

5. ○第三五分利公債

年次	額面	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
年	円	円	円	円	円	円
大正15 昭和1	100.00	87.30	86.30	86.47	3,575,000	100,000
2	100.00	91.40	86.30	87.73	15,405,000	2,390,000

備考
大正十五年八月二日賣買開始（四億七千七百十四萬四千四百五十圓）

6. ○第一回四分利公債

年次	額面	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
年	円	円	円	円	円	円
明治44	100.00	90.30	87.30	88.92	151,000	78,000
45 大正1	100.00	88.20	87.05	87.61	174,000	30,000
14	100.00	75.80	74.90	75.54	1,800,000	105,000
15 昭和1	100.00	76.70	73.60	75.27	13,485,000	1,582,000
2	100.00	79.80	74.20	76.19	13,165,000	1,700,000

備考
明治四十三年四月五日賣買開始（一億圓）
大正十四年十一月十八日從來の定期取引を廢止し改めて長期取引賣買開始（一億七千九十二萬五千九百圓）

7. ○第二回四分利公債

年次	額面	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
年	円	円	円	円	円	
明治44	100.00	89.70	88.20	88.77	82,000	32,000
45 大正1	100.00	89.25	88.30	88.66	130,000	—
14	100.00	75.75	74.90	75.50	1,330,000	40,000
15 昭和1	100.00	76.70	73.70	75.26	10,915,000	965,000
2	100.00	80.50	74.10	76.25	11,635,000	1,305,000

備考
明治四十三年六月六日賣買開始（一億圓）
大正十四年十一月十八日從來の定期取引を廢止し改めて長期取引賣買開始（九千六百四十六萬五千五十圓）

8. 昭和三年三月償還五分利公債

年次	額面	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
年	円	円	円	円	円	円
大正14	100.00	97.85	97.60	97.67	340,000	—
15 昭和1	100.00	98.60	98.00	98.44	45,000	5,000

備考
大正十四年十一月十八日賣買開始（四千九百九十九萬四千四百七十五圓）
昭和二年三月十一日限以降長期取引廢止

(ロ) 債券

(A) 國債

1 甲號五分利公債……112
2 特別五分利公債……112
3 第一五分利公債……112
4 第二五分利公債……112
5 第三五分利公債……112
6 第一回四分利公債……112
7 第二回四分利公債……112
8 昭和三年三月償還五分利公債……112
9 同 三年 六月同 上……113
10 同 三年 九月同 上……113
11 同 三年十二月同 上……113
12 同 四年 三月同 上……113
13 同 四年 九月同 上……113
14 同 五年 三月同 上……113
15 同 五年 九月同 上……113
16 同 六年 九月同 上……113
17 同 七年 九月同 上……114
18 同 九年 六月同 上……114
19 同十一年 三月同 上……114
20 同十一年 九月同 上……114
21 同十一年十二月同 上……114
22 同十二年 三月同 上……114
23 同十二年 六月同 上……114
24 同十三年 三月同 上……114
25 同十三年十二月同 上……114
26 同十四年 六月同 上……114
27 同十四年十二月同 上……115
28 同十五年 九月同 上……115
29 四分利付佛貨公債……115
30 秩祿公債……115
31 舊公債……115
32 新公債……115
33 金祿公債……115
34 一割利付金祿公債……115
35 七分利付金祿公債……115
36 起業公債……116
37 中山道鐵道公債……116
38 金札引換公債……116
39 整理公債……116
40 軍事公債……116
41 第一軍事假公債……116
42 第二同 上……116
43 帝國五分利公債……116
44 大藏省證券……116
45 國庫債券……117
46 同上(第二回五分利付)……117
47 同上(第三回五分利付)……117
48 臨時事件公債……117
49 乙い號五分利公債……117
50 ほ號五分利公債……117
51 第一種五分利公債……117
52 第二種同 上……117

(B) 地方債

1 東京市電氣事業短期公債……118
2 東京市上下水道短期公債……118
3 大阪市築港公債……118
4 大阪市電氣鐵道公債……118
5 大阪市電氣事業公債……118
6 神戸市電氣事業公債……118
7 山口縣電氣事業公債……119
8 東京市公債……119
9 長崎市港灣改良公債……119

(C) 社債

1 勸業債券……119
2 興業債券……120
3 朝鮮殖產債券……120
4 北海道拓殖債券……121
5 東洋拓殖債券……121
6 南滿洲鐵道株式會社社債……121
7 大阪商船株式會社社債……122
8 國際汽船株式會社社債……122
9 株式會社川崎造船所社債……122
10 東京電燈株式會社社債……122
11 鬼怒川水力電氣株式會社社債……122
12 東京電力株式會社社債……123
13 東邦電力株式會社社債……123
14 大同電力株式會社社債……123
15 日本電力株式會社社債……123
16 富士製紙株式會社社債……123
17 王子製紙株式會社社債……124
18 富士瓦斯紡績株式會社社債……124
19 鹽水港製糖株式會社社債……124
20 房總鐵道株式會社社債……124

第五表　銘柄別相場高低表(長期取引—金銀貨幣)

(一)長期取引
- (イ)金銀貨幣
- (ロ)債券…(A)國債 (B)地方債 (C)社債
- (ハ)株式
  - (A)運輸 (B)電氣・瓦斯 (C)纖維
  - (D)食料品 (E)鑛業 (F)機械器具
  - (G)金屬 (H)化學 (I)窯業
  - (J)銀行・保險 (K)取引所 (L)雜業

(二)短期取引……株式

註一、本表は明治十一年六月一日、卽ち本所開業の日より昭和二年末に至る五十年間當市場に於て賣買せられたる物件の各銘柄に付長期（定期・淸算）取引先物相場・短期取引相場の高低（賣買高・受渡高を附記す）を暦年順（長期取引に付ては大正十四年四月一日以降限月短縮の結果、債券は前年十二月二十二日より當年十二月二十一日、株式は前年十二月二十六日より當年十二月二十五日を各計算年度とし短期取引に付ては、一月より十二月を各暦年度となす）に配列せり

二、長期（定期・淸算）取引の賣買期限は下記の如し

イ　債券——明治十一年六月以降三ヶ月三限制、同四十年一月以降一ヶ月一限制（每月十日限及二十五日限の二種）、同四十四年八月以降三週間三限制、大正十四年十一月以降二ヶ月三限制

ロ　株式——明治十一年六月以降一ヶ月一限制、同十二年四月以降二ヶ月二限制（以上法制上は三ヶ月以内）、同十三年十一月以降三ヶ月三限制、同三十五年七月以降二ヶ月二限制、同三十六年九月以降三ヶ月三限制、大正十四年四月以降二ヶ月三限制

三、各銘柄の上に○印を附したるは昭和二年末現在建株にして賣買擧行中の株式、×印は現在建株にして賣買中止中の株式、□印は舊株式へ併合したる株式、⊕印は新株式へ併合したる株式、△印は他會社へ合併したる株式たる事を表示し、其他のものは記號を付せず

四、實價・額面欄中に「大」とあるは大券卽ち五百圓券以上のものを指示す、相場欄中「新落」とあるは新株落相場、「當」とあるは當限相場、「中」とあるは中限相場を示す、又繰延料平均欄中▲印は逆日步を表示するものとす

(一)　長　期　取　引

(イ)　金　銀　貨　幣

1. 金貨幣……110頁　2. 銀貨幣……110頁

1. 金貨幣

年次	實價	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年		円	円	円	円	円
12	一円ニ付	1.41	1.34	1.39	67,000	23,000
13	一円ニ付	1.49	1.41	1.46	22,000	17,000
16	一円ニ付	中 1.35	1.35	1.35	4,000	—
18	一円ニ付	中 1.32	1.32	1.32	400	—

備考

明治十二年十月十四日賣買開始

呼値は一圓にして受渡に用ふる金貨の種類は一圓、二圓、五圓、十圓、二十圓の五種とす

明治十三年四月十二日賣買停止(直取引をも含む)

同　十三年五月四日停止解除

同　十三年五月十九日定期取引差止

同　十六年八月六日定期取引差止解除

同　十九年一月一日取引禁止

2. 銀貨幣

年次	實價	最高	最低	平均	賣買高	受渡高
明治 年		円	円	円	円	円
12	一円ニ付	1.38	1.21	1.28	4,542,000	70,000
13	一円ニ付	1.55	1.32	1.42	11,934,000	212,000
16	一円ニ付	中 1.23	1.15	1.19	231,000	43,000
18	一円ニ付	中 1.34	1.00	1.11	4,117,000	124,100

備考

明治十二年十月十四日賣買開始

呼値は一圓にして受渡に用ふる銀貨は一圓銀にして量目七匁一七六、品位は銀九銅一のものとす、（參照金貨幣）

手　形　表（續）

期限末現在高				（参照）	
三期限合計		當限分		長期取引受渡高	
株数	代金	株数	代金	株数	代金
株	円	株	円	株	円
4,439,140 **357,970**	**364,122,420** **38,390,360**	**1,561,190** **238,270**	**126,971,390** **23,581,200**	**3,294,390**	**242,071,460**
8,607,130 **767,590**	**731,294,930** **76,872,940**	**3,163,520** **541,320**	**267,844,460** **52,508,380**	**7,421,660**	**561,145,950**
589,840 43,770	48,990,090 4,786,680	155,910 23,360	11,491,520 2,170,660	375,950	26,122,230
632,480 40,570	56,401,800 4,888,260	298,070 30,060	27,911,940 3,521,160	575,710	45,336,750
523,400 45,160	42,617,290 4,748,310	186,480 28,490	13,527,190 2,513,140	470,670	32,008,130
552,120 50,740	46,615,850 5,751,940	214,250 36,090	20,333,820 3,943,930	403,270	32,016,220
524,120 38,830	40,871,490 4,146,040	222,270 28,700	16,489,370 2,718,280	461,120	30,107,610
480,620 40,460	37,966,190 4,427,600	192,080 28,790	16,572,040 3,260,460	416,870	28,242,170
417,860 37,140	31,268,410 3,291,290	197,600 28,910	14,691,880 2,551,150	433,870	26,397,200
319,260 8,510	32,238,630 750,550	174,280 7,370	13,539,510 687,290	191,480	13,558,630
363,380 11,250	24,953,040 715,180	87,970 5,700	6,010,830 407,430	270,150	16,418,450
4,403,080 **316,430**	**361,922,790** **33,505,850**	**1,728,910** **217,470**	**140,568,100** **21,773,500**	**3,599,090**	**250,287,390**
388,880 20,850	26,058,640 1,192,050	214,540 20,820	14,353,970 1,284,090	464,210	28,782,230
261,230 12,940	17,077,790 759,420	77,870 8,300	5,315,930 476,460	252,090	14,001,620
288,770 18,500	18,386,340 1,210,900	123,830 14,890	8,332,070 985,690	295,950	16,846,710
267,660 9,020	17,145,290 523,390	101,620 7,780	5,795,680 477,690	270,630	14,019,640
283,760 7,520	19,540,190 311,720	112,470 4,460	8,520,820 167,720	284,820	17,626,860
328,100 13,350	22,345,990 1,323,170	86,690 6,210	5,496,460 463,860	213,210	12,743,300
344,440 23,540	23,707,700 2,699,670	117,220 16,810	8,051,800 1,939,610	296,850	17,604,500
349,520 30,850	23,441,820 3,390,240	160,050 27,430	11,437,910 3,214,620	342,600	22,458,060
333,250 27,350	23,308,900 1,800,890	98,680 4,940	6,452,710 268,700	239,010	15,087,790
2,845,610 **163,920**	**191,012,660** **13,211,450**	**1,092,970** **111,640**	**73,757,350** **9,278,440**	**2,659,370**	**159,170,710**
7,248,690 **480,350**	**552,935,450** **46,717,300**	**2,821,880** **329,110**	**214,325,450** **31,051,940**	**6,258,460**	**409,458,100**

第四表　早　受　渡

年次		手形發行高 株數	手形發行高 代金	最多最少手形發行現在高 最多 月日	最多 株數	最多 代金	最少 月日	最少 株數	最少 代金
		株	円	月 日	株	円	月 日	株	円
下	(賣方)	**1,723,550**	**143,981,190**	**9. 15**	**518,070**	**45,877,040**	**6. 7**	**258,340**	**18,652,800**
	(買方)	**252,960**	**25,661,550**	**8. 25**	**41,280**	**5,459,380**	**6. 7**	**9,910**	**659,180**
15 年度	(賣方)	**3,334,080**	**283,868,190**	**2. 5**	**594,220**	**54,111,680**	**4. 6**	**224,290**	**17,693,230**
	(買方)	**550,790**	**54,007,710**	**2. 5**	**73,950**	**8,350,060**	**3. 26**	**4,670**	**284,120**
年 自15. 12. 6	(賣方)	210,220	16,469,330	22	524,880	44,907,470	6	434,890	37,626,020
昭和 至 1. 12. 25	(買方)	27,220	2,995,490	22	45,480	5,284,770	6	23,640	2,786,330
自 1. 12. 26	(賣方)	198,550	18,903,230	14	514,700	45,186,270	28	454,340	39,079,290
至 2. 1. 15	(買方)	20,160	2,272,240	15	40,570	4,888,260	28	21,510	2,748,760
自 2. 1. 16	(賣方)	188,990	14,127,430	5	523,400	42,617,290	17	361,920	30,679,710
至 2. 2. 5	(買方)	34,650	3,381,210	5	45,160	4,748,310	17	11,910	1,498,050
〃 2. 6	(賣方)	215,200	17,525,750	25	552,120	46,615,850	9	355,110	30,885,550
〃 2. 25	(買方)	34,070	3,516,770	25	50,740	5,751,940	9	18,220	2,328,870
〃 2. 26	(賣方)	186,250	14,589,460	15	524,120	40,871,490	26	366,850	29,060,100
〃 3. 15	(買方)	24,180	2,338,030	15	38,830	4,146,040	26	15,920	1,972,130
〃 3. 16	(賣方)	178,770	13,584,070	5	480,620	37,966,190	16	318,950	25,752,930
〃 4. 5	(買方)	30,330	2,999,840	5	40,460	4,427,600	16	11,570	1,553,920
〃 4. 6	(賣方)	129,320	9,874,260	21	417,860	31,268,410	6	305,540	23,059,810
〃 4. 25	(買方)	25,470	2,124,150	21	37,140	3,291,290	6	13,150	1,227,610
〃 4. 26	(賣方)	227,300	15,662,100	14	319,260	21,736,140	13	220,260	16,576,530
〃 5. 15	(買方)	280	10,410	14	8,510	750,550	13	8,230	740,140
〃 5. 16	(賣方)	90,100	6,253,920	4	363,380	24,953,040	16	287,700	19,751,200
〃 6. 5	(買方)	10,110	651,920	4	11,250	715,180	16	1,140	63,260
上	(賣方)	**1,624,700**	**126,989,550**	**2. 25**	**552,120**	**46,615,850**	**5. 13**	**220,260**	**16,576,530**
	(買方)	**206,470**	**20,290,060**	**2. 25**	**50,740**	**5,751,940**	**5. 16**	**1,140**	**63,260**
〃 6. 6	(賣方)	131,400	8,796,430	25	388,880	26,058,640	6	281,350	19,356,990
〃 6. 25	(買方)	17,880	1,142,130	22	22,340	1,359,290	6	6,030	342,090
〃 6. 26	(賣方)	86,890	5,373,120	15	261,230	17,077,790	27	178,760	12,182,850
〃 7. 15	(買方)	10,330	593,630	15	12,940	759,420	27	2,840	177,580
〃 7. 16	(賣方)	105,410	6,624,480	5	288,770	18,386,340	16	288,770	18,386,340
〃 8. 5	(買方)	13,860	927,940	5	18,500	1,210,900	16	4,860	308,260
〃 8. 6	(賣方)	102,720	7,091,020	25	267,660	17,145,290	6	171,360	10,587,260
〃 8. 25	(買方)	5,410	298,180	25	9,020	523,390	6	5,340	325,770
〃 8. 26	(賣方)	120,260	8,308,950	15	283,760	19,540,190	26	169,240	11,625,840
〃 9. 15	(買方)	6,280	266,020	14	7,520	311,720	26	1,490	58,950
〃 9. 16	(賣方)	156,820	11,327,600	5	328,100	22,345,990	16	186,210	12,898,400
〃 10. 5	(買方)	10,290	1,179,170	5	13,350	1,323,170	16	3,060	144,000
〃 10. 6	(賣方)	103,030	6,858,170	25	344,440	23,707,700	6	246,410	17,461,480
〃 10. 25	(買方)	16,400	1,840,360	25	23,540	2,699,670	6	7,730	908,560
〃 10. 26	(賣方)	122,300	7,785,920	15	349,520	23,441,820	26	238,350	16,720,290
〃 11. 15	(買方)	24,120	2,630,180	15	30,850	3,390,240	26	6,730	760,060
〃 11. 16	(賣方)	143,780	11,304,990	5	333,250	23,308,900	16	192,470	12,414,070
〃 12. 5	(買方)	23,930	1,625,270	5	27,350	1,800,890	16	3,500	180,470
下	(賣方)	**1,072,610**	**73,470,680**	**6. 25**	**388,880**	**26,058,640**	**8. 5**	**164,940**	**10,054,270**
	(買方)	**128,500**	**10,502,880**	**11. 15**	**30,850**	**3,390,240**	**9. 26**	**1,490**	**58,950**
2 年度	(賣方)	**2,697,310**	**200,460,230**	**2. 25**	**552,120**	**46,615,850**	**8. 5**	**164,940**	**10,054,270**
	(買方)	**334,970**	**30,792,940**	**2. 25**	**50,740**	**5,751,940**	**9. 26**	**1,490**	**58,950**

備考

一　大正十三年六月一日以降實施す

一　大正十五年三月三日以降發行額を本所公稱資本金程度に限定せり

手　形　表（續）

期限末現在高				（參照）	
三期限合計		當限分		長期取引受渡高	
株數	代金	株數	代金	株數	代金
株 289,240 8,630	円 23,258,640 617,600	株 89,000 5,230	円 6,846,760 404,120	株 332,440	円 21,781,280
340,520 31,090	26,905,010 2,702,110	111,830 17,760	8,392,920 1,542,510	308,980	20,623,900
2,762,070 **133,820**	**218,685,550** **12,546,080**	**986,390** **103,870**	**79,270,550** **10,375,250**	**3,088,740**	**208.286,780**
4,179,930 **219,270**	**327,338,600** **31,828,720**	**1,468.080** **144,990**	**114,707,060** **16,817,580**	**5,177,090**	**335,599,425**
417,790 16,670	33,495,400 1,098,130	141,750 16,470	11,470,610 1,477,140	405,630	31,634,820
512,790 49,030	46,977,070 5,624,700	130,680 23,520	10,525,790 2,420,700	370,950	28,858,030
594,220 73,950	54,111,680 8,350,060	252,060 45,620	22,406,970 6,058,920	615,880	52,124,660
551,680 63,080	53,068,010 7,000,020	204,390 58,480	20,289,000 6,718,070	540,820	47,159,120
503,020 47,700	45,377,410 4,768,460	208,820 43,120	16,431,590 4,296,640	552,500	39,802,980
422,840 33,850	39,143,110 2,967,800	221,900 24,820	23.390,400 2.342,310	592,960	45,776,730
376,190 41,600	31,278,410 2,557,810	139,640 26,870	10,585,670 1,805,430	344,070	23,508,590
401,200 55,120	32,510,570 3,651,420	151,720 43,640	12,088,210 2,922,370	392,890	27,496,320
388,260 28,620	31,210,850 2,464,180	151,370 20,510	13,684,830 1,885,600	311,570	22,713,240
4,167,990 **409,620**	**367,172,510** **38,482,580**	**1,602,330** **303,050**	**140.873,070** **28,927,180**	**4,127,270**	**319,074,490**
408,730 22,540	30,724,810 2,076,840	137,320 14,370	10,123,200 866,720	309,450	22,896,020
474,050 31,540	36,999,130 3,552,710	128,400 21,880	9,277,990 2,273,470	284,160	21,305,940
541,870 44,860	43,954,900 5,367,430	196,670 28,280	15,311,220 2,782,140	385,870	30,131,570
527,790 41,280	43,538,250 5,459,380	208,210 32,580	16,723,620 4,226,300	425,660	29,955,090
518,070 34,540	45,877,040 3,775,360	198,510 25,220	17,740,780 2,629,100	409,270	30,050,780
489,010 36,980	41,372,750 4,307,400	164,660 22,000	13,325,170 2,206,010	334,570	23,926,040
468,310 38,640	38,944,060 4,603,560	203,440 29,670	18,982,130 3,521,080	427,050	31,956,440
449,540 58,850	34,396,860 4,696,070	161,460 38,330	11,708,480 3,183,700	370,850	25,556,910
561,770 48,740	48,314,620 4,551,610	162,520 25,940	13,778,800 1,892,650	347,510	26,292,670

第四表　早　受　渡

年次		手形發行高 株數	手形發行高 代金	最多 月日	最多 株數	最多 代金	最少 月日	最少 株數	最少 代金
年 月 日		株	円	月 日	株	円	月 日	株	円
自14. 10. 26	(賣方)	124,660	10,484,100	14	289,240	23,258,640	26	195,800	15,875,110
至14. 11. 15	(買方)	5,630	373,600	11	8,630	617,600	26	3,000	244,000
〃 11. 16	(賣方)	140,280	10,493,130	5	340,520	26,905,010	16	206,770	16,570,100
〃 12. 5	(買方)	27,690	2,488,630	5	31,090	2,702,110	16	3,900	247,980
下	(賣方)	**1,003,740**	**79,823,170**	**12. 5**	**340,520**	**26,905,010**	**7. 26**	**169,630**	**11,973,440**
	(買方)	**104,410**	**9,588,470**	**12. 5**	**31,090**	**2,702,110**	**6. 6**	**330**	**35,090**
14 年 度	(賣方)	**1,622,950**	**128,430,880**	**5. 25**	**306,110**	**27,308,840**	**12. 1**	**76,500**	**4,943,140**
	(買方)	**158,320**	**17,797,180**	**5. 25**	**45,110**	**7,198,490**	**12. 19**	**50**	**2,500**
自14. 12. 6	(賣方)	214,110	18,138,670	25	417,790	33,495,400	7	249,520	19,781,200
至14. 12. 25	(買方)	9,240	754,260	25	20,780	1,719,750	23	15,340	928,560
自14. 12. 26	(賣方)	211,740	21,796,920	15	512,790	46,977,070	26	330,130	28,111,350
至15. 1. 15	(買方)	42,930	5,187,980	15	49,030	5,624,700	26	6,100	436,720
自15. 1. 16	(賣方)	212,110	17,660,400	5	594,220	54,111,680	16	395,000	37,233,790
至15. 2. 5	(買方)	48,440	5,146,060	5	73,950	8,350,060	16	25,710	3,213,600
〃 2. 6	(賣方)	209,520	21,363,300	25	551,680	53,068,010	6	355,660	32,626,680
〃 2. 25	(買方)	34,750	3,708,880	25	63,080	7,000,020	6	28,930	3,338,540
〃 2. 6	(賣方)	155,730	12,598,400	15	503,020	45,377,410	26	373,290	34,758,610
〃 3. 15	(買方)	43,100	4,486,510	15	47,700	4,768,460	26	4,670	284,120
〃 3. 16	(賣方)	128,640	10,197,290	5	422,840	39,143,110	16	317,130	30,390,040
〃 4. 5	(買方)	29,270	2,495,980	5	33,850	2,967,800	16	6,170	562,180
〃 4. 6	(賣方)	175,250	15,525,700	24	376,190	31,278,410	6	224,290	17,693,230
〃 4. 25	(買方)	32,570	1,932,320	24	41,600	2,557,810	6	10,330	763,090
〃 4. 26	(賣方)	164,650	11,817,830	15	401,200	32,510,570	26	265,810	23,026,450
〃 5. 15	(買方)	40,390	2,899,040	15	55,120	3,651,420	26	16,560	913,380
〃 5. 16	(賣方)	138,780	10,788,490	5	388,260	31,210,850	17	275,360	22,377,680
〃 6. 5	(買方)	17,140	1,735,130	5	28,620	2,464,180	17	12,820	801,360
上	(賣方)	**1,610,530**	**139,887,000**	**2. 5**	**594,220**	**54,111,680**	**4. 6**	**224,290**	**17,693,230**
	(買方)	**297,830**	**28,346,160**	**2. 5**	**73,950**	**8,350,060**	**3. 26**	**4,670**	**284,120**
〃 6. 6	(賣方)	171,840	13,198,790	25	408,730	30,724,810	7	258,340	18,652,800
〃 6. 25	(買方)	14,430	1,498,260	25	22,540	2,076,840	7	9,910	659,180
〃 6. 26	(賣方)	202,640	16,397,520	15	474,050	36,999,130	26	293,930	22,827,840
〃 7. 15	(買方)	23,370	2,342,590	15	31,540	3,552,710	26	8,740	1,296,990
〃 7. 16	(賣方)	196,220	16,233,760	5	541,870	43,954,900	16	358,560	28,768,400
〃 8. 5	(買方)	35,200	4,088,190	5	44,860	5,367,430	16	11,280	1,392,560
〃 8. 6	(賣方)	182,590	14,894,570	25	527,790	43,538,250	6	346,990	30,048,010
〃 8. 25	(買方)	24,700	2,874,090	25	41,280	5,459,380	6	18,230	2,719,400
〃 8. 26	(賣方)	198,490	19,062,410	15	518,070	45,877,040	26	346,540	29,149,600
〃 9. 15	(買方)	25,840	2,542,280	15	34,540	3,775,360	26	10,840	1,349,030
〃 9. 16	(賣方)	169,450	13,236,490	5	489,010	41,372,750	16	340,020	29,625,960
〃 10. 5	(買方)	27,660	3,161,140	5	36,980	4,307,400	16	11,020	1,271,660
〃 10. 6	(賣方)	143,960	10,896,480	25	468,310	38,944,060	6	342,550	28,966,730
〃 10. 25	(買方)	23,660	2,502,170	25	38,640	4,603,560	6	15,980	2,228,490
〃 10. 26	(賣方)	184,670	14,434,930	15	449,540	34,396,860	26	286,800	21,374,630
〃 11. 15	(買方)	49,880	3,613,590	15	58,850	4,696,070	26	11,140	1,265,360
〃 11. 16	(賣方)	273,690	25,626,240	3	474,380	40,748,930	16	302,140	23,485,000
〃 12. 5	(買方)	28,220	3,039,240	4	48,740	4,551,610	16	21,450	1,635,900

手形表

期限末現在高				(參照)	
三期限合計		當限分		長期取引受渡高	
株数	代金	株数	代金	株数	代金
株 17,350 —	円 1,005,970 —	株 740 —	円 38,940 —	株 213,200	円 10,669,050
29,830 —	1,548,190 —	2,610 —	91,500 —	191,370	9,294,380
67,340 200	3,465,860 8,290	23,820 —	1,255,720 —	205,460	10,589,370
75,390 340	3,979,320 36,150	14,510 340	769,890 36,150	228,950	12,746,850
110,010 —	6,485,060 —	42,420 —	2,188,030 —	264,420	14,131,890
103,540 —	6,566,490 —	29,720 —	1,778,220 —	217,040	13,279,750
403,460 540	**23,050,890 44,440**	**113,820 340**	**6,122,300 36,150**	**1,320,440**	**70,711,290**
403,460 540	**23,050,890 44,440**	**113,820 340**	**6,122,300 36,150**	**1,320,440**	**70,711,290**
160,990 50	10,653,350 2,500	52,830 —	3,542,190 —	242,230	15,748,620
174,130 50	11,742,470 2,500	45,370 50	3,075,720 2,500	360,870	22,625,040
215,070 2,000	14,205,870 212,000	82,430 2,000	5,517,200 212,000	358,140	20,597,500
224,140 1,540	16,456,190 337,060	101,430 320	6,739,880 59,850	448,220	23,073,960
304,500 35,880	25,870,090 6,254,790	71,940 5,610	4,795,910 861,830	293,870	18,135,545
339,030 45,930	29,725,080 12,473,790	127,690 33,140	11,765,610 5,306,150	385,020	27,131,980
1,417,860 85,450	**108,653,050 19,282,640**	**481,690 41,120**	**35,436,510 6,442,330**	**2,088,350**	**127,312,645**
247,970 13,390	20,656,100 2,046,000	83,400 13,060	8,181,690 2,010,910	221,020	17,058,910
226,550 2,770	16,529,410 186,760	81,320 3,690	7,120,510 481,560	229,190	16,325,360
247,900 7,720	18,028,000 510,590	104,730 6,570	7,110,350 465,780	284,100	18,234,290
232,930 7,520	18,307,390 483,080	71,400 2,980	5,584,070 209,810	274,640	17,819,710
276,780 16,750	21,834,690 1,578,960	102,730 14,870	8,191,870 1,402,460	361,960	24,967,240
297,380 9,900	24,321,400 1,164,970	80,930 8,640	6,439,110 1,027,740	346,200	21,969,930
313,420 15,330	25,653,710 1,367,570	136,250 13,350	10,986.610 1,185,920	380,080	26,116,620
289,380 20,720	23,191,200 1,888,440	124,800 17,720	10,416 660 1,644,440	350,130	23,389,540

第四表　早　受　渡

年次		手形發行高 株數	手形發行高 代金	最多 月日	最多 株數	最多 代金	最少 月日	最少 株數	最少 代金
年　月		株	円	月 日	株	円	月 日	株	円
大正 13. 6	賣方	17,350	1,005,970	25	17,350	1,005,970	4	530	44,550
	買方	—	—		—	—		—	—
7	賣方	13,220	581,160	25	28,210	1,453,670	1	17,290	995,100
	買方	—	—		—	—		—	—
8	賣方	40,120	2,009,170	28	67,340	3,465,860	1	28,180	1,482,000
	買方	200	8,290	29	200	8,290	29	200	8,290
9	賣方	31,870	1,769,180	29	73,690	3,826,250	1	43,520	2,210,140
	買方	140	27,860	26	340	36,150	1	200	8,290
10	賣方	49,130	3,275,630	29	108,560	6,396,220	1	61,080	3,221,130
	買方	—	—		—	—		—	—
11	賣方	35,950	2,269,460	23	99,050	6,121,040	1	69,400	4,420,960
	買方	—	—		—	—		—	—
下	賣方	**187,640**	**10,910,570**	**10. 29**	**108,560**	**6,396,220**	**6. 4**	**530**	**44,550**
	買方	**340**	**36,150**	**9. 26**	**340**	**36,150**	**8. 29**	**200**	**8,290**
13 年度	賣方	**187,640**	**10,910,570**	**10. 29**	**108,560**	**6,396,220**	**6. 4**	**530**	**44,550**
	買方	**340**	**36,150**	**9. 26**	**340**	**36,150**	**8. 29**	**200**	**8,290**
13. 12	賣方	87,170	5,865,080	25	150,940	10,048,550	1	76,500	4,943,140
	買方	50	2,500	19	50	2,500	19	50	2,500
14. 1	賣方	65,970	4,631,310	30	167,550	11,325,080	6	108,160	7,111,160
	買方	—	—	1	50	2,500	1	50	2,500
2	賣方	86,310	5,539,120	27	212,580	14,072,740	28	132,640	8,688,670
	買方	2,000	212,000	21	2,000	212,000	21	2,000	212,000
3	賣方	91,500	7,767,520	30	210,730	15,666,130	2	133,220	8,718,190
	買方	1,540	337,060	30	1,540	337,060	18	190	45,030
4	賣方	181,790	16,153,780	29	288,470	24,902,860	1	129,340	10,429,910
	買方	34,660	5,977,580	29	35,880	6,254,790	1	1,220	277,210
5	賣方	106,470	8,650,900	25	306,110	27,308,840	30	211,340	17,959,470
	買方	15,660	1,679,570	25	45,110	7,198,490	30	12,790	1,946,380
上	賣方	**619,210**	**48,607,710**	**5. 25**	**306,110**	**27,308,840**	**12. 1**	**76,500**	**4,943,140**
	買方	**53,910**	**8,208,710**	**5. 25**	**45,110**	**7,198,490**	**12. 19**	**50**	**2,500**
年　月　日									
自14. 6. 1	賣方	36,630	2,696,630	5	247,970	20,656,100	1	212,690	18,110,920
至14. 6. 5	買方	600	99,620	3	13,390	2,046,000	1	12,790	1,946,380
〃 6. 6	賣方	74,310	5,643,890	25	226,550	16,529,410	6	164,990	12,495,500
〃 6. 25	買方	6,040	621,500	22	3,830	496,810	6	330	35,090
〃 6. 26	賣方	90,340	7,030,210	15	247,900	18,028,000	26	169,630	11,973,440
〃 7. 15	買方	5,040	335,560	13	7,720	510,590	26	3,130	204,480
〃 7. 16	賣方	89,760	7,389,740	5	232,930	18,307,390	16	166,200	12,487,300
〃 8. 5	買方	6,370	438,270	1	7,520	483,080	16	1,370	56,390
〃 8. 6	賣方	115,250	9,111,370	25	276,780	21,834,690	6	182,250	14,252,900
〃 8. 25	買方	12,210	1,305,690	25	16,750	1,578,960	6	5,540	309,520
〃 8. 26	賣方	123,330	10,678,580	15	297,380	24,321,400	26	196,450	15,690,580
〃 9. 15	買方	8,020	988,470	12	9,900	1,164,970	26	1,880	176,500
〃 9. 16	賣方	96,970	7,771,420	5	313,420	25,653,710	16	231,160	18,555,060
〃 10. 5	買方	14,070	1,230,340	2	15,330	1,367,570	16	1,460	146,430
〃 10. 6	賣方	112,210	8,521,100	24	289,380	23,191,200	6	223,080	18,126,630
〃 10. 25	買方	18,740	1,706,790	24	20,720	1,888,440	6	1,980	181,650

第三表　取引種類別賣買表(短期取引—株式)（續）

(B)　最多最少賣買高・繰延高

年次	賣買高				繰延高			
	最多		最少		最多		最少	
年 月	月 日	株	月 日	株	月 日	株	月 日	株
大正 15. 4	20	232,470	24	51,280	7	336,450	24	306,980
5	8	137,100	25	43.680	3	326,930	12	292,660
上中	**2. 6**	**387,640**	**5. 25**	**43,680**	**1. 28**	**352,370**	**5. 12**	**292,660**
6	26	225,270	1	56,830	28	370,250	15	301,340
7	22	267,490	28	36,980	17	381,960	31	317,960
8	14	155,180	24	32,960	16	335,090	26	303,930
9	21	215,240	6	32,790	29	340,850	14	310,140
10	2	225,080	19	37,200	28	390,510	1	336,560
11	22	273,560	8	57,830	16	401,260	9	372,930
下中	**11. 22**	**273,560**	**9. 6**	**32,790**	**11. 16**	**401,260**	**6. 15**	**301,340**
15. 昭和 1. 12	9	245,180	22	38,030	11	461,450	29	334,770
2. 1	18	182,830	11	28,760	4	327,390	27	283,650
2	5	145,440	1	29,840	12	297,150	24	259,490
3	31	155,450	2	39,250	22	288,190	5	256,130
4	2	316,040	15	66,570	19	329,590	1	273,810
5	13	348,980	24	28,520	13	240,940	18	212,260
上中	**5. 13**	**348,980**	**5. 24**	**28,520**	**12. 11**	**461,450**	**5. 18**	**212,260**
6	11	194,420	24	28,180	15	246,870	30	220,300
7	9	164,110	2	25,660	21	225,680	8	203,210
8	11	99,760	5	16,400	1	212,860	13	199,020
9	17	175,490	5	28,000	30	311,770	3	217,450
10	3	158,650	24	35,740	7	348,360	31	310,210
11	26	235,820	14	26,170	30	325,060	24	263,780
下中	**11. 26**	**235,820**	**8. 5**	**16,400**	**10. 7**	**348,360**	**8. 13**	**199,020**

第三表　取引種類別賣買表(短期取引—株式)（續）

(B)　最多最少賣買高・繰延高

年次		賣買高				繰延高			
		最多		最少		最多		最少	
年	月	月 日	株	月 日	株	月 日	株	月 日	株
大正 13.	6	2	105,440	14	15,760	21	81,080	2	31,250
	7	1	69,290	18	22,040	28	119,440	3	83,670
	8	9	61,120	29	14,040	14	121,740	30	105,540
	9	15	65,370	26	19,210	5	115,400	22	101,670
	10	25	89,780	17	17,190	28	132,550	4	103,520
	11	17	130,780	25	26,200	29	150,120	6	121,270
下 中		**11. 17**	**130,780**	**8. 29**	**14,040**	**11. 29**	**150,120**	**6. 2**	**31,250**
13.	12	6	181,950	24	38,970	19	185,200	27	150,090
14.	1	9	155,320	20	35,390	27	201,180	6	158,940
	2	19	181,620	4	34,840	2	191,780	24	166,310
	3	9	125,120	19	33,580	27	193,190	7	166,090
	4	22	141,740	29	36,600	25	206,870	11	178,520
	5	14	137,300	29	34,580	16	216,520	30	189,230
上 中		**12. 6**	**181,950**	**3. 19**	**33,580**	**5. 16**	**216,520**	**12. 27**	**150,090**
	6	6	116,930	17	39,540	8	209,850	25	179,530
	7	29	98,010	14	19,700	28	199,290	18	177,640
	8	7	142,860	28	31,580	27	269,980	1	195,800
	9	17	168,050	15	28,070	8	279,960	29	251,260
	10	3	134,110	1	24,760	8	285,570	1	255,440
	11	7	137,330	13	46,570	19	333,900	2	279,360
下 中		**9. 17**	**168,050**	**7. 14**	**19,700**	**11. 19**	**333,900**	**7. 18**	**177,640**
14.	12	28	362,540	4	54,170	23	341,770	28	294,960
15.	1	6	303,170	30	59,650	28	352,370	23	313,950
	2	6	387,640	3	58,950	2	346,780	5	316,900
	3	1	212,250	8	43,880	1	348,980	15	304,760

第三表　取引種類別賣買表(短期取引—株式)（續）

(A)　賣買高・受渡高

年次	賣買高 株數	賣買高 代金	賣買高 一日平均賣買高	賣買高 一株平均値段	賣買高 立會日數	賣買高 銘柄數	受渡高 株數	受渡高 代金	受渡高 一日平均受渡高	受渡高 一株平均値段	受渡高 銘柄數
年 月	株	円	株	円	日	種	株	円	株	円	種
大正 15. 6	2,733,840	428,304,084	109,353	156.66	25	6	417,810	61,328,120	16,712	146.79	6
7	2,914,460	469,602,016	112,094	161.12	26	6	440,750	67,142,505	16,951	152.33	6
8	1,857,590	299,212,624	74,303	161.08	25	6	347,270	53,424,035	13,891	153.84	6
9	2,175,890	328,316,262	87,035	150.84	25	6	390,440	56,659,890	15,617	145.11	6
10	2,812,040	424,689,633	112,482	151.03	25	6	444,280	60,812,305	17,771	136.88	6
11	2,901,420	421,219,583	116,056	145.18	25	6	637,690	85,766,795	25,507	134.50	6
下	**15,395,240**	**2,371,344,202**	**101,955**	**155.33**	**151**	**6**	**2,678,240**	**385,133,650**	**17,737**	**143.80**	**6**
15 年度	**34,393,210**	**5,088,657,632**	**115,027**	**147.96**	**299**	**6**	**5,129,220**	**719,962,485**	**17,155**	**140.36**	**6**
15. 昭和 1. 12	2,921,080	444,110,725	121,711	152.04	24	6	534,030	71,953,865	22,251	134.74	6
2. 1	1,579,860	241,746,338	68,690	153.02	23	6	332,040	48,142,410	14,437	144.99	6
2	1,398,270	212,737,138	66,584	152.14	21	6	306,250	45,274,030	14,583	147.83	6
3	2,063,000	304,086,847	79,346	147.40	26	6	353,210	51,479,695	13,585	145.75	6
4	2,894,270	382,849,467	160,793	132.28	18	6	338,930	40,739,765	18,829	120.20	6
5	1,469,080	178,222,221	91,817	121.32	16	6	316,040	37,882,505	19,753	119.87	6
上	**12,325,560**	**1,763,752,736**	**96,293**	**143.10**	**128**	**6**	**2,180,500**	**295,472,270**	**17,035**	**135.51**	**6**
6	1,440,340	177,897,216	55,398	123.51	26	6	312,690	37,583,740	12,027	120.19	6
7	1,648,850	196,873,320	63,418	119.40	26	6	303,510	35,513,505	11,674	117.01	6
8	1,282,650	156,252,659	47,506	121.82	27	7	300,390	35,979,195	11,126	119.77	7
9	2,341,470	312,287,500	93,658	133.37	25	6	332,140	41,345,985	13,286	124.48	6
10	2,148,410	301,449,721	85,936	140.31	25	6	349,360	45,195,420	13,974	129.37	6
11	1,957,250	276,278,083	81,552	141.16	24	6	365,670	47,786,360	15,236	130.68	6
下	**10,818,970**	**1,421,038,499**	**70,712**	**131.35**	**153**	**7**	**1,963,760**	**243,404,205**	**12,835**	**123.95**	**7**
2 年度	**23,144,530**	**3,184,791,235**	**82,365**	**137.60**	**281**	**7**	**4,144,260**	**538,876,475**	**14,748**	**130.03**	**7**

備考

一　大正十三年六月二日より賣買開始せり

一　自昭和二年四月二十二日至五月十二日は同年の金融恐慌に因る支拂猶豫令實施に依り臨時休業せり

一　一日平均賣買高は株數を立會日數にて、一株平均値段は代金を株數にて除したるものなり

一　一株平均値段は錢位以下四捨五入せり

一　本表は自十一月三十日後場至翌年五月三十一日前場、自五月三十一日後場至十一月三十日前場を各半期と爲せるを以て考課狀表示の數字と一致せず

第三表　取引種類別賣買表(短期取引—株式)

(三) 短期取引之部

(A) 賣買高・受渡高

年次	賣買高 株數	賣買高 代金	賣買高 一日平均賣買高	賣買高 一株平均値段	賣買高 立會日數	賣買高 銘柄數	受渡高 株數	受渡高 代金	受渡高 一日平均受渡高	受渡高 一株平均値段	受渡高 銘柄數
年 月	株	円	株	円	日	種	株	円	株	円	數
大正 13. 6	930,740	80,771,575	38,781	86.78	24	2	138,740	11,831,960	5,781	85.28	2
7	1,023,150	92,156,259	40,926	90.07	25	2	137,390	12,181,055	5,496	88.66	2
8	948,880	90,204,511	36,495	94.89	26	2	132,810	12,307,850	5,108	92.68	2
9	837,480	78,697,108	33,499	93.97	25	2	132,230	12,195,325	5,289	92.23	2
10	1,084,370	97,045,453	43,375	89.49	25	2	169,260	15,025,510	6,770	88.77	2
11	1,767,280	172,220,415	70,691	97.45	25	2	209,310	20,130,760	8,372	96.17	2
下	**6,591,900**	**611,095,321**	**43,946**	**92.70**	**150**	**2**	**919,740**	**83,672,460**	**6,132**	**90.97**	**2**
13 年 度	**6,591,900**	**611,095,321**	**43,946**	**92.70**	**150**	**2**	**919,740**	**83,672,460**	**6,132**	**90.97**	**2**
13. 12	2,142,040	219,942,124	89,252	102.67	24	2	301,010	31,054,200	12,542	103.17	2
14. 1	1,786,690	192,801,282	77,682	107.91	23	2	222,270	24,067,180	9,664	108.28	2
2	1,932,310	189,648,988	84,013	98.15	23	2	230,600	22,358,155	10,026	96.96	2
3	1,831,720	176,622,882	73,269	96.42	25	2	253,400	24,145,235	10,136	95.28	2
4	2,087,110	212,401,900	83,484	101.77	25	2	253,440	25,634,640	10,137	101.15	2
5	1,862,360	195,486,340	77,598	104.97	24	2	271,940	28,997,025	11,331	106.63	2
上	**11,642,230**	**1,186,903,516**	**80,849**	**101.95**	**144**	**2**	**1,532,660**	**156,256,435**	**10,643**	**101.95**	**2**
6	1,755,010	187,488,201	67,500	106.83	26	2	294,690	32,018,155	11,334	108.62	2
7	1,378,990	143,136,556	53,038	103.79	26	4	265,930	28,433,260	10,228	106.92	4
8	1,807,530	187,607,778	72,301	103.79	25	4	314,610	32,885,165	12,584	104.53	4
9	1,848,210	187,480,351	73,928	101.44	25	4	336,100	34,944,045	13,444	103.97	4
10	1,810,550	183,084,704	72,422	101.12	25	4	368,640	37,292,905	14,745	101.16	4
11	2,021,780	223,164,560	84,241	100.68	24	4	390,110	42,549,660	16,254	109.07	4
下	**10,622,070**	**1,111,962,150**	**70,345**	**104.68**	**151**	**4**	**1,970,080**	**208,123,190**	**13,047**	**105.64**	**4**
14 年 度	**22,264,300**	**2,298,865,666**	**75,472**	**103.25**	**295**	**4**	**3,502,740**	**364,379,625**	**11,874**	**104.03**	**4**
14. 12	3,219,370	387,888,960	134,140	120.48	24	4	482,840	57,985,895	20,118	120.09	4
15. 1	3,433,730	467,566,207	149,292	136.17	23	5	395,040	52,119,545	17,176	131.93	5
2	4,437,560	677,281,926	192,937	152.62	23	5	425,870	61,757,055	18,516	145.01	5
3	3,087,610	444,082,301	114,355	143.83	27	6	420,790	57,272,950	15,585	136.11	6
4	2,704,320	427,191,140	108,172	157.96	25	6	392,780	58,901,680	15,711	149.96	6
5	2,115,380	313,302,896	81,361	148.11	26	6	333,660	46,791,710	12,833	140.23	6
上	**18,997,970**	**2,717,313,430**	**128,365**	**143.03**	**148**	**6**	**2,450,980**	**334,828,835**	**16,561**	**136.61**	**6**

第三表　取引種類別賣買表(長期取引—株式)（續）

(B)　最多最少賣買高・取組高

年次	賣買高 最多 月 日	賣買高 最多 株	賣買高 最少 月 日	賣買高 最少 株	取組高 最多 月 日	取組高 最多 株	取組高 最少 月 日	取組高 最少 株
昭和 1.12.26 — 2. 1.15	13	430,640	14	73,440	13	1,801,110	14	1,259,420
2. 1.16 — 2. 5	3	490,090	4	81,620	3	1,656,400	4	1,203,590
2. 6 — 2.25	23	387,430	24	44,770	23	1,562,590	24	1,174,470
2.26 — 3.15	12	475,370	14	52,000	12	1,545,180	14	1,111,660
3.16 — 4. 5	2	562,820	4	84,380	2	1,496,420	4	1,092,930
4. 6 — 4.25 / 4.26 — 5.15	5. 13	407,240	4. 15	71,190	4. 21	1,349,990	5. 13	1,129,690
5.16 — 6. 5	2	299,980	3	40,470	2	1,318,740	3	1,058,510
上中	**4. 2**	**562,820**	**6. 3**	**40,470**	**1. 13**	**1,801,110**	**6. 3**	**1,058,510**
6. 6 — 6.25	23	294,590	24	44,570	23	1,248,840	24	842,020
6.26 — 7.15	13	273,760	28	41,590	13	1,120,680	27	867,190
7.16 — 8. 5	3	262,560	4	36,130	3	1,128,130	4	852,570
8. 6 — 8.25	23	225,920	24	23,730	23	1,050,310	24	791,530
8.26 — 9.15	13	271,890	14	43,640	13	1,026,190	14	785,860
9.16 — 10. 5	3	280,600	4	65,300	3	1,096,870	3	835,710
10. 6 — 10.25	22	227,400	24	36,190	22	1,156,550	6	945,280
10.26 — 11.15	12	226,640	14	39,660	12	1,076,970	14	767,060
11.16 — 12. 5	2	246,050	3	43,460	2	998,840	3	787,810
下中	**6. 23**	**294,590**	**8. 24**	**23,730**	**6. 23**	**1,248,840**	**11. 14**	**767,060**

備考

一　自明治十一年六月至同二十八年二月取組高を省略せるは資料不備に因る

一　明治十一年下半期・同十二年上半期(最少)・自同十三年上半期至同十九年下半期の賣買高及同三十一年一月至同年十二月の取組高は資料不備に因り不明なり

一　自明治三十六年六月至同年八月は限月短縮の爲取引皆無なり

一　大正十二年九月・十月は大震災の爲自九月一日後場至十一月十四日立會を休止す

一　自昭和二年四月六日至同月二十五日及自四月二十六日至五月十五日は同年の金融恐慌に因る支拂猶豫令實施に依り自同月二十二日至五月十二日臨時休業したるを以て此二者を通じて算出したり

第三表　取引種類別賣買表(長期取引—株式)（續）

（B）　最多最少賣買高・取組高

年次	賣買高 最多 月日	賣買高 最多 株	賣買高 最少 月日	賣買高 最少 株	取組高 最多 月日	取組高 最多 株	取組高 最少 月日	取組高 最少 株
大正14年3月	27	257,330	28	31,500	27	1,241,880	28	880,150
4	27	340,530	6	41,740	27	1,189,490	1	891,590
5	22	254,350	28	60,000	20	1,120,860	28	894,360
上中	**4. 27**	**340,530**	**3. 28**	**31,500**	**1. 28**	**1,358,730**	**12. 1**	**856,640**
大正14年6月1日—14年6月5日	3	241,310	4	43,790	3	937,720	4	781,430
6. 6—6.25	23	221,210	24	36,060	19	942,610	23	771,800
6.26—7.15	13	302,890	14	40,080	1	1,028,230	13	802,980
7.16—8. 5	3	300,340	4	30,290	3	1,154,080	16	888,560
8. 6—8.25	22	314,270	24	45,780	22	1,278,160	6	956,050
8.26—9.15	12	281,180	14	42,620	14	1,309,430	26	988,020
9.16—10. 5	2	399,860	3	40,990	3	1,262,120	16	1,019,070
10. 6—10.25	22	355,120	23	38,890	23	1,239,840	6	961,830
10.26—11.15	12	335,320	13	46,930	13	1,275,420	26	961,920
11.16—12. 5	3	274,710	4	40,930	4	1,335,870	16	1,009,840
下中	**10. 2**	**399,860**	**8. 4**	**30,290**	**12. 4**	**1,335,870**	**6. 23**	**771,800**
12. 6—12.25	23	430,630	8	114,140	24	1,588,760	7	1,090,030
12.26—15. 1.15	26	608,950	14	100,710	14	1,668,180	26	1,348,900
15. 1.16—2. 5	25	359,970	4	97,540	4	1,849,640	16	1,354,150
2. 6—2.25	6	517,920	18	167,790	23	1,954,110	6	1,371,680
2.26—3.15	12	365,320	8	107,960	12	1,754,960	26	1,464,570
3.16—4. 5	30	268,200	24	117,460	1	1,631,290	16	1,279,800
4. 6—4.25	22	319,230	23	66,570	23	1,339,110	3	1,091,390
4.26—5.15	13	321,230	14	33,010	11	1,309,470	26	1,047,930
5.16—6. 5	3	287,440	4	50,100	4	1,170,060	17	951,130
上中	**12. 26**	**608,950**	**5. 14**	**33,010**	**2. 23**	**1,954,110**	**5. 17**	**951,130**
6. 6—6.25	21	326,900	8	75,940	24	1,265,170	7	897,110
6.26—7.15	13	299,950	14	66,560	14	1,415,030	26	1,051,110
7.16—8. 5	3	340,410	4	48,620	4	1,530,280	5	1,144,410
8. 6—8.25	23	344,810	24	31,120	24	1,473,540	25	1,047,880
8.26—9.15	13	439,460	14	34,490	14	1,421,050	15	1,011,780
9.16—10. 5	2	371,460	18	55,010	4	1,337,210	5	1,002,640
10. 6—10.25	21	325,330	16	78,250	23	1,376,310	25	949,260
10.26—11.15	12	323,220	13	52,760	12	1,343,630	13	992,800
11.16—12. 5	2	460,940	17	96,030	3	1,657,220	16	1,057,760
下中	**12 2**	**460,940**	**8. 24**	**31,120**	**12. 3**	**1,657,220**	**6. 7**	**897,110**
12. 6—12.25	6	439,460	24	85,940	23	1,708,310	24	1,401,130

第三表　取引種類別賣買表(長期取引—株式)（續）

(B)　最多最少賣買高・取組高

年次	賣買高 最多 月 日	賣買高 最多 株	賣買高 最少 月 日	賣買高 最少 株	取組高 最多 月 日	取組高 最多 株	取組高 最少 月 日	取組高 最少 株
大正 11. 9	27	226,850	28	19,590	27	692,900	29	503,930
10	26	183,390	29	50,580	26	716,610	2	526,200
11	22	196,170	28	18,340	22	766,270	2	591,730
下中	**9. 27**	**226,850**	**6. 28**	**12,190**	**6. 27**	**824,090**	**9. 29**	**503,930**
11. 12	22	199,990	23	33,980	22	886,350	1	649,230
12. 1	11	207,930	29	55,970	27	1,040,410	4	719,350
2	15	392,050	10	134,500	24	1,503,880	1	905,200
3	1	317,730	31	45,230	23	1,493,810	31	1,131,410
4	26	434,730	2	56,020	26	1,599,580	30	1,136,630
5	23	263,780	24	45,360	21	1,322,690	1	1,136,710
上中	**4. 26**	**434,730**	**12. 23**	**33,980**	**4. 26**	**1,599,580**	**12. 1**	**649,230**
6	29	269,760	30	53,670	25	1,185,620	1	1,043,880
7	26	293,450	9	38,040	24	972,310	2	836,200
8	25	190,060	10	44,090	27	962,560	30	685,180
9		—		—		—		—
10		—		—		—		—
11	26	123,280	16	27,170	30	284,640	15	45,680
下中	**7. 26**	**293,450**	**11. 16**	**27,170**	**6. 25**	**1,185,620**	**11. 15**	**45,680**
12. 12	26	112,560	24	29,140	22	769,570	1	325,540
13. 1	8	200,800	29	44,530	28	769,570	4	578,480
2	26	152,240	27	24,130	26	841,270	27	605,600
3	27	161,870	28	15,800	27	787,760	29	582,410
4	26	216,340	28	25,230	26	757,470	28	601,290
5	22	163,490	29	23,700	20	710,100	29	585,800
上中	**4. 26**	**216,340**	**3. 28**	**15,800**	**2. 26**	**841,270**	**12. 1**	**325,540**
6	26	224,290	27	24,960	26	739,210	27	580,720
7	26	185,050	16	37,360	26	780,780	1	600,290
8	27	137,190	28	9,990	27	892,770	1	645,160
9	26	138,800	27	10,610	26	859,850	29	674,470
10	27	263,250	28	14,380	27	921,260	29	681,150
11	17	270,660	25	39,070	20	947,130	1	697,050
下中	**11. 17**	**270,660**	**8. 28**	**9,990**	**11. 20**	**947,130**	**6. 27**	**580,720**
13. 12	23	235,210	24	62,830	23	1,089,050	1	856,640
14. 1	28	294,090	29	86,460	28	1,358,730	1	957,250
2	25	262,420	4	85,430	25	1,301,240	28	966,210

第三表　取引種類別賣買表（長期取引―株式）（續）

（B）　最多最少賣買高・取組高

年次	賣買高 最多 月日	賣買高 最多 株	賣買高 最少 月日	賣買高 最少 株	取組高 最多 月日	取組高 最多 株	取組高 最少 月日	取組高 最少 株
年 月	月 日	株	月 日	株	月 日	株	月 日	株
大正 9. 3	15	572,390	10	205,040	13	3,101,930	1	2,592,740
4	13	246,950	14	86,770	7	2,342,790	12	2,146,250
5	24	238,250	15	76,630	27	1,689,930	8	1,406,700
上中	**3. 15**	**572,390**	**5. 15**	**76,630**	**3. 13**	**3,101,930**	**5. 8**	**1,406,700**
6	14	166,430	8	45,020	25	1,484,640	1	1,110,180
7	27	156,590	15	27,100	27	1,133,670	1	1,015,910
8	26	168,590	6	34,850	26	888,300	2	718,290
9	25	247,340	10	42,250	27	820,880	1	557,140
10	27	218,720	13	35,370	27	810,570	1	537,540
11	9	291,040	30	50,540	22	838,680	2	580,030
下中	**11. 9**	**291,040**	**7. 15**	**27,870**	**6. 26**	**1,484,640**	**10. 1**	**537,540**
9. 12	23	163,300	8	45,170	24	869,240	27	616,060
10. 1	27	180,820	4	58,840	28	965,080	4	636,180
2	21	379,520	25	68,380	24	1,331,650	1	726,160
3	28	251,340	29	34,850	28	1,340,100	1	1,033,680
4	27	414,900	15	74,930	27	1,251,170	1	983,830
5	27	227,630	28	66,560	23	1,058,610	1	885,390
上中	**4. 27**	**414,900**	**3. 29**	**34,850**	**3. 28**	**1,340,100**	**12. 27**	**616,060**
6	27	273,180	28	36,820	23	1,055,670	28	796,030
7	26	292,670	1	69,620	25	1,079,330	1	818,970
8	26	357,500	16	79,330	26	1,351,990	1	895,860
9	7	313,420	15	87,430	27	1,192,510	30	874,240
10	26	319,400	29	50,370	26	1,223,970	29	785,100
11	24	258,900	28	13,470	22	976,130	1	698,240
下中	**8. 26**	**357,500**	**11. 28**	**13,470**	**8. 26**	**1,351,990**	**11. 1**	**698,240**
10. 12	22	280,260	10	52,810	22	924,180	26	640,320
11. 1	27	197,940	28	34,870	27	950,910	4	659,590
2	24	249,860	4	58,430	24	1,010,010	25	749,730
3	28	233,670	29	22,100	28	992,320	29	715,860
4	26	307,120	27	51,490	26	1,034,320	27	721,340
5	22	234,210	29	55,340	23	910,410	31	705,660
上中	**4. 26**	**307,120**	**3. 29**	**22,100**	**4. 26**	**1,034,320**	**12. 26**	**640,320**
6	27	170,610	28	12,190	27	824,090	28	587,390
7	6	200,680	28	26,160	27	765,940	28	558,760
8	26	163,240	28	12,290	26	726,750	30	534,330

第三表　取引種類別賣買表（長期取引－株式）（續）

（B）　最多最少賣買高・取組高

年次	賣買高				取組高			
	最多		最少		最多		最少	
年 月	月 日	株	月 日	株	月 日	株	月 日	株
大正 6. 9	26	210,750	14	59,380	26	1,016,910	1	661,700
10	26	259,820	5	36,420	26	886,670	1	532,150
11	26	222,930	15	33,940	27	747,370	1	430,700
下中	**10. 26**	**259,820**	**11. 15**	**33,940**	**8. 27**	**1,073,240**	**11. 1**	**430,700**
6. 12	22	122,030	7	30,950	25	558,010	1	369,140
7. 1	28	200,850	22	44,430	28	608,730	4	444,780
2	25	242,220	20	49,360	27	659,150	1	504,850
3	27	163,150	30	27,960	27	679,810	30	446,730
4	24	183,220	9	27,180	26	623,900	1	453,150
5	2	160,590	14	36,830	28	662,620	1	442,390
上中	**2. 25**	**242,220**	**4. 9**	**27,180**	**3. 27**	**679,810**	**12. 1**	**369,140**
6	26	134,370	1	43,360	25	662,650	1	509,970
7	26	337,560	6	46,460	26	804,190	1	526,810
8	27	160,930	13	58,870	27	1,020,960	1	603,940
9	26	225,760	5	50,600	25	1,209,280	2	827,760
10	14	239,170	1	54,460	26	1,379,560	30	1,075,090
11	13	262,600	7	32,840	26	1,343,060	27	1,051,150
下中	**7. 26**	**337,560**	**11. 7**	**32,840**	**10. 26**	**1,379,560**	**6. 1**	**509,970**
7. 12	23	152,090	27	47,160	23	1,243,780	27	947,670
8. 1	27	224,680	16	52,050	26	1,254,730	6	988,910
2	25	169,470	10	41,900	25	1,242,730	1	1,000,510
3	4	216,260	31	43,860	27	1,283,320	1	1,015,450
4	24	204,080	5	53,360	26	1,440,530	2	1,224,070
5	28	276,600	13	86,750	28	1,657,710	31	1,377,560
上中	**5. 28**	**276,600**	**2. 10**	**41,900**	**5. 28**	**1,657,710**	**12. 27**	**947,670**
6	26	284,590	5	133,870	26	2,062,270	2	1,436,710
7	4	397,850	17	102,520	26	2,425,190	2	1,762,940
8	25	257,500	2	92,920	27	2,375,010	1	1,907,810
9	22	407,080	10	121,760	26	2,758,750	1	860,400
10	1	360,590	16	94,090	22	2,578,200	2	2,262,040
11	26	298,920	10	98,560	22	2,427,590	1	2,056,640
下中	**9. 22**	**407,080**	**8. 2**	**92,920**	**9. 26**	**2,758,750**	**9. 1**	**860,400**
8. 12	22	368,510	12	110,130	23	2,254,510	1	1,780,920
9. 1	12	350,380	6	166,420	27	2,726,760	4	1,851,480
2	25	494,110	9	152,830	24	3,089,350	2	2,237,600

第三表　取引種類別賣買表長期取引—株式（續）

（B）最多最少賣買高・取組高

年次		賣買高 最多 月日	賣買高 最多	賣買高 最少 月日	賣買高 最少	取組高 最多 月日	取組高 最多	取組高 最少 月日	取組高 最少
年	月	月 日	株	月 日	株	月 日	株	月 日	株
大正	4. 3	26	79,020	17	20,600	29	416,540	1	298,100
	4	12	198,250	28	38,600	28	489,200	1	323,010
	5	24	150,830	13	26,600	28	492,220	1	397,640
	上中	**4. 12**	**198.250**	**12. 26**	**12.120**	**5. 28**	**492.220**	**12. 26**	**196,290**
	6	2	108,120	17	30,960	28	519,100	1	394,780
	7	26	103,160	17	18,430	28	415,760	1	373,650
	8	26	85,180	20	33,100	27	377,970	2	317,120
	9	27	78,800	10	17,640	27	350,740	1	262,350
	10	21	217,200	14	47,690	28	542,840	1	291,190
	11	27	228,190	13	54,090	27	723,230	1	454,870
	下中	**11. 27**	**228.190**	**9. 10**	**17.640**	**11. 27**	**723,230**	**9. 1**	**262,350**
	4. 12	4	263,850	11	67,210	23	858,340	4	597,500
	5. 1	25	239,690	19	53,990	27	947,200	4	566,500
	2	17	270,540	29	42,250	25	962,020	29	670,390
	3	28	158,510	11	31,100	28	883,570	31	565,810
	4	24	239,280	13	35,550	26	771,760	29	482,840
	5	23	143,420	2	51,540	27	659,560	31	490,510
	上中	**2. 17**	**270.540**	**3. 11**	**31,100**	**2. 25**	**962,020**	**4. 29**	**482,840**
	6	27	128,680	3	35,460	27	586,290	30	419,600
	7	24	222,330	11	28,180	27	645,990	1	431,740
	8	4	180,650	9	53,830	26	778,560	1	523,890
	9	4	305,460	6	95,860	27	981,110	1	678,130
	10	26	336,200	2	50,880	26	1,246,270	2	735,840
	11	1	345,770	11	99,090	27	1,359,200	1	1,009,840
	下中	**11. 1**	**345.770**	**7. 11**	**28,180**	**11. 27**	**1,359.200**	**6. 30**	**419,600**
	5. 12	18	270,070	13	38,280	11	1,084,740	27	668,880
	6. 1	27	188,820	13	46,380	27	939,460	31	533,750
	2	24	110,320	10	23,610	26	729,860	28	463,500
	3	28	122,800	10	25,000	29	620,780	31	419,830
	4	19	183,080	9	16,060	26	639,240	2	426,140
	5	1	143,430	15	32,800	20	705,560	1	513,380
	上中	**12. 18**	**270,070**	**4. 9**	**16.060**	**12. 11**	**1,084,740**	**3. 31**	**419,830**
	6	6	194,980	20	57,130	27	788,440	1	564,020
	7	5	204,710	7	98,730	26	940,430	1	762,320
	8	27	187,310	3	72,840	27	1,073,240	1	776,980

第三表　取引種類別賣買表（長期取引—株式）（續）

（B）　最多最少賣買高・取組高

年次	賣買高 最多		賣買高 最少		取組高 最多		取組高 最少	
年 月	月 日	株	月 日	株	月 日	株	月 日	株
大正 1. 9	26	99,880	17	15,690	27	414,600	2	334,010
10	2	70,430	31	10,790	29	404,840	1	317,020
11	27	91,440	15	22,720	28	400,970	1	301,810
下中	**7. 20**	**117,410**	**10. 31**	**10,790**	**8. 28**	**419,260**	**11. 1**	**301,810**
1. 12	23	102,550	9	15,380	24	350,560	2	303,300
2. 1	28	58,870	31	11,410	29	330,660	4	267,710
2	25	67,060	14	20,260	26	343,320	1	260,100
3	31	79,710	4	21,610	28	377,250	1	276,720
4	2	98,360	14	21,580	28	408,440	1	320,330
5	5	111,180	31	26,930	22	413,080	1	348,280
上中	**5. 5**	**111,180**	**1. 31**	**11,410**	**5. 22**	**413,080**	**2. 1**	**260,100**
6	26	58,180	10	14,930	27	375,020	2	326,940
7	26	67,140	16	16,390	28	354,950	1	297,190
8	27	58,720	16	10,470	28	332,010	1	273,280
9	26	75,650	16	12,050	27	320,540	1	276,010
10	27	59,220	1	7,410	28	300,400	1	257,820
11	26	62,760	10	10,020	26	283,190	1	232,320
下中	**9. 26**	**75,650**	**10. 1**	**7,410**	**6, 27**	**375,020**	**11. 1**	**232,320**
2. 12	11	80,830	27	10,890	24	337,710	1	224,610
3. 1	8	57,700	17	18,880	29	334,670	6	286,070
2	25	56,180	10	16,900	26	339,470	2	298,470
3	27	69,920	31	8,390	27	299,430	2	266,160
4	27	70,070	16	15,380	27	275,290	1	240,390
5	27	105,390	12	8,430	28	266,310	1	221,920
上中	**5. 27**	**105,390**	**3. 31**	**8,390**	**2. 26**	**339,470**	**5. 1**	**221,920**
6	26	39,550	10	7,960	27	235,340	1	205,820
7	27	56,480	16	7,400	28	225,860	1	192,500
8	20	85,650	13	14,430	27	257,420	1	176,270
9	26	49,780	12	16,410	28	282,840	1	220,610
10	27	74,040	1	10,070	28	297,640	1	232,020
11	26	73,200	30	10,570	27	268,410	2	204,350
下中	**8. 20**	**85,650**	**7. 16**	**7,400**	**10. 28**	**297,640**	**8. 1**	**176,270**
3. 12	23	54,010	26	12,120	24	257,430	26	196,290
4. 1	30	117,870	4	19,900	28	293,300	4	203,260
2	15	131,990	9	23,140	25	341,600	1	252,920

第三表　取引種類別賣買表（長期取引―株式）（續）

(B)　最多最少賣買高・取組高

年次	賣買高 最多 月 日	賣買高 最多 株	賣買高 最少 月 日	賣買高 最少 株	取組高 最多 月 日	取組高 最多 株	取組高 最少 月 日	取組高 最少 株
明治 43. 3	7	92,750	16	22,170	28	498,700	29	395,990
4	26	75,990	30	22,300	27	488,360	28	371,850
5	27	75,580	5	16,880	27	444,900	28	340,730
上中	**2. 2**	**143,790**	**1. 4**	**15,300**	**3. 28**	**498,700**	**12. 27**	**265,600**
6	27	67,240	2	19,090	23	419,470	28	323,280
7	27	56,180	8	17,200	28	381,000	30	285,110
8	1	66,570	31	15,870	29	363,950	31	272,470
9	27	60,150	10	14,670	28	326,980	30	245,160
10	27	53,110	1	14,840	26	282,820	31	208,050
11	1	44,170	9	9,210	28	253,350	30	184,870
下中	**6. 27**	**67,240**	**11. 9**	**9,210**	**6. 23**	**419,470**	**11. 30**	**184,870**
43. 12	19	35,570	15	11,520	15	220,000	26	157,070
44. 1	26	45,450	16	15,770	26	221,610	4	169,020
2	21	47,240	28	14,420	25	249,620	1	185,660
3	28	54,600	11	13,670	29	311,330	1	205,680
4	26	53,680	10	15,510	27	343,930	1	272,350
5	27	59,900	2	22,340	29	367,320	31	255,790
上中	**5. 27**	**59,900**	**12. 15**	**11,520**	**5. 29**	**367,320**	**12. 26**	**157,070**
6	30	101,830	19	19,570	28	322,090	1	259,920
7	5	154,380	14	37,530	28	416,470	1	284,270
8	31	61,650	11	24,220	29	421,290	1	328,680
9	1	108,250	18	19,150	28	452,870	1	352,240
10	25	64,580	9	23,210	28	390,290	3	310,290
11	27	93,400	11	18,170	28	340,440	1	309,100
下中	**7. 5**	**154,380**	**11. 11**	**18,170**	**9. 28**	**452,870**	**6. 1**	**259,920**
44. 12	22	74,140	1	16,930	23	284,090	1	238,090
45. 1	10	73,450	17	23,820	27	322,300	4	242,310
2	5	170,040	16	26,540	27	500,530	1	293,890
3	25	95,850	16	23,090	28	532,210	1	425,420
4	4	129,590	18	25,470	27	553,400	1	447,810
5	27	75,440	16	15,990	29	463,410	1	416,890
上中	**2. 5**	**170,040**	**5. 16**	**15,990**	**4. 27**	**553,400**	**12. 1**	**238,090**
45. 6	26	96,070	8	11,710	27	417,750	1	353,180
7	20	117,410	3	18,960	29	412,380	1	305,240
大正 1. 8	27	55,050	30	15,180	28	419,260	2	334,610

第三表　取引種類別賣買表（長期取引—株式）（續）

（B）　最多最少賣買高・取組高

年次	賣買高 最多		賣買高 最少		取組高 最多		取組高 最少	
年　月	月　日	株	月　日	株	月　日	株	月　日	株
明治 40. 9	26	57,040	9	13,440	26	308,080	27	220,550
10	28	60,980	5	14,010	28	307,020	29	234,900
11	13	54,300	4	16,730	27	331,790	1	243,700
下中	**7. 16**	**72,740**	**7. 10**	**7,550**	**11. 27**	**331,790**	**6. 28**	**198,410**
40. 12	23	68,750	12	22,590	23	336,830	24	245,150
41. 1	27	69,620	31	15,980	28	316,880	31	255,590
2	24	67,190	5	12,710	27	291,310	29	232,520
3	23	67,320	6	25,700	28	312,390	2	237,800
4	27	50,650	7	11,530	28	273,660	30	219,660
5	26	57,790	12	13,810	27	266,250	30	211,510
上中	**1. 27**	**69,620**	**4. 7**	**11,530**	**12. 23**	**336,830**	**5. 30**	**211,510**
6	4	59,930	30	11,620	22	265,360	1	217,360
7	28	36,430	16	16,470	29	250,310	31	212,670
8	26	44,530	6	6,710	28	244,330	31	206,410
9	30	65,490	11	13,810	28	285,830	1	213,090
10	2	123,590	13	14,290	28	348,010	1	261,840
11	16	94,790	30	19,510	27	387,900	30	316,660
下中	**10. 2**	**123,590**	**8. 6**	**6,710**	**11. 27**	**387,900**	**8. 31**	**206,410**
41. 12	8	67,740	1	23,530	26	341,230	1	319,560
42. 1	5	76,420	29	25,660	27	388,160	29	316,680
2	20	72,280	3	23,750	25	389,650	27	298,210
3	12	87,640	31	17,970	29	388,570	2	315,220
4	27	61,590	30	15,790	28	348,130	30	280,670
5	31	103,610	11	17,400	28	375,780	1	283,740
上中	**5. 31**	**103,610**	**4. 30**	**15,790**	**2. 25**	**389,650**	**4. 30**	**280,670**
6	2	95,430	30	22,140	24	344,720	1	294,310
7	28	46,060	14	11,940	23	321,800	31	255,160
8	31	92,890	7	11,240	28	333,200	2	259,310
9	17	90,930	22	37,390	28	436,200	1	290,930
10	27	53,420	14	16,320	28	424,070	30	345,090
11	26	79,010	30	15,720	27	394,990	30	275,230
下中	**6. 2**	**95,430**	**8. 7**	**11,240**	**9. 28**	**436,200**	**7. 31**	**255,160**
42. 12	16	38,360	8	16,420	24	331,880	27	265,600
43. 1	31	130,920	4	15,300	28	384,650	4	270,700
2	2	143,790	25	26,390	25	473,100	1	360,120

第三表　取引種類別賣買表(長期取引--株式)　(續)

(B)　最多最少賣買高・取組高

年次	賣買高 最多 月日	賣買高 最多 株	賣買高 最少 月日	賣買高 最少 株	取組高 最多 月日	取組高 最多 株	取組高 最少 月日	取組高 最少 株
明治 38. 3	6	40,270	16	10,700	28	202,290	1	149,860
4	1	37,540	17	11,560	26	228,580	28	179,890
5	22	54,620	2	12,410	27	266,680	1	185,070
上 中	**5. 22**	**54,620**	**12. 29**	**4,640**	**5. 27**	**266,680**	**12. 23**	**89,560**
6	10	63,290	27	15,100	27	309,680	1	236,230
7	1	36,020	17	8,740	27	309,640	29	189,860
8	28	41,780	17	11,000	29	279,690	30	205,620
9	4	63,070	8	13,740	28	239,860	29	189,860
10	2	61,410	30	10,070	20	247,300	2	207,620
11	27	41,870	2	10,030	25	251,760	29	197,840
下 中	**6. 10**	**63,290**	**7. 17**	**8,740**	**6. 27**	**309,680**	**9. 29**	**189,860**
38. 12	26	50,330	12	15,800	22	275,360	1	207,710
39. 1	8	60,220	11	12,130	27	316,470	29	259,430
2	13	84,120	27	23,020	26	412,780	1	275,710
3	26	70,250	30	18,450	20	432,760	1	349,880
4	4	46,160	16	18,270	26	401,630	27	283,790
5	28	45,840	3	5,190	28	319,520	30	209,260
上 中	**2. 13**	**84,120**	**5. 3**	**5,190**	**3. 20**	**432,760**	**12. 1**	**207,710**
6	26	47,900	9	13,460	25	261,970	29	197,080
7	11	75,820	24	33,660	28	393,380	2	210,700
8	1	107,150	7	25,970	23	504,240	30	372,120
9	1	62,920	7	23,460	26	451,810	28	341,880
10	16	105,140	1	24,430	24	547,620	1	357,230
11	13	76,260	16	32,920	28	542,170	29	435,580
下 中	**8. 1**	**107,150**	**6. 9**	**13,460**	**10. 24**	**547,620**	**6. 29**	**197,080**
39. 12	22	116,610	8	36,880	22	554,180	24	366,300
40. 1	17	145,030	28	28,250	24	613,270	4	435,990
2	25	104,390	9	29,870	21	549,650	26	412,560
3	4	101,720	7	38,750	28	532,750	29	355,220
4	8	89,340	17	17,410	26	445,660	27	323,320
5	28	53,970	31	6,140	28	403,790	29	242,480
上 中	**1. 17**	**145,030**	**5. 31**	**6,140**	**1. 24**	**613,270**	**5. 29**	**242,480**
6	25	46,720	12	9,010	27	297,310	28	198,410
7	16	72,740	10	7,550	27	314,630	1	208,230
8	1	42,420	13	10,490	26	303,160	1	256,910

第三表　取引種類別賣買表（長期取引—株式）（續）

(B)　最多最少賣買高・取組高

年次		賣買高 最多 月日	賣買高 最多 株	賣買高 最少 月日	賣買高 最少 株	取組高 最多 月日	取組高 最多 株	取組高 最少 月日	取組高 最少 株
明治 35.	9	27	16,130	9	1,780	17	55,180	29	30,720
	10	1	18,690	21	3,320	27	76,950	1	39,160
	11	27	10,350	14	2,060	18	68,870	28	26,130
	12	22	12,910	10	2,000	23	51,710	1	35,560
	下中	**10. 1**	**18,690**	**7. 11**	**1,100**	**7. 16**	**93,690**	**11. 28**	**26,130**
36.	1	12	13,940	22	5,410	26	84,870	5	51,060
	2	25	18,560	6	5,530	26	102,590	2	63,520
	3	2	15,610	20	4,140	24	102,370	30	57,540
	4	27	18,920	23	5,360	24	83,480	29	47,960
	5	8	6,630	9	1,050	2	51,800	28	31,890
	6		—		—		—		—
	上中	**4. 27**	**18,920**	**5. 9**	**1,050**	**2. 26**	**102,590**	**5. 28**	**31,890**
	7		—		—		—		—
	8		—		—		—		—
	9	2	6,410	22	1,030	30	39,800	1	1,580
	10	22	14,710	6	3,590	29	78,230	1	40,790
	11	12	26,940	6	4,570	27	137,110	2	81,920
	12	23	34,050	5	5,910	23	138,780	24	111,850
	下中	**12. 23**	**34,050**	**9. 22**	**1,030**	**12. 23**	**138,780**	**9. 1**	**1,580**
37.	1	5	46,060	18	11,030	27	181,010	4	122,970
	2	10	68,120	19	3,020	9	184,310	27	117,960
	3	16	14,230	30	5,210	22	120,890	30	86,620
	4	23	19,610	9	2,330	26	97,880	29	66,520
	5	9	33,100	30	4,230	26	124,590	2	72,050
	6	28	16,800	15	3,570	27	124,510	29	103,600
	上中	**2. 10**	**68,120**	**4. 9**	**2,330**	**2. 9**	**184,310**	**4. 29**	**66,520**
	7	28	14,010	6	2,640	20	125,620	29	96,510
	8	29	51,640	10	2,590	20	116,300	30	91,440
	9	12	21,690	1	1,910	24	113,420	29	92,020
	10	24	22,850	11	2,950	25	116,070	29	94,160
	11	28	20,630	1	3,890	24	113,420	29	87,660
	下中	**8. 29**	**51,640**	**9. 1**	**1,910**	**7. 20**	**125,620**	**11. 29**	**87,660**
37.	12	12	21,770	29	4,640	22	112,570	23	89,560
38.	1	27	22,910	12	5,250	27	122,860	4	103,420
	2	23	27,370	18	9,360	25	164,620	1	115,600

第三表　取引種類別賣買表(長期取引―株式)（續）

(B)　最多最少賣買高・取組高

年次	賣買高 最多 月日	賣買高 最多 株	賣買高 最少 月日	賣買高 最少 株	取組高 最多 月日	取組高 最多 株	取組高 最少 月日	取組高 最少 株
明治33. 3	28	38,500	17	8,260	22	189,775	30	153,655
4	24	43,060	13	5,960	16	182,850	28	141,175
5	2	27,800	18	5,785	24	187,305	30	146,140
6	16	43,790	2	5,215	19	152,835	29	118,230
上中	**6. 16**	**43,790**	**6. 2**	**5,215**	**1. 24**	**204,195**	**6. 29**	**118,230**
7	26	21,645	6	4,765	24	133,455	30	104,955
8	27	22,640	7	3,240	29	123,480	30	99,340
9	26	18,070	8	3,045	27	124,615	28	97,880
10	22	18,625	9	3,560	24	115,555	30	92,245
11	26	19,550	9	2,470	22	109,805	29	87,680
12	1	14,420	27	2,960	12	96,515	24	81,670
下中	**8. 27**	**22,640**	**11. 8**	**2,470**	**7. 24**	**133,455**	**12. 24**	**81,670**
34. 1	28	20,025	17	2,310	12	87,190	29	62,210
2	26	21,635	7	3,170	26	87,905	1	66,340
3	22	22,290	15	2,980	23	103,900	1	78,940
4	15	15,470	10	4,640	24	102,485	29	76,445
5	22	10,620	1	2,700	27	83,540	30	57,140
6	27	13,165	19	3,175	26	73,110	28	60,070
上中	**3. 22**	**22,290**	**1. 17**	**2,310**	**3. 23**	**103,900**	**5. 30**	**57,140**
7	1	14,005	12	2,445	29	72,310	30	61,260
8	3	17,435	21	2,840	29	86,405	1	67,990
9	12	19,120	4	2,960	27	119,965	2	77,815
10	24	21,765	9	6,365	21	134,490	30	104,020
11	28	16,190	16	3,245	28	120,055	29	91,650
12	11	17,260	27	4,990	23	115,390	24	89,480
下中	**10. 24**	**21,765**	**7. 12**	**2,445**	**10. 21**	**134,490**	**7. 30**	**61,260**
35. 1	14	21,250	22	4,580	28	134,850	4	96,400
2	18	39,770	13	15,040	26	195,320	1	123,000
3	1	64,050	29	8,080	20	216,440	29	180,410
4	18	20,320	14	5,000	8	184,950	29	129,040
5	2	17,380	8	3,310	29	143,500	30	102,400
6	4	20,500	21	5,080	26	115,580	28	85,850
上中	**3. 1**	**64,050**	**5. 8**	**3,310**	**3. 20**	**216,440**	**6. 28**	**85,850**
7	30	9,010	11	1,100	16	93,690	3	62,330
8	28	13,370	2	2,570	22	85,260	29	39,430

第三表　取引種類別賣買表(長期取引―株式)(續)

(B)　最多最少賣買高・取組高

年次	賣買高				取組高			
	最多		最少		最多		最少	
年　月	月　日	株	月　日	株	月　日	株	月　日	株
明治 30.　9	27	14,915	7	2,415	24	105,278	29	83,238
10	7	23,328	1	5,503	26	121,066	1	89,337
11	12	19,524	9	6,176	26	140,611	1	103,039
12	21	39,117	14	5,890	23	149,276	24	110,115
下中	**12.　21**	**39,117**	**9.　7**	**2,415**	**12.　23**	**149,276**	**9.　29**	**83,238**
31.　1	13	32,992	20	9,141		…		…
2	1	27,441	5	7,235		…		…
3	29	21,922	18	5,625		…		…
4	25	36,423	21	5,807		…		…
5	11	20,851	9	5,173		…		…
6	4	17,060	17	3,960		…		…
上中	**4.　25**	**36,423**	**6.　17**	**3,960**		…		…
7	28	13,370	12	2,565		…		…
8	29	38,860	11	1,850		…		…
9	2	50,895	13	6,980		…		…
10	27	24,300	29	9,040		…		…
11	28	41,965	11	5,300		…		…
12	1	34,270	6	9,725		…		…
下中	**9.　2**	**50,895**	**8.　11**	**1,850**		…		…
32.　1	17	18,965	7	5,635	25	170,925	28	145,205
2	22	57,095	4	7,810	25	209,965	1	148,140
3	1	40,350	29	11,250	27	231,730	1	187,695
4	22	26,210	13	7,145	20	227,360	28	172,090
5	29	33,340	8	5,310	29	240,300	1	178,120
6	13	39,550	29	7,640	28	219,005	29	183,460
上中	**2.　22**	**57,095**	**5.　8**	**5,310**	**5.　29**	**240,300**	**1.　28**	**145,205**
7	21	30,345	1	5,920	26	215,445	29	172,515
8	2	38,450	19	4,550	29	236,265	1	182,215
9	27	30,355	7	3,515	27	253,370	1	200,480
10	3	33,305	9	9,920	26	245,230	30	186,120
11	28	51,660	14	10,980	28	256,150	1	192,730
12	4	59,285	27	4,340	22	226,455	23	183,545
下中	**12.　4**	**59,285**	**9.　7**	**3,515**	**11.　28**	**256,150**	**7.　29**	**172,515**
33.　1	24	24,850	8	5,555	24	204,195	29	149,295
2	2	32,635	17	7,920	17	191,925	27	156,520

第三表　取引種類別賣買表（長期取引—株式）（續）

（B）　最多最少賣買高・取組高

年次	賣買高				取組高			
	最多		最少		最多		最少	
年 月	月 日	株	月 日	株	月 日	株	月 日	株
明治 28. 3	4	11,616	29	2,356	25	58,430	1	32,264
4	17	17,852	13	2,127	25	101,123	1	52,535
5	1	15,728	17	2,298	25	101,292	29	85,437
6	27	13,209	17	2,801	26	92,960	28	54,012
上 中	**4. 17**	**17,852**	**1. 15**	**1,892**		…		…
7	12	9,779	8	1,758	27	69,523	1	50,359
8	5	19,399	17	4,236	28	98,614	1	58,944
9	13	24,577	7	7,315	24	121,669	2	88,912
10	3	26,826	9	7,663	26	134,661	30	109,380
11	25	39,141	19	7,763	26	153,597	1	114,755
12	3	26,816	16	7,256	23	167,599	2	130,014
下 中	**11. 25**	**39,141**	**7. 8**	**1,758**	**12. 23**	**167,599**	**7. 1**	**50,359**
29. 1	13	30,847	6	8,938	28	159,392	29	120,744
2	14	37,385	13	7,452	27	143,151	28	108,113
3	16	25,687	13	6,245	27	134,974	30	103,078
4	11	30,546	7	6,069	24	130,131	1	105,482
5	28	35,428	12	10,690	28	162,060	1	113,356
6	1	31,877	20	5,251	6	160,681	29	130,686
上 中	**2. 14**	**37,385**	**6. 20**	**5,251**	**5. 28**	**162.060**	**3. 30**	**103.078**
7	17	22,612	11	4,434	25	148,249	30	100,306
8	22	18,791	6	5,391	25	128,604	29	93,432
9	26	18,596	10	5,446	25	119,892	29	92,644
10	26	17,476	30	8,647	27	133,285	2	95,125
11	24	24,888	12	4,666	26	123,317	28	93,860
12	23	17,979	15	5,524	22	105,366	24	76,101
下 中	**11. 24**	**24.888**	**7. 11**	**4.434**	**7. 25**	**148.249**	**12. 24**	**76,101**
30. 1	14	14,593	4	5,340	25	91,920	28	68,192
2	15	32,656	1	4,250	25	109,988	1	69,404
3	1	45,103	10	8,290	29	142,525	1	102,116
4	6	26,838	17	5,183	26	139,486	29	110,591
5	10	20,610	22	6,759	28	147,173	1	112,896
6	15	22,521	11	4,804	19	141,810	29	106,420
上 中	**3. 1**	**45.103**	**2. 1**	**4.250**	**5. 28**	**147.173**	**1. 28**	**68.192**
7	1	25,274	21	4,120	29	132,662	30	96,931
8	2	21,537	18	3,279	16	109,533	30	85,493

第三表　取引種類別賣買表（長期取引―株式）（續）

(B)　最多最少賣買高・取組高

年次		賣買高 最多		賣買高 最少	
年	月	月 日	株	月 日	株
明治 23.	7	14	14,185	22	1,485
	8	21	6,599	16	1,398
	9	25	9,714	22	1,968
	10	28	7,672	16	1,433
	11	13	9,923	18	2,015
	12	26	10,493	17	3,043
下	**中**	**7. 14**	**14,185**	**8. 16**	**1,398**
24.	1	5	10,791	29	3,012
	2	18	11,961	16	1,248
	3	2	10,597	18	1,542
	4	17	7,936	29	2,484
	5	21	10,167	11	1,408
	6	16	15,225	9	1,735
上	**中**	**6. 16**	**15,225**	**2. 16**	**1,248**
	7	6	12,460	17	1,001
	8	3	5,434	14	415
	9	28	9,430	11	938
	10	7	6,923	26	847
	11	18	6,090	9	786
	12	1	8,039	12	2,022
下	**中**	**7. 6**	**12,460**	**8. 14**	**415**
25.	1	18	5,729	12	418
	2	10	10,108	24	1,454
	3	2	5,981	21	1,381
	4	1	7,989	11	621
	5	7	5,882	21	846
	6	6	7,069	13	1,233
上	**中**	**2. 10**	**10,108**	**1. 12**	**418**
	7	18	11,610	25	2,377
	8	1	7,117	20	461
	9	8	4,088	14	1,214
	10	7	7,774	22	9[illegible]
	11	9	10,436	25	1,369
明治 25.	12	12	14,231	22	2,274
下	**中**	**12. 12**	**14,231**	**8. 20**	**461**
26.	1	27	23,185	10	4,844
	2	2	15,524	17	4,035
	3	18	17,787	4	2,663
	4	19	13,286	13	2,279
	5	12	19,246	3	5,430
	6	3	26,698	26	3,348
上	**中**	**6. 3**	**26,698**	**4. 13**	**2,279**
	7	13	30,736	4	7,107
	8	2	28,409	19	3,934
	9	28	9,081	19	2,995
	10	26	18,866	23	3,621
	11	25	24,701	14	1,680
	12	23	12,665	18	5,016
下	**中**	**7. 13**	**30,736**	**11. 14**	**1,680**
27.	1	5	11,822	18	4,255
	2	12	15,609	6	2,164
	3	1	14,158	10	1,742
	4	12	11,785	18	3,142
	5	1	10,062	15	3,079
	6	20	14,187	1	3,390
上	**中**	**2. 12**	**15,609**	**3. 10**	**1,742**
	7	2	13,462	7	3,385
	8	13	11,397	23	3,774
	9	22	10,930	10	1,099
	10	29	6,959	11	1,975
	11	22	12,162	16	2,319
	12	7	8,570	27	789
下	**中**	**7. 2**	**13,462**	**12. 27**	**789**
28.	1	26	10,803	15	1,892
	2	2	6,671	12	1,912

第三表　取引種類別賣買表（長期取引—株式）（續）

（B）　最多最少賣買高・取組高

此頁及次頁は資料不備の爲め取組高を省略す

年次	賣買高 最多 月日	賣買高 最多 株	賣買高 最少 月日	賣買高 最少 株
明治11. 下中		…		…
12 上中	6. 28	141		…
12 下中	12. 13	308	7. 2	10
13 上中	5. 19	418	1. 7	8
13 下中	12. 18	233	7. 30	23
14 上中		…		…
14 下中		…		…
15 上中		…		…
15 下中		…		…
16 上中		…		…
16 下中		…		…
17 上中		…		…
17 下中		…		…
18 上中		…		…
18 下中		…		…
19 上中		…		…
19 下中		…		…
20. 1	28	5,702	15	530
2	18	10,383	12	2,327
3	7	10,895	18	1,480
4	15	15,779	2	2,308
5	6	12,514	28	951
6	3	13,074	2	901
上中	4. 15	15.779	1. 15	530
7	1	7,043	16	791
8	1	5,899	17	889
9	3	7,416	24	1,208
10	26	8,581	24	1,650
11	28	7,292	8	1,296
12	15	6,672	7	1,226
下中	10. 26	8.581	7. 16	791
21 1	28	8,346	16	1,122
2	4	9,121	23	864
明治21. 3	2	7,047	13	753
4	6	3,787	14	782
5	18	4,915	5	429
6	20	5,447	11	435
上中	2. 4	9,121	5. 5	429
7	2	8,451	28	1,519
8	2	7,440	29	1,154
9	4	3,953	7	1,052
10	4	4,667	24	1,417
11	1	8,212	26	1,309
12	18	15,839	11	4,375
下中	12. 18	15,839	9. 7	1,052
22. 1	4	13,240	24	2,153
2	7	14,213	19	2,949
3	2	9,525	29	2,765
4	1	17,479	22	3,850
5	6	18,058	24	3,844
6	5	14,249	13	2,110
上中	5. 6	18.058	6. 13	2,110
7	25	12,701	16	1,160
8	24	13,599	13	2,958
9	6	13,733	16	1,592
10	10	15,648	16	1,694
11	7	18,430	26	5,610
12	9	16,623	28	4,708
下中	11. 7	18,430	7. 16	1,160
23. 1	5	20,405	15	2,546
2	3	13,446	15	2,936
3	27	15,699	18	3,757
4	7	14,431	25	2,267
5	9	10,129	15	1,296
6	4	12,023	18	1,767
上中	1. 5	20.405	5. 15	1,296

第三表　取引種類別賣買表(長期取引―株式)（續）

(A)　賣買高・受渡高

年次	賣買高 株數	賣買高 代金	一日平均賣買高	一株平均値段	立會日數	銘柄數	受渡高 株數	受渡高 代金	一株平均値段	銘柄數
年月日　年月日	株	円	株	円	日	種	株	円	円	種
昭和 2.10. 6―2.10.25	1,662,870	136,000,952.00	110,858	81.79	15	131	296,850	17,604,500.00	59.30	131
10.26―11.15	1,263,470	99,954,736.00	78,967	79.11	16	134	342,600	22,458,060.00	65.55	126
11.16―12.25	1,653,300	156,445,661.00	110,220	84.63	15	136	239,010	15,087,790.00	63.13	124
下	**14,981,190**	**1,188,348,794.00**	**104,036**	**79.32**	**144**	**175**	**2,659,370**	**159,170,710.00**	**59.85**	…
2　年　度	**37,566,150**	**3,072,129,546.00**	**142,296**	**81.78**	**264**	—	**6,258,460**	**409,458,240.00**	**65.42**	…

備考

一　明治十一年下半期以降は定期取引、大正十一年下半期以降は清算取引、同十三年下半期以降は長期取引と稱す

一　賣買取引期限下の如し

明治十一年六月以降一ヶ月一限制、同十二年四月以降二ヶ月二限制(以上法制上は三ヶ月以內)

同十三年十一月以降三ヶ月三限制、同三十五年七月以降二ヶ月二限制、同三十六年九月以降三ヶ月三限制、大正十四年四月以降二ヶ月三限制

一　明治二十九年以前の代金は資料不備の爲本表に之を缺く

一　自明治三十六年六月至同年八月は限月短縮の爲取引皆無なり

一　明治十一年下半期の立會日數、同三十七年以降各年度に於ける賣買・受渡銘柄數及大正四年上半期以降各半期に於ける受渡銘柄數は省略せり

一　自大正五年十二月十三日至同月十六日及自同月十九日至同月二十六日は同年の市場動搖に因り立會を停止す、十二月受渡高は先物二月に乘換たり

一　自大正九年三月十六日至同月十七日・自四月七日至同月十七日及自四月十四日至五月十日は同年の財界恐慌に因り立會停止、四月限受渡高中には受渡・肩替・乘換の三種を含む

一　自大正十二年九月一日後場至十一月十四日は同年九月一日の大震災に因り立會を休止す、但し十月は當時に於ける取組高の解合を行ひたるものを揭げたり

一　自昭和二年四月二十二日至五月十二日は同年の金融恐慌に因る支拂猶豫令實施に依り臨時休業せる爲自四月六日至同月二十五日及自四月二十六日至五月十五日兩期間の賣買高は之を合計して揭げたり、自四月二十六日至五月十五日受渡高は先限(六月二十五日限)に乘換たり

一　一日平均賣買高は株數を立會日數にて、一株平均値段は代金を株數にて除したるものなり

一　一株平均値段は錢位以下四捨五入せり

一　明治十一年下半期は自六月至十二月の七ヶ月とす、同十二年上半期以降は暦年を以て、同三十七年下半期以降は決算期變更に依り自十二月至翌年十一月を以て一年度とす

一　大正十四年下半期以降は限月短縮に依り自十二月六日至翌年六月五日・自六月六日至十二月五日を各半期と爲せるを以て考課狀表示の數字と一致せず

一　賣買高欄中 *印を附せる株數は算計資料の關係上誤差を生ぜし爲考課狀表示の數字と一致せず

第三表　取引種類別賣買表(長期取引―株式)（續）

(A)　賣買高・受渡高

年次	賣買高						受渡高			
	株數	代金	一日平均賣買高	一株平均値段	立會日數	銘柄數	株數	代金	一株平均値段	銘柄數
年 月 日 年 月 日	株	円	株	円	日	種	株	円	円	種
大正15. 5.16—15. 6. 5	1,784,800	171,346,082.00	104,988	96.00	17	147	311,570	22,713,240.00	72.90	135
上	**27,049,310**	**2,619,900,962.00**	**200,365**	**96.86**	**135**	**177**	**4,127,270**	**319,074,490.00**	**77.31**	…
6. 6— 6.25	2,554,990	252,345,654.00	170,333	102.67	15	151	309,450	22,896,020.00	73.99	139
6.26— 7.15	2,424,740	232,817,451.00	151,546	96.02	16	149	284,160	21,305,940.00	74.98	137
7.16— 8. 5	2,763,030	269,937,740.00	172,689	97.70	16	152	385,870	30,131,570.00	78.09	138
8. 6— 8.25	1,949,100	186,854,543.00	121,819	95.87	16	151	425,660	29,955,090.00	70.37	142
8.26— 9.15	2,207,630	219,630,563.00	137,977	99.49	16	144	409,270	30,050,780.00	73.43	142
9.16— 10. 5	2,134,320	204,629,895.00	142,288	95.88	15	144	334,570	23,926,040.00	71.51	137
10. 6— 10.25	2,085,120	198,099,168.00	139,008	95.01	15	151	427,050	31,956,440.00	74.83	136
10.26— 11.15	2,215,600	182,153,703.00	130,329	82.21	17	136	370,850	25,556,910.00	68.91	136
11.15 12. 5	3,637,970	331,355,123.00	242,531	91.08	15	138	347,510	26,292,670.00	75.66	136
下	**21,972,500**	**2,087,823,650.00**	**155,833**	**95.02**	**141**	**182**	**3,294,390**	**242,071,460.00**	**73.48**	…
15 年 度	**49,021,810**	**4,707,724,612.00**	**177,615**	**96.03**	**276**	…	**7,421,660**	**561,145,950.00**	**75.61**	…
15.12. 6— 12.25	3,268,050	275,260,140.00	192,238	84.23	17	147	375,950	26,122,370.00	69.48	132
昭和 1.12.26— 2. 1.15	2,421,770	221,508,480.00	220,160	91.47	11	143	575,710	45,336,750.00	69.48	135
2. 1.16— 2. 5	2,844,640	239,591,675.00	167,332	84.23	17	141	470,670	32,088,130.00	68.18	141
2. 6— 2.25	2,347,090	211,203,068.00	180,545	89.99	13	152	403,270	32,016,220.00	79.39	140
2.26— 3.15	2,438,310	204,478,926.00	174,165	83.86	14	152	461,120	30,107,610.00	65.29	141
3.16— 4. 5	3,170,840	256,211,219.00	198,178	80.80	16	143	416,870	28,242,170.00	67.75	146
4. 6— 4.25	4,261,760	334,324,908.00	284,117	78.45	15	154	433,870	26,397,200.00	60.84	147
4.26— 5.15							191,480	13,558,630.00	70.81	116
5.16— 6. 5	1,832,500	141,202,336.00	107,794	77.05	17	135	270,150	16,418,450.00	60.78	124
上	**22,584,960**	**1,883,780,752.00**	**188,208**	**83.41**	**120**	**179**	**3,599,090**	**250,287,530.00**	**69.54**	…
6. 6— 6.25	1,858,800	[illegible]	109,341	77.36	17	135	464,210	28,782,230.00	62.00	135
6.26— 7.15	1,692,430	119,395,302.00	105,777	70.55	16	134	252,090	14,001,620.00	55.54	132
7.16— 8. 5	1,760,020	130,353,922.00	103,531	74.06	17	138	295,950	16,846,710.00	56.92	130
8. 6— 8.25	1,449,300	103,135,120.00	90,581	71.16	16	138	270,630	14,019,640.00	51.80	132
8.26— 9.15	1,756,230	136,309,303.00	103,308	77.61	17	141	284,820	17,626,860.00	61.89	134
9.16— 10. 5	1,884,770	162,964,538.00	125,651	86.46	15	139	213,210	12,743,300.00	59.77	133

第三表　取引種類別賣買表(長期取引—株式)　(續)

(A)　賣買高・受渡高

年次	賣買高 株數	賣買高 代金	賣買高 一日平均賣買高	賣買高 一株平均値段	賣買高 立會日數	賣買高 銘柄數	受渡高 株數	受渡高 代金	受渡高 一株平均値段	受渡高 銘柄數
年 月	株	円	株	円	日	種	株	円	円	種
大正 13. 6	1,791,810	123,755,189.00	77,905	69.07	23	124	213,200	10,668,530.00	50.04	114
7	1,805,660	128,632,053.00	75,236	71.24	24	129	191,370	9,294,380.00	48.57	110
8	2,054,990	147,252,447.00	82,200	71.66	25	123	205,460	10,589,370.00	51.54	112
9	1,490,970	114,909,814.00	62,124	77.07	24	117	228,950	12,746,850.00	55.68	112
10	2,027,580	155,944,456.00	84,483	76.91	24	119	264,420	14,131,890.00	53.44	117
11	3,266,270	274,584,324.00	136,094	84.07	24	126	217,040	13,279,750.00	61.18	110
下	***12,437,280**	**945,078,283.00**	**86.370**	**75.99**	**144**	**162**	**1,320,440**	**70,710,770.00**	**53.55**	…
13 年 度	**23,600,650**	**1,858,872,102.00**	**83.395**	**78.76**	**283**	…	**2,475,860**	**140.839,970.00**	**56.89**	…
13. 12	3,055,810	269,993,623.00	132,861	88.35	23	127	242,230	15,748,620.00	65.02	116
14. 1	3,680,220	279,496,208.00	167,283	75.95	22	134	360,870	22,625,040.00	62.70	126
2	2,769,460	217,387,312.00	131,879	78.49	21	137	358,140	20,597,500.00	57.51	124
3	2,801,530	208,651,494.00	116,730	74.48	24	132	448,220	23,073,960.00	51.48	127
4	2,810,810	242,507,026.00	117,117	76.28	24	130	293,870	18,135,545.00	61.71	114
5	2,709,730	231,950,146.00	117,814	85.60	23	126	385,020	27,131,980.00	70.47	126
上	***17,827,560**	**1,449,985,809.00**	**130,128**	**81.33**	**137**	**170**	**2,088,350**	**127,312,645.00**	**60.96**	…
年 月 日 年 月 日										
大正14. 6. 1—14. 6. 5	670,470	55,575,798.00	167,618	82.89	4	105	221,020	17,058,910.00	77.18	104
6. 6— 6.25	1,761,630	149,235,317.00	110,102	84.71	16	136	229,190	16,325,360.00	71.23	112
6.26— 7.15	2,071,070	169,391,335.00	129,442	81.49	16	132	284,100	18,234,290.00	64.18	115
7.16— 8. 5	1,926,870	147,980,148.00	120,429	76.80	16	132	274,640	17,819,710.00	64.88	121
8. 6— 8.25	2,492,450	211,812,873.00	155,778	84.98	16	138	361,960	24,967,240.00	68.98	127
8.26— 9.15	1,861,720	150,084,257.00	116,357	80.62	16	132	346,200	21,969.930.00	63.46	122
9.16— 10. 5	2,297,580	186,283,376.00	153,172	81.08	15	128	380,080	26,116,620.00	68.71	129
10. 6— 10.25	2,028,250	157,584,823.00	135.217	77.69	15	123	350,130	23,389,540.00	66.80	115
10.25— 11.15	2,421,090	201,141,658.00	151.318	83.08	16	120	332,440	21,781,280.00	65.52	113
11.16— 12. 5	2,146,090	185,374,118.00	134.131	86.38	16	127	308,980	20,623,900.00	66.74	113
下	**19,677,220**	**1,614,463,703.00**	**134,775**	**82.05**	**146**	**168**	**3,088.740**	**208,286,780.00**	**67.43**	…
14 年 度	**37,504,780**	**3,064,449.512.00**	**132,526**	**81.71**	**283**	…	**5,177.090**	**335.599.425.00**	**64.82**	…
14.12. 6— 12.25	4,025,520	358,822,053.00	251,595	89.13	16	128	405,630	31,634,820.00	77.99	112
12.26—15 1.15	3,470,630	368,825,108.00	315,512	106.27	11	139	370,950	28,858,030.00	77.79	122
15. 1.16— 2. 5	3,535,360	307,594,448.00	207,962	87.01	17	145	615,880	52,124,660.00	84.63	130
2. 6— 2.25	4,386,730	461,312,696.00	313,338	105.16	14	160	540,820	47,159,120.00	87.20	147
2.26— 3. 15	2,536,200	237,364,361.00	195,092	93.59	13	150	552,500	39,802,980.00	72.04	145
3.16— 4. 5	2,806,390	267,853,482.00	200,456	95.44	14	151	592,960	45,776.730.00	77.20	150
4. 6— 4.25	2,277,370	228,795,928.00	142,336	100.46	16	146	344,070	23,508,590.00	68.33	139
4.26— 5.15	2,226,310	217,986,804.00	130,959	97.91	17	150	392.890	27,496,320.00	69.98	141

第三表　取引種類別賣買表(長期取引—株式)　(續)

(A)　賣買高・受渡高

年次	賣買高 株數	賣買高 代金	賣買高 一日平均賣買高	賣買高 一株平均値段	賣買高 立會日數	賣買高 銘柄數	受渡高 株數	受渡高 代金	受渡高 一株平均値段	受渡高 銘柄數
年 月	株	円	株	円	日	種	株	円	円	種
大正 10. 12	2,322,430	225,832,892.00	110,592	97.24	21	161	290,260	17,657,480.00	60.83	157
11. 1	2,697,910	279,694,910.00	122,632	103.67	22	160	211,170	14,174,050.00	67.12	147
2	2,309,160	223,147,737.00	109,960	96.64	21	155	269,710	16,159,360.00	59.91	152
3	3,063,180	252,254,623.00	122,527	82.35	25	161	344,260	20,463,840.00	59.44	154
4	3,723,950	285,346,007.00	161,911	76.62	23	159	348,760	17,765,210.00	50.94	150
5	2,879,650	220,051,522.00	115,186	76.42	25	154	321,550	17,042,550.00	53.00	145
上	***16,996,280**	**1,486,327,691.00**	**124,060**	**87.45**	**137**	**187**	**1,785,710**	**103,262,490.00**	**57.83**	…
6	2,174,290	192,742,831.00	86,972	88.65	25	150	294,400	15,708,280.00	53.36	139
7	2,567,110	243,228,428.00	102,684	94.75	25	158	218,270	11,474,315.00	52.57	143
8	1,524,340	136,883,549.00	60,974	89.80	25	137	192,430	10,436,105.00	54.23	132
9	2,379,300	206,964,967.00	95,172	86.99	25	149	236,900	12,417,450.00	52.42	140
10	2,023,020	164,504,558.00	87,957	81.32	23	147	161,020	8,995,600.00	55.87	—
11	2,095,110	161,190,464.00	91,092	76.94	23	146	217,520	12,047,870.00	55.39	134
下	***12,763,170**	**1,105,514,797.00**	**87,419**	**86.62**	**146**	**170**	**1,320,540**	**71,079,620.00**	**53.83**	…
11年度	**29,759,450**	**2,591,842,488.00**	**105,157**	**87.09**	**283**	…	**3,106,250**	**174,342,110.00**	**56.13**	…
11. 12	2,458,810	180,127,643.00	111,764	73.26	22	151	204,050	10,864,510.00	53.24	137
12. 1	3 206,180	236,332,210.00	145,735	73.71	22	162	229,100	11,331,790.00	49.46	144
2	5,071,740	379,197,458.00	241,511	74.77	21	156	314,610	16,692,630.00	53.06	145
3	3,837,570	303,890,625.00	159,899	79.19	24	163	429,520	22,294,710.00	51.91	155
4	4,871,490	402,540,739.00	221,431	82.63	22	157	511,090	29,357,370.00	57.44	144
5	3,087,140	264,535,426 00	123,486	85.69	25	152	380,670	22,800,780.00	59.90	140
上	***22,532,930**	**1,766,624,101.00**	**165,683**	**78.40**	**136**	**186**	**2,069,040**	**113,341,790.00**	**54.78**	…
6	3,418,430	275,792,386.00	142,435	80.68	24	154	438,390	26,814,700.00	61.17	145
7	2,103,510	176,508,572.00	91,457	83.91	23	148	290,050	17,198,640.00	59.30	139
8	2,270,560	181,975,672.00	94,607	80.15	24	149	298,040	17,486.090.00	58.67	142
9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
10	1,354,200	95,571,570.00	—	70.57	—	125	—	—	—	—
11	807,960	69,682,179.00	67,330	86.24	12	62	31,460	2,428,830.00	77.20	60
下	*** 9.954.660**	**799.530,379.00**	**119,936**	**80.32**	**83**	**165**	**1,057,940**	**63,928,260.00**	**60.43**	…
12年度	**32,487.590**	**2,566,154.480.00**	**148,345**	**78.99**	**219**	…	**3,126,980**	**177,270,050.00**	**56.69**	…
12. 12	1,417,300	128,326,036.00	64,423	90.54	22	147	62,940	4,697,980.00	74.64	113
13. 1	2,291,230	205,242,673.00	109,106	89.58	21	135	202,330	13,586,430.00	67.15	113
2	1,673,920	137,904,625.00	72,779	82.38	23	136	235,200	13,410,320.00	57.02	137
3	2,149,730	167,922,611.00	89,572	78.11	24	127	273,190	17,995,240.00	65.87	125
4	2,013,620	154,611,146.00	83,901	76.78	24	128	171,060	9,175,540.00	53.64	121
5	1,617,570	119,786,728.00	64,703	74.05	25	123	210,700	11,263,690.00	53.46	124
上	***11,163.370**	**913,793,819.00**	**80,312**	**81.86**	**139**	**173**	**1,155,420**	**70,129,200.00**	**60.70**	…

第三表　取引種類別賣買表(長期取引—株式)（續）

(A)　賣買高・受渡高

年次		賣買高 株數	賣買高 代金	賣買高 一日平均賣買高	賣買高 一株平均値段	賣買高 立會日數	賣買高 銘柄數	受渡高 株數	受渡高 代金	受渡高 一株平均値段	受渡高 銘柄數
年	月	株	円	株	円	日	種	株	円	円	種
大正 8.	6	4,087,200	652,858,632.00	177,704	159.00	23	153	402,520	48,823,500.00	121.29	140
	7	4,063,870	564,233,417.00	203,194	138.84	20	160	529,600	64,698,020.00	122.16	146
	8	3,210,080	432,791,221.00	139,569	134.78	23	163	569,200	69,118,290.00	121.43	160
	9	5,550,020	941,196,695.00	252,274	169.58	22	181	670,540	82,470,290.00	122.99	173
	10	4,007,080	699,248,237.00	190,813	174.50	21	185	545,650	63,772,740.00	116.87	179
	11	3,634,510	655,748,720.00	165,205	180.42	22	186	772,950	97,023,730.00	125.52	183
	下	***24,552,760**	**3,946,076,922.00**	**187,426**	**160.72**	**131**	**199**	**3,490,460**	**425,906,570.00**	**122.02**	—
8年度		**39,032,160**	**5,743,530,052.00**	**148,978**	**147.15**	**262**	…	**5,268,680**	**593,802,790.00**	**112.70**	…
8.	12	3,617,480	669,899,361.00	172,261	182.70	21	179	543,630	68,623,040.00	126.23	178
9.	1	4,929,300	927,883,948.00	246,465	188.24	20	178	525,450	71,993,190.00	137.01	170
	2	4,775,770	802,683,388.00	238,789	168.07	20	179	591,340	86,621,830.00	146.48	170
	3	6,575,970	1,155,080,887.00	313,142	175.65	21	183	798,240	97,274.460.00	121.86	179
	4	2,157,970	273,122,133.00	308,281	126.56	7	176	548,500	51,855,320.00	94.54	170
	5	2,686,830	240,117,355.00	141,412	89.37	19	186	825,130	64,933,920.00	78.70	180
	上	***24,743,320**	**4,059,787,072.00**	**229,105**	**164.08**	**108**	**209**	**3,832,290**	**441,301,760 00**	**115.15**	…
	6	2,294,010	179,848,264.00	99,740	78.40	23	170	567,500	36,375,730.00	64.10	166
	7	1,431,140	121,940,030.00	62,223	85.20	23	158	428,010	29,640,210.00	69.25	157
	8	1,868,640	148,995,366.00	81,245	79.73	23	164	378,560	27,038,170.00	71.42	162
	9	1,879,390	147,953,952.00	81,713	78.73	23	164	299,820	19,188,890.00	64.00	160
	10	2,319,180	177,827,479.00	96,633	76.68	24	165	272,880	15,088,000.00	55.29	160
	11	2,933,100	258,388,856.00	133,323	88.09	22	164	310,440	18,387,700.00	59.23	163
	下	***12,725,460**	**1,034,953,947.00**	**92,213**	**81.33**	**138**	**202**	**2,257,210**	**145,718,700.00**	**64.56**	…
9年度		**37,468.780**	**5,094,741,019.00**	**152,312**	**135.97**	**246**	…	**6,083,500**	**587,020,460.00**	**96.40**	…
9.	12	1,879,470	148,638,516.00	85,430	79.08	22	167	264,390	17,076,440.00	64.59	157
10.	1	2,595,100	205,122,585.00	117,959	79.04	22	171	310,360	19,500,110.00	62.83	162
	2	4,871,700	411,162,166.00	221,441	84.40	22	183	359,610	23,205,930.00	64.53	172
	3	3,537,250	296,589,440.00	141,490	83.85	25	181	439,650	25,330,470.00	57.62	173
	4	3,197,110	285,526,157.00	133,213	89.31	24	174	535,220	29,471,570.00	55.06	174
	5	3,057,430	293,002,681.00	127,393	95.83	24	169	426,880	25,518,100.00	59.78	168
	上	***19,138,060**	**1,640,041,545.00**	**137,684**	**85.70**	**139**	**199**	**2,336,110**	**140,102.620.00**	**59.97**	…
	6	3,058,650	265,657,040.00	122,346	86.85	25	178	387,690	24,186,890.00	62.39	166
	7	3,631,760	402,091,051.00	157,903	110.72	23	170	331,840	23,241,980.00	70.04	160
	8	4,211,480	362,848,134.00	175,478	86.16	24	182	402,140	27,158,450.00	67.53	175
	9	3,802,510	360,731,565.00	172,841	94.87	22	173	396,090	28,739,830.00	72.56	169
	10	2,960,130	248,906,029.00	134,551	84.09	22	175	468,680	27,422,320.00	58.51	168
	11	2,478,570	232,603,273.00	107,764	93.83	23	170	424,930	25,872,400.00	60.89	169
	下	***20,143,100**	**1,872,837,092.00**	**144,914**	**92.98**	**139**	**204**	**2,411,370**	**156,621,870.00**	**64.95**	…
10年度		**39,281,160**	**3,512,878,637.00**	**141,299**	**89.43**	**278**	…	**4,747,480**	**296,724,490.00**	**62.50**	…

第三表　取引種類別賣買表(長期取引—株式)　(續)

(A)　賣買高・受渡高

年次		賣買高 株數	賣買高 代金	賣買高 一日平均賣買高	賣買高 一株平均値段	賣買高 立會日數	賣買高 銘柄數	受渡高 株數	受渡高 代金	受渡高 一株平均値段	受渡高 銘柄數
年	月	株	円	株	円	日	種	株	円	円	種
大正 5.	12	2,431,910	341,426,366.00	173,708	140.39	14	141	536,150	46,922,260.00	87.52	139
6.	1	1,689,550	216,347,800.00	80,455	128.05	21	137	409,480	39,812,820.00	97.23	136
	2	1,311,260	189,009,340.00	57,011	144.14	23	134	267,090	29,392,040.00	110.05	129
	3	1,378,660	191,516,756.00	55,146	138.92	25	132	206,110	21,576,330.00	104.68	130
	4	1,867,890	288,212,946.00	84,904	154.30	22	126	155,480	21,255,750.00	136.71	122
	5	2,009,690	331,203,748.00	77,296	164.80	26	126	178,410	23,546,270.00	131.98	123
	上	***10,688,960**	**1,557,716,956.00**	**81,595**	**145.73**	**131**	**150**	**1,752,720**	**182,505,470.00**	**104.13**	…
	6	2,544,560	358,986,143.00	106,023	141.08	24	126	212,840	27,304,740.00	128.29	117
	7	3,374,220	535,640,542.00	146,705	158.74	23	125	217,570	31,827,950.00	146.29	117
	8	2,915,540	488,533,224.00	121,481	167.56	24	130	291,680	38,266,510.00	131.19	121
	9	2,412,330	347,536,335.00	109,651	144.07	22	128	355,210	43,233,390.00	121.71	131
	10	2,010,200	232,933,225.00	95,724	115.88	21	127	354,520	34,730,670.00	97.97	129
	11	1,847,670	244,233,105.00	80,333	132.18	23	125	316,670	35,274,020.00	111.39	122
	下	**15,104,520**	**2,207,862,574.00**	**110,252**	**146.17**	**137**	**145**	**1,748,490**	**210,637,280.00**	**120.47**	…
6年度		**25,793,480**	**3,765,579,530.00**	**96,244**	**145.99**	**268**	…	**3,501,210**	**393,142,750.00**	**112.29**	…
6.	12	1,080,230	134,581,844.00	56,854	124.59	19	120	188,570	19,678,800.00	104.19	120
7.	1	1,944,090	253,879,688.00	92,576	130.59	21	121	163,950	19,956,150.00	121.72	115
	2	2,011,230	268,215,024.00	95,773	133.36	21	121	154,300	16,377,210.00	106.14	115
	3	1,472,700	184,725,421.00	64,030	125.43	23	122	235,930	24,824,820.00	105.22	121
	4	1,583,930	188,566,153.00	68,867	119.05	23	121	256,120	32,263,540.00	125.97	118
	5	2,401,680	286,679,091.00	96,067	119.37	25	132	196,160	20,118,350.00	102.55	121
	上	**10,493,860**	**1,316,647,221.00**	**79,499**	**125.48**	**132**	**151**	**1,195,330**	**133,218,870.00**	**111.45**	…
	6	1,628,770	171,005,061.00	70,816	104.99	23	125	197,790	20,216,300.00	102.21	121
	7	2,627,530	322,482,715.00	109,480	122.73	24	127	266,130	29,041,700.00	109.13	123
	8	2,427,930	318,109,958.00	101,164	131.02	24	130	218,800	21,444,450.00	98.01	126
	9	2,151,330	285,312,488.00	89,639	132.62	24	133	284,930	29,603,880.00	103.89	130
	10	2,732,690	289,162,021.00	124,213	105.82	22	140	309,760	30,219,260.00	97.56	136
	11	2,483,2[illegible]	331,421,676.00	112,874	133.87	22	141	329,7[illegible]0	31,852,660.00	96.60	137
	下	**14,051,480**	**1,717,493,899.00**	**101,090**	**122.23**	**139**	**147**	**1,607,180**	**162,378,250.00**	**101.03**	…
7年度		**24,545,340**	**3,034,141,120.00**	**90,573**	**123.61**	**271**	…	**2,802,510**	**295,597,120.00**	**105.48**	…
7.	12	[illegible]	219,409,350.00	84,782	123.83	21	138	318,040	30,087,890.00	94.60	133
8.	1	[illegible]	[illegible]	97,989	108.66	22	135	286,400	25,808,070.00	90.11	131
	2	1,960,010	209,498,793.00	93,334	106.89	21	141	252,600	22,886,790.00	90.60	133
	3	2,372,790	284,961,396.00	107,8[illegible]	120.01	22	143	274,550	23,662,280.00	86.19	135
	4	2,516,420	326,9[illegible]5,161.00	114,383	129.90	22	149	263,210	25,806,270.00	98.04	143
	5	3,698,190	522,379,808.00	160,791	141.25	23	151	383,420	39,644,920.00	103.40	145
	上	***14,479,[illegible]**	**1,797,453,130.00**	**110,530**	**124.14**	**131**	**163**	**1,778,220**	**167,806,220.00**	**94.42**	…

第三表　取引種類別賣買表(長期取引—株式)（續）

(A)　賣買高・受渡高

年次	賣買高 株數	賣買高 代金	一日平均賣買高	一株平均値段	立會日數	銘柄數	受渡高 株數	受渡高 代金	一株平均値段	銘柄數
年 月	株	円	株	円	日	種	株	円	円	種
大正 3. 6	470,060	33,075,749.50	18,802	70.36	25	76	55,810	3,151,780.00	56.47	74
7	518,630	35,432,465.50	20,745	68.32	25	74	52,120	2,499,960.00	47.96	66
8	1,041,550	70,459,385.00	43,398	67.65	24	72	45,870	2,406,880.00	52.47	62
9	735,580	51,660,237.00	30,649	70.23	24	71	53,240	2,458,560.00	46.18	63
10	851,120	57,017,127.00	35,463	66.99	24	74	97,810	4,157,500.00	42.51	67
11	730,360	46,790,676.50	31,755	64.07	23	69	66,280	3,367,760.00	50.81	63
下	**4,347,300**	**294,435,640.50**	**29,981**	**67.73**	**145**	**92**	**371,130**	**18,042,440.00**	**48.61**	**91**
3年度	**8,714,270**	**602,681,141.50**	**30,902**	**69.16**	**282**	…	**740,110**	**36,646,380.00**	**49.51**	…
3. 12	668,830	41,297,080.00	30,401	61.75	22	63	62,470	2,937,160.00	47.02	62
4. 1	1,127,010	76,441,275.50	51,228	67.83	22	74	52,400	2,352,160.00	44.89	63
2	1,285,390	102,116,015.00	58,427	79.44	22	76	54,120	2,973,400.00	54.94	68
3	1,141,170	83,561,842.00	45,647	73.22	25	88	102,200	5,746,100.00	56.22	68
4	1,863,330	155,299,336.50	77,639	83.35	24	89	106,910	6,677,110.00	62.45	70
5	1,396,880	124,794,947.50	55,875	89.34	25	79	119,450	7,475,260.00	62.58	79
上	**7,482,610**	**583,510,496.50**	**53,447**	**77.98**	**140**	**102**	**497,550**	**28,161,190.00**	**56.60**	…
6	1,556,420	129,960,155.50	62,257	83.50	25	86	160,010	10,937,530.00	68.35	80
7	1,211,310	100,516,725.00	48,452	82.98	25	73	101,630	6,131,510.00	60.33	71
8	1,241,220	102,826,060.50	51,718	82.84	24	80	132,850	8,664,630.00	65.32	75
9	966,850	70,955,951.00	40,285	73.39	24	77	82,800	5,671,710.00	68.50	69
10	2,418,160	192,703,187.50	96,726	79.69	25	107	108,170	8,054,570.00	74.46	75
11	2,787,160	261,957,719.50	126,689	93.99	22	117	149,000	11,572,070.00	77.66	87
下	**10,181,120**	**858,919,799.00**	**70,215**	**84.36**	**145**	**126**	**734,460**	**51,032,020.00**	**69.48**	…
4年度	**17,663,730**	**1,442,430,295.50**	**61,978**	**81.67**	**285**	…	**1,232,010**	**79,193,210.00**	**64.28**	…
4. 12	2,570,680	271,135,902.50	151,216	105.47	17	117	288,530	25,054,570.00	86.83	105
5. 1	2,321,450	251,190,501.00	110,545	108.20	21	119	275,490	26,210,760.00	95.14	111
2	2,921,730	293,388,631.00	146,087	102.13	20	126	291,360	26,984,620.00	92.62	115
3	1,911,880	191,608,995.00	79,662	100.22	24	128	319,100	25,220,330.00	79.04	121
4	1,797,600	203,669,318.00	81,709	113.30	22	122	295,360	23,596,400.00	79.88	120
5	2,129,740	300,287,248.00	85,190	141.00	25	118	184,580	15,565,360.00	84.33	115
上	***13,653,080**	**1,516,500,595.50**	**105,838**	**111.73**	**129**	**142**	**1,654,420**	**142,632,040.00**	**86.21**	…
6	1,386,480	183,093,864.00	57,770	132.55	24	121	178,770	14,321,930.00	80.11	114
7	2,147,380	293,009,334.00	89,474	138.78	24	121	165,610	16,518,640.00	99.75	111
8	2,741,850	347,557,799.00	114,244	126.76	24	124	166,470	17,520,130.00	105.24	117
9	3,822,310	512,467,120.00	166,187	134.07	23	130	260,360	27,693,490.00	106.37	119
10	4,391,240	579,848,254.00	199,602	132.05	22	140	316,140	36,513,380.00	115.50	123
11	3,703,990	558,802,713.00	176,380	150.87	21	141	409,480	52,775,990.00	128.89	136
下	**18,193,250**	**2,479,779,084.00**	**131,835**	**136.30**	**138**	**149**	**1,496,830**	**165,343,560.00**	**110.46**	…
5年度	**31,846,330**	**3,996,279,679.50**	**119,275**	**125.49**	**267**	…	**3,151,250**	**307,975,600.00**	**97.73**	…

第三表　取引種類別賣買表(長期取引—株式)　(續)

(A)　賣買高・受渡高

年	次	賣買高 株數	賣買高 代金	賣買高 一日平均賣買高	賣買高 一株平均値段	賣買高 立會日數	賣買高 銘柄數	受渡高 株數	受渡高 代金	受渡高 一株平均値段	受渡高 銘柄數
年	月	株	円	株	円	日	種	株	円	円	種
明治 44.	12	920,020	61,327,105.50	41,819	66.66	22	68	61,280	3,149,980.00	51.40	62
45.	1	907,730	60,354,417.00	43,225	66.49	21	75	49,130	2,426,300.00	49.38	62
	2	1,495,810	102,784,325.50	62,325	68.71	24	81	88,170	4,462,090.00	50.61	65
	3	1,214,600	78,573.365.50	50,608	64.69	24	90	98,260	4,873,370.00	49.60	73
	4	1,520,980	99,451,138.50	63,374	65.39	24	88	144,990	7,631,300.00	52.63	82
	5	881,960	54,952,162.50	33,922	62.31	26	86	118,690	5,908,680.00	49.78	81
	上	**6,941,100**	**457,442,514.50**	**49.228**	**65.90**	**141**	**99**	**560,520**	**28,451,720.00**	**50.76**	**94**
	6	923,880	54,700,211.00	38,495	59.21	24	87	125,510	5,973,780.00	47.60	85
	7	1,222,760	78,694,479.00	48,910	64.36	25	92	80,890	3,816,340.00	47.18	80
大正 1	8	770,850	46,125,716.00	32,119	59.84	24	89	92,000	4,222,400.00	45.90	83
	9	781,140	47.454,241.50	37,197	60.75	21	92	105,100	4,938,030.00	46.98	90
	10	906,550	55,849,584.00	36,262	61.61	25	91	108,720	4,662,420.00	42.88	88
	11	930,000	56,738,176.00	38,750	61.01	24	90	102,210	4,724,110.00	46.22	86
	下	**5.535.180**	**339.562.407.50**	**38,708**	**61.35**	**143**	**103**	**614,430**	**28.337.080.00**	**46.12**	**98**
明治45 大正 1	**年度**	**12.476.280**	**797.004,922.00**	**43.931**	**63.88**	**284**	…	**1,174,950**	**56.788.800.00**	**48.33**	…
大正 1.	12	835,090	53,498,458.00	37,959	64.06	22	88	90,770	4,446,210.00	48.98	82
2.	1	751,760	48,803,534.50	32,685	64.92	23	94	75,010	3,550,740.00	47.34	78
	2	837,090	57,220,577.00	38,050	68.36	22	91	72,080	3,610,880.00	50.09	77
	3	1,045,440	70,724,126.00	43,560	67.65	24	85	92,190	5,433,950.00	58.94	80
	4	1,046,510	84,100,519.50	43,605	80.36	24	89	72,880	4,193,790.00	57.54	79
	5	1,193,870	95,484,176.50	45,918	79.98	26	92	92,930	4,911,360.00	52.85	79
	上	**5,709,760**	**409.831,391.50**	**40,495**	**71.78**	**141**	**115**	**495.860**	**26,146,930.00**	**52.73**	**98**
	6	724,500	51,637,481.00	30,188	71.27	24	93	93,600	4,768,880.00	50.95	83
	7	843,100	57,254,028.50	35,129	67.91	24	88	103,170	4,920,410.00	47.69	79
	8	616,690	43,151,840.50	24,668	69.97	25	86	62,870	3,052,980.00	48.56	76
	9	704,090	47,284,940.50	29,337	67.16	24	79	66,830	3,432,230.00	51.36	76
	10	608,970	42,446,171.00	25,374	69.70	24	86	71,650	3,531,590.00	49.29	71
	11	565,310	38,883,478.00	23,555	68.78	24	78	65,730	3,089,480.00	47.00	73
	下	**4,062,660**	**280.657,939.50**	**28.018**	**69.08**	**145**	**104**	**463,850**	**22.795.570.00**	**49.14**	**96**
2 年	**度**	**9,772.420**	**690.489,331.00**	**34,169**	**76.06**	**286**	…	**959,710**	**48.942,500.00**	**51.00**	…
2	12	913,460	66,689,370.50	39,716	73.01	23	83	59,730	3,271,690.00	54.77	73
3	1	741,080	58,158,580.50	33,685	78.48	22	85	39,100	2,070,360.00	52.95	69
	2	715,340	48,167,206.00	32,515	67.33	22	79	81,090	4,037,630.00	49.79	79
	3	591,440	39,709,565.00	24,643	67.14	24	76	64,880	3,397,090.00	52.36	70
	4	630,960	43,641,375.50	27,433	69.17	23	76	61,100	2,781,810.00	45.53	68
	5	771,690	51,879,403.50	33,682	66.97	23	77	63,080	3,045,360.00	48.28	73
	6	**4,366,970**	**308,245,501.00**	**31.876**	**70.59**	**137**	**101**	**368,980**	**18,603,940.00**	**50.42**	**92**

第三表　取引種類別賣買表(長期取引—株式)（續）

(A)　賣買高・受渡高

年次	賣買高 株數	賣買高 代金	賣買高 一日平均賣買高	賣買高 一株平均値段	賣買高 立會日數	賣買高 銘柄數	受渡高 株數	受渡高 代金	受渡高 一株平均値段	受渡高 銘柄數
年 月	株	円	株	円	日	種	株	円	円	種
明治 42. 6	958,160	74,724,714.50	38,326	77.99	25	54	55,010	3,159,460.00	57.43	44
7	630,810	44,617,815.30	24.262	70.73	26	51	70,650	3,765,150.00	53.29	46
8	900,500	68,636,172.70	36,020	76.22	25	48	68,020	4,051,170.00	59.56	48
9	1,426,850	116,657,417.00	59,452	81.76	24	53	63,330	4,045,030.00	63.87	48
10	893,920	69,938,676.90	35,757	78.24	25	54	80,440	4,737,930.00	58.90	46
11	899,510	67.065.533.50	40,887	74.56	22	53	118,120	7.430.440.00	62.91	50
下	**5,709,750**	**441,640.329.90**	**38,842**	**77.35**	**147**	**60**	**455.570**	**27,189,180.00**	**59.68**	**61**
42 年度	**11,799.640**	**805.363,133.90**	**40.971**	**68 26**	**288**	…	**952,230**	**50,487,150.00**	**53.02**	…
42. 12	654,040	47.966.891.20	29,729	73.34	22	53	66,040	3,915,450.00	59.29	48
43. 1	1,129,510	88,210,240.60	51,341	78.10	22	58	68,720	4,454,660.00	64.82	49
2	1,382,610	136,336,458.50	62,846	98.61	22	62	70,940	4,303,200.00	60.66	56
3	1,147,190	119.032.218.50	45,888	103.76	25	60	118,020	7,742,270.00	65.60	57
4	1,084,000	96,935,268.50	43,360	89.42	25	65	127,020	7,949,050.00	62.58	61
5	939.980	96 908.542.50	39.166	103.10	24	62	100,080	6.749,930.00	67.45	58
上	**6.337,330**	**585.389,619.80**	**45.267**	**92.37**	**140**	**74**	**550.820**	**35,114,560.00**	**63.75**	**67**
6	942,310	92.324,885.00	37.692	97.98	25	61	97,140	5,836,480.00	60.08	56
7	796.740	78,359,167.00	31,870	98.35	25	59	97,020	7,900,690.00	81.43	53
8	879.640	86,756,734.50	33,832	98.63	26	62	92,530	6,232,820.00	67.36	55
9	759,550	70,465,695.00	29,213	92.77	26	60	82,390	5,594,150.00	67.90	52
10	762,090	69,264,897.00	31,754	90.89	24	55	79,420	5,482,080.00	69.03	50
11	551.720	54,537.929.50	23,958	98.85	23	56	68,950	4,525,290.00	65.60	49
下	**4,692,050**	**451.709.308.00**	**31.490**	**96.27**	**149**	**74**	**517.480**	**35.571,510.00**	**68.74**	**68**
43 年度	**11,029,380**	**1,037.098,927.80**	**38.164**	**94.03**	**289**	…	**1,068,300**	**70,686,070.00**	**66.17**	…
43. 12	515,870	49.733 656.00	23,449	96.41	22	58	57,410	4,800,280.00	83.61	49
44. 1	495,150	39,008,496.00	23,579	78.78	21	55	41,480	3,087,320.00	74.43	47
2	556,910	43.897,154.00	25,314	78.82	22	55	51,760	3,741,170.00	72.28	49
3	671,810	47.842,195.50	26,872	71.21	25	61	55,310	2,977,230.00	53.83	55
4	659,520	46,755,651.50	28,675	70.89	23	64	67,950	3,734,570.00	54.96	54
5	1,005,720	69.764.568.50	38,682	69.37	26	64	111.340	5,938,840.00	53.34	61
上	**3,904,980**	**297.001,721.50**	**28,093**	**76.06**	**133**	**79**	**385.250**	**24,279,410.00**	**63.02**	**69**
6	816,700	55.326,913.00	34 029	67.74	24	57	73.920	3,500,360.00	47.35	57
7	1,637,830	126.903,857.50	68.243	77.48	24	63	93,850	5,483,210.00	58.43	57
8	879,430	59.309.945.50	33,824	67.44	26	57	87,600	5,167,160.00	58.99	53
9	1,249,000	90,287,688.00	49,960	72.29	25	66	138,690	8,181.980.00	58.99	62
10	1,110,260	76,055,562.50	46.261	68.50	24	66	88,090	3,970,240.00	45.07	59
11	832,280	54.614.675.50	36,186	65.62	23	66	105,800	5,286,980.00	49.97	63
下	**6,525,500**	**462,498.642.00**	**44,695**	**70.88**	**146**	**79**	**587.950**	**31,589,930.00**	**53.73**	**34**
44 年度	**10,430,480**	**759,500,363.50**	**36,598**	**72.82**	**285**	…	**973.200**	**55.869.340.00**	**57.41**	…

第三表　取引種類別賣買表(長期取引—株式)（續）

(A)　賣買高・受渡高

年次	賣買高 株數	賣買高 代金	賣買高 一日平均賣買高	賣買高 一株平均値段	賣買高 立會日數	賣買高 銘柄數	受渡高 株數	受渡高 代金	受渡高 一株平均値段	受渡高 銘柄數
年 月	株	円	株	円	日	種	株	円	円	種
明治 39. 12	1,492,200	202,808,182.00	67,827	135.91	22	65	189,710	22,918,850.00	120.81	63
40. 1	1,754,800	288,348.060.00	92,358	164.32	19	64	130,390	17,897,990.00	137.27	59
2	1,276,570	179,440,192.00	58,026	140.56	22	69	134,170	14,464,660.00	107.81	61
3	1,574,400	177,551,151.00	65,600	112.77	24	75	178,750	14,284,870.00	79.92	70
4	1,047,770	99,783,451.00	43,657	95.23	24	75	130,680	9,471,110.00	72.48	72
5	889,990	72,952,305.00	34,230	81.97	26	76	164,800	11,767,960.00	71.41	74
上	8.035.730	1,020.883,341.00	58,655	127.04	137	92	928.500	90.805,440.00	97.80	90
6	583,990	43,159,765.00	24,333	73.90	24	69	106,450	6,300,895.00	59.19	70
7	895,640	63,579,467.00	34,448	70.99	26	72	74,460	4,544,290.00	61.03	62
8	635,180	49,584,827.00	24,430	78.06	26	67	48,810	3,112,620.00	63.77	58
9	657,900	46,189,335.00	28,604	70.21	23	68	84,690	4,912,180.00	58.00	65
10	924,220	63,513,484.00	36,969	68.72	25	58	75,920	3,840,290.00	50.58	57
11	855,790	52,590,744.00	35,658	61.45	24	59	76,100	3,577,700.00	47.01	61
下	4.552.720	318.617.622.00	30.762	69.98	148	91	466,430	26.287,975.00	56.36	89
40 年度	12,588.450	1,339,500.963.00	44,170	106.41	285	…	1,394,930	117,093.415.00	83.94	…
40. 12	916,870	54,999,255.10	41,676	59.99	22	53	91,150	4,193,600.00	46.01	50
41. 1	813,050	51,182,119.60	36,957	62.95	22	52	61,110	2,963,410.00	48.49	49
2	768,250	48,395,244.00	33,402	62.99	23	51	58,730	2,713,340.00	46.20	47
3	1,002,560	58,590,337.00	41,773	58.44	24	49	63,020	2,977,160.00	47.24	50
4	604,810	34,937,580.50	25,200	57.77	24	46	56,800	2,321,420.00	40.87	46
5	752,680	40,022,116.90	30,107	53.17	25	44	55,380	2,379,370.00	42.96	44
上	4.858 220	288,126,653.10	34,702	59.31	140	62	386.190	17,548.300.00	45 44	57
6	724,150	41,661,184.90	28,966	57.53	25	46	46,630	2,134,440.00	45.77	43
7	641,540	40,090,956.60	24,675	62.49	26	46	38,030	1,660,190.00	43.65	40
8	496,810	30,404,631.40	19,872	61.20	25	40	41,730	1,978,620.00	47.41	41
9	706,490	39,642,262.90	29.437	56.11	24	47	42,160	2,048,020.00	48.58	44
10	1,056,000	68,836,791.50	41,440	66.44	25	50	46,680	2,582,170.00	55.32	40
11	1,026,890	69,242,822.80	46,677	67.43	22	49	71,050	3,381,150.00	47.59	43
下	4.631,880	289.878.650.10	31,509	62.58	147	66	286 280	13,784.590.00	48.15	56
41 年度	9.490 100	578 005.303 20	33.067	60.91	287	…	672,470	31,332,890.00	46.59	…
41. 12	[illegible]	67,667,522.50	48,422	63.52	22	53	93,470	5,315,390.00	56.87	50
42. 1	[illegible]	60,706,871.20	48,122	57.34	22	56	71,440	3,221,130.00	45.09	47
2	94?,410	52,335,634.80	42,973	55.36	22	56	89,570	3,718,480.00	41.51	50
3	1,171,?00	65,651,849.80	45,050	56.05	26	50	73,170	3,308,910.00	45.22	49
4	78?,?80	50,071,238.70	32,828	63.55	24	49	70,230	3,156,010.00	44 94	48
5	1,061,320	67,289,68?.00	42,4?3	63.40	25	50	98,780	4,578,050.00	46.35	49
上	6.089 890	363,722,804.00	43.191	59.73	141	65	496.660	23,297,970.00	46.91	60

第三表　取引種類別賣買表(長期取引—株式)（續）

(A)　賣買高・受渡高

年次	賣買高 株數	賣買高 代金	賣買高 一日平均賣買高	賣買高 一株平均値段	賣買高 立會日數	賣買高 銘柄數	受渡高 株數	受渡高 代金	受渡高 一株平均値段	受渡高 銘柄數
年　月	株	円	株	円	日	種	株	円	円	種
明治 37. 7	180,080	13,814,208.00	7,203	76.71	25	32	24,580	1,486,370.00	60.47	28
8	164,140	11,985,356.00	6,313	73.02	26	31	17,890	1,072,960.00	59.98	26
9	237,510	17,807,019.00	9,896	74.97	24	31	19,170	1,190,030.00	62.08	25
10	210,430	14,924,581.00	8,768	70.92	24	32	20,150	1,263,280.00	62.69	29
11	188,030	12,894,214.00	8,175	68.58	23	37	21,190	1,361,890.00	64.27	31
下	**980,190**	**71,425.378.00**	**8.034**	**72.87**	**122**	**40**	**102.980**	**6.374,530.00**	**61.90**	**36**
37 年度	**2,994.630**	**209,975,556.00**	**11,216**	**70.12**	**267**	…	**274,990**	**16,047,970.00**	**58.36**	…
37. 12	247,610	15,614,763.00	10,317	63.06	24	32	20,900	1,093,670.00	52.33	32
38. 1	260,180	16,545,155.00	11,826	63.59	22	33	14,700	812,230.00	55.25	28
2	365,100	24,170,227.00	16,595	66.20	22	40	23,270	1,276,730.00	54.87	31
3	546.210	37,418,366.00	21,848	68.51	25	42	29,700	1,785,400.00	60.11	31
4	478,620	33,479,668.00	20,809	69.95	23	41	50,300	3,239,260.00	64 40	39
5	626.150	45,234,260.00	24,083	72.24	26	44	58,910	3,667,880.00	62.26	42
上	**2,523,870**	**172,462,439.00**	**17,774**	**68.33**	**142**	**51**	**197,780**	**11,875,170.00**	**60.04**	**45**
6	823,520	69,993,798.00	32,941	84.99	25	46	52,330	3,358,420.00	64.18	44
7	487,660	39,747,778.00	19,506	81.51	25	47	57,980	3,971.440.00	68.50	44
8	581,750	49,316.718.00	22,375	84.77	26	46	71,290	4,214.400.00	59.12	44
9	717,470	54,824,514.00	28,699	76.41	25	48	50,540	3,241,520.00	64.14	46
10	500,270	42,196,464.00	20,845	84.35	24	49	37,850	2,369,010.00	62.59	46
11	534,970	44,658,820.00	24,317	83.48	22	47	53,050	3,714,030.00	70.01	47
下	**3,645,640**	**300,738,092.00**	**24,800**	**82.49**	**147**	**54**	**323,040**	**20,868,820.00**	**64 60**	**52**
38 年度	**6,169,510**	**473,200,531.00**	**21.348**	**76.70**	**289**	…	**520.820**	**32,743,990.00**	**62.87**	…
38. 12	737,010	61,893,471.00	32.043	83.98	23	51	54,950	4,130,990.00	75.18	46
39. 1	683,240	65,314,666.00	31,055	95.60	22	50	56,540	4,567.440.00	80.78	46
2	1,219,020	113,133,921.00	53,000	92.81	23	49	80,880	6,343,580.00	78.43	43
3	1,077,810	95,645,684.00	43,112	88.74	25	51	69,770	5,006,600.00	71.76	48
4	630,590	56,922,485.00	28,663	90.27	22	52	116,030	8,201,110.00	70.68	48
5	630,790	55,776,875.00	24,261	88.42	26	55	109.210	8,366,390.00	76.61	51
上	**4.978,460**	**448.687,102.00**	**35.308**	**90.13**	**141**	**66**	**487.380**	**36,616,110.00**	**75.13**	**62**
6	582,260	49,033,706.00	23,290	84.21	25	58	73,640	6,020,900.00	81.76	53
7	1,258,690	115,839,742.00	50,348	92.03	25	61	73,600	6,376,180.00	86.63	54
8	1,363,540	142,842,894.00	52,444	104.76	26	64	130,830	10,441,700.00	79.81	50
9	940,160	107,275,267.00	40,877	114.10	23	60	112,070	9,792,180.00	87.38	55
10	1,769,220	218,531,577.00	70,769	123.52	25	64	123.060	12,815,810.00	104.14	55
11	1,173,150	166.262.651.00	51,007	141.72	23	64	106,950	13,537,000.00	126.57	60
下	**7,087,020**	**799,785,837.00**	**48.211**	**112.85**	**147**	**85**	**620,150**	**58,983,770.00**	**95.11**	**77**
39 年度	**12,065,480**	**1,248,472,939.00**	**41.894**	**103.47**	**288**	…	**1,107,530**	**95,599,880.00**	**86.32**	…

第三表　取引種類別賣買表(長期取引―株式)（續）

(A)　賣買高・受渡高

年次		賣買高 株数	賣買高 代金	一日平均賣買高	一株平均値段	立會日數	銘柄數	受渡高 株数	受渡高 代金	一株平均値段	銘柄數
年	月	株	円	株	円	日	種	株	円	円	種
明治 35.	1	270,120	17,175,485.00	12,278	63.58	22	30	20,830	1,260,090.00	60.49	25
	2	561,710	35,765,214.00	25,532	63.67	22	38	21,210	1,319,760.00	62.22	30
	3	541,950	39,924,710.00	22,581	73.67	24	39	30,790	1,784,480.00	57.96	29
	4	283,340	19,740,809.00	11,806	69.67	24	34	48,490	2,457,160.00	50.67	31
	5	267,440	18,455,796.00	10,286	69.01	26	33	40,060	2,219,890.00	55.41	33
	6	215,550	14,474,710.00	8,622	67.15	25	34	30,710	1,682,850.00	54.80	31
	上	**2,140,110**	**145,536,724.00**	**14,966**	**68.00**	**143**	**45**	**192,090**	**10,724,230.00**	**55.83**	**41**
	7	102,240	6,787,503.00	3,932	66.39	26	31	22,880	1,323,640.00	57.85	27
	8	154,050	9,944,280.00	6,162	64.55	25	28	39,580	2,400,480.00	60.65	29
	9	119,500	7,849,181.00	4,979	65.68	24	28	18,250	1,145,520.00	62.77	28
	10	187,780	12,774,906.00	7,511	68.03	25	32	16,320	1,005,300.00	61.60	28
	11	108,950	7,724,857.00	4,737	70.90	23	30	31,980	1,711,600.00	53.52	31
	12	129,160	9,670,251.00	5,616	74.87	23	31	13,480	833,130.00	61.80	27
	下	**801,680**	**54,750,978.00**	**5,491**	**68.23**	**146**	**37**	**142,490**	**8,419,670.00**	**59.09**	**35**
35 年	**度**	**2,941,730**	**200,287,702.00**	**10,179**	**68.08**	**289**	**49**	**334,580**	**19,143,900.00**	**57.22**	**45**
36.	1	209,010	15,016,167.00	9,500	71.84	22	32	20,890	1,417,660.00	67.86	29
	2	216,260	15,274,098.00	9,830	70.63	22	35	31,040	1,841,940.00	59.34	31
	3	196,780	13,829,755.00	7,871	70.28	25	36	39,270	2,351,020.00	59.87	34
	4	215,340	15,069,831.00	8,973	69.98	24	33	29,700	1,758,900.00	59.22	34
	5	78,490	5,192,233.00	3,270	66.15	24	32	30,400	1,840,900.00	60.56	32
	6	—	—	—	—	25	—	—	—	—	—
	上	* **915,880**	**64,382,084.00**	**6,450**	**70.30**	**142**	**41**	**151,300**	**9,210,420.00**	**60.88**	**41**
	7	—	—	—	—	26	—	—	—	—	—
	8	—	—	—	—	25	—	—	—	—	—
	9	89,780	6,293,094.00	3,741	70.09	24	32	—	—	—	—
	10	205,470	14,646,135.00	8,219	71.28	25	37	79[illegible]	716,400.00	90.68	4
	11	359,830	27,103,660.00	16,356	75.32	22	43	27,680	2,087,140.00	75.40	34
	12	363,260	26,671,136.00	16,512	73.42	22	42	26,890	1,389,640.00	51.68	37
	下	**1,018,340**	**74,714,025.00**	**7,072**	**73.37**	**144**	**46**	**55,360**	**4,193,180.00**	**75.74**	**39**
36 年	**度**	**1,934,220**	**139,096,109.00**	**6,763**	**71.91**	**286**	**52**	**206,660**	**13,403,600.00**	**64.86**	**47**
37.	1	508,020	32,516,648.00	23,092	64.01	22	40	38,380	1,762,870.00	45.93	41
	2	568,160	36,907,376.00	24,703	64.96	23	38	35,740	1,982,950.00	55.48	37
	3	198,560	14,025,655.00	7,942	70.64	25	36	29,980	1,685,180.00	56.21	34
	4	224,430	15,906,018.00	8,977	70.87	25	35	30,550	1,944,710.00	63.66	35
	5	322,180	25,028,361.00	12,887	77.68	25	37	18,030	1,126,660.00	62.49	30
	6	193,150	14,166,120.00	7,726	73.34	25	32	19,330	1,171,070.00	60.58	30
	上	**2,014,500**	**138,550,178.00**	**13,893**	**68.78**	**145**	**42**	**172,010**	**9,673,440.00**	**56.24**	**43**

第三表　取引種類別賣買表(長期取引—株式)（續）

(A)　賣買高・受渡高

年次	賣買高 株數	賣買高 代金	賣買高 一日平均賣買高	賣買高 一株平均値段	賣買高 立會日數	賣買高 銘柄數	受渡高 株數	受渡高 代金	受渡高 一株平均値段	受渡高 銘柄數
年 月	株	円	株	円	日	種	株	円	円	種
明治 32. 7	428,260	27,438,233.00	17,130	64.07	25	36	38,235	2,405,516.00	62.91	36
8	448,455	32.158,893.50	17,248	71.71	26	36	41,030	2,993,140.00	72.95	30
9	356,155	21,411,119.00	14,840	60.12	24	36	48,485	3,225,310.00	66.52	29
10	411,825	26,910,817.00	17,159	65.35	24	33	55,840	3,882,970.00	69.54	33
11	598,765	38,815,567.50	26,033	64.83	23	39	59,740	3,045,560.00	50.98	34
12	508,315	30,190,609.00	24,205	59.39	21	38	42,595	2,525,950.00	59.30	35
下	***2,751,775**	**176.925.239.00**	**19,243**	**64.29**	**143**	**51**	**285,925**	**18.078.476.00**	**63.23**	**47**
32 年度	**5,400.770**	**350,510,684.00**	**18,950**	**64.90**	**285**	**59**	**507 960**	**31.599 436 00**	**62.03**	**53**
33. 1	333.260	21,128,895.00	15,148	63.40	22	38	46,405	2,562,626.00	55.22	34
2	409,530	25,074,569.50	17,806	61.23	23	38	35,515	2,006,735.00	56.50	36
3	464,565	26,932,191.00	18,583	57.97	25	36	34,515	1,794,400.00	51.99	36
4	480,710	26,825,925.50	20,901	55.80	23	39	38,420	1,894,090.00	49.30	37
5	147,110	8,384.441.20	5,884	56.99	25	38	38,905	2,085,720.00	53.61	35
6	475,650	26,145,978.50	19,026	54.97	25	36	37,315	2,003,735.00	53.70	36
上	***2,310,825**	**134,492,000.70**	**16,160**	**58.20**	**143**	**47**	**231.075**	**12,347,306.00**	**53.43**	**44**
7	312,655	17,388,211.00	12,506	55.61	25	36	28,750	1,560,230.00	54.27	34
8	225,575	12,459,410.50	8,676	55.37	26	32	22,480	1,220,085.00	54.27	29
9	230,770	12,656,293.50	9,615	54.84	24	32	25,760	1,058,077.00	41.07	30
10	215,325	12,258,111.00	8,613	56.93	25	34	21,825	1,228,700.00	56.30	32
11	213,210	12,800.669.50	9.270	60.04	23	32	17,830	897,140.00	50.32	31
12	172,235	10,298,026.00	7,829	59.79	22	30	16,385	857,565.00	52.34	28
下	***1,369.770**	**77,890,721.50**	**9.447**	**56.86**	**145**	**43**	**133,030**	**6.821.797.00**	**51.28**	**37**
33 年度	**3,680,595**	**212,382,722.20**	**12,780**	**57.70**	**288**	**53**	**364,105**	**19,169,103.00**	**52.65**	**46**
34. 1	144,030	8,485,955.50	6,547	58.92	22	29	13,435	736,910.00	54.85	27
2	198,975	11,478,654.00	9,044	57.69	22	28	14,060	672,040.00	47.80	26
3	290.500	16,001,787.00	11,620	55.08	25	27	15,355	672,560.00	43.80	25
4	213,575	11,678,485.00	8,899	54.68	24	29	23,770	1,168,450.00	49.16	27
5	153,440	8,398.040.00	5,902	54.73	26	30	25,135	1,155,655.00	45.98	27
6	149,950	8,356,820.50	6.248	55.73	24	26	13,715	693,220.00	50.54	24
上	**1,150,470**	**64,399,742.00**	**8,045**	**55.98**	**143**	**34**	**105.470**	**5,098,835.00**	**48.34**	**31**
7	152.190	8,186,035.50	5,853	53.79	26	28	10,530	538,070.00	51.10	21
8	222,115	13,735,427.00	8,885	61.84	25	32	11,845	609,620.00	51.47	25
9	263,225	16,580,089.50	11,445	62.99	23	34	15,915	838,615.00	52.69	28
10	314,695	20,286,383.50	12,588	64.46	25	33	21,400	1,159,920.00	54.20	32
11	208,730	13,350,061.00	8,697	63.96	24	28	27,695	1,429,275.00	51.61	30
12	238,860	14,566,646.00	10,857	60.98	22	30	24,750	1,324,500.00	53.52	31
下	**1,393.815**	**86.704,642.50**	**9,654**	**61.94**	**145**	**37**	**112.135**	**5,900,000.00**	**52.62**	**36**
34 年度	**2,550,285**	**151,104,384.50**	**8,855**	**59.25**	**288**	**42**	**217.605**	**10,998,835.00**	**50.54**	**39**

第三表　取引種類別賣買表(長期取引—株式)（續）

(A)　賣買高・受渡高

年次			賣買高						受渡高			
			株數	代金	一日平均賣買高	一株平均値段	立會日數	銘柄數	株數	代金	一株平均値段	銘柄數
年		月	株	円	株	円	日	種	株	円	円	種
明治	30.	1	195,783	[illegible]	9,939	67.36	20	38	21,362	1,124,626.00	52.65	33
		2	381,594	27,252,088.30	19,080	71.42	20	40	16,399	959,564.00	58.51	33
		3	426,490	30,597,904.50	17,060	71.74	25	33	18,093	1,078,270.00	59.60	31
		4	329,557	24,279,726.40	13,732	73.67	24	38	32,294	1,744,332.00	54.01	34
		5	309,923	21,028,232.60	12,397	67.85	25	37	30,490	1,659,786.00	54.44	36
		6	246,043	14,655,697.20	9,842	59.69	25	34	29,388	1,711,838.00	58.25	34
		上	* 1,892,390	131.232.564.80	13,614	69.35	139	52	148,026	8,278,416.00	55.93	44
		7	314,723	18,001,758.90	12,589	57.20	25	34	34.758	1,755,357.00	50.50	31
		8	210,524	13,449,681.80	8,420	63.89	25	32	20,126	1,149,066.00	57.09	29
		9	196,737	13,018,853.60	8,197	66.17	24	30	18,943	980,243.00	51.75	30
		10	322,552	22,998,500.00	12,902	71.30	25	31	21,834	1,197,164.00	54.83	28
		11	263,009	16,970,304.70	11,435	64.52	23	31	22,850	1,259,352.00	55.15	30
		12	326,386	14,933,467.10	14,836	45.75	22	31	39 381	2,126,468.00	54.00	30
		下	* 1,633,931	99,372,566.10	11,347	60.82	144	42	157,832	8.467,650.00	53.63	38
30 年度			3,526,321	230.635.130.90	12,460	65.40	283	57	305,9.8	16,746,066.00	54.74	49
	31.	1	368 610	18,001,167.00	16,755	48.84	22	29	22,494	1,444,654.00	64.22	21
		2	321,639	21,366,895.70	14,620	66.43	22	31	31,153	2,272,282.00	72.94	25
		3	348,637	20,548,691.10	13,409	58.94	26	33	48,831	1,394,222.00	28.55	26
		4	186,686	10,592,417.00	7,467	56.74	25	33	24,915	1,149,557.00	46.14	26
		5	339,975	13,276,829.80	14,166	39.05	24	26	18,168	955,886.00	52.61	28
		6	213,320	10,611,974.50	8,533	49.75	25	27	14.415	647,595.00	44.93	25
		上	* 1,778,867	94.398.975.10	12,353	53.07	144	33	159.976	7,864,196.00	49.16	36
		7	180,365	9,009,057.00	7,515	49.95	24	28	18,410	848,120.00	46.07	22
		8	291,925	15,353,750.50	11,228	52.59	26	25	16,545	837,600.00	50.63	23
		9	509,040	29,765,402.00	21,210	58.47	24	30	19,230	1,070,470.00	55.67	24
		10	346,150	20,074,021.00	14,423	57.99	24	24	23,600	1,237,870.00	52.45	21
		11	302,545	17,672,208.00	13,154	58.41	23	22	34,135	1,823,680.00	53.43	25
		12	408,900	24,405,128.50	18,586	59.68	22	23	23,740	1,315,970.00	55.43	21
		下	2.038.925	116.279.567.00	14.258	57.03	143	33	135.660	7.133,710.00	52.59	30
31 年度			3.817.732	210.678.542.10	13,302	55.18	287	44	295.636	14.997.906.00	50.73	39
	32.	1	232,295	14,110,580.00	11,062	60.74	21	27	22,940	1,370,005.00	59.72	19
		2	[illegible]	37,562,019.00	26,709	63.93	22	33	35,210	2,178,570.00	61.87	22
		3	[illegible]	38,943,541.00	23,312	66.82	25	35	21,190	1,409,020.00	66.49	26
		4	[illegible]	23,203,455.00	15,023	67.15	23	34	50,370	3,155,850.00	62.65	31
		5	460,985	29,723,240.50	17,730	64.48	26	42	53,275	3,224,245.00	60.52	32
		6	439,800	[illegible]	[illegible]	68.31	25	40	39,050	2,093,330.00	53.61	29
		上	* 2.648.935	173,585 445.00	18.655	65.53	142	48	222,035	13,431,020.00	60.49	40

第三表　取引種類別賣買表(長期取引—株式)

(A)　賣買高・受渡高

年次	賣買高 株數	賣買高 一日平均賣買高	賣買高 立會日數	賣買高 銘柄數	受渡高 株數	受渡高 銘柄數
年	株	株	日	種	株	種
明治 11年下	171	…	…	4	136	4
11 年度	**171**	…	…	**4**	**136**	**4**
12 上	1,995	51	39	7	809	6
12 下	6,181	121	51	7	1,248	7
12 年度	**8,176**	**91**	**90**	**8**	**2,057**	**7**
13 上	2,149	42	51	5	496	4
13 下	4,040	81	50	6	606	4
13 年度	**6,189**	**61**	**101**	**6**	**1,102**	**5**
14 上	6,355	130	49	6	1,390	6
14 下	3,067	41	75	5	867	5
14 年度	**9,422**	**76**	**124**	**6**	**2,257**	**6**
15 上	1,614	21	76	5	587	5
15 下	1,987	25	78	5	632	5
15 年度	**3,601**	**23**	154	**5**	**1,219**	**5**
16 上	3,258	—	—	21	939	10
16 下	2,443	—	—	11	751	10
16 年度	**5,701**	—	—	**24**	**1,690**	**12**
17 上	47,799	—	—	11	2,905	10
17 下	56,289	—	—	5	5,040	5
17 年度	**104,088**	—	—	**11**	**7,945**	**10**
18 上	32,299	229	141	6	6,315	6
18 下	24,534	170	144	6	2,646	6
18 年度	**56,833**	**199**	**285**	**6**	**8,961**	**6**
19 上	245,611	1,742	141	13	18,253	9
19 下	457,722	3,344	144	10	30,534	9
19 年度	**703,333**	**2,468**	**285**	**16**	**48,787**	**11**
20 上	775,691	5,494	144	15	38,654	15
20 下	502,639	3,644	144	13	30,354	13
20 年度	**1,278,330**	**4,439**	**288**	**18**	**69,008**	**18**

年次	賣買高 株數	賣買高 一日平均賣買高	賣買高 立會日數	賣買高 銘柄數	受渡高 株數	受渡高 銘柄數
年	株	株	日	種	株	種
明治 21 上	367,728	2,572	143	17	32,349	17
明治 21 下	539,941	3,724	145	19	31,842	20
21 年度	**907,669**	**3,152**	**288**	**24**	**64,191**	**23**
22 上	1,003,130	7,165	140	31	63,672	30
22 下	1,035,412	7,092	146	37	68,345	33
22 年度	**2,038,542**	**7,128**	**286**	**43**	**132,017**	**39**
23 上	901,357	6,438	140	35	92,289	35
23 下	727,966	5,020	145	28	49,906	26
23 年度	**1,629,323**	**5,717**	**285**	**36**	**142,195**	**35**
24 上	766,274	5,513	139	21	37,484	22
24 下	530,136	3,681	144	14	32,443	12
24 年度	**1,296,410**	**4,580**	**283**	**21**	**69,927**	**22**
25 上	440,536	3,059	144	22	30,217	21
25 下	588,853	4,089	144	25	28,256	22
25 年度	**1,029,389**	**3,574**	**288**	**28**	**58,473**	**25**
26 上	1,279,687	9,273	138	35	117,929	32
26 下	1,377,459	9,700	142	43	117,446	39
26 年度	**2,657,146**	**9,490**	**280**	**45**	**235,375**	**41**
27 上	1,007,811	7,097	142	46	78,883	44
27 下	832,107	5,778	144	38	78,806	34
27 年度	**1,839,918**	**6,433**	**286**	**50**	**157,689**	**46**
28 上	945,425	6,705	141	47	60,318	41
28 下	1,872,341	13,186	142	54	134,360	49
28 年度	**2,817,766**	**9,957**	**283**	**57**	**194,678**	**51**
29 上	2,170,966	15,288	142	77	179,614	65
29 下	1,632,180	11,494	142	64	193,478	57
29 年度	**3,803,146**	**13,391**	**284**	**94**	**373,092**	**81**

第三表　取引種類別賣買表（長期取引―債券）（續）

（D）　社　　　債

年次	賣買高 額面	賣買高 代金	一日平均賣買高	額面(百円)平均値段	立會日數	銘柄數	受渡高 額面	受渡高 代金	額面(百円)平均値段	銘柄數
年 月 日　年 月 日	円	円	円	円	日	種	円	円	円	種
昭和 2. 1.12— 2. 2. 1	75,000	73,012.50	4,167	97.35	18	12	10,000	9,380.00	93.80	1
2. 2— 2.21	55,000	54,497.50	3,929	99.09	14	2	—	—	—	—
2.22— 3.11	—	—	—	—	16	—	—	—	—	—
3.12— 4. 1	5,000	4,730.00	294	94.60	17	1	5,000	4,730.00	94.60	1
4. 2— 4.21	—	—	—	—	17	—	—	—	—	—
4.22— 5.13	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—
5.14— 6. 1	—	—	—	—	16	—	—	—	—	—
上	**575,000**	**558,642.50**	**4,492**	**97.16**	**128**	**30**	**70,000**	**67,405.00**	**96.29**	**4**
6. 2— 6.21	—	—	—	—	17	—	—	—	—	—
6.22— 7.11	—	—	—	—	15	—	—	—	—	—
7.12— 8. 1	—	—	—	—	18	—	—	—	—	—
8. 2— 8.21	—	—	—	—	17	—	—	—	—	—
8.22— 9.11	—	—	—	—	17	—	—	—	—	—
9.12— 10. 1	—	—	—	—	17	—	—	—	—	—
10. 2— 10.21	—	—	—	—	16	—	—	—	—	—
10.22— 11.11	—	—	—	—	18	—	—	—	—	—
11.12— 12. 1	—	—	—	—	16	—	—	—	—	—
下	—	—	—	—	**151**	—	—	—	—	—
2 年 度	**575,000**	**558,642.50**	**2,061**	**97.16**	**279**	…	**70,000**	**67,405.00**	**96.29**	…

備考

一　明治十一年下半期以降は定期取引、大正十一年下半期以降は清算取引、大正十四年下半期以降は長期取引と稱す

一　賣買取引期限は下の如し

明治十一年六月以降三ヶ月三限制、同四十年一月以降一ヶ月一限制（毎月十日限及二十五日限の二種）、同四十四年八月以降三週間三限制、大正十四年十一月以降二ヶ月三限制

一　明治二十六年下半期に受渡高のみあるは前期賣買高中、受渡を繰延べられたるものあるに依る

一　自大正十二年九月一日後場至十月十五日は同年の大震災に因り立會を休止す

一　昭和二年四月二十二日至五月十二日は同年の金融恐慌に因る支拂猶豫令實施に依り、臨時休業せり

一　國債は自大正二年上半期、地方債は自明治三十三年上半期、社債は自明治三十三年下半期、至大正十四年上半期取引休止の狀態となり賣買皆無に付本表に之を省略す、大正十四年十一月十八日以降長期取引開始せられ國債・外國債・地方債・社債等の賣買再び行はるゝに至れり

一　大正三年以前に於ける國債・地方債・社債の各賣買代金は資料不備の爲本表に之を缺く

一　一日平均賣買高は額面を立會日數にて、額面平均値段は代金を額面にて除したるものなり

一　一株平均値段は錢位以下四捨五入せり

一　大正四年以降各年度に於ける銘柄數は省略せり

一　明治十一年下半期は自六月至十二月の七ヶ月とす、同十二年上半期以降は暦年を以て、同三十七年下半期以降は決算期變更に依り自十二月至翌年十一月を以て一年度とす

一　大正十四年下半期以降は限月の關係上、自十二月二日至翌年六月一日・自六月二日至十二月一日を各半期と爲せるを以て各課狀表示の數字と必ずしも一致せず

第三表　取引種類別賣買表(長期取引—債券)

(D) 社　債

年次	賣買高 額面	賣買高 一日平均賣買高	賣買高 立會日數	賣買高 銘柄數	受渡高 額面	受渡高 銘柄數
年	円	円	日	種	円	種
明治 31 上	—	—	124	—	—	—
明治 31 下	1,000	7	143	1	—	—
31 年度	**1,000**	**4**	**267**	**1**	—	—
32 上	1,000	7	142	1	—	—
明治 32 下	—	—	145	—	—	—
32 年度	**1,000**	**4**	**285**	**1**	—	—
33 上	32,000	224	143	3	1,000	2
33 下	—	—	145	—	—	—
33 年度	**32,000**	**111**	**288**	**3**	**1,000**	**2**

年次	賣買高 額面	賣買高 代金	賣買高 一日平均賣買高	賣買高 額面(百円)平均値段	賣買高 立會日數	賣買高 銘柄數	受渡高 額面	受渡高 代金	受渡高 額面(百円)平均値段	受渡高 銘柄數
年 月 日 年 月 日	円	円	円	円	日	種	円	円	円	種
大正 14. 11. 18—14. 12. 1	3,120,000	3,039,790.00	283,636	97.43	11	39	220,000	213,880.00	97.22	4
下	**3,120,000**	**3,039,790.00**	**283,636**	**97.43**	**11**	**39**	**220,000**	**213,880.00**	**97.22**	4
14 年度	**3,120,000**	**3,039,790.00**	**283,636**	**97.43**	**11**	…	**220,000**	**213,880.00**	**97.22**	…
14. 12. 2—14. 12. 21	5,455,000	5,277,047.50	320,882	96.74	17	36	965,000	926,730.00	96.03	5
12. 22—15. 1. 11	2,450,000	2,397,867.50	204,167	97.87	12	23	905,000	886,030.00	97.90	14
15. 1. 12— 2. 1	3,410,000	3,301,142.50	189,444	96.81	18	29	2,570,000	2,489,230.00	96.86	18
2. 2— 2. 21	3,975,000	3,835,512.50	248,438	96.49	16	17	1,740,000	1,689,270.00	97.08	10
2. 22— 3. 11	1,255,000	1,219,405.00	78,438	97.16	16	14	850,000	804,715.00	94.67	10
3. 12— 4. 1	720,000	702,700.00	40,000	97.60	18	17	375,000	354,550.00	94.55	5
4. 2— 4. 21	375,000	364,945.00	23,438	97.32	16	16	155,000	151,840.00	97.96	5
4. 22— 5. 11	305,000	299,402.50	17,941	98.16	17	18	30,000	29,500.00	98.33	3
5. 12— 6. 1	370,000	356,555.00	20,556	96.37	18	19	—	—	—	—
上	**18,315,000**	**17,754,577.50**	**123,750**	**96.94**	**148**	**45**	**7,590,000**	**7,331,865.00**	**96.60**	**21**
6. 2— 6. 21	50,000	48,777.50	3,125	97.56	16	8	—	—	—	—
6. 22— 7. 11	30,000	28,562.50	1,765	95.21	17	5	—	—	—	—
7. 12— 8. 1	75,000	73,017.50	4,412	97.36	17	12	20,000	19,020.00	95.10	2
8. 2— 8. 21	—	—	—	—	18	—	—	—	—	—
8. 22— 9. 11	—	—	—	—	17	—	—	—	—	—
9. 12— 10. 1	—	—	—	—	16	—	—	—	—	—
10. 2— 10. 21	145,000	141,482.50	8,529	97.57	17	22	—	—	—	—
10. 22— 11. 11	5,000	4,775.00	294	95.50	17	1	—	—	—	—
11. 12— 12. 1	—	—	—	—	16	—	—	—	—	—
下	**305,000**	**296,615.00**	**2,020**	**97.25**	**151**	**27**	**20,000**	**19,020.00**	**95.10**	**2**
15 年度	**18,620,000**	**18,051,192.50**	**62,274**	**96.95**	**299**	…	**7,610,000**	**7,350,885.00**	**96.60**	…
15. 12. 2—15. 12. 21	70,000	67,470.00	4,118	96.39	17	13	—	—	—	—
12. 22—昭和 2. 1. 11	370,000	358,932.50	30,833	97.01	12	26	55,000	53,295.00	96.90	3

第三表　取引種類別賣買表(長期取引—債券)

(C)　地　方　債

年次	賣買高 額面	賣買高 一日平均賣買高	賣買高 立會日數	賣買高 銘柄數	受渡高 額面	受渡高 銘柄數	年次	賣買高 額面	賣買高 一日平均賣買高	賣買高 立會日數	賣買高 銘柄數	受渡高 額面	受渡高 銘柄數
	円	円	日	種	円	種		円	円	日	種	円	種
明治2[illegible] 上	—	—	144	—	—	—	明治31 上	—	—	124	2	15,000	2
下	100	1	144	1	100	1	下	2,000	140	143	2	95,000	2
2[illegible] 年度	100	—	288	1	100	1	31 年度	2,000	75	267	2	110,000	2
26 上	12,900	93	13[illegible]	1	3,000	1	32 上	2,4[illegible]	169	142	1	—	—
下	—	—	142	—	8,000	1	下	3,4[illegible]	238	143	2	—	—
2[illegible] 年度	12,900	46	280	1	11,000	1	32 年度	5,800	204	285	2	—	—

年次	賣買高 額面	賣買高 代金	賣買高 一日平均賣買高	賣買高 額面百円平均値段	賣買高 立會日數	賣買高 銘柄數	受渡高 額面	受渡高 代金	受渡高 額面百円平均値段	受渡高 銘柄數
年 月 日 年 月 日	円	円	円	円	日	種	円	円	円	種
[illegible]14. 11. 1—14. 12. 1	490,000	458,432.50	44,545	93.56	11	9	—	—	—	—
下	490,000	458,432.50	44,545	93.56	11	9	—	—	—	—
14 年度	490,000	458,432.50	44,545	93.56	11	…	—	—	—	—
14. 12. 2—14. 12. 21	245,000	228,3[illegible]2.50	14,412	93.21	17	9	15,000	13,155.00	87.70	1
12. 22—15. 1. 11	25,000	21,980.00	2,083	87.92	12	1	15,000	13,185.00	87.90	1
15. 1. 12—2. 1	55,000	52,69[illegible]	3,056	95.81	18	6	—	—	—	—
2. 2—2. 21	90,000	84,98[illegible]	5,625	94.43	16	5	5,000	5,050.00	101.00	1
2. 22—3. 11	35,000	35,230.00	2,188	100.66	16	2	—	—	—	—
3. 12—4. 1	15,000	15,115.00	833	100.77	18	1	5,000	5,035.00	100.70	1
4. 2—4. 21	25,000	23,940.00	1,563	95.76	16	3	—	—	—	—
4. 22—5. 11	35,000	35,295.00	2,059	100.84	17	2	—	—	—	—
5. 12—6. 1	30,000	29,630.00	1,667	98.77	18	4	—	—	—	—
上	555,000	527,235.00	3,750	95.00	148	9	40,000	36,425.00	91.06	2
6. 2—6. 21	—	—	—	—	16	—	—	—	—	—
6. 22—7. 11	10,000	8,965.00	588	89.65	17	1	—	—	—	—
7. 12—8. 1	10,000	9,470.00	588	94.70	17	2	—	—	—	—
8. 2—8. 21	—	—	—	—	18	—	—	—	—	—
8. 22—9. 11	5,000	4,490.00	294	89.80	17	1	—	—	—	—
9. 12—10. 1	—	—	—	—	16	—	—	—	—	—
10. 2—10. 21	50,000	48,910.00	2,941	97.82	17	6	—	—	—	—
10. 22—11. 11	—	—	—	—	17	—	—	—	—	—
11. 12—12. 1	—	—	—	—	16	—	—	—	—	—
下	75,000	71,835.00	497	95.78	151	7	—	—	—	—
15 年度	630,000	599,070.00	2,107	95.09	299	·	40,000	36,425.00	91.06	…
15. 12. 2—1[illegible]. 12. 21	40,000	39,550.00	2,353	98.88	17	6	—	—	—	—
12. 22—[illegible]. 1. 11	75,000	72,355.00	6,250	96.47	12	8	—	—	—	—
昭和2. 1. 12—2. 1	—	—	—	—	18	—	—	—	—	—
2. 2—2. 21	—	—	—		14	—	—	—	—	—
2. 22—3. 11	—	—	—	—	16	—	—	—	—	—
3. 12—4. 1	—	—	—	—	17	—	—	—	—	—
4. 2—4. 21	—	—	—	—	17	—	—	—	—	—
4. 22—5. 11	—	—	—		1[illegible]	—	—	—	—	—
5. 12—6. 1	—	—	—	—	16		—	—	—	—
上	115,000	111,905.00	898	97.31	128	8	—	—	—	—
6. 2—6. 21	—	—			17		—	—	—	—
6. 22—7. 11	—	—	—		1[illegible]			—	—	—
[illegible]—[illegible] 1	—	—	—		1[illegible]	—		—	—	—
[illegible]—[illegible] 21	—		—	—	17	—	—	—	—	—
[illegible]—[illegible] 11			—	—	17	—	—	—	—	—
[illegible]—[illegible] 1			—	—	17	—	—	—	—	—
[illegible]—[illegible] 21					16		—	—	—	—
[illegible]—11. 11					18			—	—	—
11. 12—12. 1	—	—	—		16		—	—	—	—
下	—	—	—		151		—	—	—	—
2 年度	115,000	111,905.00	412	97.31	279	·		—	—	—

第三表　取引種類別賣買表(長期取引—債券)

(B)　外　國　債

年次	賣買高 額面	代金	一日平均賣買高	額面(五百法)平均値段	立會日數	銘柄數	受渡高 額面	代金	額面(五百法)平均値段	銘柄數
年月日　年月日	法	円	法	円	日	種	法	円	円	種
大正 14. 11. 18—14. 12. 1	4,680,000	1,302,426.50	425,455	139.15	11	1	730,000	202,794.00	138.90	1
下	**4,680,000**	**1,302,426.50**	**425,455**	**139.15**	**11**	**1**	**730,000**	**202,794.00**	**138.90**	**1**
14　年　度	**4,680,000**	**1,302,426.50**	**425,455**	**139.15**	**11**	…	**730,000**	**202,794.00**	**138.90**	…
14. 12. 2—14. 12. 21	2,610,000	724,500.50	153,529	138.79	17	1	720,000	200,304.00	139.10	1
12. 22—15. 1. 11	2,630,000	740,391.50	219,167	140.76	12	1	2,400,000	675,360.00	140.70	1
15. 1. 12—2. 1	1,810,000	508,122.00	100,556	140.37	18	1	1,005,000	281,802.00	140.20	1
2. 2—2. 21	3,995,000	1,121,084.00	249,688	140.31	16	1	1,560,000	437,736.00	140.30	1
2. 22—3. 11	1,215,000	339,018.00	75,938	139.51	16	1	1,400,000	389,200.00	139.00	1
3. 12—4. 1	955,000	265,730.50	53,056	139.13	18	1	615,000	170,970.00	139.00	1
4. 2—4. 21	430,000	119,075.50	26,875	138.46	16	1	315,000	86,751.00	137.70	1
4. 22—5. 11	945,000	259,492.50	55,588	137.30	17	1	565,000	154,584.00	136.80	1
5. 12—6. 1	1,460,000	400,052.00	81,111	137.00	18	1	335,000	91,857.00	137.10	1
上	**16,050,000**	**4,477,466.50**	**108,446**	**139.48**	**148**	**1**	**8,915,000**	**2,488,564.00**	**139.57**	**1**
6. 2—6. 21	1,225,000	337,444.00	76,563	137.73	16	1	425,000	116,960.00	137.60	1
6. 22—7. 11	835,000	230,048.50	49,118	137.75	17	1	425,000	117,045.00	137.70	1
7. 12—8. 1	1,220,000	338,628.00	71,765	138.78	17	1	515,000	142,861.00	138.70	1
8. 2—8. 21	460,000	127,775.00	25,556	138.89	18	1	85,000	23,596.00	138.80	1
8. 22—9. 11	170,000	47,181.50	10,000	138.77	17	1	75,000	20,805.00	138.70	1
9. 12—10. 1	300,000	82,482.00	18,750	137.47	16	1	160,000	43,936.00	137.30	1
10. 2—10. 21	1,035,000	285,119.50	60,882	137.74	17	1	110,000	30,272.00	137.60	1
10. 22—11. 11	495,000	135,787.00	29,118	137.16	17	1	145,000	39,759.00	137.10	1
11. 12—12. 1	1,340,000	366,955.50	83,750	136.92	16	1	280,000	76,552.00	136.70	1
下	**7,080,000**	**1,951,421.00**	**46,887**	**137.81**	**151**	**1**	**2,220,000**	**611,786.00**	**137.79**	**1**
15　年　度	**23,130,000**	**6,428,887.50**	**77,358**	**138.97**	**299**	…	**11,135,000**	**3,100,350.00**	**139.22**	…
15. 12. 2—15. 12. 21	730,000	199,050.00	42,941	136.34	17	1	75,000	20,430.00	136.20	1
12. 22—昭和 2. 1. 11	585,000	159,283.00	48,750	136.14	12	1	490,000	133,378.00	136.10	1
昭和 2. 1. 12—2. 1	1,180,000	322,313.00	65,556	136.57	18	1	140,000	38,220.00	136.50	1
2. 2—2. 21	745,000	202,860.00	53,214	136.15	14	1	125,000	34,000.00	136.00	1
2. 22—3. 11	635,000	172,159.50	39,688	135.56	16	1	280,000	75,992.00	135.70	1
3. 12—4. 1	1,885,000	511,144.00	110,882	135.58	17	1	760,000	206,112.00	135.60	1
4. 2—4. 21	865,000	233,747.50	50,882	135.11	17	1	175,000	47,320.00	135.20	1
4. 22—5. 13	365,000	98,484.50	365,000	134.91	1	1	675,000	181,980.00	134.80	1
5. 14—6. 1	2,320,000	624,911.00	145,000	134.68	16	1	620,000	166,532.00	134.30	1
上	**9,310,000**	**2,523,952.50**	**72,734**	**135.55**	**128**	**1**	**3,340,000**	**903,964.00**	**135.32**	**1**
6. 2—6. 21	1,060,000	285,081.50	62,353	134.47	17	1	225,000	60,480.00	134.40	1
6. 22—7. 11	1,380,000	370,301.00	92,000	134.17	15	1	470,000	126,148.00	134.20	1
7. 12—8. 1	4,420,000	1,210,033.00	245,556	136.88	18	1	675,000	185,085.00	137.10	1
8. 2—8. 21	795,000	218,037.50	46,765	137.13	17	1	1,080,000	296,568.00	137.30	1
8. 22—9. 11	1,070,000	292,808.50	62,941	136.83	17	1	1,370,000	374,284.00	136.60	1
9. 12—10. 1	5,975,000	1,677,260.50	351,471	140.36	17	1	1,235,000	348,270.00	141.00	1
10. 2—10. 21	1,820,000	512,724.00	113,750	140.86	16	1	280,000	78,904.00	140.90	1
10. 22—11. 11	4,005,000	1,132,557.50	222,500	141.39	18	1	1,950,000	549,510.00	140.90	1
11. 12—12. 1	6,600,000	1,863,276.00	412,500	141.16	16	1	1,000,000	281,800.00	140.90	1
下	**27,125,000**	**7,562,079.50**	**179,636**	**139.39**	**151**	**1**	**8,285,000**	**2,301,049.00**	**138.87**	**1**
2　年　度	**36,435,000**	**10,086,032.00**	**130,591**	**138.41**	**279**	…	**11,625,000**	**3,205,013.00**	**137.85**	…

第三表　取引種類別賣買表(長期取引―債券)（續）

(A) 國　　債

年次	賣買高 額面	賣買高 代金	賣買高 一日平均賣買高	賣買高 額面(百円)平均値段	賣買高 立會日數	賣買高 銘柄數	受渡高 額面	受渡高 代金	受渡高 額面(百円)平均値段	受渡高 銘柄數
年 月 日　年 月 日	円	円	円	円	日	種	円	円	円	種
大正 14. 11. 18—14. 12. 1	18,445,000	16,151,010.00	1,676,818	87.56	11	19	1,060,000	914,535.00	86.28	6
下	**18,445,000**	**16,151,010.00**	**1,676,818**	**87.56**	**11**	**19**	**1,060,000**	**914,535.00**	**86.28**	**6**
14 年 度	**18,445,000**	**16,151.010.00**	**1,676,818**	**87.56**	**11**	…	**1,060,000**	**914,535.00**	**86.28**	…
14. 12. 2—14. 12. 21	14,325,000	12,621,635.00	842,647	88.11	17	19	965,000	847,460.00	87.82	7
12. 22—15. 1. 11	10,490,000	9,263,497.50	874,167	88.31	12	20	2,655,000	2,350,995.00	88.55	11
15. 1. 12— 2. 1	7,485,000	6,558,675.00	415,833	87.62	18	10	4,085,000	3,617,265.00	88.55	9
2. 2— 2. 21	9,370,000	8,296,620.00	585,625	88.54	16	20	2,485,000	2,193,175.00	88.26	9
2. 22— 3. 11	6,710,000	5,840,457.50	419,375	87.04	16	12	1,500,000	1,328,790.00	88.59	7
3. 12— 4. 1	6,125,000	5,224,207.50	340,278	85.29	18	13	2,315,000	2,046,765.00	88.41	8
4. 2— 4. 21	4,745,000	3,985,500.00	296,563	83.99	16	8	995,000	863,750.00	86.81	6
4. 22— 5. 11	6,030,000	5,045,817.50	354,706	83.68	17	8	640,000	535,930.00	83.74	8
5. 12— 6. 1	8,090,000	6,888,737.50	449,444	85.15	18	8	1,015,000	871,530.00	85.87	7
上	**73,370,000**	**63,725,147.50**	**495,743**	**86.85**	**148**	**22**	**16,655,000**	**14,655,660.00**	**88.00**	**14**
6. 2— 6. 21	4,990,000	4,232,530.00	311,875	84.82	16	6	885,000	764,355.00	86.37	6
6. 22— 7. 11	4,860,000	4,164,782.50	285,882	85.70	17	9	695,000	601,735.00	86.58	8
7. 12— 8. 1	6,020,000	5,247,752.50	354,118	87.17	17	19	920,000	801,880.00	87.16	7
8. 2— 8. 21	3,420,000	2,876,757.50	190,000	84.12	18	9	705,000	611,610.00	86.75	4
8. 22— 9. 11	3,275,000	2,735,795.00	192,647	83.54	17	9	805,000	692,290.00	86.00	6
9. 12— 10. 1	3,475,000	2,810,582.50	217,188	80.88	16	8	295,000	242,990.00	82.37	5
10. 2— 10. 21	12,110,000	10,640,990.00	712,353	87.87	17	11	1,335,000	1,171,075.00	87.72	10
10. 22— 11. 11	6,220,000	5,338,787.00	365,882	85.83	17	10	1,045,000	872,730.00	83.51	7
11. 12— 12. 1	18,245,000	15,866,487.50	1,140,313	86.96	16	11	2,365,000	2,097,630.00	88.69	11
下	**62,615,000**	**53,914,464.50**	**414,669**	**86.10**	**151**	**25**	**9,050,000**	**7,856,295.00**	**86.81**	**16**
15 年 度	**135,985,000**	**117,639,612.00**	**454,799**	**86.51**	**299**	…	**25,705,000**	**22,511,955.00**	**87.58**	…
15. 12. 2—15. 12. 21	5,210,000	4,468,692.50	306,471	85.77	17	8	625,000	535,945.00	85.75	5
12. 22—昭和 2. 1. 11	5,200,000	4,534,607.50	433,333	87.20	12	11	1,930,000	1,745,575.00	90.44	11
昭和 2. 1. 12— 2. 1	8,110,000	7,054,622.50	450,556	86.99	18	12	1,000,000	863,110.00	86.31	8
2. 2— 2. 21	5,130,000	4,543,635.00	366,429	88.57	14	13	1,065,000	940,185.00	88.28	10
2. 22— 3. 11	5,770,000	4,997,235.00	360,625	86.61	16	10	710,000	628,350.00	88.50	8
3. 12— 4. 1	4,705,000	4,104,970.00	276,765	87.25	17	19	1,000,000	886,050.00	88.61	10
4. 2— 4. 21	5,925,000	5,181,302.50	348,529	87.45	17	14	1,005,000	882,805.00	87.84	11
4. 22— 5. 13	395,000	331,240.00	395,000	83.86	1	7	530,000	456,225.00	86.08	7
5. 14— 6. 1	3,065,000	2,629,665.00	191,563	85.80	16	7	780,000	681,790.00	87.41	6
上	**43,510,000**	**37,845,970.00**	**339,922**	**86.98**	**128**	**20**	**8,645,000**	**7,620,035.00**	**88.14**	**14**
6. 2— 6. 21	3,575,000	2,929,467.50	210,294	81.94	17	7	305,000	259,465.00	85.07	6
6. 22— 7. 11	2,490,000	2,025,842.50	166,000	81.36	15	7	420,000	327,690.00	78.02	4
7. 12— 8. 1	8,695,000	7,679,060.00	483,056	88.32	18	13	775,000	627,930.00	81.02	8
8. 2— 8. 21	3,100,000	2,573,892.50	182,353	83.03	17	7	405,000	334,620.00	82.62	6
8. 22— 9. 11	3,545,000	2,945,702.50	208,529	83.09	17	7	1,790,000	1,590,115.00	88.83	7
9. 12— 10. 1	5,895,000	5,170,390.00	346,765	87.71	17	8	430,000	379,540.00	88.27	7
10. 2— 10. 21	7,265,000	6,491,705.00	454,063	89.36	16	7	1,025,000	910,565.00	88.84	7
10. 22— 11. 11	5,145,000	4,550,070.00	285,833	88.44	18	8	1,025,000	953,620.00	93.05	8
11. 12— 12. 1	28,470,000	25,767,815.00	1,779,375	90.51	16	7	2,505,000	2,273,075.00	90.74	7
下	**68,180,000**	**60,133,945.00**	**451,523**	**88.20**	**151**	**16**	**8,680,000**	**7,656,620.00**	**88.21**	**9**
2 年 度	**111,690,000**	**97,979,915.00**	**400.323**	**87.72**	**279**	…	**17,325,000**	**15,276,655.00**	**88.18**	…

第三表　取引種類別賣買表(長期取引―債券)（續）

(A)　國　債

年次		賣買高				受渡高	
		額面	一日平均賣買高	立會日數	銘柄數	額面	銘柄數
年		円	円	日	種	円	種
明治34	上	—	—	142	—	—	—
	下	6,000	41	146	3	—	—
34年度		**6,000**	**21**	**288**	**3**	—	—
35	上	—	—	—	—	—	—
	下	—	—	—	—	—	—
35年度		—	—	—	—	—	—
36	上	—	—	142	—	—	—
	下	3,000	21	144	1	2,000	1
36年度		**3,000**	**10**	**286**	**1**	**2,000**	**1**
37	上	—	—	—	—	—	—
	下	—	—	—	—	—	—
37年度		—	—	—	—	—	—
38	上	—	—	142	—	—	—
	下	10,000	68	146	2	6,000	2
38年度		**10,000**	**35**	**288**	**2**	**6,000**	**2**
39	上	2,000	14	141	1	—	—
	下	—	—	147	—	—	—
39年度		**2,000**	**7**	**288**	**1**	—	—
40	上	12,975,000	94,708	137	7	111,000	5
	下	1,211,000	8,182	148	5	65,000	7
40年度		**14,186,000**	**49,775**	**285**	**7**	**176,000**	**7**
41	上	161,000	1,150	140	4	55,000	4
	下	—	—	147	—	—	—
41年度		**161,000**	**561**	**287**	**4**	**55,000**	**4**
42	上	—	—	—	—	—	—
	下	—	—	—	—	—	—
42年度		—	—	—	—	—	—
43	上	—	—	—	—	—	—
	下	—	—	—	—	—	—
43年度		—	—	—	—	—	—
44	上	—	—	139	—	—	—
	下	1,453,000	9,497	153	7	552,000	7
44年度		**1,453,000**	**4,976**	**292**	**7**	**552,000**	**7**
45	上	1,612,000	10,966	147	6	484,000	3
大正1	下	2,000	14	148	2	—	—
明治45 大正1 年度		**1,614,000**	**5,471**	**295**	**6**	**484,000**	**3**

第三表　取引種類別賣買表(長期取引—債券)　(續)

(A)　國　　債

年次		賣買高 額面	一日平均賣買高	立會日數	銘柄數	受渡高 額面	銘柄數
年		円	円	日	種	円	種
明治 22	上	—	—	—	—	—	—
	下	—	—	—	—	—	—
22 年度		—	—	—	—	—	—
23	上	4,800	34	140	2	4,200	1
	下	—	—	145	—	—	—
23 年度		**4,800**	**17**	**285**	**2**	**4,200**	**1**
24	上	—	—	—	—	—	—
	下	—	—	—	—	—	—
24 年度		—	—	—	—	—	—
25	上	—	—	—	—	—	—
	下	—	—	—	—	—	—
25 年度		—	—	—	—	—	—
26	上	—	—	—	—	—	—
	下	—	—	—	—	—	—
26 年度		—	—	—	—	—	—
27	上	—	—	—	—	—	—
	下	—	—	—	—	—	—
27 年度		—	—	—	—	—	—
28	上	10,301,000	73,057	141	1	593,900	1
	下	6,821,500	48,039	142	1	1,523,500	1
28 年度		**17,122,500**	**60,504**	**283**	**3**	**2,122,400**	**1**
29	上	2,467,000	17,373	142	2	521,000	2
	下	344,000	2,423	142	2	320,500	2
29 年度		**2,811,000**	**9,898**	**284**	**2**	**841,500**	**2**
30	上	1,969,000	14,165	139	1	665,000	1
	下	153,000	1,063	144	1	13,000	1
30 年度		**2,122,000**	**7,500**	**283**	**1**	**678,000**	**1**
31	上	782,000	6,306	124	2	15,000	2
	下	565,000	3,951	143	2	95,500	2
31 年度		**1,347,000**	**5,045**	**267**	**2**	**110,500**	**2**
32	上	2,000	14	142	1	—	—
	下	—		143	2	—	—
32 年度		**2,000**	**7**	**285**	**1**	—	—
33	上	—	—	—	—	—	—
	下	—	—	—	—	—	—
33 年度		—	—	—	—	—	—

第三表　取引種類別賣買表(長期取引—債券)

(二)　長　期(定　期)取　引

(イ)　金銀貨幣　(第二表參照)

(ロ)　債　券

(A)　國　債

年次			賣買高				受渡高	
			額面	一日平均賣買高	立會日數	銘柄數	額面	銘柄數
明治	年 11	下	円 17,873,200	円 105,759	日 169	種 5	円 1,510,300	種 5
11	**年**	**度**	**17,873,200**	**105,759**	**169**	**5**	**1,510,300**	**5**
	12	上	22,505,800	159,616	141	5	1,714,100	5
		下	8,997,900	62,922	143	4	954,700	3
12	**年**	**度**	**31,503,700**	**110,929**	**284**	**5**	**2,668,800**	**5**
	13	上	10,768,300	76,371	141	1	1,330,300	2
		下	112,193,600	784,571	143	2	656,200	1
13	**年**	**度**	**122,961,900**	**432,964**	**284**	**2**	**1,986,500**	**2**
	14	上	175,239,700	1,317,592	133	5	2,724,700	1
		下	42,669,600	296,317	144	1	1,377,000	1
14	**年**	**度**	**217,909,300**	**786,676**	**277**	**5**	**4,101,700**	**1**
	15	上	47,241,500	330,360	143	5	3,494,700	1
		下	21,232,700	148,480	143	1	3,846,000	1
15	**年**	**度**	**68,474,200**	**239,420**	**286**	**5**	**7,340,700**	**1**
	16	上	28,246,800	196,158	144	5	4,553,500	1
		下	25,333,500	175,927	144	1	1,598,500	1
16	**年**	**度**	**53,580,300**	**186,043**	**288**	**5**	**6,152,000**	**1**
	17	上	16,876,000	117,194	144	1	1,452,500	1
		下	8,806,000	60,731	145	3	925,000	3
17	**年**	**度**	**25,682,000**	**88,865**	**289**	**3**	**2,377,500**	**3**
	18	上	13,497,500	95,727	141	1	1,140,000	1
		下	4,528,000	31,444	144	4	568,000	4
18	**年**	**度**	**18,025,500**	**63.247**	**285**	**4**	**1,708,000**	**4**
	19	上	10,125,000	71,809	141	4	1,338,000	3
		下	7,292,000	50,639	144	2	905,000	2
19	**年**	**度**	**17,417,000**	**61,112**	**285**	**5**	**2,243,000**	**4**
	20	上	297,000	2,063	144	2	135,000	2
		下	2,500	17	144	1	2,500	1
20	**年**	**度**	**299,500**	**1,040**	**288**	**2**	**137,500**	**2**
	21	上	1,000	7	143	1	—	—
		下	—	—	145	—	—	—
21	**年**	**度**	**1,000**	**3**	**288**	**1**	—	—

第三表　取引種類別賣買表(附延取引)

(附) 延　取　引

年次		國債				社債				株式			
		賣買高	銘柄數	受渡高	銘柄數	賣買高	銘柄數	受渡高	銘柄數	賣買高	銘柄數	受渡高	銘柄數
年		円	種	円	種	円	種	円	種	株	種	株	種
明治 31	上	341,900	6	—	—	1,300	1	—	—	6,470	20	—	—
	下	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
31 年度		**341,900**	**6**	—	—	**1,300**	**1**	—	—	**6,470**	**20**	—	—
36	上	—	—	—	—	—	—	—	—	254,112	36	740	5
	下	—	—	—	—	—	—	—	—	448,260	40	79,650	39
36 年度		—	—	—	—	—	—	—	—	**702,372**	**44**	**80,390**	**39**
大正 3	上	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	下	—	—	—	—	—	—	—	—	1,150	2	—	—
3 年度		—	—	—	—	—	—	—	—	**1,150**	**2**	—	—

備考

一　明治二十六年三月取引所法制定後延取引ありしも、實際賣買行はれしは同三十一年五月以降數ヶ月に止り、同三十六年五月以降債權債務の移轉を許したるに依り同年下半期は賣買高激增せしが同年九月定期取引の限月復舊せらるゝに及び該取引見合はせられ、大正三年九月本所株以外の延取引行はれ以後現物取引中に包含せられ、大正十一年九月以降實物取引に變更せられたり

第三表　取引種類別賣買表(實物取引―株式)　(續)

(八)　株　　　式

年次			賣買高					
			株數	代金	一日平均賣買高	一株平均値段	立會日數	銘柄數
	年	月	株	円	株	円	日	銘
大正	15.	6	645,170	32,806,616.85	25,807	50.85	25	405
		7	808,868	37,630,179.67	31,110	46.52	26	393
		8	858,745	41,235,048.76	34,350	48.02	25	405
		9	549,595	30,675,882.45	21,984	55.82	25	415
		10	566,882	32,451,882.85	22,675	57.25	25	414
		11	692,258	38,741,431.80	27,690	55.96	25	403
		下	**4,121,518**	**213,541,042.38**	**27,295**	**51.81**	**151**	**578**
	15年度		**8,240,502**	**425,416,770.54**	**27,468**	**51.63**	**300**	…
	15.	12	705,292	40,107,276.15	29,387	56.87	24	394
昭和	1. 2.	1	737,551	37,924,811.46	32,067	51.42	23	396
		2	987,897	45,560,519.29	47,043	46.12	21	450
		3	982,787	46,574,425.16	37,800	47.39	26	440
		4	519,321	26,154,825.49	28,851	50.36	18	373
		5	448,051	21,490,986.30	28,003	47.97	16	363
		上	**4,380,899**	**217,812,843.85**	**34,226**	**49.72**	**128**	**565**
		6	569,082	30,141,518.26	21,888	52.97	26	404
		7	565,610	29,128,296.19	21,754	51.50	26	404
		8	497,884	28,582,119.56	18,440	57.41	27	413
		9	605,402	34,376,667.68	24,216	56.78	25	422
		10	492,040	28,473,914.55	19,682	57.87	25	436
		11	444,426	24,902,991.11	18,518	56.03	24	438
		下	**3,174,444**	**175,605,507.35**	**20,748**	**55.32**	**153**	**596**
	2年度		**7,555,343**	**393,418,351.20**	**26,887**	**52.07**	**281**	…

備考

一　實物(現場・直・延・現物)取引に於ては明治十一年六月以降は現場取引、同二十六年九月以降は直取引(延取引に付きては60頁參照)、大正七年九月以降は現物取引、同十一年九月以降は實物取引として區分す

一　現場取引は明治十三年九月其の賣買したる當日必ず現物の受渡を爲す事に改正せし結果取引皆無となりしが、後、同十九年四月從來の手數料を輕減し、該取引を奬勵せしに依り再び賣買を見るに至れり

一　直取引は明治四十一年七月以降從來の相對賣買の外に競賣買行はるゝに至りしが、同四十四年六月禁止せられたり

一　大正三年以前及同七年二月・九月の代金は資料不備のため本表に之を缺く

一　明治十一年下半期立會日數及大正四年以降各年度に於ける銘柄數は省略せり

一　大正七年七月・八月は現物取引開始前にして賣買皆無なり

一　自大正五年十二月十三日至同月十六日、自同月十九日至同月二十六日は同年の市場動搖に因り立會を停止す

一　自大正九年三月十六日至同月十七日、自四月七日至同月十七日及自四月十四日至五月十日は同年の財界恐慌に因り立會を停止す

一　自大正十二年九月一日後場至十月二十六日は同年の大震災に因り立會に休止せる爲九月は賣買無し

一　自昭和二年四月二十二日至五月十二日は同年の金融恐慌に因る支拂猶豫令實施に依り臨時休業せり

一　一日平均賣買高は株數を立會日數にて、一株平均値段は代金を株數にて除したるものなり

一　一株平均値段は錢位以下四捨五入せり

一　明治十一年下半期は自六月至十二月の七ヶ月とす、同十二年上半期以降は暦年を以て、同三十七年下半期以降は決算期變更に依り自十二月至翌年十一月を以て一年度とす

一　受渡高は賣買高に等し

第三表　取引種類別賣買表(實物取引—株式)（續）

（八）株　式

年次	賣買高 株数	賣買高 代金	賣買高 一日平均賣買高	賣買高 一株平均値段	立會日数	銘柄数
年 月	株	円	株	円	日	種
大正 12. 12	739,914	57,677,561.40	30,830	77.95	24	279
13. 1	800,659	68,494,490.79	36,394	85.55	22	293
2	775,220	63,504,842.17	32,301	81.92	24	322
3	830,015	64,082,484.40	33,201	77.21	25	337
4	778,762	61,554,087.70	31,150	79.04	25	337
5	598,065	43,968,936.41	22,151	73.52	27	357
上	**4,522,635**	**359,282,402.87**	**30,766**	**79.44**	**147**	**469**
6	275,982	12,930,022.10	11,499	46.85	24	356
7	345,455	14,298,825.30	13,818	41.39	25	350
8	368,582	13,992,182.65	14,176	37.96	26	345
9	377,147	15,665,025.92	15,086	41.54	25	378
10	353,334	16,041,830.93	14,133	45.40	25	390
11	601,095	27,676,912.75	24,044	46.04	25	381
下	**2,321,595**	**100,604,799.65**	**15,477**	**43.33**	**150**	**541**
13 年度	**6,844,230**	**459,887,202.52**	**23,045**	**67.19**	**297**	…
13. 12	471,675	22,269,497.95	18,867	47.21	25	372
14. 1	572,962	24,255,955.30	24,911	42.33	23	363
2	396,869	18,097,361.90	17,255	45.60	23	362
3	447,767	20,542,675.48	17,911	45.88	25	399
4	425,737	20,070,168.87	17,029	47.14	25	411
5	470,423	23,803,946.46	19,601	50.60	24	400
上	**2,785,433**	**129,039,605.96**	**19,210**	**46.33**	**145**	**560**
6	595,237	27,451,491.86	22,894	46.12	26	438
7	671,808	32,010,017.29	25,839	47.65	26	417
8	561,827	27,970,395.59	22,473	49.78	25	416
9	599,099	29,973,243.34	23,964	50.03	25	409
10	477,329	24,938,941.72	19,093	52.25	25	407
11	582,687	30,556,115.02	24,279	52.44	24	425
下	**3,487,987**	**172,900,204.82**	**23,099**	**49.58**	**151**	**624**
14 年度	**6,273,420**	**301,939,810.78**	**21,194**	**48.13**	**296**	…
14. 12	804,609	40,916,869.77	32,184	50.85	25	415
15. 1	731,891	37,932,251.74	31,821	51.83	23	397
2	1,013,002	48,932,144.03	44,044	48.30	23	403
3	626,054	31,918,791.63	23,188	50.98	27	424
4	431,326	23,998,272.29	17,253	55.64	25	412
5	512,072	28,177,398.70	19,695	55.03	26	407
上	**4,118,984**	**211,875,728.16**	**27,644**	**51.44**	**149**	**583**

第三表　取引種類別賣買表（實物取引－株式）（續）

（ハ）株　式

年次	賣買高 株數	賣買高 代金	一日平均賣買高	一株平均値段	立會日數	銘柄數
年 月	株	円	株	円	日	種
大正 9. 12	583,765	42,779,196.50	23,351	73.28	25	261
10. 1	601,625	43,189,345.30	26,158	71.79	23	300
2	1,088,376	87,471,953.00	47,321	80.37	23	331
3	857,107	69,981,395.30	32,966	81.65	26	325
4	641,101	53,066,343.40	24,658	82.77	26	330
5	693,787	59,854,885.30	26,684	86.27	26	351
上	**4,465,761**	**356,343,118.80**	**29,972**	**79.79**	**149**	**474**
6	656,620	50,174,384.00	25,255	76.41	26	358
7	992,255	95,664,111.70	39,690	96.41	25	325
8	1,045,445	90,825,267.57	40,209	86.88	26	355
9	1,070,452	97,343,018.80	44,602	90.94	24	348
10	694,882	61,991,380.20	28,953	89.21	24	350
11	661,501	59,012,519.30	26,460	89.21	25	351
下	**5,121,155**	**455,010,681.57**	**34.141**	**88.85**	**150**	**499**
10 年度	**9,586,916**	**811,353,800.37**	**32.063**	**84.63**	**299**	…
10. 12	685,817	66,314,230.70	27,433	96.69	25	344
11. 1	1,021,221	72,463,912.15	44,401	70.96	23	327
2	1,161,233	76,972,575.65	52,783	66.29	22	345
3	1,235,722	88,942,406.95	47,528	71.98	26	347
4	1,078,554	74,476,469.50	44,940	69.05	24	318
5	827,537	61,338,405.20	30,650	74.12	27	333
上	**6,010,084**	**440,508,000.15**	**40,885**	**73.29**	**147**	**515**
6	706,622	56,810,206.01	27,178	80.40	26	345
7	815,744	65,718,828.70	31,375	80.56	26	346
8	635,885	45,734,609.45	24,457	71.92	26	334
9	888,974	63,163,866.40	34,191	71.05	26	342
10	737,863	50,017,548.00	30,744	67.79	24	349
11	864,533	64,936,974.19	34,581	75.11	25	358
下	**4,649,621**	**346,382,032.75**	**30,390**	**74.50**	**153**	**520**
11 年度	**10,659,705**	**786,890,032.90**	**35,532**	**73.82**	**300**	…
11. 12	803,590	56,913,192.90	32,144	70.82	25	354
12. 1	956,167	65,879,566.83	41,572	68.90	23	375
2	1,137,467	82,357,546.10	49,455	72.40	23	410
3	984,796	72,517,816.85	37,877	73.64	26	397
4	1,091,777	89,816,092.40	45,491	82.27	24	380
5	1,044,662	89,549,922.49	38,691	85.72	27	384
上	**6,018,459**	**457,034,137.57**	**40,665**	**75.94**	**148**	**561**
6	811,953	66,883,145.96	31,229	82.37	26	385
7	719,357	56,742,810.85	28,774	78.88	25	385
8	803,752	60,939,877.25	30,914	75.82	26	366
9	—	—	—	—	1	—
10	51,945	2,417,681.50	17,315	46.54	3	130
11	748,072	47,805,452.30	29,923	63.90	25	261
下	**3,135,079**	**234,788,967.86**	**29,576**	**74.89**	**106**	**503**
12 年度	**9,153,538**	**691,823,105.43**	**36,038**	**75.58**	**254**	…

第三表　取引種類別賣買表(實物取引—株式)　(續)

(ハ)　株　式

年次	賣買高 株數	賣買高 代金	賣買高 一日平均賣買高	賣買高 一株平均値段	立會日數	銘柄數
年 月	株	円	株	円	日	種
大正 6. 12	173,800	50,536,237.00	8,276	290.77	21	10
7. 1	282,580	91,909,218.00	12,286	325.25	23	3
2	425,390	…	18,495	…	23	2
3	360,040	117,091,565.00	14,401	325.22	25	4
4	114,280	32,148,760.00	4,571	285.06	25	8
5	190	21,932.00	7	115.43	27	10
上	**1,356,280**	…	**9,419**	…	**144**	**25**
6	690	98,883.00	28	143.31	25	11
7	—	—	—	—	26	—
8	—	—	—	—	26	—
9	168,467	…	7,019	…	24	240
10	184,631	9,245,065.40	7,385	50.07	25	230
11	288,041	32,369,486.70	12,002	112.38	24	235
下	**641,829**	…	**4,279**	…	**150**	**321**
7年度	**1,998,109**	…	**6,796**	…	**294**	…
7. 12	164,191	20,862,659.35	6,841	127.06	24	187
8. 1	137,783	14,620,691.10	5,741	106.11	24	172
2	221,677	25,617,810.00	9,638	115.56	23	214
3	437,541	69,076,952.90	18,231	157.88	24	238
4	599,232	105,046,699.35	24,968	175.30	24	251
5	944,949	191,982,953.60	37,798	200.32	25	247
上	**2,505,373**	**427,207,766.30**	**17,398**	**170.52**	**144**	**370**
6	754,435	150,435,534.00	31,435	199.40	24	216
7	405,325	53,941,662.90	16,213	133.08	25	256
8	390,715	43,474,731.50	15,028	111.27	26	269
9	527,767	66,509,691.80	21,111	126.02	25	274
10	380,151	51,332,163.40	15,840	135.03	24	250
11	335,621	45,589,909.30	13,425	135.84	25	225
下	**2,794,014**	**411,283,692.90**	**18,752**	**147.20**	**149**	**385**
8年度	**5,299,387**	**838,491,459.20**	**18,087**	**158.22**	**293**	…
8. 12	321,531	21,942,175.00	13,397	68.24	24	232
9. 1	104,433	26,690,469.00	4,541	255.58	23	193
2	350,140	64,292,782.00	15,223	183.62	23	260
3	423,636	84,952,726.00	16,294	200.53	26	272
4	78,815	14,292,227.00	11,259	181.34	7	138
5	174,134	13,771,325.50	9,165	79.08	19	214
上	**1,452,689**	**225,941,704.50**	**11,907**	**155.53**	**122**	**385**
6	223,739	20,863,112.50	8,605	93.25	26	230
7	174,909	15,575,821.20	6,727	89.05	26	258
8	439,387	37,333,488.90	17,575	84.97	25	290
9	605,122	47,922,481.60	24,205	79.19	25	304
10	930,180	68,384,485.00	35,776	73.52	26	277
11	959,040	83,711,139.20	39,960	87.29	24	259
下	**3,332,377**	**273,790,528.40**	**21,924**	**82.16**	**152**	**396**
9年度	**4,785,066**	**499,732,232.90**	**17,464**	**104.44**	**274**	…

第三表　取引種類別賣買表(實物取引—株式)　(續)

(ハ)　株　　式

年次	賣買高 株數	賣買高 代金	賣買高 一日平均賣買高	賣買高 一株平均値段	立會日數	銘柄數
年 月	株	円	株	円	日	種
大正 3. 12	21,610	…	940	…	23	…
4. 1	48,480	3,474,722.00	2,105	71.67	23	10
2	77,300	5,997,828.00	3,361	77.59	23	9
3	54,440	3,666,188.00	2,094	67.34	26	12
4	83,740	5,242,606.00	3,350	62.61	25	30
5	106,860	5,367,036.50	4,110	50.23	26	20
上	**392,430**	…	**2,688**	…	**146**	**40**
6	122,580	6,184,236.00	4,715	50.45	26	21
7	92,840	3,893,056.00	3,571	41.93	26	5
8	163,500	7,286,192.00	6,540	44.56	25	8
9	76,650	3,566,157.00	3,066	46.53	25	18
10	133,980	9,205,675.00	5,153	68.71	26	40
11	135,870	13,262,630.50	5,661	97.61	24	42
下	**725,420**	**43,397,946.50**	**4,773**	**59.82**	**152**	**59**
4年度	**1,117,850**	…	**3,751**	…	**298**	…
4. 12	80,560	12,074,078.00	4,240	149.88	19	27
5. 1	74,270	8,095,690.00	3,229	109.00	23	19
2	103,158	13,898,582.00	4,295	134.73	24	41
3	108,810	14,365,965.00	4,185	132.03	26	11
4	78,410	11,617,015.50	3,267	148.16	24	6
5	169,560	32,867,072.00	6,280	193.84	27	6
上	**614,768**	**92,918,402.50**	**4,299**	**151.14**	**143**	**64**
6	138,920	27,114,339.00	5,343	195.18	26	4
7	159,980	34,388,667.00	6,153	214.96	26	4
8	194,070	45,030,962.00	7,464	232.03	26	4
9	287,480	73,212,367.50	11,499	254.67	25	3
10	232,840	62,891,404.00	9,702	270.11	24	4
11	187,970	61,396,285.00	7,832	326.63	24	15
下	**1,201,260**	**304,034,024.50**	**7,955**	**253.10**	**151**	**18**
5年度	**1,816,028**	**396,952,427.00**	**6,177**	**218.58**	**294**	…
5. 12	93,890	29,030,893.00	4,082	309.20	23	43
6. 1	77,260	21,034,141.00	3,359	272.25	23	22
2	93,210	29,944,350.50	4,092	304.90	24	4
3	176,470	56,450,873.00	6,787	319.89	26	4
4	200,570	69,553,145.00	8,357	346.78	24	10
5	261,900	94,989,768.50	9,700	362.70	27	6
上	**908,300**	**301,003,171.00**	**6,179**	**331.39**	**147**	**58**
6	167,020	57,315,555.50	6,424	343.17	26	5
7	277,000	101,388,410.50	11,080	366.01	25	3
8	271,680	106,966,344.00	10,449	393.72	26	5
9	236,190	81,611,462.00	9,084	345.53	26	9
10	244,950	73,922,246.50	10,650	301.79	23	10
11	282,030	79,705,713.50	11,281	282.61	25	9
下	**1,478,870**	**500,906,732.00**	**9,794**	**338.71**	**151**	**25**
6年度	**2,387,170**	**801,910,000.00**	**8,011**	**335.92**	**298**	…

第三表　取引種類別賣買表（實物取引—株式）（續）

（ハ）株　式

年次	賣買高 株數	賣買高 一日平均賣買高	賣買高 立會日數	銘柄數
年	株	株	日	種
明治32 上	500,914	3,385	148	5
明治32 下	653,680	4,387	149	2
32 年度	**1,154,594**	**3,887**	**297**	**5**
33 上	650,745	4,367	149	3
33 下	540,050	3,553	152	3
33 年度	**1,190,795**	**3,956**	**301**	**5**
34 上	262,259	1,772	148	15
34 下	335,154	2,205	152	23
34 年度	**597,413**	**1,991**	**300**	**31**
35 上	18,688	126	148	19
35 下	55,310	364	152	8
35 年度	**73,998**	**247**	**300**	**23**
36 上	122,377	827	148	4
36 下	293,002	1,953	150	6
36 年度	**415,379**	**1,393**	**298**	**8**
37 上	449,600	2,977	151	6
37 下	296,770	2,337	127	3
37 年度	**746,370**	**2,685**	**278**	**7**
38 上	662,480	4,476	148	3
38 下	991,600	6,523	152	2
38 年度	**1,654,080**	**5,514**	**300**	**5**
39 上	702,930	4,782	147	2
39 下	1,367,032	8,935	153	60
39 年度	**2,069,962**	**6,900**	**300**	**64**
40 上	1,448,455	10,129	143	17
40 下	949,766	6,167	154	33
40 年度	**2,398,221**	**8,075**	**297**	**76**
41 上	538,916	3,691	146	59
41 下	146,964	961	153	32
41 下	（新）848,236	5,544		29
41 年度	**685,880**	**2,294**	**299**	**65**
41 年度	**（新）848,236**	**5,544**	**153**	**29**
明治42 上	148,364	1,009	147	37
明治42 上	（新）1,330,543	9,051		41
明治42 下	303,680	2,018	153	6
明治42 下	（新）2,034,400	13,297		24
42 年度	**457,044**	**1,523**	**300**	**39**
42 年度	**（新）3,364,943**	**11,216**		**43**
43 上	501,846	3,437	146	5
43 上	（新）2,550,870	17,472		3
43 下	885,530	5,788	153	5
43 下	（新）2,689,130	17,576		7
43 年度	**1,387,376**	**4,640**	**299**	**6**
43 年度	**（新）5,240,000**	**17,525**		**8**
44 上	662,190	4,567	145	15
44 上	（新）2,058,870	14,199		10
44 下	695,767	5,959	153	30
44 下	（新）32,820	215		9
44 年度	**1,267,957**	**4,255**	**298**	**34**
44 年度	**（新）2,091,690**	**7,019**		**10**
45 上	341,350	2,322	147	38
大正1 下	171,377	1,158	148	19
明治45 大正1 年度	**512,727**	**1,738**	**295**	**39**
2 上	111,810	761	147	14
2 下	273,938	1,814	151	41
2 年度	**385,748**	**1,294**	**298**	**44**
3 上	352,960	2,468	143	18
3 下	202,549	1,341	151	25
3 年度	**555,509**	**1,889**	**294**	**31**

第三表　取引種類別賣買表(實物取引―株式)

(ハ)　株　　式

年次	賣買高 株數	賣買高 一日平均賣買高	賣買高 立會日數	銘柄數
年	株	株	日	種
明治11 下	82	…	…	4
11年度	**82**	**…**	**…**	**4**
12 上	696	18	39	7
12 下	2,917	57	51	8
12年度	**3,613**	**40**	**90**	**8**
13 上	1,196	23	51	7
13 下	575	12	50	3
13年度	**1,771**	**18**	**101**	**7**
14 上	—	—	—	—
14 下	—	—	—	—
14年度	**—**	**—**	**—**	**—**
15 上	—	—	—	—
15 下	—	—	—	—
15年度	**—**	**—**	**—**	**—**
16 上	—	—	—	—
16 下	—	—	—	—
16年度	**—**	**—**	**—**	**—**
17 上	—	—	—	—
17 下	—	—	—	—
17年度	**—**	**—**	**—**	**—**
18 上	—	—	—	—
18 下	—	—	—	—
18年度	**—**	**—**	**—**	**—**
19 上	38	—	141	2
19 下	15	—	144	1
19年度	**53**	**—**	**285**	**3**
20 上	239	2	144	4
20 下	10	—	144	1
20年度	**249**	**1**	**288**	**4**
21 上	30	—	143	1
21 下	20	—	145	1
21年度	**50**	**—**	**288**	**2**

年次	賣買高 株數	賣買高 一日平均賣買高	賣買高 立會日數	銘柄數
年	株	株	日	種
明治22 上	10	—	140	1
22 下	27	—	146	2
22年度	**37**	**—**	**286**	**3**
23 上	1,316	9	140	16
23 下	8,591	59	145	16
23年度	**9,907**	**35**	**285**	**25**
24 上	1,993	14	139	15
24 下	1,886	13	144	16
24年度	**3,879**	**14**	**283**	**25**
25 上	172	1	144	3
25 下	80	1	144	2
25年度	**252**	**1**	**288**	**5**
26 上	107	1	138	4
26 下	35	—	142	3
26年度	**142**	**1**	**280**	**5**
27 上	1,199	8	142	5
27 下	503	3	144	5
27年度	**1,702**	**6**	**286**	**7**
28 上	1,716	12	147	3
28 下	178	1	148	2
28年度	**1,894**	**6**	**295**	**5**
29 上	301,746	2,039	148	4
29 下	693,918	4,689	148	2
29年度	**995,664**	**3,364**	**296**	**4**
30 上	1,085,618	7,487	145	4
30 下	557,369	3,716	150	61
30年度	**1,642,987**	**5,570**	**295**	**63**
31 上	331,676	2,551	130	29
31 下	262,571	1,762	149	11
31年度	**594,247**	**2,130**	**279**	**32**

第三表　取引種類別賣買表(實物取引—債券)（續）

(E)　社　　債

年　次	賣買高 額面	代金	一日平均賣買高	額面（百圓・百弗）平均値段	立會日數	銘柄數
年 月		円		円	日	種
大正 15. 11	732,690円	718,819.38	29,308円	98.11	25	120
下	**4,236,160**	**4,145,441.47**	**28,054**	**97.86**	**151**	**310**
15 年 度	**17,339,760**	**16,872,746.28**	**57,799**	**97.31**	**300**	…
15. 昭和 1. 12	861,000	835,929.45	35,875	97.09	24	132
2. 1	4,483,350	4,404,291.82	194,928	98.24	23	160
2	888,650	863,299.91	42,317	97.15	21	120
3	1,649,620	1,614,412.35	63,447	97.87	26	116
4	308,000	302,384.40	13,391	98.18	23	42
5	2,389,950	2,359,038.62	91,921	98.71	26	105
上	**10,580,570**	**10,379,356.55**	**73,990**	**98.10**	**143**	**285**
6	727,570	716,133.83	27,983	98.43	26	87
7	3,168,950	3,140,217.03	121,883	99.09	26	84
8	1,496,400	1,456,949.15	55,422	97.36	27	104
9	3,280,620	3,243,370.52	131,225	98.86	25	90
10	1,295,050円 20,000弗	1,273,160.48 44,000.00	51,802円 800弗	98.31 220.00	25	84 2
11	1,939,850円	1,919,107.25	80,827円	98.93	24	135
下	**11,908,440円 20,000弗**	**11,748,938.26 44,000.00**	**77,833円 131弗**	**98.66 220.00**	**153**	**267 2**
2 年 度	**22,489,010円 20,000弗**	**22,128,294.81 44,000.00**	**75,976円 68弗**	**98.40 220.00**	**296**	…

備　考

一　實物（現場・直・延・現物）取引に於ては明治十一年六月以降は現場取引、同二十六年九月以降は直取引（延取引に付きては60頁參照）、大正七年九月以降は現物取引、同十一年九月以降は實物取引として區分す
一　現場取引は明治十三年九月其の賣買したる當日必ず現物の受渡を爲す事に改正したる結果取引皆無となりしが、後、同十九年四月從來の手數料を輕減し、該取引を獎勵したる爲再び賣買を見るに至れり
一　直取引は明治四十一年七月以降從來の相對賣買の外に競賣買行はるゝに至りしが、其後競賣買は社債に付きては同四十四年六月、國債・地方債に付きては大正三年十月以降禁止せられたり
一　國債は明治十一年六月以降、地方債は同二十五年八月以降、社債は同三十一年十二月以降、外國國債は大正六年九月以降、外國債は同九年九月以降賣買行はれたり、但し外國國債は同十四年上半期以降賣買皆無に付き之を省略せり
一　大正九年九月二十日國債市場開設せられしを以て爾後、國債・外國債・外國々債・地方債・社債等の債券は同市場に於て賣買せらる
一　自大正十二年九月一日後場至十月十五日は同年の大震災に因り立會を休止す
一　昭和二年四月二十二・二十三日は同年の金融恐慌に因り立會を休止す
一　大正三年以前に於ける國債・地方債・社債の各代金は資料不備の爲本表に之を缺く
一　一日平均賣買高は額面を立會日數にて、額面平均値段は代金を額面にて除したるものなり
一　一株平均値段は錢位以下四捨五入せり
一　大正四年以降各年度に於ける銘柄數は省略せり
一　明治十一年下半期は自六月至十二月の七ヶ月とす、同十二年上半期以降は暦年を以て、同三十七年下半期以降は決算期變更に依り自十二月至翌年十一月を以て一年度とす

第三表　取引種類別賣買表(實物取引—債券)（續）

(E) 社　　債

年次	賣買高 額面	賣買高 代金	賣買高 一日平均賣買高	賣買高 額面(百圓・百弗)平均値段	賣買高 立會日數	賣買高 銘柄數
年 月	円	円	円	円	日	種
大正 13. 6	637,170	606,759.21	26,549	95.23	24	108
7	1,549,180	1,498,403.37	61,967	96.72	25	118
8	472,260	447,624.97	18,164	94.78	26	105
9	3,915,240	3,750,945.99	156,610	95.81	25	125
10	1,041,360	993,725.45	41,654	95.43	25	121
11	1,997,530	1,925,256.56	79,901	96.38	25	146
下	**9,612,740**	**9,222,715.55**	**64,085**	**95.94**	**150**	**259**
13 年度	**12,495,030**	**11,931,751.89**	**42,071**	**95.49**	**297**	…
13. 12	2,112,030	2,019,806.51	84,481	95.63	25	128
14. 1	3,074,160	2,969,129.09	133,659	96.59	23	126
2	2,162,910	2,082,120.38	94,040	96.27	23	154
3	2,430,680	2,359,753.22	97,227	97.08	25	151
4	6,728,540	6,554,132.75	269,142	97.41	25	164
5	3,630,780	3,544,411.24	151,283	97.62	24	175
上	**20,139,100**	**19,529,353.19**	**138,890**	**96.97**	**145**	**310**
6	1,825,640	1,787,280.36	70,217	97.90	26	161
7	2,277,050	2,201,958.96	87,579	96.70	26	163
8	1,589,120	1,550,889.76	63,565	97.59	25	125
9	1,979,950	1,919,583.48	79,198	96.95	25	159
10	1,056,610	1,027,000.28	42,264	97.20	25	130
11	3,906,540	3,791,016.08	162,773	97.04	24	133
下	**12,634,910**	**12,277,728.92**	**83,675**	**97.17**	**151**	**320**
14 年度	**32,774,010**	**31,807,082.11**	**110,723**	**97.05**	**296**	…
14. 12	2,547,500	2,419,583.78	101,900	94.98	25	185
15. 1	3,287,260	3,226,419.56	142,924	98.15	23	154
2	2,605,120	2,562,763.68	113,266	98.02	23	188
3	677,970	664,288.98	25,120	97.98	27	163
4	1,256,350	1,233,073.22	50,254	98.14	25	156
5	2,729,400	2,621,175.59	104,977	96.03	26	140
上	**13,103,600**	**12,727,304.81**	**87,944**	**97.13**	**149**	**383**
6	763,070	737,837.36	30,523	96.69	25	135
7	1,109,620	1,093,056.04	42,678	98.51	26	112
8	445,900	434,042.19	17,836	97.34	25	98
9	484,640	471,774.29	19,386	97.35	25	119
10	700,240	689,912.21	28,010	98.52	25	128

第三表　取引種類別賣買表(實物取引—債券)（續）

(E) 社　　債

年次	賣買高 額面	賣買高 代金	一日平均賣買高	額面（百圓・百弗）平均値段	立會日數	銘柄數
年 月	円	円	円	円	日	種
大正 11. 1	2,410,150	2,319,796.37	104,789	96.25	22	55
2	3,158,000	3,036,208.45	143,545	96.14	22	61
3	437,620	413,977.05	16,832	94.60	26	41
4	224,750	209,570.70	9,365	93.25	24	27
5	870,950	814,433.80	32,257	93.51	27	35
上	**8,317,420**	**7,945,501.77**	**56,581**	**95.53**	**147**	**129**
6	1,495,700	1,419,807.50	57,527	94.93	26	72
7	1,522,550	1,406,751.10	58,560	92.39	26	64
8	443,900	424,987.85	17,073	95.74	26	39
9	309,900	284,618.30	11,919	91.84	26	51
10	681,000	635,159.65	28,375	93.27	24	59
11	3,037,650	2,873,402.75	121,506	94.59	25	89
下	**7,490,700**	**7,044,727.15**	**48,959**	**94.05**	**153**	**149**
11 年度	**15,808,120**	**14,990,228.92**	**52,694**	**94.83**	**300**	…
11. 12	879,320	824,611.26	35,173	93.78	25	95
12. 1	734,410	693,156.18	31,931	94.38	23	88
2	384,930	354,573.67	16,736	92.11	23	83
3	927,850	875,734.61	35,687	94.38	26	79
4	682,320	656,056.43	28,430	96.15	24	71
5	1,597,090	1,493,883.82	59,151	93.54	27	79
上	**5,205,920**	**4,898,015.97**	**35,175**	**94.09**	**148**	**185**
6	554,600	515,711.45	21,331	92.99	26	93
7	762,580	726,355.05	30,503	95.25	25	90
8	224,990	208,585.71	8,653	92.71	26	76
9	500	486.00	500	97.20	1	1
10	40,300	38,920.50	3,358	96.58	12	3
11	371,300	356,930.10	14,852	96.13	25	33
下	**1,954,270**	**1,846,988.81**	**16,994**	**94.56**	**115**	**153**
12 年度	**7,160,190**	**6,745,004.78**	**27,225**	**94.20**	**263**	…
12. 12	289,490	270,584.55	12,062	93.47	24	74
13. 1	1,505,400	1,423,538.00	68,427	94.56	22	59
2	293,850	274,605.80	12,244	93.45	24	76
3	261,110	245,493.52	10,444	94.02	25	95
4	190,500	176,333.90	7,620	92.56	25	62
5	341,940	318,480.57	12,664	93.14	27	85
上	**2,882,290**	**2,709,036.34**	**19,607**	**93.93**	**147**	**201**

第三表　取引種類別賣買表（實物取引—債券）（續）

（E）社債

年次	賣買高					
	額面	代金	一日平均賣買高	額面（百圓・百弗）平均値段	立會日數	銘柄數
年　月	円	円	円	円	日	種
大正 8. 11	32,500	32,050.00	1,300	98.71	25	3
下	**56,000**	**53,605.50**	**373**	**95.72**	**150**	**7**
8 年度	**125,500**	**118,144.00**	**425**	**94.14**	**295**	…
8. 12	—	—	—		24	—
9. 1	—	—	—		23	—
2	—	—	—		23	—
3	—	—	—	—	27	—
4	—	—	—	—	26	—
5	14,000	12,356.00	538	88.26	26	4
上	**14,000**	**12,356.00**	**94**	**88.26**	**149**	**4**
6	79,500	68,147.50	3,058	85.72	26	9
7	28,800	24,912.50	1,108	86.50	26	11
8	100,000	89,600.00	4,000	89.60	25	1
9	224,600	194,846.15	8,984	86.75	25	10
10	199,400	184,283.50	7,669	92.42	26	12
11	220,150	196,125.15	9,171	89.09	24	15
下	**852,450**	**757,914.80**	**5.608**	**88.91**	**152**	**42**
9 年度	**866,450**	**770,270.80**	**2,879**	**88.90**	**301**	…
9. 12	688,950	604,954.60	27,558	87.81	25	30
10. 1	5,374,750	5,010,572.20	233,685	93.22	23	51
2	726,500	693,953.90	31,587	95.52	23	51
3	1,016,350	894,996.20	39,090	88.06	26	83
4	1,763,400	1,657,847.57	67,823	94.01	26	74
5	2,319,950	2,183,804.02	89,229	94.13	26	102
上	**11,889,900**	**11,046,128.49**	**79,798**	**92.90**	**149**	**149**
6	1.215,450	1,149,834.42	46,748	94.60	26	93
7	460,750	433,653.55	18,430	94.12	25	69
8	3,294,650	3,138,335.55	126,717	95.26	26	61
9	984,700	941,921.00	41,029	95.66	24	69
10	624,750	562,404.90	26,031	90.02	24	47
11	445,450	406,502.12	17,818	91.26	25	65
下	**7,025,750**	**6,632,651.54**	**46,838**	**94.40**	**150**	**168**
10 年度	**18,915,650**	**17,678,780.03**	**63,263**	**93.46**	**299**	…
10. 12	1,215,950	1,151,515.40	48,638	94.70	25	73

第三表　取引種類別賣買表(實物取引—債券)（續）

(E)　社　　債

年次	賣買高 額面	代金	一日平均賣買高	額面(百圓・百弗)平均値段	立會日數	銘柄數
年 月	円	円	円	円	日	種
大正 6. 6	—	—	—	—	26	—
7	—	—	—	—	25	—
8	339,000	303,405.00	13,038	89.50	26	1
9	200	203.00	8	101.50	26	2
10	—	—	—	—	23	—
11	8,000	7,460.00	320	93.25	25	4
下	**347,200**	**311,068.00**	**2,299**	**89.59**	**151**	**7**
6年度	**359,200**	**322,481.00**	**1,205**	**89.78**	**298**	…
6. 12	—	—	—	—	21	—
7. 1	—	—	—	—	23	—
2	—	—	—	—	23	—
3	—	—	—	—	25	—
4	—	—	—	—	25	—
5	6,000	5,680.00	222	94.67	27	3
上	**6,000**	**5,680.00**	**42**	**94.67**	**144**	**3**
6	—	—	—	—	25	—
7	—	—	—	—	26	—
8	—	—	—	—	26	—
9	48,500	45,363.50	2,021	93.53	24	7
10	1,000	960.00	40	96.00	25	1
11	10,000	8,960.00	417	89.60	24	1
下	**59,500**	**55,283.50**	**397**	**92.91**	**150**	**9**
7年度	**65,500**	**60,963.50**	**325**	**93.07**	**294**	…
7. 12	5,500	5,143.50	229	93.52	24	2
8. 1	3,000	2,853.00	125	95.10	24	3
2	5,000	4,411.00	208	88.22	24	2
3	5,000	4,735.00	208	94.70	24	1
4	40,000	37,028.00	1,667	92.57	24	5
5	11,000	10,368.00	440	94.25	25	2
上	**69,500**	**64,538.50**	**479**	**92.86**	**145**	**10**
6	20,500	18,465.50	820	90.08	25	3
7	—	—	—	—	25	—
8	3,000	3,060.00	115	102.00	26	1
9	—	—	—	—	25	—
10	—	—	—	—	24	—

第三表　取引種類別賣買表（實物取引―債券）（續）

（E）社　　　債

年次	賣買高 額面	代金	一日平均賣買高	額面（百圓・百弗）平均値段	立會日數	銘柄數
年 月	円	円	円	円	日	種
大正 3. 12	—	—	—	—	23	—
4. 1	8,000	6,800.00	348	85.00	23	2
2	4,000	3,470.00	174	86.75	23	2
3	7,000	6,680.00	269	95.43	26	2
4	11,000	10,566.00	440	96.05	25	2
5	3,000	2,561.00	116	85.37	26	3
上	**33,000**	**30,077.00**	**226**	**91.14**	**146**	**5**
6	—		—		26	—
7	500	404.50	19	80.90	26	1
8	3,000	3,000.00	120	100.00	25	2
9	9,000	8,775.00	360	97.50	25	2
10	13,000	12,768.00	500	98.22	26	2
11	4,000	4,010.00	167	100.25	24	2
下	**29,500**	**28,957.50**	**194**	**98.16**	**152**	**3**
4 年 度	**62,500**	**59,034.50**	**210**	**94.46**	**298**	…
4. 12	20,000	18,610.00	1,053	93.05	19	7
5. 1	19,000	18,927.00	826	99.62	23	3
2	4,010	3,694.10	167	92.12	24	42
3	—	—	—	—	26	—
4	—	—	—	—	24	—
5	5,000	4,501.00	185	90.02	27	5
上	**48,010**	**45,732.10**	**333**	**95.26**	**143**	**50**
6	—	—	—	—	26	—
7	—	—	—	—	26	—
8	—	—	—	—	26	—
9	—	—	—	—	25	—
10	—	—	—	—	24	—
11	5,000	4,598.00	208	91.96	24	5
下	**5,000**	**4,598.00**	**33**	**91.96**	**151**	**5**
5 年 度	**53,010**	**50,330.10**	**212**	**94.94**	**294**	…
5. 12	—	—	—	—	23	—
6. 1	—	—	—	—	23	—
2	—	—	—	—	24	—
3	—	—	—	—	26	—
4	7,000	6,748.00	292	96.40	24	1
5	5,000	4,665.00	185	93.30	27	5
上	**12,000**	**11,413.00**	**82**	**95.11**	**147**	**6**

第三表　取引種類別賣買表（實物取引—債券）（續）

（E）社　　債

年次	賣買高 額面	一日平均賣買高	立會日數	銘柄數
	円	円	日	種
明治31年 上	—	—	150	—
下	1,000	7	149	1
31年度	**1.000**	**4**	**279**	**1**
32 上	600	4	148	1
下	—	—	149	—
32年度	**600**	**2**	**297**	**1**
33 上	1,630	11	149	2
下	1,470	10	152	4
33年度	**3,100**	**10**	**301**	**5**
34 上	2,290	15	148	12
下	5,290	35	152	10
34年度	**7,580**	**25**	**300**	**10**
35 上	3,030	20	148	13
下	2,860	19	152	17
35年度	**5,890**	**20**	**300**	**17**
36 上	4,200	28	148	17
下	4,270	28	150	17
36年度	**8,470**	**28**	**298**	**19**
37 上	3,840	25	151	17
下	1,100	9	127	16
37年度	**4,940**	**18**	**278**	**18**
38 上	1,220	8	148	19
下	1,180	10	152	18
38年度	**2,700**	**9**	**300**	**19**
39 上	5,360	36	147	16
下	6,050	40	153	17
39年度	**11,410**	**38**	**300**	**18**
40 上	1,620	11	143	11
下	3,280	21	154	10
40年度	**4,900**	**16**	**297**	**17**

年次	賣買高 額面	一日平均賣買高	立會日數	銘柄數
	円	円	日	種
明治41年 上	1,700	12	146	9
下	500	3	153	5
下（興）	600	4		1
41年度	**2,200**	**7**	**299**	**11**
41年度（興）	**600**	**2**		**4**
42 上	—	—	147	—
上（興）	400	3		4
下	1,000	7	153	6
下（興）	2,500	16		3
42年度	**1,000**	**3**	**300**	**6**
42年度（興）	**2,900**	**10**		**3**
43 上	—	—	146	—
上（興）	5,000	34		3
下	—	—	153	—
下（興）	11,500	75		5
43年度	**—**	**—**	**298**	**—**
43年度（興）	**16,500**	**55**		**6**
44 上	—	—	145	—
上（興）	71,000	490		5
下	2,000	13	153	2
下（興）	21,000	137		5
44年度	**2.000**	**7**	**298**	**2**
44年度（興）	**92.000**	**309**		**5**
45 上	21,000	142	147	7
大正1 下	21,000	142	148	9
明治45 大正1 年度	**42,000**	**142**	**295**	**9**
2 上	6,000	41	147	2
下	22,610	150	151	27
2年度	**28,610**	**96**	**298**	**29**
3 上	22,000	154	143	11
下	3,440	23	151	4
3年度	**25,440**	**87**	**294**	**14**

第三表　取引種類別賣買表(實物取引—債券)（續）

(D)　地　方　債

年次	賣買高 額面	代金	一日平均賣買高	額面(百圓・百磅)平均値段	立會日數	銘柄數
大正 14年 6月	601,550円	556,583.60円	23,137円	92.51円	26日	11種
7	461,985	432,652.22	17,769	93.65	26	14
8	283,600	277,645.85	11,344	97.90	25	14
9	507,100	484,336.00	20,284	95.51	25	13
10	729,400	727,334.75	29,176	99.72	25	17
11	136,800	121,325.70	5,700	88.69	24	10
下	**2,720,435**	**2,599,878.12**	**18,016**	**95.57**	**151**	**33**
14年度	**5,911,710**	**5,708,508.65**	**19,972**	**96.56**	**296**	…
14. 12	291,200	253,611.95	11,648	87.09	25	19
15. 1	90,700	83,890.95	3,943	98.15	23	20
2	173,750	165,813.45	7,554	95.43	23	17
3	120,900	118,327.10	4,478	97.87	27	14
4	88,800	84,617.70	3,552	95.29	25	16
5	432,900	422,562.33	16,650	97.61	26	18
上	**1,198,250**	**1,128,823.48**	**8,042**	**94.21**	**149**	**43**
6	30,700	29,277.95	1,228	95.39	25	11
7	573,500	527,662.80	22,058	92.01	26	11
8	38,000	34,082.85	1,520	89.69	25	11
9	509,300	467,653.05	20,372	91.82	25	17
10	85,760	80,388.88	3,430	93.97	25	14
11	598,100	569,180.80	23,924	95.16	25	19
下	**1,835,360**	**1,708,246.33**	**12,155**	**93.07**	**151**	**37**
15年度	**3,033,610**	**2,837,069.81**	**10,112**	**93.52**	**300**	…
15. 昭和 1. 12	118,800	108,250.40	4,950	91.12	24	13
2. 1	170,150	159,091.90	7,398	93.50	23	19
2	285,400	273,799.00	13,590	95.94	21	19
3	118,800円 20,000磅	111,992.95 167,000.00	4,569円 769磅	94.27 835.00	26	14 1
4	281,700円	277,311.80	12,248円	98.44	23	20
5	538,050円	521,491.15	20,694円	96.92	26	25
上	**1,512,900円** **20,000磅**	**1,451,937.20** **167,000.00**	**10,608円** **140磅**	**95.97** **835.00**	**143**	**48** **1**
6	1,097,235円	1,033,751.13	42,201円	94.21	26	31
7	982,200円	923,899.35	37,777円	94.06	26	25
8	1,270,700円	1,228,391.30	47,063円	96.67	27	27
9	378,300円	362,400.95	15,132円	96.06	25	22
10	1,865,000円 10,000磅	1,823,556.20 90,500.00	74,600円 400磅	95.10 905.00	25	17 1
11	2,928,900円 300,000磅	2,895,097.50 2,725,000.00	122,038円 12,500磅	98.85 908.33	24	28 1
下	**8,522,335円** **310,000磅**	**8,267,096.43** **2,815,500.00**	**55,702円** **2,026磅**	**97.01** **908.23**	**153**	**62** **1**
2年度	**10,035,235円** **330,000磅**	**9,719,033.63** **2,982,500.00**	**33,903円** **1,115磅**	**96.85** **903.79**	**296**	…

第三表　取引種類別賣買表（實物取引—債券）（續）

(D)　地　方　債

年次	賣買高 額面	賣買高 代金	賣買高 一日平均賣買高	賣買高 額面(百圓・百磅)平均値段	立會日數	銘柄數
年 月	円	円	円	円	日	種
大正 11. 12	142,450	132,120.85	5,698	92.75	25	8
12. 1	365,400	340,966.80	15,887	93.31	23	9
2	14,450	12,512.30	627	86.59	23	8
3	225,750	210,954.98	8,683	93.45	26	9
4	239,750	219,366.75	9,990	91.50	24	14
5	159,100	130,413.35	5,893	81.97	27	10
上	**1,146,900**	**1,046,335.03**	**7,749**	**91.23**	**148**	**25**
6	56,750	51,491.20	2,183	90.73	26	15
7	199,000	171,206.55	7,960	86.03	25	15
8	15,400	12,970.80	592	84.22	26	9
9	—	—	—	—	1	—
10	1,000	790.00	83	79.00	12	1
11	309,100	289,567.80	12,364	93.68	25	7
下	**581,250**	**526,026.35**	**5,054**	**90.50**	**115**	**20**
12 年 度	**1,728,150**	**1,572,361.38**	**6,571**	**90.99**	**263**	…
12. 12	89,600	84,565.50	3,733	94.38	24	6
13. 1	49,300	46,636.95	2,241	94.60	22	10
2	351,200	338,664.15	14,633	96.43	24	11
3	56,350	47,507.50	2,254	84.31	25	14
4	53,350	50,283.90	2,134	94.25	25	10
5	59,200	55,974.20	2,193	94.55	27	6
上	**659,000**	**623,632.20**	**4,483**	**94.63**	**147**	**25**
6	227,500	215,912.85	9,479	94.91	24	10
7	236,900	226,680.45	9,476	95.69	25	12
8	177,485	162,461.22	6,826	91.54	26	15
9	767,485	714,789.48	30,699	93.13	25	14
10	235,300	220,291.50	9,412	93.62	25	16
11	390,700	371,383.65	15,628	94.80	25	19
下	**2,035,370**	**1,911,519.15**	**13,569**	**93.92**	**150**	**35**
13 年 度	**2,694,370**	**2,535,151.35**	**9,072**	**94.09**	**297**	…
13. 12	1,002,300	930,810.05	40,092	97.86	25	15
14. 1	302,100	297,302.25	13,135	98.41	23	11
2	316,825	310,229.43	13,775	97.92	23	14
3	828,000	818,465.60	33,120	98.85	25	14
4	404,750	379,022.60	16,190	93.64	25	15
5	337,300	322,800.60	14,084	95.70	24	16
上	**3,191,275**	**3,108,630 53**	**22.088**	**97 41**	**145**	**31**

第三表　取引種類別賣買表（實物取引―債券）（續）

(D)　地　方　債

年次	賣買高					
	額面	代金	一日平均賣買高	額面（百圓・百磅）平均値段	立會日數	銘柄數
年　月		円		円	日	種
大正 9. 6	11,500円	9,957.50	442円	86.85	26	11
7	—	—	—	—	26	—
8	—	--	—	—	25	—
9	32,000	25,244.00	1,280	78.89	25	8
10	15,000	11,708.35	577	78.06	26	2
11	14,900	11,961.30	621	80.28	24	14
下	**73,400**	**58,901.15**	**483**	**80.25**	**152**	**22**
9 年 度	**101,900**	**84,468.65**	**339**	**82.89**	**301**	…
9. 12	2,600	1,915.80	104	76.76	25	2
10. 1	184,100	149,657.00	8,004	81.29	23	4
2	37,400	30,286.90	1,626	80.98	23	7
3	32,300	25,960.30	1,242	80.37	26	17
4	162,100	124,114.50	6,235	76.57	26	10
5	404,000	337,938.50	15,538	83.65	26	24
上	**822,500**	**669,873.00**	**5,520**	**81.44**	**149**	**31**
6	469,000	385,182.25	10,038	82.13	26	19
7	152,950	124,998.00	6,118	81.72	25	16
8	533,250	417,724.00	20,510	78.34	26	9
9	78,600	67,680.20	3,275	86.11	24	8
10	41,900	32,606.60	1,746	77.82	24	5
11	16,300	14,789.20	652	90.73	25	10
下	**1,292,000**	**1,042,982.25**	**8,613**	**80.73**	**150**	**35**
10 年 度	**2,114,500**	**1,712,855.25**	**7,072**	**81.01**	**299**	…
10. 12	330,700	272,856.70	13,228	82.51	25	11
11. 1	4,500	3,822.20	196	84.94	22	4
2	638,000	586,027.25	29,000	91.87	22	7
3	406,000円 3,000磅	331,759.50 21,600.00	15,615円 115磅	81.71 720.00	26	8 1
4	626,350円	572,872.99	26,098円	91.46	24	10
5	68,000円	57,120.25	2,519円	84.00	27	5
上	**2,073,550円** **3,000磅**	**1,824,558.89** **21,600.00**	**14,106円** **20磅**	**87.99** **720.00**	**147**	**19** **1**
6	79,700円	67,755.95	3,065円	85.01	26	11
7	68,400円	55,596.35	2,631円	81.28	26	8
8	157,100円	124,182.20	6,042円	79.05	26	4
9	132,200円	124,364.10	5,085円	94.07	26	10
10	325,200円	310,103.80	13,550円	95.36	24	10
11	1,439,900円	1,350,827.70	57,596円	93.81	25	7
下	**2,202,500円**	**2,032,830.10**	**14,395円**	**92.30**	**153**	**26**
11 年 度	**4,276,050円** **3,000磅**	**3,857,388.99** **21,690.00**	**14,254円** **10磅**	**90.21** **720.00**	**300**	…

第三表　取引種類別賣買表(實物取引—債券)（續）

(D) 地方債

年次		賣買高 額面	代金	一日平均賣買高	額面(百圓・百磅)平均値段	立會日數	銘柄數
年	月	円	円	円	円	日	種
大正 6	12	—	—	—	—	21	—
7.	1	—	—	—	—	23	—
	2	165,000	149,782.00	7,173	90.78	23	2
	3	—	—	—	—	25	—
	4	—	—	—	—	25	—
	5	22,000	21,295.00	814	96.80	27	11
	上	**187,000**	**171,077.00**	**1,298**	**91.49**	**144**	**12**
	6	—	—	—	—	25	—
	7	—	—	—	—	26	—
	8	—	—	—	—	26	—
	9	—	—	—	—	24	—
	10	1,200	1,091.00	48	90.92	25	2
	11	—	—	—	—	24	—
	下	**1,200**	**1,091.00**	**8**	**90.92**	**150**	**2**
7年度		**188,200**	**172,168.00**	**640**	**91.48**	**294**	…
7.	12	5,000	4,182.50	208	83.65	24	1
8.	1	—	—	—	—	24	—
	2	—	—	—	—	24	—
	3	20,000	17,500.00	833	87.50	24	1
	4	—	—	—	—	24	—
	5	11,000	10,153.00	440	92.30	25	11
	上	**36,000**	**31,835.50**	**248**	**88.43**	**145**	**11**
	6	—	—	—	—	25	—
	7	—	—	—	—	25	—
	8	—	—	—	—	26	—
	9	—	—	—	—	25	—
	10	—	—	—	—	24	—
	11	22,000	20,036.00	880	91.07	25	11
	下	**22,000**	**20,036.00**	**146**	**91.07**	**150**	**11**
8年度		**58,000**	**51,871.50**	**196**	**89.43**	**295**	…
8.	12	—	—	—	—	24	—
9.	1	—	—	—	—	23	—
	2	—	—	—	—	23	—
	3	—	—	—	—	27	—
	4	—	—	—	—	26	—
	5	28,500	25,567.50	1,096	89.71	26	12
	上	**28,500**	**25,567.50**	**191**	**89.71**	**149**	**12**

第三表　取引種類別賣買表(實物取引—債券)（續）

(D) 地方債

年次		賣買高					
		額面	代金	一日平均賣買高	額面(百圓・百磅)平均値段	立會日數	銘柄數
	年　月	円	円	円	円	日	種
大正	3. 12	2,000	1,940.00	87	97.00	23	1
	4. 1	3,000	2,943.00	130	98.10	23	1
	2	2,000	1,970.00	87	98.50	23	1
	3	1,000	960.00	38	96.00	26	1
	4	1,000	970.00	40	97.00	25	1
	5	10,000	9,220.00	384	92.20	26	7
	上	**19,000**	**18,003.00**	**130**	**94.75**	**146**	**7**
	6	5,000	4,675.20	192	93.50	26	2
	7	—	—	—	—	26	—
	8	—	—	—	—	25	—
	9	2,000	1,945.00	80	97.25	25	2
	10	7,000	6,950.00	269	99.29	26	2
	11	2,000	2,013.00	83	100.65	24	2
	下	**16,000**	**15,583.20**	**105**	**97.39**	**152**	**5**
	4年度	**35,000**	**33,586.20**	**117**	**95.96**	**298**	…
	4. 12	12,000	11,238.00	632	93.65	19	6
	5. 1	—	—	—	—	23	—
	2	—	—	—	—	24	—
	3	—	—	—	—	26	—
	4	—	—	—	—	24	—
	5	6,000	5,719.00	222	95.32	27	6
	上	**18,000**	**16,957.00**	**125**	**94.21**	**143**	**6**
	6	—	—	—	—	26	—
	7	—	—	—	—	26	—
	8	—	—	—	—	26	—
	9	—	—	—	—	25	—
	10	—	—	—	—	24	—
	11	5,000	4,825.00	208	96.50	24	5
	下	**5,000**	**4,825.00**	**33**	**96.50**	**151**	**5**
	5年度	**23,000**	**21,782.00**	**78**	**94.70**	**294**	…
	5. 12	—	—	—	—	23	—
	6. 1	—	—	—	—	23	—
	2	—	—	—	—	24	—
	3	—	—	—	—	26	—
	4	—	—	—	—	24	—
	5	5,000	4,910.00	185	98.20	27	5
	上	**5,000**	**4,910.00**	**34**	**98.20**	**147**	**5**
	6	—	—	—	—	26	—
	7	—	—	—	—	25	—
	3	—	—	—	—	26	—
	9	—	—	—	—	26	—
	10	—	—	—	—	23	—
	11	20,000	19,380.00	800	96.90	25	10
	下	**20,000**	**19,380.00**	**132**	**96.90**	**151**	**10**
	6年度	**25,000**	**24,290.00**	**84**	**97.16**	**298**	…

第三表　取引種類別賣買表(實物取引—債券)（續）

(C)　外　國　國　債

年次	賣買高 額面	代金	一日平均賣買高	額面(百圓・百磅)平均値段	立會日數	銘柄數
年 月		円		円	日	種
大正 11. 12	682,000円	667,707.00	27,280円	97.90	25	2
12. 1	30,000円	29,490.00	1,304円	98.30	23	1
2	10,000磅	65,000.00	435磅	650.00	23	1
3	70,000円 5,000磅	69,295.00 32,250.00	2,692円 192磅	98.99 645.00	26	2 1
4	—	—	—	—	24	—
5	20,000円	19,880.00	741円	99.40	27	1
上	**802,000円 15,000磅**	**786,372.00 97,250.00**	**5,419円 101磅**	**98.05 648.33**	**148**	**2 1**
6	5,000円 25,000磅	4,928.75 159,250.00	192円 962磅	98.58 637.00	26	1 1
7	10,000磅	63,300.00	400磅	633.00	25	1
8	20,000磅	124,000.00	769磅	620.00	26	1
9	—	—	—	—	1	—
10	—	—	—	—	12	—
11	-	—	—	—	25	—
下	**5,000円 55,000磅**	**4,928.75 346,550.00**	**43円 478磅**	**98.58 630.09**	**115**	**1 1**
12年度	**807,000円 70,000磅**	**791,300.75 443,800.00**	**3,068円 266磅**	**98.05 634.00**	**263**	…
12. 12	20,000円	19,700.00	833円	98.50	24	1
13. 1	50,000円	49,350.00	2,273円	98.70	22	1
2	—	—	—	—	24	—
3	—	—	—	—	25	—
4	10,000円 12,000磅	9,950.00 75,280.00	400円 480磅	99.50 627.33	25	1 1
5	—	—	—	—	27	—
上	**80,000円 12.000磅**	**79,000.00 75,280.00**	**544円 82磅**	**98.75 627.33**	**147**	**1 1**
6	100,000円 50,000磅	99,800.00 345,000.00	4,167円 2,083磅	99.80 690.00	24	1 1
7	20,000磅	140,000.00	800磅	700.00	25	1
8	—	—	·	—	26	—
9	1.000磅	7,100.00	40磅	710.00	25	1
10	10,000磅	71,500.00	400磅	715.00	25	1
11	55,000磅	407,750.00	2,200磅	741.36	25	1
下	**100,000円 136.000磅**	**99,800.00 971,350.00**	**667円 907磅**	**99.80 714.23**	**150**	**1 1**
13年度	**180,000円 148,000磅**	**178,800.00 1,046,630.00**	**606円 498磅**	**99.33 707.18**	**297**	…

第三表　取引種類別賣買表(實物取引—債劵)（續）

(C)　外　國　國　債

年次	額面	代金	一日平均賣買高	額面(百圓・百磅)平均値段	立會日數	銘柄數
年 月		円		円	日	種
大正 9. 12	1,000円	973.50	40円	97.35	25	1
10. 1	—	—	—	—	23	—
2	—	—	—	—	23	—
3	2,000円 100磅	1,975.00 460.00	77円 4磅	98.75 460.00	26	2 1
4	—	—	—	—	26	—
5	2,000円 100磅	1,983.00 470.00	77円 4磅	99.15 470.00	26	2 1
上	**5,000円 200磅**	**4,931.50 930.00**	**34円 1磅**	**98.63 460.00**	**149**	**3 1**
6	2,000円 100磅	1,993.00 500.00	77円 4磅	99.65 500.00	26	2 1
7	200,000円	199,600.00	8,000円	99.80	25	1
8	—	—	—	—	26	—
9	6,000円	5,940.00	250円	99.00	24	1
10	—	—	—	—	24	—
11	4,000円	3,936.00	160円	98.40	25	2
下	**212,000円 100磅**	**211,469.00 500.00**	**1,413円 1磅**	**99.75 500.00**	**150**	**3 1**
10年度	**217,000円 300磅**	**216,400.50 1,430.00**	**726円 1磅**	**99.72 476.67**	**299**	…
10. 12	—	—	—	—	25	—
11. 1	120,000円	116,960.00	5,217円	97.47	22	1
2	700,000円 20,000磅	681,800.00 110,000.00	31,818円 909磅	97.40 550.00	22	1 1
3	—	—	—	—	26	—
4	10,000磅	64,000.00	417磅	640.00	24	1
5	210,000円 5,000磅	203,400.00 30,000.00	7,778円 185磅	96.86 600.00	27	1 1
上	**1,030,000円 35,000磅**	**1,002,160.00 204,000.00**	**7,007円 238磅**	**97.30 582.86**	**147**	**1 1**
6	4,000円 35,000磅	4,000.00 218,600.00	154円 1,346磅	100.00 624.57	26	1 1
7	—	—	—	—	26	—
8	110,000円	107,780.00	4,231円	97.98	26	1
9	164,000円	160,371.00	6,308円	97.79	26	2
10	358,000円	349,998.00	14,917円	97.76	24	1
11	36,000円	35,421.00	1,440円	98.39	25	2
下	**672,000円 35,000磅**	**657,570.00 218,600.00**	**4,392円 229磅**	**97.85 624.57**	**153**	**[illegible] 1**
11年度	**1,702,000円 70,000磅**	**1,659,730.00 422,600.00**	**5,673円 233磅**	**97.52 603.71**	**300**	…

第三表　取引種類別賣買表（實物取引—債券）（續）

(C)　外國國債

年次	賣買高					
	額面	代金	一日平均賣買高	額面（百圓・百磅）平均値段	立會日數	銘柄數
年 月	円	円	円	円	日	銘
大正 7. 12	—	—	—	—	24	—
8. 1	11,000	10,994.50	458	99.95	24	1
2	1,000	996.00	42	99.60	24	1
3	2,000	2,000.00	83	100.00	24	1
4	—	—	—	—	24	—
5	2,000	2,010.00	80	100.50	25	1
上	**16,000**	**16,000.50**	**110**	**100.00**	**145**	**2**
6	—	—	—	—	25	—
7	—	—	—	—	25	—
8	—	—	—	—	26	—
9	—	—	—	—	25	—
10	—	—	—	—	24	—
11	—	—	—	—	25	—
下	—	—	—	—	**150**	—
8年度	**16,000**	**16,000.50**	**54**	**100.00**	**295**	…
8. 12	—	—	—	—	24	—
9. 1	—	—	—	—	23	—
2	—	—	—	—	23	—
3	1,000	985.00	37	98.50	27	1
4	—	—	—	—	26	—
5	2,000	1,980.00	77	99.00	26	1
上	**3,000**	**2,965.00**	**20**	**98.83**	**149**	**1**
6	—	—	—	—	26	—
7	—	—	—	—	26	—
8	—	—	—	—	25	—
9	—	—	—	—	25	—
10	600,000	561,600.00	23,077	93.60	26	1
11	—	—	—	—	24	—
下	**600,000**	**561,600.00**	**3,947**	**93.60**	**152**	**1**
9年度	**603,000**	**564,565.00**	**2,003**	**93.73**	**301**	…

第三表　取引種類別賣買表(實物取引—債券)（續）

(C)　外　國　國　債

年次	賣買高					
	額面	代金	一日平均賣買高	額面(百圓・百磅)平均値段	立會日數	銘柄數
年 月	円	円	円	円	日	種
大正 5. 12	—	—	—	—	23	—
6. 1	—	—	—	—	23	—
2	—	—	—	—	24	—
3	—	—	—	—	26	—
4	—	—	—	—	24	—
5	—	—	—	—	27	—
上	—	—	—	—	**147**	—
6	—	—	—	—	26	—
7	—	—	—	—	25	—
8	—	—	—	—	26	—
9	2,000	2,008.00	77	100.40	26	2
10	—	—	—	—	23	—
11	—	—	—	—	25	—
下	**2,000**	**2,008.00**	**13**	**100.40**	**151**	**2**
6 年 度	**2,000**	**2,008.00**	**7**	**100.40**	**298**	…
6. 12	—	—	—	—	21	—
7. 1	—	—	—	—	23	—
2	—	—	—	—	23	—
3	—	—	—	—	25	—
4	—	—	—	—	25	—
5	—	—	—	—	27	—
上	—	—	—	—	**144**	—
6	—	—	—	—	25	—
7	—	—	—	—	26	—
8	—	—	—	—	26	—
9	—	—	—	—	24	
10	—	—	—	—	25	—
11	5,000	4,985.00	208	99.70	24	1
下	**5,000**	**4,985.00**	**33**	**99.70**	**150**	**1**
7 年 度	**5,000**	**4,985.00**	**17**	**99.70**	**294**	…

第三表　取引種類別賣買表(實物取引—債券)（續）

(B) 外國債

年次	賣買高 額面	代金	一日平均賣買高	額面(百圓·百磅·五百法·百弗)平均値段	立會日數	銘柄數
年 月		円		円	日	種
大正 15. 8	65,000法	18,063.50	2,600法	138.95	25	1
9	10,000法	2,770.00	400法	138.50	25	1
10	70,000法	19,257.00	2,800法	137.55	25	1
	10,000磅	66,500.00	400磅	665.00		1
11	1,220,000法	334,471.50	48,800法	137.08	25	1
	50,000弗	102,500.00	2,000弗	205.00		1
	45,500磅	**395,450.00**	**301磅**	**869.12**		**4**
下	**1,602,500法**	**440,008.30**	**10,613法**	**137.29**	**151**	**1**
	50,000弗	**102,500.00**	**331弗**	**205.00**		**1**
	79,000磅	**656,960.00**	**263磅**	**831.59**		
15年度	**6,326,500法**	**1,752,940.75**	**21,088法**	**138.54**	**300**	…
	50,000弗	**102,500.00**	**167弗**	**205.00**		
15. 12	10,000磅	93,000.00	417磅	930.00	24	1
昭和 1.	195,000法	53,156.50	8,125法	136.30		1
	70,000磅	548,500.00	3,043磅	783.57		5
2. 1	945,000法	257,909.05	41,113法	136.46	23	1
	50,000弗	105,500.00	2,174弗	211.00		1
2	563,500法	153,180.55	268,333法	135.92	21	1
	27,000磅	222,700.00	1,039磅	824.81		5
3	4,847,500法	1,314,688.85	186,442法	135.60	26	1
	10,000弗	21,000.00	385弗	210.00		1
4	1,550,000法	418,117.20	67,391法	134.88	23	1
5	4,761,000法	1,283,670.50	183,115法	134.82	26	1
	107,000磅	**864,200.00**	**748磅**	**807.66**		**5**
上	**12,862,000法**	**3,480,722.65**	**89,944法**	**135.32**	**143**	**1**
	60,000弗	**126,200.00**	**420弗**	**210.33**		**1**
6	4,665,500法	1,254,091.50	179,442法	134.40	26	1
	20,000磅	140,000.00	769磅	700.00		2
7	9,984,000法	2,715,205.95	384,000法	135.98	26	1
	8,000弗	18,200.00	307弗	227.50		1
8	130,000磅	916,500.00	4,815磅	705.00	27	2
	5,614,000法	1,547,259.10	207,925法	137.80		1
	100,000磅	801,000.00	4,000磅	801.00		5
9	23,305,500法	6,502,804.55	932,220法	139.51	25	1
	1,000,000弗	2,200,000.00	40,000弗	220.00		1
10	110,000磅	954,500.00	4,400磅	867.73	25	4
	6,217,000法	1,750,431.90	248,680法	140.78		1
11	600,000磅	5,057,500.00	25,000磅	842.92	24	3
	30,896,500法	8,729,077.00	1,287,354法	141.26		1
	960,000磅	**7,869,500.00**	**6,275磅**	**819.74**		**5**
下	**80,682,500法**	**22,498,870.00**	**527,337法**	**139.43**	**153**	**1**
	1,008,000弗	**2,218,200.00**	**6,588弗**	**220.06**		**1**
	1,067,000磅	**8,733,700.00**	**3,605磅**	**819.13**		
2年度	**93,544,500法**	**25,979,592.65**	**316,029法**	**138.86**	**296**	…
	1,068,000弗	**2,344,400.00**	**3,608弗**	**219.51**		

第三表　取引種類別賣買表(實物取引—債券)（續）

(B)　外　國　債

年次		賣買高 額面	代金	一日平均賣買高	額面(百圓・百磅・五百法・百弗)平均値段	立會日數	銘柄數
年	月		円		円	日	種
大正13.	12	3,000磅	27,650.00	120磅	921.67	25	2
		1,460,000法	379,121.00	58,400法	129.84		1
14.	1	15,000磅	136,500.00	652磅	910.00	23	2
		750,000法	194,970.00	32.609法	129.98		1
	2	610,000法	159,220.00	26,522法	130.58	23	1
	3	815,000法	213,017.00	32,600法	130.69	25	1
	4	20,000磅	185,000.00	800磅	925.00	25	2
		510,000法	133,905.00	20,400法	131.28		1
	5	23,600磅	202,868.00	983磅	859.60	24	3
		10,300,000法	2,720,520.00	429,167法	132.06		1
	上	**61,600磅**	**552,018.00**	**425磅**	**896.13**	**145**	**4**
		14,445,000法	**3,800,753.00**	**99,621法**	**131.56**		**1**
	6	22,000磅	199,900.00	846磅	908.64	26	1
		1,600,000法	423,130.00	61,538法	132.23		1
	7	117,400磅	1,063,800.00	4,515磅	906.13	26	5
		1,760,000法	467,248.00	67,615法	132.74		1
		51,000弗	117,810.00	1,962弗	231.00		1
	8	24,200磅	173,514.00	968磅	717.00	25	1
		1,300,000法	346,580.00	52,000法	133.30		1
		10,000弗	22,400.00	400弗	224.00		1
	9	883,000法	235,554.40	35,320法	133.38	25	1
	10	4,709,000法	1,269,360.20	188,360法	134.78	25	1
	11	863,000法	237,804.00	35,958法	137.78	24	1
	下	**163,600磅**	**1,437,214.00**	**1,083磅**	**878.37**	**151**	**5**
		11,115,000法	**2,979,676.60**	**73,609法**	**134.04**		**1**
		61,000弗	**140,210.00**	**404弗**	**229.85**		**1**
14年度		**225,200磅**	**1,989,232.00**	**761磅**	**883.32**	**296**	**…**
		25,560,000法	**6,780,429.60**	**86,351法**	**132.64**		
		61,000弗	**140,210.00**	**206弗**	**229.85**		
14.	12	33,500磅	261,510.00	1,340磅	780.63	25	4
		1,500,000法	417,685.00	60,000法	139.23		1
15.	1	250,000法	70,905.00	10,878法	141.81	23	1
	2	735,000法	206,301.00	31,957法	140.34	23	1
	3	420,500法	117,065.60	15,574法	139.20	27	1
	4	800,000法	221,920.00	32,000法	138.70	25	1
	5	1,018,500法	279,055.85	39,173法	136.99	26	1
	上	**33,500磅**	**261,510.00**	**225磅**	**780.63**	**149**	**4**
		4,724,000法	**1,312,932.45**	**31,705法**	**138.95**		**1**
	6	1,000磅	6,600.00	40磅	660.00	25	1
		110,000法	30,297.00	4,400法	137.71		1
	7	34,500磅	322,350.00	1,327磅	934.35	26	3
		127,500法	35,149.30	4,904法	137.84		1

第三表　取引種類別賣買表(實物取引―債券)（續）

(B)　外　國　債

年次	賣買高 額面	代金	一日平均賣買高	額面(百圓・百磅・五百法・百弗)平均値段	立會日數	銘柄數
年　月		円		円	日	
大正 12.　4	45,000磅	325,050.00	1,875磅	722.33	24	4
	900,000法	233,190.00	37,500法	129.55		1
5	980,000法	253,418.00	36,296法	129.29	27	1
上	**231,000磅**	**1,733,630.00**	**1,561磅**	**750.49**	**148**	**6**
	4,665,000法	**1,216,336.00**	**31,520法**	**130.37**		**1**
6	1,500法	387.60	58法	129.20	26	1
7	35,000磅	280,200.00	1,400磅	800.57	25	3
	280,000法	72,128.00	11,200法	128.80		1
8	20,000磅	157,800.00	769磅	789.00	26	2
	550,000法	141,680.00	21,154法	128.80		1
9	—	—	—	—	1	—
10	—	—	—	—	12	—
11	1,810,000法	467,346.00	72,400法	129.10	25	1
下	**55,000磅**	**438,000.00**	**478磅**	**796.36**	**115**	**2**
	2,641,500法	**681,541.60**	**22,970法**	**129.01**		**1**
12 年 度	**286,000磅**	**2,171,630.00**	**1,087磅**	**759.31**	**263**	…
	7,306,500法	**1,897,877.60**	**27,781法**	**129.88**		
12.　12	50,000法	12,850.00	2,083法	128.50	24	1
13.　1	900,000法	230,500.00	40,909法	128.06	22	1
2	20,000磅	208,875.00	833磅	1,044.38	24	1
	1,900,000法	482,140.00	79,167法	126.88		1
3	40,000磅	387,000.00	1,600磅	967.50	25	2
	100,000法	24,450.00	4,000法	122.25		1
4	1,413,500法	346,507.30	56,540法	122.57	25	1
5	20,000磅	153,000.00	741磅	765.00	27	2
	5,282,000法	1,300,300.80	195,630法	123.09		1
上	**80,000磅**	**748,875.00**	**544磅**	**936.09**	**147**	**4**
	9,645,500法	**2,396,748.10**	**65,616法**	**124.24**		**1**
6	30,000磅	211,500.00	1,250磅	705.00	24	3
	2,175,000法	534,350.00	90,625法	122.84		1
7	2,000,000法	502,820.00	80,000法	125.71	25	1
8	50,000磅	390,000.00	1,923磅	780.00	26	1
	10,950,000法	2,812,674.00	421,154法	128.43		1
9	24,000磅	279,550.00	960磅	1,164.79	25	4
10	100,000磅	830,000.00	4,000磅	830.00	25	1
	2,300,000法	589,070.00	92,000法	128.06		1
11	1,000磅	8,850.00	40磅	885.00	25	1
	3,610,000法	926,076.00	14,440法	128.27		1
下	**205,000磅**	**1,719,900.00**	**1,367磅**	**838.98**	**150**	**6**
	21,035,000法	**5,364,990.00**	**140,233法**	**127.59**		**1**
13 年 度	**285,000磅**	**2,468,775.00**	**960磅**	**866.24**	**297**	…
	30,680,500法	**7,761,738.10**	**103,301法**	**126.49**		

第三表　取引種類別賣買表(實物取引—債券)（續）

(B) 外國債

年次	賣買高：額面	賣買高：代金	賣買高：一日平均賣買高	賣買高：額面(百圓・百磅・五百法・百弗)平均値段	立會日數	銘柄數
年　月		円		円	日	種
大正 10. 11	60,900磅 1,531,000法	403,706.00 382,230.00	2,436磅 61,240法	662.90 124.83	25	6 1
下	**1,362,200磅 6,673,000法**	**10,702,376.00 1,593,313.60**	**9,081磅 44,487法**	**787.14 119.39**	**150**	**5 2**
10 年度	**2,583,200磅 28,172,000法**	**19,472,393.00 6,429,416.50**	**8,639磅 94,221法**	**753.81 114.11**	**299**	…
10. 12	130,000磅 572,000法	960,500.00 141,399.00	5,200磅 22,880法	738.85 123.60	25	1 1
11. 1	150,000磅 33,500法	936,000.00 8,308.00	6,522磅 1,457法	624.00 124.00	22	1 1
2	465,000磅 6,117,500法	3,309,800.00 1,588,822.00	21,136磅 278,068法	711.78 129.86	22	5 2
3	172,000磅 2,410,500法	1,199,300.00 604,829.40	6,615磅 92,712法	697.26 125.46	26	4 2
4	416,000磅 602,500法	3,432,730.00 150,614.00	17,333磅 25,104法	825.17 124.99	24	6 1
5	202,500磅 1,710,500法	1,769,845.00 495,295.00	7,500磅 63,352法	874.00 144.78	27	4 2
上	**1,535,500磅 11,446,500法**	**11,608,175.00 2,989,267.40**	**10,446磅 77,867法**	**755.99 130.58**	**147**	**6 2**
6	5,000磅 367,000法	40,350.00 93,544.40	192磅 14,115法	807.00 127.44	26	1 2
7	10,000磅 924,500法	79,500.00 297,634.80	385磅 35,558法	795.00 160.97	26	1 2
8	5,000磅 610,000法	38,000.00 158,561.00	192磅 23,461法	760.00 129.97	26	1 1
9	15,000磅 865,000法	130,050.00 261,431.50	577磅 33,269法	867.00 151.12	26	2 2
10	1,145,000法	299,255.00	47,708法	130.68	24	1
11	200,000法	52,360.00	8,000法	130.90	25	1
下	**35,000磅 4,111,500法**	**287,900.00 1,162,786.70**	**229磅 26,873法**	**822.57 141.41**	**153**	**3 2**
11 年度	**1,570,500磅 15,558,000法**	**11,896,075.00 4,152,054.10**	**5,235磅 51,860法**	**757.47 133.44**	**300**	…
11. 12	55,000磅 500,000法	439,400.00 130,600.00	2,200磅 20,000法	798.91 130.60	25	2 1
12. 1	1,345,000法	352,339.00	58,478法	130.98	23	1
2	68,000磅 580,000法	512,230.00 152,493.00	2,957磅 25,217法	753.28 131.46	23	4 1
3	63,000磅 360,000法	456,950.00 91,296.00	2,423磅 13,846法	725.32 130.96	26	4 1

第三表　取引種類別賣買表（實物取引―債券）（續）

（B）外國債

年次	賣買高 額面	代金	一日平均賣買高	額面（百圓・百磅・五百法・百弗）平均値段	立會日數	銘柄數
年　月	磅・法・弗	円	磅・法・弗	円	日	種
大正 8. 12	—	—	—	—	24	—
9. 1	—	—	—	—	23	—
2	—	—	—	—	23	—
3	—	—	—	—	27	—
4	—	—	—	—	26	—
5	—	—	—	—	26	—
上	—	—	—	—	**149**	—
6	—	—	—	—	26	—
7	—	—	—	—	26	—
8	—	—	—	—	25	—
9	200,000法	53,800.00	8,000法	134.50	25	2
10	500法	181.50	19法	181.50	26	1
11	73,000法	25,845.90	3,042法	177.03	24	2
下	**273,500法**	**79,827.40**	**1,799法**	**145.94**	**152**	**2**
9年度	**273,500法**	**79,827.40**	**909法**	**145.94**	**301**	…
9. 12	2,000磅 80,000法	15,624.00 28,848.00	80磅 3,200法	781.20 180.30	25	1 1
10. 1	120,600磅 2,801,000法	924,487.00 613,798.00	5,243磅 121,783法	766.57 109.57	23	6 2
2	150,200磅 1,120,000法	928,900.00 252,268.00	6,530磅 48,696法	618.44 112.62	23	4 1
3	251,700磅 8,813,000法	1,645,485.00 1,981,614.00	9,681磅 338,962法	653.75 112.43	26	6 1
4	270,800磅 5,253,000法	2,185,570.00 1,181,404.00	10,415磅 222,038法	807.08 112.45	26	5 2
5	425,700磅 3,432,000法	3,069,951.00 778,170.90	16,373磅 132,000法	721.20 113.37	26	6 2
上	**1,221,000磅 21,499,000法**	**8,770,017.00 4,836,102.90**	**8,195磅 144,289法**	**718.27 112.47**	**149**	**6 2**
6	81,100磅 2,727,500法	496,470.00 624,676.00	3,119磅 104,904法	612.47 114.51	26	2 2
7	60,200磅 750,500法	438,200.00 173,740.00	2,408磅 30,020法	727.91 115.75	25	3 2
8	680,000磅 1,150,000法	5,169,500.00 275,010.00	26,154磅 44,231法	760.22 119.57	26	2 1
9	50,000磅 514,000法	373,500.00 137,657.60	2,083磅 21,417法	747.00 133.91	24	1 2
10	430,000磅	3,821,000.00	17,917磅	888.60	24	2

第三表　取引種類別賣買表(實物取引—債券)（續）

(A) 國　　債

年　次	賣	買	高			
	額　面	代　金	一日平均賣買高	額面(百圓)平均値段	立會日數	銘柄數
年　月	円	円	円	円	日	種
大正 14. 6	22,556,550	19,574,487.83	867,560	86.78	26	34
7	15,406,250	12,871,404.03	592,548	83.55	26	20
8	13,319,750	11,181,441.29	532,790	83.95	25	17
9	17,308,200	14,591,849.97	692,328	84.31	25	17
10	19,058,675	16,206,873.54	762,347	85.04	25	35
11	24,401,175	20,931,842.05	1,016,716	85.78	24	15
下	**112,050.600**	**95,357,894.71**	**742,057**	**85.10**	**151**	**36**
14年度	**229,779,775**	**197,124,518.94**	**776.283**	**85.79**	**296**	**…**
14 12	21,141,775	18,503,575.21	845,670	87.53	25	34
15. 1	20,584,075	17,893,749.99	894,961	86.93	23	35
2	18,049,875	15,952,085.55	784,777	88.38	23	35
3	18,930,800	16,175,711.67	701,141	85.45	27	19
4	16,475,775	14,105,916.37	659,031	85.62	25	22
5	18,236,350	15,519,231.38	701,398	85.10	26	34
上	**113,418.650**	**98,150,270.17**	**761,199**	**86.54**	**149**	**36**
6	8,304,475	7,028,055.41	332,179	84.63	25	30
7	15,072,050	13,084,987.59	579,694	86.82	26	35
8	7,338,775	6,163,407.81	293,551	83.98	25	23
9	9,758,050	8,255,676.79	390,322	84.60	25	26
10	17,868,850	15,867,369.20	714,554	88.82	25	37
11	26,996,500	24,176,916.[illegible]	1,079,866	89.56	25	37
下	**85,333,850**	**74.576.412.85**	**565,125**	**87.40**	**151**	**37**
15年度	**198.752.500**	**172,726.683.02**	**662,508**	**86.91**	**300**	**…**
15. 昭和 1. 12	13,305,200	12,182,490.97	558,550	87.89	24	24
2. 1	13,148,050	[illegible]	571,654	86.70	23	38
2	[illegible]	11,476,490.41	610,464	87.96	21	38
3	14,539.925	12,775,865.80	559,228	87.87	26	38
4	[illegible]	17,529,202.36	860,963	88.52	23	37
5	[illegible]	[illegible]	2,224,041	93.91	26	35
上	**131.540.150**	**119,667 627 01**	**919,861**	**90.97**	**143**	**38**
6	[illegible]	12,544,631.87	544,378	88.63	26	27
7	28,056,500	24,958,271.04	1,079,096	88.96	26	38
8	[illegible]	[illegible]	1,843,927	88.35	27	33
9	[illegible]	[illegible]	1,637,730	92.57	25	38
10	[illegible]	[illegible]	1,934,172	93.82	25	38
11	[illegible]	[illegible]	2,840,643	95.01	24	33
下	**249.469.325**	**229,535.287.33**	**1,630,518**	**92.01**	**153**	**39**
2年度	**381.009.475**	**349.202.914.34**	**1,287,194**	**91.65**	**296**	**…**

第三表　取引種類別賣買表(實物取引—債券)（續）

(A) 國　債

年次	賣買高 額面	代金	一日平均賣買高	額面(百圓)平均値段	立會日數	銘柄數
年 月	円	円	円	円	日	種
大正 11. 12	10,431,825	9,112,959.95	417,273	87.36	25	29
12. 1	16,132,800	14,279,705.18	701,426	88.51	23	29
2	11,042,250	9,853,135.14	480,098	89.23	23	29
3	12,492,325	10,905,742.61	480,474	87.30	26	29
4	9,143,875	7,908,017.43	380,995	86.43	24	26
5	12,593,675	11,187,149.83	466,432	88.83	27	31
上	**71,836,750**	**63,246,710.14**	**485,383**	**88.04**	**148**	**31**
6	14,183,975	12,485,091.90	545,538	88.02	26	31
7	12,701,400	11,050,131.08	508,056	87.00	25	33
8	12,343,275	10,891,394.79	474,741	88.24	26	33
9	65,050	56,632.00	65,050	87.06	1	6
10	4,372,250	3,790,299.25	364,354	86.69	12	18
11	10,970,575	9,241,827.36	438,823	84.24	25	28
下	**54,636,525**	**47,515,376.38**	**475,100**	**86.97**	**115**	**34**
12 年度	**126,473,275**	**110,762,086.52**	**480,887**	**87.58**	**263**	…
12. 12	15,372,400	13,598,702.44	640,517	88.46	24	33
13. 1	19,366,350	17,284,570.52	880,289	89.25	22	33
2	9,461,625	8,399,415.45	394,234	88.77	24	32
3	10,616,875	9,159,774.21	424,675	86.28	25	32
4	10,237,400	8,809,492.80	409,496	86.05	25	22
5	14,628,500	12,514,827.20	541,796	85.55	27	33
上	**79,683,150**	**69,766,782.62**	**542,062**	**87.56**	**147**	**35**
6	18,662,900	16,043,859.16	777,621	85.97	24	33
7	20,142,100	17,681,531.64	805,684	87.78	25	33
8	8,192,475	7,182,578.03	315,095	87.67	26	17
9	15,433,075	13,462,568.22	617,323	87.23	25	33
10	10,013,050	8,783,402.80	400,522	87.72	25	33
11	12,580,450	10,748,692.78	503,218	85.44	25	33
下	**85,024,050**	**73,902,632.63**	**566,827**	**86.92**	**150**	**34**
13 年度	**164,707,200**	**143,669,415.25**	**554,570**	**87.23**	**297**	…
13. 12	13,719,425	11,808,176.18	548,777	86.80	25	33
14. 1	14,819,650	12,886,873.18	644,333	86.96	23	34
2	13,015,150	11,317,707.48	565,876	86.96	23	33
3	18,040,200	15,788,109.89	721,608	87.52	25	33
4	15,984,175	13,526,436.99	639,367	84.62	25	34
5	42,150,575	36,439,320.51	1,756,274	86.46	24	34
上	**117,729,175**	**101,766,624.23**	**811,925**	**86.44**	**145**	**35**

第三表　取引種類別賣買表(實物取引—債券)（續）

(A)　國　　債

年次	賣買高					
	額面	代金	一日平均賣買高	額面(百圓)平均値段	立會日數	銘柄數
年　月	円	円	円	円	日	種
大正 9. 6	711,350	604,492.32	27,360	84.98	26	26
7	328,700	286,600.15	12,642	87.19	26	20
8	284,600	245,907.00	11,384	86.40	25	19
9	3,552,750	3,003,288.30	142,110	84.53	25	17
10	7,995,150	6,645,974.47	307,506	83.13	26	27
11	6,320,525	5,252,949.60	263,355	83.11	24	27
下	**19,193,075**	**16,039,211.84**	**126,270**	**83.57**	**152**	**30**
9年度	**20.751,525**	**17,417,537.29**	**68,942**	**83.93**	**301**	…
9. 12	11,885,825	10,160,730.51	475,433	85.48	25	29
10. 1	58,047,750	53,566,883.34	2,523,815	92.28	23	28
2	22,327,000	20,417,959.14	970,739	91.49	23	27
3	16,787,400	14,547,862.97	645,669	86.66	26	30
4	11,443,025	9,920,442.21	440,116	86.69	26	32
5	16,756,775	14,879,484.67	644,491	88.51	26	33
上	**137,247,775**	**123,493,362.84**	**921,126**	**89.98**	**149**	**36**
6	8,218,200	6,788,251.13	316,085	82.60	26	31
7	8,279,875	7,032,091.09	331,195	84.93	25	33
8	31,786,050	28,714,576.59	1,222,540	90.34	26	32
9	6,138,700	5,392,594.49	255,779	87.85	24	25
10	3,149,875	2,606,848.40	131,245	82.76	24	34
11	18,385,700	15,935,638.39	735,428	86.68	25	33
下	**75,958,400**	**66.470,000.09**	**506,389**	**87.51**	**150**	**41**
10年度	**213,206,175**	**189,963,362.93**	**713,064**	**89.10**	**299**	…
10. 12	5,382,500	4,561,347.64	215,300	84.74	25	26
11. 1	8,514,800	7,329,784.76	370,209	86.08	22	26
2	5,925,575	5,287,636.88	269,344	89.23	22	27
3	16,261,350	13,986,585.58	625,437	86.01	26	27
4	11,181,700	9,950,922.46	465,904	88.99	24	25
5	20,883,400	18,492,487.28	773,459	88.55	27	27
上	**68,149,325**	**59,608,764.60**	**463,601**	**87.47**	**147**	**30**
6	13,315,375	11,047,351.52	512,130	82.97	26	27
7	12,552,800	10,766,127.10	482,800	85.77	26	27
8	9,136,550	7,669,125.93	351,406	83.94	26	26
9	12,342,200	10,317,423.67	474,700	83.59	26	28
10	5,456,075	4,607,485.37	227,336	84.44	24	27
11	14,527,425	12,527,219.13	581,097	86.24	25	29
下	**67,330,425**	**56,934,732.72**	**440,068**	**84.56**	**153**	**30**
11年度	**135,479,750**	**116.543,497.32**	**451,599**	**86.02**	**300**	…

第三表　取引種類別賣買表(實物取引—債券)　(續)

(A)　國　　債

年次	賣買高 額面	賣買高 代金	一日平均賣買高	額面(百圓)平均値段	立會日數	銘柄數
年 月	円	円	円	円	日	種
大正 6. 12	6,294,000	5,635,537.50	299,714	89.54	21	10
7. 1	6,519,000	5,733,399.50	283,435	87.95	23	11
2	5,937,500	5,294,629.50	258,153	89.17	23	7
3	6,003,000	5,266,478.00	240,120	87.73	25	11
4	4,901,000	4,413,618.00	196,040	90.06	25	4
5	939,000	850,902.00	34,779	90.62	27	9
上	**30,593,500**	**27,194,564.50**	**212,455**	**88.89**	**144**	**11**
6	802,000	702,080.00	32,080	87.54	25	12
7	2,708,000	2,293,854.00	104,154	84.71	26	13
8	1.325,000	1,165,627.00	50,962	87.97	26	9
9	854,650	784,736.70	35,610	91.82	24	7
10	724,700	654,818.35	28,988	90.36	25	7
11	506,950	448,744.50	21,123	88.52	24	7
下	**6,921,300**	**6,049,860.55**	**46,142**	**87.41**	**150**	**14**
7年度	**37,514,800**	**33,244,425.05**	**127,601**	**88.62**	**294**	…
7. 12	673,400	607,139.45	28,059	90.16	24	9
8. 1	478,800	440,994.50	19,950	92.10	24	13
2	427,850	369,079.00	17,827	86.26	24	5
3	444,250	340,114.85	18,511	76.56	24	11
4	258,200	233,260.80	10,758	90.34	24	6
5	259,600	233,411.40	10,384	89.91	25	11
上	**2,542,100**	**2,224,000.00**	**17,532**	**87.49**	**145**	**15**
6	469,350	418,902.55	18,774	89.25	25	11
7	235,100	206,550.05	9,404	87.86	25	5
8	127,000	109,223.50	4,885	86.00	26	5
9	190,500	166,724.10	7,620	87.52	25	7
10	494,200	437,416.40	20,592	88.51	24	7
11	305,700	269,647.50	12,228	88.21	25	10
下	**1,821,850**	**1,608,464.10**	**12,146**	**88.29**	**150**	**14**
8年度	**4,363,950**	**3,832,464.10**	**14.794**	**87.82**	**295**	…
8. 12	731,100	658,935.30	30,463	90.13	24	19
9. 1	260,150	225,104.50	11,311	86.53	23	7
2	173,400	148,924.15	7,539	85.88	23	5
3	88,600	75,662.00	3,281	85.40	27	18
4	33,900	28,689.00	1,304	84.63	26	4
5	271,300	241,010.50	10,435	88.84	26	25
上	**1,558,450**	**1,378,325.45**	**10,459**	**88.44**	**149**	**25**

第三表　取引種類別賣買表(實物取引—債券)（續）

(A) 國　　債

年次	賣買高 額面	賣買高 代金	一日平均賣買高	額面(百圓)平均値段	立會日數	銘柄數
年 月	円	円	円	円	日	種
大正 3. 12	504,000	…	21,913	…	23	5
4. 1	313,000	269,702.50	13,609	86.17	23	5
2	770,000	706,235.00	33,478	91.72	23	5
3	364,000	314,397.00	14,000	86.37	26	5
4	5,656,000	4,944,254.50	226,232	87.42	25	4
5	4,725,000	4,159,990.00	181,735	88.04	26	5
上	**12,332,000**	…	**84.582**	…	**146**	**6**
6	5,301,000	4,770,785.80	203,885	90.00	26	7
7	3,398,000	3,097,631.50	130,692	91.16	26	6
8	2,602,000	2,384,851.50	104,080	91.65	25	5
9	6,137,000	5,671,975.50	245,480	92.42	25	6
10	3,817,000	3,577,805.00	146,808	93.73	26	4
11	5,316,000	5,043,856.00	221,500	94.88	24	7
下	**26,571,000**	**24,546,905.30**	**174.809**	**92.38**	**152**	**7**
4 年 度	**38,903,000**	…	**130.658**	…	**298**	…
4. 12	3,408,000	3,174,713.50	179,368	93.15	19	6
5. 1	4,715,000	4,434,444.00	205,000	94.05	23	4
2	3,653,200	3,415,300.55	152,217	93.49	24	5
3	3,325,000	3,137,105.50	127,885	94.35	26	6
4	3,896,000	3,674,867.00	162,333	94.32	24	4
5	3,021,000	2,740,506.00	111,889	90.72	27	7
上	**22,018,200**	**20,576,936.55**	**153,974**	**93.45**	**143**	**8**
6	2,990,000	2,687,264.50	115,000	89.88	26	7
7	4,907,000	4,605,161.50	188,731	93.85	26	6
8	2,632,000	2,505,608.00	101,231	95.20	26	7
9	3,526,000	3,321,169.50	141,040	94.19	25	6
10	5,480,000	5,101,018.00	228,333	93.08	24	5
11	4,109,000	3,868,857.00	171,209	94.16	24	7
下	**23.644.000**	**22.089,078.50**	**156.583**	**93.42**	**151**	**8**
5 年 度	**45,662.200**	**42.666,015.05**	**155.314**	**93.44**	**294**	…
5. 12	3,402,000	3,048,407.00	147,913	89.61	23	5
6. 1	4,073,000	3,658,160.00	177,087	89.82	23	5
2	4,474,000	4,100,302.00	186,417	91.65	24	6
3	4,781,000	4,283,388.00	183,885	89.59	26	5
4	4,435,000	4,044,681.50	184,792	91.20	24	6
5	3,938,000	3,577,710.00	145,852	90.85	27	9
上	**25,103,000**	**22.712,448 50**	**170,769**	**90.48**	**147**	**12**
6	4,269,000	3,813,648.00	164,192	89.33	26	8
7	4,558,000	4,022,281.00	182,320	88.25	25	6
8	4,448,000	4,012,028.00	171,077	90.20	26	9
9	4,374,000	3,901,059.00	168,231	89.19	26	9
10	4,435,000	3,989,494.00	192,826	89.95	23	11
11	4,300,000	3,906,105.00	172,000	90.87	25	11
下	**26,384,000**	**23,644,615.00**	**174.729**	**89.62**	**151**	**13**
6 年 度	**51,487,000**	**46.357.063 50**	**172.775**	**90.04**	**298**	…

第三表　取引種類別賣買表（實物取引—債券）（續）

(A)　國　　債

年　次		賣買高 額面	一日平均賣買高	立會日數	銘柄數
年		円	円	日	種
明治 25	上	54,800	381	144	5
	下	24,075	167	144	3
25 年 度		**78,875**	**274**	**288**	**7**
26	上	39,650	287	138	3
	下	23,250	164	142	1
26 年 度		**62,900**	**225**	**280**	**3**
27	上	18,200	128	142	1
	下	15,800	110	144	1
27 年 度		**34,000**	**119**	**286**	**1**
28	上	7,900	54	147	1
	下	7,900	53	148	2
28 年 度		**15,800**	**54**	**295**	**2**
29	上	12,900	87	148	2
	下	2,200	15	148	1
29 年 度		**15,100**	**51**	**296**	**2**
30	上	11,000	76	145	1
	下	259,600	1,731	150	7
30 年 度		**270,600**	**917**	**295**	**7**
31	上	106,300	818	130	4
	下	36,400	244	149	4
31 年 度		**142,700**	**511**	**279**	**5**
32	上	948,250	6,407	148	3
	下	37,950	255	149	3
32 年 度		**986,200**	**3,321**	**297**	**3**
33	上	35,000	235	149	5
	下	18,700	123	152	5
33 年 度		**53,700**	**178**	**301**	**5**
34	上	106,000	716	148	5
	下	180,550	1,188	152	6
34 年 度		**286,550**	**955**	**300**	**6**
35	上	45,130	305	148	6
	下	67,776	446	152	6
35 年 度		**112,906**	**376**	**300**	**6**
36	上	9,268	63	148	6
	下	11,052	74	150	6
36 年 度		**20,320**	**68**	**298**	**5**
37	上	338,524	2,242	151	6
	下	98,550	776	127	5
37 年 度		**437.074**	**1,572**	**278**	**5**

年　次			賣買高 額面	一日平均賣買高	立會日數	銘柄數
年			円	円	日	種
明治 38	上		1,962,136	13,258	148	8
	下		9,736	64	152	7
38 年 度			**1,971.872**	**6.573**	**300**	**8**
39	上		25,747,910	175,156	147	11
	下		490,278	3,204	153	12
39 年 度			**26.238.188**	**87,461**	**300**	**12**
40	上		12,720,300	88,953	143	10
	下		5,044,600	32,757	154	10
40 年 度			**17,764,900**	**59,814**	**297**	**10**
41	上		2,745,342	18,804	146	11
	下		5,036,675	32,919	153	10
		(英)	619,000	4,046		13
41 年 度			**7,782,017**	**26.027**	**299**	**13**
		(英)	**619,000**	**2,070**		**13**
42	上		5,901,500	40,146	147	12
		(英)	8,544,230	58,124		15
	下		1,308,050	8,549	153	6
		(英)	24,663,500	161.199		13
42 年 度			**7.209.550**	**24.032**	**300**	**14**
		(英)	**33,207,730**	**110.692**		**19**
43	上		425,500	2,914	146	5
		(英)	39,456,000	270,247		13
	下		96,000	627	153	2
		(英)	21,300,000	139,216		12
43 年 度			**521,500**	**17.440**	**299**	**5**
		(英)	**60,756,000**	**203,197**		**16**
44	上		32,000	221	145	1
		(英)	10,293,000	70,986		9
	下		40,000	261	153	1
		(英)	2,195,000	14,346		7
44 年 度			**72.000**	**242**	**298**	**2**
		(英)	**12.488.000**	**41,906**		**10**
45	上		—	—	147	—
		(英)	992,800	6,754		6
大正 1	下		—	—	148	—
		(英)	2,313,000	15,628		6
明治45 大正1 年度			**—**	**—**	**295**	**—**
		(英)	**3.305.800**	**11,206**		**7**
2	上		—	—	147	—
		(英)	1,647,900	11,210		6
	下		21,200	140	151	2
		(英)	2,996,000	19,841		6
2 年 度			**21 200**	**71**	**298**	**2**
		(英)	**4,643,900**	**15,584**		**6**
3	上		14.000	98	143	2
		(英)	2,427,000	16,972		11
	下		647,150	4,286	151	6
		(英)	1,048,000	6,940		6
3 年 度			**661,150**	**2.249**	**294**	**8**
		(英)	**3.475,000**	**11,820**		**11**

第三表　取引種類別賣買表(實物取引—債券)

(一)實物取引之部
- (イ)金銀貨幣(第二表參照)
- (ロ)債　券　(A)國　債　(B)外國債　(C)外國國債　(D)地方債　(E)社　債 …………賣買高
- (ハ)株　式 …………賣買高

(附)延取引之部

(二)長期取引之部
- (イ)金銀貨幣(第二表參照)
- (ロ)債　券　(A)國　債　(B)外國債　(C)地方債　(D)社　債 …………賣買高・受渡高
- (ハ)株　式 …………(1) 賣買高・受渡高　(2) 最多最少賣買高・取組高

(三)短期取引之部 ……株　式 …………(1) 賣買高・受渡高　(2) 最多最少賣買高・繰延高

(一)　實　物(現場・直・延・現物)取引之部

(イ)　金銀貨幣　(第二表參照)

(ロ)　債　　券

(A)　國　　債

年次	賣買高 額面	一日平均賣買高	立會日數	銘柄數
年	円	円	日	種
明治 11 下	8,692,200	51,433	169	5
11 年度	**8.692,200**	**51,433**	**169**	**5**
12 上	33,906,400	240,471	141	5
12 下	24,413,300	170,722	143	5
12 年度	**58,319,700**	**205,351**	**284**	**5**
13 上	20,569,500	143,843	143	5
13 下	52,031,500	391,214	133	1
13 年度	**72,601,000**	**263.047**	**276**	**5**
14 上	—	—	—	—
14 下	—	—	—	—
14 年度	—	-	—	—
15 上	—	—	—	—
15 下	—	—	—	—
15 年度	—	—	—	—
16 上	—		—	—
16 下	—	—	—	—
16 年度	—	-	—	—
17 上		—	—	—
17 下	—	—	—	—
17 年度	—	—	—	—
明治 18 上	—	—	—	—
18 下	—	—	—	—
18 年度	—	—	—	—
19 上	22,580	160	141	4
19 下	15,540	108	144	5
19 年度	**38,120**	**134**	**285**	**5**
20 上	14,995	104	144	4
20 下	—	—	144	—
20 年度	**14,995**	**52**	**288**	**4**
21 上	200	1	143	1
21 下	—	—	145	—
21 年度	**200**	**1**	**288**	**1**
22 上	9,450	68	140	1
22 下	100	1	146	1
22 年度	**9,550**	**33**	**286**	**1**
23 上	175,705	1,255	140	5
23 下	118,205	815	145	5
23 年度	**293,910**	**1,031**	**285**	**5**
24 上	164,675	1,185	139	8
24 下	135,555	941	144	9
24 年度	**300,230**	**1,061**	**283**	**10**

受　渡　高　一　覽　表（續）

部		株式之部								
總計		實物取引	延取引		短期取引		長期取引		總計	
賣買高	受渡高		賣買高	受渡高	賣買高	受渡高	賣買高	受渡高	賣買高	受渡高
		株	株	株	株	株	株	株	株	株
525,913,720円 1,397,000磅 129,979,500法 1,088,000弗	430,928,720円 1,397,000磅 105,169,500法 1,088,000弗	7,555,343			23,144,530	4,144,260	37,566,150	6,257,660	68,266,023	17,957,263
3,039,457,797円 6,717,200磅 271,666,500法 1,199,000弗	2,222,047,397円 6,717,200磅 230,911,500法 1,199,000弗	94,526,846 (罷)11,544,869	709,992	80,390	86,393,940	13,695,960	577,149,036	68,000,643	770,324,683	187,848,708

四　長期(定期・清算)取引に於ては明治十一年下半期以降は定期取引、大正十一年下半期以降は清算取引、同十三年下半期以降(株式)・同十四年下半期以降(債券)は長期取引と稱す

（イ）　金銀貨幣は明治十二年十月賣買開始、同十三年四月以降停止、同十六年八月以降二ヶ月以内の取引再開せられしが數ヶ月を出ずして休止の狀態となり、同十九年一月賣買禁止せらる

（ロ）　債券の賣買取引期限は下の如し

明治十一年六月以降三ヶ月三限制、同四十年一月以降一ヶ月一限制（毎月十日限及二十五日限の二種)、同四十四年八月以降三週間三限制、大正十四年十一月以降二ヶ月三限制

（ハ）　株式の賣買取引期限は下の如し

明治十一年六月以降一ヶ月一限制、同十二年四月以降二ヶ月二限制(以上法制上は三ヶ月以內)、同十三年十一月以降三ヶ月三限制、同三十五年七月以降二ヶ月二限制、同三十六年九月以降三ヶ月三限制、大正十四年四月以降二ヶ月三限制

（ニ）　債券は自大正二年下半期至同十四年上半期は取引休止の狀態となりしか、大正十四年十一月十八日以降長期取引開始せられ國債・外國債・地方債・社債等の賣買再び行はるゝに至れり

五　（イ）　明治十一年下半期は自六月至十二月の七ヶ月とす、同十二年上半期以降は暦年を以て、同三十七年下半期以降は決算期變更に依り自十二月至翌年十一月を以て一年度とす

（ロ）　本表は大正十四年下半期以降は限月の關係上、債券長期取引は自十二月二日至翌年六月一日・自六月二日至十二月一日、株式長期取引は自十二月六日至翌年六月五日・自六月六日至十二月五日、短期取引は計算區域の關係上自十一月三十日後場至翌年五月三十一日前場・自五月三十一日後場至十一月三十日前場を各半期と爲せるを以て考課狀表示の數字と一致せず

（ハ）　總計欄の受渡高には實物取引賣買高を加算せり

（ニ）　株式長期取引賣買高中＊印を附せるは計算資料の關係上誤差を生ぜし爲考課狀表示の數字と一致せず

年次	金銀貨幣之部 實物取引 賣買高	長期取引 賣買高	長期取引 受渡高	總計 賣買高	總計 受渡高	債券之 實物取引 賣買高	延取引 賣買高	延取引 受渡高	長期取引 賣買高	長期取引 受渡高
	円	円	円	円	円		円	円		
2年度						413,533,720円			112,380,000円	17,395,000円
						1,397,000磅				
						93.544,500法			36,435,000法	11,625,000法
						1,088,000弗				
合計						2,016,073,967円	343,200	—	904,366,900円	87,299,700円
	(金貨)96,900	(金貨)93,400	40,000	(金貨)190.300	136,900	(證)118,673.730円				
	(銀貨)39,532,800	(銀貨)20,827,000	448,200	(銀貨)60,359,800	39,981,000	6,717,200磅				
						207,421,500法			64,245,000法	23,490,000法
						1,199,000弗				

備考

一　實物（現場・直・延・現物）取引に於ては明治十一年下半期以降は現場取引、同二十六年下半期以降は直取引（延取引に付きては備考の二參照）、大正七年下半期以降は現物取引、同十一年下半期以降は實物取引として區分す

（イ）金銀貨幣は明治十二年十月賣買開始、同十三年下半期以降休止の狀態となり、同十五年六月賣買再開されしが單に銀貨の取引ありたるに過ぎず、同十九年一月賣買を禁止せられたり

（ロ）現場取引は明治十三年九月其の賣買したる當日必ず現物の受渡を爲す事に改正せし結果取引皆無となりしが、後、同十九年四月從來の手數料を輕減し、該取引を奬勵せしに依り再び賣買を見るに至れり

（ハ）直取引は明治四十一年七月以降從來の相對賣買の外に競賣買行はるゝに至りしが、其後競賣買は株式・社債に付きては同四十四年六月、國債・地方債に付きては大正三年十月以降禁止せられたり

（ニ）大正九年九月二十日國債市場開設せられしを以て爾後、國債・外國債・外國國債・地方債・社債等の債券は同市場に於て賣買せらる

二　延取引に於ては明治二十六年三月取引所法制定後延取引ありしも、實際賣買行はれしは同三十一年五月以後數ヶ月に止り、同三十六年五月以降債權債務の移轉を許したるに依り同年下半期は賣買高激增せしが同年九月定期取引の限月復舊せらるゝに及び該取引見合はせられ、大正三年九月本所株以外の延取引行はれ以後現物取引中に包含せられ、大正十一年九月以降實物取引に變更せられたり

三　短期取引は大正十三年六月二日賣買を開始せり

受渡高一覽表（續）

株式之部						
實物取引	短期取引		長期取引		總計	
賣買高	賣買高	受渡高	賣買高	受渡高	賣買高	受渡高
株	株	株	株	株	株	株
9,153,538	—	—	**32,487,590**	**3,126,980**	**41,641,128**	**12,280,518**
4,522,635	—	—	* 11,163,370	1,155,420	15,686,005	5,678,055
2,321,595	6,591,900	919,740	* 12,437,280	1,320,440	21,350,775	4,561,775
6,844,230	**6,591,900**	**919,740**	**23,600,650**	**2,475,860**	**37,036,780**	**10,239,830**
2,785,433	11,642,230	1,532,660	* 17,827,560	2,088,350	32,255,223	6,406,443
3,487,987	10,622,070	1,970,080	19,677,220	3,088,740	33,787,277	8,546,807
6,273,420	**22,264,300**	**3,502,740**	**37,504,780**	**5,177,090**	**66,042,500**	**14,953,250**
4,118,984	18,997,970	2,450,980	27,049,310	4,127,270	50,166,264	10,697,234
4,121,518	15,395,240	2,678,240	21,972,500	3,294,390	41,489,258	10,094,148
8,240,502	**34,393,210**	**5,129,220**	**49,021,810**	**7,421,660**	**91,655,522**	**20,791,382**
4,380,899	12,325,560	2,180,500	22,584,960	3,598,290	39,291,419	10,159,689
3,174,444	10,818,970	1,963,760	14,981,190	2,659,370	28,974,604	7,797,574

第二表　半期別賣買高

年次	債券之部				
	實物取引	長期取引		總計	
	賣買高	賣買高	受渡高	賣買高	受渡高
大正12年度	136,168,615円	円・法	円・法	136,168,615円	136,168,615円
	356,000磅	—	—	356,000磅	356,000磅
	7,306,500法			7,306,500法	7,306,500法
大正13年 上	83,304,440円			83,304,440円	83,304,440円
	92,000磅	—	—	92,000磅	92,000磅
	9,645,500法			9,645,500法	9,645,500法
大正13年 下	96,772,160円			96,772,160円	96,772,160円
	341,000磅	—	—	341,000磅	341,000磅
	21,035,000法			21,035,000法	21,035,000法
13年度	180,076,600円			180,076,600円	180,076,600円
	433,000磅	—	—	433,000磅	433,000磅
	30,680,500法			30,680,500法	30,680,500法
14 上	141,059,550円			141,059,550円	141,059,550円
	61,600磅	—	—	61,600磅	61,600磅
	14,445,000法			14,445,000法	14,445,000法
14 下	127,405,945円	22,055,000円	1,280,000円	149,460,945円	128,685,945円
	163,600磅			163,600磅	163,600磅
	11,115,000法	4,680,000法	730,000法	15,795,000法	11,845,000法
	61,000弗			61,000弗	61,000弗
14年度	268,465,495円	22,055,000円	1,280,000円	290,520,495円	269,745,495円
	225,200磅			225,200磅	225,200磅
	25,560,000法	4,680,000法	730,000法	30,240,000法	26,290,000法
	61,000弗			61,000弗	61,000弗
15 上	127,720,500円	92,240,000円	24,285,000円	219,960,500円	152,005,500円
	33,500磅			33,500磅	33,500磅
	4,724,000法	16,050,000法	8,915,000法	20,774,000法	13,639,000法
15 下	91,405,370円	62,995,000円	9,070,000円	154,400,370円	100,475,370円
	45,500磅			45,500磅	45,500磅
	1,602,500法	7,080,000法	2,220,000法	8,682,500法	3,822,500法
	50,000弗			50,000弗	50,000弗
15度計	219,125,870円	155,235,000円	33,355,000円	374,360,870円	252,480,870円
	79,000磅			79,000磅	79,000磅
	6,326,500法	23,130,000法	11,135,000法	29,456,500法	17,461,500法
	50,000弗			50,000弗	50,000弗
昭和2 上	143,633,620円	44,200,000円	8,715,000円	187,833,620円	152,348,620円
	127,000磅			127,000磅	127,000磅
	12,862,000法	9,310,000法	3,340,000法	22,172,000法	16,202,000法
	60,000弗			60,000弗	60,000弗
昭和2 下	269,900,100円	68,180,000円	8,680,000円	338,080,100円	278,580,100円
	1,270,000磅			1,270,000磅	1,270,000磅
	80,682,500法	27,125,000法	8,285,000法	107,807,500法	88,967,500法
	1,028,000弗			1,028,000弗	1,028,000弗

受渡高一覽表（續）

株	式		之		部		
實物取引	延取引		長期取引		總計		
賣買高	賣買高	受渡高	賣買高	受渡高	賣買高	受渡高	
株	株	株	株	株	株	株	
614,768	—	—	* 13,653,080	1,654,420	14,267,848	2,269,188	
1,201,260	—	—	18,193,250	1,496,830	19,394,510	2,698,090	
1,816,028	—	—	**31,846,330**	**3,151,250**	**33,662,358**	**4,967,278**	
908,300	—	—	* 10,688,960	1,752,720	11,597,260	2,661,020	
1,478,870	—	—	15,104,520	1,748,490	16,583,390	3,227,360	
2,387,170	—	—	**25,793,480**	**3,501,210**	**28,180,650**	**5,888,380**	
1,356,280	—	—	10,493,860	1,195,330	11,850,140	2,551,610	
641,829	—	—	14,051,480	1,607,180	14,693,309	2,249,009	
1,938,109	—	—	**24,545,340**	**2,802,510**	**26,543,449**	**4,800,619**	
2,505,373			* 14,479,400	1,778,220	16,984,773	4,283,593	
2,794,014			* 24,552,760	3,490,460	27,346,774	,284,474	
5,299,387			**39,032,160**	**5,268,680**	**44,331,547**	**10,568,067**	
1,452,689			* 24,743,320	3,832,290	26,196,009	5,284,979	
3,332,377			* 12,725,460	2,257,210	16,057,837	5,589,587	
4,785,066			**37,468,780**	**6,089,500**	**42,253,846**	**10,874,566**	
4,465,761			* 19,138,060	2,336,110	23,603,821	6,801,871	
5,121,155			* 20,143,100	2,411,370	25,264,255	7,532,525	
9,586,916			**39,281,160**	**4,747,480**	**48,868,076**	**14,334,396**	
6,010,084			* 16,996,280	1,785,710	23,006,364	7,795,794	
4,649,621			* 12,763,170	1,320,540	17,412,791	5,970,161	
10,659,705			**29,759,450**	**3,106,250**	**40,419,155**	**13,765,955**	
6,018,459			* 22,532,930	2,069,040	28,551,389	8,087,499	
3,135,079			* 9,954,660	1,057,940	13,089,739	4,193,019	

第二表　半期別賣買高・

年次	債券之部						
	實物取引	延取引		長期取引		總計	
	賣買高	賣買高	受渡高	賣買高	受渡高	賣買高	受渡高
大正5年 上	22,084,200円	—円	円	—円	—円	22,084,200円	22,084,200円
下	23,654,000	—	—	—	—	23,654,000	23,654,000
5年度	45,738,200	—	—	—		45,738,200	45,738,200
6 上	25,120,000	—	—	—		25,120,000	25,120,000
下	26,751,200	—		—		26,751,200	26,751,200
6年度	51,871,200	—	—	—	—	51,871,200	51,871,200
7 上	30,786,500	—	—		—	30,786,500	30,786,500
下	6,987,000	—	—		—	6,987,000	6,987,000
7年度	37,773,500		—	—		37,773,500	37,773,500
8 上	2,603,600			—	—	2,603,600	2,603,600
下	1,899,850			—	—	1,899,850	1,899,850
8年度	4,503,450			—	—	4,503,450	4,503,450
9 上	1,603,950			—	—	1,603,950	1,603,950
下	20,718,925円			—	—	20,718,925円	20,718,925円
	273,500法				—	273,500法	273,500法
9年度	22,322,875円			—	—	22,322,875円	22,322,875円
	273,500法				—	273,500法	273,500法
10 上	149,965,175円				—	149,965,175円	149,965,170円
	1,221,200磅					1,221,200磅	1,221,200磅
	21,499,000法			—		21,499,000法	21,499,000法
下	84,488,150円			—	—	84,488,150円	84,488,150円
	1,362,300磅			—	—	1,362,300磅	1,362,300磅
	6,673,000法			—	—	6,673,000法	6,673,000法
10年度	234,453,325円				—	234,453,325円	234,453,325円
	2,583,500磅			—		2,583,500磅	2,583,500磅
	28,172,000法				—	28,172,000法	28,172,000法
11 上	79,570,295円			—	—	79,570,295円	79,570,295円
	1,573,500磅			—		1,573,500磅	1,573,500磅
	11,446,500法			—		11,446,500法	11,446,500法
下	77,695,625円			—	—	77,695,625円	77,695,625円
	70,000磅				—	70,000磅	70,000磅
	4,111,500法				—	4,111,500法	4,111,500法
11年度	157,265,920円				—	157,265,920円	157,265,920円
	1,643,500磅				—	1,643,500磅	1,643,500磅
	15,558,000法					15,558,000法	15,558,000法
12 上	78,991,570円					78,991,570円	78,991,570円
	246,000磅					246,000磅	246,000磅
	4,665,000法				—	4,665,000法	4,665,000法
下	57,177,045円					57,177,045円	57,177,045円
	110,000磅					110,000磅	110,000磅
	2,641,500法				—	2,641,500法	2,641,500法

受渡高一覽表（續）

實物取引	株式之部					
	延取引		長期取引		總計	
	賣買高	受渡高	賣買高	受渡高	賣買高	總計
株	株	株	株	株	株	株
148,364 (國) 1,330,543	—	—	6,089,890	496,660	7,568,797	1,975,567
308,680 (國) 2,034,400	—	—	5,709,750	455,570	8,052,830	2,798,650
457,044 (國) **3,364,943**	—	—	**11,799,640**	**952,230**	**15,621,627**	**4,774,217**
501,846 (國) 2,550,870	—	—	6,337,330	550,820	9,390,046	3,603,536
885,530 (國) 2,689,130	—	—	4,692,050	517,480	8,266,710	4,092,140
1,387,376 (國) **5,240,000**	—	—	**11,029.380**	**1,068,300**	**17,656,756**	**7,695,676**
662,190 (國) 2,058,870	—	—	3,904,980	385,250	6,626,040	3,106,310
605,767 (國) 32,820	—	—	6,525,500	587,950	7,164,087	1,226,537
1,267,957 (國) **2,091,690**	—	—	**10,430,480**	**973,200**	**13,790,127**	**4,332,847**
341,350	—	—	6,941,100	560,520	7,282,450	901,870
171,377	—	·	5,535,180	614,430	5,706,557	785,807
512,727	—	—	**12,476.280**	**1,174,950**	**12,989,007**	**1,687,677**
111,810	·		5,709,760	495,860	5,821,570	607,670
273.938	—		4,062,660	463,850	4,336,598	737,788
385,748	—		**9,772,420**	**959.710**	**10,158,168**	**1.345.458**
352,960	—		4,366,970	368,980	4,719,930	721,940
202,549	1,150		4.347,300	371,130	4,550,999	573,679
555,509	**1,150**	—	**8,714.270**	**740,110**	**9,270,929**	**1,295,619**
392,430	—	—	7,482,610	497,550	7,875,040	889,980
725,420	—	·	10,181,120	734,460	10,906,540	1,459,880
1,117,850	—		**17,663,730**	**1,232,010**	**18,781,580**	**2,349,860**

第二表　半期別賣買高

年次		債券之部 實物取引 賣買高	延取引 賣買高	延取引 受渡高	長期取引 賣買高	長期取引 受渡高	總計 賣買高	總計 受渡高
年		円	円	円	円	円	円	円
明治 42	上	5,964,600 (額) 8,544,630	—	—	—	—	14,509,230	14,509,230
	下	1,309,050 (額) 24,666,000	—	—	—	—	25,975,050	25,975,050
42年度		7,273,650 (額) 33,210,630	—	—	—	—	40,484,280	40,484,280
43	上	425,500 (額) 39,462,000	—	—	—	—	39,887,500	39,887,500
	下	96,000 (額) 21,318,500	—	—	—	—	21,414,500	21,414,500
43年度		521,500 (額) 60.780.500	—	—	—	—	61,302,000	61,302,000
44	上	32,000 (額) 10,375,000	—	—	—	—	10,407,000	10,407,000
	下	49,000 (額) 2,227,000	—	—	1,453,000	552,000	3,729,000	2,828,000
44年度		81,000 (額) 12,602.000	—	—	1,453.000	552.000	14,136,000	13,235.000
45	上	32,000 (額) 993,000	—	—	1,612,000	484,000	2,637,000	1,509,000
大正 1	下	27,000 (額) 2,324,000		—	2,000	—	2,353,000	2,351,000
明治45 大正1 年度		59,000 (額) 3,317,000			1,614.000	484,000	4,990,000	3.860.000
	上	6,000 1,651,000	—	—	—	—	1,657,000	1,657,000
	下	48,810 3,007,000			—	—	3,055,810	3,055,810
2年度		54,810 4.658.000			—	—	4,712.810	4,712,810
	上	53,000 [illegible]				—	2,491,000	2,491,000
	下	[illegible] [illegible]	—	—		—	1,709,590	1,709,590
3年度		714.590 3.486 000	—	—		-	4,200,590	4.200.590
	上	[illegible]	-	—	—	-	12,382,000	12,382,000
	下	[illegible]	—		—	—	26,633,500	26,633,500
4年度		39.015,500	—		—	—	39,015,500	39.015,500

受渡高一覽表（續）

株式之部							
實物取引	延取引		長期取引		總計		
賣買高	賣買高	受渡高	賣買高	受渡高	賣買高	受渡高	
株	株	株	株	株	株	株	
301,746	—	—	2,170,966	179,614	2,472,712	481,360	
693,918	—	—	1,632,180	193,478	2,326,098	887,396	
995,664	—	-	**3,803,146**	**373.092**	**4.798.810**	**1.368.756**	
1,085,618	—	—	* 1,892,390	148,026	2,978,008	1,233,644	
557,369	—	—	* 1,633,931	157,592	2,191,300	715,261	
1,642,987	-	-	**3,526,321**	**305,918**	**5,169,308**	**1,948,905**	
331,676	6,470	—	* 1,778,867	159,976	2,117,013	491,652	
262,571	—	—	2,038,925	135,660	2,301,496	398,231	
594,247	**6,470**	-	**3,817,792**	**295,636**	**4,418,509**	**889,883**	
500,914	—	—	* 2,648,995	222,035	3,149,909	722,949	
653,680	—	—	* 2,751,775	285,925	3,405,455	939,605	
1,154,594	—	—	**5,400,770**	**507,960**	**6,555,364**	**1,662,554**	
650,745	-	—	* 2,310,825	231,075	2,961,570	881,820	
540,050	—	-	* 1,369,770	133,030	1,909,820	673,080	
1,190,795	—	—	**3,680,595**	**364,105**	**4,871,390**	**1,554,900**	
262,259	—	-	1,150,470	105,470	1,412,729	367,729	
335,154	—	—	1,399,815	112,135	1,734,969	447,289	
597,413	—	—	**2,550,285**	**217,605**	**3,147,698**	**815,018**	
18,688		—	2,140,110	192,090	2,158,798	210,778	
55,310	—	—	801,680	142,490	856,990	197,800	
73,998	-	·	**2,941,790**	**334,580**	**3.015,788**	**408,578**	
122,377	254,112	740	* 915,880	151,300	1,292,369	274,417	
293,002	448,260	79,650	1,018,340	55,360	1,759,602	428,012	
415,379	**702.372**	**80.390**	**1,934,220**	**206,660**	**3,051,971**	**702,429**	
449,600	—	—	2,014,500	172,010	2,464,100	621,610	
296,770	—	—	980,190	102,980	1,276,960	399,750	
746,370		—	**2,994,690**	**274,990**	**3,741,060**	**1,021,360**	
662,480		-	2,523,870	197,780	3,186.350	860,260	
991,600	—	—	3,645,640	323,040	4.637,240	1,314,640	
1,654,080	—		**6,169,510**	**520,820**	**7,823.590**	**2,174,900**	
702,930	—	—	4,978,460	487,380	5,681,390	1,190,310	
1,367,032	-	—	7,087,020	620,150	8,454,052	1,987,182	
2,069,962		—	**12,065,480**	**1,107,530**	**14,135.442**	**3,177,492**	
1,448,455	—	-	8,035,730	928,500	9,484,185	2,376,955	
949,766	-	—	4,552,720	466,430	5,502,486	1,416,196	
2.398,221		—	**12,588,450**	**1,394,930**	**14,986,671**	**3,793,151**	
538,916	—	—	4,858,220	386,190	5,397,136	925,106	
146,964 ([illegible]) 848,236	-		4,631,880	286,280	5,627,080	1,281,480	
685,880 ([illegible]) **848,236**	-		**9,490,100**	**672,470**	**11.024,216**	**2.206.586**	

第二表　半期別賣買高

年次	債券之部 實物取引 賣買高	延取引 賣買高	延取引 受渡高	長期取引 賣買高	長期取引 受渡高	總計 賣買高	總計 受渡高
年	円	円	円	円	円	円	円
明治 29 上	12,900	—	—	2,467,000	521,000	2,479,900	533,900
29 下	2,200	—		344,000	320,500	346,200	322,700
29 年度	**15,100**	—	—	**2,811,000**	**841,500**	**2,826,100**	**856,600**
30 上	11,000	—		1,969,000	665,000	1,980,000	676,000
30 下	262,200	—	—	153,000	13,000	415,200	275,200
30 年度	**273,200**		—	**2,122,000**	**678,000**	**2,395,200**	**951,200**
31 上	106,300	343,200		782,000	15,000	1,231,500	121,300
31 下	37,400	—	—	586,000	95,500	623,400	132,900
31 年度	**143,700**	**343,200**	—	**1,368,000**	**110,500**	**1,854,900**	**254,200**
32 上	948,850	—	—	27,000	—	975,850	948,850
32 下	42,900	—	—	34,000	—	76,900	42,900
32 年度	**991,750**			**61,000**	—	**1,052,750**	**991,750**
33 上	37,330		—	32,000	1,000	69,330	38,330
33 下	21,570		—	—	—	21,570	21,570
33 年度	**58,900**	—		**32,000**	**1,000**	**90,900**	**59,900**
34 上	111,590				—	111,590	111,590
34 下	193,440			6,000	—	199,440	193,440
34 年度	**305,030**		—	**6,000**	—	**311,030**	**305,030**
35 上	52,560	—	—	—	—	52,560	52,560
35 下	74,936	—		—	—	74,936	74,936
35 年度	**127,496**			—	—	**127,496**	**127,496**
36 上	21,168	—		—	—	21,168	21,168
36 下	27,822	—	—	3,000	2,000	30,822	29,822
36 年度	**48,990**	—	—	**3,000**	**2,000**	**51,990**	**50,990**
37 上	350,164			—	—	350,164	350,164
37 下	102,050	—		—	—	102,050	102,050
37 年度	**452,214**			—	—	**452,214**	**452,214**
38 上	1,965,156	—	—	—	—	1,965,156	1,965,156
38 下	13,516	—	—	10,000	6,000	23,516	19,516
38 年度	**1,978,672**	—	—	**10,000**	**6,000**	**1,988,672**	**1,984,672**
39 上	25,756,770	—	—	2,000		25,758,770	25,756,770
39 下	499,328	—	—			499,328	499,328
39 年度	**26,256,098**		—	**2,000**	—	**26,258,098**	**26,256,098**
40 上	12,748,020	—		12,975,000	111,000	25,723,020	12,859,020
40 下	5,047,880	—		1,211,000	65,000	6,258,880	5,112,880
40 年度	**17,795,900**	—		**14,186,000**	**176,000**	**31,981,900**	**17,971,900**
41 上	2,914,842	—	—	161,000	55,000	3,075,842	2,969,842
41 下	5,219,175						
	619,600	—	—	—	—	5,838,775	5,838,775
41 年度	**8,134,017** **619,600**			**161,000**	**55,000**	**8,914,617**	**8,808,617**

受渡高一覽表（續）

之部				株式之部						
長期取引		總計		實物取引	延取引		長期取引		總計	
賣買高	受渡高	賣買高	受渡高	賣買高	賣買高	受渡高	賣買高	受渡高	賣買高	受渡高
円	円	円	円	株	株	株	株	株	株	株
13,497,500	1,140,000	13,497,500	1,140,000	—			32,299	6,315	32,299	6,315
4,528,000	568,000	4,528,000	568,000	—			24,534	2,646	24,534	2,646
18,025,500	**1,708,000**	**18,025,500**	**1,708,000**	—			**56,833**	**8,961**	**56,833**	**8,961**
10,125,000	1,338,000	10,147,580	1,360,580	38			245,611	18,253	245,649	18,291
7,292,000	905,000	7,307,540	920,540	15			457,722	30,534	457,737	30,549
17,417,000	**2,243,000**	**17,455,120**	**2,281,120**	**53**			**703,333**	**48,787**	**703,386**	**48,840**
297,000	135,000	311,995	149,995	239			775,691	38,654	775,930	38,893
2,500	2,500	2,500	2,500	10			502,639	30,354	502,649	30,364
299,500	**137,500**	**314,495**	**152,495**	**249**			**1,278,330**	**69,008**	**1,278,579**	**69,257**
1,000	—	1,200	200	30			367,728	32,349	367,758	32,379
—	—	—	—	20			539,941	31,842	539,961	31,862
1,000	—	**1,200**	**200**	**50**			**907,669**	**64,191**	**907,719**	**64,241**
—	—	9,450	9,450	10			1,003,130	63,672	1,003,140	63,682
—	—	100	100	27			1,035,412	68,345	1,035,439	68,372
—	—	**9,550**	**9,550**	**37**			**2,038,542**	**132,017**	**2,038,579**	**132,054**
4,800	4,200	180,505	179,905	1,316			901,357	92,289	902,673	93,605
—	—	118,205	118,205	8,591			727,966	49,906	736,557	58,497
4,800	**4,200**	**298,710**	**298,110**	**9,907**			**1,629,323**	**142,195**	**1,639,230**	**152,102**
—	—	164,675	164,675	1,993			766,274	37,484	768,267	39,477
—	—	135,555	135,555	1,886			530,136	32,443	532,022	34,329
—	—	**300,230**	**300,230**	**3,879**			**1,296,410**	**69,927**	**1,300,289**	**73,806**
—	—	54,800	54,800	172			440,536	30,217	440,708	30,389
100	100	25,175	25,175	80			588,853	28,256	588,933	28,336
100	**100**	**79,975**	**79,975**	**252**			**1,029,389**	**58,473**	**1,029,641**	**58,725**
12,900	3,000	57,550	47,650	107	—	—	1,279,687	117,929	1,279,794	118,036
—	8,000	29,850	37,850	35	—	—	1,377,459	117,446	1,377,494	117,481
12,900	**11,000**	**87,400**	**85,500**	**142**	—	—	**2,657,146**	**235,375**	**2,657,288**	**235,517**
—	—	18,200	18,200	1,199	—	—	1,007,811	78,883	1,009,010	80,082
—	—	15,800	15,800	503	—	—	832,107	78,806	832,610	79,309
—	—	**34,000**	**34,000**	**1,702**	—	—	**1,839,918**	**157,689**	**1,841,620**	**159,391**
10,301,000	598,900	10,308,900	606,800	1,716	—	—	945,425	60,318	947,141	62,034
6,821,500	1,523,500	6,829,400	1,531,400	178	—	—	1,872,341	134,360	1,872,519	134,538
17,122,500	**2,122,400**	**17,138,300**	**2,138,200**	**1,894**	—	—	**2,817,766**	**194,678**	**2,819,660**	**196,572**

第二表　半期別賣買高

年次		金銀貨幣之部 實物取引 賣買高	長期取引 賣買高	長期取引 受渡高	總計 賣買高	總計 受渡高	債券 實物取引 賣買高	債券 延取引 賣買高	債券 延取引 受渡高
年		円	円	円	円	円	円	円	円
明治18 上	(金貨)	—	400	—	400	—	—		
	(銀貨)	—	4,113,000	123,000	4,113,000	123,000			
明治18 下	(金貨)	—	—	—	—	—	—		
	(銀貨)	—	7,000	200	7,000	200			
18年度	(金貨)	—	**400**	—	400	—	—		
	(銀貨)	**—**	**4,120,000**	**123,200**	**4,120,000**	**123,200**			
19 上							22,580		
19 下							15,540		
19年度							**38,120**		
20 上							14,995		
20 下							—		
20年度							**14,995**		
21 上							200		
21 下							—		
21年度							**200**		
22 上							9,450		
22 下							100		
22年度							**9,550**		
23 上							175,705		
23 下							118,205		
23年度							**293,910**		
24 上							164,675		
24 下							135,555		
24年度							**300,230**		
25 上							54,800		
25 下							25,075		
25年度							**79,875**		
26 上							44,650		
26 下							29,850		
26年度							**74,500**	—	
27 上							18,200		
27 下							15,800		
27年度							**34,000**		
28 上							7,900		
28 下							7,900		
28年度							**15,800**		

受渡高一覽表

券之部				株式之部				
長期取引		總計		實物取引	長期取引		總計	
賣買高	受渡高	賣買高	受渡高	賣買高	賣買高	受渡高	賣買高	受渡高
円 17,873,200	円 1,510,300	円 26,565,400	円 10,202,500	株 82	株 171	株 136	株 253	株 218
17,873,200	**1,510,300**	**26,565,400**	**10,202,500**	**82**	**171**	**136**	**253**	**218**
22,505,800	1,714,100	56,412,200	35,620,500	696	1,995	809	2,691	1,505
8,997,900	954,700	33,411,200	25,368,000	2,917	6,181	1,248	9,098	4,165
31,503,700	**2,668,800**	**89,823,400**	**60,988,500**	**3,613**	**8,176**	**2,057**	**11,789**	**5,670**
10,768,300	1,330,300	31,337,800	21,899,800	1,196	2,149	496	3,345	1,692
112,193,600	656,200	164,225,100	52,687,700	575	4,040	606	4,615	1,181
122,961,900	**1,986,500**	**195,562,900**	**74,587,500**	**1,771**	**6,189**	**1,102**	**7,960**	**2,873**
175,239,700	2,724,700	175,239,700	2,724,700	-	6,355	1,390	6,355	1,390
42,669,600	1,377,000	42,669,600	1,377,000	—	3,067	867	3,067	867
217,909,300	**4,101,700**	**217,909,300**	**4,101,700**	-	**9,422**	**2,257**	**9,422**	**2,257**
47,241,500	3,494,700	47,241,500	3,494,700	—	1,614	587	1,614	587
21,232,700	3,846,000	21,232,700	3,846,000		1,987	632	1,987	632
68,474,200	**7,340,700**	**68,474,200**	**7,340,700**		**3,601**	**1,219**	**3,601**	**1,219**
28,246,800	4,553,500	28,246,800	4,553,500	-	3,258	939	3,258	939
25,333,500	1,598,500	25,333,500	1,598,500		2,443	751	2,443	751
53,580,300	**6,152,000**	**53,580,300**	**6,152,000**	—	**5,701**	**1,690**	**5,701**	**1,690**
16,876,000	1,452,500	16,876,000	1,452,500	—	47,799	2,905	47,799	2,905
8,806,000	925,000	8,806,000	925,000	—	56,289	5,040	56,289	5,040
25,682,000	**2,377,500**	**25,682,000**	**2,377,500**		**104,088**	**7,945**	**104,088**	**7,945**

第二表　半期別賣買高・

年次		金銀貨幣之部 實物取引 賣買高	長期取引 賣買高	長期取引 受渡高	總計 賣買高	總計 受渡高	債 實物取引 賣買高
年		円	円	円	円	円	円
明治11 下							8,692,200
11年度							8.692.200
12 上							33,906,400
12 下	(金貨)	92,800	67,000	23,000	159,800	115,800	24,413,300
	(銀貨)	15,895,900	4,542,000	70,000	20,437,900	15,965,900	
12年度	(金貨)	92.800	67.000	23.000	159,800	115.800	58.319.700
	(銀貨)	15,895,900	4.542.000	70.000	20,437,900	15.965.900	
13 上	(金貨)	4,100	22,000	17,000	26,100	21,100	20,569,500
	(銀貨)	22,954,300	11,705,000	140,000	34,659,300	23,094,300	
13 下	(金貨)	—	—	—	—	—	52,031,500
	(銀貨)	-	229,000	72,000	229,000	72,000	
13年度	(金貨)	4,100	22,000	17.000	26,100	21,100	72.601.000
	(銀貨)	22,954,300	11.934.000	212.000	34.888,300	23.166.300	
14 上	(金貨)		—	—			
	(銀貨)		—		—	—	
14 下	(金貨)	—			—		—
	(銀貨)					—	
14年度	(金貨)		—		—		—
	(銀貨)						
15 上	(金貨)			—		—	
	(銀貨)	587,600			587.600	587,600	
15 下	(金貨)	—	—				
	(銀貨)	95,000			95,000	95,000	
15年度	(金貨)						—
	(銀貨)	682.600			682.600	682,600	
16 上	(金貨)						
	(銀貨)				—		
16 下	(金貨)		4,000		4,000		
	(銀貨)		231,000	43,000	231,000	43,000	
16年度	(金貨)		4.000		4,000		
	(銀貨)		231,000	43,000	231,000	43,000	
17 上	(金貨)						
	(銀貨)						
17 下	(金貨)						
	(銀貨)						
17年度	(金貨)						
	(銀貨)						

債券現在高・銘柄數表（續）

地方債		社債		株式		合計	
現在高	銘柄數	現在高	銘柄數	資本企	銘柄數	株式資本金及債券現在高	銘柄數
217,558,700円	種 9	677,356,900円	種 49	3,927,765,200円	種 254	7,394,590,475円 448,222,500法	種 334 1
291,480,347円	64	1,296,370,675円	523	3,616,299,700円	697	6,004,338,572円 117,502,060磅 141,218,140弗	1,298 6 1
				189,622,350円	6	189,622,350円	6
217,859,000円	9	686,572,100円	50	3,960,174,800円	254	7,501,437,825円 440,404,000法	334 1
259,641,245円	60	1,369,932,225円	549	3,980,765,100円	697	6,601,245,170円 117,434,080磅 141,218,140弗	1,323 6 1
				189,622,350円	6	189,622,350円	6
217,612,600円	9	672,376,900円	49	4,184,684,800円	259	7,547,312,575円 440,180,000法	337 1
278,602,717円	82	1,399,070,902円	535	3,929,933,350円	718	6,686,264,319円 116,533,340磅 137,147,100弗	1,352 6 1
				203,372,350円	6	203,372,350円	6
196,263,600円	8	612,148,900円	48	4,343,195,150円	262	7,817,378,875円 438,619,500法	340 1
227,610,620円 5,694,200磅 83,935,000法	70 2 1	1,436,726,237円 3,600,000磅 51,875,000弗	560 1 3	4,321,066,550円	749	7,023,250,307円 125,791,940磅 83,935,000法 189,022,100弗	1,395 3 1 4
				524,096,350円	6	524,096,350円	6

は長期取引と重複す

第一表　上場株式資本金・

年次		種別	國債 現在高	國債 銘柄數	外國債 現在高	外國債 銘柄數	外國國債 現在高	外國國債 銘柄數
年				種		種		種
大正 15	上	長期	2,571,909,675円	22	448,222,500法	1	—	—
		實物	800,187,850円	14	93,006,280磅 141,218,140弗	5 1	24,495,780磅	1
		短期						
	下	長期	2,636,831,925円	21	440,404,000法	1		—
		實物	990,906,600円	17	92,938,300磅 141,218,140弗	5 1	24,495,780磅	1
		短期						
昭和 2	上	長期	2,472,638,275円	20	440,180,000法	1	-	—
		實物	1,078,657,350円	17	92,037,560磅 137,147,100弗	5 1	24,495,780磅	1
		短期						
	下	長期	2,665,771,225円	22	438,619,500法	1	-	—
		實物	1,0[illegible]7,846,900円	16	92,001,960磅 137,147,100弗	5 1	24,495,780磅	1
		短期						

備考

一　決算期末現在なり（明治十一年以降十二月、同三十七年以降十一月、大正五年以降五月・十一月）

一　[illegible]明治三十六年上半期以前は現場取引と稱したり

一　[illegible]は[illegible]資本金中上場せられたる總金額とす

一　[illegible]取引は長期（定期・清算）取引に上場せられし分は控除す、短期取引に屬する分

一　自大正[illegible]同十二年は震災の爲め資料燒失に因り長期及實物取引の内譯不明に付其の合計額を示す

債券現在高・銘柄數表 (續)

地方債 現在高	地方債 銘柄數	社債 現在高	社債 銘柄數	株式 資本金	株式 銘柄數	合計 株式資本金及債券現在高	合計 銘柄數
115,734,700円	15 種	340,248,615円	94 種	3,291,965,050円	223 種	6,081,771,565円	376 種
4,524,300磅	1	1,040,814磅	1			5.565.114磅	2
91,898,500法	1	30,774,500法	1			122.673.000法	2
157,131,300円	40	779,115,180円	252	3,330,139,400円	559	5,991,294,880円	878
						129,479.680磅	7
						547,711.000法	2
114,474,800円	15	348,621,825円	95	3,426,202,250円	243	6.137,939.975円	397
4,440,300磅	1	1,066,080磅	1			5,506,380磅	2
90,440,500法	1	30,774,500法	1			121.215.000法	2
132,147,566円	41	1,033,906,250円	268	3,398,691,500円	467	5,466,237.841円	790
						129.479.680磅	7
						448,645,000法	1
113,298,700円	15	375,380,105円	103	3,594,540,250円	244	6,146,011,630円	404
4,440,300磅	1	1,052,520磅	1			5,492.820磅	2
90,440,500法	1	18,774,500法	1			109.215.000法	2
125,486,800円	41	1,038,794,300円	248	3,388,282,150円	565	5,273,916,325円	872
						129.479.080磅	7
						448,534,000法	1
113,045,300円	15	390,181,965円	107	3,726,685,550円	246	6,264,479.440円	407
4,410,000磅	1	1,052,520磅	1			5.462.520磅	2
88,910,000法	1					88.910,000法	1
258,358,300円	47	1,178,421.900円	332	3,496,668,450円	592	5,676,938,300円	991
						93,203,130磅	5
						448,530,000法	1
				68,872,350円	2	68.872,350円	2
111,778,700円	15	400,032,490円	108	3,768,209,650円	251	6,323,396.965円	407
4,352,300磅	1	1,052,520磅	1			5,404 820磅	2
88,717,000法	1					88,717,000法	1
277,605,900円	51	1,306,644,950円	392	3,373,153,850円	613	5,016,585.750円	696
						92,994.020磅	5
						446.908.000法	1
				68,872,350円	2	68.872,350円	2
218,094,400円	9	558,785,500円	39	3,813,840,200円	249	7,045,951,900円	316
						443,577,000法	1
256,721,409円	58	1,379,613,083円	492	3,561,767,650円	665	6,069.791,342円	1,231
						122.662,970磅	6
						121.672,480弗	1
				138,872,350円	4	138,872,350円	4

第一表　上場株式資本金・

年次		種別	國債 現在高	國債 銘柄數	外國債 現在高	外國債 銘柄數	外國國債 現在高	外國國債 銘柄數
年				種		種		種
大正12	上	清算	2,323,823,200円	43	—	—	10,000,000円	1
		實物	1,574,909,000円	24	104,479,680磅 547,711,000法	6 2	150,000,000円 25,000,000磅	3 1
	下	清算	2,238,641,100円	43		—	10,000,000円	1
		實物	801,492,525円	12	104,479,680磅 448,645,000法	6 1	100,000,000円 25,000,000磅	2 1
13	上	清算	2,053,452,575円	41	—	—	9,340,000円	1
		實物	671,348,075円	16	104,479,080磅 448,534,000法	6 1	50,000,000円 25,000,000磅	2 1
	下	長期	2,025,226,625円	38		--	9,340,000円	1
		實物	743,489,650円	20	68,449,070磅 448,530,000法	4 1	24,754,060磅	1
		短期						
14	上	長期	2,034,036,125円	32			9,340,000円	1
		實物	59,181,080円	2	68,498,240磅 446,908,000法	4 1	24,495,780磅	1
		短期						
	下	長期	2,4[illegible]5,251,800円	19	443,577,000法	1		
		實物	[illegible]1,689,200円	16	98,167,190磅 121,672,480[illegible]	5 1	24,495,780磅	1
		短期						

債券現在高・銘柄數表 (續)

債	社	債	株	式	合	計
銘柄數	現在高	銘柄數	資本金	銘柄數	株式資本金及債券現在高	銘柄數
種 12	220,026,760円	種 105	1,055,547,650円	種 236	2,371,090,913円	種 363
1	1,952,600磅	1			7,127,600磅	2
1	50,000,000法	1			150,880,000法	2
12	221,503,245円	106	1,156,974,650円	236	2,477,714,198円	364
1	1,952,600磅	1			7,067,600磅	2
1	50,000,000法	1			149,780,000法	2
11	238,714,965円	113	1,205,022,650円	235	2,578,824,593円	370
1	1,952,600磅	1			7,067,600磅	2
1	50,000,000法	1			149,780,000法	2
21	259,404,136円	119	1,392,069,650円	233	3,022,868,838円	388
1	1,952,600磅	1			7,002,600磅	2
1	50,000,000法	1			148,692,000法	2
21	248,761,355円	119	1,470,282,900円	243	3,301,683,832円	398
1	2,000,000磅	1			6,925,000磅	2
1	50,000,000法	1			148,251,000法	2
22	360,208,667円	127	2,487,189,075円	402	4,595,808,209円	569
1	2,000,000磅	1			6,822,600磅	2
1	50,000,000法	1			144,668,500法	2
24	410,384,019円	127	2,644,699,650円	458	4,816,565,599円	628
1	2,000,000磅	1			6,822,600磅	2
1	48,952,500法	1			143,621,000法	2
25	444,650,449円	132	3,053,024,650円	498	5,497,304,963円	680
1	2,000,000磅	1			6,826,000磅	2
1	48,952,500法	1			144,820,500法	2
25	471,325,468円	132	4,024,442,650円	561	6,616,233,026円	749
1	2,000,000磅	1			6,826,000磅	2
1	47,852,000法	1			143,720,000法	2
25	459,326,198円	155	4,850,522,150円	569	7,519,517,733円	783
1	2,000,000磅	1			6,685,760磅	2
1	47,852,000法	1			142,460,500法	2
37	1,042,354,663円	227	5,467,877,150円	616	10,600,534,613円	931
1	2,000,000磅	1			6,680,400磅	2
1	46,697,500法	1			141,306,000法	2
39	1,111,629,302円	268	5,932,932,100円	675	11,463,335,524円	1,042
1	1,427,620磅	1			6,031,920磅	2
1	45,485,000法	1			138,771,500法	2
43	1,089,142,005円	285	6,119,113,150円	725	13,023,831,565円	1,139
1	1,076,860磅	1			5,681,160磅	2
1	38,201,000法	1			131,202,000法	2
48	1,200,792,520円	316	7,948,454,450円	768	14,909,283,603円	1,217
1	1,076,860磅	1			5,601,160磅	2
1	34,187,500法	1			126,086,000法	2

第一表　上場株式資本金・

<table>
<tr><th rowspan="2">年次</th><th rowspan="2"></th><th rowspan="2">種別</th><th colspan="2">國債</th><th colspan="2">外國國債</th><th>地方</th></tr>
<tr><th>現在高</th><th>銘柄數</th><th>現在高</th><th>銘柄數</th><th>現在高</th></tr>
<tr><td>年
大正 5</td><td>上</td><td>定期・直</td><td>1,043,588,003円</td><td>種
9</td><td>10,000,000円</td><td>種
1</td><td>41,928,500円
5,175,000磅
100,880,000法</td></tr>
<tr><td></td><td>下</td><td>定期・直</td><td>1,047,575,203円</td><td>9</td><td>10,000,000円</td><td>1</td><td>41,661,100円
5,115,000磅
99,780,000法</td></tr>
<tr><td>6</td><td>上</td><td>定期・直</td><td>1,067,468,578円</td><td>10</td><td>10,000,000円</td><td>1</td><td>57,618,400円
5,115,000磅
99,780,000法</td></tr>
<tr><td></td><td>下</td><td>定期・直</td><td>1,123,019,952円</td><td>12</td><td>160,000,000円</td><td>3</td><td>88,375,100円
5,050,000磅
98,692,000法</td></tr>
<tr><td>7</td><td>上</td><td>定期・直</td><td>1,342,919,477円</td><td>12</td><td>160,000,000円</td><td>3</td><td>79,720,100円
4,925,000磅
98,251,000法</td></tr>
<tr><td></td><td>下</td><td>定期・現物</td><td>1,481,800,827円</td><td>15</td><td>160,000,000円</td><td>3</td><td>106,609,640円
4,822,600磅
94,668,500法</td></tr>
<tr><td>8</td><td>上</td><td>定期・現物</td><td>1,489,835,677円</td><td>16</td><td>160,000,000円</td><td>3</td><td>111,646,253円
4,822,600磅
94,668,500法</td></tr>
<tr><td></td><td>下</td><td>定期・現物</td><td>1,724,299,951円</td><td>22</td><td>160,000,000円</td><td>3</td><td>115,329,913円
4,822,600磅
95,868,000法</td></tr>
<tr><td>9</td><td>上</td><td>定期・現物</td><td>1,844,279,826円</td><td>28</td><td>160,000,000円</td><td>3</td><td>116,185,082円
4,822,600磅
95,868,000法</td></tr>
<tr><td></td><td>下</td><td>定期・現物</td><td>1,856,786,951円</td><td>31</td><td>222,000,000円</td><td>3</td><td>130,882,434円
4,685,760磅
94,608,500法</td></tr>
<tr><td>10</td><td>上</td><td>定期・現物</td><td>2,253,181,750円</td><td>38</td><td>1,681,543,361円</td><td>13</td><td>155,577,689円
4,680,400磅
94,608,500法</td></tr>
<tr><td></td><td>下</td><td>定期・現物</td><td>2,549,[illegible]14,000円</td><td>46</td><td>1,689,523,000円</td><td>14</td><td>179,737,122円
4,604,500磅
93,286,500法</td></tr>
<tr><td>11</td><td>上</td><td>定期・現物</td><td>3,995,666,980円</td><td>72</td><td>1,689,523,000円</td><td>14</td><td>130,386,460円
4,604,500磅
93,001,000法</td></tr>
<tr><td></td><td>下</td><td>清算・實物</td><td>3,023,903,5[illegible]円</td><td>78</td><td>504,075,000円</td><td>7</td><td>232,0[illegible]8,058円
4,[illegible]21,500磅
91,898,500法</td></tr>
</table>

第一表　上場株式資本金・債券現在高・銘柄數表

年次	債券 直・延・定期取引 國債 現在高	銘柄數	外國國債 現在高	銘柄數	地方債 現在高	銘柄數	社債 現在高	銘柄數	株式 直・延・定期取引 資本金	銘柄數	株式 直・延取引ノミノ分 資本金	銘柄數	合計 株式資本金及債券現在高	銘柄數
年	円	種	円	種	円	種	円	種	円	種	円	種	円	種
明治 11	220,723,837	5	—	—	—	—	—	—	1,800,000	4	—	—	222.523 837	9
12	218,325.013	5	—	—	—			—	2,800,000	8	—	—	221,125,013	13
13	215,629,767	5	—	—			—	—	2,800,000	8	—	—	218.429.767	13
14	214,023,623	5		—	—	—	—	—	5,700,000	9	—	—	219.723 623	14
15	207,158,281	5	—		—	—	—	—	5,700,000	9	—	—	212.858.281	14
16	202,259,506	5	—	—	—	—	—	—	10,230,000	24	—	—	212,489.506	29
17	213,577,301	4	—	—	—	—		—	26,030,000	26	—	—	239.607.301	30
18	222.044,422	6	—	—		—	—	—	28,730,000	29	—	—	250,774,422	35
19	220,086,048	7		—		—	—	—	39,855,000	32	—	—	259.941,048	39
20	240,286,016	8		—	—		—		41,115,000	34	—	—	281,401,016	42
21	248,453,173	8		—		—		—	65,271,000	39	—	—	313.724.173	47
22	251,363,905	8	—		—	—	—		83,841,000	53	—	—	335.204.905	61
23	232,179,227	8	—	—			—	—	91,036,000	58	—	—	323.215.227	[illegible]
24	231.936.347	8	—	—	—	—		—	83.516.000	57	—	—	315.452.347	65
25	240,416,995	8	—	—	4,957,000	1	—		90.596.000	58	—	—	335.969.995	67
26	236,802,122	6	—	—	4,957,000	1		—	98,353.650	66	—	—	340,112,772	73
27	227,614,605	5	—	—	4,957,000	1	—	—	98,607.650	73	—	—	331.179.255	79
28	356,128,896	7	—	—	4.957,000	1	—	—	113.782.650	76	—	—	474.868.546	84
29	344,103,571	6	—	—	4,657,000	1	—		164.190.150	80	—	—	512.950,721	87
30	342,443,947	5	—	—	4,360,000	1	—	—	193,485.150	113	23.965,000	2	564 254.097	121
31	371.823,685	6	—	—	4,160,000	1	600,000	1	217,735,150	109	23.965,000	2	618.283.835	119
32	381,290,104	6	—	—	10,843,400	3	600,000	1	286,542,000	111	23,965,000	2	703.240.504	123
33	386,842,249	6	—	—	10,643,400	3	9,439,880	7	318,472 000	113	23.965,000	2	749.362.529	131
34	395,420,495	6	—	—	10,443.400	3	13,177,420	10	343,097,000	109	32.965,000	3	795.103.315	131
35	409,736,830	6	—	—	15,967,800	7	15,039,960	14	357,150,400	106	32,965,000	3	830 859 990	136
36	417,624.621	6		—	16,167,850	7	17,780,400	17	392,160,400	112	32,965,000	3	876.698.271	145
37	419,827,371	6	—	—	15,186,700	7	21,395,680	20	410,015,400	105	32,965.000	3	899.390.151	141
38	900,754,017	11	—	—	14,718,500	7	20,331,720	19	456,400,200	116	35,965,000	4	1.428.169 437	157
39	895,942,722	11	—	—	8,372,800	5	19,666,760	18	511,445,200	114	36,775,000	8	1,472.202.482	156
40	1,065,646,267	11		—	8,024,100	5	45,015,280	33	736,678,600	141	37,900,000	13	1,893.264.247	203
41	1,062,934.713	14	—	—	7,749,100	5	49,057,195	37	769,938,600	158	38,900,000	14	1,928,579,608	228
42	1,419,183,533	13	—	—	7,359,500	4	56,002,085	42	550,155,800	138	38,801,000	15	2,071.501.918	212
43	1,173,593,529	10	—	—	5,081,400	4	66,957,060	43	587,009,300	142	40,310,000	20	1,872.981.289	219
44	円 1,107,227,500	8	—	—	9,075,400	4	116,577,690	49	717,322,650	158	39,300,000	21	1,989,503,240	240
							磅 2,000,000	1					磅 2,000,000	1
45 / 大正 1	円 1,065,141,595	8	—	—	円 29,563,000	7	円 136,293,955	55	円 756,592,650	174	円 39,150,000	20	円 2,026.741,200	264
					磅 5,175,000	1	2,000,000	1					磅 7,175.000	2
					法 100,880,000	1							法 100.880.000	1
2	円 1,037,369,791	8	—	—	円 29,197,700	7	円 152,550,275	63	円 828,887,650	191	円 39,210,000	20	円 2,087,215,416	289
					磅 5,175,000	1	磅 2,000,000	1					磅 7,175.000	2
					法 100,880,000	1	法 50,000,000	1					法 150.880,000	2
3	円 1,006,345,354	7	円 10,000,000	1	円 33,990,000	8	円 167,787,710	71	円 920,337,650	199	円 40,810,000	19	円 2,179,270.714	305
					磅 5,175,000	1	磅 2,000,000	1					磅 7,175,000	2
					法 100,880,000	1	法 50,000,000	1					法 150.880.000	2
4	円 991,441,829	8	円 10,000,000	1	円 41,848,000	12	円 218,821,840	103	円 972,657,650	206	円 43,810,000	21	円 2,278,579,319	351
					磅 5,175,000	1	磅 2,000,000	1					磅 7.175.000	2
					法 100,880,000	1	法 50,000,000	1					法 150.880.000	2

第十五章　諸　統　計

頁

第一表　上場株式資本金・債券現在高・銘柄數表……………… 3

第二表　半期別賣買高・受渡高表……………… 10

第三表　取引種類別賣買表……………… 24

（一）實物(現場・直・延・現物)取引……………… 24

（イ）金銀貨幣(第二表參照)……………… 24

（ロ）債券……………… 24

（ハ）株式……………… 53

（附）延取引……………… 60

（二）長期(定期・清算)取引……………… 61

（イ）金銀貨幣(第二表參照)……………… 61

（ロ）債券……………… 61

（ハ）株式……………… 69

（三）短期之取引……………… 100

株式……………… 100

第四表　早受渡手形一覽表……………… 104

第五表　銘柄別相場高低表……………… 110

（一）長期(定期・清算)取引……………… 110

（イ）金銀貨幣……………… 110

（ロ）債券……………… 111

（ハ）株式……………… 125

（二）短期取引……………… 256

株式……………… 256

第六表　最近賣買物件表……………… 262

第七表　最高記錄表……………… 297

第八表　貸借對照表・收入支出及利益金處分表……………… 298

（一）貸借對照表……………… 298

（二）收入支出及利益金處分表……………… 310

昭和三年九月二十五日 印刷
昭和三年十月 一 日 發行

株式會社 東京株式取引所
東京市日本橋區兜町二・四・六番地

編輯兼發行者 株式會社東京株式取引所內 平賀義典
東京市日本橋區兜町二番地

印刷者 星野錫
東京市日本橋區兜町二番地

印刷所 東京印刷株式會社